EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03058 7976

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

*purchased from
a gift by*

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

昭和六年五月一日印刷
昭和六年五月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一
東京市芝區金杉新濱町十二番地
發行者　川俣馨一
印刷者　和田助一

東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
發行所　古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

東京市小石川區竹早町三十二番地
發賣所　內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(86)　一一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）

明治三十四年七月二十一日印刷
明治三十四年七月二十五日發行

版權所有

神宮司廳

べし、ゆめ忘たまふな、幽冥にしては天つかみくにつ神の御心にそむき、せん尋の御陰の冥助を

やそこなひて侍らむ、穴賢々々、

芙蓉道人

芙蓉山人、鳴島道筑、名凰卿、字歸惠、一名信遍、號錦江、

も、そらおそろしく覺え候、又曰、連歌の類にして、風雅の道なり、歌は其風ゐるくして事せまし、見る物聞物につけていひ出せる、此道にのみとゞまれりなどいひの、しるめり、連歌のたぐひとはいはれあるに似たれど、連歌の風雅わづかにもぐしたらむには、にげなくも覺え候物かな、なべて風雅の文字をばいかによみときても候や、むかし松永氏の子○貞徳歌などいさゝかよみて、歌林雜話などをあみて、定家卿をあがめ、玄旨法印をたうとびなどす、さうなるかたにものせるか、いかなる前業にひかれて、かやうの事をつくり出て侍りけむ、但歌の風體なども、いやしく高からぬ方に心よせて侍り候やらん、連歌をば世にすきて侍りけらし、○中略扨連歌などゝ申事は、にいばりつくばより起れるなど候へども、此道の爲には、花に嵐のそひたらむやうにて、よからぬ業とこそ聞、ましてかうやうの事、いふにや及ばざれど、長頭子のせし所は、只一時の戲にして、其すがたも濱のありさまにて、いはゞ雪に墨といふもの、色くらべまたらむがごとく候、霞の衣すそはぬれつゝといふに、佐保姫の春立ながら居尻してなど、おかしきふしをばつゞけたり、歌連歌ゐるしといへる、其人の梓の弓矢とりたるもなしなど、り口し申たり、さすがに連歌の流れたるとも見えて候を、今はさもなくひたぶるのされごと、無下の流俗左道のことをなん誹言つよしといひ〳〵て、荒凉のかぎりをつくす事にも誹といふも、風流の事成や、俗言をもて風雅と思へる、文字のみなもとをしらぬなるべく候、○中略返す〳〵道しりがほにかゝる事しるし侍る事、此道の瑕瑾もやと、憚なることにしあれど、此頃これは、位高きやんごとなき御渡りの發句などもてさわぐをみて侍りしに、むねつぶれても侍るさたあとなき事成べし、おほせ事にて冷泉家の御門下にめしかへさせ給はりぬる冥加を思へば、たとへ堪能ならぬは身のすくせ、志をだにたて、空蟬の身を五百生にかへてもとねじ侍れば、人に見すべき爲にあらぬまゝに、貳にまかせてすゞろに注しつかはし候、此心をうけつぎて、我曹たらむもの、誹諧といふこと、必せで侍る

やいひもてゆけばその十七もじをもまたず、たゞ一句か二句にても深き心つくさるべし、せんはたゞ言葉づかひのあやなるとしからぬとにありて、おもひのながきみじかきにはかぎらぬわざなり、

〔癇癖談下〕むかし俳諧のすきびとありけり、芭蕉翁の奥のほそみちのあとなつかしく、はる〳〵のみちのくにくだりけり、ある國のかみの御城下にて日くれなんとす、一夜あかすべき家もとむれどあらず、おもひつかれたるに、そこに門だちしたる翁のあるに、たちよりてねんごろに宿をもとむれば、おきなうち見て、法師は達磨宗なるかと問ふ、いなさる修行にあらず、ばせをの翁のながれをまなぶものなるが、松がうらしま、象かたのながめせんとて、はる〳〵と來れるなりといふ、おきな、聲あらゝかにて、何がしどの御下には、はいかい師と、博弈うちのやどするものはなきぞといひけるとなり、いかなれば、おなじつらにうとまれけむ、いとあさましくなむ、

〔三十輻十七〕子姪に誹諧を禁ずるのふみ

世に誹諧といふ事の候、濫觴は、連歌の流にながれて、無下の凡卑なる心詞をもてつゞり成せる物也、其さましらぬ人は、しら雲の上なき翫とおもひ入て、其席にものして斧藻をことゝする類をば、知識のほまれをもて稱するたぐひも候、また世づかぬ人の子などをすゝめて、其の遊びにいざなひもてゆくまゝに、はては遊君傾國のなさけに通せざれば、いたらぬくまなむあるなどいひもてさわぐに、心ひかれて、富めるにあける家をもうしなひ、箕裘をつぐべき寵も、羊をうしなへる類のみ多く候、(中略)誹諧などいへるは、狂言利口をいさゝかそへて、つゞりさせてふきりぎりす鳴など見えたれば、かの一體さもあるべし、上りての世にたぐへてよまば、今も風雅の姿なるべし、俗言俗意をもて、これなんしかなりといはんや、玉に塊をならぶとも、かくはたがはじ、ましてて句のはしたに上下をだにかみせざらんを、歌の一體など云、住吉玉津島のみそなはさむ

〔筆のすさび四〕諸九といへる尼、夷講にて酒もりする處にて、

客をつるいとは三筋やえびす講、といふほくしたりければ、一座興ありつれども、其のさま賤しければ、後悔したりとみづから語りき、かゝる體は俳諧の俗談平話といへるにさへいやしむを、近頃詩歌の人好みてこゝをせにして物するはいかにぞや、

〔寄居歌談二〕なつの夜、あるやんごとなきわたりにて、うたはいかいの物がたりどもありけるついでに、あるじのたまひけるは、歌は三十一もじありてだに、おもひをよみつくすことかたかなるに、發句はたゞ十七もじなれば、いかでか心をいひおふせんとのたまへり、さぶらひける俳諧師こたへて申けるは、こは君の仰事ともおぼえ侍らず、發句はづかに十七もじといへども、和歌の三十一もじの意よりも長き思ひをのべはべる事、しかしながらはいかいの妙なる處にて侍り、こゝろみに題をたまへ、今おまへにて一首のこゝろを一句につかうまつるべしといふ、人々みな興にいりて、をかしきものあらそひ出來にたりと、ねぶりさませるをりしも、ほとゝぎすはるかになきければ、これをだいにてとあるじののたまふに、いとゝくひとこゑは月がないたかほとゝぎす、とたからかにずんしたり、後德大寺の大臣の、ほとゝぎすなきつるかたをながむればたゞ有明の月ぞのこれる、といふ歌のこゝろを、さながらとれるなりけり、君いみじうめでたまひ、一座のすき人どもゝ、みなかんじあへりしとぞ、今おもふに、このやんごとなき君は、歌のことふつにしろしめさぬなりけり、うたはさやうにもじの多少、句の長短によりて、よしあしをさだむるものにはあらず、さればかの一こゑは月がないたかほとゝぎすは、後德大寺のうたの注釋なり、本句にはあらずとしるべし、もとより三十一もじはさらにもいはず、十七もじにても、かぎりなきおもひつくされざらんや、さるはむかしのはせを翁、其角、嵐雪などのごときの發句は、いはんもことあたらし、今の梅室蒼虬等がいへる中にも、三十一もじのおよばぬがおほかるを

はなけれど、俳祖を翁とあがめ來れば、其徒にして遠慮ありたし、但し還暦古稀の齡を過ぎなば俳名の下に翁と云ふこともさわりなし、頭一字を取りて何翁とかくべからず、とかく翁叟をつけたがる輩は、名の高くて下手の人多し、さなくば流行をくれのあらわる、所なるべし、

〔黒雙紙〕名を送る時折紙認様

山岸氏
宜爲車來候
年號月日　芭蕉判

又何氏何右衛門殿とも書

宜爲何兵衛候

自分名判

〔宮川舍漫筆四〕蜀山人壁書

或時、蒲田の梅園にいたり、先生〇太田覃筆を染て、

梅咲やはるのはじめの三左衛門　はせを

鍬もかま田の取らぬ暖　曾良

鶯の片言まじりのらこいて　其角

花のぬしは三左衛門といふ、故に此句あり、扨人々寄集りて此句を見て、これは珍らしきもの哉、いかさまにもはせをの句あるを見れば、古き梅ならんなど、、各此句をうつす、さるにても何の集にある哉と、宗匠に尋れば、宗匠も、彼發句づくり後世の人の句體にあらず、知らぬといふも名に恥とや、いかさま何の集にか有しと覺えしが忘れし抔挨拶して、人々多くたぶらかされたりといふ、いとおかし、

なり、或人曰く、此時鳥一句に鳴ざる處有り、依て黒燒にして藥にせしといへる、さも有らば賞翫も有て、本意ならずや、たとへ名鳥なりとも、病苦に至つては、黒燒にせんもせめての事なるべし、殊にいざと言ふ詞、大方には言出しがたしとぞ、玄札が名聲、和歌の德義なるべし、

〔俳人百家撰〕午心鳥除句作の事

俳師午心は雪門の順序を繼ぎ、文雅の人なり、相州行脚の頃、大磯に止宿せしに、社中のすゝめて、古き庵の主たらん事を云へば、午心も性質隱栖を好めば、移りて住に、庭のさま心をなぐさむるに足れりと思ひ、夜は楠の火を友として日を送りけるに、ある日俄雨にわらぶきの家根洩かしこ漏ば、うつはならべてもりうけとすれども防がたし、是此頃鳥の來りてやねをついばむ故なり、午心此れを追はらへど、日々にむれ來て家根のわらをちらし、さまたぐるにこまりはて、午心たんざくに、

　おのが巣を斯せば如何に旅鳥

此句を竹にはさみ簷にさし置ければ、其後からす一羽も家根にとまらず、心なき鳥すら、風雅を感ず、いともふしぎの事なり、

〔俳家奇人談〕下大高子葉

大高子葉は播陽赤城の士、俳歌を沾德にまなぶ、(中略)藩士同心して、復讐の曉、師の方へ贈る書、

　其後は彼是御無音背本意候、(中略)拙は拙者事所存の筋難默止、今曉存立申候趣御座候、御厚情彼是以て、生々世々に及候事に御座候、山を裂ちからも折て松の雪、(中略)一句御引導本願候、

　　十二月十四日(元祿十五年)十五日　子葉

　沾德先師へ

〔麥搗舍隨筆〕俳名に何翁何叟など、自ら書くものあり、然るべからず、翁叟ともに借號稱號にて

散花を追かけてゆくあらしかな　　よみ人しらず
大長刀ににぐる鶯

とあるは、此花ふみちらすといふが、此集より前にありて、それを取たる句なる事必せり、されば狂歌にもせよ、予（○柳亭種彦）が考への如く俳諧の附合にもせよ、大長刀の方は古くより人口にありしなり、武藏野の方は古き物の本には見へざる歟、是も草より出て草にこそいれが前句にて、虫歟細流などを附べきを、案外なる月を出して、狹き句を廣くとりなしたるなるべし、俳諧抄（奥書行年七十五、宗鑑、）に、（前略）小島の御座ありぞする、（前略）おまへだて備前國の物語りとありて、宗鑑の自注に、此句御字はいかゞと申す人あれども、此類くるしかるまじと見えたれば、昔の俳諧は、前句附句に同字あるをも、さまでには嫌ざりしなるべし、武藏野の歌に、月の入べき草にこそいれ、耳だつ同字あり、附合の句とせば免すべき例玆にあり、歌にてはあるべからず、元和三年德永種久といふ人の紀行江戸めぐりに、米ならばまけても賣や六合に、此宿すぎて誰か川崎、弓手を見れば、武藏野は月のいるべき山もなし草より出てくさにこそいれと、古き歌にも詠れたりとあるに、扇のさうしを合せ見れば、はやく慶長の頃、古歌なりと思ひあやまりしなるべし、

〔滑稽太平記三〕玄札妙句の事

高島玄札瘧を病しに、種々藥力を盡しけれども驗なく、いやましの苦痛凌ぎ難く、せめての事に、年頃嗜の道なれば、紛らかしとて、獨吟の俳諧をしたり、

卯の花のおつるは風のおこり哉
いざ黑燒にせん子規

と脇して漸百句になりぬ、未濟以前より薄紙をへぎとる如く、快氣を得たり、然るに此脇は名鳥を黑燒にせし事、情なく本意惡しとて、世人評し合けり、され共玄札の心中とは、評相違したりと

常世鎌倉へ識まゐる　花に風ちぎれたりとも鐘草　不卜

正成正行へ教訓　親のいふ事は皆よし年の暮　連谷

〔一話一言十五〕やつこ誹諧の事

近頃やつこはいかいとて人のしけるを見しに、多の事なりしに、

髮水にあたまかつばる氷かな

といふ句に、又付ける、

しやつゝらさむき雪の暗

〔用捨箱下〕俳諧の句を狂歌と誤る

亡友曳尾庵、文祿慶長頃の古畫なりとて、色紙形のちひさきに花鳥人物の類をゑがき、上に宗鑑が犬筑波集の附合の句をちらし書にしたるを藏せり、是は屛風障子なんどに押べき料に、當時おこなはれし犬筑波の句を書て鬻し物なりとぞ、偖彼ちらし書にしたるを心なき者が狂歌なりと思ひ違へ、寫もし口にもいひ傳へしとおぼしき事あり、雄長老新撰狂歌集元和年間撰に、大般若はらみ女のきたうにはたきやうくわんだいさんのひもとく、とあるは狂歌には非ず、彼犬筑波の附合なり、又扇の草紙といふあり、殘闕を見て刊行の年號は知らざれども、五色の紙へ摺、角の寫本一名光悅本となふる物にて、狂歌集と同頃の書なり、右に摸す如く扇の形に畫あり、上に誰々も知る古歌に交て狂歌を題す、是にも犬筑波の句あり、前のこぎ出す船、月かくす花の木枝の二種は、彼犬筑波集の附合の句なり、後の大長刀武藏野の二歌は、犬筑波には見へざれど、前の例にならへば、是又古き俳諧の附合なるべし、大長刀にざふといはせんといふが前句にて、强敵山賊なんどのありふれし事をいはず、畫の細歷と狂書に附たるやうにおもはる、按するに文安五年撰古菟玖波集俳諧の部に、

朝鮮陣の時　からたちは頓て其儘きこく哉　深水三河守入道宗市

きて祝へもの、ふによき具足餅　羅山子林道春

梅の花つぼみ申すといふ字哉　深草元政上人

止むれど花にさらばや歸る雁　東海寺澤庵和尚

鶯も笠著ていでよはなの雨　千利休

梅の花香ながら寫す筆もがな　里村法橋紹巴

（中略）

先折るな人の言葉の花ざかり　園女

氣のはらぬ人合開て梅の花　同

濱荻や當風こもる女文字　西鶴

文月やひとりはほしき娘の子　其角

（中略）

精出せば氷る間もなし水車　珪琳

軍書に記したる事を題として、夫に叶ふ句を諸集より拾ひ出して著したりといふを、又わづかに拔えらみて玄るす、

羅生門　綱が立てつなが噂の雨夜哉　其角

奥州攻　前九年敵にしても花の山　專吟

宗任ノ歌　問ふ人は宮古に殘り梅の花　琴風

一ノ谷　鷲の尾に請狀はなし花の友　沾德

時頼　月影の更に依怙なし天が下　蓮谷

武藏守泰時式目を定む　名月の出るや五十三ヶ條　はせを

青砥左衛門なめり川　螢火は百がものあり滑川　宗因

俳諧

句をもてはやして、おのづから喜怒哀樂の示しともなりぬ、まして此道を好る、をうな童のふところ紙に入れ安からんと、こたび半居が小冊に物せしも、萬世其德をかゝげるの類ひならん歟、

加陽槐庵六世大夢坊

嘉永己酉初秋

〔我衣　一〕俳諧ハ、貞享ノ芭蕉大ニ流行ス、門弟其角嵐雪ニ至テ少シ下品ナリ、併口舌面白ク云廻スニヨツテ、世上ニハヤル、又五色墨流ト云ハ、點式五色ノ墨ヲ以テナス故ナリ、沾德、沾洲、齊蛾、一品（是ハ別流）其外三夕凡十餘人上手ナリ、又享保ノ比素人ニテハ、百里、白雲、蓮之、只尺等アリ、上手ナリ、享保末ヨリ、大名ニモ此道ヲ好ム人出來セリ、町人百姓尤多シ、亡八（クツハ）ニモ又上手アリ、蔓蔦ヤノ蘭洲ト云ハ、尤風流ナルモノナリ、芝居モノニモ市川團十郎（後海老藏、俳名三升、後柏莚ト云、）澤村宗十郎上手ナリ、是等ハ享保末ヨリ延享比迄ノ内、御大名ニ内藤備後守、安藤對馬守別テ上手ナリ、御旗本衆ニハ大勢アリケル、

〔關寬項跋　三〕古人の秀句

此に載る事も、俳諧に心ある人は大かたは知りて、善惡をも許する程の淺々しきものなるべけれど、淺見の身にては、最面白しと思ひし儘、こゝに拔書してあるをうつし出せり、

曾我兄弟のものが親の敵をねらふを哀れと思ひ出して

夏山や思ひさげみのこがるゝは　　畠山庄司重忠

重忠の發句せし事を珍らしと思ふは淺はかならんが、予（〇佐々木高貞）は始て見しゆゑに、拔書して置ぬ、

小田原やおもひの儘に莇おふせ　　太閤（〇豐臣秀吉）

さばたうち瀧川流すきつき哉　　同

きそはじめ老の敏をものしめ哉　　細川玄旨法印（〇藤孝）

其集、余與之對酌、頽然而醉、作而嘆曰、有是哉、昔者晁卿與唐人唱酬、明人著日本風土記、載和歌數篇、然則彼知我有詩有和歌矣、蓋未知有連歌也、而況俳諧歌乎、知有俳諧歌者、乃自蓼太始、今觀此集著作太富、重以示清人、則彼五言長城殆將失壘守矣、蓋我日出之邦、升平百五十年、煥乎文敎洋溢海內、此事雖小可以觀餘波矣、彼以其詩、我以吾歌、各稱盈耳哉、是爲序、安永丁酉夏六月南畝子序、

〔蓼太句集三編序〕我蓼太老人の句集は、明和に初編ありて、天明に二編あり、夫に洩たるをば、又吾公私の暇に書あつめて、其編集の是非を爪印してよと、老師の机上に捧置しを、繰返々々て、過たるは及ざるがごとしと、申されしより、未梓にえらざりしうち、世を去玉ひしかば、亦是に後れたるを追加し、或其省べきをはぶきて、是を三編とす、嗚呼師が世にありし烟霞に寤寐し、泉石に起臥し、青山白水胸中に蓄積して、一吸一呼錦繡にあらざるはなし、誠に其妙なる處、詞姿は月のごとく、玉の如く、玲瓏透徹し、意興は空中の聲、相中の色、鏡花水月のごとく、言五七五に盡て、其餘情億兆窮なきがごとしといはん、後の好事の門徒、かならず豈是集に感あらざらんやとしかいふ、

寛政五年昭陽赤奮若秋　　振々亭三駱誌

〔曉臺句集序〕臥央曰、世に三傑集といふもの有、とりてよむ、雪中太〇蕪半化暮雨臺〇曉三叟の句集なり、半雪二叟の句、我是をしらず、吾暮雨叟の句をとる事、はづかに六百餘句、その馬の鳥に啼、鳥の馬に嘶もの百七十餘句、いかにしてか其謬を正すべき、予曰、暮雨庵句集を木にゑらば、世おのずから其訛を知るべし、央曰、さる事有、師世に在せし時、これを梓上せん事を問、師いかゞおぼされけむ、許し給はず、予曰、其事ありてそのことをなす、はゞかりなかるべし、央よろこんで、暮雨庵句集を梓す、　　士朗

〔千代尼發句集〕百なりの蔓、百世の後はびこりわたるは、一すじの心根のいさほし末ながく柾のかつらに等しかるべし、今や馬の口とる男の子、蠶飼ふ賤の女が、茶のみばなしにも、千代尼の句

り、玄峯集麥林集などもかんばせなき心地せらるれ、況汎々の輩は論ずべくもあらず、よき句といふものはきはめて得がたきものなり、其角は俳中の奇逸と呼れたるものなり、それだに百千の句のうち、めでたしと聞ゆるは二十句にたらず覺ゆ、其角が句集は聞えがたき句多けれども、讀たびにあかず覺ゆ、是其角がまされるところなり、とかく句は磊落をよしとすべし、

〔鬼貫句選序〕五子の風韻を知らざる者には、與に俳諧を語るべからず、爰に五子といふものは、其角、嵐雪、素堂、去來、鬼貫なり、其角、嵐雪おの／＼其集あり、素堂はもとより句少く、去來はおのづから句多きも、諸家の選にもるゝこと侍らず、獨り鬼貫は大家にして、世に傳はる句稀なり、不夜庵太祇年頃此事を嘆きて、藻鹽草こゝにかしこに掻集めて、數百句を得たり、譬はゞ蒼海に網して、魚を求むるが如し、なほ洩れたるもの、幾ばくか侍らむ、さるを鬼貫句選と題して、早く世の好士に傳へむとの例の氣短かなる板元は八文字屋自笑也、

于時明和己丑春正月　　三菓軒蕪村書

〔蕪村句集後篇序〕洛夜半亭蕪村老人、年頃海に對し山に嘯き、花に眠り鳥に寐覺て、句を吐事十萬八千、その秀でたるものは、ひとの耳底にとゞまり、諸集にあらはる、惜むべし、去年の冬寢病終に夜臺に枕して、一字不說、高弟几董傾て金婆羅華をつたへて、門人のため一集を撰、書肆佳棠にちからをあはせて、ことし小祥忌辰の永慕とす、はた予と亡叟とまじはりひさしきまゝに、遙に武江に告て、それが序を需む、予又わすれめや、舊識五十餘年、

雪中庵蓼太

〔蓼太句集序〕和歌國詩也、變而爲連歌、爲俳諧歌、其猶詩變而爲賦、爲律絕乎、時有汙隆、辭有長短、俗有正變、節有緩急、體裁雖異、其情一耳、東都蓼太以善俳諧歌聞于世、門生萬于崎陽、以蓼太所著一卷、示之清人程劍南、程賦一絕以寫其意、且手書以遺焉、時人艷稱之、丁酉季夏蓼太載酒圖余牛門、請序、

にこれも又五元を經たり、さあれどその名の久しくきこえて、此集の世にかくれたるや、こゝに國ゆずりてたうとみ奉る、おほん神につかふ大德の在りけり、古代の物このみて、多くあつめもたれし中に、此書もとし比ありけるが、たぐひなき寶とめでものし、ぬりごめのうちにふかくひめ、心の注連もゆひかけつゝ、御垣をまもる宮奴の、杉の嵐にねぶるをも、いかにうしろめたくやおもはれけん、さればおのづから案內しりたる、此道のすきものどもは、緣を求め見ん事をこふめるに、大德うけざるさまにて、むれつゝ人のくるのみぞと、つぶやきながらとりいでゝも、席をかへて見ることをだにいとはれば、半紙もうつし得るやうなし、人みな月のうちのかつらのごときを、うらみあへり、予ももとよりこれを得て、先師の妙を明らめしらんと、つねにおもひて、としをかさねき、まことやこの比つたへて、持たる人をきくに、予がよくしりたるものなりければ、はじめよりねがひしことをかたりて、乞ひもとむるにゆるさず、されど彼家にゆきゝする事、度をかさね、かつなげき、かつうらみて、衣通姬の庭に、七日までたちさらざりし者のごときこゝろざしにやめでたりけん、からうじてあたへたり、よろこびまろびもてかへり見るに、みのゝ紙を中よりをり、かりそめに草稿のやうになしたる本の、遺墨八十八を一冊とせるものにて、晋子の手澤、今なほうごくがごとし、うれしくもしたはしくもあはれにも、めづらしくも、まぼろしのかんざしを得てかへりしこゝちも、かくやとおもふあまり成るべし、今ははじめよりのほいたがへしと、櫃にをさめてかくすことなく、龜成といふが筆をかつて、氷の下なる魚を畫くがごとく、一點をたがへずうつして梓行し、世に晋子をしたへる人と、こゝろざしをおなじうし侍りぬ、

百萬坊旨原

〔新花摘〕家々の句集を見るに、多く沒後に出せるものなり、ひとり五元集のみ現在に出せるなり、發句集は、出さずともあれなど覺ゆれ、句集出でゝのち、すべて日來の聲譽を減ずるものな

江戸誹談林七世

一陽井素外述

安永十年辛丑春

〔猿蓑序〕晉其角序

俳諧の集つくる事、古今にわたりて、此道のおもて起すべき時なれや、幻術の第一として其の句に魂の入ざれば、夢にゆめ見るに似たるべし、久しく世にとゞまり、長く人にうつりて、不變の變を知らしむ、五德はいふに及ばず、心をこらすべきたしなみ也、彼西行上人の骨にて人をつくりたて、聲はわれたる笛を吹やうになんはべると申されける、人には成て侍れども、五の聲のわかれざるは、反魂の法のおろそかに侍にや、されば、たましひの入たらば、アイウエオよくひゞきて、いかならん吟聲も出ぬべし、只俳諧に魂の入たらんにこそとて、我翁（芭蕉）行脚の頃、伊賀越しける山中にて、猿に小みのを著せて、はいかいの神を入たまひければ、たちまち斷腸のおもひを叫びけん、あたに恐るべき幻術也、これをもとゝして、此集をつくりたて、猿みのとは名づけ申されける、是が序も其心をとり魂を合せて、去來凡兆のほしげなるにまかせて書。

〔芭蕉翁付合集序〕はいかいの繼句をまなばんには、まづ蕉翁の句を諳記し、付三句のはこびをかうがへしるべし、三日翁の句を唱へざれば、口むばらを生ずべし、されど翁の句々ひろく諸集にありて、見やすからず、よてこれを抄出して、これを約かにし、道にこゝろざしあるものあれば則與ふ、門下の小子つゐに木に刻みて、書寫の勞をはぶくといふ、

安永甲午中秋　平安紫狐庵蕪村誌

〔五元集序〕長慶集元亨釋書などきこえしは、集編なりたるそのとしの號を、やがて名となむせられたり、これは延寶にはじまりて、寶永に終る、その間五元をあらためたるが故なりかし、しかるに晉子の滅後にいたつて、だれ人の家にありとも志られずして有りしも、正德より今延享まで

〔曠野序〕尾陽蓬左橿木堂主人荷兮子、集を編て、名をあらのといふ、何故に此名あることを知らず、予はるかにおもひやるに、ひとゝせ此郷に旅寢せしをり〳〵の書捨をあつめて、冬の日といふ、其日影相續て、春の日また世にかゞやかすけにや、衣更著やよひの空のけしき、柳櫻の錦をあらそひ、蝶鳥のおのがさま〴〵なる風情につきて、いさゝか實をそこなふものもあればにや、いとゆふのいとかすかなる心のはしの、有かなきかにたどりて、姬百合の名にしもつかず、雲雀の大空にはなれて、無景のきはまりなき、道芝のみちしるべせんと、此野の原の野守とはなれるべし、

元祿二年彌生　芭蕉桃靑

〔ひさご〕江南の珍碩、我翁○芭にひさごをおくれり、これは是水漿をもり、酒をたしなむ器にもあらず、或は大樽につくりて、江湖をわたれといへる、ふくべにも異り、吾また後の惠子にして用ゆる事を知らず、つら〳〵そのほとりに眠り、あやまりて此うちに陷る、醒てみるに日月陽秋きらゝかにして、雪のあけぼの、闇の子規もかけたることなく、猶知人ども見え來りて皆風雅の藻思をいへり、知らず是はいづれのところにして、乾坤の外なる事を出て、その事をいふて、毎日此內にをどり入、

元祿三六月　越智越人

〔梅翁宗因句集序〕貞享元祿の間に、一變せし後の諸書にも、我祖翁の名を擧句を載ざるは稀なり、されども俳句は、徒活潑にいひ流して、自の稿なければ、星は河邊の影さだかに數をとゞめず、予此末をくみ、其匂ひをしたへど、幾とし月の春を經しかば、闇夜に探り、雪中にもとむるが如く、漸今二百三十餘章を得たり、これ生涯の詠吟萬株の一朶なるべけれども、香ににほふ昔風俗を、いたづらにひめ過ぎむも本意なく、櫻木をかりてあらはし、鳥の跡ながくとゞめむと、糸もて綴てふ冊子となす、猶もれぬるは、時を待日をまちて、滿花のさかりを備へむと、しか願ひ侍る也、

故也、凡發句の數は一千五百三十、付句はこれかれ千句に餘る、誠に此道に心をよする事切なるによりて、今行末の人口、こゝには神慮のさがめをも恐ざるに似たり、され共和光同塵は、本より結緣の初さかや、然らば是非をもゆるし給ふべし、返々も世上のはゞかり、其嘲はありそ海の濱のまさごの、數ゑらずなん思ひしかども、よし〳〵本より愚なる身の思ひ出に、なにはの事をもかへりみず、只水ぐきに任せつゝ、種は盡せぬことのはの、ちりひぢたかき、足引の山鳥の尾のしだりおの、なが〳〵しくもかきつけ侍る、

〔俳諧古撰序〕選難、不其然乎、選者拔萃之謂、譬之伯樂取馬、冀北遂空、不則非選也、歌詩之有選也、而中育家者鮮久矣、近世俳家者流、戶々所選書、不啻五車、雖名是選、其義不存、且所輯事一世而不求諸古、闔國之什、隨其投而錄之、豈遑論意志之邪正、風調之高下耶、刪正之義荒矣、歌詩之選、研精之厚、尙頗難于正選、況此初末選者乎、宜矣哉、讀者不終篇束之高閣也、余有感于茲、因自不摧顏陋、每閱古人之選、得佳什輙鈔焉、若諸名家者、就其本集搜之、數年而殆千篇、夫諸家之選無窮、獨智難周、挂一漏十、蓋有之哉、且諸家集多未梓行、惜乎其龍泉大阿、逐閉不盡城、有能識氣之明者、補令之脫遺、令其光彩發、則異代之張雷矣、嗚呼選難矣、今唯對近世之選、略論其義、如余之選之得失者、亦惟在後人之擇之而已矣、

寶曆十歲庚辰三月

平安　三宅嘯山

〔俳諧類題句集序〕題叢叙

世之所謂誹諧者流之言、雖俚諺俗話、其據情發志以動物感人者往々有焉、斯編倣和歌題林抄、廣拾近代發句而聚之、每題數十首、合數千首、可謂勤矣、其中可喜可樂可噱笑可絕倒者、種々情態不一而足、然則此編非唯便好誹諧者、亦可以供解頤噴飯之具云爾、

鵬齋老人識

のみか、西武へ使を勤め、先其約を異變して正章より銀十枚を謝禮に受け、正章へ玉海集を渡したり、流石に孔門に入ながら、眞の道を失つて慾の道に其名を穢たる事、末代の辱と聞くべし、

〔新增犬筑波集〕山崎の宗鑑の集られし、犬筑波にそへたれば、新增とはいふ、犬とは犬櫻、犬蓼と云が如し、筑波とは連歌を云人皇十一代景行天皇の御子、日本武尊のにいばりのつくばを過て、いくよかねぬと、上句をあそばしゝ例にて、連歌は初まるゆゑなり、近代二條の關白殿筑波集とて、いにしへよき句をあつめたる書あるに對して、文明の頃、宗祇あつめられし連歌を、新筑波と號、されば誹諧を犬連歌といふ心に、宗鑑の題するか、又筑波と云は、木のしげき山の總名なり、又常陸國の名所にもあり、それは天照大神此山にて紫の筑琴を引給ふに、鹿島の浦波雲にのり飛のぼり、此嶺に著たるより、筑波山と號云々、

〔犬子集〕夫俳諧は、昔より人のもてあそぶこと、世々にあまねし、され共さかんにおこる事は、中頃いせの國山田の神官に荒木田守武、又山城國山崎に宗鑑とて、此道の好士侍り、かゝる時よりぞ事あらたまりけるとなん、されば守武は獨吟に千句をつらね、宗鑑は犬筑波をしるして、世々のかたみとぞなし侍る、然るにこれらの人もなくなりて、以後は此道すたれたるにや、たゞ〳〵云捨のみとぞ聞え侍る、しかはあれども、今此御代やしまの外までもおさまり、國土安全にして、民のかまどもにぎはふ折からなれば、高き賤きによらず、諸道をおこす故に、俳諧も又さかんにしてけり、然ればいひすてのみに過ぎなん事も、且は其興をうしなふにやと、古人のれいにまかせて、愚（○松江重頼）筆をそめぬ、則守武千句、犬筑波集、右之兩本に入たるはのぞき、其後の發句付句、其樣宜しく聞えけるを、身づから書あつめて、或古老の披見に入、用捨の詞をくはへ、そゞろに此一集となし、是を犬子集と號け侍る、抑頃は寛永八年如月より此かた、二とせあまりに、國々所々より到來の句をもつて、同十年睦月半に記し終ぬ、しかるを犬子集と云事、犬筑波をしたひて書たる

べたりとて、いかでか集といふべけむ、我後見の集は、我家の俳諧の一體の姿にして、我心に應せざる句は、一句ものせず、曠野集に、貞室宗因等の句をのせたるは、我家の俳諧の體なればなりなげかしきは、俳諧の俚言なるゆゑに、文盲愚昧の者はやく口なれて、自己に俳諧をゑれりとおもふ者の多く出來侍らん、衆俗の今日なれば、何とかすべけむ、かくいへばとて、他の人をかろしむるにあらず、我家の俳諧を說かんため也、穴賢口をうつし給ふ事なかれと懇にかたり給ふ、

〔ひとりごと上〕いにしへはいかいの書をあむといへば、國々より發句を書付て、撰む人のかたへおくり侍り、其内長點かけたる句を、小短冊に書留おきて、くはへ侍りしを、今は初心の作者に至るまで、此句を入べしとて、おして書付おくり侍りき、

〔滑稽太平記四〕玉海集の事

崑山集に續て玉海集を編と言ふ、翁〇松永貞德へ日來の寄句有り、されど業病難叶、西武に撰繼べしと有しが、某は鷹筑波を撰候ひぬ、今度は餘人に被仰付候得と辭申す、翁以ての外立腹して、孫の昌易を使さして、種々理を盡して後、又昌易狀を付たりとなり、

昨日は緩々と得貴意、本懷不斜候、仍而俳諧玉海集之義、長頭丸〇貞德貞公を賴申度由、懇望に御座候間、乍御六ケ敷、先々御受取被成候事、於我等も喜悅候者也、然るべき樣に御才覺賴入候、恐惶謹言、

八月二日　昌易

西武九郞太様

追て、昨夜は種々御馳走、過分に存候、

と有ければ、西武もありがたく思ひし所に、正章是を望て、北村季吟を使さして、玉海集寄句に撰料有之、昌易へ遣し候べし、我等に被渡撰者になし給り候得と望申せば、昌易は父祖の命に背く

宗因まで誹諧をとなへ來れり、然ども我云流の誹諧は、其誹諧には異也と云事にて、荷兮野水等に後見して、冬の日、春の日、あら野等あり、越人瓢集ありて、發句も數百つらねたり、去かれどもあら野に發句は盡く出すべき句なきゆへに、巻までにして、發句ははぶけり、去來凡兆が望に應じて、今の一變正風たるべしといへるにまかせ置たるに、我心に叶ひて滿足しぬ、東武は久しく居を定めたる地なればとて、孤屋野坡等が類、疑にもとめけるより其旨にまかせ、序も素龍にゆづりければ、調も無下に落ざりけり、今度大芽半殘等が生國の伊賀にて、撰なきはうらみなどつぶやきし故後猿蓑とせんと撰びかゝり侍れど、彼地にて集出すべき巻なし、あはたゞしく巻したらんには、いかでか心に叶ひ侍らん、美濃の落梧が瓜畠集つくらんと思ひ立侍れど、其志とげずして身まかりぬ、其集におくらんとおもひ侍りたる巻あり、今度曲翠亭の巻あり、彼此三四巻出すべしと、半殘大芽まで申置侍れど、發句は二百餘もあるべし、春の日ほどの小冊なるべし、いづれ集は、その風體を撰者の心に合體するをよしとす、萬葉をはじめ、廿一代集の時は、世の氣稟にまかせたる風體也、夫故古今、新古今、其代々の風體をあらはす也、此比にて御撰びなきは、其風體のさだまらざる故也、取ならべたりとて、集とは云べからず、それは歌のことばかりに云ことならず、俳諧とても同轍なるべし、去かるに貞室の玉海集の如き、玉に瓦の欠のまじりたる、米に砂のまじりたる、有難無難のあつめ書なり、人の句々もらじ集めたればとて、我好む一體極らざれば、何を以風體とせむ、たゞに我も集作れりと名聞の種也、此類あまたあるべし、ゆめ／＼貞室を誹謗せるにあらず、人の上を以敎へて、二三子に示す也、問、去からば撰者其是非分明ならずして、是をよしそれをあしきといふべけむや、翁の曰、其人の長分にて、同じ位の句をよしとおもへるもあらん、それはよしとおもへる句は、よかるべからず、よからぬと思ふ句よかるべし、上品の句は心のとゞかぬ故に、よからぬと捨べし、津々浦々遠境波濤の限り、貰ひあつめて、句々を取なら

一題號の事、さして深き心をふくめたるもうるさし、人の嘲りを蒙らぬやうに專一とすべし、わづかの文字の中に一部の大意をふくまんと云は少き心也、只其書をよぶに、便の名目と心得べし、あら野、有磯海等心なくてよけれど、けふ此ごろは度々にて聞あき侍る、只耳にたゝずやすらかに、ふるめかぬ事こそよけれ、芭蕉庵小文庫は長過たりと、難ずる人有其人常に其書をよぶ時、小文庫とならではいはず、武州深川芭蕉庵小文庫と名付たり共終に呼ざれば、難じて益なし、又撰者芭蕉庵小文庫といはせむと念を入侍れど、人呼ざれば、是も益なし、難じたる人、名付たる人共に無益の持也、略○下

(俳諧白雄夜話)一集選む事

一句のよしあしは、其人のつねにあり、手に於葉のとゝのはざるや、病ある句は選者の罪也、難句撰句はもとより、一卷のよしあしは、撰者の常によるべし、

一猶撰者の句のすへどころ自序など心得有べき事なり、

一撰集のさた

師九原にはて遠し、あれは師なければ書也、いづれの年にかありけん、蕉翁撰集思ひたち給ひしに、諸邦の門人手をひき、襟にまつはるゝものから、風情いとまなく終にはたさずなりしと、後世の龜鑑後學の決疑、此上や有べからざるを、なげきてもあまりあり、去來傍にありて曰、某が句何句ばかり撰み入給ふべきにや、蕉翁曰、汝に似合ざる事を申、撰める句稀成をもて撰也、何句とはいかにぞやと笑ひ給ひぬと、撰いまだなるをたゞに恨むのみ、

(俳諧芭蕉談)曲翠問、發句を取あつめ集作るといへる、此道の執心なるべきや、翁(○芭蕉)曰、是卑きこころより我上手なりとしられんと、我を忘れたる名聞より出る事也、然とは其風體の句々を撰び、我風體といふ事をしらする志也、我俳諧撰集の心なし、乍然貞德以來、其人々々の風體ありて、

ねて申侍る、前書に二樣あるべし一には發句の光をかゝぐる前書有、二には詞書なくては後代難とすべき時、前書を加へて、後のいひわけに殘す事あり、〇中略

一題に竪橫の差別あるべし、近年大根引のたぐひを、菊紅葉一列に書ならべ出する、覺束なき事也、先師〇芭蕉炭俵に、大根引といふ事をと、詞書にかけり面白事也、

一部立の事、年中行事四季景物次第をたつる事常の事也、發句數すくなく、あるひは二句三句同作にて、同じ所にならべざれば、其感すくなくして、題を分がたき事ある物也、其時は神祇、釋敎旅無常と、四季不同に分べき也、人丸ほの〳〵の歌は、文武帝かくれさせ給ひし時よめる、哀傷の歌なるを、海路の旅にして、古今集には出せり作者の人丸より、撰者貫之手柄なるべし、

一同じ作者の句、二ッ三ッならべ侍る事、見ぐるしき第一也、同作ならべざれば、叶はぬ所もあれば、それは各別の沙汰也名人の句にても、同ほどつゞけたるは、不興なる物也、前書の上り下り、一字一點の所迄眼をくばり、心頭を勞する撰者もあり、又こなたの折めに題を書て、うらへ返して、ほ句あるさへ待遠にして、もやう笑しからずといふ人もある也、

一卷數のこと、上下二冊あれば、見ぬ先より發句俳諧と推量せらる、三冊五冊に及ぶは、前後見る人稀也、金銀にて撰集する人の、論にはあらず、さやうの集は奉加帳と等しければ、紙數よごれたるこそ、手柄なるべけれ、たゞ集は手輕き樣にして、上下二冊あるべき集なり共、二度に出板したるこそ人の心の新まりたる心地はせらるれ、桃隣が陸奥千鳥、前後見る人もなく、覺えたる人も稀也、只其角が像の異向なる事をおぼえて、外はいひ出す人もなし、歲旦引付など、丁數多きは見ぬ先より、うとましき心地す、是も金銀の穿鑿ならば、同日の論に非ず、片田舍には引付多きを、上手にいふよし、丁數多きを手柄ならば、口一枚年號計をすりかへ、每年上へとぢ重ねたり共、年々の句を考へ、新敷する人なければ、かはりめ知人あるまじき也、

一發句たてやうに習ひ有、地發句をならべ、秀句逛所有るべし、猶絶勝の句、撰集に出すべからず、世上の眼届がたし、但發句は撰者の位に寄て入べし雜句の中たま〳〵秀逸有ても、前後に穢され、其句の光を失ふ、人々其集をあなどり手にとらざれば見る人なし、俳諧も又同じ、逆衆を撰みてすべし、先師一代志の通せぬ人を俳諧せず歴々の門人に、俳諧の手筋通せぬ人多し、其人と終にいひ捨てもなし、まして打込の俳諧は、名人とてもならず、

一撰者の句大事也、目にたつ事なくては甚だ無下の事也、其集を見る時、撰者の句に力を入て見る、一部の位はすべて撰者の句にてしる、もの也、耻かしき事なり、

一卷頭卷軸の句心得有べし新古今勅撰の時、後京極殿勅定に寄て古今の心有歌奉り給ふといへば、古今集の卷頭より歌はおこれりとも、むつかしき題なれば、手柄といふべし、四季の卷頭、一題一題の卷頭あり、人を考へ句を撰みて並べし、下手の卷頭に出たるは、土民公家の上座仕たる心地して、其集いやしまる也、〇中略

一當時俳諧撰者の眼に、句の甲乙急度わからざる故に、作者樣々批判す、隨分依怙贔屓を捨て等類作例を吟味すべし、〇中略當時俳諧の集前後のつゞき肝要也、夫撰者は第一自句達者にして、秀逸の句持てもおしまず、代句に書入もやうをつくり、題と題とのつゞけ所、句の不足あれば、假に筆をひかへ、發句する程の達人ならでは撰者成がたし近代初心の手に落て、國々より蜂起する撰集てには違ひ等ならべ、集とおもへるはかなき事也、東西南北にもてあそぶ集は、書林に沙汰有べし、たゞ集は拙なき事なきやうにすべき事なり、外國の歌發句てには違ひは作者の罪にして、しめて罪なし、專撰者一人の罪なり、

一集は第一もやう也四季を分て、いつもかはらぬ梅櫻月雪、しかもよからぬ句を並べ出せる、不興の事也、一作有べき事也、題と前書の相違有べし、近年其差別なし、前集篤実に此事あれど、かき

句集

あらぬ事迄拾集て、是をつがはず、まして諸國の名物付合等にも放埒の類多し、皆用捨有べき事にぞ、發句付句は犬子集の以後、人の語きかせる、愛かしこの句、予が愚なるをも、あまた入申侍、みる人目をたつべし、いよ〳〵嘲をまねくに似たり、よし〳〵もとより塵の身なれば、人の詞の玉箒にははき捨られんも、さる事ならし、實やかゝる悪事は、千里を走ると云、去かもことしは寛永十五年戊寅は、毛を吹て疵をもとめん事うたがひなし、すべて發句の數は、行歸る虎のあゆみにひとしく、付句といへば、狐住べき國所の、道ののりに同じ、よりて睦月後の五日に、大むね是を去るしをはりぬ、

〔續俳家奇人談上〕四時堂其諺

其諺は京師にあそびて、言水、方山、鞭石等と、時を同ふしてつねに交る、四時堂と號す、〇中略その座右にえらび置ところの滑稽雜談廿四卷四季の事實を尋て、其學和漢に渉れり、古今俳諧季立の書多しといへども、此書の右に出る者なし、をしいかな、其うづもれて知る人なきことを、

〔續俳家奇人談中〕無腸處士

無腸處士、はじめ醫を業として難波にすめり、其人となり名利にうとく、當世にしたがへり、自らいふ、外剛にして内柔なる、これ我性也と、因て更に無腸の號をなすといふ、〇中略竊に俳士の無稽なる、連歌の抄物のみを據とし、柱に膠し、舟に刻める事の狭きをうれひて、也哉抄をあらはし手爾遠波の梗槩を去るす、其轍を同うする者は、寔はずんばあるべからず、實に後代の總鑑なるかな、

〔宇陀の法師〕俳諧撰集法

一師說芭蕉〇云、選集に撰者の句あまた入る、昔千載集の時、再度勅許有て俊成卿の歌加增せられたる事有、當時俳諧撰者憚りなくともゆるすべき事、

一てにをは差合撰者加筆憚るべからず、是例也、全の源三あり共、閉口さすべき加筆有べし、

となり、されば先師の名付給ふを見るに、みなし栗、三日月日記、冬の日、ひさご、さるみの、葛の松原、笈の小文、皆其趣也、

一去來曰、浪化集の時、初に上下を有磯海、砺南山と號す、先師曰、皆和歌の名所なればまぎらはし、浪化集と呼べしと也、晉町は浪化詩人ならば詩集なるべし、俳諧者なれば打見たるより、俳書といふ事あきらけし、

〔誹論 一〕總論

初心のためとて、立圃四季の景物を集め、十二月に分て見安き書なる、題號をはなひ草といふ、後景物多からずとて增補をなす、世にはなひ草大全是なり、維舟去嫌の書を編集する所四卷あり、題號を樅といふ此書貞德の心に叶はず、故に又去嫌の書を、貞德撰筆記せらる、所十卷有、世に稱する御傘是なり、又季吟山の井といへる書を著述する、大本にて四卷あり、季寄の間々に發句を書のせ部類す、其のち又山の井といへる書五卷なる、同題號にて別種なる、內四卷は前山の井の增補にて、又壹卷は自分の日發句集なり、其後續山の井といへる書二卷撰集なる、是は貞德門人、諸國の人々の發句を部類す、而後立圃のはなひ草大全を改正して季帖を編集す、是を人稱する增山の井二卷なり、かくの如く追々誹書成て、重疊たりといへども、誹諧入門に勞なく、故に都鄙貴賤を分たず、誹諧志なきもの少からず行れける、

〔長頭丸隨筆〕わが(松永貞德)誹諧金匱抄の表紙の清水ぎれは、二條殿の秘藏の御きれなりしが、われ清少納言の枕草紙を校正し、自筆にてうつしまゐらせしに、御よろこびあつて下されしなり、めいぼくあると覺しまゝ、大せつなる書の表紙にして子孫に遺せるなり、

〔毛吹草 一〕抑此度書集ける其品多し、先句體のそれ〳〵、指合のあらまし、次には四季の詞、戀の詞同連歌の詞も追加しけるは、今めかしき事なり、猶又世話の詞は誹書の程にもならんやいなや、

俳書

去來曰、先師〇芭蕉は誹諧の法式を用ひて、なづみ給はず、思ふ所ある時は、古式を破り給ふも有、されども私にやぶり給ふはまれなり、第一先師の誹諧は、長頭丸〇貞德以後の誹諧を以て、元來とし給へる事、代々の誹諧體よりもとづきたまへり、凡誹諧は付句あな久しといへども、誹諧となるは長頭丸以來にして、いまだ法式なし、よつて連歌の式をかり用ひらる、かさねて誹諧の式を改作らるゝにも及ず、又上よりたまはりたる法式にもあらじ、若其人あらば、是を損益有とも罪なかるべし、其時の宗匠達は、皆連歌師たる故、連歌の法式をかり用ひらるゝなり、

先師も次韻の頃までは、たゞ法式を破り給といへども、後はもとに歸りたまふ、

許六曰、先師誹諧の法式、差合、てにをはのことは、先輩の式に似たれど、當流の用捨格別の事多し、

野坡曰、炭俵集撰の時、

　御頭へ菊もらはるゝ迷わくさとありて、四句ばかり有て、また御袋といふ句あり、同意の同字いかゞあらんと尋ければ、翁こたへて曰、もしも難ずる人あらば、不吟味なりといひてありなんかし、

支考曰、中古の誹式に差合も去嫌も、たゞ連歌より放埒せむとは、自放自棄の沙汰にして、心得がたし、

中古の誹諧は、みな〳〵連歌の式目をもて、俗談平話をあつかはんとすれば、琴の爪かけて田草を取にひとしく、言行の違ひなからんや、げにそれ誹諧の掟といふは、その事を取なし、其詞を云かけて、連歌の付心にかはらねば、かしこには法式の名を先にして、曾て法式の故をさゝず、宗匠は一字一言の指合をとがめんとす、こなたには法式の故を先にして、かへつて法式の名にかゝはらず、まして文字の去嫌をとがめず、

〔俳諧芭蕉談〕一去來曰、先師〇芭蕉曰、俳諧書の名は、和歌詩文史錄物語等と違ひ、俳書の名あるべし

は御傘は高野木食上人のあつめたる無言抄を借みて、彼抄に云る事を非として不用、宗因派は事に寄て無言抄にも隨ふ事有、宗因が流の椎本才麿一派にて搾し通俗志に、長頭丸を難じて、無言抄を破るも、一概の論也、其中にて可は用ひ否は投ずるこそ正路なるに、なべてを捨る如きは、貞德の謬也と云へり、此論も一理有、坊主憎めば袈裟迄憎いといふ諺のごとく、さしも人我なき長頭丸も、其人を惡て其事を不惡の道理を思ひたがへられしにや、余〔〇神澤貞兵衛、翁草三其續一〕素より貞德の流れを汲といへども、是も又よきはよき、あしきはあしきとせんも宜ならずや、

〔はなひ草序〕こゝに連歌のたゞことをはいかいといひて、あながちにふるごとの跡をもおはず、今やうのよしなしごとを口にまかせていひちらす有、其たへなる所に至ては、輪扁が輪たるべけれど、いひやすきに心ひかれて、予が爲には孟母が三遷とも、まげておもひなしぬ、凡一座のをきては、和漢聯句にひとしといひ傳ふるなる、ゑかはあれど連歌に替て、ゑゝのつの、とがりたることばをたくまんとすれば、蜂のさし合、礫の打こし、彼是のがれえずして、かならずとするにはあらず、總じてむつかしきことをば誰にかみせむといひし梅の花なるべし、先其きは色のいろはにほへど、ちりやあくたの中々に、鼠の穴かしこくは分がたけれど、いばらの口を開、はじかみの手を延て書集、はなひ草と名付、見る人、我〔〇野々口立圃〕を思ふべければ也、

〔橘庵漫筆二編四〕俳諧の季寄ははなひ草の跋は、烏丸亞相光廣卿の遊ばされしなり、其文の滑稽見つべし、奥書の追加と遊し、只何となうかろく聞え易きものなり、今の序跋のごときぬめらかしたるものならず、今は亞相の御跋と云ことさへ知る人稀なり、

〔蕉門誹諧語錄〕誹諧の法式の事

翁〔〇芭蕉〕曰、われ誹諧に於て、法式を增減する事は、大むねふまゆる所ありといへども、今日の罪人たる事をまぬかれず、たゞ以後の諸生をして、此道にやすく遊ばしめん爲なり、

此一帖をあらはすを、位と德とそなはらざるものは、かやうの書はえらばぬ事なるに、くさきのくさひ事と、梅の木のとがむる人もあるべけれど、これは應安の新式を立て、一座一句の物をば、二句にさだめ、七句の物をば、五句になすやうの事のみにて、わたくしの新法を一つもいたさず、誰も去りたる和漢のごとくあひはからふものなり、是を此まゝ置侍らば、はらぐろなる人有て、誹諧の新式なんと申事もやあらん、似ひたる名を付ばやとおもひめぐらすに、心にかなふ名なしだゞそなた次第と外題にかゝむといへば、かたへの小性すゝみていはく、それはげにもながら、さりきらひの事にあたらねば、あまりにおほぞうにや候べき、丸が曰、げにもひろくてよりところなし、汝つけよと申せば、各盞とか、めん／＼さかづきとかありたしと申所に、それよりもどしおとりの今一人の小性、其ちいさきさかづきよりは、うへさまのおからかさと申度と申、その心はいかにとゝへば、此一本の有ならば、あめが下にさしあひする人又と有間敷と申、いづれも丸が付たる名よりはまさりたり、此うへははやく神慮にまかすべきとて、花咲の宿の稲荷のほこらのみくじをとれとはからひければ、おさなき子のいふ事を、神も納受やし給へけん、おからかさと云に、一鬮おりさせの給へけり、御の字さへあるならば、上のおからかさといふ事は去らるべし、されば文字すくなにてきゝもよければ、御傘をこゑによみて、御さんと名付侍るものかし、

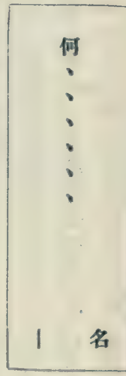
〔翁草百六十九〕一誹諧の行るゝ、二百年に及ぶ、されど伊勢の守武、山崎宗鑑などは、聢と式目を立ず、只折にふれては誹諧の發句を口號、まれにつけ合をするも、大旨連歌の式に倣て、究たる式も無りしを、長頭丸貞德に至て、此道を與し、九條玖山公〇稙通の御命をうけて、一道の宗匠となり、あらたに式目を立て誹諧御傘を著す、この道に遊ぶ人、皆此規矩に寄、また浪花の宗因は、是を用ぬとしもあらねど、自見を以、一派の法を立、大旨は同じけれども、少しづゝの差有、其謂

大かたの旨尋しかば、かゝる式目は予こそ定むべけれ、されど足下先定めよ、夫を用べきとのされたる返事下りあはせ、さらば此度計心に任せん、所にいひならはせる俗言、わたくしびれたる心ことば一向はうほつ、うつゝなき事のみ也と、其千句の跋にしるしたり、この比のはいかいは、連歌式目の内、和漢の式目にてさばきしよし貞德いへり、誹諧の式目のはじめて見えしは、寛永のはじめ貞德式目を歌十首に作り、これにて埒明するつもりなり、其後御傘式久留流などゝいふくはしき式目出來、つゞきて立甫がはなひ草、季吟が增山井など出來て、いよ〳〵くはしく成たる也、

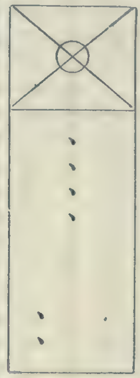
〔正風俳諧直旨傳〕俳諧式の事

翁曰〇中略俳諧の式は連歌の式に倣て、先達の沙汰しけるなり、連歌に新式あり、追加共に二條攝政良基公の御作なり、今按るに、一條禪閤〇兼良の御作なり、此三つを一部としたるは、肖柏の作なり、連歌に四つとある物は、俳諧には五つとし、七句は五句去とし、俳諧なれば萬事安々と沙汰しけるなり、按るに追加に漢和の式あり、大槪是を俳諧の式法と、昔より定るなり、貞德の御傘其外世に多し、是等の式の中に信用しがたき事も有俳無言といへるあり、大やう宜し、去嫌の式もなくては調がたし、自門にも書あれかしといへるもあれど、愼むべきことはりなり、法式を定るといふ事は、甚だ重き事なり、されども花の本と稱せらるゝうへは、其法たゝずしては名の詮なし、代々に連歌去嫌あまたあれども、世人是を守らざるは何事ぞや、私に法を作りて、是を守れとは恥べき事なり、指合の事は時宜にもよるべく、先は大方にしてよろしきなり、若志ある輩は、此趣を書記て、ひそかに自門の大法ともなさばなすべし

〔誹諧御傘序〕誹諧は〇中略京田舍の高もいやしきも老たるも若きも、此道といへば、耳をそばだてて心をよろこばしむ、しかれ共さしあひにまどふ事多て、評論絶せねば、丸〇松永貞德が門弟のために、

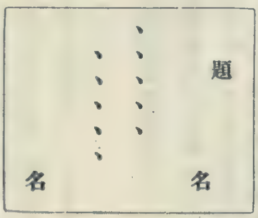


三折一下テ出題を書時なり、題のなき時は一字半上テ書題あるとも下つまる時は一字も上る、



花の短冊其外物に付る時は、水引にて付る一筋なり、付やう水引さし込、ひとつに取て一むすびして付るなり、

水引穴紙のうへ四角に取、其眞中に穴を付る、圖のごとし、



名の書様、常の通若庵號など書つゞける時は、
蓑虫庵服部土芳
庵主とも書となり
蓑蟲軒服部土芳子
服部氏とも書べしとなり

〔俳諧獨稽古上〕俳諧式目定れる事

俳諧は宗鑑貞徳より、連歌の式を受て犬筑波、御傘、立甫がはなひ草、是より事起りぬ云々、

〔山崎宗鑑手跡連歌式目歌時代考〕此ごろ誹諧に式目といふものはさらになき事なり、天文九年いせの守武がはいかい千句獨吟せし時、周桂かたへ、この道の式目いまだ見ず、都にはいかんと、

何、、、、

年號月日

芭蕉稿

書留も旅を送り奉るとも書なり、

紙四ッ折一ノ折ニ、先の名氏號を書、如圖付紙を張る付紙あり、赤きを用ゆ、

悼に青紙を用ゆ

外包は紙袋を用ゆ、略して上包にても用ゆ、

拜机　爪合

など、書、尊卑によるべし、

〔黒雙紙〕色紙短冊の事

紙の上下の事、常は青雲の方上なり、

悼の時は紫雲上なり、

何、、、、、

、、、、

名

名は脇へ寄ル、卑下なり、

、、、、、

、、、、

名

書なり、名殘の裏に至り、又片面に八句書て終る也、都合紙數は右のはり合にて、裏のとぢ目まで
に、揚句書つめて仕舞ふ也、

〔芭蕉翁正傳〕平懐紙之事
一平懐紙は緘目懐紙とじにして、水引の端兩方へはねるなり、書樣一行也、
但平懐紙は略也、横懐紙の端に、俳諧の連歌と書くは常法也、然ども貞享式は竪懐紙を用るなり、

〔宇陀の法師〕一朱印は色紙短尺には押さぬ法也、何某之印と置事子細あり、みだりには成がたし、
勳印と云事唐名なし、但直印と云事にや、口に有印は肩の印と云也、彫刻の法樣々有、當時錐笘さ
しの類にて、彫刻み赤判と號して、押ちらす事無下の事也、

〔毛吹草一〕一人名の多き懐紙を、過去帳誹諧とて、前代より嫌侍るよし、次の付句迄をそこなふ物
とぞ、去からば人名をおもてへあらはす事なかれ、句作によりて、其聞えはかくれ有まじ、ほのめ
かしたるこそおくゆかしけれ、

見めよきが尼にならんとかきくどき
障子に殘す歌あはれなり
女に心みだす武士
戀路にはうしろがみ引一の谷

右之句、其聞えかくれざるにや、

〔黑雙紙〕人の方へ句を送るに折紙に認樣

半殘子旅立送る

或は半殘公老翁人に依て尊卑あるべし、人によりて貴丈などゝも書、

懷紙綴番

發句をよみて、又すて、おくなり、是も端作夢想の俳諧と書發句まで書なり、やがて又よみ申べし、脇出來たらば、常のごとく請取て書べし、發句を亭主より出す事惡し、執事は神慮の名代なれば、執筆よみあぐこと尤殊勝なり、

一客人などの句を請取候て、名乘問ふこと苦しからず、貴人御兒などの句は、たとへ七句の物なりとも、五句請取に人可申、總じて貴人御兒などの名をば兼て覺候て、其座にて書こと肝要にて候、指合などもさのみことぐ\しく申さず、書留ること執筆の心得にて候、

一執筆は勿論一大事の者なり、其席の興不興も、執筆次第によるものなり、吟聲など氣だかく上の句は三段、下の五文字を高きやうにひろうすべし、下の句に二切に、是も下の七文字は靜たしかに吟するなり、懷紙面の手跡たしなむべし、其外菓子くふべからず、何をすべからず、嫌物過たる物など見るとも、懷紙をうち返しぐ\見ること有べからず、只おぼへたるまゝに嫌ふべし、指合など少々書れたりともくるしからず、

〔翁草百五〕其世〇享保の執筆に大圭ほどなるはなし、吟聲鮮かに高く去嫌ひをよく辨へ、文臺さばき他の及事なし、

〔芭蕉翁正傳〕執筆之傳

一文臺の上に、〇中略懷紙横折にして、二重ね二枚づゝ也、紙は四枚なり、尤よつ折也、四枚一重ねも有、

〔十二夜話〕懷紙之法式

紙は杉原也、水引にて閉る也、水引有合せず、白紙にてとづる時は、表の方にちよつぐ\と爆を付べし、祝儀の習也、追書にはいつにても白紙にて閉る也、會紙の表とぢめの端の所に、年號月日前書略とまた、め、表紙をのけずに、表より直に書出す也、百韻表八句書にして裏より七句八句と

一吉凶に寄りて吟じ樣（口傳有）

右者執筆の傳あらましを擧る、餘は直傳にある事なり、

〔俳諧獨稽古上〕執筆法式

一先末座に出て、貴人宗匠珍客少人抔の座配の體を見つたひ、そつと一禮してやがて立て、文臺によるべし、大方硯のなき方、貴人少人などのおはしまさぬ方より行べし、著座して扇をぬき、我右の方に何となく置候て、硯を取をろし蓋をあけ、水ありとも少し入候て墨を摺候、（中古三五七摺さ摺候へ共、常時はよき頃すり候、）筆を二管取候て宜を見合、文臺の端に置、其後懷紙をひろげて、中二枚を又二つに折て、硯の蓋に入て、床などの際物にかまはぬ所におくべし、（文臺の下におくは惡し）

一執筆の居やう、餘り貴人の御前にては、無左右安座すべからず、右の膝を立べし、うへの方より御伺あらば、左をすべし、つねの貴人の御前にては、いつもの樣に居べきなり、

一懷紙を折て端作を俳諧之連歌と書べし、（連歌に賦物あれども、俳諧にはなし、それも賦物有時も有べければ、一がいならねば、所は宗匠にたづねおくべし、）發句出ればうち誦して、宗匠の方を伺に領納有時は、又發句を誦して、名までも書て吟しあぐるなり、筆をいかにも、墨にたぶ／＼と染、一句すら／＼と書べきなり、墨薄く候へば、懷紙面わろくなり候、名は墨を續事賞翫に候、

一遲參の人に披露すること、當句より打越まで披露すべきなり、こと成貴人へは、一面も又は幾度も是をよむべし、但時宜によるべし、

一貴人の御句は、披露までもなく、頓て是を書て披露すべし、平人の句は請取て、座上の人又宗匠の貌を守る時、領納あれば、是を書て披露するなり、

一夢想の會は發句を書て、懷紙添文臺のうへに置なり、一順到來たらば、その一順を置なり、懷紙を折迄以前に同じ、懷紙を折て置ざまに、左にて一順をやがてとるなり、兩手にてひらきて、執筆

次に筆を取、筆形をおろす程、左の手に持、軸を右の手に持て、くる〳〵と廻して、筆をもみ墨を含せて置也、次に書時に、左りの片膝を立て、左の手にて懐紙を持、膝に上て書べし決て文臺の上にて書べからず、次に賦の字書て、文臺に置、宗匠の方を伺ふ、其時宗匠さし圖をなす、此時賦物の名を書、又何の曰と書もあり、尤仕廻ふ迄筆放す是法式なり、次に發句を書て一篇吟じ、作者を讀む、其時句主禮をする、扨又文臺に置、一順は二篇づゝ吟す、作者も發句のごとくなすべし、再順より一篇ヅヽ吟ずる也、尤月花は二句前に、月前々々花前々々と云て、連衆へ定座を聞す、次表出來て、おり返しの句すべきと云人あれば、又懐紙をとりて書、又文臺に置く、裏出來して、次に二ノ表の句書時、内の紙を一寸ほどに口を引出し、二枚の間へ筆の軸尻を入、内の紙を引出し、両手にて端をとり、文臺の上に向ふの方へ置く、白紙を手前へ並置く也、だん〳〵出來次第、右の通に重ね置、次に仕舞に重ねたるまゝ、右の手にて左りの端をとり、左りの手を添て返せば、始の表上になる也、手にとり發句二篇吟じ作者をよむ、卷頭禮す、脇より一篇づゝ吟す、作者をよむ、句主だん〳〵禮す、よみ次第懐紙は文臺の向ふへ置く、揚句二篇吟で、作者をよむ、次に始のごとく左りの端を持、手をそへて返せば、初の表上になる時に、三折にして文臺飾始のごとく仕舞、直に綴る事もあり、其時は懐紙を能揃へて、とじ所三ツに見て錐をさし、中の一ツをとぢる、水引は上二本下三本天地也、水引の端十本となる内、六本の方を一本切て両方にて九本とする也、水引の端とじる丈に切て、きりはしは袖へ入るなり、

一懐紙は打曇(青天也紫地也)

一書様は、藤の花のごとく細かに書べし、

一疊紙に連衆を記す、百韻の式也、

一宗匠の居所文臺の左り也、難居時は右にもおるべし、

執筆

卯の刻雨にねむけ來るなり　京　月居〇中略

右は古今曠の會なれば、一卷の聯綿差合等、時の宗匠たる人飽迄も心をくばりて、他の批判なき樣に首尾を仕立る事專要也、もともも芭蕉一派に於ては、かうやうの古掟に深著せざる由なれども、之を破りなば、後には月も花もかいやる樣に成なむ、道に法なきを豈道と云むや、先ヅ此百韻一卷の連綿の事は、ともまれかくまれ、始ワキの句に、天が下草と有て、四句めに雨有、天と雨は和訓同じけれども、古來ゆるし來れる故に、わざと雨を出したりや、是も耳立事を好むに似たれば、せぬに如じ、其上此ワキの天が下には、花こそつばめあめとかけて、雨露の惠の緣を結びたれば、普通の天が下と云などは違ひ、打こしに雨はきはめて遠慮すべき事也、面八句の事は、いにしへより殊に穿議有て、一卷の序なる故に、眞の位を嚴重に備て、神祇釋敎戀無常述懷懷舊の言葉を禁じ、只やすらかに何事もなき樣に仕立る掟なるに、斯る不吟味は何事ぞや、たとへいか成る申披有とても、衆人の合點せぬ事は、是も非なるべし、其後十月十七日、又々闌更もめされて御會有し由、〇中略道山はめされしかども、辭して參ざるよし、心にくし、

〔芭蕉翁正傳〕執筆之禮

但俗人は袴ナリ、略して袴もアリ、尤執筆仕舞まで飲食停止之事、

一執筆勝手より出て、連衆へ時宜して、文臺による、寄り樣は文臺の左りより寄べし、尤障り有ときは、右よりも寄るべし、床の向にて文臺を引直す事あり、

一文臺に向水引を右の手にて取、左右の方邪魔にならざる所へ置、次に懷紙を兩手にて取、文臺の左りの方へ置、次に硯箱兩手にてとり、左右の內邪魔にならぬ所へ置、但し蓋は仰けて置べし、次に懷紙を兩手にて取り、文臺の中にて、三ッ折を開き、重ねを見て二枚重ねならば、上の重ねを兩手にて取、硯箱の蓋の內へ置、次に跡の二枚重ねは、三ッ折の懷紙を開き、文臺の上に置、



寛政二庚戌年秋九月五日

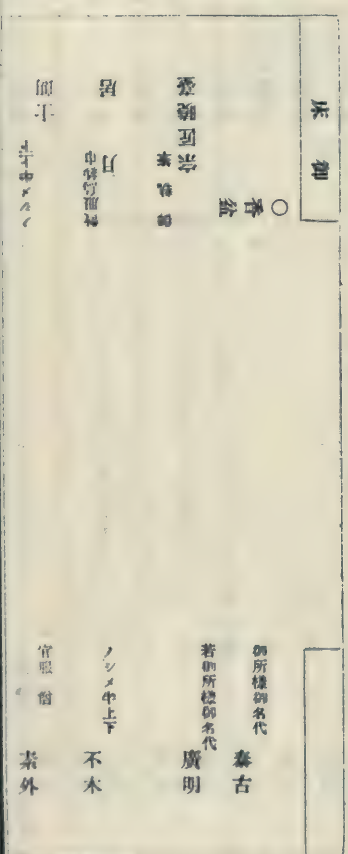
俳諧之百韻

おもふぞよ見るべの松に秋の月　　御

花こそつぼめあめが下草　　暁臺

まよしきすかたを小鹿の路替て　　泰古

こより、其御席の百韻懷紙の寫、幷御席の圖等を見せし故、ひだりに記す、實も鄙人の心には、天へも上れる心地していかめしく、是を國への土産にして怡るもさる事ぞかし、此事は前卷にもあらあら評せしごとく、道ひらけてこのかた未曾有の盛事なり、されども恐れみながらつら〳〵おもふに、御先祖良基公などの如く、風月にたけたまふ御身にて御もよほしあらむは、誠に道のめいぼくとや申べき、今や誹諧衰へて、させる宗匠もなき世の中に、かたへの人のそゝのかし奉りて、やごとなき攝家の御館にて、あらぬものどもをめされて御興行有は、畢竟其道を信じ給ひての御催しとも聞えず、只一時の興に猿樂などをめさるゝに等しければ、強ち此道の榮えとも申がたし、殊に御句をもて懷紙を立させ給ふ事、いさゝか興さめて覺ゆ、それも御内々の事ならんはいかゞせむ、斯く世に流れてうつしもて遊ばさんは、いとはしたなき御わざにや、但し斯く評すれば、偏執のやうに聞人もあるべけれど、ゆめ〳〵さにはあらず、たゞ物每の淺間になりし今やうを歎くばかり也、〇中略



連會と號して、門弟の純なるもの十人を勝つて、別に二條川東頂妙寺塔頭某院にて月次を企て、內會とす、其十人は、雛里、杜口、釣雪、竿秋、線來、蝶我、東湖、天棘、若水楓川なり、其外にも、好士は淡に斷りて稀々には是へも聯る、〈○中略〉享保十四年春、淡々點印家譜を弟子竿秋に讓る、是より橋本を改めて松木竿秋と號す、淡は退隱して、其賀筵を洛東圓山正阿彌〈○註略〉に於て之を開く、門生且つ他派の俳士群りて出席し、各賀章を送る、正阿彌亭を廣く取こしらひて、衆是に着座す、淡々竿秋左の一二座に在り右の席は、五橋、魯風、一枝、雛里、襪露、杜口、牛李、我笑、井龍、雅風、釣雪、其光、孤松、淵水、吟松、線來、〈○中略〉末に至つて楓川〈楓屋橋屋吉右衛門〉尹張〈都路の後〉鬼車、〈芝居役者塩井中四郎〉等凡六七十人圍席す、執筆柳岡、〈性讀適、書家、〉賀章を讀上げ、一巡を懷紙に寫し、式の通りに聯ねゆく處に、やゝ初折過ぐる頃、林夕子〈京〇〉〈都町奉行長田越中守〉より使者として、世繼太仲〈○註略〉正阿彌に來、淡席の中央に出向ひ、太仲則酒肴を雙べ積せて、目錄に引合せ、口上を述る、今日の宴を賀せられ、此酒肴を以て衆を饗せよとの趣なり、淡敬謝す、兩人の應對尤見事なりけらし、昔日は知らず、近世俳席の壯觀なり、〈○中略〉嗚呼一世の豪、芭蕉翁以來、此翁の外に誰か有寬や、

〔翁草百八十一〕塵塚のちり

此頃〈寬政二年〉菊月のはじめさやらんに、二條家に於て誹諧の御催し有、地下の者あまた召れて、つけ合の俳席有しとぞ、御先祖良基公の連歌に御名の高かりしだに、押出してはいかいの御催し有し事を聞ず、九條玖山公〈道、○略〉の貞德へ誹諧をゆるし給ふも、御自らの俳かい有し事を不知、さるを今道の衰ふるに至て、攝家の御館に誹席を立給ふは未曾有の事、道のめいぼくに似たりといへども、圖らずも誹諧は雲井にのぼり、和歌は地下へ落る事、下剋上の道理にて、誠の道の衰えとも云がたからむか、たゞけうとき秋ののらの悅びとこそおもはゆれ、

〔翁草百八十九〕前卷〈百八十〉塵塚の塵の內に、二條家御誹席の事有、右の御席へ出たる若狹の陶阿ゐ

くをそらになして厚味を求むる輩あらば、後の世蠅とむまれて、風雅に不信第一の人とすべし、

元文元年

誓文はたてぬ筈なり神無月

〔鶉衣續篇上〕俳席掟

一袴を取るに辭義あるまじき事

一夜更て時を問ふべからざる事

但勝手の鼾におどろくべからず

一世間ばなしにわやつく人は、たとひ王衍が麈尾を揮ふとも、溷圓の居眠には劣るべし、

右先達ての定にもれたるを拾うて、菴の新制とす、飲食もとより亭主の了簡なれば、客の心得に及ぶべからず、且は言譯に似たらんも口をし、そも奈良茶にも限るべからず、なら茶の奈良茶なる心を守らば、菜めしも麥飯も、則三石の内と玄るべし、

〔本式幷古式〕一むかし長頭丸老後に、本式の誹諧あり、人々座につきたるに、良德遲參なり、玄ばらくしてまいられけり、人々良德を見て、ひそ〳〵笑ふ、此時に貞德翁は、はや目見えずして居られけり、何事にか笑ふやとはれければ、連衆の中より、されば鷄冠井の老人、大紋を著ゑぼしをきてまいられたり、ことやうなりといふ、長頭丸泪を流し、まことに古實捨りたり、本式の連誹ともに、予が若き時は、皆々そのごとく式服を著して、席にのぞみたり、玄かれば今連衆の服は何をか著たまへる、いぶかしといはれけり、一座興さめけり、容易に連衆いひ合せなくては、興行努々あるまじきことなり、

〔翁草百五〕淡々が時を得たる目覺しさを、世人憎みながら、道は益々繁榮して、都鄙邊境の好士、小菴に市をなす事夥し、故に自の菴にて月次會もさう〳〵敷とて、門弟柳岡が許にて興行し、又十

表十句

月　雪　花　ほと、ぎす　名所　寐覺

如斯配り樣相談肝要

戀は不入、神釋は多く發句に入るべし、

右如件

〔鶉衣前篇上〕俳席之掟

一飯は三石の掟を守るべし

茶の花の比をなら茶も盛かな

一汁一ッ、菜一ッ、酒の肴も一ッに限りて、鯉に精進の咎をのがるべし、夏は必茄子を用ひ、豆腐は三季にわたるべし、香の物は論ずるにたらず、

音も香もせぬや豆腐の冬籠

一酒は勝の前後をすべて、三盃を過べからず、さるから盃は得道具をゆるすべし、

いかさまに四たびはくどし村しぐれ

連衆に酒すきありて、此ケ條の掟にはなはだくるしむ、よつて了簡の一句をもとめす、

狐さへ五こんとともる霜夜かな

一菓子は其日のあるに任す、まづは煎豆に定むべし、

煎豆に骨こきませてあられ哉

一燈は行灯にて事たりぬべし

蠟燭はたつといふ名の寒さかな

右の條々けふよりかたく守るべし、亭主に卑下の辭なければ客に輕薄の挨拶も古し、此やくそ

一末座の若輩差合を高聲にいふべからず、自然不ㇾ及二差合の沙汰一於二書付一者、潜に隣座の人に言傳ふべき事

一其席の宗匠の外、指合已下不ㇾ可二爭論一事、

一初心の人、不ㇾ可ㇾ致二句數一事、

一我仕たる句に次句不ㇾ附間は不ㇾ可ㇾ立ㇾ座、乍ㇾ併不ㇾ叶義あらば無二是非一事、

一滿座已前不ㇾ可二立ㇾ席歸一事

右如ㇾ件

〔本式幷古式〕本式會

連衆十人可ㇾ然、花八本にては足らぬ樣なれども、發句第三、其外さくらもあるべし、

一扇の要をはづし、次ぎの間に置べし、連衆手前よりさして行たる扇と取替る也、持參のあふぎに、名前を書て行がよし、又とり替る時のため也、要をはづしたる扇子は、こよりにてむすび置なり、尤鳴らぬ故なり、

一連衆へ銘々香爐なり、百韻滿座まで、香煙不ㇾ切やうにする事なり、尤見合肝要なり、

一匂ひの花の時は、亭主とり炷て持出るなり、

一匂ひの花の句、案じ課せたる時、作者膝を立るが相圖なり、執筆より前句を吟ずるなり、其時香を御影の前に手向て、花の句吟ずるなり、殘る連衆は花前の時、膝をあらため、心を正しうして直すなり、

一花裏表八本なり

一月常のごとく七ッなり、又うらにてありても不ㇾ苦、見合、宗匠巧者貴人すべし、不巧者必すヶ様なる事、心がけありまじく候、

となり、いづれも右の意にて名づくるとなん、かゝれば匂の花もこの説に因て解すべし、一巻の花こゝに果るをもてにほひといふなり、

〔芭蕉庵再興集〕芭蕉庵壁書

草庵心得之事

一火之元の大事第一也、たばこの火に至まで、念が上にも念入らるべき事、

一庵中掃除懈怠あるまじき事

一公邊にかゝはり候噂者勿論、世間物語懸所の沙汰、はやり詞などの雜談堅く無用の事、

一文臺のあたりにて、金錢等の取あつかひ、是又かたく無用の事、

一老俳に讓せずして、みだりに句をすへられまじき事、

一句の事によりて、いさゝかのあらそひは、道のひとつと云ながら、高聲などは有まじきと、祖翁の文にも侍り、よく〳〵御心付らるべき事、

一はき物は假初にも、間違ざるやうに御愼の事、

右

卯四月　　　執事

〔本式幷古式〕會席法度之古式

一會刻限定りなば、急ぎ進みよりて座列すべき事、

一指用もなき雜言、節々不可立席事、

一句を高聲に詠吟し、雜談すまじき事、

一扇子をならすまじき事

一いねぶり行跡をみだすまじき事

發句ならば表六句可ㇾ然、夢想の句短句ならば表七句成べし、百韻惡しく候、歌仙可ㇾ然、賀の興行は座短き可ㇾ宜候、表九句も同じ、
匂ひの花といふ事は、千句と夢想にいふことにて、常の會に申さゞる事、未練の次第にて候、意趣は千句滿座に香を炷き候故、匂ひの花と申候、夢想同意なり、

〔燕石雜志 三〕匂(ニホヒ)の花

俳諧の附合に、名殘の裏の花を匂の花といふ、何の故にこの名あることを志らず、予(〇瀧澤解)總角の比、俳諧師にこれを問しに、その人答て、一座の連歌、名殘の裏の花前に至れば、宗匠立て香をたく事あり、故に匂の花と稱ふといへり、こゝろ得がたく思ひしかば、又一人に問ば、名殘の花は一卷の大事とす、こゝをもて未練の作者に附句を許さず、この花一句をもて發句にかよふ故に、匂の花と名づくと答へき、こはいづれもうけがたき說也と、このときはや疑しく思ひしが、年長てみづから思ふやう、韻はにほひと訓ズ、匂の花とは百韻滿尾の義なるべし、靜齋老人隨筆に、匂は韻の省文なり、韵韻同字にて、韵をいにしへにほふと訓せしならん、流風餘韻の韻の字をにほふと讀ば、なる程おもしろし、古人訓釋に心を用ひし事、推量られて感心すといへり、よりておもふに、連歌の附合長短百句に滿るを百韻といふ、韻をにほひと訓をもて、名殘の花にこの目ある事は、その韻滿尾の花といふべきを略して、匂の花といふならんとみづから解して、人にも志か說示せしが、今按ずるに、自他の說みな非なり、物の尾(ヲハリ)に至ておのづから盡るを匂といふ、舊家の說に、鎧の威毛に匂ひといふは、譬ば薰物などの意也、初のほどは香氣たしかにありて、末に至る程、ほの〲とその香うすくなりて、香氣消失るなり、威毛の匂ひもこの意也、何色にても袖草摺の上の方は色濃、それより段々に色薄くなりて、果は白するを、何匂(ナニヽホヒ)といふ、刀の燒刃にも匂といふ事あり、赤婦人の眉をつくるに、黛の薄く散る所を匂ひといふ

時も、句主も時宜有べし、執筆自分の名をよみて時宜する時の時宜は、かるくするがよし、吟聲間の延ざるため也、執筆へ句を渡す時、長句は五文字を渡し、七文字五文字と渡す也、短句は七文字とわたすべし、一句一直なれば趣向二つ、宗匠よりもどれば、次の順へ句案を讓る也、我句に次の附句せざる内は席を立まじき也、會終て床へ文臺を執筆あげざる以前は、席を崩すべからず、文臺の揚おろしは、執筆宗匠へ窺ふて、差圖にまかすべし、文臺立たる時は、宗匠一句一句に趣向を可ㇾ案、さばきのためなりとぞ、

〔俳諧獨稽古 上〕臨席可ㇾ有ㇾ覺悟ㇾ事

新宅の會には、もゆるやくるなどの火類をいみ、夢想の會には、夢の字左選の吟、追善には、おとづむ、浮ばぬ、くらき道、まよふ道、つみとがやうのこと、船中には、かへるおづむ、浪風などいむこと、くわしく記すに不ㇾ及、思量すべきことなり、

〔誹諧之秘記〕夢想之事、夢の字に書様有ㇾ之候、彼の賦の字をいふ輩、夢の字は、夣とも夢とも書也と、廿四日夕、廿四夕との割字也、いつとても天神の御日の前夜を取ゆへ、廿四の夕と書くといふ説、甚だ不屈の事、人をまよはし侍らしむ、各達歌師の中とにや、受用して申あへる者數多なり、夢の字何の心なし、夢想をひらくは當前の祈禱賀儀の心、わたくしあるまじきなり、ひらくに無別條、床に聖像をかけ、燒香不ㇾ絕執筆高計乙なし、甲とも　夢想に亭主脇をすれば、宗匠第三もする也、一順濟みて一家の總代と書てするもあり、又第三に總代として、一順を附るもあり、いづれも不ㇾ苦候、かゝる時呼附つけ句といふをきらふなり、かなといふ發句におき島の類ひ、玉柳いむべし、たまやなぎといふに通ふゆへなり、かなしきと呼かける故なり、新宅其外賀の誹諧の心得成べし、

〔誹諧之秘記〕夢想之事

へうかゞうよしもなくて、すぐに書付てまはし侍る、かくまで法外の事になりける物かなと、そぞろにかなしく侍る、

〔宇陀の法師〕一座付懐紙うつりには、欲を離れて二三句の中に、早速付る物也、一くさり延れば、上手も出兼ぬるなり、此次々と待ッ中に、句毎にむつかしく覺えて出ず、たま〳〵よき趣向浮びて、にとやせむはとやせむと、句作りひねる中に、外よりよからぬ句を出して、懐紙にのせ侍れば、其座の俳諧は、もはやおもしろからずして、彼前句にひねりかけたる句を、益もなく案ずる物也、句前次第にのび過侍る中に、むつかしき前句出て、人々付あぐむ時、執筆にせがまれ、かゝらぬ句なれど、出たるを幸にして、人の案じ空に、やり句計をするもの也、

〔四山藁二〕俳諧小言

會席のありさま、いかにも風流なるべし、いにしへ花紅葉の結びつくえなどいふあり、西行法師の扇文臺ことにをかし、同調の友三五人、花晨月夕におもひをのべ、喜びかなしびにつけて情をもらす、いとめでたき遊びなるべし、懐紙の法、竪懐紙横くわいしのさだまりたる法あれば、今の世の緘たる物に之たがふべからず、句讀のしやう、人にめでさせむと、聲の高低にあやどりたるをかしからず、東坡居士が、三分は詩七分は是讀なりといひしに、思ひあたることおほし、

〔十二夜話〕文臺立候時の式の大概

一順案る内は、文臺不立、別の間にて案じ、宗匠へ伺ふ、一順揃ひて再返に至時、各會席に入て、執筆床より文臺をおろし上座に据、宗匠其上に座す、吟聲發句脇は二篇よむ、初は小聲によむ也、一順よむには、名をいはぬ也、扨句の花あげ句を二篇吟聲の時、吟聲を高く張べからず、發句に憚あれば、並の通の吟聲にいふべし、句の花を吟じ返す事、常はあげ句計吟じ返すべし、吟じ返す花は句の有花の時吟じ返すべし、一順の吟聲の時、名を聞て銘々に時宜有べし、句を渡して執筆吟聲の

やみぬとあるをもて知るべし、夜會ならば宵より始て、後夜また遲くとも鷄鳴までに滿尾したるものなり、さるときは今のやうに、五句も七句も案ずる隙なし、句案に時をうつすは、席上の妨なり、よきほどに一句づゝ出すべし、句の好惡は其時の機嫌によるべし、もし附句ならざるときは、他に乞て附場を讓るべし、今の世兩吟三吟は、會席に出たる時の稽古なるを、却て席上の俳諧を席俳諧と名付て心も入れず、徒言を付ちらして、早く終るを所詮とするなり、思ふに古代の人は、初心より席につらなりて、句を案ずることに馴て、奈良茶三石六斗の數つもれば、達者になること必定なり、今の初心は長句短句のわいだめのみはしりて、前句を見とむるといふこともなく、くらがりに鼠をとらへるがごとく、めつたやたらに句數を作りて、付もつかぬもわれは知らず、かやうにしていくばくの歲月をつむとも、俳味を知るといふこと生涯なし、愼むべし、諸藝とも一旦艱苦を經ざれば、蘊奥を究ることあるべからず、

附句にむかふ時、はじめより五句も七句も案ずる心先だつ故、句每に粗案にして、何れも空的なり、只一本の矢を射あてる心になりて、五句作る力を、一句に入るやうに仕習ふべし、

〔ひとりこと上〕いにしへの俳諧は、來る幾日の興行なりと、前廣に定置て、詠草に剗付して、再々返までもまはしたれば、句數もいでき侍り、當日に至りて、或は朝飯後よりはじまりたるは、夜半をも越て終り、又晝過てあつまりぬるは、大かた夜も知ら〱と明わたる程にみちぬ、今時の俳諧は、再返をだにまはす事まれなりければ、座の上の句數はおほく侍れど、論る所はいにしへの富の三分が一にもたらず、古人は各沈思して、尤句每に宗匠の心をうかゞひ、宗匠は又故なき句を取事なし、あるは前句に不便をくはへ、あるはのりなしみを專一に案じ侍りければ、おのづから時のうつりたるなるべし、略○中興行の俳諧に一順をまはし侍るも、いにへしは付句を二句づゝ、して、宗匠の心をうかゞひ、其後詠草に書付侍り、今は付句も、作者の心ひとつにてきはめ、いづれ

俳席

これはまだ少女の時なりけらし、後聟どりせし時、

しぶかろかしらねど柿の初ちぎり、まことに俳諧にてをかし、廿五歳にて夫にわかれし時、

起てみつ寐てみつ蚊屋のひろさかな、生涯身を全うし、一人の男子に夫の家を嗣しめてのちは尼になりて別居し、素園といふ、畫も越後の呉俊明に學びて、頗風韻あり、或人畫を上に讃を下に書てたまへとのぞみしに、あさがほのたれたるをながくかきて、

朝がほや地にさくことをあぶながり、句のさますべて女流の趣ありてつよからず、

あさがほにつるべとられてもらひ水など、人口に膾炙して賞す、永平寺の長老、道のついでにやとひたまひて、一念三千の意を句に作るべしともとめたまへるに、

千なりも蔓一筋の心から、これも世に語りつたふ、老極りて死せりとぞ、句集有て世にひろまりぬ、

〔名家談叢〕秋色

秋色は、東都小網町なる菓子屋の女なり、幼名をお秋と呼び、十二歳の時、上野の花見に行きて、清水觀音堂の邊なる井の端にありて、大般若と名づけし櫻を見て、

井の端の櫻あぶなし酒の醉、十五歳の時、其角の門人となる、其節の吟に、

蜆とり早苗にならふ女かな、其角俳名を秋色とあたへぬ、かくてより彼花を世の人秋色櫻と呼びけり、

〔梅室隨筆〕連歌は一座百韻と定まれり、俳諧も延寶天和の頃までは、一會百員なりしかど、かくては終日、或は終夜のいとまを費して、勤仕家業の妨にもなるべきなれば、しば〳〵興行もなりがたしとて、貞享に祖翁〇松永貞德歌仙の式を立られしものなるべし、されども今の世のごとく、一卷に數日かゝるやうのことは更らになし、いづれ一席に一卷はなしたるものなり、かの更たりとて

しらえぬ大海原にうかべる船の、よるかたしらぬこゝちして、我名の眞樹さるものからに、思ふみなごにはてんことは、墨江の大神のさちになん、

〔續近世畸人傳三〕横井也有

也有、横井氏、俗名孫左衞門、尾張の士也、篤實謙厚にして文雅を好み、殊に俳諧に長じ世に名有〈き、俗風を喜びて、しかも定れる師なしとぞ、○中略〉生涯はいかいの門人といふものなし、二歳の小兒が、舌しどろにものいひたるが、おのづから五七五にかなひたるがをかしくて、是ひとり弟子とおもへると書れしは、卽俳諧にして、弟子なきは、世祿の家にしてさるべきことながら、やゝもすれば上手といはれんとて、さしもなき人も、己に諂ふものを勸めて其業をなさしめ、弟子門生などいひなすがあるにとりて、これも亦一ッの操なるべし、

〔續近世畸人傳三〕加賀千代女

千代女は加賀の松任の人にて、幼より風流の志ありて俳諧をたしむ、しかれども其師をえず、是かれ行脚の人にとふに、美濃の盧元坊を稱するごとみな同じ、こゝにして殊更に行て學ばんとおもへるに、折しも行脚して來りしかば、其旅宿に就て相見をこひ志をのぶ、元草臥たりとて寐てありし所へゆきて敎をもとむるに、さらば一句せよといふ、初夏の比なれば、時鳥を題とす、やがて句を吐たるに、元其たゞものならざる氣韻を見て、其句をうけがはず、是はたれもすべき所也といふ、さらばとて又一句を吐、なほ肯ざること初のごとし、元は旣に眠につけども、女はなほさらず沈吟す、其眼のさめたるをうかゞひては又一句をとふ、かくて數句に及び、つひに曉天に至る時元起て、終夜さらざりしや、夜は明たりやとおどろく、時に千代女、

ほとゝぎす郭公とて明にけり、といへるを大に賞し、是也々々、汝他日此意地をわすることなくば、名天下にふるはんと、師弟の約をなせり、果して女流にめづらしき此道の高名に至れり、

山を出て、片うたといふ淵に身を投たりと、つひに伊勢の能褒野、彼日本武尊薨じ給へるあとに石碑を建、また華山院右府公に請て、片歌道守といふ四字を書て賜りしを梁上に掲て、萬ともしく心のまゝならぬ時は、これをあふぎて憂を遣といへり、此ころ京師に正木風狀といへる俳人俗が俳諧を誚るをにくみて、たいめしてさま〳〵難じけるを、俗わらひて、俳諧を執するは他をしらぬ故也、今試みにしにくきことして見せんとて、風狀があさがほの句したりといふ其題にて、古風中古近體の和歌三首をよみ出し、又其一首を冠にして三十一首、又鳥にして三十一首、はては鳥と冠にして三十一首、須臾に九十六首を成し、此うへはいかいをもせんといへりしかば、風狀も詞なくてかへりしとかや、閑田子、○伴資芳もまたまさに知ることあり、いなかにて出あひし時、戲に付合の景物を人に好ませて、言下に俳諧の歌仙一卷を終たり、さし合何句去などいふ法、少しもあやまたず、花の座に隣りて、或者梅と好みたれば、加賀の御紋を拜領の禮と付たりしるい、達者といひ氣轉といひ、其才は七步の作にも讓るべからず、

〔與歌考上〕總論

さきに多氣綾足が、俳諧の連歌といふものいできて、世の人此俳諧ぶりのたはれたるにめでて、ひたぶるに其ことのもとをしも正さず、まして學こともなくて、唯いひ出るまに〳〵、これが俳諧なりといひもてさはげば、今はまして俳諧の連歌とさへ唱へず、○中略古のごとく歌の道をまなび、其みやびごとに心をよするものすくなきは、皆これ俳諧といふもの、罪なりとて、これをうれへなげきて、俳諧の發句といふものを、古の片歌にかへさんと、御歌の道の御つかさにさへきこえあげて、其ともがらもさはにいできたりしとぞ、それよりのちまたふつにたえて、今の世人は、片歌といふ名さへえしらぬがおほくなりにたり、おのれこの片歌をも世にひろくしらせばやの志あれど、元來才つたなく、身のいとまさへなければ、いづこをはかとも

不及、活々坊、舊室、吸露菴、涼袋、勃々菴、良能などは、ひとたび師と仰しゆかり、其外にものをたづねしは、竹阿、二柳菴、烏酔、呑狐、麥水、後川、蕪村、無腸、蝶夢、闌更、竹巣、嘯山、春秋、青蘿、完來、八千などの先達なり、分て半時菴淡々は、我等少年のときゆへか、翁もこゝろをゆるし、大切の門人へつたふる事ども、かたはらに有て承りし、今より〳〵に思ひいで、甚ちからになる事の多ければ、ひとへに數外の師とも仰なれ、○下略

〔續近世畸人傳五〕建凌岱

凌岱は建部氏なれども、建の一字をもちう、はじめ俳諧を業とせる時、淺草門前に住、雷神のかたかたに風神の袋負へる形をかしとて、自涼袋と名乘しが、俳諧を止てのち、文字を凌岱とあらたむ、國風の歌文章には綾足と稱へ、畫には寒葉齋と號す、○中略或時人のもとにてはいかいするを聞て、おのれもしてこゝろみんとて、一句を吐けるを初にて、三月計も過ては、其導し人の句を批判し作かへなどせしを、其人閉口するほどになれり、後加賀にあそび、俳諧に名ある希因といへる人に學びしが、希因は心ある人にて、僧のあまりに此伎に耽ることを戒めければ、腹立て交も疎くなりぬ、伊勢に行て乙由が流を學び、終に還俗して江戸に住み、俳諧をもて鳴る、風義は伊勢にて、しかも新奇自在のもの也、されば此伎をもて富をなすもの、浪華の淡々と此人に並ぶものなしと聞ゆ、然るに其間に加茂眞淵興りて、もはら萬葉の古風を弘るにより、其妻を門人とし、おのれはうち〳〵に其說をとりて學ぶ、終に俳諧を止め片歌といふことをとなふ、これは古事記に出たる日本武尊の御作歌、にひばりつくばを過ていくよかねつる、とあそばしたるに基す、これをせどう歌の片歌といひ、五七五の常のさまなるをも片うたといへり、此風を起して後いへらく、俳諧は無用のあだ言也としりたるより止ぬ、片歌の用られぬはもとよりの覺悟なれば、畫といふ業をたて、口を餬す、人は用ずとも、片歌の興起は我也、これがために俳諧といふ寶の

せ玉ふとて延引して、翌二十一日めしけるに門人誰かれも共に昇りける、卽鵜川殿より仰ありて、かくても俳諧の發句になれるやとの仰也蓼恐れてかしこまりて、御脇つかふまつり、やがて百員みちて、員のたまものいたゞかれける、

きのふは諸侯に、さえられし恨を、

一日は人がとりけり廿日草　　御

御遊はちゞに深きなつ山　　蓼太

水車米つきあるは臼引て　　素文

下略

これ等の事、蓼師道の冥加なりし事也、

〔はいかい袋上〕一抑大江丸がはいかいにもとづきし初は、をはりの國なるみの鄕、千代倉鐵叟と申せし人のたのみにて、半時菴淡々の許へ狀を屆けしより、折々かの菴へ行通ひしは、いまだ十二三歲の時なりしほどに、此道覺ゆべしとも思はで、只おもしろく賑やかに有しに、なづみ參りし、其後由緣齋貞柳の高弟なりし、雪緣齋一好のもとへいさなはれて、八とせ計狂歌をならひしが、又勃々菴良能の門に入り、或は松露菴烏醉の大阪にあられし、たびのやどりをたづね、江戸にくだりては、吸露菴活々坊などへ行たれば、いづかたにも心をとゞめてありしが、ひとゝせ松島見物にくだりし折、さる因緣ありて、雪中菴を師とたのみし事は、はいさんげ集にくはしく記したり、然ども家のわざに大事をふみ、三十餘年はこのみちを捨ざる計、其日〳〵のつとめを懈怠らじと守りつゝ、七旬に及びて、家のつとめは子なるものにさづけて、はいかいをたのしむ身とはなりけらし、これ壽を保てる德によれるものか、然れば敎をうけ、こゝろへのはしをも承りし人々は、花鳥の本をりごとに、其名をあらはし侍りぬ、別しては師とたのみし雪中菴蓼太は中に

す、旦暮俳諧に心をゆだね、宗阿のもとによりて業成ぬ、はたおのづから畫をよくす、後京師にうつり芭蕉堂を一乘寺むら金福寺に建つ、俳諧畫事ともに世に鳴る、門人洋しとせず、時に天明といふ三のとし癸卯十二月に歿しぬ、實に中興の首唱なりといひつべし、

〔奴師勞之〕明和九年壬辰二月廿九日の大火の時、通鹽町に大島蓼太といへる俳諧宗匠あり、（號雪中庵）深川六間堀要津寺の庵にゆきて、文臺を直しおき發句をして、火のために問來る人をとゞめて、一夜に百をみてしといふ、今はかばかりの宗匠もありやなしや、其發句、

緋ざくらをわすれて青き柳かな

〔はいかい袋上〕一雪中菴蓼太の句に

さみだれやある夜ひそかに松の月、といへるを、からくによりほめてこしける事の、めづらしければ、こゝにしるす、

徽蜜他列耶阿兒要被促革尼摩子那次吉　雪中菴　蓼太

蓼太先生者隱君子也、都人士以爲金馬侍從之流亞矣、乙未春於崎陽客館得俳諧歌一章、言是先生所著、僕不能讀其國字、故就譯士某得解、解則興在景中、意在言外、大非俗品、可知蓋僕亦有所感也、因賦一絕寫其意、微顯之諭所不辭也、

長夏草螢寂、逆宵聽雨眠、何時懸月色、松影落庭前、

乾隆四十年孟夏月望後三日　　雲間　程劍南

句のうへはとまれかくまれ、俳諧の道の唐土に聞へて、かく賞し送れるめでたさにしるす也、〔將ひとゝせ東叡山の御殿にめし、はいかいのさまをも御聞あらせられむとの仰事、諸大夫鵜川筑後守殿より御つたへありて、卯月廿日可罷上の定なりしが、其日頓に紀の國の大守、宮にのぼら

頭巾で忍ぶ傾城の裾　同

見龍舌を卷ながら

やれ〳〵とたすけたうありこはうあり　見龍

はしりかゝつて岸につまだつ　乙由

又

珊瑚珠のわれて飛だをふしんがり　見龍

門から迯る飯の臆病　乙由

いづれも前句の息をつきあへねば、見龍口を閉て、見龍發句麥林に及ず、見龍附句麥林に及ずと筆を加へて歸りしとぞ、

〔翁草百六〕男鈴(後改南嶺)は淡々弟子なり、淡々は雲溪先生(笠原玄蕃)の門に入ながら、自の詩なし、男鈴は淡淡の弟子にして自の句なし、淡々は俳諧の爲に詩を學ぶ、南嶺は文章の爲に俳道を開く、淡々南嶺その意同じ、實に一箇の芳名を得る身にして愁なる作有んよりは寧ろ無きに如じ、

〔翁草百六〕龍谷は元と正業が弟子、後は淡々に屬す、其身無筆同前にて、而かも雅にせちなること、世に類ひなし、凡五十有餘年此道に遊びて、他事を顧みることなし、後に隱居して、常に詠草を緘て、訪ふ人に句を請ふ、他行する時は、表へ詠草を出し置く、留守へ來る人是に句を遺して歸る、是を俳徊常念佛と號づく、生前に辭世の句を設て、普く知己に告て、悼の句を纂めて、是を見て死むと欲す、竟に成つて、老の手廻しと號して小册を梓行す、行年は不知、衰老に至り死す、其世此道に遊ぶ人、此翁を知らぬ人なし、

〔其雪影〕蕪村翁の姓は與謝、名は寅といひ、字を春星と稱す、一ッに夜半亭と號しとかや、もとは攝州の人なりしが、東武に住なれて、風雅に心をよせ、其人となりては洒々落々として、塵俗にそま

らひて、再び此道に遊ぶ、今よりして六十餘年のむかしなり、

〔蕉門頭陀物語〕麥林、椿の落花に對し、月花の姿情を悟る、

この麥林は、川崎に生れて家とみ、職めでたけれど、貨をあつめ利を見る事をきらす、おさなきより、其角法印に筆意を傳へ、風雅ははせをの門に遊びて、はじめは淋しみの閒をかんがみ、風雅は實を守るにありと、情より案じ入けるが、春のころわらべの落散る椿の花をひろひ、糸に繋ぎ遊ぶを見て、俳諧の姿をさとり、一句の變化をさとれるより、天下に名人の號は得たり、されば其談話に、落ちる椿多き中より、白きは捨て赤きを拾ふ、乙由わらはべにたはぶれて、などや色ある花を愛さば、白きとて捨べからず、赤きとて好べからず、赤きも白きも打合て、紅白にたゝかはしめば、うつくしき色あらんと、何となくおしへしが、我風流も斯の如し、柳櫻を交へてこそ、春の錦とは詠こなれ、さらば月花は情にあらず、姿はうきたるものなりと、爰に發句のあつかひを轉ず、

〔蕉門頭陀物語〕支考麥林と才を戰す

支考麥林の留守に來り、床の柱にたわふれけるは、見龍發句麥林に及ず、麥林附句見龍に及ずと、大筆に志るして去りぬ、其後見龍が來れるを待て、麥林云、吾發句貴坊に勝たるは、あらためいふべからず、附句なをまされりと云、見龍安からずおもひて、吾卽席に前句を出して、附句を聞かん、麥林いと安しと答ふ、見龍時に難せんと話のごとくいひかくる、其中に、

まつ黑に白紅にくる〳〵と　見龍

車の牛の雪に夕榮　乙由

今一句所望といふに

青闇に寒く源平の旗　同

又一句聞んといふに

水など、炎熱を能くいへり、〇中略 其他泛々の輩は論に不及、

〔續近世畸人傳〕二 其蜩庵杜口

其蜩庵杜口〇神澤與兵衞 は、生涯俳諧を好み、よき句ども多かりけらし、はじめ退隱する時、人の訪らひしにこたへて、

くちなはの見かへりもせぬはかまかな、此句あまねくいひもてはやして賞す、雅俗聞見の博き人にて、談話おもしろかりしかども、老後耳聾の故に、明暮古文書のめづらしきを寫し、又自見聞しことどもを、筆にまかせてつれ〴〵を消す、能筆にて根氣も強かりしかば、凡二百卷におよび、翁草と號す、相識の人、おのが好みにあたる卷々をかりうつしてもてはやせり、八十六にて、乙卯の春なき名の數に入られし、

〔翁草〕百五 享保四年亡兄卜志許にて俳諧の會あり、宗匠は吟花堂晩山貞德翁より傳授附屬の門弟宮川松賢の弟子なりなり、琴思金石、其外は忘れし、四五輩連席す、其頃余〇神澤與兵衞、號二其蜩一 は十歲の童にて、席の端に遊びて、人々の句を聞居たりしに、宗匠余を招いで句を勸む、余面ほてり恥らひながら、句作りは忘れ侍りし、何とか申出たりしを、晩山これを美し、其句意をもて、皇と知らで慮外な握飯、と添削して、執筆に渡す、晩山余が名を問ふ、其頃卜志許に肉因の客僧俳名天水有て、是につけて貰ひし實名有貞と、云るを、其儘に答へければ、則ち懷紙に有貞と記す、卜志を始め連座之れを興ず、爾しより始めて此道を淺からず思ひよりて、常に來れる琴思を師として、をだまきはなひ草の類をひろげて是を問ひ、句を作りては琴思に添削を賴み、琴思兩吟の卷を綴りては、晩山に評を乞ふ、耳を洗ふて流れ茶の水、など、いふ句にて勝たる卷も有り、嬉しさ云はんかたなく、翌子年歲旦、萬歲の素袍姿や京男、皆々琴思が直したる所の句なり、其年余十一歲にて、今の家にて養はれしより道の友はなきまゝに、流石童氣の移り易く、同十年の春まで是を廢せり、其春柳谷と云へる詞友にかた

ことにさにて侍るや、何の著述のものは、みな〳〵一時のたはふれことにて候ぞや、あのたぐひの書けるものをもて實としたまふは、痛入りたる事なり、もとより跡なしごとなれば、必ずそれらにすかされたまふなといふに、士人閉口して戻りしとぞ、是を思ふに、許六はよく俳諧に遊戯せる人といふべし、いまの俳士の人をそしり、をのれを高ぶりて、やゝもすれば名を賣り、利に走らんとする輩とは、霄壤のたがひにして、その心の高き事をおもふべし、

〔俳家奇人談上〕池西言水

池西言水は京都の產、その俳風玄札より出づ、家譜に、宗因門人に作る、紫藤軒また風下堂と號す、元祿の間、名四方に鬻ふ、其尤も聞えたるは、木枯の果はありけり海の音、語盡而意不盡、可謂至妙、是よりして木枯の言水と呼れしも宜なるかな、

〔翁草百五〕享保四年言水沒して後は、曉山、方山、轍石、其諺等老匠たり、曉山は梅翁附屬の弟子、宮川松堅門弟にて、貞德翁より三世たり、和漢の事にも疎からず、道の事をも得意しぬれども、言水はとに人賞せず、方山は事知りにて、曉山集を編錄して、雅人の助けとなせども、俳諧が下手なり、轍石は才學疎し、常に暮四傍に在て之れを援けぬ、故に時の人、轍石を高祖さまといふ、言はぼしがなければならぬと云事なり、其諺は少しく才學あつて、漢和の俳諧は善せり、常のはいかいは下手なり、滑稽雜談と號し、歲時の注書を撰ぶ、甚だ重寶なるものなり、暮四は作意巧なる事他に超えて誹諧の座持なり、點取に勝事なく、喩へば、伯父だてら看坊だてら憾れくさるなど、云句をして、一座を笑はしむ、下手にあらず、小文材もありき、仙鶴は茶俳を業とし、書畫もまめやかに、微しく名有り、享保十二年壬正月歲旦の句、をだまきの正月樣や若菜の下、其頃壬歲旦を各述ける中の純一成けらし、同十四年象渡りし時、今や曳く富士の裾野やかたつぶり、此句は仙院叡感有し事衛巷に記せり、大圭は書も拙なからず、爲の事を心得て、俳諧最善し、田の人は生て歸る駄猶濟

書に抄物數多つくる、後世の歌道は、此人出生したる故に、末代地下に殘れり、新玉津島の別當に任ず、晩年の比、季吟湖春親子共に江戸に召れ、二男正立に新玉津島の別當讓る、貞德老後の門人たり、俳諧に長じて、天下みな此流を習ふ、俳書數多撰す、埋木をあらはし是を傳授す、

〔俳家奇人談上〕北村季吟附湖春

北村季吟は江州北村の人、はじめ醫を以て業とし廬庵といへり、後に平安玉津島の廟祝となる、俳諧を學ぶの初め貞室を師とし、中年より貞翁の教を受く、拾穗軒と號せしも、室を離るゝ時の名なりといふ、素博聞強記にして、國學に長せり、後進その道を主とする者、大卒此叟を則とす、源氏ものがたりに湖月抄を著し、枕そうしに春曙抄を述す、其外大和物がたり、徒然ぐさ等に至るまで、註解する所の書五十餘種にをよべりとなん、されば其學德はるかに、將軍家の御聰に達して關東へ召れ、歌學所に補せられ、食祿五百石を賜はる、誠に名譽の事ならずや、俳風いまだ古轍をば脫せずといへども、又一種の雅韻あり、

〔隨齋諧話乾〕彥根の許六は、世に自負放言の人とおもへるに、常に溫厚謙遜の人にてありしとぞ、ある時一士入來りて、俳諧の指南を乞ふ、許六辭してうけがはず、士人懇にいひてやまず、許六のいふやう、われ人におしゆべきほどの事をしらず、ゆるしたまはれといふに、かの士すこし不興し、某此道執心なればこそ、かくまでには申せ、御教示を得てもの〻やくにたつまじきものなりと、御みかぎりありて、さはの玉ふなるべしと、すこしあら〻かにいふ時、許六大に迷惑せる體にて、さらにさやうの事ならず、われ俳諧に何の心得たる事なければ、いなみ申なり、足下はまた何によりて、かくは仰せらる〻ぞといふに、かの士いよ〳〵憤りて、それは某をあざむき給ふなり、既に御著作のものあまた熟讀するに、芭蕉門において血脈相承せる人、世更になし、君ひとり實に傳燈の俳諧なりといふ事を、あらはしける故に、かくは望み申なりといふに、許六打わらひて、ま

〔誹諧破邪顯正〕抑中庸姿とは、古風當風の中風といふ事か、但文字同じければ、四書の中庸にや、心得がたしと云、されば總本寺と自身名乘るからして、放埒ものなれば、定る儒道の中庸と云事ならん、中庸の道には、孔子もかなひがたしとの給ふ、それにて知べし、總本寺が職を是にたとへんは、勿體なけれども、承平將門は自身平親王と付給へる故、天罰にて其身をほろぼされたり、此人は桓武天皇の御孫にて、凡人に非ず、かやうのたゞ人ならぬ上にだに、道にたがへば天命をうしなふ、いはんや末代の人畜として、かゝる惡言をおかして、其身無事ならんや、あまりの惡人なれば當罰いまだあらはれず命ながうしてかれが生恥をさらさんを見給へと云、一人の云、さやうにの給へども、高政も平人に非ず、其故はさる院參の御方より、高政は誹諧の名人ときこしめし及れたり、百韻つかふまつりて、御目にかけよと院宣をかうふり、戀の百韻を奉りければ、叡感以甚しく、御次もあらば法眼になし下されんとの宣旨也とて、舊多弟子共にふれながし、抑當年元日三物の發句、冥加にかなふ事ありてと詞書して、

賞に五位耆意もうくひす四方にけさ　總本寺 高政

目なれぬ燕岡あら玉の年　弟子 正長

かやうに仕て板行し、院宣より先にはや法眼に成たるとかたる、かの田舍ものつく〴〵きて、何とも言葉なく、あきれ果て居たり、其時一人の老人披拶仕けるは、誹諧も和歌の一體なれば、御なぐさみに御覽あるまじき物にはあらず、さりながらかれは方便者なれば、世間せんじやう一通に、御いみ名をけがし奉り虚言をふれまはる事あさましき次第也、高政にかぎらず、京大阪江戸國々に數多の邪誹我一々放埒を板行し、小芝居をかまへ、猿若宗匠いとあさまし、歌道は和國第一の花車風流のもて遊びなれば、師匠にならはずして道をまるべき道理なし、

〔歷代滑稽傳〕一季吟老人は、江州北村の產、のち洛に居す、地下にあつて、歌學に長じ、むつかしき歌

は郡山の侍なり、町人に果し狀を付られ、かやうに陳狀を書く事卑怯の至りか、又町人相手に不足と思へるかと心底計り難しと、世以て不審と是の沙汰をしけり、

〔俳家奇人談上〕石田未得 附未琢

石田又左衞門は江戸の人、兩替町に住せり、何なる故にや、去て相州に隱る、幾程もなく再び江戸へ來り、髮を下して名を未得と改め、德元玄札も交り、上京して重頼令德と親み、遂に貞門に入て乾堂と號す、菓子やけふ呑そむるちゝの春、起し置て寐られぬ伽にすみ火かな、當時句作の評に玄札は上より言掛け、卜養は口拍子にかゝり、立甫は心附を專にし、此人は前の字を取成て心を格別にやると、趣向は區々なれども、其滑稽は皆缺ことなし寬文九年七月八十有餘にして死す、

〔俳家奇人談上〕安原貞室 附元次

安原貞室初名正章一嚢軒と號す、此叟巧に俳歌を詠じ、且諸藝に達す、故に師の顧眄他に異なり、親重重頼等これを嫉む事甚し、自記の文にいはく、我幼より貞翁に馴仕へて今に到て廿九年、此道へ足さし入て廿六年と、其免許を受し時、師の發句天長くちひとほむるや秋の月、といへるに、深しをんの花の夕露と脇したり、この子古風中に在て、稍天眞の端を開く、別して是は是はの作は、後代までも人耳を聳かす、世に傳ふ室芳野に遊て此句を得たり、乃歳東行して又二句を爲す、いざのぼれ嵯峨の鮎食(あゆくひ)に都鳥、跡の月はみよし野の雲(或は花に作れるは非ならん)や富士の雪、みづから以爲意を得たりと、故に此三章を存して餘稿を燒と、嘆息するに堪たり、

〔俳家奇人談上〕菅谷高政

菅谷高政は京洛の人、何れの門に遊ぶ事をしらず、同時江戸にて盛んに談林行はるゝと聞、おのれも其に對して、末しげれ守武流の總本寺と發句して、自ら總本寺宇遊社高政と名のる、故に古風の俳士と爭論こもごも起る、

せず其句に十四句を云々と付て、五十句を仕舞ひ、我れは用事ありと坐を立て歸る、誠に達者名人なりと世々に讃しけり、大阪者は怒て、宗匠する人の、其身は左に右に仕舞て、他を惠て此道の敎訓をも加へてこそ作方なれ抔、減口を言てそしりけるとなり、立圓を落さんはかりごと淺間しくなり、結句に各辱をかき、立圓は世擧て手柄なりと申しけり、

〔遠齋諸話　乾〕案るに毀水が俳林良材にいふ、沈翁丹州保津の產にして、野々口氏宗左衞門親重といひける武士にて、○中略ある日跡をくらまし名をかくして、九重の、かくれ家をもとめ、雛といふものに生涯をたすけ、子陵がこゝろざしをしたひ云々、是を合せ考るに、此ころより雛をつくりて、雛屋とはいひけるなり、

〔滑稽太平記　二〕池田正式の事

正式は假名十郎左衞門といふ、本多內匠の家人勞力有て俳道にも巧者なりける、然るに重頼に能因て、毛吹草に數多入句したり、

　庭訓は春のはじめの試筆かな

といふ句を、重頼卷頭にせしといへば、正式喜に堪へず、重頼に勤をます、斯る所に俄に違變して、

　雪も歌機嫌なり今日の春　　春可

といふ句を卷頭に置たり、此才可は大阪の浪人にて、洛陽に居し、重頼の俳友無二成し故に入たり、時に正式是を憤て、毛吹の難書を出せしなり、重頼以の外に怒て、討果すべき狀を付たり、正式如何思ひけるか、全く重頼を威しめての事にあらず、只我けいこの爲め、翁へ添删を請しまでなり、夫をかく世に流布せし事、身に於て迷惑、中も餘り有り、我心少しも疎には致候はず、其證據にとて、愚句二百添删に參らすなり、若し相違あるに於ては冥罰を蒙り申べしと、誓詞を添え、飛脚を遣す、之に依りて重頼猶豫したり、其二百句、重頼が家に今に有とかや、重頼は洛陽の町人、正式

といふ句貞德點あれば入句有べきといふ、重賴が言ふ、貞德以前の句に、

螢火は野中の虫の灸かな

といふ等類、ことに翁の句なれば遠慮なりと不入に作る、親重以の外腹立て、翁程の名師が長點をせらるゝは、等類遁るゝ所有にこそ、是非入集と再三言けれども重賴許容せず、假令翁の長點たりとも、自句數多にて失念も有べし、我正しく等類と見ながら其方を依估して入句すべきに非ずと無人望不答、親重猶捨がたく、翁にかくと告ければ、翁重賴を近付け、尤も其方の謂處而なれども、親重の句はかつて作意あり、又少し心も違ふ所あれば、さして等類とは言ひ難きなり、勿論等類たりとも執心深ければ、我句損じても不苦、曲て入集あるべし、餘りに嚴と笑ひ給へば、重賴重て言ふ、とかく親重と某、此上は不和になるべし、さもあらば同門に肩をならべ、顏を振合しも見苦しかるべし、向後親重を御許へよせさせ給ふな、左なくば、某御出入申まじきにて候と申ければ、其時翁氣色を損じ、扨も其方五常をまらず、かゝる無道人と露聊辨へずして、日頃師弟の親みをなす所、我不覺に今更なれり、親重よせまじと言ふ事子細あれば得ならず、親重と其方と出會いやならば、向後出入無用なりと散々立腹なりければ、重賴面目なく歸宅し、彌親重と不和の色を立て、兩確の論のみ不絕、和歌の道に背き、あるまじき心中なりと、世の人爪はじきして疎じければ、外の出合もなく、我門弟を一派に立て、俳諧部に籠りて、撰集の謀取々なりとぞ聞えける、

〔滑稽太平記〕四立圃手柄の事

立圃在京の頃、大阪より致也、如貞保友、覚朔相はかりて、立圃を招んとて、京に登りて木下道性宅にて興行あり、一巡過て、二句置にすべしと定めて、大阪者爰を先途と付行ほどに、二の面を十三句目まで立圃にすらせ、十四句に至て各相待ち、立圃心案じて十四句目を付け、執筆に筆を引か

のまんとすれど夏のさはみづ　宗鑑

岸からす山ほとゝぎす啼きえて　玄旨

有明をまつ月は眞丸　貞德

〔山崎宗鑑手跡連歌式目歌時代考〕宗鑑が姿を見ればかきつばた云々の事は、人口にありて世廣く來る所なり、來かるに紙德が句撰に、此一事を記さざるものは、公卿の御名に異同ありて、まち〳〵につたへ、たしかならざる故に除たるにや、芭蕉巻拾遺稿風國が撰る泊船集夏之部、山崎にてと有て、

有がたきすがたおがまんかきつばたとあり、これも口碑につたへたるを其儘に、芭蕉も吟せしと見ゆ、然るに清涼が綾錦といふものには、其出所もいはずして、賺々として來るしたり○中略前久公は、惠雲院殿近衛稙家公などのとりちがひにて、この贈答は有しことにもあらんか、跡の兩人は、後人の譯も來らず、みだりにとり付候物也と、昌成はいへり、

〔續俳家奇人談上〕末吉道節は、津の國平野の人、貞〈松永貞德〉門に入て俳諧の上手なり、ある時、もしあらば雪女もや白うるりと、彼成親俳都の事より、雪女に替なしたる働きおもふべしされば夫より白うるりの道節とは稱せられたり。

〔滑稽太平記二〕松江重賴野々口親重確執の事

松江重賴は、假名大文字屋次郎右衛門、後に入道して維舟といへり、野々口親重、或は紅粉屋庄右衛門又雛屋、入道して松翁立圃と言へり、何も貞德の門弟なり、不和と成る根元は寛永八年に、貞德長點を以て重賴犬子草を編たり、仍親重も數句を重賴へ推のべけり、

螢火は川瀬の中の灸かな

も其はじめを聞くには、郭公に都のうつけといひ、宗祇に地獄へは落しといひて、きびしく其道を取固めしものと覺たり、

〔俳家奇人談上〕山崎宗鑑

山崎宗鑑は、近江州の人、本姓支那氏にして、代々足利家の臣なり、長享元年佐々木高頼上洛せず、大樹義尚みづから兵を帥て追討し、勝利を得る、同く二年其功によつて內大臣に任ぜられ、義煕と改む、延德元年義煕壯歲ならずして遂に薨ず、時に支那氏廿五歲主從の別を悲み、其より致仕して剃髮し、攝州尼が崎に住し、後城州山崎の竹林に遁る、素より和歌連歌に達し、又俳諧にも長せり、或時逍遙院殿(實隆)へ、宗長諸とも參るとて、常に愛しける燕子花(かきつばた)を折て獻りけるに、卿御覽じて、手に持てる姿を見れば餓鬼つばた、と興じ玉ひけるを、のまんとすれど夏の澤水、宗長、蛇に追れて何地かへるらん、鑑が第三なり、(案ずるに雜談集、俳諧句解、閑田耕筆等みな誤て實隆公を龍山公とし、宗長が脇を鑑となす、近來越谷吾山この事を叮嚀す、滑稽太平記を準據とせり、)されば滑稽自在、これ其性の然らしむる處か、或人尻毛を傳ふ雫とく〳〵と爲て、附句を望ければ、水鳥の尾羽の氷けさ解て、又切たくもあり切たくもなしといへるに、三句所望せられて、盜を取へて見れば我子なり、さやかなる月をかくせる花の枝、心よき的矢の少し長いをば、發句また古雅なり、手をついて歌まうし上る蛙かな、摺小木に玄らるな蓼の花ざかり、傘を著ば雨にも出よ夜半の月、晩年西國へ赴て、歸路讚州琴山の麓に止まる、假居して一夜庵といふ、時に天文廿二年八十九歲にして癰を病て死す、(或は寬文二年の歿とするものは杜撰なり)辭世、宗鑑は何處へと人の問ならばちとようありてあの世へといへ、後蕉翁その風流を玄たひ、其舊跡を尋て、有がたき姿おがまんかきつばた、

〔綾錦上〕山崎の宗鑑が、かきつばたを折とて池にのぞむを御覽して、

宗鑑がすがたを見ればかきつばた　前久公

て、つや〳〵狂言綺語をいふことはやり候、是も昔よりある事に候哉、くつがへりたる言葉にて、よき人の口遊びになるべき事にもあらずきこえ侍るはいかゞ、答云、いかにもむかしの人も、たはふれには申たる事と見えて、古くもみえ候、宗祇播州へ下るとて、其比宗鑑といふ桑門知音なりしとかや、尤世にかくれぬ誹諧の達人なり、宗祇彼が庵へ入さて、足さし入て宿をからばやといひかけ給へれば、やがて祇公の聲ときゝて、津の國のなにはくはすと泊り舟、（註略）とこたへて、夜一夜かたり合せて、みづからの連歌一卷をとり出て、旅宿のいさまに添削ありて給へ、又播州は鍋の名所なり、我に似合たるに、なべ一ツみやげに給候へと約して、明れば見送りて別をしみける時、わするなよ連歌の點とはりま鍋、といひけるに、いづれかすみのつかであるべき、と答へられけるとかや、いとやさしき戲言なるべし、（中略）古筑波集に誹諧の部ある上は、是非におよばず、新筑波集にはこれをのせず、實隆公宗祇古筑波と同意なき事明けし、彼宗鑑是を口おしと思ひて、犬筑波といふものをしたるとうけ給はる云々、宗鑑が和歌連歌を破却し、俗談平話の誹諧を開基せしは、いつの比よりといふを詳にせず、某集犬筑波冬部發句のうちに、宗祇十三回追善に、地獄へは落ぬ木の葉の夕かな（此時永正十一年、宗鑑五十一歳なり、）久留流といふもの、跋に貞德云、此道みれんの人は、雪月花四季の詞を、風流にのみ仕立ることゝおもへり、左にはあらず、此道は格別の習あり、たとへば宗鑑狂歌に、がしましや此里すぎよほとゝぎすみやこのうつけいかに待らん、と詠せしにてさとり給へ、行やらで山路くらしつなど郭公をてうあいしたる古歌を、宗鑑しらずしてよみくづすべきか云々、（中略）按るに、前にいふ諸書によれば、宗鑑抑より連歌にも長じ、宗祇をはじめ、其比の名たゝる連歌匠にもしられたる人なれども、將來誹諧にも志をゆだね、終に寺門となりて、口より出す事こと〴〵く誹諧ならざるはなし、すでに尼崎にての贈答、宗祇よりは連歌にて仕かけたれども、宗鑑は、なにには唯はずと誹諧にてこたへたるにてしるべき也、いかに

打聞て、さは面白き事にこそあるべけれといへば、さまでおもしろきことにしもあらねど錢とりてうる物ならねば、損毛などせん心遣ひもあらで心やすしなど物がたる、傍に三笑亭可樂とよぶ、よの戯物語せる男の聞ゐたるが、心に思ふやう、げに人はかたちをもて論ふべきものにはあらじ、斯るいやしげなる男の、誹諧に遊びゐて、世を斜にみなしたるぞ、げに雅びたる心成けりと、心にめでゝ聞ゐたるに、あるじ又問ひて、さらばよき人あしき人にもまじらひて、種々の句をも聞ぬべしといへば、されば業ひと成ぬれば、兎まれ斯まれ苦に成ぬる物から、おのれはいかひはふるくもせざるを、人々のあはれみ給ひて、何がしの御館へも出入す、忝き事ども也といふにぞ、あるじそれこそわぬしの徳なれといへば、徳にもならず、たゞ風の吹來るには吹飛びて困じぬるなりといふに、不審てよくみれば、かたへに灰いるゝ籠に朳打添え居たりしをみいだして、ともに打笑ひぬ、是はちかき比よりかゝる業ひする人もいで來りければなりけり、

つかぬことといふもことわり風吹ば宙も飛ぶなる天狗誹諧

〔山崎宗鑑手跡連歌式目歌時代考〕宗鑑が事は、玉海追加貞室が跋に云、誹諧の集は、志那彌三郎範長といふもの、近江國に生れて、永正のころ攝津國尼崎に住し、晩年に及びては、山崎關戸の院のほとりに閑居をしめ、名を宗鑑と改めらる、犬筑波といふ書をつくりて、世にをし弘めしより、世にこそおこり、人これをもてあそぶ云々としるして、沒年をいはず、享保十九年祇空門人祇徳が誹諧句撰といふものに、讃岐の高松に宗鑑が一夜庵あり、山崎に庵をむすび、門は設といへども、常は鎖せり、かくて籔をかまへけるに、(今にあり、宗鑑籔といふ、)其竹他に異なれば、諸人これを所望するに、後には籔もまばらに成ければ、手本可賣、竹林不賣と、門に札を建たり、又庵の額に、上客立歸、中客其日歸、下々客泊懸、おなじ心を歌に、上は來ず中立歸り下はとまる二日とまりは下々の客なり、(中略)寛永十九年季春、作者不知、連歌流行記といふものに、問、このごろ京に誹諧の宗匠など、名乘

ふ俳諧書出たりとかや、今世は俳諧宗匠二三百人もこれ有よし、皆風雅の道は露しらず、村間にして、口辨を以て渡世とする事也、是に限らず今世遊民の夥しき事、享保元文の頃に百倍せり、歎息するに餘れり、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕世の諺に俳諧師を座しき乞食といやしむこと、もと連歌師といへり、歌林雜話に、紹巴がことをいふ處、古今は近衞殿より御傳あり、稱名院殿〇三條西公條は、かれは乞食の客なればとて、御ゆるしなきなり、

〔明和新增京羽二重大全三〕誹諧師

醒井高辻下ル町 隆志　松原新町東ヘ入町 練石　小川二條上ル町 山口波光　東洞院五條下ル町 山本普求　油小路御池上ル町 淺田八百彦　松原烏丸西入町 居初雲峯　室町綾小路下ル町 早川丈石　富小路四條下ル町 松木竿秋　御幸町竹屋町上ル町 泉月武然　烏丸錦小路上ル町 永田麥里　新宮川町 峯雲鈴　三條大橋東詰 隱岐米史　高辻新町西ヘ入町 早良林石

〔元治改正京羽津根三〕誹諧師

東山 芭蕉堂公成　新町二條上 麥慰舍梅通　四條東洞院西 伴水園芹舍　同、同東入 枯魚堂祭魚　東洞院四條上 五仲菴有節　東六條不明門 夾岸亭桃翠　寺之内大宮東 指月庵寶山　西陣古美濃部 風骨堂雙魚　今出川小川東 一桐庵露仝　東六條室町 云々菴氷骨

〔狂歌今昔物語下〕あき人を誹諧師と聞違へし事

江戸のかた邊りに、烟筒のらう竹ひさぐ家あり、日毎にあき人ども來りて、らう竹買うけて業ひにぞすなるあるIIさま賤げなる男の來りてはひりの口にたゝずみておとなふを、あるじ打みていかにまつるか打絶みえざりけるなどいふに、かの男、さにこそ候へ、このほどはいかひにかゝづらひて、いづく共なくはせありき候へば、いとまなくて參り候はずといらふるに、あるじ

せるもの五人有り、中にも羅人は斯まで篤き因緣有れば、道の恩の深き事此上なし、然るに寶曆二申年七月二十九日羅翁没す、齢五十六、芳樹觀宗茂居士と號すや、年波の打頻る儘に、安永五年二回の申を迎ふるに、翁の嗣弟波光も世を去り、其餘の業弟追々に世を辭して、今や廣く遠忌を世に告ん人しなければ、予其業にあらずと雖も、苟くも其恩下にながらへ居て、たゞに止なん事の苦しく、いさゝか追慕の意を小冊に顯はしぬ、爰に我門人分流齋牛行は、故翁の幽栖に隣つて代々家す、さらに風月の道まめやか成を以て絶て久しきみさ山翁の號を余より容して、牛行に嗣がしめ、かことばかりに穗やつくる折から、三そみつのめぐりは今の御射山翁よりをちこちの舊きゆかりへも告て、にはたつみとなづけし追慕集をいとなみぬ、猶つくばねの茂み榮え、みなの川の流れ絶さぬ事を伏て冀ふのみ、

〔敉隨筆〕一俳諧に秘事傳說をさま〴〵こしらへたるぞうけられぬ、尤貞德門の立圃、重頼、西武、貞室等に、條々の覺書有て、誠に初心へはゆるさゞりけるも、いつしか印行せられて、大概趣はしれたり、それさへ連歌のかたはしとおもほゆれば、傳說は連歌の名達にゆいて尋ねんにはしかじ、俳諧盛に蠻觸をあらそふ時にいたつては、杜撰をもて人を欺くも多かるべし、ひめつつむこと、宗因、芭蕉、嵐雪、其角などには聞えず、たま〴〵遺書にありとはいへども後のつくりものにして、用ゆるに足らず、今もてあそぶ傳授の句作りといふに、ひとつも面白きはなし、たれもしりたる事をよくするにしくはあらじ、人知らぬ事を、我のみ覺えて、耳目を驚さんとおもふより、迷ひ始めて、穿鑿に落いるこそ又まよひなれ、道におゐては、敎訓口授を得て、稽古修行なくては成就すべからず、ことがましく秘傳の切紙など名づけて、若俳をおびやかすは市に售類にて、荷擔しがたし、俳諧に居て、はいかいをはむとやいふべき

〔塵塚談上〕俳諧師宗匠といふ者、元文年間三十六人ありければ、夥し珍らしきとて、ちゞの秋とい

松風を後ろにきさる田植哉　　支考

右是等の窩、みな蕉門の手本とする好士なり、〇下略

〔誹諧白雄夜話〕一十哲とよぶ事

蕉翁の高弟をさして、十哲とよぶ事いかにぞや、その家々の贔屓にて、さま〴〵なるべし、其ひいきより支考乙由など、十哲のうちと承る、此二子は遥かに末弟也、

〔翁草百六〕角上ハ歷々出逢ひぬ、其嘶に己れは知れたる下手なれども、蕉翁の弟子の端たることを聞及んで、人擧りて師とせんとす、是我をまたふにあらず、芭蕉三世の號を望むなりとて笑ひぬ、

〔翁草百五〕御射山翁羅人ハ、一旦自の居を去て、他家を嗣んとして不成、再び故宅に歸り、淡々〇松木淡々に告て點者と成る、享保十五、淡ト和平以後ノコト、〇中略然るに羅人は、道にせちにして、好古之情淺からず、是故に表は淡に從ふと雖も、裏には淡を用ひず、羅人が家祖山口富長が風、觀窓長雅より稟たる處の長頭丸和歌の正傳、且つ山本西武が弟子貞木へ讓る俳諧の正秘、故有て羅人へ傳來せるにもさづき、傳鐘颰をさらし、一向に工風を凝して、發明する事多し、余〇神澤與兵衛、號二其蜩一も亦骨祖貞宜は備の中州に在て、長頭丸の直き弟胤及が備前に住むを慕ひ、明曆の頃歷々評を受し卷き〳〵今に殘れるを考味して、好古の意を羅人に語り、淡より享けたる奇傳の他と異なるを、羅と俱に難じて、之に因む事年有り、竟に羅に屬す、羅雀躍して之を怡び、余が篤意に愛て、羅の藏す所の傳錄を、悉く余に附與するに及ぶ、既に皆傳の日、羅も神に盟はむとす、予之を固辭する處に、羅人曰く、是則道の敬なり、生涯未だ皆傳を容るす門人なし、今幸ひに之を獲たり、傳え聞く、昔日貞恕が春澄へ皆傳の時、總盟を傳ふ、春澄も又盟を以て受之と、豈此例に倣はざらんや、余辭することを不得、互に盟紙を取替せ、今より門弟の第一座と盟紙に書載せ、口授秘決を遺さず悉く傳之、予此道に師と

一初懷紙の時、杉風、嵐蘭、其角、嵐雪、曾良、門弟となる、其年故鄉伊賀に歸られける道記を、草枕又野さらしの記とも云、其時江湖本福寺に錫を留られ、冬より春にいたり千那、尙白、靑亞、三人門人となる、○中略

此時の後年又歸國の時、尾張の野水、荷兮、杜國、正平、羽笠、弟子となりて、冬の日の集を編む、名古屋の露川は、其歸國に入門す、京にて去來、凡兆、史邦、門人となる、その後亦元祿年中、猿蓑集の前後京師大坂江湖の俳士、多く門弟となれり、膳所の曲水、昌房、正秀、洒堂、松本の惟然、大津尼智月、乙州、木節、伊賀にて土芳、猿雖、探丸、半殘、卓袋、風麥等、京の風國、大坂之道、珍碩、伊勢の園女、園女は醫の一有が妻なり、孤屋、野坡、利牛は炭俵の時弟子となる、江東にて李由、又江戶にて許六、桃隣、洞溪、山石、氷花、美濃にて越人、路通、如行、荊口、木因等、支考は後猿蓑集の頃の門人、敬雨はさつと後に入門す、加賀にて萬子、北枝、越中、浪化等奥の細道の時より弟子となる、其外諸國の門人、凡二千餘人、ことごとく枚擧すべからず、其中に世の蕉門十哲といへりしもの、句を左るす、

挑灯の空に詮なし時鳥　杉風
七くさや跡に浮るゝ朝鴉　其角
梅一りん一輪程のあたゝかさ　嵐雪
秋風や萩のり越て波の香　千那
行々て倒れ伏すとも萩の原　曾良
岩端や爰にも獨月の客　去來
大原や蝶の出て舞ふ朧月　丈草
白桃や雫もおちず水の色　桃隣
入相を膀から聞や早苗とり　許六

師弟傳授

子と稱す、

〔滑稽太平記 四〕山本西武被讓俳道事

承應二十年の春より、洛陽の外迄で世上騷がしく、或は盜賊火付はやりて、諸心を安めず、これに依て、蘆の丸屋萬句も息勝なり、漸々秋に成て、翁の屋敷薪部屋に出火し、家內近隣迄騷ぎし程にて採消す、然るに翁是に驚き則ち病付けり、耆婆の術、扁鵲の藥しるしなく、賴すくなくなり給へば、俳道ゆづりは西武と思ひ給へば、一通の免許狀を書て賜りけり、定は高弟と云ながら、多の人の中に、西武を取立給ふ師恩難有こそ、

俳諧の批點の義懇望故、則免許申候、批點の次、人麿の圖像一幅送遣申候、會の時に被掛可給候、遺物に申置候間、其弘道可有之候、恐々頓首、

霜月朔日　長頭丸 朱判

西武殿 參

〔俳家奇人談 上〕松江重賴 附春澄

春木春澄は初め重賴の門にして、後貞徳の弟子となる、或はいふ賴の門徒に重榮、重方、重好、重貞あり、是を四重といふ、其長たり、澄その列に入ん事を欲す、賴ゆるさず、澄これをしゆ、故に破門して、貞徳に屬せりと、

〔俳家奇人談 中〕僧浪化

僧浪化は東門主一如大僧正の連枝にして、越中井波瑞泉寺の住職なり、一年芭蕉翁の雅情をしたふて、或夜ひそかに落柿舍にて對面して、師弟の酒盃を汲む、此事を其角が砥波山集にも、御志のめでたく覺えぬれば、予も一かたに思ひぬる由を約すと記せり、

〔俳諧獨稽古 上〕芭蕉翁發句の體并十哲發句

解をく、緣亭佃氏に點式を讓る、五世川柳水谷氏是より其名望元祖に劣らず、數回の盛會行り、就中同十年祖翁五十回忌の追薦を營む、（志評五十餘名、集句二萬八千餘、）猶又安政五年同七十回忌の催しには、（志評者六十三名、內百番以上の出景二十八名あり、集句三萬八千六百餘吟なり、該會開筵三晝夜に涉る、）斯る盛學の謂たるも同氏の得意となす所從前の卑言（下女、居候の類ひ、）は闊くとも、其品格を一變し、滑稽洒落も和漢の故事を係け、悟敎の道を旨として撰擧せられし効驗と言べき歟、同年八月齡七十一歲にて歿す、（同翁著述の書は、俳諧問答、親鸞上人一代記、百人一首の類は、秀雅、英勇、烈女、奇特、孝烈、贈答、畸人、俳人、各頭に略傳を記す、其他の小說稗史許多編輯せり、）仍て翁の長男こまめ氏を擧て六世とす、則現在和風亭川柳之なり、予も又先代に次ぎ頗る名望あり、

〔一話一言八〕川柳死日

寬政二年庚戌八月廿三日川柳死、川柳は近頃前句附の點に名高き者也、淺草新堀端名主柄井八右衞門といへる者也、

〔俗耳鼓吹〕信濃善光寺如來、回向院にて開帳ありし時、（安永七年戊戌秋なり）川柳點の前句に、

うしろからゆるひ髮だと如來いゝ（本多まげの事をかくせり）

二菩薩はあるかつしやいと本田いゝ

よしみつも初手は河童と思つて居

〔奴師勞之〕天明の頃まで兩國橋の東、回向院前（高野山大德院やしき）に隱し賣女あり、金一歩を金猫といひ、二朱を銀猫といひしなり、其頃川柳點の前句附に、

回向院ばかり涅槃に猫も見え、といふ句ありしもをかし、

〔狂歌人物誌〕平弘器

柴田氏、通名を承慶といふ、龍の屋と號す、尾藩の官醫學寮の都講をつとむ、（中略）名古屋にて川柳の俳風を唱へて、其集を櫻鯛といふ、世に行はる、狂歌の社名を玉淵といふによりて、一號を玉淵

芭蕉翁の正風體を尊信して、芭蕉翁の門人となり、大に行ふ、濃州に誹諧ひらけ始りてより、支考行ふ所、千古に過たり、芭翁滅後正風體の秘傳とて、誹諧の諸書を著述して、誹諧發句付合等の事を敎訓せんが爲、諸國を行脚す、東に遊ぶ時は東花坊、西に遊ぶ時は、西花坊、伊勢に遊ぶ時は十一庵、尾張に遊ぶ時は蓮二坊、白狂、野盤子、獅々庵さま〴〵別號を拵へられ、世に支考の十名といふ、自風雅に富み、誠に誹諧の長者のごとくおもはせて、芭翁の秘說なりとて、初心の人々に工夫せしめ、誹諧の仕用口受して、我思ひ立し一流を弘んと、芭翁の餘光を前にたて、諸國を通りける、豪傑の誹士にて、和漢の文道を學び、詩歌連誹の四道にわたり、業も自由なりし故に、一流となる、今世俗美濃流と稱すること、此支考におこる、其後支考門人に廬元坊、尾州に六々庵巴部など美濃流を行ひけるより、勢州尾州にて今猶盛んなり、諸國の美濃流は支考行脚の功にて弘まりぬ、

〔去げり柳附言〕鼻祖川柳翁柄井氏無名庵と號す、俗稱八右衛門、淺草阿部川町の坊長、同所新堀端に住す、寶暦年間、檳林風及び江戸座の前句附け專ら隆盛に行はるゝ際、或門に入て俳諧を學び達吟拔群たり、遂に師の免許を得て判者に列す、師歿後、明和の頃、自ら感ずる所有りて、俳諧發句の陋習を看破し專ら人情世態に涉り、勸懲譬諭を旨とし、往古現世を論せず、俗談平話の一句立を愛歡し判斷せられしかば、名望普く江湖上に鳴り、月次集句一萬に下らず、所謂柳樽の出版茲に始る遂に柳風一派を組織し川柳狂句の名稱を起立せし基礎なり、茲に年あり寛政二戌年九月廿三日卒す、齡七十三、新堀龍寶寺に葬因て長男幸孝氏を舉て二世川柳とす、在職、柳樽四十篇より六十篇を列す、文化年間歿す、其舍弟八藏氏を舉て三世川柳とす、事故有て社中より判斷を拒絶し、社員風梳庵賤丸氏を舉て假判者とす、茲に至俳諧名號にして文日堂禮川柳氏あり、下は狂句の道を興隆なす、恰かも湯武の伊尹に於るが如く顯る名譽あり、在職俳諧讀百篇の勝錄あり、同七年二月、三世より賤丸氏に點式を讓らせ再舉して四世とす、人見氏川柳是なり、氏は都部に人望あり、天保三年深川に於て成田山開扉に際し、社中奉額の企をなす、于時集評五十名、句三島三千餘吟、集同七年中同氏は故ありて隱居にしく、其頃退任せらるに因り、籍名の讓渡を憚り、宗匠の任

一風流を行ひし誹士なれば、後世混じて其起る所明白ならず、故に兩說を用ゆ、尙武江誹士に尋ぬべし、其角初學の時分までは、季吟の行ひし貞德の古風も、一向にすたらざりしが、延寶年中幽山の撰し、江戶八百員を見れば、談林風にて後世の江戶風と大に異り、風體然るべきものゆへ、是に習ふて享保年中、百庵、靑爐、靑峨、超波四人の誹士、今八百員といへる集を出す、これを見れば、談林と其角一流とを混じたるものと見えたり、其以來の集物、數多見侍るに、流行變化して彌以後世いふ所の江戶風とや、然れども付合は、京攝にて行ふ付合よりはよしとす、

〔誹論二〕一其角生得酒を好み、日夜酒を樂しみ居られけるを、芭蕉翁其角に向ひ、酒は百藥の長といへども、いたつて大酒を好むときは、肺氣を破る、利休がいへる一杯の酒は人酒をのむ、二杯の酒は酒酒をのむ、三盃の酒は酒人をのむといへるごとく、酒をのむ事長ずれば、終に我身を酒に呑るゝなりと、禁給ひけるより、酒を斷居けるに、芭蕉翁大和行脚して、芳野山にのぼり、曙のさくらを詠め、古詩古歌などを思ひ出し、夫より古人の連歌俳諧發句を吟じ出し、貞室がこれは〳〵といへる發句の玄妙なる事を感じ、その次手に、

明星やさくらさだめぬ山かつら　　其角

此句を思ひ出て、去年其角が吉野にてせし發句にて、其節はさのみ至て秀逸とも思はざりしが、今爰に眺望して、佳境に入たるを感じ、是其句の酒を好める德なるべしと、禁斷せし酒を免し、自今はもとの如く呑給へと、芳野より武江へ狀を送られしと也、師弟ともに深切なる事、酒德頌に句德頌を繼たし、

〔誹論一〕美濃流

濃州も貞德の古風一統して、終に梅翁の當流にわたらざりしに、蕉翁に一變し、その頃數多誹士ありて、正風を專ら行ひ侍りしに、中にも支考といへる誹士、釋門より出て、誹諧執心諸人に越へ、

て平伏す、何にてもはいかいの句申せ、題など得させんかと、殿の申玉ふ時に、鬼つら頭をあげて、御座敷をきとみめぐらすに、御床に土佐の何某が畫ける、小町の掛繪あり、あはれあの御掛もの給はゞ、賛して奉りたしと申に、みな笑ひ玉ひて、やがてさし出させ玉ふに、御硯こひて、すこしもためらはず、筆だぶ〱と染て、小町のかしらのほどに先あちらむけと五文字書て、さてしばしあるにみなさしのぞき玉ふ、其後よく案じてしづかに筆をとりて、うしろもゆかし花の色と書きつけて、おそれ入風情して、しさりぬるに、みな〱めで興じ玉ふて、けふの會は、此三郎兵衛男にいひかたれぬれば、いと興なしとて、御會もそれまでにて止けるとぞ、是は浪花の大江丸がものがたりなり、

〔誹論 一〕江戸風

武州江戸は蕉翁以前貞德の古風弘り有て、齋藤德元といへる誹士、專ら行ひ居けるに貞德以後攝府梅翁下向して、談林軒にて一風をほどこしける、より、此宗因に一變して、又蕉翁に一變す、其角正風より一風流を大に行ふ、其門徒其角勢ひに復はれ、次第に流行して、余國の體に少し異なり、今に於て相續す、後に世俗よんで江戸風と稱する事、いづれの時、いづれの人云はじめけるといふ故をしらず、其角の行ひし風體を論ずれば、貞德の古風にあらず、梅翁の談林に近からず、蕉翁の正風のみとも見え侍らず、一風流の起る所を見れば、さのみ江戸風といへるにもあらざれども、其以來其角流傳來の時分に流行有し故に、他國より世俗江戸風と名たつるとみえたり、然れば其角を祖といへるもむべなり、一說に曰、芭蕉以前に不角といへる誹士、醫家より出て、誹諧をこのみ一風を行ふ、是より江戸風の稱號おこれりといひ傳ふ、誠に古き集物を見はべるに、不角の句々一流とも見へ侍る、德元など行ひし貞德の古風にも寄らず、其人長壽の人にて、其角以後まで存命の人なり、其角も元來醫業を捨て、誹諧執心の人なり、亦誹名似寄りたる兩士とも、

ろづ物に拘らず、學あり才秀でゝ識最も高し、曾て若かりし時重頼に學び、宗因を友とし既に三十年に及では、卓然として一家を成し、同郷の百丸青人等を携へ、終に伊丹風なるものを興す、其調天に倚地を拔、俗を用て俗を離る、初は入り易きが如くにして、彌見れば彌深し、生涯の佳什、人の志りぬるかぎりは更にもいはず、すべて集中に、あるは解しがたく、あるは無味なる、あるは喩なる類などは、初心志ばらくも手つけずてありなん、束ねていへば、たゞ其氣象の高く逸れたるに、目とゞめぬべくこそ、此道發明の旨は、獨語に見えたり、芭蕉には十六七年もや遲れたりけめど、八ッの頃より指を染られしと見ゆれば、稽古の功は、けつく先だちてやありけん、世の常の話にも、さいつころ筆執しめける桃青をのこ、其質さかしとしも覺えざりしが、いつしか諸處にいちじるく振回ありくよなど、打ちほゝ笑みて、蔑視せられし由なれば、まいて其餘の作者は論ずる事をまたず、八十に今ふたつ滿たで、やまふに臥れし時、諸門人枕のもとにさしつどひて、句を乞けるに、否吾常々與に觸れ事に感じて、發句をもせしかど、今はた簀を易ふるに臨て、煩はしう何をかいひ出べきと答へられしを、一人おして、さりともおぼす事なからましや、あはれおほせあれかしと強ゐければ、微笑してさらば吾生付て蛇嫌ひなる事は、そこたちも知りてん、なくなりて野邊送すべかめる時、彼の柩おほふなる旗の頭に、青き蛇の如き舌出したる、いと心地あしからめ、これを不用にとりはかりたびてよといひつゝ、終られぬとぞ、此事其節側にありし五馬なる人、八十近くにて存生の話、○下略

〔隨齋諧話 坤〕伊丹の鬼貫は、肝のふとき者なりしとぞ、通稱三郎兵衞といひて、近衞殿の御領の造酒家なりし、かねて近衞殿へも御立入申せしに、或時御殿に御會ありて、何の宮、くれの殿上人など、あまたつどひ玉ふ折ふし、御勝手に三郎兵衞參れるよしを申に、それは鬼貫といひて、はいかい體の句つくれるものぞ、めし出て句申させよなどまろうどたち申玉ふに、やがて御席に參り

は當風にも少しき異なりとす、付句は三人蛸時代の集物にて察すべし、梅翁の當流より見れば、付句又變化し、發句の風體は小異大同ともいふべし、然れども發句には一體起りて、放逸の句々專ら行はれしとなり、

　　師子に穴あらば珠數につないで　　百丸
　　　後世願はんものを

これを世俗長發句といふ、亦文字員定りたる發句は、

　　除夜くらし鬼神の眞中眼分量　　鬼貫

かく全體一風流なり、伊丹風といへるは、此鬼貫いたつて行ふゆへにかくいふ、

〔俳諧七車附錄五〕鬼貫一名佛兄、姓は平泉、假名は與三兵衛、津の國伊丹の人、其先はみちのくなる和泉三郎忠衡より出でたり、表して槿花翁といひ、又囉々哩、あるは犬居士、馬樂童など稱せり、中比洛の堀川に寓し、後は浪華に住す、壯年の比、やまと郡山本多侯に仕へられしかど、久しからで母の病るにあふて、祿を辭し、歸去來を吟ず、七十三のとし髮おろして、法諱を卽翁と號す、元文三年戊午秋葉月二日、島の内うなぎ谷わたりの家に、病沒せりとぞ、今世誹諧を事とする人、鬼貫を知らぬあり、去りぬるも亦深く搜りぬるは稀なり、これまたく當時此翁は、もと伊丹の一豪家にして、點者てふ稱を立てず、はた彼の支考、野坡などがごと、自ら衒ありける類にあらざりし故にや、其小傳を閱するに、鄕を出て後は浪速に、暫くは洛にも居を寓せ、導引をもて年月を送るのよすがとす、其術たるや、もと明人某國の亂を避けて、瓊浦に投せしを、道古なるもの親み隨ひ、蹟を探りて、其投をうけ受りぬ、翁は卽ち古が高弟にして、藍より出るの妙あり、天性眞率不羈にして、よ

こし方もまた行末も神路山嶺の松風みねのまつかせ、年頃連歌を嗜み、自然に和歌を詠じたり、折節に狂句をも好み、天文の頃夢想を受て、獨吟千句を思ひたちけり、

飛梅やかろ〴〵しくも神の前

是を卷頭に居え、成就せん事を願ふ、然りと雖、終に百韻の俳諧なし、私に其法定めたらんも、末世に殘留らん事を鑑とて連歌師へ尋、祈願なればと、我心任大宗にて興立す、其後俳諧といふを、此國に取離て、守武もおい〳〵法式を述て、彼是名ある作者も出來たり、ことに中頃望一と言ふ盲人、此道を樂みて洛陽貞德へ通て、是を修行し、世上に知らる、其の一類は杉本氏の誰彼、作者の譽を取り、伊勢俳諧の棟梁たり、凡是等は守武道を開きて、衆人を導く事になれり、

〔俳家奇人談上〕荒木田守武

荒木田守武は、伊勢內宮の神官なり、和歌連歌を好で、一時に名あり、〇中略嘗て童子敎誡の爲に、一夜百首を詠ず、一首ごとに世中の二字を押す、是を世中百首といふ、又國人尊重して、伊勢論語とも稱せり、且俳諧の鼻祖なり、元日や神代の事も思はるゝ、撫子や夏野の原の落し種、その調高尙、人の及ざる所、また獨吟千句をなす、其卷頭に、飛梅や輕々敷も神のはる、今その篇を讀に、不易の什多し、宜味之、後來望一、園女等の名家を出すも、此人を以て勢陽の棟梁とす、眞に尊むべし、世に散花を南無阿彌陀佛とゆふべ哉（江戸龜屋源太郞所持守武自筆の短尺に、菩提山にてといふ前出してこの句あり、）の句を辭世なりと爲ものは、非なる事、晉子既に辨せり、天文十八年八月卒す、

〔誹論一〕伊丹流

攝州伊丹の誹諧は、貞德の古風一流より、百丸鶯助などいへる誹士、梅翁〇宗因の當流を學び、談林風に移ける、平泉氏鬼貫といへる、始は佛兄といふ、幼年の頃、重賴の門に入、後梅翁の當流をなして、遂に梅翁の門弟となり、日々大に行ふ、此一風貞德の古風より見れば、大に異也、梅翁滅後談林

心し、今に至て諸流共に此風を不捨用る樣に成たり、是に倣ひて四時の句にも、おもてに當季を隱して興することはやりぬ、

〔翁草百五〕其頃〈〇享保十八九年ノ頃〉までも、淡が餘風有て、一統に孕句を並ぶる而已成らず、雜人之を賦ひ、つけ方の事を第一に說論し、秀句每に散句をかきて、其付け方を評しけるに仍、少しは之を辨ふる人無にしもあらねど、一旦の風俗直り兼て、只孕句を携へ來る事止まず、是故に瓢水、乙澄、杜口、公弼、何狂の輩、盡し誹諧を〈是は何にても題を一句立て、各句是を隱す事なり〉を催して、例會の後宴に之を聯らね、百韻とす、是にては孕句間に合す、自ら席案する樣に成て、やゝ孕句は止めども、盡し俳諧に凝つて、兎に角に付け方の事は衆僉得意せず、されども雜人が俳作の巧なるに愛て、世にもてはやし、已に一旦の淡が勢ひにをさ〳〵不劣、

〔誹論一〕伊勢流

勢州の誹諧は、開發は上古天文年中守武より起り、守武より漸望一〈杉田檢校といふ〉に中古し、望一より團友〈中川氏神官〉、傳來し、團友〈後云涼兎〉より男乙由に讓る、守武の上代の風より望一に、貞德流と成、望一の行ひし貞德の古風團友の行ひし蕉翁の正風に一變し團友の男乙由に流行す、勢州の誹諧の祖は守武なれども、他國より呼んで世俗伊勢流と號する事、此乙由より稱す、乙由老年麥畑の中に菴を結び、則麥林舍と號す、因之後世麥林と一名に呼べりと云傳へ、今において勢州は悉く麥林の風體を學ぶ、

〔滑稽太平記一〕伊勢守武の事

伊勢守武といふは、渡會郡宇治に居住し、荒木田守武とて、內宮の神官從五位を兼たり、荒木田は天御中主より廿一代天見通命の末なり、長官を持事九年、天文十八年八月八日、七十七歲にて卒す、辭世、

ど請申間敷事に候得共、見落し存違ひ、又可有之、又其方存寄にて差免候事も有之、其時の判者の所存も可有之事勿論に候、然れども、表て八句別して大切に有たきものに候處、其儀なく、裏移りより本意にいたし候樣に相見え候、たとへば首なき人を見るに同じかるべく候、古來右之定有之事哉、いまだ相傳不承候、私として右體の猥成事致候はゞ、甚だ不興の事に候、扨亦孕句などは不致事の樣に、兼て被申聞候處に、頃日は專ら孕句持寄候族も相聞え候、尤風雅之志厚き故に、をのづから趣向浮み候節有まじき事にても無く候、乍去押出しては斟酌有たきものに候歟、右之通おもて八句そこ〳〵にいたし、裏移より高點望にかゝはり候樣に成行候はば、自然と風雅も薄し、世上にては勝負事の樣に取なし候ては、此道衰へ候筋にも可成哉、人口の程甚だ如何に候、右申入候事共、他之判者の仕業にいたし、良知に尋見可被申候、都て師の規矩亂れ候へば、末々に至り世人用ひざる事、此道に限らず候、我等武業執行當時、武器などに理用うすく、心落著不申候得共、古人の定め置候法を、一分として改がたきも有之候、畢竟は古實を失ひ申さず取り用ひ候は、眞實の道、天下國家におよぶ事に候、宗匠の身分にては、此等のいましめ折々心を用ひられ、尤の事哉に候也、

此文はまことを染る神無月十三日　　歷

半時庵主

淡も此示しには返す言葉も無りしとぞ、實にも淡が風情は、宋儒を詰りし徂徠に似たり、稱すべく又惜むべし、

〔翁草百五〕前句笠付も一旦よりは廢れ、花洛凡そ淡々が風に靡く、其砌戀雜の獨吟百韻を綴りにはくなぶりと題して梓行す、是を閱するに、おもてに戀の言葉なくして、而も一句の情篤き戀多し、夫までは古來定りし戀の詞なくては不叶樣に世人覺えて居たりしに、此作意を見て大に感

け方に拘はらず、其句作り方は、喩へば馬にのる、竹輿にのる、舟にのるといふべきを、馬竹輿舟を略して、騎馬、駕竹輿、乘舟と、文字にて分ち、一句を聞かするの類、總ての作意斯の如し、是も鍛練の人は人ほがながらも、一句の筋も立つ様に作り課すれ、未練の人は、心の如くに廻り兼る故に、大やう聞えず、功者是を素句と號けしは、素人の句と云ふ心なるべし、左様の句も、相應に點あれば、初心の癖よき事にして、一句の詮はよそになして、只言葉の巧なる事を寄せ合て、初めより句筋の立ぬ趣向を案ずる、又淡が自分の句にも、聞えぬ句あげて計へがたし、能く調ふ時は、流石淡が奇材を顯はす、出來損なるは、淡とても素句なり、就に入ほがの病はぬけず、斯る風俗故に、其枝々より追々に邪出て、次第に法も亂れ、おもての句は仕にくしとて、執筆杯にあつらへ、捨おもてと號して獨吟にさせ、又それがこうじて、一向におもてを略し、裏移りよりする、席法も是につれて法外いはん方なし、いかに點取の略席なればとて、句を執筆に渡す人あれば、其句も味はゝずして、執筆吟も濟ざる内に御次を致さんと云、夫を聞て又其御次を致さんと、一座競ひ爭ふ、偏へに雅遊にはあらで、相場の立つが如し、其謂れは、付け方等閑なる故に、前句は何にてもあれ、五十句百句と並べさへすればよしと云心にて、兼てはめ句を多く拵へて、扇并に鼻紙に書付て携へ出る故、其句がさし合はゞ外の句をつけんと、幾らも掛替を貯へて、かしましく句前を奪ひ合ふ、亦轉句と號くる一體あり、是れ句者と點者の符丁なり、事繁ければ辨を略す、斯く不法增長して、指合も六つかしとて、指合御免と始めに書など、一向論にも不及、定めて後々は月花御免などゝ、書ぬべし、是を思へば、以前忌嫌ひし前句付けの方が增ならめ、前句は何といふても立たしく付る事を好む故に、淡が法よりは、少しは風雅の餘情も殘る様に聞ゆ、爰に於て長田越州（○京都町奉行）致三、林夕（淡弟子）は、流石政事に預からるゝ人ほど有て、戒る時淡へ教誡の文を送らる、其直書を爰に寫す、

頃日竿秋同巴人評判の百韻合被見處に、表て八句の内讒言見へ候、其方も出席の上は、讒言な

る旨有る山にて三物組を辭す、淡敢て云事なし、而して五人示し合せ、維人亭に於て之を興行す、是を梓して倭錦と題して、翌十三年早春世上へ弘之、淡々は連年三物組斷る仍り、當惑して、俄に餘人を語らへ共、世の沙汰を聞きて、是を背ふ人なし、漸く吳舟有風を賺して急速の間に合せ、翌年の三物組とす、〇中略夫より猶しも兩雄黨を分ちて、互ひに一偏に毀り、或は淨留理落書雜錄を作りて、舌戰することと喧し、大圭方には、凡山、指山、春澄、維人、其東、貞扇等を後士とし、淡々方には、竿秋、線來、其粹成ものなり、〇中略雙方牛角に繁茂して、淡々方には、同年の春高點萬國の花押を製し、其賀筵として、高臺寺時雨の間に於て、點取一日二千句を催し、其高判の句を印本にして、之を萬國燕と號す、此燕會を圭門より睡りて、島原の社中に花の摺物をさせて、寄花何といふ各題にて、二十句の發句あり、二千句の發句の句者を譏る、にくきもの床振袖や花の明、是とかふ（杜口）なり、各句、此格を以て何々を嘲ける、其頃京町奉行長田越中守（俳名林夕又壁共）は太だ道に執深き人にて、上京後間もなく淡々を招かれ、彼の門に入て、公務の暇に是を翫るゝ事せちなり、所司代牧野河內守も雅を好まれて、折々の發句あり、是故に地役人の輩、我も／＼と此道に遊ぶ中にも李風（石原內藏助、後清左衞門）、五橋（角倉與一）、吳洋（山路道作）、吟風（中井主水）など、至て好士なり、時に越中守島原の摺物の事を聞及ばれ、遊廓の者共、身の程を知らず、妄りに世人の事を誹謗することと甚だ法外なりとて、廳所へ呼出して急度叱らる、仍て互ひの惡口も是より薄くなりにき、〇中略然るに淡々は、折を得て大圭事を內々に訟ふ、越州之を容れて、淡圭を廳に對決せしめて圭負たり、其時圭が弟子其東も倶に呼出されて、白洲に於て俳諧を停止せらる、古來珍ら敷裁斷なりけらし、〇中略其後僧一枝（建仁寺內羅居庵ノ現住）淡圭が絕因を患へ、推て雙方に說て和平ならしむ、此時凡山、指山、羅人、（春澄は自是前に死す）も共に淡に和すと雖も打解る程の事は無りし、

〔翁草百五〕抑洛の俳諧を中興せしも、又邪にせしも淡々也、夫迄は祖翁〇（松永貞德）の敎にして、強てつ

一閑之寶も左社有らめ、高瀨運送に毎日水一荷を舟へ入れんは容易の業なれば、卑に任さんと諾して、其後淡が浪華の隱栖へ、日々の舟便に水を惠み施しけるとかや、浪華に住て京の水を飲する事、いか成る高貴といへども、古今に其例しを聞ず、是にて淡々が量を知るべし、角倉は過書船の尹なれば、通船を以する事は自在なるを知り、且つ水一荷を入るは容易の業にて、さのみ難きに非すと思ひ量りし處、寶も淡々なる哉、其後浪華にては淡々の名を投じ、半時庵を以號とし、隱栖の跡は富天に縱せ、老翁は寶暦の末に春秋八十八歳にて沒す、渠が生涯の事を筆記せば限りなからましと停筆、

〔翁草百五〕斯く計り淡々世に鳴といへども、己が材のみにて系統なく、其角が弟子と稱するも安定ならぬ事故、如何にもして然るべき傳を需め得んとして大主をすかせし事、前卷にもあれば爰に略す、尊に於て淡々大主間あり、されども主が俳材をさ〳〵淡を欺く許りなれば、淡も之れに愛で丶、表は彌篤く親しみ、蕉翁に其角嵐雪あり、我も大主李賦在りと二人を稱して左右の羽翼とす、角て淡周く世に名を知られ、權門勢家一世の豪へ汎く立入り、中にも南紀の闍臣三浦長門守俳名爲林甚だ淡々を信じ、常に道を開き、之れが爲に扶助を與ふ、夫より次第に自に奢り、奢侈増長し、行狀不正の事多きを、李賦は疎みて道を廢す、主は猶も師弟の義を以て屢々淡を諫むれ共、淡更に之れを不容、却つて主を遠ざく、此確執に寄つて、洛の俳諧益々熾んに成り、をのがさまざま淡へ荷擔し、主に睦び、或は道の好士夫に拘はらず、兩方へ出座するもあり、そこの會、彼庵の宴、某の會、臨時の興行、毎會數十人群參し、世擧つて是に遊ぶ、此道の壯觀時を得たりといふべし、中略享保十二年臘月に至つて、大主潜かに几山指山羅人阜々（故作沮子、乙由が弟子、此時一有と改名、）と共に、淡々を離れて自立せんことを議す、四人素して五吟の百員を綴り、之を世に流布せしめて、淡々と手切れの證とせんとす、然るに指山羅人は、年頃淡々が三つ物組なり、故に二子淡々が菴室に往き有

此事發句集、其外の集物に見へたり、門人の中、洛の羅人といへる誹士、是も英雄にて、初は半時菴の骨肉を違はず行ひ侍りしが、中比發明して貞德流と稱し、我成所の誹諧一流を施す、

〔翁草十〕誹諧士淡々事

半時庵淡々は、元浪花の產にして若きより東武に在て、名を渭北と號享保の始に京師へ出て、其角が弟子と稱し、名を淡々と改、洛東下ﾓ河原菊水の非に隣て寓す、其後東洞院六角邊又富小路四條ニ移居す、其時の吟、京を出て都泊りや塵の秋、其頃洛に言水、方山、晩山、鞭石、暮四、雲鼓、其諺等、其外貞德翁の統を引く宗匠餘多有て、淡々を誹謗する事喧し、去れ共淡々は、素より去る者なれば、他の區說に不拘、點譜等を時の人の氣に應ずる樣に製し、且つ人に說く事神のごとし、故に次第に洛に名有て、餘の宗匠はあれども無きに似たり、〇中略退隱して、悃弟竿秋に苗字點格を讓り、夫より東武へ趣き、あれ是の權門高貴へ立ち入りて、是を賞せられ、就中其頃權勢並び無き加納遠江守の用人何某、渠又主人の威につれて、天下の諸侯に用ひられ、大に勢ひ有る身なるが、如何して睦びけん、頗る淡々を信じて、公務の僅の暇に淡と因む事尤篤し、斯て淡々は、東武ニ於ても普く名を發して、歸洛に赴の日、彼何某留別の餘り、品川驛迄見送て、彼驛にて淡を饗する事いと叮嚀なり、是を見聞する人大に愕く其故は、彼何某は當時無比類羽振の役人成れば、諸家より色色招請の催有れども、寸時の暇無きに仍、悉く辭退して招に應せざる身が、遙々品川迄出て離別を惜む事、寔に淡々は庸人に非ずと、其頃專ら沙汰せり、夫より淡々は洛に歸り、暫くは市中隱に在しが、古鄉の浪華に居をトせん事を、洛の門人知己へ是を告るの折から、御代官角倉與一許江往て斯と申せば、與一離別を惜みて悃に饗し、移居に就ては、何にても用事を聞んと、其時淡々云く、然らば一とつの願ひ侍る、浪華は愚翁が舊里故墓敗、老後の幽栖を是に究め侍る也、去れ共恨むらくは彼地は川水を喫するの患有り、庶幾は京の水をたび給へ、是を飲して老生を養んと、與

いふ俳士の傳來書にくはしく有、

〔芭蕉翁文集〕座右銘

人の短をいふ事なかれ　己が長をとく事なかれ

銘に曰

ものいへば唇寒し秋の風

〔誹論〕半時庵流

半時庵淡々、武江より京師に歸り、所々に居けるが、後に祇園南林下河原菊水の邊に寓居せる、翌年歳旦に、

宿の春富家より高きはかりなり　淡々

石すりや祇園清水夜の雪

此發句を始として、追日佳句を吐し故に、京師の門人あまた出來り行ふ、是より都下の俗人はいふにおよばず、林夕(町奉行長田越中守殿)風雅に志ふかき中にも、誹諧をこのみ、淡々を師となせられき、○中略 追々誹諧盛んにて、門人あまたあるが中に、橋本竿秋(後松木當氏より請る)山口羅人誹諧點者と成、此兩士蕉翁に其角嵐雪のごとく、半時庵の兩の手と隨身して大に行ふ、夫より半時庵故鄕攝州大阪へ歸り、又一風を弘む、誹諧中絕の攝府なりしが、此半時庵の再興より、他流も及ぶ所にあらず、悉く此門に隨ふ中にも、春龍(尾州御家臣志水甲斐守殿)島林(紀州御家臣三浦長門守殿)南里(紀州御家臣安藤帶刀殿)をはじめ、其外諸國の御家中多く、此門人となる、關西悉く一統す、元祿の蕉翁已來、師の其角より盛んなる事、大に過たり、累年の秀逸の發句に尊信す、一生涯集物等あまた出せり、其角より出て、又一流を行ひ、此門下數多に成て、其宗派に洩たる人々より、一派と稱す、誠に豪傑の士なり、老後大に人を欺き、誹諧流行車輪のごとく行ふべしと、門人に敎訓して、時々一風を行ふとの心底より、終に大に變化す、

超罪の戒、祭にもろみを用ゆるも、醉るを愼てなり、酒に遠かるの訓あり、つゝしめや、

一升鐺茶代わするべからず

一夕をおもひ、旦をおもふべし、旦暮の行脚といふことは好ざることなり、人に勞をかくることなかれ、去ばく〵すれば疎せらるゝの言をおもふべし、

一他の短をあげ、己が長を顯はすことなかれ、人をそしりて己をほこる、はなはだ賤しきことなり、

一俳談の外雜話すべからず、雜話出なばゐねぶりして勞をやしなふべし、

一女性の俳友をたしむべからず、師にも弟子にもいらぬ事なり、此道に親炙せば、人をもて傳ふべし、總て男女の道は別をたつるのみ也、流蕩すれば人敬すべからず、此道は主一無適にして成す、よく己を省くべし、

一主あるもの一針一草たりとも、とるべからず、山川江澤にも、其ぬしあり、勤めよや、

一山川舊跡去たしく尋ね入べからず、私の名をつくることなかれ、

一一字の師恩たりとも、わするゝことなかれ、一句の理解をだに解せず、人の師となることなかれ、人〻におしゆるは、己をなして後の事なり、

一一宿一飯の主もおろそかにおもふべからず、さりやとて媚諂ふことなかれ、如此の人は世の奴なり、この道に入ものは、此道の人にまじはるべし、

以上

〔隨齋諧話乾〕芭蕉庵六物といふは、文臺、（號見）二大瓢（米入四山號）小瓢（帶はさみ）檜笠、菊ノ綸、茶羽折なり、おのおの素堂老人の銘ありて、家の集に見ゆ、その中小瓢と大瓢の文章とは故ありて予家に藏す、小瓢は芭蕉沒後、松木紋水といふものにつたへ、それより段々傳へたる趣、明和年間に黒露と

又附合に
子を思ふ鯨の其聲かなし
第一第二の註はよき〳〵として牛房を溷む
なごせられたりし、かくて貞享のはじめ、かゝる放逸滅法の談林俳諧を見限り捨、正法の骨髓に悟入して、俊成西行の骨目を採り、みづから平話自在の風流を得て、
道のべの木槿は馬に喰れけり
是より日本一同に、此道の闇夜明たるがごとく、此翁を師とし、天下正風の開祖と仰ぎけるとなり、凡此世界に俳諧と云者起りてより、貞享までのはいかいは、みな連歌の直しものなり、然るにこの時この翁の心裏より、全體別に眞の俳諧といふものを產出せるなり〇一〇下

〔はいかい袋上〕はせを翁行脚の掟
一一宿の外再宿すべからず、あたゝめざる筵をおもふべし、
一腰に寸鐵たりとも帶すべからず、總じてものゝ命をとることなかれ、君父の讐あるものは、門外にあそぶべし、いたゝきふまぬのもみちをしのびきる情あればなり、
一衣類器財相應にすべし、過たるもたらざるもよからず、
一魚鳥獸の肉好てくふべからず、美食珍味にふける人は、他事にふれやすきものなり、菜根を咬て、百事をなすべき語をおもふべし、
一人のもとめなきに、己が句を出すべからず、望をそむくもよからず、
一たとひ嶮阻の境たりとも、所勞の念起すべからず、おこらば中途より歸るべし、
一馬駕に乘ことなかれ、一枚の枯木を痩脚とおもふべし、
一好て酒を飲べからず、饗應にして固辭しがたくとも微醺にして止べし、亂に及ぶの節、遠亂

ふべく、今海內擧て、尊信する諸ならずや、

〔麥慰舍隨筆〕安永の頃より、蕉門中興し盛になれるあまり、時の宗匠達申合し、堂上に取入り俳諧の御會を催し、自分御殿の宗匠格に任じられ、折々式をかたどり、それ〳〵法式を極め、執筆の作法も調ひければ、夫より以來立机追善歳旦等も列席嚴重になりたり、是俳諧の盛事にて、俳士の面を起すべき時にして、祖翁の餘德とも云ひなん、されども翁在世には、ヶ樣の式作法ある事を聞ず、殿上にての御會に出られたる義もかつてなし、全く翁の存意にはかなふべからず、是より俳諧を賣てらひて、己が威をふめし、初心をまどはし、殘生をむさぼるやからもいで來るなり、既に近頃ある者、形容來舶人の如く異體にこしらへ、空言を吐、雜俳を賣、愚昧をあざむき、虛名をもとめて、つひに堂上に取入、自分花の本宗匠の號を免され、芭蕉翁に花の本大明神の神號を申下して、世上に流布す、かなしきかな、芭蕉老人一世に明眼を開き、風雅のもとをさぐりて、四海に弘通し、乞食頭陀の境堺をあまんじ、末代の愚民を向上の一路にみちびきたまふ、其高德を覆ひ隱さんとはかる事何ぞや、たゞ己が名利にかゝはりて、祖師の大意をゑる事能はず、人をして迷倒なさしむ、にくむべき事なりかし、

〔俳諧獨稽古上〕芭蕉翁發句の體井十哲發句

一芭蕉翁は、元と伊賀の產にして、上野の城主藤堂新七郎良精の嫡子主計（俳名蟬吟）に始て仕へしは、寬文二年十九歲の時より、松尾藤七郎（又甚七とも云）と稱す、若うして北村季吟を師とし、和歌を學び、其後天和の頃、俳諧の桑門となる、江戶談林俳諧流行の時代、江戶に下りて彼談林に學ぶ、芭蕉翁と稱するは、もと庵號なり、庭にばせをを植て愛せられしより、人芭蕉庵の翁と稱せしなり、其むかし（延寶）二十歌仙の附合の中の句に、

艫の聲波をうつて腸氷る夜は涙　　桃青

俳諧を學びしが、これも又出藍し、みづから談林の一流を起し、海内ひとたびは此流に屬せざるものもなく、信德桃青もこの門にあそべり、岩城の親子も因よりはいかいを傳へ、風虎露沾と世に名だかゝりし、因のちに大坂の天滿に住し、天滿宮の連歌をふたゝび起したり、夫よりのち子孫つゞき、世々西山の家をのこせり、一說には法印守信のむことなりしといふ、天和三年三月廿八日七十一歲にて沒す、天滿西寺町西福寺に代々の墳あり、

〔歷代滑稽傳〕一談林より次第〳〵俳諧上手に成、手を盡し作をつくしたり、されば長點の句は、京も江戸も符節を合せたるが如く極る、是より俳諧亂そめて、かたく漢字をあつめ、詩を聞やうに成、又は字あまり、一息にはいはれぬ樣なる事になり、京江戸田舍ともにみだれ立て、此時談林の俳諧滅亡のまるし也、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕正風體といへる姿は、桃青これを廣むといへども、これよりさきに、正章既にその端を開けり、されば支考も貞室がことを、この老人は俳諧の中興にして、芳野山に花を詠じ、隅田川に鳥を吟ず、當時正風の祖といふべし、此老晩年に俳諧を知るか、自己の短冊をば燒捨けるといへり、桃青が不易流行の二體をとなへ初めしは去來抄に、正風といふことは、奧羽行脚の内に工夫し給ふと見えたり、此年元祿二年の冬始て不易流行の敎を說たまへり、長頭丸以來手を込る一體久しく流行し、世人俳諧は如斯もののみ心得て、變する事をしらず、宗因師一度其こりかたまりを打破り給ひ、斯風天下に流行し侍れど、いまだ此敎なし、

〔梅林茶談〕近世自他ともに不易流行といふ事をいへども、こは當流にありて、他門にはなき事なり、其故は守武をはじめ、貞德貞室宗因等は、一世唯一體なり、守武流貞德流宗因流といふものなり、翁〔芭蕉〕延寶天和の風調を變して、正風をたてたまひたるは、貞享元年の冬なり、〔冬の日興行〕遷化の年元祿七年の秋まで、わづかに九十年なり、其間の流行凡二十變に及べり、實に神變自在とい

世俗眠りをさます鶯　雪柴〇下略

〔俳家奇人談上〕田代松意

田代松意は江戸の人、延寶中鍛冶街に住して、友人正友と心を合せ、談林軒と號し、其調日々に變化し、一字の働一句の餘情に衆人を勵ましむ、是を名て談林飛體と名く、擬々や呑手の若者花修行、雪折や昔にかへる笠の骨、その頃は其風にあらざれば皆人俳諧とは言ざりし、是この子と正友が功なり、

〔嬉遊笑覧三詩歌〕宗因江戸に來りしは、松意が招によりて、寛文二年春于時五十三歲なり、江戸談林風これより盛りなり、此時の記行自筆にて、東日記といふものあり、綾綿に、延寶中武江に下るとあるは非なり、又俳諧家譜に、立圃が門人に、村田常長といふ者あり、其養子を常矩といふ、師父の俳風を好まず、一風流を作て世に鳴る、宗因が談林、鬼貫が伊丹皆こゝに出といひ、又宗因は維舟が門人たるやなどいへるは、みな僻言なり、去來抄云、先師常にいへらく、上に宗因なくんば、我々が俳諧今以て貞德の涎をねぶるべし、宗因は此道の中興開山なりといひ、許六が滑稽傳に、西翁は連歌宗匠なりしが、俳諧師となり、古風の俳諧を叩きやぶり、天地の間に獨歩す、世擧て宗因風と稱す、又常矩がことをいふ處に、洛の田中常矩は季吟門弟なり、後談林に移る、洛の談林は大方常矩が門弟なりといへるにても知べし、家譜の作者は、京師の人なれば、常矩が門流の說によりたる說にや、桃青が俳諧の大旨は、答曲水文にみえたり、

〔はいかい袋上〕一梅翁宗因は俗名西山次郎作豐一、肥後國主加藤淸正の三男右馬之助忠之の臣也、右馬どのは連歌の達人にて風窓といへり、加藤家忠廣の代となりて、公の事にたがはせられ、奧州岩城の城主内藤左京大夫殿へあづけられ、豐一もかの地へくだりしが、後江戸にいでゝ、昌琢の門人となりしが、ついに一家をなし、西山宗因といふ、又洛にのぼり松江維舟の門人となり、

す、賀詞の歌萬代をみつの社の春秋は花さき實なれ言の葉の道、その年の秋、天原より俳諧花の本の稱を許せられ、初て去嫌の書をあらはして、御傘と名く、天子の御傘に比して、さし合ふ事ならずとの心も、風流にして可笑し、道に對する所詠物句撰の附錄に委くす、此道に入もの擧て是に依賴す、時に式を定しより、始て附合興行ありしは、寬永六年なり、會主は西武にて、親重、日如、日能、道節、令德、執筆と七人なり、附合略之發句また正潔なり、睦月てふいづれ始の御時、甜らせて養ひ立よ花の雨、雪月花一度に見するうづきかな、皆人の晝寐の種や秋の月、冬ごもり虫螻までも穴かしこ、晩に失明の後、家童三人あり、珍重、滿足、祝著と名く、年長じて、珍重は僧と成り、滿足は執筆となり、祝著は其行末をしらずと、又可笑の談なり、同れの年にや有けん、故ありて堯然親王より大佛殿の南、地方許多を賜りて、みづから果樹を植ゑ、坊を出して柿園と名く、中に報恩齋あり、納るに妙經千部子昂の筆を以てす、齋外に六歌仙上宮太子、達磨大師、人丸、貫之、紫式部、定家卿の六人なり、の像を畫く、前に吟花廊あり、詩歌連俳の短尺を集む、直に蘆の丸屋蘆眼を以て圖ふ故に名ありに通す、方城東西貳十間、南北三十間、落離するに皆竹を以てす、今圖あつて其模樣を存せり、其權貴に幸せらるゝ、もまた此翁の碩德なり、承應二年に歿す、壽八十三、辭世三首の中明日は斯と昨日おもいし事も今日おそくば替る世のならいかな、貞翁はじめ大志あつて俳道を發起す、羅山草山の兩子を以て門人となす、且立甫、重賴、貞室、西武、梅盛、令德、季吟、德元、未得、玄札、一雪、安靜、宗畔、道節、松堅、定重等、みな宗匠なり、嗚呼盛なるかな、

〔歷代滑稽傳〕一談林軒松意は江戶の產なり、宗因をまねき、江戶談林と號し、飛體と名付、談林十百韻より始り、軒端の獨活までの間、俳書日々の變化をあらはす、俳諧は師匠より、弟子がすぐれ、其弟子よりは、又弟子が上手と成る一字の働き一句の餘情善盡し美盡せり、此時俳諧天下一統して談林風をせぬ人なし、

談林十百韻卷頭

されば爰に談林の木あり梅の花　梅翁

らざる人なし、しかれどもすべての流に達せん事成がたしと、かねておぼし入て、それ〳〵が心にいれる流々を、一色づゝをしへ給ふなるべし、○中略凡和歌には、十のすがた六の道あり、はいかいも兩句一吟して、歌にかはる事なければ、一流一流とて偏なるはよろしからず、なべていづれの好士をもあがめしたひて、もらさずしならふべし、ことに獨吟百韻以上の時は、一風にならぬやうに、四道十體、古事付、秀句付、あるひは古歌、あるひは立入、またはてにをはにて付る句、心の句、詞の句、樣々混亂して、花やかにめづらしく仕習ひ給ふべし、君子は周而かたよらずといへば、いづれにも一偏の風にて、上手のしわざにあらずかし、

〔新雜談集〕一波光は羅人が後を次て業を受侍りしかば、いつの比にか、志願を發し、京師の誹諧を貞德翁の古風にかへさんと、一七日斷食して聖廟を祈り奉りけり、されど同志の者多からず、半途にして世を去侍りぬ、

うしの年や黑き牡丹の花の本　波光

京師に貞德流と稱する一派多し、されど其句をなすに、波光がごとく古風の格調に倣へるとも見へず、都て諸家をの〳〵門戶を建事といへども、貞德宗因芭蕉の三門を出ず、夫さへ一派を口に唱ふるのみにて、其句法風韻のひとしからざるは、自己の才力の及ばざる所成べし、

〔俳家奇談上〕松永貞德

松永貞德は幼名勝熊、長じても猶髻を束ね、童服を著し、自ら呼て延陀丸また長頭丸ともいへり、逍遙軒と號す、常に和歌連歌を好で、玄旨法印を師とし、長嘯子を友とす、一年此翁兼好が徒然草を三保の大路に講ず、洛下の豪家何某なる者、その高辨に服して今の花開の地を寄附す、昔より社あつて、何なる神祉なる事をしらず、便ち其琴書を茲に移す、其夜異人ありて、口づから一句を誦す、夢さめて思へらく、神祉以て我道を起すべしと、爰に於て小祠を結構して、花開稻荷と奉稱

流派

少しの望あり、今かくの有様になれば、金銀財寶一つとして惜からず、志かし一つの願あり、笈の內に入れ置きたる宗祇自筆の伊勢物語と、床の間に置きける末の松山の文臺をば、我にあたへ給へといひければ、賊將聞き屆けて、さもあらげなく取り出だして投げやり、俳人の繩目をゆるして、盜賊どもは出で行きけるが、さるにても只今かれが乞ひたる書物と文臺とは、結構なるものにや、立ち歸りて奪ひとらんとて、戶外にたゝずみ、內の容子を伺ひけるに、俳人は屈する色目もなく、燈かきたて、筆と紙とを手に持ちながら、

ぬす人も跡とざし行く夜寒かな、とくり返し〳〵ひとり吟じゐけるに、盜賊等此句にめでて大に感じ、今宵奪ひ取りたる道具どもを悉く返しあたへ、かゝる無欲なる面白き人とは志らず、狼藉したりとて、金を多くあたへけるを、あへてとる事なかりしを、四五日もたちて、いづくよりともなく、樽肴にのし包み添へて庵の前におきて歸りけり、察する所、彼の盜賊等かと覺ゆ、實に其道に至りては、鬼神をも感ぜしめ、たけき武士の心をもなぐさめ、男女の中をも和らぐ、はつかの一端とはいひながら、其感應深く思ふべし、

〔玉くしげ〕一問曰、今京や田舍のはいかいの體をみれば、これは誰が流、かれは誰が流とてりうりう多し、足下には何れの流を心とするや、初心の吾々はいかなる流を學ぶべきにや、

答云、定に今の世の誹かいを見るに品々にかはれり、あるひは云、はいとても歌の一體なる物をさのみいやしき詞句がらはすべからずとて、唯連歌の體ぐちたる樣にする人も有、又いや〳〵迚もはいかいは狂言なるものをとて、下劣卑賤の詞をのみ好て、かりにも正風體を嫌人有之、共によろしからぬ事也、伯夷伊尹柳下惠の聖の偏なるを、孔子は大成すとてもらし給はぬがごとく、貞德老人の誹諧は、やさしきを體として、おかしきを用とす、正風體を根ざしとして、狂言を花とす、されば花實そなはりて、一偏なる事なし、扨今時此道を以て世に鳴人々、皆貞德子の門弟な

り虫氣づき、數刻苦しめども いまだ産の様子なし、家内心をいため、二人のものを出家と思ひ、安産の符を乞ふ、桃隣聞て、いと安き事なりと、盃に符の一句を書て遣しけるが、早速に安産ありければ、亭主悦び、たゞちに出家兩人を九拜して禮をのぶる、翁ふしぎに思ひ、何と書しと問ふに、桃隣こたへて、

とく出て又乙見せよ花の兄

翁是を聞て、汝は道を行ひかしこきものなりとすこぶる感心せしとかや、

〔雨窻閑話下〕感情の發句幷盗人句を感ずる事

何事も、上手に至れば、自然と妙あり、○中略 不角が、

賴政がひろひ殘しゝ椎もがなにては、位にすゝめり、

〔當世武野俗談〕不角千翁、妻妙閑、(不角は古今獨歩の宗匠、法橋より法眼に昇進、)

不角千翁と云しは、俳諧の達人なり、彼禁庭にても、堂上の人々に發句を望まれて、

賴政の拾ひのこりの椎もがな、と申候ひしと、前編の書に出たり、

〔雨窻閑話下〕感情の發句幷盗人句を感ずる事

すれ〳〵の中に花咲く木賊かな

此句は、豐後國ある片山里に貧しく暮して、子獨もてる夫婦有りけるが、何やらん心に違ふ事ありて、をとこかの女房を離別しければ、女房悲しく思ひ、さま〳〵わびけれども、聞き入れざりければ、止む事を得ず家を立ち出づる時、此句をいひ出だしゝかば、夫感得し呼び戻したりとなり、○中略 其道の蘊奥に至りては、歌も句も、人情を和する所、各別の相違有るべからず、○中略 某の人曰く、さりし年總州邊にて、俳諧を好むひとり者の方へ盗賊入りて、家内の器財悉く盗み取られたり、彼俳諧人を手嚴しく柱にくゝり付けて、ちつとも動かさず、俳人のいふ様は、我

晉其角或年與門人同船而遊隅田川、今茲天下旱魃、而田面無水、門人等望雨乞之句、晉辭不止、故作句須臾雨降、世人感其俳德云々、

此記露ばかりも、いつはりがましき事をかきたるものにあらず、於此おもへば、元祿中の人、すでに此事を傳へて風流の話柄としたるを、雛一堂志るしおきたるならし、雨の降しはいづれの日にもあれ、世こぞりて此事を語り傳ふるは、其角がほまれといふべし、かの句はしと、ユタカといふ折句也、ひそかに靈作の意を以て祝したらんと、著作堂主人いへり、

〔老の長咄〕三圍に、其角が雨乞の句を石に勒してあり、此句人の志れる事ながら、田をみめぐりの神ならば、といひしならば、そのてにをはつたなし、此句にてもしも雨降らば、此神も文盲なりとあり、ある日彼の庵に至り、其角が短尺を見ん事を乞ければ、いと安しと見せらる、

夕だちや田をみめぐりの神なればとありてならばとはなし、納受ありて雨や降べし、

〔俳人百家撰〕雨乞の事○中略

近世にては其角が三めぐりの雨乞、名高く世に聞へけれど、又正德二年の夏、四國にては一せつ雨ふらず、草木も枯果なんとする故、讃州觀音高坂本天神の社にて、雨乞の俳諧興行ありける時、百花が發句に、

神風の雨こそにほへ夏の原

これより次第に付句ありて、百韻に滿る時、雨ふり出し、二日二夜ふりつゞき、近鄉近在のうるほひとなり、民の愁をはらひければ、あまねくその德をほめけるとなん、

〔俳人百家撰〕桃隣安產符を作れる事

元祿の始、春がすみたてるやいづこと江戶をたち、芭蕉の旅粧ひせしに、太白堂桃隣同道せんと言へば、伴ひて江の島に詣んと、其日は藤澤の驛に宿るに、旅店の女房其夜產所に臨めるに、宵よ

以俳諧祈禱

是亦、其場合の樣體思ひやらる丶なり、

〔とはずがたり〕ある人、母おやのなくなりたる時俳諧の句に、名月や唯くらがりがみられけり、うた丶ねも玄かりてのなき寒さかな、此二句人をなかしむ、早乙女や子のなくかたへうへてゆく、あの笠で早苗とりしか烏おどしなどいへる句は、かの夕顔だなの下すゞみ、いなばそよきて秋風のなどいふ歌にもならべつべし、

〔ひとりごと上〕祈禱の俳諧興行して、いひつらぬる所、句にいつはりおほきは、いかでか神慮にかなふべき、句每にまことを辨へざる人の、努々おもひ立べき事にあらず、もたいなきわざにぞ侍る、御影のかゝりたる座に著ては、各其日の神主なりと心を改め、又御影のかゝらざる席には、心のうちに勸請申て、在が如くつゝしむ人は、いつはりなき句も出來ぬべしや、

〔五元集〕牛島三遶の神前にて、雨乞するものにかはりて、

夕立や田を見めぐりの神ならば

翌日雨ふる

〔近世奇跡考三〕其角雨乞句考

其角、牛島にて、雨乞する者にかはりて、五元集、夕立や田をみめぐりの神ならばとせしは、いづれの日にや、詳ならざるによりて、予三圍の社主につきてたづねしに元祿六年六月廿八日の事とぞ、然則其角三十三歲の時也、一說に南茅場町回船問屋某、俳名を白雲(其角門人)といふ人にいざなはれ、船あそびに出て、此事ありしとぞ、案るに、能因法師雨乞の歌に、金葉、銀河なはしろ水にせきくだせ天くだります神ならば神、此歌にもとづきたる句也、五元集に、翌日雨ふるとあるを以て、須臾にふりしと云說を、日ごろいぶかりおもひけるに、元祿六年に生れたる隱士擧一堂之記(調花堂藏)(寫本)を見るに左のごとき文あり、

句ノ如キハ、詩モ俳諧モ同情ニテ、實ニ絶唱トイフベシト、コノ句ハ伊勢ノ乙由トイヘルモノヽ作ナリ、麥林集アリ、世ニ行ハル、

〔雨窻閑話下〕感情の發句幷盜人句を感ずる事

一先年江戶にて、乞食の頭たる車善七と、穢多頭團左衞門と爭論の事ありて、善七落度になりて、御成敗にあふべきを、いまだ幼少なれば、其家來七兵衞とかいへる者、主人に代り討首にあふ、必死の忠義たぐひ有るべからず、かの辭世に、

地獄にも木陰があるか夏の暮、匹夫下劣の身にては、其情をよくいひ叶へて奇特なり、されば句はいづれも歌の餘情に同じきなれば、感味すべき俳諧どもあまたあり、

早をと女やなく子のかたへうゑて行く

わかれても闇にみにくゝ螢つれ、

此句どもを吟ずれば、親の子を思ふ情を思ひやらる、

噓さくら廓の內の楽種さへ

此句島原の遊女の作のよし、噓と思ひやらる、〇中略遠江國天龍川の邊に、老いたる賤の男孫を失ひて、其翌年の七月于蘭盆と云ふに、彼孫が位牌へ靈供を備ふとて、

去年まで叱つた瓜を手向哉

此句を吟ずれば、恩愛の情涙も落つる計なり、

負ふた子に髮なぶらるゝ暑さかな

園女が句なり、棒㒵の樣子察しやられ、實に女の句としらる、加賀の千代女が、夫に別れし時の句に、

起きてみつ寢てみつ蚊帳のひろさ哉

此發句を評判するに、趣向は祇園社にかゝれる平の忠盛の繪馬より、おもひ付たると見えたり、其事平家物語に委し、然共、

目にあやし麥わらのひかりとぶ螢と仕たらば、かの火とぼしの古事にもあひ、また一句もきこえ侍るべきを、麥わらをとばせねばうれしうないとおもひ、むりに麥わらをとばせたり、是當風邪誹の作意なり、それ故一句何共埒あかず、おらんだの島もの也、なるほど無事なる人體を、むりに片輪になせる事不便也、かれらが好む風俗千々萬々、皆此格をもて句作るもの也、いかにほたるのこゝなりとぶとも、一はの麥わらたばねながら、とぶやうに見えん事、前代未聞なり、餓鬼は水を火と見るたぐひならん、初心のおもへるは、扨も麥わらをよくとばせたり、おもしろし、發句はこのやうに、むりをいふが作なりと心得て、さらばわれも、とばぬ石死やうの物成ともとばせたくおもひ、むりにとばする時、みなとびそこなひになれり、初心の人かやうのいきをもつてけいこせば、萬劫ふるとも道に出る事あるべからず、是誹諧の外道也、かゝり初にもまねする事なかれ、

〔隣女晤言 一〕鶯の誹諧

ちかき世、加賀の千世女といへる誹諧に名高き女、

うぐひすやちかさにまどのあけられずといへる句、かん心するもの也、誹語もありて心やさしく、げにも女の句と見ゆ、正徹百首に、

朝戸あけばおどろきぬべし呉竹の近き小枝にきゐるうぐひす、今川政範の評に、朝闇の閑座、まことに鶯を賞せられ候、珍敷し云々、此歌を千世女覺悟せるにはあらざるべし、じねんにかよひたる、いと興ある事也、

〔閑散餘錄 下〕蘭亭曰ク、ワレ俳諧ヲ見ルコトヲ喜バズ、然レドモ、萍ヤ今日ハムカフノ岸ニ咲、ト此

黍にても青きさせば夏なるべし、青麥になるを春に立つうへは、是遙なる夏なり、常盤木の落葉夏なり、松の葉ちら〳〵落つる月の影、右二句ともに作者一座ともに、秋と覺えたると見えたり、二句ともに夏なり、三句目鹿の句有、是たゞ一句なり、蕃椒の句秋にしても、中の月の句夏なり、また三句置て、雲の峯あり、かやうの事、師遷化し給ふと、はや五七三十五日の中に、人口にかゝることを仕出し、其まゝにても捨侍るか、

〔俳諧問答　四〕晋子〔其角〇〕此ころの秀逸は

鶯の身をさかさまにはつ音哉

この句近年のうぐひすの秀逸なり、外にありともおもはず、師の句併に養するとこなし給ふ、後につひにこれほどのあたらしみを、はしらせたる句はなし、この句よりよき句は如何ほどもあるべし、此のちも出べし、去かれどもこれほどに新しき句はなし、一筋に聞かれては、作者も本意なかるべし、

〔新雜談集〕一我則與行の會に、夜半の叟〔蕪村〕秋風の句を數多書つらねて、一座の衆儀をうかゞひ申されしに、

かなしさや釣の糸吹あきの風　蕪村

草これに拂はれて色變、木これにあふて葉脫、懷冽愁、人肌骨、予〔仲〇来〕は此句まことに腸をたつがごとしと申せしかば、かゝる一句の餘情は、聞得るもの希也と、叟も機げんあしからず侍りしが、ひと度此五文字江湖々と改申されしを、ひたすらにすゝめて、もとの悲しさやといふに定たり、

〔誹諧破邪顯正〕綿本寺〔〇政〕が獨吟百句の、材木に飛騨匠が墨繩を引て、末代目口かはきの棟梁の指圖にまかせんと云賦

目にあやし麥藁一把とぶ螢　綿本寺

行春をあふみの人とをしみける　芭蕉

先師曰、尙白が難に、あふみは丹波にも、行春は行年にもなるべしといへり、汝いかゞ聞侍るや、去來曰、尙白が難あたらず、湖水朦朧として、春をしむに便り有べし、殊に今日のうへに侍ると申き、先師曰しかり、古人も此國に春を愛すること、おさ〳〵都におとらず、去來此一言こゝろに徹す、行年江州にゐたまはゞ、いかでか此感のましまさん、行春丹波にゐまさば、もとより此情うかぶまじ、風光の人を感動せしむる事、眞なる哉と申、先師曰、汝や去來ともに、風雅を語るべきものなりと、よろこび給へりしか、

〔俳諧問答三〕一序でながら難ず、亡師○芭蕉五七日追善木曾塚にて、嵐蘭桃隣など集りたる、れきれきの百員の卷に、

青き中よりちぎる南蠻　乙州
松の葉のちら〳〵落る月の影　朴吹
たしかに鹿の鳴く聲をきく　丹野
のびちゞみ我身を樂に取廻し　路通
付ちらかして買はぬ小道具　臥馬
傘を提て戻りし雲の峯　土龍

乙州が青き南蠻といへるは何ぞや、南蠻といへるもの知らず、黍の事か、唐がらしの事か、平話にはいふとはいへども、文章につらぬる時、一句南蠻とばかりいへるものなし、總體にて唐辛となるとも、または玉黍と成とも聞え侍る、句作ならば南蠻とも、下略ロロ尤、

青き中よりからき南蠻

などあらば、唐辛の句ともいふべし、この句秋成や、夏なるや、慥ならず、青唐辛ならば夏なるべし、

けむ、花の歌の中に、

みよしの、芳野の山の花ざかりしばしものこそいはれざりけれとよめりき、これは貞室老人の、

これは〳〵とばかり花のよし野山、といへるをおもへるなり、古人の俳諧はよくうたにちかきものにこそありけれ、今の俳諧もさるべきにや、おのがしらぬことなれば、くちこはくはいひはりがたし、

〔去來抄上〕先師評○芭蕉評

外人の評ありといへども、先師の一言まじりたるものは、此詞にしるすなり、

蓬萊にきかばや伊勢の初だより　芭蕉

深川よりの文に、此句さま〳〵の評あり、汝いかゞ聞侍るやと也、去來曰、都又は古郷の便ともあらず、伊勢と侍るは、元日の式の今やうならぬに、神代を思ひ出て、たより聞ばやと、道祖神のはや胸中をさはがし給ふかとこそ、承り侍れと申、先師返事に、汝が聞所にたがはず、今日神のかうかうしきあたりを思ひ出て、慈鎮和尚の詞にたより、初の一字を吟じ、清淨のうるはしきを、蓬萊に對して結びたるなりと、

からさきの松は花より朧にて　芭蕉

或人、にて留りの難あらんやと云、其角答曰、にては哉にかよふ故、哉留の發句に、にて留の第三を嫌ふ哉といへば、句切迫ればにてと侍る也と、呂丸曰、にて留の事は、其角が解有、又是は第三の句也いかに發句とはなしたまふや、去來曰、是は即興偶感にて、發句なること疑なし、第三は句案に渡る、もし句案に渡らば、第三等にくだらん、先師重ねて曰、其角去來が辯皆理屈なり、我はたゞ花より松の朧にて、おもしろかりしのみなりと、

〔俳諧或問〕問、延寶の風とて、比喩緣語を捨る如きは如何に侍るべき、比も六儀の一つ緣語も和歌に有る事に侍らずや、答曰、敢て嫌ふに非ず、蕉翁の句にも、元祿の比、

眉掃を面影にして紅粉の花

八九間空に雨降る柳かな

比喩ながら、其優なるを見るべし、又比喩ならぬをわけて云ひならふべき事は、去來抄に、蕉翁の、

腫物に柳のさはるしなひかな

此句さわる柳のしなひと作る時は比喩なり、柳の直にさはりたるなり、比喩にしては誰々もいはん、直にさはるとはいかで及べきと、又貞享の續の原句合に、嵐雪が、

鈴鴨の聲ふりわたる月寒し

蕉翁の判云、鈴鴨の聲ふり立る秀句限りなし、一句やすらかにして、嚴寒の氣色盡たり、彼妹がりの歌を吟ずれば、六月廿四日の日も寒しと云はん、さる事にやと見えたり、按るに、秀句の稱美の淺き、嚴寒の感心深きをみるべし、西上人も鈴鹿山うき世をよそにふり捨てと詠れたれど、いかになり行く我身なるらんと、爰に可感、雪が句も月寒しの感情いはん方なし、

〔泊洦筆話〕ふるき俳諧は、其作者みな世のすねものにて、詩歌の道にもたど〳〵しからぬこゝろ詞よりいひ出でしなれば、俗事俗言にも、おのづから人の心を動かすが多し、今の俳諧は、心詞いたく歌とはへだゝりて聞ゆ、宇萬伎が歌に、

ものゝふの草むすかばねとしふりて秋風さむしきちかうがはら、とよめるは、かの桃青法師が句に、

なつぐさやつはものどもが夢のあと、といへるを移しこゝろみしなるべし、かれをうつせども、詞づかひのめでたきが故に、彼よりはたちまさりて聞ゆるぞかし、おのれいつの程にかありり

あらず、此句は古池の寛大なるより、古池やと打のぞみたる目前の景色より、蛙飛こむ水の音もありと、見渡したる姿にして、其あたりの淋しさをも見せたる、爰に不見の見を工夫すべし、言語の埒を明たるは、人量にして天地の自然にあらざる事を考ふべし、

〔三養雜記四〕古池の句

嵐亭俳話に、芭蕉の古池やかはづ飛こむ水のおと、いふ句は、吳融が廢宅詩に、放魚池涸蛙爭聚といふより案をもとめられしもしらず、此落句に、不獨淒涼眼前事、咸陽一火便成原と作れり、燒あとの深川にふたゝび住しころの吟なれば、此感ありしかともおもはるゝなりといへるは、さもあるべくおもしろくおもはれたり、

〔新雜談集〕武の竹護原の、白隱和尙に相見の時、閑談時うつりて後、俳諧のさたにも及び侍りて、先芭蕉翁の名句いづれにやと尋られしに、古池の蛙をかたり出て、畫讃染筆の事を望れしに、和尙やがてしたため贈られしが、五文字を古井戸と書あやまち有けるにぞ、とかくおもひながら、しか〳〵のよしを申侍ければ、暫く沈吟して、此句は古といふ字眼目成べし、さは池井戸違へるとも、苦しかるまじやなど即答ありしとぞ、此禪師はいかいには疎くおはすれど、活機の見よろづにわたりて、たふとく覺え侍りしと嵐山が物語也、

〔俳人百家撰〕芭蕉庵舊地の事

芭蕉庵の舊地は、深川六間堀要津寺同所長慶寺に古墳あり、こは佛頂禪師現住の地にして、翁由緣の寺なり、古池の吟は、今の松平遠州侯の庭に存せる池あり、この邊に草庵の在ての句なり、延寶の末、桃靑伊賀の上野を出て、江戸に下り、鯉屋杉風が家に入り、後薙髮して素宜と改め、又杉風より芭蕉庵の號を讓請て、夫よりのち彼地に庵を結ぶ、此古池は原杉風が簀にてありしとぞ、

二作　いさ宵や龍眼肉のから衣

三作　皹たつ長者の夢や黒牡丹

此外に焦尾琴といひ、三上吟といふ集より、彼が發句をあげて曲節の論あり、畢竟はたゞ時にしたがひて、句作の用と不用とをいへり、

〔去來湖東問答〕芭蕉翁門人の六感に曰、花やかなる事、其角に及ばず、　名月や疊の上に松の影

からびたる事、嵐雪に及ばず、　梅一輪一りんほどの暖さ

ほどけたる事、支考に及ばず、　そこもとは涼しさう也峯の松

閑なる事、丈草におよばず、　幮を出て又障子あり夏の月

かろき事、野坡におよばず、　長松が親の名で來る御慶哉

實なる事、去來に及ばず、　應々といへど叩くや雪の門

〔誹諧白雄夜話〕一大原のおぼろ月

大原や蝶の出てまふ朧月

丈草の句也、蕉翁の曰、翁蝶の舞さまいかゞあらんやと問給ひしに、さく夜大原を通りて、まさに此姿を見侍りぬと、翁曰、しかるうへは秀逸たるべし、誠に大原なるべしとぞ頌歎淺からずありしと、

翁つねにのたまふ、此僧深く案じ入事を得ずして、しかも出せる、深く案じ入なば、世につゞく人もあらじと、戲れ申されしとかや、

〔十二夜話〕古池や蛙飛こむ水の音

此水の音を工夫仕違にて、多くは情也とおもへれば、此水の音に、観相の意ありとぞ、こを感稱する人多し、さるは天地の自然をしらぬ人の案也、世情先工夫にしてすましたりと思へり、さには

卿も、面白からず素人藝なりと被仰しとなり、

〔鑓尻七〕一條樂の毛利家の亭に紅梅のありしが、歌の時、汁橋紹巴、

梅のはな神代もきかぬ色香かな

九條稙通公（法名玖山）聞し召て、業平が歌は龍田川に水の紅にしてくゝる事は神代にもきかずと精を入たる所也、何ぞやいつも見る梅をとり出して、神代も聞かぬといふべき謂れなし、中頃伊勢にて、冬の頃櫻花を見て、夢庵、

冬咲は神代もきかぬさくらかな、といひしは、所も神風の國にて、殊に櫻は大神宮の御神木なれば、かく本歌もとるはよし、毛利家は神家にてもあらばこそと宣ひし、

〔焦門頭陀物語〕翁古人の句評并稲妻の吟

秋のはじめ、暑さ彌まさりて、降かぬる雲の、晝はむらがり、夜はかたまりて、おそろしけなるに、稲妻の砕ちる夕暮がたに、浴してゆかたながら、物うち敷椽の柱にもたれよりて、むつましきどち古きを語る、稲妻やくだけてもとの入處、よく人のしかたれば、其頃の名句ともいはむ、されど發句のけしきをしらず、我今このながめに、

稲妻や闇のかた行五位の聲

〔爲辯抄〕作意　遺稿類說に、一とせ伊賀の西麓庵におはして、續猿蓑の撰集ありしに、武城の人々より發句をおくれり、其中に其角も三四章ありて、秋風辭を裁入たる句に、白雲に鳥の遠さよ雁は雁といふを、我も人も感吟して、これらの手づまの及がたき事をいへば、故翁（芭蕉）は例のほめながら、晋子が此ほどの俳諧をきけば、玉振金聲の作をもとめて、天下の人を驚さむとす、是より五年の變化をはからず、二作をかさねば、平話を失ひ、三作をかさねば俳諧はつきて、其時は自己を失ふべしと、故翁は其年に遷化ありしが、誠や五年の變をまたず、日々夜々の作をかさねて、

〔新雜談集〕おのれ俳諧はしたり顏に、しかも道に深からぬ人の、集など見侍るに、まづ作者の名を見て後に、句の好惡を論じ侍るか、ゝる未練の爲業はあらじかし、名利に惑ひ、是非のわきまへなき人といふべし、

〔橘苞漫筆初編五〕此頃流行の誹諧を見るに、虛實の扱ひ分らず、實中の實に落し、唯言勿論の句少なからず、またひたすらに言葉ばかり媚たる句もあり、〇中略

唯言　三條の橋から見れば涼みかな

同　犬蓼やなかば崩れし橋のもと

是は三條の橋を崩橋にし、涼を犬蓼にしたる迄なり、然ども寂しみとかししみとか、しゆみれた處が骨髓とやら、妙な處をおかしがる故、打聽に何とやら犬蓼の句は物有そふに聞ゆるは、口に風流の道具をつかへば也、よつて順評點とりなどには行(ハヤ)そふなる句也、拙きたとへなれど、下手な役者の歌舞妓の稽古見ると、初日を見るとの違にて、必覺不斷著と舞臺衣裳とかはりたるまでなり、〇中略扨又句の實にのみなりたるとは、

誹諧　道ばたの木槿は馬に喰はれけり

實　道ばたの木槿を馬の喰にけり

初の句は、手爾葉ひとつにて微妙の域に至り、古今を絕倒せし句なり、後の句は實に落て唯言なり、

〔橘苞漫筆二編五〕俳諧者流、寂しみと云處を旨とし論す、いかなる故にや、市中交易の域にくらす腸より、無理に寂しみを絞り出さしむ、それ定家の卿哀にさびしくは云出でよし兎角にぎはしくはなやかに目出度和歌こそあらまほしとて詠給ふ、

花見んとよそほひ車かざり馬さくらにむれてあそぶ諸人、となん被仰けるとかや、光廣の

延寶八歳次庚申仲秋日　嵐亭治助謹序

第一番

左　持　ねりまの農夫

霞消て富士をはだかに雪肥たり

右　かさいの野人

菜摘近し白魚を吉野川に放いて見う

先左の句は、巻頭の一句と見えて、ゆたかにして長高し、また初春の體茂みもやらで、ありくと見えたる不二のけしき、雪肥たりといふところ奇也、古人春雪痩タリなどと、つくれる便多きにや、右の句、菜つみといふより吉野川にしら魚をねがひたる一興尤妙也、山の姿川の流見處多し。

〔宿北新話上〕句評の箴　并麥林ゐゝがきの句評

我このむ處をもて句を評すべからず、只句中の骨折を見出して、成さならざるの境を論せよ、されど同志にあらざるものには、屏息して避べき事なり、麥林みづから句を定めず、常に曇舟が聞を好みす、秋のくれ猪垣の齒もぬけて行と案じて、曇舟が耳を竊に、舟云へりけるは、此句上五文字あるべし、もしなくんば行の一字外にあらんか、今一工夫なからんやとなり、林退て百錬し、又曇舟が窓をたゝき、上の五文字なく下の一字なし、那句いかんかせむと云、舟曰、此句尤よし、もとより秋の暮の五文字に決し、ぬけて行のことばに定れり、たとへば、此庭の秋海棠の四葉を圖にひらくべきを、などや此花の木瓜錦に似たらん是本然のむまれにして、ゆがみていとをしと云べきなり、猪がきの句むまれあしく、またあるべくは聞えながら、外に一字のおくべきなきは、一句の治定とおもはざらんやと、責さる事ぞかし。

門松のもとゝやいはふ江戸の春

左の句は、武藏野の行末遠き御代を祝ひて、邦畿千里と見よといひかけ給ひし、げに萬民の至善の地なる、餘情をふくみて、江戸萬歲も踊りてほめはやすべく、鹿島のことふれも、しやべりてことぶき申べし、右の句の門松のもとゝいはへるも、同く當御代の御慶賀にて、珍重ながら猶左勝侍べし、

〔百番誹諧發句合〕任口尊公としごろ日頃の御口ずさびをつがひて、百番の俳諧發句合となして、其判詞を仕るべきよし、仰をかうふれり、身不德に心愚にして、其はゞかりあさからずといへど、其さま〴〵もしたしく御前にめされて、御會をさばき、百韻の點をも、合せ馴つかうまつりしにならひて、此たびも拜見するに、句々玉をみがゝれて、只珊瑚と瑠璃の色こそかはらめ、更に其をとりまさるひかりしゐてあるべきにもあらねど、さして御後學のためなどいふ事にもあらず、只なぐさみとあるわざなれば、其色のこきうすきうへにつきて、わさりといさゝか愚判を書つけて、おほせにしたがひ侍るばかりならし、

延寶七年孟夏中八日　　北村蘆庵季吟

〔田舍之句合〕桃翁栩々齋にゐまして、爲に俳諧無盡經をとく、東坡が風情杜子がしやれ、山谷がけしきより初て、其體幽になだらかなり、ねりまの山の花のもと、渭北の春の霞を思ひ、葛西の浦の月の前、再江東の雲を見ると、螺子此語にはずんで、農夫と野人とを左右に別ち、詩の體五十句をつゞる、章のふつゝかに、語路の巷のまがり曲れるをもつて、田舍とは名けたるなるべし、仍以これに翁の判を獲たり、判詞莊周が腹中を呑て、希逸が辨も口にふたす、遠くきく大江の千里は、百首の詠を詩の題にならひ、近所の其角は、俳諧に詩をのべたり、あゝ千里同腹中なることを知る、しるといへば、我是をしるに似たりしらずして爰に筆をとる、又是知らざるなり、

し、

かつしかの隠士　素堂

一番　歳朝

左

とく／＼の水まねかば來ませ初茶湯

右

宿の春何もなきこそ何もあれ

判に西行法師をまたひての句合なれば、第一番に汲ほす程もなき住居かなと詠じたまふ、よし野のおくの苔清水を出されけるにや、二月堂のわかさの水も、よぶに應じてわき出るといへば、遠くとも來るまじきにあらす、右何もなきこそとあるは、有無の無にてはあらざるべし、此無にはあらゆる物を備へて、胸中の樂しみ、はかり難し、よつて勝負をわかたす、

二番　柳

左（西國へ下りの頃、周防長門の國の堺に、大木の柳ありけるを、）

胴をかくし牛の尾戰く柳哉

右

何となう假名書習ふ柳かな

左大木の柳言外にあらは也、されども右のやなぎに立並ぶべきにあらず、

〔百番誹諧發句合〕一番　左勝

武藏野や邦幾千里とみよの春

右

俗に隨ひ侍らば、一向壁に馬なる句體なり共、聊の逃道を工夫して等類の難をのがれぬべし、尤古式のゆるしのごとくに、貴人小人女子邊鄙の作に於ては、切字ひとつの違にして、當座の逸興ならしめんは、祝鮀が佞なかるべし、此道の譬喩方便なれば、諸作一昝也、諸句兄弟なりと、ちなめるま・遠慮なく書の名とし侍る、

元祿七甲戌稔壽星初五　　晉其角

〔新句兄弟〕往昔句兄弟あり、彼集は晉子粉骨をつくして、一句々々の魂を反轉して、兄弟のちなみを結べり、予ひそかに是を思ひ寄て、此冊子を編む、前兄弟のごとく、反轉すること及びがたし、さりながら爰に幸ひの逃道あり、人の上の兄弟を見るに、兄にけだかきあり、弟にいやしきあり、又かたち言葉づかひは似て、心のもて離れてにざるあり、腹がはりあり、胤がはりあり、此兄弟もかくのごとくなるべし、されば今の世の高芳の句品六十一人を手あひにして、かくおかしきふしもなき句を作り和らげ、名づけて新句兄弟といふ、左かあるのみにあらず、句あはせのかたはらに、かたはらいたきこと葉書きを添たるは、評にもあらず、註にもあらず、其句合をつかふ折から、おのれがむねに出くる、よしなしごとを書付侍る也、是を梓にちりばめて、世に見たまへとは、つらあつしとや、人わらへとや、

享保歲次丙辰彌生　　天地齋魚貫

〔とり〳〵句合〕七そぢにちかき秋の頃、わらは病にかゝりて、三途瀨川を二瀨もこへなんとせしが、立歸り病の間ある時むかしいひ捨たる狂句どもを倩おもひ出て、自の句を左右にわかち、西行法師の御裳濯川のまねして、三十六番の句合となし侍れど今の代に俊成卿とたのむべき人なければ、判者も又素堂なりぬ、其角が句兄弟は、他の句に自の句を寄せ合ての名なり今此の句合は一腹一生にして、多くはみそぢ前後のふるごとなれば、をかしくもつたなくも見給はんか

弟

京中へ地主のさくらや飛胡蝶

老師名高き句也、反轉して市中の蝶を清水の落花と見なしたるなり、木の間と云字にたてふさがりて侍るを、漸こてふに成て、花の間を飛出たるやうに覺ゆ、先後の句立たしかなり、飛花の蝶に似たる蛺蝶飛來過墻去、却疑春色在鄰家、作例多く聞ゆれども、予京の一字を心がけたれば尤難有まじ、

三番

兄　　素堂

又是より青葉一見となりにけり

弟

又是より木屋一見のつゝし哉

遊子行殘月、とかや、花におぼれし人の春の名殘を惜みけん心をうたひける也、予が句うたひにたよらずして、青葉一見といふ花のかへるさを、とがめしゆゑ、全く等類ならずとなりけりとは、素堂が平生口癖なれば是を格には取がたし、つゝじといふ題にて、夏にうつろう花の名殘も有べし此句意味はかはる事なし、下五字の云かへにて、強弱の體をわかつものなり、

〔句兄弟序〕點は轉なり、轉は反なりと註せしによりて案するに、句ごとの類作、新古混雜にして、ひとりこと〳〵くに諳じがたし、然るを一句のはしりにて聞なし、作者深厚の吟慮を放狂して、一點の付墨をあやまることゝ、自他の悔旦暮にあり、されば むかし今の、高芳の秀逸なる句品、三十九人を手あひにして、おかしくつくりやはらげ、おほやけの歌のさま、才ある詩の式にまかせて、私に反轉の一體をたて、、物めかしく註解を加へ侍るなり、此の後俳諧の轉換、その流

なるべし、

〔句兄弟〕一番

兄　　貞室

これはこれはとばかり花のよしの山

弟　　晉子

これはこれはとばかりちるも櫻かな

花滿山の景を、上五字に云とりて、芳野山と決定したる所作者の自然の地を得たるにこそ、俳諧の須彌山なるべし、花のよしの山と對句して、ちるもさくらといへる和句也、是は／＼とばかりの云下しを、反轉せしものなり、

難云、吉野山一句の本體として、上五字七字までは只ありの詞なるべし、ちるとも櫻のうへにうつしたる本意、逃句なるべし、

答云、句は其興を聞得べきなり、景情のはなるゝといふこと、雜談集に論せるごとくなり、近くいはゞ、先年、明星やさくら定めぬ山かつらと云し句、當座にはさのみ興感せざりしを、芭蕉翁吉野山にあそべる時、山中の美景にけをされ、古き歌どもの信を感せし叙、明星の山かつらに明殘るけしき、此の句のうらやましく覺へたるよし、文通に申されける、是をみづからの面目になしておもふ時は、滿山の花にかよひぬべき、一句の含はたしか也、尤花の前後を云時は、聊も句心あやまるべからず、沈佺期が句を盜む癖とは、等類をのかるゝ違あり、

二番

兄　　拾穗軒

地主からは木の間の花の都かな

奔走有、やがて桃園に塒つくりして、治雛坊と名づけ、五百人の童子に守らせらる、日本の鳥もその代のためしを引、今日の節會を初めて、忠臣の朝を告、閑門の夜の司さざる、一日の計は鷄鳴に有と傳へたり、今度の行事某仰せうけ給はりて、花鳥の心をやはらげ、列る翅七十番の勝負を記す、

〔伊丹發句合〕跋

伊丹の發句合といふものを、月尋が懐より出して、予に跋を乞ふ、みればかの里の好士等の句に對して、獨り四七の數を番ひたるなり、其すがたは面の如くにして、おの〳〵一樣ならず、天性の得たるをもて、おのづからの風情となるに似たるなるべし、才麿が評は、慕をもて花を粧ひ、船をうかべて、月の見所を求むるが如し、難波津や、梅の翁の匂ひたえず、柿園の翁の雫かはかずして、實に青からず、澀からぬもの、是この月尋ならんかし、

槿花翁士
鬼貫

〔續俳家奇人談上〕岡村不卜

岡村不卜は未得の門人、江戸堀江街にすみて一柳軒と號す、○中略此老はじめ續の原を著す、其叙に、五とせむとせ先の向の岡は、俳諧の根を尋ねよといふ心ならし、今續の原つゞきをかしき巻巻は、こゝろ〳〵のことわざをおはせて、武藏野のふるき友だち、都の何がしに判させて、人をもなぐさめ、我も樂しむことゝ、はなりぬ云々、その中に櫻左持、櫻ちる彌生五日は忘れまじ、其角、右、そぼふるや霽傘さしてやまざくら、不卜、素堂老人の判に、左右ともに等し、生田の森に鳥もあらばと、古ことを吟じて筆をさしおくのみ、煤掃左、何かたに行てあそばむ煤拂ひ、暴白、右勝、煤とりて寺はめでたき佛哉、不卜、蕉翁判に、兩句滑稽の實を失はず、感心わきがたく侍れど、めでたき佛といひし句のいきほひ、猶まさりて聞え侍れば勝となす、是古人歌合の許にならひし、其頃の風流

落つかぬ木葉にあたる雫かな

右　　松濤

落葉とて富士のつゞきに塔ひとつ

左の句景氣微細に心を付たり、右又山もあらはなる不二のながめ、一句のたけもゆたかに聞え侍る、されども句中目に見えたる切字なし、五文字にて言殘したれば、きれ字を加へて見るべきにや、猶分明ならざるを難じて、持に定侍るべきか、

〔類柑子下〕關雞之戲玩尙矣、季郈之芥羽金距之後、唐皇盛於此、在于傳賦韓聯杜律之集、則是戲玩于騷壇者、而共載籍之所見歷々焉、我朝雖未聞其權輿、堂上以及里閈、爲佳節桃園之戲玩也又已舊、而前記之所錄、可以見其概也、今茲彌生之初、公筵漱芳之餘、取題於此、延彼晉子襖、以從鞶而恢鼓俳諧、或有七步而吐五六調、或有十步而發二三曲、間有執一者、以夜既闌意始倦、而各歇搏啄、多寡混合積壹百有卅奇、而公裁居其半、至於遺詞名字之競變態、則所謂五百兒之羽儀、森々屯其中、是所以追於佳節之典故、據於桃園之賀趣、而戲玩之趍雅致者歟、遂使再煩晉子、而後偶立篇分篇得美名、而勇怯之品級進退之黜褒、判然破竹歟、玉是又可謂諧體之新奇吟房之希珍者、然非歟、甲申〇寶永元年暮春下浣百之叙、

侍宵　上冊

一合　左右二字

一百の飼臼に拜め治鷄坊　冠里

忠臣に箒のいらぬ羽音かな　棹狐

五德の冠者、羽團扇をもつて開いて、東西〳〵むかし玄宗皇帝、乙の酉のとし三月三日に誕生ありしゆゑ、唐土のとりをあつめ給ひて、七草の薺生たつより、やよひの餅草までに馳走

者是を聞それにもかゝはらず判を書なり、

〔貝おほひ〕小六ついたる竹の杖ふし〳〵多き小歌にすがり、あるははやり言葉のひとくせあるを種として、いひ捨られし句どもをあつめ、右と左にわかちて、つれふしにうたはしめ、其かたはらに、みづからが短き筆のしんきばらしに、清濁高下を記して、三十番の發句合せを思ひ、大刀折紙の式作法もあるべけれど、我まゝ氣まゝに書さらしたれば、世に披露せんとにはあらず、名を貝おほひといふめるは、合せて勝負を見るものなればなり、又神樂の發句を卷軸に置ぬるは、歌にやはらぐ神心といへば、小うたにも予がこゝろざす處の誠をてらし見玉ふらん事をあふぎて、當所あまみつおほん神のみやしろの、たぶけぐさとなしぬ、

寬文十二年正月廿五日、伊賀上野松尾氏宗房釣月軒にしてみづから序す、

一番

左　勝　三木

にほひある色や伽羅ぶしうたひ初

右　義正

春のうたやふとく出申すうたひ初

左の句は匂ひも高き伽羅ぶしのうとんげよりもめづらに覺侍る、右も又春の歌は、ふとく大きにといふより、まことに大舞のほども知られはべれども、一聲二ふしとも いへば、對句あるこゑに、心ときめきはべりて、仍左を爲勝、

〔續の原〕判者四人春素堂夏調和、秋湖春、冬桃青、雜不卜、才丸其角、

一番

左持　落葉　風水

句合

人となりて世にしらる、功名の後、此一村判詞の料を請ずといふ、今更むかし語とはなりぬ、

〔滑稽太平記 一〕馬淵宗畔の事

馬淵宗畔と言るは、元重治と名乗りたる人なり、貞徳門人ながら、無二の中とて、翁〇松尾芭蕉の事を能く取もたれけり、翁俳卷添削の軸料とて、元は沈、一兩を添へたりしに、宗畔の曰く、昔紹巴も連歌の合點に、半代二十四錢を添き、又古道三は詠料として拾貳錢を取れり、何ぞ沈を調ん事もむつかし、唯銀軸可然と銀一兩に定め、門葉より先添たりとなり、其後雛屋立圃世に獨立して添削するにも、銀一兩、立圃さへも、銀壹兩取事、翁の花香もうすし、今より五錢目たるべしと御定むべきとの事なり、か丶る事まで宗畔の計しが、承應四年正月、西の林門跡の會に出坐のため風呂に入て弱りしより、中風起りて死去しけり、諸藝の達人たりしに、最惜き事哉と、世人言あへりしとかや、

〔俳家奇人談 中〕榎本其角

或方より一卷の點取を遣す、使開き見、使へ返して曰く、此卷あまりに初心なり、我附墨を勞するに及ばず、連中の先輩に談ずべしと、使是非なく卷を受取り、扨點料も返してんやといふ、答て料は見賃に收置なりと、返ざりしもいとをかし、今時の人その德もなく、其力もなくて、叨に古人の洒落に擬し、風雅を蠲に、甲乙を立ると同日の談ならんや、

〔新雜談集 一〕よき判者だにあらば、句合などして勝劣を分ち見ん事、いと興ある事也、

〔正風俳諧直旨傳〕發句合の事

翁曰、發句合衆議判といふは、連中會合して論議批判するをいふなり、蛙合は衆議判の格なり、故に判者もはきとなし、本判といふは判者必序にても、跋にても書なり、且又句引までも作るなり、歌に歌合あり、是に格を倣ふものなり、又卽興の判は左右に文臺を立て判者あり、難陳ありて、判

點料

竹屋町上安達南德　上立賣大宮東牧五鳳　新堺町二王門南渡邊一英　西陣大渡部町大久保琴柳　裏之門中立賣下海老石一蒼　千本今出川上片桐一瓢　東三本木上之町西村正陸　新町夷川上人見盛美　新町竹屋町下吉田化來　同御池上ル山田無涯　木屋三條上中村つゆ子　淨福寺上立賣上佐野壽松　西洞院出水下芳澤梅應　富小路蛸藥師下淺利花詩　北の大將軍鶴川里白　五辻淨福寺西七里山僊

〔誹論二〕誹諧といふもの、何の益にかなせる、といふ故さへ、知らざる人少からず、かくまでおとろふ事ぞといへども、風雅の道を金銀にかへ、利益を得んがため、商物同前に持なす故とぞ思ふとあればとて、點料を受納する事を惜むにあらず、貞德京師花咲社中に卜居の時に、誹諧の百員點をとりにのぼせけるみぎり、其國々の名產を返禮として上しけるよし、かく雙方共に志の厚き事にて知るべし、〈中略〉其角の花押は風流のみを愛する心より、物好きたる點に、料を極めて取たることとなし、然れども隱者の事故、好士より志を厚くあしらひたることとぞ、流々も料物は自分より極め出さねど、いつとなく百員銀一兩、五十員銀二匁、歌仙一鏝目半と、朱料に定り來りしとなり、夫を後世の誹士、此朱料を書付、當座に贈らざる方へは、書付を遣すなど、卑劣の沙汰になりし、後世の誹士此事を是とも思はじ、然れどもこれをあらたむる人稀也、かく降りし誹道故、點者たる人　を宗匠と稱す、一向其意を得ざる事なり、何の道にても宗匠と號せるは、これ其道に一人のものなり、他の藝道にも乱りごとくなる稱號を關す、文學をして風誹に遊ぶ人々、これを辨へざるはあさまし、集物を成に句々の善惡も辨へず、手にはの吟味も正さず、入料さへ添來れば、悉く加入す、是近世の惡風なり、

〔奧の細道〕山中の温泉に行くほど、〈中略〉あるじとする物は、久米之助とていまだ小童なり、かれが父俳諧を好み、洛の貞室若輩のむかし爰に來りし比、風雅に辱しめられて、洛に歸りて、貞德の門

行脚を一度して萬句をせざれば點者入ならずと云事なりしが、其比よりはや實に行脚を一度する點者もなく、萬句は折々有たるやうす成しが、今は夫も心もとなし、

〔滑稽太平記四〕高島玄札出來口の事

或時本町に會合し、百韻を連ねて、玄札に添削を請て、又廿日計有て、同じ卷を認め、以前御無心申せし御添削の卷は鼠に引れ、今一度彼を披見に入侍る、添削被成給り候へと言遣しければ、安き程の事とて、また又添削す、然るに以前の點より劣りけるが、十日計有て、兩卷を持參し、玄札に向て、日外兩度御無心忝く存候、然れば以前御添削被下候卷、反古に紛れて候を見出し、引合せ候に、御添削相違し侍る、前をや用ゐん、後をや用ゐ侍らん、稽古の爲に候と問けり、玄札兩卷を一々見て、横手を拍ち、偖々俳諧は日々に隨て上達申すものなり、我添削申したるに、廿日計りに上達申候ひぬ、況んや作者をや、猶々丹誠をなし給へ、後の添削こそ稽古成るべけれと答けり、流石に作者程あつて、出來口を云れしと人諷したり、

〔理齋隨筆六〕十四五年以前の事なりし、堀の船宿何某、俗にいへる知たりぶりにて、とかくおのれをたかぶり、素人驚かしの者なりげるが、俳諧の附合に、そもさんか淺草寺の十夜鉦、といへる句をなして、午心が點をとりしに、點者申越しけるは、そもさんかは禪也、淺草寺は天台也、十夜鉦は淨土也、御句いかゞと非言せしは、をかしかりき、かゝるためし多くある事にて、人の笑ひ草なれば、心得あるべき事なる歟、

〔假名世說下〕古今の事を附會して、時代違ひのはなしをなすを、靑特といふ、これは龜成といへる俳諧の點者、別號を靑特といふ、此もの丶工夫なりとぞ、

〔元治改正京羽津根三同〕○俳諧點者

西洞院下長者町上 櫻井二鳥　下長者町釜屋町東 中西秋甫　釜座下立賣上 人見窓雨　油小路

花重錦管城楊彩二十三光十五車輪玉十二黄鶯十　三田白峯

兩品トモ信點　錦管城曲浪八行帆七朱五長三

無盡寶准句天高月二十化玉十七神龍十四秀光十三華德十二

有隣十一文戒十螢雪九枕書八鶏窗七順六樂五好四朱三長二　立羽木扇

其角印　一日長安花十　洞庭月七

半面美人　かくし點　越雪五長三丸二　曾湖十〇下略

〔俳家奇人談中〕榎本其角

初め此子持傳へし半面美人の印は冠里公より賜る所の文字書にして、是を琴形の印に彫附たる物なり、故に常に秘し從けり、或時門人なにがし戯れに盗み出し、日を經て己が家へ招き、獨活の胡麻交の中へ盛かくして出したり、角何心なく喰あて持歸り、程經て門人の留守を幸ひ童僕に酒のませ、その常に尊敬せし日蓮自作の佛像を捜し出し、其首に荒繩つけて、厠の中へ釣し置たり、

〔賤のをだ巻〕一俳諧も其比流行たり、翁〇桑盛山がいまだ生れざる以前、父などの俳諧せられし比は、五人すぐれて世に假たる俳諧師有て、五色墨などいひて、世にもてはやしたるよし、其中に其水といふ組合にて、其比の柳生播磨守、翁が父など心易くて出會れしよし、翁が俳諧する比は、隱紀逸とて世話事を聞、殊の外はやりたり、麹町に居たりしが、己が高點の句を集めて小冊にして、六玉川と號して出したり、追々續て十篇迄出し、其後對江戸枝折と云小冊を又數篇出したり、力も有て面白き點者なりけり、大家にも多く組合有て、點式を度々貫はれたり、初の點式は淵明が四時の詩にて、多嶺五點揭明輝七點夏雲奇峯十點春水滿四澤十五點書扱は四時雲標を押たり、井家の者といへり、并沾山買明存義田社湖口などいづれも一ふしづゝ有て流行たり、點者になるには、

筑波山二十珥比磨利十五異玖用加十　桃井山夕
神苑流七朱五長三
彈夜月かくし點二十五天壽十八金氣養精十丹頂五　鶴海一漁
立夏清風至十五君子鳥七長三
金精かくし點二十映朱十八銀輪影斜十朱五　桐淵貞山
玉夫弄桂花十五廣寒月七長三
五更かくし點二十四更十五二更七　內田沾山
三更十一更五長三
神物護持順句丹鳳十五畫中詩十風檣七長三　稻川當國
脊花雨二十宗玉韻十二玉膨八孔彰五
無上寶准句天心月廿三資玉二十千珠十七神妙十五秀逸十三無極十二　立羽千翁
大極十一銀漢十九曜九蒼溟八龜脊七俊六豪五英四朱三長二
羅浮夢かくし點十八東閣詩情十朱五　貴志沾洲
月黃昏十五江南梅七長三
水調歌かくし點十八春江花月夜十五清平調詞十　江川百洲
長相思七朱五長三
太白堂印一種風流推國色十六色與香無價十三有玉聲十　瀨尾桃翁
神感威二十三乎一乎七白字留利五長三
頌滿耳かくし點十八崑崙玉餘十五麗水金十　雲津水國
千載觀七朱五長三

點者

〔續俳家奇人談下〕渡邊佁靑

渡邊源右衞門は尾陽の藩士にして、代々幾許の祿たまはりしも、常に亂舞を好み、裝束等に金ついやして貧し、然るを其貧に居て晏如たるは、彼楊雄が操を守れるなるべし、俳諧は曉臺が門に入て、五老峯と號す、〇中略ある日、俳諧の點して、景物を出さむとするに物なし、不圖おもひ出て、己が親より持傳へたる兀山ひとつを出す、點勝したる人、せんかたなく受取しも、年々の物入にこまりはて、賣んとするに買手なく、與んとするに貰ふ者なしと、もてあましたるぞいとをかしき、

〔誹論一〕半時菴流

半時菴淡々、武江より京師に歸り、所々に居けるが、〇中略都下の俗人はいふにおよばず、林夕町奉行長田越中守殿風雅に志ふかき中にも、誹諧をこのみ、淡々を師となさせられき、爰において五橋御代官角倉與一・李風御代官石原淸左衞門殿其外武門の人々多くはべりしに、近來誹諧持なし宜しからずとて誹諧點者たるものは、官家へ訴へ、免許なくては此道を業とすることかたし、免許の上にて花押をちらすべしと仰ありて、今に於て此例相續す、

〔誹諧家譜凡例〕京師點者中、曰卅一人之一者、蓋享保年中召諸點者於官廳、乃命定其數、登時有卅一人是也、

〇按ズルニ、三十一人ノ名ハ、三笠附ノ條ニアリ、

〔桂錦中〕當時宗匠點印譜次第不同

調和印　以靜爲用十五　兩朱七　長三　　堀尾和推

鍋子かくし點　紅綠石十　朱五　丸二

玉霰十八かくし點　回文錦字詩十五　新月色七

花影上欄干十　回雪五　長三　　桑岡貞佐

腹をふくらし候へば、ひが事せんにはまさりたるべし、又其身富貴にして、目にたつなぐさみ、世上をはゞかり、人事いはんにはしかじと、日夜に二卷三卷點取たるものもほこらず、負たるものもしいていからず、又受かゝり線香五分の間に、工夫をめぐらし、終に卽點などゝ興する事ども、ひとへに少年のよみがるたにひとし、されども料理をとゝのへ、酒をあくまでにして、貧なるものをたすけ、點者をこやしむる事、是又道の建立の一筋なるべきか、又志をつとめ、情をなぐさめ、あながちに他の是非をとらず、まことの道にも入べき器なりと、はるかに定家の骨をさぐり、西行の筋をたどり、樂天の腸を洗ひ、杜子が方寸に入べきやからは、いつかに指をかぞへて十をふさず、君も卽此十の指たるべし、能々御愼御修行專一に存候、〇中略

二月十八日　はせを

曲水様

〔誹諧名目抄 以呂〕云捨 むかし連歌の式目、いまださだまらざりける時は、上の句を云かくれば、下の句を付、下の句をかくれば上の句を付などして、物に書きしるすといふ事もなく、卽座の興となせるのみ是云捨なり、式目さだまり懷紙に書付るにいたりては、云捨にはあらず、今も人に答ふるにも又自云出るにも、筆紙を用ひずして、口すさび侍るは云捨なるべし、近來點取世にはやりもてゆくにしたがひて點をとらぬ會を云捨といふ人あり、點取は晴の會の稽古なる事をしらざる故なり、猶あやまりては、一巡を出す竪懷紙の端書に、何月何日於何所云捨會などと書て出すものあり可笑、

〔翁草 百六〕隆志は信安弟子なり、俳材衆に抽て、普く點者の風を得意して、何れの點にても不勝と云事なし、淡々會などには、他門の人勝つ事得がたし、惟隆志のみ、出座毎に大かた勝ぬ、後に點者と成りて、自の風調は甚だ陋し、下京の俳諧は隆志爾來殊に風俗惡く成たり、

點取

〔翁草百五〕淡々、洛に來るの始め、倩洛の俳諧を見聞するに、前句笠付頻りに行はれ、誠の俳諧は是が爲に壓屈られ、其道大に衰へたるを見て、潜に思惟して、新に點格を立て、七點より百點迄の花押を製し、朱青の兩肉をもて印章を彩り、一卷を潤色す、是今の俳點の風俗の權輿なり、夫迄は和歌連歌の法に倣ひて、諸點者の點を加ふる所「平點ト云一點、二點(朱丸)長三點、又珍重の二字、花鳥の加印等を五點七點として、點者に寄て點數少々は不同なりしかども、青肉などは聊ト無りし、さるを淡々が風流なる點格を始め、且俳諧の他に異なるに耳を驚がし、人皆奇なりとして、是へむれ集る好士多く、○中畧諸國に其名汎く、四隅の邊鄙まで夥しく其徒蔓こり、乞點の卷几邊に堆く、是に花押を加ふるに、門生交る〳〵机邊に在て之れを助け、宛も時花(ハヤリ)醫者の藥を調劑するに似たり、道の繁榮淡一人に歸す、更に書拔と云事を始めて、卷中の粹なる物を卷末へ書出して、高料を施して褒賞す、

〔新雜談集〕一點取にのみほこりて、勝負を爭ふは初學の業也、此筋にとゞまりて、他の句を盜み、或はかねて工み置る附句などを、席に臨みて似合しく次あはせなどせんは、いかに淺ましき志にて、よろづの遊びにも勝負を好む人は、勝て興あらんため也、己が藝のまさりたる事をよろこぶは、負て興なく覺ゆべき事しられたりと、よき人は申置れし、君子無所爭と申ことも侍れり、

〔俳諧獨稽古上〕一點取の事、强て功者のかつにもあらず、不功の俳士しゐて好めば、句がらいやしく、正體なくして、俳學くづれ惡し、其子細は人の聞にもかまはず、きのふいひ出したる句をもし、又古人の句を少しばかり直して、俳賊をなす、すべて俳興なし、たとひ座每に勝たればとて、人をすかし、あざむきくらますにあらずや、和歌の神の冥慮おそるべし、

〔芭蕉消息集〕一風雅の道筋、大かた世上三等に相見へ候、點取に晝夜をつくし、勝負に道を見ずして、走りまはるもの有、彼等は風雅のうろたへものに似候へども、點者の妻子をはごくみ、店主の

只其事を加筆して門人を導く、其角初て花押とて、色々品多く繪樣の摸樣を彫刻させ、點數の相當を極め、句の左右に花押を散し行ふこと其角よりおこる、淡々これに習ひ、洛に歸りて又大にほどこす、是より他流迄さま〴〵の花押をもの好きに彫刻して用ゆ、貞德の施せし點は一點、二點、三點より以上はなかりしに、其角より點數過分になり、淡々以後大に高點出來、三百點四百點、五百點と、次第に諸家增長して、近來より當時に於ては六百點、七百點、千點にまで及べるよし聞傳ふ、

〔隨齋諧話乾〕俳諧の句に點あはする事、むかしは百韻の中二三十句に過ぎず、中にも逸興ある句には長點をかくるもの二三句なり、貞德季吟芭蕉のころ迄、大やう如此なりし、浪花の宗因西鶴の門派より、次第に點の句も多くなりしなり、京の高政俳諧總本寺と名のりて、世に行なはれし頃、京の隨流が破邪顯正といふ書を板行して、宗因高政等を批評し、貞德の流派の一變したるを歎きたり、その書の中にいへるは、諸國へ廻文をまはし同類をすゝめ、わけもなき俳諧に百句の中七八十點、長二三十もかけて、初心を譽めそやし、鳴わたれりと語る、この咄をきくに、けうとく胸おどろき、空おそろしく、口を閉ぢて閑居たりと書り、此書延寶七年の刊行なり、百句の中長二三十句におよぶを、氣うとく胸おどろきしとは古風に殊勝なることならずやかく點の句多くなりしかども、今の世の如く、點に數をさだめてあらそひしにはあらず、其後其角が世上に點のおほくなりしを憤り、世俗を撓めおどろかさんと、半面美人等の印を刻み之を句の傍に施してかれは幾點これは何點と點數をかぞへしも、すべて世を玩びてなしはじめし事なるに、その頃の俳士其角が轍にならひて、おの〳〵點印をつくり、卷毎におしけるなり、今世上の俳士是を俳諧第一の事のやうにおぼえ、都鄙にわたりて、勝負をのみあらそふ事になりしは、其角が俑をつくりしなり、

は殘多しと、二點に及べり、珍重は仕がたき處をかやうに致さるゝこと、珍重にこそあれと、一點半に及べり、平は勿論點の通りにして、別の子細なし、近年は世上の俳諧上手になり、又點者もそれぞれ能聞分て、二點の長より廿點迄は、善惡細かに見分て、添削に及ぶ時氣に隨て可なり、去人申けるは、えぼし附色めくに隨て、文字不通の旁、人に讀てもらふて點引人あり、八十點迄を聞分、夥しき印判を拵へ朱印をおす云々、〇中略

永點は豐水閑話に、一點をかくると云ことは和歌にはじまりて、古はつましるしといひけるなり、點を乞ふ人ある時は、すぐれたる歌と思ふには、食指をのべてそつと爪形を横につけ玉ひたるなり、その上に再吟して、初の爪形を加へたる上に、又かさねてつましるしをかくる、是を長點といふ、

大坂に一時軒惟中と云俳諧師あり、人の長點のこと尋ねしに、答云、其句のあまり面白さに、上より點をかけて、句のとまりまでも引下げたれども猶面白さにひかれて、其點はまだかけたらず、下にぐる〱とたぐりておかんもいかゞしければ、やがて上へ筆をあげて又一點かけたるものなりと云々、

〔秋隨筆〕一むかしの長點は、卷中の秀逸とする也、その後風流うつりて、趣ある句を長とし、拔群とはせず、沾德いはく、發句脇第三までは主客功者のすることあれば、さはることなくは、第三まで長點然るべしとなり、近來は發句より表八句大かたぬしなき句にて、咏藻したゝめける、沾德のこともいたづらに成たり、脇起のはいかいも今は只一通りにて、意味の差別はなし、

〔誹論二〕貞德、京師花咲社中に卜居の時に、〇中略此時は點、長點、〇と三段有、點の外珍重の左書より甲乙なし、門人重頼、季吟、貞室をはじめ、點を施す人々、皆同様の事なり、芭蕉翁は禪法を學び、誹諧執心ゆへ、諸國を廻り一所不住の身にして、點とて施すことなかりしぞ、門人の句々の善惡は、

合點

たらん、

〔篇突〕發句調練の辨

上手に成る道筋慥にあり、師によらず、弟子に寄ず、流によらず、器によらず、畢竟句數多く吐出したるもの、、昨日の我に飽ける人こそ上手にはなれり、

〔新雜談集〕一題ひとつにゑて、おもむきを百に分て、句を案ずる時は、百様の姿情を得るなり、さつと勞煩をなさずしては、さうなき一句のぬしにはなりがたしと、太祇は常々申されしが、世には勝れたる好人にて、座臥行歩の隔なく、夙に起出るよりいねるまで、目に見耳にふるゝ事、ひとつとして心にとめずといふ事なし、やがて句案にわたりしかば、几邊に大きなる草紙を拵え置て、思ひ出るにまかせて、筆探侍りけり、されば生涯の發句、いく萬といふことをしらず、かの句集に撰出すところは、其半にも過ず、猶もれたるものに、秀逸少からず聞え侍りし、

〔蕉門頭陀物語〕支考八夕暮の第三を案ず

支考八夕暮の集を撰むに、いづくも秋のはしに探曲といふ脇に第三を案じ入、只月といふ句なからましやと、朝にあふぎ、夕に俯し、食をたち、席わきにつけず、かくすること三日にして、

細いにはあかぬと月の空に消て

しばらくこの句に俳狂して、玉を拾へるものの如し、又四句目こゝろに入らずと、その夜も臥さず、あくる夕に、

水を一桶汲ておかばや

凡句を案ずるといふは、深く入て淺きを求む、下手は無用の工案に入て、王手飛車手を案ることし、句作は總て取る品あり、早く取捨の用をしらんにはしかじ、

〔嬉遊笑覽詩三歌〕點法は、染糸に、添削古法は長、珍重、平この三の外なし、長は秀句を感じ、一點かくる

もつかぬよしなしごとを、いひ出るのみか、結句もとのけいこをうしなふもの也、いかにも道をたゞしく守りて、猥がはしからず案ずべし、兎角入門をよく〳〵つゝしむべし、先達の人に道をよく〳〵とひ心得て、さらに邪にをもむかじとすべし、所詮はいかいの本意上手にならんと思はん人は、しよしんのほど、たゞ己が分際の心ばへをのみ案じもてゆけば、自然とあがるべし、

〔俳諧發句小箒〕趣向をとる事

一或やごとなき方の仰られしは、先戀の題を得て歌詠むとおもふには、我戀する人をひとりむかふに立て、其人に深く思ひ入て、逢戀、あはざる戀、或は忍ぶ戀にもせよ、實によむべし、題とおもふべからずと敎給ひぬ、誠にありがたきことなり、

忍戀

夏瘦と人にこたへるなみだ哉

斯題中に向て、趣をとるを趣向とは申なり、

〔ひとりごと上〕いにしへの俳諧師は、百日の稽古より一日の座功といひて、只會に出なん事を、大切に思ひ侍りし、實山類、水邊、居所の體用、或は句のいき方、つけかた、さし合等、輪廻の沙汰、其外の詮義まで、くはしく侍れば、一日の座功も大切の事にて侍し、

〔南北新話上〕句數の修行

初心の句を修行せむには、十日くるしんで一句を得よとをしゆる師道もあるべけれど、麥林の句のおしへと云は、數萬句胸中を洗つて後、やうやく一句を得べきとなり、さてその修行は題を立工、一時に百句も二百句も吐く、されどいさゝか句法をしらねば、實にくらやみの礫にひとしく、一句も的中はあるべからず、只語勢と不働をさたし、新古の論を打捨て、たゞやす〳〵と案ずれば、おのづから語勢も淸く、むつかしきたくみもほどよくまはりて、後には熟せる工夫にもい

古事類苑

文學部十四

俳諧下

〔俳諧新式〕句を求るの用捨

およそ句を設るの用捨の事、手かゞみ、よせがき、手習ひなどに、度々申おきて候へども、又々再釋して導侍べし、それ句を案ずるに、大切の習ひ侍り、先初心の程は、淺きより深きに案じ入べし、已達の後はまた深きより淺きに案じ出べし、是ぞ年來練磨のしるしに、纔に探り得て侍る、初心の時そのふかき心を案ずまじき故は、いまだ常の事をだに仕おほせずして高きかたを案ずれば、心性もと弱がゆへに、あらぬかたへ案じなして、正路をたどり仕そんずるなるべし、此ゆへにその心の分際にしたがひて、次第に梯登して、淺きより深きに學び入べし、一切のわざは、練磨にしたがひて、その心つき侍る也、又すでに上手とも成たらん時は、深きより淺きに案じ出べしといふ故は、はや常の心風情を仕覺へたゝ、がゆへに、先めづらしき事や有と、より〳〵求め案ずべし、つねの事を地盤に能おぼへたるがゆへに、いかに高きかたを案ずれども、正路をうしなはず、案じおほせつれば本望なり、又あんじ得ざる時は、もとくちなれば、すてたりしかたへ次第におちもてくるに、全くさまたげなし、これらの用意第一の習なるべし、只月によりて月をもとめ、花によりて花をもとむべし、同じ月、同じ花にをきて、善惡は並び侍る也、人ごとに上手のおもしろき句を聞ては、我もなどか是ほどの事出來ざらんとて、未熟のともがら義案じたらん時、さらば似

古事類苑

文學部十四

俳諧下

然り、ゆゑに本歌をたのまぬを美とするなり、〇下略

都近き所に年を越して

たれ人か菰著てゐます花の春

これ自己の句なるべし、此句片岡山にて聖德皇子、達磨と出合の事をよめる句といふ說あれど、端書さも聞えず、ゆゑに加の字の濁音によみ、桃靑頭陀の身を謙退し、かゝるみやびなる中に、菰著たるは我計といひし自己の句と見しに、また近世畸人傳といふ書に、いかなる人ともしらず、伏見の桃山に乞食の如くわらむしろにて、かこひたる中にすみて、稻荷羽倉氏のもとにて書を借りて見る事常なり、終に名をいはず、身まかりて後、いとさわやかなる士、羽倉氏に來り、其人の臣たるといひて、生涯の恩を謝しけるとぞ、されば花は世に逸物なればかゝる異人もて喩したる句なるもしらず、

草庵に寐あきて、まだくらきに濱のかたに出て、

あけぼのや白魚しろき事一寸

これ曙の句なり、東の空わづかに白く成たるを、海邊なれば白魚の一寸計なるもて喩せり、境界の部新春の句に、にやはしや新年瓢米五升、に同じ一體裁なり、

閏正月朔日

をだまきの正月さまや若なの下

閏正若菜の句なり、をだまきは源氏の冊子をくり返すより、くり返したる正月なるを喩す、これ若菜の卷の上下二冊に、分ちあるにおもひよせたり、

遁世のとき

雲とへだつ友かや雁の生別

すべてはしがきは、句の體ながら、格をはなれぬ事、斯の如くなるを美とす、本歌をとるものも又

あざけりたる句なり、

　風麥亭

春立てまた九日の野山かな

この句徒言ときこゆるは、全くはし書の風麥亭を述たる句なり、句意は陽春はさる物にて、まだ正月も上旬のうちなるに、野山の麥ははや春風になびく丈とはなりたるといひて、端書をきかせたるなり、

　清水流るゝ柳は、蘆野の里にありて、田の畔に殘る、此所の郡守戸部某の此柳見せばやなど、折々にの給ふ聞へ給ふを、いづくの程にやと思ひしを、けふ此柳の陰に立よりはべりつれば、

田一枚うゑてたちさる柳かな

青柳の泥にしたるゝ汐干かた

道のべ柳の事は、西行上人の山家集に、寄るにかゝる地方あるべくもあらず、こは猶もよく知べきを、この端書あるはいぶかし、そはともあれ、すべてはしがきあるも一句の意を、先づ立置くを美とす、一句のこゝろは柳の風に吹れ、水田の上へ靡けるさま、青々として田を植たる如く見えしが、又吹返され引のくを、早乙女の田一枚植て、立去りたるさまもて喩したるなり、次は汐干の句なり、柳のちなみにしるすのみ、

　秋風が鳴瀧の庵を尋ぬ

梅白しきのふや鶴を盜まれし

これ仙鳥もて、あるじを林和靖に擬し、庵の清雅なるを喩せるなり、白梅に實なき鶴をまうけ出し、その實なき跡を又擬して盜まれしとす、これ滑稽の利口なり、

とせしと語りけるに、予云、されば予はこの越人がけしの句にて、翁の名人を發明すといへば、晉子が云、如何、答て云、此句けしにては云たらず、故に僧に別るゝと云前書して、餞別の句になし、猿みのに入給ふと語れば、晉子嬉しがりて、此事書入べしとて、前書の事を書り、越人がけしは僧に師の前書にて、一句光りを増したり、路通が月の山の句合には、只けしの句にして前書なし、予此時路通が未練なる事をゑれり、晉子は、けしの句にならざる事知りて句を直し、翁は前書は添給ふ、路通只けしの句と思ひ、そのまゝ集に入たり、此事先生いかゞ思召すやきゝたし、又云、予が集の時、李由が云、殘暑の句なし、入たしと云いて、

下帶に殘るあつさやといふ句をいひ出せり、下の五文字なしとて、予に相談して、色々置けども喰合ふ物なし、予が云、此句五文字あれども、一句重く成つて、むつかしからむ、只このまゝにて入れられよといひて、

下帶のあたりに殘るあつさかな、と一句にのべたり、此句計にてはいひ足らず、是越人がけしの場所にて、前書入る句也、卽贈清貧僧といふ題をつけたる、是この格なり、

〔俳諧一串抄〕端書の部

三日閉口題四日

大津繪の筆のはじめは何佛

これ皇國の故實を示す、閉口は佛事を閉口なり、敢て物いはぬ事にてはなし、されば若端書なくば句意の立ざる事、境界のいはれにおなじ、

曲水亭

小頭の數の子くさき年始哉

これ曲水が組子多きにほこりありくを、數の子肴のいやしきもてなしに醉るをもて、ひそかに

これ落題なり、此句最初は、臘八や腹を探れば納豆汁、といふ句なり、翁〇芭蕉に呈す、翁曰く、是秀逸なり、然れども臘八にては、句の勢ひぬるしとて、句作り直したまふ、是れ落題詞書の格なるべし、又炭俵集に、大根引といふ事をと、前書して、

くら壺に小坊主乗るや大根引　翁

此前書は、大根引といふことを題になきゆへ、後世の嘲りを恐れたまふて也、是より大根引は題に用ふ、又、

甲戌の夏、大津に侍りしを、このかみの許より、消息せられければ、舊里に歸り、盆會をいとなむとて、

家はみな杖にしら髪のはか參り　翁

是前書にて、題を入られたり、

題にも又季にも、節にも用ひがたし、よつて前書を加へて、盆の句とは成けり、是にて盆參りはあつかひにて秋になるなり、又、

深川にて月見の興を催して

蝶鳥のしらぬ花ありあきのそら　翁

これ前書にて、月賞翫を聞かせたる句なり、

〔俳諧問答四〕一昔も近年も前書する事、皆發句の講釋して、前書と云物に非ず、前書して講釋の上にて聞える句などは、よき句にはあらず、前書といふは、其句の光りを添る事也、一年江戸にて晉子が句兄弟をあめるを、予〇許六に語て云く、越人がけしの句は、少いひたらず、僞にけしにしては取がたし、其けしの句を返して、

散る時は風もたのまずけしの花

ゆへなり、歌にも、落題はいづれも前書あるよし、諸書に出たり、見たまふべし、先きの大根引の句は、前書にて題を極め、其餘は前書にて題をきかせたるものなり、よく〳〵考へて、めつたにいださぬことゝ知りたまふべし、

〔誹論 二〕一探題の發句を案ずるに、難題の時の句作仕様ありといへり、先年半時庵〇淡淡門人方へ入來して、與宴に探題有、半時庵、豆腐といへる題を探り得て作配す、發句はわすれたり、朧月の句にて有しをまどひして、門人豆腐の題に叶ひ侍るかと問ふ、半時庵答て曰、叶はず、時に門人曰、當時の人々の題發句題に叶はずしては詮なし、能々勘辨すべしと、常々師の敎訓なり、然るに師の發句題に叶はざるは、いかにと亦問ふ、師答て曰、豆腐といへる題にて、所詮發句に佳境は得がたし、故に朧月の發句を成たり、是は難題なれば、題に寄りて變化を行ふなりといへり、門人師のはたらきを大に感ず、

〔曾呂里狂歌咄 一〕むかし太閤秀吉公の御時、〇中略〇名月の夜、御近習のともがら御勝手に居て、そろりが御前よりくだりけるをまねかれ、其方に今宵例の狂歌を望なば、さだめて名にしおふ月なれば、よき狂歌ども兼てよりこしらへおきぬらん、それは何ほど秀いつにても、はらみ句なればのぞみなし、はらみ句といふ題にて、名月の發句せよと難題をいひかけられしかば、そろりやがて、

はらみ句やさんご夜中の子望月

〔正風芭蕉流奥儀秘藴集〕竪題橫題之事幷落題詞書之事

落題詞書といふは、題發句には落題あるべからず、若し秀逸に落題の句あるときは、前書あるべし、證句あり、臘八に、

はらわたを探て見れば納豆じる　許六

すゞろなる根なし言をいふ也、又は山家卯花などゝいふ題に、山里の詮ふかく思ひ入りて、風流を盡すほどに、肝心と景物の卯花はよそになりたれば、今さらにせんかたなくて、何のへんもなきかたに興風指出たらん卯の花こそ、あはれに口おしかるべき、猶又句作の得たりとおもふ所あるにあはてゝ、季なきも有、季の詞と思ひて似せもの雜の詞もいひ出たるもかたはらいたし、

傍題の姿、

宮城野は只ぼた餅の名所かな

落題の姿

何人のたくみつたへて蠅かしら

〔俳諧發句小鑑〕放題の事

一放題とは、譬ば梅の句の櫻にうごき、さくらの句の海棠にもなるをいふ也、發句は其もの其ものに、他に動ざるをよしとす、彼雷電の語に、管丞相本尊の御前に、手向たる柘榴をそつとつて嚙碎き、妻戸にはつとはきかけ玉へば、柘榴たちまち火焔と成て、扉にはつとぞ燃あがるとあり、謳ひものながら、手向ものゝ風姿をよく定たり、此時の興、柘榴りんごにもせよ、中々火焔とはならず、柘榴の外あるべからず、是を思ふべし、

〔正風芭蕉流奥儀秘藏鈔〕歳旦無季格

明る夜のほのかに嬉しよめが君　其角

君が代にあふや狩野家の福祿壽　許六

これ等皆落題なり、いづれも前書にて斷りたるものなり、此習をしらず當世新味などゝて題を入れず、謎のやうに句作りて、聞へぬを手柄とおもふ族多し、以ての外の事なり、師說習を聞かぬ

題及前書

右は宗砌師の歌なり、此歌は上の句下の句を分て聞べし、上の句は賦物の字の事なり、是は第三まで嫌ふなり、下の句は表八句の内の同字の禁なり、連歌の字去は五句去なり、第三の字を五句去ぬれば、裏へかはる故に、第三から末は嫌るに及ばず、發句や脇といふて、表八句に同字ゝ嫌ふと云事なり、上の句の第三といふに對して、發句や脇と置たるは、詞の飾なるべし、

〔正風芭蕉流奥儀秘蘊集〕竪題横題之事幷落題詞書之事

題に竪横といふことあり、先づ月、雪、花、時鳥、雁、鶯、鹿、紅葉の類、みな／＼竪題なり、是れ本題の題なればなり、歌連歌にせぬ題は、みな俳諧の題なり、踊、角力、ゑびす講の類、是をば横とはいふなり、近年世上みだりに、題ならぬものを句作り、芭蕉流の發句とていだす人あり、是れ以ての外の事なり、總じて題は、翁の時荒增極りあり、紀行、挨拶、或は卽興の句は、格別の事にして、草の發句なり、口傳、

〔俳諧參語〕發句の題に、竪題横題といふは有事にや、

さやうのつたなき事はなきなり、いにしへは皆連歌の題にて、連歌のすがた詞をもて、こゝろをはいかいに作りしなり、末の世にいたりて、題にもならぬ物をもて、句をいふ故に、いたづらごとおほし、今それを分ていはゞ、連歌題はいかい題ともいふべきか、

〔俳諧新式〕傍題落題の辯

傍題落題の沙汰の事、和歌の道をはじめ連歌にも誹諧にも、專この病あるを嫌ふ、但し題とりの句ならずば、其沙汰有べからず、およそ傍題といふ姿は歌にも、花やは夜の錦なるべき、と讀けるにぞ、傍題の難のがるべからざるよし判せられたると也、たとへは又月前薄などいふ結題にむかひて、月を專にと句を練、風情をめぐらす程に、薄は假令の物になりたる體の句ぶりをもいふべし、落題と申は、大やう題を廻すなどいふなま小ざかしきより、ゑもいえぬゑせ句をつゞけて、

の義也、松の字篇をのぞけば公也、梅は母也、嶋は鳥也、三字上略は兎鳥の類也、三字下略は乾、鑑、鳥等也、四字中二字略は雷紅也、五字六字も同前也、發句には何たる物を仕出すべきやらん、去りがたければ、小賦は書つく、されば何にても興ある字にて取べし、賦物の字面八句の内犯ぬ也、一字二字三字五六の略字は、千句の時一二ヶ所用べし、百句の俳諧にも、たまさかにさるべき也、發句の字ふたつにわたる賦物取べからず、假令小梅とある句に、盡とはさらず、木にも梅にもわたるゆゑなり、みつにわたるも同前也、

于時慶安二年五月吉辰　　立圃

〔誹諧之秘記〕賦物之事

上賦は　山路を何路と取る也

下賦は　山路を山何と取る也

一字露顯は　香は蚊也

二字反音は　花は縄也

三字中略は　あやめは雨也

四字上下略は　うぐひすは杭也（ひのかな違へども、此類不レ許、くひとは取がたし、聞あしい口惜、）

五字中三字略は　杜若（かきつばた）は刷（かた）也

三字上下略は　あやめは矢也

上賦下賦の外誹言無くても、かまひ不レ申、かまひ申といふは、重秘を知らぬ人のいふことゝ也、

〔俳諧獨稽古上〕賦物の時可レ有二心得一歌

賦物の文字は第三まできらふ

發句や脇は面きらはん

三字中略は　　衛を塵と取

此外四字上下略、四字中二略、五字上中下略、五字中三字略等は、準じて知べし、

一字借音　化はひなど、有時、此化の字を借りて毛ときかしむ、句の中の音を一字借るなり、一字露顯に似たれ共、音を借ると、直に訓を顯すとなり、

二字除篇は、たとへば句の中に鱈と云字あらば、其篇を除きて、あとに作りの雪と云字殘して、雪と聞かするなり、松ならば公になる、明ならば月になるなり、

二字返音　口傳抄に、上五文字下五文字なくもするなり、たとへば、

なげかじな寐ぬは浮世の鵑

是とぎすの下五文字を返す時は、杉となるなり、前にも二字返音に一體見ゆ、

除冠（ジョクハン）　除沓　此二體は除篇の心にて、はかり知るべし、

他添（タテン）といふは　句の中に毎の字あらば、木を添て見るべし、梅となる、此外はなぞらへて志るべし、さりながら前にもいふごとく、百句五十句には取べからず、千句萬句の時に、か丶る事も取べきといふ義なり、

賦朝何俳諧　是を上賦といふ、發句霞とあれば、朝霞と取るなり、

賦何風俳諧　是を下賦といふ、發句に山とあれば、山風と取るなり、

〔立圃句集〕賦物さま〴〵にとる人あれど、古き人のとりたるは、連歌の用やう同事にて、文字はかはれり、先こ丶にて誹言の一興あり、されども一字露顯、二字返音等は、かはる沙汰なし、予此類をも替べきやうを案じて、一字露顯を一字重轉とかへ、二字返音を二字除篇ととり、三字中略を（三字上略、三字下略）と二やうにとり、四字上下略を四字中二字略、五字中三字略、六字中四字略と取也、先一字重轉とは、一字にてのをくり字也、日と木と世と等也、二字除篇は文字の篇を除て、つくりばかり

右のごとくの問答をよくがてんして、其上は其席に隨ひて、賦物望あらば取べし、又誹諧の連歌と端作りありても苦しからず、誹諧出生は和歌のこけら屑なれば、席にのぞみて、おのれ〳〵が意地を立んとて、色にあらはして、氣しきがましき風情をあらはすべからず、兼て賦物の字など用意して、望人あらばすみやかに出すべし、尤貴人高位より望み玉ふ義も有べき事なり、扨誹諧之賦物の字、彼連歌のごとく、五ヶ以下小賦り等を立て云にも有べからず、發句に隨ひてめづらしく興ある文字を取べきことにや、又席によりて、連歌のごとくの賦物を望み侍らば、それをもそむくべからず、是はいかいの德なり、望なきに連歌のごとく取るは、比興たるべし、

一誹諧之賦物と云は、或は連歌に山松唐松など、さらば、俳諧には節松、赤松など、取べし、又連歌に釣舟、鵜舟など、云に、餅舟茶舟など、俳諧に取べし、除は是に隨ふべし、但又一字露顯迄は、常の連歌にも取る、二字返音以下は、千句連歌にならではさらぬなり、それも千句に三所とさるはなし、多分一所なり、俳諧においては百句の間も三字中略までは取る、し、千句に及びては二所三所までも、いろ〳〵にかへてとるべし、尤俳諧の一興なり、猶又賦物の文字、連歌のごとく五ヶの小賦り等も、俳諧字にて定め置も安けれど、俳諧に文字を定めぬといふ處廣くしてよし、

上何　何下　一字露題　二字返音　三字中略　三字下略　三字上略　四字上下略　四字中二字略　五字上中下略　五字中三字略　一字借音　二字除篇　除冠　他添　此外作意を以て、品々取ともみへたり、されども百句五十句の俳諧には、ありふれたる趣しかるべきか、常の賦物何なりとも、發句にしたがひて、其興ある文字をとるべし、尤連歌のごとく二つに通ふ事、三つに通ふことを遠慮すべし、

一字露顯は　寐を音に取　二字返音は　龍を爲に取

三字下略は　一つを人と取　三字上略は　櫻を藏と取

することは再びせざるの理なり、今は發句寄をして繪馬に上れども、博弈の類にはあらず、

〔俳諧獨稽古上〕誹諧賦物の事

貞德翁のはいかいに、賦物(フシモノ)をとらずといふ、尤其いはれなきにしもあらず、其所謂を辨へずして、唯とらぬと計り云は、いかにぞと問に、二義あり、一つには連歌の賦物といふは、賦はくばる心なれば、舊式のごとくに、十句百句にわたる時こそ、賦の字にかなへ、發句ばかりに取ては所詮なし、連歌に取るは、其舊式をわすれざるといふ義なり、誹諧に舊式なし、連歌新式の法を借りたる義なれば、舊式にかゝはらず、仍賦物を取るには及ばずと云義なり、二ッには無名の連歌には、百句の時も、又千句の時も賦物を取る、夢想、懷舊、經文、名號、追善等の連歌には、賦物を取らず、或は夢想の連歌、懷舊の連歌などゝ云なり、是其趣を端作りに書といふ義なり、又題の意なり、されば名のなき連歌には、賦物置て題とするなり、誹諧においては、俳諧の二字則題なり趣なり、誹諧の連歌と書なれば、彼夢想懷舊等に同じく、準ずる心なれば、賦物を取に及ばずといふことなり、口傳抄に、誹諧には貞德の心に隨ひて、賦物を取らざること、仕來に候へども、好事の人、賦物取ること、連歌の眞似するやうにて惡し、知てせざるがよし、千句十百員などに、一卷ばかり取候事はなし取候へば十百員殘らずとることなり、

一立圃などは必らず誹諧に賦物を取、其趣意は貞德のいふ處を其儘に請て、上古は連歌はいかいまだ分れず、今連歌誹諧と分りての上は、別々の名となれり、此別々になる上は、誹諧の二字を本とする、此誹諧に又其趣の有はいかいあり、それ彼夢想、懷舊經文、名號、追善等なり、其時は夢想の誹諧、懷舊の誹諧などゝ書なり、是誹諧の二字體になりたるしるしなり、さあれば常の百句千句の誹諧に、賦物をとらでは、題の意趣しれざるなり、若連歌師集りて、誹諧を興行あらば、誹諧の連歌とも書べき事なり云々、

來是ハ博奕ノ頭取巧出シタル物ナルヨシ、

夫賽ノ目ハ、一ノ裏ハ六、合セテ七ツ、二ノウラハ五、合セテ七ツ、三ノウラハ四、合セテ七ツ、都合三七廿一也、一ヨリ六マデサヘアタラヌモノナルニ、増テ廿一ハアタルマジ、其上三句組合タレバ、凡五六百ニモナルベシ、アタラヌハ尤ナリ、當ルハ大ニ間違ナリ、

〔翁草百五〕抑俳諧の事、元祿の始め頃迄は、古來の法をもてつらね行、宗匠の點を乞ひて優劣を爭ふのみなりしに、いつとなく前へ何付といふこと起りて、世上一統に翫之、淺猿しき勝負業になれる事、前に記せる太宰春臺が獨語に書き置けるごとし、遂に此事上に聞えて、享保の始に、京師の點者を廳へ召され、三笠付けの類の博奕を堅く禁せられ、其時の點者三十一人を名簿に記され、爾來新たに點者たらん者へは、當時の點者共より、制禁の品を能々示し教べし、公免なきもの妄に點を引べからずと嚴重の規則を立らる、所謂三十一人は、晩山(吟花堂、桂木)、方山(堅々齋、桂蹊)、轍石(雲圃、雲館田)、其諺(四時堂、山田)、幕四(石壽堂、石井)、知石(寸松堂、鈴木)、信安(仲歌齋、松村)、雲鼓(廻光庵、堀内)、雲堂(吹松庵、川勝)、雲鈴(部屋、東勒)、仙鶴(常化寶)、白鴎(浮鴎軒、大矢)、淡々(半時庵、松木)、大主(幾鶴堂、児島)、百合(園居堂、淺川)、市貫(巨壤堂、大山)、貞佐(桑頽軒、中川)、調流(花陽堂、石黒)、方設(青木)、文竹(壽月堂、田中)、常英(敬卿堂、服部)、安山(鶴毛齋、河野)、暢好(不囲)、經定(山木)、愚堂(花耳軒、人見)、松洗(松濤亭、坂上)、友扇(佳佐庵、佐藤)、松貞(知)、懐堂(吟松舍、安田)、流石(鬼角堂、三輪)、樂高(山縣)、嚴令に仍て是を守り愼しむといへども卑俗の尤好む所なればやゝもすれば品を替えて此勝負を爲す事を計る、中にも雲鼓並に弟子雲峰、又浪花にては龍田大立などは、當の俳諧よりも前句笠付の點に高名なり、諸州聚つて是に群る、其他の點者も、世に連れて此點を爲さゞるは稀なり、仙鶴(江戸法師の弟子)、淡々(其角の弟子)、大主(淡々の弟子)等は、前句笠付を殆ど野しみ惡みて、聊も此點をせず、去れば其後三笠付は止みて、前句付笠付等に少々の賞を出す事は、制外故享保の末頃迄は、所々不行の繪馬に此類多く見えしが、いつしか時花止みて、今に於ては絶たらなべて世の風俗、俳合をもて制止あることは實に心服せず、をのづから猶

内ニテ、イヅレノ句ニカ三句組テ出スト云コトヲ當テサセ、誠三句トモニアタルモノニハ金一兩ヲ遣ス、料ハ十文ニテ金一兩ヲ取ベシト思ユヘ、諸人欲ニフケリ、晝夜勘ヘ、是ノミヲ業トス、次第々々ニ流行テ、後ニハ冠付ノ句ヲ點者ヨリモ出サズ、懷紙ト名付、卷紙ノ内ニ和歌三神ヲ書、一十一十五ナド、數計書テ封ジ、正面ニカケオキ、付ル者ハ、帳面ニ右ノ一ヨリ廿一迄、數計三ヅヽ組合セテ一句トナシ、右一句ノ内三ツトモニアタレバ一番也、二句アタレバ二勝トテ錢ヲツカハス、

和歌三神　三 廿六 廿一

カヨウニ毎日々々入カヘ〱カハルユヘ、諸人身上ヲ打テ難義ニ及ブ、後ニハ渟引トテ、三六廿一ト、句ノ下ヘ捧ヲ五本モ十本モ引、十本ニテハ十句ノ料ヲ遣ス、金十兩ヲトランガタメナリ、或ハ五車、七クルマ十クルマトテ、

一　一　三
五車　七クルマ　十クルマ
三　二　八
五　代十句　三　代卅句　九　代百句料
十一　六　十一
廿　十五　十四
廿　十五
廿　十七
十九
廿一

右之通ニ、附ル者モ段々巧者ニナリ、金カケノ博弈ニナリ、堅ク御停止被仰付、難有御事ナリ、元

し、料拾錢相添遣申候、是を一句と申候、

右之通付候もの、三ッ共にあたり候儀、不定候事にて候得共、五ッ之うちにてあて可申哉と作て、五ッすぐり出し遣申候を、五車と(〇此下恐有二脱字一)是は一ッ分にて五拾文ヅヽにて、五ッ分貳百五拾文出申候、此上七車八車、其上も右之割合に而出錢増申候事、

一句ひろひども、方々より付句取集め、會所江持參仕、點者さう判付立合封印致置候而、懐紙ひらき見申候、三ッどもにあたり候ものどもへ、巻頭一勝金貳兩宛遣申候、一ッあたり申候ものどもへは、二勝百文ヅヽ遣申候事、

一所々より集り候に付、句之内三ッあたり、巻頭一勝多候得者、寄錢にて不足仕候間、點者金元より手前金出し、あて候ものへ遣申候事、

一所々より付來り候句共を改見申候ものを、さう判付と申候、此さう判付、句とも見申候に、巻頭一勝に當り候句多く相見申候得ども、點者金元損參候間、右封印之巻頭一勝、外のと兩座之句ひろひども不存候之樣引替申候、是博奕打之惡ざいなどつかひ候類にて御座候、ヶ樣に仕候を手づから三笠と申候事、

一右三笠寄錢にて勝出し候とも、毎度少々ヅヽは錢殘り、德用御座候樣、點者金元手段仕候、若又寄り之内あたり少く候節、大分德用有之事に御座候、畢竟いづれの道にても、點者金元損不仕候事、

右三笠付之儀相尋候處、此趣に申候、則書上仕候以上、

享保九辰年三月

〔我衣 一〕正德ノ頃ヨリ、右ノ冠付ニナゾラヘテ三笠附ト名付、ヨロシカラザルコト流行リタリ、前々ハ、始ナレバ諸人ノ合點仕安キヨウニ、冠付ノ題一ツヘ句廿一句カキワケテ、其廿一句ノ

せて書き、點をして諸國へひさぎ大に利を得たり、其後句はやめになり、一より廿一までの數を三ッ重ねてかきて、勝負をさだむ、是より博弈の具となり、大に行はれしかば、御制禁あり、そのはじめはかゝるべくなんあらぬことなるべし、

はるなれや

太々ゆづり葉門のまづ　喜方にむかひとるつまみ　名も位も上るぞうになり　一夜で心もゆるやかな　まひつけて來る福大夫　まづいり初るゆみはじめ　儀式でいはふ三日の月　義大夫ぶしは野も山も　はつやま見まふやまやくしや　わたらぬさきになづながゆころり〳〵となゑしろしゆ　さもありげなゑ空の色　鶯はるゝまだしごろ（秀句、となへ□ふて初音のたのしみならん、）　みなよひ乘のまねを立て　こゝやかしこの節がよひ（秀句、自身米俵を買れて行も有べしさおかし、）　醫者はやくしのかゞみわり（やくしのかゞみさ念入所おかし）　喰ひぞめ武士はいやひ初　人の子いはふはな娵子　鬼木にかはるけづりかけ　家々のぞく座頭ごせ　位のついたやぶの梅

如卯　一葉軒在色

〔市尹要覽 四〕三笠附

一句拾錢　卷頭金貳兩　二勝百文

一二三四五六七八九十十一十二十三十四十五十六十七十八十九二十二十一

右二十一之内、何れ成とも書拔いたし封印、是を卷頭一勝之懷紙と名付、點者金元方に差置申候、付ケ候もの、右二十一之内にて、此度之卷頭一勝者是にて候半と存候得ば、三ッ點懸遣申候て、三ッともにあたり候へば、卷頭一勝にて、定之通り金貳兩取申候、又二ッあたり壹ッはづれ候へば、二勝と成り、錢百文取り申候事、

一三笠一句と申候は、此度之卷頭一勝是にて可ㇾ有ㇾ之と存候を、貳拾壹之内より三ッすぐり出

三笠附

と附候を又高點にいたし候、等類の句にて何のちからもなげに聞へ候所をおもしろく承り候やと申上ければ、仰に先の句はちやかと云所に作をこめたり、當分にみていふたものにのらず、年々見知ての心也、次の句はちやかといふ所輕し、其故は前の句をかりてのこと也、猶子貢と云所、先の句より又重し、か丶る所を聞わけぬ人は、歌の批判別て等類の沙汰おぼつかなし、よく〳〵心得よと仰られしとぞ、しかれば今時我等ごときの言葉の似たるを以て、等類の沙汰するは、又々おぼつかなきことゞもなり、此あたり深く味ふべき事にや、

〔獨語〕寶永の頃より冠の五文字を三つ出だして、三つの冠に、各七文字五文字を附けさせて、勝負を分くることあり、是を三笠附と云ふ、是いよ〳〵博奕に近し、其の後五文字の冠をも出ださず、下の七文字をも五文字の詞をもやめて、たゞ數の文字を封して、外より此の數をはかりて札をいれて、其の數のあたるを勝として、金銀をとらすることになりぬ、こゝに至りては、正しく博奕なれども、本の名を存して、猶三笠附といふ、この三笠附盛になりて、賤しき者は云ふに及ばず、士君子もこれをなしてとくつかんとするほどに、德はつかずして、おほくの財を費し、身を失ひ、家を亡す者數をしらず、此の事上にきこえて、享保の初よりきびしく三笠附を禁せらる、其の後禁を犯して刑罰にあふ者あれども、今に至るまで猶たえずと聞ゆ、和歌の流、其末變じて博奕となるべしとは、住吉玉津島の神も、いかでかしろしめさん、淺ましく悲しきは俳諧のわざはひならずや、

〔博戯犀照〕三笠附

獨山翁云、世にいへる三笠附といへるものは、その初左にのするが如くなる卷を二通かきて、一通は點をして封じ、一通は封せずして、諸人々封せぬかたの句を見て、それ〳〵に己の句と定め、さて封せし方をひらきて、點を定むるなり、句は廿一句、紙は鳥の子なり、點者この句を筆にまか

〔類柑子 上〕歌の島井懸の丸

近來の冠付は、敎へかた、先褒美の盞よりも起りて、專人の本心をくるはせ放財ものにしたり、泥江はじめは觴をうかめしに、後は汚濁の腐才に流て、舟につむほどの諸道具、椀家具絹布夜着ふとんのたぐひ、源氏物語の箱入春曙抄、つれ〴〵の諸抄、すべて人のほしげなるものを書あらはし、一番、二番、三四十番まで、それ〴〵の句主に配分せしほどに、福引の水をのまぬものぞと、かろがろしう心得て、十歲の男女丁兒小僧まで他につけてもらひながら、物をとらぬやからは、下手也との丶しり、よききぬ得たれば、此點者よくものしれる也とほめわたる、端々町々手寄よき所に看板をかけならべ、夜に灯を挑て群集したり、風雅の狐狸なれば、弥をのがれて、產業となる事、和光同塵のことはり、魔佛一助の見ゆるなるべし、

〔我衣 一〕冠付

となりから　醉ふ紅梅の垣根ごし

赤くなる　たゞん官して緋の衣

はやいこと　御弓町から矢の使ひ

先はかよふの品を冠付といふ、委しくは此ごろの冠付の本あるものなり

〔俳諧發句小鑑〕等類の事

一中院通茂公後夜に、此ほど世にめづらしきことやあると御尋に、或人只今笠附と申ことのはやり候、此ごろの題にあの人と云笠あり、何ものゝ附にや、

あの人は壬生の猿ぢやか茄子賣

點者是を勝句に出し候、又其次の會に又出たと云笠を出し候得しに、

又出たは壬生のさるぢやか茄子賣

冠附
笠附

こちとらは及ばぬこひの細作り　何某

にほひこそすれ〱

ならふなら井戸のを打て貰ひたい下水ヲ溝へ打コトナルベシ

ならぬ事かな〱

圓などで毎日入ど中のは錢湯ナリ

やすいことかな〱

一文で思ひの儘に辛ラがらせ蕎麥ノコトナリ

〔本朝世事談綺 四文學〕誹諧

冠附　元祿の末、寶永のはじめ專はやる、

〔獨語〕元祿の初の頃より前句附と云ふこと起る、○中略この事盛に行はれて、世の俗人皆是を好むほどに、下の句に上の句を付くるも猶むつかしとて、宗匠より上の句初の五文字を出たして、次の七文字五文字を諸人につけさすることになれり、是を冠附とも笠付とも云ふ、かくいやしきわざになりぬれば下部のわらはげすまでも俳諧と云ふことを知りて、笠附して褒美とらんとするほどに、詞いよ〱いやしくなれり、

〔誹論 二〕笠附は、初五一句の上にきせる故、此名目出來しとも也、是は誹諧の古風に例なきことゝ覺ゆ、

〔嬉遊笑覽 三詩歌〕五文字も、初めは五文字附といへり、前句附より出たるもの也、これ又明和の初よりあり、

〔誹論 二〕後世前句付の外に、折句といへる名目あり、其樣を聞けば、一句の上五文字を判者のかたより出し、中七文字下五文字を作者より續せいふなるよし、

集りたる句の中にて、一番勝には何、二番勝には何、卷軸には何と、句の善惡にて次第を立、かのほうびを贈る由、誠や春臺先生獨語に打たるごとく、畢竟は勝負事なり、ケ樣に卑劣なる取捌ゆへ、先年官家より御制禁ありける、此徒に交らざる誹士、あしくのゝしる成べし、只かけ物なしに前句付をなすは古風を慕ふなるべし、然れ共いつとなく、前句付といへる徒に入ると、只句柄も勝れず成行よし、予〔笑〇白露別號、〕自は誹諧初發心の時より、今いふ前句附といふもの、終に一句も作配したる事なきゆへ、只世人の咄に聞傳たり、前句附笠附の外、後世樣々の句體の名目繁多に成たるよし、句々の貴賤は誹諧に遊ぶ人々發明して、隨分邪路に趣ざる樣に用心すべし、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕前句附判者多き中に、寶曆の末明和の初頃、柄烏露丸川柳等大に行はれ、月次萬句合として集る句數凡一萬六七千句、勝句四百四五十、半紙五六枚に暦の如く細字に印刻して摺る、柳樽といふ草子は、川柳その內よりおかしき句を拔書て上木したるなり、今に至るまで相續て出、

〔塵塚談下〕俳諧に六玉川、前句に柳樽といふ雙紙有り、人の擧動、心のよしあし、尊卑の人情、上下の人心の有樣、其外世の中の事情を、ざれ句にいへる者也、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕俳諧六玉川は、四時庵紀逸の撰なり、寬延三年の冬、高點にしたる句を集めて初篇出づ、寶曆六年迄に十篇となる、一卷を一篇とす、續て十五卷あり、十一卷より江戸枝折と號す、

〔我衣一〕貞享比ヨリ正德享保ノ末マデ、町々ニ前句付冠付トテ、點者ヨリ題ヲ出シテツケサセ、宜キニハ褒美ツカハシ、高下ヲシテ次第ニ甲乙有テ出ス、點者ヲ收月ト云、〇註略 前句ノ仕方凡句數何千何百ト記ス、料十六銅、

ならぬことかなく\

なり、

葛原詩話後編に、春日田園雑興詩の後に、枕易の題にて詩を徴せる事、宋詩紀事に載たりとあり、今宋詩紀事を閲するに、七十九卷黄庚小傳に、遊越中詩社、試枕易題、推爲第一とありて、月泉吟社の詩は八十一卷に載たり、此前後の次第に據れば、枕易詩先なるに似たり、

今人誹諧の賞物を景物といふ、されども上に引る道古堂集に從ひて潤筆とぞいふべき、淡木此間、孔毛雑說等に、謂潤とあり、又作の甲乙を定めて、第一二三を天地人といふは韻致なし、元の泰定間に、大有年といふ題にて、詩三百三十七卷を得て、陳定宇と胡初翁と甲乙を定め、中者三十名を取て第一を都魁といひ、第二を亞魁といひ、第三を鼎魁といひたる事、元詩選發集に出たり、按に、第三を鼎魁といふし事、既に宋の戴埴が鼠璞に見えたり、それにならはゞ雅馴ならん歟、或人云、誹諧は連歌の一種にて連歌は又歌の類なり、唐土の事にならはんやといへり、愼言云、建仁元年十二月仙洞句題五十首和歌の點者は、御點、攝政殿、前大僧正、三位入道定家、寂蓮なり、みな點あひたる歌には、肩書に及第とあり、是歌なれども唐土の科名にならへるなり、

〔誹論 二〕一當時前句附といへるもの別種に行ふ人あり、是をいやしき誹諧なりと思ふ人も少からず、是誹諧古學にうとき人の言はじめけるとぞ思ふ、上古より宗鑑までは近世の樣に百員つらぬる事多からず、只前句に後句作るのみにて、貞德時分までかく有し、誹諧のみにて、連歌も上古かくのごとし、前句付は古風を傳へたるものなり、付合初心の稽古は今もかくありたきものなり、付方の本意を知らざる初學の時より、百員連ぬることゝ何の益かある、所詮付ざる句をながながと聯綿せるより、一句にても付合すことを句作せば、餘は是に準じて知るなれば、付句仕樣の事には大に益あるべし、〈略〉中 此前句附笠附とて、後世の誹士野鄙なることゝ、さみせるもより所有前句付笠付とて判者よりほうびと號し道具或は瀬戸物などさま〴〵の器物を調へ數多

〔梅園日記　五〕選俳句贈賞物

撈海一得に京の俳諧師諸國の俳句數万をあつめ警句を選び集となし、其賞として、金屏等の什器或は綵段を贈る、是元朝にもありし事なりとて、徐氏筆精を引て、呉渭月泉吟社をむすび、至元二十三年十月望に、春日田園雜興と云題を出して、翌年正月望までに作者二百八十名、詩二千七百三十五首を得たり、皆本名を隱して僞名をもちひ、謝翺を考官として選しめ、三月三日を掲曉と定め、選にあたりし詩六十首を刻して世に行ひ、詩賞として、羅布筆墨の類を、第一名より五十名までに贈りたる事を玄るせりといへり、按ずるに、葛原詩話後編に、此後枕易といふ題にて詩を徴せること、宋詩紀事に載たりとあり、また秉穗錄に、弇州續稿に、勝國末、呉中饒介之、以醉樵歌試諸名士、獨張孟簡第一、得黄金一挺、高季迪次之、得白金三斤、餘各有差とあり、又按ずるに、廿二史劄記に、四友齋叢説を引て云、松江呂璜溪嘗走金帛、聘四方能詩之士、請楊鐵崖爲主考、第其甲乙、厚有贈遺、一時文人畢至、傾動三呉といへる、皆元の時なり、明朝にての事は、雍正揚州府志に、甘泉縣影園、明職方鄭元勳別業、崇徵庚辰夏、園中開黄牡丹、名流滿座、賦七言律詩、至數百首、元勳糊名易書、送虞山錢鎌益評次、錢以嶺南黎遂球十首爲冠、元勳製金觥二、內鐫黄牡丹狀元字贈之とあり、○註略又清朝にては、杭世駿が道古堂詩集題引に、欖溪麥氏、以昌華苑懷古題開社、得詩千首、順德潘守戎蕊勳、獨冠一軍、其潤筆則東坡全集而以銀盃線紗蕉茗紙筆副之、亦數十年來一盛事也とあり、また袁枚が隨園詩話に、雍正間廣東有詩會、好事者張飲分題、聘名流品題甲乙、首選者贈綾絹、其次贈筆墨、亦佳話也と見えたり、

附識す、上に擧たる撈海一得に筆精を引て、作者二百八十名、詩二千七百三十五首を得たりと書るは誤なり、今筆精を閱するに、收二千七百三十五卷、選中二百八十名とあり、この二千七百三十五卷、卽作者二千七百三十五人にて、人別一卷なり、選にあたりたる人二百八十名

前句附

さびを見るにつけても、是二句一意也、是は上手同志の上には、又ある事也、もとめてすべき事にはあらず、

〔風のしがらみ下〕同卿〔烏丸光胤〕のもとにありける青侍の、誹諧の付句といふ事をしけるに、ある時、大きにちがふた／＼といふ下句に、句をつけかねてありしに、かの卿たはむれに句を付て給ひけるを、己が付たりしやうにして、其ともに見せければ、みな／＼驚き興じけるとぞ、其句

簾になる竹のうぶぎや皮草履、和歌の堪能にまし／＼ければ、かゝる戯れごとにも人を感ぜしめ、朧しきかたくなる心も打とけゝるとぞ、

〔理齋隨筆四〕ある人加賀の千代女が句なりとて、海の中にも碁を打にけり、といへるに付たりと、

しろまけて黒に目をもつ鱸かな

同じくかまのしたにもふねつなぐなり、といへるに、

すゝきたくそのおきなかにほの見えて

〔本朝世事談綺四文明〕誹諧

前句附　延寶のころにはじまる褒美前句附、江戸にては元祿八九年にさかんにして、景物ある事起る、

〔獨語〕五十年の前は、たゞ歌仙とて三十六句を連ね、或は五十韻百韻とて連歌の如く連ねて、宗匠の點を乞ひて優劣を爭ひあへるのみなりしに、元祿の初の頃より、前句附と云ふこと起る、其の法宗匠より下の句を一句出だして、多くの人に上の句を附けさせて、點に第一第二の品を命じて甲乙の次第に從ひて賞を行ふ、其の賞は、或は布帛、或は器物など、そこばくの直なる物を出だす、布帛器物に望なきものは其の直なる金銀をとる、此の賞をえんとて、貴賤となく我も／＼と句を附けて、日々に點銀を費す、是則博奕の類なり、

をひしぐぬす人と云に竹すのこ、ちぎると云句にもち、此等の付合はみな人毎につけふるし、耳なれ侍り、初一念にうかぶ所は、馬に將棊を付侍らんとおもひよるとも、是は珍しからず、猶も可レ有也と、初の心を打捨て、市を立る體か、又は觀音など丶付べし、扱いかにめづらしき事をとめぐらす共、指合のみ侍らば、連歌付に至りて、木幡の里、賀茂祭など付べし、是も指合侍らば、立かへりて古作の付みちにも付べし、珍事をさあらためても、無心所著の一體は、詮も無之事也、

〔毛吹草二〕一連歌付誹諧付差別の事、てにをはをもちゐて付侍るには、指と有に小櫛、盞、舟を付るは連歌付、將棊、蜂、箱細工、此等誹諧付也、又打と有に棊、碪、畑などは連歌付、礫、雙六、賀留多あそびは、はいかい付なり、

一取成付には狩と有に、紅葉、櫻、妹を付るは連歌付、鼠、盗人、川遊等、誹諧付なり、歌と有には、鶯、樵夫、舟は連歌付、馬子、順禮、比丘尼、臼引などははいかい付也、地誹諧には垣と有に、梅、卯花、葎は連歌付、木槿、正木、小角豆等ははいかい、又岩間と有に、苔、萱、田を付るは連歌、おもと、一つ葉、蝸、蚫等誹諧付也、かく申せばとて、連歌の付合を嫌といふにはあらず、先一體を申ならし、

〔ひとりごと上〕一座におもしろき付句の、一二句もつゞきたらん時、それよりも猶まさりたる句をせんと、大かたの人は、一入ちからを入て案じ侍れど、いかにもかろ〳〵とやり句する人まれ也、只よき句をよき句をと、獨り〳〵が案じいらば、玄かも能句の出る事かたくや侍らん、さらさらとやりながしたる跡は、更に能句も出來ぬべし、程よき遣句は、未練の人の及ぶ所にはあらず、

〔十二夜話〕二句一意の事

二句一意とは、何のためにする事ぞと云に、たとへば貴人などの句にて、一句かへされぬ句に譯聞えず、埒明ぬ句の遺たる時に、其次の附句にて足らぬを補ひ、埒明けてやるを、二句一意とは云也、亦功者同士の中には、ふと其意の有る事もあり、雉子が出て鳴けばあれをと思ひぬる是のわ

〔誹諧手引種〕四手附と名附し付句

連歌のかへさ雨にぬれけり

傘のさしあひありてかしもせず　　宗鑑

貞德淀川に、此句の脇書當時用附なり、雨に傘も付べからずと、但其頃迄は此附を四つ手とは唱えざりしにや、されど毛吹草、曉山集に出す句の趣故爰に裁す、當流にても雨に傘二句去、又傘をかさぬも連歌を付させぬも、さし合の所同意なれば、是亦嫌ふべし、

〔俳諧初學抄〕一前句にもたれたる付句の事、用付にもなるべし、たとへば、

扇をたゝき舞をこそまへ

ゆかりおほく末廣がりの座敷にて

するひろがりに扇はよく候

となりの山にかたなありけり

郭公ときすとなくはたかをもて

是又ときすに刀はよく候、昔よりのたとへごとに申候、人のもちたる刀のさやに、身をさしこむやうに、付度事になん侍る、

〔俳諧初學抄〕一連歌付俳諧付とて二筋有、たとへばめぐると云句に、月日、又は時雨、車など付るは連歌付也、俳諧には六十六部、八丁かね、ろくろ、つゞるべなど付べし、同法と申句に、舟、馬、駒車などは皆連歌付也、

其上めづらしからず、俳諧ならば、かみきぬ作る障子をはる、又はふくろうなど付べし、併連歌に付來れる詞を、無用と云にはあらず、本の事を面白おかしくとりなしたるは、猶以珍重たるべし、

一俳諧の口傳に、初心中心後心と云心有也之たとへば馬と云句に、轡沓を付、沓を打と云に、大豆

一放　前句に對して、風雨寒暖陰晴四時の働と見るべし、

一逆　前句の姿情を見直し、多くは拉たる附句と意るべし、

〔葛の松原〕附句は附と附ざるとを論ずといへども、松葉のごみに煮ゆる鍋ぶたといひ、如意輪の像の頬杖もうき（○もうき上恐有誤脱）といふ句は、なまじいなる前句をきかむより、此句ばかりがおもしろきぞかし、句ごとに季のなき發句をするとおもへと申されしかど、未練のともがらのあさはかにおもひ侍らむか、

世に景氣附、こゝろ附といふ事は侍れど、

走（はしり）　敵よせ來るむら松の音

　有明のなしうち烹ぼし著たりけり

響（ひびき）　夜明の雉子は山か麓か

　五む十し何ならはしの春の風

馨（にほひ）　稻の葉のびの力なき風

　發心の初に越る鈴鹿やま

無所住心のところより附きたらば、百年の後無心の道人あつて誠によしといはむ、いとうれしからずや、

〔毛吹草〕一四手付とて古來嫌侍よし、付過るを申にこそ、たとへば、

ゆふ手もたゆく卷筆の糸、と侍るに、不堪の人はゆふにも手にも卷にも筆糸にも殘さず付んとあんじ入ほどに、付句の道具あまたに成て、一句もくだ〳〵しく聞え侍る也、右之句は筆一色をまなこにもちゐて付たまふべし、殘はすてゝも苦かるまじ、前句に物數の有句は、かならず用捨の物有べし、如此のかけひき、大樣になかれとこそ、

論にて、蕉翁のかつてとらざる處なり、されば後世に七名八體貳拾四體などいふも、わづかに初心のみちびきにして、俳家にいふ名目部の事にて、すこしも眼のあきたる者は論ずるにたらざる事なり、かの諸家の教方の範をもて、句を求め句をつくらむとせば、をしへはかへりて大なる妨となれるべし、そのゆゑは風雅の心は、もとより理のほかなる物なれば也、理の外なるわざを、理をもておさんとするがゆゑに、水の上に胡盧子をまろばすがごとく、つひには手にとるべからざるがごとし、理の外といふにも、また所謂あり、一向に理を放下せよとにはあらず、たゞ理におち入、理に縛せられぬやうにとおもふべきなり、されば附所を定め、つけ物をしくはせなどして、付待らむは、其無下の事にて、あるひは遍序題をもて言をたて、或は起承轉合にあて、又は天地人の三才になぞらへなどせんは、みな〳〵無用の辨にして、附句の害、これより甚しきはなし、

〔正風俳諧直旨傳〕附句の六體

ひつとり　くらべ　ひつはり

くりつけ　うみ出し　よそへ

是より別れて萬體に變ずべし、變體體を定べからず、廣く自然なるを專要とすべし、

〔俳諧附合小鏡〕附合三儀

一寄合　前句に對して趣向を定る事

一句作　前句に對して新古虛實の事

一てには　前句に對して枝折の事

附合四道

一轉　前句の人情或は其場其時の一轉也、故の附句に差別あるべし、

一隨　前句の姿情を動さず、ゑたがふなるべし、

には、自由になるべきなり、先師初誹を導き給ふにも、發句附句ともに律儀に言習ふべし又附句は眞實に附べし、初心の時より、上手めきたる句飛退たる離れたる等の句なすべからず、初心の時は、目立やうに見ゆれど、後々埒もなうなるべきなりと宣ひけり、

〔南北新話、下〕麥林の説

麥林常に左右にゑめす、附ても惡き句は取べからず、附ぬ句は猶とるべからず、それが中に附句の論は、七名もなく、八體もなく、只日用のまのあたりを機に轉じ、變に化しあるべき事を趣向たして、句に一ふしの手づまを盡す、すべて初心の學道には、かならず附になづむべからず、前句の作におどろくべからず、たゞ其物の本體を見出し、ほどよき作をかいつまみて、梅の花に鶯を案ずるとも、句の骨折をあらはす、時は、二句の間に意味を生じて、新らしき附とはなるぞかし、さりや附ても惡き句はとるべからず、つかで好句はをしむべしとなり、すでに伊丹に住んで、下戸は珍らしと、古山が瓢を裂破せられしも、只一作の沙汰なるべし、

梅路が辨

附はそつと手打つて、掌のわかるがごとし、音なき物は附遠くあり、過るはいとうるさし、又古寺に狸の附句、古しと云べからず、狸はよし千疋にすべし、誰か暑氣見舞に寒しといはむ、たゞある事を案ずべしとぞ、

〔四山藁、三〕俳諧小言

附句は前よりの寄やう、句毎の轉變、かねてかくとは定めがたけれども、一ツの理をだに去捨侍らば、無礙自在なるべし、理をはなれて、何にて前句には附侍らむといふに、前よりの響うつりにて、わづかなる一線路をつたひて、あやふき所を附ゆく事なり、かくいはゞたゞにいひまぎらはして、たしかにふまへたる事なきやうに侍れども、そのふまへたるやうにいひなす物は、みな理

〔師皆問答〕支考曰、附句は句に新古なし、附る場に新古有、去來曰、古風の句を附るも、場によりてよし、されど古風のまゝにはいかゞ、古體のうち今樣すべし、
其角曰、蕉門の附句は、前句の情を引來るを嫌ふ、只前句は、是いかなる場、いかなる人と、その業其位をよく見定、前句をつきはなして附べし、
去來曰、附物にて附、心附にて附るは、その附たる道筋あれり、附物をはなれ、情を引ず附んには、前句のうつり匂響なくしては、いづれの所にてか附んや、心得べき事なり、支考が附句は、一句に一句といへるは、附る場の事なるべし、附る場は多くなきものなり、句は一場の内にも、いくつもあるべし、先師曰、氣色はいかほど續けんもよし、天象、地形、人事、草木、虫魚、鳥獸の遊べる、その形容みな氣色なるとなり、
其角曰、附句に二品あり、附きたる句と、附けたる句となり、附きたる句は、たとへ秀逸ならずとも、自然と附きたる所、附けたる句は、前句の endをはなれ、あらまし附くべき所の三四等を經、誠に新意の附句を以、こちらより骨を折たる手際の句なり、その千眼一到の場を拔出、修行の別眼を以見出し附んは、風雅において恥べきところをあらじ、先師曰、附ヶ物にて附る事、當時好まずといへども、附け物にて附けがたからんを、さつはりと附けものにて附けたらんは、又手柄なるべしと、常にのたまひけり、
支考曰、附句は附る物なり、今の誹諧附ざる多し、先師の句に、一句も附たるはなし、去來曰、附句は附ざれば附句にあらず、附過るは病ひなり、今の作者附る事を、初心の業のやうに覺へて、却て附ざる句多し、聞人も又聞えずと、人のいはん事を恥て、附ざる句を咎めず、却て能附たる句を笑ふやから多し、我聞ることは格別なり、
其角曰、附合の句は附過るを病とす、されど初心のうちは附過るほどに附習ふべし、得たるうへ

しあひのなきものを分別して、發句より一卷の首尾を思ひ合、卷軸の意を案じ置ときは、あたらずといへども遠からず、祝言めきたる句體時宜によるべし、發句の作者、或は亭主の役にあらず、又初の一順に執筆の句なくば、擧句執筆の役なり、又發句にある文字を嫌ふなり、

〔白雙紙〕師〇芭蕉のいはく、〇中略宗祇の時代迄、百韻花三本なり、雨一ッなり、宗長の時にいたり、匂ひの花一本、雨一ッ勅許を蒙り度旨奏聞せられて、花四本雨二ッには定り侍る、連歌の式と師の詞なり、裏一順の事も、初のことかろ〴〵とあるべし、句なみを追ふにも不及となり、揚句は付ざるよしと古説有、今一句に成て一座興覺る故なり、また兼て案じ置とも云り、ほ句主幷に亭主のする所にあらず、初の一順に執筆の句なくば、揚句を筆にすべし、ほ句にある文字をつゝしむとなり、にほひの花にて、春季五句に至るとも、揚句に季をばなすべからず、たとへ季六句に及てもすべしとなり、いづれの季戀にても、揚句此心得なり、句ぶり心得あるべし、

〔蕉門誹諧語錄下〕附句の事

翁〇芭蕉曰、發句はむかしより樣々かはり侍れども、付句は三變なり、昔は付物を專とす、中比は心付をもつはらとす、今はうつりひゞき匂ひ位を以て付るをよしとす、

附句は大木倒すがごとし、鋸もとに切こむ如し、

西瓜きるが如し梨くらふ口付の如し、

付ごゝろは薄月夜に、梅の匂へる心地こそめでたけれ、一卷表より名殘まで、一體ならんは見ぐるし、〇中略

付句の數のざれ歌に

三句目のはなれもえらずなほ四五句同じ所に迷ひ子の身は

下手は付上手は寄といひをける古き詞に泪落けり

擧句

にてとつかりと留る也何といふ文字にかぎりたる事にては付てなし、

證句の第三に

若草に伊達のうす著の男山　　　嵐元師

如此とつかりと文字にて居るを韵字留と云也、外に傳なし、

〔橘庵漫筆初編五〕芭蕉七部集の内、冬の日集を注解せし書出たり、是を見るに第三の句、

有明の主水に酒屋つくらせて、さけやと云べきを、さかやと酒店酒樓など、見違へたり、此屋の字は家屋のやならず、手爾葉のやなり、此やの字ひとつを以、第三の大事とするすみの手爾葉は調ひたり、これを酒店と見れば、すみの手爾波なき故、體いやしく平句の丈なり、此一字のやを以第三になりたる也、一應に酒店と見しは、能々的たる見樣なり、有明の主水もいろ〳〵つまらぬ解なり、先有明の主水とは、待宵の侍從、物加波の藏人、或は伏柴の加賀などに對して假に設たる名なり、物加波の藏人は、今朝しもなどかと一首の當意即妙より、子孫に姓を物かはと稱せらる、那の人也、有明の主水もあらば、もとり司なれば、おほみきにても作せたらましかばといふ句にて、てどめもまた言癖すてにはのときは、作らせて見たらんにはと、餘情かぎりなく、誠に第三の體となるなり、則やと休むるすみの手爾葉有ゆへ如斯し、また酒家と見るときは、下のての字の撥音なり作らせたれとつまりて、平句體となる也、の反てなり、上に押てには無れば、たれとかつれとか云て留なるべし、

〔俳諧獨稽古上〕裏一順并擧句の事

初の一順のごとく、かろ〳〵と有なり、何たけくるにも及ばず、擧句は付ざるがよきとなり、是は一句になりて、付あぐみ侍は、一座の興もさむるものなり、只あさ〳〵と付るがよきなり、又擧句は業じて霞ともいへり、是は多分前句は花なる故、前三折の花に付たる句とも、春の事を考てさ

向立様口傳あり、老子經曰、一生二、二生三、三郞歸」一、十論曰、三郞ヽ云々、此こゝろなるべし、

證句　何思ふ牛の鼻息嗅合ふて

何を呼ぶ竹の出格子貌出して

此二句第三の句がらといえども留らす、爰に句の高下有事を見るべし、

何思ふ牛の鼻息かぎ合はで

何を呼ぶ竹の出格子に顔出して

如斯なれば留りて第三となるべし、留ると留らざるとは爰に明らか也、考知るべし、此外大廻しの口傳又哉留の發句ににて留の心得ある事と知るべし、

〔誹諧手引種〕第三の句附方幷句の案じ方

扨留りは右に云て留又にて留を常とすべし、もしこの假名折合時歟、又様子によりて、に留もなし留にてもよし、らん留は疑ひのてにはを置てすべし、併心を用ひざれば、てにはばかりにて、一句うたがふ意にならざるも見ゆる歟、其外いろ〳〵の假名にて留、又文字にても留し、古人の作例あれど、此書初學の手引種なれば、却て害あらんことを恐れて、爰にのせざると知るべし、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕第三振略○中

脇手爾葉留メの時は、第三を字留にする事もあり、本式十百韻に、十體の格ありて、一卷いひ捨の俳諧にも、其例を引あへて、て留メに限る事にもあらず、左はいへ、指合なきて留メの場をものずきに、餘の留メを求る事なかれ、十體の格にももなし、らん留メとは哉返し句に留メ、けり留等は、言葉わけて吟味すべし、なれや留メは、五文字の下に抱へ字を置き、七文字にて押へ、其言葉輕からざる樣に仕立るべし、字留メは外に口傳あり、

〔十二夜話〕第三に韵字の事をうかゞひしに、是は發句脇の手爾波にうきたる時に、第三にて文字

俳諧は三句のわたりにあると云事を、瓔珞のごとく首にかけて、人と俳諧に及ぶにも、打越の句をわすれさむらふといへば、さらばその句間に及ばずなど、かたむきにおぼへたるもあれど、凡世に附句してあそばむもの三句のわたりをしらぬものやあるべき、まして附句との間に、自在を働き、句作のこゝろまゝなるに至つて、三句のわたりの不自在なるべきや、此詮議は麓の草分にして、擧ていふべき論ならねど、惡るがたうおぼへたる人に對して、三句の轉所をきかせんとならば、

　此年の寄るまで鍬に遣はせて

　　むすめひとりは何處へなりとも

　辨當を棧敷へ見せてうなづかせ

娘ひとりのかたづけ場を轉じて、自他の附句にわたりたるなり、

　出がはりの身幅をせばうつくばうて

　　鍋はくろもの之はうぐひす

　花ばかり吉水院はあたらしい

前句の御所言葉になづみて、そのあたりの事も附べきを、轉所おもしろからずと見て芳野の皇居の跡なつかしく、花見る道者に、靈寶を言立ると附たり、されどかの寺には、村上が陣笈宮の御大刀ならではなかりしかなど律義一片の一にはいひがたし、ましてうぐひすの名を春季に備り、吉水院の古びたるを手爾波のまはりに聞せたる、變儀を見るべし、

〔芭蕉翁正傳〕第三之事

一第三は、て、に、らん、もなし、此四ツのてにはにて留る也、是いかなれば、初て打越の出る所なり、尤發句同前たけ高く仕立ること習なれば、如斯留ること定たる也、其たけ高くとは左のごとし、尤邇

月花も買ふた程にはうれかねて

發句脇ともに季節をさだめず、雜の句なれば、此第三は甚むつかしき所也、さるを月花の物數寄をして、目立たる季節の景物を取合せて、しかと第三に文質をとゝのへ、さて月とも花とも尻すへねば、雜の第三也、可感事也とぞ、

〔誹論三〕一脇第三の龜鑑とすべき古人の句々あまたなれど、中にも近世の名譽とせるは、元祿年中の奇事によつて、追悼興行の俳諧有ける、

　故赤穗城主淺野少府監長矩之舊臣、大石藏之助四十六人同志、異體、報亡君之讐、今玆二月四日、官裁下令一時伏刃斉屍、萬世のさへづり、黃舌をひるがへし、肺肝をつらぬく、

うぐひすに此芥子酢はなみだかな　　其角

　ちる約束や名殘ある梅　　應三

船頭のけんくわはかすむまでにして　　沾德

　右其角類柑子に出たり

脇句の本意違へず、發句のあしらひかくは有たきものなり、就中此第三は古今の絶唱なりと古人も言傳へたり、第三の本意とせるは、發句脇離れて離れざるを佳境とす、行合の船頭が喧嘩はすれど、留らざる船の上なれば、只言合ふ迄にして、高聲には呼はれど、はや上下に行過、川浪をはるかに隔て、陸路より是を見れば、春情にて霞たな引のどかなるけしき、大音聲にていさかふ程のけんくわも、はや霞むまでにして、跡なきと言ながし、中七文字の內にて、はときめて船頭の喧嘩はかすむ迄なれど、義士の遺憾を晴せしは、萬世に殘ると感じたる所、はなれてはなれざる一句の仕立、言語に絶たり、後世第三の龜鑑たるべし、

〔南北新話下〕三句の論

〔二弟準縄〕第三句作二法の證句

杉形句法　　むら雀日和定と聲立て

太山句法　　秋の風鍛冶の例の通來て

第三にしばらくの句法といふは、初の句、村雀聲立てと作りて後に中七文字へ日和定ると入る也、次の句鍛冶の例のかよひ來てと作りて、後に上五文字秋の風と置也、是を秋風にとせば、平句にも通ふべし、此さかひよく〳〵味ひてしるべし、一句々々に斯せよとにもあらねど、平句とは違ひめあればなり、とかく大やうに一句のたけたかく作り、まことに百句の中においても、平句とは格別の器量あるやうにすべし、

〔十二夜話〕第三に○中

茶の花や心の奥のよし野山

小春はなせに鳴ぬ鶯

指張にお乳がぬぐ笠笑はれて　　龍師

此第三は、なせにの詞を聞とがめて、小春を腰元なと、見なし爰にお乳が似合ぬ腰元の塗笠を著て、腰元に替りて指張したる姿を付たり、笑はれてとは第三の位にして、趣向にふしぎの附味ある事を稱すべし、此巻は三千化の内に有と申されしなり、總て第三は、外の附句とは聊意味違へば變化のほどを考て、遠のきたる方がよろし、尤一體に位有て、平句とは格別の差排可有也とぞ、

長良川の内に

うれしさもうさも浮世の鵜の字哉

鵜さへ網を張て口過

也、應和歌合、待時鳥の題にて此格有、

五月雨のふり出てなけと思へども

明日のあやめのねを殘すらん

判者宜しきに定めて、勝たるよし、

〔俳諧附合小鏡〕三句目之事

一附合の三句目は粉骨有べき所也蕉門の作者、おほくは二筋立の縞の如く、人情二句續ば、はや三句目は、冬の夏の雨の雪のと逃て、一巻力なし、古集の骨折を師に學ばざる所也、ひさご集に、

文書ほどのちからさへなき

羅に日をいたはる丶御かたち

熊野見たきと泣給ひけり

たづか弓紀の關守りがかたくなに

酒で兀たる天窓なるらん

雙六の目をのぞくまで暮か丶り

斯人事續侍れど、かつて打越の沙汰なし、是を貞德の袖日記に、逆茂木といふ心は、先に立作者の一己の手柄にせず、逆茂木を引のけ〳〵跡よりつゞく兵を、城際に近付るが如く、名人の交たる一巻は斯の如く自他分明にしてはこびやすし、此六句の解をいはゞ、先文かく程の力さへなきと云句は自也、其人の戀する君は、羅にも日をいとふほどの、及なき上臈と附て他なり、是を花山の上皇などの御俤と見て、熊野見たきと泣給ひけりと又他なり、關守は迎附にして、酒で兀たるは關守のうへなり、雙六の句は、一座の大勢に附ちらして、いはゞ其場にもならん、是翁の粉骨なり、三句のはこびは是等を證句として工夫すべし、

とす、其轉しとするも、體用のみの事に非ず、發句工みなる時は、脇も同樣ならねば馴染あし、、左すれば第三をすら〱とすべき歟發句脇とも輕く來たる時は、第三に力を入て仕立べし、句の長高きは前につくつかぬに寄す、一句の體の事なり、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕第三振

　友雀の脇に

月見んと汐引のぼる船留めて

傳云、第三は心輕く其詞重し、譬ば他家の士のごとし、脇の下心をふみ、一句長ヶ高く轉るといふは詩の轉の心と場と也、發句に心詞場所のもさらぬをよしとす、春秋は季あり、夏冬は雜なり、春秋三月に渡るものは、よく〱心得、二月の發句に、睦月の第三等を綴る事宜しからす、太郎月の發句に、彌生の第三は轉じ樣にて苦しからす、

〔宇陀の法師〕卷頭并俳諧一卷沙汰

一第三の句第一難義の場所也、上手の入ると云は第三也、發句の打越、脇の句にはなれて付るを、上手の手際とは云也、左かも第三のふりを持て、留りに去嫌ひあれば第一の難所也、一卷の出來不出來、脇第三より極る也、先師在世の時、許六亭にて、

梅が香や通り過れば弓の音

　上ざる鐵に雲雀鳴る

陽炎に野飼の牛の杭ぬけて　翁

自畫自讃を汶村が家珍とす、彥根、巳の歲旦詩格の第三に、

　下駄の齒に一筋黑く解初て

といふは、第三のふりをつくべき爲雪の一字をぬきたる也、此第三の骨折は黑の一字也、是字眼

第三句

いろ〳〵の名もまぎらはし春の草
　うたれて蝶の夢は覺ぬる

此句は、はじめてはいかいの意味を尋る人の、はいかいの名目紛らはしとまどひたるを、其所を直に一棒をあたへて、蝶の夢を覺しぬるとは、發句に相對して脇の體なれば、韵字手爾葉の詮義なし、とかく脇は發句の餘情氣色のおもしろく成やうにすべし、脇の身から持たるは脇のこゝろにあらず、口傳に能の事有

一書に脇はえつかりと韵字留にてすること計思ふべからず、下七文字の下の字を手爾於葉にて留れば、歌一首のやうに成て、自他の句わかれがたき故なり、又韵字といふ時は、下七文字の下の字をいふにかぎらず、意か句か正か反かの對する上字を指て韵字と云、上の字たしかにあれば、下は手爾葉にてもくるしからず、此脇も、草に蝶の字對に紛はしに、夢の字の虚字を意對せるが故に、韵字たしかなれば、てにはに留りたるなり、○中略市中はもの丶匂ひや夏の月、あつしあつしと門々の聲、市と門、匂と聲の韵字を見るべし、脇は作にかゝはらず、只發句の言外を探りて、その場の風姿其餘の風情を取て調ぶべきなり、發句は客脇は亭主の姿なり、あながちに客がほ句を出し、亭主が脇を仕ると云事のみにあらず、又脇仕も笛より大鼓狂言もみな其人の大夫をそだて丶能を仕立るものなり、發句は大夫にして、脇はわきし狂言師のごとしと心得べきなり、

〔誹諧手引種〕第三の句附方幷句の案じ方

第三の事、連誹の書に、ひた〳〵附けずして、長高く案ずべしと見えたり、依て心得なき人、第三はつかぬがよいと覺えしもある歟、其著せる書の古人の證句を見るべし、附ざるといふ句はなし、たとへ附は委しからずとも、たけを高くといふ事ならん歟、第三に限らず、打越は轉するをむね

節にとつかりと、動かざる所を附、又初春歟仲春歟不定なる發句には、脇にて其時節の定まるやうに附るなり、又云、脇は名留とて物の名歟、又下の動かざる文字にて留るなり、殘句左に出す、又動く假名、又てにはにてもとめれど、夫は段々學びてすへし、當流通俗志に、統て發句には慥なる切字を入、脇をば文字にて留、第三て留の外をせぬ人は、たとひ奥義を極めずとも、此道相傳の人とぞ、是故實也、又昔より功者の人のなし置るを見るに、脇のてには留第三文字留、或は定まりし假名の外にて留しは、稀がうへにも稀の事なるべし、

〔ひとりこと上〕脇句は文字にてとめ、第三はに留、にて留、らん留、もなしはなしなどゝもとめ侍るとばかりは、誰も皆しる事にて侍れど、何故かくは定置たるぞといふ、然る所以をしる人まれなり、又脇句のてには留、第三の文字留、なれや留、などゝいふ事もあり來り侍る、

〔俳諧芭蕉談〕一卯七曰、蕉門に手爾葉留の脇字留の第三を用ゆる事はいかに、去來云、發句脇は歌の上下也、是を連るを連俳と云、一句々々に切るはながくつらねんがため也、歌の下の句に字留といふことなし、文字留といへるは、連歌の法也、これらは連歌の法によらず、歌の下の句のこゝろも、むかしの俳諧のさまなるべし、

守山のいちこさかしく成にけり
　たゞもりたてゝ養ひにせよ
まりこ川けれればぞ波はあがりける
　かゝりあしさや人の見るらん

是ら手爾葉留の脇の發句也、第三もおなじ、

〔俳諧獨稽古上〕脇に韵字有事

脇はとつかりと韵字にて留るといふは、先初心への敎なり、定の字にかなへんがためなり、

枯枝に烏のとまりけり秋の暮

打添　鍬かたげゆく霧の遠里　口傳茶話の事あり

忘なよ虹に蟬なく嶺の雲

相對　杉のしげみをかへりみか月

月花の愚に鍼立ん寒の入

違附　漸春近き市の人聲

秋にそふて行はふ末は小松川

頃留　垣根に虫の遠ざかる頃

奈良七重七堂迦藍八重櫻

對附　あけぼの霞む三笠旅笠

脇は發句のすがたをよくうけて、發句の意味に違ぬを專要とす、一句にのみ曲節をもとめて、面白くしたてゝも、發句に背ては、脇句にあらず、爰にいふ五體のうち多く、打添を用て可なるべし、尤五體ともに打添を離べからず、別に手爾葉留といふ事あり、習なき人はせぬ事なりと先哲の教示なり、手爾葉留は猶口授あり、口傳賓主の事あり

〔誹諧手引種〕脇之附方句之案じ方

脇の附方は右に云ごとく、歌の下句なれば、發句の意聞取がたきは、其作者に尋ね、とくとよく解して、親しく連ぬべき事ぞ、されど連歌と成ては、又其道の法あり、相對附、打添附、違附、心附頃留、此五つなり、發句の體にも寄事ながら、今世は概疎句なれば、心附打添附を專とする歟、心附は發句の心に隨ひ、二句からめる附方なり、打添は其場他の人、又時候等を添て附、相對は發句に結びし物に對を取て附、違ひ付は長短黑白と違ひしものを、句の附やうに案ずるなり、頃留は發句の時

此脇卽席に案じ申されしが、跡にて此意をさとし申されしは、旅牛子はかりそめながら武門の事なれば、下民の自己に笠脫ぎ、けふも誠に忝事也と、いかにぞして其意を附せんやと、そこに信をこめて案るに、是はとかく笠脫ぎ給ふを、淸水に事よせて謝せんとて、是は淸水の邊りに笠脫ぎ給ふよと、會釋の意をこめて、涼しき道の流水汲む友とは案じ侍る、此道と云字、笠脫て夏木立にあたるやうなれども、是は風雅の道の事なればあたらず、流水汲む友とは、たしみのあんばい也、卽席の脇ながらも信の氣配りは少しもはづさず、とかく一句に、埒の明ぬ句はせぬ事也、かくまでにふかき情を案れども、句作りて付て見れば、かくまでの情はさらりと見えずして、扱附のあんばいは、たかもひたしく付たり、此のあんばい工夫すべしと也時宜のあんばいも可稱事也、

〔芭蕉翁正傳〕脇法式之事

一脇に五品の附方有、こと〳〵く習なり、

相對附、違附、順附、逆附、頸附、

凡此式なり、尤異名いろ〳〵有といえども、先は大概此等なるべし、

證句　いろ〳〵の名も紛はし春の草　珍碩

　打れて蝶の夢は覺ぬる　翁

此句は始て俳諧の意味を導る人の銘目、紛し敷とて、まどひたるを覺さんと、其所へ一棒を直にあたへて、蝶の夢を覺したる所、一句相對して、脇の本全なるべし、勿論此脇はてにはの留なれど、其意も、口傳有、發句客位脇は應じ意なれば、兎角脇は發句の餘情景色面白なる樣に仕立べし、是肝要なり、

〔二弟準縄〕脇五體の證句

發句の餘情にそむかぬがよし、發句にわけの立かぬるをば、其意をことはりて補ふべし、譯立たる發句に、そのあやを又句作るは噂のことはりになれば、其心得あるべし、

挨拶の發句に

わかれたり逢ふたり春は霞んだり　龍師

燕の風に狂ひこそすれ

此脇のの、字要用也、此發句わかれたり、逢たり、春は霞んだり、春は霞んだりと、てには重りてかろくて重き句なれば此脇は又てにはに、かるめるがよしと也、扨又燕もとか、燕はとか有べきを、燕の風とせしは、燕のやうに狂ふといふ事にして、此の、字要用也もとかはとかすれば、燕の脇に成也、此さかゐ可考、扨此の、字にて、此句脇の位に成たり、いさ、かのてにはに、脇の信魂つまびらかなる事可感なり、

又

たか入を相手に秋の夕かな

二百十日も杉の間の月　龍師

此發句は文と質とを云たる句也、此脇のふしぎを感ずべし〳〵、

老師に湯本椀を送るとて

端居にもかる〳〵とこの湯本椀　風話

松から薫る風のめぐみの　五竹坊

此脇、風の惠みの薫る松風とあるべきを、風の惠みのと句作たる餘情に、會釋の按排を可考と也、

出むかふて笠ぬぎ安し夏木立　旅半

涼しき道の流れ汲む友　五竹坊

脇句

しをゆるしたまふなり、

〔俳諧芭蕉談〕一ある人師翁○芭の辛崎の句に、切字なき事を、其角に難ず、其角句意と切字の事を說て後に師に句意を尋るに、師の曰、我は切字の有無と、意の淺深を案じて作したる句にあらず、唯眼前の實景書きなせども及ばず、毛髮これがために動き、おぼえず此句をなす、工みたる事なき故、句意と切字とは我これをしらずと、

〔幻住庵俳諧有也無也闕〕脇第三

　塒せよわらほす庭の友すゞめ

　　秋を込たるくねの指し杉

傳云、發句縦の時は、脇を横に仕立る也、脇は娘のごとし、一代親の懐を離れず、しかも其家を取る事なしといへる、是拾穗軒の敎也、發句に顯れざる所を脇に顯はし、發句にたがはぬ樣に仕立る也、尤も發句の同月の季を入るべし、三月にわたるものは、外に心得あるべき事、是は發句の友雀といふ、親により塒求むる雀の居所を見付けて、くねのさし杉と、其場を顯はしたるものか、總て發句は其情十あるものを七ッ顯はし、餘れる三ッにて脇を調ふる事宜し、

〔宇陀の法師〕卷頭并俳諧一卷沙汰

一脇の事、發句は意外の意味をふくむをよしとす、脇は發句に殘したる、意外の意味を請て體也、物の名、又は何にても、一字にて留る物也、てにはどめ習也、脇に五ッの仕やう有、其外ひとからみ、對付、拾ひ脇、大小の脇など云事有、當流用捨多し、發句の季三月に渡る物ある時、脇の句其月を定る事、連歌の式也、

〔十二夜話〕脇の事を窺ふに、脇は發句の餘情をいふなれば、發句にしたがふの意有て、常の附るとは格別なる挨拶あり、發句に足らぬを補へば、又は發句の意をうけて、謙退の挨拶もあり、とかく

一三字切

かいて見よ何のかもなし梅の花

梅花清香の外、汚穢の匂ひなきといふ心也、たとへば見わたせば雪ほど黒き物はなし、といふと同意なり、雪の白きに對する物なきといふことなり、二字三字の格、

一過去現在未來のしは

いに通ふし。現在なり、切字なり、たに通ふし。は過去也、不切也、

未來はあるべし、なかるべし、あるらしなるらし、霧し留、人しなどいふ格也、切字に成る也、

〔正風芭蕉流奥儀秘蘊集〕切字なしの發句傳授口傳之事

發句は大將軍の姿なれば、位高く幽玄にあらまほし、勿論諸書に出る所なり、古より切字なしには、かつていたさぬ法なりと定りたる事は、いかなる故といふことをしるに、是を切字傳授とは申すなり、此切字の由來しらぬ人、切字なしの句なるべからず、是蕉翁の口傳なり、

切字なしの發句の習、傳授せぬ人、推量にいろ／＼申侍れども、一ッもあはず、此大事早速傳授する事なり、初心のうちには、切字なしにて、よき發句あるものなり、傳授なければ、此切字なしの句すたる也、宗匠慈悲にて、初心の傳授ゆるすべきなり、

傳授せぬ人、推量にやりたる時、きつと咎め置くものなり、必ず／＼容易にいたすことあるべからず、

切字自由に入らるゝ句を、入れずして、切れ字なしといふこと無念なり、何としても切字入れては、發句あしくなることあるべし、此所にて習の位にて、切字なくてもくるしからず、是れ口傳なり、さもなき發句切字なしとて、出すことあるべからず、隨分絶勝の句なれども、切字につかへて、發句ならぬ時の事なり、根元翁の慈悲は、並々の句の事にはあらず、秀逸のすたるゆへに、切字な

一みゆ留は[illegible]のまがりにところ[illegible]みゆ、きつれの[illegible]くはへ來るみゆ、

凡そ右の句にて、フルツクと字を入て、心にのがといふ事をおもへば留る也、たとへば來るのがみゆるといふ、堀るのがみゆるといふなり、いふまでが世に傳受なり、重秘は何のおさへ字なくとも、隨分風情みゆるといふを、みゆ、殘す、にて留るなり、松のひまよりあはちよまみゆ、とよみたり、此内に何のおさへかななし可考、一重に覺えて論ずる者には、のいて通すものなり、和歌の道也、論勝んとすれば、我大事を不覺、無益にいひちらし、人の寶にすること、淺ましく見苦しき類ひなり、

一てにをは留メの脇は、萬葉を濫觴とする也、大[illegible]也けりは發なり、かもは鳴なり、捨也はとまらず、成は留る也、

一第三の韻字留メは用體の有物にて、五文字のものにて留るなり、貞室瀧の月と留まられたり、奇異のためし也、

是にて格あるべし

一第三一字韻字は、哉に限らず、一字韻にて留るべし、

一を題しは、上にさへといひて、下ににをと押へ侍るなり、

二つ物をくらべ云ふにてとまる也、一つにてもとまるは、心に今一つ用ひてするなり、

一大題切不好事也

積りやせぬ積りやはせぬ花の雪

つもりやはせぬ花の雪とまる也

一三段切、物を三つ分つ事にて子細なし、

霜は今朝みねの木にまた[illegible]に花

句に姿情の幽玄なし、此いざさらばといふは、いざ行んといふに通ひて、内に行んといへる差別あれば、心の切とはいふ也、

發句はすべて、此差別一ッにて調也、とかく差別がわからぬ故に、古人も切字の格を定められし事なれば、一句の差別に工夫あるべき事なりとぞ、

〔俳諧芭蕉談〕一卯七曰、發句に切字入ることはいかに、去來曰、故あり、先師芭蕉○曰、汝切字しれりや、去來云、未傳授なし、只自分に覺悟し侍る、先師曰、いかに、去來曰、たとへば發句は一本木のごとくにといへども梢根あり、附句は切字の有無によらず、發句の體也、先師曰、しかり、しかれども夫は面影をしりたる也、是を傳授すべし、切字の事は、連俳ともにふかく秘す、猥りに人に語るべからずとなり總じて先師に承りごと多しといへども、秘すべしとあるは、是のみなれば其事はしばらく遠慮し侍る、第一は切字を入るは、句を切るためなり、切たる句字をもつて、切るに及ばず、いまだ句の切不切も知らざる作者のため、先達切字の數を定られ、此字を入る時は、十に七八自ら句切るなり、殘二三は入て切れざる句あり、又不入して切る句あり、この故に或は此やは口あひのや、此しは過去のしにて切ず、或はこれは三段切、是は何切などゝ、一々名目して傳授事とせり、又丈草問、先師曰、歌は三十一字にて切れ、丈草撰入有、又或人問、先師曰、切字に用る時は、四十八字皆切字也、不用時は一字も切字なし、これ等は皆こゝをしれと障子一重をおしへ給ふなり、

〔誹諧之秘記〕切字之事

助字也、咄しにも切字あれども、一句の鹽梅を知らず、切字とて極めて用ひて、いろ〳〵の諸書といふ物に書きたり、尤も初心の爲なり、この了簡まいらぬ中は、誹諧の成就にあらず、此境偏に大事にて候、

一もなし留は（その發句はたとへば、馬に角もなしと眞に申を、發句のもなしなり、第三は牛に角もなしと轉じたるこゝろにて、第三のもなし、）

見へたり、只句は言盡すまじきものなり、

〔耳底記三〕廿六日〇慶長五年五月一昨日醫法院にて、誹諧の發句を仕也、

うき世幾年たけの子のをへとまり

〔俳諧獨稽古上〕發句に切字有事

ほ句の切字と云は差別の情なり、物はそれじやによりて是じやに埒を明るなり、たとへば客と亭主との差別のごとく、又は問答の如し、故に切字ある發句とても、心の切れぬ時は發句にあらず、

桐の木に鶉鳴なる塀の内

この句文字にて心をへだてたり、切字のことは歌にも詮義あり、先は發句の骨柄といふべし、或抄に桐の木――上五文字に桐の木と云切たるに心を隔て、こゝろ切なり、鶉鳴なる塀の内とは情詞がつゞきたる故よく判斷せり、又此句桐の木やとすべきものをといへる說あれど、それにては桐が體となり、鶉が用になるなり、又椴の木やとも動くべきやといへど、椴は常家のさまなり、桐は尊卑にわたりて是は田家酒莊といへる題なり、飼鳥の鶉なり、又鳴なるのは詞、夕されば野べの秋風身にしみてうづら鳴なる深草の里、とよめる歌の鳴なるのことばのみちよと加へたるを嵌入の法といふなり、

〔十二夜話〕切字の事を窺ふに、師〇重元曰、切字は差別のために可用ため也としるべし、自己に差別さへわかりたらば、何ぞ切字の格になづまんや、心切の事を伺ふに、師曰、

いざさらば雪見にころぶ所まで

此句にて可考、いざゆかん雪見にころぶ所まで、にてすむ句也、されどいざさらばとなければ、發

七情萬景にとゞまる所に發句あり、附句は常なり、たとへば鶯の梅にとまりて啼といふは、發句ならず、鶯の身を逆樣に啼と云は發句なり、

發句を見るに、或は感遇卽興なる物は格別、或は頭を取て案じ、或は兼て案じ、あるひは卽席に案るにも、其題の曲輪を、千里に飛出て案べし、曲輪の内を案る時は多くは古人の糟粕のみにて、新作なりがたし、先年筑紫にて、或人の句を見せられけるに、每句たゞ梅に鶯霞、紅葉には霜しぐれ山里とのみ、曲輪の内をはなれず、予右のあらましを物語けるに、

雷やとつくり提て行かゝり

といふ句を作られ侍る、句の好惡はさしをき、一句の體あたらし、勿論曲輪を飛出て案るは、初學の人大なる助なり、發句はわすれたり、蔦の葉の谷風に、一すぢ峯まで裏吹かへすといふ句なるよし、先師曰、發句はかくの如く、くま〴〵まで云盡す物に非ずとなり、支考傍に居て大きに感驚し、初て發句と云ものを知り侍ると云り、○下略

〔俳諧發句小鑑〕發句案方の事

一翁○芭蕉云、發句案ずるには、先題に結ばむと思ふものを、胸中に書て見るべし、繪は鏡にものゝ移るがごとく、或は梅に社頭、あるひは櫻に寺院とも姿あきらか也、是を鏡花水月の案方といふなり、蓼太曾て南總の浦づたひせしことあり、頃しも暮秋にして、山の姿浦の景色すさまじかりければ、

秋風や碇もなびくものゝ數

といへる句を得たり、みちのほど一里ばかり行に、此句言盡したりと、

あきかせや碇もなびく花薄

斯再案したれば、させる句にはあらねども、捨碇に一むら薄の墨繪となりて、浦山の風情言外に

歌書よりも軍書にかなし芳野山　　達師
散る名は朽ず花に紅葉に　　盧元

此脇にて見るべし、是難也、是にて解すべし、

〔蕉門俳諧語錄上〕發句の事

翁(芭蕉)曰、發句は頭よりすら〳〵といひ下し來るを上品とす、發句はもの二つ三つとり組てなすはよからず、黃金をうちのべたる如く作るべし、

發句案る事、題の中より案じてはなきものなり、題の外より尋れば有ものなり、

發句は取合せものとおもふべし、二ッ取合せて、よく取合するを上手といふ、

發句は落付ざれば、眞の句にあらず、

君が春蚊帳は萠黃に極りぬ　　越人

越人が句、已に落付たると見ゆれば、また寒み出來たり、月影朝朗など、置て、蚊帳の發句となすべし、その上かはらぬ色を、君が代に引かけて、歲旦となし侍る故、心おもく句奇麗ならず、

懷紙發句はかろきをよしとす、時にもよるべきながら、

其角曰、趣向にかゝはる人は、すべて發句成がたし風景をおもる人思ひ出多し、

去來曰、蕉門の發句は、一字不通の由、夫十歲以下の小兒も、時によりて好句有、却て他門の功者といへる人は覺束なし、他流は其流の功者ならでは、其流の好句は成がたし、第一案じ處に違ひありとみゆ、蕉門は氣情ともに、其ある處を吟ず、他流は心中に巧るゝ事見えたり、たとへば、

蓬萊に夜はうすものきせつべし
鴨川や二度目の網に鮎ひとつ

みなこれ細工せらるゝなり

名月に雨を降らすな天龍寺

鶯の和歌三神や月日星

元日に田毎の日こそ戀しけれ

猶無心所著の句に至ては、玄妙のことありて、一朝一夕に述がたし、(口傳、橋立、吉野山の事あり、)所詮は花はかやう、月はかやうと、十七文字にて落著するを、發句とはいふなるべし、

〔宇陀の法師〕卷頭并俳諧一卷沙汰

一百韻の卷頭なれば、たけ高き句第一也、平句にのびたる句あれば、發句見おとさるゝ也、發句は大將の位なくて、卷頭にたゝず、平句は士卒の働きなくては鈍にしてぬるし、其用にたゝず、師說(○芭蕉)云總別發句は取合物と知るべし、題の中より出る事は、よき事はたま／＼にて、皆ふるしと申されける、此胸よく請繼て、江東の俳諧は、常に取合第一とす、同門の中にも、江東は道具過たると難ずる人も有よし、先師の句十に七八は、必取合にて道具也、難ずる人、取合樣を憶にゑらざる故に此難有、道具でする事得物ならば、幾度も道具でよき句せらるべし、不得手の格にて、惡しき句して、何の益かあらん、たとへばす鎗つかひに、十文字を得つかはぬと難じたると似たり、

〔十二夜話〕發句に月花の事を窺ふに、師(○盧元)曰、月花と計は決て雜也、二季に片よらねば也、たとへば、

月花の欲に丸めしあたま哉　老師

此句剃髮の時の自贊也、此句則雜也とゑるべし、是を春季ならんなど思ふは、甚の相違也と申されぬ、勿論花紅葉なども、是にひとしく雜也、

雜の句に

發句

ず、唯我と正章と西武とのみ、其意を得る人となす、

〔芭蕉翁正傳〕發句心得之事

凡俳諧は上下取合て、歌一首となる故に起とは云、虚空堺に向て、無念相の中に、念相を起してさす書を發句とは云也、一物起る時に對して、生る物を脇と云、始の一物を定て、其一物を受て持所則承なり、發句は陽也、脇は陰也、第三は天地より人を生るがごとし、人は天地より働あれども、然も天地より出る所を知るべし、故に是を轉とす、合は萬物一合也、歌には流の字のこゝろなるべし、是より變じて山あり川あり、野有、里有て、一巻とは成就す、此故に發句をせんと思はゞ、先趣向が第一肝要なり、因て春夏秋冬の景物を專一とすべし、發句の見苦しきは、一巻の恥なれば、思案工夫をめぐらし、平句めかぬ様に、句作大切にする事なり、切字ちとの入様あしければ、本意を背事あり、柔和にふし立ぬ様にこゝろ掛專一也、いかんとなれば、俳諧の席は始無極にして、渾沌未分の場也、物の體なし、然所へ發句出れば、物の體則あらはるなり、是を大極とする故に、發句甚輕からざる事を知るべし、

〔二弟準縄〕發句案じ方の傳

芭蕉翁曰、發句は無念相のうちに、一念を起す、是を起といふ、無念相とは、胸中に一物もなく立むかふ時、花ほとゝぎす、月雪と趣向おこる、是に自在の句作をそへて、手爾葉を定め、發句となす、又初に礎の苦家社地の覺とおかしみを思ひよせ、後に千鳥初花と景物を覺ゆへ、題動て發句になる事なし（口傳、趣前、情前の事あり、）是無念有念のさかひにして、發句を論ずるものとなり、花實を正さば千句萬句のうへに置とも、更に動事あるべからず、又序題曲といふ事あり、抑和歌には歸序題曲流といひ、詩には起承轉合の格ありとかや、吾誹諧にも十七字の中に、序題曲の三ッを象ざれば、發句とはいふべからずと、先師貞德季吟の奥旨なり、序題曲といふ證句には、

懐ゆるやかに遠をよしとす、四句目は合の場ながら、百員歌仙の續ものなれば、詩の格と違て、爰に習あり、○中略猶古人の三物に工夫すべし、

春

發句 若菜　脇 春の雪　第三 歸鳥

蒟蒻にけふは賣勝若菜哉

吹上らるゝ春の雪はな

歸る鴨かへらぬ鴨もさはだちて

〔俳諧問答四〕一歲旦三ッ物の事

予○許六此三ッ物においては、よく工夫して、年々引附に出し侍れども、誰一人秀たるといふ人もなし、師の手傳ひし給ひたる三ッ物を見て、慥に決定し、年々花やかに仕立出せども、誰も見るものなければ、其分にて反古とはなりぬ、口おしき事なり、此三ッ物俳諧を、常式のはいかいと思ひ給はゞ、大きにあやまち也、予三ッ物をする事、天晴天下に肩を雙ぶべきもの有るべしともおもはず、たれ〳〵がするも、同じ事と思ひ給ふ人は、三ッ物仕樣相傳したる人、一人もなし、一人もなしとはいはれまじなど言ふ人もあらん、去かれども一句か二句は、たま〳〵あれども全篇血脈をする人は稀也、脇第三猶以大事なり、皆初春の季を入たるまでにて、常の俳諧に少しもかはらず、あまつさへ初春の發句に、初春の第三するやからも稀に見えたり、脇第三又一風あり、常式の句の體にて、見らるゝものにあらず、

〔俳家奇人談上〕山本西武

山本氏は初め京都に仕して綿を商ふ、後に入道して西武といふ、無外齋また風外軒とも號す、○中略此人蚤歲より師家○貞徳の執筆なり、故に秘決委く習ひ得たり、師も每歲三物を組て他に許さ

三ッ物

〔俗耳鼓吹〕金羅宗匠俳諧が點は、いひかけの句を好む故に、卷中の秀逸に、いひかけの句多し、○中略この金羅は、首をきられにきたの御番所、にくいやうでも川井次郎兵衞、にて高名なり其頃御勘定奉行といふ句を高點にして出せしを、宗匠中間衆議して、禁忌の句なりとて大に恐れ、金羅を破門せしといふ、

〔誹諧之秘記〕三ッ物之事

天地人の三ッ也、歳旦は天意尤よし、脇尤地理なり、第三尤人意なり、此を心得たる上は、いか樣とも自由有べし、歳旦にかぎり、三ッ物といふは、三の數、火の形、卽ち陽を貯る祈禱あり、

〔燕石雜志二〕句の花

因にいふ、俳諧四季の詞よせの中正月の部に、三ッ物賣といふものをいだせり、予○瀧澤解嚮に俳諧歳時記を編輯せしとき、これを削去らんと思ひしが、予が意を猜せざるものは漏らせりとせん、また註せんとすれば、忌むべきすぢ多かり、よりて舊に倣ふてこれを載たりき、三ッ物とは、發句脇第三をいふ、正月の部に入れたるは、歳旦の發句を宗とすれば也、この三ッ物賣といふものは、その野鄙なる事いふべうもあらず、寛永の比三ッ物賣といひ、元祿の比歯句拾といふ、その辨春臺獨語に見えたり、玉津島の神の衞護にやよりけん、今その事の絕てなきは、俳諧者流の手がらといふべし、

〔俳諧附合小鏡〕三物解　發句より第三迄を三ッ物といふ、脇に五體、第三に二體あり、師によりて學ぶべし、

一發句脇第三、起定轉合の習あり、各詩の格式也、起とは四時の景物に對して、一物なき所に情を起し、十七字に結ぶ、是發句也、定とは、譬ば發句は、梅にもせよ鶯にもせよ、其物に打添て、或は場を定、時節を合せ、發句に言殘たる所を補ふ也、よつて請定るの心也、轉とは發句脇を一連の前句となし天地より人の生じて萬物始たる如く、又是より一起すれば附を微細にせず、二句の

近世松崎蘭如といふもの、大腹(オホフク)といふ題は、腹と服と通ずるによりて、俳諧の歳旦には忌べき事也と、ある人いひけるに、大腹と作るとも何の禍あらんとて、
大ふくや三口にちやうど壽福祿、と咏ぜしに、その年類孫(ルイソン)の愁にかゝりて、服をうくること三度なりしといひ傳へたり、予〇瀧澤解が物のこゝろおぼえては、安永九年の歳旦に、俳諧師葵足が、
何の式かの式もなし宿の春、と咏せしかば、これを聞く人爪彈して、こは甚しき警句也、よしや世に立まじらはぬ隱者なりとも、この世にあらんもの、それ程の式なからずやはと譏たりしが、果してその年身まかりぬ、亦天明の年間、俳諧師存義が歳旦の發句に、
信濃なる淺黄布子(アサギヌノコ)やとし男、と咏じけるを、ある人難じて、淺黄布子は凶服なり、こはゆゝしき發句かなと呟(ツブヤ)く程に、この年存義はむなしくなりぬ、亦天明五年、俳諧師蓼太が歳暮の發句に、
われ見ても賣れぬ石あり年のくれ、と咏じて、次の年身まかりけり、その門人某甲、予にこの事を物がたりて、わが師去年の暮、賣れぬ石ありと咏せしは、今茲墓碑を建る前象なりしといへり、この三人は、おの〳〵古稀に及べる翁どもなれば、をしくもあらぬ齡なるべし、さのみは嫌忌にかゝづらひて、鶴龜のめでたづくしをいひならべんもをかしからねど、假初にいひ捨たる歌連歌も、時として思ひあはすることありけり、安永乙未の春、わがかぞのうし、兵法發會の日に、ノシメといふことを句の五七五のをはりにおきて、あら玉のとし〳〵わかし老の梅、と口吟給ひけるに、この年彌生の末の六日に、ゆくりなく失怙の憂あり、亦寛政十年の八月八日、家兄病中の吟に、秋風や秋を手わけの森の露、と聞えて、これはこの春、青柳や春のけしきの森はやし、と作せしと一對の趣向也、森の陰とすべきかと問れしかば、予、露といふ字を忌て、森の陰といはんこそ、ことば葉ひろくてよかるべけれといらへ侍りたるに、この句竟に辭世となりにければ、やるかたもなく悲かりし、

たぬきをおどす篠張の弓　史邦

まいら戸に蔦這かゝる宵の月　翁○中略

手順を逆に付るを嫌ふは、勸定合といふものにて俗也、前句に依て逆に付るも、又一轉なり、其證、

踏まよふ落花の雪の朝月夜　偕水

那智の御山の春遲き空　嵐雪

弓はじめすぐり立たる息子共　翁

落花の雪は暮春なり、弓はじめは年頭にあらずや、○中略

今の側に內體が續く、外體が續くといふ事やかまし、古集を見よ、

ふとん丸げて物おもひ居る　翁

不屆な隣と中の惡うなり　偕水

はつち坊主を上へあがらす　利牛

泣事のひそかに出來し淺茅生に　翁

置わすれたる金を尋ぬる　孤屋

著の儘にすくんで寢れば汗をかき　利牛

客をおくりてさげる燭臺　偕水

右七句皆內體なり、此わたりはしかも世に感稱する所なり、○中略

右の數證を見て、古人の寬裕なるをしるべし、今時多側に縛縮せらるゝ輩は、句體自然と塞瘦にして、活揚潤澤の奇韻すくなく、恰も苛邦の民のごとく、石間の樹の如く、渴水の魚の如く、專さし合に心縮みて、思ひを伸ることを得ざるが故なり、皆多側のわづらひなるべし、

〔蕉石雜志二〕詩歌吉凶

書つけてある釜の稽古日　野坡
やう／＼と雨降やみて秋の風　翁○中略

同月並日並に、空の月日を嫌ふ、蕉門にては嫌はず、其證、

蕨こはゝる卯月野の末　翁
相宿と跡先に立矢木の町　支考
際の日和に雪の氣づかひ　惟然○中略

不のぬ付打こしを嫌ふ、これまた弊風なり、蕉門には嫌はず、其證、

きざみも果ぬ佛垢づく　荻子
初花の垣に古竹結廻し　惟然
道はかどらぬ月の朧さ　元代○中略

近世花の句に、風雨を付る事をかたく禁ずれども、雜風景ならざれば禁ずる事なし、其證、

花の頃晝の日待に節衣きて　野徑
さゝらに狂ふ獅子の春風　二嘯○中略

雲と月打越を不嫌證

しら雲に登れと雁を放つらし　淀里
はじめて得たる國の初稻　雲庵
滿月を賤が機織る窻に見て　又玄○中略

月に雨のうち越は擧てかぞへ難し

月に時分の打こしの證

股引の朝からぬるゝ川こして　凡兆

つふと降れて過る村雨　越人
たち歸り松明直きる道の端　野水
千句いとなむ北山の寺　荷兮

又

湯殿來りの木綿たつなり　舟泉
涼しやと籠もて來る川の端　野水
たらかされしやそめる月　荷兮
神風に女車の髪をとこ　亀洞
袖ぞ露けき嵯峨の法輪　釣雪

右五句の内釋敎二句、神祇一句、戀二句、湯殿山、嵯峨の法輪あり、

同數字付打越を嫌ども、蕉門にては嫌はす、其證、

一夜どまりの筑紫侍　嵐雪
一巻の連歌をさゝむ此寺に　濁子

又

理不盡に物くふ武士等六七騎　千里
あら野の牧の御召揃に　其角
颱の一聲夕日を月に改て　文鱗

此一の字は求て入たる也、句意を味ふべし。○中略

同畳字送り假名付打越等を嫌へども、蕉門には曾てきらふ事なし、其證、

はら〳〵と桐の葉おつる手水鉢　翁

ど懐にし來たり、句毎に其本を繰して、それは八ッの物、これは四ッ折を嫌ふ、見わたしをきらふなど、其喧しきこと市の如し、さて其いかめしきにも似ず、出す句はいとも稚なし、今はこれ等の徒さへありやなしやに成ぬ、これ全く格にのみかゝづらひて、習練に疎なる故なり、多嗣は衰微の基なるを是にて知るべし、

〔橘菴漫筆二編二〕社中と云事、此頃俳諧者流の徒これをいへり、社中と云は、廬山の惠遠法師、庭際の盆池に白蓮を植て、その舎を白蓮社と云、劉遺民雷次宗宗炳等の十八人集會して交をなす、これを十八蓮社といふ、謝靈運その社に入んことを乞ふ、惠遠、謝靈運が心雜なるを以交をゆるさず、斯る潔白なる交友の集會をなせしより、蓮社の交と云、然るに芭蕉の友人山口素道師、致仕の後、深川の別荘に池を穿、白蓮を植て、交友を集、蓮社に擬せられしより、俳諧道專ら社中と云事流行しぬ、夫遠師は謝靈運をだに社に入る事をゆるされず、然るに今の社中、旦には斷金をとなへ、夕に寇讐のごとく、反覆常ならず、呉越と隔ること、梭をなぐる間のごときも歎かはし、嗟吁俳諧は狎て和せざる道なり、

〔梅林茶談〕今や連歌をはじめ、他門の俳道大におとろへたるは、全く多嗣の殃害なり、是を以て前車のいましめとなすべし、左に證句あらましを擧て、蕉門の寛制を志めす、

今の弊風に、神祇釋教の打こしを堅く禁ずれども、蕉門にては禁ずる事なし、其證、

稻荷參りに椽かりし家

朝月夜はしらに懸し作の面

あな尊やと施餓鬼よむ僧〇中略

又釋教二句去

袋より經とり出し草の上　荷兮

ぬ、

雪散るや穗屋の薄の刈殘し　翁

御命講や油のやうな酒五升　同

御玄猪も過て銀杏の落葉かな　李由

春たつや歯朶に止る神矢根　許六

山科や五荷三束に菊の花　同

皆穗屋の格式より作り出す句也

〔蕪村發句解〕獨鈷鎌首水かけ論のかはづかな

顯昭は律僧にて、獨鈷をもちて、和歌の古事古說をあげて論辨せり、寂蓮法師は鎌首をもたげて、二人對座するごとに、いさかひしたる事、井蛙抄に見えたり、

〔蕪村發句解〕琴心挑美人

妹が垣根さみせん草の花さきぬ

司馬相如が故事なり、さみせん草は薺のこと、またぺん〳〵草とも云、

〔續俳家奇人談下〕寺町百庵

寺町三知は江戸の人、新柳亭と號し、百庵ともいへり、八重霞遠山ならぬ山もなし、北面の侍屋敷裏の梅、十五夜に出し月かも十三夜、白氏文集に、聽我歌兩途、富家女易嫁、嫁早輕其夫、貧家女難嫁、嫁晩孝於姑、と證を引て、相應にかたづく道や雪女、徂徠先生、大樹公〇德川綱吉へ御目見の時紹介して、雪中の放馬道を知るいひ歟、その詠風に似たりといへども、また一家の風姿あり、

〔梅林茶談〕余〇櫻井梅室今より廿年ばかり昔、京にありし頃は、貞門の點者と云ふ者十餘人あり、それに隨ふ社中相應にあり、余其徒の俳席につらなりし事あり、かの連衆おの〳〵おだ誓通俗志な

る事と云々、

〔毛吹草 一〕可宜句體之品々

一草紙之詞

一時をくねるは女氣か女郎花

春日野のはらから住ん女鹿哉

木のはしのやうにいはるな梅法師

たゞつよからぬ心ねとしれ

讀出すさまもおうなの歌なれや

月に猶むかし〳〵をおもひ出

夜ながさに見る伊勢物語

一謠舞狂言之詞

あれはなぢよ白きはそよや翁草

餘の山や霜にするがのふじの雪

參らせん用がましきは鈴な草

十月は實もさありや彌時雨

〔俳諧問答 四〕一古事古實をむすぶ事、猿みのに諏訪の祭りの、穗屋作る事にて、翁の物がたり有、予が集の時、李由が云、御玄猪の御祝に、公卿百官へ給ふ餅の上づゝみに、銀杏の葉に名字を書付、水引にはさみ出る事古實也、此事句に作らんといふに、予が言、是よき古實也、遠境の人々に、しらしめたるがよし、しかれども句作り惡敷は、古手に落ん、專ら銀杏の句にして入れらるべし、御玄猪の句に仕立たらば、大に、ふるかるべしと云り、古實古事等は、予穗屋の時、句作りを發明して置き

さくら狩美人の腹や減却す

一片花飛て減却春といふは、唐の杜子美が詩句、一片花が飛べば、一遍だけ春がへるといふ心なり、却字は忘却失却等の却の字とおなじく熟字なり、

〔蕪村發句解〕うら門の寺に逢著すよもぎかな

賈島が還俗して儒者になりたるを、戴叔倫と云人がそしりて、僧房逢著欵冬花、出寺吟行日巳斜、十二街中春雪遍、馬蹄今去入誰家、といふ詩をつくりたり、欵冬花は蕗の臺の事、十二のちまたは帝京也、其角三百員の内の句に、馬蹄今秋をさそはゞ誰が家といへるも此詩より出たり、

〔續俳家奇人談 中〕白馬散人

白馬は播州加古の人、俳諧は蕉風を好て上手也、〇中略 或とき張繼が夜泊の詩の心をと望まれて、撞樓から餘所の鐘きく霜夜かな、と其餘情をこめたる、彼麥林が敬亭山の詩の心を、鬨呼鳥われも淋しいか飛で行、と詠せると、いづれか優劣あるべきや、

〔宇陀の法師〕物語のことば

水無月や友待雪の不二颪　李由

爐開に遣出給へきりぎりす　許六

正月や先ッきよき物あら鐘　朱迪

源氏若菜卷に、友まつ雪のほのかに殘れる上に、打ちりそふ空を詠め給へりと有、紅葉賀に、源氏源内侍が方へ忍び給ふ時屛風のかげにかくれ給ふを、頭の中將の詞に、壁の中のきりぎりす遣出給へと云々、清少納言枕雙紙に、清き物かはらけといへり、正月の五文字に力あるべし、

四五月のう波さ波やほとゝぎす　許六

無名抄に、筑紫のはて國には、四月五月に大波たつ、四月をう波といひ、五月をさ波と云、いと興あ

六月は扇をつかふかなめ哉

凉しさもぬくる扇のかなめ哉

右の三雙六句は、題も詞もひとつなりしか共、心替故にいづれも用侍る、最初の句は、花みれば淨土も爰ぞといへるにや、次の句は、立花を見て仕立たる句也、さればよいしんといへり、又子は親の句、名をや跡取と云に、口すのとまりに心を付しは、よく聞えたり鶯といはねど、それとかくれなし、きぶく明やの句、是もすのとまりをせんに、云たる句也、しかれ共酢にもちゐたる故に、心各別なり、きぶく明やと云にて、よく聞えたり、又扇の句、六月はいとあつき故に、扇をつかふも最中といはんを、扇のえんに、かなめぞといへり、かなめもぬくると有句は、かなめはしらば、其扇の風せんなし、さるあひだ凉しさもうするといはんを、是かなめのえんにぬくるとはいへり、いづれも心はさら也、本より詞はふるく、心はあたらしくなど、古人も申給ひし、

〔南北新話上〕古語の扱

古語古詩をあつかふ事は、殊に上手の手段としるべし、たとへば、

さびしさの門に入なり三日の月　麥林

暁の山舩としてほとゝぎす　同

後の月葉落て四百八十寺　希因

是徳に入るの門なりを轉じて、秋のはじめにすがたを付け、蜀山舩としてあけゆくけしきも、南朝の僧房寒けき峯に、落葉秋月の季節をあつかふ、殊は八十寺と唱ふれば、語勢のひゞきもおもしろく、滑稽の人はよろこべども、是俗學の唱なりとぞ、されど誹諧の論にあらねば、それらは勝手次第といはむ、

〔蕪村發句解〕一片花飛減却春

〔毛吹草〕一作意の事、○中略等類を除かざる人は、人のはきたるつばきをなむるにひとしと、先達大きに恥しめたまへり、ことにいにしへより、しるし置たる一集の内、又當代にても心ざしふかき人の秀逸の句などわたりちかきは、其聞えも有べき物か、文にもふるきをたづねて、あたらしきをしれとぞ、しかるをあやまりたまはゞ、世の人よしとは申まじ、

同意之句

夏山は目の藥なる新樹かな

と云句、以前より侍るに、

みる花や目藥貝の玉椿

耳のびてあつきが聞や時鳥

右二句 鶯を多からきくや耳果報

春立と天に札うつ霞哉

名月と天に札うつ光かな

花々は難波の梅を手本哉

先はやきいろはは木々の手本哉○中略

如此云かへて、左右に作者多し、道に執したる人の沈思して、以前に云出侍る句も、いたづらに成ぬる、不便の事とぞ、

花みれば只ゆいしんの浄土かな

立花は只よいしんの浄土かな

子は親の名をや跡取ほとゝぎす

きぶく明や鶯にます郭公

鶯よなごさはなくぞ乳やほしき小瓶やほしき母や戀しき（西行談抄）

貫之の娘の歌也、母を離別せし時歎てよめる、此歌にてよび返したると也、八雲に、霜月に霜の降こそことはりやなど十月に十はふらぬぞ、此歌家隆卿をさなき時の詠なるよし、

〔俳諧問答四〕一古歌の詞をかりて、句に玄たる事あり、玄かれどもかつて其歌を、玄たごゝろにふまへて、仕たるにはあらず、自然に此詞あるゆゑ、きり入たる計なり、下心ありてとり合たるなど、聞かれんは、めいわくなる事成るべし、予〇許六が句に、

初雪や拂ひもあへずかいつぶり

此句はらひもあへず霜や置らんのこゝろ、すこしもなし、たゞ拂ひもあへずなり、はつ雪に鳰鳥よき取り合もの也、中の七文字明て置がたし、一句成就のため、かりにいれたる詞つゞきなり、この詞なくては、もちゐる事なし、

群鳥賊や世は白妙に衣更

といふ句、江戸にてせし也、ころも更といへば、著たりぬいだりの上の事にて、果しをころもの上ならで有べしと案じたる也、此ごろ京都もゐなかも、むれいかにて世はふきたるがごとし、只ころもがへにとり合て、世は玄ろたへばかりに、いれたる詞なり、この句もこの詞の外になし天のかぐ山と聞なさんはめいわく也、なに人の句やらんに、

立雲の南に玄ろし衣がへ

といふ句は、全體あまのかぐ山なり、眼のとゞかざる人、取ちがへきゝ、違へて、似する事是非もなし晉子が流はいつとても、玄たごゝろなき事はせず、出所たゞしき事ならでは句にせず、

高取の城の寒さや芳野山

と云ふ句も、古里さむしの玄たごゝろなり、ふる里よりは、目の前の高取山さむしと云へるなり、

るはその次なり、中品にして多は地句なり、師の句をあげてそのより所をいさゝか顯す、

何の木の花とはしらず匂ひかな、此句は本歌なり、西行の、何事のおはしますとはしらねどもかたじけなさに涕こぼるゝ、とあるを俤にして、云出せる句なるべし、

有明の三十日にちかしもちの音、此句は兼好、有とだに人にしられぬ身のほどや見そかにちかき有明の月、とある本歌を餘情にしての作なるべし、

高水に星も旅寝や岩のうへ、此句は小町が、石の上に旅寐をすればいとさむし苔の衣を我にかさなん、と云心を取ての句なるべし、

ほとゝぎすなくや五尺のあやめぐさ、此句は、ほとゝぎすなくや五月のあやめ草、といふ歌の意を取ての句なるべし、

花のうへこぐとよみ給ひける、古きさくらもいまだ蚶滿寺のしりへに殘りて、影浪を浸せる夕ばへ、いと涼しければ、

夕ばれやさくらに涼む浪の華

此句は古歌を前書にして、其心を見せる作意なるべし、

〔宇陀の法師〕古歌を取格

先師〇蕉翁七回忌夏の尺牧　浪花輿行

荷(はす)にのる蛙は似たる空也がな　李由

同じ追善景物題當　支考興行

鶯の小瓶やほしき飴おこし　許六

十月の十の代には十夜哉　汶村

(拾遺集)一たびもなむあみだぶといふ人の蓮の上にのぼらぬはなし　空也上人

句を望申をば、どりあへず、

　なけや鹿鳴かずば皮を萩の坊

とせらる、時に亭坊、是は以前宗祇の句に聞侍るといふ、あつと思つて、

　八幡やいさ白萩の花の咲く

と誓言にて云分せられきか、ゝる頓作、流石翁程有けるよと、其頃洛外までも稱美をなしけり、末の世の人は、結句爭つて、曲も己が句にすべきなり、日頃に耳に入句は、不圖思よりてする事あり、又境へだて、ゝ同作ならずする有り、只句作を替て心を盜る人、をそろしき仕手なり、或時貞德、西武を誘引して烏丸光廣卿へ參候す、光廣卿は西武始めてなれば、挨拶に、

　名乘けりそも〳〵これは郭公

と有ければ、脇を西武申上る、

　あまりおそれてたち花の陰

第三は翁なり、昔日守武句に、

名乘けりそも〳〵是は秋の月

是時鳥と秋の月と違と雖も、正敷等類なり、然るに杜鵑のは初御あいさつ故、少しは心たがひ侍るが、左の等類御存なきはことはりなり、

　雨降て地をかためたる氷哉

是は毛吹草に先作なり、其後立圃の句に、

　雨ふりて地かたまるてふ凍哉

と仕たりし、心詞ともに等類遁なきなり、

〔赤雙紙〕師（芭蕉）のいはく、體格は先優美にして、一曲有は上品なり、又たくみを取、珍しき物によす

鼠にはぬらで大津にゑろい癜

　馬子に作法のあるはゑるまい〇下略　　二如

〔錦案〕古事古歌のとりやうの事、むかし中頃當世のかはりあるべしむかしの古事を用ゐたるは直にしてつたなし、中比は無理を云て、大にはたらき大きに笑へり、今やうは古事古歌を、其まゝたて置、少もかはらず、己が作意をならべて盡ず、此さかひをゑらぬ人は多く中古の作意に落る、よく工夫すべし、

用古歌古詩等語

〔宇陀の法師〕大題しの習事

一古事、古實古物語古歌等の詞をとりて發句する事、上手の云にかぎらず、さまでなき作者もよく取題してする人もある也、又上手に不得手も多し一樣に心得べからず、取樣品々有、

〔蓼想舍隨筆〕故事を出し、古言を用ひ、漢字を遣ひ、人知らぬ祭事をとる事、蕉翁の深意に違ふなり、發願の大志にさからふなり、世上の季寄部類にありとも、正風を信せん者は、昔ありて今なき事、又かりにもかけたる季節をとるべからず、たしかにある事を言出て、洒落の域をうしなはず、まことを盡すべきなり、

〔筆のすさび上〕宗祇法師、肖柏と同道にて、定家卿の墳墓へ參拜せし時の句に、

　あけばまたいつかは今よひあきの月

とせられたり、これは定家卿の歌に、

　あけばまた秋の半も過ぬべしこよひの月のをしきのみかは、といへるにもとづきてせしなり、宗祇自筆にて此句を書し一軸、伊豫州一大守の御珍藏のよしなり、

〔滑稽太平記三〕貞德翁頓作の事

過し秋、貞德に名譽の頓作ありき、翁八幡參詣の序、萩の坊へ立寄て言捨の俳諧せんとて翁の發

求韻短歌行

香久山のこちらにほすや藤のはな。　良壺峯
鶯もけふ局折□□すがた。　蓮二
扇とは霞くむてふ名にめで、　方堅
湯あみあらたに饝をまけば。　乙文
装束は何ぞと餘所を聞あはせ△　二
奉行の鑰も橋のあちらへ△　峯
山の端の月しら〱としらま弓　文
鹿も荻ふく尻のうは風△　堅

○中略

求韻歌仙行

行秋の道々こぼす紅葉かな。　川乙由
赤兀山に蕎麥のしらはな。　覔士
狩衣いざ宵の闇をまちかけて　蓮二
猫殿なぶるはや喰の中。　桃如
一本の扇に筆司こねかへし　士
出て見る影の書にかたいた。　由
松の木の春の高いを植たがり△　如
村はのこらず手習の弟子△　二
歯がぬけて喰にくいげな蒟蒻は　由
凍た布巾をあぶるへつゝひ△　士

しるべき也、況や連歌の聯句ならんには、俳諧もその韵字をはこびて、俳諧の連歌とはいふべけむ、

（中略）今や和漢の例をまじへて、俳諧の家の求韵をさだめば、發句の尾字を初韵として、第二第四と低句にふむべし、しかれば四句三韵とも六句四韵とも、韵を換むとする時は、次の高句に他韵をふみて、その尾字をもて韵とすべし、發句の尾字を用ゆるにひとし、されど漢家の律詩にも、我朝の漢和にも踏おとしといふ事ありて、第二句の尾字を初韵とす、其時は一篇をつらぬきて一韵を用ゆる故也、今は一巻の換韵は短歌行を四句三韵となし歌仙行を六句四韵となし、長歌行を八句五韵となすべし、さるは四六とも、六六とも、六八ともわくる時に、一篇六章の埒ありて、韵をかゆるに換やすからん、しかるに百韵の埒は、中間の十四句を八韵となすべけれど、假名の一韵十字にして、句ごとに不自由ならんには、しひては好事の沙汰といふべし、但は假名に異名の韵例あれば、例に万葉の韵をまじへて、先仙陽、唐の一韵をも用ゆべけむ、とかくに求韵の詮する所は、中古の漢和の不自在にこりて、句ごとに韵字のおだやかならんには、史記にいふ俳諧の平話を失はず、談言微中の用といふべき也、倘また韵の飽編を論せば、編韵は月も。花を。のごとき、飽韵はかるもたまの。をのごとき、或はとくり。さはち。の類も、俳諧は殊に音語がちなれば、爰に同字の論をさだむべし、本より和漢の韵例にも、同韵に同字を用たれば、今や俳諧の韵式にも、かなとはな。との飽編にて同字別吟の例といはむ其餘は不ぬ、果ぬのごとき古例の用捨を覺悟すべし、或は一篇に同韵を用る事もたゞ一二韵をへだつべきにや、

右は和漢の恒例ながら、和歌の古法は勿論にて、爰には我家の式をさだめむと、享保癸卯のことし黄山老人の題をさゝめて、暮春と暮秋との二題をもて、短歌行をつゞり、歌仙行を催す、後の人よろしく潤色すべし、維時林鐘日、浪江散史、廿四白梅渓、乙文棟巣主人カ雪等、操毫於觀世音寺之獅子窟畢矣、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕不易流行之事

不易の句　古池や蛙飛込む水の音

流行の句　景清も花見の座には七兵衛

右不易流行の事は、連俳ともにまゝ取ちがへ多し、古池は千載不易也、其姿遁るに及ばず、晉子が頭へ山吹やと偏へまからんかなど話せり、山吹古池心雲泥を隔つべし、山吹や蛙飛込む水の音とせば、流行の句なり、流行は右の一句に准じて、此景清もよく／＼心得あるべし、

〔誹諧白雄夜話〕一誹諧まくらこと葉の事

國字に冠辭といふ、やはり枕言葉の事也、

蒟蒻の鹿島

玉味噌の木曾とは、よき誹諧のまくらこと葉也と、蕉翁のたまひしと、さればこそ、

はまぐりの二見に別れ行秋ぞ

つのもじや伊勢の野飼の花すゝき

玉くしげ二見　神風や伊勢

和歌のまくら言葉也

はまぐりの二見

つのもじの伊勢、則誹諧のまくらこと葉なるべし、

和歌のまくら言葉を、嫌ふとにはあらねど、もし誹諧のまくらこと葉を、たち入たらんには、一句の誹力ます／＼たるべし、

〔和漢文藻三〕俳諧求韵序說 幷短歌行　士方堅

俳諧に求韵の沙汰あらんも、遠くは奥儀抄に其說をえらび、近くは本朝文鑑に假名の詩をもて

大かた百年以來の名所、人の名又當世出來たる詞等は不可用、但豐國東山の大佛、三條の橋淀の橋六條の門跡、此等はあまねく天下に流布し得れば不苦、他准之、

〔雜談集上〕一鐵砲と云ふ名のをかしければ、句作に成りがたくて、能く前句にも付け分ずして案するに、大嶺和尚の百題詩に、人間幸負悲猿境、辛苦管中多少涙と作られたり、是れは伊豆の山にて獵師の猿をみつけて鐵砲を取上げたるに、哀猿斷腸の聲を出して叫びたるを即興の詩なるよし仰せられけり辛苦管といへば則ち鐵砲ときこゆるにや、俳諧にては、か、る自由には、手のとゞくべからず思はれ侍る也、又かしは餅と云ふ名の面白からねば、之を十七字にゆるめて、いかにとて初懷紙、

　餅作るならの廣葉をうち合せ、とこれほどには、句作りぬれども鐵砲と云ひて、よき句作にはは及ぶまじくや、されば句はど作りよくて側けにくきものはなし、定家卿のうす花櫻などいへるためしも、ありがたくこそ侍れ、

〔篇辨抄〕病有無　按するに、貴介公子も詞に雅俗のさかひあるは、風土にもより、朋友にもよれば、孟母の三遷も尤なり、されど其雅も其俗も、俳諧の家は兩用なれば、それにぬめりといやみとの詞の病を聞出して、委細に點式をわけたらん、誠に判者の明白といふべし、爰に傍調の身に意をあけて、今の講筵に其品を辨せばたとへばあむらとは雅言のぬめりにして、おもくろいとは俗語のいやみ也、これらは口にいふ病にして、意の病といふ事は、たとへば祖翁の蛙の發句に五文字の論ありて、口傍古池と山吹とのごとき、古池はつくろはずして俗語に風雅のさびなるを山吹は蛙の不肖をかざりて歌によせたるはぬめり也、去かれば身にも雅俗ありて、手のあつかひにぬめりあれば、顔のこなしにいやみあり、目はいざ人の生質ともいはむすーては心胸の病なれど、俳諧の人には見脉をおそるべし、

はし、しかも句中に正月より極月迄の光陰終る意を含て、餘情とはなるなり、すべて姿情には、死姿情、風姿情の二ッありて、同題を用ゐにも心得あるべき事也平句の手と姿を求めたる右同じ、先師二十年の功を積て、初て鮭の頭を得たるとも也猶年魚の口決あり、傳曰、鮭を大年魚、鮎に年魚といふ、

〔爲辨抄〕詩歌姿　遺稿夜話に、黄門の家訓をひきて、和歌の姿の大切なる、たとひ心を破るとも、姿を破るべからずとよ、一とせ伊賀の上野にて、芋幹の脇荊したる秋の風、といふ句を、岡の月夜といふに附たるを、其後の次手に故翁〇芭蕉のいへりけるは、あの句は芋の葉とすべけれど、葉と幹とのよしあしは、我としる時あるべしとぞ、我はた其時は思ひまどひて故翁は脇荊の子細をしらで、其葉の無用をと疑ひしに、そののち膳所の曲翠亭にて、尾の荷兮が蔦の葉の評を聞て、さてはかの芋の葉は、岡の月夜のうつろひに、秋風の姿なりしをと、はじめて心骨に銘し侍し也、これらや當句の情を破りて、其葉の無用に姿をつくれるならん、此句の事はさしもならねど、姿の證文に書とめ侍しとぞ、

〔俳諧初學抄〕一俗語不ㇾ苦とは申ながら、あまり道外過たる詞は如何、縱ば此方へ御座れ、いやで候、是非ともおぢやれ、御座らせられぬ、御月さま、御日待、虫ほえて、鷹をくゝり付、がやうのふつゝかなる詞は不ㇾ可ㇾ書、さすがに俳諧も和歌の一體なれば、道にはづれたる儀は、仕ふまつるべからず、

一懸の句に至りて道外過たるさた詞等有、よきほどを分別して、其沙汰すべし、親子簾中かたへ懐紙を出して、みにくきびろう千萬なる詞は、斟酌可ㇾ有ㇾ之物也、

一物にたとへば、連歌は能、俳諧は狂言たゑべし、いかに狂言たりといふとも、當世はやるかぶきの座の狂言などは、本の道にあらず、此さかひをよく〳〵工夫あるべき事肝要也、〇中略

一俳諧も、〇中略句作を尋常にと計たしなみ侍らば、うつくし過て、はいかいめかず候、百韻の中へ、だうけたる句の五句も十句もまじりたるは、おも白き物なり、

此たぐひみな尤にして、發句とはいふべからず、

〔はいかい袋上〕一大江丸が句に、ひむろ守まだ名もつけぬ子を抱き、此句はじめはまだ名もつかぬ子を抱きとせしを、ある人のいふ、この比出生の子の七夜のうちに、其父むろよりかへりて、すぐ樣いだき抱上たらむ、しかるを名のつかぬとは、なにとか他人の子のやうにあらむ、名をつけぬといはゞ、てゝをやのかへらば、名をつけさせむとまちたるに聞へ侍らむと申せし、いかにも尤なりとて、かくは直したり、これ一字の推敲ならむ、

〔赤雙紙〕朝顔や晝は錠おろす門の垣

　砧うちて我に聞せよや坊が妻

　枯枝に烏のとまりけり秋の暮

此句ども字餘りなり、字餘りの句作の味ひは、その境に入ざればいひがたしとなり、かの人は初瀨の山おろしよと有文字餘りの事など云出て、なくてなりがたき所を、工夫して味ふべしとなり、

〔ひとりごと上〕句を作るに、すがた詞をのみ工みにすればまことすくなし、只心を深く入て、姿ことばにかゝはらぬこそこのましけれ、古歌にもあれ、古事にもあれ、ひたすら案じ探りて句を作ること、をのづから心にうかぶ所を用ゆることのさかひならんか、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕姿情の事

發句　年の尾や頭の方は喰ふまひ

　年の尾や鮭の頭は喰ふまひ

平句　錢をまくのを神も御機嫌

　錢をまく手を神も御機嫌

右姿は卸形なり頭の方は喰ふまひとは何を喰ふまひたるか、其姿ふれず、鮭の頭と姿をあら

冬牡丹衛よ雪のほとゝぎす

初の句を翁初案に、果は悲しきとゑ玉ひしを、後に頓てと置かえ玉ふとぞ、蓼太曾て長等の鵜飼一見せしに、七艘のうぶね、遥の山陰より遣ひ出たるありさま篝火稲葉山に映じげに罪もむくひも忘れはてゝ、おもしろしとみるほどこそあれ、鵜飼どもの勞れたる鳥を引あげ引あげ咽をゑぼる風情、叫喚の責を見るこゝちせられて、頓て悲しきの七文字玄妙也、果はといふは手ぬるからん、唯眼前に地獄をみるが如し、冬牡丹の句は千鳥よといふ所、やども動くやうに心えたりしが、つく〴〵句意を探れば、よの一字ならでは、かなふべからず、此鳥を雪中の時鳥と譽たる句なれば衛よ汝は雪の蜀魂と、一字入て聞時は、句意あきらかにして玄妙也、仍て一字の褒貶とはいふ也、

〔俳諧發句小鑑〕句に理屈をぬく事

一發句は理屈より案ずべからず、理屈は勿論也、古人句に綸をもてをしへ玉ふは、理屈を拔て、自然の風姿にうつさんがため也、むかしある初學の人、

刈殘すあやめは水の深み哉

其角に見せて、是にても先生の添削にて、發句に候半やと、角頓て筆を取て、

刈のこす菖蒲は鷺の深み哉

されば鷺の一字を以て、忽沼の眞菰の水越て、此鳥の求食かねたる風情あり、工拙はをいていはず、發句にはなりたるべし、是を死活の句法といふ也、又理屈の句とは、

蠅を追ふ馬にあぶなき眠哉

茸狩や少しは蛇に心をく

聾寐して手の動やむ團扇哉

諧はとゝのほひ、末練の人に教へても、埒せぬものにて候へば、此境執行あるべし、眞草行右同斷、」

一下の句に二五、三四、五二、四三といふ事、いかにも覺えねばならぬ事なり、

二五、三四とは、

　まさに時節をさぐ、さくら花

　待たる君に來たる、あかつき

五二、四三とは、

　はし鵰りほどゝぎす、なく

　峯の旅人の行衞も、志らず

二五、五二別條なし三四心よく、四三よろしからず不好候、然れども千句などには歌の篇序題曲流、當時誹諧日々ある事、其作者志らず、此五情心に味ふ事專一なり末練には云ふまじき事なり、

〔俳諧初學抄〕一俳諧も一句の仕立やう肝要なり、上の五もじを下へなし、下の五文字を上へあげ、色々に句をねり侍らばをのづから句がらもよく、後悔もあるべからず、たとへば畠山兵衞佐と云名を、同文字にて山畠助兵衞と號し侍らば、無下にをとり侍る也、

〔叙随筆〕一西山宗因江戸旅宿の折から、ある人此頃俳諧し侍りと添削を宗因へ賴れける、

　うへを志たへえいごう山の花見哉、宗因いはく、おもしろけれども、連歌めきたり、か樣にて宜かるべしとて、

　花見衆やえいごう〳〵東叡山、卽時に引直して、拐脇を志侍らんと、

　追ひけ〳〵押す車坂とつけられたり、えいごう山の句、連歌めきたると也、厚きはいかい也、

〔俳諧叢句小鑑〕一字褒貶の事

　おもしろうて頓て悲しき鵜舟哉

に其志味顯る、是談笑也、最上川と閑清也、曲流は一句の中に、かくて表に顯はさず、五義備るもの也、竪の句は言葉分て吟味すべし、祝儀、佳節、其外表立時、皆是縦をよしとす、縦の本歌を引、

まかなくに何を種とて萍の波のうね〳〵おひしげるらん

横句　煤掃や又此茶屋も不挨拶

傳云、句體作りの時は、上の五文字に、其句の題を顯はし、心持にて流を含み、序に曲の心を包篇にして、押へ綴る也、譬ば、

萍の何を種とてまかなくにおひしげるらん波のうね〳〵

如此五義篇序題曲流と、全くつゞけてと云に限らず、顚倒しても常體の句には、句中に五義を備へ侍るを、第一とする也、

狂句體　景清も花見の座には七兵衞

傳云、題を七文字に置、上下に篇流を備へ篇に序を含み、題に曲を綴るを、狂ひの句といふ、此類右備れる句のみにあらず、曲流序篇題とも綴る事は、作者の器量によるべし譬ば、

蒔なくに生ひしげるらん萍の波のうね〳〵何を種とて〇中略

虛實正事

虛　糸切て雲となりけり鳳巾

實　糸切て雲より落つる鳳巾

正　糸切て雲ともならず鳳巾

右虛實を非として、正を是として、此場を虛實の間に遊ぶといふ、句の正脉也、

〔誹諧之秘記〕一皮肉骨と三つにわけたる有體、予年來是を工夫するに、一句々々に皮肉骨調ひ中物也、骨をせんと考、皮をなさんと思ひ、肉をつけんと思ふは、此道の大煩ひなり、自然と滿足の誹

く、無用の言葉のみ多からん、抑此法は俳諧にかぎらず、あちの詞客も是をつくす、この故に滄浪が詩に、徂徠の解を入たるなど、事を同ふせると云べし、さりや麥林の附句の中に、夜もすがら踊ありき、露にぬれてたゝずめば、わが家の中に打ちはぶきて、のらめはいづこへかうせしと云、たしかに親仁の聲なるはと、二句の間にすがたを作りて、

赤い踊りを下へ著かへる

此句よりぞぬきて作る句法をこのむ、あるひは朝ぐもりの晴たれば、はや晝前の空を見あげ、道者の腹あしくのゝしる前句に、

矢ばせへいつて戻るほど待（中略）

折こむ句法

わざ〳〵も參る墓なり道のはた

こちらを旅にありついて來る

これらの句には、解を入て見るべし、今ではこちらの在所を旅にして、他國でありついて、さる事有て來るとなり、

ちまの名も蠶のうちに工夫して

賣るほど嫁る子にも泣れる

これらも人買に賣つてやるものほど、よめりする子に、わかれをなかるゝと見るべし、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕發句竪横幷狂句仕立様之事

縱句　五月雨を集めて早し最上川

傳云、口中に曲を含事なかれ、心中に曲を諂る事なかれ、譬ば、あなたうと八幡の森のほとゝぎす、といふ句、口中の曲也、ほとゝぎすといへるは心中に曲有り、此句もあつめてと虚なし、自然

客僧に薪のいらぬさくらかな　有竹

是十八町奥に里あり梅の花、と意を同うせり、麥林も稱したる句にて、櫻に雪のすがたをこめ、薪に鉢の木の趣向を立て、客僧をもてなしたるなり、爰をもて三隅を忘れや、

〔南北新話下〕死活

すべて句をせんもの、死活のわきまへなからんは、いつも眠たき事がちに成て、終に死漢の名を蒙らん、およそ句は七分云て、三分は俤に殘すべし、されど句のまはりを忘らねば、云足らぬ事に落て、我ひとり聞えたる節にならん、あるはいひつめて殘す事あり、あるは云あまして殘す事あり、爰に麥林の論せし句に、

人の田へ拍子にのつて植て行

これ死句なり、爰に活潑の魂を入んには拍子にのつて植そうなとすべし、これは云あましてこころを殘せり、

封してはとき封しては解く

伯母に似た鏡の顏に物いふて

これはいひつめて、こゝろを殘せり、附こゝろは身をうしなふものとも見て、書盜のあはれを作りなし、身はうき草のとひよるたづきもなく、我と我顏に別を惜める、まことにうらむべし／＼、

○中略

拔て作る句法

長き趣向を云ほどくに、是もいひたく、あれも云たく、果は十七字のみじかくて、おもひ立ながらやむ事多し、麥林是に工夫を付て、句作を拔いて言葉をつゞめ、能聞えたる手つまを作る、いたつてあやしき句法なれば、或は仕損じて謎にもなれど、此處を學び得ずんば、いつも假夫の談の如

句法

〔ひとりごと上〕俳諧に地、自句、やり句、格外といふ事侍り、地といへるは、さのみおもしろき事にもかゝはらずして、前句によくつけてとをるをいふべし、自句とは、みづからの手くせをもて、おもしろく作りなしたるなるべし、遣句は、其あたり能句のつゞきたらん上か、又はむつかしき前句にて付がたき所を、かろ〳〵とつけのけ侍りて、程よくやりたるをやいひ侍らん、格外といふは、打きこゆる所、更に前句に付よるべき句とも見えねど、底にてよく付侍りて、しかも感深きをいふなるべし、

〔誹諧名目抄坤〕遣句(ヤリク)　當世付句につまりたる時、ざは〳〵と薮をふく風、只目ふるまに雲はれて行など、いふ句を付るを、やり句と覺えたる人多し、さにはあらず、前句はなはだむつかしき句、又は付んとすれば、打越の心あしく、打越を宜しくすれば、付る事もならぬやうなる時、只すこしばかりよせて、付流しやる事なり、句のたくみになきをいふにはあらず、不功の人はやり句は得せぬものと、むかしより申あへりとなり、

〔蕉門誹諧語錄下〕句作の事

翁(篤〇色)曰句を作るに作り過ては、心の直をうしなふなり、心の作はよし、詞の作好べからず、

句は七八分にいひつめてはけやけし、五六分の句は、いつまでも聞あかず、

體格に、まづ優美にして一曲あるは上品なり、また巧をとり、めづらしき物によるは、其次なり、中品にして多くは地の句なり、

句は數寄屋を立たる如し、丸木の柱壁に、鏝目をみせて塗りたるは、荒く見え侍れども風流なり、在邊の灰小屋石切小屋は、荒うとばかりにて、風雅もなし、

〔南北新話上〕むすぶ句法

むすぶとは緣語にして、一句に緣なきは、和歌の腰折に同じく、例のうごく句とはなりなん、

小町、此句體也、日月淸々たるに對し、石山の邊りより、堅田の浦の風流をも見盡さんとうかび出、誠に船中晝のごとくなるゆゑ、あらゆる人家の有樣どもを、七小町の變化といひまげたる也、心づくりとは上五文字の心をもて、座の句に通はし、中七文字を作るなれば、象潟の雨や西施の合歡花、これらの類也、西施は古事なり、象潟の暮をいひ、彼が眠れる景色にも似たるらんが、西施が眠りはと見留め、合歡の花は其他に有合せし者也、先は象潟は合歡の花の趣向にて、西施は句作也、

〔消閑雜記下〕此比、世間よからぬ人の俳諧の詞つゞきに、一句のたよりもなく、むざと何の山何の雲と結び、あらぬ詞のはやること無心所著の體なり、百韻のうち五句三句はさもあらん、每句此いき樣をこのむこと、あるまじきことなり、此ごろの世上の句體を、梅翁もなげき給ひて、發句に、いま筑波かまくら宗鑑いぬ櫻、と記せられぬ、太平記第一に、時政九代の後胤相模守平の高時入道宗鑑が世に至りて、天地命を改むべき危機こゝに顯れたりと書きたり、此宗鑑數千の犬を庭上にはなちかみ合せし遊興、北條九代滅亡こゝに究まれり、いまの俳風も、江戸京大坂面々の流をたて、專に無心所著のみ好むこと、山崎宗鑑より今此時に當りて、俳諧亂逆の摸樣なり、その故は、京江戸大坂の俳士、昨日の作けふは古しとし、春もてあそぶ風儀秋はもちひず、去年の格ことしはかはりぬ、これらを板行して國々へ下す、遠國波濤のすゑに、やゝ用ひてかくもあらんかと、もとゑなれし風格を五句三句あらため、少しもとづくうちに、また異風の體をとり行ふ故、天下の俳諧一日も安堵の作意をめぐらさず、かの守武がもてあそびし千句の樂はやゝつき、梅翁の好みし句體のかろさやがてやみなん事、こゝろある人眉をひそめ、きく人唇をうごかす、是俳諧に主たるものをたてず、面々の家をたてんとするより、かゝる事になりぬ、俳門に學士なきがいたす所なげくべし、

香　卯の花やくらき柳の及びごし

傳云柳の句也前に卯の花の垣あり伸びあがりて夏柳を見る姿にてこれ垣根に對する所香也、

寄　鹽鯛の齒莖も寒し魚の棚

傳云寒さの句也古き魚の棚に賣殘りたる鹽鯛の寒きごいはねども、おのづから寒き姿の風情を寄る所是寄也、

移　こがくれて茶摘も聞や郭公

傳云愛すべき人こそあるに以下の茶つみ迄ほとゝぎすを聞この心は四方に入渡りて聞人隔なき所を我に思ひすてゝ見る事是移也これは聞人に高下あればこそ、

響　蓬萊に聞ばや伊勢の初便り

傳云年の初めのめでたきに又髭長き伊勢海老と顯はさんよりは上に蓬萊と置き下に伊勢の初便りとつゞりて海老の姿玄妙に分明也是響也、

志　埋火や涙の落ちて煮る音

傳云是は花咲老人の忌日に我翁の綴れる句也其師の恩を感ずる時は少しき埋火にさし向ひて立去る事をも忘れ感涙炭火に煮ゆる體埋火はうすく涙の煮る音は厚しこれを志の句體といふ、

去かし火ありて煮るなれば埋火の句と心得べし、

右句作五品は姿入亂れて初心の人の見得がたき所爰に注して能く〳〵脇に及ぼすべき爲也尤此外曲節作の三ありて節は節なれば傘で押分け見たる柳哉如此押分け見たるこのみあへて梅の取扱見えず、去かし心中には繁れる景色あるべし曲作りは名月や湖水に浮ぶ七

夏草やつは者どもが夢のあと

悠遠體　梅が香にのつと日の出る山路哉

ほとゝぎす消行く方や島一つ

水無月や峯に雲おく嵐山

風艶體　ひよろ〳〵と猶露けさや女郎花

象潟の雨や西施が合歡の花

粽(チマキ)結ふ片手にはさむひたひ髪

風情體　五月雨を集めて早し最上川

いざさらば雪見にころぶ所まで

涼しさを我宿にしてねまるなり

寓言體　きのふをも峠といひし暑さかな

道のべのむくげは馬に喰れけり

秣負ふ人を枝折の夏野かな

風曲體　ふり賣の雁あはれなり惠美須講

景清も花見の座には七兵衞

靑くてもあるべきものを蕃椒

右發句八體の事は自他の句體何々と見定め、よく其趣向を改め脇に及ぼすべきの鏡也、外に三十體などいふ事ありといへども、皆此八體を分つの末體なり猶嵐山の發句に脇ふりの指南あり、口傳、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕發句五品の事

句體

らず、むかしは月雪郭公の類ひは、功者の外遠慮しつれど、今時は其わかちをも辨へず、いつしか此道のかたちをとり失ひ侍るもおほしそれより仕習ひたる作者は、斟酌あるべき句のすべをもしらず、なげかしき事にぞ侍る、

〔俳諧芭蕉談〕一發句のすがたは靑柳の小雨にたれたるがごとくして、折々微風にあやなすもおかし、附方は薄月の夜に、梅のどことなく聞るがごとく、竹林をへだて、かすかに琴聲を聞がごとく、情は心裏の花をもたづね、眞如の月をも觀ずべし、口は飛流の直ゝにくだるが如く句をはくべし、

〔誹諧之秘記〕一三十體　十體の内より出る事なり、發句の心得にいかにも成るべし、自然とよろしき句は、三十體の内いづれに成るとも叶ふ物なり、

幽玄體行雲廻雪、長高高山、遠白、澄海、有心物哀、不明、理世、撫民、至極、麗體、存直、花麗、松體、竹體可然體、秀逸體、拔群、寫古面白、一興、景曲、濃體、見樣、一節、拉鬼、强力、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕發句八體之事

幽玄體　人も見ぬ春や鏡のうらの梅
　やがて死ぬ氣色は見えず蟬の聲
　古池や蛙飛込む水のおと

有心體　梅の木に猶やどり木や梅の花
　猿引は猿の小袖をきぬたかな
　金屛の松のふるびや冬ごもり

無心體　くたびれて宿かる頃や藤のはな
　赤々と日はつれなくもあきの風

分して益なし、只はいかいには神樂殿おかしからずと申されけり、
一月の句八ッ也名殘の裏にはなくても、くるしからず、發句に月次出て、同字のがれ難き時、有明さかづきの影など、名を隱して出す事常なり、星月夜秋にして月には非ず、深川集俳諧に、宵やみと云句賞翫の月にせり、師云、宵闇と云句に、月は成まじ、此宵闇月秋の前句也、是を月にすべしとて、秋を付出し、八月と云月次を出せり、全く八月非賞翫、例のおとし穴也、此事聞傳たる作者、やれ宵やみは、月に成とこそいへ、毎席出せる人も有けり、月秋の場所に宵闇出合たればこそ、ふしぎの働も有けれ、毎度宵闇曉闇の月に成ては、おかしからぬ事を知侍れかし、望月八雲に十四五六日の間也、いざよふ月はいざよひにあらざる由說々有、先師やす〱といざよふと、十六日にせられければ、これを證とすべし、定家卿說に、十六日に限るよし侍れば、先師も此說によるか、

〔ひとりごと上〕表の十三句めを月の座、裏にては十一句め月、十三句めを花の座と定侍れど、又月花共に取あげてする時は、何句めにてもくるしからず、さあれば月花の座とは何ゆへ定置たるぞといふ事をさへ、辨へしらぬ人も侍る、

〔麥慰舍隨筆〕月に異名、花に花嫁花鰹等を出して、去嫌ひをあがなふは、皆他門にある事にて、蕉門の俳諧にかつてなし、月は天象の句出たるとき引上げて付べし、またこぼすこともくるしからじ、花は座定りあれば、前々より心がけて、植ものを出すべからず、又座にてこぼすべからず、歌仙式うら七句目月出てあと、秋季つゞくものなれば、草木の出たがる處なり、八句目草ならばくるしからず、木は出すべからず、九句目は草にても花にかまふ故、出すべからず、よぎなく出るならば、十句目に花を引上げ付べきなり、

〔ひとりごと上〕花の句は、一座の宗匠、または功者にゆづりて、努々このむべからず、貴人小人などには、花を所望しつべき品も侍り、夫ともに宗匠の言葉をまたずして、外より會釋すべき事にあ

しあひ、詞の數々、いかなる强記の人なりとも、一々記臆せむ事かたかるべし、詞は無盡のものなれば、諸書の法則も、わづかにその大綱をあげたる物ならし、さりとてみだりに古法を戻くべきにはあらず、

〔十二夜話〕去嫌の大槪　神祇、釋敎三句、名所五句、天相三句、降物三句、人倫二句、生類同姓は三句、鳥ト虫ト二句、ケモノト鳥ト二句、鳥ト魚二句、餘はコレニ效フベシ、食類三句、水鳥三句、食ト呑物二句、山ト川ト二句、塲二句、同字三句、別吟は付てもよし、居所三句、大居所ト居所二句、數字三句、一ト二トカハリテ二句返し假名五句、上ト下トカハリテ三句、

右は大槪なり格を用て不用、法になづみてなづまず、其日のさばきによるべし、

〔宇陀の法師〕一月花の座定まれる所なし、七句十三句めは、下の句にてすまじき爲なり、一座の時宜に依て、七句十三句迄延たる事也、月花結び合たる句獨手際入る也、雪月花懷紙に同作有べからず、折をかへて一ツ有べし、初懷紙の花は再返か再々返か誰もいたし侍る與三本は大方相定る例也、花に初中後の心持あり、めぐむ、咲初る、盛、ちる、殘るの類也、花を櫻と思ふ作者も有也、唐朝の花は牡丹也、吾朝の詩歌の花は櫻也、連俳の花は櫻にも非ず、牡丹にてもなし、鑑實云、花は賞翫の總名と註す、されば花に櫻付る事習有、何ぞ花の句櫻ならば、花に櫻付る事あらん、茶の出ばな、藍の出ばな、正花たるべしと、先師（芭蕉）申されき、前猿蓑のはいかい、名殘の花に櫻有、是を見誤りて正花に、櫻する人も有けり、櫻非正花、初心人する事なかれ、口傳有總別當流は人に不審をおこらせ、誤と見えて、急度下にいひ分を拵へ置、難ずる人を落し穴に引入る、毎度也、他門の衆由斷有べからず、一とせ先師伊せ山田にて俳諧ありしに、神樂堂を難じ申ける時、俳諧は平話を用ゆ、常に神樂堂といひならはし侍れば、深き事はしらずと答へ給り、山田の氣情をよく察したる返答成べし、其後此事尋たる人有、師云唯一の神道には神樂殿、兩部には神樂堂と云、むつかしく云

〔橘菴漫筆初編二〕年内立春は、和歌にては春なり、連誹にては冬と定たり、牡丹を四月とし、霄後にいろづく紅楓を三秋に出すなど、古人心をこめられ、深き譯のあればこそ、春咲かぬはなの心や、ふかみぐさなど、申されき、季を定むること、容易の事ならず、其故は、句去の用捨懷紙一巡の見渡し、風花雪月の配當に至迄意味深長なればこそ、俳人桃靑は季寄は御傘はなひにすぎずといはれしとぞ、今や彼も是も、季寄てふ書を編て雅名を衒ふ、殊にはた流儀により、傾城も句によりて戀とせずなど、いへるは、私甚しと、やいはむ、古式をも守らず、先達の說を蔑にするは、袵を左にすると云べし、古學古方萬事復古のみ尊むに誹諧に限り流行を好み詮とするは、愚の甚しきとやいはむ、洒落に過ぎざるものは流俗に靡れ、後世になりなば、牡丹餅は雜なれど萩の花と云て七月なるべし、牡丹餅送ると、いはゞ七月決せり、手負さゝ、折を嫌、越後獅子二句去なり、湯豆腐は南禪寺の景物なれば、釋敎を嫌へば、高津こそ能ひろまり、南禪寺の下にたゝん事なんかたければ、神釋二ッにかゝるべしなどいへる說も出べかんめれ、

〔麥慰舍隨筆〕去嫌ひの法則は、去ばらく初心の心得に出せる物なれば、其席の宗匠に任して、さし合をくる事なかれ、尤も他の俳諧を見るにも、字去などをとがむべからず、

〔四山藁二〕俳諧小言

去嫌は變化の大體を去るべし、もとより連歌式目の古法を始として、御傘、嘘草等の諸書、そのむねいよ〳〵つまびらかなるに去たがひて、そのまゝひもいよ〳〵深しといふべし、凡變化の道理をさへ、わきまへ侍らば、文字にはさらにまどふべからず、まづ一句の轉變を、よく〳〵心にこめて案ずべきなり、第一は句の好惡にして、さし合は第二の論なるべし、世人變化のために、まうけたる法則なるを、其書彼書の空論をもて、實地の附句を繋縛し、かへりて變化の趣をやぶる、學者こゝに心を得て、變化の事をさへわすれ侍らずは、一座の爭論はやみぬべし、本より諸書のさ

出したらば後世によき賜なりとて、竹植る日なども夏季につかひそめられたり、予も雁風呂あつまからけ、筑紫の綸踏などいふ事を、春季に付たる事もあるなり、季立は前句より出てくる物なれば、あながち苦勞にするものにはあらず、一とせ

燒飯の花もすかるゝ六あみだ、といふ前句に、

秋を隣に麥まゝらむなり、と附たり、季帳にはなけれど、麥秋の隣たしかなる春季なり、

浦山の花も序に見てまはり

まことに聖は衣がへなり

是等も當意即妙の春季なり、

〔麥慰舍隨筆〕世に季もどりといふ事を嫌ふ者あり、いつの頃より言出しけむ、少しもくるしからず、古集を見るべし、數多あり、定例月花のまんまやくにて、素秋素春はせぬ事なり、されば月花の三句目に、初秋歳旦を付ざれば、初秋歳旦の付句出る期、さらに有べからず、古集に初秋歳旦の句の出たる處を見て察すべきなり、

〔滑稽太平記三〕貞德翁其隙意見の事

或年の七月七日、東門跡の東泰院興行にて、昌琢、玄陳、昌硯、貞德も出座し、俳諧あり、何れも連歌の達人なれども、俳諧なれば座をさばきけり、貞德發句に、

秋立や影向の枝花の奥

是にて百句半成しに、節分と言句出る、玄陳春なりと言えり、貞德聞て、節分尤も四季に有と雖も、一年の限といふ春を迎へて、節陰陽のさかひ冬の季なり、易を考へて見られぬか、連歌は昌琢、俳諧は愚さばきなり、其方は未だ若し、能く思慮してものはいわれよと異見せらる、昌琢いかにも翁の云はるゝ所尤なり、冬の季に限れりと申されき、

花をこぼす事　こぼす時は月の傳に同じ互照すべし、

花を呼出し、月を呼出す事、　是はぜひ爰にて附ねばならぬといふ時に、呼出す也、是にはならひもなし時宜によるべき事也、

月花をむすぶ事　是又ならひはなし、花月とも月花とも自由に句作るべし、いづれにしても春季を跡に附る也、花の座にてするゝ事なれば、雜の月花とは別段也、

戀の事　一折に一ッづゝ、有てもくるしからず、尤情付にてもくるしからず、

俤の事　百韻ならば二つもくるしからず、其外には一ッづゝに限りて有たし無くてもよろしき也、今の俳諧には名出してはせぬ也、今日の無用なれば平生の事によそへてきかする也、

名所の事　何にても一巻に、一ッづゝ、有たし、變化のため也、百韻には倚更の事也、一つともかぎるべからず、十句表などには、是非一ッ可有事也とぞ、

〔俳諧棚さがし〕一問云、さし合の事、季立の事は、當時いろ〳〵の書あるものながらまち〳〵也押出して人の否應いはぬ物は何を用てしかるべきや、

一答季立は増山井、差合は御傘はなひの外あるべからず、季吟子はばせを翁の師也、貞德は吟師の師なり、殊更誹諧花のもとたり、吟師はかくれなき達人也、和書として手をつけ給はぬはなきなり今時古學のなんのかのと是をいふ共、始に眼をかけ給ふは、此人々なり、いづれの書もいただきて讀べき事なり、すべて古人の定られたる事には、甚深ある事也芭蕉翁も、さし合は御傘はなひ等に任すべくと申されたり、しかしながら昔の俳諧とばせを流には姿情の違あれば、差合も又格別なる所ありそれは一座の宗匠の捌ごころ也、大むね古人によらで、いかでか天下におよぼすべきや、誰斯いふたの、彼がさういふたのといふても、規矩にはならぬなり、されど季立は、古人の書になきとても、聢と春季、しかと秋ならば、つかふべき事なり、翁も季立のひとつも捜し

法になづます、其座に其事は明ならん、此故に此論は、明眼の師をえらみて、其故を學ばざらんには、法にあやまつ所あらんこそ、古法は誠に學びて志るべきを志ること、其法になづむ人は、學びて志らぬ人といふべし、

〔消閑雜記上〕梅翁師四〇宗に俳諧のさしあひの事といひければ、先生のたまふは、さし合は連歌にさへ定めがたし、むかし昌琢の新式御講釋あそばしけるに、何に何は嫌なり、他は准之とある所にて、爰が大事なり、この准ずといふ字に、其准じ手の了簡よきと、あしき學者不學者のかはりありと仰せられし、まして俳諧のさしあひ猶これにてこそとかたられぬ、至極のことなり、

〔俳諧獨稽古上〕指合の沙汰

さし合の沙汰といへるは連歌新式の外は、其家々の了簡さま〴〵替り有て、一決しがたし先此事に付て、五の品有べし功と分別と用捨と斟酌と了簡なるべし、殊に俳諧にいたりては、猶いろいろの言語にわかれて、いよ〴〵其さかひわかちがたかるべく、貞德は連歌一座に、四つのものは五つといひ、立圃は四つあるは八つにて志かるべしなど、それ〴〵の趣いづかたもおかしくいひなして、ことはりは立ぬべし畢竟指合は、其座の評論をやめんための掟ぞ、席にいたりてよしあしもなく、句數を多くするを手柄とのみ思ふ人に向ひては、さのみ制すべきほどのことにあるまじきをもかへすは、是時のよろしきなり、又たしなみふかき人は、句作今少し何とぞと思ふうちに、たび〴〵人にとられて、句前をのがせば、終に句遠になる故に、はからぬ何なりともあれかしと思ふ樣の所か、又は貴人少人初心などの句は、少々のさし合はありとも、折ふしのさまよくさばくべきことこそ此道の肝要にこそ侍るべけれ、

〔十二夜話〕こぼれ月の事　さし合ありてこぼす時は、座の句に秋季にて句中に月あるやうなる句をしてわたす也、其次にて月計を可謝也、

〔橘菴漫筆二編五〕俳諧の蕉門の徒に、附合の體を備へたるは、野坡越人の兩人を功者とす、此兩人の體を學ぶがよしとかや、故ばせを一世の間、兩吟の附合は野坡か越人ならでなかりしとなり、兎角此兩人の風體よろしと、ばせをもいはれしとかや、今の蕉門の俳徒これをいはず、己が勝手あしきにや、

〔篇辨抄〕指合去嫌　按ずるに、指合と去嫌とは、舊式に其名をわけざる故に、掟の用捨も分明ならず、爰に貞享式のおほむねをあげて、ひそかに新舊の差別を辨せば、去嫌といふは象物の類にして、草木鳥獸はいふに及ばず、器財食服の類より、居所には體用の差別あり、支體には詞の輕重あり、或は名所物名に同字別吟の取さばきも、すべて姿情の二より趣向と句作との差別をわけて、用と不用との道理をさばくべし、舊式のごとく、文字をとがむべからず、たとへば梅櫻に柳腰のごとき、野飼の牛に啣の尻馬のごとき、居所に傘の家名のごときは、たとひ打越も其人により、其句によりて、用捨すべければ、二句以下はましてとがむべからず、それを姿情の差別とは、野飼の牛は目に見ゆれども、啣の尻馬は馬の姿なし、其外もこれらの格例より、趣向には用あれど、句作には用なき故とゑるべし、指合といふは、てにをはの同字也、それもてとでとの清濁はとがめず、よむ時耳にかゝらぬ故なり、數字も送字も舊式より輕し、たとへば一盃に山ひとつのごとき語路の拍子の耳にかゝらぬは、二句以下は決してとがむべからず、總じて名所も物名も、鈴鹿に鹿のごとき、屛風に松風のごとき、偏か旁(ツクリ)かの字形をかへ、眞名か假名の差別あらば、附句も打越も用捨の訣あらん、されど松風も、山ひとつも假名にやはらげてかくべければ、風寒みともひと兩とも、假名にかゝれぬは、其論にあらず、これらは同字に同意の訣にして、松風に風呂敷のごときは、舊式より同字別吟なり、されどふろしきと假名にかくは、執筆のはたらきといふべきなり、畢竟は法式の道理をゑり、一卷の變化をゑり、語路の拍子をゑる時は指合も去嫌も、さして新舊の

右此十句までは、面に嫌ふごとく、神祇、釋敎、戀、無常、述懷、懷舊、哀傷、名所、又は内裏の沙汰、古人の名、古事本說めきたる事、又同字をきらふ、但し發句神祇、釋敎戀、名所等ならば脇にもすべし、第三までつゞくべからず、但し連歌にはかくのごとく、古來此趣を守り來るといへども、今時の俳諧には裏へうつるやいなや、いろ〳〵のけやけき詞どもを出す、よろしからぬことなり、裏へ移りて二句三句の間に、彼法度の詞を出すを、待兼といふ名目あり、恥知る人は、此名目に恥てすべき事にあらず、

又十句めに高き植物すべからず、花につかゆる故なり、然れども他の句の出たるを、返すにもあらざれば、春の季出たらば其春の中にて花を引上、是をよび出し花と云うへ物出たらば、その付句に花有べきなり、

○按ズルニ、第一句ヨリ第三句マデノ事ハ發句脇句第三句ノ各條ニ詳ナリ、

〔幻住庵俳諧有也無也關〕本式表十句之章

一表十句は十百韻の大數にして、表に世のあらゆる事を嫌はず、但し神祇の發句に、神祇の脇、釋敎、述懷、戀等の發句も右に同じかるべし、常の發句には第三に神祇、月に戀、花に釋敎等を、時の宜に見合綴るべし、

〔俳諧關さがし〕一問云、今おもて六句、或は八句などにて仕舞とき神釋戀名所などもゆるさる也、是も古式にある事にや、

一答是は古式といふ程の事にもあらねど、六句は歌仙を愛にちゞめて見る心、八句は百員をつゞめた心にして、神釋等ゆるす也、是等は一時流行の古人の制なり、されども古集にあてなくてはならぬなり、冬の日追加の表に、左に橋をすかす岐阜山といふ六句めあり、是らを證句ともいはんか、

俳諧の附合に裏表のをはりの短句を折端といふ、何人かし(志)か唱はじめたるよしは知らねども、元祿以前よりの名目にはあるべからず、すゑの短句を端といふ事落著しがたき名目なり、字書に端は首なりとあり、〈中略〉折端といふときは折のはじめ也、今いふ裏うつりの長句などを折はしとは唱ふべけれ、當初穿鑿足らざるに似たり、

〈俳諧獨稽古上〉四句目より十句目までの事

四句　四句なりとて也けりなどの、かろきとまりにて、ふしなくやすらか成を、よしとするなり、

五句　第三てとまりならば、はね字あらまほしきなり、三てとまりにあらずば此ところて留にあらまほし、はじめのおもてに同字をいむといふも、懐紙のおもてをたしなむ故なり、てとまりはね字八句の一體なれば、面道具なり、此句にてのがし侍らば、七句にてあらまほしきなり、しかれども是等は定まりたる法にはあらず、心得のためまでなり、ならぬ句作を是非とたくむは、かへりて句のさまたげになり侍れば、有にまかせて用ゆべし、

六句　別に子細なし、面のうちはふしくれたらぬやうにしてよし、

七句　こゝまで月出ずは、此所月の定座なり、巧者にゆづるべし第三の後は、上の句を賞翫とし、其中にて月の句、また一順の終に執筆の句あれば、その前句を充分の句と定たるなり、

八句　七句に子細有て、此所にて月のこぼるゝ事も自然は有べし、又面の中同字はきらへど、てにをはのかなは二句去て有なり、

九句め、九句め十句めまでも和かにすべし、此九句め十句めと云は裏へうつりて、二句めまでのことなり、

但此九句めうらうつりのはじめなれば、前句の手爾葉にそとあたりて、長高く句の心も引立てすべし、

三句の按排、一卷のはこびに心を配り、又句作りては心を配り、いくらもする内には、自然とあたりさわりなく、程よき句作になりて、とゝのふ也、心にかるみなければ虚實のあんばいも自在ならずと也、常に附合に心がくべき事有、附にのぞむ時に、爰は趣向のなき所也、さてむつかしき所と席にのぞみていふ事、甚座中の心をしづませてあしき事也と、能師も盧師もはなはだ叱り給ひし也、付にくき所にても、とかく趣向あるあるといへば、自然と座中も心かろみて、趣向にしづむ事なしつゝしむべき事也、總て附合に行つまりて、爰ははこびがむつかし、三句の用不用も見わけがたしとて、趣向のなき事は有まじき事也、天地の間の世情に遊ぶものなれば趣向附句のなきといふ事有べき道理なしさるは人と人との相對にもかはらず、かくいへば氣にあたる、はねば用が辨せぬといふ時にはけつかふ人々言語を工夫して、あたらずさはらずに、よきほどにいひなして、今日の用を便ずるなれば俳諧とても世情のあつかひなれば、それに何ぞかはる事あらんや畢竟五七五七々の法にかゝはりて句となれば、外の事をいふやふに思ふ故に、趣向に行つまる事あり、さはあるまじき事也、世上の交りにも、按排をしらぬ人は、附句にも趣向はなき筈也、爰の事は大切成ること也とぞ盧師の口傳に、附句に行當りたる時には、附句をせんと思ふ故に、ひたもの句作にまよふゆへに、とゝのひがたし、さやふの時は、一向句を作る事はやめにして、只世上の人の言語の長短、或は山川草木の姿を、ひゞもの話しにするやうに、世上に今日の言葉をもつて、さまざまにいふて見れば、自然とよきほどの言葉に言あてゝ、付句出來る也五七五七々に、直に句作せんと思ふゆへ、むつかしく無用の事もいはねば一句が聞えぬやうになりて、案じまよふ物也、とかく世上の平生の言葉にして見て、附かつかぬを工夫すれば自然とよき程の言葉つかひ有て、附句とゝのふ也と、盧師口傳ありしよし、ありがたき事也、

〔金石雜志二〕句の花 [illegible]

歌の稽古にも、博く學びて其事はしれども、其理はいかにと、心をかへさねば、耳から耳に聞つたへ口より口にいへるのみ、心にもちゆる人はまれなり、況や俳諧は平話にて、我事を我といひながら、何の故とも何の爲とも、我をしる者は一人もなし、學者はすべて、此費を出ざらん、たとへ千式萬法も、文字に書たる書物あらば、一夜か二夜には覺えもすらん、道に法式の故をしらさねば、其人は例の輕口にうかれて、歌人連歌の家になぶられ傾城猿樂の媒となりて、俳諧はさせぬかたやまさらむ、

〔誹諧之秘記〕本式表 戀は不入、神祇、釋敎は發句、月雪花、ほとゝぎす、名所類[illegible]如斯、

世に表十句は知る人多し裏の詮義無沙汰なり、

裏は古法二句也、秘也 此二句に戀を入るべし、今首尾の吟とて表六句裏六句するなり自然古法の表裏の數にかなひたる事、道の天然なり、

〔十二夜話〕同附合の按排を敎へらるゝとて

總て附合は前句の二句を、よく〱吟じなせば、前の句の附心もたしかにさばけ、用と不用も明らかに見さだめて、ひたと前句をよく見て、心くばれば自然に趣向出るもの也、初念の趣向に、ただよふべからずとの敎もあれど全く初念が大切にして、いかやうさま〱の趣向出るとても、初念の意は、のきがたき物なれば初念が大切也、とかく前句をよく工夫を仕盡して、扨趣向を定る物なれば、初念に鮑忽の趣向工夫すまじき事也、されば附に向ふて案ずるに、面白きよき句を附んと思ふ事甚あし、惡しき句を付て、いづれにも先埒を明て見れば、それを手がゝりにして句作るべし、さて又爰に習あり、前のはこび三句のわたりを、先工夫する時に、亦其工夫にしづむ時は、心に重く出來てしづむゆへに、趣向にも骨折ある趣向出ても、句作りしづむもの也又それに心付て、前のはこび三句の用不用を、先かくる心に置て、いくらも句作りして、一句つくりては、

多少によるべきなり、萬句は千句の法にかわらず、十百韵といふ時は、一座と十座の差別にして、一卷々々に百韵の式也、しかれば一座と一卷とは、去嫌の用捨とするべし、さて徴式の出合遠近といふに、但聲先といふ小書あれども、先後の沙汰は紛るゝ時もあれば、遠近のみにてよかるべし、月花の一條にも、舊式は雪月花とあれども雪は八なれば、其沙汰にも及ばじたとひ月の句といふとも、句順には堅く靜すべからず、花は決して一句なるべし、千句萬句の一座にては、月花の用捨も勿論なれば、百韵の一座とても、法式は例のやすき方によるべし、かたければ不興の時もあらん、しかれども一座の法は、おほむね古式をまもるべく、一卷の掟には、古式の害なるもおほかるべし、

〔俳諧十論〕法式論

そも俳諧の法式は、連歌の家に見ならひて、手爾遠波のさし合も、草木鳥獸の去きらひも、一座一句の物は二句とさだめ、七句なる物は五句となし、五句なる物は三句となし、三句の式は、二句より一句にはぶけり、本より聖典の掟にも、道はおごそかならん事をおもひ法はやすからん事を思ふと也、さて一卷は歌仙のつかひより、五十韵といひ、百韵といふ、一部の式は百韵にしるべき也、そも〳〵俳諧の法式は、貞德の御傘より埋木に斧をいれ、嗟草に穗をひゝて、其事は今も覺へたる者おほければ、其理は古も明なる人まれ也理事は萬法の眞ならむをや、いでや發句の切字より脇の韵字も、第三の手爾波も識と來との和調はいかん、櫻と花との意趣はいかん指合は何の故なるや、去嫌何の故なるや、四花八月は誰かしらざらん、我は明鏡にすなれども、俳諧は何の爲なるぞと、法式の名字はさし置て、其故といふ事をたづねば、其爲といふは言下にしるべし、其いふ論語に夫詩のをしへも、君父の道はさらにして、獸木の名をしれといへる、多識の二字を聞とがめて、詞の先後をかむがへば、今いふ故と爲とはしりなむ、遠くは儒佛の學問にも、近くは詩

月松枕七句去べし

右宗砌師の歌なり、御傘に此歌を引て、路の字五句去に入れたれども、連歌にて字去なり、新式今案奥書に、訪宗砌法師意見、粗所記置也とせられたれども、其今案にも見えぬことなり、船にと云手にはのかざりならんか、

烟の字いにしへ字去なりしを、今案以後此定に入るとみえたり、

七句去は見渡しばかりのことなり、折面をかへては字去成べし、椎本氏の云、連歌の七句去のものを俳諧にては五句去にするなり、是は折かへても五句去なり、連に七句去あれば俳にも七句去有事と思ふは心得違成べし、凡連歌に面嫌ふ物を、統て誹にて七句去にゆるしたる計なれば、面をかへては、三句去にすべし、是新式の心にて、其物連歌に通じあふなり云々、此理に付て書々を見るに據を得たり、はなび草いの部い文字の下に云、七句嫌ふと書付たる心得は、同じ折にてのことなり、折かへては三句嫌ふなり、他准之云々、又貞徳はいかい歌の內に、

連歌にて面ばかりを嫌ふもの俳諧にては七句去べし、歌の心も明らかなり、面去の物其面過ぬれば、三句去にすべし、又七句去の物も面過れば、字去にてすべしと員九の說なり、

〔爲辨抄〕五條式

一諸禮停止

一小語低聲

一出合遠近

一一句一直

一月花一句

右は舊式を增減して、貞享式の條目なり、此外に千句の一條あり、自句二連とも三連とも、連衆の

之詞留りに、一中に云て又一有べし、

連歌之一座に、一句之物、誹諧にては二句有べし、二句三句、四句の物、此外も連歌の定に□へまさりに用て、宜かるべきよし古來之制也但其内耳に立事は用捨有べし、

〔俳諧獨稽古上〕句去の事

人倫　名所　降物　聳物　濁りがな　火體　二字がな　風體　朝と夕とにかはりたる時分」

日と月と星とかはりたる　光り物

木と草と竹とかはりたる　植物

虫と鳥と獸とかはりたる　動物

右の分二句去なり、折かへても亦同じ、

人名　同字　同生類　同植物　同時分　夜分　衣類　述懷　旅體　居所　神祇　釋教　戀

無常

右の分三句去なり、折面かへても又同じ同字は附句も嫌ふなり、調音かはれば、大概二句去り、體を通れすは三句去、たとへば木と木一方植物ならねば、二句去以之知べし、又嵐押復用能義の字は、其體を通れずとも、調音かへて二句去此の外は言語門を見て知るべし、爰に同字とは、三句去の字なり、

月　松　竹　田　夢　涙　同季　枕　衣　船　烟

此の分各五句去　折面をかへても、五句去なり、　月を五句去とは面かへてのことなり同面に月二せず、又云月次の月は此定にあらず、

右十一色の外に、俳諧の上の輕重計にて、五句去の物は、其折過ぬれば字去なるべし、

衣季や竹田の船路夢泪

學びの窗の雪もさむけし　純

相膳に齋藤六はおそれ入　二

晝間えばしの旅のやすらひ　珍

（略○下）

〔毛吹草 一〕式目

一誹諧の指合は、昔より和漢の法に用之、當代に至りても大方同じ、但其席に依べし、

一十句の内、禁制之物連歌に同、

一體用之事同前

一景物草木共に同前

一萬物異名就本體可定其季

一連歌に面を嫌物、大方七句去べし、

一同季は連歌のごとく七句去也、此外七句去の物は五句去也、

一連歌のごとく五句可隔物之事

　神祇尺教、述懷、戀、旅、同字、

一可隔三句物之事、木と木の類、草と草、山類、水邊、居所、夜分、衣類鳥類、虫類、獸と獸、同時分、國之名名所と名所風と嵐、雨と時雨、夕立之間、

一可隔二句物之事、連歌に三句嫌物之分也、此外風に風爐、風鈴之類、紅粉に朱丹、霜月に降物、菊月に植物、一類したる器物と器物、（餘は是になずらへてしるべし）

一付句にまたしき類、歌に人丸弓に養由、井戸に釣瓶掃除に箒、魚に觚、柿に澁、

一連歌に不出物、誹諧之一座に只一也、但品替りては又有べし、其類少々、汗一（馬刀等之内に又一）蹄一、（駒頭生類等に云て又一）茶一（茶湯色ちやせんがみ等に一）爐、（過て香爐は又有べし）鑓一、（やり梅、やりかんな等之内に又一、）鼠一、（鼠茸、鼠戸之内に又一、）鉢存樣候、如此

後の大變にして、道に興廢の大事とやいはむ、むかしより人情のならはせに平生は聞ゆる詞をつかへども俳諧の席にのぞみては、源氏さごろもの風情をつくる、まして此比の色ごのみの人に、連歌の艶情をもてそへて、今いふ連俳にあそばむとせば、姿情のさかひにくらき人は花に小町が紅粉をよそほひ、鳥に菱川が丹青をいろえて、果は連俳のちまたにたゞよひ、鄙鄙にかのあゆみを失ひてむ、是たゞ蓮二が生々のまどひにして、かくは互照の序をとゞむ、しりて學ぶ人は百世の功をとげ、しらで學ぶ人は一世の害とならん、人よく姿情の先後をしるべし、人たゞ言語の雅俗を學ぶべからず

維時享保とらのとし十月十二日、祖翁の牌前に香を燒て、薫蘸再拜して申もの也、

連俳歌仙行

歌ときけ鶯のねの口ずさみ　杉正珍
　心のはなの暮はへだてず　蓮二
しるしらぬ人も霞める野に出で　光純
　喚だり見たり市の買物　乙由
苫ふきや月の影なきたそがれに　珍
　石臼に手のあれる數入　二
うら盆にそれほど伊達はこかずとも　由
　燒く香ゆかしくもる、羅　純
通夜したしむすゞの神の宮もあらば　二
　此身の峯はいつを待見む　珍
年すでに光陰の矢も射つくして　由

立場新酒薄　林

入海出船閑　同

賴むぞと袖へ投込む狀一ツ　同

尾はなかつたか今の坊主に　有

物數て門に涼みの女子共　同

人目密夫關　同

宵月夜忍ぶにはよき黑小袖　林

蹈込つたは熟柿なりけり　同

慟哭相撲負　同

噫嘆奉行頑(カタクナ)　有

可惜花無幕　同

京も遠退く丹波路の春　同（〇以下十八句畧）

〔翁草百五〕漢和の俳諧は、近世にては貝珠庵如泉を世に賞せり、如泉沒して後は、四時堂其諺を賞す、晩山知石など次之、其外點者に寄ては漢和の點斷(コトワリ)云ふも多し、

〔和漢文操行三〕連俳互照序　蓮二房

連歌と俳諧とは、本より和歌の兄弟にわかれて、世々に中たがふべき家ならねば、其師と此師との交りには、或は連歌之俳諧とも、或は俳諧之連歌とも題して、詩歌の人の漢和に交るがごとく、それより連歌の情のはこびをならひ、これより俳諧の姿のうつりを傳へて、連俳一座の附合あらんには、姿情の意地は面々の片題にして、大和の風雅の名にそむかず、おなじ御裳の流を汲世法の人和もこゝに玄るべく、花鳥の餘情もこゝに玄るべし、さはいへど此一體は祖翁(芭蕉)滅

和漢漢和

〔立圃句集 七〕宇治にて題文
をひくだすよど川かとよすだく氷魚

〔翁草 百 六〕梧山は俳諧執筆なり究めて同文を善くす、其はやき事、常の句にも過ぎたり、

〔俳諧白雄夜話〕一漢和　和漢の事
唱句をつくるにして、先平仄をとゝのへ、兩韻を辨へ下三連を云、二四不同をおもふべし、入韻は唱句の中の平字をのぞきて、韻字を定むる也、漢和に入韻の字とて、定る字はなけれども、常にもてあつかふ、正しき平字を入韻の字にさだむべきなり、和漢の時、和に韻字なし、但韻用るもあり、尤漢の方には韻字をすゆるなり、
面八句漢四句和四句其うち漢の對句一所有べし漢の唱句なければ八句目和也、和漢の時は八句目漢也、擧句も此例也、漢和ともに五句迄つゞくべし但漢の句對に至ては、六句つゞきてもくるしからず、和の方遠慮すべし、尤漢和和漢ともに百韻ならば五十句づゝ、歌仙ならば十八句づつ也、古式かくのごとしといへども、蕉翁生前わづかに一卷ゆへに、我輩一座の興にいひ出さんはくるしからずといへども、需て席をたつるに及ばず、

〔鶉衣 拾遺〕和漢歌仙
閘の聲にもの著る暑かな　也有
寢過悔晝顏　六林
下妻は浮て流るゝ村雨に　同
怪我させるなと餘所の犢　有
月未離高嶺　同
露何染兀山　同

つきさかりつつつつりかさきつ
ゑらぬげにかかしにゑかがにげぬらし
ゆみはりとらむむらとりはみゆ〇中略

この一まき、去年の秋、雨中徒然のふしものに、廻文をおもひより、あらぬさまの事を、百句につゞりて、

よみをくるともとしかきしはいかいかいはじきかじともどるくをみよ、〇中略

長頭丸〇松永貞德

跋

去年一卷廻文の誹諧を、何國ともなくもて來り候、上古の歌仙さへ難義事にて、廻文の誹諧稀に候を、當時如此自由自在作り被遊候、丸がごときおとろへたる中にては、きゝ届申事さへならず候、扨も〱奇妙の御作意に而候、猶常々誹諧承度候、

〔毛吹草一〕可宜句體之品々

一廻文

ゑつつらしさいて果いさゑらつゝじ
丸くさかば名こそそこなは風車

〔立圃句集夏〕なつめを給りける當座の興に廻文

なゑ時もなつめにめづなもぎとるな

〔立圃句集秋〕廻文

友の名は草かりかさく華のもと
ながめしは野な花々のはじめかな〇中略
のきざらむ虫の音のゑむ紫野

誠に不吟味立圖が越度なり、尤事欠たる業思慮すべき事をや、此神谷季貞といふ秤屋善四郎こて後坐棟梁なり、

〔本朝文鑑六序跋〕東山万句序　山素堂

ことしは芭蕉翁の十三回忌にあたりて、歸花をさゝげむより、時の花になみだをそゝがむとにや、神無月を彌生にちゞめて洛の雙林寺にて万句供養のよし其もよほしは東花法師とかや、予も又ふるき世の友なれば、此事の序詞もあらばやといへるに、春にさりこされたるよしおそく聞傳へて、中の二日におくれじと、此便に心いそぎて、前の年ならん、かの墓所にたむけし句を、ふたゝび此序に備るならし、

志賀の花水海の水それながら、と遍昭僧正の心にすがり、一休和倘のこと葉をとりて、かくいふものは誰や、武城の散人老素堂也、

隱題俳諧

〔毛吹草一〕可宜句體之品々

一隱題

又と見ぬ人は一花こゝろかな

鼻の穴むめあまりたる匂哉

〔誹諧白雉夜話〕一題文物の名の事○中略

物の名

うつるらん時日はおしてひしきかり

廻文俳諧

〔親聽草四集二〕廻文誹諧　山縣氏

ながめしはのぎくのくきのはじめかな

さくはなはさくくさばなはくさ

てりふりきにはよくよはにきりふりて

き體に定時へ迎ひ、書申す可きやと伺ふ、されども宗匠も作者も、何ごゝろなくて、定時書給へと
あれば書たり、其句に、
鶯の音も賞翫を致されて
といふ句なり、流石に發句は天なり、脇は地なり、第三は人なり、鶯の音を賞翫なさる人心は如何
にぞや、能こそ奉次は心を付れたれ、宗匠を奉次に讓度事なり、昔の連歌千句等に、自然に此に留
り有りと雖、卷次に有し事を見ず、況やきかず、殊に本意の了簡悪きをや、
〔續俳家奇人談上〕井阪春清
井阪春清は、もと江戶の娼家に生る、〇中略嘗て立圃にまなびて頗る俳才あり、〇中略太田定時が萬
句興行の時、卷頭にえらばれ、第三までを立たりとかや、
〔滑稽太平記五〕立圃千句萬句の事
立圃千句に
松梅や神と君との札守り
道すぐに引く門の注連繩
元日はいつもかわらぬ祝義にて
又承應の頃、萬句卷頭に、
松梅や神垣ゑるき下馬の札
として、脇にゑめ繩、第三門に元日のと、作意有けれぱ、神谷季貞底意や有けん、惡口を言ひけり、
松梅や千句萬句の下馬の札
また此脇もゑゝめ引繩
元日はいつも替らぬ趣向にて

が如し、大矢數の作者西鶴にのぞんで、聞てには連誹の作者あまたあつめ、をそろしきは虎すごきは狼、たとへ鬼でもあれ出たらば出がち一をしに押ひしがんと、おもひ侍れどももとより小腕はづかの力草を穆ぞするものか、

大坂誹諧檀林
松水軒

延寶七未のとし

卯月十四日
青木友雪

〔住吉千句序〕抑俳諧の千句は、飛梅やかろ〴〵しくも守武の獨吟興行ありて後、貞德の紅梅千句は、かの銀公がから衣に、こと葉の色うつりかはりてよりこのかた、世々神にさゝげては俳優を奏し、ほとけにむかひては、般若を轉讀するがごとくおもひ、よこしまなき翫ものとぞなれりける、こゝに朶花房夜兎其源に泝て、いにしへをまたふのあまり、貢賦稅賦の故實をたゞし、住吉の御神に千句法樂のおもひ手あり、今とし乙未の冬、まきりに催されて予に卷頭の發句せよと聞ゆ、辭すれどもこれをゆるさゞればひと日雪いと白う降て心くまなき折よければ、離かれ小舟に棹さして、個の社頭にぬかづき、此時の冥慮を祈誓し奉る、〇中略

安永乙未季冬
雪中庵蓼太

〔滑稽太平記五〕太田定時萬句興行幷撰集の事

承應元年の頃、太田定時と言ふ作者武江に出來たり、假名は太兵衞、紀州和歌山の地下人なり若年より俳道を好んで、貞德翁へも通じ、古來集にも入句見えたり、然るに此頃萬句興行を催しけるに、諸人薇の許に集る、卷頭に、

君が代のひさしに飾れ門の松
林鹿

脇は定時、第三は井上春淸が仕たり、執筆は西鵬泰次（後號西鶴）なりしが、第三に至て、筆を控へて不審

一たんざくかけ巾二尺五寸、高サ一尺四寸五分（一尺五寸もよし）
一角足當日の發句かけ、短冊十枚也、竹釘打なり、
一短冊寸法巾一寸九分、二寸一分、又一寸八分よし、十百韻にて候へば百韻出來以後、たんざく一枚かけ候、順々如此、

〔本式幷古式〕千句法度

雪　月　花　出合遠近　一句一直

吐停止

月　日

〔荒木田守武句集〕右の俳諧は、そのかみ獨吟千句立願ありければ打紛又は成がたく過しけるも空おそろしく、いかゞはせんのあまりに、御鬮をとるべきに、一ならば本より、二ならば誹諧のあらましごとにて、あはれ二おりよと念じければ二おりぬ、ありがたさかぎりなく、大形千句は三日なればこれはわづか二日にもたらざらんにおもひのほかにながびき、夜はね覺がちにもよほし、かのへさるには二百韻にて五日につくりぬ、（中略）追加五十韻おほけれど、祇公三島にて千句二折をおもひ出る物ならし、扨古來稀れなる千句成就、松の葉の正木のかづら目出たくや侍らん、

〔滑稽太平記　一〕鷄冠井良德の事

鷄冠井良德は、假名九郎左衞門とて、貞德の門弟なり、或時獨吟千句を仕て、翁へ添削を請けるに、翁の曰く、守武が以後千句などいふ事、俳諧にみず、是初めなりと、眞名にて奥書せられし、誠に面目の至なりき、

〔兩吟一日千句〕三良どの、行司にて、布袋大黑一番ねぢあはれしもをかし、又爲朝の弓を引見る

あらず、百韻に表なき九百韻の覚實、今いふ餘興なり、よのつねの百韻の覚實も、必表八句有て
あるべし、表は面なり、面なきは首なくして、四支有がごとし、

〔談林十百韻〕御代ゆたけき餘慶に、此道甚さかんにおよび、その風俗まち〳〵たり、あすか川のきのふの淵に、ふかくのぞきて、けふの瀬をしらず、今日の瀬をあさくふみて、深淵に首だけはまるも多し、こゝに八九人の侘の非やみ、久かたの天の御下、ありかねの槌音たえぬ鍛冶町といふところへ時々會合して、向後の初心愚にそまらん事をかなしみ、端々此事をのべて、多くまよへるをたすくる、其中にこの席を我等ごときの俳諧談林とこそ申けれなど戯ふるゝより、おこりて、みな人談林といひならはす、この折節難波江より、道の名僧梅翁不計下向したまふ、是ぞ幸ひ渡りに船と、江戸の旛の廣きおもひをなし、談林にこもるやすかれしたしみする發句をこひ得て、すでに百韻を興行す、次面おもしろきに、人々發句せよ十百韻などうなづきあひて、六七座にして、終にみたし畢ぬ、談林へつとむる疎學の日、此十百韻の事、ねがはくはそれがし鏤の新發意濟度のために、板行して見せしめたやと乞、もとより談林のことぐさ、辭すべきにあらず、ともかくもとゆるしつかはす、凡市中に多年よしとおもへるふるくさきものと、今またあたらし過て、一句のたゝざる二つの愚を見れば、水火の二河たり、中に四寸の白道あり此白道のあかりをば、しらむとのみ立る處、談林の法なり、見る人こゝを專に眼を付くるべし

〔誹諧名目抄(雪)〕千句　千句興行は三箇日なり、初日三百韻、中日四百韻、後日三百韻なり、一日千句と申は、近世の事なり、

〔誹諧之秘記〕千句の仕やう無別儀、凡そ執筆三人より五人まで、宗匠の數はど可然、宗匠十人に執筆十人と申事にてもなく候、宗匠も三人より五人迄可然、開宗匠助言宗匠、句宗匠とて三人是非あるべし、朝明六ツ粥をたべ申候、晝七ツ頭に滿座可然、はやく仕舞候はゞ、追加宴然るべし、

泊さだめぬといふを見こみて、扨爰はいづこなるらんと思ひわづらへるに、やがて月の出たる故、見しりたる山にはして方角の知る、と、自の人情にて付たり、

七句目　竿なりに羽うちかはす雁のこゑ　　鶴冠井令德

月出たるによりて、渡り來る雁の竿のごとくつらなりてこなたへ來れるさまこゝろにみゆるが如し、前に水邊山類と付きたる故、此ところにて月に山のけしきとゝのひたるなり、

八句目　枯つけきぬたゆふべころ〳〵　　馬淵宗畔

雁の聲といふを見こみて、秋風ふくにつけても、寒さにむかひしをおもひ合るをりふし、いづこからかは木綿うつきぬたのおとの聞ゆるさまも外ならずおかしといふをふくみて、一句は輕く作りたる、是折はしふりの附なり、

右面八句

執筆は、須賀庄三郎といふものなりと、

〔假名世說下〕雪中庵蓼太といへる俳諧師は、横山町にすめり、明和九年二月の江戸大火に、藥罐に白湯をいれて、文臺ひとつを持ちて、深川の六間堀要津寺の中の庵へのがれて、

緋櫻をわすれて青き柳かな、といふ發句をなし、火事羽織著て、見まひに來し人に句をよびて、百韵をみて、夜をあかしゝとぞ、

〔俳諧夢之蹤〕文月末の八日、六七日にあたらせ給ふ、〇天明三年六月十六日横井也有歿、かねて羅塚造立せし城南の長榮精舍にして、日比したがひ奉りし俳士達、其外貴となく賤となく、招かぬにあつまり、十百韻興行あり、會座につらなる方々八十餘人に及り、

〔俳諧叢語〕千句と十百韻のわいだめ有と承る、定めてならひあるならん、

ならひ有、但し千句も十百韻も、表は十なる掟なるに、たゞ表一つにて續千句といふは、千句に

京都二條寺町妙塔山妙滿寺において、はじめて會席をまうけ、連歌の式にならひ、床に尊像をかけ、香花を供し、文臺をかまへて、百韻滿尾す、これ俳諧の會席濫觴なり、其時の

發句　つみ綿かぬり桶なりの庭の雪　　松永貞德

今日の會亭へあいさつの句にして、つみわたはひゆなり、庭前の立石などにふりかゝりたる雪を、ぬり桶にてわたをつむに見たてゝのべたる成べし、尤他の句なり、

脇

火鉢めされよ雪のころも手　　山本西武

發句をうけて亭主の自の句なり、客の師をもてなすこゝろにて、火ばち自身に出して、師たる人をうやまふさまを見るべし、尤時候を合て、發句の挨拶をうけたり、

第三　天人や寒さをこらへかねぬらん　　野々口親重

多季三句續きたれど、打越しと轉じたるを見るべし、脇に雪のころもといふをおさへて、天上界と見て、此節羽衣などにても寒からんと、こなたに比して、彼天上のさまを推遠たる三句のわたりを思ふべし、

四句目　滿水清き松の岩がね　　妙滿寺日如

脇第三、人事人情と付來る故、此所天人のすむべき場所と見て滿水の濁りなき水が、松柏のもとにながるゝさまをさら〳〵といひのべて、打こしをはなれて、しかも前三句にこゝろのかよふ所も有、是則四句目ぶりと云べし、

五句目　いづくとも泊り定めぬ鹽師船　　東村道節

滿水に松などゝいふを見こみて、鹽師船と人倫を出して、泊さだめぬ其場のさまを面白きけしきに云のべたり、初面のうちはすべてやすらかにすべしとなん、

六句目　月出て匂る山の方角　　雛屋立圃

起承轉合　四句メ迄五句メより

起承轉合　月の座轉の場なり

裏の月花の座算へ候へば、起か轉の所へ極めてわたる也、再熟甘心不少、仍て韻の字濟むなり、

〔幽遠隨筆下〕愚〇入江昌喜案、百韻は、連俳とも表八句裏十四句にて、百韻都合なるに、淡々杜撰の說をまうけ、詩の律絶に配當せんとて、始而裏十六句と數を定むべしとは如何、又是にて韻の字濟也といへるも心得ず、詩の百韻は二百句なり、甚あたらず、童蒙を迷す說成べし、既に古人韻の字を沙汰せしことあり、〇中略和歌連俳皆我國の風なり、中華の事を以て錯亂する事古今好ず、上がれる代の明達すら猶此譏をうくること多し、まして世くだり、無學無智の輩、杜撰惑說憚あるべき事也、

〔釼隨筆〕一むかしの兵百員といふもの有、山水獨吟にて判は西山宗因也、其頃の風流なるべし、紙やぶれむしばみなどしければ、書寫のちがひもあらめ、見ゆるし給へかし、

兵俳諧鎗句をひつさげ、鐵炮のうち越し、本歌のかすり手、竹手把の付合、城の堀句にはまり、句旗のさし合をもかへり見ず、虎口に吟ずる時の聲、都合其數一百員著到に付立て、古今風流第一番のやり梅の翁の實檢にそなへて、一句の働善惡の批判をうかゞふ物ならし、

ト聞ぬ〳〵八幡太郎ほとゝぎす百員の卷頭源家の棟梁たれかあらう　山水

ト貞任うでをまくる五月雨十二年の謀つゐに雨聲となる

水越るその田村丸かきませて〇下略

〔俳諧獨稽古上〕俳諧の連歌百員興行濫觴の事

むかし伊勢の守武、山崎の宗鑑俳諧をもてあそびてより、玄旨法印貞德翁に至ても、只十句二十句の言捨にて、定りたる會席もなかりしに、寛永六年十一月下旬、貞德翁の門人西武といふもの、

をつたひて付侍れば、一句々々おもひ出せば、おぼへ侍りし、今は前句に縁語なきことを、詮なりとおぼえて、作り立たる句にて侍れば、何とらへておもひ出べき稀もあらじ、ひとへに前句につかざる咎なるべし、

〔俳諧棚さがし〕一臨月夜與竹にこぼれていと靜なり、吐月、飛鯨、雷堂出席雜談の折よく聞て云、今點取の百員、或は歌仙などに滿備のうへ、連衆に句數たらねば、舉句に次て十句乃至廿句餘興とて致事あり、いつの頃より始りたる事にや、

一答、其濫觴をしらず、是は點取の句數合せんがために、好事のもの、作ならん、古格になき事と見へたり、物には略す事はあれども、ます事は先なき也、五十員は百員の下略也、文字抔も畫多きは略せども、點ひとつ多くはうたぬ也、待で出る席を上下にて勤るは、過不及ならずや、一座といふは百員の事也、百員四折の古人の配分せられしには、深き意味有事也、これをむざと附足などいふ事法外なるべし、駿河國に其角の點したる百員、所持の人あり、其卷軸句より例の餘興廿句程見へたり、其角無點にして奥書有、

百員餘興之儀不心得候、御連衆に句餘り候はゞ、百句滿座の後、又々御發句にて、ツキ第三歟は表計も句數を可被合候、俗流のいどみ無覺事に候得者、點不仕候、

たしか此樣に書て有也、日記に寫て有べし、

〔誹諧之秘記〕百韻といふ事

百句と成るとも、百詠百吟などいふべきを、いかに韻とは申すぞ、不思議可申樣なく知る人なし、誹諧の大事是なり、此數詩を以て測たる數にて、雪月花之用所明かなり、

表八句、裏十四句なり、裏十六句と數を定むべきなり、律詩絶句の套の數也、

仍て表の趣

八月は旅おもしろき小幅綿

これらは一座の名譽なりとて、其比に書つたへ侍しが、我門の太飽生は、いづれの卷の宵闇をも、月とおぼへたる沙汰もあれば、叟を宗匠のよしあしとはいへり

〔爲辨抄〕歌仙月　遺稿秘說に、宵闇の句評の下に、祖翁の遺訓をあげて、秋季に星月夜の誡と、歌仙に二花二月の事あり、其訓の大略に、むかしより歌仙の法は、五十韵の配にして、二花三月の掟なれど、大かたは二花二月もしかるべし、其故は、春夏冬の發句には、五句目に月をして、七句目迄秋をつゞけ、裏の七句八句にて、又々月秋を斷れば、植物もむつかしく、花前の秋も煩はし、まして春季の發句には、表に雜はたゞ一句なり、もしは秋季の發句ならば、花の座も遠ければ、折返しのあたりにて、夏冬の月もすべきにや、それも其卷の品によらん、しからば星月夜の發句が、脇ならば口傳、折返しの七句目には例のいふ他の季にて、決して異名の月をすべし、たとひ舊式の掟とてもかたくなれるは用捨すべければ、我家の歌仙式は、二月のやすき方にもよらんか、むかしは連歌の式とても、百韵の月は八なりしを、名殘の裏のせはしければとて、宗祇に勅免ありしとや、それらの古例による時は、不用の沙汰にもあるまじやとぞ、されど故翁はかくいひて、述而不作の例もおほければ、後君の沙汰をまつべき也、但は四相の變によらば、故翁の滅後三十年にして、それらの歌仙式もあるべしとあり、誠に秘すべき說なるをや、

〔ひとりごと上〕百韻の內、地三十三、遺句三十三、自句十七、格外十七と古人のいひけるは、あながち句の數を、其ごとくにしわけよといふにはあらず、百韻皆つけかた一樣なる時は、見るに倦なんといへる心なるべし、〇中略

いにしへは一座百韻の俳諧をも、句毎に覺て、或は歸りて、人にかたり、或は悉く書留なんどし侍りし、今當風なりといへるは、歌仙の句をだにおぼゆる人なし、これをおもふに、いにしへは緣語

首尾　表六句五句目月　裏六句五句目花　三つ物發句脇第三

〔宇陀の法師〕一千句、十百韻の差別有、去嫌ひ六ヶ敷ゆへ、多くは十百韻也、五十韻は百韻の半成事勿論也、近年四十四と云事有、是又五十韻の例たるべし、歌仙は百韻三分一なれば、式法一座三句の物は、一ッたるべき由、先師申されき、たとへば新式に藤紅葉一座三句也、歌仙には只一句の筈也、季を加へて今一ッ有べし、つゞら藤紅葉笠は雜也、いひかへたる類、裏に有べし、雪氷連歌三ッ四ッ也、俳諧歌仙春冬の中に、僅に二つなり、雪餅氷砂糖の類うらに有べし、雪院雪駄といふ聲にてよむ類、見わたしにもくるしからず、

〔俳諧初學抄〕一歌仙の俳諧とある時は、二折に三十六句也、但面に六句うらに十二句、又二折の表も十二句、又うら六句也、此時は月花の定座かはるべし、これにも賦物はなし、歌仙のはいかいと書べし、

〔蕉門俳諧語錄下〕附句の事

歌仙は三十六句とも、やり句なるべし、

たとへば歌仙は三十六歩なり、一歩も跡へ歸るこゝろなし、行にしたがひ、心のあらたまるは、ただ先へ行こゝろなればなり、

〔俳諧十論〕法式論

　宵闇はあらぶる神の宮うつし

　　北より荻の風そよぎたつ

此句は歌仙の初折にて、月秋の七句目なるに、宵闇に月の附がたければ荻に神風の威靈をあしらふ、然れば其次の秋にむつかしきを、例に遷宮の宵闇はほのかに、月影を含たればとて、愛には月といふ字ばかりを出して、○中略

侯貴人の翫びものになる故に、やんごとなき人々に押し近づきて、さき〴〵のよからぬことをす、めまゐらせて、世をまどはす類多し、士君子の友とすべき者に非らず、心あらん人は、きびしく禁ずべきことなり、近きころは諸侯貴人も多くこれを好むことになれり、よからぬ風俗なり、いまだ俳諧を好む人によき人をきかず、

〔俳諧獨稽古上〕百韻月花定座

面八句七句目月の定座　裏十四句十句目より月か秋かすべし、十三句目花の定座なり、　二ノ面十四句十三句目月の定座　一ノ裏十四句初折の裏に同じ　三ノ面十四句二の面に同じ　三ノ裏十四句二の裏に同じ　名殘面十四句三の面に同じ　名殘ノ裏八句月なし、七句目花の定座なり

諸員目之式

七十二候　面八句、裏十四句　二ノ面十四句、裏十四句　名殘ノ面十四句、裏八句

四十四　表八句裏十四句　名殘ノ表十四句裏八句

五十韻　表八句裏十四句　二ノ表十四句裏十四句

百韻の二の裏迄するを五十員と云、七十二候、五十員、四十四、花月の定座百員に同じ、

歌仙　表六句五句目月　裏十二句七句目月、十一句目花　名殘表十二句十一句目月　同裏六句五句目花

源氏　面六句五句目月　裏十二句七句目月、十一句目花　名殘面十二句十一句目月　同裏十二句月花同前、源氏は、二の折を歌仙に加へたるなり、表裏にて廿四句ますなり、

長歌行　面八句七句目月　裏十六句九句目月、十三句目花　名殘面表十六句十五句目月　名殘裏八句七句目花

短歌行　表四句裏八句初句月、七句目花　表八句七句目月　裏四句三句目月

長歌行は四折にて四十八句なり、短歌行は廿四句なり、支考が作る所といふ、

簾　表六句五句目月　裏六句五句目花　表六句月前に同　裏六句花前同

保は天保の風調なり、詩に唐宋明の風調あるも同じ、されば炭俵とはいふべからず、誠は天保風體なるべし、太平日久しく四海おだやかにして、人心厚く質素篤實の風に歸すれば、取も直さず炭俵、猿蓑集の意味にして、正風の開け來る處、蕉翁の極意にかなふもの、

〔嬉遊笑覽 三詩歌〕宗鑑守武の頃は、おかしく興ある事を專らとしたり、其後は理屈になりぬ、附合も連歌の古體にて、四ッ手附、噂付、取なし附などにてありしを、西山宗因出て、其古風を變じ談林風を起す、それより文字あまり、或は漢句のやうにて、怪調なることをいへり、こゝに於て桃青〇芭蕉これを改めて正風體となす、凡物はしつくす時に必かはるよのならひなり、

〔獨語〕近き世に及びて、また別に俳諧と云ふこと出來て、賤しきたはれ事をつゞりて、連歌の如く長く連ねて興とするは、俳諧の連歌なり、その初連歌師の輩連歌の句に、たはむれごとの連歌には云ひ難きほどのことも、一句二句つらねてわらひ興じたるを、其の後俳諧師と云ふ者出來て、是を專にすることになれり、貞德、宗因芭蕉翁など云ふ者是なり、されど貞德等が時の俳諧は戯ごとをかしく云ひなして、うち聞くもの殘らずこらへず笑ひ興ずるのみなり、芭蕉翁までは猶其の體なりき、其より下りては、ひたすらをかしきことを云はんとて、下部の者までもうち聞きて悦ぶやうなることを云ふ故に、極めて賤しきことをきらはず、親子兄弟の中にて云ひがたく聞きにくきことをもいひ出す、俳諧の中にても、至りて下れる品なり、〇中略此のころの俳諧と云ふものは、さのみわらひ興ずるほどのをかしきことを云はず、連歌の詞に似て連歌にも非ず、意趣いかにとも知り難し、さしよりて其の人に問ひなじれば俳諧は古今集にみえて、和歌の一體なる由を口に籍き、唐の大和の故きことを引きて、其の道をたうとくす、然れども其の句を書き付けたるをみれば、何やらんえも云はれぬことを、えも知れぬ文字にてしるして、ものしれる趣なり、凡俳諧の草紙、きはめてすぢなきものなり、俳諧師と云ふものの極めて賤しきものにて、諸

仙鶴は一世に終り、（茶道の嗣は、堀内宗貞として存す、）淡々は、弟子竿秋之れを嗣ぐといへども師の勢ひには似るべくもなし、此衰へに乘じて、後年に至ては、美濃俳諧、加賀俳諧洛に入込て、專ら蕉門の風行はる、是は正風を宗として、すらりと只事を述る風俗なり、是も過るは邪路なり、彼の徒は己が黨を結びて他と交はることなく、貞德は下手なりなど、罵り、世の俳諧を雜俳と嘲ける、其心狠戾にして甚だ陋し守武、宗鑑、貞德等は、此道を開きし祖なれば、上手下手の論なし、なべて道を開きし人は、重く賞すれば聖なり、奚ぞ可非の論に渉らんや、晉連歌俳諧の差別を立んとて、尤き言葉を用ひられし許也、物の濫觴は萬物皆斯くなり、然るに其道流れ〳〵て絕せず、世の移り行くに隨ひて、風體もやさばみ、始めの尤き云かけを、時風に引き直してやすらかに云と、のへ、中にも蕉翁抔と云ふ先賢出て、變風を直し行ま丶に、近世の起りし道ながら詩歌に對してをさ〳〵恥ず、而も法令ゆるかせなる故に、詩歌に述がたき事をも自由にのべ、雅情の汎き事、誹諧に如くはなし、恨むらくは其祖とする人、苟くも貞德にて、曆數わづか二百年に滿たざれば、道の信薄し、此道絕せず千載に及ばゞ、和國の珠と輝き、唐土にも滑稽をもて國事を扶けたるためし多し、猶も述たき事山々ながら、盡しなければ停筆、

〔麥慰舍隨筆〕翁（○芭蕉）遷化の後は、去來、大草口をつぐめ、素堂大志あれどおよばず、其角、嵐雪我が意地を立て蕉風にもとり、美濃風、伊勢風さかんなり、其後淡々、五色墨など點取風に成きたりて、一旦蕉門すたれたるを、安永の頃より諸哲競ひ起りて正風にかへさんとす、されど蕉翁發起の時に、同じく人心彩色の結構ならでは、寄りも付ねば、冬の日春の日などより導き、次第々々に正風を開く、天明、寬政、文化、文政を經て、あら野、猿蓑、炭俵をうつし來る、さあれ安永に冬の日をうつせど、眞の冬の日に成らず、文化に猿蓑を撰すといへど、さらに猿蓑にひとしからず、天保に炭俵をねらふといへど、炭俵に同じからず、尤もなるかな、時人同じからねば、安永は安永、文化は文化、天

所々の紀行あれども爰に記さず、此翁生得致景に望む事を好めり、故に江州に漂泊す、正風の誹諧を行ふ門人出來る事、誠に泉の湧ごとく充滿して、關西も宗因の弘めし一風こと〴〵く亡ぶ、宗因が誹諧亦蕉翁に一變す、門人數多の中、○中略其角は花を咲せ、嵐雪は實を結び、故に花實相對して、芭蕉翁と共に大に行ふ、蕉門集物數部撰出す、題號志るすにいとまあらず、童蒙初心の輩も、撰集を見て彌正風の誹諧に導引せられ蕉翁門徒諸國にあれば、其所々々行ふ故に、海内諸流爰に降る、正風の誹諧盛んなる事、千古に過たり、然るに其角は、自然の業の自由なるに驕慢超過して、蕉翁亡後、正風の内より出て、又一流を行ふ、此流行は、一生の撰集にて顯然たり、人皇百十四代東山院の御宇、半時庵淡々、攝州大阪の産、洛に出、五條に住し、一傘と云、武江に下り、不角の門に入、因角と云、又其角門人となり、渭北といふ、洛に戻り桑三鍋といふ、といへる豪傑の士出て、武江より洛に歸り所々に住し、其角の風を尊信して專ら行ふ、あまたの門人出來りて、後故郷攝府に歸り、古今流行變化を勘辨し、我一流をほどこす、珍らしき風體なれば、時にとりて世人の風義に合ひ、京攝悉く是に歸依し、夫より紀州を弘めて中國に及び、四國九州迄弘む、關西悉くこの淡々の一風になりて、近來の豪傑にて長壽ゆへ本意を達す、一流の誹諧建立莫大の事なり、

〔翁草 百五〕右の類の宗匠、○曉山、方山、璉石、其鄰、大生等ヲ云フ、口には淡々を外道の樣に毀すれども、○中略一旦宜へたる道を、淡々が功に仍再び行はれ、他の宗匠もそれ〴〵の社を結び賑はひけるほどに、執れの宗匠にても、月次の會、臨時會、千句抔の催しも絕せず、斯道與りたる樣なれど、洛の俳諧は、其頃より邪路に入たり、其代までも、都は流石祖翁のふるき跡なれば、俳風温直にして、檀林などの如き、他邦の異體になびく人無く、道は衰へながら、道志ある輩は祖流を汲のみ成しに、いつしか前句笠付に人心を蕩かされ、やゝそれも廢り行く頃には、又仙鶴淡々等が風體都に交りて、俳諧は俳諧ながら、ふりし都の風に雖飾しける儘に、系統を信ずる人もなく、妄りなること云はん方なし、

一統す、盛んなる事上古に十倍す、○中略貞徳亡後、維舟季吟兩士、先師の風體を彌ほどこす、○中略貞室松賢兩士洛に居て、貞徳傳來の誹諧より他事なく專ら行ひければ、此門に遊ぶ誹士あまたなりしに、人皇百十三代靈元院御宇延寶年中、攝州大阪に西山宗因別號一幽、一名梅翁、又西翁とも號す、天滿に住する故、天滿宗因とも云、といへる豪傑の士出て、連歌を里村家に學び、誹諧は宗鑑が遺風を慕ひ、自分の風流を潤色して專ら行ふ、その後武州に下向し、談林軒松意といへる誹士の方に寄宿して大に行ふ、松意が軒號より思ひ付、佛家の檀林に附會して、これを世俗談林誹諧といふ、武江此一風に流行す、亦攝州に戻り大にふるふ、既に後水尾院にも貞徳流を遊されしかども、談林風のさかんなりしを、ゑいりよにかけさせられ、いでや談林の誹諧を遊しける、

後水尾院

あたら雪に齒がたを付るあほうげた

あせみぞを飛こえ摘やえつとこな

爰において貞徳流の古風を荒廢して、誹諧宗因に一變す、宗因門人に井原西鶴といへる英雄有て、一日に二萬三千句獨吟す、談林かく盛んに成し時、桃青○芭蕉といへる誹士、○中略宗因が行ふ所の談林の當風になびき居て、ほどなく工夫をこらし、悟道して、當流をうとみ、季吟門人なれども、古風にもよらず、發明して一流を行ふ、都會の人々次第に爰に集り門人市をなす、芭蕉洞の庵なるを、世人終に芭蕉庵と號し、亦芭蕉翁と稱し、東府に盛なりし宗因の弘めし談林誹諧大におとろふ、芭蕉翁あまたの和歌集を見る中にも、西行山家集を熟讀して、誹諧に眼を付工夫をこらし秀逸日々に吐き、奥州行脚して松島象潟を一見し、北國路を廻り、紀行の小冊をあらはす、世にいふ奥の細道是なり、關東悉く芭蕉流に歸服し宗因が行ふ所の談林一向に廢す、芭蕉初て故郷に歸り、それより諸國徧參して、國々にて我發明したる所の誹諧を敎訓す、芳野行脚をはじめ、其外

巴法橋の門人にて、狂歌は和歌よりいで、誹諧は連歌よりもとづき、いたつてこのみ、生得の上手ゆゑ、世人尊敬せざるといふ事なし故に世人宗匠と稱しける、誹諧道に宗匠といへる稱號は、貞德翁に始る、〈略中〉貞德翁の誹諧行はれし事、寛永年中大に盛んなりし、人皇百九代後水尾院誹諧をめでさせ給ひて、折々御遊ありしとなり、御製爰に志るす、

元日　後水尾院

蓬萊の山はこぶかきところかな

二つとりいづれうぐひすほとゝぎす

おもしろさたまらぬ春の小雪哉

歸る雁つなぐ糸かな二十五弦ほど

戊申正月、東南に白氣の立ければ、

あまのはら雲の帶する子持月

金閣寺へ行幸の時、田をかるを叡覽有て、

早稻中稻おくてかるたの一二三

鳰合羽雪打拂ふ輪もなし

白炭や燒ぬむかしの雪の枝

首夏の頃はひ、時鳥の一聲を聞し召て、　後西院

淸十郎聞け夏が來てなく時鳥

笠がよう似たみじか夜の月

かくのごとく本院新院ともに翫び玉ひければ、月卿雲客も盛んに有し連歌新式によつて、誹諧式法定り、年をつみ日をおふて誹諧大に行はれ、洛中洛外はいふにおよばず、諸國の誹諧此時に

玄札、牛井(ナカツヰ)慶友(ト云)など云者、寛永正保より萬治寛文の頃まで、專江戸にて鳴りしなり、其中に田代松意、杉本正友と二人一派を立て、大坂談林宗因を招き下し、江戸談林と號し、延寶天和の頃まで專其流義をひろめはやらして、日本國中其風をせぬものなし、されば談林十百員と云ものにぞの句々、

去ば爰に談林の木あり梅の花　　宗因

濺々や吞手の若もの花修行　　松意

今宵の大將たり抑俵の芋太郎　　松肥

白蓮華廬山の小法師が筆なりけり　　信德

革足袋のむかしは紅葉踏分たり　　一鐵

又付合の句に

ところてんすゝめを聞し召されぬこと

つゐに伍子胥が西瓜はねられ

天道や人道や女道や惡道や

數平蜘これなん朝敵のはじめ

殊にかなしきは借錢界親仁界

蠅ひた甲を並べて庭上に列す

かくのごとく五七五七七の句分らず、兎角持つて廻りて、句らしくも聞えぬやうに句作るをおかしみとし、又一口に云れぬほどの長き句もあり、專此風體を誹諧とは云たりけり、

〔誹論 一〕總論

人皇百八代後陽成院御宇天正年中、貞德といへる人、〇中略 連歌は太閤秀吉公の御抱の臨江齋紹

だめよ夫を用んと、文の返事に申おこせたれば、みづから定めて、千句成就せり、餘興五十韻あり、宗祇法師の三島千句に、餘興五十韻あるにならふ也、然らば誹諧千句の掟も、宗祇法師の百韻を鑑として、みづから了簡をも加られたるにやと思はる、是世に所謂守武千句なり、又山崎宗鑑法師といへるは、江州佐々木の黨にて、若年の頃足利家に奉公し、支那彌三郎範光といひしが、後に薙髪して山崎にすみたり、連歌を能し、誹諧を以て守武朝臣へも度々文通ありけり、〇中略亦獨吟三百韻あり、

〔俳諧獨稽古上〕古風誹諧附合之事

抑上古より誹諧といふは有けれども、先中古の勢州の神人荒木田守武を祖とす、其故は、守武迄は唯一句二句の云捨のみにして、一面とつゞけたる誹諧はなかりしなり、〇中略然るに守武はじめて十百韻の誹諧を興行し、守武千句とて世に行る、其去嫌ひさし合は、やはり連歌の法なり、其風體は、只ひとへにされ興じたる物、又は理窟なり、〇中略此集の擧句に天文九年時雨降頃とあれば、今年文政十亥年迄二百七十餘年に及べるなり、是誹諧皆具の始め也、其後山崎宗鑑、連歌の筑波集にかたどりて、はいかい犬筑波をえらぶ、是等をはいかい集のはじめとす、〇中略其後山田望一といふ盲人、はいかいに名有て舊きものなり、その世の風體、みな守武宗鑑を學べりとぞ、天文より弘治永祿元龜天正文祿を經て、此間五六十年計なり、日本國中騷亂の最中にて、上下誹諧所にてもなかりし成べし、斯て元和寛永の頃、松永貞德、連歌より出て誹諧の宗匠となりて、始めて誹諧の式を撰ぶ、今の御傘是なり、其印板は貞德沒後萬治二年と跋にみゆ、然して後貞德門人代代續て誹諧を業とする者數多、雛屋立圃、松江重頼、山本西武、安原貞室、高瀨梅盛、是等皆貞德門人なり、其外乾貞恕、伊東信德、其世いまだ御入國以前なれば俳人もすくなし、故に皆京師にて鳴りしものなり、然るに堅長の頃より、日をかさねとしをおふて、江武繁花となるの時、齋藤德元、高島

にもとづきて連歌あり俳諧あり、いづれも道の變なるより、變には姿情のさかひなからんや、此ゆゑに連歌は實をおこなひて、情をもて耳をかたむけしめ、俳諧は虚をさばきて、姿をもて目をおどろかしむ、姿情は風雅のつばさならんには、誠に先後をゑるにはゑかざらん、さればいにしへより懷紙の端書に誹諧之連歌と題せしは、その世に言篇の誹諧師の酒興に、連歌の情をもて詞の誹諧にあそべるより、誹言連語の穿義をして、さる端書も定ぬらん、今や人篇の俳諧といふは、儒には莊門の俳文をやはらげ、佛には禪家の俳言をまじへて、虚實のつばさをそなへしより、詩はよし杜陵が俳姿を寫し、歌はたゞ西行の俳情をまなぶ、まして五倫の世法にも、連歌の情あり俳諧の姿あれば、俳諧にも連歌ありて、連歌にも俳諧あらざらんや、連俳の名は、虚實のあやといふべし、誠におもへば、奥儀抄にも、古今集は半に過て俳諧の歌おほしとや、今も連歌の發句とて世の人のかたり傳ふるは、おほくは俳諧の姿なりしが、俳諧は誰もおぼえやすく、庭鳥のくだかけならんより、おかべの豆腐ならんには、さるを連歌のあつかひには、一字の手爾波に古今を轉じて、言葉の外の情をふくめてあれば、言下にはやく聞とりがたきを、俳諧は、目に見て心におぼゆれば、縄をむすびても忘ぬ筈也、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕俳諧と連歌は、猿樂の能と狂言のごとし、

〔誹諧論一〕總論

人皇百四代後土御門院御宇、明應年中、宗祇法師といへるは、姓は飯尾氏にて、紀州の人なり、歌道連歌に比類なき達識也、〇中略ある人の所望によりて、誹諧の百韻をなせり、是は誹諧連歌の鼻祖なるべき、その去嫌は皆連歌に准じて、かろくとり行へり、その後天文年中、勢州山田の神官荒木田守武朝臣、はじめて誹諧獨吟千句與行あり、此守武朝臣も連歌の達人にて、宗祇法師にも知られし人なり、誹諧千句の式いまだ定まらざりしかば、洛の宗匠周桂へいかにと尋られしに、汝さ

をたどるやうにや有らん、や、もすれば用付のみを云出侍、

〔和漢文操一〕假名序　　渡吾仲

そも／＼詩歌連俳の中に、今の俳諧の姿といふは、强からず弱からず、直ならんよりすこし曲たらんには、白からず黒からず、丹からんよりすこし青からんには、曲れば物のおかしくて、荷ければ物のさびしき故也、それを先翁（○芭蕉）の金言にも、詩歌は梅のきよくとも、俳諧は松のにくかれとぞ、されば其門に東花坊（○支考）渡邊ありて、儒書に骨髓の一以をさとり、佛經に迦葉の微笑を傳へしより、誹諧と俳諧の兩家にわかれて、中古の誹諧は連歌にしていろはず、今の俳諧を繪にたとへて、姿は先にして情は後なるに決定せり、さて其門に兄弟の弟子あり、白狂は弟にして繪の具をこしらへ、蓮二は兄にして繪の法をひろむ、是より天下の俳諧師は梅に鶯の古からんも獅子に牡丹の樋定規をやめて、ふくさ紙のさびを學びずといふ者なし、

〔和漢文操三〕連俳互照序　　蓮二房

或夜（○中略）、寐がたう更行まゝに、夢ともなく現ともなく、白髮の老翁のそこに來りて、色紙に此發句をかきて、我机の上にさしをけり、

橘のうつり心やほとゝぎす

時鳥きかせ顏にや若楓

かくて老翁のいへる汝よく此意をつたへよ、橘は手爾波に情をふくめて、是を連歌之俳諧といひ、楓は時鳥の古歌をもどきて、是を俳諧之連歌といふ、二章はすべて卯の花をかくして、夏を言外の餘情といへば、連俳はよし虚實の互照にして、おこなふ人は姿情の先後をしるべしとぞ、我はた其詞を聞時は、物におのゝきたる心地して、短檠のかげに其夢はさめぬ、そののち此二章を暗記して、つら／＼風雅のはじめをおもへば、詩經は詩におこりて離騷あり聯句あり、我朝は、歌

きたる句も、心ざす所連歌のいきかたならざるは、全く俳諧なるべし、これなん背合せたる人の、東西へ行にひとしかるべしや、あるは又連歌にいふまじき詞つゞきをもて、俳諧なりといへるたぐひも有ぬべき事にぞ侍る、とかく其一句をとらへて論せずんば、又一概にもいひがたき事なるべし、俳諧は、連歌を元として連歌を忘るべしと、古人の詞にも見え侍りしか、

〔俳諧一串抄〕俳諧作句に體格ある事

詩歌連俳おの〳〵格あり、體につきたる格なれば、是を體格といふ、格とは物のきまりの事なり、筆のころがらぬ爲に置く臺を、筆格と名附るにても知べし、歌の格は、物を一筋に云ひ喩す、連歌の發句も、一筋に云ひ下す事歌におなじ、ひとり俳諧の格は、此物を以て彼物を云ひ喩す事、たとへば人に物の裏を見せて、其表をさとらしむる仕方なり、うた連歌の格とは大にかはれり、

〔誹諧御傘序〕抑はじめは、誹諧と連歌のわいだめなし、其中よりやさしき詞のみをつゞけて連歌といひ、俗言を嫌はず作する句を誹諧といふなり、

〔毛吹草一〕古き集歌詞書等に、當代最用つかふまつる誹言多し、是を人の申侍るは、百韻連歌にもちゐざる事は、皆はいかいならんといへり、

〔毛吹草一〕誹諧は連歌を父母として、方をいへる成べし、さあるを連歌師の誹諧は宜からずと云人有、聊心得がたし、但悪きといふも且は故ある事にや、かたはらの連歌師は、他の道理も聞ずして、誹諧とあれば、指よりにいひけさんとする也、されどもさやうの人の句を、まれ〳〵席にてきゝ侍れば、てにをは計をはいかいめかして、心はみな連歌にひとし、一句誹諧共連歌とも、其きはまりなし、かねてより一たびは、誹諧にも心を染入てこそ、其色もあらはれ候べけれ、かならずあなづりがてらにたふれするとみえたり、又宜連歌師は、道をひろくわきまふゐ故にや、誹諧にも堪能なる其例多し、然者連歌師のはいかいにしくはあらじ、連歌を心得ざる人の誹諧は、夢路

百韻をつらね、これを合て千句とす、今世に稱する守武千句といふものこれなり、○中略宗鑑が犬筑波雜の部、鷄のうつほになると夢を見て、むこ入の夕にわたる一橋の二句は、兼載なり、山寺の入相のかねをこしにさし、と有は、宗碩也、其外周桂、宗牧、守武などの句も有べけれど、其集無名なればしれず、貞徳が久流留といふもの、跋に、むかしの連歌の上手衆の、たはむれにつきだにすればいかやうなる俗態俗ことばをも云捨て、大笑をせられ侍りき云々、これ則前に云兼載宗碩などが、誹諧の付合を翫弄としたるを云なり、然ども此比、宗鑑守武の二人は、志を同うして、其翫弄の物を我本尊とし、其道を開たれば、誹諧の事は、いつとなくこのふたりに歸するやうに成て、秀逸とおもふ句は、連歌師其外の好士達も、便につけ彼兩人が許にをくりたるやうに成行たるものとおもはる、

〔俳諧芭蕉談〕一素堂云、我翁〈蕉〉○略にはじめて對面せし時、俳諧と連歌と心得いかゞすべきと問しに、翁云、連歌はやさしく歌の上下を分てり、一句々々にことゝのひたるをもつて、百韵千句も心をつらぬる也、故に聯の字義也、俳諧は俚言にたはむれて、たゞに今日世俗の上なり、此一言にて、我翁の俳諧を思ふに、翁の俳諧は心を用ゆる所さらにひとしからず、是を以一家の一體とす、格はともにひとし、連歌をかろめて去嫌をやすくす、其心連歌は前句を放す、その理にこたへ、そのものにこたへて、さらに離れず、ばせをの俳諧は、前句の心を知て、ねばりを放つ、一句の物に戯合す、ものゝ情をさぐり知て附れば、これを魂ともいはんか、

〔ひとりごと上〕連俳のわかれは、遠く見る時はとをく、近く見る時は背を合するが如し、たとへば東西にわかれ行人の、一歩しける時は、袖をとらへ裾をふまへぬれど、東へ行ん西へ行んと、心ざしのちがひたる所より、わかるゝといふ名のあるが如し、俳言のつよからん句は、一歩よりわかれ行たる人の、遠きさかひを隔るたぐひならし、又言葉やすらかにして、打きこゆる所は連歌め

をにせて、俗事俗言をいひつゞけて、みやびごとに口なれぬ人も、たやすく心をやるくさはひとせるものなり、

〔鶉衣續編上〕法樂俳諧序

そも俳諧は連歌に出、連歌はもとより和歌の流れにして、皆伯仲の風雅なれば、枝こそわかれたれ、根はおなじ柿の本の、何ぞ白眼し給はむやと、いま一卷の俳諧をつらねて法樂に供へんとす、連衆已に定りて、予〇橫井也有が老たるを以て小序の求あり、

〔窻のすさみ二〕俳諧といふもの、守武宗祇が連歌の後の戯せしより發れりとて、その體俳言となづけ、通俗の言葉にて、新しく思ひよらぬ所に云をよしとするなれば、遊女、野郎、船頭、馬方、博弈乞食等の事わざまで、こまかに知りたるを自負して、云もいはれぬ卑賤の事を云つらね、心ある人の取あつかふべき事にあらず、貴人高位など、これによりてよからぬ事のみ志りて、心もおのづから移ゆくぞなげかしき、殊に貴人には、とりあつかひなき樣にありたき事にこそ、

〔本朝世事談綺四文房〕誹諧

始り萬事連歌と同じ、はいかいも連歌師の業也、その中に誹諧を好めるは、伊勢の長官守武、宗祇同代の人也、山崎宗鑑は、宗養時分の人にて、ともに連歌師也、誹諧宗匠のはじめは、慶長年中、九條玖山公〇稙通近衞龍山公〇前久より御免許を受て、松永貞德にはじまる、貞德連歌の法式を規矩にして、誹諧の式法を立る、それより連歌誹諧二物になりて、貞德門人野々口立圃、松江重頼、安原貞室、山本西武、北村季吟、鷄冠井令德、高瀨梅盛、椋梨一雪、荻野安靜、馬淵宗畔、末吉道節、端氏定重、宮川正由、これ皆宗匠也、江戸は齋藤德元、石田未得、高島玄札等、宗匠のはじめなり、

〔山崎宗鑑手跡連歌式目歌時代考〕其ころ名だゝる連歌匠にも志られ、はいかいをもつて專門とすといふことは、伊勢國內宮禰宜度會守武、天文九年に、はじめて連歌の百韻にならひ、はいかい

りて、日々の流行に新風をおこす、これ其德のすぐれたる第一なるべし、

〔誹諧題叢序〕今世の中にして、高き卑しき、老たる若き、男女を限らず行はるゝ、すさひ業は、今の誹諧といふものになん有ける、此誹諧といふものは、上つ代の片歌に似て片歌に非ず、中昔の戯れ歌に似てたはふれうたにあらず、連歌に似て連歌に非ず、句の數を片歌によう、心を戯れ歌に假り、續けざまを連歌にならひ、其名を古今集の誹諧歌に基きて、別に一つの心やり草なり、其の言出づるを見れば、見るもの聞くもの、天の下にあらゆる千萬のこと、强に詞を擇ばず、たゞ言にも、文字聲のまゝにも、鄙び言にも、國ぶり言葉にも、心に思ふまゝを言出づるなれば、學なき賤が口の端にもかけやすくして、自ら天の下に雜言はぬ者もあらぬやうにはなりにたるなるべし、是將た心の種の變る所なきにこそあべかりけれ、

〔蓼巢舍隨筆〕凡て此世にあらふる事、俳諧ならざるはなし、森羅萬象皆俳諧なり、されば俳諧の名目をしらざる者とても、俳諧の詞をはなれて、一物も辨理せず、たとへば儒門に聖敎ありて、金言名句をそなへたれど、是を世人にさとすには、世人の聞馴し詞になほし、講釋せねば會得せず、其詞則ち俳諧なり、釋門に佛經ありて、金紙金泥を用ひたれど、是又世人の聞馴し詞をもて說法す、是俳諧なり、神道道學みな同じ、既に國歌を傳ふるにも、萬葉古今の詞にては通じがたく、文字本義のかへり點にては通じがたければ、今用ゆる處の日本詞に漢字をまぜて、閱安く讀易きやうにして、書狀も出ることなり、然れば此俳諧は、神代より自然のものにして、久しく世に傳へ、永く世用を助くるものにて、上天子常の御詞より、下卑賤の常の詞まで、俳諧ならぬはなし、よッて時の流行あり、世の雜器に至るまで、遷り變りて、古へありて今なきも、今ありてむかしなかりしも、世は俳諧なればなり、

〔消酒筆話一〕今の世の俳諧といふものは、いにしへの俳諧歌の名をかり、後の連歌といふもの

右件の趣にて考ふるに、蕉門にて俳諧と書事、則蕉翁の秘術にして、他門とは一體別なる事明らかなり、されば蕉門にてはイ篇に書べきことなりとぞ、しかるに今支考が門徒は、わろくかたくなして、他門に交らざることいかにぞや、支考はさるきたなき心なし、只翁の趣意を守りて、正風を世に廣くせんとの志大なるをや、

〔風俗文選十頌〕俳諧頌　李由

はいかいもと和歌の一體にして、神代よりはじまり、更に連歌より出たるにあらず、其法式連歌に相似たれど、あながち無言、新式になづむ事なかれ、俳諧、誹諧、誹諧、滑稽、諧隱、謎字、空戲、鄙諺、狂言、九つの品にわけられ侍る、いかなるをいふにかあらん、まさしくしる人なし、公任經信ごときの人もしらざる事なれば、末代にさだむべきにあらずとは、御抄のをもむきなり、古今、千載、後拾遺等に見え侍れど、今のはいかいも、九ツの中には相かなへるならん、これ和國末代の風俗にして、四海こと〴〵くながれわたり、あまねきもてあそび物とはなりにけり、石筆の早態に、花月のおもしろみを記し、火燵にずりこみ、障子の穴に雪霙を吟じては、餘所の寒さを侘たり、獨居無言の行に倦ず、旅店山野の道づれを求めず、豪貴にともなひ、鄙淺にまじはり、夜明しの會に親の心をやすめ、年に似合ぬあだ口も俳諧師にゆるされ、野老村童も、睦月五月のひまを伺ひ、馬士船頭も、山川萬里の勞をなぐさむ、夫俳は市中にあつて、山林のさびしきをうらやむものなり、全く山居の道具にあらず、目に見えぬ鬼を泣しめ、勇武の心をやはらぐるものは、詩歌連俳ともに、其感ひとしかるべし、かの中にも、一言の活法に白髪を若やかし、忽千歳の命を延るは、ひとり俳諧の德也、鄙言俗風とて、君子いやしめ給ふ、連歌は德高うして、やむことなき御もてあそびよりはじまり、宗祇一代は百韻に花三本なりしが、宗長の時ふかくかなしみ、花四本雨二つの勅許を蒙る、鰒は毒ありとて喰ふ人の稀なるに、陰德をかくし、俳諧俗流とて捨られたるに、おほきなる手柄あ

附會の說にして非なり、吾翁俳の字用らるゝ趣意は、更に其訓音等の差別にあらず、もとより文字の理義によらば、其音はともあれ、人の國の史記よりは、吾朝勅撰の古今集によらるべし、全く成る文字の字義にはあらず、夫俳諧の名目、古今集より分つて、近來貞德季吟に至る迄も、みな連歌の趣意にして、或は俳言を切込、又は利口戲言を以て、古歌古詩等を反轉したるものを俳諧とはいへり、蕉門の骨髓といふは、其胸をくはらり打やり、全く連歌がましきことを、あたりへも寄せず、今日の平話雜談の中、こゝろの風雅したる所を、直に十七字十四文字に恰好して出せるものなり、抑蕉門の俳諧といふは、古歌古詩連歌の精粕をとらず、俊敏英才の仔細らしき語など用るにあらず、只朝夕いひなるゝ俗語平話を自在するをもて、芭蕉流俳諧の骨目とするなり、されば昔の俳諧といふものと、全體別なることを知らせん爲、先づ其名目の文字をかへて、見せたるものなり、曾て字義のせんさくに、かゝはるにあらず、是蕉門一派の秘訣なり、他門に向て沙汰することにあらず、また或人の評に、此俳の字、翁沒後に支考が工案より出たりといへり、甚非なり、總じて古翁俳諧の行たてを、委細にしらぬもの、評なり、予〇千那が、やきおほねにも書記せるごとく、翁の心裏より出るに必せり、其證とつと昔古翁の書記に、俳諧に古人なしといふ一章あり、其文段のうち、はいの字みな悉く人篇の字を用ゆ其眞跡千律師遷化の時、遺物として予に賜たるうちの一品にして、則今に家珍とす、されば最初にも俳集を見るに、俳の字書たる表題を見れば、其集の書畫は二段、まづ蕉門の俳書なりと、現にしられぬるも亦宜ならずや、是俳の一字をもて自門他門の格別なる所を分つ、古翁の秘術誠に妙なる故、

右は千那より門人白翁へゆづりたる遺書に有趣にして、白翁八十二歳の時、明和四年に記したる書に有、

〔俳諧獨稽古上〕俳諧の二字の事

蕉翁曰、俳諧の二字は古來より穿鑿ありて、或は字書を引て、誹は非の音なりとも、あるひは史記の滑稽を引て、俳の字に定めたるも、せんさくの理は明らかなり、しかれども古今集より誹の字を用來りたれば、此類は故實とて、誤りをも其通りに用ることもあるなり、尤八雲御抄にも俳諧と、誹諧との二樣有されども我家には誹諧に古人なしと、看破せる眼より、玄とも妙とも名は別に定むべけれど、言語に遊ぶといふ道理をしらぬ、我家には今より俳諧の二字もしかるべし、他門に對してせんさくすべからず、

俳諧聲音の事、前に委しく擧たれば、爰にあらましを云べし、宗祇の食義にも、誹は甫尾切にて、諧は胡皆のかへしと有、季吟は人篇言篇ともに交へて用ひ玉へり、其角、野坡、露川は言篇を用ひたり、是又古今集を證として、音のかはりたるにかゝはらず古實をたつるなり、

或書に曰、誹の字を呼て斐の聲とするは、直音といふものなり、又牌の聲とするは、拗音といふものなり、さあればにや、先代の歌人、みな〳〵拗音をもて呼ける故に、はいかいとは呼べるものなり、又古今集にも、紀氏すでに誹の字を書れたり、八雲御抄に第一誹諧とのせ玉ふと、史記の索隱に、姚察曰、滑稽猶俳諧と書を、文字の出所として、人篇言篇自他をわかちて、蕉門は人篇に定めたりとぞ、

又一書に曰、はいかいの文字の事、古人穿鑿ありて、誹の字よくかなひたればこそ、古今集及拾遺集等の勅撰に、皆誹の字を用られたり、夫よりこのかた、凡て誹の字にして、守武、宗鑑貞德季吟に至るまで、殘らず誹の字を用ゆ、しかるに蕉翁になりて、俳の字になしかへられたるは奧意あることなり、或人評して、誹はヒ音にして、ハイ音おぼつかなしよつて史記の索隱に滑稽は俳諧なりといへる俳の字なり、故に翁史記によつて、俳の字用らるゝなるべしといへる、是

名稱

ナルモノニハ、各、賞ヲ與ヘシガ、此事博弈ニ類スルヲ以テ、德川幕府ハ令ヲ下シテ、屢、之ヲ禁ゼリ

抑、俳諧ハ、後土御門天皇ノ明應ノ頃ニ、連歌師宗祇ノ俳諧百韻ヲ作リシニ始マリ、其後山崎宗鑑連歌ノ菟玖波集ニ倣ヒテ犬菟玖波集ヲ編セシヨリ、此事漸ク盛ニナリ、後水尾天皇ノ元和寛永ノ頃、松永貞德出デ、大ニ斯ノ道ニ力ヲ盡シヽカバ、門人極メテ多ク、後世之ヲ貞德流ト稱セリ、其後後西院天皇ノ萬治寛文ノ頃、西山宗因アリテ、田代松意、杉本正友等ト共ニ、貞德ノ古風ヲ排斥シ、別ニ新機軸ヲ出セリ、之ヲ談林風ト云フ、是ニ於テ從來ノ俳風一變セリ、其後東山天皇ノ元祿ノ頃ニ、松尾桃青(芭蕉)アリ、モト談林風ノ俳諧ヲ學ビシガ、其放逸ニ流ルヽヲ厭ヒ、別ニ閑寂典雅ナル俳諧ヲ唱ヘ、門人ニ其角、嵐雪、去來、丈草、許六、支考等ノ十哲アリテ、各、師風ヲ鼓吹セシカバ、此體遂ニ天下ヲ風靡シ、之ヲ正風ト云フ、俳風是ニ於テ再變セリ、又伊勢流ト云フアリ、守武ヲ祖トス、江戸風ト云フアリ、其角ヨリ起ル、美濃流ト云フアリ、支考ヨリ始マル、其他伊丹鬼貫ノ伊丹流アリ、半時庵淡々ノ半時庵流アリ、何レモ師弟相繼ギ、傳統相承ケテ宗匠ト稱シ、互ニ門戸ヲ張リテ子弟ヲ敎授セリ、

〔下學集〕下態藝俳諧(ハイカイ)[illegible]

〔俚言〕俳諧は和歌の一體なり、古今集に見えたり、史記の滑稽傳の注に姚察が說を載せて、滑稽は俳諧の如しと云へり、俳諧は、たはむれごとをいひて人を悅ばせ、人の心にかなふを云ふなり、古今集には、俳諧の俳の字を誹に作れり、誹の字は謗の字と連ねて、誹謗はそしる義なるを、俳の字にかへて用ふること、如何なる故と云ふことを知らず、誹の字と俳の字と、音も義も大に異なるを、通はし用ふること字書にみえず、恐くは古今集の誤ならん、

□按ズルニ、古今集ノ俳諧ノ事ハ、歌篇俳諧歌ノ條ヲ參看スベシ、

古事類苑

文學部十三

俳諧上

俳諧ハ連歌ヨリ出ヅ、連歌ト同ジク數人遞ニ賦シ以テ一首ノ歌ヲ成スモノニテ、其連歌ニ異ナル所ハ、俚言俗語ヲモ混ヘテ、諧謔ヲ主トスルニ在リ、是其俳諧ト稱スル所以ニシテ亦俳諧ノ連歌トモ稱ス、故ニ其附合、差合、去嫌等ノ法モ、始ハ連歌ノ法式ニ準據セシガ、後奈良天皇ノ天文ノ頃荒木田守武俳諧ノ獨吟ヲ爲シ、繼テ松永貞德ハ御傘ヲ著ハシ、野々口立圃ハはなひ草ヲ作リ、北村季吟ハ增山之井ヲ編述シ、其他俳書ノ相踵テ出ヅルニ及ビテ、俳諧ノ法式自ラ一定スルニ至レリ、

俳諧ニ歌仙ト云フアリ、三十六句ヲ以テ一聯ト爲セルナリ、源氏ト云フアリ、歌仙ニ二十四句ヲ增セルナリ、其他四十四句、五十句、七十二句、百句、一千句、一萬句等ヲ連鎖セルアリ、而シテ其第一句ヲ發句ト云ヒ、次ヲ脇句ト云ヒ、次ヲ第三句ト云ヒ、最終ノ句ヲ擧句ト云フ、後ニハ、連鎖セル第一句ニアラズシテ、單獨ナル五七五ノ句ヲモ發句ト稱シ、亦俳諧ト稱セリ、是ニ於テ俳諧ノ體ヲ大別スレバ、俳諧ノ連歌ト、俳諧ノ發句トノ二種トナル、其發句ノ俳諧ノ類ニ前句附アリ、下ノ七五ノ二句ヲ出シテ、上ノ一句ヲ加ヘシムルナリ、冠附一ニ笠附ト云フガアリ、上ノ一句ヲ出シテ、下ノ二句ヲ加ヘシムルナリ、笠附ノ類ニ三笠附アリ、上ノ一句ヲ三種出シテ、各ヲシテ隨意ニ之ヲ擇ビテ、下ノ二句ヲ加ヘシムルナリ、而シテ其附句ノ佳

古事類苑

文學部十三

俳諧上

山を賦物にて、會坂の手向、よき連歌のよりあひ、神明納受の法樂成べし、又袖の餘波の美聲、近比の早歌の聰聞、耳を驚かし侍り、持とすべし、

連歌し

いまだこのおりには、花が候はず候、

〔醉醉笑〕四　曾而那以合點

人皆連歌をまならふとて、一順の月次のなどとてはやらかす、浦山し、我もちと稽古せんとおもひたち、宗匠する人にむかひ、大體一句のまたて、いかなる心持にて工夫いたし候はんや、さればよ此道をまなばんとすれば、いとふかくもくづれよらぬ和歌の浦なれば、ことばみじかうき、たくは、心ふかふものあはれに、花香風流につくやうに、彼人聞と同じく、はや合點參りて候、一句申さん、

くびぎはや二季の彼岸に茶香杵、心はさとはれ、されば水をわたるにくびぎはにおよぶは、ふかければなり、物の哀は二季の彼岸、花香風流なるは茶と香、つくやうには餅つく杵、

〔菟玖波之栞〕六條道場什物

連歌二十五德

不行到佛位　不戀思愛別　不親爲智音　不問顯秘書　不願除災難　不諂叶神慮
不新延壽命　不耕鎭田地　不蓄貯金玉　不拂無惡念　不迁亘四時　不禁追鬼神
不神分乾坤　不龍渡山海　不習理諸事　不翫遊花月　不老忍古今　不貴交高官
不旅致遠近　不空明心中　不往見名所　不捨通浮世　不作吟詩歌　不取數草木
不圖得安樂

一夜ねし人にあさくも我とけて　　心敬

心敬、關東にての句なり、此句、執筆ふでもをかぬに、出來たる句なり、隨分の妙句とて、祇語給ひしとなり、

〔兼載雜談〕一後普光園院殿云、よき連歌せんとおもふべからず、一生の中に、あしき事をせぬを、連歌士とも上手とも云べし、

〔梵灯菴主返書下〕一ある人、口こそかなはずとも、連歌の是非聞知らん事、誰にもをとるまじと申たりけるぞ、天魔破句のたぐひ成べき、あなおそろし〳〵、

〔梵灯菴主返書下〕一京極黄門我は歌作にてこそあれと申されける、連歌にも連歌作、連歌師、連歌聞あるべきなり、只耳こそ肝要に候へ、

〔兼載雜談〕一いづくにて連歌をし歌をよむとも、先方角は京の心をもちてすべし、

〔視聽草十集一〕口遊、去年八月、二條河原落書云々、建武元年也

京鎌倉ヲコキマゼテ　一座ソロハヌエセ連歌　在々所々ノ歌連歌　點者ニナラヌ人ゾナキ

〔七十一番歌合〕六十六番

秋霧は月すむ山のうちこしも雨のたぐひにきらふとぞみる

諸共に月にうたはんげにやさば今はた誰もさぞ覺たる

げにや娑婆の秘曲、其興侍り、但げにやさらば嘸覺たる誰いひおほせざるにや、左、霧は降物に打越を嫌、新式の心可然は侍れど、山の打越、只詞にや、彼是を通はして可爲持哉、

戀詫て神に手向のつらね歌逢坂山をふし物にせん

別路になくかうたふかかれ聲のしぼりあげたる袖の名殘は

へのぼりて、發句に、鵜なくの、朝しめりとしたりしを、宗祇聞給ひて、あさいしたる鵜なきよう哉關東の恥辱をかきたるとの給ひしなり、

〔兼載雜談〕一發句してあげ句する法度無之、宗砌北野の會に、たゞ一度せられしなり、

〔袋草紙〕一撰集故實

連歌ヲ歌一首ニ取成テ入撰集常事也、後撰云、

しら露のおくにあまたのこゑすれば花のいろ〳〵ありとしらなむ、又玄々集云、

もろともに山めぐりする時雨かなふるにかひなき身とはしらずや、是は稱道連歌、今一人は甚損歟、但以末句爲主歟、

〔袋草紙四〕小一條院、女許ニテ曉ノカネヲキヽ、テヨミタマヘル、

あかつきのかねの聲こそきこゆなれこれをいりあひとおもはましかば、或人云、是は連歌也、院曉歸トテクチズサビタマヒケルニ、末ハ女ノ申ケルト云々、但又舊說ニハ、依此歌罪業甚重之由云々、然者皆院御作歟、

〔辨内侍日記上〕八月十五夜(建長元年)院の御所にて御連歌ありしに、夜ふけゆくまゝに、身にしみかへりて面白き句ども有し折しも、かねの音こゝもとにきこえしかば、御所始まりたるにやときくほど、權大納言御簾のもとにさしよりて、後夜のときこそ始まれ、とく〳〵つけよと仰せられしこそおかしかりしか、

〔兼載雜談〕一或人宗祇に問云、はやく出來ル句の内に、名句あるはいかんといひければ祇云、はやき時はあしき方へめぐらす、其まゝに付ればよきなり、餘案じ過し、かみ過したらんは、かならずわろかるべし、

くやしや心あぢきなの身や

をこそ金言とたうとび侍めれ、成阿現在の時は、北野千句奉行ばかりを申付て侍り、可レ得二其心一とあそばして侍しかば、今其跡相續のともがら、北野千句奉行は可レ仕かと存れども、遁世もの丶中には、今も惡口のみ仕歟、然ば如レ此の輩は、千句の人數にはもらされ侍るべきか、凡は當時花の下の衆とあそばしたるは、波多野、朝山、成阿、道助等なり云々、此下にて、琳阿、頓阿、慶阿は、得失有なりと定給しまでなり、所詮なにもいたづらごとなるべし、今面々には、仕所の句にみえ侍るにや、惡口にはよるべからず、つくしに侍しころ、人の京連歌とてかたりし句に、

渡し守舟つなぐまでくれはてゝ、といふ句を口て侍し、おもしろくきゝて侍しを、後に聞侍れば、四條時衆あみだ佛句にて侍りける、近日武家大名又は公家様に、上手はおはします云々、これを考に、遁世のをの〳〵が、渡世のあいだの爲に、他をそしりて身をかゞやかすにや、數寄の道にははづれてぞおぼえ侍る、今の如くは當道すでにより侍れば、攝政家の仰のおもきを、せめて述懐仕まで也、もし此落書、乏かるべからず思給人々おはしまさば、落書の歸札のごとくに乏るし給て、攝政家より給所の證文に引合申べきなり、連歌事、攝政家のたび〳〵御をしへのごとくは、寄合は連歌の大宗なり、但寄合はなれてよき句はおほかるべし、それはたゞずあるべき事かたければ、地連歌を大宗にして、をのづから心もまはり、風情もめづらしき事思ひえたるを、句たち詞の一も、いたづらならずみがきたてゝ、可レ仕云々、よき心風情おもひえたるを高名と存て、むだ言等の一も交たるは、玉のきずになるなり、凡、留通物の句、地連歌をするも、きずなくするは上手のそゐなり、留通物にて、乏かもきずのあるは、へたの句なりとうけ給りしなり、歌にも連歌にも、替詞は干用なり、替詞とは、その歌その句の心風情はかへずして、言のわろきをきゝ、よきに取かふるを、かへことばといふなり云々、

〔兼載雜談〕一歌にも連歌にも、鵜をばぬるゝ、あたたかにすまじとなり、心廣といふ人、關東より京

たら歌心いかゞ成候やと尋申されけるに、御返事に、此仁の事は、歌と連歌とのけぢめを、はやよく納得して侍なり、いづれも無相違なりと仰候つるとて、わざと此事、愚老をめしよせ給てかたられしなり、是にて知ぬ、歌と連歌とのけぢめを心えわけなばまたく同道なる事を、

〔落書露顯〕一今の心歌道の人々、又連歌無數寄のへんしうのともがらの申候は、當時の連歌は、ただ三四五句の内を、くり返し〳〵柱をめぐるがごとくにするなり、しかゝらば三百句を、すり形木にひらきて、作者ばかりを書かへ侍れかしなど、あざけり侍りしなり、これ唯寄合計用しがゆへに、ことなる心の不出來がゆへ歟、さるは攝家の御連歌をも、連歌歌にておはしますなど申ししにや門眞左衞門入道、父子があひだにてだにも、父をば連歌しとてあざみ、子をば歌よみといひてきらひしぞかし、今おもへば、父子ともにふところのせばく、心のいたらざりけると存なり、攝家の御連歌の、いたゞきにとほらせ給ひしも、たゞ歌心より、はやく連歌をさとらせ給ひけるなるべし、これらの事を考に、歌の心よりたるをはずして、連歌心ばかりにては、をそく上手に成べき歟、せめて歌けいこ物くさからん人は、古歌どもの詞づかひ、心むけ餘情を、よく〳〵心をしづかにして味候へば、連歌心ちは品たかく成べきなりと存なり、和歌を濱のまさごにたとへたる事も、心の種の盡すまじきにたとへたるなり、人の心も面のごとくとたとへたる事も、假たるやうなれども、皆かはりたるとかや、しかれば連歌の輪の内を不出しては、只すり形木なるべき故に、ひろく宗を可得となり、

〔落書露顯〕一連歌會等の事、故攝政家(良基○二條)おはしまさずして後、毎人自をたうとみて、人をなんじ侍ゆへに、先達をもなきがごとくに仕る歟、まさしく攝政家のあそばしをかれて侍る物どもにみえたる上は、定給し位をぞ今は先達とすべきを、如鳳閣は、梵灯僧、連歌さがりたる平井道助が何させる事なしなど、申とかや、抑今此兩人に勝たる人誰人ぞや、佛かくれ給ひし後は、經說

山田などのことに候はでは、いかゞと覺侍也、か樣の句少は歌の上句下句と可ㇾ申候哉、すみなれし昔の跡をきて見れば、などいふ句のこと、かやうのをばきらひ候、

〔兼載雜談〕一夢想の事、下句を見ば面九句にして、夢想の句ともに百一句たるべし、夢想の會の句引に、發句に神一句と書、又は御の字をかく事可ㇾ依ㇾ事なり、神慮のやうに見ば可ㇾ然なり、我したると見ば、我名を可ㇾ書となり、

〔落書露顯〕一周阿法師まからんとての前の年、鎭西にくだりて侍しに、語て云、年來老僧が連歌のかゝり、浦山敷存て候へども、更におよびがたく候、今度下向の時分一句仕り候、是やもし老僧が句ざまに似て候や、御意如何といひし句、古鄕の松や野風になりなんとなり、老僧とは、救濟が事なり、これをおもふに、周阿が名句いくらも侍けめども、作者の本は少かりけるなるべし、かれが句ざまは、いくらの前句の付所をも、一もすてずあひしらひ、さてしかもその一句を言のかざりを、おもしろく仕候間、詞きゝの最上手かとおぼえしかども、心と餘情をば、ねがはしく存けるなるべし、愚老も連歌道の事は、周阿を信じてまなびしかば、寄合も一句のかざりも、如ㇾ形まなびえて侍と存せしを、攝政殿〇二條良基より蒙ㇾ仰しに付て、歌に仕べき心風情を、さながら連歌に仕し、後攝家の仰に、はやをのれが連歌は至たるぞと承き、しかれば、上の明におはしますは、下の心底をよく御覽じぬからゝなるべし、そのゆへいかにとなれば、むかし關東にて、藤谷黃門爲相卿の連歌の會の時、子息兵衞督爲成の連歌に、面白き句のありけるを、後に父卿の大にいましめ給て、かゝる事をば歌にこそ秘藏してよむべきに、連歌は當座の一興ばかりの事に用る事しかるべからずと申されけると、爲秀卿のかたり給ひしを承し後より、一かどありぬべき心風情をば、每度連歌にはおしみて不ㇾ仕候て、一向寄合と緣の言ばかりにて仕候を、攝家御覽じぬきけるかと存き、其ころの事にて侍けるにや、爲秀卿攝家にまいり給て、當時今阿が連歌道におもむき候、あ

ほくきこえ侍り、およそ歌に分たる種々の體、連歌の道にひとつとしてもかはるべきことなし
となり、

月やどる水のおもたる島屋もなし

花やさく雨なき山にかけまくも

かやうの句ども、無心所著の隨一なるべしといへり、

〔吾妻問答〕一連歌にも未來記と申事侍とかや、如何、答曰、歌の未來記のことは、定家卿御作に候、同
雨中吟の十七首など侍る、連歌には、かならずさやうに書をきたるものも候はず候、宗砌あまり
に上手にて、詞など自在に侍しまゝ、秀句などにあしきも侍けるにや、其比砌公のたゞしき道を
まなばずして、秀句などの侍を、諸人こひねがひて邪路に入たぐひ多く侍しほどに、宗砌是をい
ましめて、其次〳〵我句に侍を、秀句のあしきをも物語侍しなり、

〔西公談抄〕抑又連歌には忘るべき事あり、歌よみのかやうの骨法を忘らぬはわろし、連歌するに
興ある句出來に、とく付るをよき事にして、わろきをもかへりみずいひいだすは、骨法を知らぬ
なり、されば人によく付させんと相待に、人もえつけず、ほどふれば又興なし、其時は、わろけれど
もいひいだすなり、又連歌するに、一首の歌によみて、秀歌にてありぬべき句出來を、人にはめら
れんとていひ出すをば、尾籠の事にするなり、いひ出すまじきは、一首の歌によむべしと侍き、

〔吾妻問答〕一連歌に、或は歌の上句また歌の下句とて、おしきよしを申は如何、答云、いたりてむか
しはさやうのいましめなし、侍公周阿などの時までも、さやうにありし也、

秋はてぬいまはやま田のいねよとや、是は侍公の句也、少一句たちがたく候、此句に今川了俊
付侍しなり、

鹿おふ聲ぞさとにきこゆる、いねよとやに、鹿おふこゑなどはよく侍れども、鹿おふ聲などは、

も侍る也、本歌をとる樣と、其こゝろ同前也、○中略

詩をこそ作れ唐土の人　同じ根に連なる枝の爭ひて

曹植が七步ノ詩ノ事也

詩ノ對句ノ樣ニ付體

詩ニ正對反對あり、正對は和ノ添從體ノ類也、反對ハ和ノ離逆ノ體ノ類也、詞にて對するは、詩ノ字對ノ格也、

名もしらぬ小草花さく河邊哉　芝生がくれの秋の澤水

是は共におもしろき體を仕立たる正對也

こえにし嶺は八重の白雲　沖つ浪月の千里の舟出して

物いふ鳥の聲もこそあれ　飛螢もえては何を思ふらん

是らは反對也

思へども思はぬを誰思ふらん　人にも人のうきをきかばや

是らは句體を對したる也、字對の類也、

無文有文之事

阿州抄に有文無文連歌

夏山〔の〕の昔にかへる月を見て、此句夏山茂りて、月影疎きなり、去年の秋隅なかりし月の時をおもひ出す體、一ふし有文也、

雪遠し〔不〕不二にふらずばよも見えじ、此句一ふし有やうなれど、富士の高くて、雪はいづくまでも見えたるといふ句は無文也と云々、

〔さゝめごと上〕歌には、無心所著といへる體、萬葉集よりさたし侍り、連歌には如何、此すがたお

ひとつづゝちれば木葉の重りて　花より後のほのぐらき山

前句の一づゝちればといふは、木葉の事なるを、付句は花の前に見なせり、葉の重ると云を、落花の後梢のかつ〴〵茂る心にいへり、奇妙の作骨也、○中略又一興轉じて付る句といふも作骨也、

山ほとゝぎす夢かうつゝか、　片岡の梢を見れば月更て

あした夕に心かはれり　日ざかりは涼みかねたる夏の空

如此前句の心を引違へて付出す事、紛骨也、連歌は轉ずる事第一なり、よく〳〵心にかけて勘辨すべし、

景氣連歌之事

景氣の心得といふは、風景或は眺望の體をいふ也、

畠につゞく野邊の古道　一むらの竹の葉がくれ梅咲きて

野村の體也、竹の葉がくれなどに、垣根の梅咲侘たるありさま、見るやう也、

取成連歌之事

取なし連歌の體さま〴〵あり、先心の取なしといふは、前句の心をあらぬかたへ付なすをいふ也、四道離也、

いつの心か春にまされる　世はいとゞ花ちる頃やうかるらん

前句は、春のいみじきと也、付心はいつよりも春の空はうしと也、○中略

右心の取なしは、前句をあらぬかたへ轉ずる故、此道の命ともいふべき體也、よく〳〵心膽に味ひて修練すべし、

古事本說連歌之事

古事本文付やうも、其こゝろをとれる事は、例の事也、又詞ばかりを緣にして、心をば別に付る事

雜載

〔連歌提要下〕右而於則口傳は、牡丹花老人のてにをは口傳抄を土臺として、古來秘抄の品々提其要、故人賢才の說々釣其玄、かつ師說を加へ、辨議を補ひて上下となし、連歌提要と名づく、偏子孫幼學の助として、世上弘才の爲にあらず、玄ゐて可秘にはあらねど、砂を開きて金を拾へば、その員を盡す事かたしといふ驗を思へば、みだりに人に見せん事、古人の本意恐多ければ、いさゝか函底に秘して窓外に出さず、此度何某が懇望にまかせ、いなびがたく、老眼を凌ぎて書傳へぬ、もとより手患禿筆無正體者也、いよ〳〵遺戒を守て、かたく他見を不可許、

享保六辛丑年首夏下完　合歡堂

〔胸中抄〕地連歌心得之事、○中略作骨連歌心得之事、○中略景氣連歌心得之事、○中略取成連歌心得之事、○中略本歌を取連歌心得事、○中略

右二十五句之連歌者、宗牧好士の賢作なり、以宗養自筆の本令書寫之畢、尤可謂連歌之至寶也、

龍山○近衞前久御判

右連歌二十五句者宗祇、注は宗牧也、初心としておろそかに見るべからず、まことに連歌の付合秘事を顯す所成べし、

〔連歌提要下〕地連歌心得之事

地連歌といふは前句に付る所、のがれずはづれず、又奇妙なる所もなきをいふ也、○中略右地連歌を能々心得て、其上にて所々作骨の句をまじへ、又は景氣其外樣々の體有べき也、又やり句といふは、むつかしき前句、或は差合多く行にくき所を、そとあしらひ、地連歌の中にもかろ〴〵と付やりたるをいふ也、是功者の物なるべし、

作骨の連歌之事

作骨とは一作意有之をいふ也

〔連歌書奥書〕右一冊者、私に書置候を、童子に爲レ教、初心の學所にと被レ仰候間注レ之、殊相傳之書之内をも書付候、天神も御照覽候へ、不レ致二他言一事に候へども、難レ背二尊意一候、如レ此候、他見不レ可レ有レ之者也、可レ秘可レ秘、

丁意在判

〔景感道〕此書を景感道と云、景は賢愚共に眼前にある、連歌の體にいはゞ淺しと初の一體也、感は物を吟味して、少し分別なければ感ずる事なき物也、中の一體是に同じ、道は修し難し、○中略連歌には、景感道○中略心得ありと申候、○中略

此一書は、佐草直清秘して窓外を出さゞりしを、尊房公强て御所望ありて御覽なされし、予玉机下に參てうつさむ事を乞奉りしに、志の神妙なるにとゆるし給ひながら、他見せば和歌の罪人ならむと仰られし、誠に道を貴み、殊勝の御事ぞかし、しかるに卿と我、連枝の約を成して年久し、又他見とも云べからず、執心深ければ寫あたへぬ、

天和二暦初夏十五日　寸松

曇光先生

〔連歌至要抄〕奥書に云

這一冊、初心の人一見候はゞ、却而心惡なりゆく事あるべく候、猶師說を可レ被レ受者也、所詮其身の器用により、師によつて、此書をゆるすべき歟、但一道不納得の者には、不レ及二相傳一者也、穴賢々々、

跋

凡連歌之故實、家々密レ之而不レ輕傳、學者往々憾焉、連歌至要抄爲レ書也、上自二二條良基公一、下至二宗祇及兼載宗養紹巴一、諸家之秘說、選一集レ之以大成矣、不レ知二何人之編著一也、誠掠二錦於蜀江一、採二玉於崑山一者也、遂不レ耐二珍藏一焉、刊以流二于四方一云爾、

元祿十二己卯歲孟春吉辰　金屋平兵衞版

くに詞多書侍る也、

慶長三年二月廿五日　法眼紹巴

此無言抄之作意者、兩奥書在之、不慮被叡覽、御感不斜故、寫留之、任勅定染筆者也、

慶長三年　二品親王空性

此無言抄之外題者、被染勅筆、幷大覺寺殿二品親王御奥書也、一覽之次、上人依所望記之而已、

慶長四年神無月上旬　法眼紹巴印判

此一部、禁中へ聞之上、勅諚により老筆を染、かけまくもかたじけなく、天子へ奉進獻本をうつしとゞめ、殊更自身校合し侍り、尤可證正本哉、飯道寺梅本坊先達行者依所望、又如此奥書をくはへしを、つゐでに思ひ出て、いつの比にや、有夜の晩夢ともわかずうつゝともなく、それとのみおぼえて告給へる歌に、

みじきかじいはじ思はじ捨る身をいで入いきのかせにまかせて、無言抄の名にかなへるゆへ載之、

慶長八年正月十四日　木食興山上人應其判

〔登奈利序〕連歌の指合を習はんと、新式目をみれど、傳受せざれば更に辨へがたし、其外先達の遺しをかるゝ抄物有といへども、金言長高ふして、愚昧の用にならず、無言抄こそ初學のための書なれときゝて、是を窺ふに、是も所々大綱を舉て、餘は準之而ゐれと也、その準てゐるべき才覺なきまゝに、今の世の好士達に一々問奉りて、わすれじと此上下卷に書留め侍る、聞儘に書なれば、部をも分たず、次第をばいはず、只予がめやすからんとばかりに、伊呂波詞の線に任せて記之、無言抄に安定なる所は不及書、されど當世にたがふ所、又刊板の謬ある所々改之、曾一事も私の了簡をくはへず、悉以受師說訖、ゐかはあれど、問に隨ふいらへなれば、猶僻言多からん而已、

し、一卷となして友に是を見す、友人是を一覽して、則連歌比況集と名付、後生おそるべしといへども、生れながらにしてしる人のためしもあらず、我ごときの愚鈍の人もあらば、これを用事もやとおもひ侍るとしかいふ、

〔匠材集序〕連歌にも六十二體を學びて、無盡の作意をもとむるといへ共、さだまれる詞をもつて、こゝろのあたらしきをねがふべし、上古の先達も、今の世にも、詞材をあつめて、匠の墨繩にあてて、わづらはしきふしをけづり、正風にきすべし、此ゆへに是を匠材集と名付はんべる也、

〔匠材集四跋〕さゝ波や、にほてる海の邊に、かりのすまゐせし折節、或人此一冊を袖にし來る、予是を見るに、そのかみ誰人のしわざといふ事をしらねども、和歌の浦にこゝろをしづめん人は、功不功をいはず、此詞によらずんば有べからず、しかれば末代の重寶たるべき間、染筆者也、

慶長二年三月上旬　法眼紹巴

〔無言抄下奧書〕此上下卷、去天正七年より、二とせあまりに是を記す、同十四年孟冬のころ、この草案を紹巴法眼の披見に入、からやまとの文を引て、再三校合をとげ、煩重をけづり、用捨の詞をくはふ、しかはあれど、風雅は木食單衣の器にあらざるによつて、十有餘年蠧魚のすみかとす、其後巴老、此書を重寶にさづくべきよし、度々あひもよほさるゝに、より、二たび函底をいだし、其十書を又臨江齋披閱ある事數返、予、時傍人竊に是を寫し、且流布すと云々、〇中略今年〇慶長二年正月上澣に清書し、二三子にあたへていはく、ゆめ〳〵他見することなかれと、〇中略南山乞食沙門

〇中略若時者連歌の執筆達者なりし行えさて、さし合を記しをかれしを思召出して、御なぐさみ此無言抄をみるに、末代の重寶なるべし、興山上人は、にほの海より和歌の浦に心ざし給へるを、さかや、此頃は、民の作たる草木の實をさへ斷じ、そのづから生たるばかりにて玉のをゝつぎたまはんとの御志のありがたさに、緣をむすばんと、いよ〳〵まじはりをしたしくして、無言のお

〔實隆公記〕延德元年十一月十六日庚午、宗祇法師來、連歌十問最秘抄後普光園攝政（二條良基）被遺大內左京大夫、號香積寺抄也、新寫龍翔院右府筆也奧書、宗祇法師可載之由政弘朝臣所望云々、件文章等談合之間、愚存分示之、兼又件草子銘、予所染筆之由也、雖固辭、懇切之間、當座染愚筆了、　十七日辛未、十問最秘抄、加書寫之、世間未流布之抄之間、叡覽定而御本意之間、則令進上禁裏、尤歌道之至要也、可秘藏者哉、

〔若草山〕此一帖者、相國載公の述作也、主は皐下の心深くて、愚老にだに一見をゆるされぬを、わりなく申て見侍る、其日しも內の御會にて、いそぎまいるほどに、一わたりさへこゝろよくも見ぬほどにてまいりぬ、御前にて當時の連歌のことどもさま〳〵の御沙汰に及びしに、やがて今朝見侍る事、うちつけなる申出しことながら、便宜より來れる事なれば、かゝるものをこそ見て侍れと申せしに、叡覽あるべきよし仰有しかば、其後の御會の時懷中してぞまいりし、かひ〳〵しく感じ仰らる、やがて料紙を給て、愚息の中將に書てまいらすべきよしの仰なり、大かたさぞと思ふことも、其道にたへたる輩の定をき書付たるぞ、心によくしむものなるうへ、條々の問題一一の返答、いづれも當時の用意、末代の才學ならずといふ事なし、此筆の跡も馬偸書が雲をまのぐ賦のたぐひにて、雲井までたかきいきほひ侍れば、世にひろめて、つくば山のしげき詞の林にては良材の斧と也、若草山のおひさき遠きすがたには、琢磨の鏡とすべきもの也、其由來をしるによりて、聊翰墨に命ずるのみなり、時に明應丁巳の春の末に此事をしるす、

八座一闕人基綱在判

〔連歌比況集序〕こゝに宗祇法師といへる人ありき、砌公の流を移し、敬公の風をあふぎ、絕なんとする道をつぎ、すたれんとする跡をおこしはべる事、猶先達に過たり、况後學においてをや、予宗長不敏なりといへども、より〳〵此道をなげき、しば〳〵その庭訓をうけ侍る、○中略たま〳〵此道を殘して、末の世に傳へ侍らんためし、曉の淚ともにうかび侍毎に、燈をかゝげ筆にあらは

頻憤望之、依難去、卒備所浮短慮、任筆左道、一覽之序、可被投爐中者也、努々不可洩一人者也、

釋心敬 花押

〔吾妻問答〕此一節、武藏國隅田川原ちかきあたりにまばしやどる事侍しに、若き人のあまた侍りき、(中略)此みちの色々を尋侍られしを、且は其人の情もありがたく、または後世の思出にもとて、深行まゝに、かたはしづゝ申侍つるを、のちにまゑしてなど申されしかば、いなびがたくて書とどむる事になりぬ、誠に短慮未練の至、後見のあざけり、穴かしこ／＼、

宗祇 在判

文明第二三月廿三日

〔連歌雨夜記序〕宗祇老人に、年頃尋し事を、世中のいとまなく、人めもまげゝれば、雨夜の宵々、燈のもとにて書つゞけ、祇公へ捧ければ、祇公くり返し御覽じ、はし／＼もれたる事どもを書加へ給ひ、此道の趣向、老人のむねにおなじ、此外なしとて御ちかひ言あり、連歌の奧義是に過べからず、年は永正十六、つちのとの卯、さ月かみの十日にまゐるしをはりぬ、

宗長 判

〔心敬法印庭訓〕此條々、心敬法印、兼載が若年の比、連歌心もちのやうをしへられし、其時わすれ候はじとて、物に書付て置候を、いまもの〃中より見いだして候、其比は何ともおもひ候はず候しが、たゞいまよく見候へば、みな／＼ありがたく候、此道にては、かの院主の詞をば、佛の御法のやうに懇意にはあふぎ候、又御信仰のやうに見申候の間、隨分の庭訓にて候へば、まゐらし進之候、あひ構て人に御見せ候はで御覽じ可被下候、若御同心にて候はゞ、此心もちより外は我々も候はず候、其難議のまゝに書たり、無下にたゞ詞共にて候、さりながら理だにきこへ候はゞにて候あひだ、如此候、御一覽の後、やがて御破あるべく候、

兼載 在判

長享三年戊大簇上旬

古市殿

ども、みち／＼の物の上手にみな尋きはめ侍りき、連歌の事は、まだいときなかりし比より京極の中納言殿〇定家民部卿入道殿〇爲家などにも、このえむありて時々まいりかよひしかばをろをろたづねあきらめ申き、地下の人々は、又明匠代々に數しらず侍し事も、みな翁が命のうちの事なれば、をのづから御不審も侍らばうけ給りをきし事もありのまゝに申べき也といふにつきて、先連歌のことをさま／＼問答し侍しほどに、永春日も暮かたになり、入會の聲もうちしきりしかば、忘れじとてふる懷紙のうらに書つけ侍る也、

〔梵灯菴主返書下〕卯月十日頃より病に煩ふ事ありて、〇中略此一卷つゐに返答をみざらん事ほいなかるべしと玄ひて承ほどに、夢ともなくうつゝともなき心まよひに、注付侍なり、上下の句になずらへて、卷を上下にぞ分たり、定て參差する事も多く、荒蕪の詞も交侍らん、只いづくをも引直されて給べし、努々外見あるべからず、落散なば人の口遊も存內候、御披見候後、やがて火爐に投らるべく候や、

應永廿四年後五月十八日　　梵灯判于時六十九歲

〔落書露顯〕一連歌道の事は、救濟法師が、當道を二條攝政家につたへたてまつりしより以來、天下皆かの門弟となれり、玄かるを當道の事、愚老〇今川了俊につたふる書一卷を給れり、その外の面目の支證御書及數通畢、所持の上は、人々不審せられば、ひらき可申なり、玄かれども、をのれ道の不堪によりて、いま人をしふるまでの事を卑下し存侍れども、近年の連歌の風體たゞしからざる間、せめて攝政家の御敎のおもむきをあらはし申て、此道の風體をたゞしくせんとのために、落書露顯と云一帖をも仕なり、此道の卑下は、みづからがふかんを存じき、道を傳へ奉る事ばかりをば、いかでか空しくうづみはて侍べき、

〔さゝめごと下〕寬正第二天魁賓上旬、紀州田井庄八王子社參籠中、彼邊牧童等、連歌竹馬用心一冊、

おもしろく有べからずと有しとなり、

(兼載雜談)一同集(新撰莵玖波集)に、道眞法師といふ作者入たり、口惜き事なり、關東大田の御名乘なり、總而此集不足の事おほしと申せり、

(假名世說上)宗祇新津久波を撰みしに、櫻井永仙が連歌不入、是によりて落書を立てしと云ふ、

遙見筑波錢使人　不論上手與下手

足なくてのぼりかねぬるつくば山和歌の道には達者なれども

(愚句老葉十奥書)愚句の詠草に萱草老葉とて、書置侍物二冊有き、いづれも瓦礫の類にもかぞへがたく侍る所に、此内に入加て書付侍兼載句ども、心にもあはざるやうに申侍れば、力及ばすあみなをして、一冊十卷となせり、しかはあれど、老木の朽葉色なるふしも侍らねば、もとの名をあらためずして、老葉といへる事しか也、

宗祇判

大内左京大夫殿江

門司宗恩參

宗長注本序云

祇菴主、古人蘂璽草書集たる連歌老葉といふあり、三河國水野藤九郎近守、此心々を礙のあらあらまえし侍てとて、五とせ六とせのさきより、料紙を送りもてきぬ、(中略)此懇望さり所なくて、父硯にむかへど、句毎に心の底いひしらず、たゞよりあひのおぼゆるばかりを所々かたはし書加るになん、よそのきゝは、さもあらばあれ、古人の心おそろしく、

(筑波問答)さては歌連歌もこのみ給つらん、此道の事、むかし聞をき給つらんふし／＼を、のこさずかたり給へといへば、すべて非器の身にて侍れば、我とゝりもちして侍しこともなかりしか

る事は、かの菟玖波を救濟等におほせあはせんあとをおもへる者ならし、抑いたりてあがれる世の連歌は、ことばすなほにして、こゝろわきがたかりけらし、又くだれるよの風體は、ひとへに一句の姿をかざりて、まへの句につくると云事をしらざるほどに、やゝもすれば發句の樣になりて、つらねうたの名をうしなへるに似たり、古のたゞしきすがたをのこして、しかもたへなる體を兼たるは、救濟周阿がころをひになんありける、これらの連歌は、おほく前の集にえらばれて、そのほかは、いたくきゝつたへみをよぶ事もなければ、今の集にはのすることなし、ちかくは宗砌法師とて、この道にたへなる者出きて、能連歌のさまをしり、ことのはの心をさとりしより、風體さらに中興の時を得たり、されば此等のことのはををきて、外にもとめざりけらし、よりてかみ永享のころをひより、しも明應のいまにいたるまで、世は二つぎ、としは六そぢあまりのあひだ、そこらへつもれることの葉のはし〳〵をえらびさだめて、ふたちゞあまりはたまき、なづけて新撰菟玖波集といふ、これひとへにふかきまどの內のまくらごとゝして、みづからの心をなぐさむるたよりとせんが爲なり、こゝに山かつのいやしき事わざを、かけまくもかしこきみことのりになずらへられ、世のもてあそび、人のくちすさびになりぬる事、はからざる身のさいはゐなり、おほよそわたくしの集を勅撰にとりもちいらるゝ事、いその上いにしへもなきにあらざれど、みなことにたへたるしわざをたうとびらるゝものならし、されば此度のなずらへにはなるべきならぬを、いまりん命をうけたまはれる事は、ひとへに道にふけるおほん心ざしのいたりなるべし、これまことに、君も臣も身をあはせたるといふにあらずや、時に明應四年六月廿日になんしるしをはりぬる、

〔兼載雜談〕一新菟玖波集の時、句數多少贔屓あるとて、相論のさたしげかりし時兼載云、わが句を、一句もこの集に不レ入して、集のいろいをやむべしと有しに、宗祇云、兼載と我等が句不レ入ば、此集

也、爰新撰菟玖波集之撰之時、宗祇法師竊凝丹心、祈素願、遂修彼集篇什、奉納此百首倭歌、而交御製之金章、相擬報賽之玉帛、蓋非神助之感應者、豈得吾道之再昌乎、伏希住吉浦之浪、鎮傳萬歲之聲、筑波山之陰、遠加千秋之惠而已、

〔實隆公記〕明應四年九月廿六日丙午、自相國〔○藤原冬良〕有消息、新撰菟玖波集廿一卷〔加序〕被送之、表紙萌木紗、懐散金銀箔、〔洲形〕紫檀軸、〔八角〕紐淺組、以黃薄樣〔文紅壇〕裹之居柳筥、今日吉曜之間可令奏覽云云、則著直衣參內、付勾當內侍令進上之、被召御前之間參上、〔黒戸、御念誦所也、〕則叡覽、神妙之由被仰下之餘事可被仰實元卿之條、可然歟之由申入之、條々有勅定、子細不能委注、御感之趣、女房奉書賜之、可下賜宗祇法師之由申入、則勾當內侍書給了、小時退出、

〔新撰菟玖波集序〕それ連歌は、〔○中略〕代々をかさねて、ことにあつめえらばれたる事は、其跡なかりしを、なにがしのおとゞ、外にはまつり事をたすくる契をわすれず、うちには道をもてあそぶ心ざしも、あさからざりしゆへにひろくまなびとをくもとめて、いにしへ今の連歌をあつめて菟玖波集となづけしめ、おほやけごとになずらふるみことのりを下されしより、此みちいよ〳〵ひろまりて、さかりにとゝのほりける、あるは本式新式のむねをろんじ、賦物嫌物の法をさだめしまでも、すべてかしこき心ばへにあらずといふ事なんなかりける、其後玉梅といひて、おなじおとゞのあらまし事にてやみ侍りし集有、又新玉と名付て、此家にあつめをきしこうあり、そのほかいさけさりしものなり、こゝに、〔○中略〕文和のかうばしき跡をおこしつぎ、かつは新玉のうづもれしひかりをみがきあらはさんの心ざしにたへざるあまりに、ことのをろそかなるをかへりみず、後のあざけりをわすれて、あしかきのまぢかきこゝのはをひろひて、まさきのかつらながき世につたへんとなり、かゝるにいま宗祇といへる世すて人あり、このみちにたづさひて、やそぢにちかきよはひにもをよべり、此たびかれらがちからを合て、もはらえらびとゝのへしむ

ふ和歌集に入られしよりこのかた基俊俊頼も、この道をもてあそび、定家家隆も、彼風をしたふによりて、あしはらの世々につたはりて、柳のいとのより〳〵にたえずぞありける、しかはあれど、やまと歌の一の體として、勅撰の一の集にあみなされたることは、そのあとなかりしを、ちかきよに、なにがしのおとゞの、菟玖波集をえらばれて、おほやけごとになずらふるみことのりをくだされしによりて、勅撰の和歌にかたをならべ、あめがしたのもてあそびものとはなれりけり、かゝりければ、おろかなるおきな、かうばしき跡をしたひ、のこれることの葉をひろひて、一萬句をえらび、二十卷となして、新玉集となづけ、つくばのあとにまかせて、綸命を申うくべきばかりになして、しばらく桃の花の坊の文庫にをさめおきし折ふし、はからざるに應仁の大なるみだれ出きて、蓬がやどはやけの、原となりぬるのみならず、そのあたりのしらなみたちこぞりて、七百合計のしみのすみかをひきちらし、おほぢをほぐとなせるとぞきこえし、かゝりければ、新玉の光もいづちへかきえうせけん、あさぢが原の露のみぞふかゝりける、こゝに宗祇といへるひとりの世捨人ありける、七人の連歌をあつめて、十卷となして、竹林抄となづけけり、おもひよれる所、なさけあるにたれば、すなはちかれがのぞむにまかせて、いさゝか筆のあとにあらはせり、づたなき翁、いましばらくも老の浪にたゞよひて、命の露もながらふる物ならば、續菟玖波集をあつめん事を思へり、しからば彼竹林も、諸家のうちぎゝになずらへて、さらにえらびいれむといへるところ、しかならし、

〔續本朝通鑑六十四後土御門〕明應四年六月壬申、前關白藤冬良、奏覽新菟玖波集二十卷、准朝撰、初兼良欲續良基菟玖波集、而擇集近代連歌秀逸者、號新玉集、罹應仁之災而紛失、冬良繼其素志、與宗祇法師等撰成之、冬良作倭字序、述其始末、行于世、　十二月、宗祇法師奉納百首倭歌於長門國住吉社、御製在其中、請權大納言藤實隆、記其趣於卷末、曰、長門國住吉社者、最社垂跡之靈地焉、威光倍增之神明

謹上　刑部卿殿

追申

依武家奏聞、如斯御沙汰候也、同可令申入給、

〔菟玖波集奥書十三〕此集の此卷を寫しぬるときは、寶曆四年の冬のをはり、月に老眼を掛て、寒さにも觸はず寫し侍りけるに、筆のもとに氷のかゝり侍れば、息をときどきふきかけて、

筆のさきつらゝのさがる雪の手に

すゞりのうみはいつもなみたつ

氷に入る海士のおもひもあわひにて

いきふきかけて氷とけたり

かたへの人されにければ、其中の句は脇句と第三とをつかふまつりけるに、かたへの人又第句をせられしを、或人にみせければ、さもありやはせめと申されぬれば後世なをおそるべけれども、このまきのをはりに志るし侍ることにや、

一こゑに氷もとりと見ゆる哉

右觀經の心にて

〔沙彌洞然長狀〕一御連歌之事、是又代々被信候、殊更連歌公、於菟玖波集、從九州御一人御名譽候、其外歌道者動天地、和鬼神、之候哉、御數寄之事、御神慮天道旁以目出度候、(中略)

天文五年十一月廿二日　修理入道 沙彌洞然

攝所新兵衛尉殿

〔扶桑拾葉集二十一〕竹林抄序　藤原兼良

それ連歌は、日本武のみことのつくばのことの葉にはじまりて、花山の法皇ののこれるをひろ

るか、兩說あればいまだ詳にせず、(良室は、晩年山崎に住し、宗鑑と改むと云、流行記には、尼か崎に住せし時、すでに桑門といへり、)

本紙長サ四尺許、橫貳尺許、竪に一行は一首をしたゝめ、十二首にして終る、歌の下眞中に花押あり、應安式をもつて、宗砌が作りし式目掟歌は、其數六十七首なり、此內專要十二首を拔てしるせるものと覺ゆ、殘缺にては有べからず、

〔續本朝通鑑 五十七 後光嚴〕延文元年三月丁未、關白藤良基奏覽菟玖波集二十卷、良基好連歌、有救濟法師者長連歌、良基屢召濟相議、擇古今秀句、號菟玖波集、(菟玖二字、與筑通用、或曰、依佐佐木道譽之請也、)至此編成而奏覽之、

〔菟玖波集 序〕連歌者、其言約其旨遠義歸周詩、體合和歌也、蓋日本武尊平蝦夷、嘆菟玖波之艱難、中納言家持寄言於棹川水、業平朝臣停情於逢坂關、天曆御門遣叡旨於滋野內侍、北野天神告天御戶漸舊、皆是理入幽玄、事通神妙者也、中葉以降、雅咏愈夥、篇什相聯、四時之景象、莫不形容、萬慮之情性、莫不吟詠、匪啻述日域之風俗、剩採漢家之故事、然則代々聖主加之撰集、家々前賢爲作軌範、或詠花下、或嘯月前之輩、美譽雖垂後世、佳句不傳遺音、嗟呼惜乎、而今華開風融、京洛依陽和之仁、柳營露遍、遊蕃被天均之惠、民美敎化、人成孝敬、爰舒幽情、常綴微詞、或爲風諭之媒、或爲敎誡之端、賢愚致誠、尊卑以陳、心無不審、詞無不通、玆以旦讀夕見之暇、感片言隻字之志、述而不作、名曰菟玖波集、不分古今之作、不擇上下之句、其數二千有餘、雖鄙似之詞、貽來哲之嘲、擧手於鄧林、纔攀一枝、高目於崑山、遍拾片玉、譬猶窺天以管、測海以蠡、庶幾傳將來、侍能者、于時文和五年三月廿五日、編綴已畢、尋菟玖波之道、受佐保川之流言爾、

〔菟玖波集 奥書〕菟玖波集、可被准勅撰、可有御存之由、天氣所候也、依此旨可令申入關白殿(良基)給、仍執達如件、

延文二年後七月十一日　　左中辨時光

院の建保の比にやいできたるならん、(文治元年より建保元年迄二十九年、文治元年より慶安五年迄百八十五年なり、)これを舊式とも古式ともいふべからん、

〔山崎宗鑑手跡連歌式目歌時代考〕野翁が藏式目和歌三本、第一は珠長手譯の本、奥書に、天正十三年神無月吉日珠長とし、歌數二百三拾四首、第二は、紹巴歌式目として、奥書に、右依御所望、式目和歌二百廿二首、令今案進上候、天正十七年彌生三日、關白樣江紹巴在判と有之、第三は、宗養が四季言葉寄手には等を論じ候跡にて、歌にと有之、此式目をのせたり、歌數貳百十二首、三本互にこゝにあるものは彼になく、彼に有ものはこれになくて、歌の順次もひとしからず、異同も多ものにて候、其内同歌と見ゆるは左方に低書し、異同を出す、是を除き古式目和歌と申ものは、未見あたらず所に、昌成藏書に、宗砌の作にて式目掟歌と云物を得候、宗砌は後花園院朝の人、宗祇は宗砌に學びたるよし、昌純が新式抄にしるし、一條攝政兼良公の筆樵にも、宗砌法師近代の作者にて侍り、舊友なる故に、たま〳〵一兩句を覺ると仰せられたり、これ式目歌の最初にて、其歌數六十七首、一本六十三首有、是すなはち宗鑑が手譯十二首は、これより拔出したる事明けし、よりてかゝげ出せし歌の前後異同は、別に朱墨を用るものこれなり、さて宗砌が式目歌より後は、新式縮歌といふものの有、是は文龜の式肖柏が說にならひて、猶又稱名院公條公、連歌師周桂が異見を聞れ、天文十年四月しるさせ給ふ、歌數六百五十首なり、是は餘り數多にして、中々氣憶にわづらはしければ、天正のころ紹巴數本を集めて歌數を減じ、其要を取、古式は新式によみあらため、二百幾十首として、世に流布せしめたり、同十七年に至り、再補正して二百廿二首とし、豐太閤江獻せしなれば、今の世に有所の數多の異本は、皆天正十七年前後のものなり、ひとり宗砌が歌式にをいては、群を拔ものといふべし、○中略さて宗鑑が連歌式目十二首を筆せしは、前に云がごとく、文龜より以前、年號不知、攝州尼が崎に住し、宗祇在世の時なる事必せり、此時宗鑑俗なるか、桑門な

爲相卿の下り給ひしこと見えねば、四年の後なるべし、建治四年改元ありて弘安といへば、筑波問答に、建治の式目を弘安とは書給ふなり、しかるを弘安の式といはで、建治の式といふことは、阿佛尼公の建治よりかまくらにおはせば後よりもしかいふ也けらし、

〔連歌新式追加并新式今案等〕新式と號する事は、本式と云があるに對して也、本式目東山清水寺に殘在之、〈○中略〉建治二曆、式目、於鎌倉藤谷、爲相作と云々、同比又式目、大納言爲藤卿作給也、しかるを後普光園攝政良基公、應安五年に改書加給を新式と云、建治二年より應安五年まで九十年也、又其後後成恩寺關白兼良公、宗匠宗砌に相談し給ひ、享德元年に書加給を追加と號す、應安五年ヨリ享德元年まで八十一年也、其後肖柏勅ヲ請、逍遙院殿〈○三條西實隆〉など、相談有テ、文龜元年に書加給ヲ新式今案と號、享德元年ヨリ文龜元年まで五十年也、文龜元年ヨリ元和三年まで百十七年也、建治二曆ヨリ元和三年まで三百四十二年也、此新式、前々各人の說ヲ皆々改る事はいかゞとて、所々に筆ヲ加給ふ也、然るによりて難決事多之、畢竟新式今案の說ヲ可用也、

〔連歌辨義　三〕問、連歌本式といふは、新式とたがひありや、又何れの代にいできたるや、　答、連歌本式とて、萬事を省略(ハブカ)ず、物皆正きをいふにはあらず、新式いできて後、もとより有し式目なれば、本式とはいふ也、いづれの式目も、百韻五十韵などの連歌ありてよりいでくめれば、本式新式ともに、年月あまりにへだゝねば、舊式古式とはいはで、もとの式目のこゝろにて、本式とはいひならはせし成べし、〈○中略〉後光嚴院の御宇應安五年に、二條の太閤〈良基公〉連歌新式と追加とをえらばせ給ひ、後花園院の御宇享德元年に、一條太閤〈兼良公〉宗砌法師等に尋ね給ひて、新式今案をばかゝせ給ふ也、しかるに宗砌法師など身まかりし後、こゝにつけつゝ、あらそひ出來ければ、後柏原院の御宇文龜二年肖柏〈牡丹花といひ、又夢菴と云、〉勅命をうけて、應安の新式并に追加、享德の新式今案をひとつにあはせて式目をなせり、今用る新式は是也、先式目は、後鳥羽院の御宇文治建久の比より、順德

の比本式はいでき、弘安に新式はいできたるをいふなるべし、

〔連歌辨義三〕こゝに弘安とあるは、連歌新式抄に、建治二年に爲相卿藤谷の北林にて作らせ給ふ式目とある、これなるべし、建治三年に改元ありて弘安といふ、〇中略爲相卿は、文永元年に生れ給ひて、建治二年には十三歳にならせ給ふに、式目作らせ給ふこといぶかしといふめれど、かしこきは尋常の人の心もてはかるべからず、又其頃は阿佛尼公も付そひておはし給へば、かた〱あげつらふべきにあらずや、其後に爲世卿爲藤卿も書そへ給ひけんかし、〇中略かの追考十六夜日記に、阿佛尼公都をたちて鎌倉へ下り給ふとしは、建治元年十月十六日也、かの記に四年のことまで見えたり、建治二年八月に、侍從の宰相の君のもとより、五十首の和歌をよみたりけるとて、きよ書にもえあへずくだされたる歌もいとをかしく成にけり云々、（此侍從宰相の君とあるは爲相卿なり、）又云、侍從の弟爲守の君のもとよりも、三十首の歌を送りて、是も點あひてわろからんことをこまかにしるしたべといはれたり、ことしは十六ぞかし云々、これにておもふに、爲相卿の弟君さへ十六歳にならせ給へば、建治二年に爲相卿十三歳といふ新式抄の說いかがにや、公卿補任に嘉曆三年に爲相卿七十七歳にて薨じ給ふよし見えたり、嘉曆三年より數ふれば、建治二年には二十五歳の時にて、建長四年に生れ給ふなるべし、建治二年には、爲相卿いまだ鎌倉へは下り給はず、しかるを建治の式目は藤谷にて爲相卿の作り給ふといふもいかゞ、しかれども鎌倉にて作り給はずば、北林といふ名あるべからず、そも〱新式は、爲家卿の御時よりありけるを、阿佛尼公の書そへ給ひしを、爲相卿鎌倉へ下り給ひて後、かの式を出し給ふ時、北林といふ名は阿佛尼公の御事なれば、やがて式目の號とはなし給ふ也、阿佛尼公はじめ鎌倉におはせし所は、月影のやつといふ、其後爲相卿、鎌倉へ下り給ひておはせし所を藤谷といふ（藤谷は綱引地藏の後、西北の谷也、の卿のおはせし故にしかいふなり、）十六夜日記に、四とせがほどのことあれど、

るとぞ、

連歌合

〔さゝめごと下〕謂は、歌合とて、作者の名をかくして當座にさま〲にほうへんにあひぬれば、いさゝかの答まであきらめさとるなり、連歌にはさばかりの事あるまじく哉、實に連歌にはさやうの用心いまだなきゆへに、いかばかりの初心不巧の人も、わが心のゆく所をよしとゝりをき侍るゆへに、よこしまになり行侍る也、ちか頃はじめて、連歌を歌合の儀式にすこしき事もかはらず、句を左右につがひ、當座にさま〲のほうへんありて、勝負を定め侍し事たび〲なるとかや、賢きかた〲のまなびてもてはやし給はゞ、道のたよりにもなり侍るべき哉、いさゝかの道にも、師範を尋て學ぶならひに侍るに、連歌の道にかぎり、近代はをのれと證得するわざになり行侍るより、ひとへによこしまに、かろ〲しきわざになれりといへり、

〔兼載雜談〕一、二聲とたゝかぬさきに戸を明て、基佐が句なり、連歌合の句なりしに、皆人勝の札を打たりしに、兼載戀の本意無念なりとて、劣の札をうたれしに、滿座かんじけると云々、

連歌式目

〔筑波問答〕一問云、連歌の式目はいづれの比よりおこる事ぞや、答曰、中古までは、一二句をつらね、或ひとり連歌、有心無心の句などにて有し程に、まことに式目を作たる事もなし、然るに文和弘安の比より、本式新式など云物出來侍り、鎌倉には、爲相卿藤がやつの式目とて、北林と號していだされたり、當時もちゐたる新式は、大納言爲世卿作られ侍るにや、左かあれども、地下のともがら、おほく當座の了見によりて、ふるき式をそむく事侍り、翁が存處の式目を出し侍るなり、ことなるあやまりなくば、之を用られ候べきにやとて、懷中より一通を取出し侍しかば、有の儘に寫とゞめ侍るなり、

〔連歌辨義三頭註〕筑波問答に文和とあるは、文永の誤にや、文永は、弘安より十五年前なれば、文永

この春の花こそ雪よ神無月　室町殿
冬もさかりの霜のしら菊　女房
女性執筆、眞名も能書、毎事達者也、又御會、
雪かとよ風もしづまる松の霜　女性
冬よりさきて梅ぞ久しき　室町殿
人目をつゝむ中ぞ身をしると云句縫つまりて難句にて久々思案之處、女性付、
ふる雨にぬれじと笠をかたぶけて
頤名人也、女性連歌師邂逅事歟、此間世之美談云々、綾小袖等引出物拜領云々、

〔親長卿記〕文明十四年五月廿五日、參內、御月次御連歌也、今日御法樂云々、夜前有其觸、仍精進也、〇中略百韻了、被出引物、扇杉原筆等也、句數各取之、予扇二本杉原二帖、筆二雙也、

〔徒然草上〕奥山に猫またといふものありて、人をくらふなると、人のいひけるに、山ならねどもこれらにも猫のへあがりてねこまたになりて、人とることはあなるものをといふもの有けるを、なに阿彌陀佛とかや、連歌しける法師の行願寺のほとりに有けるが聞て、一人ありかん身は心すべきことにこそと思ひけるころしも、ある所にて夜ふくるまで連歌して、たゞひとりかへりけるに、小川のはたにて、おとにきゝし猫また、あやまたずあしもとへふとよりきて、やがてかきつくまゝに、くびの程をくはんとす、肝心もうせて、ふせがんとするに力もなく、足もたゝず、小川へころび入りて、たすけよやねこまた、よや猫またとさけべば、家々よりまつどもともして、はしりよりて見ればこのわたりにみしれる僧なり、こはいかにとて川の中よりいだきおこしたれば、連歌のかけ物とりて扇小箱などふところに持たりけるも水に入りぬ、希有にしてたすかりたるさまにて、はふ／＼家に入りにけり、飼ける犬のくらけれど主をしりてとびつきたりけ

賭物

〔明月記〕建曆二年十二月十八日、早旦家長奉書、今夜可有有心無心連歌、可參云々、（中略）依召參上、如一夜、但昨日源大納言（通具）結構御事、積數多紙、仰云、有例連歌、隨句員數可令取紙云々、（中略）算紙數、御所十四帖、予（藤原定家）十一帖、雅經九帖、光親卿八帖、家長七帖以下云々、各取紙可出云々、十一帖甚重、公卿所持、還有耻歟、次退出、置緣著沓退出、北面取之給從者云々、

〔明月記〕建保二年八月廿八日、戊終計參馬場殿、出御訖各著座、大相國（大炊御門）被儲懸物、太過差也、（種々物、其餘積紙）又以平裹置每人數前、令置物不落料云々、（中略）百十餘句之間事訖各退出、各裹之取之退出之體頗見苦、但上卿以下皆如斯、寧獨醒乎、還御以後出庭上、名謁訖退出、於門邊聞曉鐘、所賜護袋二（有紫染衣也、小袖）一段、綿三帖（富士綿ト云、如雲）色革二枚、紙三帖也、（已上十一勺歟）

〔看聞日記〕應永三十一年二月廿九日、雨下、徒然之間、又有文字書懸物手裏物也、重有長資朝臣以下候、抑後鳥羽院御記（林鳥）披見之處、連歌勝負、以錢爲懸物事、被載御記、向後爲才學記之、

建保三年五月十五日（癸酉）天晴、諸事如例、未刻出外、卽至萱屋、有柿下栗下連歌興、以錢爲懸物、尋常句時百文、秀句時二百文取之、百韻之中、余數句詠之、余之分錢二貫七百文也、其外或一貫餘、或六七百文、或五六百文取之、有興、及酉刻事了、各令食饌退出、　十九日（丁丑）、諸事如例、午刻出外、如例卽至萱屋、有連歌、以錢爲懸物也、末代法雖見苦、賭弓之時、射分錢定事也、但此事不可爲例、　十一月十一日（丙寅）、於南屋有連歌會、以錢爲懸物、是例事也、近代錢爲凡卑、此事尤似無其謂、昔以此爲懸物事非一事、未刻事了、

御記有其興之間、畫寫之、凡近代御前勝負、以錢爲懸物事、下品比興之由有沙汰、無其儀、而上代已如此、況於末代哉、不可爲下品事歟、

〔看聞日記〕永享三年十一月五日、抑自河內國連歌達者之女房一人上洛、（河內譽田者云々）畠山前管領室町殿（足利義教）へ召進、則有御連歌發句、

散す、道の障碍無念といひても猶餘りあり、

〔落書露顯〕一貞和のはじめごろにて侍しにや、九月十三夜に、等持寺にて、大休寺殿〔足利直義〕下、御三條坊門殿御連歌ありしに、救濟發句、

雨の夜も月のあたりは雲あかし、と仕き、大雨にてありしなり、上杉伊豆守執筆にていふ雲あかしとは何れの字をかくべくや、赤とはいかゞ書候べき、又明の儀にてはかなふべからず、難じて侍しかば、救濟是非を不申罷歸よし申を、大休寺殿、いづれにても無仔細、たゞ和字にかくべしとて、かゝせられて侍しなり、是も上杉は鎌倉連歌を執せし故に救濟をきらひし也、然ば歌も連歌も、へんまうするにはいはれぬ難をも申なるべし、此句もまさしく曇る空も、月の邊の雲は少明なるぞかし、清明は又べちの事なれ共、難侍には無是非事歟、

〔大館常興日記〕天文九年二月三日

一明日初卯御連歌、御懷紙かみ打くもり五、引合五、御倉正實方より一昨日調進之間、今朝執筆飯川彥九郎殿へ以書狀進之也、如去年御文臺被申出之、御調可目出由申也、留守にて奏者に申置之云々、使又五郞也

〔おほうみのはし〕内に御連歌有りける時、光廣の大納言〔烏丸、寬永十一薨〕いまだわらはにて、殿上に侍りけるに、執筆すべき由、御けしき有りけるを、家の子に候へば和歌の事はかたのやうに沙汰し置候、連歌の執筆つかうまつるべきやうこそ、いまだならはすなれと申されければ、さもいはれたりとて、ゆるされさせ給ひけり、

〔醒睡笑七〕いひ損はなをらぬ

移徙の連歌に、春の日は軒端につきてまはるらん、といふ句を出せり、宗匠けせ〱といはるゝ、執筆心がくろふてけされぬといふ時、右の作者、何とやうにもけせ、またつけうほどに、

夜の名月、此日どもは、發句にて時節を聞ゆる間、年號月日計書て日を略すべし、但如此作者失念して只の發句などならば、日付を可書なり、

一早連歌と披露あらば、面八句書て、頓て年號月日を書べし、略儀とも人あらば面過て候と答ふべし、是を場殘の口傳とも云なり、自然の義なり、

一懷紙書果て作字讀あげ、三に押折て文臺に置、立時の法樣は、文臺を右にして立べし、始めさし寄時も、文臺右なり、今又立時も右になせば、順にたつなり、加樣に硯を右にすゑゆゑ、右筆と云也、

一山はいづくぞ、里はいづくぞなど云句有、兒若僧などの句ならば、かやうに書べからず、其時はいづこぞと書べし、是五音相通なり、是執筆の習ひ古實なり、

一住吉の宮こ、難波の宮こ、宇治の宮こ、吉野の宮こ、月の宮こ、是等の時は、都の字不可書、秘傳、

一發句の末の哉と留る事、二ケの太事あり、末の五文字かなの時は、かな假字たるべし、眞名字の時は、かな眞名字たるべし、亦一說五文字假字の時は、かな眞名たるべし、眞名の時は、かな假字たるべしと云々、

一發句の上の五文字の筆立は眞字也、脇の句の筆立は假字たるべし、總して上の句には眞字に三ッ、下の句には眞名字に二ッ、合て五ッ可書なり、

〔梵灯菴主返書下〕一いにしへは執筆する人多くは侍らず、相阿素阿成量等也、是皆連歌をよくしれる也、一座はたゞ執筆の計ひにて侍る間衆中口を閉侍き、もし猶不審なる事一兩句も交る時は、其中の尊者とおぼしき人に商量する間、一座もとゞこほりなく、諸人與に乘じてこそ侍に、近比の會のやうをみるに、假名などかたのごとく書つゞくる者に執筆をさす也、是さらに此道をしらざるべし、さる程に筆を閣て諸人の形勢をうかゞふ間あたらざる褒貶無窮の事多し、連歌一座の間は他念なかるべき處に、沙汰がましく成て、或は瞋恚をおこし、或は百韻終ざるさき退

も、又すこし聞えぬ句なりとも、うけとりてちとおそく返すべし、その中に了簡あるものなり、又時宜法度にもさのみかぎらず、口かみにあまりたくさんにする人の句は、さしあひあらば、やがて五もじばかりにて成とも返すべし、時によりなきさしあひをいふ事なども有べし、是は道にはたがふ事なれども、あるひは客來、あるひは上手などのけしきそんせざるやうにとあるはかりごと也、自然なきさしあひをいふとも、わきより見とがむべからず、是も分別の一體なり、又ざしきの興をもよほし、さはがしきをしづめんための方便也、下手のつかふまつる連歌、おかしきかほもち、又まゆをしゞむべからず、所詮執筆は、かきつくるまでの役者たる間、句のよしあしのぎんみまでは無用にや、中座の執筆の事、親王攝家門跡衆など御出座ならば、上座へむかひてすべし、又下句の執筆は、各別のさばきなり、あまりなが〳〵しきゆへに略之、

又いはく執筆十種德用之事

高位昵近　寄人値遇　座上爲主　愛敬爲媒　萬能第一　不耕足口　交朋在諫　無友有戀

必通神慮　自得佛性

〔兼載雜談〕一聲とをしまたすばきかじほとゝぎす

此發句の心持、執筆に通す、執筆はそこをかろくうへをしづかにすべし、

〔連歌執筆次第〕一師君貴人亭主などは、いかに句を付運れたりとも、下句などの時、是にて遊ばし候へと云べからず、景物なしとも、上句の時はあそばし候へと申べし、但下句なりとも、雪月花能候はゞ、景物有所にて遊ばし候へと可申なり、〇中略

一師君貴人紙硯を召よせ、是文臺に置候へと取つがせられ候はゞ、文臺の眞中に紙を打敷、其上に硯箱を可置、我家などにて會をせば、口と文臺に紙をおき、硯をうへに置て座へ出べし、

一懷紙を書果て年號月日を書樣正月七日、三月三日、同盡、卯月八日、五月丑日、七夕、重陽、九月盡二

成様するなり、未書も終ずよみもはてぬさきに出したらん句を不可請取、よみ終筆を上て後出したらん句をばうけ取べし、筆を上て後句を出す法なる故也出合をば聲さきを本とすべし、千句の時、強堪不堪を不撰して、はやきを本とすべし、　次、總て一座の興をもよをし不催事は、執筆のわざ也、或は堪能不堪の人の連歌句數已下の次第、大略定れるやうなり、然る時にあたりてはいまうして、又は法を背によりて、次第も亂也、是よりて上手も又賞翫の人も興を失也、是併執筆の未練故也、とゞむべき句を不留、可返句、不返、くるべきさし合をくらず、くるまじきをくる、惑に其心得てんには、すべて興を失事あるべからず、故初心爲用心、大概是を注也、

〔無言抄下〕執筆之事

執筆は勿論一大事也、其席の興有も無興も、執筆次第也、座敷つきゑもん詞などはけだかく、手跡さし合のくりやう、座中への時宜等は、身のほどよりも初心にへりくだりてよし、うかべたるかほもち、にくていなるふるまひ、返々見ぐるし、一には衆人愛敬をもとゝすべし、二には不論親疎好惡、平等の心に任すべし、三には其席に爭論なきやうにとりあつかふべし、四は指合をよくかんがへ、無越度やうにすべし、五は雪月花のあり所を心がくべし六は宗匠貴人等の異見にまたがふべし、七は請取、披露、ほど、調子、座敷の相應たるべし、八は懷紙面手跡等たしなむべし九は五常三綱を心にかけ、ゐんぎんを專とすべし、十は法度形儀終日みだすべからず、此條々能々こゝろへべし、菓子くふべからず、茶のむべからず、物いふべからず、連歌すべからず、うへはのどかにまたはゆる〳〵、ゆだんすべからず、高位尊宿少人の句、さしあひとてそのまゝ返すべからず、するすると請取、宗匠のかたをうかゞひたる風情にて披露すれば、引なをして留らるゝ事あり、貴人少人の句は、面などかはりて、さしあひなどすこし、ちかき事有とも書事あり、毎度には無用にや、其句とをく又無興のけしきなどあらん時の事也、句とをなる人のいたさん時は、指合ありと

其在所々々をこさぬやうする也、又上手などの名所にてもあれ景物にてもあれ、此句ニは定一やうおもしろく案ぬらんと覺ゆる所、不堪人然、其名所景物などを無下に出す事あらんは不可然、末をいひあらはさぬさき可返、末まで云出して後は、指合によりて其句をば返ぬれ共、名所景物などをば、重て人のせざる物なれば、無念なる故也、但五文字、景物有て出しなば、不及力事也、又は上手又は賞翫の人の句のさし合も、詞などの直しよからんとおぼゆるをばくるべし、句のうちに賦をし出せる事などの指合をば、たとひ悪付なり共難直、本意をも可失ければ、中々くらずして云事あり不苦、　次、花句の遠輪廻事、或花、櫻付て、又櫻花を付事あらば、上座の人上手なりとも、是をばくるべし、　次、嶺山を付て、又山峯付事あり、是不可嫌、　次、軒ば軒、いほりいほなどの類、書かへてすべきをば、當世强云かふる不及同やうにもすべし、　次一座の間立べからず、　次名殘のあげ句はて、、先句引べし、或は紙をとぢて引事もあり、　次句ヲ引はて、、後、紙を閉事、先四枚を重てよくつきそろへて、左の手持たる方を文臺のさきへやり、手をはなちて、右手持たる方を左の手へ渡して、手のひら置て、大ゆびと小ゆびとを上なして、よの三のゆびを下成て、はさみて、右にてきりを取て、とをりをよくみ合て、きりをさす也、穴を二所にあけて、水引を、兩方のはしを兩の穴へ入つゝ、とをして後、手を放て結べし、古は水引の端を、一方ハ下、一方ハ上よりとをして結し也、當世はいづれも上よりとをす也、　次、筆を取て名と句數とを書也、執筆の字をば、墨書て奥に少のけてかく也、　次年號月日已下書也、所に隨て法樂と書事もあり、　次懷紙三折て引付にて上裏て、文臺の上置也、古は下と上とを中へをしかひて置し也、當世はをしつゝみて、下の方ばかりをうらへ折返して、さきの方ばつゝみたるまゝにて、折返さずして其まゝ置也、下をも中へ折入ずして、折返して置也、　次、硯の蓋して、文臺の上へあげて置也、　次本座へかへるべし、

次下句の時は、句をうけとりて書に、句を書終て名を書間によみ上也、よみ終と書終と同時に

敷にては少ひきく、其所の體に可随、息ヲ五七五三度つぐべし、或は五文字と七五とに二度つぐ、常義也、狂連歌などには、少高くこゑげ〳〵と詠ずべし、　次列付は、くらゐにてもあれ、又參勤次第にてもあれ、其座可随、　次面書には、紙中より折て、次第々々に書きて行也、末七八の二字ヲバ、紙を持たる左の手を右の方へやりすごし、右手を左の手に手くびをのせて、やりこして兩方の手をうちかへて可書なり、　次執筆の一巡事、面にはすべからず、名殘折うらの一巡同前、總て句數五六句可然、下句やり所などをすべし、自然行かねたらん所をば、執筆の役として、やるべき也、雪月花などの景物をすべからず、　次懷紙かゆる時は、一折終て、文臺のうへのさきへよせて置て、左の手を則左のかたのはしの中へ入て、中なる紙をさきへぬき出して、筆をはなたずして紙を打返す、左の持たる方を右の方になして、文臺のまへに置て、二のこゑるしを付也下三分二を殘して可付也、一折の面の方を、二折の面になるやうにすべし、左のわきへぬき出すべし、名殘折又如此、　次詠聲のこゑげきも惡し、又餘不詠も惡し、又座中の人聲出して詠む時は、披露すべからず、座敷こゑづまらで、詠ずる人も聞えぬ時は可詠、また雜談などに紛れて、當句も忘候事あり、其時は心得心すべし、　次さし合くる事、五文字の中はや指合あらば、末を不請取して、聽て可返、但小人或は賞翫の人、或は上手などの句をば、先末まで請取て後指合を云べし、但懷紙うつり又引返しなどに不苦在所ならば、少々指合は目かけずして書べし、剩其中句も遠して、とゞめがたからん事有ぬべし、さ樣の時は、指合あり共、先一字二字も書て後、見出たる樣にて指合云事もあり、是は態墨付なれば、必なをさせんが爲也、受あやまりなるべからず、或は座上人、或堪能などのこゑつべき在所にて、不堪輩こゑ出したらん句ヲば、さしてくるしからぬさし合をも、求て可返、總て可然方のこゑつべき所などをば、其人もそゞろに案ずるよしみゆる也、然ば其人にむかひて、御句遠く候て云、又此面いまだ御句なしと云などして催促すれば、さすがに不堪の人も、其人の句を待事あり、

を、水へつけひたしてする事、無好士の至なるべし、　次筆を取て、先水に浸して毛を和けて、静に墨をよくふくませて、硯箱のうちの方のはたに持せて置べし、　次懐紙は、文臺の上にも下にもあれ、四枚ながら取て一度に折事もあり、然共常には先二枚取て、兩方の端を持て、文臺の上にて、さきを見合て折目を付て、又中程より折目を付て、次第々々に兩方のはしへ折付て行也、或は右の手をやりこして、さきのかたをそろへて持、左の手にてはまへの方の中折目を付て、さきの方の手をはなち、次第々々に折付て行事もあり、兩方のはしに折目を付る時は、聊もさきへ手をやりこす事なし、折たる紙を文臺の上置て座中の體をみつくろふ時、或は賞翫の人に發句を所望し、或は亭主にさしかなたこなた式第ある事有、發句の仁體定れる時、紙を取あげ筆をそめて、賦字を書てさし置也、それより筆を手にはなつ事なかれ、發句を出さんを待て、常に其人の方を見つくろふべし、或は紙を折て置てより、筆を取て持事もあり、　次發句を出さんずる時は、筆をもとの所に置て、紙を兩手にてあげてうけさるべし、五文字を出せば先五文字を請取、後七五を出果て、はじめの五文字より七五つゞけてうけさる也、筆を紙に取そへうけさる事もあり、暫ありて座敷可然かたへ、何かと計尋べし、賦物さたありて、やがて取ぬれば、紙を文臺に置に不及して可書也、取傾てとかくせらるゝ間久ければ、先紙を文臺に置、筆ばかりを持て賦物を可待也、紙はし三分一を殘して、賦くたりを書細めて、發句を披露して書也、かきはてゝ、後御字はと尋て名を書終て、また讀上て、懐紙を文臺に可置、それより脇第三、次第々々に書て行也、はじめ賦より終年號まで、紙ちうに持てさしあげて書也、是はうしろなる人書をみせん爲也、貴人の御會などには、上へ向て座敷の眞中著事なれば也、然ども常には座上にゐる也、次遲參の仁に披露の時は筆を置て、紙上て御發句といひてよみ上也、面の間なれば皆よむ也、うらになれば發句脇第三と、當句と前句ト又當句トよみ上て、彼遲參の人の方をみる也、披露の聲は、大なる座敷にては高く、小座

〔日次紀事正月一〕三ツ物

今日〇元日 連歌俳諧各開席凡於京師連歌之長是號花下又謂宗匠毎年今朝其一家中玩其事者及弟子等聚其宗匠家各作連歌其第一句謂發句自其發句至百句是准詩句稱百韻然對其發句之第二句稱脇第三句作之爲榮而近來是三句稱三物今朝隨作之則剞劂氏鏤梓而賣市中近世俳諧亦然高聲呼連歌俳諧之三物而往來街衢

〔華實年浪草一上〕歳旦開

正月撰吉辰連歌俳諧各開席此事アリ、歳旦トハ歳首ニ賀詞ヲ發句ニ作リタルヲ云、今世ハ多ノ内ニ門弟ノ句ヲ乞集メテ鏤梓、是ヲ一帖トシテ歳旦帖ト云、此一帖ヲ門中ヘ送ルナリ、其事ヲ始ルヲ歳旦開ト云、

〔日次紀事九月三〕十一日、攝州大坂座摩社連歌自今日至四日

〔嬉遊笑覽三詩歌〕京羽二重元祿二年版 連歌會日次十日六條道場、日次廿五日北野會所、 また毎年正月四日、北野松梅院に裏白の連歌あり、凡連歌懷紙は四枚也、中古執筆の人、あやまりて片面を除て書しるさず、これより流例となり、片々白紙を置、又外に紙一枚をそへて五枚とす、これに依て裏白の連歌といふとあり、おもふ正月は物祝ふ月なれば、四の音を忌てかくせしが例となりたるならん、

〔用心抄〕一連歌興行に付て座列せしむる時、執筆に撰ばれなん事、いみじき大事なるべし、辭するに所なくして、座をたち文臺の前に向ふには、先本尊の左の方より、少座中へ禮をして著座すべし、又未硯をなをさずして文臺の上に置事あるべし、しかあらん時は、右方より座になをりたらんも不苦、本座の便にしたがふべし、次硯のふたを取てあをのけて、硯とふたとの間五分計のけて、硯の外のかたにならべて置べし、 次硯水を入べし、兼て水硯あり共、必少入也、 次墨を取て靜にすりまはして、いか程もよくすゝべし、墨を水にひたさずしてすゝべし、人の秘藏の墨など

其比連歌の達者を集め興行有しなり、

〔玄與日記〕九月〇文祿五年廿四日、京え上り侍りぬ、同廿六日、吉田にて幽齋老御興行、

爪木こる宿さへ秋の山路哉　二位法印玄旨

まかきを近みをしかなくくれ　愛如

見渡しの四面の原は霧ふりて　玄興

慶長二年〇中略二月廿二日、近衞様え參上、廿四日に禪高江雪參、御興の御歌あり、又御發句にて一折、

さかぬ間や我をさひ來し花の友　杉

影ものどかに月うつる庭　禪高

遣水のかすみをながす音澄て　江雪

田面のはしの雨ははれけり　玄興

〔關八州古戰錄〕九太田三樂齋乘捕小田城事

常州ノ小田讃岐入道天菴、其家ノ吉例トシテ、毎年臘月晦日ノ夜、群臣ヲ集テ連歌ノ會ヲ促シ、百韻興行シテ是ヲ年忘レト號シ、酒宴曉天ニ至ルヲ定式トス、

〔資勝卿記〕元和五年正月廿八日癸丑、於平少納言亭月次連歌一巡到來、

侍花に心くらべの春日哉　旦時直

露に胡蝶のやどりする庭　必永慶

二月五日巳來、平少納言亭にての月次之連歌、

守花はたゞなよ竹のすがた哉　必

朝露重き庭の青柳　旦

廿五日右京兆細川高國佳例の千句、けふはじめて罷出しなり、

九重の春はかすみの色香かな、中御門殿宣胤卿にして、

百千鳥さへづる花の雲井かな、禁裏ちかき御宿所なるべし、うちつゞき上しもの所々連歌ありて、やう／＼まかりくだるべきのあらましに、右京兆御發句一座、

かへる雁おもへみやこのはなざかり、面目にもこそ侍れ、

〔宣胤卿記〕永正十四年十二月六日、自早朝行甘露寺許、今日月次連歌也、〇中略人數、余、亭主中納言、松殿宰相、四條宰相、伊長朝臣、言綱朝臣、資定、宣増僧都、光信朝臣、伊綱執筆等也、

〔宣胤卿記〕永正十五年四月廿六日、月次連歌式日各故障、今日於此亭余方沙汰之、勸修寺黄門、左金吾、四條宰相、伊長朝臣、資定、宣増、伊治執筆光信朝臣、土佐繪所玄淸安星等也、申斜事終、

〔元長卿記〕大永四年二月十三日、中御門一位入道春日社法樂連歌張行、從朝飡詣彼亭、

〔宗長手記〕長阿〇宗長は北地の旅行やう／＼雪になるべく驚かれて、此十六日〇大永二年八に思ひ立ぬ、〇中略江州きのふよりみちふたがるとなり、何似齋の館龜山程三里ばかり山に入て、三町へだて、新福寺といふ律院のうち成就院旅宿、〇中略連歌一座あり、〇中略會席の體、歷々息三人、十七十三十一、秋の野の花のやうにて出立し、

〔太閤記三〕藤孝爲信長公追善連歌之事

時うつり事去て、世間且靜かに見えしかば、藤孝〇細川博陸公〇織田信長の御ため、百韻興行侍らんとて、七月〇天正十年廿日比上京し、卽本能寺において執行れけり、

黒染の夕や名殘袖の露　藤孝

玉まつる野の月の秋風　白聖護院

分かへるかけの松むし音に鳴て　紹巴

れあひて、き丶わかれざりけるはざに、御連歌もしまざりけるに、爲教少將山より柴をとりて、瀧のおつる所にふたぎて侍ければ、水の音聞えず成にけり、其後御連歌しみて侍けるよし、辨内侍日記に書て侍り、

〔新撰長祿寬正記〕寬正六乙酉年三月四日、花頂山ノ御花見御連歌有ベシトテ、自室町北小路法界門、一條萬里小路近衞河原ヲ東ヘ、法勝寺ヨリ花頂山ニ御成、〇足利義政御供ノ結構花ヲ飾リ、見物上下滿衢、一條殿モ御出アリ、執筆ハ管領畠山殿是ヲ勤ラル丶、御發句有、

咲ミチテ花ヨリ外ノ色モナシ　一條殿

春ノ雪間カ山ノ鳥ノ音

出初ル月ヲカスミノ上ニミテ　三寶院殿

〔親長卿記〕文明十二年九月五日、今日就去月十九日夢想、連歌一座張行、入來人々、西園寺前内府、都督教忠、海住山亞相、飛鳥井黄門、新相公基綱、牢井二位入道、常茂、俗名明茂、宗巧入道、杉原伊賀入道、宗伊、俗名賢盛、當時連歌宗匠、元用、題乘、石見、新左衞門貴經、良世等也、執筆仰良世勤之、即始行、朝飯已前折、事朝飯、一未剋事畢、有三獻、

〔宇津山記〕霜月〇永正十一年に紫野眞珠庵に罷上り着ぬ、一日二日ありて、前内府西實隆御連歌のめしありて、御發句、

まちこしや花にもみちに今朝の雪、宗祇朝夕まいりかよひしなごりさや、ごを田舍まで御ふみたび〳〵下されし、〇中略日を隔てず連歌のみにて年も暮ぬ、正月〇中略十五日過て有間の湯にくだる、芥川の城にして能勢因幡守源賴則興行に、うちなびきいづこか殘る春もなし、夢庵牡丹花老人出給ひ、玄清宗碩くだりて、よにめづらしくおもしろくこそ侍りつれ、又千句あり、發句、

さくらさく春かせかほる柳かな、あしやの灘わたりにても連歌ありし、二月廿四日京に出て、

道、引₌率三人子弟₋皆好士云々、列₌座東庇₋予〈○藤原定家〉金吾左京彼入道在₌南面₋中務加₌東面₋始₌連歌₋過半之間窮屈、入₌障子西₋乍₋臥聞₋之、賦御〈何一之何〉及₌六十句₋黃昏各歸、修理實得₋骨、存外事歟、

〔連歌辨義〔二〕〕凡いまのならはしもて古たることをおもへば、違ふことの多きなり、むかしは、前の句に付たる己が句のみを、書もし覺もして、中書（ナカガキ）とて、各もち出て、發句よりつぎ〳〵みながら書ことはあらじ、今も晴（ハレ）の會には、中書持出ることはなし、さし合覺がたき折には、つぎの間に立て、一句三句づゝ書てふところへ入て、又坐にはつく事也、これにても其比つらね書たるものなきをゑるべし、明月記曰、〈○中略〉中院とあるは、嵯峨の中院入道にておはすべし、或人云、これは宇都宮入道蓮性也、ゑからば爲家卿にゆかりしあれば、連歌のむしろにも、この蓮性のもとより定家卿をゑきりにまねかれけるゆゑ、輿にのりし入道のもとの北の土門より入給ふに、入道三人の子弟を引連て出あはれし也、此三人は連歌の好士也、さて連歌の席の東の庇に連衆は列坐し、定家卿金吾入道は、南むきに付給ふ也、中務東面に加るとあるをおもふに、是かならず執筆ならん、其故は皆々坐に列て後、中務ひとり東面に加るとあるにても玄られたり、それより連歌ははじまりて、半すぐるあひだ、定家卿老年窮屈し給ひけん、障子の西に入て、臥ながら連歌をきゝ給ふ也、此半過るとあるは、二句三句の連歌にあらず、百韻か五十韵の連歌なるべし、二句三句の連歌にては、屈し給ふ事もあらじ、その折執筆なくては、障子へだてゝ聞給はんや、よみあげ吟聲ある故、物ごしに聞給ふならし、さて各中書にて、發句よりつぎ〳〵書ざる事あきらけし、是は褻の會にして、晴の會にはあらねど、その比の連歌の席思ひやるべし、

〔井蛙抄〔六〕〕雜談

同院〈○後嵯峨〉御時、吉田泉にて御連歌ありけり、女房辨內侍少將內侍めされて、簾中に候けり、民部卿入道〈○藤原爲家〉女房の申次にて、すだれのきはに祗候せられける、耳おぼろにて、瀧のひゞきにまぎ

られしなり、是より今に至て永例とはなりぬ、

〔半日閑話〔二〕〕一寛政十年戊午御連歌

松高し惠みのかげを御代の春　法眼昌逸

捉長閑にすめる國民　御

家々に來る豐年を祝言て　昌寅

門田も今朝は雪間社そへ　其阿

山水の末や霞をふくむらむ　昌永

柴人いづこ艪よばふ聲　信遵

暮る夜の月まだほそき川頭に　通經

露置あえぬ竹のむら〳〵　清明

風や今秋より先に立ぬらん　昌成

行雲すゞしあかつきの空　玄川

結ぶ間も夏草枕ま き捨て　壽輔

右御一巡

銀二十枚、時服二、里村昌逸、　銀十枚、時服二、里村玄川、　同、里村昌寅、　同、坂昌成、

右訖御暇被下旨、於躑躅之間伊賀守申渡之、

銀十枚ヅヽ、淺草日輪寺、龜戸菅原信遵、芝神明西東若狹、坂昌永、烏森山田織部、下谷牛天神社人土井頼母、

右御連歌ニ相加候ニ付、爲御祝儀被下旨、於同席同人申渡之、

午二月十四日

〔明月記〕文暦二年〈○嘉禎元年〉五月一日癸巳、午終自中院頻招請、雖怖畏耳、依難遁、乘輿人北土門出逢人

寛正六年乙酉正月中旬、黒丸ヨリ多勢ヲ率テ出給フ、出陣ノ刻、脇本ノ近邊臼清水ノ邊リニテ、出家一人來リケルガ、敏景ヲ奉見、脇へ立寄禮ヲ作シテゾ居タリケル、敏景見給ヒ、何坊主ゾ、所ハイヅクゾト尋ラレケレバ、當國〇越前萱谷村ニ積善寺ト申時宗ノ僧ナリト答フ、然ラバ連歌達者タルベシ、出陣ノコトブキ一句在之間敷ヤト宣ヘバ、御言葉ノ内ヨリトリアヘズ、

朝風ニモマレテ落ルカイデ哉ト仕リケレバ、敏景一段御感ニテ、頓テ目出度歸陣アルベシトテ、馬ヲ早メテ打レケリ、

〔武徳編年集成五十九〕慶長十六年正月廿日、江城御鎧ノ賀儀アリ、例ノ連歌百韻興行ニ依テ、此道堪能ノ族伺公ス、

若緑雲井に立や庭の松　紹之
春の朝戸を明むかふ峯　御
けふぞ聞百よろこびの鳥の聲　玄仲

〔台徳院殿御實紀十五〕慶長十六年正月廿日、連歌の筵三州よりの佳例なり、しかれどもその句のものに見えしは、このときをはじめとす、

〔台徳院殿御實紀五十二〕元和六年正月廿日、連歌興行例の如し、發句は紹之、世にかざす天つみどりや松の春、御脇句は霞にあまる四方の梅がか、第三は日野大納言資勝卿、長閑にも千鳥百鳥聲はして、

〔東武實錄二十二〕寛永五年正月廿日、是日御本丸ニ於テ、例年ノ如ク御連歌ノ御會アリ、昌琢ヲ召シテ城ニ登リ、始テ御會ノ席ニ列ス、是ヨリ後毎年御會ニ出座ス、

〔嚴有院殿御實紀附錄下〕先々謠曲始は正月二日、具足の御祝及び連歌始は同じ二十日の事なりしが、〇中略二十日は前代〇德川家光の御忌日なれば、承應年中より、〇中略具足及連歌始は十一日にせ

絶頂にて、笠をかぶり簑を著て、粥を食ひける夢を見候と語りければ、主人の三平下女より貰ひ受、我夢になして、神君の御前に出仕して、夢の樣申上ければ、神君大に悅ばせ給ひ、右の夢を天野三平より、知行五十石に買求めさせ給ひ、御心の内に夢を判せられ、富士山の嶺にて笠を著つれば、上みぬ人也、簑をきつるは、美濃の岐阜御手に入の前兆、粥を食と云は、甲斐の信玄も亡びて手に入の表事也と、何となく御口ずさみに、富士の山にてかひを喰けり、と歌の下句にいひ出させ給ひ、濱松御城下勸（カンヤ）間道場教興寺住持其阿を被召出、宗匠仰付られ、連歌御興行有之、右之富士山にて粥を喰けり、の御口すさびを題にして、百韻滿紙なされ、御夢想判じの御思召の通、其年に岐阜も甲州も御手に入との御事なり、

〔塵尻五十四〕一藤澤淸淨光寺現住の僧廻國するを、遊行上人と呼ぶ、○中略因云、時衆は、其寺開祖の號を代々僧の名とす、藤澤の道場他阿彌と稱し、我が尾城西賞津道場が梵阿と稱する類も、諸國皆同じ、然ル間其阿と自稱す、按、此說非也、又遊行上人は、現住の時、寺に住せずして他州をめぐり、專ら歌學を業とす、諸宗になき風俗なり、

其阿とは、私に稱するにあらず、かの宗の貫主を他阿と稱し、末寺の內上座を其阿と稱す、江戶日輪寺の現住其阿上人といふ其次を覺阿と稱す、是貫主より免許の號なり、

〔徒然草諸抄大成八〕何阿彌

時宗ノ名ニ、何アミカ阿彌ト云有、ムカシモ周阿ナド連歌ノ宗匠アリシ、今ニ時宗ニ連歌師ヲホシ、

〔甲陽軍鑑二品第四〕晴信公卅一歲にて發心有て信玄と號する事

時宗一蓮寺にては歌の會邪路と名付て連歌をも遊ばされ候、

〔朝倉始末記一〕朝倉家由來之事

松平酒井の兩家を相續し給ふ濫觴は、三州大濱稱名寺に、遊行上人移らせらる、中、稱名寺にて連歌興行有ける時、松平太郎左衛門、酒井雅樂介兩人も、其席に列なりて、始て長阿彌公松壽丸殿御兩人の容儀、尋常の人にあらざる事を見奉りて、遊行上人に懇望して、御兩人を兩家の繼子とせし事、既に宇賀神の緣起に悉く記せり、御當家上州より三河國に移らせられ、御開運まします根元也、其根元は、大濱稱名寺の連歌の席より起れる事なり、

東照宮〇家康御誕生は、天文十一壬寅十二月廿六日也、其翌年天文十二癸卯年二月廿六日夜、廣忠公御夢想に、連歌の發句を感得し給ふ、依之大濱稱名寺住持其阿を召れて、岡崎の御城に於て、御夢想披きの御連歌の御會興行有之、則其御夢想の發句は、

神々は永きうき世を守るかな　御夢想
めぐりはひろき園の千代竹　廣忠公
玉を敷砌の月は長閑にて　其阿
かすみのひまに羽ふく友鶴　政家
雪はまだ殘る浦はのあけ離れ　廣光
つくる田中の道あらはなり　富屋
五月雨に晴間まらるゝ里傳ひ　相阿

右之通り御懷紙の切れ、今に相殘り、其節の文臺硯共に、稱名寺に拜領仰付られ、今に什寶にいたし有之也、其御會滿紙後、御誕生の若君江御名を奉るべきとの上意を蒙り、稱名寺其阿則御夢想御連歌の御脇の、めぐりは廣き園の千代竹と云御夢想は、神君御二歲の御とき也、御誕生よりは六十一日目の御事也、此御連歌御吉例の最初にて、今に於て年々正月十一日、御連歌御會有之なり、神君、遠州濱松御在城之砌、御家人の內、天野三平となん云し人の下女、正月の初夢に、富士山の

卯又有御連歌、十九日甲申、於御所有御連歌御會、若宮別當僧正、相具百種懸物參上、凡日來連々應召云云、

〔年中行事 二〕正月十一日

一依御嘉例御連歌之間、御床天神像懸之、神酒等備之、御連歌百韻御興行、卯后刻々始、午刻滿座へ里村昌桂始連歌師南北へ並居、執筆御床之方ニ著座、文臺料紙硯、面々吟之、於御連歌之間連歌師共朝夕御料理被下之、給仕兩御番方六人ツヽ、都合十貳人出人ニ而勤之、（中略）

一今晩連歌師里村昌逸其外罷出、於御連歌之間、御連歌興行有之、御床江天神像懸之、神酒梅花備之、連歌師共朝白膳被下之精進（後段御料理ハ魚類也）表一順相濟、天神像壹納之、連歌師共平座御連歌之間御勝手之方御簾掛之、出御表一順、執筆吟之、立御被爲聞之、相濟而入御、（中略）

但此節御連歌之間、寺社奉行著座、紅葉之間御緣頰本御番御小姓組番頭同組頭著座、

〔幕朝年中行事歌合〕連歌

けふことに祝ふこと葉はまさしくも見しよの夢や例なるらむ

判云、昔の例にならひて行はれ初しより、有しまゝに、今の世までもかはらすいとめでたき御代の式と成し、

連歌は、此日（正月十一日）百韻の連歌を興行ある也、黒書院より竹の廊下を傳ひ、白書院のうしろにまはし立御有て何毎に吟ずるを聞せ給ふ、花のもとゝいふものを始とし、年毎に此筵に圓居するものども皆城にのぼる此濫觴說々あれども、元あるもの、夢想句によれりといひ傳ふ、是も二十日成しを、御忌日の故由にてまた此日になれり、

〔半日閑話 五〕御當家（德川氏）從御先祖御代々緻時宗門之連歌御由緒有之事

長阿彌公（德川有親）、松壽丸殿（德川親氏）、遊行上人に隨逐し給ひて、上州より三河國江至り給ひ、

被用、番所へ參、執筆ニ作者ノ所ヲ書改サセテ退出、夜半ニ過、

〔資勝卿記〕元和五年正月廿八日癸丑、今日未刻參內、諸藝稽古之儀、廣橋內府、三條新大納言兩傳奏ヲ以被仰候也、○中略諸家不殘伺公也、諸藝目錄被下候、○中略

連歌

信尋公、資勝、實顯卿、時直朝臣、公福朝臣、孝治、嗣良朝臣、通式、

二月十九日癸酉、今日御稽古之御連歌式日にて御連歌有、清涼殿中タレニテ有、陽明御發句、春のよは風より明る霞哉、脇予、釣簾まく軒になびく青柳、平宰相、阿野宰相、平少納言、刑部少輔、久我侍從、久世侍從、高倉少將、久世故障にて、當番衆四辻中納言被差加候也、主上にも、切々出御にて御聽聞也、夜に入四つ時分に退出也、

〔吾妻鏡十二〕建久二年二月十七日丙申、雪降積地五寸、幕下○源賴朝爲覽雪渡御鶴岡別當坊、佐貫四郎候御笠役、前少將時家供奉、路次有御連歌、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年八月十一日戊午、於廂御所御連歌五十句、掃部助範元五句爲執筆、

前右兵衞督教定五句　中務權少輔重教朝臣一句

侍從基長三句　遠江前司時直五句

右馬權助清時四句　河內前司親行七句

武藏五郎時忠四句　加賀入道親願一句

左衞門少尉行佐二句　左衞門尉行俊一句

左衞門尉忠景四句　御句八句　云云

十二日己未、去夜御連歌、大夫判官基隆、奉仰合點云云、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年十月七日壬申、於御所有連歌御會、三河阿闍梨圓勇候執筆役、　十四日己

句度々御沙汰、於于今者如夢、今日百韻了、有廿首御當座云々、入道前内大臣(公條)民部卿入道以下參云々、

(御發句)風やひかり有明の月のあさすゞみ(御製)

〔御湯どのゝ上の日記〕享祿五年二月廿五日、御ほうらく御れん歌あそばす、御たうざもあそばす、はてゝ、みな〳〵くこんたぶ、六月廿五日、御ほうらくの御れんがあそばす、御たうざもあり、はてゝおとこたちくこんたぶ、

〔二水記〕天文元年九月廿九日、午前參內、有聖天御法樂、連歌如毎月、入夜果了、

〔御湯どのゝ上の日記〕慶長三年正月廿四日、御連歌あり、御人數八條殿(○智仁親王)正ごゐん殿(○興意法親王)竹のうちどの(○良恕法親王)かぢゐ殿(○最胤法親王)右中弁(○光豐)さまのかみ、上せう院、ひろはし大納言(○兼勝)その中將(○基音)さへもんのすけ(○秀直)なり、しゆ筆その少將基任、いつもの如くぐ御あり、廿六日、三吟の御連歌、くろ戸にてあり、廿七日、三ぎんの御連歌くろ戸にてあり、しゆ筆やましな(○言緒)なり、二月八日、御くわいあり、八條どの新宮の御方、竹內殿、右中弁、御五吟也、くろ戸にて有、しゆ筆からす丸辨、御配膳にやぶ少將めす、三月七日、御會あり、(○中略)ひの大納言(○輝資)ほつくにて、をり御樽まゐる、(○中略)御れんが御三吟なり、八日、けふも御れんがあり、(○中略)御三吟なり、御ほつくぐ御にあそばし候、執筆あの少將(○實顯)御はいせん山しな、五月十八日、御れんがあり、御人じゆせうかうゐんどの、しやうごゐんどの、近ゑどの(○信尹)新大なごん(○具堯)とう宰相(○永慶)あすかゐゑもんのかみ(○雅庸)西のとうゐん(○時慶)執筆やぶ少將(○嗣良)御ほつくせうかうゐんどのにて、折二つ御樽まゐる、

〔時慶卿記〕慶長九年二月十二日、公宴御連歌三百韻御會參勤、寅刻以前也、(○中略)折二ツ、一ハ大樹シ御樽進上候、第一ハ竹門、第二ハ予、第三ハ飛鳥井被申、發句等類ハ不被嫌、非千句、但賦物ハ(二字)反音ヲ

里こそ見えね竹しげきかた　余申之

〔元長卿記〕文龜二年二月廿四日、於御前書廻文、明日御法樂御連歌云々、書終出禁門、　廿五日、巳剋許參内、(衣冠)聖廟御法樂御連歌也、○中略五十韻已後有御湯漬、百韻已後勸盃一巡、

〔二水記〕文龜四年○永正元年二月廿五日丁巳、今日於禁中聖廟御法樂御連歌有之、外樣衆も祗候、　六月廿五日甲申、當番祗候、自巳一點聖廟御法樂、有御連歌、(百韻)執筆章長朝臣、於小御所有之、御人數侍從大納言、下冷泉民部卿、按察源中納言、園中納言、菅宰相、賢房朝臣等也、

〔宣胤卿記〕永正三年二月廿五日、食後著衣冠參内、北野社御法樂御連歌也、舊院○後土御門御代毎月百韻、今月六月二百韻御沙汰、當御代○後柏原二六兩月百韻外、無他月、出御小御所、式部卿親王(邦高、伏見殿)内大臣(實隆公)余、民部卿(爲政卿)中山中納言(宣親卿)甘露寺中納言(元長卿)源中納言(重治卿)菅宰相(和長卿)右大辨(賢房卿)濟繼朝臣(執筆)等參仕、(非御前)有湯漬盃酌等、御連歌百韻、有御當座一續、(廿首、政爲卿兼日進題、)御製以下至納言各二首、宰相以下至殿上人一首也、又御連歌御人數外、爲役送言綱(山科)祗候、一首詠之、無披講、菅宰相讀上、事訖又有盃酌、各退出了、于時黃昏也、　十二月廿三日、食後著衣冠參内、北野社御法樂御連歌也、有御夢想事云々、出御常御所、(御三間)前内大臣、余、冷泉大納言(爲政)按察、甘露寺中納言、前源中納言、爲覺朝臣(執筆)等參仕、於御末有飯酒、秉燭事終退出、

春たちてとしはへだてぬ霞かな　御製

冬ごもりせず梅にほふ空　前内大臣

夕あらし軒ばの月にさむからで　余

〔宣胤卿記〕永正十六年二月卅日、今日内裏御連歌也、去廿五日(二月別儀)御法樂、依犬死穢延引、爲今日、宣秀卿所參也、○中略百韻初夜時分事終後、有廿首御續歌云々、　六月廿五日、今日内裏御連歌、大納言參云々、二月與六月別而御法樂也、先御代者毎月百韻、二月六月者二百韻御沙汰、余爲定衆、又御千

〔親長卿記〕文明七年二月廿五日、參內、依召也、有御連歌、(每年御法樂(北野社)也、)執筆頭中將、(實隆朝臣)參仕之輩伏見殿、(無品親王邦高)源大納言入道、(着興色指貫等)右大將、(公敦、衣冠)中院大納言、(通秀、衣冠)勸修寺大納言、(教秀、衣冠、布袴)新大納言、(雅行、衣冠、源大納言入道子、)予、(直衣)右衛門督、(衣冠)滋野井前宰相中將、(實胤、直衣、)民部卿、(爲廣)俊量朝臣、(宮內卿)半井二位、(明茂)午剋許被始、子剋許事終退出、

〔親長卿記〕文明十二年六月廿五日、參內、依召也、有御月次御連歌、今月御法樂云々、仍精進也、(每月廿精進、二月六月許也、)○中略今日祗候人々、權帥、(教忠)勸修寺大納言、(教秀)海住山大納言、(高清、日比號勸解由小路、近日如此號歟、)予、勸修寺中納言、(經茂)侍從中納言、(實隆)新宰相、(基綱)宗巧、(參仲朝臣入道也、)源富仲等也、

○按ズルニ、當時ハ毎月月次ノ連歌會ヲ行ハレ、而シテ二月ト六月トニハ、北野神社ノ爲メニ、特ニ法樂連歌會ヲ行ハレシナリ、

〔親長卿記〕文明十七年三月廿一日、早旦參內、依神宮御法樂連歌、當日依仰相觸人々了、○中略申剋許事終退出、

〔御湯どのゝ上の日記〕長享三年正月廿三日、御むさうの御連歌はむろ大藏卿、新中納言、大に山しな民部卿庭田の少將ためさね、そうかうたむき宮の御方もなる、　廿五日、いつもの御連歌あり、

〔宣胤卿記〕長享三年(○延德元年)八月十五日辛丑、酉斜女房奉書到來、只今有御連歌、可參者、則參內、參御學問所之所無人、尋申勾當之所、可參小御所云々、則參、早速參之由有勅言、被句欲書時分也、親王(勝仁)御方、式部卿宮、(邦高)源中納言、([illegible])大貳、([illegible])左兵衛督、([illegible])時顯朝臣、(執筆)宗巧(參仲朝臣入道)重經朝臣等也、亥剋許事訖、不退出候番所、今夜實久卿番代也、

我國のほかやくもらぬ夜半の月　御製
かさなる山をかりのくる空　式部卿宮
こそき野は霧も一村たちそひて　親王御方

一我仕たる句に次の句不付間は不可立、併不叶義あらば無是非事、

一滿紙已前不可立席歸事

右如件

千句之法度

一平句一直付雪月花

一出合遠近

一諸禮停止

右條々如件　　昌琢

〔菟玖婆之栞〕一日百韵法

一列座句次等、著到次第之事、

一付合句體心持、如常連歌之事、

一同字同作、五句去之物以下、輕き字の分不苦也、雪月花可爲配當、但同作月と有明、花と櫻、不害事、

一三句跡打越續句可有用捨事、

一名所之句同折之內、續句仕間敷事、

右之條々所定如件

享保七年十一月五日　　法眼昌億

○按ズルニ、會席ノ作法ハ、執筆ノ條ニ詳ナリ、

〔薩戒記〕應永卅三年九月十三日癸卯、今日院御會也、專御連歌也、予不堪其骨、然而可參候之由、昨夜蒙仰、仍申終著布衣(布白狩衣綾薄色指貫等也)參入、已事始盃酌三四獻之後也、予加著御前座、○中略三條大納言、前納言入道相公、四辻羽林等付連歌之人也、

一執筆をこして指合をくる事
一人の句の差合をくりて、我句をさむる事、
一よくもなき連歌しげくなほす事、
一我句に人のつけぬに座敷立事
一我句をわれと吟ずる事
一句を出しかけて末をなほす事
一あくび眠等の事
被條々不可限連席歟
長享三年八月廿日　宗祇
杉原伊賀入道

〔連歌會席之法度〕連歌會席之法度
一會日刻限定りなば、急すゝみよりて座列すべき事、
一指用なき輩、切に不可立席事、
一句を高聲に詠吟し、又雜談すまじき事、
一扇をならすまじき事
一いねぶり行跡みたすまじき事
一末座之若輩、差合を高聲に云べからず、自然不及差合之沙汰於書付者、ひそかに隣座の人に云傳ふべき事、
一其席の宗匠の外、差合以下不可及評論事、
一初心の人不可致句數事

〔連歌會席廿五禁〕會席廿五禁

一難句の事
一禁句の事
一高雜談の事
一高吟の事
一遲參の事
一大食大酒の事殊更爲二老體一不似合歟、
一連歌ひきく出して、執筆にとはるゝ事
一座敷しげく立事
一爲二末座一雪月花好事
一人の句を出す時、隣座の人にそゝめき事、
一一ふし有句を上手案ずる時、初心として付る事、
一亭主として會席急候事
一人の句を出す時、音曲などのやうに、こはづくりして出合もてなして、禮の間に我句をつくる事
一座敷景を催す事
一禮の事殊出家不似合歟、諸事禮は二度計歟、
一扇をひらきつかふ事
一其主に不似合句の事
一無用の食物度々出す事

れども、何をよく〳〵ばりて、すべて人をめにかけぬ事にてあれば、會衆の多少にもよるまじきにや、大かた秀逸の出來ぬれば、其あたりの二三句はさめきて面白也、下品の句出來ぬれば、又二三句はかならずつまる事なれば、かまへて〳〵上手を撰て會合あるべき事にや、一座のしづみたちぬれば、いかにも興ある事のなきなり、物惣ならで、然もうき〳〵としるすべき也、

〔老のくりごと〕當初勝定院殿北野宮に御參籠之時、會前坊主宗明といへる者を召て、連歌の一座の時刻いか計にてはて侍るよろしきと、御尋ありし御返事に、たゞ一時よきほどにて侍るよし申せし程に、其御代には、ひとへにさにおぼしめししめて、ひるつかたなどまで侍る會をば、今日は何とて遲くはてぬるぞと、たび〳〵御尋ありしこと侍しと也、かやうにあさましき好士共、よこしまに申なし侍るゆへに、おのづから卒爾あさはかの道になり行侍るにや、はれがましくえんなる席などは、脇句第三も一時には出がたく哉、半時一時にはてぬる會は自他の心の分別の間あらばこそ、晴がましくも侍らめ、かやうの好士にひかれて、閑居幽栖の釋門邊の會共も、在々所々偏に卒爾のことになりて、日中巳前七八百韻申侍ると也、あさましくつたなき事にや、

〔兼載雜談〕一宗砌云、會衆の比は、上手三人下手三人、執筆の外、下手二人と有しとなり、祖阿彌は常に、七間半の座にて、九人して連歌をせばやと願ひしとなり、

〔[illegible]思記下〕あら〳〵しきやうなれどもげにもとぞんぜられしは、日野大納言殿御むかひに出、大勢御ともののありしを見て、巴（心）紹御大名はよく存じ、あの御とも衆皆御かへし候へ、戸しきみに鼠を付候と、にくさげに申されき、げにもしづかなる會のさはりは、こものゝかしがましきほどわるきことはなきなり、むかしもさやうに有つらめども、宗祇などは氣味よく制せられざりつるやらん、印孝法師思案して、連歌師の供には、五十より内の者つれそと下知せられき、歌よみもこのこゝろもちはあるべきことなり、

にたゑもさはりとなるやうなりと、しかあれど世につかへていとまなき人、又老屈の人、いたづくともがらなどは、とがなかるべし、又一座のうちにゐねぶりし、あるは雜談などする人は、物ぐるをしき事也、いづこにさる人あるべきといふ人あれどよからぬ輩は、そばなる人にさゝやき、あまさへ高聲にも語出し、又こゑ〲に吟詠するかしがまし、かゝるものは、つや〲指合輪廻などさだかにをよばず、さやうならん中にまじはりて、時日をうつさんこそ、益なかるべけれ、さまざまの思惟胸に侍らば、をのづから他言は一こともはべらざらまし、

〔心敬法印庭訓〕一連歌に雜談し、いねぶりなどするものは、そのみはさたのかぎりにて候、一人なれどもまじり候へば、みなのあたになるなり、ゆめ〲まぜ候まじきにて候、さし合輪廻遠輪廻、句のしな、面かげ、餘情などいふやうなるさま〲の大事ども、胸にさしはさみ候はゞ、何事かいはれ候はん、さやうに雜談などする物はげにもたはことのやうなる事をのみし候て、善惡の分別の候はゞこそ、かへす〲あたりへもよすまじにて候、〇中略

一宗砌がいひしは、はじめよりあはぬ人の、中ほどに來るもわろし、始よりあふ人の、はてぬに立たるもわろしと申候、げにもとおぼへて候、

〔梵灯菴主返書下〕一陰者などのまれに列座して、興ある連歌をし出したるをば、鞸璧する體、誠に無念に候、一座の權門とおぼしき人の連歌高聲に褒美讃嘆もしかるべからざるなり、所詮道をしらざる人の相交たるが無興なる事多なり、

〔筑波問答〕一問云、〇中略 連歌は會衆の多少によりて善惡も侍るべきか、何人ばかりよき程にて有べき、 答曰、その事に侍り、連歌は異實のよき會衆七八人にて、うき〲としなしたらんは、一座の後見も興あるべき事なり、あまりに人數すくなければ、句つまりてわろく、又人おほく成ぬれば物忩になりて、すべて一座のおもふやうならざるなり、但堪能に成ぬれば、人はいかにおほけ

連歌會

あかつきの雲にこもれる空の月、と付侍りしを、翌日禮に參りしかば、昨日の月の句殊勝也、されど月は露涙水などにこそやどれ、雲にはやどるべからず、そこの句は、作はあれ共すみへゆかず、かやうの所をよくたしなみてこそ、よき連歌師とはいへ、但證歌あるにやと難じ給ひければ、夏の夜はまだよひながらあけぬるを雲のいづこに月やどるらむ、とふかやぶが歌を引しかば、そこつにとがめしよと、結句機嫌なをして、其後はいよ〳〵哀憐有て、少もはれがましき會には必めされし、

〔後花園院御消息〕連歌の時、人のいだし候句など、いかにわろく候へばとて、そこつに難を入られ候事、しかるべからずおぼえ候、その故は、御けいこなどもいまだいたり候はぬと申、伏見殿我々をさしをかれ候て、一座を御さばき候べき事は、かた〳〵御斟酌候べきことにて候、くれ〳〵けふあすのことは、よろづ御慎もせばき事候ぞかし、しせむ難も候はぬ句などを、とかくおほせられ候はむずるは、かへりて御ちじよくにて候べく候、○下略

〔若草山〕一會席のやうは、いかにかまへいかにあるがよろしきものにや、○中略一座の刻限かねてさだまりなは、そのおりをすぐさず、すゝみよりて座列すべし、みやう香の匂ひ空燒物など、心にくゝくゆりいでたるに、發句よきほどに讀進ししづまりはてたる、殊勝なり、古き人のかたりしは、昔は、一度座を立人は、ふしぎなる事に云つゝ、かくても句は出來るものかはと、うたがひしことなり、いまの世にも、さりぬべき御會席などさしのぞき、もしは座のすゑにもつらなりて見侍るに、げに〳〵しかるを、かた田舍又は都のうちにても、かたはらの席を見るに、刻限の言にもかゝはらず、こゝろ〳〵にをくれくるほどに、其度ごとに發句よ一順よと、よみあげ〳〵ぬれば、物さはがしく耳かしがましく、させる用もなき人の立居しげきも見ぐるしく、あたりの人まで心をしづむべきやうなし、ある人のいはく、一座のなかばに人のくるもわろし、はじめよりあるがい

〔兼載雜談〕一程遠き中を夕のうらみにて、といふ句に、都の月に松嶋もがなと、有人付たりしを、心はよく付たれども、入過たる句なり、松嶋にても、都もがなとはいはれべし都は何事も面白く、いづくにもまさるべしなどこそいふべけれ、いかに松嶋さこそ有とも、都の月におもひかへん事、あしき心持なり、海士の橋立都なりせばとよめるも、其名所にむかひてよめる程に面白と也、

〔兼載雜談〕一下手のはいかいに

王もはてにはすべりこそすれ

えん泣もあぶらみがきの院の御所

すべるといふ所に院は有を、院といふ字をあらはす事下手なり、前句付句の外に、ことはりをいはする樣にすべし、此等の分別を、此道の秘事共口傳共可申にや、

〔戴恩記下〕あるとき德善院〔○前田玄以〕御出坐の會に、みたらし川と云句に、

大ひえやこゝにたとへはふしのたけ、と昌叱付たまひたる次名所もならず行にくき所にて、ほどへければ、丸にせよとのたまひしほどに、詞のしたより、

雲の立ゐもときならぬそら、といふやり句を付たりしに、會過て、行にくき所をはやく付たり、されども雲の立ゐとばかりは空にいはるれど、山か岩かなくては、ゐるとはあるべからずと難じたまひしを、後日にくるしからぬ證歌をわたせとせめたまひければ、

中空に立ゐる雲のあともなく身のはかなくもなりぬべきかな

又ある會席にて

出ては宇治のやどりをばしる、と浮舟のまきのこゝろを戀の句の終に有、しかも月所にてはべりしに、小野の能札と丸とに付よとのたまひし時、能札は月の句もはや仕りたり、丸にせよとさゝやかれたまひしかば、

火鼠不ㇾ知ㇾ暑、氷蠶不ㇾ知ㇾ寒と哉、又庖丁之目無ㇾ全牛とも申、

やすらはで涼むなげきの山路かな　兼載

やすらひては、沙汰のかぎりたるべき句哉、

〔消閑雜記上〕宗祇の句とやらん、名月のくもりたるに、一とせの月をくもらすこよひかな、とせられ、あくるとし明月のはれきりたるにまた、一とせの月をくもらすこよひかな、詞はおなじけれども、意の用ひやう別のものなり、等類にあらず、また梅翁師〇宗因の、ある年のくれに、暮やすしこんな事なら百年も、その一夜あけて元日に、立安しこんな事なら百とせもと作せられぬ、この氣轉また作なり、〇中略

寂靜谷にて閑なる意を心敬僧都、ちる花の音きくほどのみやまかな、言語同斷の句なり、此句を吟ずれば、繁花の地に居ても、さびしきけしき顯はる、なり、又玄的の付句に、もえて國生のみぞりそふいろ、とぶ蝶のつばさばかりに風みえて、これまた春野のまづかなる體、胡蝶のつばさひらひらとみゆるほか一點も風なきけしき、誠に奇妙なり、

〔兼載雜談〕一絵しよの觀をぞ思ふ茶の庵、基佐が句なり、宗祇山の奥となをし給へり、此感情の淺深、よく〳〵吟味工夫すべしとなり、

一うき草にやどりはかなき秋の露堀江七郎句なり、宗砌、やどりはかなやとなをさる、はかなきにては餘情すくなきなり、

一花を見ば人なき雨の夕かな　宗祇

心敬、五もじを花はたゞと直し給へり、

一またるなよ多だに咲ば梅の花　同

是も心敬、五もじ云過してふつゝかなりとの給ひしなり、

も本意と存けるなるべし、昔善阿といひける連歌の上手の弟子にて、救濟、順覺、信眼、十佛上手なりしかども、寄合をはなれて、面白さまの少かりける故に、救濟一人を攝政家の御師と定けるとかや、其外には、河内良といひし法師をぞ、ぬけ出るよし攝政殿仰ありしなり、毎句うちすつる句までもみがきけると云々、河内良句に、ゆふぐれごとにかこちやらばや、といふ句に、月みえぬ松はとなりの軒ばにて、如此心をつかひしなり、海旅の暮たると云名句仕たりとて、そのころよにもちあつかひし句を、耳にふれて侍しかども、連歌の事うとく侍しころにて、わすれたる、さやうの古懐紙、世にも殘てや侍らん、

一救濟が句にも、寄合はなれて句ばかり仕たる、少くや侍らんなれども、作者が本意の句とは存ける句、夜やふけぬらん人をともせず、と云句に、月かすむ玄ほひの浦のとまりぶね、如此の餘情の句は、毎句あるべきにはあらず、上手もをのづからの事とぞ申める、此五文字を今存るに、總の一句にはなれたるやう也、玄かれども、總の句すがたは、月かすむにては、くらみて侍る歟、攝政殿の仰にも、末の句まで五もじの心及ざらん、五文字は不足なるべき也と承候、則此月かすむのすがたにや侍らん、歌にも、五もじは至極の大事云々、

〔兼載雜談〕一作者と非作者とは、聊一字二字のかはり成べし、作といふは、秘事口傳才學もなし、ただ心一をてんずるとてんせぬとにあるべし、たとへば、

立よりて涼しさまさる木陰かな

といふは、三才の嬰兒も思ひよるべき發句にて候を、

立さりて涼しさまさる木陰かな

心敬法師めされき、さもじよもじのかはりにて候、樹陰の間は、さしもおぼえぬ涼しさを、あつき所へ出て知たる事、きどくにて候、詩にも、

此三句あさきに似てふかし、むらすゝきは見樣に、近江路は景曲體、法を聞ひとは麗體なり、

一宗砌連歌

こゝをさらでもいたるかのきし　　龍田よりそれに三室のやま櫻

こゝをさらで、かしこの山ざくらをみたる心は、一興の體にや侍らん、

山川に竹のゆひ樋引かけて　　谷のいほりにたれをまつらん

これは、まへの句色々遁がたき詞共をうちすてゝ、やすく心一を付たる也、あながち此二句自讃にあらず、○中略今上下の二句思出して是にのせ、いさゝか筆のすさみとし侍計也、○中略宗砌在判、

〔さゝめごと上〕辭にはいりほがとて、あまりにさかゐに入過たるをば嫌侍り、連歌にはいかゞ、此句つねに見え侍り、心のいりほが、すがたのいりほが侍るべしとなり、

木をきるや霜のつるぎのさ山かせ、これらたくましく手だりの好士の句なり、されどもはじめの五文字いますこしいり過たるなるべし、さえにけりなどにては、いさゝかのびて侍るべきか、つるぎにて木をきるも宜からず哉、

夏草や春の面影あきの花、此句は姿の入ほがなり、いさゝかいりもみて見え侍るとなり、されば文にも過たるは及ざるにひとしといへり、

〔落書露顯〕いにしへも、上手共の句にも、比興の言の変たるもありけるにや、それは作者も下品とはえりながら、折句すて句と存てしけるにや、一昔の事にて侍しやらん、顯之朝臣家にての一座に、横川にちかきを野の山さと、といふ句に、杉の木を炭にやきけるけぶりたち、といふ句を、安藝入道が仕たりし、いかにぞや、比興に聞えし也、是も一句寄合許りをえたる故に、わろきなるべし、此作者が句とて、攝政殿○二條良基の御記にのせられて侍し句どもに、山里の月いづるまで花をみて、山里の嵐ふきやむ雨の夜に、秋さむきかた山水に鶴のおもて、かやうにおもしろき句は、作者

老翁と稱せりといふ事產衣に見えたり、しかるに隱逸傳下卷に、牡丹花は自稱なりといふは錯傳ならんか、

〔花能萬賀喜〕救濟連歌〇中略

宮古に行はこゝろなりけり　あふ人に遠くきぬるとことづて、

これは又やさしくて、而も伊勢物語業平の朝臣宇津山にて修業者に行會し心を含て、詞は、おなじ物語に、ずみだ川にて都鳥に事問けるなどを具足せり、態其所の事をせむとにはあらず、天性上手にては、自然に如此のこと出來ものなり、〇中略

一良阿連歌〇中略

とり所なき身をぞ捨つる　猿澤のいける計に月すみて

さるの水月を取得ざる心と、かの池にうねめなりける女身を捨ける古事をあらはせり、一の矢をもて二の鹿を射ると云ごとく、一の句をもて二のさるをつなぎたる、只これ手たれのわざなり、〇中略

一周阿連歌

山のさかひもしらぬ明更　雪もふり月も殘てさむきよに

これはさかひも見えぬ明更の體を能付て、雪と月との景物を取こみたりといへ共更にあまる所なく、末座の輩にも初心の人にも、可似合句なり、和歌に見樣體と云が此句あひおなじ、〇中略

一梵燈連歌

又かはり行秋のさびしさ　木葉ふくあらしの末のむらすゝき

舟出して山の渡も有けるに　うみはる／＼とめぐる近江路

又もあはずばのちいかにせん　法を聞人とは今も生きて

因連歌得異名

天和貞享の頃、江州の北村季吟法印、花の本の宗匠となりて、連歌の會を催す、聖靈會の發句に、

まさ〳〵と在すが如し魂祭季吟

といふ句を吐き出だして百韻既に半にも至る頃、季吟が忰の湖春其時いまだ十歲にて、傍に在りしが、小便に立ちけり、季吟が曰く、其方は何れにゆくかと、湖春小用に立つと答ふ、季吟曰く、我忰連歌を身に入れて居たれをしたりといはんには、道に於て規模なるべし、其儘そこにて小便をいたし候へと申しけるとぞ、是等雜談ながら、道に取りての心入れ、他事なき事感ずるに餘あり、

〔續近世畸人傳二〕能順

能順は、洛北野の宮仕也、連歌に長じ、世に獨步す、貞享帝元○靈召て連歌の點せしめ給ひ、御感ふかく、ありあふ御硯を賜はる、その時に奉る句、

けさしるや筆のうみより春の水、その後加賀の大守の招に應じ、小松梅林院といふ所に住り、その比、ばせを桃青の行脚に、

秋風は薄ふきしくゆふべかな、といふ能順の句をえたひ、たづねられしことあり、行狀聯句集に見ゆ、寶永三年丙戌十一月廿八日、七十九にして終れり、

〔鹽尻三〕一木山左近入道惟久肥後國野關山城主紹巴法眼の門弟となり、紹宅と稱す、北野笠著の連歌に、こゝろくるしき月をこそまて、と云句に付合、人これず庸にむすぶいわた帶、是より世にいわた帶の紹宅と呼しとぞ、

〔連歌百談〕第六談

連歌によりて稱號ある句の事、菟玖波集十二に曰、煙となならん事ぞ悲しき、圓嘉法師、山人の薪にまじる花の枝、此句故に時の人圓嘉を爪木のあざりとなん申侍けるといへり、又肖柏法師の發句に春さかぬ花やこゝろのふかみ艸といへり、業するに、此句出來てよりのちは、肖柏を牡丹花

はす、雪を分て丸〇松永貞徳一人忍びつゝ參りき、法橋丸が名を聞つけ、なつかしくやおもはれけん、十間ばかりいでたまひて、丸が手を引、奥なる住家へひきいれたまひぬ、〇中略そこのわれを師と賴み崇めたまひし心中、うれしくこそ侍れ太閤御所わがあとを他人につかはされず昌叱にくだされしは、すこしわれをいたはりたまふ御心かと人々もおもふに、此昌叱おさなくよりとりたて、予より念ごろにはぐゝみ殘さずをしへしわれに情なくあたり、そこの志らせたまふ桑の木の机までとりぬ、隣の玄仍が屋敷とわがやしきと、今までは垣もせず、ひとつに行通しに、此度堺目論をし、枸杞畠に垣をゆひ、主が爲にも聟なるに、他人よりもおそろしくあたりはべる耻かしき儀ながら、たゞ十枚持たりし判金をも、案内者なれば、奉行へ出て取たりしにより、かゝる侘しき身となり、年をもとりかぬるなりと、醉なきしたまひければ、みづからもあはれと思ひて、よゝとなきはべりぬ、

〔關八州古戰錄十九〕成田下總守氏長上方一味事

其比秀吉公ノ祐筆ニ、山中山城守秀俊ト云者有、元江源ノ佐々木拔關齋承禎ノ家臣タリシガ、浪人ト成テ後、年久敷殿下〇豐臣秀吉ニ仕ヘ、文筆ヲ以懇遇ヲ受タリ、渠ハ連歌ノ好士ニテ、折節ノ秀逸人口ニ膾炙ス、忍ノ成田氏長兄弟是モマタ從來ノ嗜ナリシ故、臨江齋紹巴ノ許ヘ、時々百韻ノ批點ヲ望ミ、遙々ト洛陽マデ差登セタリシガ、山城守ト識面ノ知音ニアラネド、風雅ノ友トシテ、山城守ト毎度文通シケリ、マタ了意ト云當道ノ達人ヲ、上方ヨリ招キ下シテ扶助置シガ、先年故鄕ヘ趣キシ砌、紹巴ニ誘ハレテ殿下ニ謁見セシ時、成田ガ噂ヲ聞タマヒテ、關東筋要用ノ義アラバ、手引ヲ賴ムベキ由內々申傳フベキ旨云含メラレシ、

〔當代記〕慶長八年八月、昌叱死去、是ハ連歌ノ達者也、去年四月紹巴死去後、京都之爲宗匠ト、

〔雨窻閑話中〕薩摩野郎の事幷北村季吟子を叱る事

給ふ時、紹巴二三遍沈吟して、いかにも神妙の御句也とて懷紙にしたゝめければ公紹巴が顏を御覽じ、釜はなかざりしが、百合はぐなりごせしかと仰給ふ時、紹巴よろしき例も候、慈鎭和尚、まくずが原に風さわぐ也と仰られ候と申ければ、不斜興じ給ひ、紹巴はかしこきもの也と仰けるとぞ、かの三井寺に蟄居の時、貞德翁とぶらひてひねもすもの語りしつゝ、

しがのうらやよせきて氷るさゞなみも春にはやがて立ぞかへらん、といひて別れし、その翌る春免しを蒙りて歸洛し、後逝せらる、慶長五年也、大德寺中正受院に墓あり、

〔戴恩記下〕一紹巴法橋はならの住人たりしが、人は三十歲のうちに名を發せざれば、立身ならぬものなり、つく〴〵と世のありさまを見るに、連歌師はやすき道とみえて職人町人も貴人の御座につらなれり、若それえせずば、百萬遍の長老の擧狀をとりて關東へくだり、大岩寺にて談義をときならひ世をわたるべしと、たゞ兩道に定め上洛し、昌叱の父里村昌休をたのみ連歌稽古せられしに、たび〳〵たひくつして筆をうちかたげ、關東へ下らんといふを、小川の連歌師ともおしとのかなたこなたとせし程に漸々人にしられ、稱名院殿〔〇三條公條〕に源氏物語をきゝ、三吉殿の仰にて、宗養と兩吟を仕り辛勞の功つもりて、冥がやありけん、其內に宗養もうせ、天下の上手とよばれたまひし、〇中略この紹巴法橋かたりくおほき人にて、あしくいふこともあれども、さすが古人殊勝のこゝろもちたまへり、〇中略稱名院殿御忌日に御墓へまゐらぬことなし、御恩をわすれぬゆゑなり、丸〔〇松永貞德〕をはじめ今ごろの者に、身さかへ年老て、さやうに師の恩をおもんずることあらんや、

〔戴恩記下〕秀次關白殿、連歌をふと御稽古ありしかば、悅で紹巴も每日登城したまひけり、後御謀叛の御談合の人數にやさゝれたまひけん、三井寺まで流され、百石の知行其外家財屋敷まで、昌叱に太閤御所より下され、あさましき身となりたまひておはしけるを、笑止におもひ、其年のし

せ給ふに、事急なれば、乘輿なく、歩跣足にて出させ給ふ折しも紹巴其門を過、やがて自輿をくだり、是を奉りしかば、此賞として法印位を賜りしに、恩を謝し奉りて後、やがて法服を返し奉りていふ、危を見て節をいたすのみ、豈酬をはからんやと、こゝにおいて法橋に叙せらる、豐太閤の時に至りて、屢眷をかふむり、其名ます〳〵高し、技能妙に至る者七人、紹巴其一人也、宅を大炊御門堀川の東南に賜ふ、今も紹巴町といふ、（大炊御門は下立賣也、寶珠庵と名づけられしが、如意嶽を東に見る故なりと、花顚は記せり、）後秀次の師たるが爲に疑を蒙り、三井寺に謫せられ、（花顚云、三井寺中莊嚴寺也。）みとせを過しが、終に赦にあへり、紹巴の子玄仍、玄仲、みなよく業を嗣りと、東涯先生の盍簪錄にみゆ、東涯の祖母は玄仲の長女なれば、其詳説を先人にきけりとなん、されば先此説を擧ゲ南都のこと又おのれよく正す所あり、次に花顚がしるし置る所を掲ぐ、これは貞德翁の戴恩記によれる也、紹巴貞德兩翁もまた師弟の間親しく見聞する所の記なれば、皆實事也、○中略また少しも媚る心なし、或時太閤の御前に侍りしに、公おく山にもみぢを分て鳴螢といふ句を成れて、懷紙にしるせと仰有しに、紹巴顏を掉て、御句にはおはしさむらへど、季もたがひ、螢のなくと申ことは有まじき事也とて、筆をとらず、公も色を變じ給ひ、それにてもくるしからずと仰けれど、いかにも宜からぬよし申ける、凡此公の御詞をかへすものは、四海のうちになかりけるに、かく爭ひ申を、玄旨法印いまだ藤孝といひし時にて座に有、いや螢も所によりて鳴ものにや、いづれの集にか、むさしのゝしのをつかねてふる雨に螢より外なく虫もなしとあり、御句よろしからんと取なしければ、公それみよと仰けるに、紹巴もことばなくて筆を染けり、さて其翌日藤孝の御もとに參りて、きのふのうたはめづらしきことに侍り、何の集に誰人の所爲にやと尋られければ、大笑ひし給ひ、律義なる人哉、あのやうなるうたがいづくにあるべき、あれはわぬしが首を繼たるなり、此後何事を仰すとも、かまへて爭はるゝなといましめ給へり、さればまた或時に公、谷かげに鬼百合さきて首ぐなりと、いふ句を仰

〔耳底記〕一閏十一月〇慶長六年八日

一宗養はご連歌をくり返し案したる人はなかりしが、又はやくせんごおもふ時は、執筆のふて〻もひかぬに、はやあそこにありたるご見えてあ　しなり、いつもの物語に云るだめて御分別で御座あるべしなにご案じてもなさゝうな所ご、いかゞ、ご案じてもいまだある所ごがあるものなり、それをもゑらすして案ずるが無下のことなりご

〔耳底記〕三廿九日〇慶長六年十一月

一宗養連歌いかにもこまかにありしなり、それがもごめたるやうなる事は一圓なかりしなり、たゞいつもの荻の上風などゝ云なることなりしなり、それがまことによひものがいでたよ、これでなふてはごおもふやうにありしなり、

〔續近世畸人傳〕二里村紹巴

里村紹巴本姓は松井氏、幼して興福寺中明王院の喝食たり、はやく心ありてたゞひいやしきこごいふごも、心名を天下にしらさんごいへり、時に周桂ごいへる時宗の僧ありて、たま〳〵南都にきたれり、連歌をよくするがために、これを好むもの其門にあつまる、紹巴もごより本土の連歌師大東正云に學びしかば、此時ひそかに周桂にまたがひて平安にのぼる、是よりくるしみつごめて、その技妙にいたり、王侯士庶みな師ごしあふぐから、其名天下にあまねし、時に里村昌叱あり、連歌において紹巴ご名を齊しうす、松井の氏まぎらはしきゆゑあるをもて、かの里村を冒ごなん、又臨江齋の號は、三條西稱名院殿〇公條の給へる所、即公の御染筆臨江齋の三字幷に天龍寺の策彦叟の跋書等南都に傳へ持る人あり、さて後法橋になれるもまた故有明智光秀本能寺に押よせ、事遂げて後、城介信忠のおはす室町妙覺寺へいたる、妙覺寺の構狭かなれば、其南陽光院の宮〇[illegible]の小池の御所をかりて、城介殿うつらるゝ陽光院宮に禁中へ通さ

〔玉勝間十三〕肖栢を牡丹花と號する事
肖栢を牡丹花といふことは、牡丹の句によりて、世の人のいひならはしたるなりといふめれど、三愛記といふに、ちかきころほひ、津國ゐな野のわたりに庵を結びて、夢と號し、みづから牡丹花を名とせり、身におはぬやうに聞え侍れど、萬物一體のことわりを思ふにやと、みづからしるせり、

〔續俳家奇人談上〕宗長法師
宗長法師は、駿河國島田驛の鍛冶何某が子也、國司今川義忠、其幼うして才あるを愛し、左右に勤仕せしむる事爰に年あり、或時宗祇に謁し、連歌の事を問るに、一を聞て十を悟る、遂に出家して名を改め、驛中に草庵を結ぶ、〇中略明應中師翁勅を受て新筑波集をえらべるに、法師の連詠廿八句を入ると也、〇中略師歿して後、同遊打寄て天下花の本の宗匠たるべしと勸めけるに、思ひも寄らぬ事也と、一向に取合ぬを、おして奏聞をとげゝるに、やがて其跡たるべしと仰せ下るもまた名譽ならずや、

〔耳底記三〕三十日〇慶長六年十一月
一宗長は、古今傳受したれ共、あまり念をもいれなんだなり、我は連歌しにてこそあれ、道をつたへて、なにすべき事にもあらず、連歌のつけあぢだによくばといふて、あまりかまはなむだと也、

〔宇津山記〕予(宗長、駿州島田鍛冶景金三男なり、)つたなき下職のものゝ子ながら、十八にて法師になり、〇中略其後都の靈社、奈良七大寺、高野の奥ゆかしきに、此國の德をも思はず罷り出て、四十年餘りの程、宗祇といひし閑人になづさへちなみて、連歌の上下と云計りも聞侍し、彼古人京城の譽れありて、公武のもてあそび人と成て、八十餘にて過去し侍り、されば我等やうのあやしのものまで、晴の御會席にもさし出侍し、前世の契りいかなりけん、此たび京にても其行衞と思ふ事多かりしなり、

べし、いづこに隱れ住むやと床しげに云れしとなり、元佐ある時窮迫しての事有りて、或る人に料足百貫文借らんとす、さきの人もさる嗚呼人にて、和殿は露を詠む事を得たり、之を質に入なば借さんと云、元佐諾して此あしを借る、それよりして生涯露を讀まずとなん、是を元佐の露の質とて、世の人誹しき事に賞せり、いにしへは斯る陋しき事も優情顯はる、

〔醒遊笑覽 三 詩歌〕諸に連歌師が露字を質に置といふは何よりいひ出たることか、世の人心玉昔日立花の家より、鷹尾の前匣を金子百兩の質に入れ、連歌の花の下より、露といふ字を黃金二拾枚に置れける質にあるうちは、花さしに、鷹尾をつかはせず、連歌師に露といふことをいださせぬは、此約束を迷惑して請られけるといへり、おもふに作者の滑稽なるべし、さりながら立花連歌はやりたれば、かゝる說も有なり、温故集に、むかし露といふ字を質に置たまへるとは、連歌師の風流なり、志ら露の手形もとりて今朝の秋、道谷今これらの趣向に倣ひたる事にや、

〔二水記〕大永七年四月四日、夢庵 肖柏法師、近年號牡丹花、死去云々、八十有餘云々、

〔續俳家奇人談 上〕肖柏法師

肖柏法師は、具平親王の遠孫也、ひさゝせ自然齋宗祇より和歌連歌の道統をうけて、みづから牡丹花と稱す、時に心敬宗祇の兩僧世を去て、每會爭論たへざるにより、文龜二年勅をうけたまはり新式今按を述して其法をさだむ、連俳の後輩、みな是によらずといふ事なし、春咲ぬ花のこゝろや深見草、されば連俳に牡丹を初夏にいだせるは、是この叟が發明によりて然りとす、中略大永七年四月四日八十五歲にして死せり、

〔雷草 三十六〕一牡丹花肖栢は、泉州堺の人、和歌を宗祇に學び、其名世に聞え、後柏原院に召れて、禁中の連歌有、肖栢發句也、此句闕 賜天杯、中頃は攝の池田に居、後は堺に在、大永丁亥歲四月卒、壽八十五、

樣は、此歌兼壽が作と不被仰、龍山公へ御覽に御入被下候樣にと御賴み申されし、其歌に、

これもまた入相の鐘に散やせん外山のさくら咲そめにけり、龍山公御覽有て彼卿に仰らるるは、連歌師の歌にて候が、兼壽めにてはなく候哉との給ひければ彼卿もおどろかせ玉ひ、其旨兼壽に告給ひければ、兼壽も慨然と驚入、かさねてさらぬ體にて、龍山公へ上りて申には、此頃此歌を承り候、何れの卿の御歌にて候哉らん、面白き事にておはしまし候と申ければ、龍山公仰らるゝは、されば連歌師の歌なり、實は汝が歌にてはこれなきやと仰らる、兼壽申上るは、連歌師の詠候歌はいかゞ致したる處にて分り候哉と、おして御尋申上奉りしかば、公の仰らるゝには、扨は其方の詠たる歌にて候な、有樣に申候はゞ申聞んとの御意ゆへ、兼壽も無是非ありやふに申上ければ公の御答に、右の歌隨分よく候へども、四句目を外山のさくらと致たるにて、連歌師の歌とは知られ侍る、上の句入相の鐘にちりやせんと申懸候へば、いはずともさくらは知れたり、梅も桃も入相にはちらぬものを、然らば下の句に櫻といわずともよかるべし、兎角連歌師の歌は、連歌の癖ありて斷過候故宜しからず、いかで外山の梢咲初にけりとは不仕候哉と仰らる、はじめて兼壽歎服申されしとかや、

此兼壽、後に慢心より天狗になりし人とかや、龍山公大天狗へ兼壽を呼に御遣し遊され候御文これ有り、此御文は本願寺に重寶となりしとなり、兼壽は一向宗の僧にて、美濃の人とかや、事繁ければ爰に略す、

〔翁草 百二十〕元佐は櫻井氏、入道して永仙と號す、西陣知惠光院今出川邊に住す、〇中略宗祇と申あしく成し後、美濃の土岐氏にて笠著の千句を興行せられし時、かくれ行て、

いつの時にか流れ出べきと云句に、

雨をまつ木の葉の下のたまり水と付たり、宗祇點の時此句を賞し、是は正しく櫻井が句なる

のほとりに、扉方村といふあり、その所のもの、熊野とやらむよりもとめ得しとて、勸請せし天神の社いまにあり、湖水のほとりにて、一本の松ある所也、其村の庄屋の下女に、きはめて見にくき女ありけり、いかにおもふ所やありけむ、かの天神を信仰ふかくして、つねにいとまのたびには詣でしが、或年の寒のうちに、奥の地なればことに雪ふかき中に、社頭の梅の實三ッ結びしを見て、一ッはみづからこれをくらひ、一ッはおのが主人にまゐらせたり、これより人事なくしてはらむ事ありて、一人の男子をうむ、二三才の頃より、學びずして物かき歌よむ事有、そのゝち師につきて、つひに天下に名をあらはす、これすなはち兼載なり、今はその天神の社、所の鎭守とあふぎまつる、こゝの士民等堅固のえびす也、されど今もいづれも〳〵和歌のかたはしを心得ぬものもなしと、黑澤勘大夫丁酉六月十七日かたりし所也、

〔關八州古戰錄二十〕小田小山成田等始末事

會津猪苗代ノ城主、苗名彈正忠盛國が一族、猪苗代耕閑齋兼載ト云ル連歌ノ宗匠、總州古河ニ移リテ住セリ、政種ノ招ニ依テ、時々小山へ來テ滯留セシニ、去年ノ春小四郎（○小山政種）酒宴ノ興ニ乘ジ、事ヲ以兼載ガ額ヲウツツテ、

兼載ツムリ春風ゾ吹、ト申サレケレバ、兼載憤ル面色ニテ、

小山木ノコブシノ花ハ散果テ、ト付タリシヲ、心有者共ハ、政種若氣ノ座興ト云共當家因事ノ前表ナサト、其比諷シ侍リシトカヤ、

〔橘庵漫筆二編三〕連歌師兼壽は兼載の孫なり、連歌も殊の外上達して、中興も致すべき程の人なり、ひたすら和歌を好て、近衞龍山公（○前久）へ御批判を被請申、隨分出精して詠まれけれども、公の仰には、兎角連歌師の歌なりと御威少かりけり、依之兼壽思はるゝに自分に人御覽に賦故、斯くは連歌師の和歌とて、いやしみ給ふらめと存せし外より人御覽に可申と、或年上方へ参りて申

に臨で、摩訶般若はらみ女の奇特かな宗祇、一二も濟でさんの紐とくと宗長の脇しけるが、乍ち男子を出生せり、又時の帝の瘧疾煩はせ玉へるに、此叟の連歌して御全快あらせ玉ひし事あり、其妙境に入ときは、其奇特もまた少なからず、其號を種玉庵自然齋といふ何れの年にか有けむ、仲秋三五の夜、一天浮雲かゝり、月の宴心ならざるを歎て、ひとゝせの月を曇らす今夜かな、此句古今無比、よく人の誦する所なり、又述懐して、世にふるは更に時雨の宿かな、是二條院讃岐の古歌に依りし吟なり、後に蕉翁爰に感慨して、世の中は更に宗祇の宿かなとは慕れたり、故に杉風も、師の詠は彼法師を宗として、其一生の無爲なるべしと語傳ふ、文龜二年七月、相州湯本の客舍に寂す、歲八十有二、

〔老人雜話乾〕宗祇は今より百四五十年以前の人也、其時會の給仕などせしものに成菴といへるあり、老人は其成菴に會すとなり、連歌の式定りて盛んになりたるは、宗祇より也、其以前は百句滿ることも稀にて、只言捨のやうに有しと也、

〔兼載雜談〕一宗祇老後に、きこえぬ連歌をわざとせらるゝと、皆心得たり、それにてはなし、色々の句を付盡して、あらぬ方を案ぜられしゆへ也、それをかの門弟ども、としわかくて老後の作を學びし程に、連歌にくていにてあしかりしと也、祇公のとしざかりの句を學ばゞよかるべきと也、

〔日下一木〕野村宮內少輔忠綱、〇中略爲島津豐州刺史幄下臣矣、前匠作雪溪忠好老人、愛其才稱寵臣、雪溪入洛日、從而上京、京師連歌之遨頭宗祇來會、居士執筆出之宗祇歎美焉、爾來名喧洛中、

〔梅庵古筆傳〕兼載法橋

能連歌、宗祇門弟、入新筑波、

〔日次紀事六月〕六日、稻苗代兼載忌、世謂連歌師法橋兼載也、於武藏國古河邊和田里卒、

〔白石紳書六〕一むかしの連歌師の兼載事、土俗のいひ傳ふる所は、奥の會津の猪苗代といふ所

る初心もたゞ心うき〳〵と成とぞ申侍し周阿は詞き、にて、いかほどもいひくだきて、一句のうちに理をいひたてぬをば本意ならずと存けるにや、近來攝政家の仰にも、こと葉くだけて長高句なし、或は作連歌、或はこまかなる連歌、心によしと思ひきめて、てにをはには働はてをよしと申侍しなり、されども天下の好士用侍れば、是非を沙汰するに及ず、今はむかしがたりとのみ成て、正しく其比の事耳に觸たる人多くはあるべからず、後世或は數寄或は稽古、徒に寶の山をきらずして止なん事、無念と云ともなをあまりあり、

〔翁草百二十〕今川伊豫守貞世入道了俊（或案撰題）はさうなき好事の人なり、○略中後の普光園寺攝政良基公より連歌のゆるしをも得られけるとぞ、

〔梅庵古筆傳〕專順法眼

處連歌、六角堂專存父也、人新筑波、文明八年三月廿日死、六十六歲、

〔兼載雜談〕一有所にて連歌の後、專順、智蘊に問云、連歌は、いかやうにしてあがるべきなどとはれしに、をのれが連歌はなるべからずと返答あり、翌日にとはれしかば、答云、順の句はひろうしにある人の、人に金銀をいださむと思ふがごとしといはれしなり、

〔實隆公記〕文龜二年九月十六日乙酉、玄清來、宗祇法師去七月廿九日於相模國入滅之由相語、驚歎無物于取喩、周章无比類者也、

〔俳家奇人談上〕宗祇法師

宗祇法師壯年の頃なりしが、猪苗代兼載に就て連歌のことを問れしに、惜いかな歲十年闌たり、連歌は廿年の功を積ざれば、其妙に到り難しと答ふ、見いはく、然らば十年晝夜勵なば如何と、兼載大におきれて、我が及ぶ所にあらずと感せしとかや、○略中此見が連歌に達せしも亦宜ならずや、故に伊丹の鬼貫も是を稱して當時無雙なりと記せり、或時近隣に騷亂ありける、使ら、その鬨

交リテ荻ノ聲アリ薄哉、ト云々、京中ノ達人等、各名譽ト感ジケリ、斯テ百員興行アリ、其内ノ句ニ、姿ニモ似ヌヽ成リケリ、ト云前句ニ、七郎、フクロウノ華ニ一夜ノ宿借リテ、ト付ク、又右モ左モ袖ハヌレケリ、ト云前句ニ、浦遠ク鹽汲海士ノ肩替テ、トゾ付タリケル、末ノ世ニハイザシラズ、當代ニテハ京田舍共ニ、斯ル名句ハヨモ非ジト、感ゼヌ者ハナカリケリ、斯テ一兩年在京シテ、連歌ノ功モ少々積ケル折節、七郎思レケルハ、何レノ道ニテモ、名人ニ成テ惡キ事ハ有マジケレ共、我弓馬ノ家ニ生レテ、家ノ業ヲ捨ルハ甚本意ナシ、○中略其旨趣敏景ヘ委ク申上ゲ、親父堀江景經ヘモ申越サレケレバ、兎モ角モト、被ㇾ免ケル程ニ、在京ノ間親ミ深カリシ旁ヘハ、其レ／＼ニ惜別シテ、頓テ國ヘゾ歸ケル、是ヨリシテ景用諸道ヲ擲、弓馬ノ稽古ノミニシテ、終ニ武勇ヲ顯セリ、

〔ひとりごと〕昔の救濟周阿を、侍坂とて世の人ならべいひ傳へ侍ること、梵灯菴主口惜き事と被ㇾ申けることなり、有がたふこそ覺侍れ、げにも救濟に周阿及べからずや、周阿は心きゝてとり合せ、てだり上手とみえ侍り、しかはあれど、思ひいれてたけしな面影などのよふおんの句見えず、救濟は哀ふかく不便の體のよし、近き先達もいへり、

〔梵灯菴主返書上〕一侍公は、いづれの體をも捨ざりければも、たゞおもひ入て、いか程もしほれたる所に心をかけ侍けるやらん、あれたる宿の築垣も、傾く軒の檜皮は忍草な口茂く、春の月の朧朧たるが、御簾のひまよりほの／＼とさし入たるに、はしちかくは人の音なひもなきやうに句を作侍しなり、攝政家○二條良基の御句は、さきかねたる花の、横雲も朝霞も、おなじ梢にて又なくえんなるに、日のさし出たるかげ匂ひ滿て、こぼれおつるかとみゆ、されども一葉もちるにはあらず、盛はけふなんめりと詠居たるに、夜の露處々に殘れり、ぬるとも花の陰にと云詞もいまにかなへり、花のしづくは只露の殘りなるべし、かやうにそほけくともうき／＼とも御案ありし、されば毎句御詞もわびしれずやさしく聞へ侍し程に、當座承し人もみな耳をおどろかし、いかな

レテ、連歌殊ニ器用成ケレバ、敏景愛憐不斜、去程ニ景用十三歳ノ比、敏景連歌興行有ベシトテ、都ヨリ華ノ本ヲ呼下サレ饗應品ヲ盡シテ仰ケルハ、七郎ト云侍童、連歌器用ニハ候ヘ共若輩ト云ヒ邊人ト云、ヤツカ左迄ノ事ヤ有ベキ、乍去發句望レ候テ、惡ハ不及云ニ假令能トモ批言ヲ打ナ難ジラレ候ヘト有ケレバ、宗匠畏テ伺候ス、家中老若ノ數輩、且ハ馳走ノタメ、且ハ聽聞ノタメトテ、武ヲ接テ參列ス、去程ニ景用出席、敏景仰宗匠ケルハ、近日連歌可令興行ノ間、今日發句所望トアリ、宗匠仰畏リ候、乍去景用ノ吟聲華洛ニ鳴、先是ヲ承リ候ハント、送ノ辭讓決セズ、敏景、左アラバ若輩ノ景用、兎角ハ華ノ本ノ下知ニ隨ヒ候ヘト仰ケレバ、景用畏リ、折シモ冬ノ事ナレバ、

冬ノ田ニ水ノ稀マク雹哉、ト仕リケレバ、華ノ本手ヲ打、卽席ト云ヒ奇妙ト云ヒ、兎角申スニ及バレズ、古今ノ上手ナルベシト、大ニ賞翫シケルガ、少シ難ジ度事侍リ、水ノ稀トハ如何樣成ベキト有シカバ、堀江答ヘケルハ、御不審ノ條尤ニ候、加樣ノ類古來ヨリ連歌ニ申傳ル事ト相見エ候ヘ共、我等如キ者猶以不審難晴候ツル、ニ、斯ル名人ニ邂逅シテ、幸ニ寸胸ノ疑ヲ晴シ申度候、然レバ古ヘヨリ言ノ葉心ノ稀ナド申傳ヘ候事ハ、如何ハンベラント問ケレバ、華ノ本是ヲ聞、尤理ニツマリ候トテ、彌褒美シケレバ、一座ノ老若モ興ニゾ入ニケル、華ノ本申ケルハ、加樣ノ類ヒ不審ノ立事マデハ無ク候ヘ共、尤名譽ノ七郎殿トハ承リツレ共若輩ノ事ニ候ヘバ、連歌ノ長ヲ試ガ爲、加樣ニ申懸候キ、末代ハ知ラレズ、前代ハ承及バヌ名人ニテ候ト敏景ヘ申上ゲ、一同ニ感ジ合テゾ立ニケル、斯テ華ノ本ハ三ケ月ノ逗留ニテ、度々連歌興行有ケレバ、最早御暇トアリシ時、敏景仰ラレケルハ、七郎京ヘ上スベシ、宗匠ニテ連歌指南シ、上手ニナシテ給レト有シカバ、宗匠堅ク領掌ニテ、〇中略七郎十五歳ノ時、敏景京ヘ上サレケレバ、卽華ノ本京中ノ歌人ニ廻文シ、田舍ヨリ若輩ナル連歌ノ達者上洛トアリケレバ、珍敷事ヨトテ各會合、連歌興行ニテ、七郎ヘ發句所望ノ時、七郎堅ク辭セラレケレ共、滿座ノ頻リニ懇望アリケレバ、七郎、

會、當座褒貶など、てさま〴〵の會席數しらず、其席作者先達飛鳥井黄門冷泉黄門、畠山匠作、同名阿波守、同名左衞門佐、一色左京大夫武田大膳大夫、小笠原備前入道、東下總守、近藤入道、宗砌法師、智溫外郎常作以下、其外には清巖和尙、堯孝法印、春日正三位入道常闇以下、數をしらざりし、其頃さへ昔の十が一とこそ聞しに、其席に有し好士、今の世には一人も殘らず侍り、誠興廢時のまの夢となり、捨れたる有樣、あさましくも悲しくも侍る哉、心敬彼席どもに望しかども、不堪愚鈍の事侍れば、盲目の前の紅葉、牛の前の調箏よりも詮なし、殊清巖和尙に、三十とせは日夜のことに侍しかども、一のことをも耳にとゞめず、いさゝかのさとりをもえ侍らざりし、今は千たび悔、足ずりをし侍る計なり此頃ふしぎにもいかばかりの器用利根の人世に生れ侍るとも、誰人の風を學び、いかなる友にあひて、故實をもあきらめ、此道の大悟に入侍らん、まことに十方常暗冥の時にや、

〔本朝世事談綺 四文學〕連歌

專順、宗長、牡丹花、宗牧、宗養、みな新在家代々の宗匠なり、其外蜷川親當、杉原加賀守、酒井長嘯、これ又達人なり、周桂、紹巴につゞきて、今の御連歌師に至る、

予俳諧綾錦編集の砌、或連歌師の云、連歌宗匠の始は、侍公〇濟救にあらず宗砌なり、我この道なれば、年ごろふかく詮議に及ぶ、聊相違あらずと云、しかれども古來より侍公とあればうたがはしく、系圖の所に、侍公宗砌おなじ人か、猶尋ぬべしと疑ひをしるしおけり、頃日歷代の書を見るに、宗砌は宗祇時分の人にて、文明のころなり、侍公は應安のころなれば、凡百年も前の人也、あやにしきに記す所のうたがひを、今こゝに解すのみ、

〔朝倉始末記 一〕朝倉家由來之事

其比〇寛正六年正月 敏景ノ御内ニ、堀江七郎景用トテ、武勇ノ士アリケルガ、〇中略 幼少ヨリ才智人ニ勝

とて侍し彼らが後まで救濟一人九十五頽齡をへて、二條太閤樣門弟とし事ならびに周阿法師、成穪、成阿法師、素阿、琳阿などその外諸人かの門弟也、かれら失侍りて、應永年中の頃より世に聞え侍る人々には、今川了俊、成阿法師梵灯菴主波多野外山、平井入道道助、通世者には中宜菴主、頭阿、畠阿などとて、やむごとなき作者侍しこの內にも末の世まで殘り、世一の先達の名をえしは、梵灯菴主也、今の頃大家には、勸解由小路道孝、岩栖院道歡、赤松の禪門などなり、此外近き世までの好士は眞下滿廣、杉原伊賀淨信蜷川周防信永、相阿、梵阿、重阿、承祐、瑞禪、寶慶、忍譽宗砌、智蘊、通世者には左阿、嶌阿、玄阿、祖阿、春阿彌、濱名備中法育、森下入道淨薩、此等の中にも宗砌法師、智蘊法師は、名聞え堪能なりしとなり、

應仁二年仲呂晦日　心敬作

〔さゝめごと上〕此道、およそ慶長の頃よりよにさかりにもていでたるとみえたり、其頃の先達と覺侍は、善阿法師といへるものなり、かれが門弟救濟、順覺、信照良阿、十佛など也、其後貞治應安の頃よりは、偏に救濟法師此道の聖なり、彼門弟周阿素暹などとて、やむごとなきもの侍りし、彼等が身まかりて後、應永の比よりは、梵燈庵主此道の先達な　その年のするつかたは、眞下滿廣なぞ、心もほそく詞もえんに、其世にはならぶかたなかりしとなり、其後永享の頃より世にしられぬるは、宗砌法師、智蘊法師などなるべし、彼等は清岩和尚の下にひさしく候侍て、歌の道をもまれるにや、其頃より連歌の道漸たえたるをおこすとみえたり、彼等身まかりて後此みちくらくなり侍るとなん、

〔ひとりごと〕永享年中の頃までは、歌連歌の名匠先達世に殘りて、きら／＼しき會席所々に侍しなり、公家には一條太閤、飛鳥井家、冷泉兩家、武家には京兆亭、同典厩亭、同阿波守、畠山匠作、同阿波守、一色左京大夫、武田大膳大夫伊勢守、小笠原備前、此外正徹和尚、堯孝法印[illegible]會在々所々月次の

〔古今著聞集和歌五〕成源僧正は連歌をこのむ人にて、其房中のもの共みなたしなみければ、中間法師常在といふあやしのものまで、かたのごとくつらねけり、

〔小夜のねざめ〕連歌といふことは、歌よむ人の忌むことになれり、是もいかゞとぞ覺侍る、爲氏卿は、日本のものゝ上手を唐國へつかはされば、我身は連歌の名にてや人のくにまでも渡るべきなど、狂言申されけるとかや、後鳥羽院の御代には、連歌の上手をば柿本の衆と名附られ、わろきをば栗本の衆と名附られ侍りき、柿本の長者となる、ことなる嚴重の事ぞかし、同じき御時、とねゐものの百のかけものゝをりも、定家卿は四十とられたるとぞ日記にも侍る、爲家卿も、齡たけては歌案じつゞくるはむつかしきとて、朝夕連歌をのみせられけるとぞ承し、後嵯峨院の御代には、辨内侍、少將内侍などいひし女房、連歌しにていとはへ／＼しき事ども侍りき、此頃地下にのみ翫ことになれる、いと無念なるわざ也、

〔筑波問答〕過にし春の比かとよ、舊池の亂草を拂て、蛙樂を愛する事ありき、〇中略松の戸をうちたたく人あり、誰ならむとゆかしければ、いづくの人ぞと尋侍るに、かたゐ中よりのぼりたる翁の、此山水ゆかしくて、わざとまいり侍る、あけてたゞひとめ見せ給へといへば、すべて見所なくつつましけれど、何かははゞかり申さむとて、あけていれぬ、此翁、〇中略後の嵯峨の御時は、此泉殿にて御連歌年ごとに庚申日はかならず侍しなり、辨内侍、少將内侍などいふ女房連歌師は、みすのうちより、紅のはかま衣の妻口をし出して、かほりみちて、心もをよばぬ句ども申出され侍しかば、人々感にたへず、高聲に吟詠せられき、

〇按ズルニ、古ヨリ公卿女房等ノ連歌ヲ能クセシモノ猶多シ、沿革ノ條ヲ參看スベシ、

〔ひとりごと〕凡連歌世にさかりなりしより、代々好士の名をえるし侍り、〇中略應長の頃ほひより善阿法師といへるもの盛にもてはやし、彼が門弟に救濟、順覺法師、信照法師、十佛法師、良阿など

名人

リトモ連歌師アラバ尋テ見ヨ、歌ノ道ニハ、貴賤ハ撰ムベカラズト云レケレバ、其頃町本行タリシ後藤掃部是ヲ尋ス、町々ノ庄屋ドモ、連ガシトイフ者ハ錢長刀ノ柄ナドニ成モノヤラント疑ル所ナク尋テ、以後一同ニ申出ケルハ、赤檞白檞計ハ數々候ヘドモ、レンヾ檞ハ一本モ無之候ト返答ス、イカニ東ノ夷共ナレバトテ、カヽル事ヤ有ベキ、米澤ノ侍共ハ、政宗ガ數寄ナルニヤ、從モアシクモ歌ヨマヌ者ハ一人モナシト怒テ、遂ニ祝儀ノ連歌ハ止テケリ、此姫無雙ノ美人ナリシガ、關白秀次公ヘマキラセ、十六歲ニシテ生害也、誕生ノ祝儀連歌ノ止モ不吉也ト、政宗語ラセ給ヒシ也、

〔連歌作者名寄〕師、輔、後陽成院、　玉、露、後水尾院、　秋、後西院、　色、桂光院智仁親王、　梅、近衞殿稱家公、　梅、妙法院宮堯恕、　金、大覺寺殿義俊、　裳、青蓮院殿尊應、　春、近衞龍山、　栢、一乘院宮尊覺、明了院　栗、尊朝親王、　車、良純親王、以心庵　玖、九條殿稱通公、　白、照高院殿、道澄　松、伏見殿貞敦親王、　竹、正親町院、　桐、二條殿、昭實公　台、西室殿、公順　栂、一條院尊政、大乘院　雪、逍遙院、實隆公　青、稱名院、公條公　秋、大覺寺殿、道澄、兄　幾、妙法院宮、堯然親王　杉、三藐院殿、信尹公　栢、信尋公、應山　木、照高院宮、道晃　穗、聖護院宮、道寬　東、竹門、良恕親王　桂、伏見殿、邦房　水、高松殿冬、一條禪閤、智恩院關白兼良　藤、二條殿、康道公　櫻、一乘院宮、眞敬　雲、照高院興意、道勝　貫、廣橋儀同、兼賢　甫、阿野大納言、實顯　市、姉小路大納言、公景　黃、烏丸大納言、光廣　旬、飛鳥井中納言、雅庸　也、阿野大納言、公業　子、高倉中納言、永孝　力、山本宰相、勝忠　筍、後十輪院、通村公生、日野大納言、輝資　芳、勸修寺贈內大臣、光豐公　已、岩倉中納言、具起　筍、基熙公、　曲、下冷泉爲景、　曲、正親町大納言、實豐（中略）　辰、平松中納言、時庸　詞、飯大納言、（中略）　行、勸修寺大納言、（中略）　高、廣橋大納言、（中略）　圭、圓滿院常尊、　主、平松前中納言、時量（中略）　且、西洞院宰相、時良（中略）　松、太閤秀吉、　山、三寶院、

寺其阿上人　芝神明　西東刑部少輔清長

〔寛延武鑑〕連歌花下

三百石京住　里村昌迪法眼　鎌倉別當正　昌長法橋　本所石はら　里村玄立　本所石はら　里村仍隣　時宗日輪寺あさ草町　其阿上人　亀井戸天神府宰　大鳥居信斂　芝烏森　山田宮内丞通貫　鍋木内膳政幸

〔嘉永二年大成武鑑〕㊄御連歌師

下谷五條天神別當　瀬川昌澄　百石廿人フチ、京住居、御醫師兼、　里村昌同法眼　しれぎ　坂昌成法橋　しれぎ　坂昌功

同御連衆

淺くさ　日輪寺其阿上人　亀戸天神神主　菅原信盛　しれぎ　金子主馬貞起　芝烏森稲荷神主　山田織部通孝　淺くさ島

越明神祠主　鍋木敎負豐貞　芝神明祠主　小泉大内藏勝倫　しれぎ　坂昌人　麻布末廣稲荷神主　中村美濃光枝　佐州住

土屋昌仙　淺くさ執筆　壽阿曇齋　父信盛　菅原信敎　芝神明神主　西東修理

〔明和京羽二重大全三〕連歌師

丸太町寺町東江入町、里村昌迪、下長者町堀川東江入町、同仍隣、新町ノ上入江の辻子、猪苗代兼誼、室町一條上ル町、石井了氏、

〔元治京羽津根三〕連歌師

一條室町西、里村昌雲、聖護院村、里村玄昱、同同玄川、上御靈中之町、猪苗代謙庭、

〔慶應平安人物誌〕連歌(非下以二巧拙一分中次第上)

里村　里村法橋　里村　里村　長濱尙次(號二淺處堂一、入道)　長濱越前

〔奥羽永慶軍記三十七〕狂歌事

政宗〇伊達ノ外舅義光、〇中略姫〇義光女駒ノ前ガ祝儀ニ、連歌ヲセント催サレシニ、山形ニ連衆ニナランモノ無リケレバ、餘リ無下成事ナリ、遠所ニ在シ者共ハ、今日ノ用ニ合ハズ、モシ町人等ノ中ニナ

本°と稱す、天正中には、諸家是を嗜む者多し、明智光秀等是を好みて、反逆の時愛宕山に於て、百韻を催したり、其時紹巴も其席に連りたり、關東にては連歌の雅を賞し玉ふ、里村は代々京都に住居して、毎年正月計罷出る、

〔玉勝間十〕連歌の花下といふこと

菟玖波集序に、よゝのひじりのみかども撰集にくはへ、家々の道をえたる人も式目をつくりて、久しく雲のうへのもてあそび花のもとのたはぶれとなれりと有、連歌の家に花下といふ稱あるは、此詞をとれるなるべし、

〔十訓抄二〕上左判官道清といふもの有けり、源氏狹衣たてぬきにおぼえ、歌よみ連歌を好て、花のもと月の前すきありきけり、

〔沙石集五〕連歌事

故入道〈〇東入道〉ソノカミ[illegible]沙門堂ノ連歌ノ座ニ有ケルガ、ウス紅ニナレルソラカナト云句難句ニテ多クカベリテ、興モナカリケルニ、

アマトブヤイナオフセ鳥ノカゲミエテ、花°下°ノ十念房アリケルガ、アマトブヤトウチ出タリケレバ、アハフキ候スルハト、心ハヤイヒケルトナン、

〔老人雜話乾〕連歌師の次第

昌休
　紹巴〈昌休弟子〉
　　昌叱〈紹巴の弟子〉　昌琢　昌程
　　玄仍〈昌叱の婿〉　玄的

〔寶永武鑑〕連歌花下

〈一百石京都〉里村昌億法眼　〈同上〉里村昌純法橋　〈京都〉里村昌筑法橋　〈宇田川丁〉里村紹尹法橋　〈本所石原〉里村

紹山　〈本所石原〉里村紹寿　〈執筆京都〉吉岡元哲　〈鎌倉町〉正元敏法橋　〈執筆井戸〉大島居信圓　〈長谷町宗〉日輪

連歌師
連歌衆

傳たり、

〔戴恩記下〕物の奇特といふも、行者の念力によるなり、あの庭の立石ありと、念珠をもみていのらば、心うごきおさるべし、われら〔紹巴〕が連歌にも、奇特は有と覺るなり、その志るしあればこそ、人のおしむ金銀をたまはりて、祈禱連歌をあつらへたまふ方おほしとのたまへり、

〔宮川舍漫筆四〕和歌の感應

ちかき頃旱魃打つゞきしをり、龜戸天滿宮にて雩(あまごひ)ありしかば別當丹精をこめて、日々和歌一首宛捧げ禱りたりしかば、雨降りて萬民歡びの眉をひらきしといふ、

天明らけき五ツのとし六月三日より九日まで、七日のうち、連歌の片歌一句、和歌一首日々つらぬて天滿宮のらつの廣庭にて雨を祈りて、百姓の爲に心を込めて、深くねぎごとを祈りて七日滿ぬ、志かはあれど禱りの中折々は雨ふりけれど、志み〴〵もふらざりければ、九日の夕べにかくなんいひあげたり、

心にいのる神はあるかと　昌德上

となん、づらね歌の下をいひあげてより、中の一日まで三日の祈り、十一日の晩の夢に、神の告に斯なん、

あめつちの和らぐ光り顯れて

夢さめてあたりの人にかくと語り合ぬ、時の間に雨降りいだして、鳴神轟き百姓の歡び、やつがれも祈りし甲斐有て、猶ひたすら此神の惠みを仰ぐのみ、穴賢々々、

是神の納受し給ひたる感應を、みな人仰ぐ處なり、

〔明良帶錄二〕連歌師

連歌は、定家以來宗祇貞德啫の處、堂上にて、三條家此道を好み玉ひ地下にて里村氏傳へて花の

連歌新續

〔梵灯菴主返書上〕一條攝政家〈○二條良基〉より鹿苑院殿〈○足利義滿〉へ御點を申さるゝ事あり、俄に召れし間、いそぎ參たりき、御墨を可取付事いかゞと仰ありしほどに何の樣も候まじ、たゞ御意のごとく合進せられば、御入興あるべく候、兼て御心ありけるやらん、是等にあひ申べきやと仰ありし程に、いづれかおろかなる御句交べき、されども長たかく幽としたる姿ことに珍重なるべきよし少々愚意の趣申せしほどに、五六句は御墨を付かへられき、あまりに年ひさしく成て、いかが侍けるやらん、それもたしかならず、

〔梵灯菴主返書下〕一周阿、鹿苑院殿〈○足利義滿〉の御懷紙に點を合申て、新續のため北野の社に參詣しける事、神慮にもかなひ、道の冥加も有べきなり、

〔梵灯菴主返書下〕一民部少輔成量は、むかしより上手の連歌を聞たるにて、耳は無雙に候し物を、その世に候はゞ、よき點者にてこそ候はんずらめ、年四十未滿にて身まかり候し事無念候、

〔實隆公記〕明應五年正月九日、戊子、宗祇法師來、滋野井被勸一盞、雜談、彼法師連歌〈自句〉百句、發句五十句書連之、〈姉小路宰相濟繼也〉勸點所望之事談之、何樣予出仕之時分、可申沙汰之由命之、及晩彼法師引合三帖送之、美麗之紙也、秘藏無極者也、

〔玄與日記〕文祿五年十月十七日、紹巴より合點の連歌到來、其便宜に松前の昆布送給也、

〔慈元抄上〕問曰、祝儀と新續の會には、無常と哀傷をばすべからずと多分思へり、佛法は何と心得べきや、答曰、〈中略〉新續法華經一部を讀誦するとて、三界無安猶如火宅の文と、世界不牢故、如隨末法線と說る類の文をば可除あらず、總遁懷哀傷無常の理をせめたることと、神慮に叶べしといへり誠やらむ或貴人の病中の新續の連歌有しに、

くすりになにの草をやくらむ、といふ句に、

はては野のけふりなるべき身をしらで、と心敬の付られけるとなむ、其病頓て平愈ありと申

かに秀逸の風情うかぶといふとも、人にこされては徒事なり、句數をもつねよりは蒔散し侍れば、必其中に點はあるべきものなり、

〔さゝめごと　下〕先賢に尋侍し、連歌の點、歌にかはるべきにあらず、舉を引侍らんに、何ごものあきらかならざるには、いかにもこと葉をくはへ、たがひの心ざしをとゞけ侍るべきに、心をえぬ句ども、ゆへなきことどもをうち捨侍らば、點をとりても合ても、なにの所詮か侍るべき哉、歌の舉にはいかばかりのことまでも、こと葉をそへ、たづね明め侍り、連歌には、かばかりのことの道をだにさたし侍るかた、世にまれに侍る哉、うたて侍ることなり、されば點は作者の大切に口み侍る一人にのみさる道なり、おぼろげにも他人にさることなしと歌には見えたり、

〔梵灯菴主返書　上〕一御點の事、當座人數退散以前、又雌雄を決せんがために、連中悉く歸路を忘て御點到來を待申よし申せし程に、或は深更或は曉天殘燈の本にて、火急の御點闔子をさるにおなじかるべしと仰ありしなり、凡内々御雜談にも、侍公（救済）は道にあひ、周阿は人にあふ、愚老（二條良基）はたゞ面白に任てあふと仰ありき、其比好士おなじ連歌を三百韵清書して、彼三方の點を所望し侍しかば、さらに一樣ならず、攝政殿（良基）へ尋申侍しに、句はかはるべき條勿論也、意地は同物と仰ありし、いかゞ心得侍べき、救濟は、上句はやすく下句は大事の物なり、おなじ程なりといふとも、下句の長點などは、作者も勇あるべし、道の興隆も又是に過べからずと申けるとかや、されば三の句より侍公の點は脇句に合侍しとおぼゆ、但今日明日の連歌、誰人申出しけるやらん、下句打句なりといひて、たゞ口にまかする間、點ころの見ゆる句なし、是は點者の不覺にもあらず、たゞ仕手の連歌をしらざるべし、凡點者は、萬人の連歌を曇なく見明めてあふべきやらん、よのつねの好士とも達者ともいはれたるばかりにては、おもひよらずや侍らん、上手の名を發しても、なをいぶかしとこそ先達も申侍しか、

合點

攝政殿の御掟を申出て、是いかめしき御恩也と申されし也、

〔筑波問答〕一問曰、連歌には點が勝負にてあれば、兼て點者など定めたるには、其體を心得て、志かへ侍る事も有べきやらむ、又點をば初心よりこゝに稽古すべきか、こまかに口傳し給べし、答云、初心の人、返々點をば執し給まじき也、たゞ句がらを幽玄に稽古志給べし、點は、いかなる上手も當座におもひわたる事のあるべきなり、されば上手の志たる句も、はづるゝ事のみ有にや、又勝負などには、いかにも寄合をのこさず、四手につけて點をねらはむとのみ志ならへる連歌は、きたなき物なり、初學のほどは點のはづれんを返々いたみ給まじき也、委こそ本には侍れ、巧などの事をも人に尋侍しかば、先すがたを能ならへば、をのづから的におたる事也とぞ申侍し、まことにやあらむ連歌もかくのごとし、大かた上手の句體は別の物にてあれば、うるはしき秀逸、點のはづるゝ事はあるまじけれども、いかにも點者の物忘などにあひ侍る時は、みおとしも有べき也、連歌には唐の文、世俗の事、寄合にはなり侍れば、點者の位の人は、ひろく稽古なくては叶まじき事にや、此比は朗詠樂府などの寄合つねに見及侍也、からの文をさらば、毛詩などこそ歌のおこりにてもあれば、興ある寄合も侍べけれ、草木鳥獸の名などにも、よき寄合侍るにや、ふるき歌におほくとりたる事にて侍り、さりながら我國のふることだにも稽古なくて、人の國のことまではあまりの事にやとぞおぼゆる、○中略 又點者によりて句を志かふるとかや申人のありし、翁が所存には、すべて心得す侍る也、よきすがたをすてゝ、點者のかはりたれはとて、わろきには、いかゞ志侍るべき、うるはしき堪能にならぬ程は、すべて點數の不同も侍る事也、それは地連歌のそろはぬゆへなり、地連歌だにも、律に入ぬれば點もさだまるべきなり、かやうの事よく稽古あらば、次第に了簡も有べきにや、

〔梵灯菴主返書下〕一當座の勝負を決せん爲に、點をとる連歌の事、仕手の故實もあるべき者歟、い

る、みな人存知の事なり、

〔兼載雜談〕一宗祇云、句數をおほく早口にするは、句を案せんためとありしとなり、

〔吾妻問答〕一一座のはやきを好み、また遲きを好事、何をかよしと申べからむ、答云、此道は、いかにも心をしづかにして、ふかく思案を可入事なれば、尤久しく案じて可仕事にこそ、然共時宜に隨て、やすくして秀逸にまさる事可侍、其上大かたの人は、當座にて不案ばと思給ふにや宗砌申侍しは、兼ていかにも稽古工夫をして、當座のしわざをば早々とせよと申侍りしにや、げにも稽古侍らでは、いかに案候とも、當座の妙句不可有候、如此申せばとて執筆の披露もせぬ前に隨分がほにて、興ある所を人に口をもあかせじと仕は、口惜事也、所詮この道は、心中のたしなみと、當座の時宜とを相量て、よきほどに入目にもなく、又さし出てもみえぬやうに可心得事也、

〔若草山〕一初心の時は句數の多きがよきなど申人有さもや侍らん、誠に初心の時は、おもひよる句をわき出るやうにし侍るが、山口しるくたのもしき事なり、功も入て後は、句數の多少によらず、思惟分別あるべきよし、先達敎へ侍りし也、但又時宜によるべきにや

〔徹書記物語上〕一了俊つねに申されしは、我等若年のころ、連歌をけいこし侍りしに、能もなき句をおほくせんよりも、五句三句なりとも、我本意の連歌をすべしとおもひて、句數を少く申侍りしを、攝政殿聞し召了俊の狀を捧げられし時、その狀のおくに引かへし、御邊此間よき連歌をすべしとて、句數少くせらるゝよし聞侍り、然るべからざる事也、一句二句をみがきて、隨分よき連歌と存ずれども、上の人のめより見れば、いまだ初心のくちにて、さらによき句にてはなき也、されば初心のほどは、いかにもおほく口かろくしもてゆけば、自然に上手になるなりとて、ことのほか御折檻ありしとて、予がよき歌よまんずるとて、ふみかきてをこして折檻ありし也、常には

といふもの肝要にて候、されば松月庵には數奇といふ二字を愚極と申名巫にかゝせ、本尊とさだめ、又やがて繪にすきを書て、あめがしたなるすきそこのすき、といふ歌讃にかき給し、數奇だにあれば、師匠にまみゆ、抄物もあつまるなり、

〔覺灯庵主返書下〕攝政殿(〇二條良基)は、人の御點を申とて夜深く門を扣などするにも、やがて内より連歌を詠吟ありて、殿上人に紙燭をさゝせて御出ありしなり、祗候の人はおきあがらぬも侍り、目をさましたる諸大夫などの少々あるは、只今何事ぞやなどつぶやきて、分明に目をみあぐる人もなかりし也、それにいつの程にか御詠吟も有つらん、是に常住たゞ此道に靜せ給けるとおぼへ侍る、何の吟の内にありと仰ありし、是又はかりがたき事なり、常に連歌はかゝり第一なり、かゝりは吟也、吟はかゝりなりとこそ仰ありしか、

〔兼載雜談〕一連歌のあがる時分、かならずにくていに成也、あさましき事なり、

ひろひぬるとばしは山にやすらひて、如此の句様なり、其さかひをよくたしなむべし、

〔兼載雜談〕一安武といひし人、わかき比連歌は器用なりしが、中比入ほがに成て、句こりてせられぬよしをなげきて、此心もちいかになをし候べきと兼載にとひ給ひし返答に、續古今の歌をつねにみたまへと有しなり、

〔覺灯庵主返書上〕凡連歌は、諸人列座して、人より先に由斷なく案ずべき者歟、攝政殿(〇二條良基)の袴のそばを取て堀をこゆるやうにと仰られたるも、あながち秘事あるべからず、人の續たらん堀を、つゞきて續たらんは、いかにこえざまおもしろくとも徒事なり、たゞ手をそなる人の連歌は、每度人にこさるべき歟、されば淀川の渡のごとしとぞ先達も散侍れ、げにも勢田田上のすゑなれば、底はさこそ早かるらめとおぼゆ、歌は題をとりても、がいぶん心の行ほど案ずるものなり、いかにもまづかに用捨侍らんは、いよ〳〵珍重なるべき事也、貫之は一首を廿日になんと申け

もり、心をもち、初心の時は、句をもし、きとく神變をも現し、又ふかくも淺くも一通にさだまらぬやうにすべしかやうの心もち肝要にて候、餘情面かげひえやせたることは、上手のくらゐにいたり、おのづから之らるべき物なり、習傳がたき物なり、

〔兼載雜談〕一連歌は先心より詞をゆふ〳〵といひくだして、幽玄にすべし、いかに心ばへふしありとも、ふしくれ立ては、連歌には聞ゆべからず候、人のさたなどをするにも、詞きゝたる人の物がたりのいひひらくは、はやく人のみゝに人がごとし、然ども初心にては、先あたらしく心を持べし、これは中比の心持なり、

〔了俊辨要抄〕一連歌稽古の事、初心のころは勝負連歌、又下手とまじりてはすまじきなり、中々わろき功の入て、後は上手に成がたきぞと、二條殿仰ありしなり、正道は學びがたく、外道は學び易しとなり、所詮連歌も、歌もやすく學れんをば、外道と心得べきなり、今ほど朔山梵灯、連歌をば、或はさがりたり、或は下手なりなどゝ申とかや、諸道は、上手こそ品をば知べきに、いまほど、梵灯にまさる人、誰ありて如此沙汰あるぞや、是にてしりぬ、天下の下手なる事を、（下略）

〔連歌百談〕第四談

連歌稽古の事、宗匠達の敎訓一準ならず、其中に初心の人は、句をやすらかにすべし、たゞみたる句をすべからず、よき人に附て見聞すべし、書をおほく見たらんよりは、句かずをおほく仕習ふべしとぞ、案ずるに、初心の間は、獨吟ならば二句連歌をすべし、前句は師匠より乞うけて、付句を仕習ふべし、或は面八句を仕習ふべし、又二三人已上ならば、一折二折等の百韻の式を仕習ふべし、句の出來次第に、師匠の添削をうくべし、師匠なき連歌は、勞して功なし、明暮よき人に隨ふて、稽古すべき事なり、連歌さゝめごとにも此敎訓あり、

〔心敬法印庭訓〕一才覺あれども下手はあるなり、才覺なくして上手あるまじき物なり、たゞすき

〇藤原爲家それも可爲撫民御事之由被申けるに、爲氏卿、何條さる事は候べきぞと被申候けるを、上手つけ候へ、融覺かなひぬとも覺候はずと被申けるを、聞入ぬ體にて、たゞにやこえむ二村の山、と付られたりけり、叡感頻なり、滿座感歎しき、是は本歌宜渡三何者也、

續撰、藤原爲實、くれはどりあやにこひしくありしかばふた村山もこえずなりにき、

〔兼載雜談〕一中古の人の云、一座功、二懷紙、三物語と稽古の樣をいへり、宗砌は打返して、一物語、二懷紙、三座功といへり、第一稽古には、人の物語などをよく聞、作の道をきゝ、たんれんし、第二によき連歌懷紙などを見て工夫し、第三に、座功をつめとなり、

〔吾妻問答〕一作者の心げに初中後候はんや、答云、これはたゞ稽古の初中後を申にて、其心たがふべからず、その上に猶初心のときは、句を儲候事第一大切に候間、いかにも調つゞききれ／＼にて、てにをはなどちがひ候とも、我は初心なれば、いかでかよき事あるべきと、心をつよくもちて打出して、其座に侍らん人の數をもうけて、一句二句又は五句六句も百韻にとまり候へば、をのづから口付ならひに候、餘に人を恥て、是を出しても如何あるべきやと思はゞ、道に人事叶まじく候、又是を過て、何となく何數をもせられ、寄合等をも數多見おぼえて、つまり候はじなどおもふ時は、詞の是非を覺悟して、何のすがたをなだらかに思量べし、これらや作意の中と申侍らん、此後に地盤の風體よく／＼調ては、心大にかけり、地に入候とも、正路を失ふまじく候間、平人の思ふ外の事を思ひめぐらして、人の耳をもおどろかすことに心をかくべし、是を心の至らぬ人さやうにこひねがひ候はゞ、必正路を失て邪路に可入候、此界の用心肝要候をや、

〔心敬法印庭訓〕一心もちに三重あるべし、初心の時は、たゞしくうつくしく心にかけ、先口なれ候やうにすべし、中程になりては、きとく妙神變のかたへ、心をやり、人の耳をもおどろかし、人にもきとくといはれて、よく聞たる句をのみすべし、さて上手になり、さかひに入ふしては、道をき

名所などの歌に、末集の作者ならでは侍らぬ事あり、さやうならんは力なかるべし、夫もその所によみて、體有ものをば取て付侍べし、ことばの字などを取侍らん事は、いかゞと覺侍也、同本歌を取といへ共、其心似合侍らぬはその詮なし、歌をもつて分別して申侍べし、

鳥羽玉の夜の更行ば楸生る清き川原に千鳥なく也、此歌はよし野に行幸侍ける時、山邊の赤人のよめる歌也、此歌をとりて付侍らんに、清き川原と侍らんに千鳥とも付、千鳥と侍らむに清き川原とも付侍らむは、能似合侍べし、又楸に清き川原も尤可然、夜の深行ばと云句に、楸はさらさら似合侍らず、此夜の深行ばと侍るは、鳴也といふ詞に落著たる心なれば、千鳥鳴也と侍らむは、無子細侍べし、又、

今夜たれすゞ吹風を身にしめてよしのゝ嶽の月をみる覽、すゞ吹風によし野の嶽、又月をみるらんによしのゝ嶽も似合侍るべし、身にしめてと侍らむに、よし野のたけは事たがひ侍べし、身にしめてと侍らんには、すゞ吹風はよく付侍らむ、又、

うちま山朝風寒し旅ねして衣かすべきいもゝあらなくに、此歌はいづかたを付ても、皆似合てや侍らん、又、

武庫の海のにはよくあらしいざりする蜑の釣舟浪の上漕ぐ、是も皆水邊の縁ある物共にて、いづれも〳〵通じて付侍るべし、戀の歌などは、五句の内皆似合事おほかるべし、只心のすぢ目をよく〳〵分別すれば、初たる歌などを御らむ候とも、やがて寄合の題其覺悟あるべく候、

〔井蛙抄 六〕雜談

小倉云、連歌、本歌二句にわたるべからざるよし有沙汰歟、それをも事によるべきにや、後嵯峨院御時御連歌、あやしきと云句に、ほどもなくけふの日かげもくれは鳥、といふ御製つきてのち、なん句にて連歌つかずして程ふる間、難句をして及遲亂、此句可返給之由有勅定しに、民部卿入道

るが、文をみて立たりけるを、わかき女房の清水まうでする物とみえたるが、此男のもとへ立寄ていひかけたる、

たぢろくかわたしもはてゝふみ見るは、といへりけるを、此男つけんずるきそくにて、まばしうちあんじけるが、此心やまはらざりけん、大聲を出して、いかに將軍の渡させ給ふ橋をたぢろくかとはとがめければ、おそろしくて足ばやにさりにけり、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〇藤原爲世云、民部卿入道〇藤原爲家爲敎を車の尻に乘て、さがより冷泉宿所へ出られけるに爲敎卿兄〇爲氏のあしざまなる事ども申されけり、禪門ともかくも返事もなくてみちにこえさる車の有をみて、

やせうしにこえ車をぞかけてける、といふ連歌をせられけるを、爲敎よりすぢりあんじけれども、つひにつけざりけり、冷泉にて車よりおりらるゝとて、つひにえつけぬな、あにのとのならばつけてましと被申けり、

用古歌句

〔連歌提要下〕本歌を取連歌之事

祇云本歌を採に、心をとる事も有、又ことばばかりを緣にして、心をば別に付る事も侍る也、歌に本歌を取、その同じこゝろなるべし、

口傳云、前句に本歌の詞多く出たるには、付心はのかに、その詞を顯すべし、又前句に本歌の詞幽にあらば、付句に其歌も聞ゆるやうに付べし又人ゝ普く知りたる歌はすこし取べしと云々、

〔吾妻問答〕一本歌のとり樣侍とはいかやうの事にや、答曰本歌の取樣の事、如式目作者堀河院時代までを本とせり、集は新古今までをとれり、當初より堀河院までの人をば、いまだ集に不入侍といへども可用之、其後の作者は、新古今已後の集に入侍るをば、本歌にとる事あるべからず、但

連歌不附

〔豐薩軍記十〕秀吉公御仁政幷紹宅宗方連歌之事

肥後國ノ木山左近入道紹宅ト云者アリ、此ハ此程當國ニオイテ、一揆ノ大將ヲシテ、狼藉ヲ振廻シ科ニヨリ、既ニ斬ラルベキニ極リシガ、此者連歌ノ道ニ長ジ、先年上京シケル折節、北野笠著連歌ノ席ニテ、

心苦シキ月ヲマツマデ、ト云句、付アグミタリシニ、紹宅、

人シレズ肌ニ結ブイハタ帶、ト付ケレバ、時ノ宗匠紹巴、甚此句ヲ感賞シテ、其ヨリ睦ク交リケル、此故其頃ハイハタ帶ノ紹宅ト、都鄙ニ名ヲ顯シケル由ヲ秀吉公聞召レ、左樣ニヤサシキ者ナラバ助ケ置トテ、御ユルシヲ蒙リケル、

〔八雲御抄一正義〕連歌

東三條に四條宮〇後冷泉后藤原寛子おほしける頃、良暹が、

紅葉ばのこがれて見ゆるみふねかな、といへるに、殿上人皆逐電も、眞實にはにくからぬ事歟、昔も今も、よく志かけられぬれば、にげたることおほし、歌よりも大事なる事なり

〔續世繼一菊の宴〕きさきの宮さとにおはしましけるとき、良暹法師、もみぢ葉のこがれてみゆるみふねかな、といふ連歌、殿上人のつけざりけるをも、みかど〇後冷泉の御はぢにおぼしめしたりけるも、いとなさけおほくおはしましけるにこそ、

〔連歌辨義三〕連歌は、頓にいひかけたるに附ざるは、いと念なし、志かあれども、か丶ることもある也、堀河院の御時、黑男といふ笛ふき、黑戸にまゐりて笛をふきけるに、堀河院御製、

黑男くろ戸のかたに音すなり、大納言國信、俊賴朝臣など御前に侍けれど、附まうさゞりけり、

〔古今著聞集十六興言利口〕將軍入道殿はじめて上洛の時、清水の橋を渡りたりけるに、いづれの武者の分にてか有けん、志ろきひたゝれ著たる男の、たけだちことがらさる體なるが奉行して有け

をひつかん／＼とやはしるらん　宗鑑

高野ひじりのあとのやりもち　宗長

高野ひじりのさきのひめごせ

愚句は、をひつかむといふ心付まさり侍らんや、

碁盤のうへにはるは來にけり　宗鑑

うぐひすのすごもりといふつくり物

朝かすみすみ／＼までは立いらで　宗長

是も愚句つけまさりはべらんかし

〔滑稽太平記　一〕山崎宗鑑の事

前句一句に、三句所望せられて、

切たくもあり切たくもなし

盗人をとらへて見れば我子なり

さやかなる月を隱せる花の枝

こゝろよき的矢の少し長いをば

〔翁草　百六〕可令は俳諧の執筆なり、手跡勝れたるにはあらねど、能く事を正して、重寶なる人なり、後に耳聾て執筆勤らず、點者と成り、芳全と改名す、其頃までは、北野聖廟に宗養の連歌あり、可令執筆を勤む、例月廿五日參詣の人、連歌堂の椽側に群り、箕踞して句を付る、ゆきゝの人の妄りに付る事なれば、多くは連歌にあらずして、俳諧の類ひなり、中にもわきてふつゝか成は、執筆選倒して懐紙に寫す、爾に近年は、連歌堂をも退轉て、あらぬ堂の如くに成、宗養も絶たり、かばかり優に遺れる古風も、いつしかあとなきこそあいなけれ、

る御鷹よになくかしこかりければ、になう覺して御手だかにし給けり、名をばいはてとなむつげ給へりける、それをかの道に心ありてあづかり仕うまつり給ける大納言に、あづけ給へりける、よるひるこれをあづかりてとりかひ給ほどに、いかゞし給けん、そらし給てけり、〇中略内にまゐりて、御鷹のうせたる由を奏し給時、みかど物ものたまはせず、きこしめしつけぬにやあらんとて、また奏し給ふに、おもてをのみまもらせ給うて物ものたまはず、たい〳〵しとおぼしたるなりけりと、我にもあらぬ心ちして、かしこまりて、いますかりて、この御たかの、もとむるに侍らぬ事、いかさまにかし侍らん、などか仰ごともし給はぬと奏し給ふときに、みかど、

いはでおもふぞいふにまされるとのたまひけり、かくのみのたまはせて、ことごとものたまはざりけり、御心にいといひがひなくをしくおぼさるゝになん有ける、是をなん世中の人、もとをばとかくつけゝる、もとはかくのみなむ有ける、

〔宗祇法師前句附〕春　　　宗祇

人の心のかはるよの中

うき身さへ時にやあふと春立て

老が身はわかなつむにも袖ぬれて〇中略

雜

はなをうへやなぎをうつす門ごとに

ねられねばいむてふ月をひとりみて〇下略

〔宗長手記〕越年〇大永三年は新酬恩庵傍捨密下、爐邊六七人集りて、田樂の鹽噌の次で、誹諧たひくに、〇中略

前句附

〔連歌辨義 二〕問、ひとつ句に數多句を續たるあり、今是を前句附といふ、ふるくもありしことにや、

答、古今六帖に、〇中略一句にあまたの句をつくる、これやはじめならん、

〔古今和歌六帖 四戀〕女をはなれてよめる　紀友則

たきつせにうき草の根はとめつとも

人の心をいかゞたのまん

あさがほのきのふの花はかれずとも〇中略

とりの子をとをづゝとをはかさぬとも

いるつきを山のはにげていれずとも　あり原のときはる

毛のすゑにはねつく馬はつなぐとも

そでのうちに月の光はとゞむとも〇中略　紀貫之

郭公春をなけともあとふとも

かげろふのかげをばゆきてとりつとも〇中略　凡河内のみつね

ます鏡ぬしなきかげはうつるとも

さほ山のもみぢぬ秋はありぬとも〇下略

〔古今和歌六帖 五雜思〕いはでおもふ

心にはしたゆく水のわきかへりいはでおもふぞいふにまされる

〔大和物語 上〕同じみかど大文かりいとかしこく好み給けり、みちのくにいはての郡より奉れ

ろなきといふ句に、一生の內、ゑつをたゞ一度付たりと有き、

こゝろのなきぞこゝろやすかる

手おらじなゑつを隣の家櫻

總じて、心のなきに心の有といふ句付にくきと云なり、

こゝろのなきも心ありけり

のむ酒のよひの枕に目はさめて

心のなきもあはれをやゑゑ

夢の內に覺えずぬるゝ我たもと

〔翁草三十八〕一里村昌程連歌の附句に、いづくの山にかくれ住らん、といふ句に、卯の花のさけども鳴ぬ郭公、と附られしを、一座感ず、父昌琢聞居て、今少し有べしと也、人々いか成事やらん、此頃の秀句なるをと申されしかど、かぶりを振り給ふまゝ、昌程又しばらく案じて、卯の花のと五文字を執筆へ渡さるゝを、昌琢夫にて社よけれと有、

卯の花のちれども鳴ぬ杜宇

流石の昌琢なれば、二の句を聞ず、はやく合點有しを、人々感せしとぞ、

〔戴恩記下〕何事も有やうなるがよきぞ、たくみな事は、後おほくてはあしきことになり、われら（紹巴が連歌に、今まで付おほせたると覽るは、有千句の中に、

たゞそのまゝに世こそをさまれ

よきにのみなさんとするやあしからん、と付けたりしを、世の人も感じけるとなり、

〔理齋隨筆一〕承應の比の連歌とかやに、人をおくりてかへる鳥部野といへる前句に、身はいつの煙の種に殘ス覽、と付たりしは、いとおもしろき事なりとて、或人語りぬ、

氏物語の朝皃の姫君は、桃園の式部卿の宮の御子にて、かくれ給ひて後も、かの宮にすみ給ひしかば前句の仙人を引なして附られたり、いく秋かへしにも、此意にてすこしもはなれず、心詞もみやびたることになりし也、また宗長法師云、角をいたゞくといふ句出てむつかしきを、行助法印の盃を附られき、盃は、角にもいたゞくにもはなれず、これらも皆上手のうへの事なれば、難句の出たる時は唯あどの付安き樣にのみすべし、宗祇法師云、けやけき句一句にて、つぎ〳〵五六句も、それにひかれて連歌はわろくなる也との給ひし、とにもかくにもやすらかにせんとおもひても、前句に附ることのあれば、むつかしくはなるもの也、紹巴法橋も、よく案するはやすくせんため也といへり、

〔蓑枝雜談〕一花を賞するに紅梅、白梅、寒梅、李花一枝など云とも櫻は何のこともなく、おほやうにおほくと開出で、諸花の上にすぐれたり、連歌も如此、強力の句には強力につけ、幽玄の句には幽玄に付、はいかいには、はいかいに付て、何も調て際限なきを上手とはいへり、

一うしろあはせといふ句に、地藏をおいて勧進するていを付んと有しなり、如此物ごとに平性の工夫かんえうなり、

〔蓑枝雜談〕一うつゝより夢やまことをしらすらしといふ句の付がたくて、さゝへたりしに、うつゝをすてゝ、夢やまことをしらすらん計に付よと有しなり、いさゝかの事なれども面白心持也、

〔蓑枝雜談〕一蛭川新右衛門とて名人なりし、其子連歌に、琴に松風を付たりしに、ことの外折檻有しなり、其後の會に、琴と云句出來てさゝへたりしに、いかんとして松風を付ねと又いさめ給しなり、いつもの事成とも、時節により物によりて、能聞ゆべきとなり、此事招月和尚聞給ひて、かんじ給ひしとなり、

一數寄かゝりし頃月のなきといふ句に雨を付たりしを、心敬深くいさめられしとなり、一調こゝ

〔心敬法印庭訓〕一下手のことは中にをよばず、よき程の人も、前句にすつべき所をえすてずしこ付るほどに、無用のほねを折、又こらへるなり、(中略)ものゝふの八十宇治川などあらん句には、うぢの事とのみこゝろえて、枕ことばのもの、ふやそをばすつべきなり、このたぐひ毎々句にあるべし、櫻ちりもみぢもくつる山里に、といふに、ひとり暮行木がらしのかぜ、と付たりしは、やさしきなり、いひもてゆくほどに、さくらも紅葉もつけねどもよく付たるなり、海山の心にうかぶね覺して、はぐゝみたてしちゝはゝの跡、是も或人付候ひし、ことの外ほめられ候つる、父母の恩を海山にたとへたる事、誰も知りたる事に候、此ね覺してをつけぬがよく付て候、夜分まくらなど入候ては、さん／＼の物なるべし、

〔吾妻問答〕一漢の事を和朝の事になして付事如何、答曰、漢の古事二句つゞきて後、いつ迄同じ事を仕らむ、只歌の三句に渡て、あしきごとくなるべし、さやうの時は、和國のかたへ取なして付るなるべし、其證句に、車の右にのりしかへるさといふ句に、人の見る馬場の日をり時過て、と侍る、前句は太公望が事也、前より二句其心侍るに、彼右近の馬場の日をりの日、むかひにたてたる女車を思ひて、見ずもあらずと業平のよみ侍りしを取合て、右と云詞に右近馬場を取成、車を物見車によそへて、のりし歸るさ大事なるを、時過てとあひしらひて、心を捨ず候、かやうの事大切の事に候、又昭君が故事、楊貴妃が事つねに出る事も是にて、いづれも御了簡あるべく候、

〔連歌辨義三〕問、かけ合の連歌には、人の心さま／＼なれば、心詞もけやけき事を好み、むつかしき句のみあらんに、其時いかゞ心得て附べきや、答かゝる事は、時にのぞみて附かたの心得もあらん、先は上手ならねば、なりがたきことなるべし、

いく秋かへし桃をえしひと　　宗砌法師

ふる宮の園の朝がほさき殘り、此前句は、西王母の古事にて、すべて難句なるを、附句の意は、源

直に忍の露など侍に、軒の草は以外あしく侍べし御尋の外に侍れども、尤、以、申候、山里と侍に、庵ども柴戸とも自然付侍は無子細候、山里に契りし庵やなど侍れば也、柴戸と侍に庵と付事、不宜候、かやうの事は、師匠と申事さのみあるまじく候、只我と心得て分別し給ふべき也、

〔心敬法印庭訓〕一體の物には用を付べし用には體を付べし、但事によるべし、海浦などゝいふ句に、水邊のものにて、しかも體にても用にてもなき舟、橋、あし、あまなどやうの物の付たるに、今□用はよきとて、浪、しほ、水などしたる、などやらん心よからず、中とたへたるやうなり、

〔心敬法印庭訓〕一下手は、冬野のかはりたると云句に、草のかれたると付、山水のおつるといへば、やがて瀧などを付、籬の花の秋にほふといへば菊を付、

一花に櫻つくる、用心すべし、

〔白髮集〕一春にても夏にても、月の句出來候はんに、其句に秋など付る事無益也、秋の句を月の用なく求めつらぬる事、是悪候、但又秋をつかうまつらで叶間敷所、又は名句杯にては、力なき事也、夏の月杯に夕の露の秋近き比などいえる句に、ひゝと秋を付候はん事心なくや、露と云字、前の夏の句に出候間、季の字大切成をや、

一風も音せぬ春のさびしさ、などゝいへる句に、雨過る夕山かくれ長閑にて、かやうの句は、よろしきやうに候へども、前句を二度となへたる物にて候、多分尺する所の分別なき人の連歌はかやうに候、風も音せぬこそは長閑に候へ、雨過る片山かくれ霧白になどにて、尺したる心のがるべくや、

一峯の梢の秋たらぬ色などゝ云句に、松の葉になるゝ時雨の晴やらで、松の葉の露いたづらに置馴て、などゝいへるは、又とおなじ物成べし付所よきやうに聞えて、尺したる物也、前句の峯の梢のあきたらぬ色こそ松や梢にて候へ、

謗他見他言有間敷候、此旨於御背者、住吉玉津嶋天滿大自在天神御罰可被罷蒙者也、

季秋七月　　宗養在判

長慶朝臣

〔老のくりこと〕中つ比の先達注侍に、此句は寄合の句、此句は心付の句など、て寄合の句ひとへに心はのき侍れども、くるしからぬ様子見えたり、取置がたき事也、心付ならぬ句あるべからず、歌に親句疎句などいへる、いづれも心付の上なる歟、上下のくさり繼ざま通せずといへる事あるべからず、又中古には、付合とて、大かた兼てより付るさまをさだめをきて、前句の心てにをはの沙汰はなく、たゞ取合々々侍る計の句のみなる歟、

花とあるには梅、櫻、　紅葉には鹿、時雨、　鴈には古郷、田、　橘にむかし、郭公、　老に昔、いにしへ、

世に身を捨る　曉にねざめ　夕に入會の鐘

かやうに大むね似たることを、前句の心の難儀を忘れて申侍る程に滿座同心なる句を、自他の高名のごとく侍る歟、最初心の頃は、かやうの緣語ども大切の事なるや、さかゐに入はてゝは前句の心のさまてにはのさせ侍る程に、ゆへづきたる事どもゝ更にあらず哉、いかばかり堪能にも、おなじ心を案じ合侍るはほいなく哉、滿座各あらぬ堺と案じちがへたる作者粉骨なる哉、

〔吾妻問答〕一當時木に名木を付、草に名草を付る事を嫌侍とは、如何樣事ぞや、答云、昔より中古までは、さやうにこまかに分別する事なく侍し也、深山のこずゑなど侍らんには、いづれの名木を付侍とも何かくるしく侍らむ、常盤木といふ句に、松、杉、檜原、橘などは、事の外不庶幾侍也、草に名草の事、草のはらなど侍に、萩が花菊の露など侍らんは、よも嫌侍らじ、小野の草むらなどあるに淺茅生と付、花さく草など侍に萩又女郎花、萩といふ句に山下草、軒端の草などは、事の外あしく侍なり、只同事を二度いひたるなるべし、戀の句に忍ぶとも忘るゝとも侍に、軒の草と付るは宜候、

一對とは、田に畠、松に巖など對して付るを、對付とはいふなり、〇中略

一埋とは、うへには付やう聞えぬ句なれ共、底に深きこゝろをふくみて付るを、埋付とはいふ也、

〔闇夜一燈〕好士の申せしは、先春秋の句に心をつけ學び出さば、夏冬の句はおのづから移りやすかるべし、水邊の句にはいかやうにも眺望をめぐらし、山家の句には景色を毎句吟味し侍らば、自然に幽々玄々の境に入つべしとぞ、祇公東下向の時、旅寐の床の夢打覺て宗長にこしかた行末のことゞもかたり給ふて、連歌には付所秘することゝて近來沙汰し侍らず、皆人おもふ所なれども、是をむねとせざれば風情すくなしとより／＼いひしらせ給ふを、宗牧此道をふかく懇望せし語出て、まことにしめ野の艸の枯葉も、紫野の露の謂所なりとたがひに感じあへりとなん、〇中略

付所詞

一わかる　天地、横雲、夢、雁、春、秋、

一行　枕、年、月日、春、秋、水、鳥、獸、雲、

一むすぶ　草枕、京、氷、水、夢、露、霜、帶、紐、

一高き　名、年、草、木、山、河、音、いやしき、

一きゆる　罪科、露、霜、雪、雲、けぶり、灯、命、

一さやか　月日、鐘、霜、風、水、

一殘る　思、恨、袖の香、月日、露、霜、雪、春、秋、雲、

一めぐる　車、月日、しぐれ、

一たつ　鳥、霞、雲、春、秋、月日、名、烟、衣、旅、〇中略

右之一卷父宗牧某がために闇夜の一燈として授與之今少しも殘らず令書寫進覽之候

むかしを忍ぶ袖ぞ露けき　　里はあれて花のみ獨匂ふ野に

從

武藏野に秋の幾日を送るらん　　萱が末葉の有明の月

離

日影ゑづかに黃鳥ぞなく　　山里の霞む朝戶に雪消て

時の間に至るとぞきく西の空　　もろこしまでの春の初風

逆

もとの涙にかへる奧山　　鹿ぞなく妻とふ野べや明ぬらん

われはひとりの秋の悲しさ　　今夜月たが手枕に晴ぬらん

右四道を不ㇾ知して連歌する人は、たとへば無ㇾ燈如ㇾ夜行といへり、

〔兎玖婆之栞〕平、四、風、詞、違、心、對、埋、

一平とは、山に嶺、麓に尾上、浦に船賤にいやしきなりを、そのまゝに働かさず付るを平付とはいふ也、○中略

一四とは、前句の詞あまたあるを、詞ごとにとり合せて付る也、是を四手付とはいふなり、○中略

一風とは、花の面白きには月の風情を付、紅葉のおもしろきには草花などのさまを付るを、風情付とはいふなり、○中略

一詞とは、言葉のたよりを緣に取合せて、よるくるなど、いふに、糸、ふるなるなど、いふに、鐘鈴など付るを、詞付とはいふ也、○中略

一違とは春に秋、山に海、むかしに今、寒に夏、うきに嬉しなど付るを、違付とは云也、○中略

一心とは、寄合たより風情もなく、只心ばかりにて付るを、心付とはいふ也、○中略

秋を附、夏の句に冬をつけ、戀雜ともにあらぬさまに引なし附る也、今一は百韻五十韵の連歌すべき爲に、片句をとりて付るには、春秋戀など、一句二句にて捨ぬものなれば、春の句にはかならず春の句をつけ、秋の句には秋をつけ、戀には戀をつくるたぐひ也、又百韻五十韵の連歌は、大槪百首の歌よむか如し、一首々々にわかてば、百首の歌とてかはりたる事はなけれども、百首のうへにとりて、おなじさまの心詞のつゞきたらんはあしかるべく、連歌も、百韻五十韵のはこび、よみくだしやすらかに、こゝにつけがたき所とおもへば、やり句とて、すら／＼として次の句の附やすからんようにする事也、隅田河物語にも(宗祇法師の作なり)連歌は百韻こと／＼くきれずして通り侍らんことかんよう也云々、宗長法師云、表の五句目七句目は、らんどめ心よく侍ると也と見へたり、片句に一句附る連歌に、らんどめ心よきといふにはあらず、百韻の表八句のすがたをいへるにてもゑるべし、人とかけ合の百韻五十韵の連歌には、我句を附て、又我句に次の句を付て、いかにも附やすからんとおもへば、其句を出し、次の句の付がたからむとおもふは、よしやよき句にても出さぬならひなり(中略)○とにもかくにも、連歌はことなくやすらかにするがよき也、又百韻五十韵の連歌はつけの心はさる事にて、打越ことに大切也連歌新式に韻の字の事をあげ、其次に直に輪廻の事をのせ給へり、(輪廻は打越三句の嫌なり)連歌はうち越あしかれば百韻五十韵はならぬゆゑなり、こゝにて片句に一句を附ると、百韻五十韵の連歌とはたがひあるをゑるべし、さはあれど、百韻五十韵のうちより連歌えらばんには、片句に一句附しにしたがふことなし、

〔連歌提要〕下四道之事

連歌にも、六義、十體、八十體等、其外種々の付やう有といへども、專要とすべきは四道也、四道といふは、添、從、離、逆也、付樣の根源とする道也、口傳切紙在之、

添

附句

なれにし人も夢の世中

山櫻けふの青葉をひとり見て　　能阿

新菟玖波集の時、此句の前句なかりしとなり、如此おもしろき一句、まれなるべしとて、前句をば作て入られしとなり、

〔連歌比況集〕はちすのくき

問云、連歌を付事いかやうに心持侍るべきや、一句前句をおもひすて付候はんずるか、又前句をはなれずして、付侍るべきや、答、前句をはなれずして、しかもはなれ〳〵てはなれぬやうにあるべし、さればこそ連歌をつくるとこそ候へ、はなすとはいはぬ物なれば、つかぬをばいかで連歌と申べき、上古には列歌と申て、歌一首を引分、上下の句になし侍る也、是を物によそへてしからんとならば、蓮の莖を引切て見べし、きれば切安くして、しかも其糸絶る事なし、其ごとくに打越をのがれ、前句の心を捨るは、蓮の莖を切にことならず、扨縁言をひかへ寄合をわきばさめるは、糸のつゞけるがごとし、

〔若草山〕一心のよくつき侍るがよきにや、又詞のよろしきがまさるべきにや、

此事古人さま〴〵故實のことしるし侍れば、あたらしく申べきにもあらず、前の句に付侍らずば、連歌にては有べからず、又いかに玄妙に付たりとも、こと葉ふしくれだちすなほならずばいたづらごとなるべし、

〔連歌辨義三〕問、片句に一句を附る連歌と、百韻五十韵の連歌と違ひあるや、　答、片句に一句を附るも百韻五十韵などの連歌とて違ふべきにあらず、しかはあれど心得ある事なるべし、先片句に一句を附るに、ふたつの心得有一には先後のさし合もなくいにしへの連歌の體なれば、心をもふかく、詞をもいたはりて、前句の意をおこし又引かへなどして付るがよき也譬ば春の句に

なれもさこそはさむしかるらん

薪きる遠山かつのをの、音　宗祇

文のたまこそうみに入ぬれ

螢飛まどの硯のみづすみて　同

此前句は、入海の文殊といふ事をみそこなひたり、

日よしのや越の白山名もふるし

たちゆくつばめかへる雁金　兼載

前句は、山王權現は本地白山事歟、

山ほとゝぎす初秋の空

星合のわかれの鳥に音をそへて　同

右の句共、何れも前句ことはりうとき句なり、

〔兼載雜談〕一心敬云、昔の救濟、周阿、良阿など、奇異の句の出來しも、前句あるによれり、今時も其比のごとくの前句あらば、それにもまさりて、珍敷句をもせんとなり、前句する下手とへなしとて歎給ひしとなり。

〔戴恩記下〕あるとき紹巴法橋宿にて千句のありしに、天滿の山巳之丸（〇松永貞德）と二人、夜ふかくゆきたりしに、いまだ連衆一人もなし紹巴自そりをしておはしけるが、人にかたらばいつはりにせん、とて句に、一こゑは秋の山路のほとゝぎす、と古人の句にあり、連歌は前句によりて名句あること、今もかやうの前句あらば、われらも付べけれども、今はかやうに一句の道理なきことはせぬによりて、付句によき句なきなりと申されき、

〔兼載雜談〕

り見ざる句等なるべし、又前よりつまりもてきて、其句のとがはあらねども、付にくき事もあるなり、たゞやすらかならんがつけよかるべきとのみ、大樣人の心得ぬれど、第一の難句とぞ覺えぬる、何を付侍る共、大かたはつきてさせるふしなし、古事本說にてこは〴〵しき中にも、一興なるこそ付出して、上手のてがらをも見せんは、やすらかなる句よりもかへりてよき事も有べし、たゞ前の句によく付たる句がつけよきよし、先哲申侍り、そのゆへは、あたらしき句に付よきとなり、花を催す前句に、春の木末に心のとまるといひ月をまねく連歌に、秋の夜の空を詠るとかまへたる、無下の事なり、月花の前句付よからんとせんも益なし、付がたからんともたくむべからず、只ありのまゝに侍らば、作者了簡有べし、かゝる分別なきが、人數にはきらはるゝと申なり、

〔吾妻問答〕一付にくき連歌とて當世嫌事侍は、如何樣句に候哉、答曰、よき句も前より事つまりて更に料簡なき時も侍、又付にくき句も、やうによりて中々それにひかれて、上手の一興を付出事も侍ば、必嫌べきにもあらず、宗砌などは更々歌の善惡を不申候しとおぼえ候、前を嫌は、只不叶方よりの事にや、但又取こみて理きこえず、あるひはてにはをちがひなど候へば、付にくき事もおほく侍べし、さやうの句には、砌公も只不付して、詞の字などにてやりたるもあるべし、その句に六田のよどちさては大和路、といふ句に、我國は神の七代をはじめにて、と付侍る、此前は一句さら〳〵其理なし、六田の淀路は大和國の名所なれば、句はあしく共、六田の淀路さては龍田路などこそ侍らめ、大和路とはいはれぬ事也、大和路ならば、河內路紀伊路などこそ對すべく候を、かやうの事たがひたるをば、宗砌も無料簡哉侍けむ、六の字に七代をよそへて、大和に我國と付侍也更々心は寄侍らず候へども、無力ては加樣のことも侍るべし、

〔兼載雜談〕一前句に、一句理のなき句は、きとくに付たり共、集などにも、かきぬきにもいらぬといへり、

きさくおもしろき處に、心をさゞめ侍しにや、さ樣の人をば佛法にも頓教別教などゝて圓成圓教の所よりは淺くや、まことの先達の句には、かならずいひ捨たるものおほかるべし當座の紛骨を宗として、輪廻前句の難句などには、ことをすてゝ、人の句をたすけ侍る句おほかるべし、古人の歌にも、つゞりに錦を織ませよといへり、さのみゑり句ゑり歌にのみ心をさゞめ侍らば無念の事也、このもしくめづらしき句どもをきゝゑりてほうびするは、諸人のうへにて、初心末座の人のさせるふしなき句の內にも、思ひ入はづかしき句どもまじり侍べくや、いかばかりの所までも心をつけ、每々句々に耳こゝろのさゝきて、聞おさゝらん好士、まことに大切の人數と申べく哉、

〔心敬法印庭訓〕上手のきらふといふは、第一だうぐの多くとりこみたる句、又一句の理なき、又ことはりの過たる、又世俗に人のうちひらめといふ句付にくき最上なり異相の句は難儀なれども、かへりて名譽の句をも付いだすことまゝあり、古人の名句かたり句など見給ふべし、皆異相不思議の前句どもなり、うちひらめにふつとよき句つくまじきなり、うつくしき句の、ゑかもわがむねより出たる句は最上なり、いさりするかりするなどに、罪科釣たるゝ柴さるなどに、ひまなき、わざ、さけ、僞などゝいふ句にいましめ如此のたぐひいかほどもあるべし、かならず下手のこのむ物なり、今よゝもあしくも付られぬ物也よく〳〵心うべし、

〔心敬法印庭訓〕一花のまへといはんとき、春の句などゑたる、比興のことたり、花付よからんとする事なかれ、又わざと付にくからむとすることなかれ、

〔若草山〕一付にくき句と申は、いかなる句にてあるべきやらん、付にくき句に種々あり、一には、古事本說にて難句なる、二には、心のおちつかで分別のなき句、三には、あまりやすくてよりどころなき句四には無用のものとりこみたる句、五には、左右をかへ

前句

野をとをく分行露やこほるらん　中御言大納言

第九三字中略

またた水は松より氷る嵐哉　源宰相

あしたの池にさはぐ口鴨　中山中納言

庭ひろみ山のすがたのめかれせで　不違院宮

第十初何

四方に晴て都を雪の光哉　親王御方

こほりてのこる有あけの空

千鳥なく入江を跡に舟出して　仁和寺宮

平野何水

春を待てかへらばかへれあまつ雁

櫻にくもるあけぼのゝ山　式部卿宮

月も影にほへどかゝる霞にて　基德

明應七年二月四日

〔ひとりごと〕古人秀逸とて、諸人まるし置侍るをみるに、大かた前の句をかゝず、又かたりあひ侍るをきくにも、前の句の沙汰なし、此事無念にや、連歌は前句をきりては、いかばかりの玄妙の句、所詮なくや、前の句打越の輪廻などのあつかひによりて、地連歌定句も感情あるべくや、かやうのかろ〳〵しきことより、ひとへに心もことばも前句によらず、まなこうせ侍りて、たゞならべ置たる句のみになり行侍る歟、其比河内良阿とて名をえし好士侍り、ねんごろの作者にて侍りける哉、かたり句などゝて、さま〳〵いひつたへり、またかはあれどうるはしき先達とはみえずや、

ぬる蝶はかきねの露のしづまりて　親王御方

第四夕何

忍音を月やあらはす郭公　不遠院宮
あくる夜いそぐ色は卯花　中御門大納言
しげるよりは山をふかき跡にみて　中山中納言

第五何鳥

行雲や松さみだれの時つ風　中御門大納言
露うちかほりあふちさく陰　式部卿宮
夕日よりうつろひかはる月出て　侍從大納言

第六白何

初風に月の秋立雲井哉　侍從大納言
螢たへ〲まよふうす霧　堯德
夕暮は露にみだれぬ草なくて　持明院三位

第七山何

秋風の光もふかき月夜哉　中山中納言
木末にあまる露の下草　源宰相
染あかで紅葉に松やしぐる覧　永宣朝臣

第八一字露題

常盤木の紅葉ば染る心哉　堯德
千草のこらず花のさく比　不遠院宮

梯の岩間は風の吹ときをり　隆慶
ある丶をま丶のを山田のはら　道輿
かこふともならぬ草ぶきかたふきて　昌叱
かげすさまじきあかつきの月　能札
ぬれまさる枕の露のいかばかり　一千世〇中略

秀孝七、恕云七、昌叱十、德順九了程七、能札一、心前十、紹淸七、一千世一、生八句、紹巴十、正繁八、隆慶六、旣在八、道輿一、

〔連歌〕北野社御法樂

千句御連歌

第一何船

霞のみ春の物なる朝哉
山は雪間に出る日の影　親王御方
鶯は野べをやどりに先鳴て　式部卿宮

第二何路

花いつ丶霞ににほふ天津風　式部卿宮
山をżるべか雁かへるころ　仁和寺宮
雪殘るたかねは遠くあらはれて

第三何人

さくを見てかへらば春やをそ櫻　仁和寺宮
若やまぶきの夕暮のやど　侍從大納言

と觀意〈父基任〉其席に候てかたり侍りき、

故宗匠〈○藤原爲世〉云、民部卿入道〈○藤原爲家〉申されしは、歌合に人の許へ行には、連歌發句一二句案じて、何人何木何舟樣のつねの賦物にあて丶、用意する也、會の末ざまに、にはかに連歌すべしなどいふ事あるに、そゞろに發句を案じて人またれなどす、べからずと被申候、

〔元長卿記〕永正五年五月十四日、參內、御連歌也、〈○中略〉爲學朝臣、執筆、

松になけ神もやどり木郭公　〈御製賦物〉路〈○中略〉

御一座之內、御製おもひし程ぞいまはにくかると被遊、予、色づくもちらすも露の下紅葉と申、叡感、滿座褒美入輿之間注之、

〔連歌〕天正十三年十月五日

賦何路連歌

玉篠の野は風ませの霰哉　秀孝
時雨をはらふそでの寒けさ　德順
鹿の音に夕暮ふかき山越て　心前
月に成行谷あひのみち　生
川霧や水上よりも晴ぬらん　正築
さしくだしぬる船のかず〲　既在
柴人のをゝれし友を待つれて　聖云
日も落方の里の一むら　了程
陰たかき松の梢のうちけぶり　紹清
霜におちばやくちもはつらん　紹巴

白く候もの哉といひければ、いとゞおかしと思ふに、さらば恐れながら付候はんとて、
名にしおふ花の白河渡るには、と云ひたりければ、云出したりける人をはじめて、手をうちてあざみけり、さて此僧はいとま申てとてぞ走出ける、後に此事京極中納言定家聞給ひて、いかなるものにかと返す／＼ゆかしくこそ、いかさまにても唯者にてはよもあらじ、當世は是程の句などつくる人は有がたし、あはれ歌よみの名人たちは、たゞかうかきたりけるものかな、世中のやうに恐ろしきものあらじ、善きも惡きも人をあなどる事有まじき事とぞ、云はれける、

〔井蛙抄 六〕雜談

小倉黄門禪家〇定云、隆博卿は行家には無題におとりて世もおもへり、誠にさこそ侍りけめ、龜山院御時、山城國名所を賦する百韻御連歌侍りしに、よのつねのやさしき名所は大略過て、いまは俗にいひつけざるからすき、かはな、四の宮がはらなどやうの名所をもとゐべしとさたありし時、爲氏卿ちぎりしのみやかはらざるらん、と被仰付たりし叡感もあり、諸人奇特に思ひて、隆博卿すこしの相對にも及がたきよし、人々思ひたり、勅定に隆博つけよと仰事侍りければ、つらからずきかはなべてぞたのまゝしと被付たりし、さすが也といふ御沙汰侍りき、

〔菟玖波集 雜十二〕源氏物語卷名と古今作者とを賦物にし侍ける連歌に　前大納言爲家

紅葉のかぜに散まよふ頃といふに

時雨なりひらのたかねの神無月

〔井蛙抄 六〕雜談

基任云、中院禪門家〇爲北野參籠之時に、神までの社名を賦して連歌侍りしに、冷泉亞相中將殿といふを賦して、こひのみちうしやうとのみなげく哉、と被付けるを、滿座感歎無極き、禪門柳と云句に、老松ちからよわき春哉、と云句を付られたり、玄樣もなけれども、そゞろにおもしろかりし

おもひそめしまかまのうちを尋れば
あふにはかふる市人もなし　從二位家隆

〔明月記〕建曆二年十二月廿八日、使者走來云、可有連歌、可參、仍布衣馳參、○中略小時出御、如例儀、始賦木人名、人名トハ、當世人名字隱題用也、不可嫌尊卑云々、此中有隆忠名、雖戲事、丞相名如何、太不便、

〔明月記〕建保二年八月廿八日、戊終許參馬場殿、出御、訖各著座、○中略但賦物太以難、詠人不得風情、上句反讀、假令、松、雲、雖略之體也、下句三字中略云々、假令、ツマギ月、マガキマキ之體也、兩句共難得、百十餘句之間、事訖各退出、

〔明月記〕建保三年八月廿一日、日入以後參內鬼間、小時頭辨參入、又右武衞參、此間治部重長來召、予參御前、俄而召人々參入、始連歌、賦人名□一兩句之間雅經朝臣參入、按察○通親可參之由女房申之、忽抑連歌、五十句後被待彼參之間有狂歌合、兩方詠各體評定了按察參、依申改賦物、魚河名又五十句訖各退出、已曉鐘也、御所○後鳥羽予、雅經朝臣、直衣範宗朝臣行能、康光、皆北座右武衞、直衣上定高朝臣、同上重長、棟基、成長、皆上予依把勞骨因、太弁ゝ時儀ハ、雅清、直衣執筆書之、

〔今物語〕或所にて、此世の連歌の上手と聞ゆる人々寄合て連歌しけるに、其門のまたに、法師の誠にあやしげなるが、かしらはをつかみにおひて、かみぎぬのほろ〳〵とあるうちきたるが、つくづくと此連歌を聞て有ければ、何程の事を聞くらんとおかしと思ひて侍るに、此法師や、久しく有てうちへ入て、緣のきはにゐたり、人々おかしと思ひてあるに、遙にありて、賦物は何にてやらんと問ければ、其中にちと荒涼なる者にて有けるやらん、あまりにおかしくあなづらはしき儘に、何となく、

くゝりもとかず足もぬらさず、といふぞと云ひたりければ、此法師打聞て、二三返計詠じて、面

として、しのぶ草はさきに候へば、是はしのなどいふ事返々見ぐるし、白菊などしてしらに用は、猶いかゞはせん、しらといふくさなければ、きくばかりはゆるすかたもあり、無風情物をふたかたにする尤可止、又かくしたるにてはなくて、名物をあらぬ物になす事わろき事也、玉かつらとして桂などいふ風情也、かやうの事數不知多し、みな心をうべし、

〔筑波問答〕一問云、賦物連歌はいかやうなる事にて侍やらむ、　答云、昔は二字三字の中略、物の名など、後鳥羽院御時はことさら賦ものを御このみありき、近頃は源氏國名などつねに用侍るにや、うるはしき賦物のふるき抄ども、むかしよりおほく侍れば、今更申におよばず、大かた初心の人には、賦物は連歌そんずる事にて侍るさぞうけ給をきし、堪能にだに成ぬれば、いかなる賦物もやすき事にて侍とかや、限あらんふしものは、尤覺悟すべき事なり、此頃ゝ面ばかりだにもまことしくとり侍らざるにや、無念の事なり、但先秀逸の體を至極稽古して、賦物の沙汰はあるべきなり、

〔菟玖波集春一〕後鳥羽院御時、白黑賦物の連歌めされけるに、

乙女子がかつらき山も春かけて

かすめどいまだ嶺のしらゆき　　從二位家隆

〔菟玖波集戀九〕後鳥羽院に奉りける連歌のうちに、三字中略、四字上下略の賦物にて、

つくばねやたきつ岩ねを行水に　　前中納言定家○中略

せかれぬ戀よしかにしのばん

後鳥羽院に奉りける白黑の賦物連歌の中に

賦は寬元の比（後嵯峨院の御宇）よりはじまり、元亨の比（後醍醐天皇の御宇）に就て、文和の比（後光嚴院の御宇）再也、井蛙抄云、故宗匠云、（為世卿）民部卿（為家）被申しは、歌合に人のもとへ行には、連歌の發句一二句案じて、何木、何人、何船様の常の賦にあて、用意する也とあり、これにて五ケ十ケなどの賦物ありし、ことをしるべし、○中略むかしは歌の題の如く、山とも路とも賦物を定て、それより發句をばよめる也、今は第三までもいできて後、賦物をばとることになりし也、これは體用をはじめ、去嫌附心までも、いとしもくはしく、一句の心もわかち、詞もみやびたれば、賦物に合するよりも、中々いにしへにまさりたることもありぬべし、

〔八雲御抄一正義〕連歌

一初三句中は、可顯賦物也、あらはすとは、たとへば物の名をかくしてはせぬ也、こからと云鳥を木がらしといひ、さめといふ魚をはるさめなどいふ體也、○中略

一いたくまさなきふし物し、いりたちたる魚鳥名などは、若からん人などは、返々すべからず、世に惡く聞ゆる也、○中略

一一字有物の名は、あらはしてはいづくにもす、唯一字をするとは、句のはじめにする也、○中略

一傍の賦物をする事はわろく聞ゆるなり、たとへば賦禽獸にけだもの、たぐひ、賦物にはあらで、郭公などする事は、よく〳〵思べき事也、是はつねの事、深き難にはあらねど、ふし物にすきざらんには、さうにおよばず、すきなんにもいたくはつくまじ、されどすきなんはあながちのことにあらず、連句の頹におなじ、

一兩方に兼たる賦物は、一方にまづまつれば、又する事なし、たとへばなきといふ物は木にもくさにもあり、それはまづ一方にまつれば又せぬ也、

一國と源氏とを賦物に見ゆきとして（源氏名）國のゆきに用事あしきなり、又草を賦物にまのよ草

一發句脇句ノ同字幷物名ヲバ、面八句之中、雖レ隔二五句一、猶可レ嫌レ之、

一近代一懷紙、引返之第二句マデハ、戀述懷、名所等、猶如レ面不レ可レ付也、

〔菟玖波集十九雜體〕連歌はて、人のねたりけるに、連歌しは皆賦物と成にけりと云ければ、

何木をとりて枕にはせむ

〔連歌辨義三〕問、賦物といふは、いつの比よりいできたるや、賦はいかなる意にや、今賦物抄とて書類は、五ケ山何、何路、何木、何人、何船、十ケ朝何、夕何、花何、花之何、唐何、青何、白何、手何、下何、初何、其外賦物の字、一字露顯日火、數香、名菜、如レ此一字有二一字訓一之類也、二字反音花纈、夏綱、水卵、如レ此反二讀二字一各成二有體之字一類也、三字中略霞紙、菖蒲、雨桂、唐、如レ此有二三字訓一之字、略二中一字一成二二字有體之字一也、四字上下略玉章、鶯、櫻、松、苗代、橋、如レ此有二四字訓一之字、略二上下二字一、各成二二字有レ訓之字一也、などゑるして、そのはじめをゑるさず、いかなることにや、又古今の違ひあるや、　答、賦物は、百韻連歌ありて後にいできたるならし、はじめは應德の比にやあらむ、白河院の御字建久の比より後鳥羽院の御字建保の比專なり、順德院の御字ゑかあればこそ、八雲御抄にも賦物の事段々のせ給ひつれ、扨賦は詩の六義に賦あり、やまとにはかぞへうたとよめり、唐のふみには、うたはずして誦を賦といひ、擇言とも、具説とも、解喩ともいへど、連歌の賦は、くばるといふ意也、百韻五十韻、句毎に其物を山何、何路、物の名の類也、くばるゆゑなり、むかしは五ケ十ケなど定りたることはなし、或は鳥獸、或は草木、或は國の名、或は古今集の作者の名、或は源氏物語の卷の名、或は白黑、或は一字露顯、二字反音、三字中略、四字上下略、或は有心無心など、色々のことを賦りて興じたる也、〇中略古くは一字露顯、二字反音、三字中略、四字上下略などは常にして、五ケ十ケの賦物はいと稀也、其比は、發句より第三句の中は賦物をあらはし、一字あるもの丶名は、日を火のたぐひあらはしていづくにもせし也、又傍の賦物をするはわろし、譬ば鳥獸を賦るにはさゞすなどする事也、又兩方にかねたる賦は、一方にゑつればすることなし、譬ばなぎさいふ物は木にも草にもあり、それを一方にしつれば又せぬ也、御抄の趣、此外にもさまゞゝさだめある事ながら、今はあやなきことにしあれば、くはしくはゑるさず、さて五ケの山何類十ケの朝何類の

山何

石、林、原、郭、公、鳥、路、主、出、人、嶽、風、隠、河、影、垣、川、橋、椿、梨、卯、木、井、岩、〇中略

何路（ミチ、或チ）

家、今、古、市、石、細、通、夢、西、苔、下、船、遠、山、浦、〇中略

一字露顕

日、火、蚊、香、名、菜、如此一字有二一字訓之類也

二字反音

花、縄、夏、綱、水、罪、如此反讀二字各成二有體之字類也

三字中略

霞（紙、）菖蒲（國、）桂（鹿、）如此有三字訓之字、略中一字各成二二字有體之字也、

四字上下略

鶯（隅、）玉章（松、）苗代（橋、）如此有四字訓之字、略上下二字、各成二二字有訓之字也、

一往古、以賦物爲題、或百韻或五十韻、毎句用其賦物、近代ハ、發句バカリニ賦物之沙汰アリ、脇句以下、一向不取之、仍雖似無所詮、聊不忘舊儀而已也、

一發句ニ取賦物之時、二ニワタルヲバ不取之、假令、山櫻ト云發句ニハ、人字不可取之、人ハ山ニモ櫻ニモワタル故也、自餘准之、又三ニワタル賦物同前、

一一字露顕賦物ハ、近代モ百韻連歌ニ毎句悉用之、尤有其興、二字反音以下賦物ハ、千句連歌發句バカリ賦物ニ常取之、

一賦物字、上古ハ百韻之中不犯之、中比面八句バカリ忌之、近代無沙汰歟、可謂無念、仍近年ハ、表第三賦物之字ヲ斟酌也、

古事類苑

文學部十二

連歌下

賦物

〔菟玖婆之栞〕賦物といふは、六儀の一也、賦の字はくばるとよめり、百韵の全體、此一字より起る也、むかしは一句二句にて云捨たりしに、百韵に定りしより、詩の聯句に等しく韻字を賦るが如く、一句毎に取しを、今はたゞ舊儀を捨ざるのみにて、發句ばかり賦物をとる事とはなりぬ、尤口傳ある事なり、

〔兼載雜談〕一賦物は、發句の題なり、歌の題のごとし、脇又第三の題なり、賦物字をくばるとよむなり、題をくばるがごとし、

〔ひとりごと〕かたつ田舍などに、此頃賦物をとるさま不審に侍り、發句を、讀をえて已後賦物の沙汰侍りて、定給へることおぼつかなし、大かた賦ものは、發句の題たるべく候哉、詩聯句などにも、先題を披露して後に句を出す歟、丈からば先賦物を定めて、發句を出參らせ候哉、あまさへ此頃は、發句の作者をばさし置て、滿座ほしきまゝに定侍る、此事年久不審に侍り、

〔連歌初學抄〕賦物篇

山何、何路、何木、何人、何船、以上五ヶ之内、最可用之、朝何、夕何、花何、花之何、唐何、青何、白何、手何、下何、初何、御何、肩何、薄何、何風、何水、何屋、何所、何田、何草、何鳥、何馬、何色、何手、何心、何衣、何文、何物、此外舊賦物雖有數多、於不宜者略之、何世、千何、玉何、以上新添、一字露顯、二字反音、三字中略、四字上下略、

古事類苑

文學部十二

連歌下

秋風と擣衣、各別の物なれども、夢を覺す所皆音きく類なれば、打越嫌也、此三句め付様、都をおもふ袖の露けさ、かやうにしては、夜寒の床の夢覺て、都を思ひやる體にてよろしき也、

〔連歌至寶集〕一第三事、前へのより所は大かたに候とも、一句のがらをたけたかく大やうにあそばされて、第三は大略てどまりにて候、さ候はねばはね字にて候、自然には又もなしとも留申候、此外は不ㇾ好候、此三の外に候へば、平句の様に聞得申候、一面八句之内、同十句めまでも不ㇾ仕候事、神祇、尺教、戀、無常、又名所其外さし出たる詞など不ㇾ仕候事により、發句には神祇無常名所も御座候、

〔玄與日記〕文祿五年十月廿日、吉田にて連歌御興行也、

氷りゐて行水ふせぐ河邊哉　昌叱

蘆の枯葉にまじる萍　玄旨法印

春風に田面の柳色みえて　玄與

日野大納言殿など御出座也、其懐紙、從禁中吉田神主殿を以被ㇾ成勅言、叡覧に侍り申候、拙子第三、一世ならぬ冥加の由、京都にて人々被ㇾ仰候、

て留り然るべく候、小舟さすたもと涼しく月出て、是にては平句の格なり、小舟さすたもと涼しき月出て、涼しくとつゞきたる時は韻字なし、きと切て句作りすべきなり、遠近の柳いろそひ雨晴て、雨晴て柳色そふ也、如此折かへしては間を、第三の體とはいふ也、

〔連歌提要上〕第三句之事

祇云、(角田川)第三の事、只何となく第三に似合たると覺る句侍る也、左樣の句大切なるもの也、脇句とはかはりて、時節などは不入事なり、大やうにたゞしく有べきか、但發句脇のやうによりて、其心一に有べからず、

養云、(三部抄)第三は轉ずるを本とする也、

四海集云、脇の二道、第三にすべからず、

辨義、此二道は添從の義也

玄仍秘抄云、第三てと不留はよろしからず、但らんと留りたるもよし、いかにも長高く幽玄の體を本樣とせり、但發句により、第三の心持かはる事有、假令、發句景氣ならば、第三いひ立たる句なるべし、發句いひ立たる句ならば、第三景氣の句なるべし、

辨義、發句見る體ならば、第三聞體なるべし、見る體きく體、いひ立たる體等、おの〳〵發句とはかはるやうにすべし、此旨よく〳〵了知有べし、

又云、第三はさのみ不付ともといふ人有、不可然事也、又よく付ての上に、一句幽玄に長高くとこそ申べけれと云々、

〔連歌提要下〕三句離之事

打越離たるやうにて離れざる連歌有、假令、

まくらにかよふ秋風の音　月影も寒夜の床の夢覺て　いづくの宿も衣うつなり

第三句

へり、これ究めて初心の輩には及びがたきならひ也、一向發句の心には背きて侍れど、付所は比類なく候、脇はいく度も眞字留にすべし、薄霧わたる峯の明ぼの、是にては平句の體也、韻字なきなり、うす霧わたる明ぼのゝ峯、是にて韻たしか也、山河、水、里、霜、露、庭、宿、松、月などの類留りにはよろしく候、

〔さゝめごと 上〕脇の句の事をも、攝家〇二條良基あそばしをける、大かたの下の句などには、いさゝかすがたかはるべし、左やうに一ふしにほん句の心をうけてなどあそばしをけり、

雪の山草木が花の家ゐかなと侍るに、

冬さくむめにまじるくれ竹　救濟

此句のすがたを、尤などあそばし侍り、されども所により、又そゞろきたる風體をもていでたるほん句などには、さのみおだしくのどやかなるのみにては、興なき事も侍るべく哉、たゞ席により所によるべきか、ひとへに一所をまもらば、かへりてをろかなる事も侍るべし、

〔豐薩軍記 二〕高城合戰幷島津義久靈夢之事

義久如何セント身ヲ悶へ、〇中略霧島へ參籠シ、〇中略敵ヲタヤスク討サシメ給ヘトテ、肝膽ヲクダキ丹誠ヲ抽テ、三日三夜祈念アリケル、ナドカ納受ナカラザラン、十一月〇天正六年七日ノ夜、

討敵ハ龍田ノ川ノ紅葉カナ、ト新ニ靈夢ヲ蒙リ、悦ブ事斜ナラズ、則チ傍ヲ、

弓張月ノ水クヾルカゲ、ト付ケ、是神明ノ示現勝利何ゾ疑ン、吾心既ニ決セリトテ、〇中略四萬餘騎ヲ引率シ、鹿兒島ヲ打立ル、

〔兎玖婆之栞〕第三は、發句に準じて、脇句にさまで付ずとも、長高く平句めかぬやうにすべし、時候なども、發句脇に轉じ違ひてすべき也、雜の句決してすべからず、發句にて文字さし合はいらん留是もさし合はゞに留、猶又さし合はゞもなし留、時宜によりては物の名にもする也、先大方は、

〔連歌提要上〕脇句之事

祇云、隅田川発句は三ヶ月にわたるも有べし、脇は其折ふし違ふ事悪かるべし、脇にも又、いつとてもよきも有べし、大かた脇句は、発句のごとく、月なき明に月の有やうにするは、よろしからず云々○中略

落葉云、休雪問談脇は大事のもの也、あまり只句のやうには候はで、発句の時節に相背す、一座さはやかに有べし、発句に居所などなく共、賦物の體などには、宿軒庭垣等くるしからず、又山類水邊等も同事也、発句によく似合事有べし、其趣違はゞ、努々付べからず、先達の説のごとく、発句は客、脇は亭主の心也、幾度も風、雲、船、梅が枝などやうの名留肝要也、採要

〔兎玖波之栞〕脇には三の習ひあり、一に雙脇、二に對し脇、三に違脇也、雙脇とは、発句に相當してする也、對し脇とは、発句にある物を、何成とも對して雙ぶるやうに云かけて付る也、違脇とは、発句の心に引違へて背て、去かもつくやうに取なす也、

水廣し花咲つゞけ杜若　　おもだか交る池の連葉

是を雙脇とは云也、発句の心は、水も廣ければ、いかほどにも花咲つゞけといへり、然るを脇には、此池にはおもだかも連も交りて咲たれば、杜若も咲つゞけといへり、かやう成を雙脇といふ也、

名もしらぬ小草花咲川邊哉　　芝生がくれの秋の澤水

これを對し脇といふ也、名もしらぬといふに芝生と對し、小草花咲といふに秋と對し、川邊と云に澤水と對したり、春風桃李花開日、秋露梧桐葉落時、如此對する字々を心得て、発句にある詞よくよく見分てするを、對し脇とはいふ也、

雨いづこ風は夕だつ木末かな　　すゞしくなびく露のむら草

是を違脇といへり、発句の夕立のふらぬといふに、脇には夕立のふりて、露に涼しさを發すといひ

脇句

風谷のみづ、あなたうと春日のみがく玉つしま攝政殿〇二條良基の御發句にもつねに此面かげ有しやらんとおぼえ侍れども、程ひさしく過てさだかならず、耳たか、らねば、いまのこそ狐疑不信も侍べけれ、彼三賢の位にては、いかでか切ざる混合あるべき、昔細々に參ちかづきし比、此條いかゞ候べきと尋申たりしに、一反二反にては猶分明ならず、四五反も吟ずれば、必吟聲のうちに切たるは聞るなり、たゞ口に水を含て味をしれるごとし、

〔筑波問答〕一問曰、脇句はいかやうにすべき事ぞや、答云、脇句は發句をうけてする事なれば、さのみ心こもる事はあるまじけれど、是もあまりに平懐ならんはわろくや、たゞする〳〵と詞やさしく、心あらむ事をし給べき也、わづらはしきやうなる脇句は、返々わろき事なり、たとへば万葉などの長歌に、後に反歌とて、長歌の心をうけて卅一字の歌を必よみそへ侍るにや、それは長歌の心をうけて、しかもつゞまやかにする事なり、脇句もさやうにや侍らむ、但發句のおなじ心なる樣なる事はわろく侍る也、別の事をのかぬやうにすべきにやとぞ、古人申侍し、脇句の名句はいたくなき事なれば、本樣にいたし侍るまではなけれども、是又道の大事にて侍る也、末座の人斟酌あるべし、何樣にもたゞ下句にはかはり侍べき事にや、

〔吾妻問答〕一脇句第三にも故實侍哉、答曰、發句は三ヶ句にわたりて、いづれとも侍らぬ有べし、折節のちがふ事は惡かるべし、脇にもまたいついひてもよかるべきも有べく候、おほかた脇は、發句のごとく、月なき朝に月のある樣に仕はよろしからず候、發句になき山類水邊よろしからず候、たゞ水などは無子細候、所に望て海邊などのことも有べきか、また千句などの末には、山類などもくるしかるまじく候哉、又第三、たゞ何となく第三に似合たるとおぼゆる句侍也、さやうの句、大切候、脇にはかはり一、時節など入ぬ事候、おほやうにたゞしく有べきか、但發句脇の樣によりて、其こゝろ一にあるべからず、

右此一冊者依津田經次所望、仍最染筆云々、出葉分別至實可謂歟、作者不詳、校合次記之而已、

永祿六年清和上旬　　紹巴在判

〔耳底記別記〕連歌之切字之事

哉　月の秋はなの春立あした哉　　ば　いつもさらばきかざらましを郭公

し　さえし夜の河音おほし朝霞　　や　山やあらしはなの波たつ春の海

ぞ　はなさけどいはぬばかりぞ雨の聲　　か　花の枝もかくなる物か夏木立

も哉　ほとゝぎす遠山ならぬ聲もがな　　もなし　春立ば花の色見ぬ木々もなし

ぬ　秋更ぬ松のはかたのおきつ風　　けり　見る人を風も待けり花盛

こん　明日もこん比ははなのゝ小鷹狩　　じ　もみぢせぬ秋もうらみじ雪の松

さぞ　夜はの月さぞすみのえの夕霞　　も　松風もほにいづる秋の荻のこゑ

よ　梅が香よ色は千しほも染つべし　　いさ　庭よりに匂ふ木もいさ梅の花

いかで　春ど秋どいかでわか葉のうす紅葉　　こそ　花の水山こそ千しほはしがのうら

いづれ　雪いづれ庭の卯花おそざくら　　いく　見ずもあらぬどやまいく重の朝霞

下知　今朝ちるになゝいて消な去年の雪　　いつ　そめはいつ山は霞の淺みどり

以上

〔八雲御抄正一〕連歌

一發句は必いひきるべし、なにのなにはなにをなどはせぬ事也、かなどもべしども、又春霞秋の風などの體にすべし、

〔竹灯庵主返書上〕當時發句のきれたるときれざると申不審あり、是もやすかるべき事にはあらずさは／＼といひきりたるは誰が耳にも聞て子細なし、侍公(〇〇)の發句に、五月雨は六ねの松

傳授といふ事さへ有にや、

〔白髮集〕發句切字十八之事

哉　遅く來て見殘す花の夕かな　　けり　神無月紅葉の春に成にけり

もがな　草はあり櫻に秋の花もがな　　し　松靑し陰に色づく秋の草

ぞ　雨ぞ花ふればひらくる初櫻　　か　秋そめし露か木葉の朝氷り

よ　降くれよさてこそ秋のみ雪哉　　せ　染盡せ紅葉むらごの片時雨

や　露や色花の木ぬれの朝ぼらけ　　れ　氷れたゞさてこそうへのみつの雪

つ　花はみつ紅葉はおそき秋の草　　ぬ擧　雪の花靑葉になりぬ松の風

へ　雪待て花に散ぞへ下紅葉　　ず　一聲は思ひもあへずほとゝぎす

いかに　月いかに木の下やみの松の雨　　じ　よもふらじ薄雪までの松の雪

け　ふけ嵐花なき春の靑木立　　らん　風よりも日數にたらん花の春〇中略

一大まはし、かぐらまはし、三切など有事は、人に文字の有所をだにみせず、先此十八の切字につゐて能取なさば、我人のせいたるべし、汝より外は此義志るべからずと思ひ、自心の箱をふたりの間に是を語なり、其故はいかんとなれば、汝七條善阿もとに行給ひてありし時、自も汝に打そひて行つゝ聞しに、三百韵目の發句を志給ひしに、其句に、月は今朝尾上の花のかたみ草、と侍りつるにては切字なしやと云べきにこそとうなしく唯に有て相思ひしにより て、末此詞十八の相傳に志らぬによりてなりと思ひて、我は是十八の口傳有によりて、各心をかよはす間、此十八の字自がせい也、是を汝にとらすると被仰下詞なれば、倩御姿を見奉るに、白髮老人の形と見へ給ふにより、白髮集と新外題を書により、人に上書をさへ顯さず侍なれ、歌の道とも、姿とも、父母とも可謂也、〇中略

ばしるなど、あるべき歟と也、吉右衛門云、九重はとおきて雪にもとあるべきかと云、師云、いや九重の雪といふつゞきよきなり、もの字はなにとあるべきぞと也、

〔豐鑑一長濱御抄〕西播磨廣瀨といふ所に、宇野の某と云者城を構へ秀吉にしたがはざりければ、兵を催し是をかこみ給ふ、この頃連歌に名有紹巴、都より下りてありし發句に、

篝火に鵜の首みゆる廣瀨かな、となんいひ侍りぬれば秀吉はゝゑみあへりとぞ、

〔連歌辨義三〕問、發句にはかならず切字を入ることのありて、平句にかならず切字のことなきは、いかなるゆゑにや、　答、先切字には十八あり、其外をまはし、大まはし、二段切三段切、心切、いろいろのならひあるにや、いづれにも發句には切字を入るものとこゝろ得てすべし、これならひのひとつ也、或說に、歌は本末ある故に、切字のことはあれど、かならずに切字を入るといふことなし、連歌の發句は頭ばかりなれば、切字を入てものをわかつこゝろ也、又それはこれと、ものをふたつになすために、切字を入る也、是は傳へあることぞ、是はならひあることぞなどさま〴〵いへど、こゝとこのむもの、しわざにして、ひとつもまことゝするもの稀也、連歌の切字のことは、ことながければこゝにいはず、別にしるすべし、耳底記に、玄旨法印の、大まはし三ッぎれ仕やうをならひたれども、いまだせぬなり、いまゝでせぬほどに、もはや一期すまじき也、したがりて用がなき也、人のしりておもしろきやうにするがよきなりとあり是切字のことをよくもおもひわきまへ給ひし也、先連歌平句の切字は、凡歌とおなじ、發句にかならず切字入ることは、ことわりたがへり、まなびてわきまふべし、

〔國道隨筆上〕連歌のほ句に切字といふ事も、末の世に定られたる事にて、上古にはさるためしもなきにこそ、伊勢物語に、かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、白露のおくにあまたの聲すれば、是等切る、所は見へず、よき歌なればこそ撰集には入られたり、しかるを今の世には、切字に

梅か我花にかくるゝ老木かな

水まさり梅ちる庭の長雨哉

此等作は、一二番の發句なり、

〔兼載雜談〕一梅が香をとふ人なれや苔の庭　　心敬

日晟と云し者、心敬をそしりて、專順に逢て、此發句にてはあしくと申せし、順云、發句の善惡はしらず、心敬の發句、てにはのあしきは有まじきとの給ひしとなり、

〔兼載雜談〕一瀧なかば霧より落て山もなし　　心敬

此發句は七五の句と初五もじの瀧と云字を云て、今三字をつげと人々にいはせられしに、誰も半といふ字ををかざりしとなり、

〔兼載雜談〕一花ざかりおもへば似たる山もなし　　順

發句の上品、上々とも云つべしとなり、

〔兼載雜談〕一同集〔○新菟玖波集〕に、兼載月の發句二入なり、

名こそ秋光は多の月夜かなと有しに、宗祇云、如此の月の發句、又出來らん事かたかるべしとて、しゐていれられしとなり、

〔兼載雜談〕一花ぞ散かゝらんとてのいろ香哉　　兼載

此發句新菟玖波集に、第一の發句なりと勅定ありしとなり、

〔耳底記　三〕閏十一月〔○慶長六年〕八日

一於禁裏發句つかまつるべき由被仰出、

九重の雪にはきかぬ嵐かな　　玉に玉あられふりしく砌哉

問申、九重の發句のあいさつなどもありてよし、霰發句ふりしくと云所なにとぞあるべし、た

づゝ、替献しかればこ句がらのかゝりによるかと存なり、先年梵灯僧の鎌倉に侍りけるころ關東の上手にて、信夫とかいふ人ありけるに、かれが發句に、雨にだに露なきまつのあらしかなとしたりけるところへ、梵灯おもはずに來けるを、此發句をとりかくして、梵灯の發句を所望しけるに、梵灯發句、雨ふりて露なきまつのあらしかな、此句、信夫が發句にだにといふ言ばかりこそ替けるを、信夫後に申けるは、上手の位はことなる事に侍ける、退屈し侍きと實に感じけるとき、およひ侍しを、後に愚老に又語人の申候は、雨きゝて露なき松のあらしかな、として侍しと申候を、あな面白やと申て侍し後、作者に、かゝる發句やせられたりけると問て侍しかば、雨ふりてとこそ仕て候しかと云々、就其これを案に、信夫が發句、さし當たる道理にて、句作又上手ときこえき、梵灯發句又雨ふりて露なしといふ一節、ことに勝たりけり、それを雨きゝてと語しを面白く存せし事は松の嵐を雨とききゝて露なしとしたるたくみなりと存き、作者の雨ふりてとしたるは、松の嵐によりて、雨はふれども露なしといへり、三句ながら一理の叶たるにてしりぬ、同心同句にて品々もあるべかりけりと存き、如此の事は、その句その歌にさし當て申さずしては、理の心えがたき事のあるなり、仕たる一座をさながら毎度可進、その句に相對して、是非を仰らるべきなりと攝家より承しまゝ、愚句を入見參じを、立入て預御判之後、如形納得仕しなり、然ば今も自他共句に向てさんだんありたき事なり、さやうならんには、さりともその〳〵心ばかりを、本にてよき句をそしり、あしき句をかゞやかす事は、なくや侍べきと存ゆへに、此發句の事をも、このつゐでにかきのせて侍なり、ねがふらくは、當時の好士たちの、歌も連歌も自他心をあらはして讀侍れかし然らずは此道かたよる事もや侍らん雨神も北野御神も照覽し給ふて、數寄の人々の心を、一道になさしめ給ねかし、

〔兼載雜談〕一宗匠は、付句より、發句は下手にて有けるとなり、

けふははや秋のかぎりになりにけり、としてつかはしければ、人々百韻して、翌日に又一座侍けるに、阿佛に發句を所望しければ、

けふは又冬のはじめに成にけり、とかきて出して、其次に曰、歌は題を發句とし、連歌は發句を題目とせり、然ばその時節をたがへずあるべき事也と申されけるとかや彼阿佛は、安嘉門院四條とて、女房の歌讀なり、いかでか初冬の發句、無下に心中にかなはでかやうにあるべきや、道をまもる敎尤難有事なるべし、

〔白髮集〕夫發句を仕まつるに、春夏秋冬ともにその時節に相當の發句をむねとすべし、少しも其時に違たるは然るべからず、春の季の物にても、正月の物、二月のもの、三月の物是有べし然を四季ともにしるし侍る也、○中略かやうの詞たれもしれる事なれ共、其月々にあたる物、又其季三月に渡りて不苦物などの事しるし侍り、○中略最初心の時發句など作るには、如何にも正直に有べき也、山河江湖の風景を有のまゝに見るやうに仕出し候はんより、外の秘事大事有べからず、

〔連歌提要上〕宗祇云、發句はまづ其季の前後を違へず、いかにもみだりになくしかも花鳥月雪に添て、幽玄の姿を心にうけ、言葉のくさりなどいつもの事なりとも、上中下に置かへ〳〵案じて仕べしと云々、角田川採要

擇善集云、發句は百韻のはじめなれば、いかにも心巧にして、しかも幽玄に長高く、等類を離れ、時宜時節に相叶へるを、能發句といふべきにや、○中略乍去日々夜々の會席なれば、偏に秀逸をのみ心にかけ侍らんと思はゞ、かへりて案性くづをれ、退屈の氣も出來べし、心敬僧都の書しものさサメゴトにも、發句は和歌の卷頭のごとし、風情一様に不可有とあり、その理叶へるにや、昔の發句は、さのみ姿を盡し沈思せしとは見えず摘要

〔落書露顯〕一連歌は、口によろしき句の中にも上手のよく思ひたると、初心のよく存とは、今一品

雲のうへに今日せく水や天川、などせさせ給ひたるは、今日あすにて有とも面白ぞ聞え侍らめ、いかなる堪能も、當座の百韻などには、こゝあさ〳〵と同類なきやうにするが一の體にてあるにや、心をふかくせんとすれば、いかにもふるきものになる也、此比は、たゞ句も發句のやうに心をくばり、一かど有やうにし侍れども、殊更發句は其詮のあるやうに、一ふしを案じ入てする事也、其姿さま〳〵おくにしるし侍り、了見し給ふべし、千句の發句の姿當座の發句のすがた、聊差別あるべきにやとぞうけ給をき侍し、

〔連歌辨義 三〕問、歌の發句といふは、初の五文字をいひて、さて二句三句四句五句と、三十一字是一首なり、しかるに連歌は五文字七文字五文字なるを、頭の句といはで發句といふは、いかなることにや、　答、連歌の發句といふは百韻五十韻いできて後の名目也、百韻にもあれ、五十韻にもあれ、そのはじめの句なれば、發句とはいふ也、いはゞ百韻の發句、五十韻の發句といふ意也、それより脇句、第三句、四句、五句とついで、よみもて行也、今も發句ばかりなるは、片歌といふがよき也、はじめにかける日本紀景行の條、古事記仁德の條のかたうたのことをあはせ見るべし、平句の一句のみを、片句といふにおなじ、二條太閤の筑波集にも見えたり、短歌も、本末を分てば頭句下句といはずや、　又問、筑波集にも、發句とわけてかき給ひ、其外家々の發句集などいふはいかに、　答、或は百韻、或は五十韻などよみし時の發句を、抜書したるが多かるゆゑに、しか書しもの也、それならで片歌なるものをも、ならひて發句とはいふめり、

〔吾妻問答〕一發句にも仕様侍にや、答曰、發句の事、先は其季の前後をたがへず、いかにも猥になく、しかも花鳥雪月によそへて、幽玄の體を心にかけ、人に難せられぬやうに、詞のくさりなどはいつもの事なりとも、上中下にをきかへ〳〵案じて可仕事なり、爲相卿母阿佛といふ人東へくだりけるに、長月廿日に、或人連歌を仕させて阿佛に發句を乞けるに、

きにあらず、但あまらであしからむはいかゞせん、あまる中にをいて分別侍べきにや、歌は文字三など餘事も侍り、○中略連歌に至りては、只聞よからむなどをはからひ侍べき也、當世の連歌、ひとしき歌なりと申され候し也、たとへば、文字餘りにも、入あひのかねに、有明の月の、思ひいづる、むかしおもふなど、可然候哉、歌にも、あはれとて野べの露はなどは、すこし耳にたち候哉、如此事其理分別大事候哉、

〔八雲御抄正義一〕連歌

一發句は、於當座可然人得之、無何人すべからず、或又時執筆者連句入韻、與連歌發句は事體同、尤可然人すべき事也、

〔筑波問答〕一問云、發句はいかやうにすべき物ぞや、　答云、當道の至極の大事發句にて侍る也、發句わろければ、一座みなけがる、されば堪能宿老にゆづりて、末座に斟酌あるべき也、よき發句は、みな同類をのがれてあたらしき又侍がたし、返々道の至極にて侍也、いるかせに志給ふべからず、先發句のよきと申は、ふかき心のこもり詞やさしくけだかくあたらしく、當座の儀にかなひたるを上品とは申也、一もかけたらむは、うるはしき秀逸にてはあるべからず、むかしの發句はみな大やうに侍り、爲相卿

　かすむとも雲をばいでよ春の月

といひ、二條の後光明照院關白殿の、

九重につもればふかし庭の雪、などせさせ給ひたるをこそ、むかしの秀逸とは申けれ、今はかやうのことも猶大やうにきこえ侍にや、但爲相卿の又、

　雪消て日影にぬるゝ落葉かな

とせられ、同關白の內裏の七夕に、

此五のさまを、連歌にも上下の兩句をひとつに吟合て、よろしく心こと葉の通じ感情あらはるるやうに名歌の體ざまをねんごろに見分、連歌の上句下句をもくさるべし、此用心なき人の句は、毎々冠を足にをき沓をいたゞく事おほく侍ることなり、

〔連歌比況集〕踏皮

一句の上下かけあふやうにせん事肝要也五七五の三句のうちに、上下のよくつゞきたれ共、末の五文字惡ければ下にて上をくづす物也、上の二句よはければ、末の五もじをもよは〳〵ととめ、五七の二句強力の體ならば、末の五もじもつよからん事可、然、たとへば川邊しづかに月ぞ更ぬる、としつれば、一句のうち、上下かけあひてすなほ也、是を月は更けりとせんは、たとへば、うつくしき女房の、よき衣裳著て、やさ〳〵としたるがあかゞりのきれたる兩足にわらぢをはきたらんがごとしさてけりとこゞむべくは、河原風吹月は更けりと有べしさて是を又かはら風ふき月ぞ更ぬるといはんも、似合ざるべし、さやうにあらんは又六具としかためたる者の、色々しきたびをはきたるにたがふまじ、

〔兼載雜談〕一上句に、にてとこむる事は、にとも、をとも、はとも、かゝへて云べし、

山がつの柴燒庵はしづかにて

如此なるべし、是はいほりと云てもとまるべし、

大原の山の中なるしみづにて

是はとまらず

〔漢和菴合〕連歌法

一文字餘リノ句打越ヲ嫌也、

〔詳長問答〕一文字あまりの事、人により侍るとは如何の事候哉、答曰、貴所などにて、さやうの僻な

句法

をかくるがごとくに、ぬれ〳〵とさはやかにたつべきよし申候、

〔吾妻問答〕一句の作様に、中古當世侍とは如何様の事ぞ哉、答云、中古は、只前に心を付る事おろかにして、寄合計を心にかけて、一句を辛勞するなるべし、但一句の作様も、當世には大にかはり侍り、〇中略當世の連歌士の作の様、〇中略前に付所、言語道斷殊勝なり、中古當世をよく〳〵御覧じ合て、句の體をも詞をもいたはりて可作、加様に申侍れども、連歌の習は、當座にて思案運らし侍るは、詞のかけあはぬ事も侍べし、されども分別の心ある人は、さのみ惡かるまじきにや、

〔さゝめごと上〕歌には、篇、序、題、曲、流といふことをかたちにして、上下の句のくさりをつくり侍るとなり、連歌にはあるべからず哉、

先賢語り侍し、此事連歌の最用なるべし、此分別あきらかになくては、いかばかり玄妙の句を作侍らん好士も、代々集のおもむき、又他人の歌連歌の誠の所わきまへがたく哉、されば古今集などにも、むねと此ことをさたし侍り、定家卿明月記などにも、事をつくし給へるとなん、わが句を面白くつくるよりは、他人の句をあきらめ侍るは、はるかにいたりがたしとなり、作をよろしく作る好士は世におほく修行の人はまれなり、さればをのれ人にしられざるをうれへざれ、をのれ人をしらざるをうれへよと文にもいへり、

篇序、題、曲、流は五所の作ざま也、

篇は、人をたづぬるに、いまだゝずみたるさまなり、

序は、申つぎなど尋侍る程の事也、

題は、此事いひに來たるなどのさまなり、

曲は、その意趣をあらはするなるべし、

流は、いとまをこひいづるさまなど也、

句體

すゑにいはせんはわろし、此歌を連歌にせんときは、なつの夜をみじかき物と思ふ哉といふべき也、さてぞかなふべき、

〔筑波問答〕一問曰、連歌の根源の事の樣はみなうけ給ぬ、さて其實の風體いかなるをか本とはさだめ侍るべき、さま〳〵の名をもたゞこまかに口傳し給べし、答曰、〇中略幽玄體、風情句、詞付句、本歌句、古事句、心付句、眺望句、對揚句、歌寄合句、てにをはの句、季替句體、誹諧、鬼拉、狂句、初學體、

〔連歌百談〕第五十七談

連歌の句體に、總じていへば十體あり、幽玄體、長高體、有心體等也、別していへば三十體あり、行雲體、澄海體、不明體、花麗體、寫古體、景曲體等なり、委しくは至要抄に見えたり、又宗祇の諸體秘傳抄には、新儀八十體を出せり、陰の體陽の體等なり、

〔吾妻問答〕一連歌に本とすべき句の體侍る哉、答云、歌は十體を本として、廿八體など申こと侍にや、連歌も十體ばかりは侍よし宗砌申侍し、愚意にその數を分侍らむこと、ゆめ〳〵あるべからず、たゞ何となく長高くして、幽玄有心なる體肝要候歟、

〔兼載雜談〕一和歌十體の中、可事然體に連歌をせよと、心敬敎へ給ひしとなり、

〔梵灯菴主返答下〕一連歌は、いかほども餘情ありて幽玄なるが、堂上の振とみえてよきなりと仰ありし也、淸涼殿の有明の月に梅のかほり滿らん樣に案ずべしとこそ仰ありしか、餘情の句は、てりもせずくもりもやらぬ春の月いづくの空ともさだかならねど、夜もやう〳〵明がたになりて、峯の松原そこはかとなくかすみこめたるに、雨さへそぼふりたらんは、何となく物あはれにおもかげうるへる心地すべし、是ひとつのすがたなるべき歟、

〔連歌至寶集〕それ連歌は、色々むつかしき習御座候得共、第一御作意肝要に候、いかに物を知候ても、作意なき人の連歌は、ふしくれだち候て、聞よからず候、古の人の申されしも五尺の菖蒲に水

賦與連歌之別

たるさまなるてにをは、ゆめ〳〵去給ふべからず、是先達の口傳也、

〔慈元抄上〕問曰、連歌の起、別して經ににたることありや、答曰、賦何の五字は妙法蓮華經の五字なり、表の八句は一部八卷也、片表に十四句、又片面に十四は、釋文十四品本文十四品、一折二十八品也、末の八句は八相成道を表すといへり、懷紙の四折は四安樂行に似たり、四安樂とは、身口意誓願の四に付て、安樂の筋を說玉へり、〇中略又四季をかたざるにも似たり、當季を發句にして、餘の三季を交へて百韵の移り行事、春夏秋冬と一年の押移るがごとく、百韵の數は、經に若十二十乃至百數とあるに似たり、發句に多分かなとするは、祝言也といへり、經に善哉善哉とあり、賦物は、廿八品のそれ〳〵の趣によつて題號の替れるに似たり、花を四本に定められたるは、佛の法を說玉ふ時、天雨の四花とて、赤白大小の四種の花ふると云類に似たり、

〔言塵集七〕一連歌の事

歌と連歌とは、更に別の物と、無案内の人存也、淺ましき事也、歌と連歌との替目とは、歌には五七五七七の中を心得一にて云終也、連歌は五七五に心一、七七に心一云出て、一句の一結とする也、是ならでは替目なかるべし、

〔連歌至寶集〕連歌は、歌一首を二に分て云つらね、百韻となし申候、乍去歌と連歌は、少かはりめ御入候、歌は、上の句にその心きこえねども、下句にて理、又下句を上にて理申候事多御座候、連歌は、一句ごとに其理なくては不叶事にて候、然ば一句の心たしかにて、姿詞幽玄に、前句へのとりより、はづれざるやうになさるべきより、外の事あるまじく候、

〔後賴口傳〕れんがどいへる物あり、れいのうたのなからをいふなり、本末心にまかすべし、そのなからがうちに、いふべき事の心をいひはつる也、心のこりてつくるひとにいひはてさするはわろしとす、たとへば夏のよをみじかき物といひそめしといひて、人は物をやおもはざりけんと

合もなけれどもよき句と申べし、たとへば口きゝことばきゝていくら物を云共、心の正體なき人の筋目もなき事をいひつゞけたると同事也、ことばもきこえず、或はことどもりの樣に、思ふ事をもいひさゞけね共、心の底はづかしげなる、物のよしあしよく心得たる人のごとし、心だに底にあれば實には叶也、所詮風情を得ざる人は、ことばにて上手げにはする也、それは歌連歌の本體をばわすれたるとふかく可存也、不足なる連歌し歌よみのくせに、詞多く節多き也、歌もあまりに一理をいひあらはさんと讀には、品すくなかるといへり、詞にはいひ殘して、其心をよみあらはすはよき歌也、是體の大事也、歌も連歌も、詞少くて理も心も深きを詮とたしなむべし、連歌にはいくら物をとり入たりとも、事一を詮と取つめて、餘の具足をば目にかけず作るは、上手の態也、下手はことば毎ふしごとにあひしらひをせんとする間、品もなくふしくれだつ也、かやうの事只大概におもひたまはん人は、いくとせをふるとも、あがる事有べからず、先達より相傳分しるし申なり、

〔筑波問答〕一問云、連歌はいつも同じやうに上手はし侍るにや、又ちと風情もかはる事あるべきにや、答曰、大かた秀逸の體はさだまれる事なれば、いつもうるはしき姿をこそすべけれ共、時の好士によりて、ちとかはる事もあるべき也、千句のはじめの一二百韻などをば、ちとおもはせてし侍るべきにや、當座の百韻は、如何程もうき〳〵とさゝめかして、面白きやうにすべし、千句に成ぬれば、發句よりたけたかく、きずもなき連歌まことしきを、しと〳〵とし侍る事なり、又たゞの連歌にも、一の懷紙の面の程はしとやかの連歌をすべし、てにをはも、うきたる樣なる事をばせぬ事也、二懷紙よりさゝめき句をして、三四の懷紙をば、ことに逸興あるやうにし侍る事也、樂にも序破急のあるにや、連歌も一の懷紙は序、二の懷紙は破、三四の懷紙は急にて有べし、物にもかやうに侍るとぞ、其道の先達は申されし、連歌面に名所めづらしき詞、又常になき異物、うかれ

一いたくいとしもなき連歌おもひ出すをせんに、はやくする事、返々みぐるし、連歌を人にしばし案せさせてすれば、人もかんずる也、いまだ誰も案じいれぬさきにしつれば、よしあしをも思ひわかで、したるしるしもなし、されば、とて、せられたらんを猶いはざるべきにあらず、

〔言塵集七〕一連歌の事

連歌の前句は、歌の題と同事也、前句に相叶たる句を付たりとも似合ざらん句は、歌の落題と同事也、歌も題に叶たるは大すがたなる心にても風情にても、一とりつめてよまざらんには、流通物にて有べきやうに、連歌も寄合を題にて、句の心は獨だちにすべきなり、寄合にはかなひたれども、我一句だちの心なくては、云ながしと云體になる間、我したる本意のなきにて可有也、前句には、ひしと一具にて、心は又新しきをもてわが句と可存也、よく柳下惠をまなびて、其跡を師とせずと云がごとく、連歌もよく付て、しかも別に造立べき也、昔の連歌は寄合計にて別の義なし、今の連歌は我一句立ばかりにて、前の句によらぬ也、能々心をしづめて思案すべし、第一に今程の連歌のいかゞとおぼゆるは、たとへば和漢の文書ども山のごとく取重てもちたりとも、我才覺にならざると同事也、物知連歌ばかりをいくらしたりとも、我物には更にならぬなり、文書は取あつめずとも、心より出たる句は、よくもあしくも我具足にて有べきなり、○中略昔の連歌にも、

さ夜更ていまはねぶたく成にけり、と云句に、

夢に逢べき人やまつらん、と付たるは、前の句にも似合て、我々の一句の心も別にかまへたる也、是こそ連歌の本意と聞えたれ、又金葉集の連歌に、

千はやぶる神をばあしにはく物か、と云句に、

これをぞしものやしろとはいふ、と付たるは、寄合にはしたしけれども、一句立其事ときこえざる也、かやうの句も、おもしろきはつかぬやうなれども、心ざまだによくめぐりて付たれば寄

とせんには、さのみやはいひきるべきなれば、たゞかゝる事とは思ふべき也、大かた連歌は、いたく風情をつくし、歌などのやうになけれども、よきほどに、すこし人に案せさせてつくればよき也、秘藏の詞などは付べからず、一句連歌のなにとなくつくべうもなきは、きはめたる大事也、道信朝臣が欵冬枝をもちて、上のつぼねの前をすぐるに、上東門院女房あまたゐて、いかになどいひければ、

くちなしにちしほやちしほそめてけり、といひたりけるに、多くの女房それ〳〵といひけるに、伊勢大輔が、こはえもいはぬ花の色かな、とつけたるは、殊勝事也、尤有がたし、○中略 凡今にいひかけなどする連歌は、先例文字の數様々也、或初五文字を略し、或上下を略す、又云下句、如此事濟、

〔八雲御抄一 正義〕連歌

一三句が中には病をさるべし、四句五句が内にも同事は用意すべし、されどそれまではいふべきにあらず、すべて一座の連歌に、いたく同事のおほかるは惡事也、

一上句にあしひきのなどいひはて、下句に山といはではいひにくきやうなる事すべてせぬ事也、足引にかぎらず、玄もといふなとしてかつらと人毎に案ずる事尤惡事也、ひさかたは月にかぎらず、雲ともなにともいひつべけれども、すべて始にいふがごとく、いひきりたる様なるべし、百韻の中、いひきらぬ句の五六句などにあまりたらんは、連歌おもてあしかるべきなり、よくよく心えてすべし、

一是は下句せんをり思べし、上句に山櫻などしはてたらん人に、花のなにがしと付る事はわろき也、又つけん人の僻ざまにあんずるやうがすべてわろき事なり、

一かまへて連歌をばあらぬ様にひきなし〳〵つくるなり、春にて久しく、秋にてひさしきは連歌せぬもの、あつまりたるをりの事也、

〔了俊辨要抄〕連歌は、雪月花述懐等の寄所にては、自他心にかくれども、涯分によろしと思ふ句を作出さずは、他に任せて侍る事なり、この子細は、西行談抄と云物に書たり、唯其座敷ふたげに、やり句にはせぬ事也、いかなる上手も達者も、月花の句をば、或は地連歌、或はやり句にはせぬ事と云々、下品の詞、月花のふかるゝと申也、花の句などは、たとひ二年も三年も不仕とも、無大事也、歌も難題よりも、おもしろき題は大事のよし、定家卿も仰られたる歟、秋夕、春曙、春興、秋興などは、難題と申さるゝ、則連歌の、雪月花の句同心なるべし、

〔袋草紙一〕一連歌骨法

連歌ハ本末只任意詠之、雖然至鎖連歌、發句ハ專不可詠、末句又如然之時、任口早速ニ不可發、當座ノ主君、若ハ女房事ヲ暫可相待也、有遲々時詠出之、尤宜歟、我等之時ハ非沙汰之限、近代和歌式云、連歌ノ不云切ハワロキ事也云々、案云、不可必然歟、萬葉集云、サホ川ノ水ヲセキアゲテウエシタヲ、又後撰云、白露ノヲクニアマタノ聲スレバ、又伊勢物語云、カチ人ノワタレドヌレヌエニシアレバ、ヲクヤマニ船コグヲトノキコユルハ、是等皆吉連歌也、又延喜御集云菊宴之時、中務宮ニハニヲリテ、カザシノ花ヲ折リテ奉リタマフニ、タヾニハト仰セラレケレバ、野邊ニユキテオリツルコトハトテ、末ハナクテ奉リ給ヘリケレバ、霜ノ中ニウツヲヌ花ヲアハレトヤミルトナナン云云、又齋宮女御ノ集云、サツキヤミオボツカナサノイトヾマサラン、ト如此之句不可云事歟、又故實歟、唯臨時ナニトナク云出給事歟、但於今者以之可爲證跡歟、若又集ノ僻事歟、廣可見之、

〔八雲御抄一正義〕連歌

俊頼抄曰、句中にいふべき事をいひはつる也、心のこりてすゑ付る人にいひはてさするわろしとぞ、○中略さほ河の水をせきあげての連歌は、萬葉集の歌にも、をろかなる事にてはあらじとおもふに、心のこりて末につけあらはせり、いかなる事にかといへり、誠に可然、但近代百句五十句

さいへども、春は花、秋は月を用べきに、此心は月なき時の夜の花は、徒物さいひ侍べきか、歌に落題といふは、假令、月前花、花下月などあらんに、いかにも二の物を賞翫せずして、一をせんになす事を落題とは云也云々、此外古抄に病を擧たりさいへども略之、

嫌詞之事、背花口傳、休養所談、其外古抄共に在之さいへども、全文繁多略之、師傳を受べし、(時代によりて用捨有之)

祇云、(角田川)連歌は歌の詞を不出候處に、歌になき詞をする事惡也、少々申べし、小田もり、返し文、とけ霜、捨人、野里、浦里など殊外惡し、京極の好士の中にも、無沙汰のひとは仕れども、それにもよるべからず、又古歌に有ても好まぬ事有、夕月、旅ふし、遠道など餘りに聞にくし云々、

〔梵灯庵主返答書上〕一詞のよしあしの事、上手はいかに事かけ侍とも、聞にくき詞を口より出すべからず、これ私の詞にあらず、先達の句にまれなるなり、至極異達の後、ともかくにもこゝろにまかせてよすつる事侍るにや、周阿が句に、宿もなき山の遠みち雨ふりて、後に御前にて沙汰ありしは、遠道と云詞、いかにおもしろき事を取合ても聞にくかるべき事なり、此句周阿が詞つゞきにまぎらはしく申侍、上手の調方毎事如此候、

〔無言抄下〕一座法度之事

同作は雪として又花などすべからず、折をかへてはすべし、雪月花は連歌の肝心、風雅の命魂なり、其一座の貴人客人少童上手を見はからひ、みなつかうまつりわたされたらん後は、平人もすべし、但自然名句など出來たらんは不可及斟酌、雪月花の禮儀、此道の簡要也、

〔さゝめごと上〕古人かたり侍し、此頃の好士のもていでたる事なり、故二條太閤さま(良基)五月頃雲客の千句にも、末座若輩なりし周阿法師花を三十本申たりしとぞ也、これ作者の過分にはあらず、その頃は句をもさゝし侍りけるにや、

ば、くるしからずといふ人あり、其席の時宜に隨ふべし、又春戀秋戀旅戀には付方に意得のある事、産衣に見えたり、

〔慈元抄上〕問云、○中略法花誹謗の人を永く嫌はれば、經と連歌と嫌ひやう替れるや、答曰、○中略法花誹謗の人計を永く嫌る、なり連歌も折に隨て、會により、其一座の果るまで嫌ひとをす物有べき歟、移徙の連歌には烟を一向に嫌ひ、旅の祈禱の連歌には不歸と云詞を嫌、城地の祈禱の會には落るといふ詞をきらひ、堤祈禱の會にはきる、と云詞を嫌ふべし、灯菴主問答曰、良阿河州に下りける時、千丁が鼻といふ所の堤をつきけるに、其所のなま侍名主庄官などやうの者是を見て、今此を通るこそ名譽の良阿彌陀佛よ、夜前清書したる連歌取て來りて點を申せやとて、乘たる馬の口に付て所望しけるほどに頓て下馬して懐紙を引ひろげて、奥をみるに不及、發句に長點を合せたりけるとかや、よに人楚忽けに思ひたりける程に、少會釋して、堤をつかれ候時の御發句、きれ字候はず候間、あまり目出度候て長を合申て候といひ捨て、馬に打乘て逃たりけるとかや、此利根さを思へば、點も如何に上手にて有つらんと云り、

〔連歌堤要下〕連歌病幷嫌詞之事

字の病 休甕雨談略記

山陰は月もや影の隱るらん、陰の字かはりたれ共二わろし、字ノ病也、

片句ノ病

月にだにいとはぬ花の曇り哉　月の夜も花に明れば急がれて、此兩句病也、花曇は面白し、月は徒事と聞えたり、兩句ともに花を譽たり、

落句の病

夕暮はわかれし花を月に見て、是は月夜は花も面白くなき心也、花月の句いづれも辨へ難し

體に有べし云々、猶師傳を受べし、舊說に、四句めに、船井流といふ字、聖廟の御事によりてせぬ物といふ說あれ共、一向不及沙汰異說也用べからず、四句めより八句めまでは、別面とし出たる詞けやけき物など嫌也、九句め十句めには、少宥す事もあり、師說の趣、文繁ければ別に記おく也、祝言がましき連歌の面に、春秋の句など、四句はせぬもの也といふ說あり、一向その沙汰なき事也不苦、

兩談云面連歌に、一季三季の事、其沙汰不聞候也云々、

辨議、是は面の間に、四季の內只一季ある時か、又三季あるは嫌ふといふ說、休養の時代、沙汰なしといふ心也、猶以當世不及沙汰事也

祇云、十ヶ條ノ內一の折の裏にかゝるまでは、はや〳〵とすべし、二三のうら表などへかゝりては、よく〳〵靜に案じて、四の折の裏にならば、麁相なる句なりともすべし、

〔兼載雜談〕一さし合に行步體嫌事なし旅など御行步より外はなかるべければ、三句ともに行步も不可苦、乍去野を分るに、たゞの旅の句付て、又山を越るなどは、心の輪廻なればわろし、〇中略

一一條殿云、連歌のきらひ物が、下手の句かくさん爲の物なり、〇中略

一連歌面八句の間同字を嫌事、風、雲、露月、山などの類なり、見る、來る、行などの類、五句去たらば不可嫌なり、

〔連歌百談〕第九十一談

花の發句の時は、裏の十三句めに櫻をするなり、又花のある面には、さくらをせぬなり、櫻の句を仕たる作者は、その卷に花の句を斟酌すべしとは產衣にみえたり、

第九十二談

初折の裏の三句めに、戀の句を出す事、待兼戀といふて嫌ふ人あり、又まちかぬるは戀の情なれ

是十句目までの句ぶりにして、末代迄の龜鑑たり、十句過ては、いろ〳〵に句作ありて然るべし、但或古記に連衆多き會には、十句過るとも、一巡のほどは、一巡の句ぶりとて、句作りたくみなる事、さし出たることなどをば、詠ずまじきよしみえ侍れば、十句過るとも、その心遣ひあるべくや、扨この十句目に、寂しさもうきとある事、人々不審あるべし、これに三吟たる故也、兩吟獨吟など、同じ事成べし、されば脇に里とありて、又九句目に里といだされし事も、三吟故也、常には五句去の字も、十句目迄は遠慮あるべき也、

〔連歌比況集〕下緒

發句脇第三のやう心得がたき物によそへて申さば、下緒は刀のつくりやうによるべき也、きつくりの結構なるに、皮をたゝみてさげたらんも似相べからず、又あしき刀に、唐糸の下緒も似合ざるべし、そのごとく、發句にしたがひて似合たる事を能々思ひはかりて付べし、又第三は脇にしたしからずして、しかもはなれず、似合たる事を引よせて、のびらかにせむ事肝要なるべし、刀のそばに扇ををきたらんがごとし、刀の道具にははなれたれども、さし添て見好物也、たゞ脇は下緒也、刀にさし出ずしたがひたる物也、其ごとく、發句には脇は時節たがはずして隨べき物也、

〔連歌百談〕第九十談

發句脇第三には雜の句なし、夏冬の發句ならば第三は他の季にてもくるしからず、又祝言等の連歌に、三物と申て三句することあり、其時は第三まで同季を用ゆべし、是は先達より承候ことゆへ、爰にしるすなり、更に尋ぬべし、

〔連歌提要上〕面連歌之事

古抄云、四句めよりは、いかにもかろ〳〵とすべし、たくみなるは面連歌の風ならずとて嫌也、山類、水邊、植物、降物、旅などやうの事にて、かろくやるべし、たとへば序分也、面白からず難なく正風

三は、人ならば脣の如く、又客の取持の如し下心計付て、一句長高くつかうまつる事也四句八句目は、かろ／＼と句作りありて然るべし九句目、初裏の始なれば、そこ案じ候、尤に候、扨十句目迄候はゞ、いかほどにも案じ候て、三の折よりいかにも連歌輕々といたし候得ば、執筆も亦、吟味をかろ／＼と細々するものにて候、連衆になりて、一座の氣遣ひといふ事あり、月の前の氣遣ひは夜分、花の前の氣遣ひは植物也、又月雪、花郭公なんど、景物の中にも、花は一座に賞翫するものなれば、初心末席の人は頗る遠慮すへき事也、且一座の宗匠、貴人亭主などの句前には、我句出來候得ばさて、付ぬものにて候、扨又何事にも禁句の事、其座の行儀禮儀なるべき事、專一に候、卷軸の句には、先字餘りを嫌ふ、其故は、發句は冠也滿句は沓也、足重くしては道行事ならず、故に嫌ふ也、○中略いにしへより表十句の手本と稱するは、水無瀨にての三吟連歌を專らに引り、世に普く知る所なれど、こゝに出す、

雪ながら山もと霞む夕かな　宗祇
ゆく水とをく梅にほふ里　肖柏
川風に一むら柳春見えて　宗長
舟さす音もしるき明がた　祇
月やなを霧わたる夜に殘るらん　柏
霜置野はら秋はくれけり　長
鳴むしの心ともなく草枯て　祇
垣ねをとへばあらはなる道　柏
山深き里やあらしに送るらん　長
なれぬ住ゐは寂しさもうき　祇

〔一話一言 二〕連歌

老のすさび文明十一年の作の中にて、おもしろき連歌のつけ合を抄出し侍る、

ちぎりも夢となるぞかなしき

なき跡に行末たのむふみを見て　心敬

あせたる池に雨おつるみゆ

汀なる鷺の簑毛にかせ立て　宗砌

軒のしづくや松がねの露

蔦の葉にむら雨かゝる庵ふりて　智蘊

なれにし人もゆめの世の中

山ざくらけふは青葉をひとり見て　能阿

こふる山田のさみだれの頃

一村のさかいのあふち花ちりて　賢盛

風やかれ野の色にふく覧

冬されば蘆の花ちる遠ひかた米元章詩、風縱蘆花雪、同情なり、　智蘊

よるふねちかきはるの山もと

青柳の朝けのけぶり江にはれて　行助

かすかにのこる春の山みち

花やしる去年も我こそ尋くれ　専順

〔菟玖婆之栞〕連歌の次第、面八句立やうの事といふは、先發句は、色々の作を求る事、不及是非候、脇は、人ならば親と子の心、賓主の思ひあり、よく〱發句の縁をとり、つかうまつるべきもの也、第

を嗜める人のかたりつるは、已達のうへは子細なけれど、初學のほどは、前句をうけてつくるに、よしなからんことはつくまじければ、大抵つくべきやうその故ありこそ、その濫觴を思ふに、袋草紙に、清輔朝臣鄰國火路といふ題に、このもかのものといふ事をよみたるに、範兼顯廣など、筑波山にこそあれ、平地にこのもかのもとはよむべからずと難せられけるに、躬恒が假名序に、あまの河に、かさゝぎのよりはの橋をわたして、このもかのもにかよふとかきたるやうに覺悟すと答へられしかば、勝になりぬ、そののち中院右府入道九條大相國など、この事御沙汰ありて、面目を得られき、とかゝれたるをみるに、その頃は、歌合にかぎらず、かゝる類おほかりき、これらの風俗のつたはりて、よしなからん事はいふまじきことゝなり、終に連歌にもおよびけるなるべし、頓阿法師が集に見ゆる連歌すら、さる事とは見えず、ましてそれよりいにしへをや、袋草紙に、連歌本末只任意詠之とみえたるぞ、眞面目なるべき、撰集などに連歌といふは、みな本末ばかりにて、數句連續なるはなきなり、

〔梵灯庵主返書上〕一連歌の付合の事、たゞ前の句によくかゝりて案ずべき物歟、一句をなみ〳〵とえたて、前句を捨べきかと、初心の人あまねく是を尋られ侍なり、いかなる異途の人も、いづれにぞより侍べきとは、兼て申がたき事也、唯とりよるは作者の調法によるべし、攝政家(二條良基)の御手の甲をあはせられたるも、救濟一人が心にあらず、さだめて御同心かとおぼゆ、

〔梵灯庵主返書上〕一凡春の句に秋をつけ、朝に夕を付たるも、上手はのかぬ様にするなり、うち任て初心の人えらんは、こゝろもとなし、なき人かへる夢のかよひぢと云句に、雨となる夕の雲のあまつ風、救濟、是は一句の威の爲に夕の字を申たるにや、上手はちがひたる詞も錯たゞには非ず、又とりぐるしきやこゝろなるらんと云るに、浪あらく風さだまらぬ舟の梶周阿が何にも此風情は少々見え侍り、かゝれる身にも罪はなげかじ、業の雲をば我も拾の橋、

一名殘ノ裏七句目、花ノ句ノ名目ヲ、匂ノ句ト稱スルナリ、〈實顯卿イハレシナリ〇中略〉

一去嫌ハ、新式ノ外ハ了簡次第能也、尤新式ハ不ㇾ破事也、心

〔連歌百談〕第三談

古人の連歌といふは、上下の句を二人してつかふまつるを連歌と申すなり、中頃より四折、八面、四花、八月の式あり、今様の連歌は、いろ〳〵の異説ありて、その座その席に望んで、其時の宗匠のこゝろにまかすべき事おほし、

〔連歌辨義三〕問、今の連歌に附合といふ事尊いへり、又附合とて書たる物多し、いかなる故にや、答、連歌は天地萬物皆附合ならずといふことなし、いづれを附合とさだめん事さらに有べからず、しかはあれど、しならふはじめには、前句のより所もわきまへがたければ、田には竹、山には松など、あらまし附合を定て、扨一句をつくることをも習ふ也、宗牧が書たる手引のいとの序にも、蓮などさし出たる詞には、附合なくてはふつと附られぬもの也といへり、連歌しならひて後は、附合をはなれて、前句のこゝろをよく〳〵わきまへ、こゝろをもふかく、言葉をもいたはりて付んとおもふことなり、附合は、譬ば魚を得る筌のごとし、魚を得れば筌は捨るにおなじ、詠歌大概云、〈定家卿作なり〉情以ㇾ新爲ㇾ先、求ㇾ人未ㇾ詠心ㇾ詠之云々、寔に歌のをしへにして、連歌も亦おなじかるべし、凡連歌のこゝろといふは、一句のこゝろと、又前句に附るこゝろとなり、〈連歌八體にも、體たる二句を合せてあげたり、〉しかれば、人のいまだ詠ぜざる心を求て附るには、兼て附合を定では、なるべきことにあらず、八雲御抄云、かまへて連歌はあらぬさまにひきなしつくるなりとあり、これも亦附合とて定めおかば、あらぬさまにひきなし附ることとなるべからず、

〔北邊隨筆初篇三〕連歌

連歌のことは、おのれ〈〇富士谷御杖〉えしらぬすぢなれば、さかしらにいふべき事にはあらねど連歌

一浪ニ船付テ、同折ニ浪ニ筏付ルコト不苦、匠

一ひなニ棲結ビテ又田舍ニ住ノ字結ビテ有ベシ、

一枕ナドニ空ノ字結ビテ、又枕ニ空ノ字結ビタル句二ツハナシ、了也是七句去ニ折物付タル句ノコト也、結ビタルモ同理也、了心

一潟、名所ノ潟出テ、又只ノ潟ニ名所ヲ付テ、前句ノ潟ヲ名所ノニスルコト、折替テハ不苦昌叱、昌琢、

一前句付ニハ、必春句ニハ春句ヲ付、夏ニハ夏、四季、戀、雜等、同物ヲ付ルコト也、了心別ノ物付テモ不苦トイヘドモ稽古ノタメ同物ヲ付テ能候、昌純

一夜分ハ三句續也

君こ我むかへば月に野分して　昌琢

更て戸ざしに引こもる袖　昌悅

せめてねて夢にきかばやほとゝぎす　昌程○中略

一あらし卜留リタル句ニ、引かへし卜留リタル句ヲ付ルコト惡シ、反しもし留リニ成候、昌琢○中略

一植物ハ二句ツヾク、三句ハツヾカヌ也、昌琢○中略

一老らぬト云コトヲ、老ら露老ら波ナドゝ秀句ニ云ツヾケタル句ハ、知ノ字ニ二句去ナハ、面ニモスルコト也草卜くさむらモスル也、同字計ヲ嫌也了心○中略

一沖こぐ船ノ歸る江ノ波、此句水邊ノ道具多候、昌叱不限水邊、山類居所衣類等、此外何ニテモ道具多キ句ハ嫌由實顯申サレシ、昌倪モ同前也子細ハ先一句ゴタツキテ見苦シク、さつはりトセズ、又道具多キ句ニハ、人ノ付カヌルモノ也、○中略

一舟指ヨスルナドハ、行歩ノ打越ニ不苦、昌琢

一欄前八句ノ内モ不苦、昌叱○中略

ル句、折續候トテ、昌隱嫌シナリ、

一五句去物ニ七句去物ヲ結ビタル句ハ、折替レバ又一ツアルベシ、周 折續テモ不苦、但

一五句去ノ同字二ツ結ビタル句、折替テ二ツ有也、道ニ袖結ビタルニ、又道ニ袖結ビタル句ノ類也、了心

一花ハ下ノ句ニ二句續クコト嫌候、上ノ句ノ花ヲ一句隔テハ、今一句下ノ句ノ花不苦候、上ノ句ノ花ハ、皆モ不苦、仍花ノ定座皆上ノ句也、了心

一名所ノ發句ニ、名所ノ脇句不苦候、了心

一らし留りらむ留リナドノ二句去ドメハ、二句去候ヘバ、イクツニテモ同作ニ不苦候、周

一餘波あれや恨あれやナドノ二ツアル留リハ、同作ニ二ツハ嫌候、程

一名所ノ句、同作ニ續クヲ嫌、只ノ句一句隔ヲハ不苦候、但

一名所ノ句ハ、同作ニ只ノ句一句隔テハ、同折ニ二三句モ不苦候哉、昌程答、連衆ノ數ニヨルベシ、十二三人ノ時ハ、折替テハ二三句モ不苦候、ソレモ句數ニヨルベク候只六七句ナド仕候者ノ、名所三句トモ仕候事ハ如何、十二三句トモ仕候者ハ、三句モ不苦候、

一名所ノ句、折替テハ同作ニ何句迄ハ不苦候哉、昌程答、句數ニヨルベシ、七八人ナドノ連衆ノ時ハ、三句モ不苦候、

一花ノ句ニ花ノ咲植物ヲ付ルコト、折續キテハ嫌也折一ツ隔レバ不苦、初折ニアレバ三折ニ付ベシ、花ノ不咲植物ハ、續テ付テモ不苦、但

一花ニ花咲ヌ植物ヲ付ルコト、折續テ三ツ可有哉、仍春答、三ツ迄ハ嫌也、花ニ花咲植物、折續テ仕ルコト、舊ハ嫌タレドモ、今ハ不嫌候、

一辭ニ詩ヲ付テ、又酒ニ歌付ルコト惡也、了心 中略 ○

一門、扉、戸、此三ツノ間互ニ面嫌也、仍同作ニシモ不苦由、昌程曰、依人嫌モアリ、嫌事ニテハナケレドモ、同作ニ門ト戸二ツスルコト、弱ト云テ嫌人モ有ナリ、但同物語也

一釣簾有テ釣垂ル、同折ニモ釣簾ト釣人ナド不苦、付テモ不苦、ツリバリト候者、面モ嫌ベシ、釣人釣たれてト仕候者、可嫌コトアルマジク候、漢ニ釣ニ上ルナドセバ、二句歟面歟可嫌候、仍書

一昌程ハ、同作ニ住吉トシテ、山住ナドノ住ハ不嫌、心替リタル故也、法道ナドシテ、又竹ノ下道ナドノ道、同作ニ不嫌、是モ心ノ替リタル故也、但同日

一初折ナドノ定座ノ花前ニ、山野ナドノ字有テ、ソレニ花付テハ、二折ノ定座ノ花前ニ、山野ナドハセヌ物也、定座ノ外ハ、勿論不苦分ニテハ花付ル人ノ誤也、花前ヲスル人ハ、此心得万ニ渡ルベシ、俱說ノ由但問イヘリ

一五句去ノ物ニ、折ノ物付タル句ハ、折隔ツレバ又同物ニ同物ヲ付テ今一ツ也、初折ニアレバ、二ノ折ニハ不成三ノ折歟名殘ノ折歟ニハ有也、二ノ折ニアレバ、名殘ノ折ニ不苦、何レモ如此折續テハ不成、折ヲ一ツハサミニシテハ不苦俱說ノ由但問イヘリ　五句ノ物ニ折ノ物付、七句ノ物ニ折ノ物付ル、只一ツ也、琢說　然而俱說面白シ、琢モ時ニ依タルコト多シト心

一春ト云字、霞ト云字ニ花ヲ付ルコト、是ハ春モ霞モ七句去ノ字ナレドモ、折サヘ隔タレバ、今一ツアル也、同事ナガラ松、枕、夢ナドノ七句去ニハ、二ツハナシ、俱、

一七句去ヤ面ノ物ニハ、折ノ物ヲ同物ニ同物ヲ付ルコト只一ツ也、折隔テモナシ、俱、

一發句ノ人ハ、脇句ヲセヌ物也、俱

一鳳ニ日付テ、又鳳ニ日付ルコト、同折ニ嫌之、同

一嵐ニ松付テ、嵐ニ松ヲ付ルコト、折替リ候者、折續テモアルベシ、種

一五句去物ニ七句去物付ル句ハ、折替レバ折續テモ、物ニヨリテ二ツモ有ベシ、同　雲ニ月ヲ付タ

享德元年壬申十一月日　　後成恩寺殿關白御判（中略）

應安以來新式之今案追加條々、幷近代用捨篇目等、依多其端、末學常迷之、商量而今彼是勘以爲一冊、但猶未一決之事、或暫漏之、或先載之、以待後君子、志同者從之亦宜乎、

文龜辛酉林鐘上澣　　肖柏

〔連歌新式抄上〕韻字事（句のさまり留る事なり）物名（朝夕の字同之、他准之、夕暮、時雨、たそがれ、如此のれさり、夕ぐれも時雨もみな暮の名留の名なり、總別さすさのみきかず、宗祇の能登にてよまる事也、此段さのみきかず、宗祇の能登にてよまれたる時も、推量してなくさ也、今には不入、に、けいまで新式也、時雨夕暮などのこさ葉の字、きらはすさなり）、物名與物名、可嫌打越、（時雨夕暮のれさまり、又おもふ白ゆふなど留る、ふの字のさまり、もさは二句嫌なり、是追加なり）、詞字不嫌之、（此段さのみきかず、宗祇の能登にてよまれたる時も、推量してなくさ也）詞字、つ、けり、かな、らん、玄て、（如此の類、可嫌打越、他准之）哉字、近代發句の外、ねがひかなとて、或一用之、此外は不可用之、ねがひかな、懷紙をかへて可用之、（肖柏○今案○）

〔漢和差合〕連歌法

一表八句ノ内ハ同字嫌コト也、（俔、周、）十句ノ内モ、舊ハ嫌也當時ハ不苦、八句計也、（了心）

一表八句ノ内ニモ名殘ト殘ノ字トハ二句去也、（周）

一表八句ノ内ニモ、二句去テハ、て留リ不苦、（叱、玄仍、琢、俔、的、出座ノ懷紙ニモ有之、實題モ如此申サレル也、）

一十句ノ内ニ、山眉不苦候、（了心）棹姬ハ如何ニ候、發句脇第三ニハ不苦候、（了心）

一十句ノ内ニ、山眉棹姬不苦候、然テ可依句候、（程）

一住吉ト吉野ト、同作不苦候、墨吉トモ書候故ニ、住ノ字ニ二句ヱ候、是ヲ存候ヘバ、吉野ニ芳ノ字モ書候間、不苦候、（程）

一雲居ノ庭ト雲ト、同作不苦候、同折ニハ如何ニテ候、（程、玄陳、）

一五句去ノ物、ドウシハ、同物ニ同物ヲ付ルコト、折替テハ、折續テモ二ツ不苦候、三ツハ不成候（程）

一夢想ノ連歌ニハ、百韻ノ中ニ、夢ノ字ヲセヌコト也、（俔、程、）

一可隔五句物

同字、日と日、風と風、雲と雲、煙と烟、但七句隔之なり野と野、山と山、浦と浦、波と浪、○中略

一可隔七句物

同季、月と月、松と松、竹と竹、田と田、衣と衣、夢と夢、涙と涙、船と船、舟字天の船、天河船等、可隔七句、不可為水邊、船岡山、船山等、舟字に五句可嫌之、衣字濡衣、旅衣、衣裳、可隔七句、但不可為衣類、衣川、衣手、杜衣、衣字五句可嫌之、○中略

一可分別物

花の波、花の瀧、花の雲、松風の雨、木葉の雨、河音の雨、月の雪夏の詞入てば不可為降物、月の霜同前、櫻戸、木葉衣、此如の類、雨方に可嫌之、花の雪植物に可嫌之、降物不可嫌之、涙の雨降物不可嫌之○中略

一水邊體用之事

假令、波として浦と付て、又水輪などはすべからず、蘆、水鳥、船、橋などはすべし、為各別物故なり、須磨、明石、可為水邊、上野同非水邊、他准之、難波、志賀非水邊、他准之、杜若、菖蒲、蘆、蓮、蔦、閼伽結、懸樋、氷室、下洗水也、以上水邊○中略

一句數

春、秋、戀、以上五句、春秋の句、不至三句者不用之、戀の句只一句にて止事無念云々、夏、冬、旅、神祇、釋教、述懷、懐舊、無常、在此内、山類、水邊、居所、以上三句隔之

一體用事

岡、嶺、洞、尾上、麓、坂、細谷、嶋、水邊に山嫌之、山圍以上山體也　梯、瀧、杣木、炭竈、以上如此之類、山之用也、他准之、○中略

右大概准建治式作之、但當世好士所用來、多不及取捨、只為止當座之評論、粗所定如件、

應安五年十二月日　　後普光園攝政殿御判

新式今案與書

右應安新式者、此道之龜鏡也、永不可違背、但未定之事、近日相論之題目等、或以愚意料簡之、又訪宗匠法師意見所記置也、此外漏脱之條々、及諸座評論者、自他加斟酌、後日訪先達、可決是非者也

若菜、款冬、躑躅、杜若、牡丹、橘、女郎花、檜原、槙、如此植物 鶯、喚子鳥、貌鳥、春也 郭公、螢、蟬、日晩、松虫、鈴虫、莚虫、熊、虎、龍、猪、如此動物 鬼於生類嫌之、虫之由有審說云々、但鬼神之儀、不可測、強不可及其沙汰歟、 女如此之類物 昔、古、夕暮、昨日、夕立、急雨、雨、但近年爲二句之物 礁、嵐、近年爲二句物、○中略

一一座二句物

曉只一、其曉一、 代神代、君代、 春風只一、春の風一、但不及云替、近代二用之、 秋風、松風、同前 五月雨只一、梅雨一、梅雨不審云々、 夕、今日、庵、いほ一、いほり一、但云かへず共有べし、 故郷名所、只故郷引會て一、旅一、 岡只一、名所一、○中略

一一座三句物

春月只一、有明一、三日月一、 夏月同前○中略 柳只一、青柳一、秋冬の間に一、 櫻只一、遲櫻山櫻などに一、紅葉一、遲櫻山櫻ならで、只櫻と二有ても不苦云々、 紅葉只一、梅櫻などに一、草の紅葉一、紅葉の橋は、此外なるべき歟、○中略

一一座四句物

雪此外春の雪一、似物の雪は各別之中なり、近來爲四句之物、春の雪替面用之、氷室雪不可爲春雪、雖富士之雪、爲他季者又同、近年如新式、如春雪爲四句也、 晨明四季各前注之 關只一、名所一、戀一、春秋をさむるなど云て一、○中略

一一座五句物

世只一、浮世、世中の間一、戀の世一、前世一、後世一、浮世世中號名世事、雖信用、只述懐世二たるべし云々、佛の世は、前後の世の内に可用、 梅只一、紅梅一、冬木一、青梅一、紅葉一、青梅紅葉などは、自然の事なるべし、 橋橋一、御階一、梯一、名所一、うき橋一、御階は、可爲各別歟、浮橋夢の浮橋など云て一、あるべし、

一可嫌打越物付可嫌同體紙之物等

岩屋、關戶、隱家、栖、すまゐ、已上居所嫌之 居所に田庵、居所に村、霧、雞、同前 濱庇有說に依句、可嫌居所也、 皇居の故郷に居所、里と云字には可隔五句 霧に降物、霞に朧、松竹草木などの煙に聳物、○中略

一可隔三句物

月、日、星、如此光物 雨、露、霜、雪、霰、如此降物 霞、霧、雲、煙、如此聳物 木に草、虫に鳥、鳥に獸、名所と名所、七夕に月日、依爲星名也

煙と云句に里と付て、又柴焼など薪の類を不可付、他准之、夕立に雲を付て、打越に雷電不可然、雪に富士を付て、又氷室不可然、他准之、夢と云句に面影と付て、月花を付る事、佛物といひて近代不付之、更無其理、曾以不可嫌之、

一遠輪廻事

假令、花と云句に、風とも霞共付て、又不可付之、雖隔數句、一座に可嫌之、他准之、花に付る風霞の類、近來強不及沙汰歟、此用捨、若猶可守新式歟、又竹と云句に世と付て、又夜字不付之、如此之類又遠輪廻なり、

一本歌事

三句にわたるべからず、本歌物語同之、但逃歌あらば不可嫌之、凡新古今已來作者、不可用之、近代撰集可用本歌之、又定由緒、本歌、堀川院百首作者迄を可取、雖爲近代作者、證歌には可用之、堀川院兩度百首作者迄被載入近代集、可爲本歌之例、但人のあまねくしらざる歌をば、付合にこのむべからず、依事可引用證歌也、

後普光園殿〇二條良基御筆

源氏物語者、大都の物なれば、三句すべし、但同所は二句計すべき也、猶付此段下、庶幾也、用本歌、用古事之儀、最可有斟酌云々、況於源氏物語乎、

一體物體用事

假令、春と云句に弓と付て、又ひくかへるをすなど付べからず、是用なる故也、本末とは付べし、是體なる故也、打越に體あらば、本末又不可然也、長と云句に縄と付て、又短など是を不付、是體なる故也、くるひくなどは可付之、是用也、

一一座一句物雖隔一巡、尤物忌思一座一句物之、令打越嫌之、

一賦物、むかしは毎句に取様にあり、一說には、脇第三までといへり、

一面に名所をすべし、名所と名所、五句去なり、

一季は五句去、但此うち他の季なくば、二十句へだてゝも同季はならず、

一月、花、松、夢、涙、船、竹、煙、各十句可去、

一景物、ならべて三句すべからず、打越にも不可爲、雪、月、花、郭公、寐覺を景物といふ也、

一降物と降物可嫌打越、

一聳物同

一草木同

一郭公、寐覺、景物に用之、

一槇檜原、關猿、山類に用之、岩も、

一季は、二句にてもすつべし、

一名殘の裏、六句なるべし、

此外應安之新式の如し

明應元年十二月日　兼載作之云々

〔連歌新式追加幷新式今案等〕一韻字事

物名(朝夕之字同之、他准之、)與詞字不嫌之、物名與物名、可嫌打越、(時雨、夕暮など留る事、近代不嫌之、)詞字、つゝ、けり、かな、らん、ぞ、て、(如此類可嫌打越、他准之、)かなの字、近代發句の外、願ひかなとて、或は一用之、此外は不可用之、願ひがな、懷紙を加へて可用之、

一輪廻事

薫といふ句にこがると付て、又紅葉を付べからず、船にて是を付くし、こがると云字かはる故也、

異名、草木、音聲、魚鳥、虫獸可去三句、雖然月松夢泪同季者可去七句、此外題名物悉可為一座一句云云、隨分令盡和漢之作體候也恐々謹言、

〔連歌新式追加幷新式今案等〕本式目、東山淸水寺に殘在之、其本式の定樣、一の折の面に十句、名殘の折の裏に六句有也、花を八本する也面に一づゝなり、賦物を百句にめぐらす也、ね覺と云事を面白とて、必一の折の面にせし也、色々むつかしき事までにて、面白なしとて、改らるゝ也、永祿の比、本式連歌六波羅普門院にて興行有て、紹巴など出座と也、其後停止なり、

〔連歌辨義三〕本式の連歌は、表十句、名殘の裏六句、百句ごとに賦物を用ひ、去嫌なども、新式と違ふ事多し、今又本式の連歌とてなすは、表十句のみ賦物をとりて、去嫌は其比の連歌におなじ、まかれども、全本式目傳らねば、いかゞはせん、只兼載法橋のかゝれたるもの總に殘ると、宗祇法師の本式の連歌を、より所となすのみなり、

〔連歌百談〕第八十八談

本式連歌の事は、菟玖波集二十にも、新式本式あひわかれける二千句連歌にとあり、新撰菟玖波の序にも、本式新式のむねをろんずとあり、發句帳春の部にも、宗祇獨吟の本式連歌にとあれども、當時は新式連歌のみにして、本式の沙汰はこれなし、本式連歌は初折の表は十句にして、名殘の裏は六句なり、賦物の取やうなども、句ごとにて丁寧なる事と承候計なり、兼載の連歌本式には、去嫌等十三箇條見えたり、

〔菟玖波集二十雜句〕新式本式あひわかれけるに、鷲尾の花下にて、一日二千句連歌に、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　壽阿法師

　　枝のこる花は老木のかざしかな

〔連歌本式〕一百十句、毎句、發句の賦物に合せてすべし、

連歌法

〔康富記〕寶德三年九月十三日戊申、三條殿部卿督御息侍從殿公綱和歌令被重給、〇中略漢和五十韻興行、及曉鐘歸畢、〇中略

漢和聯句

月又雅筵興　康顕

まくらにちかし夜はの秋風

漢和は、和にも韻の字を踏者也、

〔親長卿記〕文明十七年六月七日、早旦參內、和漢月次御會也、〇中略仰云、來月御會被分人數、一座和漢、一座可爲漢和、以逸興之儀可有御沙汰、御人數以鬮子可祇公候如何、予可然之旨申之、即書鬮子、漢和之方九人、和漢方八人、於漢和聯可爲大儀之間加人數之由申入了、於御前入御硯蓋、予進上主上〇後土御門、御前、其外人々同賦之、了即書後御人數了、今日不參之輩、先入鬮子了、追可相催、來月七日節日也、可爲二日之由有仰、　七月二日、今日月次和漢御會也、每月七日也、依爲七夕可爲二日之由有仰、兼日予各相觸了、申沙汰日野一品五十疋、三十疋分故勸修寺大納沙汰之、言旨疋、侍從中納言五十疋沙汰之、漢和和漢兩席同時也、黑戶東西御座敷隔屏風於中東方、

漢和御人數

御製、左大臣、德大寺前內大臣、日野一位、上句勸修寺大納言、依中沙汰也、海住山大納言、日野中納言、執筆久我中納言等也、〇中略漢和早速事終、四五句和漢遲々了、

〔日次紀事四十月〕廿五日、漢和會、每年今日、多管氏高辻家修漢和會、有故障則無、

〔異制庭訓往來〕連歌者、如漢聯句、近代殊翫之、都鄙貴賤之藝也、號花下新式、定輪回傍題韵字、所謂春、秋、戀、雜者各五句、景物多故、夏、冬、神祇、釋敎、述懷懷舊、水邊行路、無常、祝言等各三句、花櫻、雪者改體三句、梅者春冬二句、鴈春秋二句、木與木、草與草同類、幷詞字同文字去五句、但雨露、雪霜、烟霞、雲霧、人倫

打越不嫌也、重與重ナドノ類ハ、同字ナガラ意替リタル故、付句打越共ニ不嫌也、幾重ナドモ同コト也、香了

一梅ナドノ開ト、梅櫻ナドノ咲ト、二句モ可嫌申候、了心

一桑門、世捨人ハ述懷也、桑門ハ釋教人倫也、人世捨共ニ嫌也、漢ニ桑門ト出タラバ、述懷ノ世ニハ面ニテ有ベシ、捨ハ嫌間敷候、人ニハ二句ニテ有ベシ、

一僧、人倫、釋教、紹　侶、人倫、周

一師、人倫、紹

一燈、十句ノ内不可然、和漢ナドニ、韻字ニハ自然和ニ不苦候半哉、連歌ニハ如何、漢句ニハ不苦候、周

一和漢ニハ、五句去七句去ノ字ハ、漢ニ不出前ニモ、和ニ用ヒテ不苦也、漢和ニハ、漢ニ不出以前ニ、和ノ上ノ句ニハ不用也、紹

一和漢ニ、五句七句去ノ字モ、下句ノ中歟上句ノ中ナレバ不苦、留リニハ無用也、紹

一和漢ニ、漢ニ馬出テ、又漢ニ鞍ト許リ、馬ノ事ニ折替リテハ又有ベシ、香了

一憂ニ、憫、悲、愁、つらき、皆二句也、憂ニ恨、打越不苦、

一時ノ雪、五月ノ詞、鳥ノ白キ毛ヲ云、

一鷹ノ巣鳥ノ巣ハ春也、水鳥ノ巣ハ夏ナリ、毛ヲ替ル鷹夏也、

一水澄ハ春也、氷タダタルハ冬ナリ、

一年内立春連歌ニハ春トス、

一清水、結モ汲モ夏也、

一千鳥ニ腰ヲ結ベバ秋也

ニ候、百韻ノ内ニハ、和句一句モ二句モ多キコトハ、不苦事ニ候、
一たのしむト云詞、和漢各一ツ宛ニ候昌陸
一酔ニ詩ヲ付テ、又酔ニ歌ヲ付ルコト悪キ也、了心
一水泉花、可為冬候、程
一花ニ庭付テ、又花ニ場場付ルコト、折替ニモ如何、有間敷コトニ候了心　初折ニ付テ、又名殘ニハ有ベキカ、カヤウノ事、時ニヨリ作者ニモヨルベク候程
一和漢ニハ、懷紙ノ包紙ニ漢句ニ點ヲ付テ廻スベシ、漢句バカリヲ書テ點ヲ付ル也、包紙ノ内ナリ、了心、周、法皇御會ニモ、阿野實顯如此セラレシヲ予度々所見也、
一人ノ名、漢ノ人ハ人倫也、官姓ハ非人倫候、今ハ成ゲニ候、周
一師、人倫ナリ、程
一和漢ニハ、同訓モ字替レバ三句去也、見與觀、落與墮ナドノコト也、昌陸
一紅、和漢ニハ物替テ三ツ許有ベシ、連歌ニハ物替テ二ツ也、陸
一なびき出たる竹みどりなり、明渡る門田の薄冬がれて、如此ノたるニ、渡るノたるハ付テモ不苦候哉、仍春答曰、如此付ル手爾於葉ノ字ノ分不嫌候、明渡たるナド、オヒテハ二句去也、花ちらむニらむナド不嫌此類也、トマリナレバはね字嫌候、
一吟心任所牽、如此點ノル、ニ、花ニウカル、ナドノル、付句モ打越モ不嫌候程
一韻字ヲ踏時ニ、聲ト云字ナドノ下ニ付ル假名ハ、二字ハ付ル也、らむらしナドノ二字ハ付ルナリ、三字ハ不付也、また時鳥一聲もせず、如此時モセズト三字ハ不付也、了心
一座ハ御座ノ類ニテ、居所ニ成マジク候、此座ハ居所ニ付句モ打越モ不苦候周
一字替リテモ替ラデモ、明　彰　明　二句去ナリ、アキラカアクルハ意同キ故也、意替リテハ付句

一夕ト音ニテ出タル時ハ、ユフユフベ二面ニ候、程曰

一徑コミチト訓テモ、道、路、途ニ二句嫌也、周曰

一途ニ、道モ路モ徑モ二句ニ候、主後了心等曰

一漢和ニ韻字ヲ留ニ用ルコト、同字ハ和漢引合テ只一ツナリ、和ニ一ツ漢ニ一ツ用ルコト無之、周曰

一月次ノ月發句ニアル時ニ、七句目ニ晨明ナラデ、只ノ月ヲスルコト嫌也、和漢モ如連歌、了心周晩同說、

一屋ト音ニ讀テモ屋ニ折也、了心

一三ツアル物ハ、漢ニ未出前ニ、和ニ二ツ續テ仕テモ不苦候、乍去漢ニ違ヒヨキ文字ナラバ、可有斟酌候歟、昌程漢ニ不出內ニ、和ニツヾケテ二ツ仕テモ不苦候、漢ニ一ツ和ニ一ツシテ後ハ、和漢出ガチニ今一ツ仕リ候事ハ勿論ニ候、周

一和漢漢和ニハ、和ノ句先ハ隨分漢ノ句ニ付候事能候、假令一面ニ二句仕候者、先漢ニ付テ、次ノ句ハ和ニ付テモ不苦、和ニ和ハ付ヨク候故ニ、先和ニ付テ、此表ノ我句ハ仕舞テ置テ、扨付ヨキ漢來候者、ソレニ付ベシト思テ先和ニ付ルコトハ、ヨハキ連歌師トテ、未練ニスルコト也、何程六借前句ニ候共、我句前ニテ候者、先漢ニ付テ、次ノ句ハ和ニ付テモ強クテ能候也、昌程

一和漢ハ連歌ノ六借キ物ニテ、惡物ニ候、漢和ハ、和ニ韻ヲ踏故ニ、力アリテ能候、昌程了心

一和漢漢和ノ時ハ、聯句トハ仕樣替リテ、不堅ヤハラカニ、和ノ付ヨキ樣ニ心得ナスル物ニ候、只今ハムザト漢和堅ク、無用捨テ付ニクヽ候、聯句ハイカホド堅クテモノ事ニ候、昌程了心

一六吟ノ漢和ニ、百八句ノ內ニ、和三句漢五句ハ不苦哉、人衆追テ加ハリ候時、漢對アル樣ニト候ヘバ、右ノ通リニ成候、了心答曰四句ヅヽ、可然候、漢對ハ有テ能候和ノ句再反ヲ面ニ仕候者尤

一韻ニ、字カハリテ同ヨミノ字ハ、漢ニ一ツ、和ニ一ツ韻ニトルベシ、訓カハリ心モカハレバ、和漢共ニイクツアリテモ不苦、

一ミルト云字ナドモ、字カハリテハ三句嫌也、(家)五句ノ物三句ニユルス心ナリ、(了純曰、的ハ字カハリテモ五句嫌トナリ、)

一五句去七句去ノ物ハ、韻字タリトモ可仕也、

一神祇、戀、述懷、尺敎、旅等、其間皆五句去ナリ、連歌ノゴトシ、

一アゲ句ハ和タルベシ、(結題勝)

一雁ニ、漢和各一句、(但連歌ノゴトク春秋ニ一句ゾヽ也、叱、人見、)

(雁ハ秋ノモノナルニヨリ、秋ニハ漢和共ニ二タアルベシ、春ニ二タハアルマヂトナリ、)

一故事ハ霜フミマヨフトアル句ニ、尹伯奇ガ心ニテ付テ、其打越ニ讒言ノコトハ惡シ、根本讒言ノコト故也、此伯奇歌ヲウタイアリキタホドニ、ウタフナドヽハ付ベシ、是ハカロキ故也、イヅレモ故事如此ノ心用アルベシ、

一雪有待花意ト云樣ナル句ハ、雪ノ章句タリトモ、正花ニナルベシ、一句ハ冬也、

一厚恩雨豈乾、恩ノ雨ト云ナガラ、本雨ニ成ト也、(倪)

一綠蔭ナドヽアル章句ニ、夏山ト付テ不苦也、(家)

〔漢和差合〕實豐聞書

一和漢ニハ、衣、季、竹、田、舟、夢、涙、月、松、枕、如連歌七句去也、(昌程曰)

一儒非人倫(昌陸曰)

一座トイヒテハ居所也體也、一座ニ一ツタルベシ、ザスルトイヒテハ居所ニアラズ、席ノ心也、仍居所ニ不嫌草座ト云テ、草ニモザスル故也、凡人ノ座ハ居所也、皇居ノ座ハ非居所、(周庵曰)

淺猶訪兼載法橋記之、其外鳥獸草木之類、聊以微官新意載之、於是拾遺納言實隆和也、言其志、漢也加其語、不亦宜乎、雖然略事以取萬之一二者也、所詮愚案之外、既爲先達之式目、莫所忽緒矣、

明應七暦三月下旬　　桃下散班

〔漢和差合〕一第章句出來ノ時、其内平字二字ニテモ三字ニテモ、其韻ヲ除テ入韻ヲ量定ルナリ、五字ノ内ノ上ノ字ニテモ、其韻ヲバ除ベシ、

一花四本、和漢二句ヅヽ也、但晴嫌ルベシ

一雪四ツ漢ニテモ和ニテモ、一方ニ四ツナガラモスルナリ、月ト同前ナリ、的曰、

一月、和漢共ニ三句五句ツヾキテモ不苦也、

一夢ト夢五句松竹同字等皆五句去ナリ

一馬駒ト和ニアリテ、漢ニ亦馬ニテモ駒ニテモ一ツアルベシ、漢ニ馬駒トアラバ、和ニ馬駒ノ内一ツアルベキ也、

一鶴田鶴ト和ニアリテ、漢ニ亦鶴アルベシ、

一鶴二ツ、和漢各一ツ、但一句ハ鶴タルベシ

一秋風松風等、和漢各一句ヅヽ

一涼、和漢各一句、但夏一句、秋一句、連歌ノコト也、

了純曰、句ハ、夏ノ句ニハ漢ニモ和ニモアルベシ、秋ニ二句ハアルマシクトナリ、

一月ト月七句但挙カヘリテハ五句ナリ、在明同義、

一二句アル物、兩方ヘ一句ヅヽ取、其外異名ニテ出ルハ、亦和漢出ガチニ一句アルベシ、

一波ニ舟結ビタル様ノ句二句アリ和ニ一句、漢ニ一句、

一トヲリ字上下共ニ嫌ベシトヲリ字、詞ヲヘリテモ心ヲハトヲリモ、上下共ニ嫌ベシ、

一百句、漢和五十句ヅヽ也、乍ㇾ去和ニテモ、漢ニテモ二三句多キ分不ㇾ苦、
一花四本、和漢二句宛也、但隔番タルベシ、
一月、和漢共ニ三句五句ツヾキテモ不ㇾ苦、
一雪四ツ、漢ニテモ和ニテモ、一方ニ四ツナガラモスルナリ、
一二句アルモノ、兩方エ一句ヅヽ取、其外異名ニテ出ルハ、和漢出ガチニ一句有ベシ、
一トヲリ字、漢句ニ古ハ上下共ニ嫌、今ハ上ノトヲリ字計ヲ嫌フ、下ハ不ㇾ苦、
一五句去七句去ノ物ハ、韻字タリトモ可ㇾ仕也、
一名殘ノウラハ、漢ノ對句ナクテモ不ㇾ苦、○中略
　體用事（和漢聯句、上古無ㇾ之、近來勅式被ㇾ定ㇾ之、山類、水邊、居所之外無ㇾ之、）
體用體、用體用、（如ㇾ此不ㇾ可ㇾ付ㇾ之、）第二句ト第三句ト、同體ニ可ㇾ付ㇾ之、
　戀之秋句事
秋句（非ㇾ戀ヲヒラ秋ノ句ト云）戀之秋句、秋句、非ㇾ戀如此三句連ㇾ之不ㇾ可ㇾ付ㇾ之、
第二ト第三ト同體ニ可ㇾ付也、他季同前、
　和漢句數事
和（以二五句一爲ㇾ限、其內無二定數一、）漢（同、但至二對句一者及二六句一、）
　十句內禁制物
面八句裏二句、（以上十句）不祥ノ字、戀、述懷、懷舊、釋敎、名所國名、人名、故鄕等ノ字、不ㇾ可ㇾ用ㇾ之、
有ㇾ僧曰、蓋和漢聯句之於二萬物一之法、莫ㇾ大ㇾ焉、庶幾分二異同之品一、備二吾之惑一矣、余曰、久廢二于文一、倦二于學一、不ㇾ可二
曾利一子也、僧嗟嘆而去矣、而後轉考二先賢之式一、甚擊二末愚之蒙一、豈卷而懷之乎哉、仍以連歌新式（後普光園關白）
（二條良基）作 幷追加（同作）新式今案（後成恩寺禪閤一條兼良）作 和漢篇（同作）和漢追加（當今後土御門）御作 等錄ㇾ之訖、就中山川風雨之

五月廿三日、わかんあり、御人ゝゆゝやうご院殿、〇興意法親王せうかう院殿、近ゑどの、〇信尹日の大納言、〇資勝廣はし大なごん、〇兼勝西のとうゐん、僧衆もあり、廣橋大なごんはつくにて御茶のこの折御構あさのくもじまゐる、

〔資勝卿記〕元和五年正月廿一日丙午、禁裏ヨリ和漢廻順被下也、

梅柳天地わかつほつ枝哉　實顯

鶯燕語傍簷

庭廣み霞をふくむ雨晴て　時慶

月もほのかにうかぶ池水　資勝

廿九日甲寅、禁裏和漢之御一巡持被下候也、則思案候而長橋殿へ持參申、則書付上候也、

擣愁砧近報　御製

秋風かよふ淺茅生の暮　時慶

まれにとふ人もいつしか絶けらし　資勝

三月二日丙戌、今日有職之御習禮有、〇中略御習禮之中和漢御一巡被出也、御習禮過て一巡書付上申候也、

くもるなよ池のかゞみの花盛

風柔翠柳陰

〔漢和法式〕一端作、漢和聯句ト四字ニ書也、

一第唱句出來ノ時、其内ノ平字、其韻ノ字ヲ除テ、入韻ノ字ヲ定ル也、

一面八句、漢四句、和四句也、内ニ漢ノ對句一所アルベシ、漢唱句ナレバ、八句シタ和也、和ノ發句ナレバ、八句シタ漢句也、上句又此例也、

兩座共前關白發句也、依₂頭役₁也、

一方入韻御製　陽唐也

一方入韻左府

所役殿上人以量輔臣、和長、源富仲、今日不參、日野中納言、中山宰相中將、有₂千句御祈勤₁之時分也

〔宗長手記〕其日〇大永四年五月、日不詳、正法寺のならび興禪寺、是は東福寺門徒住持、和漢張行あり、

わしのすむ山とやとをきほとゝぎす

人如₂五月涼₁

一折のうちより盃出て、沙喝數盃になりて歸路暮に及びき、

〔宗長手記〕建長寺の東堂、歲暮〇大永五年とて出府あり、幸のついでにや、下野守時茂和漢連歌興行、

かたえ咲て片枝春まで梅のはな

雪消倚朧天　建長寺　長樂寺

鶯兒幾學語　天龍寺　養得寺

發句は、五郎氏輝の代に申侍る、

〔玄與日記〕文祿五年七月廿五日、玄ふし江御著、信輔〇近衛被₂成候、大慈寺といへる寺、御旅宿になる役寺の坊主參扣、則和漢あらましある、拙者發句仕うまつるべきよし近衛樣尊意のまゝ仕りぬ役寺松木ふかきところなれば、

波のこゑまつに入江の秋の海　玄與

蘆火招₂釣船₁　杉

〔御湯どのゝ上の日記〕慶長三年四月七日、御月なみの和漢あり、御人ずゆ八條どの、せうかう院どの、〇道澄男だち、僧衆もあり、あすか井ゑもんのかみ、〇雅庸ほつくにて御ちやのこの折御たる進上、

夕やみになりていくよぞ五月山　能

道たど〳〵し草たかきかげ　宗順

花零孤館露　蘭

まがきのてふのまれにゐるころ　能

春老夢之夢　瘦

年高翁與翁　龍澤（中略）

能阿廿六　蘭坡十四　龍澤十三　松雪十八　瘦春十三　宗順十六

〔親長卿記〕文明十八年四月十七日、辰剋許參内、今日和漢月次御會也、參仕人々、漢近衞前關白、和左大臣、和右大臣、漢前内大臣、漢德大寺前内大臣、和權帥、漢勸修寺大納言、漢海住山大納言、漢新大納言、豐通、和予、和藤中納言入道、今日初參也、漢中御門中納言、漢日野中納言、和侍從中納言、漢姉小路宰相、和右衞門督、和中山宰相中將等、聯句與連歌等兩座也、執筆、日野中納言聯句、中山宰相中將連歌、文臺各別相並書之、吟詠又於同席相交、今日頭人日野一位、假中所勞之由、仍師淺勸修寺大納言、上句侍從中納言、發句中山宰相中將等也、主上（御製上）兩方御兼帶也、所役御勝手長頭辨元長朝臣、前關白已下役送重治朝臣、六位源富仲祗候、申剋許御連歌事終、聯句五六句遲々、（下略）

〔親長卿記〕文明十九年五月廿六日、早旦參内、去七日去月分也、仍今日今月分御會也、近衞前關白（政家）頭役也、參仕人々近衞前關白、左府、右府、前内大臣、德大寺前内府、日野一位、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、久我大納言、予、中御門中納言、一方執筆新中納言、一方執筆侍從中納言、姉小路宰相等也、今日有兩座、（和漢、漢和）以同座同時也、

雲は花空はあをばの梢かな　近衞前博陸

なでしこのさけるいははや花の山　國

浦人のかへるやとをきえほひ潟　宗順
傍磯繋釣蓬　藏春
松原のまたゆく風に枝たれて　能阿
村笛識樵童　龍澤
趁谷柴離短　蘭
すゑうちなびきあぐゑさゝ竹　宗順
烟盧殘月淡　松
たゞ一すぢのはつかりのつら　能
秋白銀河帶　龍澤
中たえつゝもわたる夕霧　宗順
橋隨蘆渚臥　蘭
巷入竹林窮　松
矯世退賢七　藏
むそぢすぐるもはやき年の矢　能
射窓斜照僅　蘭
弔水大陰同　松
廣澤の秋こそ今も昔なれ　能
霜新岸々楓　龍澤
雲何歸隱晚　松
待ころ過ぬなけほとゝぎす　宗順

用韻、時洪武韻府初來、將用此也、外記曰、某見其和漢本、

〔空華日工集〕永德四年十一月晦日、府君〇足利義滿臨觀、〇中略會於南枝、倭漢聯句一百句、齋訖道話移刻、官觀乃還、　發句二條殿曰、カスヤ千代名モ玉松ノ葉カナ、府君命余〇周信續第二句、例也、曰、歲晩齊回春、府君曰、チル比ノ花ヤ山ヂヲカクスラン、余曰、鞋香草欲句、二條曰雪ノアユミハアトモシラレズ、府君曰、ケサミツル花ハムカシニチリナシヲ、國師曰、春遊跡易陳、二條曰、秋ノ田ノミヅホノ國モヲサマリテ、大淸曰、冤旋拜紫宸、　十二月一日、請檀那佐々木殿及家臣六七人出、示昨日倭漢聯句、各々傳寫一本而去、檀那問郡鄕枕事、余詳說而敎之、蓋以倭漢聯句有是故事也、

〔臥雲日件錄〕寬正四年三月廿一日、蔭凉以君命寄鹿苑相公〇足利義滿與諸老和漢聯句折紙五篇、見問其在處、皆不知之、就中有至德元年二月卅日和漢、爲之養堂住等持寺時、有此日記錄、卽寫之副狀、蓋二條攝政〇良基發句曰、雲カ雪庭ニゾカヽル絲櫻、其次養堂曰、風微花送香、此與日工集所謂攝政發句、府君命周信、爲亭主、例賣以第二句之謂相稱也、

〇按ズルニ、空華日工集至德元年ニ此條ナシ、而シテ永德二年二月十八日ノ條ニ、二條准后相國、看花見訪、値余〇周信不在、又落花、留題倭歌一首幷倭漢聯句一首發句而去、其歌曰、雪トハヤフリケル花ノ跡ナレバクルカヒモナキイト櫻カナ、後書曰、太政大臣又發句曰雪ゾチルコズエハ雨ノイト櫻トアリテ、此ニ云ヘル發句ト相似タリ、

〔和漢聯句〕寬正四年五月廿八日

あふひ草やまさにはあらぬ花ぞこれ　能阿

欄殘鶯樣紅　蘭坡

雨開山似滿　龍澤

雪滿路纔通　松雪

連歌は、浮橋二尊〇伊弉諾伊弉册の縁歌を濫觴として、上下の句長短あれば、漢句も五言のみにかぎるべからず、殊に横折の懐紙は、さのみ目にもたゝねど、竪の一巡の時は、和句の長きに、漢句五言にては、つりあはず見ぐるしければ、七言をも相交ては如何と、里村昌純にたづねければ、答に、愚拙も兼々左様に存候得ども、むかし漢句の式を連歌師の定むべきにもあらず候、何とぞ官位高く文學ある方のあそばし初められたらば、をのづから世に行はれなんかしと有けり、近頃甲良道二といふ隱者あり、里村氏が一家ゆへ、連歌の事能されり、詩は石川丈山に學びて、文才拙からざるが、井上友貞といふ俳諧師と、狂吟の和漢漢和千句に、追加二百韻つらねけり、其作むかしよりこれ程のよろしきはなし、

〔菟玖波集十九雜體〕連句連歌

六條内大臣禪林寺の家に御幸なりて、和漢連句に、

紫野貴神靈　ふたゝび世をもたすけつる哉　後宇多院御製

孤身虚夢魂と云句に　古郷に歸るこゝろは海に似て　花園院御製

春秋運契長　いくたびか花もみぢとも馴ぬらん　後醍醐院御製

〔梵灯庵主返書下〕一いにしへ西芳精舍にて和漢の侍けるに、軒ちかく植しさくらも散過て、とありしに、法のためにや人はとふらん、夢窓國師、おもひよらぬ付會、銘心腑心地して候、

〔空華日工集〕康暦三年十一月二日、同大清赴二條准后〇良基之招、永相山等三五人、官人萬里小路等數人、〇中略和漢聯句始用、今大明撰洪武正韻群玉、爲韻過第一東字、凡吾國俗、舊例和漢聯句、漢有韻、和無韻、今則新立此、和亦押韻、准后以起句讓余〇義堂、大清兩人、兩人相推迫不已、則題發句曰、半欄分愛日、准后次曰、コノハモニハヽツモル紅、大清曰、水紋池灑錦云々、

〔臥雲日件錄〕文安五年五月五日、大外記來訪、予〇周鳳曰、昔時二條攝政〇良基與義堂和尚和漢、和亦

一景物草木等員數、和漢可通用事、但雨、嵐、昔、古、曉、老等之類、各可用之、

一同季可隔七句、同字幷戀述懷等可隔五句、(同二連歌式)自餘隔七句之物、可隔五句、(月と月之類也)隔五句之物可隔三句、(山類と山類、水邊と水邊、木と木之類、日と日、風と風、舊同字等物也、)隔三句之物、可隔二句、嫌打越之物、同連歌式目、

一山類水邊居所等、不可有體用之分別事、

一萬物異名、就本體可定其季、但可爲本體外事、假令金烏は日、綠竹は雨、金衣は鶯、烏衣は燕、霜蹄は馬、鯨は鐘、(如此之類)可依連歌異名之物例、

一聯句中、可定其季等字事、暖芳(有花之意)紅(同)淑氣、燒痕、踏青、芳草、(如此之類春也)新綠、雲峯、炎熱、草木之茂字、淸和、(四月、如此之類夏也、)初涼(新涼同)冷爽、金氣、黃落、(如此之類秋也)枯、(草木之心也、拾枯、枯葉也、)臘探梅、春信、守歲、(如此之類冬也)信(書信)客(舟客、賓客之類也)一葉身(舟)歸字、漂泊、(如此之類旅)錦字、御溝葉、私語、(如此之類戀也)人名(可爲人倫、姓は不可爲人倫、但可依事也、)名利塵(塵世之意)之蹤跡、出塵(如此之類述懷也)一絲(釣絲之意、可爲水邊也、)謝定鶴、(如此之類釋敎也)

關白(一條兼良)御判

〔無言抄下〕和漢篇

一座に一句の物は、和漢ともに出次第たるべし、二句の物は一宛たるべし、

花二本宛たるべし、自餘の景物もおほかた准之、

和漢には、漢の方ばかりに韻字有べし、漢和には、和漢ともに韻字あるべし、

百韻ならば、漢五十句和五十句たるべし、但古懷紙に多少有之、

聯句には、體用の無沙汰と云說あり、さかるべからず、體用連歌のごとくたるべし、五十年以來沙汰有之、

和漢には發句可爲漢、漢和には和句たるべし、〇中略

右此書に記する外は、可守連歌新式目之法度者也、

〔雅筵醉狂集中〕おなじく七言聯句〇中略

をば、心を付て詞をまはすとぞ、ふるき人は申侍し、

〔吾妻問答〕一和漢連歌の時、心づかひ侍さは如何、答曰、如仰常の連歌の心得にては、無下に心きたなき事侍べし、其ゆへは、連歌は大略こまかなる事を先として、長高所少し、連歌の上にてだにも、是のみぞ口惜侍、ましてや詩人にあひてさやうの心侍らば、何の興かあらむ、いかにも心をたかく持て、細に入候はで、大に句をえたて、風情眺望に心をかけて、一句も、心きたなき事をせじと可案候哉、歌も、詩歌合の時は長高よめと申事侍るとかや、

〔後花園院御消息〕和漢連句のとき、漢の句いで候へば、毎度御ふしむ候、これはをこの御尋にて候はんずれ、とても連句のことは、一向御存知候はぬうへは、あながち當座の御ふしんは、其せむなき事にて候、肝要は連句まじり候事にて候ほどに、左樣の時、御句を出され候はむずるまでにて候、さりながら漢句つまり候時などにて、御句など付られたきやうにも候はゞ、さやうのとき御ふしむも候べきにて候、そのうへ、えせんやすき句など御たづね候へば、これほどに文字かたなど疎々しき御事にて候かと、人の存候はんずることも、かつうは口惜やうに候、とても一座後日に御覽せられ候べきうへは、そのときいかにも御不審候て、御けいこの便りにもせられ候べく候、殊に近比の會など、室町殿〇足利義滿太閤〇二條良基いしく\/嚴重に伺候せられ候事にて候、聊のことも御心に御心を添られ候て、御謹候はむずるにて候、たゞうち心やすくさい\/えこうのものさへ、人々の心中は辱かしきことにて候、ましてやとざまさいかくのかた\/は、いかにも見落され候はぬやうに、誰々もありたき事にて候、

〔連歌新式追加并新式今案等〕和漢篇

一大概法、可ㇾ用二連歌式目一事、

一和漢共以二五句一爲ㇾ限、但至二漢對句一可ㇾ及二六句一事、

〔一話一言十七〕詩體抄

一同書云、又詩歌ヲ並ベテ鎖リ合セ、和先漢後ナレバ和漢聯句トイヒ、漢先和後ナレバ漢和聯句ト云、忍ブ夜ハ雨モ中々便ニテ、沙濕履無聲ナド云類ナリ、

〔連歌辨義二〕問、連歌のかた句に詩の句もて繼(ツグ)、又詩の句に連歌もて附るを、和漢聯句漢和聯句とて、古くより此體あり、○中略何をはじめとはすべきにや、答、清少納言、○中略白氏文集に、蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草菴中、此末の句のこゝろをもて附たり、さて漢の句に和の句もて附たるはじめなれば、今の和漢聯句も、長保の頃よりおこれりといはんもむべなり、

〔枕草子四〕そこにあつまりゐて物などいふに、何がしさぶらふと、いとはなやかにいふ、あやしく、いつのまになに事のあるぞとはすれば、殿守づかさなり、たゞこゝに人づてならで申べき事なんといへば、さし出てとふに、是頭中將殿○藤原齊信のたてまつらせ給ふ、御かへりとくといふに、○中略あやしくいせの物がたりなるやとて見れば、あをきうすやうに、いときよげにかき給へるを、心ときめきしつるさまにもあらざりけり、らん省の花の時、きんちやうのもと、かきて、末はいかに／＼とあるを、いかゞはすべからん、御まへのおはしまさば、御らんぜさすべきを、これがすゑ知りがほに、たど／＼しきまんなにかきたらんも見ぐるしなど思ひまはすほどもなく、せめまどはせば、たゞそのおくに、すびつのきえたるすみのあるして、草のいほりを誰かたづねん、とかきつけてとらせつれど返事もいはで、みなねて、つとめていととくつぼねにおりたれば、源中將○宣方の聲して、草のいほりやある／＼とおどろ／＼しうとへば、などてかさ人げなきものはあらん、玉のうてなもとめ給はましかば、いできこえてましといふ、○下略

〔兎玖波問答〕和漢連句には、ことさら更かやうのふるき詩の心などは、興あるべき事也、大かた和漢連句

ほしたるもあるゆゑなり、

〔菟玖波集 九 雜體〕建長六年五節の頃、有心無心の連歌侍けるに、

ゑせきぬかつき猶ぞねりまふ

常磐井入道太政大臣

玉かづら誰に心をかけつらん

〔明月記〕建暦二年十二月十日、今日於馬場殿有鳩合負態、〇中略其事了又出御馬場殿、各應召參入、無心宗之輩在東、有心宗在西云々、近御所(後鳥羽)也、先立隔屛風、各宗連歌、折紙一枚、訖撤屛風寄合、賦魚鳥云云、其物不覺悟、太不堪、東、御所、定通卿、予、〇藤原定家家隆朝臣、雅經朝臣、賴資、執筆家長、撤屛風、後清範書之、西、光親卿、顯俊卿、宗行朝臣、定高朝臣、重輔、未大安被召加仲家、宗綱、清範、執筆予二匏入御、折紙六枚、御句如流、天氣太快然、即退出、　十八日、早旦家長奉書、今夜可有有心無心連歌、可參云々、陰明門院御佛名兼領狀、仍此由示奉行資經、秉燭以後著布衣參院、夜深月昇、出御馬場殿云々、依召參上、如一夜、〇中略仍有催、有心在西、源大納言、同中納言、予、雅經朝臣、家隆朝臣、賴資、家長、無心、在東、兄弟兩卿、排、家綱、重輔、仲家、清範、上北面輩二人在無心方、五位殿上人成實基俊在有心方、每人出一句、取紙一帖、其別賦黑白云々、下句了仰云紙不盡又々可會合、　廿八日、欲參院御佛名之間、使者走來云、可有連歌可參、仍布衣馳參、甚雨實氏宰相中將穢限過了初參、可候連歌座由被仰云々、依甚雨先相儲馬場殿、小時出御、如例儀、〇中略如一句每句置紙、今夜檀紙下句了入御、予十六句、御句十九、定高朝臣十一、以之爲多、定通卿女院佛名了追參加、揖如例、光親卿又束帶、爲佛名參入、不交其事、候此座、顯俊朝臣予等布衣祗候、事了予即退出、有心御句、兩卿、予、賴資、家長也、

〔文敎溫故 下〕和漢連句は、歌と詩とを聯句するなり、和漢には、擧句漢たるべし、漢和には、和句たるべし、

なりにたり、そもこゝはいづこにてあらんずらんと、目をさだめて見かへれば、稲荷横町といふところなり、此とき十三夜の月のかげは赤くてりて西の山のはにおちかゝりぬ、持丸これにゆびさして、月のひかり狐いろに見ゆるは、明にちかきしるしぞといへば、友だちは持丸がかほうちまもりて、

化されし狐いろなる月かげも、といひて、しばしくちごもりける、もち丸とりあへず、

かぎの手にさすいなりよこ町、とつけたり、ふたりとも打わらひて、おのれがいへ〳〵にかへりければ、夜はほの〳〵とあけにけるとぞ、

有心無心連歌

〔四方の硯五〕猪尾常房は、三好家の右史なり、その人となり閑雅にして、いみじき士なり、ことに能書の名たかく、壽考にして、元和頃までながらへありしが、其比の阿波侯聯歌をこのみ給ひて、しばしばめされしといふ、一とせ元旦の賀に、かねて公の賜し狩ぎぬ著て、よば〳〵といでけるが、公見るよりはやく、あやしやそれは誰にかりぎぬ、とあれば、常房とりあへず、我思ふ君のかたよりくれはどり、とこたへければ、公なのめならずよろこび給ひ、いよ〳〵ふかく寵遇ありしと也、

〔八雲御抄一正義〕連歌

一まさなき事は、よく〳〵心得てつくべし、栗下といふものまじりたるには、一定ありぬべき事也、昔無心かずにさしてこそといふ連歌をしたりしに、有心よりあはびがひと付たりき、又なましきとほしたるといふことの有るに、有心の中よりわらびなどしたりし、それは其人がらさもと覺ゆればこそあれ、わかき人又かみざまなどには、よく〳〵思ふべき事也、

〔連歌辨義三〕凡無心は何とも定めぬ事をよめるに、有心より物を定て付るをもいふなるべし、數にさしてこそとは、定に心なし、それを、あはびは串にも數多さすものなれば、有心よりしか附し也、又なましきとほしたるといふも心なし、有心よりわらびと付たるは、戯はなまなるも

テ、度々連歌ノ有シニ、東國ノ者ニハ、當將軍御父子、最上義光、秋田城介實季、予モ連座セシニ、當將軍御父子トモニ、連歌ハカタノ如ク上手ニテオハシマシケル、公家ニモ知シメサレシ事ナリ、或古歌ニ、ウヱテ見ヨ花ノソダヽヌ里モナシ、トハイヘドモ、東者ノ聲ウチナマリ物イフヲキケバ、京童ハサコソオカシク、彼ヤウノ事ヲバ作リテヤ語リ笑フラント、政宗モ笑ハレケリ、此物語リ、後ニハ公方ヘモ聞エ、御一笑ナシ給フヨシ風聞スレバ、西國ノ武士是ヲ聞テ、餘リニ御嘲リノ咄シナレバ、御穿鑿モコハシトヤ思ヒケン、行方知ラズ逐電ス、

〔狂歌詠方初心式〕連句會之事

上の句下の句を分て、兩人して詠事也、下の句より先へ詠て、上の句を跡に詠もあり、興によるべし、さして法とする事なし、

ろくそにこめは出來るはづ也　貞柳
是も又さとれば夜のから臼で　芙蓉花

又

まん丸に扨ても大きなもち月は　万英
およそ三五の十五文どり　升兎

又

出てみたればはこそ白ろけれ　秀谷
書院さき名のみ青木の雪の朝　張永

前句附をするやうなるもの也、但してにをはに大事あることゝぞ、

〔狂歌現在奇人譚初編上〕祭永亭持丸の傳

さてもこよひは、もち丸ぬしにたぶらかされて、おほくのみちを、ありきたれば、足は木のごとく

〔菟玖波集十九雜體〕誹諧

大内の朱雀門もあるものを　導譽法師

引におざろくけふの青馬

二品親王北野社千句に

鳥の二ぞはをかさねたる　關白前左大臣

鶯のあはせのころはこまかなれ

〔實隆公記〕明應八年三月十五日乙亥、狂句、發句、俊通朝臣也忘却、

藤はさかりて夕ぐれの空　宗長

夜さりは誰にかゝりてなぐさまん　宗祇

人々大笑了

〔奧羽永慶軍記三十七〕狂歌事

此程西國ヨリ江戸ニ下リシ者ノ物語リニ、我今度洛陽ニ宿セシニ、京童ノイヒケルハ、江戸將軍〔德川家康〕ノ連歌ヲセラレシコソ笑シケレ、江戸ニ下リテ聞給ヘバ、諸人ノ知侍ル事也トイフヲ聞ニ、將軍ノ發句ニ、

此春ハナゼニナカヌゾ鶯メ、ト仰ラレケレバ、仙臺ノ政宗〔伊達〕脇ヲ仕ラントテ、

御定ヲ背カバ首ブツキラン、トイハレシトテ笑ヒアヘリ、西國ノ者是ヲ聞實ニ笑シキ事ニオモヒ、江戸ニ下リテ是ヲ語ル、イカニシテカ此事政宗傳聞誠ニ是ヲキカバヲカシクゾ思ノラン、東國ニ生レヲナセル者ヲバ、人每ニカヽルコト、コソ思ノラメ、太閤秀吉公ノ御時、紹巴宗匠一

夜もあけはなれにしかば、殘りはまたの御連歌にしつがんとて、名殘多くてぞかへりまゐりにし、此折々の御連歌を、大納言三位殿聞せ給て、この慰ぐさの御連歌思ひいでなるべし、その由の歌よみて、家の集などにか丶るべしと仰られしかば、辨內侍、

思ひ出のことのはとなる草ならば七車にも我ぞつむべき

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附靑砥左衞門事

其比日野僧正頼意、偸ニ吉野ノ山中ヲ出テ、聊宿願ノ事有ケレバ、靈験ノ新タナル事ヲ憑奉リ、北野ノ聖廟ニ通夜シ侍リシニ、〇中略南殿ノ高欄ニ寄懸テ、三人並居タル人アリ、〇中略初ハ天滿天神ノ文字ヲ、句毎ノ首ニ置テ、連歌ヲシケルガ、後ニハ異國本朝ノ物語ニ成テ、現ニモト覺ル事共多カリ、

〔宣胤卿記〕永正十六年二月十四日、今日於二余方一連歌沙汰、春日社法樂也、〇中略一句頭ニ南無春日大明神慈悲萬行菩薩、又句ノ上ニ書二此文字一、反覆レ之、一折面裏、余書也、

半天(ナカソラ)に山かすかなる霞かな　一位大納言入道

むべものどけしにほふ春の日　宗長

風のまもたゞ梅がかはさだかにて　入道前內大臣

〔雅筵醉狂集春〕狂連といへば、たゞ野鄙なるものとのみ思ふは非也、其趣をよく志る時は、眞の句も同事にて、只俳言を用るばかりの違ひ也、

〔兼載雜談〕一連歌の飛たるはよし、そばみたるはわろし、うつくしきはよし、ぬるくうつけたるはわろし、人の意地のすねたるはよく、ゑせたるはわろきがごとし、意地のまてなるはよく、はかなるはわろきがごとし、愛のさかひ大事なるをや、狂句も後にやはらかにせん下地とおもひてせば、よかるべきとなり、秘事なり〳〵、

冠字連歌

れど、おもふさまによまるまじければ、なんつくべきにあらず、左かればはんと申も、おもふそらならんや、

〔古今著聞集五和歌〕同御時(永萬元年)の事にや、いろはの連歌ありけるに、たれとかやが句に、

うれしかるらん千秋萬歳、と左たりけるに、此次句にゐもじにてつくべきにて侍る、ゆゝしき難句にて、人々あんじわづらひたりけるに、小侍從つけゝる、

ゐはこよひあすは子日とかぞへつゝ

家隆卿の家にて、この連歌侍けるに、

・ぬれにけり鹽くむあまのふぢ衣、大進將監貞慶といふ小さぶらひつけ侍ける、

るきゆく風にほしてけるかな、人々とよみて、るき行風をわらひければ、さも候はずとよ、ぬもじのつぎはるもじにて候へば、かくつかうまつり候、なにの難か候べきとちんじたりけるに、いよいよわらひけり、小侍從がもどきの句といひつべし、

〔辨内侍日記下〕八月十五夜(建長二年)例の御會也、雨降りていと口惜し、事ども果てゝ、妻戸あけさせ給ひて御覽せられしかども、月のくもりさまいと口惜し、なごりに阿彌陀佛連歌たゞ三人せむと御事あり、いひすてならんこそねむなけれ、少將覺えよとぞ仰せごとありし、

なごりをばいかにせよとて歸るらん　御所

もしやと侍む秋の夜の月　少將

あかなくに廻りあふよもありやとて　御所

・みちうきほどにかへるをぐるま　辨

たぐひなきわが戀草をつみいれて　御所

つゝみあまるは袖の白露　少將

たり、

〔兼載雜談〕一色青しもときつねあり夏木立、とはいかいの發句に、脇を後小松院あそばしたり、

しやうびはことにくれなゐの花、もときとは持明院殿の名乘なり、笙の御家なり、基俊の子孫、伏見殿の御事なり、つねありとは園殿なり、比巴の家也、いづれも色のわろき人なり、

〔甲陽軍鑑品第十四六〕長篠へ信長首途の發句は

松風に多氣たぐひなきあしたかな、といふ百韻の内に、山縣を始、各武田の家の家老をことごとくいれ、武田調伏の連歌を仕たりと聞ゆ、

〔四生歌合下〕うをのうた合〇中略

十五番、くわいぶんのれんがおもて八句、

ながき名やたまのせのまたやなぎかな　　なが〲しはものせう
きゆるなかとののごかなるゆき　　からごろもきすご
てればみなはる日のひるはなみはれて　　いかのこうゑもん
月ひとをとここをとひきつ　　くじさたさばきのすけ
きたかせやくさばなはさくやせかたき　　こちたまへの助
やどもとをしむむしをともとや　　さはらびひやしの助
みなればむらとりとらむはなれなみ　　はなだらのたれ助
しけるはのまややまのはゑけし　　春さめふりんぼう

はんしや申ていはく、くわいぶんのれん歌と申も、はやうより侍るものや、れん歌六十二ていのほかなるや内なるや、ちかき世にはなをだにもきゝたまはねば、あまたのうをの心の水にしめしたまはん事も、うるほひがたし、もツこもすがたことばさし合までも、いみじからぬもあんめ

普光園攝政(二條良基)の、月は山風ぞたぐれの、とありし連歌の會席も、此坊(○會の坊)とぞ申侍ける、爰に過たる所あらじ、四美備たる所のさまにて、此所にてと定めける、式かた千句などの會席、此頃の風として煩はしき事なりしかど、是は此四人の心ざし、昔の商山の跡を尋ね、碁など計にて日を送りぬべきを、金后の御さだとして、事販はしく成ぬ、或時は坊より御誂ひ申などして、思ひしにはたがひて、十五日より始め、日毎に二百韻づゝにて、五日に事をへぬ、執筆には理文仍景、何れも心ざしの人也しを語らひけり、

〔太平記七〕千劒破城軍事

千劒破城ノ寄手ハ、(中略)徒然ニ皆堪兼テ、花下ノ連歌シ共ヲ呼下シ、一萬句ノ連歌ヲゾ始タリケル、其初日ノ發句ヲバ、長崎九郎左衞門尉師宗、

サキ懸テカツ色ミセヨ山櫻、トシタリケルヲ、脇ノ句、工藤二郎右衞門尉、

嵐ヤ花ノカタキナルラン、トゾ付タリケル、誠ニ兩句トモニ、詞ノ縁巧ニシテ、句ノ體ハ優ナレドモ、御方ヲバ花ニナシ、敵ヲ嵐ニ喩ヘケレバ、禁忌也ケル表事哉ト、後ニゾ思ヒ知レケル、

〔實隆公記〕延德二年三月廿四日丙子、宗巧來一萬句連歌興行發句所望也、

〔連歌提要下〕隱題の句體

祇八十韻之內　隱題體

籠の中のつる、親子のなく聲に　　一行のかりなる此身數ならで

かやうにいひかけては何事もくるしからず但よく〳〵似合候はでは比興也と云々、

又發句にも此體あり

跡とめて雪を雞尾のたかね哉　　鳴てしも末ごゑに濁る塢根哉

右の句鷲を高根と隱し、末もといふてにはを濁にたち入末といはゐる、と云詞に時鳥を隱し

此千句の事、今の管領高國江州より御入洛の刻、此法樂として立願申せし事也、紫野大德寺眞珠庵の側にありし時御芳恩、かつは其謝とも申べきにや、第一之御發句京都より申下す、

朝日影四方ににほへる霞かな　高國

梅さきてあらしもなびく柳かな　宗長

山田の各馳走、目を驚かしつ、

月にあはれあらましかはも夢路哉

〔宗長手記〕因幡守賴則、芥川城主年來異他の芳恩遠行追善のため、東山安養寺にして千句のこぶらひし侍りし、賴則歌連歌なをざりの數奇ならざりし故なり、逍遙院殿〇三條實隆西申たて、肖栢法師、宗碩法師、寺町波々加部、河原林對馬守など上洛、誠に珍重の事なりし、千句第十、

〔石山月見記〕去年の秋比、源氏物語の事など是彼物語して、八月十五夜石山寺にて、かの式部が筆をたてし昔のこと、或說ながら語り傳へたる、哀れ通夜して、かしこの月見侍らばやと申て、既に思ひたち、俄に法樂のため、かの名號を上にすへて、十六首の歌をつゞりしかども障る事ありて空しく過し侍り、此事を金后〇大覺寺義俊僧正聞し召つけて、さらば參詣あるべき由あり、素より此の物語にふけり給ひて、蓬屋〇三條西公條に日々おはしまして、讀申一部の功をとげおはしましけり、又宗養法師紹巴法師、これも同聽の輩なれば誘ない侍しに、徒らに日を送らむも心うし、かの源氏のまのあたりにて、十百韻の連歌をと申せしかば、不堪のうへ老懷いかゞと思ひながら、驥の尾につくべき由申せしに、然らば發句の題には、彼の物語の目錄をと申て若菜の發句を申出し侍りしかば、各々その心ばせを思ひめぐらし、十の發句を定めて、ことし天文廿四年八月十四日に思ひ立、輿をならべ侍る、〇中略立入見侍るに、東に岡山あり、麓には湖水色こき稻どもみ渡されて、額には皓月とあり、又一休老師、江山一覽と題せし墨跡もあり、江山の景氣言の葉に及びがたし後

近衛前關白、〇政家左大臣、〇西園寺實遠右大臣、〇大炊御門信量前内大臣、德大寺前内大臣、權帥、勸修寺大納言、侍從中納言姉小路宰相等也、各文臺前、一人百韻也、御製〇後土御門執筆時顯朝臣也、其外自身執筆也、御座敷小御所也、

〔宗祇終焉記〕武藏の國いるま川のわたり上戸といふ所は、いま山の內の陣所なり、こゝに廿日あまりほどやすらふ、〇宗祇事ありて、數寄の人おほく、千句の連歌なども侍し、みよし野の里河越にうつりて、十日餘りありて、文月〇文龜二年の初に、江戸といふ館にして、すでにいまはのやうにありしも、又とりのべて連歌にもあひ、氣力も出くるやうにて、鎌倉近き處にして、廿四日より千句の連歌あり、廿六日にはてぬ、一座十句十二句など、句數も此ごろよりはあり、おもしろき句もあまた侍しぞかし、この千句の中に、

けふのみと住世こそとほけれ、といふ句に、

八十までいつかたのみし暮ならん

年のわたりはゆく人もなし

老のなみいくかへりせばはてならん、思へばいまはのとぢめの句にもやと、今こそ思ひあはせ侍れ、

〔宗長手記〕其時三島明神に立願申侍りし則神前にして同十月〇永正元年十月より三日に千句獨吟、發句題四季第一、

たなびくやちさともこゝのはる霞　氏親

青柳やかげそふみしま木綿かづら　宗長〇中略

伊勢大湊へ渡り、山田につき侍り、則參宮す、かねて立願の事ありて、當宮において千句、宗碩法師さそひくだし侍り、七月〇大永二年下旬下著、やがて八月四日より始め、毎日二百韻所吟、五日に果ぬ、

納言、海住山大納言、勸修寺中納言、余、飛鳥井中納言、侍從中納言、民部卿、新宰相、二位入道、（宮寮、俗名明茂、法名常茂、）時顯朝臣、言國朝臣、宗巧、（俗名泰仲、黑衣也、）重治朝臣、元長、菅原在數、源富仲、菅原長胤、

第一發句　御製

此神にこの花手折手向哉

今夜不退出候、番衆所、今日第四百韻、余執筆之、當座依仰也、　廿四日己巳、御千句、自夜中始行、二百韻了、禪閤（一條殿兼良公）御參、第八百韻也、五十韻時分入夜、禪閤秉燭以後御退出、第八百韻彼御發句也、今日飛鳥井中納言不參、兩度供御幷盞一獻等同昨日、今夜不退出、　廿五日庚午、天曙之時分御連歌被始行、未刻二百韻了、平野法樂五十韻御沙汰事了、一獻各申沙汰、員數勸修寺大納言令支配者也、三獻之後御盞二被召出、伏見殿爲御酌取違賜之、三獻度ハ天酌也、各及亂舞、其以後有御肴、秉燭以後退朝、於都護亭改裝束、窮屈無比類者也、

〔親長卿記〕文明十四年二月廿二日、參內、番也、自明日可有千句御連歌、仍腋第三被定、（發句兼日被治定了、）

發句衆

御製、（第一、後土御門）○親王御方（第十、後柏原）○伏見殿（第二、貞常親王）○中院一位（第三）、權帥（第九）、勸修寺大納言（第四）、海住山大納言（第五）、予（第八）、侍從中納言（第七）、右衛門督（第六）、於腋第三當座被治定、今日各付了、予於御前書之、賦物同被治定了、　廿三日、自拂曉參御前、（下局各自夜前祗候、女孺局爲總局、）始行、初百執筆侍從中納言、第二百執筆中御門、第三百右衛門督、第四百時顯朝臣、入夜事終、朝晚兩食於御所沙汰之、　廿四日、自早旦參候如昨日、今日有三百韻、入夜退出、　廿五日、拂曉參御前、始行三百韻、及晚頭事畢、

〔親長卿記〕文明十八年四月廿五日、傳聞、今日禁裏有御千句云々、予依輕服不參之由有沙汰、御法樂之故也、

〔親長卿記〕文明十九年六月廿五日、未明參內、（依兼日仰也、）今日月次御會爲御法樂、一人百韻云々、御人數、

ふたゝびの名はたぐひなき月夜哉　予

あきのひかりにまさる紅葉ば　子秀

〔實隆公記〕長享二年二月廿五日庚申、今日禁裏御連歌、有二百句、自早旦祗候、於御所行朝膳、二百句早速終功、珍重々々、御人數大略如例、

〔親長卿記〕延徳三年六月廿五日、早旦參内、月次御連歌也、今日可爲御法樂云々、例年事也、有二百韻、(初百韻執筆在數朝臣、第二百韻時顯親勤之、)日沒之時退出、

〔梵灯庵主返書上〕一梶井二品親王御數寄の比ほひ、佐々木の道譽禪門常に承候ありき、順覺信昭救濟など、肩をならべてつかふまつりし比、晝夜御念ありけるとなん、十三夜に三百韻あらはして、攝政殿(二條良基)へ御點を申されき、

〔菟玖波集秋五〕二品法親王家、七百韻連歌に、

めぐる車は世の中にあり　周阿法師

落椎のみ山がくれの小篠原

〔菟玖波集二〕文和四年五月、關白家千句連歌に、

鳥はなをこのうちにこそこもれるにと侍るに、　救濟法師

花ののちにや雲をこふらむ

〔宣胤卿記〕文明十三年二月廿三日戊辰、自寅一點御千句被始之、夜中五十韻了、兼備以前四百韻計了、早速尤珍重々々、朝夕供御、於御末各被下之、晝於御學文所被下天酒、御人數、御製、(後土御門)親王御方、(二條殿下)式部卿宮(伏見殿、邦高親王、)仁和寺宮、(法親王、)梶井宮、(法親王、)中院一位源大納言入道權帥、[illegible]大

關越エテ行末ナビク霞哉　紹巴

〔玄與日記〕文祿五年閏七月廿五日、拙子又發句つかふまつりぬ、

夕ぎりに日の影つゝむみ谷哉、と申候京都にて、紹巴隱居三井寺へ行て、此發句にて百韻獨吟に申つゞけみせ申候へば、右の發句長あはれ候、霜月より慶長元年に改、霜月三日、幽齋老拙子と兩吟被遊候、四日八ツ時百句成就也、右の兩吟、名譽の由紹巴老人より褒賞の一書預り候、

〔東照宮御實紀〕四慶長九年三月朔日、御上洛あるべしとて、江戸城を御發輿あり、〇中略御道すがら伊豆國熱海の温泉にゆあみし給ふとて、七日御滯留まし〳〵、此間御みづから御獨吟の連歌をあそばさる、春の夜の夢さへ波の枕かな、あけぼの近くかすむ江の船、一村の雲にわかるゝ雁啼て、つぎ〳〵百韻に滿しめたまふ、こゝに陸奥國仙臺に、猪苗代兼如といへるは、その父兼載とて、宗祇法師が高足の弟子にて、名高き連歌の宗匠なり、仙臺少將政宗また風月のすき者にて、これを聘召して其國につかへしが、兼如其子にて、今箕裘をつぎ、當時堪能の聞えありしかば、兼如にこの御連歌を見せしめ給ひ、批評を命せられ、後にこの賞として、兼如に金一枚を給ふ、熱海御滯留の間、何日より何日に至りしといふ事は詳ならず、

〔康富記〕寶德二年九月十三日甲寅、晝向加地左京亮亭、〇中略有連歌二百韻、初百韻發句、父入道加地備前也、後百韻發句、予依闕沙汰之、〇中略

連歌發句

初百韻

色やそふ名にてる月の下紅葉　加地妙益

後百韻

猶さく花か菊のしら露　予

〔甲陽軍鑑品第三十三十下〕一三河國長澤より香清と云ふ連歌よく仕る人を、岡田堅桃肝煎をもつて、甲府へ召よせられ、御扶持被成候、香清御禮申上ざる以前に、信玄公御發句に、ちぎりあれや春待得たる花の友、とあそばして、香清方へ被遣、是に付百韻の連歌御前にて被成候、其朝香清、信玄公へ御禮申上るなり、

〔信長公記十五〕天正十年五月廿八日、西坊に而連歌興行、發句維任日向守、

ときは今あめが下知る五月哉　光秀
水上まさる庭のまつ山　西坊
花落る流れの末を關とめて　紹巴

か樣に百韵仕、神前に籠置、

〔常山紀談六〕明智、本姓土岐氏なれば、時と土岐とよみを通はして、天下を取の意を含めり、秀吉既に光秀を討て後、連歌を聞、大に怒て紹巴を呼、天が下しるといふ時は、天下を奪ふの心あらはれたり、汝しらざるやと責らるゝ、紹巴、其發句は天が下なると候と申、然らば懷紙を見よとて、愛宕山より取來て見るに、天が下しると書たり、紹巴涙をながして、是を見たまへ懷紙を削て天が下しると書換たる迹分明なりと申す、みなげにも書かへぬとて、秀吉罪をゆるされけり、江村鶴松筆把にて、あめが下しると書たれども、光秀討れて後紹巴密に西坊に心を合せて、削て又始のごとくあめが下しると書たりけり、

〔關八州古戰錄十六〕秀吉公京都進發事

關白豐臣秀吉公、東國征伐ノ動座トシテ、二月〇天正十八年廿八日一本三月十八日參内シ給ヒ、節刀ヲ賜リ、退出シテ聚樂ノ館ニ入、首途ノ祝儀タリトテ、臨江齋紹巴、申巴法橋等ヲ召出シテ、連歌百韻興行アリ、發句、

ケレバ、敏景彼ヲ召レテ、イザヤ旅陣ノ物サビシキニ、連歌興行然ルベシ、味方悠々トスルナラバ、敵定テ機ヲ撓ベシ、左アラバ明朝不曉ニ寄テ、勝負ヲ一戰ニ決スベシ、景用發句ヲ仕レトアリシカバ、堀江畏リ候、乍去御前ニ遊バサルベクヤ候ラン、但シ彼法師ノ仕タル發句〇是ヨリ先キ出陣ノ時、時宗ノ僧ノシタル、朝風ニモマレテ落ルカイデ哉、ト云フ發句アリ、連歌會ノ條ヲ參看スベシ、殊ニ目出度候ヘバ、是ヲヤ用サセ給フベキト申ケレバ、此義尤トテ各列座、斯テ五十韻計ユキテ、

鵜ニ交ル水鳥ノ聲、ト云句有ケレバ、是難句トテ、各付煩ヒテゾ見エニケル、此時敵ヨリ物見ヲ立、味方連歌ノ體ヲ見テ、〇中略今夜逆寄シ、敵ヲ一時ニ討捕ラントテ、究竟ノ兵數百騎勝リ立テゾ打出ケル、〇中略敏景聞タマヒ、左アラバ急ギ追散ラサン、誰渠斯セヨナド下知シ給フ所ニ、堀江景用〇中略斯ル隙ナキ折ナガラ、右ノ難句ヲ吟ジカケテゾ付ニケル、

澤沼ノホトリカツ〴〵野ト成リテ、ト云捨テヽ打出、〇中略終ニハ敵ヲ追崩シテ、〇中略斯テ又右ノ百韻繼吟シ、滿散一兩日、諸勢ノ疲ヲモ休セテ、〇下略

〔元長卿記〕永正二年十一月十一日、於此第爲聖廟法樂連歌百韵沙汰、了淳自昨日來宿此第、伊長以下八人在座、

〔稱名院右府七十賀記〕和漢聯句

五月〇弘治二年廿一日、入道前右府〇藤原公條生日也、圓福寺傳惠上人は、淨土の讃仰のいとまをしのぎて、筑波の吟玩の志をはこび、常にかの院にとぶらはれしかば、ありし和漢聯句の人數にて有しを、さわる事ありてもれ給ひにけり、さらばけふの生日に連歌の興を催して、日頃のさみだれのつれ〴〵もなぐさみぬべきよしありて、入道右府發句せられし、

ふる聲になすや五月雨ほとゝぎす、となんありしかば、上人、

軒端の木だちしげりそふ陰、さて六七輩して百韻を終けり、

鶯の聲のぶる聲もいかならん〇中略

建保五年四月庚申、百韻の連歌に、

いづれのうらさと詠わくらん　後鳥羽院御製

淺みどり春のまはやのうす烟り

〔明月記〕寬喜二年正月廿七日庚寅、未時許令伺相門、〇九條道家備後只今參、無他人云々、小時宰相送使者、御參向、宰相來告予、〇藤原定家三位〇藤原家隆云、備後但馬家長等相共參著西出居、主人簾下良經被坐、予著端、長押上知家卿相並、宰相依氣色著奧座、信實朝臣居北横座、家長朝臣、光行入道、長政、兼友永光等、在長押下、先可有連歌之由被命、長政取硯著信實朝臣東、良欲執筆之間家隆卿相具侍從被加予座下、〇中略次連歌、御何々所其固、予閉口、臨未儀兩三加之、百句了、亥時許各退出之後、禁裏女房退出宰相典侍也

〔菟玖波集賀十八〕建長五年八月一日、百韻連歌の中に、

見るまゝに野山の草はまげれども　後嵯峨院御製

みちあれかしと世をおもふかな

〔菟玖波集雜十〕正和四年五月、伏見院百韻連歌に、

こをきもちかき中とおもへば　伏見院御製

へだてなき心もさすが知りぬらん

〔朝倉始末記〕朝倉家由來之事

其比〇寬正六年頃、敏景ノ御内ニ、堀江七郎景用トテ、武勇ノ士アリケルガ、隱レナキ連歌ノ上手ナリ

百韻連歌には、名殘の裏の月を略す事、近比のやうに承候へども、時代は分明ならず、しかるに俳諧古今抄第二に曰、百韻に四折八面四花八月は古式の名目なれど、名殘の裏は花にせはしと、宗祇の比に勅許ありて、四花七月の定式とはなれりといへり、更に尋ぬべし、○中略

第八十三談

連歌には、花月雪の三種はことに稱美する事なり、百韻連歌の時は、花の句を仕たる作者は、その卷にさくらを斟酌すべし、月の句を仕たる作者は、その折に花の句雪の句を斟酌すべし、發句を仕たる作者は、花月雪ともに斟酌に及ばずとは、產衣にみえたり、雪の句を仕たる作者の事は、沙汰なしといへども、その意得あるべし、千句連歌の時にも花月雪の三種は、別に式ある事なり、更に明匠に尋ぬべし、

八十四談

百韻連歌の時は初二三の折の裏には、三春、七木、九艸、十秋といふ名目ありて、是を過て四句めより春を出し、八句めに木を出し、十句めに艸を出し、十一句めに秋を出せば、皆十三句めの花にさはるゆへなり、春と木と艸とは去たらず、秋はいひたらず、是は初心の人の意得のためなり、

〔菟玖波集雜十三〕後鳥羽院御時、源氏國名の百韻連歌たてまつりし中に、

いつもみどりの露ぞみだるゝ　源家長朝臣

蓬生の軒ばあらそふ古郷に

〔菟玖波集一春〕建保五年四月、院の庚申百韻連歌に、

年のうちより春をむかへて　從二位家隆

る故に、二百句あれど、韻字百あれば百韻とはいふ、五十韻もまたゑか也、連歌は、あいうゑをの假名五十字みな韻字なれば百句を百韻といひ、五十句を五十韻とはいふめり、

〔連歌比況集〕かけ繪

問云、百韻連歌をば如何樣のなりにつゞけ侍るべきや、答、たとへば繪をかけならべたるがごとくに有べし、ゑをかくるには、次に緣あるやうにかけねば見ぐるしき物也、いはゞ佛に菩薩の像をならべ、聖人に賢人をつがはせ、山などに枯木並立て、名所書たるは瀧水などおとしたる繪をかけそへて、山より水落たる心をもたすべし、そのごとく、連歌も前句によりあひをはなさずしてゑかも後に付ん句にも、緣言廣きやうに思合てゑつらふべし、百韻別々のことながら、よみつづくれば、心詞はなれずして似付たらん事、可然緣にして、前句に付る心も是におなじ、

〔心敬法印庭訓〕一百韻に、一ある物、二ある物、五句さりてある物、能々分別してすべし、一二ある物をば、さしたゑ事ならばいだすべからず、旅まくら、かりまくら、同じ物ならばかり枕として、旅の字殘すべし、あるものゝ句に、あらしやさむき嶺の旅人とせし、道をゑらぬものなり、嵐寒嶺旅いづれも一二より外はなき物なり、

〔連歌百談〕第七十談

百韻連歌の式は、四折、八面、四花、八月と申せども近代は、名殘の裏の月をば略するゆへに、七月なり、他の季の月と、短句の月とは、つゞけてはせざるなり、秋の月長句の月は七面つゞけてもする事なり、又初折の裏のはじめ二句は、同韻同字も、表八句のごとく嫌ふといふ人あり、又神祇、釋教、述懷懷舊等のみを嫌ふなり、同字同韻はくゑしからずといふ人あり、又月の影留りの事、ふゆ留りの事、に留り句數の事、異說あり、皆其座の宗匠の意にまかすべし、

第七十一談

〔若草山〕一百韻の行樣とかや申事のあるよし沙汰あり、いかゞ、
連歌は一座のうつり行さまにて、よくもあしくも聞ゆるなり、先一巡はかろ〴〵とさし出たることばなく、求めたる心なく、すなほにありなん、一巡に粉骨の句などして、其首尾あはぬは、いかにぞやと聞え侍るなり、大事の句をばやすきかたへ付なし、やすき連歌つゞきなば、又大事にとりなしなど、うすくこく地文あるべきことゝぞ、然るを同じやうにのみ付もて行ほどに、懐紙の面もよろしからず、とゞこほり付にくきことの多く侍るなり、若能轉物則同如來と侍る經文に、連歌の叶ひぬる故に、佛神の感應もことにあるよし申めり、やすらかに行べき所をば、我はやらじ、ひとに付させんとす、人又そのこゝろあれば、心くらべにて、いたづらに時刻うつるなり、付にくき所をも、身を捨てやり侍らんは、いかなる粉骨の句よりも心あらんかし、

〔筑波問答〕一問云、連歌に百韻と申事はいはれあるにや、聯句は韻字をおけばこそ百ゐんとも申せ、連歌はさだまれる韻の文字なければ、たゞ百句などこそ申さめと云人のあるは、まことに侍るにや、　答曰、其事に侍り、京極中納言入道殿(○定家)も連歌を百韻など申、しかるべからず、聯句をこそ、韻の文字あればさやうにも申せ、連歌はたゞ百句などにて有べしと仰られし、さらば脇句を入韻とこそ申侍らめ、それは又たゞ脇句とこそ申せ、去ながら近比申付たる事にて侍れば、今更本説をたゞしても詮なき事にてぞ侍るべき、大かたはいはれなき事とぞうけ給をきし、

〔連歌辨義二〕問、連歌の百句五十句を、百韻五十韻といふは詩の聯句に此名目あり、聯句の百韻といふは、句數二百句あるをいひ、五十韻といふは、句數百句あるをいふ、その故は、一句おきに韻字を用ゆれば、韻字の數をもてしかいふめり、しかるに連歌百句を百韻といひ、五十句を五十韻といふは、いかなる故にや、　答、詩の聯句は、一東の韻二冬の韻と、入韻より韻字を定てす

〔尙通公記〕永正十四年四月廿三日戊辰、於景陽軒三十六句有連歌興、一門以下人數也、卽點之事申玄清處、及晚持來、令對面勸一盞、

〔實隆公記〕明應七年二月六日壬申、御連歌二百韻、晝以前終功、平野卅六句被遊之、凡一會早速無爲無事、珍重々々、未剋計各退出、

御發句等

第一

霞のみ春の物なる朝かな

〔連歌百談〕第八十五談

四十四連歌は、百韻四折の中の二折を除て、初後の二折を合せたるものなれば、百韻に四の物は、四十四句の内に四ありてもくるしからずといふ人あり、又百韻に四の物は、四十四連歌には二なりといふ人あり、是等の事は其座その時の宗匠の指南にまかすべし、

〔二水記〕天文元年二月三日、午前詣北野、有連歌、北野社御法樂也、五十韻、

〔玄與日記〕文祿五年閏七月廿五日、御船を出し、岡國〇備前よなふ津とやらん、人家すくなき浦に御着船〇正信也、此浦にて御發句有、

秋のこゑ情にもろし濱楸　杉

眞砂地とはき秋のゆふなみ　玄與

五十韻被御沙汰成候

〔莬玖波集〕三嘉曆四年〇元德元年七月七日、内裏七十韻の連歌侍りけるに、　前太政大臣

ふきつゞく軒のあやめに風過て、と侍けるに、

おのつかさに匂ふたちばな　後醍醐院御製

なんとする比郭公の二聲三聲まぢかくきゝなされたるは、たぐひなくえんにをかしき夜のさま也、一人が、

こゝをせになくほとゝぎすかな、と口ずさみいづれば、またひとりが、

初せ川なみまに月もやどる夜に、とそれが本をつぎたるはなれたる口つきときこゆ、

〔續世繼八花のも〕此大將殿〇源有仁、中略、うへの御せうとの君たち、わか殿上人ども絶えず參りあひつゝ〇中略歌よみ、詩つくりもかやうの人どもかずしらず、越後のめのと、小大進などいひて、なだかきをんなうたよみ、いへの女房にてあるに、きんだちまいりては、くさり連歌などいふことつねにせらるゝに、三條のうちのおとゞ〇藤原公教の、まだ四位少將などのほどにや、ある時、

ならのみやこをおもひこそやれ、といはれはべりけるに、大將殿、

やへざくら秋のもみぢやいかならむ、とつけさせ給ひけるに、しちごのめのと、

しぐるゝたびに色やかさなる、とつけたりけるも、のちまでほめあはれ侍けり、かやうなることおほく侍りけり、そのしちごは、さこそばかりの人はつらけれ、といふうたなどこそ、やさしくよみてはべりけれ、

〔嵯峨記〕世にたづきなき翁〇九條稙通ありけり、〇中略二日〇天正二年正月紹巴法師を二尊敎院〇眞純召ぐして、ことぶきなど互ひの事なり、はや〳〵と此山まで尋ね來れる心ざしを悅びて、〇中略斯て盃をとりて發句をと長老の給ふを、山の名につきて、

龜のをの山やいく千世けふの春、と取あへずせしかば、

立そむるより霞くむ袖　長老

苗代の綠の水のほとりにて　紹巴

假そめながら、君を祝ひ奉りて、天神に手向侍るならし、

かし、頃日何やらん怪談の雙紙を見るに、此付合の事を宗祇に附會せり、○中略是浮說也、長慶事正也、

〔視聽草九集十〕細川幽齋狂歌

或時幽齋公と紹巴と御前へ伺公の所に、秀吉公より、

立もたゝれず居るも居られず、といふ句を御出し有て、此句に能附句ありやと仰有けるとき、紹巴、

足のうら尻の尖りに物出來て、箇樣に仕候と申上ければ、幽齋如何と仰ある、其時紹巴が句は理くつにて風雅なく候と仰られしに、然らば幽齋仕候へと御意有ければ、

羽ぬけ鳥弦なき弓におどろきて、と遊ばされたる時、又一句出すべしとて、

丸ふ四角に長ふみぢかふ、丸盆にとうふを入てゆくちんば、箇樣に仕候へと申上しに、亦々幽齋いかゞと仰付ければ、是も又前の如く仰上られける、其時さらば仕候へと仰有ければ、

筒井づゝ月つりあげる箱釣べ

〔視聽草九集十〕細川幽齋狂歌

秀吉公色々工み置せられ、何をがな幽齋をこまらせんと思召けるに、丸木橋を座頭の子を抱て通る繪を御見出し有て、是こそ能き難題ならんと思召、

あやうき上のあやうきをみる、といふ句を御作り置れ、此上の句仕候へと仰ありければ、

一ッ橋渡る座頭の子をだきて、と遊ばしければ、秀吉公誠に御肝に銘じ、幽齋公和歌の神なり、重ねて箇樣の難題申さじとて、其後は何事も歌の事仰なかりしとぞ、

〔琴後集雜文十四〕河づらなる家に、郭公を聞といふことを題にて、物語ぶみのさまにならへる文、

年ごとに初瀬にまうでけるが、ことしはう月計にとておもひたちにけり、中略月やゝかたぶき

〔撰集抄　四〕江口遊女事

治承二年長月の比、ある聖ともなひて西國へおもむきしに、〇中略冬を待えず村時雨の烈しくて、人の門に立休らひて内を見入侍るに、あるじの尼の、〇中略さもゆうに覺て、見過しがたかりしかば、かの庵に一よとまりて、連歌などし侍て、あかつき方に此つれたる僧かく、

こゝろすまれぬ柴の庵かなと付侍りたるに、あるじまた、

都のみおもふかたとはいそがれてと付侍し事のげに胸をこがして覺え侍りき、

〔辨内侍日記　上〕廿三日は、〇寶治元年三月は季の御讀經也、大宮大納言、萬里小路大納言、左衞門督參りて、皆御所へ御まゐる、有殿〇藤原家經より、かへでの枝に手鞠をつけて參らせさせ給ひたるを、中納言のすけどの見給ひて、こぞさきのとの〇藤原實經より、舟に鞠を十つけられて參りたりしこそ、思ひ出らるれとて、なにとなく、舟のとまりは猶ぞ戀しき、とくちずさみ給へば、辨内侍、みなと川なみのかゝりのせとあれて、とつけたりしを、是を一首になして返す人のあれかしと聞ゆれば、辨内侍、

いかにしてかけたる波の跡やそのうきたる舟の泊りなるらん

〔三好別記〕三好豐前守實名不存候、法名實休、長慶弟、

河内之由座畠山敵致候時、爲退治、長慶爲名代河内江相働合戰、味方負になり討死候、此時長慶は、飯守にて連歌之席へ、文箱到來候へば、披見候而そばに指置、すゝきにまじるあしの一もと、と申候前句に、古沼の淺きかたより野と成て、と付候て、實休討死と申候間、連歌やめ申候由被申候と申傳へ候、

〔翁草　百六十九〕一三好長慶は、不義無道の名のみ有て、風流の事を人云はず、〇中略敷島の道に心を寄殊に連歌に長ぜし事は、諸書に顯然たり、〇中略變を聞て不騷連座付ケ煩ひたる所を果して、後に變を披露し、聢も急迅に出馬の事、流石長慶ともいはるゝ將の優美、是等は賞すべき事ぞ

又東ニテ連歌シケルニ、アレ句ニ鎌所ノ雜仕モ赤裳ヲゾキルト云句ニ、大海老ノカラムキオケル中ニキテ、是ヲ感ジテトゾメテケリ、其座ニアリケルト云入道語リ侍リシ、

〔古今著聞集九武勇〕伊與守源頼義朝臣貞任宗任等をせむる間〇中略一男八幡太郎義家衣川に追たてせめふせて、きたなくもうしろを見するものかな、しばし引かへせ物いはんといはれたりければ、貞任見かへりたりけるに、

衣のたてはほころびにけり、といへりけり、貞任くつばみをやすらへ、しころをふりむけて、

年をへし糸のみだれのくるしさに、と付たりけり、其時義家はけたる箭をさしはづして歸にけり、さばかりのたゝかひの中に、やさしかりける事かな、

〔古今著聞集十六興言利口〕皇太后宮大夫俊成、最勝光院の花見侍ける次でに、御堂あけさせておがまんとて、預りを尋けるが、おそく來ければ、いかにと重ていはするに、鎰をもさめうしなひてと答けるを聞て、何となく口ずさみに、かぎあづかるもよやうの大事や、といはれたりけるを、こともなき女房の有けるが、打聞て取あへず、

あけくればさせることなき物ゆゑに、と付たりける、たはぶれにても俊成卿のいひ出したる事に、きもふとくぞ付たる、女はなををそろしきもの也、

〔十訓抄三〕近來最勝光院に梅さかりなる春ゆゑづきたる女房一人、釣殿の邊にたゝずみて花をみる程に、男法師など打むれて入きたれば、こちなしとや思ひけん歸出けるを、きたるうすぎぬのことの外にきばみすゝけたるを見てわらひて、

花を見すてゝかへるさるまろ、と連歌をしかけたりければ、とりあへず、

ほしまもるいぬのほゆるにおどろきてと付たりけり、人々恥てにげにけり、此女房は俊成卿の女とぞ、いみじき歌よみなりけるが、ふかく姿をやつしたりけるとぞ、

〔今物語〕後白河院の御時、日吉社に御幸有て、一夜御泊り有て、次の日御下向有けるに、雨の降ければ、御車近うつかうまつりけるかんだちめの中に、

きのふ日吉と思ひしものを、といふ連歌の出來たりけるを、おほかたつくる人なくて程へければ、左馬權頭なりける人の、遙にさきなりけるを召かへして、是付よと仰ごと有ければ、程なく、

今日は皆雨ふるさとへ歸るかな、と付たりければ、安かりける事を、口惜しくも思ひよらざりけると、人々いひあへりけり、

〔今物語〕京極太政大臣宗輔と聞えける人、いまだ位淺かりける程に、雲居寺の程を通られけるに、瞻西上人の家をふきけるをみて、雜色をつかひにて、

ひじりのやをばめかくしにふけ、といはせて、車を早くやらせけるに、雜色の走りかへるうしろに小法師を走らせて、

あめの下にもりてきこゆることもあり、といはせたりける、其程の早さ、けしからざりけり、

〔今物語〕やむごとなき人のもとに、今參の侍出來にけり、やき繪をめでたくするよし聞えければ、前によびて、檀紙にやきゑをせさせけるに、何をかやき侍べきと云ひければ、水に鴛をやけと云はれけるに、打うなづきて、

水にはをしをいかゞやくべき、と口ずさみけるを、あるじ聞とがめて、同じくは一首になせといはれければ、かいかしこまりて、

波の打岩より火をば出すとも、といへりければ、人々皆ほめにけり、

〔沙石集五〕連歌事

阿彌陀佛連歌ノアリケルニ、ナノリテ出ル郭公カナ、トイフ句ニ、武士ノタテヲナラブルトナミ山、

きたてゝものへゆくに、もろともにくべき人まつなるべし、すぎてゆくに、すいぶんだつものを
おこせて、

花見にゆくときみをみるかな、といはせたれば、かゝるほどのことは、いらへぬもびんなしな
どあれば、

千くさなるこゝろならひに秋の野の、とばかりいはせて、いきすぎぬ、

〔續古事談 二臣節〕堀川院御時、○中略花山ニ行ツキテ、人々マヅマリヲアゲテ、ミキリノモトニ疊シキテ管絃アリケリ、藏人廣房題ヲイダシ序ヲカク、杯酌度々アリテ、俊頼朝臣連歌、

ケフヲマチケル山ザクラカナ、師時朝臣ツケテ云タ、

ムレテクル大宮人ヤカザストテ

〔袋草紙 三〕堀川院、中宮御方ニ令渡給テ、以藏人永實御所ニアル薫物ノ火桶中テ參ト有仰ニ、參テ申出ニ、周防内侍給書タル小火桶ヲサシイヅトテ、

カスミコメタルキリヒヲケカナ、永實無程取之、

ハナヤサキモミヂヤスラムオボツカナ、範永之孫清家子ニテ、新藏人ナルヲ、心ニクヽ思テフル物ニテ試之ニ、尤有興事也、後ニ主上聞食テ被仰云、不永實ハ我恥ナラマシト云々、伊勢大輔ガ、

コハエモイハヌ花ノ色哉、トイヒシニ不劣覺事也、

〔今物語〕秦公春といひける隨身、宇治の左大臣殿○藤原賴長につかふまつりけるが、御沓を參らせけるが、御沓のさきに千鳥をかゝれたりけるを見て、

沓のうちにもさぶちどり哉、といひでたりけるを、とりつぐ殿上人もものもいはざりけるに、
おほい殿とばし御沓をはき玉はで、

難波なるあしの入江をおもひ出て、と仰られたりける、いとやさしかりけり、

よどわらはせ給て、紙のちりたるに、
ゑたわらびこそこひしかりけれ、とか、せ給ひて、もといへと仰らるゝもをかし、
ほど、ぎすたづねてきゝし聲よりも、とかきてまゐらせたれば、いみじううけばりたりや、か
うまでだにいかで郭公のことをかけつらんと、わらはせたまふもはづかしながら、〇下略
〔枕草子〕六 二月つごもり〇正暦三年風いたくふきて、空いみじくくろきに、雪すこしうちちりたるほ
ど、黒戸にとのもづかさきて、かうしてさぶらふといへば、よりたるに、公任の君、宰相中將どの、
とあるを見れば、ふところ紙にたゞ
すこし春あるこゝちこそすれ、とあるは、げにけふのけしきにいとよくあひたるを、これがも
とはいかゞつくべからんと思ひわづらひぬ、誰々かとゝへば、それ〱といふに、みなはづかし
き中に、宰相中將の御いらへをば、いかゞことなしびにいひ出んと、心ひとつにくるしきを、御前
に御らんせさせんとすれども、うへ〇一條のおはしましておほとのごもりたり、とのもづかさは
とく〱といふ、げにおそくさへあらんはとり所なければ、さればとて、
そらさむみ花にまがへて散る雪に、とわななく〱かきてとらせて、いかゞ見給ふらんと思
ふもわびし、これが事をきかばやとおもふに、そしられたらばきかじとおぼゆるを、としかたの
中將など、なほないしに申てなさんとさだめ給ひしとばかりぞ、兵衞の佐中將にておはせしが
かたり給ひし、[illegible]
〔榮花物語〕三十二歌合 ゑむじやうゑの日〇長元七年雨のふりくらすに、源少將〇資綱
日かげもみえずくもるけふかな、かうゑゞう、
あまてらすとよのあかりとおもへども、といへりけり、
〔さらしな日記〕八月ばかりにうづまさにこもるに、一條よりまうづるみちに、男車二つばかりひ

清水谷實業卿、實稱卿に向ひて、風早さきくもうるさき今日の日にと行しかば實稱卿とりあへず、清水谷とて煙もとまらず、優にやさしかりける事にこそ、

〔拾遺和歌集十八雜〕春良岑の義方がむすめのもとにつかはすとて　藤原忠君朝臣

おもひたちぬるけふにもあるかな

か丶らでもありにし物を春がすみ　むすめ

ひろはたの御息所内にまゐりておそくわたらせ給ひければ、

くらすべしやはいま丶でにきみ、とそうし侍ければ、

とふやとぞ我もまちつる春の日を

〔和泉式部日記〕まへちかきすいがいの許に、おかしげなるまゆみのあるが、すこしもみぢたるを御覽(○敦道親王)じて、かうらにおしか丶らせ給ひて、

ことのはふかくなりにけるかな、との給はすれば、

白露のはかなくおくとみし程に、と聞えさするほど、なほなさけなからずとおかしうおぼさる、

〔實方朝臣集〕小一條殿の人々なぞ〱物がたりす、

かたすまけすの花の上の露、と云けるに、

すまひ草あはする人のなければや

〔枕草子五〕くちをしきもの

二日ばかりありて、その日の事(○賀茂[illegible])などいひ出るに宰相のきみ、いかにぞ手づからをりたるといひし下わらびはとの給ふを、きかせ給ひ(○一條天皇)て、おもひ出ることのさま

或時秀吉公仰けるは、歌の上の句を申べし、紹巴は下の句を次候へとて、

おく山に紅葉ふみわけなく螢、とありければ、紹巴申けるは、螢はなく物にてなく候、其上歌は本歌取と申事の候、にほんのかんばくにてをれがなかせるに、なかぬと云事や有べき、本歌もありと仰ければ、紹巴が曰、螢の啼たる本歌と申は、神代已來不承と申せしかば、幽齋には覺ずや、たしかに本歌有と御赤面にて仰ければ、幽齋公、

武藏野のしのをたばねてふる雨に螢ならではなく虫もなし、と申歌の候と仰られしかば、太閤甚御悅有て、夫紹巴本歌有、下の句をせよとせめ給ふ、紹巴は、此上の句にはどうも下の句次申こと成がたしと申せしゆゑ、いと不興に見えし程に、幽齋公取あえず、某御下を次申べしとて、

しかとも見えぬひかりなりけり、と遊しければ、太閤もいと興に入給ひしとぞ、

〔常山紀談 一〕安藝佐伯郡に木全知矩といふ者あり、後に宗啅といふ、毛利元就に從はざりければ、かこみ攻めらるゝに、兵粮すでに乏しくなりければ、降參をすゝめらるゝに、父祖よりうけつたへたる城を、たやすく人に授くべきやとて、彌服從せず、宗啅は連歌に心をよすると元就聞傳へて、箭ぶみを城中に射入させられけり、

秋かせにかたき木たまの落葉かな、一說秋風にまだき木またのおちばかな やがて射かへしけるに、

よせ來てしづむ浦浪の月、元就大に感じて、圍を解て引返し、程經て和を求られければ、宗啅、われより降參せばこそ恥辱ならめ、此上はとて城を出けるを、元就ねんごろにもてなし、賓客のやうにせられけり、

〔窻のすさみ追加 下〕寶永年中京の火災に內裏炎上して、卿相の家過半燒、中院の宅も燒つる上、文庫に火入て、書籍悉く燒けり、前內府終に言出されたる事も無りけり、或時代々重寶有し古今集の事語出られし序、燒失ておしき事なりと有しを聞し計なりと、每に立いる人の語しとぞ、此日

くはれくもる村雨の空も、つくりいでたらんやうなり、かこちがほなるともいひあへぬべうながめたるに、三位、

はれくもり花のひまもる村雨に、とあれど、うちまぎれつゝつくる人もなければ、心の中に、

あやなく袖のぬるゝ物かはとぞおぼえし

〔慈元抄上〕應永廿七年の時、院の御所に大納言播磨の御局とて女房御坐しける、家は橘の朝臣もろのり卿の息女たり、歌道に達者の人也、稚きより天神信仰の人にて、日夜朝暮渇仰の心怠る事なし、正月十八日の曉、鳥の音も鐘の聲も過、东の、めも明方なる折節、院は御寢所を出させ給けるに播磨の御局に、男の聲にて假る様もなく物語聞えける、○中略女房連歌付て見玉へとて、

雪に梅花もさくらの木すゑかな、と仰せければ、

松のあらしや吹かすむらん、と付申されければ、面白し、如斯今より後は女性も連歌有べく候とて、かき消す如にみえ玉はず、障子一重隔て院も具に聞召て、御身の毛もよだつばかり也、

〔應仁記三〕今出川殿御上洛之事

サテモ今出川殿○足利義視ハ、伊勢ニ御座アリ、○中略サスガ都ノ空オボシメシヤルゾ理ナル、

袖ニフケ都ノ秋ノ風ノツテ、トアソバサレケレバ、宮千代トテ名童ノオハシケルガ、

モミヂヤタヨリ君ニアヒヌル、イトヤサシクゾ覺ケル、

〔佚家奇人談上〕荒木田守武

荒木田守武は、伊勢内宮の神官なり、和歌連歌を好て、一時に名あり、或日連歌興行の席に臨しに、皆法體の人々なれば、御座敷を見れば何れもかみな月、宗祇傍に在て、ひとり雷のふり烏帽子著て、と附られしは、殊に興ありてぞ見えける、

〔醒睡笑九集十〕細川幽齋狂歌

我獨ケフノ軍ニ名トリ川、トクリ返シ〳〵詠ジ給ヒケレバ、大名小名ウメキスメキケレ共、付ル者ナカリケルニ、梶原、

君モロトモニカチワタリセン、ト付タリケリ、

〔古今著聞集五和歌〕同大將○源賴朝もる山にて狩せられけるに、いちごのさかりになりたるをみて、ともに北條四郎時政が候けるが、連歌をなんしける、

もる山のいちごさかしくなりにけり、大將とりもあへず、

むばらがいかにうれしかるらん

○按ズルニ、此連歌ヲ、沙石集ニハ梶原三郎兵衞尉一人ノ歌トセリ、

〔西公談抄〕連歌はいかなるべきぞと申しかば、歌は直衣すがた、連歌は水干ごときの體なり、人みなしりたる事なり、大原の寂然の庵にて、人々おそろしき歌を連歌にせしに、寂然の舍兄壹岐入道相宣、

神のよにおいむくの木の下ゆかし、がくいひたりしに、をのれがつけたりし、

えのきもあへぬことにもぞあふ、是を人々感じあはれたりき、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、○藤原爲世後嵯峨院御幸の時、辨內侍、少將內侍、御連歌のれうに御車にめされけり、爲氏殿上人の時、御幸の御供に參られしに、すでに御車の出る程に、櫻の枝を花がめにたてられたるを、をりてさられけるを御覽ぜられて、爲氏が花をぬすむに、連歌ひとつしかけよと仰せられければ、辨內侍、しら波の立よりてをるさくら花、といひければ、ちらしかけてぞにぐべかりける、とつけられたりける、ごりあへぬ時分の狂句ながら、こまかにつきたる誠に達者所存也云々、

〔中務內侍日記〕弘安七年三月十七日、これも嵯峨殿の御るすなりしに、御あそびあり、○中略定めな

いごにくさげなるが、瓶子とりなどしありきけるを、ある僧またのびやかに、うへわらはは大童子にもおとりたり、と連歌にしたりけるを、人々しばし案するほどに仲胤僧都その座にありけるが、や、胤はやうつけたりといひければ、わかき僧だちいかにとかほをまもりあひ侍けるに、仲胤、祇園の御會を待ばかりなり、と付たりけり、これをおの〳〵この連歌はいかにつけたるぞと、またのびやかにいひあひけるを、仲胤き、てや、わたう連歌だにつかぬとつけたるぞかしといひたりければ、これを聞つたへたる物ども、一度にはつとよみわらひけりとか、

〔古今著聞集十八 飲食〕聖信房弟子共く、だちを前にてゆでけるに、なべのはたよりく、だちの葉のさがりたりけるを見て、其座に有ける人のいひける、

く、だちのやいばゝ、たりて見ゆる哉

房主うち聞てつけ、る、

なまいてたれかつくりそめけん

めでたくこそつけられ侍れ、

〔沙石集五〕連歌事

南都ノ興福寺ニ、常ニ寄合テ連歌ナドスル寺僧四人有ケリ、人コレヲ四天王トナヅク、或時ノ連歌ニ、我等ヲバ四天王トゾ人ハイフ、或僧付之、タヾシ頭沙門ナシトコソミレ、

中古ニ、東大寺ニ何物カシタリケルヤラン、立札ニ、東大寺最第一ノ寺ナレヤ、立札ニ付之、南京ニコソ北ト云タレ、又立、歌詞ニ北ト云事聞ナレズ、

〔吾妻鏡十〕文治六年建久元年十月十八日己亥、於橋本驛遊女等群參、有繁多贈物云云、先是有御連歌、

はしもとの君にはなにかわたすべき

たゞそまがはのくれてすぎばや　平景時

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城井景時秀句事

梶原、父子右大將家前右大將ノ集人シ給ケルトキ、名取川ニテ、

かりばかまをばをしと思ひて

〔續世繼十 敷島の打聞〕いづれのとしにか侍りけん、右近馬場のひをりの日にやありけん、女ぐるま、ものみにやりもてゆきけるに、重通の大納言、宰相中將におはしけるときにや、くるまやりつゞけて、みしりたる車なれば、みよき所にたてさせなどしてのちに、わが隨身を女の車にやりて、

たれ〳〵ぞたれぞさやまのほとゝぎす、とかやきこえければ、女の車より、

うはのそらにはいかゞなのらん、とぞいひかへしける、いとすぐれてきこゆることもなく、かなはずもやあらん、されどもことがらのやさしくきこしえなり時のほどに思えんこともかたくて、さてやまむよりも、かやうにいひたるもさる事ときこゆ、又連歌のいつもじも、げにときこえねども、さやうにとふべきことに侍けるなるべし、

〔古今著聞集十六 興言利口〕治部卿兼定、滋野井の泉にて納凉せられけるに、增圓法眼その座につらなりけり盃酌のあひだ、治部卿のさぶらひ、むまの允なにがしとかやいひける老たる者、香のひたたれのしほれたるをきて、尫弱の體にて物くひて居たりけるが、衰老のものにて、歯もなくてくひわづらひたるを見て、增圓連歌をしける、

老むまは草くふべくもなかりけり、治部卿いげ興ある句なりとて、とよみのゝしるを、馬の允聞て、

おもづらはげて野はなちにせん、と付たりけるに滿座にがりけり、かやうの荒言はよく〳〵ひかふべき事也、

〔宇治拾遺物語十 四〕これもいまはむかし、靑蓮院の座主のもとへ七宮わたらせ給たりければ、御つれ〳〵なぐさめまゐらせんとて、わかき僧綱有職など庚申してあそびけるに、うへわらはの

人ハラヲキリテ笑ヒ合タリケル、一座ノ比興ナリ、此重家ノ朝臣モノオカシク云テ、カヤウノ座ニテイミジカリシ人也、

〔長明無名抄〕一五條三位入道〇俊成談云、そのかみとし廿五なりし時、基俊の弟子にならむとて、和泉前司道經をなかだちにて、かの車にあひのりて、基俊のいへに行むかひたる事ありき、かの人その時八十五なり、その夜八月十五日にてさへありしかば、亭主のことにけうに入て、歌の上句をいふ、

なかの秋とをかいつかの月を見てと枯々しくながめいでられたりしかば、是をつく、

きみがやどにて君とあかさむ、とつけたるを、なにの珍らしげもなきを、いみじう感せられき、

〔金葉和歌集十連歌〕ゐたりける所の北の方に、聲なまりたる人の物いひけるを聞て、　永成法師

あづま人のこゑこそ北に聞ゆなれ　律師慶範

みちのくによりこしにやあるらん

もゝぞのゝ花を見て　頼經法師

桃ぞのゝもゝの花こそさきにけれ　公資朝臣

梅津のうめはちりやしぬらん

宇治へまかりける道にて、日來雨の降りければ、水の出て、賀茂川を男のはかまをぬぎて、手にさゝげて渡るをみて、　頼綱朝臣

かも川をつるはぎにてもわたるかな

まりまだよごの事なるに、〇中略よりまさがはかりごとに、まづ大かぶら取てつがひ、ぬえのこゑしたりける内裏の上へぞいあげたる、ぬえかぶらのおとにおどろいて、こくうにしばしぞひゝめいだる、つぎにこかぶら取てつがひ、ひいふつといきつて、ぬえとならべてまへにぞおとしたる、禁中さゞめきわだつて、より政に御衣をかづけさせおはします、今度は大炊の御門の右大臣きんよし公の給はりついで、頼政にかづけさせ給ふとて、むかしのやうゆうは雲の外のかりをいき、今のよりまさは雨の中のぬえをいたりとぞ、かんせられける、

五月やみ名をあらはせるこよひかな、とおほせられかけたりければ、頼政、

たそがれどきもすぎぬと思ふに、とつかまつり、御衣をかたにかけてまかり出、

〇按ズルニ、十訓抄ニハ、弓張月ノ句ヲ附ケシハ高倉天皇ノ朝ノ事トシ、祿ヲ授ケシヲ左大臣藤原實定トセリ、

〔續古事談二臣節〕松殿〇藤原基房御時、内ノ女房宇治ニ參リテ遊ビケルニ、和歌會アリケレバ、人々アマタ參ケルニ、刑部卿重家朝臣アニヲトヽ、清輔季經ナド一車ニテ參ケル、道ニテ各々云ケル、宇治ニテハ水干裝束ヲ著アヒタルニ、清輔オトナシキ人ニテ、アヤクズカミシモヲ著タリケルモ、和歌ノ後連歌アラムズラン、其時季經、アヤクズヲタテヌギニキル人ナレバ、トイ[illegible]ニ、清輔ケシキバミテソバヒラミマハシテ、コノ連歌ハ清輔ハナチテハ誰カハツクベキトテ、ヲリベノカミニコレヲナサバヤドツケムズルナリトテ、各約束シカタメテケリ、案ノ如ク和歌ノ[illegible]テヽ人々連歌スル時、約束ノマヽ季經、アヤクズヲタテヌキニキル人ナレバト云イデタルヲ、清輔ゾバヒラミケシキバミフルマハシントスル程ニ、重家ゾハヨリヲリベノカミコレヲナサバヤトツケタルニ、清輔コハイカニト支度タガヒテ、何トナクヲビエテヲドリアガリタリ、此事ヲ知ヌ人ハナニトモエ心エズ恠シゲニ思タルニ、アニヲトヽ、三人コノ次第ヲ語リタルニゾ、其座ノ人

長寛の比、六角左衛門督家通、中將にて侍りけるに仰られて、承香殿の梅ををらせられて、中宮の御かたへまゐらせられて、內侍にたまはせけり、ゆきてみねどをりてみるよしを申べしと仰られければ、則もて參て、そのよしを申ければ返し、

色もかもえならぬ梅の花なれや家通朝臣かへり參て此よしを奏しければ、やがて御かへしつかうまつるべき由おほせられければ、

にほひは千代もかはらざらなん、

〔平家物語四〕ぬえの事

仁平のころほひ、このゑのゐん御ざい位の御時、主上よな／＼おびへさせ給ふ事有けり、〇中略御なうのこくげんにおよんで、東三條の森のかたより、黑雲一むら立來て、御殿の上にたなびいたり、よりまさ〇中略よつひいてひやうとはなつ、手ごたへしてはたとあたる、〇中略是を御らんじ見給ふに、かしらはさる、むくろはたぬき、尾はくちなは、手あしはとらのごとくにて、なくこゑぬえにぞにたりける、おそろしなどもおろかなり、主上御かんのあまりに、獅子王と申す御けんをくださる、うぢの左大臣殿〇藤原賴長是を給はりついで、よりまさに給はんとて、御まへのきざはしをなかばばかりおりさせ給ふ折ふし、ころは卯月十日あまりの事なれば、雲井に郭公二聲三こゑおとづれてとほりければ、左大臣殿、

ほとゝぎす名をもくもゐにあぐるかな、とおほせられかけたりければ、よりまさ右のひざをつき、ひだりの袖をひろげて月をすこしそばめにかけつゝ、

ゆみはり月のいるにまかせて、とつかまつり、御けんを給はりてまかりいづ、〇中略又おうほうのころほひ、二條の院御ざい位の御時、ぬえといふ化鳥禁中にないて、しば／＼ゑんきんをなやまし奉る事有けり、しかればせんれいにまかせて、よりまさをぞめされける、ころは五月廿日あ

たゝみめに玄くさがなこそなかりけれ、前に有けるあをざふらひつけ侍ける、

こものこのみやさしまさるらん

式部大夫敦光朝臣のもとへ、ならなりける僧の、あすかみそといふ物をもてきたりけるに、いつのぼりたるぞととひければ、僧かくなん、

きのふいで、ゝけふもてまゐるあすかみそ

敦光朝臣

みかのはらをやすぎてきつらん

〔今物語〕後白川院の御時、〇中略此左馬權頭、加茂の臨時祭の舞人なりけるに、曉づかひ也ける人をうちぐして歸り、たちに參りけるが、雪いたく降て袖にたまりたりけるをみて、

あをずりの竹にも雪はつもりけり、といひたりけるに、使なりける人はつけざりければ、秦兼任人長にてうちぐしてけるが、馬を打よせ／＼けしきばみければ、兼任がつけたると覺ゆるぞといはれて、下﨟はいかでかとはゝしくいひけるを、猶せめとはれて、

色はかざしの花にまがひて、と付たりける、誠に兼久兼方などが子孫と覺えて、いとやさしかりけり、

〔古今著聞集和歌五〕應保二年正月の比、殿下〇藤原忠通女御殿〇育子の御方の女房をともなはせ給て、禁中を見めぐらせ給ひけるに、雪月いとおもしろかりける、內の女房の中より藏人の兵衞尉通定をして、女御殿の女房の中へ申おくりける、

月はれて雪ふる雲のうへはいかに、通定、左衞門陣のかたへたづねまゐりて、このよしを申ければ、はやく返事を申さるべきよしを殿下仰られければ、

たちかへるべき心地こそせね

燈火の盡たりけるに、あふらわたをさしたりければ、よにかうばしく匂ひけるを、堀川、

燈火ばたきものにこそ似たりけれ、といひたりければ、兵衛とりもあへず、

ちやうじがしらの香や匂ふらん、とつけたりける、いとおもしろかりけり、

〔今物語〕小大進と聞えし歌よみ、○中略八幡の別當光清に相ぐして、たのしく成にけり、子など出きて後、もろともに居たりける所近き所に、芋の蔓のはひかゝりて、ぬかごなどのなりたりけるを見て、光清、

はふ程にいもがぬかごはなりにけり、といひたりければ、程なく小大進、

今はもりもやとるべかるらん、とつけたりける、おもしろかりけり、

〔古今著聞集五和歌〕基俊城外しけること有けり、道に堂あるにむくの木有、その木に六歳ばかり成小童のぼりてむくを取てくひけるに、こゝをば何といふぞと尋ければ、やしろ堂と申とこたへけるを聞て、基俊なにとなくくちずさみに童にむかひて、

この堂は神か佛かおぼつかな、といひたりければ、此わらはうち聞て、とりもあへず、

ほうしみこにぞとふべかりける、といひけり、基俊あさましくふしぎに覺て、この童はたゞものにはあらずとぞいひける、

〔古今著聞集十八飲食〕左京大夫顯輔卿のもとへ、成人ことをしておくりたりけるに、さくら花かざしなどしたりけるを、僧どもおほらかにくらひけるを、三品の連歌になん成侍りける、

春のはなえたしてみせよかし

澄算法印つける

さくらはむにはなにかたうべき

同卿のもとに盃酌有けるに、たゝみめにこものこそさかなに出たりけるを見て、あるじ、

雲のうへに雲のうへ人のぼりゐぬ、とおほせられけるに俊頼のきみ、

去もざふらひにさふらひもせで、とつけられたりけるを、ことばとゞこほりたりときこゆれど、心ばせもあることゝきこゆめり、歌のふせい、いたづらにうする事なりとて、連歌をば、おほかたせられざりけりときこえ侍しに、金葉集にぞいとしもなきおほくあつめられたる、いたづらにいできたるをおしまれ侍るなるべし、基俊のきみは連歌はつきくさのうつしのもとのくつはむしなどしたるをいふ也、又からかどやこのみかど、もたゝくかななど侍けり、木工頭俊頼も高陽院〇藤原泰子の大殿〇忠實のひめ君と聞え給ひし時、つくりたてまつり給へりとかきこゆる、わかのよむべきやうなど侍るふみには、道信の中將の連歌伊勢大輔が、こはえもいはぬ花の色かな、とつけたる事など、いといふなることにこそ侍なれば、連歌をもうけぬことに、ひとへにし給どもきこえず、おほかたは、みる事きくことにつけて、かねてぞよみまうけられける、當座によむことはすくなく擬作とかきてぞ侍つる、さて侍けるにや、家集〇散木集にきくときゝ給へりけるとおぼゆることを、よみあつめられ侍るめり、これは連歌のついでに、うけたまはりしことを申侍になむ、

〔續世繼〕六竹のよ春宮大夫公實、〇中略わかくおはしけるほどにや右近のむまばに、郭公たづねに夜をこめておはしたりければ、女房ぐるまのざうしき一人ぐしたる、さきにたてりけるに、ほとゝぎすはなかでやう〳〵あけゆくほどに、くひなのたゝきければ、女のくるまより、

いかにせんまたぬくひなはたゝくなり、といひをくり侍りければ、

やまほとゝぎすかゝらましかば、とつけてかへしたまひにけり、女はたれにかありけん、ゆりはなにやとぞうけたまはりし、いかにもやさしく侍りけることかな、

〔今物語〕待賢門院の堀川、上西門院の兵衛おとゞひなりけり、夜深くなるまでさうしをみけるに、

ん、

くちなしにちしほやちしほそめてけり、といひてさしいれたりければ、わかき人々得さらざりければ、伊勢大輔がさぶらひけるに、あれとれと、宮〈○彰子〉のおほせられければ、ひとまの程をいざる程におもひよりて、

こはえもいはぬ花のいろかな、とぞつけたりける、これを聞しめして、大輔なかりせば、耻がましかりけることかなとぞおほせられける、

〔平家物語　六〕ぎをん女御の事

去ぬる永久のころはひ、ぎをんにょごとて、さいわい人おはしましき、件の女ばうのすまゐ所は東山のふもと、ぎをんのほとりにてぞ有ける、白河院常はかしこへ御幸なる、〈○中略〉此女御はらみたまへり、うめらん子女子ならば、ちんが子にせん、なんしならばたゞもりとりて、ゆみや取にし立よとぞ仰ける、すなはち男をうめり、事にふれてはひろうせざりけれ共、内々はもてなしけり、此事いかにもしてそうせばやとおもはれけれ共、さるべきびんぎもなかりけるが、ある時白河院くまの丶御かうなる、紀伊國いとがさかといふ所に御こしかきすへさせ、しばらく御きうそくありけり、其時たゞもりやぶにいくらもありけるぬかごを、袖にもり入御前へ參りかしこまつて、

いもが子ははふほどにこそなりにけれ、と申されたりければ、院やがて御心えありて、

たゞもりとりてやしなひにせよ、とぞ付させまし〳〵ける、さてこそ我子とはもてなされけれ、

〔續世繼　五〕堀河のみかど〈○中略〉いづれのころにかありけん、南殿か仁壽殿かにて、御らんじつかはしけるに、たれにかありけん殿上人のまいりて殿上にのぼりてゐたりければ、

ける木にふるくかきつけて侍ける、

春はもえ秋はこがるゝかまどやま　元輔

霞も霧もけふりとぞ見る

〔枕草子九〕人のいへにつき〳〵しき物〇中略

ほそどのにびんなき人なん曉に笠さゝせて出けるといひ出たるを、よくきけばわがうへなりけり、地下などいひてもめやすく、人にゆるされぬばかりの人にもあらざめるを、あやしの事やと思ふほどに、うへより御文もてきて、返事只今とおほせられたり、何事にかと思ひて見れば、大がさのかたをかきて、人はみえず、只手のかぎり笠をとらへさせて下に、

みかさ山やまのはあけしあしたより、とかゝせ給へり、なほはかなき事にてもめでたくのみおぼえさせ給ふに、はづかしく心づきなき事は、いかで御らんせられじとおもふに、さるそらごとなどの出くるこそくるしけれとをかしうて、こと紙に雨をいみじうふらせて、しもに、

雨ならぬ名のふりにけるかな、さてやぬれぎぬには侍らんとけいしたれば、右近内侍などにかたらせ給ひて、わらはせたまひけり、

〔榮花物語三十四暁待星〕一品宮〇章子の御方に、つねいへの辨、つねのぶの少納言、すけなりの少將などまゐりて、びはひきあそぶ、辨、

秋の夜のなかばの月をこよひしも、といへば、出羽辨、

ひとときめづることぞうれしき

〔後頼口傳〕道信中將、山吹の花をもて上の御つぼねといふ所をすぎければ、女房たち居こぼれて、さるめでたきものもて、たゞにすぐるやうやあるといひかけゝれば、もとよりやまうけたりけ

やいはざりしさて、いとおかしと思ひけり、

〔和泉式部日記〕いとかなしうて、物もきこえでつく〳〵となげくけしきを御覽〇敦道親王じて、

なほざりのあらましごとに夜もすがら、この給はせたれば、

おつるなみだは雨とこそふれ、御氣色の例よりもうかびたる事どもをの給はせて、明ぬれば

おはしましぬ、

〔後撰和歌集六秋〕秋の頃ほひ、ある所に、女どものあまたすのうちに侍けるに、男の歌のもとをいひ

いれて侍ければ、末はうちより、　よみ人しらず

しら露のおくにあまたのこゑすれば花のいろ〳〵ありとしらなむ

〔拾遺和歌集十八雜賀〕中將に侍ける時、右大將源致方朝臣のもとへ、やへ紅梅を折てつかはすとて、

右大將實資

流俗のいろにはあらず梅のはな

致方の朝臣

珍重すべき物とこそ見れ

〔袋草紙二〕一連歌骨法

奈良帝林院歌合判詞云、大津ノ濱無下ニ俗流也、近俗云心歟、

うれしさは大津のはまにたつなみのかずもしられぬ君が御代かな

詩云、菊開似逸仙、　源時綱

露蘭應隔到眞境、風菊還物〇[illegible]流俗名、流俗者人間ヲ謂云々、然者人間ノ色ニハ非ト連

歌ニハシタルカ、或人云連歌元意趣ヲ末ニ答也、

〔拾遺和歌集十八雜賀〕つくしへまかりける時に、かまど山のもとにやどりて侍けるに、みちづらに侍

〔伊勢物語下〕昔男ありけり、その男伊勢の國にかりのつかひにいきけるを、○中略國のかみのいつきの宮のかみかけたりければ、かりの使ありとき、て夜ひとよさけのみしければ、もはらあひごともせで、あけばをはりの國へたちぬべければ、男もをんなもなみだをながせども、あふよしもなし、夜やう／＼あけなんとするほどに、女のかたよりいだすさかづきのうらに、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、とかきてすゑはなし、そのさかづきのうらについまつのすみしてかきつく、

またあふさかのせきはこえなん、あくればをはりへこえにけり、

〔大和物語上〕この檜垣のこ、歌なんよむといひて、すき物どもあつまりて、讀がたかるべき末をつけさせんとて、かくいひけり、

わたつみのなかにぞたてるさを鹿は、とて末をつけさするに、

秋の山べやそこにみゆらん、とぞつけたりける、

〔拾遺和歌集雜賀十八〕よひにひさしうおほとのごもらで、おほせられける、　天暦御製

さよふけていまはねぶたくなりにけり

御前にさふらひてそうしける　しげのゝないし少貳命婦

夢にあふべき人やまつらん

〔蜻蛉日記上ノ下〕此頃は四月祭見に出でたれば、かの所にも出でたりけり、さなめりと見て、むかひにたちぬ、待ほどのさう／＼しければ、橘の實などあるに、あふひをかけて、

あふひとかきけどもよそにたち花の、といひやる、や、ひさしうありて、

君がつらさをけふこそは見れ、とぞある、にくかるべき物にては年經ぬるを、なめげにとのみいひたらむといふ人もあり、かへりてさ有しなどかたれば、くひつぶしつべき心ちこそすれと

一折、二折、四十四、百韻千句、萬句連歌の事、一折連歌四十四連歌は、新撰菟玖波發句帳にみえたり、二折連歌は、菟玖波集初學抄に見えたり、發句帳には千句萬句の連歌おほし、新古兩菟玖波には百韻連歌おほし、案するにむかしは千句萬句の連歌盛りにをこなはれ、近年は百韻連歌おほふして、千句萬句の連歌すくなし、予も千句連歌の席へは度々變りしかども、萬句連歌の會へはいまだ出席仕らず候、嗚呼惜哉、

〔ひとりごと〕連歌は、萬葉よりはじめて、此集にさは川の句など入侍し已後、代々集にいれり、近くは後鳥羽院の御頃より盛にもて出て、百韻五十韻などになれり、千句は、爲家卿嵯峨にてひとり申給へるより、世に其後みち侍り、

短連歌

〔南遊隨筆上〕連歌を五十句百句とつらぬる事は後鳥羽院の御代、建保の頃より始りけるとぞ、いにしへの連歌は、おりにふれて五七五の句などいひ出れば、頓て下の句を付、七々の句をいひ出れば、上の句をつらね、おほく秀句對句をえて興じける事にこそ何事もいにしへの事は、しゐてもとめずして興ある事多きにや、

〔大和物語下〕ふかくさのみかど明仁と申ける御時、良少將宗貞〇眞本といふ人、いみじきときにて有けり、いといろごのみになんありける、しのびて時々あひける女、おなじ内に有けり、こよひかならずあはんと契りたるよありけり、女いたうけさうして待に、をともせず、めをさまして、夜やふけぬらんと思ふほどに、とき申すをとのしければ、きくにうしみつと申けるをきゝて男のもとに、いひやりける、

人ごゝろうしみついまはたのまじよ、といひやりたりけるに、おどろきて、

夢に見ゆやとねぞすぎにけるとぞつけてやりける、しばしとおもひてうちやすみけるほどに、ねすぎにたるになん有ける、事〇又見拾遺集

此道をすて丶、筑紫のはて吾妻のおくに跡をかくし侍る事、廿とせにも及侍るにや、其後六十あまりにて都にかへり侍ては、ことばの花色香しぼみ、心の泉ながれ渇にや、風體たづ〳〵しく、前句どもひたすら忘れ給へるとなり、年久廢て跡なくくだり給へるもことはりならずや、其頃より以來五六十年の程は、ひとへに前句の心のあつかひ、幽玄くらゐのさたうせ侍るにやたまたま付侍るとみゆるも、前の半をつけ、又一句を三四などに取分て、こと葉計をつけ、玉しゐのてにをは、心をばつかねては付ずと也、此道は前句のとりよりにて、いかなる定句も玄妙の物になり、いかばかりの秀逸も、無下のことになるといへり、前句と我句との間に、句の寄持、作者の粉骨はあらはれ侍べしと也、大方一句の上に、ことはりほがらかにあらはれ侍るは優艶感情あさく哉、いかにも前句のあつかひ、心ことばのりんゑの覺悟、大切の道なる歟、されば救濟順覺の比の句は、前句を聞て後奇特はあらはれ侍り、近比歌の心をもうかゞひ、さかしき好士ひとりふたり出來しより、又前句の沙汰よにすたれることに成侍り、

上古中比の好士、いづれも歌の道にくらく見え侍るにや、句共の心にまどひ、結構をさきとす、されば姿ひとへに歌の外のさまになり行侍り、連歌と歌各別の道にとりをける好士、世にみちて見え侍り、うたて拙きことの最一なる歟、うるはしくえんにまなべる好士の心には、露ばかりもかはゑべからず、いかさまにも歌をならべて詠じ修行なくば、いかばかりの螢雪をつみても、たけくらゐことはりはなれたるさかひのとりがたく哉、又歌をまことにえたる人の連歌のあしき事あるべからず、おなじみちに侍ればなり、此道まげて救濟一人が跡をしたふべくや、それさへ用捨の所さま〳〵にあるべきか、いたらぬかたへの好士共の風體とうらやむべき道にはあらずや、

〔連歌百談〕第八十六談

侍り、去かはあれど、中つころよりは名をだに去らずなり侍とかや、されば去るべなき道になりて、たがひに心のまゝのことにのみ成ゆき侍となん〇中略かのかしこきころのふたり三たりがこと葉の色と、中つころの心の花をとぶらひ侍るに、太山のからす川邊の螢りごとくに見え侍るとなん、さもかはりゆき侍るやらん、先達かたり侍る、誠にいかなるひがめにも、はるかにこそかはり侍れ昔の人の句をみるに、前句に心をくだきて、五音相通五音連聲までこゝろを通じ侍り、中つころよりはひとへに前句の心をば忘れて、たゞわがことの葉にのみ花もみぢをこきませ、つたなき所にも月花雪をならべをけり、前句にこゝろのかよはざれば、ただむなしき人の、いつくしくさうぞきてならびゐたるがごとくなり、前句のとりよりにこそ、いかばかりにあさはかなることの葉も、らうたき物にはなり侍るとなり、むかしの人の句は、前句の詞姿をばかたはらになして、心をふかくつけ侍り、前句の取捨ともかしこくみえ侍り、近き代には、たゞこと葉どもをとり分てつけ、ひとへに前句のこころをばわすれはべるとなり、

〔老のくりこと〕歌の道すたれしよりは、世人みな連歌に心をうつし、一天にみてり、これ二條太閤〇中略此道の聖におはして、彼御頃より盛にもてあそび侍り、その頃すぐれたる好士、救濟、順覺、信昭良阿などいひて、かたをならべてきこえ侍り、彼等が中には、周阿法師はなどや猿家も救濟もよろしからぬよし侍しとや、げにもいさゝかあらゝかに、ほしきまゝのかたのみにて、面影去なあはれをくれて見え侍る哉、去かはあれど、救濟法師老耄の末つかたには、まなびやすきによりて、皆彼が風體になれるにや、されば、えんなる道はうせて、偏にあら〳〵しく卒爾のかたになり行侍ること也、誠に殷の紂夏の桀の、堯舜にもまされるといへることはり去られ侍り、其末つかた、梵灯庵主よろしき好士にて、世にもてはやし侍しに、四十のころより陸沈の身になりて、ひとへに

或人問ふていはく、連歌に古體今體中比の差別ありと申す、其意承度候、答ていはく和歌に古體今體中古の三體あり、そのこゝろを示すに、ゐの字を二字かきたるはんじ物あり、古體の歌よみ判じていはく、これはならぶ爐といふはんじ物也と云、そのこゝろあらはにしてしりやすし、中古體の歌人判じていはく、是はいはまのゆりといふはんじ物也、いの字はの字の中間のゐの字ゆへ、岩間なり、二字かく時は、下の字はゆりて置ゆへにゆりなれば、岩間の百合艸と云事なりといふ、判意巧みにしてやすからず、今體の歌人判じていはく、これはしろにはとりと云はんじ物なり、元來ゐの字四字あるなり、依てしろ也、しかるを二字とるゆへに、にはとりなり、今は二字のみあれば、白庭鳥也といふ、判じ方花麗にして容易ならざる事なり、連歌の三體も、準知するに此意なるべし、

〔さゝめごと上〕誠に歌の道は、○中略つらねることのはも、よろづはにかきあつめしすゑよゝにくちせず、そのすゑ水無瀨川(後鳥羽院)よりながれいで、數をつらぬる事とぞなり侍る、かの百とせあまりのするつかた、世にふたりみたり(善阿、順覺、信照、救濟、良阿、)の、かしこき色ごのみいで、、さかりにもてはやし侍るより、道のひろきことになれるとなん、又このすゑに、名だかきひじり(二條太閤○良基)いで給ぬ、かの御代に、ひとりのかしこき色ごのみ(救濟)殘り侍りて、ひめもすに夜もすがら、御ゆかのすゑをあたゝめて、さま〴〵の道のひかりをさだめ給ひしかども、ひとよの御事なれば、ひかりものこりおほくやはべりけむ、

さてその二條の名だかきひじりの御世に、かのかしこき色ごのみに仰合給て、つくば集とて、いみじきさま〴〵のかたちをつくして集め給へる、此道のひかりなるべき物に侍るやらん、かのつくば集のことの葉は、古今集にずんじて、道のひかりにこよなうおぼしめしをける物なれば、此道に心ざしのともがらは、此さま〴〵のかたちに心をとゞめて、尋ねしるべき物と見え

人のわたれどぬれぬえにしあれば、といひ出させ給けるに、又あふさかの關はこえなん、とつい松のすみにて盃に書けるとなむ、是を筑波集に入侍り、拾遺集にも連歌とて入侍ぬれば、上古とはさやうの時をこそ申侍べけれ、此道の再興は、故二條攝政殿〔良基〕このみすかせ給て、好士をえらび給ひしに、そのころの達者、善阿、順覺、救濟、信照、周阿、良阿など侍也、當時も千句など、いふ事侍れども式目をさだめ法度をたゞしくせられて、末代に其旨を守るは、彼御時よりの事なれば、此折節をさして上古とは可申哉、句の様も長高有心にして、歌に其心ひとしく、殊勝の事おほく侍り、然はあれど、うたの繼句などのやうにいひかけて、一句に其理なきも侍けるにや、侍公〔救濟〕うせて後、周阿一人の風を殘して、天下に是をたよりとして學びけるに、救濟に心不及や有けむ、一句を嗜心ばかりにて、前に大様なる句侍なるべし、され共周阿が句には、猶以前句にも能付侍けめ共、有心の様などをくれけるを、其後の好士周阿にも又難及ければ、次第に心劣り來て、世上皆侍公の心に少も似たる事なし、梵灯庵主といひし人、周阿已後の上手にて、門弟おほく侍けるにや、かやうの頃を中古とは申侍ける也、當世と申侍は、宗砌法師此道の明鏡にて、上古中古をよくみあきらめて、救濟周阿が風骨をうつして、中古の風情を捨けるにや、宗砌も我身は梵灯の門弟たりしかども松月庵と申ける名匠にちかづき奉りて、源氏の物がたりをならひ、歌の道のふかき旨を學びておのづから至り深く侍によりて、連歌をよく用捨して古風の有心幽玄の姿をまたひて、然も一句たゞしからぬ事などを除て、直旨を守り侍りし也、是を中古の人たま〳〵殘て侍るが、心をば不尋して、只いかで中古の梵灯、滿廣、信永、持政、重阿、相阿などいふ人にはまさるべきと申侍は、以外淺智の至す所なるべし、只此道は上中當の三の時を能分別して、心中に私なからむ事神慮佛意にも可叶にや、

〔連歌百談〕第三段

也、救濟も善阿が弟子と承りつれ共、其すがたは、はたとあらぬ物にてぞ侍る、靑きことはあゐよりいでゝ、藍よりあをく、氷は水より出て水より寒しといふ事のあれば、末の世にもいかにか成行侍らむ、おそるべきは後世なりと申事の侍にや、をよそ連歌は、此比のすがたは本にてあるべき也、勅撰をえらばれておほくの姿を殘しをかれたれば、後の人はそを仰ぐべきにや、いにしへの連歌は、秀句對句をたゞ一兩句云つゞけたる計也、中比は又一句の成せざる句を歌のやうに云つゞけたる也、近比よりぞ、心ふかく、詞もゆふげむなる事共承りしかども、此比のやうに、心をまはし詞をみがきて、當座の興をもよほす樣なる事は、翁いまだ聞侍らざりき、適御ふる懷紙など見をよび侍るにぞ、老の命も猶のびぬべき心地し侍る、

〔梵灯菴主返書上〕抑連歌と云事は、（中略）後鳥羽上皇、定家卿、家隆卿などに仰合られて、數を百韵にさだめ、法樣などを始てしるしをかれ、其比歌の道しれる人かずをしらず、いづれの歌仙も、雲上の砌に連歌と云事をすて給はずとこそ承れ、其後爲家爲氏など、此道の堪能にて、堂上を出ざりき、爰に善阿法師と云者あり、數寄の物にて、救濟順覺などいふ門弟あまたあり、花の下紅葉の陰に宴席をのべ、人をあつむる事あり、知ざる人連歌は地下のものなりと心得侍はをかしき事なり、或は仙洞、或は竹薗、皆月卿雲客の砌にてこそ侍るを、地下へ下れりといへるは、あしく心得たるなり、せめて救濟近來周阿等道の堪能にて、大略この風を學ぶ人多かりき、今は彼兩人もなし、誰を博士にし侍べき、おさへて諷諫するほどの達者も侍ねば、彌心のまゝに成もて行なり、

〔吾妻問答〕一問曰、連歌の道、中古當世とて人申侍は、いつの頃を中古とし、何の代を上古とするや、此外にかず〳〵不審の事侍るを尋ね申べし、月待出る程のこと種にの給ふべくなむ、答曰、連歌の事、大かたは歌を二に分て、上句下句と申ばかりにて、昔は必連歌とも不申哉侍けむ、只上句をいひかくれば下句をつけ、下句を申せば上句を付けるなるべし、業平、齋宮にあひ奉りし朝、かち

連歌を、定家家隆卿などにめされ侍りしより、百韻などにも侍るにや、又さま〳〵の賦物などいだされて、おびたゞしき御會ども侍りき、よき連歌をば柿本のしゆと名付られ、わろきをば栗のもとの衆とて、別座につきてぞしし侍し、有心無心とて、うるはしき連歌と狂句とをまぜ〳〵にせられし事もつねに侍り、土御門院、順德院などの御製は、ことに比類なくぞ承をき侍し、其後後嵯峨院の御代に、殊更興行ありて、民部卿入道殿〇爲家爲氏大納言殿など、いにしへにもたちこえたるよしうけ給侍し、大かた京極中納言入道殿〇定家も、老後には日ごとに連歌をせられ侍しなり、御頭とりの尼とかや云、ものの上手にて、常に張行するよし彼日記にもこまかにしるしをかれたり、誰もさだめて御覽じ侍らん、又後嵯峨の御時、福光園關白殿〇良實圓明寺攝政殿〇實經庚申の御連歌にも、たび〳〵さぶらはせ給ひき、いづれも名譽の上手にて侍けるとかや、女房には辨内侍、少將内侍、うへ下をあらそひたる堪能にてぞありし、九條内大臣、〇基家衣笠内府、〇家良知家、行家卿など、其時聞えたる人にて侍るやらん、地下にも花の本の好士おほかりしかども、うへさま道の人々の上手にて有しかば、取分てぬけ出たるも侍らず、道生、寂忍、無生など、いひしもの等、毘沙門堂法勝寺の花のもとにて、よろづのものおほくあつめて、春ごとに連歌し侍し、それより後ぞ、いろ〳〵に名をえたる地下の好士もおほく成侍し、近くは爲世、爲相、爲藤卿など思ひ〳〵の式目をつくられなどして賞翫せられし事は、無下にちかき事なれば、さだめて御覽じもをよばせ給ぬらん、又鷲の尾の花の本にても院の御車など立られたる事も侍りき、又後光明照院殿〇道平は、年ごとに御車たてられて、御發句なども有しにや、關東にも、代々の管領ことにこのまれし事なれば、申にをよび侍らず、ちかくは等持院〇足利尊氏ことに御數寄にて、勅撰の執奏もありしにや、善阿といひしものならびなき上手にて、門弟ども今に此道の堪能にて侍るにこそ、但連歌のやうは師說を受たれども、すべて時にしたがひて風のうつりかはればあらぬ物になりゆき侍る

とは、中比よりのことなりとあり、此御抄は順德院の御作なれば、建保より承久のあひだにいできけん、今のやうにくさる事は、中ごろよりのことなりとあそばしけるにて、白河院の承保承暦の比より、いとも連歌のさかんなることしられたり、(白河院の承保より順德院の建保まで、凡百四五十年にもなるべし、)それよりして、短歌と連歌と道を分てり、御抄にも、古は是をせんとすることにあらざれば、不及口傳故實、近年こそ繁多のことなれば、付之有故實、又禁制事及末代可存知事云々、近年こそ繁多のことなれとあそばしけるは、短歌と連歌と分るれば、數も亦いよ〳〵繁多なるべし、其後爲相卿など法式を作給ふけるより、短歌と連歌と、猶しもわいだめいできて、連歌は連歌のうへにて、よしあしをもえらぶことにしなりぬ、金葉集より後、はや千載集の比しかなりにけん、まして其後の勅撰にいらぬはいともむべ也、

〔八雲御抄 一正義〕連歌

昔は五十韻百韻とつゞくる事はなし、たゞ上句にても下句にてもいひかけつれば、いまなからを付けるなり、今の樣にくさる事は、中比よりの事也、賦物なども、中比よりの事歟、萬葉第八、尼がしたるを家持卿付之、さほ川の水をせきあげてうへし田を、家持曰、かるはついひはひとりなるべし、是連歌根源也、其後或先下後に付上、又普通にも是をいふ、多は一句に付は秀句にてのみある也、或人、ひと心うしみつ今はたのまじよといへるを、宗貞朝臣曰、夢に見ゆやとねぞすぎにける、又天暦、さよふけて今はねぶたくなりにけり、滋野内侍、(小貳命婦也云々)夢にあふべき人やまつらん、是等は上古の事也、非朝夕事、而次第に多連之、近代は如法事也、古は是をせんとすることにあらざれば、不及口傳故實、近年こそ繁多事なれば、付之有少々故實、又禁制事、及末代尤可存知事也、

〔筑波問答〕連歌とていひをきたるは、(中略)たゞ一句づゝ言すてたるばかりにて、五十句百句などにをよぶ事はなかりき、しかあるに御鳥羽院建保の比より、しろくろ又色々のふし物のひとり

は、一首のうたを二人してよめるやうになんいひかけゝる、中比よりこのかた、もゝちの句をあみつらね、四ひらのかみにかきとゞのふる事になりにければ、〇中略山にたげきつま木は、ひろふともつきすべからず、浦におふるもくづは、かくともたゆべからず、連歌のみちもまたかくのごとくなるべし、

〔連歌辨義二〕又問、金葉集よりこのかたの勅撰に連歌のいらざる事、いといぶかし、道の衰にやあらん、左かはあれど、俊成卿、定家卿、爲家卿、爲氏卿、爲相卿、爲藤卿など、打つゞきて此道をもてあそび、基俊朝臣のもとにて俊成卿の君がやどにてきみとあかさんとよみ給ひ、定家卿、爲家卿、爲氏卿、爲相卿、連歌いと數多にして、左るし出べくもあらず、左かるに金葉集より後勅撰に入られざるは、いかなるゆゑにや、此ことはりあげつらふものもなく、いまだ見聞たることもなし、　答、金葉集より後の勅撰に連歌のいらざることは、道の衰たるにあらず、あまりに連歌の盛なる故なるべし、其故は、今鏡に云、歌の風情いたづらにうすることなりとて、連歌をば大かたせられざりけると聞え侍しに、金葉集にぞいとしもなき多く集られたるとあり、是連歌のあまりに行れて、歌のさまたげともなりぬるゆゑに、大かたは左られざりけると左られぬ、連歌はじまりてより、古事記日本紀をはじめ、萬葉古今、後撰、拾遺、後拾遺の巻々撰まれたるまでに、いまだ連歌といふ名は見えず、只歌のもとすゑをかたみによめるを、えびすうた總歌などゝいひたるを、金葉集よりぞ連歌とはいふめる、さて天治の比より（八雲御抄云、金葉集は天治元年俊に白河法皇綸旨、）ことに連歌を翫ぶ事の（俊頼朝臣撰、天治二年奏之、）此道猶もさかりにて、俊頼抄にも連歌のことを多くのせられ、基俊朝臣、俊成卿も連歌を唱へ給ふより百韻五十韻、賦物などの連歌もいできて定家卿、家隆卿も、百韻、五十韻の連歌はなされしものならし、わきて定家卿年老給ひし後は、專連歌をなされけるよし、後記にも見えたり、八雲御抄に、むかしは百韻、五十韻とつゞくることはなし、今のやうにくさるこ

沿革

かむといふまで、日本紀に見えたり、其外上古には、三句の歌もおほく見えたり、それを贈答したるを連歌の始とせば、かの神武天皇の御世の贈答が始也、たゞし是等はみな、旋頭歌の上下なれば、卅一字になる連歌にはあらず、万葉第八に、尼作頭句、幷大伴宿禰家持所誂尼續末句○中略とあるは、卅一字にて、連歌のたぐひ也、されど是は一首の歌を二人してよめる迄の事也、拾遺集に、内にさぶらふ女をちぎりて侍ける夜、おそくまうできける程に、うしみつ時と申けるをきゝて、女のいひつかはしける、

人ごゝろうしみつ今はたのまじよ、良岑宗貞、

夢にみゆやとねぞすぎにける、といひ、伊勢物語に、業平朝臣伊勢へかりの使にいきて、齋宮にあひ奉りける朝、女がたよりいだすさかづきのさらに、歌を書て出したり、とりてみれば、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、と書て、末はなし、其さかづきのさらに、ついまつのすみして、歌の末を書つぐ、

またあふさかのせきはこえなむ、といへるこれらはまさしく、後の連歌のさま也、

〔新撰菟玖波集序〕それ連歌は、やまとうたの一の體として、そのかみよりつたはりて、人の世にさかりなり、その句を上下にわかちし事は、やまとたけのみことの、にいばりつくばのことのはにはじまり、其もじを五七にとゝのへし事は、大伴の家持がかるはさいねとつらねしよりぞおこりける、しかありしよりこのかた、そのみちやゝひろまり、其ながれたゆる事なくして、花鳥の心ざしをあらはし、風月のおもひをのぶることになんなりにける、かゝりければ、ならのはのなにおふ帝の万葉集をはじめとして、二度の勅撰○拾遺和歌集、金葉和歌集、にも、これをまじへのせられ、もろもろの家の先だちも、これをもてあそばずといふことなし、業平朝臣は、さかづきのさらになさけ有ことの葉をとゞめ、公任卿は、ふところがみにかうばしきふでのあとをのこせり、其をりまで

〔釋日本紀 和歌二十四〕凡連歌意者如辭、是者連歌之濫觴也、
〔古事記 下 清寧〕於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫部理、如此歌而乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫部礙、
〔萬葉集 八 秋相聞〕尼作頭句、幷大伴宿禰家持所誂尼續末句等和歌一首
佐保河之、水乎塞上而、殖之田乎、尼作 苅早飯者、獨奈流倍思、家持續
〔石上私淑言 上〕日本紀に、時有秉燭者、續王歌之末、而歌曰とあれば、後世の連歌の心ばへのやうに聞ゆれども、實は續末にはあらず、三句の歌の贈答也、三句の歌は、日本紀に見えたるはこれが始なれども、古事記には、神武天皇の御歌に、
かつ〳〵もいやさきだてるえをしまかむ、ともよみ給へり、又贈答したる事は同じ御時に、
伊須氣余理比賣の御歌に、
あめつゝちどりましとゝなどさけるとめ、大久米命のかへし、
をとめにたゞにあはむとわがさけるとめ、これらあれば、日本武尊のを始といふべからず、例の日本紀ばかりを見て、古事記をしらぬ人のいひ出せる事也、たゞしかれは續末とある故に始也とおもひていはゞ、古事記にも續御歌とありて、大久米命のはとはいはず、たゞ答歌曰とあれば、これを始とするも、さも有ぬべき事ともいふべけれ共、歌のさま全く同じ事なれば、猶をさし置て、後なるを始とはいふべからず、續とある詞になづむべきにあらず、○中略 後には三句の歌は絶て、もはら五句六句の歌をのみよむ世になりては、かの三句の歌はみなれぬ故に、六句の歌のかた〳〵のやうにみゆる故に、其時の心をもて、續とはいひつたへしなるべし、はしけやしわぎへのかたよ雲ゐたちくも、といふ歌を片歌也と有も、此意にて、後につけたる名目なるべし、さて三句の歌は、齊明天皇の御時の童謠に、うつくしきあがわかきこをおきてかゆ

用比珥波菟瑪伽瑪と申侍ければ尊ほめ給けるとなん其後万葉集に入たる家持卿のさほ川の水せき入てうへし田をといふに尼かるわさ稲はひとりなるべしと付侍るかやうの事共次第におほうなり拾遺金葉などよりは勅撰に入侍る也

〔古事記上〕故爾反降更往廻其天之御柱如先於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁如此言竟而御合生子淡道之穗之狹別島

〔連歌辨義上〕先に唱へ給ふを御歌のもとゝし後に唱へ給ふを御歌のすゑとして是を連歌のはじめとはする也○中略いづれのすがたにもあれ一首の歌のもとすゑを継てよめるは連歌也二柱の御神の継てとなへ給ふ御歌なれば長歌短歌などのすがたよりも連歌をはじめとはいふなり一條禪閤の筑波問答にも其こゝろをもて短歌の體より連歌をはじめとはかゝせ給へるなり

〔古事記中神武〕爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時見其大久米命黥利目而思奇歌曰阿米都々知杼理麻斯登々那杼佐祁流斗米爾大久米命答歌曰袁登賣爾多陀爾阿波牟登和加佐祁流斗米

〔古事記中景行〕卽自其國越出甲斐坐酒折宮之時歌曰邇比婆理都久波袁須疑弖伊久用加泥都流爾其御火燒之老人續御歌以歌曰迦賀那倍弖用邇波許々能用比邇波登袁加袁是以譽其老人卽給東國造也

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑日本武尊發路之○中略蝦夷旣平自日高見國還之西南歷常陸至甲斐國居于酒折宮時擧燭而進食是夜以歌之問侍者曰珥比麼利菟玖波塢須擬氐異玖用加禰菟流諸侍者不能答言時有秉燭者續王歌之末而歌曰伽餓奈倍氐用珥波虛々能用比珥波苔塢伽塢卽美秉燭人之聰而敎賞

ともわきまへ難し神代口決曰、夷曲、不レ嚴レ辭而詠レ直名也とあり、このことをもておもふに、いにしへの連歌は、歌のもとをいひかくれば、頓末ヤロアを續て、辭をかざらず、直に詠ゆゑに、連歌をえびす歌ともいふなるべし、略○中

片歌。片歌といふはいかなることにや、略○中　答、略○中歌には本末モトスヱあるを、片歌といふは、歌のもとばかりにて、末をつがざるをいふ、連歌の一名なり、いづれのすがたにもあれ、本をいひかくれば、末を繼て、一首の歌のもとするゑを、二人にて合するを、連歌とはいふ也、略○中半カタよめるを片歌といひ、片歌にするゑを繼ば、すぐに連歌也、ゑかれば片歌は連歌の名なれば、今も半よみてあとをつがざるをば、片歌といふべし、本末なき一句を、一條太閤公經頁の撰ませ給ふ筑波集にも、片句とはのせ給へり、

〔連歌辨義〕問、連歌を筑波の道といふは、いかなるゆゑにや、　答、略○中日本武尊の、新治筑波と歌のもとを唱へ給ふに、老人のするゑを續奉りけるより、連歌を筑波の道ともいひて、是を人の代となりて正しく連歌のはじめにはする也、

〔筑波問答〕一問云、連歌はいづれの代よりはじまるにや、つたはれるさまもこまかにうけ給るべし、答曰、古今假名序に貫之のかけるあまのうきはしのえびす歌といふは、卽連歌也、略○中歌を二人ㇾしていふを連歌とは申なり、二はしらの神の發句脇句にあらずや、この句卅一字にもあらずみじかく侍るは、うたがひなき連歌と翁心えて侍るなり、古の明匠達にも尋申侍しかば、まことにいはれありとぞ仰られし、又連歌とていひをきたるはさきに申侍りつるやうに、日本紀に、景行天皇の御代、日本武の尊のあづまのえびすゑづめに向給て、此翁が此比すみ侍しつくばを過て、甲斐國酒折宮にとゞまり給し時、日本武尊御句に、珥比彌利菟玖波塢須擬底異玖用加禰菟流、すべて付申人のなかりしに、火をともすいはけなきわらはの付て云、伽餓奈倍底用珥波虛々能

にや、むかしの人はつゞけ歌とぞ申侍し、

〔獨語〕連歌と云ふこと、中古より始まりて、末の世に盛なり、其本は三十一字の歌を二つに分けて、二人してとなふるなり、たとへば近衞院の御前にて宇治の左大臣、郭公名をも雲井にあぐるかな、とのたまひしに、頼政、弓はり月の入るにまかせて、と申されしなど、是連歌なり、此のこと上代よりありしかども、連歌とは云はず、後の世に至りて、上の句下の句をいくらも連ねて、長く云ひ述ぶることになりて、連歌と云ふ名出來たり、中華に聯句と云ふことありて、五言の句を一人二句づゝ作り、人あまたにて數十百句も連ぬるなり、此の國の連歌は、彼の聯句に倣へる物とみゆ、連歌は和歌の類なる故に、歌人も是をきらはず、後に及びて連歌師と云ふ者出來て、さま〴〵の式法を立てゝ、遂に世の翫となれり、

〔詞花和歌集雜九〕修理大夫顯季、みまさかのかみに侍けるとき、人々いざなひて右近馬場にまかりて、郭公まち侍けるに、俊子内親王の女房、二車まうできて、連歌し歌よみなどして明ぼのにかへり侍けるに、〇下略

〔書言字考節用集八言辭〕連歌(ツラネウタ)

〔倭訓栞中編十五都〕つらねうた　連歌をいへり

〔豐鑑二袖露〕後日、長岡兵部大輔〇細川藤孝つらね歌をなして云、すみぞめのゆふべやなごり袖の露、〇中略昌叱、心前、その外一兩輩して、百のつらね歌をなせり、

〔連歌辨義一〕問、連歌をえびす歌といふは、いかなる故にや、　答、先えびす歌といふは夷振(ヒナブリ)のことなり、神代卷曰、〇中略此兩首歌辭、今號夷曲(ヒナブリ)、此兩首〇味耜高彥根神ノ歌ヲ云フを繼てよめる歌となして、えびす歌を連歌のひとつ名とはせり、志かあれども後の歌、はじめの歌に繼たるとも見えねば、いかに

和句後ナレバ、之ヲ漢和連句ト云フ、亦一定ノ法式アリテ、和漢連句ニハ、漢句ノミニ韻ヲ踏ミ、漢和連句ニハ、和漢共ニ韻ヲ踏メリ、

抑〻連歌ハ、上世ニ在リテハ一ノ遊戯ニ過ギザリシガ、中世以後之ヲ翫ブモノ漸ク多ク、後撰拾遺等ノ勅撰歌集中ニモ、稀ニハ之ヲ載セ、金葉集ニハ、特ニ連歌ノ名稱ヲサヘ設タルニ至リ、後鳥羽天皇ノ朝ニハ、藤原定家家隆等ヲシテ、五十句百句ノ連歌ヲ上ラシメ給ヒシコトアリ、其後斯ノ道益〻盛ニシテ、歌ニ亞ゲル一種ノ文藝トナリ、朝野共ニ、頻ニ連歌會ヲ催シ、賭物ヲ置キテ、句數ノ多少ヲ爭フニ至レリ、サレバ自ラ斯ノ道ニ巧ミナルモノモ輩出シ、救濟周阿等ヲ始メトシテ、梵燈、宗砌、心敬、兼載、宗祇、肖柏、宗長、紹巴等、相踵デ起リ、何レモ斯ノ道ノ宗匠ニシテ、宗匠ノ最タルモノヲ花下ト稱ス、殊ニ里村紹巴ノ統ハ、代々徳川幕府ノ連歌師タリ、朝紳ニ在リテハ、上ニ陳ベタル二條良基、一條兼良、及ビ一條冬良、三條西實隆等、皆斯ノ道ニ深ク、良基ハ莵玖波集ヲ撰ビ、冬良、實隆ハ、宗祇等ト共ニ新撰莵玖波集ヲ撰ビテ、共ニ勅撰ニ准ゼラル、其他歌人ノ撰述セル連歌集連歌書極メテ多シ、

名稱

〔下學集 態藝〕連歌

〔書言字考節用集 言辭〕連歌

〔倭訓栞 前編 四十〕れんが　連歌はもと三十一字の歌を二人して上句下句を贈答せし事にて、日本武尊箴觴也といへり、後世に至りて句を多くつらねてより、連歌の名おこりて、世に盛也き、西土の聯句になぞらへたる名なるべし、

〔筑波問答〕一問曰、連歌は此塵陬の國ばかりもてあそぶ物にて侍るか、又人の國にも侍る事にや、翁答云、いと事あたらしき御尋にも侍る哉、連歌は天竺にては偈と申也、もろ〳〵の經に偈をときたるは則連歌也、唐國にてはれん句と申なり、我國にては歌をつらねたれば連歌と申

古事類苑

文學部十一

連歌上

連歌ハ、一首ノ歌ヲ兩人ニテ合作スルヲ云フ、此事ノ史ニ見エタルハ、古事記ニ、伊須氣余理比賣命ト大久米命トノ贈答ノ歌ヲ載セタルヲ始トス、然レドモ古來概ネ、日本武尊ノ筑波ノ詠ヲ以テ起原トセリ、故ニ後世連歌ノ學ヲ稱シテ筑波ノ道ト云フ、抑〻上古ノ連歌ハ、片歌ヲ以テ問ヒ、片歌ヲ以テ答ヘシモノニテ、其問答ヲ合セテ一ノ旋頭歌タリシガ、萬葉集以後ハ、短歌ノ上句ヲ唱ヘテ下句ヲ賡ギ、或ハ下句ヲ擧テ上句ヲ加フルコトヽナレリ、其後又之ヲ接續連鎖スルコト起リ、少キモ數十句、多キハ一千句、一萬句ニシテ、衆人ニテ合作スルニ至ル、蓋シ詩ノ聯句ニ倣ヘルモノニテ、藤原爲世爲相等ハ、之ガ爲ニ法式ヲ定メタリト云フ、其後、後光嚴天皇ノ應安五年ニ、二條良基ハ救濟周阿等ト謀リテ新式ヲ作リ、後花園天皇ノ享德元年ニ、一條兼良ハ宗砌等ト共ニ之ヲ追加シ、後柏原天皇ノ文龜二年ニ、牡丹花肖柏更ニ今案ヲ加フ、是ニ於テ連歌ノ法式大成セリ、而シテ其法式ハ、百句ヲ程度トシテ定メタルモノニテ、懷紙ヲ竪ニ二折トシテ表裏ト爲シ、更ニ横ニ四折トシ、表裏ニ各十四句ヅヽヲ書シ、而シテ最初ノ表ト最終ノ裏トハ、各八句ヅヽト爲ス、句ヲ作ルニ法アリ、之ヲ連接スルニ差合去嫌等ノ式アリ、別ニ和漢連句、漢和連句ト云フアリ、短歌ノ上句又ハ下句ト、五言ノ詩句トヲ聯合セルモノニテ、和句前ニシテ漢句後ナレバ、之ヲ和漢連句ト云ヒ、漢句前ニシテ

古事類苑

文學部十一

連歌上

おのれやれ富貴になさでおくべきか貧乏神の數をそむかばとよまれしを、ある人難じて、この歌一首自他なれば語をなしがたし、おのれやれ云々といへる上の句は自なり、貧乏神の云々といへる下の句は他にあらずやといはれしには、山人もいひときがたくて、怠狀を出だされたり、

水は火をけすこさわりのあるにより口水の日ハ天火かくるゝ

右暦本歌括、不知何人之撰也、所栽於天和四年伊勢暦及京都大經師暦延寶六年伊勢暦等而各有多少焉、今校合彼此、加之以旁注云、文政十三歳次庚寅秋八月朔、松屋主人平與清識、

〔翁草五十六〕一甘露寺家の内寺田宮内は、興歌に名を得たり、或武家へ不圖訪けるに、其家の子息、繪を半ば書所也、寺田を見付て、此畫に賛をこ望まるゝを、ゑは蔓のみ出來て、未何こも知れざれば、猶豫して有しに、頻に乞はれける故、其さま瓜の蔓こ見ゆるに任せ、瓜の蔓にこ五文字を申出しければ、忽其蔓を蒲萄に替て、いかに〳〵こ責らるゝに、こりあへず、瓜の蔓に茄子はならぬ浮世こてぶごう見事に遊ばされたり、こ申ければ、各宮内が頓材を感ず、

〔春波樓筆記〕賣茶翁の狂歌

茶錢は、黄金百鎰より半錢まではくれ次第、たゞ呑み勝手、たゞよりはまけ不申、

達摩さへおあしで渡る難波江の流を汲める老の吾身ぞ

〔牛馬問三〕いにしへの事にや、京都に浦井何某こいへる町人こ、又鍼醫に何こやらんいふものこ、園池三位卿こ、三人常々花鳥風月の友なりしが、或時浦井より醫者のもこへ鯉魚を送りけるを、此醫又園池殿へ進上せり、園池殿にも、見事なる鯉なればこて、又浦井が方へ給はりぬ、浦井は我もこより送し魚なれば、能く見覺たるや、彼鍼醫を招き、某こゝろざしてまゐらせたる鯉を、料理はなさで園池殿へは送り給ふこいへば、醫も驚き、何こして知れたるこいふに、右の由を話て笑ひける、此事三位殿聞給ひ浦井に見せよこて、

はり先にかゝりし魚をその池へはなせばもこの浦井へぞ行

〔兎園小説九集〕窮鬼

天明のころ、四方山人が窮鬼の像賛に、

いよ〳〵道のさかむなるを仰ぎ、因に如石廿五回忌追福のため、橙果亭天地根拾遺三果集を撰みけることの志の深きを感じて、拙き筆に此集のいとくちをまるすこととはなりぬ、

文政五壬午年九月

果柯亭三世法孫蕃廓誌

〔怜野狂歌集序〕山都宿禰が、野をなつかしみとめて、山上臣が、をよびをもてとうたへる春秋はもとよりにて、すべて野のさまのあはれなる、夏も冬もさらにことにいで、いひつくすべくもあらぬものから、それがこゝろばへなるあされ歌をもそこらうちつどへてみんに、さりとも興の深からじやはと、あながちにおもひおこして、かくいそぢまりの野によせある題をえりいで、ひとひとの花なすことのはをひろくこひえつるになんありける、されどおのれ〔村田〕川がつたなきえらびさまにしあなれば、いとすぐれたるにほひのおごろがしたにかくろひたるあるは、花ならぬが、われは顔にさきひろごりたるも、などかはなからん、そは紫のひともとゆゑに、草はみながらあはれなるたぐひともみゆるし給ひねかし、はたこの書ふをしも怜野狂歌集と名づけつるは、清原雄風のをちがえらばれたる、かのうるはしきうたふみのたぐひにはあらず、たゞおもしろき野邊のうたども、あまたつどへたればなりけり、

淺草庵

〔こよみうた〕

ゆるぐともよもやぬけじのかなめいし鹿島の神のあらんかぎりは

右一首、延寶六年伊勢暦卷首所載之、大日本國圖賛歌也、

傳暦鈔狂歌

たいさいはそのとしぢゆうをつかさどるせい星といふほしのせいなり〇

以上六十五首、諸本所載傳暦鈔狂歌也、但天和四年大經師暦、別有水波火平而云々之歌一首、今載于左、

もとられしを見たまふべし、

栗花園

〔東瓜集〕戯言歌は、ひとつ心をたねとして、よろづ異なる言の葉とぞ成にける、〇中略 此巻の歌は、やつがれが、口べたの青柳のいと、より〳〵にかきあつめ置ぬれば、みぢん積りて大和うたの鄙ぶりの反古の、松葉紙ちりのこりてありにけるを、かの歌うたふ蚯蚓を丸のみにして、我のみ物を知がほなる、蛙の歌袋の緒を常盤木の面の皮あつ〳〵しくて、紅葉せぬ正木垣にはひのぼれる、かも瓜のむだ花多く咲にたらば、百のうちにしては、只の一ばかりは、實のとまりぬる歌もやあらんかとて、いひたきまゝの、口を畑の畝づくりして、肥しうちからしたる、舌つゞみの不拍子なる表紙に、しばらく東瓜集とは題するにこそと、虚言なき本所石原の藥罐坊主洒落齋面で爾云、

ふみ化して蝕となりぬる紙ならで今年のひつじはみこのしたり

〔狂歌題林抄〕これをしも狂歌の題林抄とよぶ事は、とまれかくまれ、より所はあるものから、林をなすにいたらざる事は、口がましく杜撰に過たること、みやびに狂言をわすれたることを省きさりて、本意とすべきを證とすれば、いさゝか名におはぬそしりもあるべし、夫狂歌は平常に出て、吾國神佛の詠などいひ傳へ、人口にあるものおほくは狂歌にして、和歌にゆるせし體にはあらず、是ひとの邦にいはゆる下里巴人の曲にして、よく和しよくうたふが故也、さりとてきるにかたからず、あふぐに高からずとにはあらず、みなもと和歌に流れて次しもにたゝず、こゝに千林のこずゑをしげからしめん事も、朝もよひきそのひならず侍らんかし、

文化二年うるふ葉月　　狂歌房米人がいふ

〔拾遺三栗集〕序 狂歌の一體は、雪月花風雲をのぞむで、其景氣をよみ、戀の歌は、男女の情をのべ一座のわらひを催すの雅興にして、由縁齋貞柳中興し、續て栗柯亭木端、觀法の餘力これを翫ぶ、名聲籍甚、其ながれを汲む人、幾瀨にわかれて末をしらず、ことし栗柯亭五十回の忌辰にあたりて、

〔狂歌言葉海〕凡例

一雅筵醉狂集といふ書有、此書はおほけなくも從一位權大納言公通卿の御作なり（正親町殿）殊に彼卿御博識のきこえましませば、故事本語古詩古歌を取てよませ給へる御歌數多有て、わきて初學の輩の爲にとて其御詠の傍に御自注までを加させ給へり、かく御懇情あさからざる御事なるに、今世狂歌の好士、この書を見る人まれなり、柳翁（貞柳）も、是をみて手ならふ初ともすべきよし書置れたり、可歎事也故に彼書に引せ給へる故事を遮しとせずして、今此書にひろひ載たり、今より彼書を據として專可詠、珍らしき故事どもあり、賴委くは本書をみて、高情の詠方をさとるべし、

〔德和歌後萬載集序〕さきにえらべる萬載狂歌集は、古きを拾ひ新しきをくはへて、かいつけける也、そのふみ世にひろごりてのち、月にまし日にそひて、すき人多く出きにけり、○（中略）かれこれ見りもとめて難波江のあしかりしふしには筆を加へ、山の井の淺き心にはひいたりをやさひ、四方山人ふたゝびこれをかいつけて、德和歌後萬載集と名づけ、予にも序せよと乞ふ、いなむも興なしとはゞかりの咳拂ひにはゞかりを忘れて筆をふるふも、此ふみの千世かけて、住よしの松の實木にふすぼるとも、玉津嶋の波よけ杭にかゝりとゞまれとおもふこゝろばかり、

あめあきらけきよつとのとしむつき　　山手白人誌

〔名數狂歌集〕大江戸の狂歌は、四方、朱樂、唐衣のながれを汲ざるはなし、ひとり芍藥亭總角の頃よりみるところありて、此三の門に不入ひとつの家をたてんとして、よみうたの風體他にかはれども其撰はかたよらず、常にいはるゝは、おなじ道に遊ぶ者はみな兄弟也、兄弟心もかたちもたがはざるものあらんや、天の下の人をしてみづからこのむ所とおなじうせまくおもふは、長根が不知ところなりと、されば此名數集風雅の柱立ふるきまらべをも長唄の絵づくし今やうを

卽再板をうながす、原本紙數多く、却て捜索に便りよからずとて、類題本のごとく書つゞめて、梓氏に命ず、さしも行風師の撰び給へるも、寫したがへ、かんなあやまりなきにあらざれば、淸書のついでに、これを校正するのみにて、すべて増删する事なし、但其假名づかひは世に所謂定家卿のおきてを用ひられしを、今はことごとく契冲師の正し給へる古義にあらため侍りしなん、いさゝか其たがひめとやいはん、

天明甲辰十一月　　芝翠館書林稻葉通龍述

〔古今夷曲集序〕爰に承應年中、生白庵行風此書を著し、櫻木にちりばめおかれぬ然るに此板久しく都のぬりごめに藏て、いつ程にか紙數葉を失しが、今年晩秋煤拂ついでその欠たるを補ひ再び世に行事に成ぬ、是や古きもて新とするためしにもあらざらむかも、もとつふみ五のとし、村上氏の翁醉墨齋に序、

〔狂歌鳩杖集序〕先師由緣翁嘗撰其師玉雲翁所著之鳩杖集、〇中略今年甲戌夏丙申、予喪男情之所鍾、慟哭泣血殆將絕矣、聊欲遣悲而校此集、〇中略寶曆四年甲戌秋八月望、於先師像前謹撰、

秋園齋米都紀豐

〔萬代狂歌集序〕古之狂歌歟、今之狂歌歟東方之狂歌歟、西方之狂歌歟南方之狂歌歟北方之狂歌歟、抑而狂歌歟、滑稽以來、不墮落書者、古之狂歌也、袛金玉而類本歌者今之狂歌也、六樹之園不枯不萎、五老之峰不騫不崩、萬代池龜甲藏三玉云爾、

蜀山人

〔吾吟我集序〕吾吟我集は慶安年中江都の石田未得が著す所也、近體の狂歌諸題をそなへ、よくよみかなへ、玄かも句々面白きは、此集に過るはなし、昔時京師に板行ありけるが、今絕てなし、いよいよ久しきを經て亡失せんことを惜みて、翻刻するものならし、

寶曆七年丁丑冬日　　綠竹園主人題

略彼夷歌を事とし、正理志らざるもの、よめるを見て、未練の童蒙、手本とまねび侍らば、忽神明の道を失ひ侍らん事、不肖の身にさへ悲しびたへがたく侍れば、夷曲のさまわかち見侍らばやと思ひ給ふれど、代々のやむごとなき御かた〴〵の尊詠に、凡俗の名書まじへ侍らんもおふけなく、又名字顯し侍らざれば、かれ規模なしと思ひ侍らん、いかゞと申上侍りければ、此旨我心ひとつに定めがたしとのたまひ、內〔○靈元〕にまうのぼり給ひ、やがてまかで給ひ、望の趣奏し奉りぬれば夷曲のさまあるまじきにあらず、夷歌なれば、名乘の事もおのが心にまかすべきとの詔ぞと仰下され侍り、かくかしこき御うつくしみ、やつがれがめいぼくのみにあらず、夷歌好まん者の萬代までの悅び、何事か是に志かんや、されば明て五年の冬、古今夷曲集を撰びて八宮御方へたてまつり侍りしを、備叡覽させ給ひ、本郎大内に納り侍りぬ、此一卷は、その集の序に書し剛めのあらましなり、夷歌よまんものは、今より後此旨守るべきもの歟、

高津汚道士　生白堂行風

〔後撰夷曲集十卷附〕總歌數千六百七十餘首　作者數三百九十一人　此外熒惑星歌有

此ちうたむほなゝそあまり、えらびて十まきとせり、名づけて後撰夷曲集といふ、梨壺のおほせごと承ることにはあらねど、狹き心より、題號を取出るにすべなく、古今夷曲につゞきぬるをさいはひと後撰の二文字、寛文十一年五月三日に借用申所明白實正也若彼五人の衆入用とならば、右後撰の二文字に、拾遺後拾遺金葉、三部の利をくはへ、とみに返し侍らんとか、まほしけれど、さえ乏しく、夷歌の本さへすましかね侍る身なれば、たゞ永く借下されん赦されを可蒙也と聞賞、

此書寛文年中梓行ののち、其板いかゞして絕たるにや、全本世に少し、其後寬延の比、書林田原氏百子堂溫山翁に乞て、彼書本を公布せり、志かるに此全集藏板の株といふ事を今秋求得て、

一判のことば、はこらのまちのはこにをさめてかくせり、もとつまちにた川深川のつらなど、うつしとゞむといふ、〇中略

四方の赤良〇大田覃がいふ

〔狂歌はまのきさご〕一狂歌の集を見合べきとなり、古き集は、

堀川百首狂歌集　三冊　八百首

古今夷曲集　二冊〈混花〉行風撰

後撰夷曲集　七冊〈後ニ二冊直、猶名同前、〉

吾吟我集　二冊〈東都〉未得

〔狂歌詠方初心式〕初心に見るべき書之事

雅筵酔狂集、〈正親町家集自注アリ〉古今夷曲集〈行風撰〉後撰夷曲集、〈行風〉未得吾吟集、貞柳狂歌集、〈七部〉百子撰集、李郷撰集、〈二部〉木端撰集、〈六部〉紫笛撰集、芙蓉花撰集、〈二部〉鈍永撰集、〈二部〉走帆乗合船、暁月坊酒百首、雄長老百首、貞徳百首、卜養集、〈二部〉餅百首、

〔奴師労之〕萬載集徳和歌後萬載集は、須原屋伊八が板なり、才蔵集は蔦屋重次郎が板なり、萬載集よりさきに、唐衣橘洲、若葉集を選ぶ、其後朱楽菅江が故混馬鹿集〈本名狂言鶯蛙集〉あり、是を狂歌集のはじめとして、其のちの集ども數しらず、

萬載集の跋は橘の八衢〈千蔭の隱名〉にて自筆也、此集あまりに行はれければ、橘の八衢の跋をのぞきて市中に行ふ、我家に其跋ある本を求めおけり、

若葉集は、内山先生の長子の隱名にして、置木とあり、實は先生の文也、集の中に椿軒とあるは内山先生淳時の歌なり、

〔後撰夷曲集〈十、夷歌式〉〕寛文四年〇中略十一月一日に、八宮〇良純法親王、後陽成皇子、御方へまうで侍りけるに、〇中

たきて、ほこりのたつ春、いひ玄りて侍れども、玄きをんさいふ人の名、世にみえ侍らぬよし左方難じ申され侍る、尤にては侍れども、狂歌なれば、か丶る人玄れぬ名もかへりて其興侍らんかし、おしはかり思ふにも、所につけて風呂もりなどする人の、ふるとしの風呂をたきて後春をむかふる結構にむしろだ丶み打た丶きて、玄きをむさ名におふかほして侍る、立春の景氣みる心地して、興ある妻に侍り、一番の左うたまけに定侍る事も、其例なきにあらざれば、年のはじめの雅宴にことをよせて、貧乏の神はかたよりても侍れかし、この御神の氏子は世に多く侍らむなれども、さのみ信仰の人は稀にや侍らん、此老法師も、富貴を求むるにはあらねども、貧乏このむまでの事はなき身にぞ侍らん、諸道のさまたげさいふ事も侍れば、かたがた件神風よりも風呂のほこりたちまさるさや申侍らん、仍以右勝に定申侍るべきなり、

〔狂歌すまひ草上〕凡てのためし

一大江戸そこらのまちに、ふぐりのつり方なるものあり、略中ちかきわたりのすき人らをかたらひ、歌すまひをくはだてける、はじめさだめたるつらは、五十にはたらざりけるが、むれつ丶人のつどひきて、人は百あまりむそ、歌はやも丶になんあまれりける、そのつどへるたびごとに、左右のうたを櫻木にものして、見てのみやてふ人々にあたへしを、あつめてひとつの卷となしてんのほゐなりしが、十たびのつどひ終るをまたで、不幸にして身まかりぬ、宿屋飯盛、なますの盛方、つむりの光等、その志をつぎて、その會を終る事とはなりぬ、つり方もしみたまあらば、よもつくにのもとに、ひとり玄まざらめや、

一いまこのすまひ草は、つがひたる歌のまに〳〵かいつらねたれば、かちまけのけぢめもわかず、はた人ごとに口ごくよみて、かへ歌もなき物から、心いたらずことばつたなきも侍らん、見る人そのすこしきなる瑕をもとめて、またきたまをそしることなかれ、略中

翠千條

東奥仙臺の人、柳。連。の連長にして、千柳亭の羽翼たり、

魁梅世

石黒氏、靑陽館と號す、臥龍園に隨て狂歌を詠す、金。石。連の長たり、

〔狂歌合〕永正五年正月二日　衆議判、後日加判者詞、

一番

左

今朝てらす日なたぼかうに貧乏の神代の春や立かへる覽

右

ふる年の疊たゝきてしきをむが風呂のほこりも春や立らん

右方申云、左歌今朝てらすひなたぼかう暖かにして、貧乏の神代の春立歸るらむ、こゝろ尤もよろしく聞え侍り、左方申云、右歌、ふる年の疊たゝきてほこりのたつ春、いひしりて聞え侍るを、このしきをむと侍るは、人の名にや、世にきこえ侍らず、仍歌合の例に任て、かた〳〵左の勝たるべきよし申也、

此十番の歌合は、初春の比、世にそむける貧客どもの、つれ〴〵のあまりに、狂歌をよみて左右にわかちつがひ、同く方の人の申詞をしるし付侍るなるべし、當座の襃貶、兩方の難陳、ことおはり侍りぬ、然をなほ勝負のことばを加へ侍るべきよし衆中の嚴命に侍り、予とし老て後、み山の朽木にのみうづもれはてゝ、詞花言葉の色をたび〳〵いなみ申といへども、しひて是をしるすべきよし責られ侍れば、とても狂歌の體にまかせて、首尾顚倒の物くるほしきあしでを書付侍るべし抑貧乏の神代の春に立かへる心、めづらしく見え侍り、又ふる年のたゝみた

清和源氏にして、氏は毛受、名は照寛、はじめ狂名を一寸法師、號を瓢覃園とよぶ、五老先生に隨て狂歌を詠す、五側の判者たり、其門に入て正斧を乞ふ人すこぶる多かり、

　春鶯亭梅仕

別號を歌友店といふ、本町側八ッ橋連に遊て、菊の屋に隨從す、

　節會青馬

本府の士人、○略中菅原連に入て、蘆菴の指授を受く、狂歌秀逸おほし、

　菊の屋芳香

また陽亭と號す、狂歌を父の春の屋成丈に學び、本町側にありて八橋連を起立し、其魁首たり、

　蘆原田鶴

鐵砲洲の人、淺洲亭と號す、大鼓連に遊びて、狂歌を詠す、

　千代有員

三州道目記に住し、通稱を中島峻洞とよび、眼醫を業とす、はじめ春鶯舍壺數樣と號し、今淺綉菴と改む、壺側の判者たり、

　高殿梅明

氏は田中、名は友直、通稱を小島屋兵助とよぶ、兩國橋西の廣衢に住す、狂歌を臥龍園に學て春友亭と號す、花園連の魁たり、

　友仲義

俗稱高木才兵衞といふ、淺草菴の門に在て千潟連の棟梁なり、壺交亭と號す、

　壽万守

氏は大島、名は照房、○略中別號を白毛舍また鐘樓館とよぶ、鳥飼連の水魚の莫逆に結ぶ、

豐藏坊信海風

何にやら似たもの人のあだ口はまことに浮世の嵯峨の松茸

由緣齋貞柳風

おもへどもいむとていはぬ[illegible]がそなたにむきて離をまつたけ

如雲舍紫笛風

ほうろくと同じ火宅の人心氣をいるも有ほうずるもあり

落首雜談風

木綿物著たる男はさもなくて絹きる人の慾のふかさよ

此外、口合の詞にて一首を仕立、又は物の名の詠方のやうに題の物を切入、人の名をてにをはに用ゆる一體もあれど、好しからぬ風義なり、

私曰、いづれなりとも詠ずべきといふうちにも、同じくは姿のよきをえらびて手本とすべし、手本といふは、小倉百首の内にて、いづれなりとも己が好む風體をよく考て、其姿に似るやうに詠むべし、其姿を詠んと思はゞ、題は何にても詞は何にても、心は姿に似るべし、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕おかしきは狂歌者流の花押なり、○中略又其社中を何側といふは、今の俳諧者流が、そのむれむれを何側といふに倣へる也、いとあるまじき稱呼にや、そのかみ濱江赤良などが判者たりし頃は、いまだ讀人もすくなく、好みてよむほどの者は、無下なるもなかりしやうなり、其後ますく行はれて、判者と稱するだにけしからぬ者多くなり、はやるにつけてそれらも各社中ありて、田舍などより月並の會に出詠するものたえず、是に依て目に一丁字をしらぬ者ども、狂歌せぬはなきやうになりぬれば、其詠出ることおもひやるべし、

〔狂歌人物誌〕西來居未佛

頃眞顔が俳諧歌の宗匠號を得たる時、飯盛をも勸めて、宗匠號を願ひ申さしめしに、俳諧歌ととなへざれば其號を許されがたきよしなれば、それに隨ひて宗匠號を受たり、かねての大言虚談となりて、世人の物わらひとなりぬ、（此事は、やむことなきあたりの御許なりとて、取つぎて事を計らふものゝ僞ごとして欺きたるなり、眞顔は欺れたりしを、それにつきて社中より多く收納を得たれば、利にはなれり、飯盛はさることとしなく、物なり貸せり、深川仲町の茶屋尾花屋へ、眞顔が弟子にて、名を飯盛といへり、上京して歸りし後、彈左衞門町に二條家の金子とて、それを借すもいまといふと親しく交りて、此事を謀りけるなり、）されどもまめに筆とることを得て、雅言集覽などを著したるは、その功勞とまれかくまれ稱すべし、津村三郎兵衞と云もの、佐竹侯に用達せるが、傳馬町に居て和書をよみ、歌をも好たり、飯盛この人に學びたりと聞ゆ、

〔狂歌奇人譚初編上〕鬼外樓内成の傳

内成ハ、東部弁町に住して、氏は藤井、俗稱を勘次郎といふ、蜀山翁より福地屋といふ號をおくられければ、五老先生（石川雅望）また鬼外樓と號られたり、

〔狂歌詠方初心式〕流義立べき事

狂歌に限りて流義といふ事はあるまじけれど、各宗匠の好む所によりて、門弟の人々自然に師の風調移る也、去かれば流義はなけれども、風義は有といふもの也、それも一概にはいひがたけれど、所謂三十體又は六體の内にても宗匠の好む所の風は、自然と歌數も多く詠出るもの也、いづれをよしといひ、いづれをあしとせん、只稽古する人も、をのれ〳〵が好む宗匠を撰て師傳を受くべし、其風義の荒増は、

宇井卜養風

布袋殿えんかんえんとして御座る内にははいもひもえんも有

生白堂行風風

一番の風の手なみに雪水川下さして[illegible]〳〵

る、又ひとひらはこのみたちにのこりて、まれ人のきますときは、をり〳〵とうでゝ、御ものがたりありけるとなん、

〔擁書漫筆三〕北川眞顔は江戸數寄屋河岸にすめり、はじめ落書體の狂歌をもて、その名たかうきこえしに、後には風體を變て、萬葉古今の俳諧歌をおこせり、類題俳諧歌集六卷をあらはして、世人のまなこをひらかしむ、和唐の學にわたりて文かくわざに妙なり、號をば狂歌堂、四方歌垣、俳諧歌場などいへり、家集七卷蘆荻集となづく、軸々金玉聲あり、

〔嬉遊笑覽附錄〕狂歌師眞顔は、月次の詠草を點をかくるにも、執筆草本をしたゝむる時、其讀人の名を別にしるさしめて、これを詠草に照して、當時社中にて錢ある者の歌を高點とす、

〔氣吹舍文集一〕美や備てふ言のこゝろを述て、俳諧歌場の老翁をほむる詞ならびに歌、

北川の眞顔のをぢはも、〇中略言いづる詞ごとに、詠いづる歌ごとに、實ありて花やかに、戲詞のをかしみはた自づからに備はりて、面しろく雄々しく、目にみえぬ鬼神をさへに笑はしむべき戲(タハ)笑(コト)うたの歌仙になも有りける、里人のもろ人は、さるみやびをとしも知るやしらずや、久かたの雲のうへなる大宮人はし、いと疾くきこし知らして、あるは俳諧歌場のをぢとも、或は歌垣の宗匠ともおしてたゝへ名たまへるを、吾〇平田篤胤なみ久しき友がきのそを嬉しとなも悅ばざらめや、珍たしとなも祝はざらめや、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕其後これ〇狂歌をもて業としたるものは眞顔なり、別號を俳諧歌場また四方歌垣などゝいへり、俳諧歌場はおほけなく、歌垣は日本紀に見えたるを、いかに心得ひがめてかゝる名をつけることぞ、いとおかし、〇中略眞顔おのれ高くかまへて、よく僞りごとをして社中の愚物を欺けり、飯盛は大言して人を誘る本性にて、世に一ふし新奇をとなへむとて、狂歌は俳諧歌にはあらず、落首體より出たる物なりとて、其徒をして卑きことをむねと詠せたり、近

飯盛は、東都靈巖島に住して、氏は石川、名は雅望、別號を六樹園とよぶ、五老先生といふはこれなり。○中略ひとゝせあるやんごとなき御やかたに、都より歌人の御くだりまし〳〵ければ、人々におほせて、和歌の會をぞせられける、ひめもす御うた合せあり、ことはて、さま〴〵の御ものがたりになりける時、みやこ人のたまひけるは、東都にて和學に秀でたらんはたれ人にかと、とひたまへば、やかたの殿の御こたへに、わが國のことゞもよくあきらめたらんものは、石川雅望といふものにとゞまり候、かのもの、あらはしつるふみどもをみるに、げしがたきことをもよくときわきて候へば、かれが上をこゆべき人、外にはあらじとおもひ給へてはべりとぞおほせける、都人かさねて、からくにのせうせちぶみのことよくわきまへつるは、何ものにかととひ給ふ、御そばにありつる人すゝみいでゝ、せうせちの書は五老山人と申ものよくあきらめさぶらひぬと申す、都人またおほせけるは、東都に六樹園といふ狂歌の師ありて、弟子三千にあまるときゝしが、實にさいふものありつるかととひ給ふ、此ときすゑの坐にをりつるさぶらひおそる〳〵はひいでて、その石川雅望とおほせられしは六樹園がことにて、五老先生と同人にてはべりとのべければ、みやこの御方大きにおどろかせたまひ、ねがはくはその人のかきたらんもの、みやこのつとにもとめたしとのたまふ、殿はたちまちおほせこゝろえはべりぬとて、やがて御つかひを六樹園へぞ下されける、その夜亥のこくばかりにつかひの人はかへりけり、殿はそがまゝにふばこおしひらき見たまへば、ふたひらのたんざくに、

うぐひすとかはづがうたふこゑきけばひるの長うた夜のみじか歌

たけのこをはらんとせしを秋までにのばしてつゑにきるも孝行

都の御かたはいふもさらなり、おりあふひと〴〵もかんじあへり、賞賛のこゑやまざりけり、此たんざく、ひとひらはみやこの御かた申こひ玉ひて、またなきものにおぼしてもてかへられけ

一めんの花は碁盤の上野山黒門前にかゝる白雲

心だに茅の輪の如くまろからばくゞらずとても神や守らん

分厘の雲さへはれて算盤の玉の三五の十五夜の月

斯ばかり目出度見ゆる世の中を羨ましくや覗く月影

花薄箒木千里の武藏野は招かずとても民は止る

世の中はいつも月夜に米の飯さてまたもふし金のほしさよ

〔宮川舍漫筆四〕蜀山人壁書

年頃吾が書を請ふもの多し、扇子、團扇扁額、屏風、服紗唐紙、和唐紙、いやな羽織の胴裏に至るまで、累々として果しなければ、吾其請ものゝうるさきによりて、上中下の品を定む、上は速に書べし、中は預り置て書べし、下に至りては書べからず、若聞かずしてあづけ置ものあらば、扇は鼠の喰むに任せ、紙は反故堆中に沈めて、永劫浮ぶ瀬なかるべし〇中略いと面白し、さればこそ子供にいたるまで、寐惚といへるを志らざるはなし、爰に白川侯〔松平定信〕御執政の頃、世上一統遊藝の事をやめ、專ら文武の道のみ行はれければ、先生も狂歌をばさらりと廢しける、其頃算筆の業を勤られしが、或時御役所にて、某なるもの扇を出して、寐惚子に狂歌を望みければ、其事は相止たりと答へしかば、さらば何にてもよろしと強て好、餘義なく扇子を開き見れば、鶴の繪なれば、其まゝ其書のうらに斯ぞ有ける、

表書之通鶴は千歳の壽無相違候

月日　　太田實印

右は先生の俗稱なり、所は名にしおふ處も所時にとりての才人と驚入しとかや、

〔狂歌奇人譚初編上〕六樹園飯盛の傳

はじめ俳名を貫立といひし故、皆人貫公々々とよびしを、菅江と書したり、中頃菅江の名憚りあるべき歟とて、漢江と改めしが、日光の宮公遵親王の開せ給ひて、菅江にても苦しかるまじと仰せられしより、又もとのごとく菅江と書したり、是に朱樂の字を加ふる事は、安永の頃我やどにてもろ人酒のみし時戯れに行燈の紙に、我のみひとりあけら菅江と書しを始とす、

〔松屋叢話一〕太田覃は、その號を南畝といふ、また寐惚子とも竹羅山人ともよびけり、狂歌狂詩に巧にして、いと高き名をきこえたる、それが清國のことをつくりける、○中略うたに、

中華とはいへども花は夏の夜の一夜にかゝりけしぼうずかな

〔閑窻瑣談二〕蜀山先生のみやび

蜀山大人の狂歌の、世に賞讃あるを志るして、後の好事の覽に備へんとす、當時は誰々も大概知らせ玉ふ狂歌なるべし、○中略

有卦に入し人を祝ふて

福の數七ッに滿る幸ひを今日よりうけの年は來にけり

同じ祝にふの字七ッ

有卦に入る數は七年何事も笑ふてくらせふゝふゝふゝ

題山の手の首夏、

目に青葉耳に鐵炮時鳥松魚はいまだ口へはいらず

祝の歌

文このむ木を右にして鎗梅を左にかざす御代ぞ貿き

杜若昔は伊勢の物語今はめでたくひらく三河記

雛の歌

く染め、青き道服を著たり、色黑くふとりたる男也、狂名を濱邊の黑人とよぶ、人皆爾までの黑人とあだ名せり、此人狂歌の點をして、半紙にすりて出す、板料を取るを入花といへり、(今の狂歌の點料を入花といふのはじめ也)時の諺に、木網は、兼好を一へん湯がきたるやうなり、黑人は文覺を油揚にしたるが如しといへり、

〔擁書漫筆　四〕金子喜三郎正雄は、幼名を喜又といふ、武藏松山ノ人也、狂歌に名を得て、狂歌堂木阿彌と號せり、手爾乎波の學に通て、詞の本末一卷をあらはす、山櫻をよめるうたに、

山櫻さけば白雲ちれば雪花見てくらす春ぞすくなき、

黑木うりのかたかける畫に

朝まだき道もたら〳〵くろぎうりくらきに牛や引出すらん

富士の贊

ふじのねの雲の衣をふきはらひすそ野を見するあしたかの山、天明元年四月十日、角田川わたりの水神の森にて、かしらおろして、渡邊嵩松と名のりける時、

けふよりも衣はそめつ墨田川ながれわたりに世をわたらばや、木阿彌が妻も、ちゑのないしとて、狂歌くちとくよめり、ある日鐵砲洲にすめる人がとぶらひこしに、木阿彌たがひて家にあらざりければ、

てつはう洲おとにきこえしたまの客亭主の留守はねらひそれたか、また信濃國よりめしおきける下男の三六といへるが、乞ひていとまをこへりしに、

そろばんのたま〳〵おきじさぶろくがくにへかへるはにくの十八

〔奴師勞之〕朱樂菅江ハ、市谷廿騎町にすめる御先手與力なり、もと內山先生に學びて本歌をよみし人なり、はじめの名を景基といひしが、家基公の御諱を避て景貫と改む、○中略菅江といふ名は、

りけるに、栗里と改め、芙蓉花と號すべきよし、御狂歌をさへそへて下し給はりければ、悦びに堪ず、同志の人々にもしらしめんため、御狂歌をこゝに寫し侍る、

仙人掌上玉芙蓉、今は難波の清きながれの言葉の花はうるはしく、濁なき心のかほりは久しからん、これを壽ぎて一本亭のあるじをして芙蓉花と字す、この花のひろごりさかへむも、韓氏が太華峯頭の文にもいちじるし、頃は文月半の時なりける、　西峨大僧都杉菴主龍章

國に名もびろがるべしと咲芙蓉はなは十丈蕋は一ほん

御返し　芙蓉花

中元の折から嬉し此ふようてん上人の名づけ給へば

こたみやんごとなき御かたより、一本亭のあるじへ芙蓉の號を賜りけるに、この集いまだ世に發行せざる內なれば、幸の折からとて、あるじにこひうけてこゝにしるし、世にひろめ侍る、

寶暦八年寅七月

〔假名世説　上〕大屋裏住は古き狂歌師なり、白子屋孫右衛門、江戸會吹町に住す、狹き裏店に唐机をすゑて、書をみしなり、〇中略　定家卿の御遠忌ありときゝて、

鷺も蛙もおなじ歌仲間經よむもありたゞなくもあり、此歌ある搢紳家にきこえて、裘の屋の號を賜り、筆を染めさせ給ふ、今の世に狂歌師の號の、何の屋〳〵といへるはじめといふべし、

〔奴師勞之〕酒の上熟寐は、歌名のはじめにして、大根太木は狂歌の歳旦摺物のはじめなり、二人とも先立てうせぬれば、木あみ、菅江、橘洲赤良が門人の盛りなるをみるに及ばず、

木あみはよき男にして、すみをぬきたるあさだかに、常に居士衣のごとき物を着て、業の服紗に包みし物を脊負てあるけり、其頃本芝二丁目の三河屋半兵衛といへる本屋、剃髪して齒を黑

百居而茂同浮世耳同花月者眞圓雪者白妙

時寶暦八年戊寅秋八月　林孝德誌

〔狂歌訓〕油烟齋〇貞柳の號は南都の墨工古梅園和泉椽松井のもとやすといふ人車の楠ばかりにして、おもさ廿よ斤のおほいなる墨を調せしを、堂上にきこえあげ、九重の御所の叡覽にそなはりけるを、柳翁のきゝて、古梅園のぬしは古き知己なれば、その墨のほまれを賞して、

月ならで雲の上まですみのぼるこれはいかなるゆえんなるらん（故翁の亡筆の此詠草、予栗柯亭木端）が方にも所持す、といふ詠を贈られけるに、此歌より、いづれの人の稱するともなく、油烟齋の號、世の人呼びなせり、それゆへ其頃の翁の歌に、

我歌のきこえあげぬるゆえんこそ墨よしさまの惠みなるらめ

油烟齋と世にうたはるゝこゝろもきぬ心をすみに染めまほしさよなどよめり、これ翁のみづからに號せられしにてはなし、世上にをしなべて自然と稱してなづけし也、彼沖の石の讃岐、待宵の侍從、ふし柴の加賀、日ごろの正廣のたぐひにて、自餘の狂歌よみには、古今あらざる事也、

〔俗耳鼓吹〕浪華の一本亭芙蓉花は、狂歌に名あり、ことし壬寅あづまに下りて、淺草觀世音の堂に、一つの繪馬をさゝぐ、自ら寶珠をゑがきて、かたはらに狂詠をそへたり、

みがいたらみがいたゞけはひかるなりせうね玉でも何の玉でも、ある日何もいゞおたりけん、一首の落首をなしおけり、

みがいてもみがいただけはひかるまじこんな狂歌の性根玉では

〔狂歌拾遺家土産上〕世に名たゝる西峨の法輪にいます大納言藤僧都龍尊の君、こたみ難波の里にかりにおはしましけるが、予がもとへ立入らせ給ひければ、例のさたなき狂歌をよみて奉

ふ人々手向をなし侍りぬ、由緣齋貞柳信乘の翁は、信海の骨髓を受傳へ、又世にその名いちじるしく、狂歌の道ますく盛なりしが、これも又今年八月中の五日、廿五の年回になり侍ぬ、惜いかな、ともにむかしくの噺となりて、狂歌のみ人口に殘り侍る、今も其流れをくむ人多しといへども、狂歌をあだ口のやうに心得て、兩翁の風體をうしなひ侍る人すくなからず、されば此道の本意にあらず、たゞ狂歌は、和歌を詠するにひとしく、うつくしき詞に俳言をまじへて、いづれの耳にもよく聞ゆるをもつて本體とす、ゆへに和歌に心がけなからんもむげなるべし、よりて翁も、箔の小袖に繩帶をするがごとくよむべしといひおかれ侍る、やつがれも、此翁の風體をまたひて年經侍りけるに、過し秋の頃柳翁のゆかりなる人、予がもとへとぶらひ來り、かの翁の名たゝる辭世を我にあたへ、折にふれては一首をも手むけ、猶此道を世に弘めよと、ねもごろにいひ置侍りければ、それよりして、いよく此道に、朝暮こゝろをゆだねさしごとの八月十五日には、辭世の一軸をかけて同じ志の友つ人、あるは都鄙の人の懷紙をも集めて、手向となし侍りぬ、ことし翁の追福のため、難波の淸水寺に石碑を建、辭世を其面にゑりつけ、猶も年頃集め置し翁の歌の、あまたの集にもれ侍を選みて、世の人にも弘めまほしく、かつはおさなき人のつとにもと、繪をまじへて櫻木にちりばめ、拾遺家土產と名つけ侍るになん有けらし、

寶曆第八戊寅年正月　　浪華　一本亭芙蓉花題

〔狂歌拾遺家土產下〕由緣齋貞柳翁碣誌

永田貞柳、弌名信乘、號由緣齋、大坂人、家以製菓子爲業、翁爲人嗜俳歌、從猶峯信海法印講之、遂以其道鳴于世、而家貧適捐世利、隱遁自適、年八十一、以享保十九壬寅八月十五日卒、(中略)同鄕松濤芙蓉、慕翁之遺風、最同其嗜、於是欲樹石以著翁蹟、卜天王寺新淸水地爲之、請余作誌、余以不與翁同時、其行事弗可具論、然芙蓉詳言翁故事、因記所聞、併錄其臨末歌、追徵翁之平生焉、其歌曰、

尼と唱へたる人にて、十六日夜日記の作者なり、ある人曉月坊にむかひて、そこの歌は家がらにも似ず、あまりに凡卑也などをこつきければ、

曉月に毛のむく／＼とはへよかしさる歌よみと人にいはれん、といひければ、その人いふことなかりけるとなん、嘉暦三年十一月八日に身まかられし終焉の歌、

むとせあまりよとせの冬の長き夜にうきよの夢を見はてぬるかな、淨土宗にてありけるとぞ、酒百首の作あり、蟻虱百首といふ物もありけるよしつたへたれどいまだ見ず、

〔兼載雜談〕一曉月法師を狂歌計よめるとみな心得たり、本は上手なりしが、中比此道に休する事有て、狂歌をよまれしとなり、俗名爲守といひしなり、

遠くなり近くなるみの濱千鳥鳴音に鹽のみちひをぞ志る、かやうの名歌、あまたよまれし也、

〔狂歌栗酒下風〕石田未得は東武狂歌の魁祖たり、吾吟集は、慶安二年の自選七百首、句々金玉の聲あり、今東都に狂歌を弄ん人、これか此翁を貴ざらんと、其集の奥に回文一首をよみて、遠くあがめ侍りし、　濱邊黒人

すがたうるめあてまぶかに未得よくとみにかふまてあめる歌かず

〔獨語〕凡昔より戯によみたる歌又前の人を嘲り笑ひたる狂歌のたぐひ、古き物語草紙に記しおきたるは、みな俳諧なり、然れども古き狂歌は、詞いやしからず、きたなきことをいはず父子兄弟の中にても、唱ふるに聊かさはることなし、近き世に、江戸の醫師卜養といひし者、狂歌にたくみなりしも、世の諺のなれたることどもを戯に云ひかなへて、をかしきこと多きのみにて、詞いやしからず、やさしきすがたなれば、其品下らず、猶俳諧歌のたぐひなるべきか、

〔狂歌拾遺家土產序〕八幡山豐藏坊信海法印は、そのかみ狂歌にほまれ高く、世に仰ぎ侍りけるも夢と過て、去年の秋末の十三日、なゝそぢの忌にあたりければ、石清水の末を汲て、いにしへを思

三陀羅をはじめとして、枚擧するにいとまあらず、ついで尾陽上毛駿相奧羽總房常越より、其外の國々のすき人、日を追ひ月を越て盛なり、かく世にひろごれるは、實に赤良菅江が、いさをしにして、予はたゞ陳渉が旗上のみなり、されど又臭きを追ふの徒、すくなからざる中に、尾陽はすべて、予が門葉のみにして、他の指揮をうけざるは、まさに雪丸、田鶴丸、玉涌金成、桃吉有文の諸秀才、よく衆をいざなふゆゑなるべし、この頃東都の諸大人の、餘國の歌に評するにも、尾陽を甲とし、上毛駿河これにつぐと聞はべるに、予鼻うごめく計なるは、げに我をおこす童といふべし、こたび玉涌翁、此冊子を人に託して、四方の諸君の琢をこひ、弄花集と題して、序を予にもとむ、もとよりいなむべきにもあらねば、繁文のつたなきをかへりみず、筆を醉竹菴にとるなるべし寛政九丁巳仲夏、

こは橘洲大人の序文にて、弄花集といへる書に載せたれど、前の條に因あれば書そへつ、天明三年癸卯正月十三日、京橋伊勢屋勝助〇北靜廬方にて、木あみ狂歌の會をせし時、集りしもの三十餘人ありき、勝助が網の破損針金といふ名は、木あみよりゆづりし名なり、後ち靜廬と號す

〔元治改正京羽津根三〕狂歌師

六角高倉東、尾崎、牡丹園獅々丸、　三條小橋西、大坂屋、清音樓清樹、　祇園、成就院、日吉酒翁照信、

四條小橋西、春日亀、三階坊五粒、　朱雀村、丹羽屋、柳條亭滿丸、　富小路姉小路、住吉屋、佩香亭松丸、

押小路東洞院、西升や、美儀園橘丸、　朱雀村、松井、呑舍口丸、　同同、豊虫秋津女、　洛東宮川、村井、歸方亭駒產、

〔碧山日錄〕長祿三年九月一日庚辰昔有詠和歌者、自號曉月、〇二字原闕尤工狂詞、有蟣蝨之百詠、擧其妙不曲盡、故行于世、或曰、俊成公之孫也、余意曰、曉月者往昔滑稽之一夫也、不讀爲卿家之裔也、

〔狂歌百人一首〕曉月坊は、定家卿の孫にて、爲家卿の子なり、母は安嘉門院の四條と申て、後に阿佛

智惠の內子といへり、それより四方赤良を尋ね來り、太木もくあみともなひて橘洲をとひしなり、橘洲の唐衣といへる號を付しは椿軒先生なり、

補　岷江はじめ觴をうかぶる計なるも、楚に入て底なし、予額髮の頃より、和歌を賀邸先生に學び、はたちばかりより、戯歌の癖ありて、しかも貞柳卜養が風を庶幾せず、たゞに曉月の高古なる、幽齋の温雅なる、未得が俊逸、白玉翁の清爽なる姿をしたひ、ことにつけつゝ、口あみをになひ出し侍りし中に、臨期變約戀といふことを、

今さらに雲の下帶ひきしめて月のさはりの空ごとぞうき、とよみて先生に見せ侍りしに、此うた流俗のものにあらず、深く狂歌の趣を得たりと、ほど〳〵賞し給へりしは、三十年あまりのむかしなりけり、其頃は友とする人、わづかに二人三人にて、月に花に予がもとにつどひて、莫逆の媒とし侍りしに、四方赤良は予が詩友にてありしが來りて、おほよそ狂詠は、時の興によりてよむなるを、ことがましくつどひをなして、よむしれものこそをこなれ、我もいざしれものゝなかま入せんと、大根太木てふものを、ともなひ來り、太木また木網智惠の內子をいざなひ來れば、平秩東作、濱邊黑人など、類をもてあつまるに、二とせばかりを經て、朱樂漢江また入來る、是又賀邸先生の門にして、和歌は予が兄也、和歌の力もて、狂歌おのづから秀たり、かの人々、より〳〵予がもとあるは木あみが菴につどひて、狂詠やうやくおこらんとす、赤良もとより高名の俊傑にして、其徒を東にひらき、菅江は北におこり、木網南にそばだち、予もまたゆくりなく、西によりて、ともに狂咏の旗上せしより、眞顏、飯盛、金埒、光の輩、ついでおこり、是を狂歌の四天王と稱せしも、飯盛はことありて詠をとゞめ、光ははやく黃泉の客となり、金埒は其業によりて詠を專とせず、眞顏ひとり四方歌垣となのりて、今東都に跋扈し威靈盛んなり、まことに草鞋大王なり、又一己の豪傑ならずや、是につぎて、名だゝるもの淺草に市人、玉池に

此うたには、ことばの花が見えず候、

〔狂歌考下〕おのれ〇大田直次郎南畝甲斐の國の旅のやどりにて、此書〇狂歌考かきあらはしゝは、今〇文政三年より十とせあまりのむかしにて、其後江戸にかへりて、いさゝか思ふ心ありて、狂歌判者のれちといふことをいなびて、學の窓にこもりしは、今より七とせ八とせのさきなり、please

の狂歌をかきてかけぬ、

大人ならぬ身こそ安けれ世の中の角づきあひを見るにつけても

大人になる力なき身は角のなきよつやの馬の中ぞすみよき

〔嬉遊笑覽三詩歌〕おかしきは狂歌者流の花押なり、みなわろき物ずきにて、はては商家の屋印の如く覺えて用るは、何の心にかあらん、其初めは、漢江かの赤良の扇巴より起に、靈にならひて是をうけ繼て用るは、ます／＼あやし、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕後世は、連歌師また俳諧師の詠りしを、〇狂歌專ら好みてよめるは、建仁寺雄長老、八幡山信海、生白庵行風、江戸に德元、卜養、未得等、就中聞えたり、其後しばらく廢れたりしが、安永ごろ又流行出て、漢江、赤良、橘洲、木網等を始めとして、其徒あまた出來ぬ、みななぐさみわざとして、點料など取ことなし、其後これをもて業としたるものは眞顏なり、

〔奴師勞之〕江戸にて、狂歌の會といふものを始めてせしは、四ツ谷忍原横町に住める小島橘洲なり、橘之助と稱す、田安府の小十人なり、其とき會せしものわづかに四五人なりき、大根太木山田や中右衛門といふ町人、辻番請負なり、飯田町中坂下に住す、松本氏、俵名屋縫殿、馬蹄又蹴鞠の馬蹄と號す、吹山氏、田安府の士なり、大屋裏住金吹町の大家なり、[illegible]の屋と號す、東作四谷内藤宿の煙草屋なり、稲毛屋金右衛門といふ、へづゝ東作なり、四方赤良等なり、予太田覃はじめに赤人といひしが、後に赤良と改む、其のち大根太木、きり金を請とりに市谷の腰掛こありて、かたへに湖月抄をよむえせものありしを尋ぬれば、大野屋喜三郎といへるものにて、京橋北紺屋町の湯屋なり、是もとの木あみ事なり、此妻もまた狂歌をたしみて

贈答

狂歌に題を出して詠事、僻事なりとをしへ給ふ人もあれど、往昔の論はしばらくさし置、近世は和歌にも各題の歌を專とす、詞書の歌はまれなり、狂歌も和歌の一體なれば、和歌の式捨べきやうなし、專ら題をよく詠べし、題の歌ならでは沈思もなきものなり、

〔昨日は今日の物語〕一ていかの卿のおこうときやうがくばう、事の外ふべんにて、年のくれに、ていかの卿へよみてつかはされける、

　きやうかくがしはすのはてのそらゐんじとし打こさん石ひとつたべ

返し

　さだいへがちからのほどをみせんとて石をふたつにわりてこそやれ、此返歌に米一たわらそへてつかはされけるとぞ聞えし、

狂歌師

〔安齋隨筆前編五〕一狂歌　正親町從一位前權大納言藤原公通卿享保ノ人也は、狂歌を好みてよみ給へり、自ら其狂歌を集め、自註を加へて、雅筵醉狂集と名付られしを、今天明三年正月刊行せり、或人談て曰、公通卿狂歌を好みよみたまひければ、靈元院御製の狂歌を下し給ひけり、

　公家ならばよむ言の葉のおほき町狂歌ばかりはいちい一位らぬもの

御返し公通公

　いちいらぬ物と思へど狂歌さへえよまぬ公家の世におほき町

貞丈云、古書に公家トあるは、天子ノ御事をいふ、右の歌の公家は、廷臣をさして云へり、稱呼大に違たり、又いちいらぬものといふに、一位をいひかけたり、然れども入らぬと云は、いの假名也、一位の位はゐの假名也、右の歌かなづかひ違たり、狂歌なればとて、かなづかひのちがひたる歌は、其義通せず、ほめがたき歌なり、

〔しりうごと中〕與歌し

にがりかへりて物いふ人なし、此禪門はたと思ひあたりて、さらばめでたくよみなをさんとて、

おやよりもさきだちのぼる竹の子のはやしに入てみるうちのほど、此歌いよ〳〵いま〳〵しくて、中違ひけり、

ある侍、緋威の鎧を威立て、その祝ひにとて人々よびあつめて物しけるに、楚忽の人歌をよみけり、

緋威のよろひのさねをかた糸のわたかみとりて打きられけり、うちきられの字さし合て、あるじ不興せしとかや、

ある人、あたらしく家つくりける、その祝にとて、友だちよびて物しけり、家うち見めぐりつゝ、垂木の竹ことの外に太かりしをほめけるとて、此竹は八町ばかりはきこえ侍べらんといふ、その故をとひければ、ある所の家の竹垂木、いまだこの竹には似るべくもなくほそかりしが、火事の時に六町きこえ侍べり、燒て破たる音の遠くひゞきし事を思へば、今此竹は八町は聞ゆべしといふに、人々さればともえいはず、あるじ聞つけて、ことの外に氣にかけつゝ、腹立ければ、此人めいわくして、あるじのきげんなをしに歌をよみ侍べりとて、かくぞいひける、

火をかけて燒ともえじこの家の棟も柱も水をもりつゝ、この家つひに洪水にながれけりとぞ、

〔狂歌初心抄〕題とりの事

往古の狂歌は、時の興にふれていひ出せるのみにて、題とりてよむ迄の事はなし、中古雄長老松永貞德など、堀河百首をよみそめしより、近來はもはら題詠する事になれり、題詠は狂歌もよし、されど本歌題にてよみすゆれば、狂歌は自由自在なり、

〔狂歌詠方初心式〕題卽興の論并ニ讃の論

口説幷ニ貞德自筆の一卷、又は狂歌系圖の奧書等にあらかじめ其敎有といへ共、今爰に略レ之、

〔長頭丸隨筆〕狂歌といふもの、時に臨みて讀なり、たゞおかしきふしによみて、すこしいやしきかたによむを、かへつてよきなりと幽齋公も仰られし、去年の夏待郭公の題にて、

夏の夜はほとゝぎすにぞくらはるゝ蚊屋へも入らず待とせしまに、とよみ侍し、

〔狂歌拾遺家土產下〕翁〇永田貞柳世にいます時、狂歌をよまんひとはたとひ廿一代集をそらんずる共、一文不智のひやうきんらしく口ずさみて、あま入道無智の輩の耳をもよろこばしめ、古事連歌のふりをせずして、たゞ一向に道歌を宗とすべしとなんいひおけるをしへにしたがひて、

ついしれたことをたむけに申なり釋迦にきやう歌しやとはおもへども

〔狂歌詠方初心式〕禁忌遠慮の事

凡婚姻慶賀に、歌を詠て贈るには、隨分禁忌の詞を吟味して、さし合のなきやうに詠ゝし、挨拶の歌なども同じ事なり、歌はすこしおとりたりとも、忌嫌のなきを專とす、常々心にかけて、人々の心にさはる詞を吟味すべし、

私曰、此程或人の狂歌に、人の家を祝ふ事によせて初春の歌に、たな引やと初五文字に出されたり、霞の詞なれども、店を引といふは商家の忌きらふ事なれど、不斗言出せる物ならん、此心をもて各心得べし、

〔曾呂里狂歌咄四〕ある人子をうしなふ事五六人に及びしが、妻又たゞならず、すでに月みちておのこ子をまうけたり、夫婦はいふに及ばず、親類こぞりてよろこびあひける處に、隣の隱居の禪門よろこびに來て、此子は幾久しくかみもかたかるべし、歌をよみていはひ侍べらんとて、

綠子のかみのかたさは石佛命ながさを彌陀にあやかれ、といひ出たりければ、家うち上しも、

去年は江戸にありて、今年は常山の護摩堂より比叡をながめて、

此春ははたちばかりぞ若くなる富士の高根とひえを詠て

齒のいたみけるころ

いつ花の咲事もなき木坊主は春の寒さにはをいたむ哉

〔雅筵醉狂集[illegible]〕翰

上足の人は軒ばの老のぶにもなをあまりあるむかし成道

百人一首、順德院、百敷やふるき軒ばの忍ぶにもなをあまりあるむかしなりけり、狂歌は、あまりあるを、物と懸聲にとりなす、人は除とつゞけたり、成道は上足にて、雲いりの曲を一代に三度けられたり、其外奇妙多かりし也、

〔狂歌詠方初心式〕二條家の法を用る事

狂歌に、さして冷泉家の法、二條家の格といひて定れる例はなけれども、正親町家を初め、代々の先達、二條家の式を用ひ給へば、それを狂歌の式とはなしぬ、左いへばとて、あながちに其法を守り過るもおこがましければ、式は立て、其時の席に隨ふべし、

近年甚だ不埒なり、法を知りてするや知らずや、狂歌に法を立る事おこがましなどいへる人もあり、予[illegible]は愛に留る、後の論を待べし、

〔狂歌落葉囊[illegible]〕問て云、別の習ひなしとは、狂歌には何の習こともなきや、答て云、いにしへの狂歌は、和歌の達人當座の興によみ給ふ事多し、中にも曉月坊雄長老は專狂歌の達人にして、自歌學に達したる上なれば、和歌の外に別に狂歌の敎を建給はず、故に歌學にゆづりて別の習ひ候はずといへり、然れども達傳にも或は廻發句、六義の品、又は有心體、幽玄體等其外種々の說ありて師傳とす、狂歌にかぎり習有ましきにや、由緣齋(貞柳、永田)に授る一卷の中に、貞德信海の

畠山入道〈道誓〉其比常ニ狐ノ皮ノ腰當ヲシテ人ニ對面シケルヲ、惡シト見ル人ヤ讀タリケン、
畠山狐ノ皮ノ腰當ニバケノ程コソ顯レニケレ
又湯河庄司ガ宿ノ前ニ、作者芋瀨ノ庄司ト書テ、
宮方ノ鴨頭ニナリシ湯川ハ都ニ入テ何ノ香モセズ
今度ノ亂ハ、併ラ畠山入道ノ所行也ト、落書ニモシ歌ニモ讀湯屋風呂ノ女童部マデモ、モテアツカヒケレバ、畠山面目ナクヤ思ケン、〈中略〉密ニ京都ヲ逃出テ、關東ヲ差テゾ下リケル、
〔一休ばなし〕一休の時代に、蜷川新右衞門尉親當といふ人有けるが、禪法に身をやつし、心をなやましけると也、一休の發明なる事を聞及びて、導師とたのみ奉るべしとて、或時一休の庵室へたづね行て、柴の扉をほと〱と扣く、折節一休出たまひて、〈中略〉これへ〱と請じ、茶をまいれとて一首よめる、
なにをがなまいらせたくはおもへども達磨宗には一物もなし　一休
反歌
一物もなきをたまはるこゝろこそ本來空の妙味なりけり　親當
と申されければ、一休のたまひけるは、聞及びしより蜷川殿は道心者なりとて、感せられける、
〔應仁記〕二勝元方蜂起之事
此實相院殿正實坊ヲ、山名〈持豐〉方ヨリ陣取テ、一色〈義直〉ガ館ヨリ花ノ御所迄、一ツニ持續ケント、兼テ山名評定シケルニ、一色ガ館ヲ捨テ、早々西陣ヘ取退シヲ、一首狂歌ニ讀ケリ、
圓頓者實相院ヲ持カネテ一色一香耻ヲコソカケ
〔狂歌四季の花〕六十に成ける春　入山豐藏坊信海
手習の道にかなへと我ことし筆試る六十の春

ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、聽テ本國ヘゾ下リケル、夢窓和尙ノ武家ニ出テ、サリトモトロ入シ給シ事不叶シヲ、歎ク者ヤ仕タリケン、狂歌ヲ一首天龍寺ノ脇壁ノ上ニゾ書タリケル、

イシカリシトキハ夢窓ニクラハレテ周濟計ゾ皿ニ殘レル

〔太平記二十七〕田樂事附長講見物事

同年五○貞和年六月十一日抖擻ノ沙門有リケルガ、四條橋ヲ渡サントテ、新座本座ノ田樂ヲ合セ、老若ニ分テ能クラベヲゾセサセケル、四條川原ニ棧敷ヲ打ツ、希代ノ見物ナルベシトテ、貴賤ノ男女集ル事不斜、○中略大物ノ五六ニテ打付タル棧敷傾立テ、アレヤ〳〵ト云程コソアレ、上下二百四十九間共ニ將棊倒ヲスルガ如ク、一度ニ同トゾ倒ケル、○中略梶井宮○承胤法親王モ御腰ヲ打損ゼサセ給ヒタリト聞ヘシカバ、一首ノ狂歌ヲ四條川原ニ立タリ、

釘付ニシタル棧敷ノ倒ルヽハ梶井宮ノ不覺ナリケリ、又二條關白殿○良基モ御覽ジ給ヒタリト申ケレバ、

田樂ノ將棊倒ノ棧敷ニハ王計コソ登ラザリケレ

〔太平記三十五〕南方蜂起事附畠山關東下向事

都ニハ仁木右京大夫○義長落タリト、悅バヌ人モ無リケレ共、畿內遠國ノ御敵ハ、是ニ時ヲ得テ蜂起スト聞エケレバ、スハヤ世ハ又大亂ニ成ヌルハト、私語カヌ人モ無リケリ、其比何ナル者ノ態ニヤ、五條ノ橋爪ニ高札ヲ立テ、二首ノ歌ヲ書付タリ、

御敵ノ種ヲ蒔置畠山打返スベキ世トハ知ズヤ

何程ノ豆ヲ蒔テカ畠山日本國ヲバ味噌ニナスラン

又是ハ仁木ヲ引人ノ態カト覺テ、一首ノ歌ヲ六角堂ノ門ノ扉ニ書付タリ、

イシカリシ源氏ノ日記失ヒテ伊勢物語セヌ人モナシ

木津河ノ瀨々ノ岩波早ケレバ懸テ程ナク落ル高橋、高橋ガ拔懸ヲ聞テ、引バ入替テ高名セント、跡ニ續キタル小早河モ、一度ニ皆被追立、一返モ不返宇治マデ引タリト聞ヘケレバ、又札ヲ立副テ、

懸モ得ヌ高橋落テ行水ニ憂名ヲ流ス小早河哉

〔太平記十四〕諸國朝敵蜂起事

其比〇建武二年何カナル嗚呼ノ者カシタリケン、內裏ノ陽明門ノ扉ニ、一首ノ狂歌ヲゾ書タリケル、

賢王ノ橫言ニ成ル世中ハ上ヲ下ヘゾ歸シタリケル

〔太平記十七〕山門牒送南都事

諸卿皆憑シキ事ニ被思ケルニヤ、今ハイツヲカ可期四方ヨリ牒シ合セテ、四國ノ勢ヲ阿彌陀ガ峯ヘ差向テ、夜々篝ヲゾ燒セラレケル、其光二三里ガ間ニ續テ、一天ノ星斗落テ欄干タルニ不異、或夜東寺ノ軍勢ドモ、樓門ニ上テ是ヲミケルガ、アラヲビタヾシ阿彌陀ガ峯ノ篝ヤト申ケレバ、高駿河守トリモアヘズ、

多ク共四十八ニハヨモ過ジ阿彌陀ガ峯ニトモス篝火ト一首ノ狂歌ニ取成シテ戲ケレバ、滿座皆ヱツボニ入テゾ笑ケル、

〔太平記二十三〕土岐賴遠參合御幸致狼藉事附雲客下車事

賴遠、謀反モ不事行、角テハ如何ト思案シテ、潛ニ都ヘ上、夢窓國師ヲゾ憑ケル、夢窓ハ此比天下ノ大善知識ニテ、公家武家崇敬類ヒ無リシカバ、サリ共ト被憑仰シカ共、左兵衞督〇足利直義是程ノ大逆ヲ緩ク閣カバ、向後ノ積習タルベシ、而レ共御口入巨獸止ケレバ無力其身ヲバ被誅テ、子孫ノ安堵ヲ可全ト返事被申、賴遠ヲバ侍所細川陸奧守顯氏ニ被渡テ、六條河原ニテ終被刎首ケリ、其弟ニ周濟房トテ有ヲモ、既ニ可被切ト評定有ケルガ、其時ノ人數ニテハ無リケル由、證據分明也

變ジテ甘露ト成ト云事アレバ、勳功アラバ大キナル恩賞ヲ可行トゾ約束シ給ヒケル、○中略八島ノ城落タリト聞ヘシ時、今ハシヤツ親子ニ軍セサセン、討セントテト宣ケルガ、○中略彌三小次郎押寄テ、長田父子ヲ搦捕、礫ニコソセラレケレ、○中略何者カシタリケン、

嫌ヘドモ壽ノ程ハ壹岐守ミノヲハリヲバ今ゾ給ハル

カリトリシ鎌田ガ頸ノ報ニヤ懸ル憂目ヲ今ハ見ルラン、ト讀テ、作者ニ鎌田政家ト書タル高札ヲコソ立タリケレ、是ヲ見ル者ゴトニ、哀トハイハデ、唇ヲ返シテ惡マヌ者ゾナカリケル、

〔平家物語四〕宮の御さいごの事

爰に伊賀伊勢兩國の官兵ら、馬いかだおしやぶられて六百よきこそながれたれ、もへぎおどしあかおどし、色々のよろひの、うきぬしづみぬゆられけるは、神なみ山の紅葉ばの峯のあらしにさそはれて、たつた川の秋のくれ、いせきにかゝりてながれもあへぬにことならず、その中に、ひおどしのよろひきたる武者三人、あじろにながれかゝりて、うきぬしづみぬゆられけるを、伊豆守○源仲綱見給ひかくこそ詠じ給ひける、

伊勢むしやはみなひおどしのよろひきてうぢのあじろにかゝりけるかな、是らはみな伊勢の國の住人なり、

〔吾妻鏡九〕文治五年八月廿一日戊申、二品○源頼朝經松山道、到津久毛橋給、梶原平二景高詠一首和歌之由申云、

陸奥乃勢ハ御方ニ津久毛橋渡シテ懸ン泰衡ガ頸

祝言之由有御感云云、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

高橋○又四郎始ノ勢ヒニモ似ズ、敵ノ大勢ヲ見テ一返モ不返、捨鞭ヲ打テ引ケル間、○中略是ヲ惡シト思者ヤシタリケン、平等院ノ橋爪ニ、一首ノ歌ヲ書テゾ立タリケル、

乙のけぢめを志るし、木にゑりて出せるがおこりなり、そのかみかりそめに志いでたることのかうさまに世にはやりゆくやうにはなりにたりとて、橘洲のぬし常にかたりてわらひ給ひき、

〔宇治拾遺物語三〕今はむかしとうろく〔藤原輔相〕といふ歌よみありけり、げすのいへに入て、ひともなかりけるをりを見つけて入にけり、なべにあるものをすくひけるほどに、家あるじの女水をくみておほぢのかたよりきてみれば、かくすくひくへば、いかにかく人もなきところにいりてかくはする、物をばまゐるぞ、あなうたてや、藤六にこそいましけれ、さらば歌よみ給へといひければ、

むかしよりあみだほとけのちかひにてにゆるものをばすくふとぞしるとこそよみたりけれ、

〔平治物語三〕長田義朝討六波羅馳參事附大路渡被レ掛二獄門一事

檢非違使八人行向テ、西洞院ヲ上リニ渡シ、左ノ獄門ノ樗ノ木ニゾ掛タリケル、如何ナル者カシタリケン、左馬頭〔源義朝〕元ハ下野守タリシカバ、一首ノ歌ヲ書附タリ、〔中略〕或者此落書ヲ見テ申ケルハ、昔將門ガ頸ヲ獄門ニ被レ掛タリケルヲ、藤六左近ト云數奇ノ者ガ見テ、

將門ハ米カミヨリゾ切レケルタハラ藤太ガ謀ニテ、ト讀タリケレバ、シイト笑ケルナリ、

〔今物語〕此上人〔文覺〕の歌に

世中に地頭ぬす人なかりせば人の心はのどけからまし、とよみて、我身は業平には勝りたり、春の心はのどけからましといへる、何條春に心のあるべきぞといひけり、

〔平治物語三〕賴朝擧二義兵一事幷平家退治事

長田四郎忠宗ハ、平家ノ侍共ニモ惡マレシカバ、西國ヘモ不レ參、角テハ聽テ國人共ニ討レントヤ思ヒケン、父子十騎許、羽ヲ垂テ鎌倉殿〔源賴朝〕ヘゾ參ケル、〔中略〕身ヲ全シテ合戰ノ忠節ヲ致セ、毒藥

の歌よみなどは、狂歌はかゝるものぞとひたむきに思ひけちて、歌にはあらぬものと心得よむ人をさへおとしめあなづるは、いとをかしからずや、是皆狂歌をくるひ歌也と思ひ誤ることもがらの罪なりけり、

〔閑窓瑣談　三〕狂、歌の德

定家家隆の世に出られて、敷島の道の正しく秀たりといへども、道よりして歌よむ人は甚なりしと言傳ふ、然ありぬるかなきか知らねど、過たるは猶不及が如しと、諺にいふ中庸の敎より言出せしものか、昔は知らず、狂歌の世に流行なすは、六樹園○石川雅望と狂歌堂○北川眞顏の兩大人が盛の時をもつて、その極といふべし、その頃の狂歌は風調高く、賤しからずして、傍聽すれば本歌を披講せらるゝに等し、然はあれども俗耳に不入また詠習ふに容易からざりしかば、程なく狂歌をたしむ人稀々にて、判者大人の名目も絕果、俳諧のみぞ流行せり、是も又勝れて名人上手の世に出て、俳諧發句の敎むつかしく、其道理を盡さんとせられなば、頓て此道に遊ぶ人も稀になるべし、彼狂歌堂大人が都に登りし時、何某の卿へ參りて、

御膝にすがりなりとも埋火のはいかい歌は起したきもの、此節俳諧歌場の額を賜り、これより狂歌といはず、俳諧歌とは言ならはせり實にも譽の事なるべけれど、諺にいふ下愚爾感にて、自然尊大になり、風雅に疎き趣も聞えたり、最古く俚言に過たりと嘲をすれど、狂歌は安永天明の昔こそ面白く、俗にも聽へ安らかに、又數調ともなる事の多くあるやうに覺らる、

〔狂歌百人一首〕狂歌の道、未得卜養が後は、世にたえて唱る者もなかりけるに、橘洲のぬし、安永の比和歌の會のありしに、席上の人々をそゝのかして、戯れたる題出して、狂歌よませたるがはじめなり、ざれたるつくり名は、赤良のぬし、大根の太木などはじめられしなり、今狂歌角力と物することは、天明のはじめ、普栗釣方といふ者、人々の歌をあつめて、赤良のぬしの判をこひて、甲

寛文の今に至る、其間に夷歌にて世に鳴もの道の記の歌、或は諸職を題にし、又は百首よめるたぐひ、數十人に及べり、其歌ども味ひ侍るに、秀句世話のみに力をいれ、興あらんとして、いにしへより歌に嫌ひ來る事をもわきまへず、猶實を失ふたぐひ數々見え侍り、古人の夷歌、近き代にも、法印玄旨、大納言光廣卿、此さまかず〳〵つらね給へれど、稀にも失なき事は斷にも及ばず侍り、其外高きにもあれ賤きにもあれ、和歌わきまへし人の夷歌には、いさゝか見とがむる科侍らず、

〔興歌考上〕總論

萬葉集に戲咲歌といひ、古今集に俳諧歌といへる、このふたつの風體なん、今いふ狂歌の父母のごとくこひしたふべかりける、萬葉集の戲咲歌は、丈夫の手ぶりにして雄々しくたけ高く、古今集の俳諧歌は手弱女の手ぶりにして、いとなごやかにみやびなるすがたなり、この故にこれを父母のごとしとはいへり、猶今とても戲咲歌とも俳諧歌ともいひてたりぬべきを、いつの比よりか狂歌といふ名はおこりけん、たしかにはしらずといへども、其名くれ竹の世にひろごり、青柳のいとしげくもて遊ぶともがらのおほくなりにしまに〳〵、しづたまき賤しき言の葉をもよみ天離(アマザカル)ひなびごとのよこなまれるをも、そがまゝにいひ出て、花のあした月のゆふべはさらなり、下ざまの人のうたげの筵の戲ごとゝさへなりにしより、いよ〳〵歌ともきこえぬ俗言をしもよみいるゝを、人も愛おのれもよしとほこれるこそ、いとみだりなりけれ○中略今の世に狂歌といへるも、其さま同じからず、天爾乎葉をとゝのひ、假字を正してよむ人あり、また狂歌といへる文字につきて、狂歌はくるひ歌なりと心得て、天爾乎葉語格はもとよりにて、假字の定りあることをだにえしらぬ、かいなでの狂歌者流のこともがらは、はふつたのおのがむき〳〵にして、むらぎもの心々によみ出れば、俗言のよこなまれる言もて、賤しくつたなく、歌ともきこえぬ狂言をしもいひ出て、狂歌はかゝるものぞと思ひほこるもありか、かゝるしらべをみてはなま〳〵

沿革

の世に至りては、おかしきことをもとゝし、言葉の俗なるをむねとす、其おこれる故をわずる、に似たり、是又時風の玄からしむる處、里花歌謠の自然を見るにたよりなきにしもあらず、

〔興歌考下〕狂歌は興歌なる考

戲歌はもと時の興に乘じて戲れいへるを始にて、題詠と云ものにいたりても可咲戲言(ヲカシキタハフレゴト)をよみ出て興じ笑ふ歌なれば、その興の歌と云意にて興歌といはんにたがふことはあらじ、唐韓致堯詩に、酒酣狂興依然在とも見えて、狂興とつゞきたることもあれば也、此方にふるくも顯昭法橋の袖中抄に、〇中略

袖中抄十九後賴朝臣田家秋興歌、山田もる木曾のふせやに風ふけばあせづたひしてうつらおこなふ、とみえたり、〇中略

文選按、興歌、後漢書桓榮傳論、一言納賞、志士爲之懷耻、受爵不讓、風人所以興歌、梁昭明太子七契、黃髮擊壤、靑衿興歌、趙嘏詩、野人留得五湖船、丞相興歌郢國年、

狗外にもあらんには、狂歌原來は興歌とも書つらんを、昔のひとしく聞ゆるによりて、興を狂に書轉して、今は狂歌とのみかくならんか、興はきよう、狂はきやうなれども、打きくにはひとしくきこゆればなり、

〔明月記〕建久二年閏十二月四日戊申、參一條殿、依昨日仰也、入夜被講上百首、御歌良經、入道兼實、予定家、三百首也、事畢有當座狂歌等、深更相共歸家、

〔後撰夷曲集序〕まことに此一筋天津神代より傳り侍れど、のぼれる代には、まれ〳〵よめりと見え侍るを、中比佛心宗の名僧我法の旨を二三子に傳へんため、百首或はいろはの文字を頭にすゑて、數十首をつらね、源空、親鸞もかくのごとく念佛の正理をよめり、又平時賴百首をつらねて男女の敎訓とせり、其後天正年中にすきものども出來て、和歌百首の右題に數人よみしより、

長短巨細低昂などの貌なりといへり、かゝれば神代の夷曲(ヒナブリ)に狂歌をあてんことは、たえてあるべからず、鄙風なりといはんも戯歌とはまたたがへり、ここに夷曲の字は神代紀に、此兩首歌辭、今號二夷曲一と有をもと、すれば、狂歌を夷曲歌とせんこと、いたくたがへり、

〔輿歌考上〕狂歌を久留比歌と心得誤(附狂字論)

狂は、字書に、梁黃切、況平聲、説文、狾犬也、又志願太高曰狂、又躁妄也、○中略、論語の註に、狂者志意高遠と有是也、世俗の狂人(キチガヒ)狂婦(モノグルヒ)などの狂とはいたく異なり、○中略かゝれば狂の字をくるふと心得て、狂歌をくるひ歌とな思ひ誤そ、こは狂歌(タハレウタ)なるをや、○中略から人の言にも、問二我狂歌詞一(問我の問字、白氏文集活板本には聽に作れり、)

白氏文集卷八、狂歌詞、明月照二君席一、白露霑二我衣一、勸二君酒盃滿一、聽二我狂歌詞一、○中略文進按狂歌、張九齡後漢徐徵君碣、接輿狂歌而詭激、杜子美詩、耽レ酒須二微祿一、狂歌託二聖朝一、○中略

とあれば、狂歌とつゞくことは、から國にもあり、かれこれをかよはして考ふるに、狂歌とは書べけれど、狂歌と思ふはいたく誤れり、狂歌(タハレウタ)と心うるぞよき、

〔本朝文粹一雜詩〕病中聞二羽林藤將軍題二夜行舍人鳥養有三一之絕句一、兼見三藤播州橘員外源進士等奉二和之古調一、一讀感一(〇一字衍)歎、繼以二狂歌一、　源順

〔嬉遊笑覽三詩歌〕俳諧歌は古今集より聞えて、和歌の一體なり、俊賴朝臣無名抄に、是をざれごと歌とあり、又奧儀抄には、俳諧の字をわざことゝよませたり、又是を狂歌ともいふ、太平記などに落首あり、是また狂歌とはいへど、俳諧歌とは云べからず、されば狂歌とは廣くいふ名にして、いづれの體をよみても、狂歌といはむに妨なし、元木阿彌が言葉の本末に、狂歌は實情のやむことを得ざるにせまりて、詞の雅俗をえらぶにいとまあらざるより起れるものならし、古へ釋門の佛意を述るの言葉、おほくは此體なり、されば心をもと、して、言葉にかゝはらざればなるべし、末

如此名稱異なりといへども、其意大底同じ事也、各其師家の稱する所に隨ふべし、予〇日々庵了山ハ貞柳翁の流義を學べば、其意をうけて狂歌と稱するなり、すべて落首、貶歌、秀句にならざるやうに俗語俳言を用ひ、和歌の體にかはりて、心詞を狂はせ詠ゆへに狂歌とは申とぞ、

〔後撰夷曲集十夷歌式〕夷歌名目事

一此歌の名目、いろ〳〵にいひならはせり、舍人親王撰日本書紀には夷曲とあり、聖德太子傳暦平氏撰には、夷振と下の字を書かへ、えびすぶりとよませたり、古今和歌集の序には夷歌と書り、今の世には狂歌といふ、いつの程いひ出けるとは、さだかにわきまへず侍り中略〇おしはかるに、夷曲の曲の字を、まぐるといふ訓あるによりて、正體の夷の字をわすれて曲の字をとり用ひ、枉歌と誤りたるなるべし、しかるを又枉と狂と、草行にかく時字形似たれば、世俗又誤りて狂歌といひならはせるにや、畢竟物ぐるひになせる無念の事歟、

〔無石雜志三〕狂歌

按するに、この說迂僻にして信用しがたし古今集の誹諧歌、續詞花集の戲笑歌その名目は異なれども、みな夷曲歌也、後世これを狂歌といふよしは、夷曲の曲の字を枉に誤り、それを亦狂に誤り、夷の字を脫して狂歌と唱るにはあらじ、唐山に俳諧體の詩を狂句狂歌などいへり、明劉伯溫が連珠に、狂歌之士、遺世若草集といへるはこれなり、しかれば詩に狂歌あるに對して、和歌に亦狂歌といはんも嫌ひあらず、夷曲戲笑は天朝の名目なり、俳諧狂歌は唐山の名目なり、もし異邦の名目をきらはゞ、古今集に誹諧歌を出されしを何とかいはん、よりて思ふに、夷曲歌を狂歌といはんも、嫌ふべきにあらず、

〔狂歌考上〕戯咲歌俳諧歌狂歌、附夷曲歌事

振とは、俗に云形狀進止の布理にて、人にまれ物にまれ、動く貌をいひて歌にては長ふ音韻の

名稱

歌、地下の歌など、云事あり、歌は人の才智にて、善も惡もあり、位によりて善惡あるには非す、歌は公家の物に究りたるもおかしき事也、

〔資勝卿記〕元和五年二月廿五日己卯、禁裏歌學の聽聞に伺公申候也、則清涼殿に出御にて御聽聞也、三條西伊勢物語講尺有一段、ケンダイ中ダンニ有ヲ下ダンへ持て下テ、カウシヤクナリ、儆音也、其後又烏丸大納言又講尺、又題號以下三條西講尺ノ所ヲ被讀候ヲ、御氣色にて次ノ段をこ御意ノ處ヲ、次ノ段ヲヨミ被申、又初段ヲ講尺ニテ、次段講尺無之口了、又逸興千万之義也、但次段無覺悟、依之其後中院宰相講尺被申也、三段メヲ講尺也、其後退出申也、御聽聞陽明青蓮院殿御伺公也、

〔附〕狂歌

狂歌ハ滑稽諧謔ヲ主トス、古ハ之ヲ俳諧歌、戲笑歌ナド稱シテ、其風調ノ典雅ナルコト、殆ド尋常ノ歌ニ異ナラザリシガ、後世狂歌ト稱スルニ至リテハ、專ラ俚言俗語ヲ用キ、品格卑クシテ、之ヲ尋常ノ歌ニ比スルニ、大ニ徑庭アルニ至レリ、

古ノ俳諧歌ハ、歌人ノ、時ニ臨ミ戲ニ詠ジテ、興ヲ遣ルニ過ギザリシガ、後世正親町天皇ノ天正ノ頃ヨリ、狂歌ヲ弄ブモノ漸ク多ク、德川氏ノ時ニ至リ、八幡山信海、生白庵行風、石田未得、半井卜養、永田貞柳等相踵デ出デ、專ラ之ヲ鼓吹セシカバ、此道益〻盛ニシテ、遂ニハ狂歌師ト稱シテ之ヲ職業トスルモノアルニ至ル、大屋裏住、酒上熟寐、大根太木、狂歌堂木阿彌、濱邊黑人、朱樂菅江、小島橘洲、四方赤良(蜀山人)等ハ、有名ノ狂歌師ニシテ、殊ニ六樹園飯盛(石川雅望)北川眞顏ハ其盛ヲ極メ、門人數百人ノ多キニ至ル、

〔狂歌詠方初心式〕古來狂歌名目之事

夷曲(ヒナブリ)(日本書紀)　夷振(ヒナブリ)(平氏傳)　夷歌(ヒナウタ)(古今集)　狂言歌(キヤウゲンウタ)(同上)　狂歌(キヤウカ)(夷曲集井ニ貞柳翁)　佐禮歌(サレウタ)(師說)　戲歌(タハレウタ)(西行詞書)　興歌(キヤウカ)(鈍全翁)

卿より衰へたりと思ふ、爲家卿は又定家卿よりもおとられたるよし、然るを其の後の人、京極家の敎を尊信して、今の世迄も堅く守り、金科玉條と心得るは、口惜しきこと、歌道の一大厄と云ふべし、今の人歌をよむほどにては、必公家の中の名家なる人を師として學ぶ、是大なる誤なり、古より總じて位高き人に物の上手はなきものにて、上手はいつも賤しき物に出來るなり、〇中略歌道は、師に付きて學ぶには及ぶまじ、但和歌の書は、傳授なくては讀みがたき物なれば、其の事、心得たる人に從ひて、書をばよみ習ふべし、旣に書を讀み習ひたる上は、萬葉集より三代集迄をくりかへし、千遍讀みなば、おほかた諳んずべし、詞をそらんじて朝夕諷詠すれば、自然に風調をも悟るなり、其の間に古人諸家の歌學の書をよまば、法をも知るべし、其の上にては、花を見月に對し、人情興感の事ある時は、自然に三十一字をつらね出だすべし、是眞の和歌にて、上代の人の歌は、皆此の境に至りてよみ出だしたるものなり、

〔安齋隨筆前編十三〕一歌無法式　歌はうたふ物なるゆへ、ウタフト云を略してウタと云、心に思ふ事の思ひ餘りてクチより溢れ出る也、法式ありて思ふまゝに云はれざる也、上古の歌は言の數だにも定らず、たま〳〵素盞嗚尊ノ八雲ノ御歌三十一言也、此言數タチピヤウシのよきによりて、此三十一言をまなび作る也、三十一言に數を合するより外の法式はなし、後代はさま〳〵むつかしき法式出來たり、又上古の人は、我心をナグサムルために歌よみしを、後代は人をナグサメンためによむ也、又古と後代とは詞違たり、上古ノ詞を以てよむ也、上古の詞を能知らざれば、助語テニヲハの事也ツカヒ違あり、上古の詞を撰み用る事だにも、法式にかゝるが如し、況や制の詞、主ある詞、其外さま〳〵の制禁秘傳口決などあり、是歌を玩び物として心に思はぬ事を強て作り、我才智に誇り、人に褒られん事を好む心より法式を守る也、古今歌の主意違へり、又後代詠歌を專とす、是虛言を巧に云ひ習ふ也、虛言を能く云ふ者を歌人と稱する事に成れり、又今は堂上の

六人にて、あなにえやの歌を傅會せるは、後の世の人の事を好めるなり、丈山が詩仙堂をつくれる事、又物わらひなり、古は六義ほど歌より詩にならひたるに、後の世は、又詩より歌にならふ、題も皆歌のやうになるはいかにぞや、連歌あれば、聯句あり、歌合あれば詩合あり、百人一首あれば、百人一詩あり、かく品々にまなびつくしぬれば、詩所もたつべくと覺ゆ、

〔獨語〕詩をみる眼にて歌をみれば、歌の位も姿も明に見えわくなり、萬葉集の歌は、風雅より漢魏の古詩迄を兼ねて、稍盛唐の詩をはらめるものなり、古今集の歌は、正しく盛唐の詩なり、後撰拾遺の二集は、盛唐に初唐の詩をまじへたるものなり、後拾遺より新古今までは、中唐晩唐の詩に宋の詩をまじへたるものなり、新勅撰より以下は云ふに足らず、和漢の時代を考ふるに、我が國元正、聖武、孝謙の御宇、正しく唐の玄宗の開元天寶の時にあたるに、其比阿部の仲麿吉備公の如き人入唐して、盛唐の禮樂文章を學びてかへり、我國に弘めし故に、我が國の歌も自然に唐詩の風體に似たり、仲麿が明州にて讀みたりと云ふあをうなばらの歌は、盛唐の詩の佳境にて、李太白が峨眉山月の詩と同格なるべし、定家卿あまのはらと改められしは口惜し、桓武、平城嵯峨の時に及びて、唐の大暦以後中唐の世にあたりて、唐詩は格調少し下りぬれども、我國の歌は、猶さかりなり、白樂天が詩は、唐詩の極惡道なるを、白氏文集我が國に行はれて、菅相丞甚これを好み給ひけるとかや、夫より公家の人々皆樂天が詩を面白ことゝ思ひて、其の風調を和歌に移されしほどに、其の後の歌は、三代集の體を失へり、又源平の亂の時、異國は宋の代にて、程氏朱氏の道學興り、詩の道衰ふ、我が國にも俊成、定家の歌道おこなはれて、萬葉集古今集の風體衰へたり、俊成卿天台の佛法を學びて、一心三觀の理を歌道の極意とせられたり、其の子定家も亦其の家訓を受けられし故にや、よみ出ださるゝ歌皆理屈にて、くだ〳〵しきこと多かり、異國も我が國も、同時に詩歌の道衰へたるは、誠に氣運の然らしむる所か、悲しきことなり、凡我が國の歌は定家

明和癸未歳來聘セル中山王ノ使者、讀谷山王子ガ詠歌若干首、予ガ撰スル所ノ琉球談ニ載セタリ、其後寛政己酉歳來聘セル義灣王子ガ詠歌アリ、

蒲原ノ間ニテ富士ヲ見テ詠メル

カギリ無キ山ヲ幾重カナガメ來テソレゾトシルキ雪ノ富士ノ根安ラカナル調ナリ、

〔長頭丸隨筆〕ある時永喜の亭にて、昌〇貞徳松永の云やう、〇中略和歌もよく心を付侍らば、作者の名を見まらんものとて、この頃いろ〳〵に吟じくふうすれども、或は西行法師の樣に慈鎭和尚もあそばされ、或は俊成卿の樣に家隆卿もよみたまひ、一樣になければ更に見わけがたし時代の遠近は少々づゝ覺あるやうなりと語り申せしかば、是はめづらしき事也哉、さらば試んとて道春と永喜と兩人内へ入、しばらく有て、わが覺えざる歌ども十餘首書付て持て出られたり、則披見して少も擬疑せず是は古歌是は新歌と悉く申あて侍りし其座に一花堂宗務法橋五十川了庵など居られし若見そんじ侍らば一期の恥に及べきことなり、此道に冥加ありて天然仕合よく侍し、今思へばあやうき事也、後世の若輩ゆめ〳〵かやうのたはれごとはまたまふべからず、自さんがましき事ながら後悔ゆゑの懺悔と知るべし、

〔先哲叢談六〕雨森東字伯陽、小字東五郎、號芳洲、〇中略

梁蛻巖杜三楊詩文集序曰、物茂卿議和歌云、三十一字、侏離之言不足道、蓋東人而華其腹者固一家言耳、雨伯陽嘗語予曰、玉露凋傷楓樹林、美則美矣、不如我猿大夫紅葉鹿鳴使人易感之爲愈也、伯陽善華音綜博有叢材、其品不出茂卿下、而其言也如此、可謂知言者哉、

〔消閑雜記下〕歌仙のかきように三樣あり、世尊寺行能の流、尊圓親王の流德大寺殿家のもうしやう、余〇中略〇〇つたへて習ふ人まるべきことなりやがて梓にちりばめて假の寶と可爲覺悟なり、

〔可留別志二〕一六歌仙といふ事は古今の序に、六人を出せるよりいへり、六に六をかさねて、三十

上野の沼田の里にまどかなる玉のありかをたれかしらまし、といへる御製をくだしたまひけりとなん、いと〳〵たふとくもかしこきわざにこそ、

〔松屋叢話〕一京都の島原の花街の游女に、珊瑚といへるがありけり、それがうたに、

たぞやたれたれかは今日の夫ならん定めなき世に定なき身は、とよみたりけるを、武者小路實陰卿つたへきゝたまひて、いとあはれにやおもほしけん、

川たけのうきが中にも敷島の道になさけの色は見えけり、といふ歌を、人してたまひけり、

〔翁草〕十享保以來見聞雜記

のゝ字の御歌〇靈元

老の身の腰ののびたる杖つきの乃の字のなりの字のごとくにて〇中略

武者小路實陰卿

かたかなノノノ字ノなりノ似たもノノ笹ノ葉ノ繪ノ墨ノ一筆

〔覩聰草〕九集十細川幽齋狂歌

あるとき、ひの字十を御よみ候へと好みければ、

日の本の肥後の火川の火うち石ひゞにひとふたひろふひと〴〵

〔幽遠隨筆〕上客有いはく、或人貴命によりて、の文字十有歌をよめり、其歌にいはく、

むさし野のさゝの小笹の露のうへの夕の月の影の物うさ、予聞て、影の物うさいかゞ侍らんといふ、客いきまきたるおもゝちにて、さるさかしらなしたまひそ、そこによみてんや、今々とせめられて、

いにしへの事ののこれるみよしのゝよし野のおくのかげろふの小野

〔桂林漫錄〕上琉人詠歌

紫灘浚香烏頭稽志茂通結顚穢蘇卯躬奈斯

〔安齋隨筆前編三〕君臣の歌　細井智愼(書家廣澤)作なり、幼童手習の始にいろはを書始む、いろは、無常の歌にて吉祥ならずとて、別に歌を作りて、君臣の歌と號して版行せり、其の歌に曰はく、きみまくら、おやこいもせに、えとむれぬ、おほりたうへて、すゑまげる、あめつちさかゆよをわびそ、ふねにろなは是れなり、(この文貞丈の按なりといふ)貞丈按ずるに、文言は君臣、親子、夫婦、兄弟、群、井、擊田種而末繁、天地榮而、勿佗際世、舟、船繩、文字限りある事とはいへども、末の句上文に屬せず、離れて聞ゆ、イロハの文は首尾連貫して聞ゆ、君臣の歌は少劣れり、いろはを用ふる事、千年近く世のならはしになりたれば、今さら改まるべきにあらず、もし物いまひにて、いろは、無常の歌とて忌まば、あいうえおの五十韻をならはしむべし、是れいろはよりも大に益ならん、少し同字はあれども、同字妨になるべきことなし、

〔榮花物語六かゞやく藤壺〕大殿の姫ぎみ(○藤原道長女彰子)十二にならせ給へば、年のうちに御裳着ありて、やがて内にまゐらせ給ふ、(中略)御几帳御屛風よりはじめ、なべてならぬさまなり、さるべき人人、やむごとなきところ〳〵に歌よませ給ふ、うたは主からなんおかしさはまさるらんといふやうに、大殿やがてよませ給ひ、又花山院よませ給ふ、

〔明月記〕寬喜元年八月廿九日甲子、清定(伊勢)來談、身上訴訟之歎也、信實朝臣又來會、不詠御屛風歌之遺恨歟、依長保例、公卿許可詠由有沙汰者、非此限歟由答之、和歌之不運遇新古今不入此事又如此、於歌道者交衆無益事歟者、一旦雖可然、先例之上何爲乎、

〔松屋叢話一〕享保といふとしの頃、上野國沼田の里に圓珠といふ尼ありけり、
あら礒の岩にくだけてちる月をひとつになしてかへる浪かな、とよみけるうたいかゞして雲の上までもきこえたりけん、御門(○中御門)こよなうめでさせたまひて、

以上　坂爲成

ど竪紙にかきて出したりしに、其座にてよみとく人なかりき、

こゝろざすなよ竹の杖よろづとしつきもてのぼる坂のためなりとよむ也、これは進上以上の字を具したるを手がらにかたるなり、これをまねびていごこりごころもなきもくろく歌を玄いづる人ありき、をこなる事也、

〔沙石集五〕萬葉カヽリノ歌ノ事

中古ニ、常州田中ノ庄ト云所ニ、高観房ト云山臥有ケリ、隣家ニ藤追ト云百姓ガ妻ニ忍忍ヨリアヒケル、又山臥ノ裡ツガント思ヒケルニヤ、此事自然ニモリ聞テ、口惜ク思ケレドモ、且ハ師檀ノ儀也、熊野ノ先達ナドスル名人ナレバ、耻カマシキ事アタヘンモ不可、然ト思テ、熊野ヘ參詣ノ時、妻ウチ具テ、奥州ノ千福ト云所ニユカリタル物ノアリケルヲ尋テ下リニケリ下向ニ聽テ彼家ヲミレバ、逃亡シテ人ナシ、淺猿ク思テ人ニ問ヘドモ、本ヨリ行方ヲカクシテケレバ、人コレヲシラズ、サテ子ヤノホトリヲミレバ、柱ニ妻ガ手ニテ歌ヲ書付タリケリ、

戀シクハ問テモワセヨ高観房千福ニアルゾ藤四郎ノ本ニ、是ヲミテ哀ニワリナク思テ、カレガミルベキニアラ子共、心ノ行カタ返事セント思テ書付ケル、

出テユカバカクトモイハデウタテヤナ藤追ノ女房ノ千福ノ藤四郎ノモトヽニ、我モシタヲバコソアラメ、心ザシハサリヌベシ、歌ハ誠ニヲカシヽ、萬葉ノ代ナラバ、是モ集ニイルベクヤ、

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行

素行弱冠之時、好詠和歌、從廣田坦齋學萬葉集三代集等、兼研究所謂神道者、頗精其說、歲二十一、與某侯談諸州地理、席上戲詠和歌二首、記我邦無海州、其什至今膾炙人口、其一曰、紆綳那騎破耶靡居益滿嗣廬偉鵜舸和乳津玖信衰智寠據駄務馬美磨嵯架、其二曰、楸賦實辭箭彌能斐陀栖矩荷階冰

生視聽、南薰風觸、春日野之草皆靡、北共星晴、天石門之霧高褰、千代亦千代、平砂長而期晉燕之巖、万歳復万歳、飛塵積而作雲懸之山矣、謹對、○又見本朝續文粹

〔東齋隨筆 人事〕嵯峨帝御時、無惡善と書ける落書有けり、野相公に見せらるゝに、さがなくてよけむとよめり、○中略さては臣が所爲かと仰られければ、かやうの御うたがひ侍らんには、智臣朝にすゝみがたくやと申ければ、一伏三仰不來人待書暗雨降戀筒寢とか　せ給て、是をよめとて給はせけり、

月よにはこぬ人またるかきくもり雨もふらなん戀つゝもねんとよめりければ御氣色なほりにけりとなん、○中略わらべのうつむきさいと云物、一ふして三あふげるを月夜といふ也、○又見二十訓抄一

〔古今著聞集 十九草木〕堀川院の御時五月五日江師菖蒲をたてまつりたりける狀に、

進上　　水邊菖蒲

千年五月五日　　大江爲武

この狀を殿上にいだされて、人々によめと仰られけれ共、誰も其心をえる人なかりけるに、師頼卿其時猶少將とてさぶらひけるが、あんじえてよみ侍ける、

たてまつりあぐるかはべのあやめぐさ
ちとせのさ月いつかたへせん

〔隣女晤言 二〕千さいつ比、浮月法師八十の賀に杖を贈るとて、此風流を思ひ出て、

進上
長節竹杖
萬年月

雜載

しより、待宵の侍從、夜比の正廣などのふることをためしにて、黄昏の少將とあだ名つけまゐらせしは、口さがなき京わらんべのまわざなるべし、さしも世のかためとおはしまし、君なれど、すきのかたはことなるものにて、さる歌よみども同じやうにいひはやされ給へるもいとをかし、たゞしゆふがほよりは、荻の葉ぞたけもたかく意もふかければ、おなじくはゆふぐれの少將とぞいひかへ奉らまほしき、

〔朝野群載 十三紀傳〕評倭歌策　　從四位下和歌博士紀朝臣貫成問 江匡房作

問、夫和歌者志之所之也、心動於中、言形於外、是以春花開朝、爭濃艷而賞翫、秋月朗夕、望清光而詠吟、是日域之風雅、人倫之師友者也、不審野相公告別矣爲西爲東、在中將歎老焉對月對日、混本昔製未知其情、誹諧古辭欲聞其訓、又臨難波津之什獻何主、至富緒川之篇報誰人、子性稟柿下、累葉之風久扇、學志山邊、詞峯之月高晴、宜課七步之才名、莫迷六義之應對、

和歌得業生從七位上行信濃少目花園赤垣對

對、竊以素盞烏尊之到出雲國、望仙姬而始作三十一字之詠、清三原朝之遊吉野宮、訪洛媛而忽贈五七七句之詞、夫和歌之起、自古而爾矣、尋淵源於氣岸、艷流涌神世之間、拾華實於性圖、濃香施俗塵之中、天孫者蕃城之君也、烟客命松容而形言、海童者潮汐之女也、騷人瀝藻思而消魂、風雲草木之區分、勞寸心而編次、哀樂怨別之非一、課六義而裁成、遂使非詩非賦、只凝習俗之風情、分賢分愚、誠是諸人之露膽、燕寢夜長、添清吟於寒碪之韵、野寺日暮、動遠情於嶺鐘之聲、皇蒲腐而水螢流、催幽玄之興、宮樹紅而山蟬鳴、高振神妙之理、征夫遊子之不我土、寄旅鴈而馳思、蘭棹桂檝之戀故鄉、付微波而通辭、曲水初三之日、酌羽爵而叩疑、斜漢第七之夜、代織女而惜別、然則小野宰相告別矣、掛片帆於北海之波、在原中將歎老焉、欹孤枕於西樓之月、難波津之什、獻大鷦鷯之天皇、富緒川之篇、報豐厩戸之太子、混本昔製、記風土而易覺、誹諧古辭、訪日域而猶詳、我后德被上下、咸

本朝續文粹作酒、文　諸本朝續文粹作諸〇 成、本朝續文粹作咸、恐惑字誤、

やうは、傳へうけ給はるに、此頃美仲が歌に、まだこもりくのといふうたよみて、いたく殿の御褒詞に預り侍りしよし、まことさる事やはべりし、おのれも物の心しりそめしほどより歌の事に深く心をよせ侍るが、こもりくといふ詞は、ふるく古事記、日本紀、萬葉集にわたりて、みな泊瀬のまくら辭にて侍るを、その枕辭をかく秀句にいひかくるのみならず、五言にのみいふべき詞を、上にまだの二言をそへて、七言の句にもちひ侍ること、古歌にたえて例なき事に侍り、いかで此歌をほめさせ給ひて、おふけなく隱口美仲などいふあざ名つけよとは宣はせしならむ、こはさだめて、辻大路のうきたるかたりごとにこそは侍らめ、殿の宣はせしならば歌の事地に落ちたりとや申し侍らむ、いとなげかはしくこそ、此疑ひうけ給はりはるけたくてことさらに詣でき侍りしなりと申しければ、雜掌も答にさしつまりていかでさる事侍らむ、そは美仲が弟子どもなどが、おのが師の歌をかゞやかさむとて、殿の御名をかりて、うきたる事をかまへ出でたるにこそ侍りけめとて、そこ〳〵にしておくつかたへはひりて、又と出でざりければ東湍もをかしさをこらへて、家にかへりけるとぞ、此美仲が墓、今まのあたり江戸下谷池之端なる敎證寺といふにありて、正面に隱口先生美仲甫之墓といふ九字を、八分にてしるし、側面にはつせ路やの歌、またかたつかたに碑文をゑり、付けたり、碑文の說本文とたがへるは、かの東湍のなじりとがめたる後は、亞相のゆるし給へるよしはかくして、世人のつけたるあざ名のやうにいひかへしものなるべし、

〔寄居歌談 一〕白川少將〇松平定信の君の花月百首の中に、落花、

をぎの葉の身にしむよりも春風の花にこゝろなきゆふぐれの庭、春のゆふべの物さびしきさまを、いとめづらしくのたまひおふせたり、〇中略いかなるいとまおはしまして、斯道にさへおりたち給ひけん、心あてに見しゆふがほの花ちりて、たづねぞわぶるたそがれの宿、とよみ給へり

元禄の比にや、江戸淺草の市人に茂助といふものありけり、金馬守門の風をしたへりしが、ある時よめる、

ちりの世とおもふ心のつもりては身のかくれ家の山となりける、此歌天聽に入て叡感ありけるより、世の人かくれがの茂助とよびけるとぞ、おなじ比の事にや、大和の國にいとまづしくてありけるもの、常に歌をなんこのみよみける、いかなるときにかありけん、戀の歌に、

かねごとも鳥のそらねにはかられてよそに明ゆく逢坂の關、とよめるより、かねごとの與助と人いひけるとなん、歌のよしあしはしらず、かゝる事どもは、世へだゝりても其人のやさしさ思ひやられて、なつかしくこそ侍れ、たゞ後世のためにしらるゝものは和歌のみと、紀淑望の金言むなしからざるにや、中比には日比の正廣あり、いにしへには沖の石の讃岐、ふし柴の加賀、待よひの侍從若草の宮內卿下萌の內侍などいとおほかり、

〔泊洦筆話〔一〕〕享保元文の頃、柳瀨美仲といふ歌よみ有りけり、いさゝか復古のこゝろざしもありけりとぞ、ある時の歌に、

はつせ路や初音きかまく尋ねてもまだこもりくの山ほとゝぎす、といふ歌をよみて、おのれもいみじうよみ得たりと思ひて、日頃したしう物學きこえまゐらする某大納言殿の御もとにまゐりて、此うた見せ奉るに、いとめでくつがへらせ給ひて、今の世にかくばかりのうたよみいづべき人またあるべしともおぼえず、かのいにしへの待宵侍從ものかはの藏人、ふし柴の加賀、沖石讃岐などがためしにならひて、今より隱口美仲とあざなつくとも、誰かはてむつけんとほめ給はせしかば、美仲身にあまるうれしさに、かへるすなはち、しれるかぎりの人々にも、しかしかのよし語りきかせてほこりけるを、稲荷山の神職羽倉東滿（通稱齋宮）此よしを聞きて、をこがましき事とおもひつゝ、やがて大納言殿の御もとにまゐりて、雜掌某とかいへるにあひて申しける

是ほどの事えり給はぬにはあらじ、思わたり侍りけるにこそ。

〔源平盛衰記十七〕待宵侍從附優藏人事

待宵ノ侍從ト申ケル事ハ、此德大寺左大將實定〇藤原忍テ通給ケリ、衣々ニ成曉、又來ン夜ヲゾ契給ケル、侍從ハ大將ノコントタノメシ兼言ヲ、其夜ハハル〴〵待居タリ、サラヌダニ深行空ノ獨寢ハ、マドロム事モナキ物ヲ、タノメシ人ヲ待ワビテ深行鐘ノ音ヲ聞キ、イトヾ心ノ盡ケレバ、

待宵ニ深行カネノ聲聞バアカヌ別ノ鳥ハ物カハト讀タリケレバ、誠ニ堪ズモヨミタリトテ、待宵トハ被呼ケリ、大將ハ通夜御物語アリテ、アカヌ別ノ衣々ヲ引分歸給ケル明方ノ空何トナク物哀ナリケルニ、侍從モ共ニ起居ツヽ、殊サラ今朝ノ御名殘、惜カリタル氣色ニテ、遙ニ見送リ奉リ、泣シホレテ見エケレバ、大將モ歸ル朝ノ習トテ、振捨難キ名殘ノ面影、身ニソフ心地シテ、爲方ナクゾオボサレケル御伴ナリケル藏人ヲ召テ、侍從ガ今朝ノ名殘、何ヨリモ忘難ク覺ルニ、立歸テ何トモ云テ參ト宣ケレバ、藏人優々敷大事カナト思ヘ共、時ヲ移スベキナラネバ馳走歸テ見ケレバ、侍從ナホ元ノ所ニ立ヤスラヒテ、又寢ノ床ニモ入ザリケリ、藏人取敢ヌ事ナレバ、何ト云ベシトモ覺ザリケルニ、明行空ノ鳥ノ音モ、折カラ身ニ入テ聞エケレバ、其前ニ跪、袖搔合テ、

物カハト君ガ云ケン鳥ノ子ノケサシモイカニ戀シカルラン、ト仰ナリトテ還リケレバ、侍從ハ、

マタバコソ更行鐘モツラカラメ別ヲ告ル鳥ノ子ゾウキ、ト藏人歸參テ角ト申入ケレバ、大將イミジク感ジテ、サレバコソ汝ヲバ遣ハシヌレト宣テ、所領ナドアマタ給タリケリ、此藏人ハ内裏ノ六位ナド經テ、事ニ觸テ歌ヨミ優ナリケレバ、時ノ人異名ニ、ヤサ藏人ト云ケルヲ、此歌世ニ披露ノ後ハ、物カハノ藏人トゾヨバレケル、〇又見二平家物語一

〔閑女晤言二〕惡家の茂助かねごとの與助

〔古今著聞集五和歌〕待賢門院○鳥羽后の女房に、加賀といふ歌よみ有けり

かねてより思しことよふし柴のこるばかりなるなげきせんとは、といふ歌を、年比よみて侍たるを、おなじくはさるべき人にいひちぎりて忘られたらんによみたらば、集などに入たらんおもても優なるべしと思ひて、いかゞしたりけん、花園のおとゞに申そめてけり、おもひのごとくにやなりけん、此歌を參らせたりければ、おとゞいみじく哀におぼしにけりさてかひがひしく千載集に入にけり、ふししばの加賀とぞいひける、能因がふる舞に似たりけるにや、○又見二十訓抄一

〔續世繼八ふし柴〕大將殿○源有仁としわかくおはしてなにごともすぐれたる人にて、○中略あるをりはうたよむごだちまうでかよひける中に、ほいなかりけるにや、女、

かねてより思ひし物をふししばのこるばかりなるなげきせんとは、とてたてまつりたりければ、やがてふししばとつけ給て、をりふしにはおとづれたてまつりければ、こよひはふししばはおとすらんものをなどあるに、すぐさず歌よみてたてまつりなどして、いたきものとて、つねに申かはす女ありけり、

〔袋草紙三〕故兵衛佐入道顯仲、白河殿御會ニ、柳臨池水云題ヲ詠云、

かつまたのいけもみどりにみゆるかな岸の柳のいろにうつりて、時人號勝間田兵衛佐云々、件池水ナクテ、舊ク範永等、池ニハイキノアトダニモナシトヨミキタルヲ、如此詠故也、

〔長明無名抄〕一九條殿○兼實いまだ右大臣と申せし時、人々に百首歌よませ給ふこと侍き、その度いみじき人々ひが事よみて、終には異名さへつき給ひにき、ちかく德大寺の左大臣○實定は無名の酒をなもなきさけとよみ給へりしかば、ななしの大將といはれ五でうの三位入道○俊成は、この道の長者にていますしかれどふじのなるさはを、ふじのなるさとよみて、なるさの入道名なしの大將とつがひて、人にわらはれ給ひしかば、いみじきこの道の遺恨にてなん侍し、おの〳〵

手枕の兼好　　兼好法師

手まくらの野邊の草葉の霜枯に身はならはしの風の寒けさ

蘆の葉の淨辨　　淨辨法師

湊江の氷にたてる蘆の葉に夕霜さやぎ浦風ぞふく

裾野の慶運　　慶運法師

庵むすぶ山の裾の、夕ひばりあがるに落る聲かとぞきく

日比の正廣　　招月庵正徹門人

こすのとにひとりや月のすみぬらん日比の袖に涙もとめて

若草の宮内卿（俗說ニ云、此初ノ五文字ヲオキワブラヒテ宮内卿吐血セリ、依之吐血ノ五文字ト名付テ、若草ノ歌ニハ此五文字ヲ忌ト云。）

うすくこく野邊の綠のいろ〳〵にあとまで見ゆる雪の若草

浦はの内侍　　伊賀少將（以下名字異ニ載タリ）

たまさかに波の立よる浦々は何の見るめのかひかあるべき

下もえの内侍（下モエノ少將ハ上ニ見ヘタリ、コレハ内侍也、別也。）　　周防内侍

戀わびて詠る空のうき雲やわが下もえの烟なるらん

岩もる少將　　少將

思ふとも君はしらじなわきかへり岩もる水の色しみえねば

〔袋草紙三〕白河院於鳥羽殿九月十三夜池上月和歌ニ、○中略此度ノ歌ニハ有不思議事共、高松宰相公定ハ無月歌ヲ詠ズ、世人稱無月宰相、

池水にかげをうつして秋のよの月のなかなる月をこそ見れ、是ヲバ號天變少將云々、于時少將也、

由歌得異名

一首のうへ心こと葉たゞ同じうたなり、されど宇萬伎まさに爲家卿のうたをぬすまんや、これぞおのづからあへるにこそありけめ、古今等類のうたいと多けれど、かくばかりなるは數すくなくやあらむ、

〔二上峯〕一因歌得名、吾山四話ニ載タリ、越谷法橋吾山、俳諧ノ選歌ノ判者ナリ

下もえの少將　　俊成卿女

下もえに思ひきえなん煙だに跡なき雲のはてぞ悲しき

ことうらの丹後　　宜秋門院丹後 頼政弟頼行女

わすれじな難波の秋のよはの空こと浦にすむ月は見るとも

沖の石の讃岐　　二條院讃岐 頼政女

我袖は汐干に見えぬ沖の石の人こそしらねかはく間もなし

ふし柴の加賀　　待賢門院女房

かねてより思ひし事よふし柴のこるばかりなるなげきせんとは

待宵の小侍從　　阿波局 八幡光清法印女

待宵に更行かねの聲きけばあかぬわかれの鳥はものかは

ものかはの藏人　　德大寺實定公家臣

ものかはと君がいひけん鳥の音のけさしもなどか戀しかるらん

初音の僧正　　興福寺花林院別當 永緣

聞たびに珍しければほとゝぎすいつも初音のこゝちこそすれ

澤田の頓阿　　頓阿法師

月やどる澤田の面にふす鴫の氷よりたつあけがたのそら

たりしは、よの子、茂子、志づ子の三女なりけり、餘の子〔紀伊殿に仕へて瀬川と呼ばれ、のちに凌月院と申されき〕は、鵜殿孟一〔字士寧、通稱左門、南郭門人、〕の妹にて、漢學にさへたど〳〵しからず、からうたよくつくられけり、兄おとゝのざえを、其身ひとつに集めたりと、孟一つねにいはれしとぞ、○中略 志げ子〔父名つくば子といへり、是は筑波山はやましげ山といふ古歌によりて、名つけられしなりけり、〕の は、上岐頼房〔通稱新左衞門、御家侍臣、〕の室なりしが、歌はよの子よりもたちまさるばかりなりき、はるのはじめのうた、

かぎりなく來れどもおなじ春なればあかぬこゝろもかはらざりけり、此うた縣居翁の評に、天暦の比の女房の口つきなりと評せられき、○中略 志づ子は、廿にて身まかれゝば、まだかたなりなることもまじれりけむ、されどかどあるをとめなりしことは、家集文布をみても志らる、

〔泊洄筆話〕一縣居翁の門人に倭文子〔京橋弓町伊勢屋某女〕といへるは、才女なりしが、齡二十にて身まかりにければ、皆人をしみあひつゝ、かなしみの歌よめるを、彼倭文子の家集、文布といふ書のおくに志るしそへたるに、翁をはじめ門人男女の歌おほくのせたり、その中に、宇萬伎一人のうたなし、わきて志たしかりければ、宇萬伎の悼の歌もあるを、いかで宇萬伎の歌のみは入らざりけんといぶかしむ人あり、そは故あることにて、かの歌どもの中に、讀人志らずとて入りたる歌こそ、宇萬伎の歌なりけれ、いかにとなれば、宇萬伎はじめ倭文子が許にとらざりしほどに、互に思ひかはして、密にかたらひしことの有りければ、歌にも其心あらはれて、

ひとりのみ思ひつゝけて歎くかな人にいふべきむかしならねば

とはよめるにて、名を顯はさむは、面ぶせなれば、よみびと志らずとはあげしなりけり、かゝる例は、撰集などにもつねあることなり、これにつきていぶかしき事あるは新千載集雜下に、爲家卿のよみ給ひしうたに、

とにかくに思ひつゞけてねをぞなく人にいふべき昔ならねば、此歌いさゝかのたがひにて、

うすくこきのべのみどりの若草にあとまでみゆる雪のむらぎえ、草のみどりのこきうすき色にて、こぞのふる雪のおそくとくきえけるほどをおしはかりたる心ばへなど、またしからん人はいと思ひよりがたくや、この人としつもるまであらましかばげにいかばかりめにみえぬ鬼神をもうごかしなましに、わかくてうせにし、いと〳〵ほしくあたらしくなん、

〔井蛙抄六〕雜談

信實朝臣女三人あり、みなよき歌よみなり、藻壁門院少將は、殊に秀逸あり、(中略)少將内侍は先うせて、兩人は殘れる、藻壁門院少將、老後に出家して法性寺舊跡にすみける頃、平親清女、あづまよりのぼりて、さる名譽の人なれば見參せんとて、法性寺宿所へ尋まかりけり、持佛堂にいりて障子ごしに、かやうに草ふかきすみかにわけいらせたまふ御心ざし、此道の御すきも殊におもしろくぞ、老のすがたも見えまゐらせたく候へども、おのがね(〇おのがねにつらきわかれのありさだに思ひもしらで鳥や鳴らん、ト)(云フ秀逸ノ歌アリ)、の心おこりせられまゐらせじとて、げさんは志候はぬぞといはれける、やさしく優にこそ侍れ、ゐなかつとなどつねは送りて、文にて申承り、辨内侍は老後に尼に成て、坂本の北にあふきと云所にこもりゐて侍けり、龜山院きこしめして、七夕御會の時題をつかはされければ、七夕衣に、秋來ても露おくそでのせばければたなばたづめに何をかさまし、とよみて侍りけるを、げにさこそとあはれがらせおはしまして、つねに御とぶらひなど侍りける由、あふきに行宣法印とてふるき者の侍りしがかたり申侍りき、

〔梅莅古筆傳〕春芳院

持爲卿息女、政爲卿姉也、尤長倭歌、而傳古今集於父卿、詠一夜百首、人以爲阿佛之復生、將軍義政公、問倭歌之道、常歎美曰、女流之博識、不愧古云々、政爲幼年之日、扶持我家道云々、

〔泊洦筆話〕一縣居翁の門人いとおほかりし中に、女の歌よみはたすくなからざりき、殊にすぐれ

る事のすぐれたりしなり、中にも歌のかへしすること誰にもすぐれたりとぞ、本歌にいへることの中に、さもありぬべき所をよく見つめて、是をかへす心ばせのありがたきとぞ俊惠は申侍りし、

いまの御世には、俊成卿女も聞えたり、宮内卿、このふたりぞ、むかしにもはぢぬ上手どもなりける、歌のよみやうこそ、殊外にかはりて侍れ、

〔東野州聞書〕一七月〇寶徳三年十八日、常光院〇堯孝へ、題のてにをは習にまかる次に、俊成卿女と申は、中納言〇定家の姉か妹かと尋侍ければ、是は中納言の爲にはめいにて候、俊成のためには孫也、歌の器用たるによりて女と契約有也、彼道のたんれん事外なる人也、只女鏡の人にて有難、

〇按ズルニ、此書享徳元年十月十九日ノ條ニモ、俊成卿女ト新勅撰に入たる人は、彼卿の孫なり、此道器用たるに依て養子たり、俊盛の女なり、俊盛は俊成のむこなりトアリ、

〔増鏡一おどろの下〕上のそのみちをえ給へれば、下もおのづから時を知るならひにや、をとこも女もこの御代〇土御門にあたりてよき歌よみおほく聞え侍しなかに、宮内卿の君といひしは、むらかみの帝の御のちに、としふさの左のおとゞと聞えし人の御すゑなれば、はやうはあて人なれど、つかさあさくてうちつゞき四位ばかりにてうせにし人のこなり、まだいとわかきよはひにて、そこひもなくふかき心ばへをのみよみしこそ、いとありがたく侍りけれ、この千五百番の歌合の時、院のうへ〇後鳥羽のたまふやう、こたみはみな世にゆりたるふるきみちのものどもなり、宮内卿はまだしかるべけれども、けしうはあらずとみゆめればなん、かまへてまろがおもておこすばかりよき歌つかふまつれとおほせらるゝに、おもてうちあかめて、なみだぐみてさぶらひけるけしき、かぎりなきすきの程、あはれにぞみえける、さてその御百首のうたいづれもとりどりなる中に、

みざまにこそ侍らざめれ、くちにまかせたることゞもに、かならずおかしき一ふしのめにとまるよみそへ侍り、それだに人のよみたらん歌、なむじことわりゐたらんは、いでやさまでこゝろはえし、口にいと歌のよまるゝなめりとぞ見えたるすぢに侍るかし、はづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らず、たんばのかみの北のかたをば、宮殿などのわたりには、まさひら衞門とぞいひ侍る、ことにやむごとなきほどならねど、まことにゆゑ〳〵しく歌よみとて、よろづのことにつけて、よみちらさねど、聞えたるかぎりは、はかなきをりふしのことも、それこそはづかしきくちつきに侍れ、やゝもせばこしはなれぬばかり、をれかゝりたる歌をよみいで、えもいはぬよしばみごとしても、われかしこにおもひたる人にくゝもいとほしくもおぼえ侍るわざなり、

〔續世繼八ふし柴〕小大進などいふいろごのみの、をとこのもとよりえたる歌とて申あはせたる、あまたきこえしかど、わすれておぼえ侍らず、あせちの中納言とかいふ人の、おほやうなるも歌などつかはしけるかへりごとに、小大進、

　なつ山のしげみがしたの思ひぐさ露しらざりつこゝろかくとは、などきゝ侍しくちとく歌などをかしくよみて、いづみ式部などいひしものゝやうにぞ侍し、

〔續世繼七武蔵野草〕顯仲の伯ときこえ給ふ、○中略女子はほりかはのきみ、兵衞のきみなどきこえ給て、みな歌よみにおはすときこえ給し、あね君はもとは前齋院の六條と申けるにや、金葉集に、

　露しげき野べにならひてきり〴〵す我たまくらの下に啼なり、とよみたまへるなるべし、ほりかはとはのちに申けるなるべし、かやうなる女歌よみはよにいでき給はんこと、かたく侍べし、

〔長明無名抄〕ちかく女歌よみの上手には大輔、小侍從とて、とり〴〵にいはれ侍りき、たいふは今少し物などしりて、ねづよくよむかたはまさり、小侍從は、はなやかにめおどろく所をよみすう

但赤染鷹司殿御屛風歌十二首中十首ハ秀歌、又賀陽院歌合時多秀歌、如屛風ハ式部不可及歟人云々、予案之、仰可信、大納言之説、何付良暹之儀哉、〇又見二俊頼髄腦一

〔長明無名抄〕一或人云、俊頼髄腦に、定頼中納言公任大納言に式部と赤染衞門とおとり勝りをとはる、〇中略これにふたつの不審あり、一に、式部をまされるよしことわられたれど、そのころの然るべき會晴の歌合などをみれば、赤染をばさかりに賞して、式部はもれたることも多かり、一には式部が二首の歌を、今見ればはるかに照せといふ歌は、こと葉もすがたも、殊外にたけたかく、又けしきもあり、いかなれば大納言はしかことわられけるにか、かた〳〵おぼつかなくなん侍といふ、予〇長明試に是を會釋す、式部赤染が勝劣は、大納言ひとりさだめられたるにはあらず、世こぞりて式部をすぐれたりとおもへり、然れども人のしわざは、ぬしのある世には、その人がらによりておとりまさる事あり、歌のかたは式部さうなき上手なれど、身のふるまひもてなし、心もちなどの、赤染には及びがたかりけるにや、〇中略その時は人ざまにもちけたれて、歌のかたも思ふほどもちひられねど、まことに上手なれば、秀歌もおほく、ことにふれつゝ、ひまなくよみおくほどに、撰集どもにもあまたいれるにこそ、曾禰好忠といふもの、人數にもあらず、圓融院の子日の御幸に推參をさへして、をこの名をあげたる物ぞかし、されどいまは歌の方にはやんごとなき物におもへり、一條院の御時みち〳〵さかりなる事を江帥しるしたる中にも歌よみは道信、實方、長能、輔親、式部、衞門、曾禰好忠と、この七人をこそしるされて侍れ、これも人がらによりて、いける世には世の覺えもなかりけるなるべし、

〔紫式部日記〕いづみしきぶといふ人こそ、おもしろうかきかはしける、されどいづみはけしからぬかたこそあれ、うちとけてふみはしりかきたるに、そのかたのさえある人、はかないことばのにほひも見え侍るめり、うたはいとをかしきこと、ものおぼえ、うたのことわり、まことの歌よ

讀也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔袋草紙 二〕一雜談

卅講歌合時、相模所詠云、

　五月雨はみつのみまきのまこも草かりほすひまもあらじとぞ思ふ、此歌講出之時、殿中鼓動及郭外云々、

〔袋草紙 三〕和歌ハ好テ有無益事、大江公資大外記所望者也、僉議之時、諸卿皆是拜任宜之由、而小野宮右大臣〇實資云、懷抱相模シテ秀歌案之間、公事闕如歟云々、諸卿解頤依此客不拜任云々、以相模爲妻之比也、公資依爲相模守號相模、本名ハ乙侍從云々、

〔袋草紙 三〕伊勢大輔上東門院中宮ト申時初參、輔親娘也、歌讀覽ト心ニクヽ思食之間ニ、八重櫻ヲ或人進之、御堂〇藤原道長御前御坐之時、件花枝ヲ大輔許ヘサシツカハシテ、御硯上ニ檀紙ヲ置キ、同サシツカハシタルニ、人々屬目、カヽ申ト見アヘルニ、トバカリアリテ硯ヒキヨセテ墨ヲトリテ、シヅカニオシスリテ、歌ヲカキテ進之、御堂トリテ御覽ズルニ、誠ニキヨゲニカキタリ、

　いにしへのならの宮古のやへざくらけふこゝのへににほひけるかな、殿ヲハジメタテマツリテ、万人感歎、宮中鼓動云々、

〔袋草紙 二〕一雜談

和歌者人ノ心々也、定賴卿問四條大納言云、式部赤染何勝歌讀候哉、答云、非一口之論、式部ハコヤトモ人ノイフベキニトイフ歌ヨム者也云々、定賴云、式部歌ニハ、ハルカニテラセ山ノハノ月ヲコソ世以稱秀歌之如何、答不知案內也、クラキヨリクラキミチハ經文也、イカデオモヒヨリケムトモ不可思、末ノハルカニテラセハ、彼ニ被引テ出來レル詞也、コヤトモ人ノトイヒヲキテ、末ニヒマコソナケレトヨムハ、凡夫ノ可思寄事ニ非ズト云々、而江記云、良暹云、式部赤染共以歌仙也、

ちこそすれ、

〔今昔物語二十四〕延喜御屏風伊勢御息所讀和歌語第卅一

今昔、延喜天皇御子ノ宮ノ御著袴ノ料ニ、御屏風ヲ爲サセ給テ、其ノ色紙形ニ可書キ故ニ歌讀共ニ、各和歌讀テ奉レト仰セ給ヒケレバ、皆讀テ奉タリケルヲ、小野道風ト云フ手書ヲ以テ令書給ケレバ、春ノ帖ニ櫻ノ花ノ栄タル所ニ、女車ノ山路行タル絵ヲ書タル所ニ當テ色紙形有リ、其ヲ思シ食シ落シテ、歌讀共ニモ不給リケレバ、道風書キ持行クニ、其ノ歌无ケレバ、天皇此レヲ御覽ジテ、此ハ何カセムト爲ル、今日ニ成テハ、俄ニ誰カ此ヲ可讀キ、可咲所ノ歌シモ无カラムコソ口惜ケレトテ被仰テ、暫ク思食シ廻シテ、藤原伊衡ト云殿上人ノ少將ニテ有ケルヲ召ス、即チ參ヌ、被仰テ云ク、只今伊勢御息所ノ許ニ行テ、此ル事ナム有ル、此歌讀テトテ遣ス、(中略)簾ノ許ニ近ク寄テ内ノ仰セ事ニ候フ、夕サリ若宮ノ御著袴ニ屏風シテ奉ルニ、色紙形ニ書カム料ニ和歌讀共ニ歌讀セテ書セツルヲ、然々ノ所ヲ思落シテ、歌讀ニモ不給リケレバ、其ノ所ノ色紙形ニハ可書キ歌モ无シ、然レバ其歌可讀キ躬恒貫之召サスレバ、各物ニ行ニケリ、今日ニハ成ヌ、亦異人ニハ可云キ様无ケレバ、此ノ歌只今讀テ被遣ナムヤトナム仰セ事候ヒツルト云ヘバ、御息所極ク驚テ、此ハ可被仰事ニカ有ラム、兼テ仰セ有ラムニテスラ躬恒貫之ガ讀タラム様ニハ何デカ有ラム、増シテ俄ニ糸破无キ御事也、思ヒ可懸事モ非リケリト云音簾ニ聞ユ、(中略)而ル間伊衡少將物ヲ被キテ殿上ノ戸許ニ被物ヲバ落シ置テ、文ヲ御前ニ持來テ奉ル、天皇此レヲ披テ御覽ズルニ、先ヅ書様ニ微妙ジクテ道風ガ書タルニ不劣、御息所此ク書タリ、

　チリチラズキカマホシキヲフルサトノハナミテカヘルヒトモアハナム、天皇此ヲ御覽ジテ日出タク思セ給テ、御前ニ候フ人々ニ此レ見ヨトテ給ハセケレバ、可咲キ者共ヲ以テ感ズルニ、イトヽ、武見テ微妙ク聞ユル事无限リ、度々詠テ後ニナム道風書ケル、然レバ御息所尚微妙キ歌

世には出來がたくなむ、九月計ね覺がちなる床ちかく、むしの聲々かれ〲に聞る曉がたに、夢さめたる心地こそすれ。〇中略

大宮小侍從五首

風體あまりて比興を先とせり、青海波といふ舞をみる心地こそすれ、つれ〲しきかたには、みめよき近衛とねりなどや、かいしろにたつらん。〇中略

大輔五首

古風をねがひて、又さびたるさまなり、住吉の松のけしき、ふるめかしきあけの玉垣、こゝろどころこぼれてみえたるとやいふべからむ、

〔續歌仙落書〕俊成卿女

風體こまやかに面白さまなり、萩をみなへし花さきみだれたる野べの夕暮に、虫のねをきくこやいふべからん。〇中略

宮內卿

風體義理を存て、心を盡しちからを入て、やさしくおもしろきさまなり、賀茂臨時の祭をみるに、冬のよ漸ふけて、萩時々うちみだれたるに、月ゐろくさえて、山あひの袖みたらし川にうつるほどをみし心ちなんする。〇中略

兵衛內侍

風體うつくしきさまにて、見どころ侍り、霜枯の蘆まに、鴨のむら鳥の遊ぶをなんみる心ちする。〇中略

丹後

風體すみたるさまにて、詞つゞきおかしう侍、明石の浦の明更に、島がくれ行舟などをみる心

〔十訓抄十　〕すべて及ばぬほどの身なれども、藝能につけて望をとげ賞をかうぶるもの古今數を不知多し、あやしのしづのめ、あそびくゞつまでも、郢曲にすぐれ和歌をこのむ輩、よき人にももてなされ、撰集をけがす、其ためしあまた聞ゆる中に、〇中略同女、〇遊女白女、丹波守玉淵女、源實つくしへまかりけるとき、山崎にて別惜みける所にて、

命だに心に叶ふ物ならば何かわかれのかなしからまし、とよめりける、後に古今集にいれり、

しかのみならず、肥後國の遊君檜垣嫗は後撰集に入、神崎遊女宮木は後拾遺集をけがす、青墓の傀儡名曳は詞花集をゆり、江口遊女妙は新古今の作者也、

〔吾妻鏡二十　〕建暦三年〇建保元年三月廿八日己巳、長定朝臣獻繪二十箇卷、〇納二蒔繪箱、古今以下三代集中、撰女房作者、取其詠歌、並事書之意圖之、將軍家〇實朝甚御入興云云、

〔桐火桶〕

をみなへし、われもかう、かるかや樣の草々、亂れあひたるに、露の夕かせ心ぐるしきに、野の宮の秋の氣色を見ん心ちし侍り、

小町〇中略

伊勢〇中略

夕月夜ほのかにて、山のをちこちさだかならぬに、鐘の音の物ちかく聞えたるなどや、

菅齋院〇中略

紅葉ちりまがふみはしの許に、紅顏にほひあざやかなる雲の上人の、うつろひかゝれる菊をかざして、青海波舞たるとや申べき、

〔歌仙落書〕二條院讃岐四首　賴政朝臣女

風體えむなるを先として、いとをしきさまなり、女のうたかくぞあらめと、あはれにも侍るかな、家の風たえず、申さむ事もおろかなり、父の朝臣よりは、えんなるかたはまさりてや、末の

門に入て詠歌を學び、頻りに進みて、竟に感能にいたる、當時平安にして所謂小澤蘆庵、伴蒿蹊、僧澄月、慈延叟、これを和歌四天王と稱す、叟また漢學にも精しくして、最も博文多識、故に其歌においても、をのづから其風致ありて、また超凡なり、既に橘春暉評して曰く、師の詠歌にをけるや、清新況味(えんみ)を詠て、漢學をかねそなへたる、實に此道の宗匠となす、いかにも宜かるべし、時に文化二年七月八日寂す、

〔二中歷 十二倭歌〕歌人

女房

二條后 諱高子　上東門院 彰子　中宮 定子　孚子內親王
選子內親王 大齋院　衣通姫 允恭天皇妃　齋宮女御　惟高親王母
在原業平女　因香典侍 有子典侍　伊勢 陽成院乳母紀伊乳母　小野小町 一人
遊女白女 小野姉　傅殿母上　師茂御母 ○母一作女　中務
小大君　齋院宰相　美阿麗宣旨 相職辨女典侍　馬內侍
宮式部　賀茂女 保胤姉　赤染衞門　清少納言
中宮大輔 輔親女　相模　檜垣 集云檜垣集

〔群書一覽 五撰歌〕女房三十六人歌仙

小野小町、式子內親王、伊勢、宮內卿、中務、周防內侍、齋宮女御、皇太后宮大夫俊成女、右近少將季縄女、待賢門院堀川、右近衞大將道綱母、宜秋門院丹後、馬內侍、嘉陽門院越前、赤染衞門、二條院讚岐、和泉式部、小侍從、女藏人左近、後鳥羽院下野、紫式部、辨內侍、小式部、少將內侍、伊勢大輔、般富門院大輔、清少納言、土御門院小宰相、大貳三位、八條院高倉、高內侍、後嵯峨院中納言典侍、一宮紀伊、式乾門院御匣、相模、藻璧門院少將、

所集七卷、名所補翼抄八卷、和字正濫五卷、代匠記二十卷、總釋二卷、古今餘材抄十卷以上爲章著す行實に出す所かくのごとし、又正濫の難に答書八卷、義剛遺事にいふ、此外予〇伴蒿蹊志る所、雜記、雜雜記、新勅撰の評、二十一代集、古今六帖の校合をはじめ、物語のたぐひに、此師の書入あるもの多し、〇中略

蒿蹊又按此師の歌學、顯昭法橋の說を梯として古書を見明らめしものとおぼし、凡近世の人唯中川の流の說にあらざれば、道の言にあらずとす、是によりて、過を過にて傳ふるが道なりといふ說さへおこれり、此師此關を透過して、一事一語微をいにしへにとる、其中或は過不及なくしもあらざらめど、一たび此道ひらけてこそ、是に次ていふ人もいできけれ、然れば千歲の一人といはんも、過言にあらじ、

〔玉勝間九〕契冲が歌をとけるやう

歌の注はむつかしきわざにて、いさゝかのいひざまによりて意もいきほひも、いたくたがふこと多きを、契冲は、歌をとくこと上手にて、よくもあしくも、いへることのすぢよくとほりて、聞えやすし、然かるにをり／＼くだ／＼しき解ざまのまじれるはいかにぞや、たとへば遍昭僧正の天津風の歌の注に、もとより風雲ともにうきたるものなれば、久しく吹とづべきものにはあらざるによりて、然ばしといへる詞よくかなへりといへるたぐひ也、すべてかのころなどの歌はよみぬしの心には、さることまでを思へるものにはあらず、然るをかくさまにこまかに意をそへてとけるたぐひは、思ふに佛ぶみの注釋どもを見なれたるくせなめり、

〔近世三十六家集略傳下〕僧慈延

慈延は、洛東岡崎村に卜居して大愚と號し、また嘲府庵といふ、もと天台の僧にして、佛理を研究して、最も知識たり、然かれども世の俗僧と侶にせんことを厭ひて、終に隱遁し、冷泉爲村卿の

ふしもとめいで、めづらしくあたらしき心詞を好みよまれたる歌仙おはしけり、曾根丹後のざうになんおはしける、〇中略いたくこちよりて、靈元東山のほどに、世にぬけ出て、ひとふしたくみなることをこのみ、曾丹後のてぶりをしたはれたる歌人有けり、高津の阿闍梨〇契冲也けり、〇中略濱臣、

〔近世崎人傳　三〕僧契冲

僧契冲、諱空心、俗姓は下川氏、〇中略寛永十七年庚辰尼崎に生る、年甫五歳、母間氏口づから百人一首を授るに、不日によく記得す、父も實語教を授るに、又同じ、父母おどろきあやしみぬ、〇中略偏く皇朝の實錄古記をよみ、專國歌を好みて、廣く其書を探る、〇中略水戸西山義公、長流が果さゞりし萬葉の注を、此阿闍梨におほせ給ふとて召しかども、これも亦固く辭して參らず、然れども公の古義を好たまふをよろこび遂に万葉代匠記廿卷總釋二卷を作りて參らす、開卷第一首雄略帝大御歌に籠の字の訓をしらず、ことよみきたれるを、加太麻(かたま)と訓じ、神代紀の無目堅間(まなしかたま)を證とす、西山公その卓見をよろこび、且其おぼす所に合ことを奇とし給ひ、白金千兩絹三十疋を賜ひて、是を勞ふ、師卽寺院の修造に充、かつ貧乏のものを贍して、一も畜へず、又古今餘材抄を著す、明石のうらの朝霧のうた、古注眺望とし、或は行を送るとせるものを非とし、こは家山日に遠く、前程限なき波の上、朝霧朦なる間にたゞよふ旅懷を述ぶ、故に、紀氏も羈旅部に納ると說、義公これを讀たまひ、掌を抵て千古の發明とし、書をたまひて一たび來まみえん事をしひ給しかども、林壑の性、公侯に謁するに慣ずとて、遂に就ず、〇中略記臆比類なきことは、圓珠庵にして萬葉を說に、古今の事實、援引せる所の歌詠等、始より思慮に亘らずして、綿々口に絕ず、連珠の函を出るが如し、或は人ありて、師の古歌の記得をとふに、三千首以上自しらずと答ふ、所著厚顏抄三卷、古事記日本紀の詠歌童謡を注す勢語臆斷四卷、百人一首改觀抄三卷、源注拾遺八卷、勝地吐懷篇貳卷、〇中略河社二卷、類字名

の歌仙にて、頓阿、慶運、浄辨、兼好とて、其比の四天王にて有しなり、

〔梅菴古筆傳〕正徹書記、字清岩、世稱山端之清岩、因名歌、號招月菴、氏族備中小田也、詠草名草根集、兼良公製序、今川了俊爲尹卿二人之門弟也、長祿二年五月九日死、七十九歳、門弟正廣、正般、正周等、一時遊敷島道者、無不問津、唯有雅世堯孝、妬忌徹之天才、故詠歌不入新續古今云々、

〔翁草百六十九〕徹書記は、幼にして今川貞世入道了俊に陪し、後洛東東福寺栗棘の庵主也、貝原篤信の筑前風土記に書る正徹瀉の事も、此徹の因也、和歌は冷泉爲秀卿に學びて、〇中略其後都の東今熊に住て類火に遇ひ、家集をうしなひぬるに、はたそれより後のよみ歌をあつめて草根集と云、

〔おほうみのはし〕草根集は正徹法師が招月庵集なり、いみじうよみあつめたるものなり、元和のみかど後水尾院めづらしき心をよみ給ふごとに、またくせ法師もやよみおきつらんとて、此集をさぐりもとめさせ給ひけるに、はやうよみ置きにけりとて、いだきせずなりぬる事、たび〳〵なりとぞ聞えし、

〔徹書記物語上〕わが家は東洞院にありしなり、そのむかひに奉行の治部といひたるもの丶所に、月次ありて、〇中略それからひた出に出もてきて、歌をよみならひし也、そのころ十四五歳にてありし也、そののち奈良の門跡に奉公つかまつり侍し比、むろ山の講堂供養に、上童にて供奉しなどして、奉公にひまなかりしほどに、まばしうたをもよまざりけり、そののち親にをくれ侍しから又さし出うたをよみ侍しなり、治部がところの會より以來の詠草、三十六帖ありしなり、三万首餘あるべきなり、それをみな今熊野にてやき侍し也、そののちより今までの詠草二萬首にちさたらぬものなり、

〔標注骨丹集〕中むかし圓融華山の頃、世にぬけいでたるよみくちおほかりし中に、とりわきて一

侍從、尋事光明院、爲參議、（補任）正平六年詣行在、（太平記）尋復仕崇光院、爲權中納言、至二十一年再詣行在、爲大納言、歷內大臣右近衛大將、明德四年薨、嵯峨、號抄光寺、（新葉集、常樂記）三子、長親、長賢、僧元要云々、繇是當其少壯也、南北構兵之際、隨父奔走東西、爲萍梗身、其間歷仕北朝、乃覩天下一統、終至高官、而播名譽、至今和學者流一稱明魏法師、不謂前名、其深於歌道亦可觀矣、

〔今來風躰抄〕貞和の比は、毎月三度の月なみ、百首の會、（中略）頓阿、慶運、兼好、定衆にて、所存を申侍りし也、齋藤道英などは勿論なり、門眞霜臺入道頓阿などもよさせ侍りし、其比は頓慶兼三人、いづれもいづれも上手といはれしなり、頓阿ばかり、幽玄に、すがたなだらかに、こと〴〵しくなくて、ちしかもうたごとに一かど珍らしく、當座の感もありしにや、慶運はたけをこのみ、ものさびて、ちと古躰にかゝりて、姿心はたらきて、みゝにたつさまに侍りしなり、爲定大納言は、ことの外に慶運をほめられき、兼好は此なかにちとおとりたるやうに人々も存せしやらん、されども人の口にある歌どもおほく侍るなり、みやこにかへれはるのかりがね、此うたは頓も慶もほめ申き、ちと誹諧の躰をぞよみし、さればいたくのこともなかりしなり、道英うたも、爲定卿ほめ申されき、すぐ〳〵とよく仕しにや、門眞藥師寺などうたよみの名取侍りし、顯阿も四條道場にありし比、名譽し侍りしにや、此ほか祖月圓照などいふものどもの事は、終に不參會侍るなり、

〔兼載雜談〕一頓阿は、二條殿の末、師實と云人の子孫なり、等持院殿ふかく御目をかけられしなり、

〔徹書記物語上〕一花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものかはと、兼好がかきたる樣なる心ねをもちたるものは、世間にたゞ一人ならではなき也、此こゝろは生得にて有也、久我か德大寺かの諸大夫にてありし也、官が瀧口にて有ければ、內裏のとのゐにまいりて、つねに玉躰を拜したてまつりける也、後宇多院崩御なりしによりて遁世しける也、やさしき發心の因緣なり、隨分

こゝのはのなさけたへぬる折ふしにありあふ身こそかなしかりけれ

返し、寂念法師、

しきしまやたえぬる道もなく〳〵も君とのみこそ跡をしのばめ

〔長明無名抄〕一ちか比は、隆信、定長(○寂蓮)とつがひて、若くより人の口におなじやうにいはれ侍き、(○中略)九條殿右大臣と申し時、人々に百首をめされしに、隆信作者に入て、今事なるうちに日數もなくて、物さはがしかりければ、いとよろしき歌もなかりけり、其比定長は出家ののちにて、身のいとまもあれば今すこしのどやかにあんじて、無題の百首をみがきたてゝとり出したりけるに、たとしへなく勝りたりければ、その時より寂蓮左右なしといふになりぬ、御所邊には、いかなるをこのもの、おなじつらのよみくちとつがひそめけるぞとまで仰られけるとぞ、のちに隆信からきことにして、早くしなましかば、さるほどの歌仙にてやみなまし、よしなきいのちのながらへて、かく道のはぢをあらはす事とぞいはれける、

〔明月記〕建仁二年七月廿日、午時計參上、左大辨云、少輔入道(○寂蓮、俗名定長、)逝去了由者、天王寺院主申、內府、未聞及、歟、聞之卽退出、已依爲輕服身、浮生無常雖不可驚、今聞之哀慟之思難禁、自幼少之昔、久相馴、已及數十廻、況於和歌道者、傍輩誰人乎、已以奇異之逸物也、今已歸泉、爲道可恨、於身可悲、

〔齋戒記〕應永卅三年十二月十五日甲戌、聖無動院僧正(宗觀)相具兒來臨、作意可遂出家、可爲予猶子之由被懇望、答不可有子細了、抑件僧正者、南朝舊臣長親卿(花山院入道大納言師賢卿孫)子也、依有一門之好、近年予所申通也、近來號畊雲菴、入道內相府(○足利義持)令崇敬給者、卽此長親卿也、有職長才之人也、殊達和歌之道云々、

〔日本諸手鑑(十六文史)〕明魏法師名於和歌

釋話、新史、(一本大日本史)故長親官級久顯、委曲詳密、然省略其仕何朝、依父家實傳、因家實事後醍醐帝爲、

など、おもひみだれて、こもりゐて侍りけるに後三條院、くらゐにつかせ給てのち、七月七日まゐるべきよし、おほせられければよめる、

もろともにあはれと思へ山櫻花よりほかにしる人もなしなどよみたまへり、歌よまざらんは、ほいなかるべき事なるべし、いとゞ御こゝろもすみまさり給けんかし、てかきにもおはして、かなの手本などよにとゞまり侍るなり、

〔續世繼 十敷島の打聞〕近くおはせしよがはの座主の坊に、琳賢といひて、心たくみに、石たてかざりぐるまの風流などするもの侍き、うたへ申ことありて、藏人頭にて雅兼中納言のおはしける時、かの家にいたり侍けるに、大原のたきの歌こそ、いとをかしくきこえしかと侍けるに、うれへ申ことはいかでも侍なん、このおほせこそ身にしみてうれしく侍れとてなん、限りなくよろこびていでにける、その歌は、はなぞのゝおとゞ〇源有仁の、大原の房のたきみにいたりたまへりけるに、

今よりはかけておろかにいはしみづ御らんをへつるたきのしらいと、とよめりけるとぞ、たはぶれごとのやうなれども、ことざまのをかしくきこえ侍れば、申侍になん、

〔愚秘抄〕さても西行上人の歌勢を能々見侍れば、誠に此道の權者と覺侍り、天氣もつねは無比の上手とおぼしめされけるにや、柿本の再誕の例のしごとよと勅定ありき、〇中略但西行上人の様をまなばんことは、其人ならでは、非器の輩の努々かなふまじきさまにて侍り、まね損せば、世に平懐にも又かたはらいたくもきこゆべき也、

〔古今著聞集 五和歌〕保元の亂によりて、新院〇崇德讚岐國にうつらせおはしましけり、和歌の道すぐれさせ給ひたりしに、かゝるうきこと出きたれば、此みちすたれぬるにやとかなしく覺へて、寂念法師がもとへよみてつかはしける、西行法師、

カケナリニテハ過云々、殊勝事歟、能因實ニハ不下向奥州、爲詠此歌、竊ニ籠居シテ、下向奥州之由ヲ風聞云々、二度下向之由アリ、於一度者實歟、書八十島記、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿九日丁亥、越白河關給、○源頼朝關明神御奉幣、此間召景季、當時初秋也、能因法師古風、不思出哉之由、被仰出、景季扣馬詠一首、

秋風ニ草木ノ露ヲ拂セテ君ガ越レバ關守モ無シ

〔愚秘抄〕能因法師が、秋風ぞ吹白河の關と云歌をよみ出して、此歌は其竊中にさしむかはでは、無念なるべきが故に、是を披露せんために洛中の好士等に、東の修行に出る由のいとまこひて、半年にをよび、居所にわざと二階の所をかまへ、軒の板を日のさし入ほどこぼちあけて、面を日にあてゝくろめて指出て、修行よりいまきたり侍ぬとて、此歌を披露しけるとかや、又或はながらの橋のかなくづを、いかにしてか感得して侍りけん、年比錦の袋に入て、くびにかけて侍けるをめされけれども、おしみ申によりて、夜陰に及て勅使どもゆきむかひて、うばひとりて參ければ、あしずりしてかなしみけるは優にぞ覺え侍る、これさながら道をおもくする故也、

〔袋草紙三〕加久夜長刀帶節信ハ數奇者也、始テ逢能因テ、相互ニ有感、能因云、今日見參ノ引出物ニ可見物侍トテ、自懷中錦小袋ヲ取出、其中ニ鉋屑一筋アリ、示云、是ハ吾重寶也、長柄橋造之時鉋クヅナリト云々、于時節信喜悦甚テ、又自懷中紙ニ裹物ヲ取出、開之見ニカレタルカヘルナリ、コレハ井堤ノカハヅニ侍云々、共感歎シテ各懷之退散云々、今世人可稱嗚呼歟、

〔續世繼八源氏の御息所〕平等院の僧正行尊とて、○中略歌よみにおはして、代々の集どもにも、おほくいりたまへるとこそきゝ侍れ、笙のいはやにて、

草のいほを何露けしと思ひけんもらぬいはやも袖ぞぬれける、などよみ給へり、うたへきく人の袖さへしぼりつべくなんきこえ侍る、おほみねにて、後冷泉院うせさせ給て、よのうきここ

令歡惜別之歌云々、歌終施法師御服少衣一襲細馬一匹、法師歡盃之後衆感、恩賜著御衣騎御馬、向山直去、侍臣惜而群立目送、人々以爲、今日以後、和歌興衰矣、

〔袋草紙三〕惠心僧都ハ、和歌ハ狂言綺語也トテ不讀給ケルヲ、惠心院ニテアケボノニ水ウミヲ眺望シタマフニ、ヲキヨリ船ノユクヲミテ或人、コギユク舟ノアトノシラナミト云歌ヲ詠ジアルヲキヽテメデタマヒテ、和歌ハ觀念ノ助緣トナリヌベカリケリトテ、其ヨリ讀給ト云々、サテ廿八品幷十樂歌ナドモ其後讀給ト云々、

〔續世繼九賢き道々〕能因法師、月明く侍りける夜、いたゐにむかひて、ひさしのふきいた、所々とりのけさせて、月やどして見侍りけるに、門たゝくおとし侍りければ、女ごゑにてとひ侍けるに、うちより勅使のわたらせ給へるなりと、めぶといふものゝ、まうしければ、かどひらきていづみのもとに、御つかひの藏人いれ侍りけるに、おほせごとになん月の歌のすぐれたるはいづれかあるとおほせはべりつれば、にはかに馬づかさの御馬めして、いそぎたいめんするよし、など、たれにか有けん、そのときの藏人の申侍ければ、

月よしよよしと人につげやらばこてふににたりまたずしもあらず、といふうたをなむ申ける、おなじ御ときのことにや侍りけん、たしかにもきゝ侍らざりき、

〔古今著聞集五和歌〕能因は、いたれるすき物にてありければ、

都をば霞とともにたちしかど秋風ぞふく白川の關、とよめるを、都に有ながら此歌をいださん事念なしと思ひて、人にもしられず久しく籠居て、色をくろく日にあたりなしてのち、陸奥國のかたへ修行の次によみたりとぞ披露し侍ける、

〔袋草紙三〕竹田大夫國行ト云者、陸奥ニ下向之時、白川關スグル日ハ殊裝束ヒキツクロヒムカフト云々、人問云、何等故哉、答云、古曾部入道四〇能因ノ秋風ゾフク白河ノ關ト讀レタル所ヲバ、イカデ

風體高くうるはしきすぢ也、櫻の盛なるとやいふべからむ、〇中略

登蓮法師八首

風體たけ高く、きら／＼しく、また面白も侍る成べし、嵐の山の秋の夕ぐれ、木々の梢まばらに成行まゝに、大井川のゐせき錦をさらせるをむとやおぼゆる、〇中略

寂超法師三首

風體さびたるさま成べし、明石のうらの霧がくれに、海士の釣舟きえ行をみるとや云べからむ、〇中略

寂然法師五首

風體情ありて、ここにかすかに、始終たしかならず、宇治山の跡をおもへるにや、かく歌の心を思ひたるなるべし、秋の月の曉の雲のたなびくが如くなりとやいふべからむ、

〔續歌仙落書〕沙彌寂寛

風體めづらしきふしなく、やよひの晦日頃、散はてたる木末をみること、ちなんする、〇中略

鴨長明

風體比興を先として、またあはれなるさま也、潯陽江頭に琵琶の曲にむかしがたりをきく心ちなむする、

〔扶桑略記〕二十三醍醐　寛平十年〇昌泰元年十月廿一日、太上天皇〇宇多有御鷹狩逍遙、　廿三日、早朝進發、〇中略上皇馬上勅曰、素性法師、應住良因院、馳使令參會於路次、卽差右近番長山邊友雄請之、法師單騎、參會路頭、上皇感歎、法師脫笠揚鞭、前驅而行、勅曰、相隨者總是白衣、禪師稱須假隨俗法、仍號曰良因朝臣、取住所之名也、日暮留宿於大和國高市郡右大將〇菅原道眞山莊也、勅曰、良禪師者和歌之名士也、宜爲首唱以慰旅懷、卽各進和歌、　廿九日欲向住吉濱、爲請素性法師歸本寺河邊未能發行勅請良

慶法師、能因法師、良暹法師、律師永觀、登蓮法師、大僧正行尊、僧正永緣俊惠法師、道因法師西行法師、大僧正慈圓、二品親王守覺、法橋顯昭、寂蓮法師、寂念法師僧正行意、貞慶上人高辨上人（異本明惠上人）○中略一本奧書に云、○中略以₂他本₁校合、付₂異儀₁畢、他本聖德太子の歌第二人に入て、貞慶上人なし、瞻西上人有て律師永觀なし、

〔寄居歌談二〕法師の內にも歌よみいと多し、そはまづ遍照、素性、喜撰、能因、西行、慈圓、寂蓮、蓮性、頓阿、兼好のたぐひなり、しかれどもこれらはみなひとたび世のうき波にかづかれし人々にて家を出られし後も、佛のかたのつとめよりは、此事にひたすらおりたゝれしかば、中々に世をたもてる人にもまさりて、いたり深きかたもありけんかし、されば世をのがれんとて家を出たると、世を遁れながら家にすむとのけぢめあるべし、

〔桐火桶〕

西上人○中略

此人のうたの體を申さば、えもいはずさかんなる花の、えだなびくほどなるに、春雨うちそゝぎ、まどのかすみうすくたちわたり侍るに、おとなしやかなる卿相の、けうそくによりかゝりて、ひとりながめたるなどや申べき、

慈圓○中略

柏木の梢などを見わたせば、おもひもかけぬ時雨のうちそゝぎて、峯のむら雲とをらかにうき迷つゝ、かゝるけしきのありけるやと覺るやうにや、

寂蓮○中略

夕日ほのかなるに、うす霧たちそめていとおかしきに、まつをよそなるもみぢ、うすくこくまじれるに、山おろしのつよからぬほどをとなひたるなどやかなふべき、

〔歌仙落書〕俊惠法師六首

るをや、國風をいかでか公家ばかりのものといはん、萬葉よりこなたの集どもをみても知べし、たゞうどの歌は更なり、法師乞食遊女のさへ多く入たり、公武わかれたるのちも武人橫槊の作いと多く、もろこしの詩も、田夫紅女をわかたず、詩と歌といかでかことならん、あるおそ人、ふるき繪巻ものに、渡し守の烏帽子著たるをみて、むかしは公家衆もかゝるわざし給ひけりといへる、太宰の論これにちかし、

〔二中歷 十二 一能歷〕歌人

僧侶

僧正聖寶　僧正遍照　僧都勝延　律師幽仙
喜撰法師(宇治山)　素性法師(良因院)　清胤僧都　觀教法橋
尊藝法師　眞諦法師　永均法師　增觀法師
神退法師　惠慶法師　祐泉法師　安寶法師(河原大臣孫)
戒秀定額　定祐法師　沙彌滿誓　增基法師([illegible])
古曾部入道(能因)　大川供奉([illegible])　横川大供奉(慶祚、大外記致時男、)　雲林院供奉([illegible])
六角堂別當　別所供奉([illegible])　大宮禪師([illegible])
駿河禪師([illegible])　祇園別當([illegible])　[illegible]人入道([illegible])
山人([illegible])　永成法師([illegible])

〔詳書一覽 五 歌〕釋門三十六人歌仙　一卷　勸修寺僧正榮海

貞和三年三月廿日あまりの比の自序あり、左右をまるさす、おの〳〵歌一首を擧たり、

達磨和尚、菩提僧正、(異本に聖德太子と菩提僧正とあり)大僧正行基、傳教大師、弘法大師、慈覺大師、智證大師、沙彌滿誓、僧都玄賓、僧正遍昭、喜撰法師、僧正聖寶、素性法師、空也上人、日藏上人、[illegible]丸、性空上人、少僧都源信、

みちのためには、いともたふときおきてぶみにぞありける、そのころ翁の長歌にあやしくたへなることをき丶、つたへて、あへ橋の下蔭をふみならしてこゝとひし人々のなかにも、この稻舍のあるじ〇日下田足穗のよみいでられしを、おほかたならずめでられしこそ、

〔草綠集序〕縣居の賀茂の翁、この武藏野の江戸の城の邊にていざなはれし古學の道、世にひろごりて、そのゆかりをしたふ人々いとおほかり、おのれ〇天野政德もかたはしをうかゞふことを得て、あはれと見し言ぐさをあつめ、心なぐさの友とせり、いでや其哀と見しは、高田の大人〇與清の花やかにしかもを丶しきすぢにたくみ出られたる、片岡の大人〇寛光のこまやかに心をこめて、をかしうつゞけられたる、大石の大人〇千引のけだかくうるはしういひなされたる、とり〴〵にまなびつべく、のりとすべし、

〔寄居歌談二〕勝間田盛稔云、八雲御抄に、作者中儒者多出來、近代非歌人儒者多、其不可然歟、とか丶せ給へり、むかしは歌をよまぬ儒者なし、菅江の二家にうたよみ多きをもてしるべし、近世も藤原惺窩、林道春よりこなたの儒者の中に、新井白石、石川丈山、室鳩巢、貝原益軒、伊藤仁齋、三輪執齋、熊澤蕃山、雨森芳洲などをはじめ、歌よみいとおほく、あぐるにたへず、おのれそれらの中に、もとも國風にすぐれたるを三十六人撰びおけり、然るを近比江戸の太田錦城がものしたる、梧窻漫筆に、よそにのみみてややみなんかつらきや高まの山のみねのしら雲、といふふる歌を引て、羨望の心をいましめたる歌なりといへるは、かたはらいたき誤解なり、見てややみなんは、いはゆる反語なるをや、詩のでにをはをば辨へながら、歌の平仄はふつにしらぬ人とおもはる、この人は世にとゞろくはかせにて、頗る考證家なるすらしかり、いはんやおほかたの儒者をや、因みにいはん、太宰春臺が、みづからよみおきし歌ども燒すて丶、歌をよむとも、とても搢紳家にはおよばじといへるはいふかひなきことにて、さばかりものしれる學者の詞にはいとをさなく聞ゆ

〔寄居歌談二〕都にて名高きうたよみは、景樹の翁季鷹縣主のふたりなりけり、その內季鷹は、むねとたはれたるうたをよみほこりて、まことの言の葉に心いれぬ人なりしかば、物よく心得たる人は、さのみしたひもよらざりしにやありけん、香川は、ひとつのふりをくはだておこして、これまでよみふるしたる體を改めたる人なる故に、そをよしとおもひつく人は、したがひ學びなどして、その流れやう〳〵ひろがりたれば、縣主にならべいふべくもあらぬこの道の宗匠になん、富士谷御杖こそ、成章の跡をつげる人にて、家の子はさすがに殊なるものにや、よみくちも心にくゝ、この頃までもながらへたらましかば、これはた一門を開くべく見えたりしに、はやう身まかりけるなんあたらしき、〇中略江戸には聞ゆるうたよみいと多かるよしなれど、おのれいまだものせぬ所なれば、書おこする人もをさ〳〵なし、さるからに、たゞたよりにつけて名を聞しれるのみにて、いづれを上手とも得さだめず、弘正方がいふをきけば、小林元雄、海野幸典、木村定良などいふぬしたちは、よはひもやゝたけられて、うけばりたるこの道の宗匠なれば、いとやんごとなし、本間游清、村田春野、仲田顯忠、嶋忠實、井上文雄、前田夏蔭などは、みな今をさかりの人々にて、世のおぼえくちをしからず、とり〳〵にめづらしくよみいづれど、なほ中の品なるべしとか、されどこのうちにも、おのづから老たるかたにちかきは、けはひもさすがにはなやかならず、わかきはかはらかなるべければ、おしこめてもあげつらひがたかるべし、なま〳〵のかんだちめよりも、非參議の四位どものといふべきちあめりかし、なほよく聞たゞして、こんとしの卷にかいしるすべし、

〔稲舍長歌集上〕故橘守部翁の、みくに學びにいたり盡せることはいまさらいふべきにもあらねど、世にあらはされしふみのかずいとおほきなかに、長歌撰格は、かみつよのたゞしき何格をさとし中つ代のおとろへしさまをまめし、ちかき世のひがことをあげつらはれしふみにて、この

講じ、徒に教示す、時に門に後才の士輻湊して教を受名簿を納て添削をこふの士、千を以て數ふ、海内翁の門人のあらざる國一としてなしといふ、故に詠草を諸州より送りて添削をこふに、加點年をこゆるにあらざれば一廻せずと、また詠歌の懐紙短冊等をもとむるもの其謝物をいとはずしてあらそひ得るを以て、染筆の繁なるをわづらはしとして、謝物の價を定むるにいたる、こゝに於て、あるは是を譏るの人もありと、しかりと雖も、近世和歌者流にして、此翁のごとき盛昌なる、いまだ其人あらずと、當時江湖の歌人、翁の門下にあらざるも、其口調を慕ひて風靡す、また翁を議するの徒も、密に其風致に擬する頗る多し、實に詠歌の一變といふべし、故に世に景樹風と稱す、晩年にいたりてます／＼一體の妙を得、往々人をして驚嘆せしむる奇快の詠もあり、また其誹諧歌と號するなど、實に人の意外に出る多し、門人ます／＼敬重して神のごとくす、最も翁の眞面目を得て一家をなすの士頗る衆し、また天保の後度琉球人來聘せしに、其正使浦添王子といへる、翁の風を欣慕し、門に入て詠歌の添削をこふ、浦添もとより歌をよくす、凡てかの地の人、歌を好めること近年甚し、故にこゝにいたる、實に其美を異邦に及ぼせしなど、大盛事として國華ならずや、翁山陽頼氏と友とし善して常に和漢詩歌の義を論ず、山陽は翁に歌の義を聞、翁はまた山陽に詩の論をきゝて、かたみに交易し、其術を精細にす、平生諸客來るごとに、觴を取て嘉肴座にみてり、實に其體大青樓のごとし其間にも翁依然として古人古歌を論じ高談人意を挫く、嗚呼また盛なりといふべし、後天保十三年從五位下肥後守に叙任す時に天保十四年癸卯三月晦日卒す、年七十四門人歎惜し、禮を厚くして洛東聞名寺に葬る、後の名を實參院悟阿在焉居士と號す、また後吉田家より謚號を桂園靈社と賜ふ、門人これを以て祀る翁著す所の書、古今集正義百首異見土佐日記創見中空日記新學異見六十四番歌結うす氷、桂園一枝、万葉集捃解、活言考等なり、

〔近世三十六家集略傳下〕香川景樹

景樹翁は、因幡國鳥取の家臣某氏の次男なり、出て京師に來り、香川陸奧介景柄の養子となる、景柄は後黄中と號して、詠歌に精巧にして、時に名譽なり、其先は周防岩國の老臣、後故ありて退隱し京師に來り、梅月堂宣阿堯眞と號し、淸水谷實業卿の門に入て、歌を以て一家をなす、家を一條の街に卜す、故に一條の今西行と稱す、其子景新の子なり、世々歌學をもつて聞ゆ、德大寺家の侍にして、從六位に叙し、詠歌を能す、景樹翁少きより歌を好み、天禀の妙あり、故に景柄これを嗣とす、しかるに故あつて蹟を他人に嗣しめ、別に一家をなす、されども香川を以て稱して同じく德大寺家の侍たり、長門介に任ず、終に近年獨歩の名人と稱せらるゝに至る、翁始め京師に來りて、所業なきがゆゑに大いに窮す、こゝに於て旦より昏にいたるまで苦學し、暮より吹笛して導引をなす、其中感慨の歌を詠じて曰、ゆふべ〳〵しらべあやなくふく笛のあなあはれともきく人のなき、人皆これを聽、その才の凡ならざるを賞す、其詠歌に妙なる、始よりかくのごとし、後一家をなすに至つて、江戸に往て大いに其風を唱へて昌なりと、歸路中空日記を著はす、其文中にても、昌なる見るべし、翁嘗て古今集を正しく解得んことを深く志ざし、夙夜研究して、遂に古今集正義を著はす、其說たるや、契沖師の餘材抄縣居翁の打聽、鈴屋翁の遠鏡等其他古注書ねく涉獵し、諸說の誤りを辨駁し、一己の見識を立て、大いに新說を出し、古人未發の考へ最も多く、ことに歌の總論をいへるなど、また奇なり、人甚だ伏す、自ら曰、歌はよむことの難きにあらず、よく詠ことの難きなりと、悅目抄に見えたれどしからず、そはよく詠ことの難きにあらず、よく知ることのかたきなり、これを知ときは、よく詠ことの難からじと、又いふ、先達いまだ古今集の骨髓の妙味をしらず、故にまた詠歌の極意を解するなし、余その風致を知り得てこれを詠すと、後岡崎に住し、號を桂園といふ、また鴨河の西岸に別居し東塢亭萬水樓と號す、こゝにして頻りに歌書を

と口にいはざるものなきやうにはなりおはしにけり、そのうたのすがた、芳宜園のをぢ〔千蔭〕は、いきほひ雄々しく、詞はなやぎたるを好まれ、翁は、さびたるさまのこまやかにしめやかなるふしを心とせられにけり、

〔筆のすさび四〕春海、予〔菅茶山〕に逢しとき、昔の歌よみ人は多半儒生なり、古今集の撰者の官職にても見るべしなどかたりし、春海、名山の詩をこひあつむとて、予に淺間岳の詩をつくらしむ、其後程なく身まかりしときゝぬ、其詩はいくばくかあつまりけん、同じ時千蔭にもあひし、みな木村定重を介とす、定重俗稱俊藏といふ、與力衆なり、千蔭は隱居して總髮なり、顏色容貌さしも歌人と見えたり、耳しひて、息女を傍におきて彼此の言を通ず、春海は半髮にて、頭大に下ほそりたる顏なり、一面舊知のごとし、磊落の人なりし、蒿蹊は近江八幡の人、京に住す、小男にて剃髮す、音吐大によく談ず、

〔近世三十六家集略傳下〕藤原宇万伎

美樹翁は江戸の人なり、氏は藤原、通稱は加藤大助、靜舍と號す、賀茂翁の門に入て古學を研究し、詠歌また妙所にいたる、當時江戸にして、千蔭、春海、美樹、魚彥の四翁を、縣門の四天王と稱す、しかしてをの〳〵其詠歌の體、異に一風をなせり、千蔭は詞姿はなやかに艷なるを好み、春海は、さびたるさまのこまかなるを意となし、魚彥は、ひたすら古詞を好みて、古語を自由にせんことを修す、此翁はまた、賀茂翁の晩年の口調の、秀拔して絕て及ぶべからざる風致をこゝろざして、竟に其妙を得たりと謂べし、寶曆中、其仕ふる君に陪從して浪華に至りしことありし時、その記行の歌あまたあり、こと〴〵く絕唱にして、頗る感あり、ことに信濃の國桔梗原を過るとて、ものゝふのくさむすかばねとしふりてあきかせさむしきちかうのはらなど詠る、人みな感慨して、猶肌寒く覺ゆ、

のれひとり此道えたるがほして、心やりたかぶるめれど、よめる歌かける文、いへる說などをきけば、ひがことのみ多く、みないとまだしきものにて、これはとおぼゆるはいとかたく、ましてぬけ出たるはたえてなきよに、この藤谷は、さるたぐひにあらず、又ふるきすぢをとらへてみだりに高きことのみいふともがら、はたよにおほかるを、さるたぐひにもあらず、万葉よりあなたのことはいかゞあらむしらず、六運の辨にいへるおもむきを見るに、古今集よりこなたざまの歌のやうを、よく見しれること、大かたちかき世に、ならぶ人あらじとぞおぼゆる、北邊集といひて歌の集もあるを見たるに、よめるうたは、さしもすぐれたりとはなけれど、いまのよの歌よみのやうなるひがことは、をさ〳〵見えずなん有ける、さもあたらしき人の、はやくもうせぬることよ、

〔松屋叢話〕加藤又左衞門橘千蔭は枝直の子也、號をば芳宜園といふ、うたよむわざにことなう名を得て、東國に此道興盛になりたるは、平春海と千蔭とのちからによれりし也、千蔭は手かくわざにもことにすぐれ、春海は文つくるわざと、まなびの道にたけて、かたみに兩輪のごとく、その名とゞろきたり、ある時都の小澤蘆庵に物まなべる小野勝義、おほやけ事にて、む月のはじめ江戸へまかりけるにことづけて、蘆庵がもとより

立よらばたちもよらせよ橘のかげふむ人は道まどひせじ、といひおこせければ、〇下略

〔琴後集〕ことしりぶみのはしことば

我が家のほとけたふとぶとにはなけれど、うまく此道々にゆきとほりてよろづたど〳〵しからぬは、ひとり我が〇諸本兩臣師にしごとのやの翁〇村田春郷のみなんおはしける、〇中略歌をのみたててものせられしとにはあらねど、おのづから此かたにて世にしられ、人にもちひられつゝ、やうやう天の下たかきもみじかきも、老たるもわかきも、しるしらぬ歌よむ人とだにいへば千蔭、春海、

眞淵翁は、姓氏賀茂縣主なり、通稱岡部衞士、○中略古昔より、學に精しきは詠歌に堪能ならず、詠歌にたくみなるは學識乏し、しかるを翁におけるや、學は千載の疑惑を氷解し、詠歌はまたかつて世に秀拔したるの妙所にいたれり、橘千蔭の曰く、○中略歌ひとつ詠出給へるにも、深く考へ、あまたゝびあぢはへて詠出られしなり、歌のさま、始と中頃と末と三のきざみ有き、始めのほどは、物學び給へる荷田の宿禰の歌のさまにかよひて、花やぎたよわきさまなりしを、中ごろより、自らの一の姿と成て、みやびに調べ高く、しかも雄々しき筋をよみ出され、齡の末にいたりては、いたくおもひあがりて、誰もこゝろのおよび難きふしをのみ作られきなど有、○中略明和六十月晦日沒しぬ、

〔歌がたり〕くだれる世にして、いにしへの歌のこゝろたかくすぐれたるよしを、よく考へさだめたるは、わが縣居の翁ぞはじめなりける、かの荷田の東万呂の大人より、いにしへの學の道は、よくその山口をひらきたれど、歌の事は、さだかにあげつらへることもなかりき、また在滿ぬしが八論とかいふは、あらたに考へられたる事とみゆれど、新古今のころなるを、歌のみさかりなりとあるは、猶ふかくもたどらぬわざになむ、また難波の契沖法師は、世にすぐれたる才ありける人にて、古の歌をときうる事の正しきすぢは、この人をこそはじめとはすめれど、歌よむことのうへまではこゝろおよばずやありけむ、今漫吟集の歌どもをみるに、こまかにたくみなる歌はみゆれど、いにしへのたかくのどかなるすがたをまねびいでたりとおぼゆるふしはみえず、すべてこの法師の歌にしては、猶ふさはしからぬやうにぞおぼゆるかし、かにかくにいにしへのたかきてぶりをしのばむひとは、わが縣居の翁がをしへによらでやはあらむ、

〔玉勝間八〕藤谷成章といひし人の事

そも〳〵此ごろのうたよみどもは、すこし人にもまさりて、もちひらるゝばかりにもなれば、お

を注せしに、氣格の落たるをおぼゆ、吾邦の歌も、後世のさまおとりゆくは、唯かくのごとしといへれば、南郭も大に感伏せしとなり、私按、今のよのうた、たゞみなれば苦しく、輕ければ早卒なり、その早卒なるは、やゝもすればめづらしな、たぐひなや、たならすゞしき、うれしきなどいひはてゝ、含蓄の氣象なし、この論よくあたれり、又山邊の赤人うしのうた田子のうらゆうちいでてみれば眞白にぞ不二の高ねに雪はふりける、といふを注して、略○註田兒のうらより磯傳につたの山陰をうち出てみれば、不盡の高ねの雪、眞白に天外に秀たるを、こはいかでと見て感じたるさまなり、何ともいはで有のまゝに述たるに、其時その地其情、おのづから備ること、古の妙なるものなり、赤人は短歌の神なること、此一首にても知らると解て、細注に、悠然視南山といふも相似たりといふ人侍れど、かれはその所にてのこと、是はふと山陰より立出て見出したるなれば、其義異也、また悠然としてとは、みづからのこゝろを注せるに似たれば、猶作れるもの也、此うたは、唯有のまゝなるが似るものなきなりなど論ずる所、ふかくその旨を得たりといふべし、○中略よみうた、門人うまきが記しおける中、すこし書いだす、○略歌うまきいふ、是等委も詞もよろしきものから、こゝろかしこきに過て、いと後の世のさまになり、中さだには詞もすがたも、唯あがれる世のさまにのみよみうつされし多かりしを、やゝ老に至りて、かゝるさまに高のうた共なますのみよみいでられしは、いと高しともたかし、世に聞える人はありやなしや、藷翁云、此老の後のは、おのれも聞える人の數に入べし、又若きほどのは、後の世のさまなれば、歌ぬしの後の意にはかなはざらめど、其才のたけたるをおぼゆ、かゝればこそ一家の學をも唱へ出しけれ、中さだのは、委詞人をおどろかせど、まことには力もいらざるものなれば、我も〳〵ときねびよむ人多く、よくも心得ぬからに、腹を捧ふるに堪ざるものもまゝ聞ゆ、

〔近世三十六家集略傳上〕賀茂眞淵

れなりけるさるをこのふたつをかねて、世にもすぐれ人もゆるしたるは、縣居の大人、〇賀茂眞淵在滿の宿禰、さては橘の翁、〇千蔭なんありける、此三人のぬしだち、その學のこゝろはひとしきものから、歌の手ぶりはおもひうるかたことにて、心々にぞ有けらし、かれ大人は、尾上のまつの雲をしのぎて、めも及びがたきいにしへの高きすがたをたふとみ、宿禰は、秋の野にあやおる花のにしきのこまやかなる、中比のたくみをよろこび、翁は糸竹のことさらにまうけたるこゑにはあらで百鳥の音のおのづからなるしらべをこのみて、たゞに眞心よりよみ出たれば、いにしへにもよらず、後にもつかず、われとひとつのすがたをなんなせりける、

〔近世畸人傳三〕荷田春滿 附姪在滿 門人加茂眞淵

眞淵は、姓加茂縣主岡部衞士と名のる、はじめは三枝といへり、遠州濱松の人、春滿に從ひ、家僕のごとくして、京師に學ぶこと年あり、學成て江府に下り、大に古學を唱ふ、春滿は萬葉の解に功ありといへども、歌はその風をよまれず、もとより詠歌は主とせず、在滿は、萬葉の比は文華いまだ開けず、故に麻ふますらん其草ふけの、ごとき語を成ざるものあり、歌の盛は新古今集の時なりといへり、國歌八論に委し、妄なさりて記す、眞淵に及びて、はじめて萬葉の風をよみうつし、文章もまた古言をもてつゞり、一家を成、世の耳目をおどろかす、從ひ學ぶもの多し、その說に、契冲は新墾しつれど、いまだよく植つくさぬ程に過にしこそをしけれ、大人は、春滿をさす也歌のみか、ふりぬる千々の書どもをあらすきかへせしいたづきのかひさはなれど、まだ刈おさめ果ざるに病にふしつなどいひて、おのれ是がなりはひを遂るよし也、實に古を發揮して、後生をいざなふ功少からず、其證をいはゞ、ある時南郭服部氏をとひて物がたらふついで、唐詩の風韻おとろへて、六朝に及ばぬは、汾上驚秋の詩にてしりぬといふ、南郭いかにととふに、されば、よ、北風吹白雲、萬里度河汾、といへる起承の句、まことに羇旅の秋情いはんかたなきに、心緒逢搖落、秋聲不可聞の轉合の句、上の意

しめし、召けれども終にしたがはざりしかば、紙筆を賜りて萬葉の注を請たまふにも、こゝろに趣たる時は一二首づゝ注して、又遜がちに侍りしまゝ、果さずして、貞享三年丙寅六月三日に身まかり侍りぬ、春秋六十三歳、圓珠庵の契冲師と交深かりければ、遺稿をあつめて曉萃集となづけたり、其集中のうた、述懐のこゝろを、

桂川こゝろにかけし一枝も折られぬ水に身は沈みつゝ

ゆづかつら仰げばいさゝ高き木のきることかたき大和言のは〇中略

爲章按ずるに、長流がうた大かた是らの風體なり、長流は儒學まさり、契冲は佛學に深し、任家出家のさまはかはりたれど、清操ともに昔の隱逸にもおとらぬ人品なりけらし、〇中略　蒿蹊云、予聞けるうち、よしとおぼゆるは、

下野やなすのにしげる篠をとりてあづまをのこは矢にぞはぐなる

つひにわが著てもかへらぬ唐錦立田や何のふるさとのやま

此立田のうたを、右の桂川のうたにあはせて思へば、はじめは出身の望ありしかども、其才をしる人なければ、おもひすてゝ、隱士に終けるなるべし、〇中略　歌の體は、契冲師と此人同じ筋也、契冲十七歳の時のうたを見て、才を感じ、方外の友となるよし、契冲の徒義剛もかけり、

〔琴後集序十一〕東歌の序

おしてるや難波の圓珠のいほりのひじり、〇契冲　つきねふ山城のいなりの山のはふり〇荷田春滿　こそ、其名をちこちにしもきこえにたれ、この二人のをしへ世に廣まりてより、歌の學びいにしへにたちかへりぬれば、あがりたる世をしたへる歌人もおほくいで來にけり、しかはあれど、得たるところえぬところたがひにしもありて、學びのちからたけたるはかへりて歌の心におくれ、うたよむかたに心引たるは、なか〳〵にまなびのわざおろそかにて、これをかね得たるなんま

〔おほうみのはし〕内に當座の御會ありける時武者小路の儀同三司(實陰公、元文三年薨、)いたはることありて參り給はざりければ、竹亭月といふ題たゞいまきとよみて奉るべきよし、里亭へおほせごとありければ、

くもならでかぜをやまたんくれ竹のなびけば走るまどの月かげ、御つかひにいととくよみて奉らせたまひけり、この歌を人々めであへりけるを聞かせ給ひて、後日に爲久の大納言にあひて、誠にやなびけばはしるをひとの興じ候なるは、そこのきかせ給はん事こそはづかしく候へとの給ひけり、

〔おほうみのはし〕延寶のみかど(靈元院)烏丸内府(光榮公、延享五年薨、)を、いみじき歌よみなり、一生に秀歌十首はよむべしとぞおほせられける、

〔風のしがらみ(中)〕烏丸内府(光榮)は、近き世にまれなりし堪能におはしければ、俗には今人丸と稱せしほどの事なり、雲といふ題にて、

心なきものともみえず月をねたみ花にかくらふ雲のたちゐは

〔年山紀聞(二)〕漫吟集序(契冲師の集也)　隱士長流(中略)

爲章按ずるに、長流は契冲が生前に歌を集めて序を作り、契冲は長流が沒後に家集をえらびて序をかけり、ともに難波にかくれ、萬葉の古風をこのみて、近代の風にへつらはず、同氣あひ得たる耐久朋といふべし、

〔近世畸人傳(三)〕隱士長流

若き時は、下河邊彦六具平と名乘たり、和州宇田の產、父は小崎氏、いかなるゆゑにか、母の氏を稱へ侍ける、もとより妻子なくして、中年より津のくに難波のかたはらに隱居をしめ靜に書をよみ、中にも歌學を好み、萬葉集古今集、伊勢物語などは、暗記したり、(中略)西山公(水戶黃門光圀卿)其才を聞

和歌の會を仕りし、

〔風のしがらみ中〕中院内府通茂へ二百石の地をまし給ひけるとき、ものなど送りよろこび云やり給ふとて、

大納言實業卿清水谷

道の光代々にもこえて殊更の君が惠みぞさぞな嬉しき

返し

大納言通茂卿

老が身にかけてぞあふぐ和歌の浦やなみにはあらぬ君が惠を

〔翁草十〕享保以來見聞雜記

法皇御所靈元帝は、〇中略敷島の道にたけ給ふ事、代々の帝にたぐふべくも非ず、上にかゝる君ませば、おのづから時を得て、此御代には名にしあふ、武者小路實陰卿、中院通躬卿、西三條公福卿、烏丸光榮卿、冷泉爲久卿、其餘の歌匠餘多おはして、和歌の風體いにしへに恥ず、偏にもろこし盛唐の代に似たり、中にも實陰卿は、和歌の德によりて、家にもあらぬ儀同三司の推任を蒙り給ふ、君の仰にも實陰は逍遙院このかたの歌詠なりと賛させ給ひ、彼卿は又君を其世の聖と崇うとみ給ふ、

〔四方の硯〕武者小路實陰公年わかゝりし時三條西實敎公のもとにて、浦千鳥といふ題を得て終日よみかね侍りしが、家にかへり給ひ、その夜淨華院燒亡ありしを學窓より見給ひて、

鹽竈の烟のよそにたつ千鳥またこさうらの波になくなり、此歌を實敎公見給ひ大に賞翫し、足下我傍に三十日はべらばよき歌よみとなるべしと仰ごとあれば、實陰公曰、歌よみにはなりたく思へども、三十日の人の命こそおぼつかなけれとこたへ給ひしか、ゝる才かしこき人とは實敎公もゆめしり給はざりしにや、後ならびなき歌よみとはなり給ふなり、この題をよみかね給ひしにはあらず、沈思給ひしをしらざりしなり、公老年の詠なりといふ說もあり、

と云歌あり、波音あらき所をわたせといひて、事なく渡しけり、持資後に道灌と稱す、

雪玉實隆の歌に、雨にきるみのなしとてや山吹の露にぬるゝは心づかじを、抄中後拾遺和歌集云、小倉の家に住はべるころ、雨ふりはべりける日、みのかる人の侍りければ山吹の枝を折てとらせて侍りけり、心もえでまかり過て、又の日山吹心得ざるよしいひおこせてはべりける返しにいひつかはしける、兼明親王、

七重八重はなはさけども山吹のみのひとつだになきぞあやしき

〔兼載雜談〕一曉月法師を、狂歌計よめるとみな心得たり、本は上手なりしが、中比此道に休する事有て、狂歌をよまれしと也、俗名爲守〇爲家子といひし也、

遠くなり近くなるみの濱千鳥鳴ねに鹽のみちひをぞしる、かやうの名歌あまたよまれしなり、

〔玄旨法印をいためることば〕此道のひじりだち、みことのりをうけ給り、和歌のうらにしてひろへる玉のかず〳〵は、やゝちはこにも過ぬらんかし、家の風かつらををり、名のほまれやむ時なく聞ゆる中にも、五條のまうちぎみ〇藤原俊成より、京極黃門〇藤原定家の一ながれ、其末たえずして、此法印〇細川藤孝まで、正き筋をつたへきたり給へりとぞ、まことにあふぐべし、たうとまざらむやは、過にし八月〇慶長十五年廿日にかくれ給ぬれば、定家卿の正忌にさへあたりにけり、さるべきちぎりやありけん、

〔叢恩記上〕此幽齋法印は凡人にはあらず、定家卿の御再誕として、末代に出たまひ、諸道相傳のたへたるをつぎたまふか、定家卿も多能なり、此法印も多能なり、定家卿は小倉の山莊をしめたまひ、此法印はこくらといふ所を領したまへり、先年定家卿の四百年に、この法印も三十三年忌に天然とあたりたまへるを、あやしと思ひ、このみちにすきたる輩をあつめ、追忌をとりおこなひ、

由被定下、冷泉侍從隆茂、持明院少將基盛、越前前司時廣、遠江次郎時通、壹岐前司基政、掃部助範元、鎌田次郎左衛門尉行俊等爲其衆、

〔言塵集序〕歌の物たとへと云物を、爲道卿やらんのせられたるにも、爲相卿の歌ざまは、秋花野に若き殿上人達、花やかにさうぞきて、小鷹狩したるさま也とか、たとへられたり、是則めづらしき風躰面白きさまかと云々、

〔了俊辨要抄〕一愚身十二三歲の時、祖母の香雲院仰られしは、君達のやうなる御身は、歌といふものを不詠しては、あさましき事なり、かまへてよくもあしくもよませ給へよ、歌よまぬ人は面を垣にしてたてられんがごとしと申なり、よまず過給はゞ、恥にて候べきぞとよ、父御れうをば、さしより尼が敎てよませ給ふぞ、されば人は、親の才を不續は、いふがひなきことぞとをしへ給ひき、

〔常山紀談一〕太田左衛門大夫持資は、上杉宣政の長臣也、鷹狩に出て雨に逢、ある小屋に入て簑をからんといふに、わかき女の、何とも物をばいはずして、山吹の花一枝折て出しければ、花を求るにあらずとて怒て歸りしに、是を聞し人、それは七重八重花はさけどもやまぶきのみのひとつだになきぞかなしき、といふ古歌のこゝろなるべしといふ、持資おどろきて、それより歌に志をよせけり、宣政下總の廳南に軍を出す時、山涯の海邊を通るに、山上より箭を射かけられんや、又潮みちたらんや、はかりがたしとてあやぶみける、折ふし夜半のこと也、持資いざわれ見來らんとて馬を馳出し、やがて歸りて、潮は干たりといふ、いかにしてしりたるやと問ふに、遠くなりちかくなるみの濱千鳥鳴音に潮のみちひをぞ知る、とよめる歌あり、千鳥の聲遠く聞えつといひけり、又何れの時にや軍をかへす時、これも夜の事なりしに、利根川をわたさんとするに、くらさはくらし、淺瀨もしらず、持資また、そこひなき淵やはさわぐ山川の淺き瀨にこそあだ波はたて、

りし人々也しかば、此二人には何れも及ばざりけるに、或時攝政殿〔藤原良經〕宮内卿を召て、當時ただしき歌よみ多く聞ゆる中に、何れか勝れ侍る、心に思はんやう有のまゝにと御尋有ければ、何れともわき難く候とばかり申て、思ふ樣有げなるを、いかに〳〵とあながちにとはせ給ひければ、ふところより疊紙を落して、頓て出にけり、御覽せられければ、

明ば又秋の半も過ぬべし傾ぶく月の惜きのみかはと書たり、此歌は民部卿の歌也、かゝる御尋あるべしとはいかでかしるべき、只もとより面白く覺えて書付て持たれけるなめり、其後また民部卿を召て、前のやうに尋ねらるゝに、是も申やりたるかたなくて、

鵲の渡すやいづこ夕霜の雲井に白き峯のかけ橋と高やかにながめて出ぬ、是は宮内卿の歌也けり、まめやかの上手の心は、さればひとつなりけるにや、〇又見二十訓抄一

〔徹書記物語下〕一定家歌は、殊に戀の歌はしみ入て何ともかとも覺えぬが多きなり、總じて定家には有家、雅經も、通具、通光も及ぶべきことにあらず、家隆ぞ戀の歌は殊勝によませられて侍る、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、〇藤原爲家中納言入道〇藤原定家慈鎭和尚に進ける狀に、我歌の事を云に、西行法師所稱日本第一歌人と云といへども、亡父歌に比するに十分一に不及云々、

〔東野州聞書〕一慈鎭和尚、定家卿の被遣たる狀に、御詠亡父卿歌人御入候定家等以の外歌つくりにて、西行稱所天下第一候、是猶以歌作にてと書たる由、阿州物語有、其後常光院にて、直に此事聞侍るなり、秘々なり、

〔增鏡七北野の雪〕大かた此御子〇宗尊親王の歌のひじりにておはします事、みな人のくちに侍るべし、かれの、まくず霜とけてなども、人ごとにめでのゝしる御歌なるべし、

〔吾妻鏡五十〕弘長元年三月廿五日丁亥、近習人々之中、以歌仙、被結番、各當番之日、可奉五首和歌之

金吾基俊朝臣より和歌相承し給て後鳥羽院の御師範たりき、此中納言其父君の家風をうけつぎ給ひつゝ、古今和歌集の證本を定め、後撰集を勘考し、古今集の密勘をしるしすべて三代集の僻案抄をあらはし、伊勢物語を、多本を合せて用捨し源氏物語に青表紙をのこし、土左日記大和物語を寫しとゞめなど、誠にしきしまの道は、此卿より中興して、末代までに明けし、此卿おはさざらましかば、古今後撰も異說まち〳〵にて、證歌にまどひ、伊勢源氏の草子も異本さま〳〵にて見るにうたがひおほかるべく、歌書はすべてくらき道にぞ侍るべき、

〔簸恩記下〕定家卿の御歌を、俊成家隆等におよばずとおもへり、是第一の僻事也、○中略家隆卿も寂蓮も後鳥羽院も攝政殿○藤原良經も、および給ふ事にはあらず、○中略此卿の眼と見たまへる歌書は、古今集一部とせり、然ばおほくの歌せんの中にも、貫之を師匠と定めたまはるゝと見えたり、人丸世に出たまはずば、いかでか八雲の神詠世におこらん、つらゆき古今をえらばれずば、いかでか世に人丸を獨步の才としらん、定家卿邪正を糺されずんば古今集も徒ならん、殊更百人一首、秀歌大略、詠歌大概、兩中吟、未來記の書を撰して、道に功をつみ德をのこせり、此卿の御恩他に異なるにより、當流の秘傳には、人丸貫之定家卿を、和歌の三尊とあがめ奉る事なり、

〔東野州聞書〕一定家卿誕生の年、應保二年壬午あひ奉る帝は八代なり、此內六條院、高倉院、兩御代は少年なるべし、三代集相傳は治承年中也、新勅撰集えらみ給は、六十一歲なり、卅二、六百番歌合にあはる、四十歲にて千五百番歌合にあひ、廿六歲にして千載集に入らる、此集はじめなり、此集壽永三年二月仰下されて、文治三年九月に奏覽也、其間卅四ヶ月なり、

〔今物語〕近頃和歌の道殊にもてなされしかば、內裏仙洞攝家何れもとり〳〵にそこを究めさせ給へり、臣下數多聞えし中に、民部卿定家、宮內卿家隆とて、家の風絕ゆる事なく、其道に名を得た

り、彼家は光隆、家隆、祐隆、季隆口多までにて斷絶と云々、

承候ごとくにて候、家隆は道よりも歌よむ事を本として侍るよし、俊成卿など申けるとあり、甘露寺なども此一流愚老開闔もち、はじめて甘露寺親長、冷泉爲富和歌所の歌人にて侍る、

〔徹書記物語下〕一上手になるものは、眞始からみゆる也、家隆卿をさなくて、

霜月に霜の降こそ道理なれなど十月に十はふらぬぞ、とよみ侍りしを、後鳥羽院は重寶になるべきものなりとて、御感ありし也、

〔古今著聞集和歌五〕圓位上人、○中略此歌合は、愚詠をあつめたれども秘藏の物也、末代に貴殿○藤原家隆ばかりの歌よみはあるまじき也、おもふ所侍れば附屬し奉る也といひて、二卷の歌合をさづけけり、げにもゆゝしくぞさうしたりける、彼卿非重代の身なれども、よみくち世おぼえ人にすぐれて、新古今撰者にくはゝり、重代の達者定家卿につがひて、其名をのこせるいみじき事也、まことにや後鳥羽院始て歌の道御さだ有ける比、後京極殿○藤原良經に申合參らせられける時、彼殿奏せさせ給けるは、家隆は末代の人丸にて候也、かれが歌を學ばせ給ふべしと申させ給ひける、是らを思ふに、上人の相せられける事おもひ合せられて、目出度おぼえはべる也、

〔了俊辨要抄〕一家隆卿の歌の事、彼卿の歌は、多分一重にはよまずして、或は古事、或古歌詩などを取合て、一首によまれたるなり、如斯さま〴〵心の至なり、

〔徹書記物語上〕一家隆は、ことばきゝて、さつ〳〵としたる風骨をよまれしなり、定家は執し思はれけるにや、新勅撰には、家隆の歌をおほく入られ侍ければ、家隆の集の樣なり、但少亡室躬の歌のありて、子孫久しかるまじき歌樣なりとて、おそれ給ひしなり、

〔百練抄十四四條〕嘉禎三年四月九日庚寅、今日從二位藤原家隆卿薨、和歌仙也、臨終正念、年八十

〔百人一首拾穗抄上〕一此中納言○藤原定家は、御堂關白殿道長公より六代の御末にて○中略父君俊成卿、

ば、

雲井よりなれし山ぢを今更にかすみへだてゝなげくはるかなとよみて、敎長の卿につけてたてまつられ侍ければ、御返事はなくて、やがて殿上おほせくだされけるとぞ、撰集にはあやしやなにのくれを待らんとかやいふ歌ぞいりて侍なる、

〔東野州聞書〕一俊成卿誕生永久二年、甲午、會被奉る帝九代也、四十九歲にして定家誕生、基俊公より古今相傳、廿五歲とかや、不分明、六十三歲出家、七十歲にして千載奏覽、八十歲にして六百番歌合判、八十八歲にして千五百番歌合にあひ、建仁元年九十賀を給也、九十一歲にして卒ス、

〔兼載雜談〕一俊成、定家、爲家、何も午のとしの人なり、沒日、俊九月廿九日、定八月廿日、爲四月廿九日、

〔增鏡一おどろの下〕いまの攝政は、院(後鳥羽)の御時の關白(基通)のおとゞ、そののちは後京極殿(よしつね)と聞え給し、いと久しくおはしき、このおとゞは、いみじき歌のひじりにて、院のうへおなじ御心に、和歌のみちをぞ申おこなはせ給ひける、

〔明月記〕建保二年三月十三日、入夜藏人判官康光俄人來、周章相逢、傳勅云、寬弘以往歌仙三十人可撰進者、凡如此撰歌人事、愚鈍之性、更難辨知、縱雖所存、自由決之條、頗恐難通事歟、只書出四五十人進上了、

〔了俊辨要抄〕たゞやさしげに、はけ〳〵とある歌のみ、上品なるべしとはおぼえず、鎌倉右大臣(實朝)の歌ざまを見るにこそ、みるもものうく侍る、おそらくは人丸赤人の歌に齊交たりとも不恥や侍らんと、定家卿申されためり、歌の本躰か、されども及がたければ、是をめでたしとも、へたの心には不存なり、

〔和歌深秘抄〕一家隆卿は猶閑中納言光隆息にて侍りけるよしあり、家隆卿は定長の聟とふえた

ばもたへにして、金玉集などにえらびのせられたる歌のつらたなん、きこえ侍るなる、

〔玉海〕安元元年十一月四日辛亥、清輔朝臣來、及深更談和歌事、其才如貫之及四條大納言〇公任等、此道之長、又誰人乎、

〔顯廣王記〕安元三年〇治承元年六月十七日、正四位下藤原清輔朝臣卒去、年七十醉死云々、當世歌仙也、

〔玉海〕安元三年六月廿日戊子、基輔來云、今日辰剋清輔朝臣逝去云々、和歌之道忽以滅亡、哀而有餘、歎而無益、就中予聊嗜此道、偏賴彼朝臣之力、今聞此事、落涙數行、總論諸道之長、無如清輔朝臣之得和歌之道、和歌者我國風流也、滅亡時至、誰人不痛思哉、

〔長明無名抄〕一勝命云、清輔朝臣、歌かたの弘才は肩をならぶる人なし、いまだよも見およばれじとおぼゆることを、わざとかまへてもとめ出て尋れば、もとより沙汰しふるされたることゞもにてなん侍しが、はれの歌よまんとては大事にいかにも古集をみてこそといひて、万葉集をぞかへすがへすみられ侍し、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、〇藤原爲藤秀能、後鳥羽院叡慮には無雙の歌よみと被思召けり、中納言入道〇藤原定家は御所に被思召たるほどはなし、家隆申ほど無下の歌よみにはあらずと被申けり、

〔兼載雜談〕一秀能は五位にて官位もなきものなれども、歌上手なれば叡慮もよろしきなり、秀能なき座は歌おもしろからずと常に勅定給ひしとなり、

〔玉海〕壽永二年三月十九日甲申、入夜三位入道俊成也來、數刻談和歌事、能入其境、當時此道之棟梁也、

〔續世繼眞澄の鏡六〕俊成三位とてもおはすなり、伊與守敦家のむすめのはらとぞ、その三位の御歌もこのごろの上手におはすとかや、歌の判などし給とこそきゝ侍れ、この三位さぬきのみかど〇崇德の御とき、殿上人におはしけるが、みかどくらゐおり給てのち、院の殿上をし給はざりけれ

そいみじき上手なれ、かれだに座にあれば、めのかけられて、ことひさつせられぬとおぼゆるなり、俊惠云、賴政卿はいみじかりし歌仙なり、心のそこまで歌になりかへりて、常に是をわすれず、心にかけつゝ、鳥の一聲なき風のそゝさふくにも、まして花のちり葉の落、月の出入雨雪などの降につけても、立ゐ起臥に風情をめぐらさずといふことなし、誠に秀歌の出けんもことはりとぞおぼえ侍し、かゝれば然べき時の名をあげたる歌共おほく有けるとかや、大かた會の座につらなりて、歌うち詠じよきあしきことはりなどせられたるけしきも、ふかく心にいりたる事とみえていみじかりし、かの人のある座にては、何事もはえあるやうに侍しなり、

〔續世繼十敷島の打聞〕三河守賴綱は、歌のみちにとりて人もゆるせりけり、わが身にもことのほかにおもひあがりたるけしきなりけり、俊賴といふ人の少將なりけるとき賴綱がいひけるは少將殿少將殿、歌よまむとおぼしめさば賴綱をぐせさせ給へ、べちのものもまかりいるまじあらびたる佛供なん、ふたかはらけそなへさせ給へなどいひける、その歌おほく侍れども、

夏山のならのはそよぐゆふぐれはことしも秋の心ちこそすれといふ歌ぞ、人のくちすさびにし侍るめる、

〔續世繼五三笠の松〕ちかくおはしまし、法性寺のおとゞ〇藤原忠通は〇中略まだおさなくおはしまし時より、うたあはせなどあさゆふの御あそびにて、もととし俊賴などいふ、ときのうたよみどもに人の名かくしてはんせさせなどせさせ給ふこともたえざりけり、御うたなどおほくきゝ侍りしなかに、

わたのはらこぎいでゝみれば久かたの雲ゐにまがふおきつ白浪、などよませ給へる御うたは、人麿がしまがくれゆく舟をしぞ思ふなどよめるにも、はぢずやあらんとぞ人は申侍し、

よしの山みねのさくらや咲ぬらんふもとの里に匂ふ春かせなどよませ給へるも心もこと

かし、この御歌のさまは、めづらしき心をさきにし給へるなるべし、

〔續古事談 二臣節〕堀川大臣〇藤原頼宗宇治殿〇藤原頼通ノ御前ニテ、和歌ノ事申テハ、コレハ殿ハエシロシメサジ、頼宗コソシリテ侍レトテ、イタジキヲ扇ニテタヽカレケレバ、宇治殿ワラヒ給ケリ、和歌ノ事ハ、自讃モアシカラヌコトニヤ、

〔袋草紙 三〕於或所シテ人々歌讀ニ、右衛門尉孝善詠云、ウグヒスノハツネヤナニノイロナランキケバミニシムハルノアケボノ、住吉神主國基在此座、已秀歌被讀之由ヲ存、不安カリテ其後ニ不食ニ成テ、無他事案和歌、サテウスヾミニカクタマヅサトミユルカナトイフ歌ハヨムナリ、其後人々ヲ招テ、出歸鴈題ヲ取出此歌、人々褒譽ス、仍散遺恨云々、

〔續世繼 六唐人の遊〕宰相〇藤原師兼の弟に、基俊の前左衛門佐と申しは、下野守順業ときこえし、むすめのはらにやおはしけん、そのさゑもん佐は、歌よみ詩つくりにておはすときこえ侍しか、さばかりの人の、五位にてやみ給にしこそ口をしく、あまりすぐれて、人ににぬ事などのけにや有けん、いはもるゑ水いくむすびしつなどよみ給へるぞかし、九十ばかりまでおはしき、なみのおきなにも、いり給へりけるとぞきこえ侍し、

〔金葉和歌集 二夏〕公實卿の家にて、對水待月といへるこゝろをよめる、　藤原基俊

夏の夜の月まつほどの手すさびに岩もる清水いくⅩ掬びゑつ

〔長明無名抄〕一或人云、基俊は俊頼をば蚊虻の人とて、さはいへどもこまのみち行にてこそあめといはれければ、俊頼はかへりきゝて、文時朝綱よみたる秀歌なし、みつねつらゆき作りたる秀句なしとぞいはれける、

〔長明無名抄〕一五條三位入道〇俊成云、俊惠は當世の上手なり、されど俊頼には猶をよびがたし、俊頼は思ひいたらぬくまなく、一かたならずよめるがちからもをよばぬなり、今の世には頼政こ

體、範永聞此事、不堪感向定頼卿テ、乞取彼愚草テ、納錦袋爲重寶云々、此歌範永爲藏人之時、月夜ニ定頼參内、藏人一兩同車シテ向遍照寺、終夜遊覽之時所詠也、

〔十訓抄 二〕江匡房記云、和歌の道に取て、往年六人の黨あり、所謂範永（尾張守仲清子）棟仲（安藝守重茂子）頼實（美濃守國範子）兼長（攝津守道雅子）經衡（中宮大夫公業子）頼家（攝津守頼光子）等なり、年をへて後此輩逝去して、頼家一人殘りたりけるに、爲仲といふもの奧州より歌を頼家に送る、その意君とわれなまじひに殘るよしをよめり、頼家怒りて、爲仲當初此六人に不入、君と我と生殘由安からぬことなりとて不及返事、

○按ズルニ、續古事談ニハ、歌讀六人トハ、範永、棟仲、頼實、兼長、經衡、頼家、或ハ棟仲、經衡、義清、頼家、重成、頼實ナリトアリ、

〔續世繼 十敷島の打聞〕左衞門尉頼實といふ藏人、歌のみちすぐれても、又このみにもこのみ侍けるに、七條なる所にて、夕に郭公をきくといふ題をよみ侍けるに、ゐひてその家の車舍にたてたる車にて、歌あんせんとてねすぐして侍けるを、もとめけれどおもひよらで、すでにこうせんとて、人みなかきたるのちにて、このわたりはいなりの明神こそとて念じければ、きとおぼえけるをかきて侍ける、

いなり山こえてやきつる郭公ゆふかけてしも聲の聞ゆる

〔續世繼 六繪合の歌〕堀川の右大臣頼宗のおとゞ、（○中略）和歌のみちむかしにはぢずおはしき、歌よみは貫之かねもり、ほりかはのおほい殿千載の一遇とかやある人申侍けると申いだしたる、人はえきゝはべらず、御集にもすぐれたる歌おほくきこえ、撰集にもあまたいり給へり、いたく人のくちならし侍御歌は、はなもみちたなばた千鳥などかずしらずきこえ侍めり、中にも戀のうたはいたく人のくちずさびにもし侍る、おほくよみ給へりきこひはうらなしなどよみ給へるぞ

とに被ㇾ參たりければ、訪に行合たる人達の、こはいかなる事にて、所勢の人のもとへ殊にひきつくろひて參られたる事、尾籠の人哉と口々にそしりけり、さて大納言臥ながら對面して、定て所勢の事とぶらふならんと思はれけるに、詞をば一言いはで、貫之が歌の中に、

あふ坂の關の淸水に影見えて今や引らん望月の駒

高遠歌に

相坂の關の岩かど踏ならし山たちいづる桐原の駒、此兩首彼是一二返詠候へば、高遠が歌まさりて覺候を、四五返詠じ候へば、貫之歌ことの外にまさりて候、此不審、御存生の時申候はんとて參て候と申されければ、大納言かきをこされて、落涙してとばしありて公任かくれて後、誰か歌を大事にせんずらんと思ひつるに、御心ざしふかゝりけることあはれにありがたく候とて、この兩首を二三度ばかり吟じて、貫之歌は、させる詞のよせもなくて、うるはしくいひながしたり、御歌は、關の岩かどふみならしと云より、山たちいづる霧原の駒とまで、詞よせたくみなるゆへに、貫之歌にはをとり候なりといはれければ、此不審申候はんとて參て候也とて所勢をつゐにとぶらはで歸られけり、其後大納言、かやうの人末代にはありがたくや、平禮にてひきつくろひたるも、和歌の談議の故なりと侍けるにあはせて、又の日なよらかなるさまにて、雜色などもさるやうにて參て、內へもいらで、所勢の訪ばかりいひて、門より歸られければ、昨日ひきつくろはれたりしは、まことに和歌の故なりけりと人々いひけり、和歌を賞する事、いにしへの人はかくこそ有けれ、

〔袋草紙三〕範永朝臣若之時、於ㇾ遍照寺ㇾ詠ㇾ月云、

住人もなき山里の秋のよは月のひかりもさびしかりけり、于ㇾ時四條大納言〇公任出家シテ住ㇾ北山長谷、定賴卿以ㇾ此和歌等ㇾ送、此大納言此歌ヲ深感歎シテ、此歌表ニ書云、範永誰人哉、和歌得ㇾ其

行成大納言ハ此和歌ヲ可書キ人ニテ、疾ク參テ御屏風ヲ給ハリテ可書キ由申シ給ケルニ、漸ク立居待タセ給ケル程ニ、大納言參リ給ヘレバ、歌讀共ノ墓々シク歌モ不讀出ニ、然リトモ此大納言ノ歌ハヨモ弊キ様ハ非ジト、皆人モ心惡ガリ思タリケルニ、御前ニ參ルヤ遲キト、殿何ニ歌ハ遲キゾト被仰ケレバ、大納言墓々シクモ更ニ否仕リ不得、弊クテ奉タラムニ、不奉ニハ劣タル事也、其事ニモ歌讀共ノ糸勝レタル歌共モ不候メリ、其歌共被召テ墓々シクモ非ヌガ被書テ候ハムニハ、公任ガ永クノ名ニ可候シト極ク遁レ申シ給ケレドモ、殿異人ノ歌ハ无クテモ有ナム、其ノ御歌无クバ總テ色紙形ゾ不被書マシ也トマメヤカニ責メ申シ給ヒケレバ、大納言極ク侘ツ態カナ、此度ハ凡ソ誰モ々々歌否不讀出度ニコソ候メレ、中ニモ永任ヲコソ然リトモ其歌ハ心極ク思給ヘ候ツルニ、此クキシノメヤナキト讀テ候ヘバ、殊異様ニ候フ、然レバ此等ダニ此ク讀損ヒ候ヘバ、增テ公任ハ不讀得候モ理ワリナレバ、御免シ可給キ也ト、様々ニ遁レ申シ給ヘドモ、殿強ニ切リニ切テ責サセ給ヘバ、大納言極ク思ヒ煩テ、大歎打シテ、此ハ長キ名カナト打云テ、懷ヨリ陸奥紙ニ書タル歌ヲ取出テ殿ニ奉リ給ヘバ、殿此レヲ取テ御前ニ披テ置キ給ツニ、御子ノ左大臣宇治殿、同二條大臣殿ヨリ始メテ、若干ノ上達部殿上人、然レドモ此ノ大納言ハ定下ニ故无クハ不讀給ト心惡ク思テ、除目ノ大間殿上ニ様ニ皆人押ヒラヒテ見騷グニ、殿音ヲ高クシテ讀上給フヲ聞ケバ、

　ムラサキノクモトゾミユルフヂノ花イカナルヤドノシルシナルラム、ト若干ノ人皆此レヲ聞テ、胸ヲ扣テ極シト讚メ喤ケリ、大納言モ人々ノ皆極ト思タル氣色ヲ見テナム、今ゾ胸ハ落居ルトゾ殿ニ申シ給ヘル、此ノ大納言ハ万ノ事皆止事无カリケル中ニモ、和歌讀ム事ヲ自モ常ニ自歎シ給ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔西公談抄〕大貳高遠三位、平崎に下の将こはらかにて、雜色なと引つくろひて大納言公任卿のも

〔長明無名抄〕一俊惠法師かたりていはく、三條の大相國（○實行）非違の別當ときこえける時、二條の帥（○長實）と、ふたりの人、躬恒貫之がをとりまさりを論せられけり、かたみにさま〴〵詞をつくしてあらそはれけれど、さらにさだまるべくもあらざりければ、帥いぶかしく思ひて、御けしきをとりて、勝劣きらんとて、白河院に御けしき給はる、仰云我はいかでかさだめん、としよりなどにとへかしと仰ごとありけり、さてあひともに便宜をまたれけるほどに、二三日有て俊頼參りたりけり、帥此こと語り出て、はじめ爭ひそめしより、院の仰のおもむきまでかたられければ、俊頼聞て、度々打うなづきて、躬恒をばなあなづらせ給ひそといふ、帥思ひの外におぼえて、されば貫之がをとり侍るか、ことをきり給べきなりとせめられけれど、たゞおなじやうに躬恒をばあなづらせ給まじきぞといはれければ、おほやうことがら聞え侍にたり、をのれがまけになりぬるにこそとて、からきことにせられけり、まことに躬恒がよみくち、ふかく思ひ入たるかたは、又たぐひなきもの也とぞ、

〔袋草紙三〕御堂（○藤原道長）大井河遊覽之時、詩歌之船ヲ分テ、各被乘堪能之人、而御堂被仰云、四條大納言（○藤原公任）何船ニ可被乘哉、大納言云、可乘和歌之船云々、此度チルモミヂバヲキヌ人ゾナキトハヨムナリ、後日大納言云、イヅレニ可乘ゾト被仰シニコソ、ミナガラモ心驕セシカト云々、又有後悔、乘詩船テ是許ノ詩作タラマシカバ、名ハアゲテマシト云々凡オボエアル人也、（○又見十訓抄）

〔今昔物語二十四〕公任大納言讀屏風和歌語第卅三

今昔、一條院ノ天皇ノ御時ニ、上東門院（○藤原彰子）始メテ内ニ參ラセ給ヒケルニ、御屏風ヲ新ク爲サセ給テ、色紙ニ書カム料ニ、歌讀共ニ仰セ給テ、歌讀テ奉レト有ケルニ、四月ニ藤ノ花ノ謚ク榮タル家ヲ繪ニ書タリケル帖ヲ、公任ノ大納言當テ讀ミ給ケルガ、既ニ其ノ日ニ成テ、人々ノ歌ハ皆持參タリケルニ、此大納言ノ遲ク參リ給ケレバ、使ヲ以テ遲キ由ヲ關白殿ヨリ度々遣シケルニ、

おぼしめして、わたりおはしましたるを、まちつけ申けんめいぼく、いかゞはおろかなるべきな、

ふく風にこほりとけたる池のうへを〇うへを、貫之集作うをは ちよまで松のかげにかくれん集にかきいれたることはり也かしな、

〔袋草紙〕三九條殿〇藤原師輔大納言之時、元三可用魚袋不作之由令申給ニ、貞信公〇藤原忠平吾若ヨリ用魚袋アエ物ニスベシトテ令奉借給ヘルヲ、後日返上之時、付松枝令副給歌ハ、貫之ニ所召也、所謂

はるかぜにこほりとけたるいけのうをはちよまつかげにすまむとぞ思ふ、世繼物語ニハ彼家ニ行向テ被仰タリトゾ侍、貫之集ニハ御消息アリトゾ侍、イカニモヨマムトオモヒケムニ、サマデモナキニヤ、何集ニモ不入、

〔大鏡〕八延喜御時、古今撰せられしをり、つらゆきはさらなり、たゞみねやみつねなどは、御書所にめされて候けるほどに、四月二日なりしかば、まだ志のびねのころにていみじうけうじおはします、つらゆきめしいだして歌つかうまつらせ給へり、

ことなつはいかゞなきけんほとゝぎすこのよひばかりあやしきぞなき、それをだにけやけき事におもひ給へしに、おなじ御時に御あそびありし夜、ごぜんのみはしもとにみつねをめして、月をゆみはりといふ心はなにのこゝろぞ、これがよしつかうまつれとおほせごとありしかば、

てる月をゆみはりとしもいふ事は山のはさしていればなりけり、と申たるを、いみじう感せさせ給ひて、おほうちき給りて、かたにうちかくるまゝに、

志らくものこのかたにしもおりゐるはあまつ風こそふきてきぬらしいみじかりしものかな、さばかりのものをちかうめしよせて、勅祿たまはるべきならねど、そしり申人のなきも、君のおもくおはしまし、又みつねが和歌の道にゆるされたるとこそおもひ給へしか、

書予姓名、其下註付和歌、

よをへてもあふべかりけるちぎりこそこけの下にも朽せざりけれ、歸洛之後、彼村夢咸云、正衣冠之士三人出來、拜此卒都婆而去云々、其夢風聞南都、知人丸墓決定由云々、私按、人丸於石州雖死亡、移其屍於和州歟、其例惟多、彼惟仲帥者、於宰府雖薨逝、移其屍於花洛東白川邊而葬之云々、

〔三十六人歌仙傳〕山邊宿禰赤人

古万葉集云、神龜元年甲子冬十月五日、幸紀伊國時作歌、國史云、神龜元年冬十月辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳、行至那賀郡玉垣勾頓宮、甲午、至海部玉津島頓宮、留十有餘日、從駕百寮、六位已下、至使部賜祿、曰改弱浦名、爲明光浦、古万葉集云、神龜三年秋九月、幸于幡磨國印南郡時作歌、從駕云々、如此之間、從駕者多進位階、然者若有位歟、

〔袋草紙三〕昔ハ獄前ニ栽菊云々、藤六輔相中納言長頁孫也過獄前、于時獄囚一人走出テ抱之入獄門內云、朝ノ歌仙之由承之、爲題此菊可令詠一首云々、

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年五月廿八日辛巳、從四位上行右近衞權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒、○中略業平體貌閑麗、放縱不拘、略無才學、善作和歌、

〔大鏡四右大臣師輔〕いとおかしき事は、かくやん事なくおはしますとの○藤原師輔のつらゆきのぬしのいへにおはしましたりしこそ、なほ和歌はめざましき事などおぼえ侍りしか、正月一日つけさせ給ふべき魚袋のそこなはれたりければ、つくろはせ給ふほどまづ貞信公○藤原忠平の御もとにまゐらせたまひて、かう〳〵の事の侍ればうちにをそくまゐるよしを申させたまひければ、おほき大殿おどろかせ給ひて、としごろもたせ給へりけるごりいでさせたまひてやがてあえものにもとたてまつらせ給ふを、こをことにうるはしう、松のえだにつけさせ給へり、その御かしこまりのよろこびは、御心のおよばぬにしもおはしまさゞらめど、なほつらゆきにめさんこ

物をすれども、容飾をこと、すれども、むなしかりしがごとし、

〔白氏文集四諷諭〕陵園妾、憐幽閉也、

松門到曉月徘徊、柏城盡日風蕭瑟、松門柏城幽閉深、聞蟬聽燕感光陰、

〔三十六人歌仙傳〕柿下朝臣人丸先祖不見

件人就年々除目叙位、尋其昇進無所見、但古万葉集云、大寶元年辛丑幸紀伊國時作歌從車駕云々、今案件行幸日從駕者、定叙爵歟、如古今倭歌集序者、注先師柿本大夫、可謂五位歟、古今金玉集序云、及奈良御宇、和歌大興、彼天皇知食和歌趣歟、同御時有正三位柿本人丸者、和歌仙也、依件文題私案、頗可謂相違、以大同之年號奈良之帝、然而万葉集尋人丸在之時、天智天皇御宇以後、文武天皇御在位之間人也、何以稱奈良之御時人丸哉、正三位之條以不審、

〔柿本朝臣人麻呂勘文〕稱姓事

姓氏錄云、柿本朝臣、天足彥國押人命之後也、敏達御世、依家門有柿樹、爲柿本臣氏云々、

古今序云、おほきみつのくらゐ、柿の本の人丸なむ、うたのひじりなりける、

同目錄云、藤仲實撰柿本人麻呂、父母不詳、

卅六人傳云、藤盛房撰柿本人丸先祖不見、

萬葉集目錄云、藤敦隆撰柿本人麻、檢國史無所見、○中略

墓所事

考萬葉、人丸於石見國死去了、其間和歌等度々前註了、而清輔語云、下向大和國之時、彼國古老民云、添上郡石上寺傍有杜、稱春道杜、其杜中有寺、稱柿本寺、是人丸之堂也、其前田中有小塚、稱人丸塚、其塚靈所而常鳴云々、清輔聞之、悅以行向之處、春道杜者有鳥居、柿本寺者只有礎計、人丸塚者四尺計之小塚也、無木而薄生、仍爲後代建卒都婆、其銘書柿本朝臣人丸塚、其裏書佛菩薩名號經教要文、又

なくや、秋の夜や、ふけて、おさ〳〵人すくななるに、ことのつま音やさしくかきならしたらんをきく心ちなんする、

〔秋風抄〕やまとうたの道は、ひろくしていりやすく、遙にしてきはめがたきものなり、しかるにいまこの事のさかんなるをきくに、いにしへのあとをあらため、歌のこゝろをもさとれる人あまたにぞ成にける、これをいはんとするに、其くらゐたかきと、そのしないやしきとをばいれず、家をつぎ名をあらはせる人は、すなはち前大納言爲家卿は、よく歌のおもむきをえて、そのことばたくみなり、しかもえんなるを元として、やさしきをねがへるにや、たとへば上陽の人のまなぶたは芙蓉に似、むねは玉に似たるがごとし、かの深宮のありさまも係なきにあらず、〇中略正三位知家卿は、ことばふるきをしたひて、姿いにしへにはぢざるをや、いはゞ陵園妾の春愁秋思そのかぎりをしらず、松門のあかつきの月、柏城の秋風、ときとして身にしみ、こゝろをくだかずといふ事なきがごとし、〇中略前左京大夫信實朝臣は、そのさまおかしきをことゝして、心になさけ深し、さむさをこひのなどよめるまでも、たとふるに賣炭のおきなの、雪のあかつき車をかけしに、牛くるしみていちのほかにやすめり、官の使ぎたりて、半疋の紅紗をかけしがごとし、〇中略從三位行能卿は、此名ある人々よりは、よめる歌あまたもきこえねば、かよはしてしることかたけれども、そのおもむき、もしかの宇治山のあとをねがへるさまなるにや、いはゞ新豐の翁の、ひそかに臂を折て、風吹雨ふる夜、天のあくるまでにもいたむでねぶらざりしかども、雲南望江の鬼とならざりし事をひとりよろこべるがごとし、〇中略皇太后宮大夫俊成女は、あはれなるやうにてまことすくなし、歌のさまつよからぬは、女のしわざなればなり、いはゞ李夫人さりて、九花の張夜しづかなるに、魂きたれども物いふ事なかりしがごとし、〇中略前侍從隆祐は、その心あまりてことばのこれり、はじめはほまれなきにしもあらず、いはゞ大行の路にことならず、衣裳にたき

風體あてやかにうつくしきさまなり、よわき所やあらむ、小野小町が跡をおもへるにや、美女のなやめるをみる心ちこそすれ、

(續歌仙落書)民部卿定家

風體義理を存て、意深く詞妙なり、けどほきものから又面白侍り、昔にはぢぬ歌人なるべし、遊ある家の庭の面に、玉を磨ける心ちするに、樂屋の内より陵王の舞出たらんとやいふべからむ、〇中略

參議雅經

風體およばずおもしろきさまなり、龍田山の夕暮時々うちしぐれたるに、松にまじりたる紅葉をみる心ちなんする、〇中略

前宮內卿家隆

風體けだかくやさしくえむなるさまにて、又昔思ひ出らるゝふしも侍り、すゑの世にありがたきほどの事にや、すがたさま〴〵なれども、大內の花盛、心あらむ雲の上人いざなひて暮るまでながむる心ちなむする、〇中略

有家

風體遠白妻おほきなるさまなり、雪つもれる富士の山をみる心ちなむする、〇中略

左近衞權中將爲家卿

風體たけありておくゆかしきやうなれども、父の卿〇[illegible]定家の歌におよびがたくや、をちかたの木すゑに、藤の花のおのづからみえたるとやいふべからむ、〇中略

藤原秀能

風體すみたるをさきとして、ふかくおもひ入たるさまなり、地下のともがらの中には、昔も類

前中納言公光卿三首

風體しなやかなるをさきとして、いふなるさま也、軒近き花橘の、五月の空にかほりたりとも云つべし、○中略

皇太后宮權大夫俊成卿十五首

たかくすみたるを先として、えむなるさまもあり、誠むかしにはぢぬ歌人なるべし、年ふりたる庭の松の、あらしはげしき夕ぐれに、おく深く琴の音のほのかにせむを、たちぎゝたらむとやいふべからむ、○中略

新三位重家卿五首

風體面白きさま、軒近き白梅の盛なるとやいふべからむ、○中略

淸輔朝臣十首

風體さま〴〵なるにや、面白も又さびたる事も侍り、たけたかきまちやおくれ侍らむ、霧の絶まより、秋のはないろ〳〵にさきみだれたらんを、みわたしたるとや云べからむ、○中略

右京權大夫賴政朝臣九首

風體比興をさきとしたる成べしと見侍るに、又けぢかくとほじろきことゞも、時々あひまじり侍めり、あはづのはらのみくるすの雪の朝、はるかにさま〴〵のかりさうぞくして、うちむれたるとやいふべからむ、○中略

右馬權頭隆信七首

風體ひとへにさびたるやうなるべし、若き歌讀の中に、ありがたくも侍る哉、賀茂の河原の有明、さえわたりたるとやいふべからむ、○中略

中務少輔定長四首

萩いとさかりなる庭の面に、露のひかりも理りしるくおきわたして、春よりもなほさおぼゆる　攝政（○良經中略）

に、いとけだかくつくれる中殿のみす上たるに、花妓柳男のたゞふたところさしむかひて、四絃十三絃の樂にてはなくて、たゞのすさびにかきならし、詠いださせ給へるなどや申べき。（○中略）

鎌倉右府（○源實朝、中略、）

かきのもとにはぢぬ程のうたざまにや、八旬の老翁の、にしきのぼうしに白拂かゝへて、松下にからかはしきて、瀧の水みなぎり落たるかたはらに、つら杖つきて侍るをみんや、此風骨にはたがはず侍らん。（○中略）

此外の人、昔より今にいたるまで、いくらも侍れども、みなを申さんはかぎりなくて、とゞめ侍りぬ、中にも家持、公任、當御製（○後鳥羽）などは、尤すぐれてこそとおもひ給へれども、わざと書のせ侍らず、

〔歌仙落書〕按察使公通卿三首

歌の體たけ高く見えたる見所なむとはなけれども、うつくしきさまなり、唐撫子の花をみる心ちなむする。（○中略）

前大納言實定卿八首

風情けだかく、又おもしろくえむなるさまもぐしたるにや、家風吹つたへらるゝ、ことわりなれども、なほ哀にこそみ給へけれ、冬の夜の月白くさえ渡るに、殿時々打亂れ、内侍所の御神樂の拍子の九重にひゞきたる、聞心地こそすれ。（○中略）

權大納言實房卿三首

義理を存候言葉妙也、末床しきさま也、一もとさきくのさかりとやいふべからむ。（○中略）

あらしなりけるよと思ひやらるゝ心地ぞし侍べき、順〇中略

まきひはら木ずゑならべるおく山に、名もしらぬ鳥の、とき〴〵おとづれたるゆふつかた、おこなふ人のすむなめりとおぼえて、しばの庵のかすかげなるうちに、なかばたけたるこゑつきにて、要文ぎんじ出たるとや申べからむ、曾丹〇中略

かた山本の、人ざとはるかなる所がらさびしきに、霧立渡る朝明には、その色かつ〴〵うつろひたるなどぞ覺ゆる、俊頼朝臣〇中略

みやのうち、物けだかくみゆる玉のみぎりに、春ともおぼえず月いとさやかなる折から、花のけしきにうつりあひて、又なくおかしきに、みかうし三間ばかりおろしのこして、みすなかばまきあげたるうちを見やれば、おくはすこしほのぐらきに、さだかにはみえぬ物から、さすがにそれなるらんとみゆる雲の上人兩三人打出て、あふぎびやうしを一二うちすさびて、たかからぬほどに、うたうちずしたるおもかげなどや申侍らん、顯輔〇中略

軒端に近き山の松杉、むら立ならびたるに、朝のゆきうす〴〵とふりかゝれるに、やがてそらのけしきおしはれたるなどぞみる心ちし侍る、〇中略基俊〇中略

山本ちかきあたりは、野べの草葉も色づきそめて、野分の夕の空すごく吹はらひたるに、いづちやらんさはべのしぎのなきたるらんとぞおぼゆる、〇中略

此うたざまをともかくも申さむは、おそれあるやうに侍れども、冥慮にこれを申うけ侍べしたとへば月いとさやかに更すみて、さすがに秋風ものしづかにときどきおとづれたる折ふし初雁の鳴わたりたることゝちし侍る、

赤人 ○中略

これは、きよくすめる池に、あしところどころにしげりて、水鳥うかべるさまあるべし、げにみぎはちかく、緑の松のたちならびたるなどや申べき、

行平卿 ○中略

山かげのけしき、物あはれなるゆふまぐれに、蜩のなきたるなどぞおもひ出られ侍る、

業平朝臣 ○中略

春かせふきよわりたる明ぼのゝ、山の端、かすみたえだえにして、いとけしきはへたるに、ほのかに見え初る色は花なるらんかしとおぼゆるためしにや、

貫之 ○中略

秋かせうち吹て、木葉おちそへる山里に、鹿の鳴たるなどや申べき、

經信卿 ○中略

是はゆゝしくつくれる家居の庭ひろらかなるに、ところどころ石たて、やり水をながし、おかしきみぎりに、鶴の一つがひ立めぐりて、みぎはのあしねにあさるを、年六十ばかりなる上達部のわきやかなるが、すこしなれたるなほしなよらかに着なして、すだれおしはりて、柱ちかくゐいでてみいだせるなどぞ、

匡房卿 ○中略

浪たえだえしろくて、山ふかくながれ出たる河瀬楢もしらぬ紅葉のうかべるをみて、みな上は

人のよききぬきたらんがごとし、〇註略宇治山の僧喜撰は、ことばかすかにして、はじめをはりたしかならず、いはゞ秋の月を見るに曉の雲にあへるが如し、〇註略よめるうた、おほく聞えねば、かれこれをかよはしてよくしらず、小野の小町は、いにしへの衣通姫の流なり、あはれなるやうにて、つよからず、いはゞよき女のなやめるところあるに似たり、つよからぬはをうなのうたなればなるべし、〇註略大伴の黑主は、そのさまいやし、いはゞたき木おへる山人の、花のかげにやすめるがごとし、〇註略このほかの人々、その名きこゆる、野べにおふるかづらのはひひろごり、はやしにしげきこの葉のごとくにおほかれど、うたとのみおもひて、そのさましらぬなるべし、

眞淵

〔文苑玉露上〕萬葉五十首長歌解序

績麻なす長歌てふ歌は、〇中略柿本の人まろは、龍の馬にのりて千里をかけむになほ冠たゞしく足並もみだれざるがごとし、短歌これにつぐ、山部の赤人は、春の風に眞帆をあげて、のどかなる江をわたるに、おもほえずてかの岸にいたれるがごとし、短歌はことに妙なり、山上の憶良は、老たるとのもりづかさの、花ちらふ木かげに立て、敷まけをおほするが如し、短歌は見ぐるし、大伴の家持は、秋の野の御ゆきに、おほんとものついでを數るがごとし、短歌は、萩すり衣に、ほへる色もおほかりける、此外田邊のさちまろ、笠の金村、高橋の蟲まろなどは、かの花野のおほんつらなれば、ことわきてはえなむことわらず、まことに志貴の皇子は、あぢまさの車にのりて、大路に出たらむがごとく、大伴のまうち君は軍の大まうち君の、秋の月にうそぶくがごとく、高市の黑人は、くろこまに乘て、雪を見たるがごときすがたあれど、みなが歌しも聞えぬをしむべし、

〔桐火桶〕抑いにしへより今におよぶまで、歌仙とおぼゆる人々、ついでにえらび出して、少々そのうたのすがたを物になずらへて申侍べし、〇中略

人丸〇中略

成女、此二女は此時の女房の中にはもぬけたり、淨辨古風を學ぶ、頓阿高名を得たり、堯孝は和歌所を預る、雅世、雅親、此二人飛鳥井家の歌道を興せり、後柏原院又後鳥羽院の歌の道を興し給ふ、基綱、道興、政爲、爲廣、雅康、雅俊あり、西三條實隆、公條、實枝、此三人は歌の道を相續して、古今の傳授し、歌の道を次て中興せり、也足、光廣、通村、相つゞいて歌の道さかりなり、後水尾院猶此道を得給ひ興し給ふにより、資慶、弘資、通茂、此三人秀逸て和歌の道、都鄙にさかりに興れり、

〔古今和歌集序〕いにしへより、かくつたはるうちにも、ならの御時よりぞ、ひろまりにける、かのおほんよや、歌の心をしろしめしたりけむ、かのおほん時に、おほきみつのくらゐかきのもとの人丸なん、歌のひじりなりける、これは君も人も身をあはせたりといふなるべし、秋のゆふべ、立田川にながるゝ紅葉をば、みかどの御目に錦と見給ひ、春のあした吉野山の櫻は、人まろが心には雲かとのみなむおぼえける、又山の邊の赤人といふ人ありけり、歌にあやしくたへなりけり、人まろは、赤人がかみにたゝむことかたく、赤人は、人まろがしもにたゝむことかたくなん有ける、略○註この人々をおきて、又すぐれたる人も、くれ竹のよゝにきこえ、かたいとのより／＼にたえずぞありける、これよりさきの歌をあつめてなむ、萬葉集となづけられたりける、略○中かの御時よりこのかた、年はもゝとせあまり、世はとつぎになむなりにける、こゝにいにしへの事をも、歌のこゝろをもしれる人、よむ人おほからず、わづかにひとりふたりなりき、しかはあれど、これかれえたるところえぬところたがひになむある、今此事をいふに、つかさくらゐ高き人をば、たやすきやうなればいれず、そのほかに、ちかきよにその名きこえたる人は、すなはち僧正遍昭は歌のさまはえたれども、まことすくなし、たとへばゑにかけるをうなを見て、いたづらに心をうごかすがごとし、略○註在原の業平はそのこゝろあまりて、ことばたらず、しぼめる花の色なくて、にほひのこれるがごとし、略○註文屋の康秀はことばたくみにて、そのさまみにおはず、いはゞあき

のめいつはりのうらみやいつの夕なるらん、此うたは頓慶も難及よしほめ申き、凡天下偏執なき上手なり、爲明卿には生得におもしろきさまにはなかりしかども、みちの人とおもふやうなる歌をよみ侍りしなり、たゞしくいさゝか古躰に、長あるさまに侍き、おもひきや我しき嶋のみちならでうき世の事をとはるべしとは、と元弘の亂のときよみて人の口にありしより、名譽せられ侍りき、爲忠卿は天性の堪能とはおぼえ侍らざりしかども、われのうたなどはよくよまれしなり、古歌をとる事をこのみき、古今などはそらにおぼえられき、まことに道の人ぞとおぼえ侍りし、爲秀卿、これは各別ふてい一流の詠歌、又あらぬさまに侍りし也、俊成以往のうたこそ本意にてあれ、近比のふていは下品なりと申されしにや、古躰にものさび、きらびことばなどいふ事もなく、おもふさまによまれしなり、されども天性骨の人にて、やさしくおだやかなるうたおほく侍るなり、わすられてのちこそさらにおもひしれはかなからぬはいのちなりけり、などいふうたは、殊さら當世の躰おもしろく侍りき、爲重卿は近來の堪能なり、わかきより風骨天性おもしろき歌よみにて侍りし也、頓阿慶運は、ちと異風なるやうに申侍りしか共、よきうたをば又ほめ申き、玉津嶋歌合に、まだはつくさのわかのうらなみ偏執なき爲忠爲秀もよみたると申き、わかくより爲定卿にそひて右筆せられしかば、さだめて口傳故實侍らん、生得の骨のあるうたにて、詞心はたらきて、當座おもしろかりしなり、近比は大略宗匠にて侍るうへ、不及是非、愚意に叶侍りしなり、むかしものがたり、おもひいづるに隨てかきつけ侍るなり、ひろく人々にも尋られて治定せらるべしとなり、

〔二十一代集後談〕歌人の先達とは、人丸、赤人、家持、小野篁、行平、業平、遍昭、素性、伊勢、小町、貫之、躬恒、友則、是則、忠岑等、忠岑は和泉大將定國隨身也、〇中略寂蓮、家隆、信實、隆信、歌の道をつとめたり、爲家、爲氏、爲世、この三人代々父の跡をえたり、爲藤、爲定、爲遠、爲重、又代々道を以て撰者となる、宮内卿俊

めをば存せられけるにや、(中略)家隆卿は、すぐれたる姿をつねにこひねがひて、いとめづらかなる一ふしあり、しかはあれども、歌の姿にははなはだおそるべき事あり、亡室體と申風體のみえ侍から、詩の體にも此事專らさだあること也、有家朝臣は、思ひ入たる歌ざま也、やさしきかたをもすてず侍る風體也、げに此道は、かやうにぞありたく侍る、雅經は、ことなる歌人なれど、みる所侍れば、いさゝかくばめる方侍り、されども世に人のもてなしあへることは、よき達者とぞおぼえ侍るめれど、心きたなく歌を詠する好士なるべし、通具朝臣の歌は、詠作の歌、ことに樂天の詩をみる心ちして侍り、されば攝政殿も、おろかならずほめ給けるにこそ、寂蓮は、えもいはれぬ秀人也、歌毎に、面白も幽玄にも心ありてきこゆ、さるに、などやらんほね〱しきことの、すこしをくれてきこゆるにや、秀能も同事にてぞ侍る、風體は相似て侍れど、すこし思えたる所に、然能のかはりめの侍るにこそ、顯昭は才量たくみにして、多歳道を重々しく、心をとゞめしもの也、口がらは生得の不堪にて侍れど、さすがに稽古の故にやとおぼえて、そゞろかぬ歌よみなり、前齋院二條院讃岐、宜秋門院丹後、宮内卿、亡父卿女などぞ、女房にはすぐれて聞え侍る、さま〱此人の思ひいれたらん歌をば、彼有家、雅經、通具、家隆も、よみぬきがたく侍らん、(中略)又鎌倉右府(實朝)ぞ、たけたる歌人とおぼえ侍る、古人の詠作にまじへたりとも、すべてをとるべからず、實に類なきことゝぞ覺侍る、彼詠作を見侍る時ぞ、退屈の心も出きて物うく侍る、さらにかなふべくも侍らぬ風骨也、

〔今來風躰抄〕貞和の比は、毎月三度の月なみ百首の會、爲定大納言の點又判などにて侍りしなり、その時の會衆は、みな名譽の人々にてありしなり、家の人には爲忠爲秀卿定衆にて侍りし爲明卿は、とき〲まじり侍しなり、(中略)其比の人の申侍りしは、爲定大納言は、きはめてけだかく、ゆるゆるとたけありて、しかも又ちみ〱とあるかたもいできけるにや、さりどもとなはこそた

などいふもの、此道にたへなるが故に、今は又ひろまれるなり、

〔愚秘抄〕近來の好士には、基俊、俊頼、顯輔、清輔などにてぞ侍るらん、その中にも俊頼朝臣は、生得の堪能とおぼえ侍り、基俊、清輔などは、稽古の人にてあやまりなかりし人なりき、俊頼は上手にて侍しかども、あまりに雅意にまかせてよみ侍るほどに、あるまじきことをつねによみいでゝ、人のそしりをおびける事たび〳〵也、金吾〇基俊などは、俊頼をば赤子などのやうに思はれたりけるとかや、基俊は、先人〇俊成に此道をつたへて、庭訓他にことなる事に侍しかば、ならびなきことにあふぎ思はれし事なれど、などやらん俊頼には、同日の論にもをよびがたく、よみ口のをとられて侍るとおぼえ侍り、たゞ俊頼のひがことには、先達よまぬことなれども、われと初ておもふさまに讀いだして、あざけりをなされし事ばかり也、それもいたく難ならずや、俊頼などが初てよみ出したらん、させるとが侍まじ、父の子なる上、世一の達者也、おそらくは末世にも、是は俊頼がよみたりしなどいひて證歌にひかん事、さらにつたなからぬ歌人とこそおぼえ侍れ、但かの歌をよく〳〵みる時にみざめのするやうなる歌は、少々あひまじれるとぞみえ侍る、清輔は、猶基俊よりもやさしきかたをみおほせて、よみ侍りけるとみゆ、されどもたけたる姿は、基俊には雲泥のをとりと申べし、此三人の歌、是非にまよひ、雌雄を定めがたし、人の好と好ざるとの姿なるべし、尤いづれもこひねがふべき歌のさまなり、又此比かたをならべてあらそひあへる歌のたゞずまひ、をの〳〵とり〳〵にして、むかしにもをよび、中比にもこえて侍るやらん、中にも攝政殿〇藤原良經は、天性ふしぎの堪機とみえ給へり、されば中々とかく申に及ばず、人の歌をもよく甲乙を見わかち、われもすぐれたるやうを存して、實にならびなきことゝぞおぼえ給ふる、大僧正〇慈圓の風骨をば、不堪のものゝ、さらにまなびうべきさかひにも侍らず、又たとひ讀にせても、をのれが物にならざらんほどは、其せんなき風體也、只其人の獨の拔群とぞ申べき、上手のけぢ

ころの五六輩に、はしだて、およぶべからず、然に經信卿ばかりこそ、楚國に屈原が有けんやうに、ひとり古躰を存してならびなかりしかど天下にこれをよしとさだむる人もなし、白河院、後拾遺撰せられしをり經信卿をおきながら通俊是をうけ給はる、是末代の不審也、しかれども此事ゆゑある事也、かの集は天氣よりおこらず、通俊是を申おこなへり、かの通俊、わが歌をならびなきことゝ思へり、然れども顯宗はにくいけながら思事をいひとほせり、通俊はなほそのうへくちのきかぬ也、匡房はことなる上手にてあるを、通俊むかひざまにいはく、貴殿は詩賦に長じ給へり、なんぞしらぬみちに入て歌をこのみ給と云り、匡房がいはく、今より此道とゞめ侍らんといふ、時に經信が曰、詩賦によるべからず、野相公在納言ともにこそ侍れといひけり、是をきくにさらに〳〵心うるところなし、なにごともたゞ當時のめいよ、後代のめいよとはかはりける事にや、通俊匡房は賢臣こそならびて侍りけれど、歌の道は同日の論にあらず、まさふさはまされり、然るをさやうにむかひざまにいひけるに、匡房理にをれけるいかなる事にか、されど高陽院歌合の時、通俊が歌にしるきは、こしのたかね、あまのこやねのみことゝよめるをば、こしのたかねむげにびやうかひ也、あまのこやねおそろしと難ず、げにもいふところ其理あり、たゞ經信一人天下の判者にてならびなし、其外は匡房俊賴などばかり也、さしてはめいよも堪能も其人なし、行尊僧正ときにつけたる金玉、はあれ共、うちはへて此みちをむねとする事なし、公實國信、顯季、顯輔、女には周防、肥後、康資王母などいふていの歌人あれども、昔にもおよびがたし、然を基俊といふもの此道の稽古ありて、俊賴にとき〳〵あらそふをりあり、然ばいまの世まで二の流たりといへども、そのこつ俊賴におよぶべからず、天下にかたをならぶるものなくて、俊賴數年をへたり、世間にも歌の道むげにすたれて、此みちなきがごとし、法性寺入道この道このみ、崇德院のすゑかたよりやう〳〵又歌の事さだありて、久安に百歌など有しより、俊成、清輔、西行法師

〔八雲御抄六用意〕第六によく／＼思惟すべき事
古今以往は、萬葉集作者おほけれど、家持、人丸、赤人などを棟梁とせり、其後野相公、在納言など此道にたへたる卿相也、そのほか遍昭、素性、小町、伊勢、業平、貫之、躬恒、忠岑、まことに此みちのひじりなり、このほかも、古今のころの作者、かれらが風をまなびけるにや、みなそのこつにたへたりしかかるをそののち次第におとろふるやう代々集に見えたり、なしつぼの五人めでたしといへども、かの古今の四人の撰者におよぶべからず、能宣、元輔は爲重代之上尤も可然歌人なり、順又重代にあらずといへども、此道稽古の物也、茂材、時文はたゞちゝが子といふばかりなり、そののち兼盛、重之、好忠など、昔のあとをつぎてことなる歌よみ也、かのともがらが後は、たゞ公任卿一人天下無雙、万人是におもむく、又道信、實方、長能、道濟などを歌人とす、女歌には赤染衛門、紫式部、相模、上古にはぢぬ歌人也、其外も道綱母、馬内侍やうの歌人おほく侍しも、皆うせ侍にしのちは、天下に歌人なきがごとし、われも／＼と思ひたる人はおほかれど、上にもさしてそのさだある事なし、公任卿無二無三のひとにてあるばかり也、それもこもりにし後は、いよ／＼いふかぎりなし、六人がたうとてその比のゝしりけるは、範永、棟仲、兼長、經衡、頼家、頼實、これ範永がほかは、歌よみとも見えず、上下つや／＼歌よみといふものあとをけづれり、しかるあひだ堀河右大臣、公任のあとをつぎて、我ひとりと思へり、公任もいにしへのためしにはいかゞなれど、爲一日之長事多、此右府ののゝしる歌はみな凡俗の境にのぞめり、こひはうらなき、かほには袖をむらごにみゆるなどいふ風情也、おのづから歌このむものもこの流をのみならひて、かしらさしいだす人なし、延喜のころの中興次第におとろへて、こゝにつゞめたりと見えたり、定頼卿、父があとをつげりといへ共、めいよも堪能もおよびがたし、能因法師といふもの、身幽玄をこのみて歌よみのよしふるまへど、それも花山の跡およびがたし、女房中に歌人おほかる比なれど、かの一條院の

すぐれたる歌は、いづれの上手の歌にもおとらず、むねとめづらしきやうをこのまれき、まことに其ふりおほく、人の口にある歌あり、○中略又寂蓮、定家家隆雅經、秀能等也、寂蓮は、なをざりならず歌よみしものなり、あまり案じくだきし程に、たけなどぞかへりていたくたかくはなかりしかども、いざたけ有うたよまんとて、たつたのおくにかゝる白雲と、三體の歌によみたりし、おそろしかりき、おりにつけてきと歌よみ連歌し、乃至狂歌までも、にはかの事もゆへ有やうによみしかた、眞實の堪能とみえき、家隆卿は、わかゝりしおりはいときこえざりしかど、建久のころはひより、ことに名譽も出來たりき、歌になりかへたるさまかひ〳〵しく、秀歌ども讀あつめたるおほさ、誰にもまさりたり、たけもあり、心もめづらしくみゆ、雅經は、ことに案じかへりて歌よみしものなり、いたくたけある歌などは、むねとおほくはみえざりしかども、手だりと見えき、又秀能か身のほどよりもたけありて、さまでなき歌も、ことの外に出ばえするやうにありき、まことにも、よみもあたる歌どもの中にも、さしのびたる物どもありき、然るを近年定家無下の歌のよし申と聞ゆ女房の歌よみには、丹後やさしき歌どもあまたよめりき、○中略定家は左右なきものなり、さしも殊勝なりし父○俊成の詠をだにも、あさ〳〵とおもひたりしうへは、まして餘人の歌さだにも及ず、やさしくもみ〳〵とあるやうにみゆるすがた、まことにありがたくみゆ、道に達したるさまなど殊勝也き、歌見知たる景氣ゆゝしげなり、たゞし引級のこゝろになりぬれば、鹿を馬とせしがごとし、傍若無人ことはりに過たりき、他人のこと葉を聞に及ばず、總じて彼卿が歌存知の趣、いさゝかも事により折によるといふ事なし、○中略總じて彼卿が歌のすがた、殊勝のものなれども、人のまねぶべき風情にはあらず、心ある樣なるをば庶幾せず、たゞこと葉すがたのえんにやさしきを本體とせる間、其骨すぐれざらん初心のものまねばゞ、正體なき事になりぬべし。

太平、小澤蘆庵、藤谷成章、附御杖、僧涌蓮、加藤枝直、加藤千蔭、上田秋成、伴蒿蹊、橘常樹、

下卷目次

村田春郷、村田春海、祇園梶子、井上通子、僧澄月、荒木田久老、楫取魚彥、小野古道、加藤美樹、梨本祐爲、

本居春庭、尾崎雅嘉、僧慈延、橋本經亮、清原雄風、清水濱臣、垣本雪臣、香川景樹、

通計三十六人

〔後鳥羽院御口傳〕凡歌のすがたは、面のごとくにして一樣ならず、こと〴〵くのするにいさまあらず、たゞし近き世の上手の中に、其趣をしるし、あるひは歌をも少々かきのすべし、大納言經信ことにたけあり、美はしく、しかも心たくみにみゆ、又俊頼堪能のものなり、歌すがた二樣によめり、うるはしくやさしきやうも、ことにおほくみゆ、またもみ〳〵と、人はえよみおはせぬ樣なるすがたもあり、此一樣すなはち定家卿の庶幾するすがた也、〇中略俊頼が後には、釋阿〇藤原俊成西行、俊惠也、すがたことにあらぬ體也、釋阿はやさしくえむに、こゝろもふかく、哀なるところもありき、ことに愚意に庶幾するすがた也、西行はおもしろくて、しかもこゝろもことにふかくて、あはれなるありがたく、出來がたきかたも、ともに相かねてみゆ、生得の歌人とおぼゆ、これによりて、おぼろげの人のまねびなんどすべき歌にあらず、不可說の上手なり、清輔はさせる事なけれども、さすがにふるめかしき事まゝ見ゆ、〇中略俊惠法師おなじきやうによみき、五尺のあやめ草に水をかけたるやうに、歌はよむべしと申けり、〇中略ちかき世にとりては、大炊御門、前齋院〇式子內親王故中御門攝政、〇良經吉水大僧正、慈圓これら殊勝なり、齋院はことにもみ〳〵とあるやうによまれき、故攝政はたけをむねとして、諸方をかねたりき、いかにぞやみゆること葉のなき歌、ことによしあるさま不可思議なり、百首などのあまりに地歌もなくみえしぞ、かへりて難ともいひつべかりし秀歌あまりに多くて、両三首などはかきのせがたし、大僧正〇慈圓は、おほやう西行がふり、

赤染衞門（大隅守赤染時用女、大江匡衡妻、鷹司殿女房、）
道命法師（東宮傅道綱男、阿闍梨、天王寺別當、）
清原深養父（先祖不見、內藏頭、從五位下、）
增基法師（先祖不見、後拾遺目錄、）
大中臣輔親（祭主賴基孫、能宣男、祭主、正三位、）
紫式部（越前守爲時女、一條院御乳母子、）
上東門院中將（左京大夫道雅女、）
藤原忠房（大宰大貳後孫、信濃守興嗣男、右京大夫、從四位上、）
清少納言（肥後守淸原元輔女、一條院皇后之時女房、）

伊勢大輔（祭主輔親女、上東門院女房、中宮之時御參、）
藤原道信（恒德公男、從四位上、左近中將、）
源道濟（伊豆守方國男、伊勢守、少貳、從五位下、）
大江千里（參議音人男、兵部大錄、）
馬內侍（右馬頭時明女、一條院皇后宮女房、）
藤原長能（伊賀守倫寧男、伊賀守、從五位上、）
在原棟梁（左中將業平男、左兵衞佐、筑前守、從五位上、）
大江匡衡（中納言維時孫、右京大夫重光男、式部大輔、侍從、正四位、）

〔袋草紙三〕件〇三十六人撰、撰者不審、所謂深養父、元方、千里、定文等不入之、此人々豈劣賴基仲文元眞等輩乎、

〔群書一覽五歌〕集外歌仙　一卷
平常緣（東野州）　津守國冬、淨通尼（公方光源院殿後室）　宗長（柴屋軒）　宗碩（月村齋）　永閑（能登）　正徹（招月庵）　正廣（日晩）　堯孝（常光院）　道灌（太田）　長慶（三好）　宗養　政宗（伊達）　兼與（猪苗代）　玄陳（里村）　昌俊（佐川田）　尚澄　長嘯（木下）　宗祇（飯尾）　心敬（比叡山住侶）　十　基佐（櫻井）　肖柏（牡丹花）　親當（蜷川）　冬康（三好）　紹巴（臨江齋）　宗牧　玄旨（細川）　心前　元就（毛利）　氏康（北條）　晴信（武田）　氏政（北條）　氏眞（今川）　昌叱（里村）　政一（小堀）　貞德（逍遊軒）
奧書に云、右歌仙者、依東福門院之御懇望、爲被慰被染宸筆者也、寛文五年二月下旬、交野內匠頭寫之、院御覽之後、命狩野探幽被製畫圖、與各合符畢、

〔近世三十六家集略傳上〕上卷目次
僧契冲、下河邊長流、僧元政、荷田春滿、荷田在滿、荷田御風、荷田蒼生子、賀茂眞淵、倭文子、本居宣長、（附

小野小町 出羽國郡司女、或仁明天皇御時承和比人云々、

凡河内躬恒 古傳云、先祖不ㇾ見、甲斐權少目、淡路掾、或本云、延長四大井川行幸和歌所ㇾ書ニ散位一、系圖云、宇多院第四皇子敦慶親王息女、號ニ中務一、此母伊勢守繼蔭女伊勢是也云々、

伊勢 伊勢守藤原繼蔭女、七條院女房、後寛平法皇御息所、

藤原兼輔 右近中將利基六男、中納言、從三位、承平三二廿八薨、五十七、號ニ堤中納言一、

齋宮女御 徽子、重明親王女、後村上女御、號ニ齋宮女御一、又麗景殿女御一、或本云、承平六、爲ニ齋宮一也、

藤原敦忠 左大臣時平三男、號ニ本院中納言一、號ニ青石中納言一、

源信明 右大辨公忠男、陸奧守、四位、

大中臣能宣 祭主頼基男、祭主奧領四位、至ニ天壽一、正暦三八九卒、七十一、

藤原清正 中納言兼輔男、左少辨、五位、至ニ天暦二一、天德二七卒、

紀友則 古傳、先祖不ㇾ詳、大内記、五位、

藤原敏行 按察使富士丸男、右兵衛督、四位、延喜七、

源宗于 右京大夫、正四位上、兵部大輔、天慶二年、

藤原高光 右大臣師輔八男、左少將、五位、法名如覺、號ニ多武峯少將一、

清原元輔 下總守春光男、深養父孫、肥後守、五位、永祚二六卒、八十三、

藤原仲文 伊賀守、五位、至ニ正暦三二月一卒、七十、信濃守公葛二男、

壬生忠見 忠岑男、攝津目、

又歌人三十六人 不ㇾ知ニ誰人撰一、但本云、依ニ殿下仰一、内々注ニ申之一、古傳不ㇾ尊、後悉新ニ作之一、定傳事相交歟、可ㇾ恥ニ外見一、判師季朝臣也、

和泉式部 越前守大江雅致女、上東門院女房、和泉守橘道貞爲ㇾ妻、仍號ニ和泉式部一、或本云、權中納言保平女、

惠慶法師 先祖不ㇾ見、寛和比人也、

曾禰好忠 先祖不ㇾ見、號ニ曾丹一、寛和比人、任ニ丹後掾一、

平定文 刑部卿茂世王孫、左中將好風男、左馬助、左兵衛佐、從五位下、

藤原道雅 儀同三司男、從三位、右京大夫、

藤原公任 廉義公二男、權大納言、正二位、

藤原義孝 謙德公三男、左近中將、正五位下、

藤原定頼 大納言公任男、權中納言、正二位、

文屋康秀 先祖不ㇾ見、縫殿助、

安法法師 大納言源昇嫡孫、内匠頭適男、

能因法師 肥後守爲愷男、俗名永愷、出家號ニ古曾部入道一、

藤原實方 左大臣師尹孫、侍從貞時男、從四位上、左中將、配ニ流陸奧國一、

大江嘉言 大隅守弓削仲宣男、但馬守、

在原元方 左近中將業平孫、棟梁男、官位不ㇾ見、

藤原高遠 參議齊敏男、左兵衛督、太宰大貳、正三位、

藤原道綱母 伊勢守倫寧女、

兼覽王 仁明天皇孫、本康親王男、宮内卿、正四位下、或云、惟喬親王男、

菅原輔正 右中辨淳茂孫、勘解由長官、在躬男、參議、從三位、

相模 父不ㇾ詳、不ㇾ知ニ氏神一、見ニ家集一、相模守大江公資爲ㇾ妻、仍有ニ斯號一、

良岑秀宗主殿助　紀有常雅樂頭　小野滋陰掃部頭　紀茂行

藤忠行兵部少輔　源兼隆　源重之　源信明

藤仲文　紀時文　清原元輔　藤千昌

紀利貞大内記　紀秋岑　藤元眞　源忠親

安倍利行　紀文實　大中臣頼基　大中臣能宣

善滋爲政　江公資　壬生忠視　□

曾禰好忠字曾丹　藤輔相字藤六

〔拾芥抄上末和歌家〕歌人三十六人成本依二殿下内々仰一、注二中之一、古傳、先年以二或所中納言(藤原定家)入道本一書寫、以レ之爲二土代一之處、傳寫事僻多、又有二不審一、所々傳々書寫郎績、聊分點決之云々、

柿本人麿官位不レ見、天智御時人、又天智御宇以後人歟、　猿丸大夫古傳云、不レ知二何時人一、官姓不レ見、

大伴家持大納言旅人男、從三位中納言、征東大將軍、延暦四死、寶龜十一參議、延暦二七十九中納言、

在原業平平城天皇孫、阿保親王五男、從四位上藏人頭右近中將、　壬生忠岑右衞門府生、

紀貫之古傳、先祖不レ見、木工頭、五位、□老天慶比在俊、大内記、　坂上是則大内記、五位、至二延長一、

素性法師左少將宗貞遍昭男、俗名玄利、遍昭出家後入道、補律師、　源重之參議兼忠男、貞純親王孫、相模權守、五位、

藤原興風參議濱成孫、道成男、從五下、相模掾、延喜十一相模掾、從五下、　源公忠大藏卿國紀男、右大辨、四位、號滋野井辨、

大中臣頼基近江守輔道男、祭主、神祇大副、正五下、　源順左馬允擧男、能登守、五位、

藤原朝忠右大臣定方男、號二土御門中納言一、從三位、康保三十二十六薨、五十七、　小大君三條院坊御時女藏人、左近、

平兼盛式部大輔篤行男、□□王孫、駿河守、五位、正暦元十二月卒、　藤原元眞甲斐守清邦男、丹波介、五位、

中務敦慶親王女、母伊勢、　遍昭僧正大納言良岑安世男、俗名宗貞、嘉祥三年三月廿一日天皇崩御出家、號花山僧正、

山邊赤人又云、人丸赤人、官位不詳、聖武天皇時人、

忠仁公	菅丞相	枇杷大臣	近院右大臣
一條攝政	東三條左府源常	河原左府融	大相國時平
內舍人贈大相國清友	國經大納言	四條大納言	在中納言
堤中納言	廣庭中納言	小野宮殿	小一條大將
家持中納言	土御門中納言	本院中納言	柿本人丸
野相公	伊衡宰相	高遠大貳	良岑宗貞遍昭僧正
在原業平	高光少將多武峯	實方中將	大中臣輔親

諸大夫以下

藤敏行	在原棟梁	源宗于	安倍仲麿
紀淑人伊與守	藤關雄	平定文字平仲	藤忠房大和守
藤好風	藤興風	野春風	藤當純少納言
都良香	平篤行太宰少貳	矢田部名實大內記	野美材
紀惟岳	紀淑望學生	紀等平	春道列樹
紀友則	紀貫之	凡河內躬恒	壬生忠岑
在原元方	文屋康秀	大伴黑主	山邊赤人
猿丸大夫	大江千里	清原深養父	坂上是則
藤道信	藤清正	上野峯雄外記	菅乃忠臣
中原東人	文屋有村	新田部貞範	物部杏名○恐物部頁名誤
源公忠	源順	平兼盛	藤輔尹
藤長能	源道濟	江定基	紀時貞

琴引といへる例にもかなひ、ふるくは伊勢の御の亭子院歌合日記に、うたよみ是則貫之と見え、又大和物語には、あなおもしろの玉のうたよみやとなんのたまうけるとみえ、紫式部日記にも、はづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らずなど見えたれば、たゞしかりけり、さるをわが師の翁〔本居宣長〕など歌人とかゝれたることあり、そは拾遺集十七の卷に、三條太政大臣の家にて、うた人めしあつめて、あまたの題よませ侍りけるに云々と、みえたるによられたるなれば、おのれ〔〇橋井高〕省もまたがひて、さきにあらはしつる消息文例佐喜艸などには、さやうにもかきつれど、歌よみとのみかくべきことゝぞ、此ごろおもひなりぬる、拾遺集にこそ歌よむ人をさいひつれ、日本書紀天武天皇卷には歌人等賜袍袴、職員令の雅樂寮のところには、歌師四人掌教歌人、延喜大嘗祭式には歌人二十人、江家次第五卷園韓神祭のところには率歌人歌女著南座とみえたるなど、みな歌人とは、いふはあそびにうたうたふ人をいひて歌よむ人をいへるにあらず、又万葉集十六卷の長歌にも歌人跡和平召良米夜、笛吹跡和平召良米夜、琴引跡和平召良米夜といへり、笛吹琴引にたぐへいへば、これも歌うたふ人をいへることさだかなり、かく歌人とはうたうたふ人をいへる例おほきに、拾遺集のたゞひとつの例によりて、歌よむ人をさはいひがたかるべし、うたよみとのみいはんぞまぎらはしからず例もおほくてよろしかるべき、

〔二中歷十二〕歌人

帝王

天智　平城　光孝　村上　華山

親王

惟喬親王〔小野宮〕　志貴皇子　具平親王　兼覽王

公卿

古事類苑

文學部十

歌四 狂歌附

歌學方

〔明良帶錄 二〕歌學方 持高御役料二百俵

北村季春は、關東の三の家にて、季吟以來世職たり、北村湖元と稱して、家祿五百石を賜る、當時小普請組の支配也、

〔瀨田問答 一〕一歌學方、北村再昌院季吟ヨリ初リ候哉、答、上代ハ御家ニ歌學者ト申モノモ無御座候、大猷院樣〈〇德川家光〉御代ナドハ、烏丸光廣卿被召呼、一兩年ヅヽ在江戶致サレ、御稽古被有之候處、其後北村季吟歌學宜敷候ニ付、父子共ニ元祿二己巳年十二月廿二日、新規被召出、二百俵被下置、悴湖春ハ二十人扶持被下之、御醫師並ノ趣ニテ勤候樣ニ承リ及候、其後元祿七甲戌年三月十一日、三百俵御加增被下、同十二己卯年十二月八日、被叙法印候、此已後右北村氏代々歌學ノ家トナリ、當時季春ハ小普請組、前田安房守支配ニ候ヘドモ、武鑑ナドニハ歌學方トイタシ、名前出申候、

歌人

〔運步色葉集 賀一〕歌仙(カセン) 歌人(カジン)

〔下學集 下態藝〕宗匠(ソウシヤウ) 先達義也、日本俗、或指歌道之達者云宗匠也、

〔拾遺和歌集 十七雜〕三條太政大臣家にて、歌人めしあつめて、あまたの題よませ侍けるに、〇下略

〔松の落葉 一〕歌よみ うた人

うたよむ人を歌よみといふは、日本書紀に、畫生畫師をてかきゑかきとよみ、万葉集の歌に、笛吹

古事類苑

文學部十

歌四 狂歌 附

謹にももれ候て、今詠たえ候ぬれば、能もあしくも可申人候まじく候、只立所なく、一せつをも請ざる輩の、せめての事に申候歟と比興に存候、

〔了俊辨要抄〕一二條家の風體の事、爲氏、爲世以來、定家、爲家の風體にかはりたるなり、(中略)このごとくの風體よかるべきならんには、なにしに心をくだき給ひて、此人々彼風體をたて給ひけるも、まさるよみ口におはして、此道を興し給ならば、信じて信ずべけれども、詠歌ども見るに、あざまれ侍る也、本あるものに、やうなしと申めれば、近代の上手達のかゝりをぞ不叶までも學ぶべきに、打こして、爲氏、爲世の風を學べとのをしへは不足歟、爲相、爲秀卿の歌はたとへばわろきにて侍れども、心をたかくかけ給ひて、新古今の風體をも學び給ふべければ、よみ給たる歌はわろくとも、手本をば、道風行成を心にかけたるが、同手習なれども、天下に廣まらざる非手書のいろはをば、いかゞ學ぶべきぞや、所詮定家の仰られたるがごとくは、此道に不堪の人の心ざしふかからん、めづらしからずとも、聞よきよみ習とをしへ給たる體を、二條家は、本と數られたるか、志からば此道をへり下り給か、歌の善惡は、いづれの門弟も、よき歌はよく、わろき歌はわろき感心し、不及心不足無念と申つべし、

こえて、人の口をへつらはず、自心底より出來るを、本意とせらるゝか、其内に地歌留通物の歌は、如何なる上手達もよみ給めり、さるは爲世、爲兼卿もおの／＼え給ひし一體をのみ詠給て、門弟にも、さぞ敎給ける、又近代は、歌の聖のごとくに頓阿法師をば人々存て、草庵とかいふ家集をのみ、或はへつらひ或はぬすみ詠ともがらも侍にや、さるはかの法師も只一節讀えたる姿のほかをば、つや／＼よみ侍らず、かならずしも爲尹卿に限りて、闕給たる體あるとはいかゞ申べき、就中昔の上手達も、宿老の後こそ功もかさなり給て、名譽もあり名歌もありしか、若盛より至極の上手は誰人ぞや、詠歌のかゝりは、十體の内ならば、人の好おの／＼のえたらんさまをこそ學び侍らめ、人を是非すべき事かは、かの卿の風體きらはしくば、まなばぬまでなれかし、歌の道をば相續の家におはしますは、三代集の說、和歌の作法等をば、爲尹卿に尋られよかし、立所なき人に問ひきくは、心えがたく侍り、

〔梅庵古筆傳〕爲尹卿

爲邦息、祖父爲秀爲養子、頓阿之餘流經賢堯尋等、始諱尹之才學、故今川了俊、發憤著落書露顯、而排斥彼言、而發揮我道云々、

〔今川了俊和歌所江不審條々〕藤谷殿○冷泉爲相の御歌樣を、御子左家の人々○二條爲世申候けるは、珍敷新しくは聞えて候へ共、たけなき御歌にて候なとゝ申けるとかや、大方歌先新敷をこそ、我歌とは申げに候へ、たけ高き體も、一姿にて候へば、さる事にて候へども、此御詠歌の中にも、長高もいくらも候、闕給たりとは、いかゞ沙汰候つらん、申ても／＼常時他門とて、此御當家の御歌樣を、とかく申候なる輩は、誰にて候や、承出候はゞ、我等樣の不堪の者にて候とも、問答仕候はんに、よも口をばきゝ候はじと存候、頓阿も慶運も、つゐには此御門弟に成候しかば、よも彼等が子孫弟子など、申者候とも、左樣に口に任たる事は申候はじと存候、さては御子左方の事は、兩神の御加

し事神に通じたりしかば他家の人なりとも、後生としてたやすくその義をやぶりがたし、いはんや子孫たらんをや、〇中略たとひ人丸赤人來て、今の如く讀べきよしをなん敎へ侍るとも、彼卿の身としては、及ばざらんまでも藤なみの末をこそ思ふべきにて侍るに、かけはなれたるすがたをのみ好みよめる事、家におきても不孝なり、道におきても不義なり、心あらん人は、此一義にてもかのあやまりは知ぬべきにて侍るまたあらぬすがたなりとも、歌だにもおもしろく侍らば、さる一すがたもやとおもひ侍るべきを、歌さだにもきこえぬやうなれば、かたがたしかるべしとも覺え侍らず、

〔梨本集三下〕僻案集に書し事は、大形僻言也、邪推ながら、是は爲世卿の門弟ども、爲兼卿の歌日出にて、此風體に諸帝王攝籙臣かたむきて、玉葉風雅の兩撰集有しゆゑに、そねむ心にひかれて、定家卿の名をかり、僻案抄をも書出したるにや、此次而に中千種六條内大臣有房公は千種頭中將忠明の祖父なれば、大覺寺殿方の人たるべし、然れば爲世卿の門弟たるべし、歷遥の後野守鏡と云書を作り、爲兼卿の歌をそしる、

〔落書露顯〕日本歌の家の事、俊成卿より定家卿のたゞ一流に成て後、爲家又三門わかれにしにや、爲世、爲兼、爲相卿等なり、其世にも冷泉家〇相續の事は、家を繼、秘抄等相傳の事は、世のしる處なり、今爲世、爲兼卿兩跡みな絶給て、有名無實にながれて侍し、末流爲明卿、爲重卿跡まで絶はてられしかば、兩神のすて給けるなるべし、しかるを今爲尹卿〇爲相孫の風體の是非、いづれの歌仙、いづれのよみ口、世にし殘おはして難せらるゝぞや、たとへば歌のすがたは、昔より父の歌ざまにその子息の歌ざま不似、師の風に弟子の歌のかゝり不似、しかれども十體の内をいでざるがゆへに、上手の品はあらはれにき、あまさへ爲尹卿は、爲相卿の歌ざまに似給ためるぞ、吹毛の難はいかが侍らん、〇中略爲尹卿の歌ざまも、一體新くして、天骨のおはしますにや、俗歌あなめづらしとき

みな其道を傳ふる人、その義をあやまるよりすたれ行事にて侍れば、歌の道も歌の家より失せん事、力なき事にて侍る。かの卿は御門の御惠深き人にて侍なるに、これを誹りてみつしほのからきつみに申しづめられん事もよしなかるべきわざにて侍れば、委そのあやまりを申がたし。〇中略あら〳〵申べしとて語りし事どもをなんしるしおける成べし。

一心を種として心を種とせざる事〇中略爲兼卿の歌は、心をたねとするぞとなればともかくも、たゞ思はんやうにその心をたゞちによむべしとて、詞をもかざらず、物がたりをするやうによめるいまやうすがたの歌ども、げに玉津嶋の明神も、わかの浦浪に御耳をや洗ひ給らんと覺え侍り〇中略すべて歌の趣をそむけるうへは、わきて申べきにはあらねど、殊に彼卿の秀歌なりといへる二首の歌を、これかれにかよはして、その難を申侍べし。

　なけとなる有明がたの月影に郭公なる夜のけしき哉

　荻の葉をよく〳〵みれば今ぞしるたゞおほきなる薄なりけり、まづ郭公なるといへる、なるの字はいかなる義ともおぼえず、駿河なる富士のたかね、信濃なる淺間のたけなどいへるなるの字は、その所にある義にて侍り、しかあらば郭公のある所に、よの氣色のみゆべきにや、もしまた郭公のなきぬべきけしきになる義にて侍らば、すでに上句に、なけとなる氣色、有明がたの月影にくもりなく見え侍るうへは、下句にさのみかさねて郭公なるといはずとも、その氣色見えざるべきにあらず、いづれの義につきても耳にたちたる時鳥なるにや、〇中略つぎに古き狂歌にいはく、

　十五夜の山端いづる月みればたゞおほきなるもちゐ成けり、このもちゐのすがたに大きなるすゝきはたちまがひて侍れば、おかしからぬ狂歌にてこそ侍るめれ、俊成卿は〇中略すでに俳諧にかよへる、猶これをそしれり、いはんや狂歌に同じからんをや、俊成卿は和歌に長せ

臣之今案、併任列祖教誡也、咸家卿遺鎌倉右府(實朝)狀云、近代乃人波思得多留風情於、三十一字爾云津々氣无事於先登志天、更爾姿詞乃趣於志羅須云々、然而爲兼卿欲稱自身於堪能者、詠歌更不似先賢之秀逸、欲假所學於祖父者、存知又不叶當家之庭訓之間、術盡之餘、爲隱自身之不堪、稱寛平以往風體、不避病、不憚禁忌、不嫌詞、不飾姿、唯以世俗之詞、僅詠眼前之風情歟、以此趣授諸人云々、豈非背祖先之義意、爲當道之陵廢者也、不可不歎、不可不怨、(中略)

一同狀云、彼卿相傳文書者、定家卿自筆古今集一部、貞永記廿巻、青表紙源氏物語一部、於源氏物語者爲氏卿存日、猶被借失了、於今者一向無之云々、其外自武家邊、不慮令相傳、俊成卿自筆古今歟、又龜山院御時、被借召爲相卿所被下之記録一合、雜文書少々、是又永仁、宿所同燒之時悉燒失云云、

爲世所持之文書等、爲兼卿不可存知者也、胸臆荒涼之申狀、比興也、凡諸道文書之法、以相傳爲最、爲世所著歟、代相傳之文書也、又於繼母抑留之文書者、先七合被召下之間、皆爲雜文書之間、被返遣畢、其後猶有其沙汰、自後一條關白家、任目録十七合被渡沙汰畢、御沙汰之次第、當道之面目何事如之哉、而龜山院御時、被借召爲相卿所被下之記録一合云々、此條殊矯飾申狀也、元來爲被下亡父重々有其沙汰、所被責出也、更非借召之儀、於事奉忽諸弘安勅儀之條、尤可斟酌歟、又蓬屋炎上、弘安永仁兩度也、於文書者、雖一紙不燒失者也、世之所知、人之所存也、

〔野守鏡上〕この春、昔の友にて侍りし人尋まうできて、昔今の事どもかたりしつゐでに、この比爲兼卿といへる人、先祖代々の風をそむき、累葉家々の義をやぶりてよめる歌どもすべてやまとことのはにもあらずと申侍しかど、彼卿は和歌の遺風たえず傳はりたる家にて侍れば定めてやうこそあらめと思侍しほどに、くはしく思ふ事もなくてやみにき、今又これをうれへ給へるにこそ、まことのあやまりとは思ひしり侍ぬれといふ(恐有脫)に、かの僧あざ笑ひて、(中略)内外の法

〔延慶兩卿訴陳狀〕一同狀〇藤原爲兼訴狀云、〇中略於爲世卿者、〇中略於歌道者疎學之至、可耻可悔、无道于陳
謝者乎云々、〇中略

於疎學之事者、不及列祖之條勿論歟、但爲世從十五歲爲當道練習、從父祖入道送年序畢、其間受三代集之說、傳撰歌之古實畢、對客人授說之時、猶以招引而令聞之、又於最後病床重受三代集說畢、始中終事、彼卿〇藤原爲兼爭可存知乎、凡亡父〇爲氏爲從祖父〇爲家五十餘年、爲世從亡父三十餘年、每致晨昏之禮、莫不談家業、世以所知也、又後嵯峨院御時依可有千五百番歌合、被召百首歌之間、令見愚詠於祖父入道之時、地體風體神妙之由、載奧書畢、如此奧書、於彼卿者不可所持者也、如彼卿自稱者、自文永七年至建治、所學之年限、可謂雲泥、祖父存生之時者、稱爲關東下向、屬亡父令懸望之間、於三代集者、如形雖令聽、有子細云々、忘彼芳恩、及无窮之過言之條、非人倫之法歟、至沒後者、亡父與繼母、阿佛違背之後、彼卿父子、追從阿佛而僅習當道事歟、仍非父祖之正說之間、云風體、云訓說、遍違當家之說者也、於是條者、世所知也、人所歌也、

一同狀云、於彼卿者、成師弟之禮輩、纔以付墨爲肝要歟、不授詠歌之故實條、世以无其隱、且定家卿書置之趣、不依詠千首萬首、自詠十首二十首受口傳、得失可玄隔之旨炳焉也、稱合點付墨事、後法性寺入道關白〇兼實被好和歌以降間出來、此事次第所令繁昌也、歌之是非、自身令分別之樣、以授之爲本意者乎、爲世卿旁以非撰者之器、爲顯其身、不可猥及无道之濫訴歟、俊成、定家、爲家等卿者、庭
訓相續故□道之奧義云々、

付墨於和歌事、從後法性寺入道關白之時出來云々、依之申不可然之由歟、然者詩歌合、又後京極攝政〇良經之時始之歟、可爲同前歟、尤不審、次不授詠歌故實云々、證據何事哉、爲世元來雖耻管見、愁守父祖之庭訓、致後輩之風諫、其趣、詞者慕舊、心者求新、而先花麗幽玄之體、棄世俗凡卑之詞、雖爲萬葉集三代集、有不可學之體、有不可玩之詞、近代之人之所詠出之心詞、雖爲一句、不可用之由也、是非老

よも侍らじ、先達の事は恐れあれど、識るにはあらず、人々の心の好む所のくせ〴〵を申也、彼朝臣はすべて證歌をひかへ、道理を正して歌をよまぬ人にて侍る也、其身堪能至りて、云程の事みな秀歌の體也、年老て後は、いよ〳〵傍に人なしと思ひて、心の泉の涌に任せ、風情のよりくるに隨て、おぢず憚らずいひつゞけ、櫻麻のをふのからなしなど、いふ事も、それよりさきには見及び侍らねど、人の籬と思ひなして信仰する事也、されば基俊公は、歌は俊頼に損せられぬるぞ、彼眞似び給ふな、眞名の文字も書かず、知りたる事なきまゝに、童部の語る事につきて、無邊法界のいたづら事、歌によみ散らす物ぞ、歌の外道也とぞ常に侍ける、亡父俊成は師匠金吾基俊のいはれし事なれど、歌をよまん人、俊頼をもどきては、三十一文字はいたづら事に成なんとぞ申され侍し、並たる人は其短を見る、後の人はこのみに去たがふ也と云々、

私曰、六百有餘年の昔とても、人情に於て豈替らめや、先賢といへども、兩雄のあらそひ基俊俊頼斯の如し基俊の流は俊成、定家、爲家と連綿して、道榮え今の世に至り、和歌に携る輩、此流れに寄らざるはなし、俊頼の末は衰て後の世に絶果ぬ

〔耳底記二〕同〇慶長四年三月廿二日、參二吉田一閑談〇中略

一定家家隆のちは、あひだ柄よくもなくきこえたり、されども新勅撰に、家隆の歌を、あまた入られたり、是が定家のきざくなり、あひだのわるきは私事、歌のよきは公界なり、

〔徹書記物語上〕抑於歌道、定家を難せん輩は冥加もあるべからず、罰をかうむるべき事なり、其末流、二條、冷泉兩流にわかれ、爲兼一流とて三のながれありて、魔醯修羅の三目のごとくなり、互に抑揚褒貶あれば、いづれをさみし、いづれをもてなすべき事にもあらざるか、是等の一流は、みなわづかに一體をまなびえて、各あらそひあへり、至その誠にはめをかくべからず、かなはざるまでも、定家の風骨をうらやみ學ぶべしと存侍るなり、

基俊、なしつぼの五人の名に恐れをなしたまはんや、其難せし歌どもをみば、かならず下品の歌なるべし、尤理にあたりたる事をば褒美すべき所に、かへりてあやまれりと今の世まで存は、此道にくらきゆへなり、此道甚深の秘傳あり、ゆへにいづれの時にも知人すくなし、志る人すくなきまゝに、科なき基俊をつみ人になすなり、總別此無明抄を見るに、基俊のあやまれる事をおほくのせられたる底心は、俊成卿の威勢をそねみて、其俊成公の師匠を嘲らるゝやうに思はるゝなり、長明ほどなる世すて人にも、實の君子ならねば、同藝相妬むこゝろざしはうせざるとみゆ、長明は俊惠の弟子なり、俊惠は俊頼の子なり、俊頼と基俊とは同時の名匠なり、兩雄はかならずあらそふならひなれば、たがひに其非を見付ては難せられしと見えたり、いづれも理にあたりたる事ながら、今見ればはかなき凡情の妄念なり、されど是等は末生の後學になれば、用に立事なり、其上によく〳〵其時分の書物どもを見れば、近代の連歌師などのあた敵のやうににくみそねむにはあらず、またなかのわるかりしとも見えず、和歌の批判に至りては、面々のおもふ筋筋をかゝれたれば、互ににくむ所、好む所のかはりめなり、基俊の俊頼の歌を下手とかゝれし事も見えず、たゞ俊頼は無學にして、人の云ことをやがて本說となして、口のきゝたるまゝに歌によまるゝと難じ、又古歌にもなき詞をもあたらしく作出て、あを葉のぬさなどゝよみ、また水にかくるゝをみがくれと古歌にはあるを、此俊頼は水の心を捨て、身のかくるゝやうによまれし事を、基俊腹をたてゝ、俊頼は此道をみだす人なりと申されしことなり、是みな理にあたりたる批判なれば、あながち中わろくてそねみたる詞にはあらざるべし、

〔翁草百九十七〕一餘材抄　源俊頼朝臣は、帥大納言の子にて、殊勝の歌よみ父子二代並ぶ人なし、彼朝臣の歌に、とへかしな玉ぐしのはにみがくれてと有しを、定家卿難じ給ひて、みがくれ、みこもり、みぎは、みさひなど申事、水によせずば更によむべからず、但俊頼朝臣の歌よりさきの歌は、

被下候事など有之候、此餘數代被相勵候家々も有之候得共、家業と申ニ者無之、只堪能之仁江は、傳流之家より相傳有之候而、宗匠家と被相成候事ニ而、假令家業ニ被致候家々ニ而も、傳授無之節者、宗匠とは難申、夫故宗匠家は其時世ニ而相違有之候、當時宗匠と申候家々は、閑院彈正尹美仁親王、有栖川一品龍淵親王、冷泉入道前大納言等覺、冷泉前大納言爲章卿、久世前大納言通根卿、芝山前中納言持豐卿、風早前中納言實秋卿、外山前宰相光實卿、巳上六家當時之宗匠家ニ候、芝山外山兩家は、當代ニ至初而宗匠ニ被相成候事ニ候、此餘武者小路、淸水谷、正親町、日野、水無瀨等之家々、宗匠ニ被相成候近例も有之ながら、當時其沙汰無之候、

〔風のしがらみ下〕寬延の比にや、上冷泉爲村卿へ宗匠の御ゆるされありしに、下冷泉宗家卿は、さしもたけ官位も上﨟なりければ、述懷の和歌を詠せらる、

わかの浦にたちまじはるもはづかしや獨色なき松のことのは、此歌叡聞に達しければ、宗匠御免ありしとぞ、

歌道五學

〔戴恩記下〕基俊の歌みしりたまひたるよしをにくみ、あるはらぐろき者、後撰集の中のわるき歌どもの人しれぬを、己が歌に書まじへて見せけるを、なに心なく批判してかへされければ、彼ものよろこび手をうちたゝき、金吾は梨壺の五人より上手なり、後撰集の歌を難せしとて、世上をそしりありきしと、無明抄に鴨長明のせられたり、此腹ぐろきものよりも、長明の心ねあさましく、又歌道の本意を知らざるやうにみえて、かへりて耻をかゝるゝ也、○中略秀歌と云物あるに付て、よからぬ歌も有としるべし、總別古今一部は、一世界を表し、人の一生涯をかたざるといへり、いづれの集もみな〳〵かくのごとし、公任卿和歌の九品をえらびたまひしにも、上品上生のうたも下品下生の歌も、人丸の御歌ならずや、されば人丸赤人の歌にも、歌くづ有と知るべし、俊成卿の千載集撰ばれし時、われは人をば見ず、たゞ歌をのみ見ると仰られしも是なり、としもの

烈（藤右衞門、于レ時大御番、此頃は鐵作と云しにや、后御代官、其後小普請、直に組頭、御勘定吟味役、日光奉行、任二飛驒守一）が二條の宿直勤て下り侍りし時、彼二見の浦の事、安藤に尋侍りしかば、爲泰卿の彼一帖見玉ひて、二心をつかふことは武士のうへにはあるまじきなるに、又中にかゝる人もありけりとて稱美有たるよし、安藤が語りたりとて、傳へられ侍りぬ、

〔寄居歌談 二〕千種有功卿ときこゆるは、わかくおはしまし丶ほどより、六條家を執したまひて、かのかたざまの歌のふりをいとよくよませ給へり、やんごとなきわたりとだにいへばみな二條家なるを、此卿しもひとりぬけ出て、あとを改め給へるに、まづ御心の雄々しささへおもひやられて、むべこそよみくちもすぐれさせ給へるなりけれと仰がるゝぞかし、金玉どもいとおほかる中に、

くれなゐににほへる鶴のいたゞきは八千代ふりにし霜やそめけん、殊に心ひかるゝ言のはなればものしつ、

〔諸家家業記〕和歌

上冷泉、飛鳥井、烏丸、中院、三條西、

冷泉は五條三位俊成卿之子孫ニ而、定家家隆之流を傳へ、歌道相傳し、世々箱傳授と稱し候家ニ而、別ニ他家より之傳流を不レ被レ受、父子代々相傳之箱被二取傳一候、尤傳授之箱開見之節者、其趣被レ及二奏聞一候上ニ而開見有レ之候由、勿論下冷泉者、同家之義ながら庶流ニ候得者、上冷泉より傳授有レ之、地下之添削等被二免許一候迄ニ而、箱傳授之義者、上冷泉一家ニ限り候事之由、飛鳥井家は、參議雅經卿以來、歷代家業相傳し冷泉飛鳥井兩家者他流とは別段之事ニ而、御會等之節、御題をば兩家之内より被二差出一候事ニ候、三條西者逍遙院内府實隆公以來、烏丸者光廣卿、中院者通村公之比より、今日ニ至候迄、代々家業のごとく成り來り候、中院家者、通茂公之時、家業出精ニ寄貳百石御加增

は冷泉民部卿爲泰卿の父入道爲村卿より連綿して、門人數多ありて、家流繁榮するを□□□入道爲村卿六十六ヶ國に門人ありしとなり、□□羨れて頻に門下に追從ありて、點削も又不滯、褒詞多く加へて、人の思ひ付ことを第一にして、弟子を求め尋られけり、

いにし天明元年十月、春は障りありて年頭の勅使十月下向あり、其時爲泰卿新女院使にて下向ありけり、日野大納言殿も同じく院使にて下向ありて、兩卿共に愛宕下青松寺に旅宿ありけり、翁〇森山事盛も入道爲村卿より二代の御門人なりければ、旅館へ罷越て爲泰卿の對面賜りけるが、父入道より連綿して門人數多關東に有ければ、晝夜尋訪の贈物引もきらず、大名小名ともに對面の爲入來るやから、時爭て絶る間なし、大名は日々夜々伺候の使者數をしらず、旅館は鑣をたつるの席も無りしが、雜掌安藤喜內江戶□府中、晝夜眠ることあたはず、類なき繁昌のことなりけり、歸京の後彼是取調たれば、金千兩に餘りたりといへり、此時資枝公同所に旅宿して、此有樣を頻に羨れて、俄に和歌出精ありて、やう〳〵點削勅免ありたりといへり、爲泰卿、父入道殿よりは、一際引しめて、花やか成ことは夢々なくて、實直丁寧を盡されければ、褒詞とても少く、事每に念を入られける、點削も滯りがちなりしなり、宮部義正號入さ云、松平右京大夫家中、横瀨侍從貞臣駿河守高家内藤甲州正範元石野貴邁が取立、冷泉家御門人、を始、年久しき冷門のやから、多く日野家へ移りて、剩へ宮部は爲泰卿より此道の勘當狀を被送、破門せられけり、花に染心の者は、次第々々に色みへてうつろひけり、其頃日野と冷門のあらそひ、世の中にも云しろひて、等閑ならず申あへりしに付て、翁も二見の浦の記といふ一帖をつゞりて號調にあり奥に、あらそひてひろふ心のうつせ貝二見の浦に何とよすらん、とよみて、安藤喜內が許に送りたりしが、其後又詠艸奉りける序に、

二重には引ぬ習のあづさ弓八幡の神もかけてしるらん、とよみて奉りたり、月日へて三橋成

〔風のしがらみ　上〕京極黃門五百年遠忌に、爲久卿三十一首の歌中に、

しきしまの道の敎は一すぢを誰がまよひよりわかれそめけん、是は和歌の傳授、二條家と冷泉家と二つにわかれしことをよめるなるべし、

或曰、冷泉家より爲久卿はかくよみ給たれども、敎一すぢにあらず、全き敎は二條家のみに傳はりて、兩家の敎ことなりとぞ、

〔老のくりごと〕淸岩和尙云、我は爲秀卿了俊の末葉に侍れども、歌はたゞ定家慈鎭のむねのうちを直に尋うらやみ侍り、くだりはてたる家の二條冷泉をばしたひ侍らずと常にかたり給し、誠に向上直路なる哉、

〔詠歌大概秘決直談抄〕爲兼卿風體あしくよみなせるを、頓阿少よみなほせり、爲兼卿は、伏見院へ和歌を指南申されし時、只詞をめづらしくとばかりありしとなり、

頭註　爲兼卿は定家卿の曾孫也、二條冷泉をはなれ、爲兼一流とて立られし也、定家卿は詞はふるくと仰られしに、爲兼卿は詞はあたらしくと申されたり、大成相違也、

〔增鏡　十二浦千鳥〕爲兼の大納言は、爲氏の大納言のをとゝに、爲敎右兵衞督といひしが子なり、かぎりなき院〇伏見の御おぼえの人にて、かく撰者〇玉葉和歌集撰者にもさだまりにけり、そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへこのみよませ給御歌のすがたは、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなんありける、

〔今來風躰抄〕一後光嚴院殿、爲定卿のさまをよませたまひし事は、愚身靑蓮院宮に申さたによりて、如此詠せしめたまふなり、御流の伏見院殿やうはすてられき、いかさまにも異風は不苦事なり、

〔螢の燒藻の記　上〕日野大納言資枝卿、和歌點削勅免ありて、關東にても門下に入人多かりけり、實

流派

●東下野守常縁
●雅世之傳
後花園院
甘露寺亞槐親長
御同姓柏木殿
●雅親之傳

●後水尾院
後土御門院
大將軍義政公
大舘伊豫守尚氏
岩山道堅
●爲定之傳――後光嚴院
●爲重之傳――後小松院

岩倉黄門具起
●良仁王勅傳――仙洞
烏丸亞槐資慶――近衛傳陸基熈公
中院亞槐通茂卿
●弘資之傳――黄門資茂卿
●實顯之傳――亞槐公業卿

〔大江戸倭歌集一〕大江戸倭歌集序　源光世

抑近き世となりては歌のさまぐさ〴〵にわかれて、二條六條のすがたをまたひ、冷泉飛鳥井のながれをくみ、眞淵宣長が學にならひ、千蔭春海らの敎にもとづきて、こゝろ〴〵になりぬるを、敷島の道のひろくおもひなして、書あつめければ、歌の姿のさま〴〵なるも、思ひ〴〵に好む所のみえて、人の面の同じからぬたぐひとやいはん、○下略

〔東野州聞書〕一同年二〇寶德二年卯月朔日、招月庵へ今年は始てまかりたりしに、色々物語侍しうち、二條、冷泉のさた有、二條家の歌の趣は、

白雲の春はかさねて立田山をぐらが峯に花にほふらし、冷泉は、更に一體にあらず、とりても本とするは、□千種の花に亂れあひて鳳よりうへの宮城野の露、されば爲兼卿玉葉の内にも、あまたの體をえらび入て、牛のあゆみにたつ塵のかせさへあつき夏の小車も入れりと語られし、いかゞ賢愚を辨ざるうへ、ともに書載る也、後見可有其用捨歟、二條家は一體に定と招月心中におもひけり、一體なりとも正體に侍らばいかゞ

○後成之傳
後鳥羽院
後京極良經公
慈鎭和尚
堀川大納言通具
從二位參議雅經
壬生二品家隆
圓位上人
●定家之傳

鎌倉右府實朝
西園寺相國公經公
久我相國通光公
衣笠內府家良公
中納言基家卿
仁和寺道助親王
世尊寺修理大夫行能
葉室大納言光俊
●爲家之傳

知家卿
行家卿
後嵯峨院
鎌倉宗尊親王
信實大納言
津守國冬宿禰
宇津宮下野守泰綱
東中務丞胤行
●爲氏之傳

龜山院
●爲世之傳

後宇多院
尊圓親王
●頓阿之傳

●宗祇之傳

二條博陸良基公
大將軍源尊氏公
小倉黃門實名卿
●堯孝之傳

一條禪閤兼良公
轉法輪內府公保公
三條左府實量公
細川讚岐守成之
飛鳥井亞槐雅世卿
片岡近江守宗永

近衞太閤政家公
三條西內府實隆公
姉小路亞槐基綱公

後柏原院
伏見殿貞敦親王
大內左京大夫政弘
●公條公之傳

後奈良院
轉法輪相國實香
中御門亞槐宣秀
●木戶實範之傳

●三條西內府實世公

正親町院
阿野亞槐實顯
中院黃門通勝
水無瀨黃門兼成
●玄旨之傳

中院內府通村公
烏丸亞槐光廣公
●智仁王之傳

妙門堯然親王
聖門道晃親王
飛鳥井亞槐雅章卿

上書　日野前中納言、烏丸卜山(光胤)御弟也

追而、日野家返答令傳達候、以後は直ニ可有御通路、申達置候也、

御狀令披讀候、彌御堅固目出度存候、抑今度日野家和歌入門之事、無滯相濟重疊之義存候、右爲御祝儀、干鯛一折送給、御念入候事共、大慶之至候、以後同門之事候得ば、御懇篤幾久可申承候也、

三月廿三日　光實

大山宗次郎殿

上書　外山刑部大輔(是ハ御門入口入人也、烏丸卜山御末子也、)

〔佐喜草序〕吾友梅軒翁(常操)烏山(ﾏﾏ)ときき島の歌をいみじう好みて、年若き頃より、京にしては芝山前大納言持豐卿に名簿を奉り、この江戶にしては、橫瀨侍從貞臣朝臣、また內藤甲斐守正範ぬしに從ひて、其かたの姿をもはら學ばれけるに、(中略)天保八年酉の睦月、

九江亭主人　本間游淸錄

〔和歌相傳系圖〕和歌一流經信家六條家圖

∴醍醐天皇——朱雀院——村上天皇——圓融院——一條院——後一條院——後朱雀院——

後冷泉院——後三條院

桂大納言經信——修理大夫顯季——左京大夫顯輔(三男)

大納言俊賴——淸輔朝臣

俊惠法師——鴨長明——顯昭法橋(五男)

寂蓮法師——後堀川院——有家卿

御門人にて、關東の歌目代を蒙り居しが、はやく人ありて、此事を告ぐる有りけり。○下略

〔一話一言 二〕日野家へ入門和歌

天明二年丑三月廿一日、日野前中納言資枝卿へ御入門の和歌、

寄ㇾ松祝　　淳時

老の波かけて千とせもいくかへりかげたのまゝし和歌の浦松

寄ㇾ道祝　　孝之

和歌の浦やあしべの田鶴の幾千歳なれてふみ見ん敷しまの道　　りつ

神代よりよゝにたへせぬ日の本のさかえ久しき敷しまの道　　景貫

さかへ行道は難波津淺香山よゝのことばのかぞいろにして

淳時先生、かつて烏丸大納言入道卜山君へ御入門ありしによりて、此たび寄ㇾ松祝といふ題を賜りたるなるべし、

御狀披讀候、彌御堅固御勤仕、目出度存候、抑此度御詠御相談之事被ㇾ示聞、乍ㇾ未練之儀、御同意申候ニ付、御詠被ㇾ爲ㇾ見、目出度加ㇾ汚墨候、幾久可ㇾ申承候、御念入爲ㇾ御祝儀、御馬賜ㇾ之、忝存候、奥方御同樣、御相談幾久敷目出度存候、御詠同合點候爲ㇾ御祝儀、御念入候目錄之通給ㇾ之、大慶存候、宜ㇾ被ㇾ仰ㇾ達候之樣願存候、猶幾久不ㇾ相替可ㇾ申承候也、

尙々家來へも拜受物、是又御念入候儀畏候也、

三月廿一日　　資枝

大山宗次郎殿

に、經文の連歌を興行せしに、

紹巴

せめてよをあかせなごりもなつの月

永閑

ほどは雲井の山ほとゝぎす

此とき、丸に面八句をかゝせしに、執筆の作法をこまかに敎へたまひし也、淸水宗我は九條殿下の御門人、丸も同學なれど、かれは老人にて、殿下うせ給ひし後に、丸がうけたまひのこしたりし事どもとひ侍りき、古田城勝は甲斐の信玄の御座頭にて、三光院殿の御雜談おほくきゝし人也、安休法師は、亡父が円弟なり、連歌の古實を丸に少し傳られし人なり、丸が父は、七歲にして東福寺の喝食となり、廿日に法華經一部よみおぼえしほどの智惠なれば、文珠喝食と世に申せし人なるにより、多能なりき、丸愚鈍にして其跡をまねび、諸道に心をかけしにより、今玉まつりにかぞふれば師の數五十餘人に及べり、ちゑと冥加となきにより、一藝にも達せず、くやしく侍り、後生の覺悟の爲に、かへりて耻辱ながら愛に委く記し侍る、いづれの藝なりとも、わかきときよりたゞ一筋にすてず稽古有べきことゝなり、

〔風のしがらみ下〕明和三年いつの月にや、公宴の御當座に呼子鳥といふ題に、有栖川職仁親王、

よぶこ鳥こゑする山の奥ふかき道しる人ぞ世にまれらなる、此御歌も實胼の比の二條流の宗匠、此宮の御門弟にて柳原と烏丸とおはせしに、烏丸光胤卿は籠居し給ひ、柳原光綱卿は薨じ給ひければ、是をなげき給ひし事なるべし、

〔泊洦筆話一〕一縣居翁江戸へ下られてより、〔○中略〕わがともがら、いかに復古の學をさなふとも、やむごとなき雲の上人に其心ざしあらずば、學の道廣く天の下に行はるゝことかたかるべし、さるに今此親王〔職仁親王○有栖川〕のかくまでおぼし入りたるは、わが學の廣く天の下におこなはるべきはじめなりと、よろこばれつゝ、とひくる人每に語られしを、三島景雄〔[illegible]〕有栖川家の

面目思出と存候處、國々間、身上にあて、覺しかば、

左ばしだによるべと頼む和歌の浦や海士の笘屋も波はあれつ、か樣に思ひつゞけてより後は、祖父常緣朝臣法名素傳、九十餘歲其跡添雖ㇾ踏、此道にも退屈之樣々、彌老おとろへて、一向今は念佛つぶ〳〵と、夜の明日の暮を不ㇾ辨仕、立不ㇾ敢之爲ㇾ體に候、先年常慶一札古新共、添狀なども、なつかしさのまゝ、不ㇾ計ㇾ求ㇾ便候、皆々家中ロロ可ㇾ相ㇾ讀候事尤專一候、恐々、

七月廿三日　　　　　　　　　　　　　　　　　壽昌院素山判

遠藤大隅守殿
御宿所

〔戴恩記　上〕一師傳なき人の、歌書よむをきけば、清濁をも辨ず、句切をも知ず、假名字をいたはると云事をも嫌はず、つむる所をもつめず、はぬる所をもはねず、口中の大事を志らざれば、開合をも知らず、かたはらいたき事也、凡世間の物の本をよむにさへ、桓武天皇の御宇に、御定め有て、內典をば吳音、外典をば漢音によむなり、まして歌書には、定家卿以來、二條家、冷泉家の兩流日月の光をあらそふがごとく、天下にかくやくたり、丸〇松永貞德がわかき時までは、いかなる初心のともがらまでも、師說を受ずして、歌書をのぞく事ははぢおもふ心あり、今のわかき衆は、人に物習ふ事をかへりて耻かはしくおもへり、〇中略丸が若年より歌學を仕り奉りしは、九條禪定殿下、細川玄旨法印なり、其外少々づゝも物習ひ申せしは、菊亭右相公、中院入道殿、飛鳥井大納言殿、同宰相殿、紹巴法橋、淸水宗我、城勝撿挍、安休法師等なり、此菊亭殿は三光院殿、〇三條實枝の御弟子、有識の方天下にほまれ有て、聚樂亭の度々の行幸も、このおこゞ一人の御はからひなりし、飛鳥井大納言殿にはなにもとひ奉りし事はなけれど、船橋におはせしとき、亡父〇永種が丸をめしつれ、御門人の御約束ありて、寄ㇾ道祝といふ題を下されし故なり、又御むまごの宰相殿には、會席の作法を尋奉りき、紹巴法橋は、丸が父の師匠の遠忌

もつゞけやすくなり、風情も心にうかぶに任て、その情をいひあらはすに相かなふ詞いかそへ出されき、そのうたを歌ごとに、爲秀卿に申合しかば、歌の心は同物にて、詞ごとて同じからまさりたる詞をなをされし間、それに隨ひて、次第に心づきし也、

〔落書露顯〕一愚老（今川貞世）が、冷泉家の門弟に思ひ定めし事は、爲秀卿のうたに、秋雨といふ題にて、

なさけある友こそかたき世なりけりひとり雨きく秋のよすがら、此歌いかゞ侍しにや、心にしみて侍しかば、門弟に成侍りしなり、

〔今來風躰抄〕一左相府より、誰をか歌の師にすべきとたづね承りしほどに、爲道卿は家の嫡なれども、爲重卿は爲定大納言の右筆をして、おほく故實ども承侍らんと擧申き、仍近來は一向爲重卿におほせ議せられ侍りしにや、

〔東野州聞書〕一寶德二年十二月二日、歌の事、常光院（堯孝）の弟子に罷成、則契約の狀書進す、

〔東野州聞書〕一二月（寶德四年）十八日より常光院（堯孝）北野社に參籠有氏世元胤同道申て、罷て一座有、（中略）此時、元胤和歌の道可爲弟子之由、契約有、春羈旅と云題にて、法印、

末とをく春をしめ野に敷島のみちをも契草まくら哉

〔東素山消息〕當時上意樣歌道御稽古有度雖被思召候、公武之歌道退轉之折ニ候キ、幸東家于今相殘事之始三好諸家一同被申上候、初當東山殿御代、公武之歌道斷絕之處、依爲定東下野守平常緣朝臣上洛、關白殿（政家）五、内大臣殿（實隆）三、右大將義尚（常德院殿）常緣被成師範、天下之歌道再再興之事、日本國無其隱候、是東家之爲規模處也、任先例可致京上旨去々年十月五日被成御內書幷竹內三位殿御書被相添訖、是繼絕家之可爲面目候訖、既上洛催處、將軍樣不慮之橫難御他界、及天下之亂事、一身之歎、愁淚之沈餘に、

大かたの袖だにしぼる五月雨に露井の外もくれがたの世や、今般上洛之儀被仰出候事、老後

〔徹書記物語上〕一雅經は定家の門弟たりし程に、代々皆二條家の門弟の分なり、たゞ公宴などにて、懐紙を三行五字にかゝるばかりこそ、雅經の家のかはりめにてあれ、其ほかは何にてもたゞ二條家と同じものなり、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、○藤原爲藤知家卿、父顯家非堪能、此道事雖微弱、京極中納言○定家取立諷諫之、彼家說も父よりは不受、中納言入道、其家說かやうなるぞとをしへたてられ、器量たりとて、歌合などにも毎度稱美之、新勅撰歌數なども被賞翫、老後まで尙門弟にて侍りしが、中納言入道逝去之後、向背の心出來て、實治御百首歌、非當家風體事共おほくよめり、不知恩事なり、

〔徹書記物語下〕一歌は極眞に詠は、道はたがふまじき也、されどもそれはたゞ勅撰の一體にてこそ侍れ、さしはなれて堪能とはいはれがたきか、是は只流にわかれしから、かやうに成て來れる也、爲兼は一生の間つゐに只足をもふまぬ歌を好まれし也、同時に爲世はいかにも極眞なる體をよまれしほどに、頓阿、慶雲、淨辨、兼好などいひし上手も、みな家の風をうくるゆへに、極眞の體をのみ此道の至極と信じてよみ侍りしかば、此頃よりも歌損じける也、流にわかれざりし以前は、三代ともに何のていをもよまれし也、

〔和歌深秘抄〕鹿苑院入道太政大臣家にて題をさぐりて歌よみ侍し時、述懐の心を權大僧都堯尋、

われまでは三代につかへて玉つしまかひある神の光りをぞ見る、この金玉おもしろさ、うちおきがたくこそ候へ、誠に三代になり候事、わが身○堯尋もおなじ事にて候、ためしすくなくこそ、

我も三代人も三代まで馴れきつゝ、ともにぞみがく玉津島姬、御覽候ごとく御自筆にて、殊更御判在之、等持院殿、寶篋院殿、鹿苑院殿、頓阿、經賢、堯尋、公私此三代にて候、

〔了俊辨要抄〕廿餘のころ、爲秀卿の門弟に成て、詠歌のをしへをうけて、朝夕よみもて行まゝに、詞

大寺のおとゞ(〇藤原實定)は左右なき手だりにていませしかど、その故實なく、高慢にして、今はよみ口後手になり給へり、そのかみ前大納言など聞えし比、道を執し人を恥てみがきたてたりし時のまゝならば、今は肩をならぶる人すくなからましを我いたりにたりとて、此ころよまるゝ歌は、少しも思ひもいれず、やゝ心づきなき詞打ませたれば、何によりてか秀歌もいでこん、秀逸なければ、又人もちひず、歌は當座にこそ、人がらによりて、よくもあしくも聞ゆれど、後朝に、今一度閑に見るたびは、さはいへど、風情もこもり姿もすなほなる歌こそ見どをしは侍れ、かく聞ゆれば、をこのためしなれど、後惠は此頃も、たゞ初心のごとく歌を案じ侍り、又我心をばつぎにして、あやしけれど、人のほめもそしりもするを用ゆなり、是は古き人の教侍し事なり、此事をたもてるしるしにや、さすがに老はてたれど後惠をよみ口ならずと申人はなきぞかし、また〳〵こと事にあらず、此故實をあやまたぬ故也、

〔井蛙抄 六〕雜談

又云(〇藤原爲家)家隆は寂蓮が聟也、寂蓮相具して大夫入道和歌門弟になりき、禪門被申云、此仁未來の歌仙たるべし、見參のたびに難義などいふ事をばとはず、いつも歌よむべきまさしき心はいかにと侍るべきぞと、いふことをとふとて、被感云々、

〔井蛙抄 六〕雜談

辨入道(〇[illegible])の書たる、續後撰の難といふ物を先年見侍りしに、成茂あづまへ下て、すてはてず塵にまじはるかげそはゞ神も旅ねの床や露けき、と云うたの詞に、涙のこぼれければとか、ゝれたるを、よくぞ其時涙のこぼれける、一の瞻さしの寂西が、紋虹にて詞がき杯にかやうの事あるぞとかけり、誠に他に異なる門弟なり、隆信と定家と一腹の兄弟なり、(〇隆信母、美福門院加賀、若狹守親忠ノ女、後嫁俊成、生定家)それよりことにあさからぬ爲門弟歟、

ありと云々、

〔袋草紙三〕和歌ハ昔ヨリ無師、而能因始長能ヲ爲師、當初肥後進士トイヒケル時、モノヘユクアヒダ、於長能宅前テ車輪損了、仍車取遣之間、入彼家テ始面會、雖有參仕之志、自然過之間、幸有如此事、其由ヲ談相互契約、能因云、和歌者何樣可讀哉、長能云、山フカミオチテツモレルモミヂバノカワケルウヘニシグレフルナリ、如此可詠云々、自此爲師、仍玄々集ニ多入長能歌也、予案之、件歌ハ嘉言歌也、仍以後進歌爲證哉、若口傳僻事歟、賀陽院一宮歌合ニ、能因歌云、

はるがすみしがのやまごえせし人にあふこゝちするはなざくらかな、時人不得意之由ヲ稱云々、或人問能因云、此御歌世以爲不審、其趣如何、能因無答、仍興違シテ起座退去也、時能因竊云、故守ハ歌ヲバカヤウニヨメトコソアリシカト、ツブヤクト云々、稱故守長能也、

〔長明無名抄〕一五條三位入道○俊成談云、そのかみとし廿五なりし時、基俊の弟子にならむとて、和泉前司道經をなかだちにて、かの車にあひのりて、基俊のいへに行むかひたる事ありき、かの人その時八十五なり、○中略さてのどかに物語して、ひさしうこもりゐて、いまの世の人の有樣などもえしり給へず、この比誰をかものしりたる人にはいひたるぞと問れしかば、九條大納言伊通大臣中院大臣雅定などをこそは心にくき人とは思て侍めれと申しかば、あないとをしとてひざをたたきて扇を高くつかはれたりし、かやうに師弟の契をば申たりしかど、よみ口に至りては俊頼には及ぶべくもあらず、俊頼いとやんごとなき人也とぞ、

〔長明無名抄〕一俊惠に和歌の師弟の契結び侍しはじめの言葉に云、歌はきはめたる故實の侍なり、我をまことに師とたのまれば、此事をたがへらるな、そこはかならず、末の世の歌仙にていまそかるべきうへに、かやうの契をなさるれば、申侍なり、あなかしこ〳〵、我人にゆるさるゝ程になりたり共、證得して我はきそくしたる歌よみ給ふな、ゆめ〳〵あるまじきこと也、其故は、後德

しなり、又有說に、和歌に師匠なしとは、和歌の本分なり、あめなるやをと七夕のうながせると下照姫のよみたまひし已前には、歌と云事もなしといへり、是又不審なり、さやうに申さば、一切の事みな太極より出たり、わか一道を師匠なしといふべき謂なし、かやうに色々に了見すれども、相傳せざればゑることあたはず、師匠なしとあるとて、師匠はなきものとおもふは、佛法に文のごとく義をとるは三世諸佛の怨といへるにおなじ、爰は詠歌大概の内に、大事の秘說あるところなり、又此語は天子に父母なしといへるにおなじ、天子とて天よりふりたまふにはあらず、父母おはしませども、常の人間にあらぬ道理あればかく云り、和歌にも師匠もあれども、ことみちにかはりて、師匠いらざる理あるによりて、師匠なしとは云へり、此正義はおぼろげの人にはつたふべからずと云々、

(廿一代集後談)公任は高名の歌人、此道を中興す此時の歌人は此卿の門弟也、世にながれ傳はる、能因は長能が弟子、實方は元輔が婿にて後弟子となれり、源賴政、鴨長明は、俊惠が弟子と成、忠度、家隆、有家は俊成の弟子也、知家、光俊は定家の弟子、六條行家、飛鳥井雅有、東野州素暹は爲家の弟子、頓阿、兼好は爲世の弟子、今川了俊は爲敎の弟子、徹書記は、初は今川範政の弟子、基綱、實隆、道堅は雅親の弟子也、濟繼は實隆の弟子にて、古今も傳授せり、玄旨法印は三光院實枝公の弟子、也足は、初は三光院の弟子、後玄旨弟子となる、光廣玄旨の弟子、通村は父也足の跡をつぐ、後水尾院初は近衞關白信尹公に習ひ給ふ、其後八條宮知仁親王より古今御傳授、其後實條、光廣、通村に御歌の點させ給ふ、雅章は初より後水尾院の御弟子、資慶、弘資、初は通村の弟子、後は御弟子也、通茂もおなじく御弟子なり、道晃法親王、良恕法親王は通村の弟子也、此二法親王は圓淨法皇〔[illegible]〕より古今御傳授也、この時節に、雅章卿も古今御傳授す、其後勅定あつて新院〔[illegible]〕古今御傳受の時、資慶、弘資、通茂の三卿、同時に古今御傳受成就せり當年〔[illegible]〕四月今上帝〔[illegible]〕新院より古今御傳授

あしなどさだめらるゝほどに、いさゝかなる御文をかきてたまはせたり、あけて見れば、

もとすけがのちといはるゝきみしもやこよひのうたにはづれてはをる、とあるを見るに、をかしき事ぞたぐひなきや、いみじく笑へば何事ぞ／＼とおとゞもの給ふ、

その人の後といはれぬ身なりせばこよひのうたはまづぞよまゝし、つゝむ事さふらはずば、千歌なりともこれよりぞ出まうでこましとけいしつ、

〔いざよひの日記〕くわとく門院の新中納言ときこゆるは、京極の中納言○定家の御むすめ○中略さる人の子にて、あやしき歌よみて人にはきかれじと、あながちにつゝみ給しかど、はるかなるたびの空おぼつかなさに、あはれなることゞもをかきつゞけて、

いかばかり子をおもふつるのとびわかれならはぬたびのそらになくらん、と文のことばにつゞけて、歌のやうにもあらずかきなし給へるも、人よりはなほざりならずおぼゆ、

〔言塵集〕定家卿は、和歌に師なし、以心爲師と仰られたれば、大かたにやすく心得られたるを、人毎の心には、外よりとほく求出すべき様に存故に大事也、

〔戴恩記上〕一和歌無師匠とあれば、師傳といふ事有まじきと思ふ人あり、それはおろかなる事なり、是にまづ兩說あり、一には和歌は舜諷などのやうに、古ごとをくちまねする事にあらず、あたらしくよみ出すによりていふといへり、一には上古の歌仙をたづぬるに、師匠は見えざるによりいふといへり、此兩說いづれも云にたらず、萬葉集を見るに、あさもよひきとつゞくることをば、人丸すでに石川のなにがしよりつたへたまひたると見えたり、能因は長能にならひ、俊成は基俊よりつたふ、またかならず直傳ならねども、たとへば孟子のみち千載の後に程子のつがれしがごとく、自解佛乘する人もあるべし、つらゆき云、小野小町は古の衣通姫のながれなりとあれば、和歌に師弟のなきにはあらず、今も人丸の御弟子あるべしと、幽齋法印はつねにのたまひ

おはしまして可目出候、無案内のともがらは、如此おほせきかせられ候はでは、心得わくまじく候、〇中略子孫までも、此御門弟にてとをるべきよしふかく思をき候間如斯張行仕候、誰々も御同心候はん事可爲本望候、

雛の子もいかで忘れん老鶴のたつかた思ふ和歌の浦路を

應永十年正月日　　了俊在判

〔枕草子五〕くちをしきもの〇中略

なにかこのうたすべてよみ侍らじとなんおもひ侍る物を、ものゝをりなど人のよみ侍るにも、よめなどおほせらるれば、えさぶらふまじき心ちなんし侍る、いかでかはもじのかずしらず、春は冬の歌をよみ、秋は春のをよみ、梅のをりは菊などをよむ事は侍らん、されど歌よむといはれ侍しすゑ〴〵はすこし人にまさりて、其をりの歌はこれこそありけれ、さはいへどそれが子なればなどいはれたらんこそ、かひあるこゝちし侍らめ、つゆとりわきたるかたもなくて、さすがにうたがましく我はとおもへるさまに、さいそによみ出侍らんなん、なき人のためいとほしく侍るなど、まめやかにけいすれば、わらはせ給ひて、さらばたゞ心にまかす、われはよめともいはじとの給はすれば、いと心やすく成侍ぬ、今は歌の事思ひかけ侍らじなどいひてある比、かうしんせさせ給て、内大臣殿〇藤原伊周いみじう心まうけせさせ給へり、夜うち更るほどに、題いだして女ばうに歌よませ給へば、みなけしきだちゆるがし出すに、宮の御まへに近くさぶらひて物けいしなど、こと事をのみいふを、おとゞ御らんじて、などか歌はよまではなれゐたる、題とれとの給ふを、さる事うけたまはりて、うたよむまじくなりて侍れば思ひかけ侍らず、ことやうなる事、まことにさる事やは侍る、などかはゆるさせ給、いとあるまじき事也、よしこと時はしらず、こよひはよめなどせめさせ給へど、けぎようきゝもいれでさぶらふに、こと人どもよみ出して、よし

なり、爲守も此腹也、安嘉門院四條を出家ののち阿佛房と申けるなり、(安嘉門院は後堀河院女御、淨土寺太政入道公房女也、)

〔今川了俊和歌所江不審條々〕一御當道の事、今は一天下の明鏡にて、諸人專申候上は、更に御卑あるまじく候、剩御身ほめも可二目出一候、故殿(○冷泉爲秀)の御時も、餘に入めに御座候て、御出世も遲々候、又本歌に立いらせ給て候事をばし不足に御渡候て、御閉口候歟など、他門の口遊も候しかば、御門弟等一同に歎申候て、何事も御斟酌なく仰候て、道をかゞやかさせ給ひ候へかしと申て候しかば、我道は兩神の御はからひによるべき也、身としてとかく方便すべからずと仰候し今こそ思合て候へ共、猶いか樣にも今の心にくゝ思申樣に、御身(○爲秀子公尹)をもかゞやかせ給候はゞ可二目出一候、爲世卿は態人のおほくみ申候時、おさなき御子孫達に、歌の短冊と蹴鞠をもたせ申され候て、歌鞠の兩道御たしなみ候と人にみせられ候ける、又内裏にて節會の夜、衣かづきを御けさう候けるを、此女房のあらけなくつきたをし申て、あの年やうしてと申ければ、おきなをり給て、

はかなくも人の心のあら磯に思ひかけゝる老の波かな

とよませ給て候けるとかや、これはそのさきの年の春の節會に、此同所にて、爲兼卿如此衣かづきをけさうせられけるに、夜さりよと仰られ候ければ此女房見返して、あのかほやうにてと申候けるを、袖をひかへて、

さればこそよるとはちぎれ葛城の神も我身もおなじ心に、

とよみ給候けるを、やさしきためしに申候ける事を、後に爲世卿の家女つくりたてられ候て、老の波の歌をばよませ給て候けるを守季と申候し者かたり候し也、是も我御道をいかゞとたて給候けるにや、やさしくこそ申候けめ、ちかくも、爲明卿爲定卿不快の後、古今集を御懷中候て、諸亭にて文字讀など候て、此說は我こそたしかに傳て候などと仰候しをば、あまりなる樣に、人も申我等も存候しかども、如斯御執心ふかく、道をも御守候ける故にや、右の外、に新拾遺をも御撰候しかば、いかほども、かゞやかせ

納言爲定卿、その子權大納言爲遠卿、その子左中將爲衡朝臣也、次男爲藤卿の子、權中納言爲明卿也、末子爲冬朝臣の子權中納言爲重卿也、かく爲世卿の末、三流になりて有つるを、皆末絕て、二條家はなくなりぬ、然るに歌の道に、なほ後まで二條家さ世にいふは、此家の歌のおきてをうけ傳へられたる家々をいふ也、その子孫さいふにはあらず、

〔東野州聞書〕一御子左の家ご申は、爲定、爲遠、爲衡也、俊成をば五條三位ご申、定家は京極ご申、爲家を中院ご申、爲氏を冷泉ご申、爲世を二條ご申なり、

〔消閑雜記 上〕二條家、冷泉家ごは、もご定家卿の住所、二條通ご冷泉通ごへ、うらおもてなる故なり、それをふたつにして、おもての二條の方に爲家はゐられしより二條家ごいひ、うらの冷泉のかたに爲相卿は居られしまゝ、冷泉家さいふなり、冷泉家は上冷泉、下冷泉、藤谷殿なり、

〔詠歌大概秘決直談抄〕一二條家冷泉家ご云は、定家卿孫爲氏爲相より分る、爲氏は長男也、（仍二條京門ノ方ニ住居也、仍ニ二條家、母宇津宮彌三郎女也、）爲相は二男也、（仍冷泉ト號ス、嘉門冷泉ノ方ニ住居ス、母ハ安嘉門院女房四條局、）爲氏は長男なるゆへ、和歌の道正統悉附屬し給へり、爲相卿は、父沒後兄爲氏さ中不和にして、二條家をはなれて一流を立給、是を冷泉家ご號す、一子爲秀さ次第相續して、今に冷泉の家相續し給へり、二條家は、爲氏一子爲世、爲通、爲定、爲遠、爲衡にて家斷絕す、道は爲世卿より頓阿が傳へて、今に正統傳相承せり、

〔いざよひの日記〕よゝこ書おかれけるうたのさうしごものおくがきなごして、あだならぬかぎりをえりまたゝめて、まゝう（○藤原爲家子爲相）のかたへおくるさて、書そへたるうた、

和歌の浦にかきさゞめたる藻鹽草これをむかしのかたみごも見よ（○中略）これをみて、侍從のかへりごさいごさくあり、

つひによもあだにはならじ藻鹽草かたみをみよのあさにのこせば

〔徹書記物語 上〕一爲相は安嘉門院四條腹の子也、安嘉門院へまいりし間、安嘉門院四條さいふ

父子傳統

〔長勝間 十〕御子左二條家冷泉家の事

惺窩文集惺窩先生系譜略曰、先生系出于法性寺攝政道長公第六男長家卿、長家官至權大納言、號御子左、又號三條、長家生忠家、爲權大納言、號小野宮、忠家生俊忠、權中納言、號二條院、俊忠生親家、初爲男葉室權中納言顯隆子、改名顯廣、後歸本宗、又改名俊成、爲皇太后宮大夫、家居五條、世稱五條三位、別賜播州三木郡細川莊、江州坂田郡小野莊、是爲倭歌所奉邑、適子世々襲封、俊成生定家、號冷泉、後稱京極、爲民部卿權中納言、父子相繼善倭歌、永爲世範、定家生爲家、權大納言兼民部卿、住栗地嵯峨中院、爲家有子三人、長曰爲氏、權大納言、號御子左、其後裔稱二條家、又號冷泉、次曰爲教、左兵衞督、號京極、季曰爲相、權中納言號冷泉、三家鼎峙、各立門戶、○中略爲相生爲成、爲左兵衞督、早世、弟爲秀嗣、權中納言、○中略爲秀有二男、長曰爲邦、次曰爲尹、爲邦爲爲氏孫爲明之子、繼御子左家、騷亂之間、失其世祿、唯携典籍而家居、尋早世、爲尹乃嗣爲秀後、爲民部卿、爲權大納言、○中略爲尹有三子、長曰爲之、次曰爲員、次曰持和、持和生而穎悟、才過二兄、故爲尹太愛之、釋氏有請以爲弟子者、不聽、左大臣義持公賜持字、名持和、因爲伯父爲邦後嗣、傳奇書秘笈、襲號御子左、以采邑不給故來歸、爲尹乃分與細河之地、號冷泉、吾家今猶幷用二條之家規、本出于此、後更名持爲、權大納言、持爲生成爲、將軍左大臣義政公、初賜成字、後賜政字、因改名政爲、○中略兼民部卿、爲權大納言、政爲生爲孝、爲侍從中納言、爲孝生爲豐、侍從從三位、爲豐生爲純、參議侍從、累世住播州、歲時入朝、有子數人、長曰爲勝、爲左近衞權少將、次曰敎勝、次乃先生也、○中略○肅惺窩子爲景、初奉仕後水尾帝、任圖書頭、賜號細野、取細河小野首尾字也、後光明帝正保中勅、冷泉古有兩派、可以再興、傳旨於東府、以爲景復爲冷泉、○中略これ二條家冷泉家の大かた也、上件持爲卿より末は、下冷泉殿のすぢ也、爲經卿は、爲景卿の孫也、上冷泉殿は、爲尹卿の長子、中將爲之朝臣の末なり、さて二條家は御子左ともいふ、爲氏卿の子大納言爲世卿の子たち、中將爲通朝臣、中納言爲藤卿、中將爲冬朝臣など、なほあまたおはせし、長子爲通朝臣の子權大

三神三聖之口訣
玉極極中之深秘
深秘秘中之極秘也〇中略
右極秘中之深秘也、奉授
太上天皇愼而莫怠矣、
元和元年十二月廿七日　神祇卜部朝臣兼從

〔風のしがらみ中〕或人云、通村卿關東にしばし抑留ありしは將軍家より歌道傳授の事、望たまひしに、許容なかりし故の事なりとぞ、しかるに上野の天海大僧正のとりはからひし事ありて、將軍家にもこのことおもひとゞまり給ひて、事故なく通村卿も上洛ありしとぞ、

〔有栖川家系〕職仁親王〇中略
寶曆十年二月十九日、主上ニ歌道灌頂御相傳、

〔風のしがらみ下〕五條烏丸なる新玉津嶋明神に、昔より和歌傳受のことをしるせしもの、よし、宮に納てあり、寶曆十一年二月八日に、ひらき見るべきよし冷泉爲村卿へ詔ありければ、三月八日社頭にてひらき拜見ありしとぞ、其時の長歌幷反歌、　爲村卿

神こゝに、あふぎ初けん、むかしとや、まさ木のかづら末かけて、家にとゞめしことの葉の、道の傳への、書の密、代々に關て、みそなはす、庭の訓は、いにしへに今もかはらぬ、よろこびを、和かの浦はの松かげに、千世もといはふ、友鶴のこゑ、

反歌
言の葉の道をつたへの此宿のむかしを今にまもる神垣
この神の惠のまゝにことの葉の道をつたへの宿ぞさかへむ

浦島やひかりをそへて玉手箱あけてだに見ずかへす波哉

一說藤原公國卿早世ありて、其子實條卿幼かりしかば、和歌の口傳を幽齋に傳へられけり、後に幽齋實條卿を田邊の城に迎へとりて養育し、悉く授けられしに、古今集の說は未だ傳へられざる中に、朝鮮征伐のこと起りしかば、弓矢取身は討死のほどはかりがたしとて、古今傳授のことを書たる書の箱を烏丸大納言光廣卿へ贈られ預けまゐらする間、朝鮮に渡り若討死せば、實條卿へ渡したまはり候へとて、添られし歌、

人の國ひくや八島も治りてふたゝびかへせ和歌のうらなみ

もしほぐさかき集めたる跡とめてむかしにかへせわかのうら浪

光廣卿のかへしに

萬代をちかひし龜の鏡それいかでかあけんうら島がはこ其後秀吉逝去して、豐後の臼杵を幽齋の男忠興に加へあたへられしかば、光廣卿より箱をかへすとて、

あけてみぬかひもありけり玉手箱ふたゝびかへる浦島のなみ

幽齋田邊の城を守られし時、勅命により三條大納言實條卿へ附し傳へられしに、一首の歌あり、

いにしへも今もかはらぬ世中にこゝろのたねを殘すことの葉

〔梵舜日記〕慶長廿年十二月廿五日乙卯、院御所樣〈○後水尾〉八雲之神詠口訣相傳之切紙七箇條令清書了、廿七日丁巳、八雲神詠六箇條之內、三神三聖之圖之切紙、奧書、次ニ又別紙ニ總奧書依御諚則予進上書了、

化現之大事

奧旨至極重位

みちをまなぶ人は、必傳べき事也、たとへば社人の其神の本地をしらず、住持の其寺の緣起をしらざるがごとし、然ばをしわたりの歌書を自見して、かやうの相傳せざる人の和歌に、師匠なしと心得んは、無下の事也、あるとき道春、伏見より歸りて曰、先日、大御所、冷泉爲滿朝臣にむかひてのたまはく、人丸の傳たしかにしらるゝ事にやと仰せければ、人丸の御事は神祕にて、くはしくは存ぜざる事と申されしに、我申さく、萬葉集を見るに、四人の人丸あり、其なかに、歌の上手は柿本の人丸也、なにの不審有べしと申せば、爲滿朝臣閉口ありきと語られし、此大御所と申は、かけまくもかしこき、いま日光山におはします東照權現の御事也、其時、丸が曰、いや、それはそこの卒爾なり、人丸相傳とて、定家卿より有事也、和歌の大儀也、儒學の格に思ひ給ふべからずと云へり、

〔常山紀談十四〕大阪の軍兵一萬七千を以て、田邊の城を攻る、細川忠興は奥州に赴き、父幽齋城にあり、三刀谷孝和大剛の人にて、度々切て出防ぎ戰ふ、幽齋和歌に長じたる人也、古今集の祕訣爲家卿のしるされしを、殊に祕藏せられしが、兵火の爲に焚んことを、桂光院知仁親王慮らせたまひ、使を以てかの古今集源氏物語を禁裏にまゐらせよとなり、又烏丸大納言光宣卿勅命を奉りて、城に赴きたまふともいへり、則其書を奉るとて、

いにしへも今もかはらぬ世中にこゝろのたねを殘す言の葉、又烏丸光廣卿のもとへ封じたる歌書をやるとて、

もしほ草かきあつめたる跡とめてむかしにかへせ和歌のうら浪、斯る處に、前田德善院を禁裏に召、田邊の城責和平のことを勅命ありければ、寄手かこみを解て、幽齋城を出られけり、光廣卿幽齋の許より送られし書、いまだ封をひらきたまはざりけるが返し、

あけて見ぬかひも有けり玉手箱ふたゝび返すうら島のなみ

幽齋かへしに

宛所
相傳之輩
光廣卿御門弟 渡邊友益
光雄卿御門弟 石川丈益
同 法橋春之吉川惟足
同 坂將曹
資慶卿御門弟 中野詠之等和

〔兼載雜談〕定家卿の、人のきく中にて俊成卿に、歌道のふしんの事とはれしに返答せず、無興して、のちにいはれしとなり、歌道といふものは、別に口傳なし、朝夕のものがたりに耳をうたせんこそ、工夫なるべけれ、

〔東野州消息〕一木參州在陣、細々參會候而冷泉家之道之立樣承候本々傳承候に、大に相替儀無之候、但立入たる事は、口傳候はでは難知事候、凡面白候、持爲卿一所はよく相傳候由聞候、さも候やらん無疑候、細事は不得口傳は惜なるべきちはれ候、何樣にも常緣などが可及人にてはなく候、出言候度々迷惑候事のみに候、拾遺愚草之員外雜歌沙汰仕候、たゞあぢきなくくだりはてたる世にてこそ候へ、木上は世に志られざる事を恨み思はれたるげに候、兄弟一不及所存候、〇中略

十月四日　常緣判
祇公禪師
貴答

〔戴恩記上〕切紙の目錄少々〇中略
八雲神詠の口決一冊
此外、いくらも相傳の物ども候へども、爰にかゝず、又紙面にのせず、詞にて傳ふる秘事多し、定家卿より幽齋法印まで、一器の水を一器にうつすやうに、口づから傳へ給ひしなり、是よみかたの口傳と申秘事也、詠歌大概に、もれたるよみかたあるまじきやうに、人のおもふべけれど、大概と書にて、ある事を志るべし、又人丸相傳といふ事あり、是はさしてよみ方の用にたゝざれども、此

しにもあらず、其人を撰び授け給ふよしなり、玄かるまゝに、相受の人の姓名をつらねて傳受ありしより、代々御子孫此法にならひ給ふとぞ、予先師に隨順せしより、此圖說をさづかり、まのあたり和漢の辭一意なるを玄めし給ふを聞置ぬ、今（僕）と心をひとしくして、此道を以、翫物となせる人々には、適々是をゆるす事、猥なるところたるに似たりといへども、近代また〳〵異風異相を好み、只口才の道とのみ心得侍るも、間々有にまかせて、和歌は優艷のみにおらず、心と修行の端にして、小道に似て大道たる事をさとさんが爲に、より〳〵傳へぬるになん、圖說の理其人と對談するにいとまあらざれば、萬分の一をも心得んたよりにもと、私說の解を記す事になん、學智の人は、予が說を不待してさとさるべけれども、書にうとき人のためにもとおもふ計なり、常に工夫を以て圖說をさとし給ふべきなり、

面授傳書之圖（横切中紙用畳）

大和歌は、人の情を種として、萬のことの葉とぞなれりける、

子曰、吾道一以貫之、

子思子曰、天之命謂之性、

易云、艮其背不獲其身、（○此下圖アリ、之ヲ略ス、）

大學曰、在明明德、

顏淵曰、在前忽焉在後、

知生前在世安能死後常住不滅之靈神也、

右雖爲和歌性情之深秘依有器量面授令口訣者也、

日省愼而勿怠兮

年號月日　　有諱判

一伊勢物語に七ヶ傳　一

一百人一首の五歌並によみやう　一

一つれ〳〵草の大事　一

一王代の秘目　一

一題のよみやう　一

一誹諧の切字連歌と相違ある心得の條々　一

一十二病

都合八篇一冊

一八雲神詠の口訣並に萬葉の神詠秘訣　一冊

一神代卷歌の抄　一冊

大都三冊を、はいかい金匱抄と名づけて、この度家に殘す事、歌よむ人は元よりしらでかなはず、連歌せん人も亦同じ、たゞはいかい句に、かゝる人の、かくむつかしき事知らずともありなんと、あなづりおもふ人、末の世には、出來たるべきなれば、其時是をよみて、はじめてわが再興せる俳諧のはいかいなる事をたうとむべし、

〔面授口訣〕抑此面授口訣といふは、烏丸亞槐光廣卿、千載不傳の和歌の道を起し給ひ絕て久しき二條家の淵源を究め給ひしより、此道再び世にかゞやきぬ、されば此道、辭のみにかゝはりて、風情艶を專とするにあらず、心地本元の正直心を本として、日用に行ひ、死生を安じ、生前を正すのことはりなるを、唯詞と姿とめづらしきを歌とのみおもふ人の多きを吾道の本意をさとし給はんとて、此圖說を作り、聖賢のことはを引用ひて、理の二ッなき事をさとし給ふ、しかるに公卿の家とても、必傳有事なし、只當家のみかぎりて取用る事になれり、此傳、御門下の輩、不殘受授せ

まさしく其門に學べる人の今殘れるも、心あるきはゝ、おだしくよまるゝ也、かへりて遠き國々などには彼翁の一旦の體をまねびて、なべてはしらぬ詞どもをつゞへて、すがたもつゞけがらもいたはらずよむを、古風とおぼえたるが多し、あるひはまた詞は古にて、意は今やうなるも見ゆ、さて中古體をまねぶは古今集をむねとして、わなみの好む所なれど、そもあながちに序歌のごとき優美をのみ眼にして、心のすくなく味なからんは、姿こそかはれ、彼やすらか〳〵といふ穴にまろぶべし、たゞことは萬葉風はもとよりにて、中古體にも近體にもあるべし、うち思ふまゝに口ずさぶ當意の贈答などにはさるべからんを、あるひは彼入ほかにむつかしきものをにくみて、かくてこそと何の趣もなくいふものは、又曲れるを採て直きに過るとやいはん、

〔古今集童蒙抄〕すべて、家々の諸說、人々の覺悟、更にこさいをしらずといへども、歌の道にをきては定家卿の說をはなれては、すこぶる傍若無人也、そのいはれは、基俊、俊成より、此道を傳へて、三代になれり、和歌の奥義秘事、口傳、殘る所有べからず、しかれども近き世となりて、かの子孫のうち、邪僻を執し、あやまりを傳へたる事も侍にや、聊其子細はより〳〵こゝのつゐでに申侍らんかし、

〔消閑雜記上〕歌道の傳來は、紀貫之基俊、俊成と、古今集の相傳あるなり、二條家は爲世卿より頓阿がつたへて、經賢、孝尋、堯憲、堯孝、東野州常緣宗祇、逍遙院實隆、稱名院公條、三光院實澄、細川玄旨法印と傳來して、八條殿、中院殿、烏丸殿など皆玄旨よりつたへ給ふ、宗祇より牡丹花肖柏へつたへられし流を堺傳授といひ、南都饅頭屋へそれをつたへしを奈良傳受といふなり、

〔長頭丸隨筆〕されば傳授はいつまでも傳授にて、あからさまに、人に知らすまじきことなり、まづわが國の歌道の秘傳とは、

一古今和歌集　三鳥三木

有、おもしろきさまとみゆるもあり、又古風とて大かたの人の心得がたき詞共をもてつゞくるもあり、あるは中古の風とて詞をのびらかにし意を少くよむ人もあり、たゞごとゝて、常いふこと葉のごとく、口に任せていひ流すもあり、いづれにかよらん、たゞし其體にとりて皆病ひはありや、いかにといふ、こたへていへらく、およそ今世文華盛なるからに、國歌の體裁もまたさまざまに分るゝ成べし、いづれをいかにとも、つたなきおのれがわくべきにはあらねど、今こゝろみに是を論ぜん歟、まづやすらかなりといふ體は、たれもよきことゝいふべきを、其病は頽弱に落べし、是は思ふに、草庵集などのうはべのうつくしくおだしきをまねびてよむもの歟、草庵の歌は、底に力を入て、うへを穏しくつゞけしものにて、玉葉風雅兩集のごとき風調、異ざまに損したるをためんとて、ことに詞がらをいたはられし成べし、さるを今是をまねぶ人は、其力は及ばず、うはべのうつくしき計をとるほどに、よわきに落るはことわり也、たくみ也といふは、力の見ゆるものなれども、其病は心得られぬに落べし、これは三玉集を基にして、近世の新題林、新明題集のたぐひをまねぶもの歟、これらの歌は、上手の心をつくして新歌をむねとよみ給ふなるに、其うへをまた一きはめづらにも幽玄にもとかまふるほどに、風調くるしく、ともすればむつかしく、心得られぬ也おもしろきさまとは、うち見て花やかにも風流にもおぼゆる成べし、其病はなよび過てつや／＼心もなきにや落ん、是は新古今集をまねぶ歟、此集は後拾遺集よりこのかた、世の歌ざま平話の様になりもて來めるを改て、一超向上に仕立しものにて、其代にも後拾遺の風を執する人よりは、達磨風と誚れるよし、長明入道の記に見ゆ、並々の人是をまねては、其達磨風も空腹高心にて、蜃氣樓を見る心地すべし、萬葉風といふものは、中比はつかに顕昭法橋、衣笠内府鎌倉右府などこれをたしみ給ふを、近年加茂眞淵更に唱へ出して、世間の人をおどろかしむ、されども老後には奇辭僻語を除く、唯けだかくて古調ならんとかまへこれしにやとおぼし、

慶足判云、此歌の評ども、いづれもことわりありげなる中に、諸平のをもて、よく實景にかなへりと申すべし、三つ四つほしのきらめくに夕ぐれのけしきあれば、別に夕まぐれなどことわりては餘情なし、聲のうちにといふに、友よぶさまもあれば、これもいはぬ方よろし、此歌本文の鳥の詞を星にうつして、三つ四つといへるとりなし、やがて自の物にて、的にこぶしをとられたるたぐひにはあらず、一ふしとりなす所あらば其餘は、故事本文をさながらとり用ひたらむも妨なし聲のうちにといへる、かつ〳〵見えそむる星のけしきもさるき也、夕まぐれのいたくおとりたることは、右の御說さることゝおぼゆ、からす友よぶは、ねにゆくよりつゞきてはあれど、樹上などにおりゐて友よぶやうに聞なさるは調のやゝゆるみたる故なるべし、又友よぶは、夕ぐれならでもいはるべし、たゞいそぐからすのといひくだしたる調、ゆるびなくて實に飛行けしき見ゆる也、聲のうちにとある此聲、やがて友よぶなれば、友よぶといはぬ方餘情ありておぼゆる也、ねぐらもとむるの方は、梢などにあらそひ飛かふさまに見えて、是又大空を飛行けしきにはあらず、ことにむらがらすとあるは、いとおほく飛かふさまにて、折からのあはれなるけしきにもかなはざる也、こはいとくだ〳〵しき論ひなれど、かたはらなる童の問つることもありしかば、くはしく書つけたる也、さだめて老のひがことゞもならんかし、

〔玉勝間 八〕あるきとびうた

ある人、思ふことひとつかなへば二つありみつよつ五つむつかしのよや、と申すは、たゞ歌にて、いづれの集に見えて候やらんとゝふ、おのれいはく、これは集などにあるべき歌にはあらず、ちかき世の俗歌也、總はきこえたれど、三の句つたなく、結びの句も上にかなはず、ねがふことひとつかなへば又ひとつ二つ三つよついつかつきせむ、などあらば歌のやうにもあらんか、

〔閑田耕筆 四〕或人國歌の體裁をとひて、今時やすらかなりといふもの有、たくみなりといふもの

れども言葉の續き優ならざる故に、たけ高からず、此心を詠せむには、

名にしあふ月は今宵に出て見よ身は浮雲の定めなき世に、かくあらまほしと宜ひけるとぞ、

〔櫻園隨筆上〕佐々木春夫が歌の評

難波人松田直愛がもとよりいひおこせけるは云々、佐々木春夫が星の歌、別紙の通、諸君の評あり、伴雄は有功卿と同意に相成候まゝ、除之、君(廣足○中島)のおぼしめしいかゞ、此奥へ御記しも被下候はゞ、難有奉存候、此段春夫より奉願呉候樣申出候也、

星　　春夫

寢にゆくとからす友よぶ夕ぐれにみつよつほしの影ぞきらめく

加納諸平申す、寢にゆくといそぐ鳥の聲のうちにみつよつほしの影ぞきらめく、かくありたし、さるは枕草紙一本に、鳥のねどころへ行とて、みつよつふたついそぐさへあはれなり、とあるによれば、いそぐ鳥の聲のうちの方まさるべくや、

小林元雄申す、むら鳥ねぐらもとむるゆふまぐれみつよつほしの影ぞきらめく、かくありたし、諸平は枕草紙の本文によりて、いそぐと申がよろしと申は、尤のやうに聞え候へども、故事本文をとりてよむにも、其事を自のものになしてよむべし、それにすがりてよむはよろしからず、弓にて申さば、的にこぶしをとられたる如く、上手の射藝にはあるまじき事にて、歌の本歌とりも亦これに同じ、尚高論を聞べし、

此評、いづれも其理あるべし、但おくの三句ゆふまぐれは中の聲のうちにと云には、いたくおとりて聞ゆ、又歌主の鳥友よぶといふより、三つよつとかぞへ出たるやうの詞つゞきよろしければ愚案には、ねにゆくとからす友よぶ聲のうちにとありたくおぼゆるは僻耳にこそ、

がひなき弓矢とりたりしころ蟄居して、されば、うしとらねば人の數ならず捨べきものは弓矢なりけり、○中略名歌とて天下に申あひき、○中略捨べき物は弓矢なりけりと云品なき詞をも、名歌とやはいふべき、

〔徹書記物語上〕一爲秀

あはれしる友こそかたきよなりけれひとりあめきく秋のよすがら

此歌をきゝて、了俊は爲秀の弟子になられたるなり、ひとり雨きく秋のよすがらは、上句にてある也、秋のよひとり雨をきゝて、あはれしる友こそかたきよなりけれと思ひたる也、あはれしる友あらば、さそはれていづちへも行べきか、かたりもあかさば、かく雨は聞べからず、いかんともせぬ所が、殊勝におぼえ侍るなり、ひとり雨きく秋のよはかなともあらば、はつべきを、秋のよすがらといひすてはてたるところが肝要也ひとり雨きく秋のよすがらおもひたるはといふ心をのこして、よすがらとはいへるなり、ひとり雨きくが上句にて侍らば、させるふしもなき歌にてあるべき也、

〔長頭丸隨筆〕闇のよに鳴ぬからすの聲きけば生れぬさきの父ぞ戀しき、この歌は東山義政殿の御歌にて、藏の歌林雅斧第三に入り、昔よりむつかしき事にいへど、たゞ闇の夜にはからすなかぬものなり月夜にはうかれからす鳴なり、やみの夜に鳴ぬ鳥の聲きけばとは、聲をきくなりと云つめなり、元來なき事なり、なかぬこゑを聞ほどならば生れぬ前の父をもまたはんとよめる、元よりなき事をよまれし禪機なり、

〔翁草五〕當代奇寶と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、○中略

一或人烏丸大納言光廣卿へ、東山長嘯子の八月十四日の詠歌るよし扇に書たるを見せ奉る、

明る夜の月を今宵の庭に見よ命も知らず晝もやせん光廣卿御覽有て、いか樣心に面白し、去

ふことをきらはれけるなるべし、

〔今川了俊和歌所江不審條々〕一頓阿が歌樣を見候へば、○中略一體計を讀得て候やらん、それを今程世に用候て、たゞ此一體ならでは學まじと心得候はんには、十體とて品々を昔より立られ候ける、殘九の姿は、一向戒めらるべきにてはし候べきやらん、いぶかしく存候、爲世卿、爲兼卿の御風體は、黑白のかはりめみえ候、御をしへの樣も、二樣に承及候、是こそうたがひなく、たゞ一すがた計に入ふし給ひ候ける故かと存候、藤谷殿○爲相の御をしへは、かならずしも、一體にとゞまれとは御をしへ候はで、歌の替めは、昔も今も師の風體に弟子不似、父の歌樣に其子不似とも、歌讀同物と承て候、志りぬ、何にても、其人の得たる姿を讀候までかと存候、如何候べきにや、さ申頓阿が歌樣を本に申輩のよめる歌のかゝり更ににず候、さらば又よの一體をもまなべりともみえず候、心えがたく候、同門弟にて初は候に、淨辨、兼好、慶雲などは、頓阿をも、あさげにこそ申候しか、さるはかれらの歌樣も、必しもたゞ一體には詠せず候し歟、頓阿一人長生して候しが故、かれらはをとるべく候やらん、心得がたき事に候、

一三十六人の歌樣は、上代にて同體にこそあるべく候へども、少づゝはかはりてみえ候歟、中古以來、基俊、俊賴、堀川院百首の人數達、其後又後京極殿○藤原良經、慈鎭和尚、俊成卿、西行上人、定家、寂蓮などは、殊更珍姿、目さめたる一興のかゝりこそおほくよませ給て候へば、今も不叶迄も、まなび候はん事、子細やは候べきと覺候、

〔了俊辨要抄〕先年藥師寺元可入道といひしものが名歌とて、一天下おもしろしと申せし歌の中に、へし小谷とか云所にて、雉のたちたりけるに、へしをだにおそしと思ふから衣たつをばきじとなどかいふらん、○中略へしをだには所の名なりとも、何をへたてたるぞや、もし糸をへたるにや、さらばはたおる糸といひてこそ、からごろもたつをばきじとはよむべけれ、又同作者歌、いふ

不可然、勅撰などに可入歌にあらざるよし僻に申侍しに、是をしも彼稱美之條、不得其意云々此歌は玉葉に撰入、不思議事也云々、

〔野守鏡上〕彼卿〇藤原爲家の秀歌なりといへる〇中略

荻の葉をよく〳〵みれば今ぞしるたゞおほきなる薄なりけり、〇中略たゞすなほなる計にて、ひとをりの節なきは、彼大すゝき其難をまねき侍るにや、薄はしの、をすゝき糸薄などいひて、細くちいさき名をこそ得て侍るに、たゞ大きなる薄、そのふしもなく見え侍り、又身にしむ色の秋風をぞ、なによわる薄にしもむすびかへたる荻の葉、何ゆゑとも聞え侍らず、同じく此風情なることも、かうよみて侍らば、いま少は、荻の一ふしも見えぬべくや、

秋風のおとせざりせば荻原や末はのたかき薄とぞみん、ひとり古今の間にあゆみて、和歌道を始てあきらむるばかりの宗匠の歌を、假にもよみ直し侍る事、返々人のあざけりと成ぬべけれど、たゞ一節の義をあらはさんが爲也、

〔落書露顯〕一六七十餘年のむかしき、侍しには、歌よむ人の連歌をば、連歌道のともがらは、歌連歌とて大に嫌ひき、連歌師の歌をば歌よみがたよりは、連歌歌とてわらひし也、西芳寺の池のみぎはに、櫻名木二本ならびてありし盛に、等持寺大御所坊門殿〇足利義詮歌と連歌とありしに救濟が歌、

池水にみぎはの櫻うつりてぞ又二木ある花はみえける、此歌をば、連歌歌なりとて、人々嫌ひ侍しなり、さるは救濟は藤谷爲相卿の弟子にて、歌をも如形仕けるなり、此歌をも、二條家の人々は難せしなり、されどもあながち比興とはおぼえざりき、歌すがたのあまりにくだけて侍るゆへか、二條家の門弟の歌ざまは、たゞ歌餘に、古歌にすがりて、しう句がましきことばにて、心風情はいたくなきを、歌すがたなり勅撰がゝりの歌様なりなどゝ、はめられし故に、又二木あるとい

に寒風をよめるなり、貞丈よむべきならば、
閨の戸のすきまの風の寒さをもゑばし忘る、夜半の埋火
九條右大臣尙實公乞巧奠の歌、
星合の空の光りとなるものは雲ゐの庭にてらすともし火、此歌光りとなると云ふ詞いやし光にとこそ云ふべけれ、又なる物はと云ふ詞、天にのぼりて見たる樣に聞えて、いかゞなり、貞丈がよむべきならば、
星合の空にも光かよふらむ雲ゐの庭にてらすともし火今堂上の人々は、地下の歌をいやしめらるゝとかや、右の公卿の歌どもと、貞丈がよみ改めし歌とは、何れか賤しき何れかみやびたる、

〔井蛙抄 六〕雜談
戸部〇藤原爲藤云、道所十首御歌合家隆卿詠に、
又や見んまたやみざらん白露の玉をきゑける秋萩の花、といふ歌を、京極禪門〇定家あはれ大夫入道〇俊成の新古またやみんかたのゝみのゝ櫻がりにはおとりたる物哉、又や見んにて又やみざらんは不足なき物をと云々、

〔井蛙抄 六〕雜談
又云、〇藤原爲世二條左兵衞督敎定は、此道門弟なる故に、緣者〇爲氏舅に成て細々會合しき、ある時酒宴の雜談に、敎定卿、故中納言入道殿〇藤原定家御詠に、長月の月の有明の時雨ゆゑあすの紅葉の色もうらめし、と云ふ御詠、染心肝殊勝におぼえ候之由被申候時、禪門〇藤原爲家盃をもたれけるを打置て、氣色あしく、是はなにが面白候哉らんと被申ければ、それまでは候はず、たゞうち覺ゆる事を申よし被申ければ、白地にもかやうに被仰、無本意事也、是は百番歌合にも書入て候へども、風體

澄のぼる月の光によこぎれて渡るあきさの音のさむけさ、是も光りさいふみもじのわろき也、月によこぎれてさあらば、今すこしきら〳〵しく聞ゆべき也、このこさ葉をば、歌の中のきずさやいふべかんふかくおもひいれざらん人は、わきまへがたし、

〔續世繼七有栖川〕つちみかどの齋院さ申て、禎子内親王さ申ておはしき、その齋院は、つねにのりのむしろなどひらかせ給て、法文のことなど、僧まゐりあひてたふさきこさゞも侍りけり、雅俊入道中納言などまゐりつゝ、もてなしきこえ給ひけるさかや、歌なども、人々まゐりてよむをりも侍けり、水のうへの花さいふ題を、ごきのうたよみどもまゐりてよみけるに、女房の歌、ごり〳〵にをかしかりければ、むくのかみさしよりもむしろにつらなりて、このうたは、團扇ならばかたみせむにてぞよく侍らんなど、ごり〳〵にほめられけるさぞ、そのひごりははりかはのきみさて、顯仲伯のむすめのおはせしうた、

雪さちる花のまたゆく山水のさえぬや春のまるし處らん

又

春かせにきしの櫻の散まゝにいさゞ咲そふ浪の花哉、このほかもきゝ侍しかご忘れにけり、入道治部卿〔隆俊〕のあらしやみねをわたるらん、さよみ給、そのたびの歌なり、

〔安齋隨筆前編〕一後京極攝政の歌〔新古今に入りたり〕

雲もみな拂ひ果てたる秋風を松に殘して月を見る哉、この歌いさいやしく、俳諧歌の體なり、貞丈よむべきならば

浮雲を吹拂ひつる秋風は松に殘りて月ぞさえゆく

仙洞稻荷法樂百首の內、題埋火、

埋火にむかふるうちも閉の戸のすきまの風は袖寒くして、此歌埋火をばよそになして、專ら

〔長明無名抄〕一二條院和歌このませおはしましける時、岡崎三位御侍讀にてさふらはれけるに、この道の聞え高きによりて、清輔朝臣めされて殿上候なり、いみじき面目なりけるを、或時の御會に、清輔いづれの山とかこのもかのもといふ事をよまれたりければ、三位是を難じていはく、つくば山にこそよめ、大かた山ごとにいふべきにはあらずとなんせられければ、清輔申ていはく、つくば山ばかりに申べきにあらず、河などにもよみ侍べきにこそとつぶやきければ、三位あざわらひて、證歌をたてまつれと申されけるに、清輔いはく、大井河の會に、躬恒が序かけるとき、大井河のこのもかのもにとかける事、まさしく侍ものをといひ出たりければ、諸人口をとぢてやみにけり、荒涼に物をば難ずまじきこと也、

〔長明無名抄〕一後德大寺左大臣歌に、

なごの海の霞のまよりながむれば入日を洗ふ沖つ白なみ

賴政卿歌に

住吉の松のこまよりながむれば月落かゝる淡路島山、この兩首ともに、上の句思ふ樣ならぬうたなり、入日をあらふといひ、月おちかゝるなどいへる、いみじき詞なれど、むねこしの句をば、えいひかなへず、遺恨のことなり、

〔長明無名抄〕一二條中將雅經談云、歌には此もじのなくもがなとおぼゆることの有也、兼資といふもの、歌に、

月はゑるや憂世中のはかなさを眺めても又幾めぐりとは、是よろしく詠るにとりて、よの中のなかといふ二字がいみじうわろきなり、たゞうきよのはかなさをといはまほしきなり、又賴政卿歌に、

〔長明無名抄〕一俊惠云、法性寺殿にて歌合ありけるに、俊頼基俊ふたり判者にて、名をかゝずして當座に判じけるに、俊頼歌に、

　口をしや雲ゐがくれにすむたつも思ふ人にはみえけるものを、是を基俊鶴と心えて、たづは澤にこそすめ、雲ゐにすむ事やはあると難じてまけになしてけり、されど俊頼その座にてはこと葉もくはへず、その時殿下こよひの判のことばおの〳〵書てまゐらせよと被仰けるとき、なん俊頼朝臣是は鶴にはあらず龍なり、かのなにがしとかやがたつをみむと思へる心ざし深かりけるにより、かれがために顯れてみえたりし事の侍しをよめるなりとかきたりけり、基俊弘才の人なれど、思ひはかりもなく、人のことを難するくせの侍ければ、ことにふれて失おほくぞ有ける、

〔袋草紙三〕先達モ誤事アリ、良暹ハ、郭公ナカナクト云コトヲ、長鳴トイフ心ト存也、於俊綱朝臣許、五月五日詠郭公歌云、

　やどちかくしばしながなけ郭公けふのあやめのねにもくらべよ懐圓嘲哢云、ホトヽ鳴ハジメタ、ギヌトナガムルニヤト云々、

又良暹於或所語云、一日江州ヨリ上洛之間、於會坂時雨ニ逢、石門ニ立入テカシコクヌレズト云云、是僻儀歟、而懐圓聞云、閻石門ニハ何樣ニ被立入哉、門侍歟云々、懐圓咲テ、其ハ石ノ廉デ侍、不知給歟、不便々々云々、良暹閉口、懐圓度々嘲難者也、但、爲仲歌ニ、アヅマヤノコトヅテヤセンヘトトザスセキノイハカドイマソスカナ、如此者石門歟、又彼失、

近衞人君意馬ト云モノアリテ好士也、鶏冠木ヲバ紅葉ト存テ、於或所モミヂノモミヂトヨミテ被咲云々、

又能登大夫資基ハ、ヒコボシヅメトイフコトヨミテ被鼓動、如此事能々可尋知也、

モマクリデニシテ如何國基云僻事也、紅ニハマフリテト云事有リ、ソレヲ書誤也云々、良暹暫案テ又云、

かざごしのみねよりおるゝしづのをのきそのあさぎぬまくりでにして、ト侍ルハ、是モマフリデヲ誤歟云、國基閉口、〇又見十訓抄

〔袋草紙三〕故將作〇藤原顯季許ニテ左京〇藤原顯輔被詠歌云、

あふと見てうつゝのかひはなけれどもはかなき夢ぞいのちなりける、俊頼當座感歎云、人ハウツヽニトゾヨマム、ノヽ字油垂ノ上ニハナアブラヒク所也トテ深感之云々、詩歌ハ只一字也、

〔袋草紙三〕仁和寺一品宮〇思子參詣天王寺之時、御共人令參住吉詠和歌、俊頼君歌云、

いくかへりはなさきぬらん住吉の松も神代のものとこそきけ、故將作〇藤原顯季當座に難云、一ツハ神代ノト可待ト云々、俊頼無左右答、予〇藤原清輔案之、其以有理有興、

〔長明無名抄〕雲居寺のひじりのもとにて、秋の暮の心を、俊頼朝臣、

明ぬとも猶秋かぜのおとづれでのべのけしきよ面がはりすな、名をかくしたりけれども、是をさよと心えて、基俊いどむ人にて、難じていはく、いかにも歌はこしの句のすゑに、で文字すへつるに、はか〴〵しき事なし、さゝへていみじくきゝにくき物なりと、くちあかすべくもなく難せられければ、俊頼はともかくもいはれざりけり、其座に伊勢の君琳賢がゐたりけるなん、この樣なる證歌こそ一つ覺え侍れといひ出たりければ、いで〳〵うけたまはらん、よもことよろしき歌にはあらじといふに、

さくらちる木のした風はさむからで

と、はてので文字をなが〳〵となかめたるに、色まさをになりて、ものもいはずさしうつぶきたりける時に、俊頼朝臣忍びやかに、わらひけるとぞ、

にけり、俊成聞給ひて、をちあはれぬとぞ、のたまはせはんべる、花こそと云句を、かたぶき給ふと聞て、俊成の父俊忠の歌の花こそはいかにとがめけるなり、但中納言の難じ給へるは去年見しに色もかはらでさきにけりといふまでは、いかなる風情の句もつきぬべきに、花こそ物はおもはざりけれといふ、無下によはき句なりとそしり給へるにこそ、たゞ花こそといふこそをにくみ給ふにはあらじものを、ゑかるうへは、何しにか俊忠の歌にはひとしむべき、

〔袋草紙三〕經信卿歌云

沖つかせふきにけらしな住吉のまつのしづえをあらふ白なみ

常自歎云、古今ニ、

すみよしの松を秋かせ吹からにこゑうちそふる沖津しらなみ、此歌ノ七間四面ノ寢殿ノ南面ニ、御簾ノ所々破レタル中ニ何宮ナド申テ御坐サムニ、參ジテ中門廊ヨリ入テ、寢殿ノ階間ニ坐テ、給言談事ハ此歌也云々、

〔古今著聞集五和歌〕後三條院住吉に臨幸有ける時に、經信卿序代を奉られけり、その歌にいはく、

沖津風吹にけらしな住吉の松のしづえをあらふしら浪、當座の秀歌也けり、後郷のちに俊頼朝臣をよびていはれけるは、古今集にいれる躬恒歌に、

すみよしの松を秋風ふくからに聲うちそふるおきつしら浪、此歌を任大臣の大饗せん日、わか所詠の奥津風の歌中門の内に入て、史生の饗につきなんやと、俊頼公此仰如何、彼御歌全くおとるべからず、然共古今の歌たるによりて、かぎり有て、先任大臣候はんに、御作は一の大納言にて尊者として、南階よりねりのぼりて、對座に居なんとこそ候へといふ帥のいはく、さらばさもありなんや、いかゞ有べきとて感氣ありけり、○又見十訓抄、東齋隨筆、

〔袋草紙三〕住吉神主國基良暹ガ歌ヲ難云、マクリデト云詞ヤハアルト云々、良暹云、ヤシホノコロ

いひければ、通俊卿よろしくよみたり、たゞしけれ、けり、けるなどいふ事は、いとしもなきこと葉なり、それはさることにて、花こそといふ文字こそ、めのわらはなどの名にゝつべけれとて、いともほめられざりければ、ことばずくなにてたちて、侍どもありける所に、この殿は大かた歌のありさまゝり給はぬにこそ、かゝる人の撰集うけたまはりておはするは、あさましきことかな、四條大納言歌に、

春きてぞ人もとひけるやまざとははなこそやどのあるじなりけれ、とよみ給へるは、めでたき歌とて世の人くちにのりて申めるは、その歌に人もとひけるとあり、またやどのあるじなりけれとあめるは、はなこそといひたるは、それにはおなじさまなるに、いかなれば四條大納言のはめでたく、兼久がはわろかるべきぞ、かゝる人の撰集うけたまはりてえらび給、あさましきことなりといひて出にけり、さぶらひ通俊のもとへ行て、兼久こそかう〳〵申て出ぬれとかたりければ、治部卿うちうなづきて、さりけり〳〵ものないひそとぞいはれける、

〔撰集抄八〕中務元輔實方兼方忠岑歌之事

待賢門院、かくれさせ給ひて、又のとしの春、兼方といふ隨身の、彼御所へまいりたりけるに、人は歎の色ありて、元亮の人も侍らねども、花は思ふ事なく、去年にかはらず咲みだれたるを見て、

こぞみしに色もかはらず咲にけり花こそものはおもはざりけれ、と讀たりけるを、俊成の聞給ひて、上の句はめでたけれども、下の花こその句、すこし心にもかなはず、ひてふ風情の心ちのし侍りとそしり給けり、兼方此事をほの聞て、殊にとりつくろひて、俊成の宿所にまふでゝ、人を尋出て、いと便なき事に侍れども、申入べき事の侍りてまゐりたると申させ給へといふに、俊成聞給ひて、此歌の事いふべきにこそなど心得給ひて、今まぎるゝこと侍り、何わざにか侍らんとのたまひければ、兼方かくと申させ給へとて、花こそやどのあるじなりけれ、とばかりいひて出

長能、
　心うき年にもあるかなはつかあまりこゝぬかといふに春の暮ぬる、大納言〇公任うちきゝて思もあへず、春は卅日やはあるといはれたりけるを聞て、長能披講をも聞はてずいにけり、人をつかはしたりければ悦て、承り候ぬ、此病は去年の三月盡に春は卅日やはあると仰られしに、心うき事かなと承しに、病に成て、其後いかにもものゝくはれ侍らざりしより、かく罷成て侍也と申けり、さて又の日うせにけり、大納言ことの外なげかれけり、是はさうなく難ぜられたりける故にや、〇又見十訓抄
〔袋草紙 三〕或人語云、美濃守知房所詠之歌、伊家辨卿感歎云、優讀給へり云々、知房腹立云、予ハ非詩事ハ非敵、而和歌頗劣彼、如此被仰云尤奇怪也、自今以後不可讀和歌云々、優詞可用意事歟、〇又見十訓抄
〔十訓抄 二〕人々遍照寺にて山家秋月といふ事をよみけり、其中に範永朝臣藏人たる時の歌、
　住人もなき山里の秋の夜は月のひかりもさびしかりけり、と有けり、件懐紙の草案共を定頼中納言とりて、公任卿出家して居られたる、北山長谷といふ所へつかはしたりければ、範永が歌を深感じて、彼歌のはしに、範永誰人哉、得其體、と自筆にてかき付られたりけるを、範永情感にたへず、其草案を乞取て、錦の袋に入て寶物として持たりけり、是こそ稱美のかひありと聞ゆれ、かやうの事は、よくいたれる人のすべきなり、
〔宇治拾遺物語 一〕いまはむかし、治部卿通俊卿後拾遺をえらばれけるとき、秦兼久行向ておのづから歌などやいると思てうかゞひけるに、治部卿いでゐて物がたりして、いかなるうたかよみたるといはれければ、はかばかしき候はず、後三條院かくれさせ給てのち、圓宗寺にまゐりて候しに花のにほひはむかしにもかはらず侍しかば、つかうまつりて候しなり、とて、
　こぞみしに色もかはらずさきにけり花こそものはおもはざりけれ、とこそ仕りて候しかと

房トハレタリ〳〵ト云ケル、萬論議ニキコエケルニコソ、

〔徒然草上〕和歌こそなほおかしき物なれ、あやしの賤山かつのしわざも、いひ出づればおもしろく、おそろしきゐのしゝも、ふすゐの床といへばやさしくなりぬ、この比の歌は、一ふしおかしくいひかなへたりと見ゆるはあれど、ふるき歌どものやうに、いかにぞや言葉の外にあはれにけしきおぼゆるはなし、貫之が糸による物ならなくにといへるは、古今集の中の歌くづとかやいひつたへたれど、今の世の人のよみぬべきことがらとは見えず、その世のうたにはすがた詞このたぐひのみおほし、この歌にかぎりてかくいひたてられたるもしりがたし、源氏物語には、ものとはなしにとぞかける、新古今には、のこる松さへ峯にさびしきといへる歌をぞいふなるは、まことにすこしくだけたるすがたにもや見ゆらん、されどこの歌も、衆議判の時よろしきよしさたありて、後にもことさらに感じ仰下されけるよし、家長が日記にはかけり、歌の道のみいにしへにかはらぬなどいふ事もあれど、いざや、今もよみあへるおなじことば歌枕も、むかしの人のよめるは、さらにおなじものにあらず、やすくすなほにして、すがたもきよげにあはれもふかく見ゆ、

〔古今著聞集和歌五〕天暦の御時月次御屏風の歌に、擣衣の所に、兼盛詠て云、

秋ふかき雲井の雁のこゑすなり衣うつべきときや來ぬらん、紀時文件色紙形をかく時、筆をおさへていはく、衣うつを見てうつべき時やきぬらんと詠ずるいかゞ、兼盛にやがてたづねらる、所に、申ていはく、貫之が延喜御時、同屏風に駒迎の所に、

逢坂の關のし水にかげ見えていまやひくらん望月の駒と詠ず、此難ありやいかゞ、時文口をとづ、しかも時文は貫之が子にて、かくなんそしりける、彌々あさかりけり、○又見ニ袋草紙一

〔古今著聞集和歌五〕公任卿家にて、三月盡の夜人々あつめて、暮ぬる春をゝしむ心の歌よみけるに、

きうたのろんぎといふものに、たがひにろんじたる事なれば、いまはじめて申べきにあらねども、〈○下略〉

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕この大納言殿〈○藤原行成〉よろづにとゝのひ給へるを、和歌のかたやすこしおくれ給へりけむ、殿上にうたろぎといふこといできて、そのみちの人々いかゞもたうすべきなど、歌のがくもんよりほかのことなきに、この大納言殿は、物もの給はざりければ、いかなることぞとて、なにがしの殿の、難波津にさくやこのはな冬ごもりいかにと、きこえさせ給ひければ、とばかり物もの給はで、いみじうおぼしあんずるさまにもてなして、えしらずと答へさせ給へりけるに、人々わらひて、ことさめ侍りにけり、

〔袋草紙 三〕朝日さすみねのしら雪むらぎえてはるのかすみはたなびきにけり

此歌、腰句人々相分論之、或云、未消之心也、又云、頗消之意也、好忠等論云々、是見江注、予〈○藤原清輔〉案之、未消之儀不甘心乎、

〔西公談抄〕或所にて、人々あまた和歌の談議ありしに、その〳〵心につかん歌いはんとて紙にかきて見せしに、

君がうへし一むら薄むしの音のしげき野べとも成にける哉、この歌を上人いだしたりき、

〔沙石集 五〕學匠ノ萬事ヲ論議ニ心得ル事

一三井寺ニ敎月房トテ、中比碩學ノ有ケリ、幼少ノ時ヨリ、萬事ヲ交ヘズ、學問ノ外無他事、論議決擇ノ道許サレタリケルガ、和歌ノ道ツヤ〳〵知ザリケリ、弟子共申シケルハ、我朝ノ習古モ今モ、古今ノ歎和歌ノ道、御心得ナキコソ天下ニ覺エ候ヘト云サテ和歌ノ道ハ何ナル物ゾト問ヘバ、古今ノ歌ヲヨメル、

年ノ内ニ春ハ來ニケリ一年ヲ去年トヤイハン今年トヤイハン、ト云ヘバ兩方ニ間タルナ、論

て聞き及びたる事故爲藏に歌を望みけるに折しも庭の菊さかりなりければ、秋ふかき庭のまがきに色そへて咲きそむるらん露の白菊、かく詠じけるを、遠近の人々聞き傳へ、六才の童子の詠歌なりさて、扇などに写るしもてあそびける、掛川城内へきこえて、其冬父總大夫に、忰爲藏召し連れ罷り出づべしと仰せ下されければ、卽刻兩人共罷り出でける時、御城代太田外記殿、河野十郎左衛門殿、その外家老衆列座にて、子細御聞糺しの後題を出だされける、其題、

　霜夜月

やまのはの梢あらはにおく霜の影もさえゆく冬の夜の月

　浦千鳥

ゆきかへり写ば鳥つれて友ちどり聲も高けれすまのうら波

　野雪

空さむみふりまさるらん写ら雪のつもりうつれる冬の夕ぐれ

　友千鳥

風さそふ音ぞさみしき夕ぐれに友よびつれて千鳥なくなり

右の四首を卽詠しければ、則書寫して、太田備中守資愛殿へ差し上げたるよし其比家老衆より、戀の歌を望み申されければ、戀の歌はよめ申さずと爲藏申し上げたるよし、その夜父に負はれて歸るさ、月の出づるを見て、

　玉ぼこの道のひかりをさしそへて霜にさえゆく冬の夜の月

右田舍にはめづらしく存候間、寫御目にかけ申候と、遠州掛川宿、匂坂屋彥兵衛といふ者よりの文通にいひこしたるをこゝに写るす、

〔俊賴口傳〕なにはづにさくやこのはなふゆごもりいまははるべとさくやこのはな、これはふる

今出川院（龜山院后公相女）近衞局被語云、故大納言子どもうたよませしに、伊頼卿（中山中納言家雅子）覺道上人實伊僧正など、わかくてさいく　よみき、吾身は九に成し時、池氷と云題を、兄どもの歌をみればみなうす氷とよみて侍りし程に、おなじさまにてあひなしと思ひて、池のみぎはのあつ氷とよみたりしを、大納言けうに入て、此あつ氷の歌いづれよりもよし、いかにも終始歌よみになるべしと申されしが、續古今よりこのかた、いきて五代勅撰にあひて、歌數もあまた入て侍るは、父の詞の末とほりて侍るとかたられき、詩などもつくりて、家作集にも入、佛法にも立入て、一生不犯の禪尼也、法花經千部よまれたると聞侍りき、うるはしく宮仕などもせず、續古今時、五月に菖蒲がさねのきぬきて、今出川中宮と申候しにまゐりて、權大納言となつきて、車よりもおりてまかり出ては、めづらしく優美よまれし人なり、

〔增鏡十六久米のさら山〕かしこ（中略〇天皇、後醍醐在月、）にまゐり給へる内侍三位の御腹にもみこたちあまたおはします、（略）中八になり給ふぞ御このかみならむかし、北山におはする程、夕ぐれのそらいと心すごう、山風あらゝかにふきて、常よりも物かなしくおぼされければ、（略〇中）

つくづくとながめくらして入あひのかねのおとにも君ぞこひしき、をさなき御心に、はかなくうちひそみ給へる、いとあはれなり、（〇又見太平記）

〔風のしがらみ下〕明和六年正月廿四日、御會始に皇太子（後桃園）初て御歌あり、御とし十三にならせ給ふにや、（略〇中）

九重のみぎりの松にうつりきて千とせを契る鶯のこゑ

〔兎園小說五集〕神童石河爲藏詠歌の事

遠江國佐野郡山口莊伊達方村鄕士石河總大夫悴爲藏、寛政三亥年の出生にて、六歳になりける、ことしの九月比、同所掛川連雀町温飩屋金八方へ、父總大夫同道して行きける時、あるじ金八かね

うぐひすはなごさはなくぞちやほしきこなべやほしきは、やこひしき、これはをさなきちごのて、が、ま、は、につけておきたりけるほどに、つちしてちいさきなべのかたをつくりたりけるを、ま、は、のわが子にとらせて、このま、こにはとらせざりけるを、ほしとはおもひけれども、えこはぬ事にてありけるに、うぐひすのなきければよめる歌なり、

〔後撰和歌集八冬〕おやのほかにまかりて、おそくかへりければつかはしける、

人のむすめのやつなりける

神無月しぐれふるにもくる、日を君まつほどはながしとぞ思

〔八雲御抄六用意〕第六によく〳〵思惟すべき事

後撰の八子が歌めでたけれども、その始終しらず、しめゆふといひし物は、無下におさなくて、むめのはなちらばとくちれをしからずえだゞにあらばまたもさきなん、とよめりける、小童べがくちにある歌也、げにも風情はよくよめり、しかれども六十にあまりしかども、さ程の歌其のちよまず、されぱかならずおさなくより學するにもよらざる也、家隆卿がおさなくて、など十月に十はふらぬぞとよみたりけるこそ、山ぐちしるくめでたけれ、

〔東野州聞書〕一續後撰廿巻に、亭子院位にまし〳〵ける時、いまだ御子にて、正月初子日、わりご調じて、后宮の御方に奉らせ給ふとて、書付させ給ける十一二の比の御歌歟御即位延喜、御製十三才也、

二葉よりけふを松とはひかるとも久しき程をくらべてもみよ、以之思に、御門おさなくおはしまして、古今に御歌不入と申說、不謂侍歟と法印〇尭孝へ尋申せば、此集の口傳候由申され侍しなり、

〔井蛙抄六〕雑談

テ病付タル樣ニ思エケレバ、從者共ナド怪ビ思ヒケルニ、其ノ夜ノ宿ニシテ寢死ニ死ケリ、然レバ然樣ナラム歌ナドヲバ深キ山中ナドニテハ不可詠ズ、山神ノ此レヲ聞テ目出ル程ニ留ル也、此レヲ思フニ、其ノ常陸歌ハ其國ノ歌ニテ有ケルヲ、其ノ國ノ神ノ聞キ目出テ取テケルナメリトゾ思ユル、然レバ此レモ山神ナドノ感ジテ留テケルニコソハ由无キ事也、從者共奇異ク思ヒ歎キケレドモ、相構テ京ニ上テ語ケルヲ聞繼キ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

外國人詠和歌

〔桂林漫錄上〕韓人詠歌

兼葭錄ニ載ス、延享戊辰、來聘ノ朝鮮人ノ詠メル歌、

トシテナン、ノンセントンチヤ、トラスンバ、チイキルチイラ、チヤンバチンピヲ、中良技ニ、是ハ韓語ニテ詠ミタルナリ、譯文無キヲ遺憾トス、往年或人ノ扇面ニ、鷄林ノ立德淵、字ハ仲擧ナル者ノ、平假字ニテ詠歌ヲ書キタルヲ見、其口氣大ニ熟シタルモノナリ、

明日ハマタ誰ナカランモ知ラヌ身ニ友アル今日ノ日社惜ケレ、ト云フ歌ナリ、予韓人ノ書キタル發句一號ヲ藏ス、影寫シテ下ニ見ハス、

清人詠歌

同書ニ、唐士寧波府ノ人、長崎ニ在リテ詠メル歌ヲ載ス、

中々ニ心ナカランモ友ヨリモ庭ノ木草ノ朝夕ノツユ○中略

寬政庚子歲、安房國立澤ヘ、南京ノ商船漂著ス、彼難商ノ中、能ク日本語ヲ解スル者有リ、名ヲ傳ヘズ、惜ム可シ、彼ガ詠メル歌ナリトテ、房州ノ人ニ聞ケリ、

イザタトフタツサノ濱ノ荒浪ノ人ノ心ニ秋ノ來ヌ間ニ、此外ニモ有リシガ忘レタリト語リキ

幼兒詠歌

〔俊頼口傳〕いまだちのむほどのこども、むかしは歌をよみけるにや、

こよろぎのいそたちならしいそなつむめざしぬらすなおきにをれ浪

ひたちうた

つくばねのこのもかのもにかげはあれど君がみかげにます影はなし〇中略

かひうた

かひがねをさやにも見しがけゝれなくよこほりふせるさやの中山〇中略

伊勢うた

をふの浦にかたえさしおほひなるなしのなりもならずもねてかたらはむ

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、あづまうどのうたいみじうこのみよみけるが、ほたるを見て、

あなてりやむしの衣や尻に火のつきてこ人玉ともみえわたるぞ、あづま人のやうによまん

とて、實はつらゆきがよみたりけるとぞ、

〔土佐日記〕廿七日、〇中略またある人、にしぐになれど、かひうたなどいふ、かくうたふに、ふなやかたのちりもちり、そらゆく雲もたゞよひぬとぞいふなる、

〔今昔物語二十七〕近衛舍人於常陸國山中詠歌死語第卅五

今昔、□□ノ比□□ノ□□ト云近衛舍人有ケリ、神樂舍人ナドニテ有ルニヤ歌ヲゾ微妙ク詠ケル、其レガ相撲ノ使ニテ東國ニ下ダリケルニ、陸奥國ヨリ常陸ノ國へ超ル山ヲバ、燒山ノ關トテ極ク深キ山ヲ通ル也、其ノ山ヲ彼ノ□□通ケルニ、馬眠ヲシテ徒然カリケルニ、打驚クマヽニ、此ハ常陸ノ國ゾカシ、遙ニモ來ニケル者カナト思ケルニ心細クテ、泥障ヲ拍子ニ打テ常陸歌ト云フ歌ヲ詠テ、二三返許押返シテ詠ケル時ニ、極シク深キ山ノ奥ニ恐シ氣ナル音ヲ以テ、穴諡ト云テ手ヲハタト打ケレバ、□□馬ヲ引留メテ、此ハ誰カ云ツルゾト從者共ニ尋ケレドモ、誰カ云ツルゾトモ不聞ズト云ケレバ、頭毛太リテ恐シト思々フ其ヲ過ニケリ、然テ□□其ノ後心地惡ク

にて有かとはれければ、いかでか僞をば申上候べき、御尋候はんに更にかくれ有まじと申ければ義達に硯たづねて參れと仰られて、尋出して參たりければ、墨おしすりて筆染てうちあんじて、わが持給ひける扇に一首の歌を書給ひけり、

いづみなるしのだの森のあまさぎはもとの古枝にたちかへるべし、かく書て、義達にこれに判くはへて尼にとらせよとて、なげつかはしたりければ、義達判くはへて尼にたびてけり、年號月日にも及ず、右大將殿自筆の御書下なれば子細にやおよぶ、もとのごとくかの尼領知しけると也、其後右大臣家(實朝)の時、件の尼が女この扇の下文を捧て沙汰に出て侍りけるに、年號月日なき由奉行いひけれ共、かの自筆そのかくれなきによりて安堵しけり、

東歌

〔萬葉集　十四　東歌〕

多麻河泊爾左良須氐豆久利、佐良左良爾奈仁曾許能兒乃己許太可奈之伎、(中略)

右九首武藏國歌(中略)

爾保杼里能可豆思加和世乎、爾倍須登毛、曾能可奈之伎乎、刀爾多氐米也母、(中略)

右四首下總國歌(中略)

信濃道者伊麻能波里美知可里婆禰爾、安思布麻之牟奈久都波氣和我世、(中略)

右四首信濃國歌(中略)

伊香保呂能、夜左可能爲提爾多都努自能、安良波路萬代母、佐禰乎佐禰氐婆、

右二十二首上野國歌

〔古今和歌集　二十　東歌〕みちのくうた

あふくまにきりたちくもり明ぬとも君をばやらじまてばすべなし(中略)

さがみうた

ふるゆきはつもらでかげもありあけのつきぞくまなきふゆの山ざと、ごうぐうの御かたより、

ひがし山と　にし山と

月かげのいでつるかたもわすられて入かたぞすむわがこゝろかな〇下略

〔四十二物諍考證歌〕拾遺集に、みつね忠岑が問答歌をのせたり、これ歌をもて物をあらがひしはじめにやあらん、またこの書の名とせる物あらがひといへること、增基法師が熊野の紀行、又は後撰集などをや、よりどころとはせん、なほこれらよりくだりても、歌合の判の詞にかへたる歌なども、みなこのすがたなるべし、〇中略岸本由豆流誌、

公文書歌

〔袋草紙三〕和歌者有興事也、無止事人、及帝王ニモ達事ヲ其道也、所望申文、若ハ名籍ニモ制之先蹤也、源重之、小一條大將濟時奉名籍トテ副歌、

みちのくにあだちのま弓引かとて君にわが身をまかせつるかな

〔袋草紙三〕平兼盛駿河守之時、彼國女夫ノ伊豆國ニ妻ヲマウケテ、不來ノ由ヲ訴ケル申文ニ書付、

よこはしる清みか關にせきすゑていづちふことはながくとゞめよ

于時重之陸奥ヨリ上洛之間、此所ニ宿ス女カハリテ和之、

せきすゑぬそらにこゝろのかよひなばみをとゞめてもかひやなからん

〔古今著聞集五和歌〕鳥羽宮〇定惠法親王天王寺別當にて、かの寺の五智光院に御座有ける時、鎌倉前右大將〇源賴朝參せられたりけり、三浦十郎左衞門義連、梶原景時ぞ供には侍ける、御對面の後退出の時、尫弱の尼一人いで來り、右大將に向て、ふところより文書を一枚取出して云、和泉國に相傳の所領の候を、人におしとられて候を御こし候へども、身の尫弱に候によりて事ゆかず候、適君御上洛候へば、申入候はんと仕候へ共、申つぐ人も候はねば、たゞ直に見參に入候はんとて參りて候とて、その文書を捧たりければ、大將みづからとりて見給ひけり、文書のごとく一定相傳のぬし

あさ緑花も一つに霞みつゝおぼろにみゆる春の夜の月、と答へたれば、返す〳〵うちずんじて、さは秋の夜はおぼしすてつるなゝりな、

今宵より後の命のもしもあらばさは春の夜をかたみと思はん、といふに、秋にこゝろよせたる人、

人はみな春に心をよせつめりわれのみやみん秋の夜の月、とあるに、いみじうけうじ思ひ煩ひけるけしきにて、もろこしなどにも、昔より春秋の定めはえし侍らざなるを、このかうおぼしわかせ給ひけん御心ども、思ふにゆへ侍らんかし。〇下略

〔四十二の物あらそひ〕むかしならのみかどの御時、をりふしさうぐうの御かたへならせおはします、きさらぎ中の六日の比なるに、南庭のさくらは、ゆふばえにあかぬいろをそへ、みぎりの柳は、もえぎのいとをたれ、よろづながめおはします、さうぐうにおほせけるは、春と秋とはいづれもおとらぬ事なれども、なを物のあはれをさゝめ、ことにふれてかなしとは、あきのゆふべにぞ侍ける、もろこしにははるをかなしみ、我國にはあきをあはれむとこそ見えて侍りければ、いかにさだめおぼしめさるゝにやと、おほせければ、ちうぐうの御かたより、みぎりのうすやうに、

おほかたはあらそふものとしりながらこゝろひとつに秋をさだめん、とあそばして、こゑゑうの君してたてまつり給ふ、女ばうはあきをあはれむことわりまことにとて、わらはせおはしますうへもいつより御つれ〳〵におぼしめす事なれば、是をはじめて四十二の物あらそひあるべしとて、御まへにさぶらひ給ふ、いろ〳〵のうすやうに、さま〳〵の事をあそばして、ちうぐうの御かたをはじめとして、いま四十一なれば、くぎやう天上人も女ばうたちも、かはうちあかめ、あそぶこゝろもなくさぶらひたまふ、まづうへより、

月の夜と　ゆきのあしたと

春はたゞ花のひとへにさくばかり物のあはれは秋ぞまされる

〔拾遺和歌集雜九〕みつねたゞみねにとひ侍ける　參議伊衡

しら露はうへよりおくをいかなれば萩の下葉のまづもみづらん

こたふ　みつね

さをしかのしがらみふする秋萩は下葉やうへになりかへるらん

たゞみね

秋萩はまづさすえよりうつらふを露のわくとはおもはざらなむ

又とふ　これひら

ちとせふる松のした葉の色づくはたがしたかみにかけてかへすぞ

こたふ　みつね

松といへど千とせの秋にあひくればしのびにおつる下葉なりけり

〔さらしな日記〕十月治安二年ついたちごろのいとくらき夜、中略春秋の事などいひて、時にしたがひ見ることには春がすみおもしろく、空も長閑にかすみ、月のおもてもいとあかうもあらず、とをうながるゝやうにみえたるに、琵琶のふがうてうゆるらかに彈きならしたる、いといみじく聞ゆるに、また秋に成て、月いみじうあかきに、空は霧わたりたれど、手にとるばかりさやかに澄みわたりたるに、風の音虫のこゑとり集めたる心ちするに、箏のことかきならされたる、ひやうしやうのふきすまされたるは、何の春とおぼゆかし、又さかとおもへば、冬の夜の空さへさえわたりいみじきに、雪の降つもりひかりあひたるに、ひちりきのわなゝきいでたるは、春秋もみなわすれぬかしといひつゞけて、いづれにか御心とゞまるととふに、秋の夜に心をよせてこたへ給を、さのみおなじさまにはいはじとて、

とありと記したれば、寬永の比の記とおもはれたり、再び思ふに百物語はや、ふるしと賤ども俗書なり、月刈藻集は、世人曾てしるべきものにあらず、いづれも來處は定めがたし、又賤草にこのことを載て、四の海おさまりがたきしるしにや雲の上までのぼる白波、〈相月〉內裏へ盜人の入たる時よめり、この歌にて左遷せらる、なか〳〵になき身なりせばふる里へかへらんものをけふの夕ぐれ、流罪の内に玉蘭盆によめり、叡聞ありてあはれに思めし、召かへさる、とあるは、異なる傳にて、初め罪を得し歌かはり、次のなか〳〵にの歌も異同あり、此書をあらはしたる佐野紹益は、本阿彌光悅が孫にて、搢紳家へもまゐりしものなれば、傳來れるものありしや、これにては世にいへる、なか〳〵にの歌にて罪を得、なか〳〵の歌にて召返さる、といへるにあはず、

〔風のしがらみ〈下〉〕寬文元年、大納言雅章卿關東下向のとき、大磯に、たれ名付しにや鳴立澤といふ所有、こゝにて、

あはれさは秋ならねども知られけり鳴立澤のむかし尋ねて〈中略〉大納言歸洛し給ひて、此歌ども叡覽に備られしに、西行法師の心なきの歌は、いづくにもあれ鴫の立ゐし澤にて、こゝとさしてよめるにはあらぬを、今此所を鳴立澤といふ名所になしてよめる事、大なる御事也とて、とばし出仕をとめられけるとぞ、

〔萬葉集〈一雜歌〉〕天皇〈天智〉詔內大臣藤原朝臣〈鎌足〉、競憐春山萬花之艶、秋山千葉之彩時、額田王以歌判之歌、

冬木成、春去來者、不喧有之、鳥毛來鳴奴、不開有之、花毛佐家禮杼、山乎茂、入而毛不取、草深、執手母不見、秋山乃、木葉乎見而者、黃葉乎婆取而曾思奴布、青乎者置而曾歎久、曾許之恨之、秋山吾者、

〔拾遺和歌集〈九雜下〉〕題しらず　よみ人しらず

がなくて離別せられし時、かりそめの歌を詠じて大に後悔し、ふたゝびゑにしを結んと歎け共詮なく、心ならずも月日を送りけるが、此歌冷泉家の御聽に入て、吾妻の御門下へ、歌心いと哀れに聞え侍る、夫のこゝろのかたましきや、させる事にてもなきならば、ふたゝび妻となして得さすべしと云越し給ふによつて、伊奈へ斯と告げぬるによりて、伊奈よりありのまに〳〵傳ふるにぞ、有香かしこまりて、ちか女をむかへとり、幾千代かけて睦じけるとなん、

〔吾妻鏡九〕文治五年十二月廿八日癸丑、平泉内、無量光院供僧一人(號助公)、爲囚人參著、是慕泰衡之跡、欲奉反關東之由、依有風聞所被召禁也、今日以景時被推問子細之處、件僧謝申云、師資相承之間、清衡已下四代歸依、續佛法惠命也、爰去九月三日、泰衡蒙誅戮之後、同十三日夜、天陰名月不明之間、

昔ニモ非成夜ノシルシニハ今夜ノ月シ曇ヌル哉、如此詠畢、此事更非奉蔑如當時、併只折節懷舊之所催也、無異心云云、景時頗褒美之、則達此由二品(○源賴朝)、還有御感、厚免其身、剩被加賞云云、

〔翁草百六十九〕抑徹書記ハ(○中略)和歌は冷泉爲秀卿に學びて、或時、くらべこし見ぬもろこしの鳥もゐず桐の葉わくる秋のみか月、となん詠るを、叡聞有て天機おだやかならず、勅勘有て山科に蟄す、其後七月十五日山科招月庵にて、中々になきたまならばふる鄕へ歸らん物をけふの夕暮、此歌雲井に聞えて勅免有とかや、

〔兔園會集說〕徹書記のさすらひ

美成(○山崎)按ずるに、この故事、人々常にいひ傳へ、日本古今人物史にも徹書記傳に、嘗來一首諷詠、而左遷洛外山科之地、又因一首之愁吟、而逢歸洛之喜といへるも、このなか〳〵の歌をさしていへるなり、又和歌詞德抄にも見えたり、草根集には此歌見えず、出る處を考るに、百物語、月苅藻集などに載たれど、この書の時代を思ふに、百物語に煙艸の禁ぜられしを、此頃のやうに書たれば、元和の撰と思はるゝなり、月苅藻集のはじめに、于時寶永庚寅春書之口本寛永午春

ク哀レト思テ、今ノ妻ノ云ツル事思ヒ被合テ、今ノ妻ノ志失ニケレバ、京ニ送テケリ、然テ本ノ妻トナム棲ケル、思ニ田舍人ナレドモ、男モ女ノ心ヲ思ヒ知テ此ナム有ケル、亦女モ心バヘ可咲カリケレバ、此ナム和歌ヲモ讀ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ

〔大和物語下〕昔やまとの國かつらきの郡にすむ男女有けり、この女、かほかたちいときよらなり、さし比おもひかはしてすむに、この女いとわろくなりにければ、おもひわづらひて、かぎりなく思ひながら、めをまうけてけり、○中略さゞまりなんとおもふよも、なをいねといひければ、わがかくありきするをねたまふで、ことわざするにやあらん、さるわざせずば、うらむる事も有なんなど、心のうちにおもひけり、さていでゝいくとみえて、せんざいの中にかくれて、男やくるど見れば、はしにいでゐて、○中略つかふ人のまへなりけるにいひける、

風ふけば沖つしら波たつた山よはにや君がひとりこゆらん、とよみければ、わがうへを思ふなりけりと思ふに、いとかなしうなりぬ、この今のめの家は、たつた山こえていく道になんありける、○中略かくて外へもさらにいかで、つとゐにけり、

〔續世繼十敷島の打聞〕みかはのかみ頼綱といひしは、まだわかくておやのともにみかはのくにゝくだりけるに、かのくにの女をよばひて、又もおとづれざりければ、女、

あさましやみしは夢かとこふほどにおどろかずにも成にける哉、と申たりければ、さらにおぼえつきてなむ思侍ける、かくよむとも、みめかたちやはかはるべきとおぼえ侍れど、むかしの人、なかごろまでは人のこゝろかくぞ侍ける、

〔歌俳百人集〕小川ちか女

かりそめの言の葉草に風立て露のこの身の置處なき

ちか女は伊条宰左衛門[illegible]の家の子、小川藤藏有香の妻なり、いかなる事かありけん、ちの云さ

ニ塵許ノ物モ不殘サズ皆持行畢ヌ、只纔ニ殘タル物ハ馬船一ツゾ有ケル、其レヲ此ノ夫ノ從者ニテ馬飼ニテ仕ケル童有ケリ、名ヲバ眞梶丸トゾ云ケル、其レヲ使ニテ取ニ遣セタリケレバ、本ノ妻此ノ童ヲ見テ云ケル樣、今ハ世ニ不來ジナト、童云ク何デカ不參候ザラム、心淺クモ被仰ルカナトテ、馬船持行カムト爲ルニ、本ノ妻己ガ主ニ申サムト思フ事ノ有ヲバ、申テムヤト云ケレバ、童糸吉ク申シ候ヒナムト云ケレバ、本ノ妻文ヲ奉ラムヲバ、更ニ世モ不見給ハジ、只事ニ此ク申セトテ、

フネモコジマカヂモコジナケフヨリハウキ世ノナカヲイカデワタラム、ト童此ヲ聞テ返リ行テ、主ニ此ナム被仰ツルハ□男此ヲ聞テ哀レ也トヤ思ヒケム、運ビ取タリケル物共ヲ皆運ビ返シテ、本ノ妻ノ許ニ返行キ、本ノ如白地目モ不爲テ棲ケル、然レバ情有ル心有ル者此ナム有ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語三十〕住丹波國者妻讀和歌語第十二

今昔、丹波ノ國□□ノ郡ニ住ム者アリ、田舍人ナレドモ心ニ情有ル者也ケリ、其レガ妻ヲ二人持テ、家ヲ並ベテナム住ケル、本ノ妻ハ其國ノ人ニテナム有ケル、其レヲバ靜ニ思ヒ、今ノ妻ハ京ヨリ迎ヘタル者ニテナム有ケル、其レヲバ思ヒ増タル樣也ケレバ、本ノ妻心踈シト思テゾ過ケル、而ル間、秋北方ニ山郷ニテ有ケレバ、後ノ山ノ方ニ糸哀レ氣ナル音ニテ鹿ノ鳴ケレバ、男今ノ妻ノ家ニ居タリケル時ニテ、妻ニ此ハ何カ聞給フカト云ケレバ、今ノ妻煎物ニテモ甘シ、燒物ニテモ美キ奴ゾカシト云ケレバ、男心ニ違ヒテ、京ノ者ナレバ此樣ノ事ヲバ興ズラムトコソ思ヒケルニ、少シ心月无シト思テ、只本ノ妻ノ家ニ行テ、男此ノ鳴ツル鹿ノ音ハ聞給ヒツヤト云ケレバ、本ノ妻此ナム歌ケル、

ワレモシカナキテゾキミニコヒラレシイマコソコヱヲヨソニノミキケ、ト男此ヲ聞テ極シ

歌和夫婦

ければ、定て畏り申にて可有と申上て退出し、御歌披露申て候へば、御感の上、永き逗留退屈たらん、今は歸京候へとの御事に候と有ければ、辱むね御請ありし時、古今の傳授有て御歸候へとの仰なりと申されければ、それはかたく成不申義に候、たとひ其習めにて永く在府申とも力なし、道の事は大切なりと申きられしかば、南光坊さもこそ有べく存候へども、先上意の通を申たり、此上は申上やう有べしとて登城し、上意の樣申聞候へば、忝旨存謝いたし候と有し時、古今傳授は如何と御尋有、されば其事申聞候へば、傳授可申上と申候、去ながら御やめ有て可然候、その故は永き潔齋かた〳〵種々の身持六かしき事ども多く有之候、何の益なき事に候間、御やめ有て可然候半と申上られしかば、然ばやめぬべしと仰られける、備正の滑稽よくあたりぬるよさいひつたへぬ、

〔古事記上〕其神(○大國主)之嫡后須勢理毘賣命甚爲嫉妬、故其日子遲神和備弖、(三字以音)自出雲將上坐倭國而束裝立時、(○中略)其后取大御酒坏、立依指擧而歌曰、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波、遠遲伊麻世、宇知微流斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐淤知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐氐、遠波那志、那遠岐氐、都麻波那斯、阿夜加岐能、布波夜賀斯多爾、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多多岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀邇、伊遠斯那世、登與美岐、多氐麻都良世、如此歌卽爲宇伎由比、(四字以音)而宇那賀氣理氐、(六字以音)至今鎭坐也、

〔今昔物語三十〕住下野國去妻後返棲語第十

今昔下野ノ國□□ノ郡ニ住ム者有ケリ、年來夫妻相共ニ棲渡ケル程ニ、何ナル事カ有ケム、夫其ノ妻ヲ去テ異妻ヲ儲テケレバ、夫心替リ畢テ、其ノ本ノ妻ノ許ニ有ケル物共ヲ、何ニモ塵モ不殘サズ今ノ妻ノ許ヘ計ヘ運ビ持行ケルヲ、本ノ妻糸心疎シト思ケレドモ、只男ノ爲ルニ任テ見ケル

燋熱大燋熱ノ炎ニ身ヲ焦シ、牛頭馬頭ノ呵責ニ逢ランモ、角社有ラメト覺ヘテ、見ニモ肝ハ消ヌベシ、爲明卿是ヲ見給テ硯ヤ有ト尋ラレケレバ、白狀ノ爲カトテ、硯ニ料紙ヲ取添テ峯リケレバ、白狀ニハアラデ一首ノ歌ヲゾ書レケル、

思キヤ我敷嶋ノ道ナラデ浮世ノ事ヲ問ルベシトハ、常葉駿河守此歌ヲ見テ、感歎肝ニ銘ジケレバ、泪ヲ流シテ理ニ伏ス、東使兩人モ是ヲ讀テ、諸共ニ袖ヲ浸シケレバ、爲明ハ水火ノ責ヲ遁レテ、咎ナキ人ニ成ニケリ、詩歌ハ朝廷ノ翫處、弓馬ハ武家ノ嗜ム道ナレバ、其慣未必シモ六義數奇ノ道ニ携ラネドモ、物類相感ズル事皆自然ナレバ、此歌一首ノ感ニ依テ、嗷問ノ責ヲ止メケル、東夷ノ心中コソヤサシケレ、

〔慈元抄上〕問曰、和歌の道孝道に似たらば歌故に難を遁れたる人有や、答曰、西行法師盛なる花を見て一枝折ければ、花守る人大に嗔りて、西行を搦めんとす、西行よめるうた、

白波と名には立ども吉野川はなゆゑしづむ身をば惜まじ、と讀りければ、免しけるとなむ、又或時西行道を行とて、物染る藍と云草植たる中をすぐ、路にして通るとて、一本引切てもてり、藍主見付て、僻法師の振舞かな、藍を踏そこなふのみならず、折とるべしやとて、搦捕て、手に持たりける藍を押へて食せけり、食ながら讀る、

西行は鵜といふ鳥ににたるかなはをかゝりてあゐを食らへば、と讀りければ、面白し、扨は西行にておはしけるよとて免しけるとなん、是歌故に難を遁れたりける、

〔窻のすさみ追加下〕寛永の比にや、祖父前内府通村公、關東の御不審にて下向し、南光坊に（上野開基ノ僧）蟄居し三年おはせしが、秋月を見て、行かたに身をばさそはで夜な〳〵の袖の露とふむさし野の月、と詠られしを、僧正感吟して、登城の時、此歌の事を申上られしに、御感有て、三年在府の旅情無餘義事なり、もはや歸京すべしと申聞よと上意有、その序古今傳授しなんや承べしと仰られ

合て三十三首也。○中略

夫歌道ノ賢達指ヲ屈メテ數フベカラザル也、然レドモ此ノ如ク工ミニシテ、金ヲ鳴シ玉ヲ轉ジ、句毎ニ配所ノ情ヲ述、其年月ヲカコチ、忠誠ノ空ヲ恨メルノ言ノ葉、信ニ神人ヲ感ゼシムル、古今無雙ノ詠也、蓋シ爲兼卿ノ才アルモ、流嶋ノ難ニ遇コトノアラズンバ、此詠ヲ作ス事能ハザルベシ、所謂窮シテ成ルト云モノナルカ、實ニ是不幸ノ幸也、按ニ永仁六年ヨリ嘉元二年迄ハ、其間六年アリ、正和二年ハ、嘉元二年ノ後六年ニアリ、然ルヲ此序ニ、嘉元二年ニ歸洛シ、正和二年ニ卅三首ノ和歌ヲ詠ズルト云ル時ハ、則是歸洛ノ後也、而ルヲ又此歌ニ依テ赦免有テ、嘉元二年ニ歸洛セリト云ヘルハ甚以誤レル也、若是嘉元二年ニ歌詠ナリ、其後正和二年ニ至テ歸洛アリト見ル時ハ、時代相當ス、然レドモコヽニ亦一ツノ不審アリ、大納言爲兼伏見院ノ勅ニ依テ、玉葉和歌集ヲ奏セラルヽ事、正和元年ニアリ、此集歌ノ數二千八百三首アリ、或ハ是配所ニ在テ此集ヲ撰ミ、歸洛ノ前年コレヲ奏セラルヽカ不審也、又此三十三首ノ中ニ字文ノ誤モ有ト見ユ、ナヲ間ヲ得テ考正スベキ者也、コヽニ書寫スルノ餘リ、唯其不審ヲシルス者也、

右爲兼卿一條ハ、或人ノ寫置ルヲ、本書ノ儘コヽニ拾フ、

〔太平記二〕僧徒六波羅召捕事附爲明詠歌事

二條中將爲明卿ハ、歌道ノ達者ニテ、○中略指タル嫌疑ノ人ニテハ無リシカドモ、叡慮ノ趣ヲ尋問ン爲ニ召捕レテ、齋藤某ニ是ヲ預ラル、五人ノ僧達ノ事ハ、元來關東ヘ召下シテ、沙汰有ベキ事ナレバ、六波羅ニテ尋窮ニ及バズ、爲明卿ノ事ニ於テハ、先京都ニテ尋沙汰有テ、白狀有ラバ關東ヘ注進スベシトテ、檢斷ニ仰テ已ニ嗷問ノ沙汰ニ及ントス、六波羅ノ北ノ坪ニ炭ヲヲコス事、鑊湯爐炭ノ如ニシテ、其上ニ靑竹ヲ破リテ敷雙ベ少隙ヲアケヽレバ、猛火炎ヲ吐テ烈々タリ、朝夕雜色左右ニ立雙テ、兩方ノ手ヲ引張テ、其上ヲ歩セ奉ント支度シタル有樣ハ、只四重五逆ノ罪人ノ、

ければ、御感ありて、定長朝臣に仰てぞ御返事有けり、
あしたづは雲井をさしてかへるなりけふ大空のはるゝけしきに、やがて殿上の出仕ゆるされにけり、〇又見十訓抄
〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十六日己巳、謀叛衆、於所々生虜之中、清水寺住侶敬月法師雖非指勇士、從于範茂卿向宇治之間雖宥獻一首詠歌於武州〇北條泰時仍感懷之餘減死罪可處遠流之由下知長沼五郎宗政云云、
勅ナレバ身ヲバ捨テキ武士ノヤソ宇治河ノ瀨ニハタヽヂド
〔翁草六十六〕大納言爲兼卿卅三首ノ和歌
爲兼卿ハ、伏見院御宇永仁六年二月隱謀ノ風聞有シニ仍リ、北條家ヨリ召捕、佐渡ヘ流サレ給ヘリ、嘉元二年歸洛シ、大納言ニ被任、二條家冷泉家二流ノ外ニ、又爲兼流トテ和歌ノ一家ヲ起サレケルト云、爲兼佐渡ノ島ヘ流サレ給ヒ、正和二年十月十七日剃髮シ、卅三首ノ和歌ヲ詠ジ、又阿彌陀佛ト云字ヲ竪横十文字筋違ニヨミナセリ、是ニ仍赦免有テ、嘉元二年ニ歸落シ給フト也、卅三首ノ和歌、二首ハ三十一首ノ上ノ一字ヲ横ニ、又下ノ一字ヲ横ニヨム二首ナリ、又五七五七七ハ長歌ニナル也、下ノ七字ハ文字クサリ也、此歌ニヨリテ召歸サレケルトゾ、其自筆ノ和歌ハ即今吉野實藏ニ在ト云、
三十三首歌〇此下有三十一首略之
右卅一首を、上の一字を横によむ一首
逢ことのまたいつかはとゆふだすきかけし誓ひを神にまかせて
同下の一字を横によむ一首
賴みこしかもの川水さてもかくたえなば神を猶やかこたん

然ラバ讀メト云ニ、霜程モ无クワナヽキ音(コヱ)ヲ捧テ此ナム云、

トシヘテカシラニ雪ハツモレドモシモトミルコソミハヒエニケレ、ト守此レヲ聞テ極タ感ジ哀テ免シ遣テケル、然レバ云フ甲斐无キ下﨟ノ田舍人ノ中ニモ、此ク歌讀ム者モ有ル也ケリ、努々不可蔑トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔奥義抄序〕前範配流之時、兼房朝臣のよみてめしかへさるゝ歌、

さ月やみこゝゐのもりのほとゝぎす人しれずのみなきわたるかな

〔平治物語三〕經宗惟方被處遠流事同被召返事

伏見源中納言、〇師仲三河ノ八橋ヲ渡ルトテ、

夢ニダニ角テ三河ノ八橋ヲ渡ルベシトハ思ハザリシヲ、ト讀レタリシヲ、上皇〇後白河聞召テ哀ニ被思召ケレバ、召返セトゾ仰ナリケル、誠ニ詠歌ノ德ナルベシ、

〔古今著聞集五和歌〕別當惟方卿は、二條院の御めのとにて、世におもく聞えけるが、あしく振舞けるによりて、後白河院御いきどほりふかゝりければ、出家して配所へおもむかれけり、其後同じくながされし人々ゆるされけれども、身獨は猶うかびがたきよしをつたへ聞て、

この瀬にもしづむときけば渡川ながれしよりもぬるゝ袖かな、とよみて故鄕へおくられたりけるを、法皇傳へ聞召て、御心やよわりけん、さしも罪深く覺しめしけるに、此歌によりて召かへされけるとかや、

〔古今著聞集五和歌〕後鳥羽院御時、定家卿殿上人にておはしける時、いかなる事にか勅勘によりてこもりゐられたりけるが、あからさまと思ひけるに、其年も空く暮にければ、父俊成卿此事をなげきて、かくよみつゝ、職事に付たりけり

あしたづの雲井にまよふ年くれてかすみをさへやへだてはつべき、職事此歌を奏聞せられ

祖父〇(恒宗允亮祖父公方)常語曰、先帝御代有寵幸之女字内匠藏人、容顏美麗好色之者也、奏云、白馬之節久不見大場之儀、給暇將見彼儀、勅聽之、出大場場見物、檢非違使止車之間、内匠乘車、多出火色、源中正爲廷尉、乞出件衣欲破之處、匠招中正小舍人童、贈和歌云、大宵(爾)照(留)日乃色(遣)禁(天)天(乃)下(波)誰(加)仕(倍)使、中正雖行有限之法、不忍無情之思、諸臣相議不破返之、其夕歸參大内、勅問雜事、具奏此事、帝曰、婦女衣裳不破有情、時聞之者以爲美談、聖代之事雖以緩法爲降寵幸自有寬恕歟、中正亦有譽無謗、

〔新古今和歌集雜十八〕延喜御時、女藏人内匠白馬節會見はべりけるに、くるまよりくれなゐのきぬをいだしたりけるを、檢非違使のたゞさむとしければ、いひつかはしける、

女藏人内匠

おほ空にてる日の色をいさめても天の下には誰かすむべき

かくいへりければ、たゞさずなりにけり、

〔今昔物語二十四〕大隅國郡司讀和歌語第五十五

今昔、大隅ノ守□□ト云者有ケリ、其ノ國ニ下テ政始メ行ケル間、郡ノ司四度ケ无キ事共有ケレバ、速ニ召シニ遣テ誡メムト云テ使ヲ遣ツ、前々此樣ニ四度ケ无キ事有ル時ニハ、罪ノ輕重ニ隨テ誡ムル事常ノ例也、其レニ一度ニモ非ズ度々四度ケ无キ事有ケレバ此レハ、重ク誡メムトテ召也ケリ、即チ將參タル由使云ケレバ、前ニ誡ムル樣ニゾ一臥セテ、尻頭ニ上リ可居キ人可打キ樣ナド儲テ待ツニ、人二人シテ引張テ將來タリ、見レバ年老タル翁ノ、頭末黑キ髮モ交ズ皆白髮也、此レヲ見ルニ打セム事ノ糸惜ク思ユレバ、忽ニ憐ノ心出來テ、何ナル事ニ付テ此レヲ免シテムト思フニ、可事付キ方モ无シ、誤(アヤマチ)共ヲ片端ヨリ問ニ、只老ヲ高家ニシテ答ヘ居タリ、守此レヲ見ルニ、打セムガ糸惜ケレバ、此レ何ニシテ免サムト思テ、思ヒ廻スニ无ケレバ、守思線テ云ク、汝ハ極キ盜人カナ、但シ汝チ和歌ハ讀テムヤト問ニ、翁墓々シク非ズトモ仕テムト答フレバ、守イデ

あるがうちにか、る世をしもみたり鄙人のむかしの蹟も戀しき、濱式部少輔春利(濃州とけさう金光)此歌を聞て、哀にたへすおもひければ、京都へ便ありける時、兄の濱豊後守康慶が許へ書て送りける、康慶此歌を感じて、歌を好む人々に見せもてはやしければ、齋藤妙椿傳聞て、常緣はもとより和歌の友人也、今關東に居住して、本領かく成行事、いかに本意なき事におもひ給ふらん、我も久鋪此道の數寄なれば、いかで情なき振舞をなさんや、常緣歌をよみておくり給はゞ、所領もとのごとくに返しなんと康慶に物語しければ、康慶舍弟春利が方へ此由申送る、春利大に喜び、東野州へ來て、舍兄の豊後守が消息を取出し是御覽候へ、か、る亂世の末代にも、都にはゆうにやさしき人こそ候へ、目にみえぬ鬼神をもやはらぐるは、和歌の德と承候、御詠草一首送りて御覽候へかしと申ければ、常緣本より達者にて、十首の歌を詠じて春利に渡す、春利則取次て美濃國へぞおくりける、(中略)此年二月二日より、かく申かはしける間、達上聞ければ、御免許あり、下總國には千忠緣數をこゞめ、四月廿一日東野州は上洛して、五月十二日に持是院妙椿に對面して、本領を請取打入ければ、妙椿の許より、

世中をさほくはかれば東路にいま住ながらいにしへの人

使を立ながら返し　常緣

よの中をさほくはからばけふ迄の君が言葉の花におくれじ

又領地より妙椿へ送る　常緣

故郷の荒るをみてもまづぞ思ふ去るべあらすばいかゞわけこむ

返し　妙椿

此ころの去るべなくとも古郷に道ある人ぞやすく歸らん

(故事要略六十七)男女衣服幷賓用雜物等事

ひやりける歌、

　みがきける君にあひてぞ和歌の浦の玉も光をいとゞそふらん

〔いざよひの日記〕そのよをきけばさてもさは、のこるよもぎと、かこちてし、人のなさけも、かゝりけり、おなじはりまの、さかひとて、一つながれを、くみしかば、〇中略のこるよもぎとかこちけるといふ所のうらがきに、くわうたい后ぐうの大夫しゆんせいの卿の御むすめ、ちゝのゆづりとて、はりまのくにこしべのしやうといふところを、つたへしられけるを、地頭のさまたげおほくてむかしむさしのせんじ〇北條泰時へ、ことなるそしようにはあらでまゐらせられけるうた、しんちよくせんにも入侍るとやらん、心のまゝのよもぎのみしてといふうたを、かこちて申されけるうた、

　君ひとり跡なきあさのみをしらば殘るよもぎがかずをことわれ、とよまれければ、ひやうぢやうにもおよばず、廿一かでうの地とうのひほうを、みなとゞめられて候けり、

〔新勅撰和歌集雜十七〕題不知　平泰時

　世中にあさは跡なくなりにけり心のまゝのよもぎのみして

〔鎌倉大草紙〕東下野守常緣は、千葉退治の撿採として下總國に下向し、康正元年より東の庄に居住し、所々の合戰に打勝京都の御感にあづかりける所に、京都に大亂起り、常緣が美濃國郡上の城を山名方より打入て、應仁二年九月六日に攻落され、同國住人齋藤持是院法印妙椿と云人悉押領しける、常緣關東にて是を聞、此所は常緣が先祖中務入道素暹承久二年初て拜領の舊地也、代々十世に及びて、終に他人は知行せざりけるを、我代に至りて、思ひの外に東國に下向して、か様に成行ける事、無念といふも愚なり、其折しも亡父式部入道素明が爲に追善の法事を營み、僧を供養しけるが、代々和歌をたしなむ家なれば、かくおもひつゞけける、

〔雲尻三十二〕三浦導寸法師、陸奧守四位少將を望て、古河の御在所によみて奉りし、

老の浪よる〳〵思ひつゞくれば六十の關も半也けり、頓て執奏ありて望のごとくなし被下ける、子息荒次郎を彈正小弼に任せられし、和歌の德と聞へし、

〔十訓抄十一〕三井寺覺讃僧正、年高なりて有識をゆるされざりけるが、熊野に詣て、

山川のあざりとならで沈みなば深き恨みの名をや流さん、鳥羽院きこしめして、阿闍梨になされにけり、

顯昭法師、綱の望有けるに、

うらやましいかなる人の渡るらん我をみちびけ法の橋もり、かくよみて法橋になさる、

信光法眼

ひきたつる人もなぎさの捨小舟さすがに法のをしてをぞまつ、とよめりけるを、西園寺入道相國の御もとに奉りければ、法印に申なされにけり、

〔今物語〕小侍從が子に法橋實賢と云もの有けり、いかなりける事にか、世の人是をひきがへるとど云名を付たりける、法眼を望み申て、

法の橋のまたに年ふるひきかへる今ひとあがり飛あがらばや、と申たりければ、やがてなされにけり、

〔今物語〕能登前司橘長政といひしは、〈中略〉此比あるやんごとなき大臣家に、和歌の會せられけるに、述懷の歌をよみたりける、

あふげども我身たすくる神な月さてやはつかの空をながめむ、とよみたりければ滿座感歎して此歌よみためて、主も稱美の餘りに國の所ひとつやがて賜はせたりけり、道の面目世の繁昌よしぎの事也、末代にもさすがかゝるやさしき事の殘りたるにこそ、此事を聞て隆祐〈家隆卿子〉侍從い

人しれぬ大内山の山もりは木がくれてのみ月をみるかな、と奏して、昇殿ゆるされけり、〇又見二源平盛衰記一

〔從三位賴政卿集雜〕大内守護ながら、殿上ゆるされぬ事を思はぬにしもなかりける比、行幸なりて侍けるに、大宿直なる家にかくれゐて侍るに、月のあかゝりければ、丹後の内侍のもとへつかはしける、

人しれぬ大内山のやまもりは木がくれてのみ月をみるかな

返し

いつの間に月みぬ事を歎くらん光のどけき御代にあひつゝ

かくてのみすぐるほどに、世かはりて當今の御とき殿上ゆるされて、これかれより祝の歌よみてつかはす中に、中宮亮重家がもとよりつかはしける、

まことにや木隱たりし山守の今は立出て月をみるかな

〔源平盛衰記十六〕三位入道歌等附昇殿事

源三位入道〇中略、賴政、四位ノ殿上人ニテ、久ク世ニ仕エ奉ケルニ、述懷仕テ、上ルベキタヨリナケレバ木ノ本ニ椎ヲ拾テ世ヲ渡ル哉、ト申タリケルニ依テ、七十五ニテ三位ヲ被レ免テ後、先途既ニ遂ヌトテ、出家シテ源三位入道トモイハレケリ、

〔玉勝間四〕大内政弘朝臣の歌

大内左京大夫多々良政弘、正五位下にて有しほど、四位をのぞまれけれども、むなしくて年へければ、たよりなき外山にすみてしづ枝をもをることかたき峯の椎柴、とよまれければ、此歌をめで給ひて、從四位下にぞなし給ひける、ほどもなくて又從上せられけるとぞ、此歌まことによくよみかなへられたり、四位と椎と假字のたがへるは、そのころのしわざにてはいふべきに非ず、

〔袋草紙三〕予〈○藤原清輔〉追先蹤叙位之時、故鳥羽院中文ニ副歌、

やへ〳〵の人だにのぼるくらゐ山おいぬるみにはくるしかりけり、是有暮中事、四位ニ度々漏□□昆弟等ハ至四品、無憩事ヲ思テ所詠之、賢有御感、其後叙四品、仰云、重代者カタホナル事ダニアリ、尤有興之、歌體雖別様、御哀憐之至歟、此所望之始ニ仰云、是ハ歌讀男歟、爲此道宗者也、尤可然云々、其後空漏云々、又取御氣色之所ニ、和歌丸事忘却申云々、如此毎度和歌出來之故、乍恐所遣覽也、末代勝事也、世以珍重之由羅歌云、又新院〈○崇徳〉御給ヲ申ニ、度々漏シカバ、十二月廿日比事次ニ奏聞歌、

くらゐ山たにのうぐひす人しれず音のみなかれてはるをまつかな、明年御給所給也、競望人有其數、而仰云、依優和歌給清輔云々、何面目如之哉、雖不堪事、依此道度々有面目、是多年稽古之所致歟、恐詠百首歌、

梅の花おなじねよりはおひながらいかなる枝のさきおくるらんト云歌ヲ、故北政所令哀給テ、朝覲行幸御給ニテ叙從五位上、次新院ニ奏歌叙正五下、次依中文歌叙四位、三箇度加級、皆以勅賞也、二世難忘之故聊記付之、

〔清輔朝臣集〕讃岐の院〈○崇徳〉に加階のぞみ申こと侍りけるが、二とせ三とせすぎにければ、しはすの廿日あまりのころほひよみて奉りける、

くらゐ山谷の鶯人しれずねのみなかるゝ春をまつかな

此事鳥羽院にまうさせたまひければ、歌のあはれにさて、たまはりにけり、

〔十訓抄十一〕頼政三位は、多田滿仲が末にて武藝其氏を繼りといへども、和歌の浦波立おくれざりけり、ひさしく大内の守護にて有ながら、雲の梯よそにのみ年をへける事のなげかしく覺るまゝに、

にかきて御寶殿におしたりける夜法皇の御夢に、○中略天神の見えさせ給へる、いかなる事の有ぞ見て參れとて、御厩の御馬に北面の者を乘て馳よと仰られければ、馳參て見るに、小大進は雨しづくと泣て候けり、御前に紅の薄樣にかきたる歌をみて、これを取て參るほどに、いまだ參もつかぬに、鳥羽殿の南殿の前に、かのうせたる御衣をかづきて、さきをば法師、跡をば敷島とて、待賢門院のざうしなりけるものかづきて、師子をまひて參りたりけるこそ、天神のあらたに歌にめでさせ給たりけると目出度たうとく侍れ、○中略力をも入ずして、古今集の序にかゝれたるは、これらのたぐひにや侍らん、○又見袋草紙、十訓抄、沙石集、

〔古今著聞集五和歌〕同式部○和泉式部が女小式部内侍、この世ならずわづらひけり、○中略母がかほをつくづくとみて、いきのしたに、

いかにせん行べきかたもおもほえず親にさきだつみちをしらねば、とよわりはてたるこゑにていひければ、天井のうへにあくびさしてやあらんとおぼゆる聲にて、あら哀といひてけり、扨身のあたゝかさもさめて、よろしくなりてけり、

〔日本後紀十七平城〕大同三年九月戊戌、幸神泉苑、有勅令從五位下平群朝臣賀是麻呂作和歌曰、伊賀爾布久、賀是爾阿禮婆可、於保志萬乃、乎波奈能須惠乎、布岐牟須悲太留、皇帝歎悅卽授從五位上、

〔奧義抄序〕歌は○中略ねんごろなるのぞみをもとをす、延喜の御時、躬恒が藏人にして奏する歌、

いづくともよゝのひかりはわかなくにまだみよしのゝ山は雪ふる

〔今昔物語二十四〕大江匡衡妻赤染讀和歌語第五十一

此ノ擧周ガ官望ケル時ニ、母ノ赤染、鷹司殿○藤原道長室倫子ニ此ナム讀テ奉タリケル、

オモヘキミカシラノ雪ヲウチハラヒキエヌサキニトイソグ心ヲ、ト御堂道長此歌ヲ御覽ジテ極ク哀ガラセ給テ、此ク和泉守ニハ成サセ給ヘル也ケリ、

て、一度慈救呪を滿給ければ、女房本心に成にけり、いみじく思召て、うすすみと云御馬をぞたびたりける、〇又見二古今著聞集一

〔古今著聞集五和歌〕能因入道、伊與守實綱〇實綱、疑當レ作二實國一に伴ひて、彼國にくだりたりけるに、夏の始日久しくてりて、民のなげき淺からざるに、神は和歌にめでさせ給ふものなり、心みによみて三島に奉るべき由を、國司しきりにすゝめければ、

あまの川苗代水にせきくだせ天くだります神ならば神、とよめるを、みてぐらにかきて社司して申上たりければ、炎旱の天俄にくもりわたりて、大なる雨ふりてかれたる稻葉おしなべて緑にかへりにけり、忽に天災をやはらぐる事、唐の貞觀の帝の蝗をのめりける故事もおとらざりけり、

〔古今著聞集五和歌〕和泉式部、をとこのかれ〳〵に成ける頃、貴布禰に詣てたるに、ほたるのとぶを見て、

ものおもへば澤のほたるも我身よりあくがれいづる玉かとぞみる、とよめりければ、御社の内に忍たる御聲にて、

おく山にたぎりておつる瀧つ瀬の玉ちるばかりものなおもひそ、其しるしありけるとぞ、

〔古今著聞集五和歌〕鳥羽法皇の女房に小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に御衣一重うせたりけるをおひて、北野にこもりて祭文かきてまもられけるに、三日といふに神水をうちこぼしたりければ、檢非違使これに過たる失やあるべき、いで給へと申けるを、小大進泣々申やう、おほやけの中のわたくしと申はこれなり、今三日のいとまをたべ、それにしるしなくば、われをぐしていで給へと打なきて申ければ、檢非違使も哀に覺てのべたりける程に、小大進、

思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしをとよみて、紅の薄樣一重

さてもすてず。○中略たけきもの、ふもまれり。○中略たのしみさかへのところ、なげきかなしびの時にも、かならずいでくいはんや男女の心をやはらぐるなかだち、これよりよろしき事はなし、

〔今昔物語二十四〕大江匡衡妻赤染讀二和歌一語第五十一

今昔大江匡衡ガ妻ハ赤染ノ時望ト云ケル人ノ娘也、其ノ腹ニ擧周ヲバ産マセタル也、其ノ擧周勢長（セイチヤウ）シテ文章ノ道ニ止事无カリケレバ、公ニ仕リテ遂ニ和泉守ニ成ニケリ、其國ニ下ケルニ、母ノ赤染ヲモ具シテ行タリケルニ、擧周不二思懸一身ニ病ヲ受テ日來煩ケルニ、重ク成ニケレバ、母ノ赤染歎キ悲テ思ヒ遣ル方无カリケレバ、住吉明神ニ御幣ヲ令レ奉テ、擧周ガ病ヲ祈ケルニ、其ノ御幣ノ串ニ書付テ奉タリケル、

カハラムトオモフ命ハヲシカラデサテモワカレンホドゾカナシキ、ト其ノ夜遂ニ愈ニケリ、

〔撰集抄八〕伊勢歌之事

昔伊勢と聞えし歌よみの女、世中過わびて、都にも住うかれなんどして、世にふべきたづきもなく侍りけるが、うづまさにまいりて、心をすましつゝつとめなんどしてかく、

なむやくしあはれみたまへ世中にわりわづらふもおなじやまひぞ、とよみて侍りければ、佛殿うごき侍りけり、○又見二今物語、源平盛衰記、長門本平家物語一、

〔十訓抄四〕中納言通俊子に、世尊寺阿闍梨仁俊とて、顯密知法にて貴き人おはしけるを、鳥羽院に候ける女房、仁俊は女心ある者の空聖立けると申けるをかへりきゝて口をしと思ければ北野に參籠して、此耻をすゝぎ給へと祈請して、

哀とも神々ならば思ふらん人こそ人のみちはたつとも、とよみければ、其女房赤袴ばかりを腰にまきて、手に錫杖を持て、仁俊に空ことゝ云付たる報いよと云て、院の御所に參て、舞くるひけり、淺ましと思召て、北野より仁俊を召て見せられければ、神恩のあらたなる感じて、涙を流し

歌書

らむとて、御尋ありけるに、その座には知りたる人なかりければ、爲家卿の許へ御尋ありけるに、とりあへず古き歌とて、

たかくとも何にかはせん吳竹の一よふたよのあだのふしをば、と申されたりければ、いよいよ心にくき事に思食て、御返事なくして、たゞ女の歸らむ所をたしかに見て申せと仰せたびければ、立歸り、おりつる門を見るに、かきけつやうにうせぬ、〇又見二古今著聞集一

〔今物語〕或殿上人、さるべき所へ參りたりけるに、をりしも雪降て、月おぼろなりけるに、中門のいたにさぶらひて、寢殿なる女房にあひしらひけるが、此おぼろ月はいかゞし候べきといひたりければ、女房返事はなくて、とりあへずうちよりたゝみをおしいだしたりける、心はやさしかりけり、

照もせず曇もはてぬ春のよの朧月夜にしくものぞなき

〔備前老人物語〕一名護屋に御陣〇豐臣秀吉めされし時、陣場小屋など見めぐり給ふに、朧月夜と云うちたる小屋あり、しばし御覽じて、これは誰が小屋なるぞとゝはせ給ふに、野間藤六まかり出で、御氣色よろしくて、いかに藤六、敷物がなきかと仰られて、疊に白米副て給りし也、

〔古今和歌集序〕ちからをもいれずしてあめつちをうごかし、めに見えぬをに神をもあはれとおもはせ、をとこ女のなかをもやはらげ、たけきもの、ふの心をもなぐさむるは歌なり、

〔具義抄序〕今の人、歌はあだなるもてあそび、はかなき事とおもへり、いにしへを見ればしかにはあらず、佛もひかりをやはらげて、この事をのべ給ふ、（中略）神もかたちをあらはして、これにこたへ給ふ、（中略）あまつ人もこれによせて、こゝろざしをのぶ、（中略）すべらぎのきみも、これにてみことのりをくだしき、（中略）おほきなるねがひをもいのる、（中略）ねんごろなるのぞみをもとをす、（中略）おほやけのかしこまりをもなごむ、（中略）わたくしのいかりをもなごむ、（中略）かしこきひじり

心知の女房のこゑにて、野もせにすだく虫のねよと詠めけるを聞て、扇をつかひやみけり、人しづまりぬとおぼしくて逢たりけるに、女房など扇はつかひ給はざりつるといひければ、いざかしましとや聞えつればと云たりける、いとやさしかりけり、

かしかましのもせにすだく虫のねよ我だに物をいはでこそ思へ○又見二今物語、古今著聞集、源平盛衰記一、

〔今物語〕下毛野武正といひける随身の、關白殿の北のだいのうしろを、誠にゆゝしげにて通りけるに、局のさうしあなゆゝし鳩吹秋とこそ思ひ參らすれと云ひたりければ、ついふされと云ひてけり、女心うげにて隠れにけり、随身所にて、秦兼弘といふ随身にあひて、北のだいのめのわらはべに散々にのられたりつると云ひければ、いかやうにのられつるぞと問はれて、鳩吹秋とこそ思へといふに、兼弘は兼方が孫にて、兼久が子なりければ、かやうの事心えたる者にて、口惜事のたまひける哉、府生殿を思ひかけて云けるにこそ、

深山出てはとふく秋の夕暮はしばしと人をいはぬばかりぞ、といふ歌の心なるべし、しばしとまり給へと云ひけるにこそ、無下に色なく、いかにのり玉ひけるぞと云ひければ、いで〳〵、さらば色直して參らんとて、有つる局のしも口に行て、物承らん、武正鳩吹秋ぞ、よう〳〵と云ひたてける、いとおかしかりけり、

〔鳴門中將物語〕いづれの年の春とかや、○中略御鞠侍しに、見物の人々にまじりて、女どもあまた侍なかに、内の御心よせに思めすありけり、○中略六位をめして、この女の歸らむ所見をきて申侍れと、おほせたびければ、藏人をひつきて見るに、この女心えたりけるにや、いかにも此男すかしやりてにげんと思ひて、藏人を招きよせてうちわらひ、くれ竹のと申させ給へ、あなかしこ御返しをうけたまはらん程は、御門にて待まいらせむといへば、すかすとはゆめ〳〵思よらで、たゞすきあひまいらせんとするぞと心えて、急ぎ參りて此よし奏し申せば、定めて古歌の句にてぞ侍

盜引古歌

〔常山紀談九〕安立郡に川あり、向ふに黒塚あり、安立は氏郷の領地なりしに、黒塚は伊達政宗の領地なりとて、爭の有しに、氏郷、平道盛の歌に、

みちのくの安立が原の黒塚におにこもれりといふはまことか、とよめることあり、いかにと申されしに、聞人黒塚は安立が原に屬しだる事分明也とて、政宗爭ひをやめてけり、

〔古今著聞集和歌五〕嘉保三年正月晦日、殿上人船岡にて花を見けるに、齋院選子より柳の枝を給はせけり、人々これを見ければ、いとのもとにはとかゝれたりけり、他人その心をしらざりけるに雅通たま〳〵古歌の一句をさとりて、返事を奉りけるにこそ、人々の色もなをりにけれ、紙のなかりければ、なをしをやりて書侍りける

散ぬべきはなをのみこそ尋つれ思ひもよらずあをやぎのいと

〔拾遺和歌集一春〕題しらず　よみ人しらず

花見にはむれてゆけども青柳のいとのもとにはくる人もなし

〔十訓抄九〕二條三位經盛の家に、梅花めでたく咲たりけるころ、源三位賴政御前を通るとて車をとゞめて、思の外に參てこそ侍ると云入たりけるを、云つぎの侍、源三位殿申と候思はざる外に參りて侍ると聞ゆれば、心得ず思はれながら對面して、さるほどにて歸られけり、後に事の序に此事かたり出て、かたみにをかしき事にはいはれけり、此侍君が來ませると云古歌を不知けるにや、心得ぬものは、まねびには必失錯の出來也、

〔拾遺和歌集春〕冷泉院御屏風の繪に、梅の花ある家に、まらうどきたる所、　平兼盛

わが宿の梅の立枝や見えつらむおもひの外に君がきませる

〔十訓抄一〕薩摩守忠度、或宮原の女房に物申さんとて、局の上ざまにておとなはんもつゝましく、ためらひけれど、ことの外に更にければ、扇をはら〳〵とつかひならして聞知せければ、此局の

〔古事談〕臣節二 實方經廻奧州之間、爲見歌枕、毎日出行、或日アコヤノ松ミニトテ欲出之處、國人申云、アコヤノ松ト申所、コノ國中ニ候ハヂト申ノ時、老翁一人進出申云、君ハ、イヅベキ月ノイデヤラヌカナ此歌ミチノクノアコヤノ松ニコガクレテト申古歌ヲ思召テ、被仰下候歟、然バ件歌ハ、出羽陸奧未堺之時所讀之歌也、被堺兩國之後者、件松出羽國方ニ罷成候也ト申ケリ、○又見源平盛衰記、平家物語、

〔十訓抄〕二 京極大殿○藤原師實御時、白河院宇治に御幸有けり、餘興盡ざるによりて、今一日御逗留有べきよしを申さるゝを、明日還御あらば、花洛は宇治より北にあたりて、日ふたがりの憚有べしいかゞ、殿下御遺恨ふかき所に、行家朝臣申云、宇治は都の南にあらず、喜撰歌云、

わが庵は都のたつみしかぞすむよをうぢ山と人はいふなり、とよめり、しかれば何のはゞかりかあらんと申されけり、此旨を奏聞ありければ、其日還御のびにけり、殿下御感あり、人また美談とす、

〔十訓抄〕一 後堀河院御位の時、七月廿日頃にや、○中略 大盤所の前なる楓を見て、此木に秋のしるしと覺えて、初紅葉一枝侍りしこそうせにけれど、內侍の中に誰とかやいひ出たるを、頭中將いづ方の枝にかと稍を見あげたるに、西の枝にこそ侍るらめど、ある雲客云たりけり、いみじかりける、貞觀御時、こきでんの前に有ける木の、西の方の枝もみぢはじめたりけるを、藤原勝臣、

同じ枝を分て木の葉の移ふは西こそ秋の始めなりけれ、とある古ごとを思出けるにや、

〔吾妻鏡〕二十九 文暦二年○嘉禎元年 六月卅日、來月依爲閏月、今夜可被行六月祓哉否事、爲藤内判官定員奉行、被尋問有職幷陰陽道輩、河内入道等申云、如義解文者、可行于閏月事分明也、和歌云、ノチノミソカヲミソカトハセヨ者、○中略 諸人一同之、

〔後撰和歌集〕四夏 みな月ふたつありけるとし　　よみ人しらず

七夕は天のかはらをなゝかへりのちのみそかをみそぎとはせよ

〔十訓抄四〕花園大臣有仁○源の御許に始て參たる侍の名簿のはし書に能は歌よみと書たり、殿の秋の初に南殿に出てはたおりのなくを愛しておはしけるに暮ければ格子下に人參れと仰られける、藏人五位たがひて人も候はぬと申て、此侍の參たるを、たゞおのれおろせと有ければ參たるに、汝は歌よみとなと有ければ畏て格子おろしさして候に、此はたおりをば聞や、一首つかまつれと仰られければ、靑柳のと五文字をいだしたるを、候ける女房たち折にあはずと思ひたりげにて、わらひ出たりけるを、物をきゝはてずわらふやうやは有と仰られて、とく仕れと仰られければ、

　靑柳のみどりの糸をくりかへし夏へて秋ぞはた織はなくとよみたりければ、萩おりたる直垂をおし出て給はせけり、

〔醒睡笑九集十〕細川幽齋狂歌

三月十八日、船より忍びて明石へ上り給ひ、人丸の社頭へ詣給ひける折ふし人々集居歌をよみ手向居たりしが、此座へ詣來る人は、歌をよみ手向るならひにぞ侍る、いざよませらるべしとて、各よみたる歌の書付へ直たるを遣し、是に記され候へと云とき、幽齋公御辭退有て、我等は歌の事は得しらぬ者のよし仰有ければ、彌各なぶらばやと思ひ、しきりにすゝめければ、さらばのがれぬ所止事なし、去ながら惡筆なれば夫へ書付てたび候へと仰ければ、一座の人の中より硯引よせ我等記し候はんと云時

　ほの〴〵と明石の浦のあさぎり、と仰られしかば各笑を催し、田舍者と見えておかしき事を申とて、嘲哢する者も有しが、筆者よりその先はと申しゝかば、朝霧との字に書給へと仰られ、よみし翁もこの若のまた、とおほせられ、直にいそぎ船へ御歸り有しかば、各御跡より付て見にまかりしが、幽齋公の御船のよし聞ていづれも赤面に及びしとなん、

しにさ、さりなしたりける、是又おもひいれたるほど、たへがたくおくまじきやうなり、すべて此人々、さり／＼にいさやさしくぞ有ける、この心はをともせでみさほにもゆるほたるこそ、なくむしよりもあはれなりけれといふ心也、この五人の女房は、天暦の御時なしつぼの五人の歌仙のうちに、一人は其頃清原元輔の女に、清少納言といふ人也、一人はそのころ源氏の物語つくれる紫式部、并赤染衞門、伊勢大輔和泉式部、馬内侍などきこゆる人々なり、いとさり／＼に心あるさま、やさしくこそ侍れ、○又見二今物語、十訓抄、宇治大納言物語一、

〔十訓抄 一〕後頼朝臣語云、白川院淀に御方違の行幸ありけるに、五月ばかりの事にや有けむ、女房殿上人の舟あまた有けるに、曉に成ほどに、向かたに郭公一聲ほのかに鳴てすぐ、俊頼一首詠せまほしくおほえしに、女房の舟中に忍びたる聲にて、淀の渡のまだよふかきにとながめられたりし、時に臨てめでたかりき、人々感歎していまにわすれず、あたらしくよみたらんにはまされりとなんいはれけり、

〔拾遺和歌集 二夏〕天暦御時、御屛風に淀のわたりする人かける所に、　壬生忠見

いづかたになきて行らんほとゝぎす淀のわたりのまだ夜ふかきに

〔西公談抄〕上句平懐なれどもよき歌

水もなく見え渡る哉大堰川きしの紅葉は雨とふれども、此歌は、中納言定頼歌なり、一條院御時、大ゐ川の行幸に、歌よませられける時、四條大納言○藤原公任わが歌は、いかでありなん、中納言よくよめかしと思はれけるが、すでに此歌を、水もなく見えわたる哉大井川、とよみあげたりけるに、はや不覺してけりと、顏の色をたがへて思はれたるに、きしの紅葉は雨とふれども、とよみあげたりけるに、秀歌仕て候けりといひて顏の色出來てぞ思はれける、上句平懐なれども、かやうによき歌もあり、但歌によるべし、大かたは上下句、首尾相叶てぞ其風體一體なるべき、○下略

カナ、一句々々隨思得申出之、希有之由萬人褒譽、入道殿下賜御單衣云々、是ハ何樣ニカ申出ケン、尤不審、

〔通茂公口傳〕歌を詠吟すると申候はいかやうに吟ずる事にて候哉仰云別の事なし、常に吟ずる通り也、又何披講のごとくふしを付て吟じ候を申候哉、さやうにも有べきか、たゞ聲をながくして吟ずる事なるべし、靈泉三相公の人の歌を吟じ給をきくに、さま〴〵なり、或は聲をながくして吟じ給ふ、或はつぶ〳〵と一句々々吟じ給ふ、是をおもふに、聲をながくして吟じ給ふは、歌がらを見給ふ爲と覺ゆ、つぶ〳〵と一句々々となへ給ふは、詞のつゞきを吟味し給ふ爲と覺ゆ云々、

〔類聚國史七十五歳時〕延暦十四年四月戊申、曲宴、天皇誦古歌曰、以邇之弊能、能那何浮流彌知、阿良多米波、阿良多麻良武也、能那賀浮流彌知、勅尙侍從三位百濟王明信令和之、不得成焉、天皇自代和曰、記美己蘇波、和主黎多魯羅米、爾記多麻乃、多和也米和禮波、都禰乃詩羅多麻、侍臣稱萬歳、

〔悦目抄〕一ある殿上人、みな月の廿日あまりの比いとくらかりけるに、やむ事なき后の宮にまいりて、めんだうにたゝずみけるに、うへより人のをとのあまたしければ、さりげもなくひきかくれてのぞきけるに、御つぼねのやり水に螢のおほくすだくを見て、さきにたちたる女房ゆゝしのほたるや、雪をあつめたらんやうにこそみゆれとて過るに、次なる人ゆうなるこゑにて、螢火亂飛と打ながめたるに、又つゞきてしもに立たる人、夕殿螢飛と口すさみ、またつゞきてゆく人、かくれぬものは夏虫のと、はなやかにひとりごちたりける、とり〴〵にやさしく面白くて、なにといふ一ふしなからんがほいなくて、ねずなきをしいだしたりければ、さきなる女房ものおそろし、ほたるにも聲の有けるよとて、つや〳〵さはぎたるけしきもなくてうちしめりたる空おぼめきのほども、あまりに色ふかくかなしくおぼえけるに、いまひとりのなくむしよりもと思

いふ子出來て後寂蓮は斟酌せしなり寂蓮は俗名中務少輔定長といへり、

〔載恩記上〕一禪定殿下〇九條稙通失たまひし後には、ひたすらに幽齋法印を賴率りて、〇中略歌書の中になにを宗と見侍るべきと尋奉れば、いざとよ和歌をよみぬるには歌書はいらぬ事なり、今までのそこの歌學も過分の事なり、又いらぬ事かと思へば後には一切經も用に立事なり、されどもさしあたりて初心のときはたゞ歌を明暮よみて、師匠の指南をうるにしかずと、三光院殿〇三條西實枝のたまひしと仰られき、有時ちかきころうせたまひにし三條殿、いまだわかゝりしが、御出有て、野つかさやつかさにしきとりなどゝ云ふるき詞の書立を持て、御たづねありければ、それをも一々に答へ知せたまひし跡にて、あの手間にて歌を御見せなされよかし、かやうの難儀はみな物の本にてしらるゝものなり、御こゝろたて不器用なりと、いたううめきたまへり、むかし定家卿いまだ侍從にておはせし時、ねるやねりそとは何事にかと、御父に問せたまへば、俊成卿御目をいらゝげ、それを問るゝは、それをよまんためにかとしかちせ給ふ、また爲家卿、定家にはよろづむつかしくて、歌の稽古やならざりけん、慈圓の御もとへまいりたまひ、うたを御稽古ありし、慈圓より定家卿への御文にいふ、少將殿このごろ歌御けいこ有が、難義などをはすこしもとはせたまはず、器用のこゝろざしと見えはべるとあそばし候となり、總別初心のうたよみの難義をしりたくおもふは、よからぬ心と見えたり、

〔袋草紙一〕一和歌若連歌云出事

不審之處、故左京殿曰、女房自殿中和歌ヲ云出事、一度所聞也、其旁非詠非讀、言語難擧云々、

後賴朝臣ハ、極大事也トゾ申ケル、但至連歌ハ、更不可有詠議、

一條院御時、源兼澄陪從侍ヲ、大入道殿御前ニ候給テ、仰云、歌一首可仕、仍一句申出、ヨトノマニ、暫停滯被責、次云、キミヲシイノリオキツレバ、又停滯又被責、仰之、次云、マダヨンカクモオモホユル

歌有別才

御感有りて、やがて院參せさせ給ひて御手奏せさせ給ひければ、叡感のあまり御製を下し給はりぬ、

賤のをの心をよするいせの海のもくずの中に玉の有りとは、この御製傳聞、寫の誤りも有りや、うたがはし、

〔奧州波奈志〕宮城野の狐

人の子の十五なる男子、月のあかきをみて歌よまんとかたぶきしに、

こよひの月は空にこそあれ、といふ下の思ひよられしかば、またの日學友の靑ごもの中にいで、「昨夜月をみてうたをよまんと思ひしが、半考出ていまだ上を思ひえずといひしかば、それはいかにといひしと問し時、こよひのつきは空にこそあれといひ出しかば、月が空になくていづくにかあるらんと、學友こぞりて笑そしりしを、十五歲かつ恥かつむねんに思ひて、これが上を考得て、笑し人々の口ふさがんと、食をとゞめて考へしが、終に思ひえずして死たりき、その靈のあまかけりて、いづくともなく此下をとなふる聲の家のうへに聞えしかば、人おそれたりき、あるうたよみのこれを聞て、

池水のかげは氷にとぢられて、と上を示しかば、其のち聲やみたり、同じたぐひのことさて、ともに岩千代のやしろにつたはりて有といふ、

〔兼葭雜談〕一頤昭は大才の人なり、寂蓮は無才學人なり、顯昭は歌の下手なり、寂蓮は上手なり、顯昭云、歌はやすきものなりけるよ、寂蓮程無才學なれども、歌をばよくよむと云りければ、又寂蓮云歌は大事のものなりけるよ、あれほど大才なれども、歌は下手なりけると云ければ、我樹歌をよめ、よまん事、我等などは難かるべしといひしなり、實も寂蓮は器なればこそ、俊成の猶子に兵部卿家長と云ふ人有しかど、無器用なるによりて、寂蓮を歌道の養子にせられしなり、其後定家と

思歌不得

りて石見よりみちのくの棚倉といふ所へうつらせ給へりしに、御内にさふらひける松田春平、年久しく住なれし家をはなるとて、

　ことしだにみはてぬ庭の椎柴を千代の蔭ともたのみけるかな

江戸と石見と千里をへだてよめれども、心のゆく所おなじければにや、いひあはせたらんがごとし、あやしきは言の葉なりけり、

〔兎園小說七集〕自然齋和歌　輪池

いせの國あのゝ津にすめる川喜田氏、やまと歌に心をよせ、家業を舍弟と子と從者とにまかせ、壯年にて薙髮し、自然齋と號し、京に出で、洛外千世の古道にかくれ住みけるが、ある時、

　心の花をしをりにて夢にわけ入るみよしのゝ山

といふことのふと心にうかびつゝ、初五文字を數百日按じけれども、終にうちつかざりければ、武者小路家實陰卿に參りて、かゝることこそ侍れ、はゞかりおほき事に侍れども、この五文字つけさせ給はんことをこひ奉ると申しければ、受けひかせ給ひぬ、日頃へてうかゞひければ、さまざまおきかへぬれど、心にかなはず、よりて法皇靈元院にうかゞひ奉りぬれば、數日考へさせ給ひぬれど、おぼしめしにかなはせられず、かやうのことは北野が得手なりと仰せ有りしなり、はやく祈り申すべしと仰せ含めらるゝにより、いさかしこきことゝてその席よりすぐに參籠して、七日こもりて、丹誠をこらしいのるといへども、滿ずる朝まで何の託宣もなし、こはいかにせんとなげきながら還向して、七本松の邊まで歸りける折から、七十ばかりの齡とみゆる社人三人朝ぎよめして有りながら、この頃のことはおもひねになりしと物がたりし故、思ひ寢のと初五文字をおきて、吟じ見てければ、よく相叶ひたり、よりてまさしく天滿宮の御告なりと思ひとりつつ、いそぎ神前に參り、ぬかづきてかへり申し、たゞちに武者小路家に參り、事のよし申しゝかば、

ニ、高判官代政業ガ所詠也、而永緣同詠也、政業數月之前ニ獻之、故爲彼人歌、而永緣訴云、彼人歌ハ有其數、予ガ歌ハ是計也、加之列講師之中、何無會釋哉云々、結衆僉議シテ、隨宜永緣歌、永公拭感淚云々、就中秀歌也、政業ガ不祥歟、詞花集ニ、安藝ガヨメルコノタビハカリカナシキハナシト云歌又予補〇清歌也、一字不違也、被用安藝歌、繼政業之跡、甚以難堪歟、

〔風のしがらみ上〕寛永廿年正月、禁裏御會始に、

緣竹年久　　　　道晃法親王

君が經む千世をならせる口聲にや臺の竹の春の初風、とよませ給ひしに、中院通村卿同じ歌にてあり、故によみ直して御席に懷紙改られしといふ、めづらしき事也、

〔寄居歌談一〕熊谷直好は岩國の人なり、ゆゑありて難波にすめり、歌はよみくちなれど、そのみ心をいれず、つねに笛をのみむねとこのみて、ふきひゞかしければ、その師なる香川の翁もくちをしき事にいふとぞ、ある時松間月を題にてよめる、

わが宿の松のこずゑにさはるとも玄らでや月のそらにゆくらん、けしきはあらぬうたなるを、後に壬生集をみれば、荻の花咲ちる露にやどるとも玄らでや月の空にゆくらんとあり、これと心も詞もまたく同じ、直好いかで古歌をかざはん、家隆卿のかくよみ給へるには、おもひも及ばざりしなるべし、おほかたおのが口もていはんとする事をば、いにしへの人すでにいへり、おのが手してかゝんとする事をば、いにしへの人すでにかけり、古しへの人におくれてうまれながら、いにしへの人にさきだゝん事をねがふ、いと〳〵かたきわざにもあるかな、

天保のやとせの春、わが修理大夫の君、御代つがせ給ひてほどもへず、江戸の御屋形にて、かくれさせ給へりし時、おほんなきがらを國にかへしたてまつりける御供にて出たつとて、山田公章、

咲をだに見はてぬ花のさくら田を千代の春ともたのみけるかな、おなじ比、濱田の殿ゆゑあ

こさせられんやはさのたまひけるをかしかりしさぞ侍りける基俊のきみすぐれたるうたよみなん、よき歌なるべしさの給ふにこそさはきこゆれど、歌の道はよきにつけ、あしきにつけて、さゞあひて我もたび〳〵に人にもみせあはせなどすることを、わがえぬことは、かくおはする事也、

〔源平盛衰記二〕清盛息女事

五ニハ近衞殿下基通公北政所、〇中略歌ノ道ニ達シテ雙ビナキ御事也、中ニモ内ヨリ御使アリ、何事ゾト御尋アレバ、當座ノ御會アリ日夕以前ト披露申ケリ、殿下不取敢、御裝束召レケルガ、北政所ニ仰ノ有ケルハ、當座ノ御會爭カ其題ヲ可知ナレ共、頭辨心有モノニテ、密ニ五ノ題ヲ告申タリ、裝束シ侍ラン、其間ニ歌讀儲ケテ給ハラントテ、題ヲサシ置セ給タリケレバ、北政所コレヲ御覽ジテ、打ウナヅキ給ツヽ、ヤガテ墨スリ筆染テ案ズルマデノ御事ニ及ズ、古歌ヲ書ガゴトク、

春日山神祇　春日山カスメル空ニチハヤブル神ノ光ハノドケカリケリ

鷲山釋敎　ワシノ山オロス嵐ノイカナレバ雲モノコラズテラス月カゲ

是心是佛玉文　マドヒツヽ佛ノ道ヲモトムレバワガ心ニゾタヅネ入ヌル

旅立空秋無常　草村ニオク白露ニ身ヲヨセテフク秋風ヲキクゾカナシキ

戀昔舊跡　アルジナキ宿ノノキバニ匂ラメイトヾ昔ノハナゾコヒシキ

已上五首御裝束已前ニ、アソバシ儲サセ給タリケルニ、文字モ一モ引直サセ給ハズ、日比ノ歌ヲ書ヨリモ猶安クゾ有ケル、殿下是ヲ御覽ジテハ、實ニ由々シクモ遊バシタリトゾ申サセ給ケル、

〔明月記〕建久七年二月廿二日、藏人大進來月一日大臣殿〇藤原兼經可有和歌、松不改色、頒狀了、　三月一日、心中無曲祝歌彌不堪無術、今朝申入道殿〇藤原定家父俊成受歌也、〇下略

〔袋草紙三〕同集〇金葉集云、永緣僧正ノキクタビニメヅラシケレバ郭公ト云歌ハ、隆資入道ガ四要請

きみがよはさしてもいはじ三笠山あめのしたにもまさむかぎりは

きみがへむいまゆくすゑのとほければけふのまとゐぞつきせざるべき

手詔云、和歌事、雖心中廻愚案、無顯之祝心、凡力不及、上古之體又極憚思給也、仍度々令申此旨了、然而雖何事、纖芥力及程事者可承之由、存思給之故、如形二首進覽之、先人昔仁歌讀之程の上手は別事也、況又和歌之體、敢難披嚴重之席、而今令進覽之條偏表懇志、長忘耻辱也、爲御覽之許也、明日者努々不可令用給也、穴賢々々、早可被破却也、端の歌は字病にやと覺事候歟、然而證歌候也、

〔撰集抄二〕迎西上人事

此僧〇迎西うせて後廿日ばかりへて、大納言〇藤原成通歌讀の内にえらばれ給て、冷泉中納言俊忠と申人になん合給て、いかゞして名歌讀て、君の御かんにあづかり侍らんとおぼして、此事のみを歎給ひけるに、或日のくれに、ありし僧のきて、君の煩給へる歌おもひよりてこそ侍れとて、

水の面にふるしら雪のかたもなくきえやしなまし人のつらさに

恨むなよ影みし方の夕月よおぼろげならぬ雲ま待身を、とよみて逃去給けるを、袖を引留て、誰人にてかおはすらん、此日比のなさけに慥にの給はせよと侍りければ、泊瀨山の迎西とてなんふりほどき出給にけり、〇中略よみ給へる歌は、大納言の歌とて、金葉和歌集にのれる程に侍れば、中々とかくも申に及侍らず、

〔續世繼六竹のよ〕春宮大夫〇藤原公實の太郎にて、侍從中納言實隆と申ておはしき、〇中略この中納言、人がらはよくおはしけるにや、院に和歌會せさせ給けるに、歌人にまじりて歌かきたるむねにもいれ、ひきそばめなどはし給はで、いつとなくさゝげておはしければ、御おうとの太政のおとゞ〇實行そのをりまだ中納言などにやおはしけん、み給て、この人は歌などもよみ給はぬにとおぼつかなくて、御歌見給へはべらばやと申給ければ、なにごとのたまふぞ、前左衞門佐〇藤原基俊ひが

かりくらしたなばたつめにやどからん天の川原に我はきにけり

みここの歌をかへす〳〵よみつゝ、かへしえせずなりにければ、ともに侍りてよめる、

きのありつね

ひとゝせに一たびきます君まてばやどかす人もあらじとぞ思ふ

〔袋草紙三〕歌仙モ晴時歌ヲ人ニ乞常事也、花山院歌合時高遠卿令讀好忠、永承ノ時、相模申請堀川左大臣〇源俊房歌、清正任紀伊守之後、申還昇歌、フケキノウラニキルタヅノ、忠見ニ所令讀也、見彼集、隨件歌無清正集、

〔續世繼四小野の御幸〕後朱雀院の女御〇中略、生子、長久二年に歌合せさせ給へりしに、良暹法師の人にかはりて、

みがくれてすだくかはづのもろ聲にさはぎぞ渡るゐでのうき草、とよめる、この歌合のうたなり、

〔袋草紙三〕眞如院僧都公圓は定賴卿孫也、ワカヽリケル時、錦織ノ僧正行親ノ許ニ侍、錦織八郎ト云童ヲ得意ニテ侍ケリ、彼童歌ハ不讀ケレド、此僧都ノ境節ニハ相扶ケレバ、歌讀オボエアリケリ、僧都三井寺ニ御坐之間、人々相サソヒテ日吉三位許へ行ヌトキヽテ、定有和歌トイカヾスラムトイトヲシクオボエケレバ、日入ホドニ三井寺ヨリ歩行ニテ日野ニユキテ相向ニ、コノ童縁ニイデヽタヽズミケルニ、相合テ相尋之處ニ山家秋月ヲ可詠之由侍ニ、凡思ヤルカタナカリケルニ、今ナム心ヤスキトテ、悅テサリゲナクテイリヌ、于時此歌ヲ詠テ竊ニ令取テ歸云々、

いかばかりさびしからまし山里の月さへすまぬこのよなりせば、當座有褒、彌擧歌仙名云々、

〔台記〕久安三年三月廿七日庚寅、有禪閤〇藤原忠實七十賀禮、〇中略依和歌不堪、密申新院、〇崇德不恥上古、今曉下給二首、

代作

かきて、これにとあるに、

としふればよはひは老ぬしかはあれど花をし見れば物おもひもなし、といふことを、君をしみればとかきなしたるを御らんじて、たゞ此心ばへどものゆかしかりつるぞと、おほせらるゝついでに、えんゆうゐんの御時、御前にてさうしに、うたひとつかけと、殿上人におほせられけるを、いみじうかきにくゝすまひ申人々ありける、さらに手のあしさよさ、歌のをりにあはざらんをもしらじとおほせられければ、わびてみなかきける中に、只いまの關白殿〇藤原道隆の三位の中將と聞えける時、

しほのみついつものうらのいつもいつも君をばふかくおもふはやわがといふうたのするを、たのむはやわがとかき給へりけるをなん、いみじくめでさせ給ひけるとおほせらるゝもすゞろにあせあゆる心ちぞしける、

〔伊勢物語下〕昔おなじみこ〇惟喬交野に狩しありき給けるに〇中略歸りて宮にいらせ給ぬ、夜ふくるまで酒のみ物語して、あるじのみこゑひていり給ひなんとす、十日あまりの月かくれなんとす、それにかのむまのかみなりける人のよめる

あかなくにまだきも月のかくるゝかやまのはにげていれずもあらなん

みこにかはりて、きのありつね、

おしなべてみねもたひらに成なゝんやまのはなくば月もかくれじ

〔古今和歌集九羇旅〕惟喬のみこのともに、かりにまかりける時に、あまの川といふところの川のほとりにおりゐて、さけなどのみけるついでに、みこのいひけらく、かりしてあまのかはらにいたるといふ心をよみて、さかづきはさせといひければよめる、

在原の業平の朝臣

用古歌代己作

テ、見苦カリケルヲ云咲ケルニ、匡衡ヲ呼テ、女房共和琴ヲ差出シテ、萬ノ事知リ給ヘルナレバ、此レヲ彈キ給ラム、此レ彈給ヘ聞カムト云ケレバ、匡衡其ノ答ヘヲバ不云シテ此ナム讀懸ケル、

　アフサカノ關ノアナタモマダミネバアヅマノコトモシラレザリケリ、ト女房達此レヲ□□其ノ返シヲ否不爲マジカリケレバ、否不咲テ搔キ靜テ、獨立チニ皆立テ去ニケリ、

〔袋草紙〕一置白紙作法

有歌合之比、長元歟、小式部內侍入歌人之時、母泉式部爲保昌妻在丹後國、定賴卿小式部內侍局前立寄テ戲テ云、イカニ丹後ヘ人ハ被遣候哉、未歸參歟ト云テ起時、式部取直衣袖云、

　大江山いくのゝ道のとをければまだふみもみずあまのはしだて、定賴卿ヒキヤリ逃ト云々、

六月中入秋節之日、關白殿下遣俊賴朝臣許歌云、

　みな月のてる日のかげはさしながら野邊もや秋のにしきなるらん、凡秀歌ニハ劣返事ハ不云、是故實云々、如此之輩不爲恥辱歟、

〔古今著聞集五和歌〕宇治入道殿〇藤原忠實にさぶらひける、うれしさといふはしたものを、顯輔卿けさうせられけるに、つれなかりければつかはしける、

　われといへば、つらくもあるかうれしさは人にしたがふ名にこそありけれ、入道殿きかせ給ひて、秀歌に返しなし、とくゆけとてつかはしけり、

〔枕草子一〕しろきしきしおしたゝみて、これにたゞいまおぼえんふるごと、ひとつづゝ、かけとおほせらるゝ、とにゐ給へる〇藤原伊周に、これはいかにと申せば、とくかきてまゐらせ給へ、をのこはことくはへさぶらふべきにもあらずとて、御すゞりとりおろして、とく〳〵たゞおもひめぐらさで、なにはづもなにもふとおぼえんことをと、せめさせ給ふに、などさはおくせしにか、すべておもてさへあかみてぞおもひみだるゝや、春のうた花の心などさいふ〳〵も上らう二つ三つ

ク讃メ給テ、此ノ返シ更ニ否不爲ジ、劣タラムニ長キ名ナルベシ、然リトテ增サラム事ハ可有キ事ニモ非ズトテ、只舊歌ヲ思エ益サムト思給ヒテ、忠房ガ唐ヘ行クトテ讀タリケル歌ヲナム語リ給ケル、

〔小右記〕寛仁二年十月十六日乙巳、今日以女御藤原威子立皇后之日也、○中略太閤○藤原道長招呼下官○藤原實資云、欲讀和歌、必可和者、答云、何不奉和乎、又云、誇たる歌になむ有る、但非宿構者、此世乎ば我世と所思望月乃虧たる事も無と思へば、余申云、御歌優美也、無方酬答、滿座只可誦此御歌、元稹菊詩、居易不和、深賞歎、終日吟詠、諸卿響應、余言數度吟詠、太閤和解、殊不責和、夜深月明、扶醉各々退出、

〔續古事談一王道后宮〕藤壺ノ中宮○藤原威子、道長女、后ニ立給ケル日、上達部穩座ニウツリテ後、大殿○藤原道長カハラケトリテイデ給ケレバ、攝政○藤原賴通、道長子座ヲサリテ、右大臣○藤原公季ニ向テヰ給ケリ、大殿タハブレテ右大將○藤原實資ニオホセラレケル、ソガ子ニサカヅキスヽメ給へ、大將カハラケトリテ攝政ニスヽム、攝政トリテ左大臣○藤原顯光ニツタヘ給フ、左府大殿ニタテマツル、大殿右府ニツタヘ給ケリ、又右大將ニノ給フ、歌ヲヨマムト思ニ、カナラズカヘシ給ベシ、大將ナドカツカマツラザラムト申サル、大殿仰ラルヽヤウ、ホコリタル歌ニテナムアル、タヾシカネテノカマヘニハアラズトテ、

此世ヲバ我ヨトゾ思モチ月ノカケタル事モナシトオモヘバ、大將申サル、コノ御歌メデタクテ返歌ニアタハズ、タヾコノ御歌ヲ滿座誦ズベキ也、元稹ガ菊ノ詩、居易和セズ、フカク感ジテヒチモスニ詠吟シケリ、カノ事ヲ思ベシト申サルレバ、人々饗應シテ度々詠ゼラルレバ、大殿ウチトケテ返歌ノセメナカリケリ、

〔今昔物語二十四〕大江匡衡和琴讀和歌語第五十二

今昔、式部大夫大江匡衡ト云人有キ、學生ニテ有ケル時、閑院ノ才ハ有レドモ、長ケ高クテ指肩ニ

不審

色もかもなれし人をや忍ぶ覽みせばや梅の花の盛を

返事、宰相殿にかはりて權大納言、

ながめばやなれこし梅の花のかも今九重に色はそふ覽、この歌ども、太政大臣殿〔藤原實氏〕きかせ給て、さしもゆゝしき色もかもの御秀歌に通ひて、色もかもとあるわろし、又御返事も、九重になるといみじくつゞけられたるに、いま九重とよみたる、たゞしかるべからず、ともにおつとなりと仰せらるゝとき、しめむぼくなさ、おかしくて辨內侍、

匂ひなき色を重ねて梅の花つらくも人に咎められぬる

〔今昔物語二十四〕敦忠中納言南殿櫻讀和歌語第卅二

今昔、小野宮ノ大キ大臣、左大臣ニテ御坐ケル時、三月ノ中旬ノ比、公事ニ依テ內ニ參リ給テ、陣ノ座ニ御坐ケルニ、上達部二三人許參リ會テ候ハレケルニ、南殿ノ御前ノ櫻ノ器ノ大キニ神サビテ艶ヌガ、枝モ庭マデ差覆テ譏ク榮テ、庭ニ隙无ク散リ積テ、風ニ吹キ被立ツヽ、水ノ浪ナドノ樣ニ見エケルヲ、大臣艶ス譏キ物カナ、例ハ極ク榮ケド、糸此ル年ハ无キ者ヲ、土御門ノ中納言ノ被參ヨカシ、此レヲ見セバヤト宣フ程ニ、遙ニ上達部ノ前ヲ追フ音有リ、官人ヲ召テ、此ノ前ハ誰カ被參ルゾト問ヒ給ヒケレバ、土御門ノ權中納言ノ參ラセ給フ也ト申ケレバ、大臣極ク興有ル事カナト喜ビ給フ程ニ、中納言參テ座ニ居ルヤ遲キト、大臣此ノ花ノ庭ニ散タル樣ハ、何カ見給フト有ケレバ、中納言現ニ譏フ候フト申シ給フニ、大臣然ラバ遲クコソ侍レト有ケレバ、中納言心ニ思ヒ給ヒケル樣、此大臣ハ只今ノ和歌ニ極タル人ニ御坐ス、其レニ墓々シクモ无カラム事ヲ、面无ク打出テタラムハ、有ラムヨリハ極ク弊カルベシ、然リトテ止事无キ人ノ、此ク責メ給フ事ヲ冷クテ止ムモ、便无カルベシト思テ、袖ヲ搔疏ヒテ此ナム申シ上ケル、

トノモリノトモノミヤツコ心アラバコノ春バカリアサギヨメスナ、ト大臣此レヲ聞給テ、極

〔吾妻鏡二十一〕建暦二年二月一日戊寅、未明、將軍家〈○源實朝〉以和田新兵衞尉朝盛、爲御使、被送遣梅華一枝於鹽谷兵衞尉朝業、此間仰云、不名謂誰にか見せんと許云て、不聞御返事、可歸參云云、朝盛不違御旨、即走參、朝業追奉一首和歌、

ウレシサモ匂モ袖ニ餘リケリ我爲ヲレル梅ノ初花

〔古今著聞集五和歌〕醍醐の櫻會に童舞面白き年ありける、源運といふ僧、その時少將とてみめもすぐれて舞もかたへにまさりてみえけるを、宇治宗順阿闍梨見て思ひあまりけるにや、あくる日少將公のもとへいひやりける、

昨日見しすがたの池に袖ぬれてしぼりかねぬといかでしらせん

少將公返事

あまたみしすがたの池のかげなればたれゆゑしぼるたもとなるらん、といへりける、時にとりてやさしかりけり、中院僧正〈○定遍〉見物し給ひけるが、これを聞ていみじと思ひしめて、同入道右府に對面し給けるついでに、此事をかたり出給て、やさしくこそおぼえ侍しかと有ければ、入道殿歌はおぼえさせ給はじとの給ひけるを、それぱかりはなどかとて、少將公がもとへ宗順阿闍梨つかはし侍し、昨日みしにこそ袖はぬれしかとよめるに、少將公荒涼にこそぬれけれとぞ返して侍しとかたり給けるに、堪がたくおかしくおぼしけれど、さばかりのいき佛の念比にいひ出給けることなれば、忍び給ひけるなんすぢなくおはしけり、和歌の道は顯密知法にもよらざりけりと、中々いとたふとし、昔の遍照今の覺忠慈圓などには似たまはざりけるにや、

〔辨内侍日記上〕勾當の内侍との、つぼねは、女院の御所なりけるほど、宰相との中人のつぼねにてありける、その人のもとより、むめやさかりなるらんと尋ねたる返事に、勾當内侍にかはりて、辨内侍、

言談、而有事次テ薫物ヲ一嚢被出、人々競取之、越中守顕成取見之、已非薫物、人々咲之分散、翌日ニ又同所ニ人々祗候、此日ハ予モ候、然間自女房中送書狀、開見之ニ有歌、薫物ニコヽロヲソサノ程ハミエニキト云々、元句不覺也、人々與遣、各讓于予、心中ニ案樣、昨日此所ニ御坐ケム人々ノ御沙汰也トテ欲逃、而可見讓無人默止バ、予耻之由存之間、虚薫物ト云事有カシト覺悟、仍須臾廻思之處、如形篇詠云、

たまだれのみすのうちよりいでしかばそらだきものと誰もしりにき、北政所聞食テ、御感無極テ實薫物一嚢ヲ下給、于今納筥中、和歌爲體雖吳、臨時有面目、世以爲美談、仍所書置也、後日可改弃、抑此度空薫物之句多出來、仍此歌彌惡歌ニ成乎、難堪、

〔十訓抄一〕成範卿事ありて召かへされて、内裏に參られたりけるに、むかしは女房の入立なりし人の、今はさもあらざりければ、女房のなかより、昔を思ひ出て、

雲のうへはありし昔にかはらねど見し玉だれの内やゆかしき、とよみ出したりけるを、返事せんとて、燈爐のきはによりけるほどに、小松のおとゞ（平重盛）の參り給ひければ、急ぎ立のくとて、燈籠の火のかきあげの木のはしにてや文字をけちて、側にぞ文字をかきて、御簾の内へさし入て出られにけり、女房取て見るに、文字一にてかへしをせられたりける、ありがたかりけり、〇又見二覺記一

〔長明無名抄〕一或人、女のもとより文をえたり、そのふみに歌二首あり、これ返しゝて給はせよとあつらへ侍をみれば、此歌二首ながら、古今の戀の歌也、返しをすべきにもあらず、いかゞせましと思めぐらして、そのいはまほしき心にかなへるふる歌二首をなんをしへてかゝせて侍し、このことをある古き人にかたり侍しかば、いみじきことなり、昔色このみのわざともこのみてしけるわざなり、しらぬをおしはからひたるが往事にかなひたる、いうなることなりと感じ侍し、

とをかしければ、

うすこほりあわにむすべるひもなればかざす日かげにゆるぶばかりぞ、と辨のおもと、いふにつたへさすれば、きえいりつゝえもいひやらず、なぞか〳〵とみゝをかたぶけてとふに、すこしことゞもりする人の、いみじうつくろひ、めでたしときかせんとおもひければ、えもいひつづけずなりぬるこそ、なか〳〵はぢかくす、心ちしてよかりしか、

〔古今著聞集〈五和歌〉〕嘉保三年正月晦日、殿上人船岡にて花を見けるに、齋院選子より柳の枝を給はせけり、人々これを見ければ、いとのもとにはさか、れたりけり、他人その心をしらざりけるに、雅通たま〳〵古歌の一句をさとりて返事を奉りけるにこそ、人々の色もなほりにけれ、紙のなかりければ、なほしをやりて書侍りける、

散ぬべきはなをのみこそ尋つれ思ひもよらずあをやぎのいと

〔袋草紙〈三〉〕橘大君榮職ハ、内記大夫取任子、古曾部入道〈○能因〉之孫也、管絃和歌仙、經讀歌唱末代之好士也、十月計下向武藏國之路ニ、宿ヲ尋テ或家ニ菊花開敷シテ尤多情、雖家狹付花艶テ宿、此所瓶花入、夜法華經一卷有誦之間、ヲクノカタヨリ入來テ終夜聞之、及曉八卷讀了程ニ、此人中遣戸ヲ叩、橘アヤシムテ問之、聲ニ付テ詠云、

いにしへのそのすがたにはあらねども聲はかはらぬものにぞ有ける、トイヒテ、ヲクノカタへ歸入、橘大周章テ無左右云、皆物可申、于時女立歸オトス、橘大オモツク、先返歌之後可有左右、而無計略、仍無何事詠云、

いにしへのそのすがたにはあらねども聲はかはらぬものとしらずや、其後言談聞子細ニ、壯年ノ當初所相語之半物也、〈○中略〉此返歌之體一說歟、於非好士雖存事也、

〔袋草紙〈三〉〕予〈○藤原清輔〉先年如此事ニ逢關白殿〈○藤原忠通〉近衞御所女房ノ車寄ノ前ニ、人五六人女房ト

ごゑなるべし、もてきたる物より、歌はいかゞあらん、この歌を、これかれあはれがれども、一人もかへしせず、ゑつべき人もまじれゝど、これをのみいたがり、物をのみくひて夜ふけぬ、このうたぬしなん、またまからずといひてたちぬ、ある人の子のわらはなる、ひそかにいふ、まろこの歌のかへしせんといふ、おどろきて、いとおかしきことかな、よみてむやは、よみつべくばはやいへかしといふ、まからずとて立ぬる人をまちて、よまんとてもとめけるを、夜ふけぬとにやありけん、やがていにけり、そも〳〵いかゞよみたるといぶかしがりてとふ、このわらはさすがにはぢていはず、しひてとへば、いへる歌、

ゆく人もとまるもそでのなみだ川みぎはのみこそぬれまさりけれ、となんよめる、かくはいふものか、うつくしければにやあらん、いとおもはずなり、わらはごとにてはなにかはせんおんなおきなにをしつべし、あしくもあれいかにもあれ、たよりあらばやらんとておかれぬめり、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

宮の五せち出させ給ふに、○中略小兵衛といふがあかひものとけたるを、これをむすばゞやといへば、さねかたの中將よりてつくろふにたゞならず、

あし引の山ゐの水はこほれるをいかなるひものとくるなるらん、といひかく、年わかき人のさるけそうのほどなればいひにくきにやあらん、返しもせず、そのかたはらなるおきな人たちもうちすてつゝ、ともかくもいはぬを、みやつかさなどはみゝとゞめてきゝけるに、久しくなりにけるかたはらいたさに、ことかたよりいりて、女ばうのもとによりて、などかうはおはするなどぞさゝめくなるに、四人ばかりをへだてゝゐたれば、よく思ひえたらんにもいひにくし、まして歌よむとしりたらん人のおぼろげならざらんはいかでかと、つゝましきこそはわろけれ、よむ人はさやはある、いとめでたからねどねたうとこそはいへと、つまはじきをしてありくもい

〔法王帝說〕上宮薨時、巨勢三枝大夫歌、

伊加留我乃、止美能乎河波乃、多叡波許曾、和何於保支美乃彌奈和須良叡米、

〔大日本史列傳八十七〕按、太子傳曆、太子傳補闕記、載飢者歌、而日本紀有太子歌、無飢者歌、今考帝說、巨勢三枝歌、○中略傳曆補闕記、以爲飢者歌、繆矣、

〔世事百談二〕片岡山の贈答和歌

太子と達磨との、片岡山にての贈答の和歌は、○中略其ものに見えたるは、一心戒文よりふるきはなし、また片岡山の飢人を文殊菩薩なりといへるは、俊秘鈔奥儀鈔等に見えたり、かの贈答の歌は妄誕無稽なること辨するに及ばず、殊に異說あるは妄中の妄にて、夢を說の類といはふべし、

〔萬葉集二〕石川女郎贈大伴宿禰田主歌一首

遊士跡、吾者聞流乎、屋戶不借、吾乎還利於曾能風流士、

大伴宿禰田主報贈歌一首

遊士爾、吾者有家里、屋戶不借、令還吾曾、風流士者有、

〔伊勢物語上〕むかしおとこ、宮のうちにてあるごたちのつぼねのまへをわたるに、なにをあだとかおもひけん、よしや草葉のならんさが見んといひければ、男、

つみもなき人をうけへば忘草をのが上にぞおふといふなる、といふを、ねたふ女も思ひけり、

〔土佐日記〕七日○承平五年正月になりぬ、同じみなとにあり、○中略けふわりごもたせてきたる人、そのなゝどぞや、今思ひいでん、この人歌よまんと思ふ心ありてなりけり、とかくいひ〳〵て、なみのたつなることゝ、うれへいひてよめる歌、

ゆくさきにたつしらなみの聲よりもおくれてなかんわれやまさらむ、とぞよめるいとおほ

陀麻波、袁佐閉比迦禮杼、斯良多麻能、岐美何余曾比斯、多布斗久阿理祁理、爾其比古遲(日子遲手見命三字以音)

答歌曰、意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀韋泥斯、伊毛波和須禮士、余能許登基登邇、

〔上宮聖德太子傳補闕記〕太子己卯年十一月十五日、巡看山西科長山本陵處、還向之時、即日申時、枉道入於片岡山邊道人家、即有飢人、臥道頭、去三丈許、太子之馬、至此不進、雖鞭猶駐、太子自言、哀々(用音)即下馬、舍人調使麻呂、握取御杖、近飢人、下臨而語之、可々怜々、何爲人耶、如此而臥、即脫紫御袍覆其人身、賜歌曰、科照、片岡山(爾)、飯(爾)飢(天)、居耶世屢(四字以音)其旅人可怜祖無(爾)、那禮(二字以音)成(利)來(也)、剌竹(乃)、君波也无母、飯(爾)飢(氐)居耶世屢、其旅人可怜、(此歌以爽振翫之)起首進答曰、斑鳩(乃)、富(乃)小川(乃)、絕者(己曾)、我王乃、御名忘也米、〇中略飢人太子、相語數十言、舍人等不知其意、了即死、太子大悲、即命厚葬、多賜斂物、造墓高大、時大臣馬子宿禰已下王臣大夫等、咸奉譏曰、殿下雖大聖、而有不能之事、道頭飢是卑賤者、何以下馬、與彼相語、亦賜詠歌、及其死、無由厚葬、何能治大夫已下耶、太子召所譏大夫七人、命曰、卿等七人、往片岡山開墓看、七大夫等依命、退往開墓、而有其屍、棺內大香、所斂御衣幷新賜彩帛等帖在棺上、唯太子所賜紫袍者無、七大夫等看之、大奇嘆聖德、還來報命、太子日夕詠歌、慕戀飢人、即遣舍人取衣服、而御之如故、

〔日本書紀二十二推古〕二十一年十二月庚午朔、皇太子遊行於片岡、時飢者臥道垂、仍問姓名而不言、皇太子視之與飲食、即脫衣裳覆飢者而言、安臥也、則歌之曰、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾惠氐、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、於夜那斯爾、那禮那理鶏迷夜、佐須陀氣能、枳彌波夜那祇、伊比爾惠氐、許夜勢留、諸能多比等阿波禮、　辛未、皇太子遣使令視飢者、使者還來之曰、飢者既死、爰皇太子大悲、則因以葬埋於當處、墓固封也、數日之後、皇太子召近習先者謂之曰、先日臥于道飢者、其非凡人、爲必眞人也、遣使令視、於是使者還來之曰、到墓所而視之、封埋勿動、乃開以見、屍骨既空、唯衣服疊置棺上、於是皇太子復返使者令取其衣、如常且服矣、時人大異之曰、聖之知聖、其實哉、逾惶、

君やこしわれや行けんおぼつかな夢かうつゝかねてかさめてか

返し

かきくらす心のやみにまよひにきゆめうつゝとはこよひさだめよ

〔長明無名抄〕一勝命談云、然るべき所などにて、無心なる女房などの歌よみかけたる、無術事多かり、それに故實のある也、先え聞ぬよしにそらおぼめきして度々とふ、さればのちにははぢしらひて、さだかにもいはず、是をあつかふほどに、かへし思得たればいひ、よみえつべくもあらずば、やがておぼめきてやみぬる、ひとつの事也、又なま宮づかへ人にもあれ、さるべきざれたる女などの、そへごと、なづけて、きゝもまらぬ歌の、一兩句などいひかくることこそ有、もし心えたらば、いかにもいひつべし、まらぬ事ならば、たゞよもさしもおぼされじなどうちいひて有べし、これはいづかたにもたがはぬ事也、深く思ひそこいふ心にも、うしつらしといふ心にも、をのづから通用しつべし、心づきなきよしいひたらんにて、心をやりたるやうなるべけれど、それもざれたるたはぶれにいひなせるさまにもなるべきなり、

〔言塵集七〕一歌の返しをするは、そのうたの心よりも猶まさるざまの體を返すべしといへり、たとへば、人を思ふ袖の涙の玉をなすと云歌あらば返しに、をろかなる涙ぞ袖の玉はなす我はせきあへず瀧津瀨なれば、如此の趣に返すべき也、

〔三のまるべ中〕歌のまるべ

ふかき情をいふをりは、涙のこぼるゝを、われはせきあへずたきつせなればなどいへり、こは李白が白髮三千丈といへるがごとく、まことのさまにいたくたがひたることをいひて、情のかぎりなく深きをあらはして、人をあはれと感せしむるなり、

〔古事記上〕豐玉毘賣命(中略)不忍戀心、因治養其御子之緣、附其弟玉依毘賣而獻歌之、其歌曰、阿加

〔袋草紙　一〕師大納言〇藤原經信云、女房歌讀懸時ハ、不聞之由ヲ一兩度可不審女房、又云、如此云之間題風情猶不成、又問女房ハユガミテイハズ、其間猶不成バ、別事ニ候ケリトテ可逃、是究竟秘說也云云、或說ニハ、返歌ヲ勞煩ニ無其事云ヲ、女房不聞之由ヲ云ヲ、又シカ〳〵ト云、猶不聞之由ヲ云時、別事ニ候ケリトテ可逃云々、又同女房ノソヘ事云ニハ、不知事ナラバ、サシモサブラハジト可答、イカニモ無相違答云々、

先年或女房許ニ、小貝卅一ニ歌ヲ一文字宛カキテ或人送之、女房予ニ可讀解之由ヲ示、凡不及力、仍折荻枝、其葉ニ無其事字ヲ卅一每葉書テ遣之、件所ニ又不得讀、經兩三日之間、荻葉カレテ字不見、爲遺恨之云々、一說也、

俊重君於或宮原談女房、于時持藤花女云、ソレガウラバト云々、俊重不知其故、默而止了、後日其由ヲ語嚴閣、

俊頼云、後撰ニ藤ノウラバノウラトケテト云歌不知歟、如何、答云、知給候藤ヲ持タルヲ見テ、ソレガウラバト云ハ、非件歌之意哉、如此事不能教事云々、

〔俊頼口傳〕歌のかへしは、本のうたによみましたらばいひいだし、おとりたらばかくしていひいだすまじきとぞむかしの人申ける、返しよきうた、

戀しさはおなじ心にあらずともこよひの月を君みざらめや

返し

さやかにもみるべき月をわれはたゞなみだにくもるをりぞおほかる

人志れぬなみだに袖はくちはてぬあふよもあらばなにゝつゝまん

返し

君はたゞ袖ばかりをやくたすらんあふには身をもかふとこそきけ

とありければ、大貳三位の御返し、

住吉の松ともさらにおもほえで君が千とせのかげぞ戀しき、かやうのたぐひおほけれど、かへしするやうの本に成ぬべきは是等也、此外はあれども、事おほければ、しるさず、人のもとへやる歌も、よく／＼心得て讀べし、禁中仙洞すべて貴所などへまいらする歌を、私に君がなどよまぬ也、上の御事を君がなど申ははゞかりなし、よその人を君がなどはいはぬ也、君といひつれば、やがて上の御事也、びんなきよしの故也、是等は今の教訓なり、又鸚鵡返しといふ物有、本の歌の心詞をばかへずして、おなじ事をいへるなり、鸚鵡といふ鳥は、人のくちまねをするゆへに、かく名づけたり、いそがしくおもひあへざらむ時の俄事にはさもしつべし、一字をもてかへす事侍り、神妙の事にはあらず、昔もいまもおほけれども事おほければさのみとてしるさず、集などに入たることはすくなし、たとへば是ぞ鸚鵡がへしともいふべき、後一條院春日行幸に、上東門院に、

そのかみやいのりをきけん春日野におなじ道にも尋行哉

御返し上東門院

くもりなき世の光にや春日野のおなじ道にも尋行らむ、かやうにかはらぬを云也、詞はこれほどにつゞかねども、同心同詞なるはおほかる也、三句さながらかわらず、二句又つねの事也、さきにしるす所のやうにはすこしかはりて、詞をかへたる樣也、

あだなりと名にこそたてれ櫻花年にまれなる人も待けり、といへる返事には、あだなるともあだならずともいひ、又まれなるよしをもいふべきに、それをばなにともいはで業平の返し、

けふこずばあすは雪とぞ降なまし消ずはありとも花と見ましや、是は一のやうなり、これならずかはりたる事あれども、此等を心得てたりぬべし、業平はことに返事をよくしける也、

古事類苑

文學部九

歌三

贈答

〔悦目抄〕一贈答　これは歌をかへすをいふ也、極て大事也、人のやすく思ひておかしげにかへす也、みぐるしき事なり、返しも樣々也、たとへば只人の返事をするも、何事かはなどいへる返事にも、何事も候はずなども云、又別の事も候はずなどいふその詞をぐして返すもあり、心は同事なれども、詞をかへて返すもあり、歌はよくよめども、返しのいたく事のたらぬもあり、

一小町がもとへ、眞せいほうしのせつほうを聞てあべのきよゆきが、

つゝめども袖にたまらぬ白玉は人をみぬめの涙なりけり

かへし

おろかなる涙ぞ袖に玉はなす我はせきあへず瀧つせなれば

業平が家に侍ける女に、俊ゆき、

つれ〲のながめにまさる涙川袖のみぬれてあふよしもなし、といへる返しに、業平女にかはりて、

あさみこそ袖はひづらめ涙河身さへながるときかばたのまむ、大貳三位さとにいで侍けるをきかせ給て、後冷泉院御歌に、

まつ人は心ゆくとも住吉の里にとのみは思はざらなむ

古事類苑

文學部九

歌三

〔袋草紙 一〕一置白紙作法

寛平法皇〔〇宇多〕宮瀧遊覽時、源昇朝臣、在原友于朝臣〔行平中納言息〕置白紙云々、記云、郎善朝臣獻其題歌云、

やたがらすかしらにおきてしのゝかみ句の末におき題の歌よめ侍臣等題ヲ聞テヨリ、口食幷ニ管絃ヲ忘却、友于起居沈吟、遂不能成、大歎曰、臣等歌與非不及於如道等歟、然而臣等頗知和歌道善惡、善惡今夜謀窮力屈、遂悲其惡、如道等不知其道、自以爲善、悲哉不知道者之風或兩人所宜、甚大理也、以道言之、其有無名可耻歌者耳云々、有興云々、

〔悅目抄〕一歌に善惡あり、たとへば口傳にいふ、これぞわろき歌の本として、くびきれ歌にて、讀まじき躰を注する歌、

五月雨にしらぬ柚木の流れきてをのれと渡す谷の梯、此五月雨にしらぬとよめれば、綠の字も詞もなく、きれたるもの也、こしおれたるものは、はう〳〵もありくべし、くびきれたるものは、命があるまじき時には尤いましめわろしとすといへり、此五月雨の歌の本、此題にはかやうにぞ讀べきとて、師匠おしへ侍し、

五月雨やふるの高橋水こえて浪ばかりこそ立渡りけれ、此歌は五月雨の歌には、えんの字詞あひかねて侍歌なり、これにて心得つべし、

〔耳底記一〕十二月（○慶長三年）五日

一百首卷頭歌、立春、

あめ地のわきてそれとはなけれどもまづみせそむる春の色かな、此歌すそかけあはぬなり、かやうの歌はしりみな歌と、古人もいはれたるなり、

廿四日、於伏見、

一問云、尾きれなる歌とは、如何樣なるを申候ぞ、答下句のつまりたるをいふなり、此次云しりびなる歌とは下句のよはく、いひたらぬやうなるをいふなり、尾きれしりび、おなじやうなるものにて、その内分別あり、

〔扶桑略記二十三醍醐〕寛平十年（○昌泰元年）十月廿二日、直指宮瀧、上皇（○宇多）臨覽、廿三日、日暮留宿於大和國高市郡右大將（○菅原道眞）山莊也、勅曰、良禪師（○四品）者、和歌之名士也、宜爲首唱以慰旅懷、仰各進和歌、右衞門權佐如道獻歌之後、獨向隅、屈指計之、良久曰、臣作已乖格律、願減三字、有勅不許、諸人以爲口實、廿五日、逮至宮瀧、愛賞倭個、不知景傾、（○中略）有勅曰、勝地不可空過、以觀宮瀧爲題、各獻和歌云々、

に歌はよむもよまぬもいひはやせし、かの後頼朝臣のうたをはじめ、學丹通齋等のも、情にしたしきは、おのづからに人感て世に弘まり、永縁僧正のはおもしろけれども、唯風流のうへなれば、托せざれば唱へず、よく思ふべきこと也、

〔悦目抄〕腰°折°にあまたのしな有、一には線の字をこしにすへずして、なまじゐにかた〳〵にすへたる也、一には發句後句に物をいひきりて、腰をば別々になしたる也、一には線の詞を腰にすへずして、なまじひにかた〳〵にすへたる也、此三のこしおれにまよひて、歌は更にいでこぬ成べし、是を能々さとりて、人の賢きをろかなるをもはかり、みづからも歌をも讀べき也、是をしらずしてあらむは、和歌の道をおもひとゞまるべきなり、是を好べからず、

〔西公談抄〕腰おれとは、いかなるを申ぞと申しかば、さる姿の歌あるべし、後拾遺にあるにやこいはれしを、いづれやらむと申しかば、しらずとていはれざりしなり、秘せらるゝなるべし、

〔紫式部日記〕たんばのかみの北のかたをば、宮殿などのわたりには、まさひら衞門とぞいひ侍る、ことにやんごとなきほどならねど、まことにゆゑ〳〵しく、歌よみとて、よろづのことにつけてよみちらさねど、聞えたるかぎりは、はかなき折ふしのことも、それこそはづかしきくちつきに侍れ、やゝもせばこしはなれぬばかりをれかゝりたるうたをよみいで、えもいはぬよしばみごとしても、われかしこにおもひたる人、にくゝもいとをしくもおぼえ侍るわざなり、

〔さらしな日記〕ことよろしき時こそ、こしをれかゝりたる事も思ひつゞけゝれども、かくもいふべきかたもおぼえぬまゝに、

かけてこそ思はざりしか此世にてしばしも君に別るべしとは、とやかゝれにけん、○下略

〔明月記〕正治二年十月十一日、戌時許自院給五首題、有召卽扶病騎馬馳參、指出腰折歌於中嶋神殿有披講、結番

つめばかつうきをなぐさむ草の名を心づくしとなどかいひけん、新海これをめでゝ、かゝる秀歌あるうへはとてつひにうたよまずなりぬ、後日をへて橘千蔭が石濱の菴にありける時、菊塢まで來て此よしものがたりしに、發句の五もじをわすれて、いかにおもひめぐらせども、なほおもひ出ざりけり、酒井時中といへるがその席にありて、年ごとにといふにはあらずやといひしに、千蔭かうべ打ふりて、春ごとにとありけんなど、これかれと評論せしに、後にきけばつめばかつといふ五もじにぞありける、歌ぬしの心はこゝにすぐれたりとて、千蔭ふかくめでたゝへけり、

〔閑田次筆三〕近きころある人のかたりしは、四條の戲場にて、韓信の故事を引伎の所にて、小澤蘆庵のうたに末つひに海となるべき谷水もしばしこのはの下くゞるなり、とよめるもこれなりといへりとぞ、正しく俊賴朝臣のためしなり、然るに此うた蘆庵にはあらず、伏見中書嶋に寓居せる隱士學丹といへるが歌にて、此士禪學を唱へて、見解をいひありきしすね者なりき、うたは長嘯子の風を好ましくおもふよしにて、高臺寺の寮所へ行て、入門の志をのべし人也、此韓信を題せる歌をよみしを、誰か蘆庵にかたりしかば、四句然らずとて、少し直したるが、それをいかにきゝひがめけん、世に蘆庵なりといひふらせしが、はては戲場にもまかせなへけらし、又四十年前に交りし尼崎通齋といふは、もと浪華の人にて、京に住て賈を業とせしが、いたく歌をこのみて、辭すがたさらべにこゝろを用ゐ、歌學はふつになかりしかど、よみ歌においてはうつくしきものなりき、其人富豪の子弟なりしかば、通奇になれて、散財度に過しが、富小路四條わたりにもたりし大家を質に臨み、床上にめでたき掛物をかけ、さて庭に大きなる松のありしによせて、

嘲て見し軒端の松よこゝにすむのちのあるじのちよをこもなへ、とよみしが、（三句住がはろと謂たがへし人多かりしを、予直に聞れし時、それにては調よからず、こゝに住むといはれし、かく細きにむなしき人也、）いとあはれなり、おもしろしなど、其比京中

でじ、御元へも參らじとて歌よめり、

渡らじな瀬見の小川の淺くとも老の浪よる影もはづかし、此歌人口に膾炙して、千載の絶唱といふ、是は後拾遺集旅部に、前大僧正隆辨の歌に、

七十の年ふるまゝに鈴鹿川老の浪よる影ぞかなしき、是をふみてよみ、七十歳によくかなへり、

〔蜑の燒藻の記下〕御目付被仰付たる際に、學問のこと定信〇松平朝臣の傳へられて、〇中略詩歌をもめされて、才をも可被試とて、其としの八月寛政三年なり十五日に、遠江守久周朝臣加納、于時御用御取次なり、御側をもて良夜といふ題を出されて、高家御奏者より以下、日々中の門に相詰る面々、才に從ひて詩歌を奉るべき由被仰出たり、年頃彼道において世に聞え、弟子をもあつかひて、數奇にかたぶきし備後守廣通朝臣石野横瀬侍從貞臣駿河守内藤甲州正範を始、我もくとよみ出て奉りたれど、秀逸も聞えず、皆こゝぞと思ひて凝案に落入たれば、却て不出來して見えたりしに、翁〇森山孝盛御城に宿直したる夜に、思ひつゞけたる歌、

もくづかく仕わざも今宵あらはれて月にかしこきみる目をぞ思ふ、と云歌を、たて詠草に書て奉りけるに、定信朝臣の前に、御用のこと聞え上るとて出たれば、良夜の秀作とりぐなる中に、足下の歌はことに面白くこそ覺えたれとて感賞ありき、此良夜の一帖世にもれて、人々もてはやしけるが、京都へも聞えたりけん、栗山先生柴野彥助、其頃京に登り居り、文通に、彼地におきて、良夜の一帖披露ありて評ありけるに、もくづかくの歌第一たるべきよし都人も申侍るよし、實に本意なることにこそあれとて、わざく申こされ侍りけり、

〔松屋叢話一〕村田春海、人々ともなひて、隅田のわたりなる菊塢が家にあそびける時、千枝子といへるがよめりし、つくしのうたに、

は下野が、

わすられぬ昔はごほく成はてゝ、今年も冬は時雨來にけりの歌を出し侍りし、これはごの歌なしと云々、此歌を詠ずるたびに落涙せらるゝよし語り侍りき、

〔鳩巢小說上〕一イツノコトニカ將軍家御上洛ノ時、御旗本武藤小兵衛ト申人モ供奉ニテマカリ上リ、烏丸光廣卿ノ歌合ニ侍座セラレケルガ、

一葉散ル柳ノ糸ノタエマヨリ影サヘ細キ秋ノ三日月、光廣卿御覽候テ、何レモ最早此題ノ歌ハ止ラレ候へ、何ホド詠ジテモ、是ニツヾク歌ハイデ申スマジトテ、其題ハ止ラレケルトカヤ、

〔翁草五〕一同頃〇大猷院殿御代山州淀の城主永井信濃守尚政後に信濃守と稱す登城ありしに、御持被遊し扇に、御手づから歌を一首書せ給ひしを、信濃守拜領して退出あり、家來佐賀和田喜六を召れ、其方は日比和歌に心を寄せ風流を好めば、今日拜領のものを拜見させるなり、是は此頃の秀歌也とて、都より御到來のよし、則御自筆に遊ばし下さるゝ也と、彼御扇を見せ給るゝ、喜六慎て拜見するに、

よしの山花待頃の朝な〳〵心にかゝる峯のしら雲、と有り、喜六涙を流して申けるは、扨々冥加に叶ひ、斯く上聞に達候段、生前の本懷何事か是に增り候はんや、此歌は則愚詠にて候、當春中院家へ詠草を差上、御添削を奉願候ひし歌にて候とて、則其詠草を主人に見せければ、大に愕き、此趣上聞に達せらるれば、公光御感賞不斜となり、此喜六は其後和歌に名高く、和漢の才有り、參學を好て、晩年新上里の閑、幽庵に引籠りて、瓢簞居士といへり、一基の塔の石面に其名は不記、是なんぞト彫付有が此居士の墳也、右よしの山の歌は、集外歌仙の内にも見えたり、

〔茅窗漫錄上〕丈山歌并凹凸の字

石川嘉右衛門源重之は、丈山と號す、〇中略承應元年七十歲に及びて、三河國泉鄉は、其故鄉たるを以て歸るべき志ありしが、板倉侯にかくと申されしに、許さゞりければ、今よりは京師に再び出

右　　忠俊

思ひわすれ胸にたくものした衣うへはつれなき烟なりとも

讀上左歌之間、ゆきてみだれんみちのくの、殊勝之由、滿座一同感歎、講師右歌胸にたくもの下衣うへはつれなき烟なりとも、妖艶珍重、左右共に可勝歌也、依相合難爲持、不可准常持之由被定、

〔徹書記物語下〕一眞こもかるみつのみまきのゆふすゞみねぬにめさますほとゝぎすかな、三躰和歌にも、慈鎭和尚のねぬにめさむるの歌ぞ、まことに玄妙なるものにて侍る、○中略上の句には、ゆふぐれの雲のはたてをながめてども、宵の間に月をみてどもよむべき也、しかるにまこもかるみつの御牧の夕ぐれとあるに凡慮も及ばず、理の外なる玄妙さらに何ともせられぬ所にて侍る、かやうにかけはなれたる所をさとりあはする事、自在の位にのぼりゐてのしわざなり、春の歌に、

芳野川花の音してながるめり霞の中の風もさゞろに、花の音してといへるが大きなる也、

〔井蛙抄六〕雜談

小倉黄門禪門公雄○藤原云、後嵯峨民部卿入道爲家○藤原に被仰けるは、爲氏卿は、見ずさやいはん玉津しまそでふるやまにかゝるしら雲續後撰、乙女子がかざしのさくらさきにけり袖ふる山にかゝる白雲有人口歟、そこには是程秀逸はいづれかあると被仰下云々、

〔徹書記物語下〕一常光院典厩智蘊入道など會合のついでに、むかしの歌仙の中にたがうたかよみたきといふ沙汰有しかば、面々書出て出せる、常光院は、ひおほぢの頓阿歌に、

ふくる夜の河音ながら山城のみつ野のさとにすめる月かげの歌を出せり、智蘊入道は、

あやしくもかへさは月のくもりにしむかしかたりに夜や更ぬらむの歌を書て出せり、典厩

黃門家〇定ひとり、非秀逸ば不可獻之由事、謹所請如件ご請文を被進、希代事也、仍其時歌非殊沈思、秀逸まことに出來せり、花にそむくる春の燈（玉葉入、上句、山のはに月待空の匂ふより）をのれにもにぬ夜はのみじかさ（續後撰入、上句、鳴ぬ也夕附鳥のしだり尾の）あらば逢夜の心づよさに（新古今入、上句、戀しなぬみのおこたりぞ年へぬる）これらみな此時の歌也、

〔隣女晤言二〕定家卿秀逸

古人の心はかりがたきものなり、定家卿の、

　あまの原思へばかはる色もなし秋こそ月の光なりけれの歌は、一代の秀逸なるよし也、此歌養和元年の百首の内にて、おなじ時の、

　冬來てはひと夜ふた夜を玉篠の葉分の霜のところせきまでの歌などは、千載集に入られたるを、天の原の歌は新古今にもれて、自撰の新勅撰にはじめて入たり、其集の風躰に取捨あるにや、おろかなる心にも、玉ざゝの歌などよりはすぐれてみゆかし、此歌此卿二十歳の時なり、又

　あけば又秋のなかばも過ぬべしかたぶく月のおしきのみかはの歌は、後京極のいまだ左大將にておはしたる時の、月五十首のうちなれば、是も定家卿殊にわかき時也、此歌天の原と一雙にいふ歌なるが、通茂公などは、猶あけば又の方すぐれたる樣にのたまへり、これも新勅撰にはじめていれり、おほくは若き時に秀逸はあるもの也といへり、年よりぬれば根氣おとろへて、秀逸までの案情いたらざるにや、此道を執する人々、年わかきほどをこたるべからず、

〔光明峯寺攝政家歌合〕貞永元年七月（中略〇）

四番

左　持　　　　　　　　　　前宮內卿家隆

いかにして行てみだれむ陸奧の思ひ忍ぶのころもへにけり

侍りけるとて、歌をよみ出だしては必らず歌心もなき人にもとはれけるとかや、

〔袋草紙三〕範永朝臣歌ニハ、谷鶯一聲ゾスル、染肝腑歌、以之彼人爲第一秀歌之由、年來心中所存也、而余人必シモ不然之氣也、而或人語云、古老傳語云、我身ノ今生秀歌ハ此歌也ト稱云々、愚意忝通彼意、深所自愛也

〔袋草紙三〕元慶ハ大山別當也、筑紫ニテ詠郭公、

我やどのかきねなすぎぞ郭公いづれの里もおなじうのはな、而上洛之時、於山崎邊シテ下女ノ曰歌ニ唱之、元慶聞之拭涙云々、而難後拾遺云、此歌ハ、筑紫ニ侍時良暹吾歌トナンイフトキヽテ、是ハ古歌トコソ聞シカト云侍シカバ、七十法師ノ若上ニ讀タリシカバ、古歌ト申虚言ナラズト申テ元慶ガ歌トアレバ、撰者ニ問侍シカバ、實源律師筑紫ニアリシ時、元慶ガマサシクヨメリシヲミタルナリト申ハ、其由ヲ存也云々、實源資通大貳ノ任ニ下向、良暹ガ稱吾歌事ハ其前也、良暹歌ヲカキテイダセリケルニヤ、元慶ハ僻事也云々、

〔袋草紙四〕後綱朝臣下向播磨之間、於高砂各詠和歌、而大宮先生藤原義定詠之、

われのみとおもひこしかどたかさごのをのへのまつもまたたてりけり、人々感歎、良暹云、女牛ニ腹ツカレタルヒガゴトヽ云々、自有如此事也、〇又見古今著聞集

〔古今著聞集五和歌〕陰明門院〇土御門后麗子中宮の御時、六事の題をいだして、人々におもふ事をかゝせられけり、定家卿家隆卿なども同くめしけるに、古歌に、

有明のつれなくみえしわかれよりあかつきばかりうきものはなし、此うたを兩人同じく書て參らせたり、同じ心の程いといふに與有よし其沙汰ありけるとぞ、

〔井蛙抄六〕雜談

戸部〇藤原爲家語云、建保五年四月十四日、院庚申五首時御敎書に、非秀逸者不可令獻給云々、京極

世中はなど身に添へる影なれや思ひすつれど離れざりけり、此歌をうたひたりければ、俊頼いたり候にけりなどてゐたりけるなんいみじかりける、永縁僧正この事をつたへきゝて、うらやみて、琵琶法師どもかたらひて、さま〴〵物どもとらせなどして我よめる歌、いつも初音の心ちこそすれといふ歌を、こゝかしこにてうたはせければ、時の人、有がたきすき人となんいひける、今の敦頼入道(道因)又是を聞て、うら山しくや思けん、物もとらせずして、めくらどもにうたへうたへとせためうたはせければ、よの人みなきゝて、わらはれけるとぞ、

〔落書露顯〕世の中は我身にそへる影なれや思ひすつれど離れざり発如此の歌は、ことはりをいひ出したれば思ひよる人も侍べき歟、此歌を、法性寺の關白家にて、白拍子の舞のせめにうたひたりけるを、其座にて、作者俊頼朝臣きゝ給ひて、我道たちぬと申されけるとかやけりん院の僧正の、

きく度にめづらしければ時鳥いつも初音の心地こそすれ、といふ名歌をも、白拍子がうたひしなるべし、此歌ゆへに初音僧正と申けり、

〔野守鏡上〕よき歌は、おろかなる耳にもおもしろくきこゆる事にてなん侍るなるゆゑに、秀歌は常に人の口ずさむ事にてなん侍り、道因法師、

山のはに雲のよこぎる宵の間は出ても月ぞ猶またれける、とよめる歌を、めくら法師の口ずさみて通りけるをきゝて、秀歌よみたりけりとて悦びつゝ、かの目くらをよびいれて、やう〳〵に引出物をなんたびたりける、また源雅光も、

あふまでは思ひもよらず夏引のいとをしとだにいふときかばや、とよめる歌を、めなわらはの辻に立てうたひけるを聞つゝ、我秀歌は此歌なりけりと申侍けるに、たがはず金葉集に入て侍り、又慈鎮和尚も、歌はよし惡をしらぬ人の耳にも面白くきこゆる、秀歌にて有よし定家卿申

郭公きなかぬよひのしるからばぬるよもひとよあらましものを、予按之、彼五首歌何哉若貫之ガ、ナク一聲ニアクルシノヽメ、公忠ガ、山路クラシツ、兼盛ガ、曉カケテイマゾナクナル實方ガクラハシヤマノ郭公、道綱母ノミヤコ人ヂテマツラメヤ郭公、是等歟、尤不審、

〔袋草紙三〕長房卿常云、秀歌一首持は歌讀、二首持は上手、三首は雖有事也、而吾は三首持云々、所謂、

朝まだき八重さく菊の九重に見ゆるは霜のおけるなりけり

月影は山のはいづるよひよりもふけ行そらぞてりまさりける、或人云、是は後冷泉院御時、雖題出ト有仰ニ、出月題所詠也云々、年來齋院長官ニテ少將ニ任テ近衞使テ渡時、送院女房許歌云、

さしを經てかけしあふひはかはらねどけふのかざしはめづらしき哉

〔袋草紙三〕白河院於鳥羽殿九月十三夜池上月和歌に、○中略御製云、

いけ水にこよひの月をやどしもてこゝろのまゝにわがものとみる、是ハ女房堀川殿大宮右府女歌也、而内々ニ今日和歌イカヾト御尋之處申此歌、已秀逸歌也、仍仰云、汝歌ニ不似合、可爲我歌トテ御收公云々、

〔續世繼五三笠の松〕まだおさなくおはしまし、時、○藤原忠通よりうたあはせなどあさゆふの御あそびにて、○中略御うたなどおほくきゝ侍りしなかに、

わだの原こぎ出てみれば久方の雲ゐにまがふおきつ白波、などよませ給へる御歌は、人麻呂がしまかくれゆく舟をしぞ思ふなどよめるにも、はぢずやあらんとぞ、人は申侍し、

よしの山みねのさくらやさきぬらんふもとの里に匂春かぜ、などよませ給へるも、心もことばもたへにして、金玉集などにえらびのせられたる歌のつらになんきこえ侍るなり、

〔長明無名抄〕一ふけの入道殿○藤原忠實に、俊頼朝臣候ける日、かゝみのくゞつども參りて、歌つかふまつりけるに、かみ歌になりて、

さへかしな玉椅の葉にみ隱れてもずの草ぐきめぢならずとも

是は、心ふかく、こと葉心にまかせて、まねぶともいひつゞけがたく、まことに及ぶまじきすがた也、

顯輔卿

葛木や高間の山の櫻花雲ゐのよそにみてや過なむ

秋風にたな引雲の絶間よりもれ出る月の影のさやけさ

高砂の尾上の松を吹風の音にのみやは聞わたるべき

清輔朝臣

冬枯の杜の朽葉の霜の上に落たる月の影のさやけさ

君來ずば獨やねなむさゝのはのみ山もよそにさやぐ霜よを

難波人すくもたく火の下こがれうへはつれなき我身なり鳧

ながらへは又このごろや忍ばれんうしと見しよぞ今は戀しき

基俊

あたらよを伊勢の濱荻折敷ていもこひしらにみつる月哉

契置しさせもが露を命にて哀ことしの秋もいぬめり

先人〇藤原定家父俊成

又やみんかたのゝみのゝ櫻がり花の雪散はるの明ぼの

世の中よみちこそなけれ思ひ入山のおくにも鹿ぞ鳴なる〇下略

〔袋草紙　三〕範綱朝臣ハ遇能因云、當初能因住東山之比、人々相伴テ行向清談、能因云我達歌は所好給也云々、又云、郭公秀歌ハ五首也、而相加能因歌ハ六首云々件歌ハ、

此歌をば貫之の歌の本とすべしといひけり、
つのくにのながらのはしもつくるなり今はわが身をなに丶たとへん．
これは伊勢が子の中務君に、なからむ世には、かやうに歌をばよめといひけり、
こひせじとみたらし河にせしみそぎかみはうけずもなりにけるかな
是は深養父の元輔にをしへける也、かやうに歌はこのむべきにこそ、

〔近代秀歌〕

大納言經信

夕されば かどたの稻葉をとづれて あしの丸やに秋風ぞ吹
君が世はつきじとぞ思ふ神風やみもすそ河のすまむ限は
興つ風吹にけらしなすみよしの松のしづえをあらふしら波

俊賴朝臣

山櫻咲初しより久方の雲ゐにみゆる瀧のしら糸
おちたぎつ八十氏川の早瀨に岩こす波は千世のかずかも
是ははれの歌、秀歌の本躰と申べきにや、
鶉鳴眞の丶入江の濱風に尾花波よる秋の夕暮
ふる里は散もみぢばにうづもれて軒の忍ぶに秋風ぞ吹
是は幽玄に、おもかげかすかに、さびしきやうなり、
明日もこむのぢの玉河萩こえて色なる波に月宿りけり
思ひ草葉末に結ぶ白露のたま〳〵きては手にもたまらず
是は面白見處ある上手のしごと丶みゆ
うかりける人を初瀨の山おろし烈しかれとは祈らぬものを

秀歌

よべからずとぞ侍しかとかたりて、是をうち〳〵に申しは、かの歌は身にしみてといふこしの句、いみじく無念におぼゆるなり、これほどになりぬる歌はけしきをいひながして、たゞそらに身にしみけんかしと思はせたるこそ心にくゝも優にも侍れ、いみじくいひもてゆきて歌の詮とすべきふしを、さは〳〵といひあらはしたれば、むげにこそあさくなりぬるなりとて、其次に我歌の中には

三吉野の山かきくもり雪ふれば麓の里は打時雨つゝ、これをなんかのたぐひにせんとおもひ給ふる、もし世の末におぼつかなくいふ人もあらば、かくこそいひしかと語りたまへとぞ、

〔長頭丸隨筆〕歌はたけもあり、趣向も一ふしなくては口惜ことなり、

雲と見ば今宵の月にうからましよしやよしの、櫻なりとも、○中略これはわが○松永貞德自讃の歌なり、

〔奥義抄上ノ上〕秀歌體

貫之躬恆はなかごろの上手也、今の人のよむは此人の流也、

思ひかねいもがりゆけばふゆの夜の川かせさむみちどりなくなり　貫之歌

わがやどの花見がてらにくる人はちりなんのちぞこひしかるべき　躬恆歌

かぞふればわが身につもるとし月をおくりむかふとなにいそぐらん　兼盛歌

これらをよきうたとしるせり、かゝるなかにも、又おの〳〵このむすぢ侍るにや、

風ふけばおきつしらなみたつた山夜半にや君がひとりこゆらん

各十首ヲ載セ宗祇之ヲ注セシナリ

〔愚秘抄〕西上人の歌に

津の國のなにはの春は夢なれやあしの枯葉に風わたるなり

よられつる野もせの草のかげろひて涼しくくもる夕立の空

思ひよりがたき姿にや侍らん、先年十首の自讃歌をめされしおりに西上人のまいらせたりし十首の随一也、〇中略又彼一首の自讃歌あり、件の上人、我作の中には是ぞと申侍りし歌也、

山里の秋のくれにぞ思ひしるかなしかりける木枯の風

〔東野州聞書〕一自讃歌ノ事、西上人此人數也、是尤不審、其故は、此上人建久元往生あり、京極中納言の歌は、建久四年の六百番歌、或は又建仁二之三躰歌を被書入、皆以上人滅後なり、いかでか自讃歌の可爲人數哉之由尋之所に、答申、上人於此道者平懐なり、去間毎度自讃の歌あり、是を被聞置て、今御人數たる歟、昔聞置ことに侍れども、分明ならざる由被申畢、招月庵の申さるゝ處も大略又同一なり、西上人の製撰分申さる、此作者也、讀やう近世には讀失なひて、其沙汰一向なし、可秘こと有、

〔長明無名抄〕一俊惠云、五條三位入道〇藤原俊成のみもとにまうでたりしついでに、御詠の中には何れかすぐれたりとおぼす、よそ人はやうやうにさだめ侍れど、それをばもちひ侍べからず、まさしく承候はんと聞えしかば、

夕されば野べの秋風身にしみて鶉鳴也ふかくさの里、是をなん身にとりておもて歌と思ひ給ふるといはれしを、俊惠又いはく、世に普く人の申侍は、

面かげに花の姿を先だてゝ幾へこえきぬ峯の白雲、これをすぐれたるやうに申侍はいかにときこゆれば、いさよそにはさもやさだめ侍らん知らず、猶身づからはさきの歌にはいひくら

自讃歌

よの中のうきたびごとに身をなげばひとひにちたび我やゑにせん

あづさ弓ひきみひかずみこずばこずこばこそはなをこずばこばいかに

こずはこずこばこそこずばそをいかにひきみひかずみよそにこそみめ

〔了俊辨要抄〕一いやしき歌のさまといふ事、我等やうのものは、さらにたしかに心えぬなり、古今集に、黒主歌の、かゝみ山いざたちよりてみてゆかん年へぬる身は老やしぬると是をいやしきたとへに、貫之書たるが能歌にも品ある成べし、ましていやしき品のなきにや、是にて了簡するに、あまり理をたしかにいひつめたるは、餘情とたけ高きすがたの少にやと存也、此事師說をばいまだ窺ねども、愚意に存る計也、さればとて又心を云顯さずしては、不可有正體なり、其正風情をば、さはと聞ゆるまでにて、あまりにたしかなるやうに云つめたる歌の中に、品なきはありぬべきと存るなり、

〔自讃歌註〕人の心のせきしなければにや、おの〳〵みづからの歌をのみおもひて、そのさまゑらぬもおほかりけるを、かしこきおろかなるをゑらしめ、後のよのうらみあらじとて、みづからよめる歌の中に、よろしきを十首たてまつらしめ給ふて、心々を見給ひけるに、まことに山人のたきゞをおへるさまをのがれたれども、ゑにかけるすがたのまめならず、露をあざむく心のみおほかりけるに、御みづからのうたを、此つゐでにみせゑらせ給ひけるぞ、御めぐみのふかさも、すゑの代のまもりとまで見えける、

〔耳底記 一〕同月〇慶長年九月三十一日

一問、自讃歌者たれがあみたるぞ、答たれともしらぬなり、ぬし〳〵のえらび出されたるといふ說あり、ゑよせん當流にはもちひぬなり、其故は、自讃とある外題、道にたがふ故なり、

〇按ズルニ、自讃歌註ハ、後鳥羽天皇ヲ始メトシ、式子內親王、藤原良經通光通具僧慈圓等ノ歌

たちとまり見てを渡らん紅葉ばは雨とふるとも水はまさらじ
かのをかに草かるおのこなはをなみねるやねりそのくだけてぞ思
中品中
すぐれたることもなく、わろきところもなくて、あるべきさまを忘れるなり、
春きぬと人はいへどもうぐひすのなかぬかぎりはあらじとぞ思
いにしとしねこじてうへしわが宿の若木の櫻はな咲にけり
中品下
すこしおもひたる所あるなり
きのふこそさなへとりしかいつのまにいなばそよぎて秋風ぞ吹
我をおもふ人を思はぬむくひにやわがおもふ人の我を思はぬ
下品上
わづかにひとふしある也
吹からに野べの草木の忘ほるればむべ山風をあらしといふ覽
あらしほのみつのしほあひにやく忘ほのからくも我は老にけるかな
下品中
ことのこゝろむげに忘らぬにもあらず
今よりはうへてだにみじ花すゝきほに出る秋はわびしかり鳧
わがこまははやくゆきこせ松浦山まつらんいもを行てはやみむ
下品下
ことばとゞこほりて、おかしき所なきなり、

ひ、御製の字は、おほみうたちふ言にうしたる事、古事記に大御歌と有もてしる、舊き都の事を舊塔荒墟など書たるも、やがて集の歌の言によりて、ふるきみやこ、あれたしみやこなどよみ、挽歌とあるも、秖ひくちふ事を借て書のみなれば、かなしみの歌とよみ、作歌と書たるは、よめるうたとよみ、御作歌はよみませしうた、よみたまへる歌ともよむ、歌にはつくるちふ言のなければ也、詩また賦と有も、うたとよむ、春三月また日月え弟をしるせしも、たゞやよひのいく日とよむ、是皆皇朝になき事なれば也、

〔九品和歌〕上品上

これは言葉たへにして、あまりに心さへある也、

ほの〲とあかしの浦のあさ霧にしまがくれ行船をしぞ思ふ

上品中

春たつといふばかりにやみよしのゝ山も霞てけさはみゆらん

ほどうるはしくて、あまりの心あるなり、

上品下

み山にはあられ降らし外山なるまさきのかづら色づきにけり

あふさかの關のし水にかげみえて今やひくらむ望月の駒

こゝろふかゝらねども、おもしろき所あるなり、

世の中にたえて櫻のなかりせば春の心はのどけからまし

望月のこま引わたす音すなりせたのながみち橋もとゞろに

中品上

心ことばとゞこほらずして、おもしろきなり、

ことば書は、三代集ぞたゞしかりける、

さきの人におくる歌のことば書

人によみておくる歌のことば書は、せうそこ文にかくべきなり、

〔さき草〕歌のおくにも詞をそふる事

はしに大むねをたゞひとわたりかきて、のこれることゞもを、歌のおくにかきてそふる事あり、さるははしにもらさずかきては、くだ〳〵しくなりてわろきをりのしわざなり、

〔後撰和歌集三〕つねにせうそこつかはしける女ともだちのもとより、さくらの花のいとおもしろかりける枝をおりて、これそこの花に見くらべよとありければ、　こわかぎみ

我やどのなげきは春もしらなくになにゝかはなをくらべてもみん

父のみこのこゝろざせるやうにもあらで、つねに物おもひける人にてなむありける、

〔萬葉考一くさ〴〵の歌〕端詞

古ぬる世のありさまを考るに、いにしへは、歌の端の詞も、歌と同じく假名にてかき、又字の意もてせるも、こゝの言もてやすく訓べく書けんを、奈良の宮のころと成て、多くはからざまにまねびて、此集のことばをさるさまに書しぞ多き、しかれば此端の詞をば、専ら字の音のまに〳〵よむべく思ふ人侍れど、歌しも字の音ならばこそあらめ、そをばいかにかけるをも、こゝの言もて唱るを、端のみからざまにせんは、何れにもつかず、人わらへなるわざならずや、既古事記祝詞宣命など、必こゝの言してよむべく書つるを、此歌の端をしか書しは、時のさかしらにして、すめら御かどの古の手ぶりを失ふわざ也、しかあればそのひがことを助て何にかせん、これぞ天の麻我都比ちふ神に相まじこる罪とすべし、故上つ代のこゝろことばを得てよむことゝす、〇中略 さてよめるさまは、御字の二字は、あめのしたしらすちふ言に借たれば、宣命にもしかよませたま

まかすべき地には、山をつき眺望をなすごとく、その所の名によりて、歌のすがたをかざるべし、これらいみじき口傳なり、もし歌の姿と名所と、かけあはずなりぬれば、事たがひたるやうにて、いみじき風情あれど、やぶれてきこゆる也、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕殿上の人々扇どもしてまゐらするに、こと人々は略〇中えもいはぬかみどもに、人のなべて知らぬ歌や詩や、又六十餘國の歌枕に、名あがりたるところ〳〵などを、かきつゝまゐらするに、略〇下

〔十訓抄八〕大納言行成卿、いまだ殿上人にておはしける時、實方中將、いかなる憤か有けん、殿上に參會ていふ事もなく行成の冠を打落て、小庭になげ捨てけり、略〇中實方をば、中將をめして、歌枕見て參れとて、陸奥國にながしつかはされける、

〔さき草〕歌のことば書の大むね

歌のことば書よ、さき草のみつのかきざまある事なるを、世にわきまへしれる人すくなくて、うひまなびのしわざはさらにもいはず、その名聞えたる歌よみのも、をり〳〵はひがことぞまじりける、略〇中そも〳〵みつのかきざまといふは、ものにかきしるしおくと、たかき人などに見せまゐらすると、さきの人におくるとなり、

ものにしるしおく歌のことば書

ものにかきしるしおく歌のことば書は、撰集の歌のことば書のうやまひ詞をはぶきたるものとこゝろえて、大かたはたがふことなし、

たかき人に見せまゐらする歌のことば書

たかき人に歌を見せまゐらするをりのは、もとよりうやまひて書べき事にて、勅撰の集の歌のことば書を見てまねぶべし、撰集は、みかどに奉りしものなれば、よくかなへり、さて撰集の歌の

〔源氏物語二十二玉鬘〕よろづのさうし歌まくら、よくあないしり見つくして、そのうちのことばをとりいづるに、よみつきたるすぢこそは、つようはかはらざるべけれ、

〔花鳥餘情十二玉鬘〕歌枕とは、名所の歌をあつめたるをいへり、能因法師の五代集の歌枕のごとし、

〔作歌故實一〕門人〇小山田與清門人篠原資重が説に、歌枕といふは、名所のこと志るせる書にかぎらず、すべて歌詞の注釋書の名なるべし、そは今傳はれる能因歌枕といふものも詞の注にて、名所の事も志るしたれど、これは眞僞さだかならずとて、いひもけつべし、公任卿の歌枕、能因の歌まくらとて、古書にひきたるに、名所の事にかぎらぬをもて志るべし、源氏の注釋どもの説はうけがたし、歌枕は歌詞のことゝ心得たるがよしといへるは、げにいはれたる說とすべし、

〔松の落葉三〕歌まくら

ふる歌によめる天のしたの名どころを、世の人の歌まくらといふは、歌よみのまくらことゝするこゝろにやあらん、源氏物語桐壺の卷に、やまと言のはをも、もろこしの歌をも、たゞそのすぢをぞまくらごとにせさせたまふと見えて、まくらごとゝは、つねのことぐさをいふよしにおもはるればなり、又おもふに、しかにはあらで、まくら詞のたぐひにて、よむうたのたすけに名どころをするこゝろにやあらん、いひはじめたるこゝろは、さだかに志りえがたけれど、名どころを歌まくらといふことは、ものにも見えつ、〇中略ふるくもいひつることになん、

〔笈埃隨筆七〕歌枕

昔より名所勝景を歌枕といふ、近くは元祿年中難波契沖阿闍梨の勝地吐懷編に曰、

和歌之有名所、猶寢之有枕、因枕夢熟、因名所而佳句成、歌枕之稱蓋如是と云々、

〔長明無名抄〕名所をとるに故實有、國々の歌枕かずも志らずおほかれど、その歌の姿にしたがひて、よむべき所のある也、たとへば、山水を作るに、松をうふべき所にはいはをたて、池をほり水を

落題

一傍題と申事、ふるくは題の外にこと物を詠加たると申事とか、經盛卿わがやどの歌合に鹿題にて、嶺になく鹿の音ちかくきこゆなり紅葉吹おろす夜半の嵐にと侍を清輔判に、右もみぢ吹おろすなど歌めきたり、抑傍題をばよまぬ事なりと申人もあれど、天德花山歌合にも侍めれば、ひが事もあらじとて持にさだめ侍と云々、又歌數ある中に、はしにもおくにもある題の事をよみたるをも傍題と申侍る、三十首五十首に成ぬれば、さのゝみ申さぬ事にや、春の歌に霞の題のあらんに、こと題に霞をよみ、秋に露題の外に又露をよまむこと、是をよまでは歌難出來か、又三首五首は殊はゞかるべく候、それも引見候はゞ、作例はありぬべく候へども、不庶幾事にて候へば、逢口例も無其詮候歟、但七夕七首などに、七夕川に〻川と讀て、又こと題にあまの河をよまんこと、くるしかるべからず候、

〔徹書記物語上〕一長綱の百首を爲家判し給ふ時のことばに、太郎とよべば、次郎がくびにのりて出るやう也と申されし也、是は題をばさしをきて、四方山の事にかゝりてよむことを嫌侍也云云、歌は題にむかひて相違なければ、くるしからぬなり、

〔下學集下態藝〕放題(ハウダイ)詠歌所言也○中略落題(ラクダイ)詠歌所言

〔後鳥羽院御口傳〕一當座の會には、○中略一番よりよろしからんとあんずれば、をそくなるにつきて、こゝろもさはぎて、落題もする也、

〔愚問賢註〕結題には、○中略寄月と月前、大體は同じ事也、しゐて差別を申さば、寄月には、入後月、雨夜月などによせてよまんも、落題にてはあるべからず、月前をさやうにはよみがたし、

〔袋草紙三〕白河院、於鳥羽殿、九月十三夜、翫上月、和歌ニ序者經信卿歌云、

てる月の岩間の水にやどらずばたまゐるかずをいかでしらまし、無池字之由世以傾之、俊綱難云、此由經信シカイフナリニヤトタ無他答云々、

傍題

若武者の先がけをして討死しげにむそふけのかうのものかな
すゝきたくそのおき中に帆の見えていろりのうちのはしり船かな〇中略
ある時秀吉公仰られけるは、幽齋參たるとき、色々難題をこしらへこまらすべしとて、こしらへ置待給ひける其夜の御夜詰に、

寄橋摺小木

宇治川の橋の柱のしげゝればすりこぎ通るまきの柴船

寄冬瓜戀

垣こえて我をとふぐはの嬉しさにこよひちぎりてしる人にせむ

〔玉勝間三〕こたつといふ物のうた
しはすばかり、これかれあつまりて、埋火を題にて、歌よみける日、今の世のこたつといふ物をよめと、人のいひければ、
むしぶすまなごやが下のうづみ火にあしさしのべてぬらくしよしも、とよめりければ、みな人わらひてやみぬ、

〔八雲御抄一正義〕歌合子細
一侵傍題、天德寛和已後多、但可依事、暮春と花などは無憚、鷲郭公等物は不可侵也、

〔今來風躰抄〕一歌の傍題と申事は、題のものにてはなくて、こともののよみそふるを申事なり、又歌數よむに、同事のあるをも傍題と申なり、三首五首のうたにはことに嫌ふべし、百首などの時は、雲霞やうのものはいくたびもくるしからず、

〔愚問賢註〕一傍題をばいかやうにきらふべきぞや、これは五首三首題につきたる事か、三十首五十首に成ぬればもしきらはざるか、作例おなじくしるさるべし、

〔愚問賢註〕一題の文字をあらはさでよむ事、落葉にいかばかりふく嶺のあらしぞなどいひ、郭公にあすのあやめのねを殘すらんなどよめるは題の文字なきにや、○中略かやうの作例こまかに志るさるべし、

題をあらはさで詠事、詩破題のごとし作例、

後京極殿詩歌合　花添山氣色

玉すだれおなじみどりにたをやめのそむる衣にかほる春風　定家卿

日吉歌合　紅葉添雨

ふりまさる涙も雨もそぼちつゝ袖の色なる秋の山かな　定家卿

〔徹書記物語下〕一或所の七夕會に頓阿と子息の經賢法師出侍りし經賢七夕鳥といふ題をとりてうたをよみて頓阿にみせければ、おもひもよらぬ事とてなげかへしぬ、またよみなほしてみせしに、またなげかへしぬ、またよみて見せ侍しに、これもかなふべからずとてかへしき、其時經賢何とか仕り候べきと申ければ、頓阿七夕にはさだまりてよむ鳥侍るものをと申侍りぬ、さて經賢詠て見せしに、是は子細なしと申侍りぬ、披講の時見侍りしかば、鵲にて有しなり、以前は別の鳥もよみ侍りしが、かやうに二條家には、すこしも異風なることを嫌ふなり、七夕の鳥ならば、幾度もかさゝぎをよむべし、是鵲ながら、いかにも風情をめづらしくとりなさむとこゝろざすべきなり、是がよき躰にてあるなり、たゞしたなばたなどあらむ題を五六許もよまん時は、鵲をもなに鳥をもよむべきなり、

〔醒睡笑九集十〕或時、秀吉公三ツの難題を出し給ふ、

螢の灰　象牙の香のもの　爐中の走り船

夜もすがらともす螢の火もきえて今朝は草葉に這ひかゝりけり

ザワヒノ不覺人哉ト云々、能宣須臾ニ起テ逐電云々、〇又見悦目抄、十訓抄、

〔新古今和歌集雜十六〕三條院御時、五月五日あやめのねを、時鳥のかたにつくりて、梅の枝にすゑて人の奉りて侍けるを、是を題にて歌つかふまつれとおほせられければ、三條院女藏人左近

梅が枝にをりたがへたるほとゝぎすこゑのあやめもたれかわくべき

〔袋草紙四〕俊綱朝臣家ニ、詠水上月歌講之、而田舍兵士中門邊ニ宿テ聞此事、予靑侍ニ語云、今夜ノ題ヲコソツカウマツリテ候ヘト云々、侍云有興事也如何、兵士詠云、

みづやそらそらやみづともみえわかずかよひてすめる秋のよの月、侍來テ申此由、萬人驚歎テ詠吟テ、且感且恥テ各退出云々、〇又見古今著聞集

〔袋草紙三〕俊頼歌云

信濃なる木曾ぢの櫻咲にけり風のはふりにすきまあらすな、是ハ信濃國ハ極風早キ所也、仍諏訪ノ明神ノ社風祝ト云物ヲ置テ、是ヲ春ノ始ニ深物ニ籠居テ、祝シテ百日之間尊重スルナリ、然者其年凡風閑ニテ爲農業吉也、自ラスキマモアリ、日光モ令見ツレバ風不納云々、其意也、是ハ能登大夫資基ト云人、俊頼ニ語云、如此事承之、歌ニ讀ト思也ト云々、俊頼答云、無下之世俗事也、如此事更々不可詠不便云々、仍存其由之處、後日詠之、尤腹黑事歟、五品後悔云々、〇又見十訓抄

〔よるのつる〕初學抄と申て、清輔朝臣のかき置れて候物にも、歌よまんには、題の意をよく心うべしと候とおぼえ候、又題のもじを上の句に皆よみはてゝ、下の句にいひ事のなさにすゞろなる事どもをつゞけたる、いとみぐるしとて候き、ある人山家卯花といふ題にて、山里のかきねにさけるうのはなはとよみ、末はなにとよむべしともおぼえ候はざりけるやらん、わきかへぬれるこゝちこそすれとよみて候ける、いとおかしうて候き、それもやうによりて、又上の句に頭のもじをいひはてゝもくるしからぬ事も候にや、

めていひ出でたらんやうに聞きなされて、世の批判をもりきかぬにしもあらねど、かみつよはもと無題なるがつねなるをいかゞはせん、志あらん人は、古歌に精神をうちいれて、さらに御杖がいひそめたる事にはあらざるを思ひゆるしてよ、

〔北邊隨筆 初篇 一〕有注の歌

有注の歌といふ事あり、題はえながら、その題意より外に必よまでかなはぬ事ある時、それをよめば題意うすく聞ゆべきが故に、さやうの歌は、人のふとこみむに、心えがたかるべければ、これをば有注の歌といひて、短冊などにかくに歌の終の所に、有注の二字をかくなり、右傍にかき、左傍にかくは兩家の別也と、ある宗匠のかたり給ひし、いとおかしきわざ也、されど歌道の本意をうしなひて、詩の詠物のごとくなりぬるが故に、かく有注の歌といふ事もいできしなり、萬葉集中に、詠花詠鳥など題をおかれたる歌ども、おほくは相聞なり、そのひとつをいはゞ、萬葉集卷七古爾有險人母、如吾等架、彌和乃檜原爾插頭折兼、往川之、過去人之手不折者裏觸立、三和之檜原者、この二首詠葉とあり、はじめなるは、詠物ともいはゞいふべし、されどなほいにしへ人のかざしかざゝぬけぢめ、何のゆゑにかたづねられけん、あやしむべし、次なるは、もとより、檜原がうらぶれん事あるべくもあらぬ事ならずや、こゝをもておしはからば、これ男女の贈答なる事あきらかなるべし、これにかぎらず、かの集中には、題ありながら、題にそむける歌どもいと多し、卷三讚酒歌十三首が中に、かへりて酒をおとしめたる歌もあるをおもふべし、されば有注の事、かみつよのてぶりをえしれらん眼には蛇足にして、さる歌も、猶うたがはしくはみゆまじきをや、

〔袋草紙 四〕能宣父頼基ニ語云、先日入道式部卿〇敦實親王御子日ニ宜歌仕ヲ候、頼基問之、如何能宣云、
ちとせまでかぎれる松もけふよりは君にひかれてよろづよやへむ、世以ヲ稱宜云々、頼基暫詠吟シテカタハラナル枕ヲトリテ打能宣云、盧外ナル、昇殿有帝王御子日之時以何歌可詠哉、ヲ

季をもよみて候、

〔徹書記物語上〕一雜の題にて、先季をよまじとする也、をのづから季のよまれん事をば、さてむべからず、

一季の題に題の前後により、季の初後もかはるなり、よく心得てよまば、初後をよく分別すべきなり、月には先、山月、峯月、岡月、野月、里月など次第して出なり、その山月にて、長月のあり明などよむまじきなり、かならず初の心をよむべきにはあらず、たゞ末の心をよむべからざるなり、

〔北邊隨筆初篇三〕題詠

おのれ〇富士谷御杖わかゝりしより、世々のすがた、人々の風采をまねびて、歌よみ試みたるに、第一に情、第二に題、第三に歌となる、これかみつよの人の歌よめる次第なり、されば題を得て歌よまんは、第二が第一となるなれば、たとひ其えたる題は題にて、まづ情をさきにせんとすとも、第二第一と次序みだれたる事、歌となりてのちも、おのづからまぬかれがたかるべし、此故に、志ありて、まことに歌よみえんとには、必無題にてよみしるべし、しかれども無題にては稽古にも荒涼におぼえ、かつ世おしなべて題詠なれば、題によりてよみならはざらんは便なしともおもはん人は、題をえても、まづ題を得ぬこゝちとなりて、かの第一第二の次序をかまへてのみよむべし、されど、もとより次序をみだりたるわざなれば、一年に得べきいさをは、三とせよとせのちならではえらるまじきなり、近頃は、人々にこの次序のやんごとなきをとき示して、無題の歌をすすめこゝろみしに、其上達いとすみやかなり、中にも、有題無題ふたやうによみてする人あり、その有題なるは初學の如く、無題なるは已達の如し、こゝをもて、いよ〳〵次序のやむごとなきを知りぬおほかた中昔の人すら、題をえてよめるはなく、贈答、其外情よりおこらぬはなければ、かへすがへす歌よみならはんには、無題にしく事あるべからず、この事、今おのれめざましくはじ

もあらず、よく心得つれば、其題を見るにあらはなり、又題の歌は、かならず心ざしをふかくよむべし、たとへば、いはひにはかぎりなく久しき心をいひ、こひにはわりなく浅からぬよしをよみ、もしは命にかへて花ををしみ、家ぢをわすれて紅葉をたづねんごとく、その物に心ざしふかくよむべし、

〔八雲御抄正一義〕歌合子細

一得花詠落花、得紅葉詠落葉事、寛和永承承暦井高陽院歌台に有之、皆不難、月又同之、有例、

〔今來風躰抄〕一やすき二文字題などは、やうあるやうによみなすべし、野邊の虫を野べのむしとよみ、山鹿をやまのしかとよまん事無念なり、○中略

一歌の題には、うつ文字うたぬ文字あるべし、野外の外の字、江上の上の字などは、うたぬもくるしからぬ事なり、

一題の文字をあらはさでよむ事は上手達者のしわざなり、初心の人はしかるべからず、ちかく爲明卿もよみなほして侍りき、○中略

一早春の題に立春をよむ事は、常の事なれども、猶差別あるべきよし爲定卿申され侍りき、

一雜の題にて季をよむ事は、當季はくるしからず、他の季はわろし、作例はおほし、但かやうの事作例あればとて細々に用る事はしかるべからず、

一景物は、常によみつけたらん名所よかるべし、月雪などはいづくにもあれども、めづらしき名所なぞをばよまぬ事なり、それも秀逸になればくるしからざる事なり、

〔愚問賢註〕一雜題をとりて季をよみ入事、或説に當季をばきらはず、他季をばよむべからずといふ人あり、此事いかやうなるべきぞや、

雜題に季をよむ事、つねの事にて候、その時の當季ばかりをよむと申說候へども、いづれの

述懐の題に、かやうの事おほかるべし、是は必不可讀文字に同じけれど、これはすべて心をまはさぬ事なれば、各別にしるすなり、又さゝへて可讀文字とあるは、必可讀文字といふにこそはおなじからめ、おのづから題によりて思わくべき文字もや侍らん、又春夏秋冬とあらん題をえては、題の字のまゝにも讀、其時の景物をとりても讀べし、如此先達みなかよはしてよめり、大方題をえてよまむには、題の外の事を讀ましむべからず、其題のことわりをよく三十一字によみつべし、但題によりて讀くはへたるも、くるしからぬ事もあり、能々思ひはからふべし、

一立春といはん題に、霞たち、雪きえ、氷とくる躰の事は、みな春の初の景氣にて、題の外のものとも見えぬなり、百首などよまむには、かたはらの題に霞のあらんには、立春と早春との歌には、霞ならぬ風情をめぐらさんと思ふべし、是にていづれの題もおしはかられぬべき事になん侍れば、かず／＼にしるさず侍、又むすび題をば、一句にはこめよむべからずとぞ、先賢のいましめはべりける、

〔定家卿消息〕題を分ち候事、一字題をばいくたびも下句に表はすべきにて候、二字三字より後は、題の字を甲乙の句に分ちおくべし、むすび題をば一所におく事は、無下の事にて侍とやらん、又かしらにいたゞきて出たる歌無念と申べし、古くも秀逸どもの中に、左樣のためし侍れども、それを本にひくべきにも候はず、かまへて／＼あるまじき事にて候、但よくいできたる歌にとりて、すべて五文字ならで題の字のおかれざらんは、制の限にあらずとぞうけ給おきて侍し、

〔長明無名抄〕一歌は、題の心をよく／＼心うべき也、俊頼髓腦といふ物にぞしるして侍る、必まはしてよむべき文字、中にまはしてはわろく聞ゆる文字有、必しもよみすゑねど、おのづからしらるゝ文字もあり、曉天落花、雲間郭公、海上明月、かくのごとき題は、第二字よまず、みなしもの題をよむに、ぐして聞ゆる文字也、又かすかにていうなるもじ有、これらはをしへならふべきことに

得よむべきなり、心をまはしてよむべきもじを、たゞあらはによみたるもわろし、たゞあらはによむべきを、まはしてよみたるも、くだけてわろくきこゆるとぞ、師匠も古人も申されたるとかたられし、かやうの事は習傳ふべきにあらず、我心えてよむべきなり、これらのおもむきを見るに、題に必よむべき文字といふは、天象地儀植物雜物などをば、題のまゝによむべきにや侍らん、關をよまんには必其名をさしてよめとぞ、先達は申されし、まことにたゞの野山こそあれ、其關をあらはさでは荒涼なるべし、又櫻といふ題にて花をよめる、科なるべし、必よむべからざる文字とは、たとへば口傳ありて、いはゞ野外河邊などのやうの題に外邊、又よせ題に寄字、又遣懷の遣字、これらはさすがに人よむ事なければ記すにおよばず、まはして心をよむべき文字とは、すべて詞の字也、假令、雖稀など申さん題に、さゝへて、雖稀なりなどはよむべからず、全なかるべし、只なく目すくなしとも、久しくきかざりつるに、いまこそめづらしけれなどよむべきなり、又稀になどいふ事をよめらんふるき歌を本文として、その心をとりてよめらん、いみじかるべし、又年にまれなりなどいふふるき詞をとりたらんは、さゝへてとりたりとも、ふるくよみきたれる詞にて、とるともきこえざるべし、たゞ題にすがりて鶯の雖ぞ稀なるなどやうによむまじき也、又郭公幽かといはん題に、かすか也とよめらんは、ほいなかるべし、ほのかにきこゆるなどやうに詞をもとめて、雲井はるかにすぎぬるこち、をちの里にはさだかにとぞ聞らめと言心をよく思ひつゞくべきにや、又月前遣情など申さむ題に、とはき心のなど讀たらむは、全なかるべし、月を見ば、さらしなをばすてもこゝろに浮び、もろこしまでもへだてず思ひやらるゝさまをよむべきこそ、是等を心得侍るべし、

一深雪などいふ題をえてふかしとよめらん、心うかるべし、たゞふみ分がたしとも、いくへつもらむとも、かきわけてなども、ふかきことにたとへてよみたらん、いとやさしかるべし、すべて題

みちのくになる人をこふるよしをよみては、この歌ひとつにて、野をも山をもへだつる題もしは里をへだて河をへだつるにも、これをもちゆべきや、題の歌はさもときこゆる事こそよけれ、あまりざびろなりとなんす、

〔徹書記物語下〕一初心のときは寄月戀寄花戀などの、よせものゝ戀は、よみにくきやうに覺ゆる也扨見戀顯戀など、物にもよせぬ題は、よみやすくおぼゆる也、後のこゝろには、よせ戀の題がやすく、たゞ聞戀別戀などが大事也、暮春聞鐘、

此ゆふべ入相のかねの霞む哉音せぬかたに春や行らむこのやうにやすく〳〵とよみならふべき也、

〔春葉集序〕皇御國のふみ見ん人は、〇中略ますら雄心をおふしたてゝ、高き代をたはゞ、なぞか昔の手振にいたらざるべき、歌もたかなりとつねに翁〇荷田春滿のいへりしとぞ、又いはく、〇中略をとこ女のなからひ、何くれのものによせ、心にもあらぬあだし言をいひいだせるは、まことを述る歌のほいならずとて、戀の題をふつによます、〇中略正五位下荷田信美誌、

〔古學小傳一〕荷田春滿ハ、〇中略ヨミ歌ハ主トスル所ニアラザレドモ凡ナラズ、又中世以後淫靡風ヲナセルヲイキドホリテ生涯戀歌ヲ詠ゼズ、ソノ家集ヲ見ルニ、當座ニ寄セ戀ノ題ヲ探リテハ、其物ヲ雜ニナシテヨメリ、タトヘバ虎ニ寄スル戀ヲ雜ニヨメルハ、仇むくうおもひ巴提使にたぐへては虎もつたなきものとこそみれ、日本紀欽明卷ノ故事ニヨリテ讀レシモ、學者ノシワザナリ、巴提使百濟國ニ使シテ、虎ノ爲ニ小兒ヲトラレ、雪ノ中ニ虎ノ跡ヲトメテ居タリシヲ、其虎ヲ殺シ故事ナリ、

〔悅目抄〕一題をよく心うべきやう、題の文字は、三字四字五字ある題も、かならずよむべき文字、よむべからざる文字、文字まはして心をよむべき文字、さゝへてよむべき文字の有を、よく〳〵心

〔實胤卿記〕永正三年五月四日、聖廟御法樂三首、短冊勅題付勾當内侍、此題何日給哉不記、前勅題也、今度始而被拔詩句云々、梅花交近野、○中略高秋收畫扇、○中略故人入我夢、

〔宗長手記〕少林寺宗精藏主、俄和泉堺へ下向、離別の詩あり、三字四句題として歌二首、

雨地江山今白頭

またるなよ今別るとも日の内に君にぞ老をわかみつゝみん

半窓月落一燈幽

別るべきことを思ふにまどろまぬ月は有明のよひの灯火

〔八雲御抄〕一正義歌合子細

得戀無戀字、更々非難、承曆并郁芳門院根合有沙汰、同判者有斟酌歟、總沙汰外事なり、天德朝忠が、人をもみをもなど引例歟、近代は戀字あるはすくなし、應和歌合待時鳥、佐理さみだれにふりてなけともおもへどもあすのあやめのねをのこすらん、此歌時鳥といはねども勝畢いづれの題も可准之、まして古今以下戀といはぬ戀の歌不可勝計、更々非難云々、

〔よるのつる〕戀のむすび題ども、題のことわりをあらはさず、おもはせたる事どもを、上手達はよまれ候とおぼえ候、遇不逢戀といふ事を、京極中納言定家の歌とおぼえ候、

色かはるみのゝ中山秋越て又遠ざかるあふさかの關かやうにもたゞよまれてこそ候なれ、われらならば、逢てあはざる戀ぞくるしきなどよまゝしとおぼえ候、

〔長明無名抄〕一あるところにて歌合侍しに、海路をへだつる戀といふ題に、旧歌定題つくしなる人の戀しきよしをよめりしに、かたへはこれをなんず、さらなり、つくしもうみをへだてたればおもひつゞくるにはさることなれど、かちよりゆく人のためにはもじのせきまでおほくの野山をすぎて、たゞいさゝかの海をわたるべければ題のほいもなく、頗荒涼なるかたもあり、たとへば、

咽霧山鶯啼尙少

山高みふりくる霧にむすればや鳴鶯の聲まれらなる

鶯聲誘引來花下

鶯の啼つる聲にさそはれて花のもとにぞ我はきにける

偸閑何處無不尋花

まづかなる時を尋ていづこにか花のありかをともに尋む〇中略

右百廿首、大江千里之和歌也、自寛平六年二月十日至同四月廿五日之詠、看日數幾間詠也、彼人一世之詠歌、雖可有數首、依隔時代、今見稀也、此後歌者、吾隨所見書加之、今世雖有不好之詞等、古風體、儒門之詠歌、何可捨乎、不斷勸可被見之、誠温故而知新之謂宜哉、

文保二年六月四日　　參議藤判

〔句題百首〕稱五玉集〇中略

遙峯帶晩霞　　頓阿

すが原やふしみの暮の面かげにいづくの山も立霞哉〇中略

露氣早知秋

明わたる朝のはらもおく露の光にみえて秋はきにけり

〔朗詠百首冬〕十月江南天氣好、可憐冬景似春華、

神無月いりえの南そのさとは空にぞ春のかげをまるらん

曉入梁王之苑雪滿群山

くれ竹の夜もあけがたに見わたせば山の高根に雪こえにけり

〔二水記〕永正二年二月廿二日、今日御法樂水無瀨殿有之、〇中略今日句題爲勅撰文集之詞云々、百首也、

樣也、詮もなしと申き、尤其謂ある事也、寂蓮は殊に結題をよくよみしなり、定家は題の沙汰いたくせぬものなり、是によりて近代初心のもの皆かくのごとくなれり、いはれなき事也、結題をよくよくおもひ入て、題の中を詠すればこそ、興もある事にてあれ、近代の樣は念なき事也、かならす時々よみならふべき也、故中御門攝政〇略中は、結題を殊にむねとすべきとこそ申されしか、池水半氷といふ題にて、

池水をいかに嵐のふき分て凍れるほどのこほらざるらん、とよまれたりしも、歌がらはさまでなけれども、題の心をいみじくおもはへて、興もある事にてはべりき、

〔愚問賢註〕一歌は題の心をえてよむべしといへり、文字すくなき題をば、ちと樣あるやうによみ、むすび題をばまはしてよむといへり、〇略中 結び題のよみやう、いかやうなるべきにか、作例あるし申さるべし、

結題作例事

終日對菊　行宗卿

いつしかと朝戸をあけて菊のはな月の光のさすまでぞみる

野花留客　俊頼朝臣

秋くればやどにとまるをたびねにて野べこそつねの住家なりけれ

〔句題和歌〕臣千里謹言、去二月十日參議朝臣傳勅曰、古今和歌多少獻上、臣奉命以後、魂神不安、臥重痾、延以至今、臣儒門餘孽、側聞言詩、未習艶辭、不知所爲、今臣纔搜古句、構成新歌、別亦加自詠十首、總百廿首、悚恐震懼、謹以舉進、豈求駭目、只欲解頤、千里誠恐誠惶謹言、

寛平六年四月廿五日　散位從五位上大江朝臣千里

春

はなし、か丶ればをりにふれ事にあひてよみいづることやすかるべく、さてまうけてよまん事はまれにて有ぬべき、今の世には、人のものいひさとびて、古だ、みたる口つきのみおほければ歌よまんとするには、先よこなまりを正し、ひがめるをあらたむるにあらざればなしがたく、よろづのことわざも古とはことになり來ぬれば、歌によみ入るべき事はた少し、よく其みやびかならんをえらぶにあらずしてはなしがたし、これをみだりにとりなさば、いかでか歌とはなるべき、さるは見るもの聞ものにつけて、たゞによみいでん事はかたきかたにて、まうけたる題によりなんは、なしやすくてをだやかなるべしか丶れば今の世の題詠のみ、もはらなす事となりぬるは、おのづからなるいきほひになん有ける、このおもむきをばかくおもふに、題詠といふ事、古にありては、かたへのわざなりといふべく、今にありては歌よむはしだてなりとこそいふべけれ、たとへひたすらに古をしたふ人とても、歌のまなびせんには、此はしだてによらずしては、いづれの道をかはふまん、しかるを口かしこき人の、われはいにしへをこそまなぶべけれ、題詠は後のならはしなれば、したがひがたしといひて、あながちにいひけたんとするは、よく事の心をもくみしらで、ことわりをおして、そらにのみはかりていふなれば、いと〳〵うけがたし、

〔今來風躰抄〕一結び題をば、まはしてよむべし、又は本歌本説をとりてよむべし、

〔愚問賢註〕結題には、誠に虛實の字候べし、野外の外の字、江上の上字等也、野徑の徑字よむべきにや、嶺殿光明峯寺御歌合、野徑露は、みな徑の字の心おきたりと見えて候、○中略海邊と浦とも、おなじやうに候へども、浦の字には、心おきてよめる人おほく侍る、

〔後鳥羽院御口傳〕一時々かたき題を、詠じ習ふべきなり、近代あまりにさかひに入過て、結題の歌も題のこ丶ろいとなけれども、くるしからずとて、こまかにさたすれば、季經が一具にいひなして、平會する事頗るいはれなし、寂蓮はおほきに不請せし也、無題の歌と結題の歌と、たゞおなじ

こさやう〳〵すたれもて行つゝ、から歌のみちみさかりにおこなはれしかば、かみなかしもおしなべて、ひたむきに唐歌をのみこのみつくることゝなれりしより、つひにはから歌のならはしにひかれて、こゝのうたにもことがきに男文字をならべすゑて、歌よむことゝはなり來しなるべし、三月三日紀師匠曲水宴とて、今の世にもつたはれるをみるに、花浮春水、燈懸水際、明月入花灘暗といへる三題を、あるじの貫之ぬしをはじめにて、時の歌よみたち、これかれあつまりてよみしことのある、これらや男文字してかけることがきのはじめならまし、大江千里ぬしが、白氏文集の句をおほくぬき出てよまれたるなども、ともにからうたのならはしにひかれしもの也、されどそのかみ、おほかたはみるものきくものにつけていひ出せるは、おほくことがきをまうけたるは、まれらなることには有しなりけり、略○中 さゝ浪のや淸水濱臣しるす、

〔琴後集十二跋〕怜野集のおくがき

事をまうけて歌よむことは、其ためしいと久しかりき、はやく萬葉集にもさるたぐひの歌みえたり、さていにしへは歌人の常になすわざにはあらざりしを、歌合といふ事はじまりてよりぞ、やう〳〵ひろまりにける、しかはあれど、宇多醍醐の御時より花山一條の御時までの、もろ〳〵の集どもを考るに、題詠の歌ども數おほからぬをみれば其世々の歌人たち、これをば猶かたへのわざとなしけるにこそ有けらし、それより世くだりて堀河の御時よりこなたは、世々に題詠さかりになりもてゆきて、今の世となりては、大かたの歌人、題によるにあらざれば歌はよむべきものとも思ひたらずなんなりにたる、そも〳〵今の世に題詠のみもはらとなりにたるは、末の世のならはしにて、いにしへにはそむくに似たれど、今にありてはえもすてがたき一のゆゑあり、そはいかにぞといはんに、いにしへは人のことゝひも歌の詞も、そのけぢめあることなくて、よろづのことわざ、すべてみやびかなれば、見るもの聞ものにつけて、皆歌にいふべからぬは

のひにこほりとぢ、ときをさとらぬまつ、春をかさぬる花のべにしづかなる人、山にさはぐしか、かぜになびけるえだ、雨にしたがふ草、春ををしむ花、夏をもよほすむし、秋をまつこの葉、冬をいなぶる鳥、まとゐにたらぬ月をおもひ、おくれたる月をめづるとかきいだして、兵部卿のみこにたてまつる、

〔北邊隨筆 初篇 三〕題詠

題詠の事、亭子院大井川行幸の時、貫之ぬしがかゝれたる序の詞をとりて人々哥よみたる、これを題のはじめといふべし、萬葉集中に、詠霞詠鳥など題せられたるはみな後より標したるにて、後世の如く、題をえて後よめる歌にはあらざる事、前にもあげつらへり、檜墻女集に、虎の皮のしりざやを題にて、ひごの守のよませしに、うみべとてゆくみなとらのかはのしりさやけからぬは浪のにごせば、この外にも、同集に題といへるは、みな物名の事なり、其頃は、物名を題とぞいひけらし、されどこの女、肥後の國人なれば、そこにてのみしかいひしにやとおぼゆれど、名だかき歌よみなれば證ともすべし、

〔類題草野集 序〕いでやことがきをまうけて歌よむわざは、いつばかりよりかはじまりけん、萬葉集にも、木草鳥虫なにくれのものらよめるよしことかきせるうたども、數おほくみゆめれど、そは皆其をりごとに、わざとまうけ出てよめるにはあらで、後にたゞまじるしにしるせしのみのことなることと、古今六帖のことがきどものたぐひになん有ける、うだのみかどの大ゐ河のみゆきのをり、貫之ぬしにおほせごとありて、そのをりまのあたり興あることを書出て、歌よませさせ給へるや、ことがきといふものゝはじめならましなどやうにいふ人もあれど、これはたゞ女文字して、ありのまゝをかきいだせるにこそはあれ、今のやうにめだゝして、男文字をならべすゑたることゝはおぼえず、今つら〳〵おもふに、いにしへならの御代の末つかた、大御國ぶりの

あさがすみ　義政〔足利〕

天の原はるたつ色をかつみせてたなびきそむる朝がすみかな

〔續世繼玉章二〕堀河のみかど、〇中略時の歌讀十四人に、百首歌各に奉せ給ひけり男女僧など、歌人みな名あらはれたる人々なり、題は匡房の中納言ぞ奉ける、此世の人、歌よむ中だちにはそれなんせらるなる、尊勝寺造られ侍ける比、殿上人花幔あてられ侍けるに、俊頼歌人にておはしけるに、百首歌あんせんとすれば、五文字には花幔とのみおかるゝと聞せ給ひてふびんの事かなとて、のぞかせ給ひけるとぞ聞へ侍し、

〔親長卿記〕長享三年正月十日、來十三日月次當座題事、以古今序一句等張行度之由、被中納言入道趣可面白之由可書給候由仰了、〔存分注之遣之、少々直政、外四季題書了、〕　十三日、早旦詣正親町宿所、月次會也、〇中略古今序詞假名題也、〔子細先日記了、〕

〔空穗物語嵯の花宴〕かくて御つかさの少將中よりにの給よろづの事心につくく日になんある、ただにやはあらん、わかのだいにすべき事、すこしえりいで給へとのたまふなかより、つかうまつりにくきことかなといひて、かきいだす、あはれけふは、春のなかばの月、ねまちを昨日といひて、はなのにほひをさそふうぐひすのこゑをむかへ、たびに春のかりのつらをなして、かはべのかものどもをつらねて、このめの春かすがの宮にわたり給へり、かゝれば花のうぐひすえだにさぶらひ、松のせみいほりにゐぐれ、春をさとる草人におどろき、山櫻さきにのぞめり、春のふぢいろはつかにて、やなぎのいとをむすべり、春の雨色にいでゝ、花の風おそし、あしたの霞みどりのころもなり夕べの雲きなるにしき也、山べにふゆわかく、のべに春おいたり、鶴をみるちかきのべははなをうらやみ、こへをきくとほき山は雪のみねをうつす、雪のしたくさおひ、しものうへの葉さかりなり、こずゑのみどりほのかにくれなゐの梅さくめり、春のわらびに雪きえ、いし

ろをよむこと、はなりぬるなめり、〇中略みさとの城戸千楯が家にて、和歌かな題といふ書を見たりき、此ころの人のふるき歌集のことばがきをあつめたる書なり、これなんいにしへのうたの題にて、いとみやびやかなりける、されどくみ題ならねば、言の葉の友のまとゐのをりに、十はたみそとくみ出すに、いとまいりてわづらはしきを、あかぬことにとしごろ思ひをりしに、こたみそれをかず〳〵くみつらねて、一卷となせる人あり、よろづたらひて、天の下にたぐひもなき題の書になん、

〔作歌故實〕〔二〕假名句題懷紙

假名句題の懷紙は、内々のこと、見えて、季書同詠などもなく、必二首以上也、飛鳥井雅親卿の抄に貫之のかな句題の沙汰あり、されど貫之の眞蹟傳はれるにはあらず、名目をあらはして説を立られし也、尊俊作法目錄に、假名句題の事、先五もじ七もじ古歌の詞を置庭をかへてよみなさるべく候ともみゆ、三代集などやうの名高き集の歌の一句を題にして、その句の置所をかへて、四季戀雜にわけてよみ出るなり、

〔堯孝法印日記〕文安三年三月八日、當座三十首に、假名題、

　今日の子日の

みち廣き千代のためしに引初つ今日の子日の松のことのは

　梅のにほひに

やどれ月梅のにほひにかすみても又光そふ花の上の露

　春のくれがた

おのづから長き日影にまとゐして心のどけき春の暮がた

〔玉津嶋社法樂假名題百首和歌〕文明四年五月廿八日御當座

〔東野州聞書〕一二月〇寶德四年朔日三首之題之事、法印〇堯孝に尋之、一字二字三字、又二三四とも可有也、大方は三首ながら同文字可然歟、文字の數をかへたき時は、中題をかゆる也、上中同文字にて、下をかゆる事不可然歟、然共如此可有と定事、上古にみ侍す、題者の故實と申者有、これにて了簡あるべき也、

〔徹書記物語〕下一廿首卅首すくなくよむには、ちと案せらるゝやうに、結題を出したるがよき也、

〔徹書記物語〕上一むすび題をば、先は二字をばこゝろによみ、一字をば訓によむものなれども、みなこゝろによまで不叶題もあり、またみな訓によむ題もあり、秋夕殘菊をば、二字を和してよみ、二字をばこゝろによむもあり、

〔徹書記物語〕下一題をば先和らげてよむが本なり、旅のやどのかへる雁とよむべけれど、あまりなれば、旅宿のかへるかりとよむ也、むかしは山家をやまのいへ、田家を田の家とよみし也、

〔玉勝間〕十一歌の題、題の望の字のよみ

歌の題に夕望などある、望の字は、のぞみとよむべきにや、續世繼に、こゝろのゆふべののぞみよりも、難波のあしでと見えむ、げにときこえ侍りとあり、

〔松屋文後集〕上かな組題の序

いにしへのうたの題といふものは、伊勢の物がたりぶみに、かた野をかりて、あまの河のほとりにいたるを題にてとかけるにて志るし、そのあるやうをいふなん、すなはち題なりけるか、こればうたにそへたることばがきといふものと、ことなることなし、今の世のうたの題はからのふりなり、こはから書まなびをすゝめたまふたよりに、もゝしきの大宮にて、をり〳〵文人をめして、からざまの題を出して、からうたをつくりならはせたまふ事ありし世に、いとまれには同じ題にて歌をもよみつるならはしの、うつりひろごりて、はて〳〵はもはらからもじの題のこゝ

の事、ふた所にみえたるに、くさむらのよるの虫とも、又くさむらの中のよるの虫ともいへるを思ふに、これらは今の題といふものとは、すこしことにて、もじをさだめていだせるにはあらで、をりしもくさむらに虫の鳴をきゝて、あれを題にてよまんとてよめるなるべし、伊勢物語に、かた野をかりてあまの川のほとりにいたるを題にてといへるに同じ、撰集に題しらずとあるも、そのよめることのよしをしらずといふ事なり、ついでにいはん、今の世にはみづからよめる歌題の歌に、題しらずとかく人あり、いみじきひがごとなり、みづからのは題なくても、そのよみたる事のよしはしれる事なれば、そのよしことば書すべき也、それぞやがて題にてはありける、みづからよめる歌の題をしらずといふ事やはあるべき、貫之家集に題しらずとしるせる所あれど、こは後の人のあつめたるものなればなり、さて又もじをさだめて出せる題のいにしへのかきざまは、某といふ事を題にて、某といふ題を、某といふことを、某のこゝろをなどかけり、後拾遺集に、題のかぎりしるせる事、はじめてひとつあり、氷逐夜結、藤原孝善とある也、後撰拾遺のふたつの集にも、八月十五夜、子日など、題のかぎりしるせり、されどこはその日その夜のことをいへるにて、すこしことなり、千載集よりはかず〳〵見え、今の世には題のかぎりかくも、つねの事となりぬれば、とがむべきにはあらねども、いにしへにたがひたる事にしあれば、いやしげにぞみゆるかし、

〔和歌深秘抄〕一出題の事とても、御免の上は口可ㇾ蒙ㇾ仰候、題の事、七首、十首、十五首、二十首、二十五首、三十首、三十五首、三十六首、五十首、七十首、七夕にあらず百首、百五十首、三百首、三百五十首、三百六十首、七百首、千首、なほもあるべく候へども、先進ㇾ之候、飛鳥井家三十六首出さるよし承候、不審にこそ候へ、さのみ此方と彼家ちがひ有まじく候、題の事は、いかにもやはらけによまれ候はゞよく候べく候、定家卿藤川百首を難題と申、さやうにも可ㇾ有事哉、彼藤川百首のうちに難題も候、さしあたりて難題の百首などゝ外題に書候事、心得がたく候哉、かな題の事は、先年注進入候出題の事、いかにもやす〳〵とよめ候はんずる題を、けいこには可ㇾ然候、いくたびもたゞ堀川院の百首題肝要たるべきなり、

歌題

〔耳底記 二〕同〈〇慶長四年〉後三月廿五日

一後柏原院御歌道遙院殿一段御褒美にてありたるとなり、かうじて見まひらするに、おもしろき御製どもおほきなり、今花集とて、御製道遙院どの著到の歌五百首ほどあり、それを腰をはなさず見るなり、

〔耳底記 三〕同年〈〇慶長五年〉五月二日、晩來參吉田、著到の歌兩首讀合、

〔禁中御著到〕禁中御著到百首、慶長七年三月十二日

立春　　　雅庸 飛鳥井殿

長閑にもこゝのかさねはけふに明て嵐もきかぬ春や立らん

山霞

さほひめのつゝむ霞の袖よりやさほやまかつらもれてみゆらし〈〇中略〉

右百首和歌者、飛鳥井殿雅庸卿之以御自筆之本、不違一字書寫終功畢、

〔通茂公口傳〕御著到の内にては、夏戀に、

紅のなみだくらべん郭公うたゝなく音はたれかまさると、これやまさるべからん、其外はわけもなしと御卑下也、

〔運歩色葉集 十〕歌題ダイ

〔さき草〕題をかく事

歌の題は、いにしへよりある事にて、古今集に、法皇にし川におはしましたりける日、鶴洲にたてりといふ事を題にてよませたまひけるといひ、後撰集に、左大臣の家にて、かれこれ題をさぐりて歌よみけるに、霧といふもじをえてといへり、これらは今の世の歌の題におなじ、されど昔は題よみの歌はいと〳〵まれなり、又拾遺集の歌のことば書に、廉義公の家にてよみける歌の題

よそにきく人にみせばや初せ山入逢のかねもかすむひばらを　季○下略

○按ズルニ、此時三月三日ニ始マリ、毎日斯ノ如クシテ五月十四日ニ終ル、但シ四月ニ閏アリシヲ以テ日數百日間ナリ、又本書ニ永正六年ノ著到和歌アリ、九月九日ニ始マリ十二月二十日ニ終ル、亦百日間ナリ、著到和歌ハ百日ヲ以テ限トスル事知ルベシ、又毎日題ヲ替ヘ、讀人ノ順序モ毎日變ズルナリ、而シテ歌人ハ、此時ハ五人ナリシガ、永正ノ時ハ十六人ナリ、

〔實隆公記〕永正三年五月十八日丁酉、百首和歌著到、今日始也、及晩戸部卿父子、中御黃門、姉羽林等來林、令書歌了、　八月廿九日丙子、今日著到和歌百首結願也、戸部卿父子姉羽林等來臨、賴亮携一荷兩種來、各勸一盞、百日無爲無事結願、尤珍重事也、

〔御湯どのゝ上の日記〕永祿六年三月廿二日、三月三日より御ちやくたう、たけのうち殿、一位、新中納言、新さいしやう、四つじ、かんろじ、さゑもんすけ、中山少將ゑこうにて、ばんしゆ所にて、御ちやくたうかゝるゝ、くこんみな〳〵にたぶ、たけのうち殿御くはへ申さるゝ、うたびとも御ひしひしと申さるゝ、めでたし、　廿四日、けふもちやくたうの歌、たけのうち殿をとこたちみな〳〵まゐりて、かきまゐらせらるゝ、○中略　ちやくたうの歌のをとこたち、みな〳〵くこんまゐりて、うたひありて、ひし〳〵なり、　四月九日、ちやくたうの御歌、たけのうちどの、新宰相、新中納言殿まゐりてかゝせらるゝ、　五月十三日、けふのちやくたうの御うた、みな〳〵をとこたちにかゝせらるゝ、　廿六日、ちやくたうの御歌かゝせらるゝ、○中略　ちやくたうの御うたのゑゆ、みな〳〵まゐりて、うたひなどありて、ひし〳〵なり、　六月九日、をとこたちまゐりて、ちやくたうの御うたかゝせらるゝ、　十三日、御ちやくたう、けふにてみな〳〵する〳〵とめでたさとの御所より御ちやくたうの御人ゑゆへくださるゝとて、五こんまゐりて、おかの御所たけのうちどの御まゐりにて、ひし〳〵とめでたし〳〵、

詠著到歌

山人の道のゆき、の跡もなしよのまの霜のま、のつぎはし

〔吾妻鏡四十二〕建長三年二月廿四日甲寅、於前右馬權頭第、當座三百六十首有續歌、一條中將、尾張少將、武藏守、遠江守、佐渡前司、鎌田次郎兵衛尉等會合、以三百六十種重寶、欲置物云云、

（按ズルニ、續歌ノ事ハ、歌會篇探題ノ條下ヲ參看スベシ、）

〔明月記〕建仁元年八月五日、右中辨十一日御幸御共可參之由相觸、(淨衣云々)頭中將新兵衛佐等於和歌所可著到之由相議、事達天聽、忽被置之、清範書寄人名於其場、民部大夫宗安於內北面作之、又以家長可爲和歌所年預之由衆議中之、召次一人付此所、如歌合之時可催人之由等各相議、毎事有勅許、以中將聊有示告事、心中爲悅、未知一定、頗不可憑事也、晩景退廬、

〔著到和歌〕明應二年

三月三日　早春

今朝はまだ草木もしらぬ春の色を空のみどりに初てぞみる　仁和寺宮

山の端の雪をもはるの光さてかすまぬさきものどかにやみむ　實隆

際みゆる氷をいで、みづの聲谷のこ、ろも春やしるらむ　季經

霜むすぶこつなの橋も今朝ははや霞たなびき春やきぬらん　元長

空の色もまだ年さむきみな人のことばの花に春やあまねき

四日　春霞

花鳥の色音の外のあはれもやかすめる山のゆふべなるらむ　仁

ながむるにいかに霧けき春ならんかすみの袖は思ひやはある　實

紅の名にたつよりやこ、ろをも春の霞の色にそむらん

うす霞にこもりし秋のあはれさを霞にうつす夕ぐれの空　元長

南北擣衣

かたぶかで月すむ方の枕にも跡にも近くうつ衣かな、この歌の心をたづね申侍し也、

〔桐火桶〕ある時、たゞさしむかひに續歌よみ給ひしとき、尋申ていはく、〇下略

〔徹書記物語上〕一續歌よむ時に、自然とりわすれたりなどして、題が殘りて既に短冊かさぬる時など見出しつれば、當座堪能になげかくる也、なげられてはやがてよむ事也、ちとも案せぬ事也、了俊申されしは、頓阿が達者なりしことを二度まで見侍りし、爲秀卿座せられし會に一首人のよまぬ題があまりて、既に短冊重ねらるゝ役をせられければ、それを頓阿にとてなげかけられしかば、ちとも案せず短冊重ねらるゝ間に、やがて書て出せり、其題梅散客來といふ題也、人のよまぬも道理也、さてはいかなる歌をよみつらんと思ひて、披講の時聞侍りしに、

問るゝもいとゞ思ひの外なれやたちえの梅は散過にけり、とよみ侍りし也、又或所會に爲秀、頓阿、慶運、兼好など、其比四天王といはれし名人どもあつまりし會に、皆六首とりたり、初心は二首三首も取、頓阿我六首の題を見わたして、ちと所用侍り、自由ながら歸りて、やがて參じ候はんとて、我六首の題を小棚の下にをし入て置て罷出しかば、慶運我とりたりし六首の題に皆とりかへて置たり、はや其間にみな歌いで來て書て出さるゝ、頓阿は何とてをそきなど申されける所へ、頓阿來りてさきに置し題を取て、墨をすりかゝんとて見ければ、ありもあらぬ題也、六首ながら見渡したれば別の題也けり、されどもさはぎたる躰もなく、やあ是はくせことなるかな、誰かあそばしたるぞといひ〳〵墨筆とりて、やがてさら〳〵と書て、六首の歌みな書て出されける、披講の後に、慶運かしこくぞ仕たる、かやうの時ぞ堪能のほどはあらはれ候へと申ければ、頓阿うたてき事を云たまひつるものかな、人のせんすゑをだに仰らるべきものをと申侍りし、其六首の内に橋霜といふ題にて、

此卿不墮父祖之業、蓋起于此、然則是一卷可謂珍書、惜哉以類本不多、不能悉正誤補闕而已、因日按公卿補任、貞應二年中院禪門廿六歲也、而謂廿五、疑傳聞之誤耳、且跋文云、黑點慈鎭、朱點京極黃門一覽之後命曰、可示壬生二位、未知孰是乎、

〔吾妻鏡　五十一〕弘長三年二月八日戊午、今日於相州〈北條政村〉常盤御亭、有和歌會、一日千首探題被置懸物、〈○中略〉亭主〈十八首〉、右大辨入道眞觀〈百八首〉、前皇后宮大進俊嗣〈光俊朝臣息、五十首〉、掃部助範元〈百首〉、證悟法師、良心法師、以下候者十七人、辰刻始之、秉燭以前終篇、則披講範元一人勤其役、

〔詠千首和歌〕中務卿宗良親王

春二百首〈○中略〉夏百首〈○中略〉秋二百首〈○中略〉冬百首〈○中略〉戀二百首〈○中略〉雜二百首〈○中略〉

天授二年の夏の末つかた、山風もしづかにふきて、しげき梢も枝をならさず、日ぐらしの聲ものどかに聞えて、大宮人もいとまある頃なればにや、内春宮二御かた、千首御歌あそばさるべしとて、關白などを初として、面々おなじ題にて歌奉るべきよし仰ごと有しかども、いさゝかさわる事はべりて、のがれ申はべりき、そののちいくばくの日數もなくて、みな〳〵よみいださせ給て、清書などせらるゝよしきこえしかば、いつのほどにやとふしぎにぞはべりし、〈○中略〉又おくれて、師兼卿、經高卿など、たてまつるとて、いづれも點めされしかば、かやうの人々にたぐひても、猶おひ〳〵のかずにもや入とて、おもひたち侍るなり、

〔爲尹卿千首和歌〕這千首可詠進之由、去八月廿四日、從室町殿〈義持〉蒙仰、同月八日持參之、

應永二十二年十月十日

〔言繼卿記〕天文十一年二月八日己未

一今夜より明日、御千首被急候間、參內、外様ニ祗候人數、廣橋亭、四辻、高倉三品等也、

〔東野州聞書〕一むかし滿元朝臣、一日千首よませられし時、讀しさしてかたられし、

〔寄居歌談〕今はむかし、わが○加納諸平許に光秋、尙忠、廣名、伴雄、久秋、幸年、秀雄などつどへて、一夜百首せし事ありき、人々よみはてたるも、よみあへぬもあり、おのれは二百首よめり、夜やう〳〵あけて後、かたみに歌どもを見かはすも、かたねぶりにて、歌もまた心とまるはすくなかりき、ひとり久秋、よひより一首もいはず、なほ考ふるさまなれば、人々ゆかしがりてとふに、わづかに一二首からうじてよみたりとてかたりいでつ、其歌めでたしとにはあらねど、おのがかたなりの二百首にはまさるべし、かゝれば一夜百首の名はむなしくなるとも、數にみてんとのみはおもはで、ほど〳〵につけて、句ごとに力をもちひんぞよかるべき、さこそいへ、九十八首たらざりしはと、おもひいづるごとにうちゑまれてなん、

〔井蛙抄〕六雜談

國助神主、近は神羅寺のそばに社を作りて神とあがむ、今主神と號す、近來此道の堪能也、敷嶋の道まもりける神をしもわがかみ垣と思ふうれしさとよめる、げにさぞ思はんとおぼゆ、公宴をゆるされ、新後撰の時、新古今の秀能が例とて十七首入られ、稽古も名譽も無雙なりき、しかるに家隆の詠歌六萬首ありける事をうらやみて、已達の後歌を多くよみにけり、月次に千首をよむ事をしけり、其比よりの歌優美ならず、おそろしき事まじれり、かやうの事尤斟酌すべきよし、今の宗匠かたり被申き、東入道行氏も毎月百首とてよめる歌どもは、さらに勅撰にえらび入ぬべき物もみえずと被申き、

〔爲家卿千首〕詠千首和歌○中略

貞應二年八月、五ヶ日間詠之、二百首、一日、　二百五十首、一日、　二百廿首、一日、　二百首、一日、　百三十首、一日、○中略

右中院禪門千首、以異本校合畢、按井蛙抄雜談云、中院禪門廿五歲、依慈鎭和尙敎、五日詠和歌千首、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年六月廿五日癸酉、巳剋將軍家宗尊親王百首御詠被終篇、昨日未剋被始之、則於御前清書、掃部助範元候之、　卅日戊寅、去廿五日御詠、右大辨入道眞觀於御前拜見之、奉合點、而勝于去年一日百首御歌之由、點者難申、是不通賢慮、去年御詠猶宜之由被思食云云、

〔爲兼卿鹿百首〕春日社法樂〇中略

此百首は、春日社にて爲兼卿夢想の事ありて、一時に鹿の百首をよみて、奉納せられ侍るヿ也、

〔親長卿記〕文明十三年十月五日、依召參內、可有內侍所御法樂、一日百首云々、辰一點可參之由、昨日有催、〇中略予秉燭之程九十首出來、其已後十首詠出了、人々大略夜半出來、

〔親長卿記〕文明十五年二月十九日、有內侍所御法樂、〇中略今日歌數予百首詠進、依仰也、其外中院一品八十六首、其外五十六十七十首、依涯分詠進之、

〔鳩巢小說下〕一同帝後光明帝常々仰ラレ候ハ、吾國朝庭ノ衰微致シ候ハ、和歌ノ發興ト源氏物語ノ行ハレ候トノ二ツヨリ起リ候、中古以上ノ天子又ハ大臣ノ內ニモ、天下ヲ治メ禮樂ニ志有之衆ニ、誰カ歎奇申人有之ヤ、況源氏ハ淫亂ノ書ニ相極ル旨被仰候テ、一向歌ハ不被爲讀候、〇中略或時後水尾上皇へ朝覲ノ行幸有之候、御酒宴ノ上、上皇仰ラレ候ハ、和國ノ風俗ヲモ御失ヒ無之樣ニ御心得ナサレ、和歌ヲモ御嗜可然旨宜旨ノ處、例ノ通、中興以上ノ天子大臣等、天下國家ニ志有之候テハ、ウタヲ詠候ハマレニ候由、勅答有之候、上皇ハ近代ノ和歌ノ御名匠故、再三仰ラレ候テ後ハ御座席不興ニマカリ成、還幸遊バサレ候、備夜ノ御殿へ被爲入候時分、當番ノ誰カ有ル、百首ノ歌ノ題奉レト被仰出候、折節冷泉家ノ衆當番ニテ、和歌百首題撰出候テ上ラレ候、其夜御寢不被遊、翌朝マデニ百首不殘御詠ジ被遊、藏人ヲ以仙洞へ上ラレ、未御寢可有之候、御近習人ヘワタシ候テ、夜前ケ樣ニ仕候趣可申上旨、仰出サレ候、上皇御覽ナサレ、ケ樣ニ有之トハ不被思召ヨシ仰ラレ候タ、御氣色ノ由ニ候、

て、よみつらね侍しほどに、住吉の社賀茂などにもまゐらせでやはと思ひ、又大神宮にまゐらせばとて、五社の百首とて讀そへて、文治六年の春ぞ、淸書てたてまつりはむべりし、

〔明月記〕正治二年七月十五日、巳時許內供來臨、宰相中將有示送事等、其內院有百首沙汰、其作者可被入之由頻執申之由也、若爲實事者極爲面目本望、執奏之條返々畏申之由返答畢、 十八日、早旦內供來臨、依請也、院(〇後鳥羽)百首作者事、爲相尋相公羽林(〇藤原公經)也、昨日以消息示之、返事云、事始御氣色甚快、而內府(〇源通親)沙汰之間、事忽變改、只〈老者預此事云々、古今和歌堪能、撰老者事未聞事也、是偏眄季經路存寄、置予(〇藤原定家)所結構也、季經經家彼家家人也、全非遺恨、更不可望、但子細密々註之送相公許畢、爲漸々披露也、可存知之由有返事、 八月九日早旦、相公羽林夜前百首作者被仰下之由有其告、午時許長房朝臣奉書到來、進請文畢、今度被加之條殊以抃悅、於今者雖不可遁、是偏凶人之構也、而今如此、二世之願望已滿也、 廿六日、巳時許依召參御前、暫退下之間、頭辨送書狀云、內昇殿事只今所仰下也者、此事凡內外日來更不申入、大驚奇、夜部歌之中、有地下述懷、忽有憐愍歟、於昇殿者更非可驚、又非懇望、今詠進百首、卽被仰之條、爲道面目幽玄、爲後代美談也、自愛無極、道之中興、最前已預此事、更ニ不及左右、卽申此由了、早參入可畏申之由有仰事、尋求僮僕之間、及晚景參入、又謁尙書(〇長房)、又逢康宗、皆只歌物語也、辨云、夜前進入百首之後、又依召參、無他事、只可仰下昇殿之由有仰事云々、是皆以道面目也、抃悅有餘、 廿八日、今度歌殊叶叡慮之由、自方々聞之、道之面目、本意何事過之乎、

〔井蛙抄六〕雜談

戸部(〇藤原雄公)云、白河殿七百首の時、民部卿入道(〇藤原爲家)は御製の御數を見合て八十首詠す、冷泉大納言爲氏は、わかものはおほく仕れと禪門ゆるされて、百首これを詠す、還御之時、達者とこそみえつれと直に勅定ありけり、

ありければ、ならひたる事候はず、顯季も數へ候はずと申ければ、まことや百首にはおなじ五文字の句をばよまざるなるはと、とはせたまひければ、顯輔いかゞ候はん、百首迄よむものにて候へば、よみもやし候らんと申ければ、公行がよまぬよしを申也と仰ごと有ければ、顯輔かへり堀川院御百首をひきて見るに、春宮大夫公實卿歌に、薄刈萱の兩題に、秋風のといふ第一句さしならびて有ければ、兩首をたとう紙にかきて、九月十三夜の御會にもちて參て、公行卿にこれ御覽候へといひたりければ閉口せられにけり、公行は公實の孫なり、用意あるべきことにや、○又見十訓抄

〔玉勝間四〕百首の歌

歌を百首そなへてよむことは、源重之家集に、東宮よりめしによりて よめる百首あり、春廿首、夏廿首、秋廿首、冬廿首、戀十首、雜十首也、これらやはじめならん、

〔續世繼七堀河の院〕堀河の左の大臣○源顯房の御子は、太郎にては師賴大納言とておはせし、御母中將實基の君の御娘なり、文などひろくならひ給て、ざえおはする人にておはしき、○中略歌をとくよみ給ける、はやくけさうしたまふ女の、百首よみ給ひたらばあはんといふありけるに、題を內よりいだしたりけるに隨ひて、宵より曉になる程に、よみはて給たりけるに、女隱れにけるぞいと口惜かりける周防內侍がゆかりなりければ、內侍のとがにぞきく人申ける、

〔後成卿文治六年五社百首〕年ごろ人の家々歌合にも、又或神社佛寺にもことをよせつゝ、歌合をすゝめて、先判をうけむと申によりて、おぼえぬよしなしごとをのみかきつゞる事のやゝなくおぼえて、ちかひたるよしを申て、せずなりて後、よしなき判をのみかきつもりたる事を思ひて、春日日吉の社に、歌合をしてきゐらせむとて、人々すゝめ侍しかば、上達部たちも、おほく事うけはしながら、なにとなくをくられざりしかば、今はとげがたかるべき事になるべしとて、そのかはりに兩社に、あやしくとも百首の歌をだによみて奉らむと思ひなりて、文治五年より思ひ立

たゞ色々の錦をおりませたるやうによみなすべき也、凡晴の歌と地歌とを心得わかずしては、つや〳〵叶まじき事也、當座の續歌にも、地歌を總じてよみて、其中に又二三首は、晴の歌の樣を存して詠ずべきなり、よき歌計案ぜんとすれば、歌ざまいづれをけぢめともみえずして、其躰つたなく劣なり、是は家の說、無比の故實たるべし、又三首五首乃至十首などまでは、みなよからんえり歌のやうによむべき也、

〔桐火桶〕百首の躰と申は、さだまりてそのすがたあるべし、是又大事にて、家にひすることなり、百首には、先地歌を、めづらしげなくさつ〳〵と讀わたして、その所々に秀逸めきたる歌をよみまじふるなり、百首に七八首にはすぐべからずして、にしきを色々にをりませよと、亡父の卿〇俊成もの給し也、俊頼、基俊などは、百首の歌うけ給りては、四五首四五日に沈吟してあんせられけるにや、四五首だにもよまれたりければ、打置て當日になりて、地うたをさら〳〵と口にまかせてよまれしとかや、當時も亡父卿、西上人、慈圓などは、左樣にのみよまれしなり、三首五首十首などのうたをば、みな秀逸の躰にわたして、案じよむべきなり、

〔耳底記 一〕同月年〇慶長三八月 廿四日

一百首などをよむに心もちあり、三十首ばかりは古事來歷にてよむべし、それより多は無用なり、是に准じて玄るべし、十首には、三首四首古事なども引古歌をもひくべし、我作意にてよむに玄くはなきなり、よみかたの口傳也、

〔耳底記 二〕同年〇慶長四後三月 廿二日

一旨云、一夜百首なども稽古にはよみて、人にみせぬがよきと、三光院殿おほせられたり、さてその內の自然よき歌をば、用の時出したるがよきなり、

〔古今著聞集五和歌〕左京大夫顯輔新院に參りたりけるに、百首よむやうはならひたるかと仰ごと

神代よりのあはれをおもひつゞくるも物のかずならぬ秋の夕ぐれ、此五もじを四の時のと改めて、御褒美のことばあり、余惟中○間四烏丸資慶卿にまのあたり承りし御詞に、歌に相應といふものあり、たとへばこの事に不二の烟を引きくるやうなるも、尤道理はたちながら、たばこはあまりかろく、不二はあまりおほいなれば、相應しがたし、さりあひのよろしきやうによむべしとの給ひぬること、此秋夕の歌の五もじにて、彌こゝろ得べきことぞとおもひ合せて、有りがたくこそ、

〔橘庵漫筆初編五〕和州三輪の布袋屋某は、同國並松の周齋子の門人なり、年頃和歌をたしみ、或としの春、

はなとのみ見しは麓の心にて雲わけのぼるみよしのゝ山と詠、添削を乞しに、師も甚よろこび、近頃の秀作なりと稱譽す、己も又詠得たるものをと大によろこび、折をがなと時を待しに、或とき京師に登る序に、冷泉爲村の卿に詣奉りて、自詠を御覽に入奉りしに、卿稍沈吟御坐し宜ふ様、拗々骨を折つらん、然ども歌にならずと被仰ければ、彼男大に肝を消し、しばらく默せしが、心附て申上奉るに、恐ながら御添削を被下置ならば、歌にもなり申事もやと申上ければ、卿宜く、いかにもなるべしと硯引よせ給ひ、

しら雲と見しはふもとの心にてはなわけのぼるみよしのゝ山、と御添削被遊而被仰るは、其方詠しごときは悉皆僞也、白雲と見るも虚ながら、愛が歌の脈なりと被仰ければ、彼男感慨して退しとなん、昔もさるためしは、兼壽が近衞龍山公に於る同日の談なり、

詠百首

〔愚秘抄〕百首の歌よむ様、相傳あることなり、しらぬ人はえり歌などのやうに、百首ながら皆いみじからんと沈思してよむ也、努々さるべからず、百首歌には、秀句と思はん案じたる詠歌、五六首にすぐべからず、さては地歌をひらによみわたして、所々に晴のやうの歌をまじへよむべき也、

實業卿にきこえ奉りしかば實業卿下の四五句をきけばをじかのよびかはす聲と添削せさせ給ひしといへり、されば契冲は、實業卿に歌を相談せられしにや、

〔松屋叢話〕天龍寺の僧龍尊といへるは、冷泉爲久卿の風をあふぎて、歌よむわざに心をふかめけり、六歳なりける時より、やゝおいの坂こゆる頃までに、めでたうてんあひ玉ひける歌三萬にあまりけるに、長點くださせ玉ひしはたえてなし、長點といへるはいとやんごとなき秀歌にのみものせさせ玉ふ也けり、ある時龍尊大和路より四國中國など行脚しけるに、讃岐國白峯の山陵にてよみ奉りしうた、

　昔より心々の手向にもかはらぬものはなみだなりけり、此歌こよなうすぐれたりとて、褒詞くだされけり、題詠の歌には長點をせさせられ事書の歌には褒詞あるならはし也とぞ、下總國關宿人飯野宜盛が京にのぼりて、この龍尊に歌まなびけるに、東國へかへるとてわかれをつげし時、龍尊がいひけるやう、江戸に木村主馬といふ人あり、こは日野家の風をまなびて、

　すゑとほき尾花に見れば夕ぐれの秋風白き武藏野の原、といふ長點の歌をもよみ出し、めでたきよみくち人なれば、それにたよりてかたらひあはすべしとぞをしへたる、此むさし野の歌に、秋風しろきといふ詞をはじめてよみたるをめでられて、その詞ぬしなるよしもて、長點をばゆるされし也、杜詩に柳風綠とつくれるにも相似たりける詞にこそ、

〔消閑雜記〕いつのとしにかありけん、歌よみて飛鳥井雅章卿のもとにさゝげ、御添削をこひしに、五月雨の題にて、

　ふりそめてながれもあへぬ柏木までうみに出でぬる五月雨の比、海に出でぬるといふ言葉を、うみに出でぬらんとあらためて點なり、まことにのびたる詞づかひ、たけたかくこそ、又秋夕の題にて、

たはらいたくなん、

〔詠千首和歌〕中務卿宗良親王

天授二年の夏の末つかた、○中略内春宮二御かた、千首御歌あそばさるべしとて、○中略二御かたならびに關白歌は、おなじつらにかきなべつゝ、わざと御名どもをもかくされて、よしあしなどくはしく申させんとの御心ばへなるべし、○中略かしこければ仰のまゝに、いさゝかの心のそこをものこさず、後みん人の嘲をもわすれて、しるし申侍りし、あまりに感興ふかくはべりしにたへず、墨などつけ侍りしも、今は又くいの八千度ぞ覺る、

〔落書露顯〕亡父○今川了俊父範國は、一切の事を號聞書、ふるほんどの裏を大草子にして、書あつめしなり、其草紙の中の說を、わづかにつたへて侍しを、今度號六帖歌合、愚詠を勅點をうかゞひて侍しに、思外百餘首に墨をくだされて、あまつさへ博覽のよし助筆にのせられて侍に、はじめて心おごり仕ゆへに、兩道のおもむきをあらはし侍事、おもへば名聞なり、

〔東野州聞書〕一九月○寶德元年の比、於殿中、等思兩人と云題をあそばさる、御人數十五人也、飛鳥井殿雅親、其外何も御前衆也、

御詠

わりなしや忍ぶの浦に立煙こなたかなたになびく心は

をそくとき恨やあらん逢事に一夜のうちを分て待ども

おくのは、あすか井入道祐雅のなり、此二首に堯孝合點申なり、於殿中可進上點之由、度々被仰出、則二返拜見申て合點申也、初而御詠にあひ申面目也、

〔假名世說上〕高津の阿闍梨契冲、雙方閑鹿といふ題をとりてよめるそのうたに、

一かたはもし山びこのこたへかときけばまことのさをしかの峰、とよめるを、清水谷大納言

に、かくやすらかに出來候御事、世のためもたのもしく、道も今更さかえ候ぬと覺候、本歌とりなされて候、面白もたくみにも候、中々短き詞、おろかなる心に申のべがたく候、定家は八十一に成とし、俊成に四十餘年そひて候ひしかば、申ことを承候けん、融覺は八十まで候し、定家に四十餘年うちそひて申事も時々承候き、書て候ものも今にひき見しにも、かやうのすぢにぞ、歌はよむべきやうに申候しが、身こそ不堪申計候はねども庭のおしへ計は慥に承置て候へども、年老候後は心もうせたるやうに罷成て、年もわなゝき人の様にも候はねども、このめづらしく目出られ候御事存候旨、可申之由被仰下候に、何事も覺候て、かやうに申候き、かへす〲かたはらいたく思おぼし給候、此度勅撰には力つき候ぬと覺候、自移し候まゝに、點もおほく成候時にいそぎ候て、罷過候得共、猶力及候はぬよしを御心得申させおはしますべく候、あなかしこ〲、此由を申候へば、かやうに被申候し上に、めでたく候、鎌倉殿の御歌、おかしきやうなる御事にてぞ候はんと思ひまいらせ候に、左樣の御事にてわたらせおはしまし候はん、返す返す目出度覺候、かやうにまことに申され候、御文ども、あの御所にゆかしき御事にて候時にまゐらせられ候はんずるに、まことにて候哉らん、

以朱書之者、九條前内府被注之、

此御歌、先年書寫之所、爲人被借失候間、尋證本書之畢、　頓阿

〔いざよひの日記〕侍從のさいしやう○藤原爲相の君のもとより、五十首の和歌をよみたりけるとて、きよがきもしあへずくだされたり、歌もいとをかしくなりまさりけり、五十首に十八首てんあひぬるも、あやしく心のやみのひがめこそあるらめ、○中略しゝうのをとうとためもりの君のもとよりも、卅首のうたをおくりて、これにてんあひて、わろからん事をこまかにしるしたべといはれたり、ことし八十六ぞかし、歌のくちなればやさしくおぼゆるも、かへす〲心のやみとか

〔井蛙抄六〕雜談
故宗匠〇藤原爲世云、民部卿入道〇藤原爲家は、信實卿をば無雙歌よみに思はれたりき、〇中略百首をよみ、民部卿入道に點をこひたる歌中に、はつせ山の谷々と云歌、山法師のやうに候らんと詞を付てつかはしたれば、其日夜に入て中院へ尋來れり、對面して、只今何事に御渡ぞと被尋ければ、谷々山法師のやうなると承候事が面白候て參て候云々、すきのほどやさしかりき、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年二月八日戊午、今日於相州〇北條政村常盤御亭、有和歌會、　九日己未、昨日千首和歌爲合點、被送大掾禪門云云、　十日庚申、被千首合點之後、於常盤御亭、更被披講、今夜以合點員數被定座次、第一座辨入道、第二範元、第三亭主、第四證悟也、亭主以範元下座之儀、可著對座之由被稱之處、大掾禪門云、以合點員數、可守其座次之由、治定先訖、而非一行座者、頗可爲無念歟云云、其詞未終、亭主起座、欲被著于範元之座下、于時範元又起座、逐電之處、即令人抑留之給、又任點數分賭物、大掾禪門分被置虎皮上、範元熊皮、亭主色革、以下准之、無點之輩、儲其座於縁、羞著膳、嘲客之間、無箸而食之、滿座莫不解頤、掃部助範元者、去正月爲上洛雖申暇、依此御會、內內被留之、賭物之中、於旅具者、悉以拜領之、　七月五日癸未、將軍家〇宗尊親王今年中御詠歌數卷之中、抄出三百六十首、致清書是爲合點、可被遣入道民部卿〇爲家云云

〔三百首和歌〕中務宗尊親王
鎌倉殿御詠事、申入候之處、先日如被仰候、御所存之旨、且可令注申給候條、尤可有之由、御氣色候也、恐惶謹言、
十月六日　宮內卿資平奉
進上　大納言入道殿
此一卷、給て見まゐらせ候、大かた心も詞も不及候、末代には歌もありがたく返賦のと存候へる

朝あけのかすみのころもほしそめて春たちなる、天のかく山

本歌の心を見るべし、姿詞をよびがたし、眞實々々殊勝、目もくれ候

予曰

白雪の消あえぬ、野べの小松ばらひく手にはるの色は見えけり

義理相叶、詞花珍重、

〔古今著聞集五和歌〕土御門院はじめて百首をよませおはしまして、宮内卿家隆朝臣の本へみせにつかはされたりけるが、あまりに目出度不思議に覺えければ、御製のよしをばいはで、なにとなき人の詠のやうにもてなして、定家朝臣のもとへ點をこひにやりたりければ、合點して褒美の詞など書付侍とて、懷舊の御うたをみはべりけるに、

秋のいろをおくりむかへて雲の上になれにし月も物わすれする、此御歌にはじめて御製のよしを志りておどろきおそれて、裏書にさま〴〵の述懷の詞どもかきつけてよみ侍る、〇中略そのかみ御めのとの大納言のもとにわたらせおはしましける比、はじめて百首をよませおはしましたりけるを、大納言感悅のあまりに、密々に壬生二品〇家隆のもとへ見せにつかはしたりけり、二品御百首のはし春の程計りをみて、みもはてられずまへに打置て、はら〴〵となかれけり、稍久敷有て涙を拭ていはれけるは、あはれに不思議なる御事かな、故院〇高倉の御歌に少もたがはせ給はぬとて、ふしぎの事に申されけり、其時は未だむげに稚なく渡らせ給ける御事也、まして當時の御製さこそめでたき御ことに侍らめ、彼卿未だ存せられたらましかば、いかに色をも添てめでたがり申されましとあはれに覺侍り、

〔吾妻鏡十九〕承元三年八月十三日甲戌、知親（元朝親字也、與美作藏人朝親名字著到時、混亂間改之、）自京都歸參、所被遣于京極中將定家朝臣之御歌、加合點返進、又獻詠歌口傳一卷、是六義風體事、内々依被尋仰也、

春のはて○知家

をしからぬうき身のあまりながらへてはたやこさしも春にわかれん○中略

ながつき○光俊

長月の有明の空の村時雨いたくも袖をぬらしつるかな○中略

ねまち○行家

窓明て山の端みゆる闇のうちに枕そばだて月を待かな○中略

きり○爲家

我庵のあばらかくせる秋霧のまがきの風は心してふけ

〔新和歌集卷十〕藤原時家がもとへ申つかはしける　蓮生法師

○わするなよながれのすゑはわかるともひとつみやまの谷がはの水

返し

○わかるともいかゞ忘れんみなかみはおなじながれの谷川の水○中略

黑點丸點此集中之撰歌也

〔續歌自寶治至文明九國度〕點者、慶永、飛鳥井宋雅文安四、堯孝、榮雅、右准后義政左雅康、○中略

內裏百首御續歌

元日立春

○もろ人の立ゐる袖もむらさきの庭に色そふけふの初春○中略

右點廿五首、左點廿二首、飛鳥井中納言入道圓點同宰相、

〔土御門院御百首〕點局　定家卿

立春

といふ物ならし、定家公みせられしに、長點のおびたゞしきをかけられたり、いかにの御嫌の薄花櫻にてと申せしに、是あしといはんは、定家があやまりなるべしとかゝれたる事もあり、

〔土御門院御集〕合點詞家隆卿○中略

總此中、左右點片點雖難分申上候、猶愚意之所及、聊事をも爲申上候、如此注進上候、他御製一切不見候之間、申不及候歟、唯同事還無念候歟、今此左右點之上言、其躰隨長短秀候歟、仍每御製不注付候、只同事候歟之間如此候、以此旨可申上給候、

〔玉勝間十一〕片點諸點

歌の點に、片點諸點といふこと、家隆卿のかゝれたる物に見えたり、

〔新撰六帖一〕作者次第

		點色
衣笠內大臣	家良公	紫
前藤大納言爲家	號中院入道	黃
九條三位入道	知家	赤
左京大夫行家	又云信實	靑
右大辨入道	光俊	黑

已上五人、各除我歌加點四首、○中略

はるたつ日　家良

くれはてゝ幾日もあらぬ年の內に猶いそぎける春はきにけり○中略

わかな○爲家

里人も若菜つむらし朝日さすみかさののべは春めきにけり○中略

合點遲例

富士の山同じ姿のみゆる哉あなた面もこなたおもても、道理をさきとすべしとて、かやうの事にてはあるまじとて笑はれ侍りき、

〔後鳥羽院御口傳〕一當座の會には、先さまでもなけれども、題毎に詠じをきて、其上に事よろしきや出くると案すれば、こゝろのさはがで、よきも出くる也、

〔蔵恩記下〕歌に點かくる事、歌のよしあしゑらずば成べからず、よしあしゑることは、よみ方ゑらずばなるべからず、されば無師の歌よみの點は、我このむ所の一體にのみかけ侍る、和歌に一體ありといへども、六十有餘もはべりとかや、いづれの體にても、よき歌はよく、あしきはあしくはべるなり、たとひ我このむすがたにあらずとも、ようきたならば點をすべしと云々、

〔愚秘抄〕合點の事も、あるひは百首に四五十首など合點する人侍り、あまりのことゝ覺侍り、百首にはいかにおほしといふとも、十首には過べからず、判には、さしつめたる難とおぼえんは申すに及ばず、すこしの難ならば、さしもそしらずかくべきにや、さのみ吹毛の難を書べからず、おのづからほむるとも、そしらざれと申されき、

〔通茂公口傳〕歌に長點とて、點二つ御かけ被成候事有之哉と伺申に、點二つかける事はなき事也、長點かくべき歌終に見あたらず、有もすまじき也、すこしよきには可然、よろしく候と褒美の詞をくはゆゝ也、至りて能には、一唱三歎抜群などゝ書也、趣向よきには、趣向おもしろく候などかくはあれど、其人の器量其歌に對しての事也、外の例にはならぬ事なり、次に冷泉に參伺御褒美の詞次第あり、一唱三歎抜群、可然候、宜候、おかしく候、此分にておもしろく候、新しく候などは趣向の事なり、

〔通茂公口傳〕後十輪院殿通村公ある人の歌御點の卷物、有人持參して通躬公へ御目にかけらるるを見侍りしに、常の點あまたの中に、一首長サ二寸餘にふとんゝと懸られたるあり、これ長點

〔了俊辨要抄〕一俊惠法師の敎にいはく、歌は五尺の菖蒲に、水を下すごとくによめと也、是を二條どの門弟等が心得たるは、やす〳〵とよめとの敎と申と云々、至極の大事の躰を不知にや、俊惠の本意とかや申歌に、立田やま梢まばらになるまゝにふかくも鹿のそよぐ成哉、このうたをおもふに、こゝろもやすしとはおぼえず、

〔兼載雜談〕一俊成卿、基俊に歌の事たづね給ひしに、かれの、すゝき、有明の月のやうにと答玉ひしは、すごく心ぼそきやうにとなり、

〔井蛙抄六〕雜談

戸部〇藤原爲藤云、京極中納言入道〇定家つねに被申けるは、歌は兼宗大納言束帶にて陣座に著て、公事おこなひたる樣によむべし、資雅三位が水干かりやうにて、小鷹すゑて打出たる樣には讀べからず云々、民部卿入道〇定家子爲家も、亡父はかやうにこそ申しかと、人每に申されけりと云々、

〔井蛙抄六〕雜談

又云〇藤原爲世、民部卿入道〇藤原爲家被申しは、歌をば一橋をわたるやうによむべし、左へも右へもおちぬやうに斟酌すべき也、心のまゝによむべからず、又被申しは、塔をくむやうによむ、塔をば上よりくむ事なし、地盤よりくみあぐるやうに、下句よりよむ也と云々、

〔東野州聞書〕一頓公三月十三日八十四にして遠行なり、彼末期に云、歌道は一橋を渡るやうによむと計にて往生し給也、尤金言なり、可仰可信、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〇藤原爲世云、民部卿入道〇藤原爲家時に、衛門督僧都何がしと哉らんいひし僧、歌の事とひにつねに來りき、歌は誠をさきとすべし、道理にかなふべきよし申さるゝを聞て、後日に來て、先日承候ひしにつき、歌を一首詠じて候、かやうに候べきかと申き、

によみたるを、おきて見ればかならずよくもなかりしなり、

〔長明無名抄〕人の語侍しは、俊成卿女は、晴の歌よまんとては、まづかねてもろ〳〵の集どもをくりかへし、よく〳〵見て、思ふばかり見をはりぬれば、みなとりおきて、火かすかにともし、人音なくしてあんじける、宮内卿は、はじめよりをはりまで、さうし卷物とりひろげて、火ちかくともしつゝ、かつかきつけかきつけ、夜晝おこたらずなんあんじける、この人は、あまり歌をふかくあんじて、やまひになりて、一たびはしにはづれしたりき、父の禪門なに事も身のありてのうへのことにこそ、かくしもやまひになるまでは、いかにあんじ給ふぞといさめられけれど、これをもちひず、つゐにいのちもなくてやみにしかば、そのつもりにてや有けん、寂蓮入道はことにこの事をいみじがりて、せうさの具親少將（兵衛佐）の歌に心をいれぬをぞにくみ侍し、

〔徹書記物語下〕一定家の申されたるは歌を案せん時は、つねに白氏文集の、故鄕有母秋風淚、旅館無人暮雨魂の詩を吟せば、こゝろたけたかくなりて、よき歌のよまるゝ也、蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草菴中の詩をも吟せよと也、旅館無人暮雨魂といへる、旅のやどりに獨居たるに、ほろ〳〵と雨のうちふりたるは、まことにこゝろぼそきものなり、なき人こふる宿の秋風の歌は、此詩のこゝろにかなひたる也、

〔井蛙抄六〕雜談

祝部行氏語云、少年時祝部忠成（新勅撰作者）にあひて侍りき、草子など見て歌よみ侍りしかば、たゞ歌はあを雲にむかひ案せよ、今より古歌にかゝりては、うるはしき歌よみには成まじと申き云々、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠（〇藤原爲世卿）被語云、はれの歌よまむとて、法輪にまゐりてよみし也、若ものども、法輪へ參りてよむべし、所がらのすごさにも、ことに歌出來するなり、

〔寄居歌談 一〕諸平云、紙そくの歌、かなまりうちて擲のほどによむなど、ふる物語どもに、すべて口ときをほめたるは、誠にさることながら、そはたゞ時の興にこそあれ、一句一首に日數へぬとも、をかしき歌を思ひ得たらんぞほいなるべき、はやく今川了俊の辨要抄にも、歌も速歌も數おほくよむ事をいましめたるはむべなりけり、但ときもおそきも、人々の性にもよれば、あながちにはいひがたけれど、よしとからんにも、なほ何ごとに心を用ひてこそよまゝほしけれ、

〔定家卿消息〕歌を、かまへて正しく居て、詠ならふべく候、或は立ながら案じ、うつぶして讀など、身を自由にして讀つけぬれば、晴の時、法式違ひたるやうに覺えて、よまれぬ事にて候、何事もくせに成て、詮なきことにて侍るべし、萬のわざは、正しきまゝのうるはしきをもてよしと申事にて候、からざまにも、座たゞしからずしてよむべからずと戒め申候しに候、

〔袋草紙 三〕故人語云、兼盛ハ和歌ヲ每度ニ沈思云々、而元輔難之、如此案ハ不可堪、予ハ任口詠之、讀ト思時歌、深沈思云々、

〔徹書記物語 上〕一歌よまぬとき、抄物を見わたして、晴の歌をよまんとては、抄物をばさは〳〵ととりをきて、なにもなくして案じたるがよきなり、古抄物を見て、ちとづゝ書付置てよみたるうたは、なにとしても同類もあり、よき歌なき也、さやうによみつくれば、くせになりて、はれのうたよまれず、むかし女などは、或はふし或はともしびをかすかにかゝげて、こゝろぼそくして案じたる人もあり、西行は一期行脚にて、うたをよみしゆへ、行道して案じ、あるは北面の戸をほそめにあけて月のかげを見、定家は南面をとりはらひて、ま中にゐて南をはるかに見はらして、衣紋たゞしくして案じ給ひき、これは內裏仙洞などの、はれの御會にてよむやうにたがはずしてよき也、俊成は、いつもすゝけたる淨衣の上ばかりうちかけて、桐火桶にうちかゝりて案じ給ひし也、かりそめにも、自由にふしたりなどして案じたりしことはなし、われ〳〵も自然ねざめなど

なりとも、秀歌をこゝろがけ給ふべきなり、

〔老のくりごと〕むかし爲兼卿と爲世卿と、歌道の訴陳侍しに、爲兼卿申給ひしとなん、我はせめて一萬餘首仕侍り、爲世卿歌七百首には過べからず、それにていかでか歌の旨をば存知し侍らむ、浄弁法師は卅萬首だに詠じ侍るぞかしと申されしと也、げにも撰者などの身にては、うたて侍ることなるべし、此道は口の面白からんより外は、別の稽古修業あるべからず、座功をつみ心こと葉をみがき侍らでは、柿木のてうの、目うすべからず、稽古計にてはいたるべきにあらず、

〔徹書記物語下〕一建保名所百首の題にて、初心の人、歌をよむべからず、〇中略名所をよめば二三句も、詞がふさがるもの也、〇中略我ははや四十餘年、歌をよみ侍りしかども、また此百首をばよみ侍らず、むかしの人はみな、堀河院の百首、初心のけいこにはよみ侍りしなり、さりながら堀河院の百首は、ちとよみにくき題なり、初心にては、二字題などのなひ〳〵さわたるにてよみつきたるがよき也、月花などのうちむかひたるにてよむよきなり、弘長引〔引は合字〕建久貞永などのころはひの題にてよむべき也、

〔徹書記物語下〕一初心のほどは、無盡に稽古すべき也、一夜百首一日千首などの早歌をもよみたり、また五首二首をも、五日六日に案ずる事有べき也、かやうにかけあし出したるうたをもよみ、手綱をひかふる歌をもよみつれば、延促自在になりて、上手にもなるべきなり、初から一首なりとも、よき歌をよまんとすれば、一首二首もよまれず、終にあがる事もなきなり、

〔徹書記物語下〕一初心のほどは、先まじはりをとる歌をよむが、最上の稽古也、後には獨吟するも子細なし、初から獨吟しぬれば、心もとなき事も多く、歌のおもしろき事もなき也、一一度に歌を多くよむは、初一念にとりつきたるものをはなたずよみもてゆく也、あれこれと取捨すれば、よまれぬ也、

うしつらし都はみじとおもひしは別ぬほどのこゝろなりけり

〔八雲御抄六用意〕第六によく〳〵思惟すべき事

やすくよむよしして、當座の百首五十首、いくかになん百首を讀たるなど云事、返々このむべからず、かへりて歌の道あさくなる事なり、尤かうみやうにあらず、百首などもあまりにやすく人ごとによむ事不可有、當座などには一首二首おほからむ、定三首にすぐる事なかれ、おほくよみて尤せんなき事也、

〔愚問賢註〕歌よみに二のやう候べし、いかにもして道の佳境にいたり、絶妙の秀歌をもよまんとおもひたゝん人は、三昧に入ごとくに、心を面影のかすかなる所にとゞめて、人のふるさぬ所を案ずべし、たやすく難出來ければ、不可不沈思、三十六人作者集も、百首に及たるはすくなし、花山僧正、齋宮女御、本院中納言、公忠辨などの集歌、わづかに侍にや、殷富門院大輔をば、歌數おほくよみたりとて、千首大輔と申せり、いまの代に誰か千首よまぬ人侍らん、歌の程ひやうしはやく成て、よきうたよみもいでこぬ事に侍か、

〔了俊辨要抄〕一歌も連歌も、數を多詠べからざる事、初心の時は、歌のよきも句のよきも、眞實には、辨がたき間、唯多よみあつめしめば、若よき事もいひあてもやせんとおもふ間、いくらもするが、此事極たる僻案也、其故は、上手になりてだにも、よき事はまれなり、まして初心にては、千首萬句數仕とも、一首一句もよろしきはあるまじき間、もしよきや有とておほくとり出る事は、淺ましき事なり、さればまことに上手になりたる人は、歌をも句數をもいたむなり、但歌數をよみ句かずをもすれども、さらぬ人は上手とやおもふべきなど、心をやりてするなり、いたらぬ人の所行なり、

〔載恩記上〕やまと歌の道は〇中略口とくよみ、或は歌數よむを上手とおもふべからず、一期に一首

て、二世安樂の春を念じて後に、逍遙院〇三條西實隆の肖像に向ひて、歌の道を願ひて、

ことの葉の露の惠をおふし立しこの子の枝の末も洩すな

〔悅目抄〕一歌をば百首千首萬首、題をもてよみ侍べし、秘が中の極秘なり、鼻をもつて口とすべし、是はいかなる題にむかふ時も、此題の中をもれんや、時にとりてふかくせぬなり、我讀たる歌は必口づかねども、其題にむかふ時は、讀おきぬる間、思ひ出して、もとめざるによまるゝ也、人のものをとる事は、其憚もあるべし、我物を我大事にあはせん事は、全く難ならず、是弟子ならぬ外は、口より外に出すべき事にあらず、弟子なりといふとも、おぼろげの弟子などにはゆるすべからず、

〔後鳥羽院御口傳〕一道をこのむになりぬれば、めづらしきをことゝして、指端一寸に詠じ、一時に百首を詠じなどする事、稽習のためにはよけれども、たゞ百首を詠じて、詠じ畢ぬれば又はじめ〱、或無題、あるひは結題をかへす〲詠ずるがいかにも始終はよき也、人に見せずしてよみ置たれば、卒爾の用にも叶て、究竟の事にてある也、根こもらぬ歌は、十廿首などはよくみゆれども、百首度々になれば、末よはになる、遺恨の事也、

〔散木弃謌集夏二〕堀川院御時に、二間にてかなまりをうちならさせ給ひて、其ひゞきのうちに雨中瞿麥といへることをよませおはしけるにつかうまつれる、

いにしへはちりをだにこそいとひけれあめにしほるゝなでしこの花

〔續世繼二春の調〕みかど〇堀河、中略、おさなくおはしましけるより歌をこのませ給ひて、あさゆふさぶらふ人々に、かくし題よませ、しそくのうたかなまりうちて、ひゞきのうちに讀などさへおほせられて、つねは和歌の會ぞせさせ給ひける、

〔拾遺集雜〕脂そく一寸のほどに、羈旅のうた、人々によませたまふとて、

をすきなしとあざけるべからず、

〔續世繼 十 敷島の打聞〕左衞門尉頼實といふ藏人、○中略 人に志らるばかりの歌よませ給へ、五年がいのちにかへんと、すみよしに申たりければ、落葉あめのごとしと云題に、

このはちる宿は聞わくことぞなき時雨する夜も志ぐれせぬよも、とよみて侍けるを、かならずこれともおもひよらざりけるにや、やまひのつきていかんといのりなどしければ、家に侍ける女にすみよしのつきて、さる歌よませしは、さればえいくまじとのたまひけるにぞ、ひとへにのちのよのいのりになりにけるとなん、○又見二袋草紙、長明無名抄一

〔長明無名抄〕此道に心ざし深かりしことは、道因入道ならびなき者なり、七八十になるまで秀歌よませ給へと祈て、かちにて住吉に月詣したる、いと有がたきこと也、

〔西公談抄〕よき歌は誠にたやすく出來がたし、祈もすべき事也と侍しに、蓮阿 俗實時 なにとなく心すみて、月讀宮に六年月詣して、若給るべき官位福祿あらば、それをとゞめて、和歌冥加給らんと祈申たるに、千載集に歌一首まじりたれども、名字をかゝれず、又新古今にもれたり、道恨なるべけれども、閑に思ふに、更々恨なくて、和歌を大事として、六十餘廻の春秋をおくりき、

〔東野州聞書〕一爲家卿は、少年ノ時は慈鎭の御坊に伺候有、若年の時は歌道無器用の由沙汰有て、父卿折節には諫られける程に、日吉社に參籠有て、一七日の間に千首を讀れけり、此歌能出來有て、父卿も慈鎭も御悅有、此千首の內立春の歌計を書て光俊に見せて、父卿は悅れけり、七日の間に、いづくともなく念珠ある直衣の袖に、道と云文字、一寸四方計の紙に書れて、ふり懸りけり、是を彌たのもしく思て下向あり、此卿廿五ノ年也、貞應の本のおくに、此道と云文字をばをされけりと、法印 ○堯孝 物語有、

〔嵯峨記〕世にたづきなき翁 ○九條植通 ありけり、○中略 二月 ○天正二年正月、中略、 夜に入て二尊院の佛前に詣で

〔寄居歌談二〕耕雲口傳に、冷泉家に、達者よりは數奇のかたを執せらるゝよしをあげて、京極入道中納言已來といへるは、いさゝかたがへる說のやうなり、いかにも後世になりては、御子左の人々、學文をたふとばれず、たゞ詠歌をのみむねとせらるゝからに、門人ををしへ給ふにも、げにさこそあるらめど、定家卿は中々に數奇のかたはうすくて、達者の名をおふせつべき人になんおはしましける、その證は、後鳥羽院の御口傳に、彼卿はものにすきたる所なきにより、てと、のたまへるをみるべし、大かた今の世に定家家隆とならべ稱して一對のうたよみのやうにおぼえたる人おほかれど、家隆はすき人なり、定家は達者なり、されば定家の歌の中より撰りとらば、家隆の風骨なるはいくらもあるべし家隆の歌の中よりは、定家の秀逸にくらぶべきは得がたかりなん、これにて數奇よりは達者のひときざみかみのしなるをさとるべし、但達者のくらゐをきはめん事も、數奇を基としてのぼるべきなめれば、いひもてゆけば、數奇の心ざしひとつこそ、歌のせんにはありけれ、おのれ明月記をうかゞふに、定家卿のすきの心ばへ淺からざりしおもふき、所々に見えたり、これにてこの卿にも、ひたすらに數奇のなきにはあらざりしを知るべし、すき給へうゝたはよまるゝものなりと、むかしの人もいひおきけるをや、しかるに冷泉家のおきてとして、達者よりは數奇のかたを執せらるゝは、いかにといふに、近世のありさま、物語髓腦などをよく明らめて、道の學びくらからぬ人は、かへりてよみ歌にはつたなく、花ををり錦をたち、言の葉のたくみいみじき人は、中々にふみ見るかたのさえみじかくて、達者とすきとべちのものになれるから、この道をしるは、このうたをよまんためにこそあれば、たとへいかばかり學びのおくをきはめたりとても、歌えよまではあぢきなきわざなるゆゑに、學文の達者をおさへ、詠歌のすき人をすゝめられたるなるべし、さらに耕雲の言葉をたのみて、達者をなほざりにおもふべからず、また後鳥羽院の御說によりて、定家

けり、これも歌の徵にや、

〔井蛙抄　六〕雜談

戸部〇藤原爲藤云、歌は人にも見合可ㇾ去、禁忌也、中納言入道〇藤原定家內裏御會行路柳に、道の邊の野原のやなぎもえ初てあはれ思ひのけぶりくらべや、と詠らるゝ、彼一座仙洞〇後鳥羽御覽せられてのち、定家卿可ㇾ停ㇾ出仕ㇾ之由、可ㇾ被ㇾ仰下ㇾ之旨被ㇾ申、禁裏〇順德經ㇾ日數ㇾ後出仕をゆるされて後、殊更著障して、道の事如ㇾ此御沙汰有ㇾ氣味ㇾ之由、殊自愛云々、先達猶如ㇾ此、後學可ㇾ存知ㇾ者也、

〔長明無名抄〕一晴の歌は、かならず人にみせ合すべき也、わが心一つにては、あやまり有ぬべし、予〇鴨長明そのかみ高松の女院〇妹子の北面菊合といふ事侍し時、戀の歌に、

せきかぬる淚の川の瀨を早み崩れにけりな人のつゝみは、とよめりしを、いまだ晴の歌などよみなれぬほどにて、勝命入道に見せあはせ侍しかば、此歌大なる難有、みかど后のかくれ給ふをば崩ずといふ、その文字をばくづるとよめり、いかでか院中にてよまん歌には、此詞をばよむべきと申侍しかば、あらぬ歌をいだしてやみにき、其後程なく女院かくれおはしましにき、此歌出したらば、さとしとぞさたせられ侍らまし、

〔袋草紙　三〕能因ハ古曾部ヨリ每年花盛ニ上洛シテ、宿ㇾ大江公資ガ五條東洞院家ㇾ云々、〇中略公資ガ孫公仲ニハ常云、數奇給ヘ、スキヌレバ歌ハ讀トゾ諷諫シケル、是公仲ガ子有經所ㇾ語也、

〔兼載雜談〕一歌道には、熱心、譜代、祿、器用、此四不ㇾ相叶ㇾば、天下の名譽はとりがたし、

〔耕雲口傳〕この道の口傳などいふ事別にあるべからず、たゞわが心よりいでゝ、心とさとる事なれば、大かた趣向だにも心得たらば、肝要はたゞすきの心ざしひとつなり、京極入道中納言已來、御子左の一門この道の宗匠なり、彼家には、達者と數奇とをならぶるに、達者よりは數奇の人を執するよし、故大臣はかたり給ひしなり、

上古の歌もさのみこそ侍めれとて、病禁忌をも除かざること、ゆゝしきあやまちにて侍り、歌いまだ定まらざりし時は申に及ばず、古今集よりこのかたは病をのぞかざる事なし、但おのづから病ある歌をえらび入たる事あり、それも皆故あるべし、あるひは心めづらしく、或は詞やさしきにつきてこそ、老が身に大節ある時は、すこしきあやまりをいはざる義なり、然に今そのとがゆるさるばかりの心詞もなくして、いかでかこれをゆるさるべきにや、和歌は善惡の心に通る故に、ことに禁忌の詞をいましめ侍り、經信卿承暦の歌合に、

君が代はつきじとイ思神風やみもすそ川のすまん限りは、とよめりけるによりて、御門〇白河の御寶算のびさせおはしますよし、夢の告なんありける、かくよむまでこそかなはずとも、歌のひじりといふばかりにては、そのはゞかりぬべき事をも心うべきにてこそ侍に、〇下略

〔古今著聞集五和歌〕同二年〇嘉應、中略、述懐の歌に、二條中納言實綱卿左大辨のとき、宰相教長入道につがひて、

位山のぼればくだるわが身かなもがみ川こぐ舟ならなくに、彼卿四位五位の間顯要職をへず、舍弟二人〇實房、實國にこえられて沈淪せられけるが、仁安元年十一月八日藏人頭に補して、同二年二月十一日參議に任じ右大辨を兼す、同三年八月四日從三位に叙す、嘉應二年正月十八日左大辨に轉ず、昔の沈淪の恨も散ずる程にかく打つゞき昇進せられたるに、此歌よまれたるは、いかに思はれたるにか、かゝる程に同三年正月六日、實守中納言宰相中將にておはしけるが、坊官賞にて正三位〇公卿補任ニハ從三位トアリせられけるに、左大辨越られにけり、此歌の故にやと時の人沙汰しけるとぞ、誠に詩歌の道は、能々思てすべきこと也、むかしもかやうのためしおほく侍にや、同歌合に、社頭雪を女房佐よみ侍ける、

今朝見れば濱のみなみのみやつくりあらためてけり夜半のしら雪、この後又濱南宮燒給に

はある也、忠峯が禁中にて讀て躬恒に被難歌、

白雲のおりゐる山とみえつるは高ねに花や散まがふらん、とよみて侍る、よき事にはあらず、又堀川院の御時、長忠が題まいらせける出題に、夢後郭公と云事をいだしたりける、いま〳〵しき事に侍り、同院の中宮の花合に、仲實が歌にたまのみのとよめる、みな失あり、かくのごとくの事古今おほし、又賢子のさぶらひ所に、孝言が出題に月暫隱と云事を出したり、すはうの内侍が根合に、我したもえの煙なるらんとよめるもあり、是みなはゞかり有、又おもへば、戀の歌にははばからず、たゞ自然の事也、又かゝる事も無沙汰成事も侍り、弘徽殿女御歌合に、永成法師が歌に、

君が代はすゑの松山はる〴〵とこす白浪の數もしられず、とよめる、返々も以の外の事也、しかれども沙汰なくて金葉集にいる、此歌集にいれたる撰者、大なるあやまり也、讀人はさてもかくても有べし、集をえらぶほどの人、心得つべき難をみとがめずしていれ侍る事、申べきやうもなき失なり、

〔十訓抄二〕壬生忠岑、宣旨によりて春の歌奉りけるに、しら雲のおりゐる山とよみけるを、躬恒ことに難申けり、そののち程なく世中かはりけり、

堀川院御會に、右大辨忠長に題をめしたりければ、夢後郭公といふ題を奉りける、これまたいくほどなく院かくれさせ給けり、同御時中宮の御方にて花合といふ事有けるに、越前守仲實が歌に玉の身といふことをよめりける、いま〳〵しき事と人申けるほどに、宮やがてうせ給にけり、周防内侍が、郁芳門院の歌合に、我下もえの烟なるらんとよめりけるも、時の人いかにとかや申けるとぞ、かならずしも是によるべき事かはとおもへども、人のいひならはせる事すてらるべきにあらず、詮はかゝる失錯をせじと思慮すべき、

〔野守鏡上〕一詞をはなれて詞をはなれざる事〇中略

禁忌

ぶりて不用、二條家をば冷泉家よりそしり、其後には、爲世卿の門弟爲兼卿の門弟、爲相卿の門弟、その家々をたてんとて、他をそしり、我いちましに利口をたつるより、色々の僻言の出來たり、または其師匠の物語に、たとへば、ほの〳〵といふ五文字は、人丸の名歌の五文字なり、然ば心得して讀候へなど、いはれたるを、その弟子覺え書にして置、又は師匠のほの〳〵といふ五文字は、我歌の五文字にむざと置べからず、心得してよむべしと寶ひつるなど、物語したるを、そのわけをばしらず、よむべからざる五文字と制せられし五文字也と、いひ〳〵つたへて、今は讀ぬ事になりきはまれり、つゝ留りの事を法度なりといふは、たとへば其家の仕置に、酒をのむべからずと法度に立、もの見見物仕間鋪とある事と同じ、此法度なければ、酒を過し遊興にばかりかゝりて、作法のあしくなるゆゑなり、留留の法度も、如此のゆゑと聞えたるに、そのわけをばしらず、正月又は五節供にも、祝言珍客にも、酒は家の法度とて出さず、正月の萬歳、伊勢の大かぐらの大鼓うちをも見るなど制するごとくに留留をもいふは、僻言とおもへども是非なし、

〔近世畸人傳〕五隱家茂睡

茂睡は江戸御家士にて隱遁せる人なり、隱家とも、梨本とも、もとめぬ齋とも名をおへるは、そのよめる歌によれり、(中略)此人、梨本集といふものを著して、制詞の類を舉て、琴柱に膠すべからざるを論ず、凡、歌道に古學を稱するは、此人近世の魁にして、陳勝に比すべし、(中略)本文(略)本集には、近古制せられし詞を題して例を引き、はた制の詞とたてたる一冊、其外、詞の註の秀歌、主ある詞など云も、みな新古今集の歌のことのみを言て、他のことを用ざるは、新古今集許り知りたる人の仕出したることのやうにおぼゆなど云へり、

〔悅目抄〕一ことに禁忌をさるべし、歌合ならぬには、少しの難はとがならず、能々思惟すべし、君の御遊は、歌の禁忌にはよるべきにあらず、但まかのごときの事は爲禁忌也、中々又上下の中にか

近代おほく禁制のことばあるといへども、いまだその出所不分明、或は定家卿爲家卿の一向止べきのよし申されたるもあるべし、或はその歌にとりてわろしと申されたるもあるべし、或は又あまりによきことばにてある間、人毎にこれを用る故に、やめられたるもあるにや、いま所見に隨て少々これを詮しいだす、用捨かつ人の所存にあるべし、將來の龜鏡には備みるべからず、みいださるゝに隨て、かきくはへらるべきなり、頓阿慶運なども、此事はさらに分明に申むねなかりき、

〔文教温故下〕和歌

歌に制の詞とて、俊成卿の好みよむべからずと宣ひし詞、定家卿の不庶幾と宣ひし詞など、なほ多くよむまじき詞あり、おもふに、それ歌はもと詞花言葉をことゝすれば、いかにも風體は幽艷ならんことを求めて、言辭の鄙俗なるは避べきことなれど、よむまじきといふ詞やあるべき、古歌の質に過たる詞と、名歌の巧を極めたる句は遠慮すべきこと、もとよりさもあるべきことなり、さて制の詞をはやく說破せしは、戶田茂睡ぞ嚆矢なるべき、詳には梨本集に見えたり これに次て荷田氏の避詞論八論の一などなるべし、

〔梨本集序〕何れの比よりか、歌の詞に制といふ事を書出し、五てんの詞、主ある詞、よむまじき詞、遠慮すべき詞、俊成の好みよむべからずと宣ひし詞、定家卿の不庶幾と宣ひし詞、にくしといふ詞、いとしからずといふ詞といひて、詞に多闕をすゑて、人のおもむきがたきやうに道をせまくする事は、以之外の邪道、歌の零廢すべき端かと思へども、歌の道不案内なるに、能師もなければ、か樣に人のおもむきぐるしく關におさへられて通りにくゝ、たま〳〵心指のあるものも、中がへりするやうなる事にて、道のたゞしくひろくおこなはるゝわけもしらねば、おぼつかなさに、此一冊を思ひ立て、不審を書しるすものなり、○中略總じての事、六條家の說をば、二條家よりいひや

枕に二あり、人の手枕に我手枕あれば、又わが手を枕にしてぬる事侍り、あながちに人の手枕とばかり心得ては、無下に道せばくぞ覺侍る、袖枕も手枕におなじく人の袖枕我袖枕有べし、或人の鶴のなきすてゝ行とよみしを、寂蓮しきりに難じ申き、げにもすつると云詞の、一向わろきにはあらず、其よせいもつや〱なくて、たゞすつるなどいひ出たるは、よからぬなるべし、

〔よるのつる〕萬葉集三代集などに、ふるき人々よみたればとて、むかしのこと葉どもを口なれぬ歌どもにこのみよむことも、さるべからずとぞうけ給り候し、おもほゆるかな、物にざりける、けらしも、むべといふもじ、べみといふことゞもへ水のなどやうの事こそ、かたみにいひなれきゝなれ、やさしきこと葉なりけめど、時うつりへだゝりぬれば、人のことばもかはるものなれば、みみどほくなりたらん事をば、人丸赤人みつね貫之よみたればとて、このみよむまじきやうにこそうけ給はり候し、

〔詠歌一體〕冷泉大納言爲家卿

このごろ人のよみ出したらんこと葉さら〱よむべからず、

今日みれば空は櫻にうづもれて霞かねたるみよしのゝ山

難波潟かすまぬ波も霞けりうつるもくもる朧月夜に

思ふどちそことも知ず行暮ぬ花の宿かせのべの鶯〇中略

加樣のこと葉は、ぬしあること葉なれば、よむべからず、古歌なりとも、人獨詠し出して、わがものどもちたるをばとらずと申めり、さくらちる、木の下風、ほの〱と明石の浦などの樣あること葉、むかしの歌なればとて、とることひがことなるべしといましめたれば、かならずしも此にかぎるべからず、一首のせんにてあらんこと葉をば、夢々思ひよるべからず、

〔今來風躰抄〕制詞事

まるべはみよしのゝ、又貫之木の下風も鶴膝病也、總勿論事也、但五六は雖非病尤聞惡也、又終八字非沙汰限、俊成曰、歌合には同字四あるなど古は咎るをりもあり、のゝ字四あるは咎と不聞、

〔今來風躰抄〕一歌のやまひは、同心の病と第三第四の終の字とを嫌べし、そのほかは細々の歌にはくるしからざるよし、頓阿申き、但歌合には先達嫌たるやまひども侍るにや、

〔愚問賢註〕一歌の病をさる事は、歌合にはいづれの病を近來はさるにや、四病八病をさのみさるべきにはあらず、當時きらふ病の分、さるし申さるべし、當座の歌も、近日いづれのやまひをさるぞや、くはしく申さるべし、

近來はさのみ病さたなく候、同心病計をさり候、同事に候也、

〔徹書記物語上〕一上句下句のかしらの同字をば、平頭の病といふ、これをば近頃はきらはぬなり、聲韻の病とて、下句のはてに、同字折合たるをば嫌なり、ものゝ名にてなきをば、きらはざるなり、

〔悅目抄〕萬葉の詞なればとて、あしからんをよむべからず、古今によめばとて、ちるぞめでたき、わびしらに、べらなどいへる詞、よむべきにあらずといへり、

〔愚秘抄〕ましろきといふ詞、一向によむべからず、白露白雪などは申に及ばず、ましろし、ましろく、ましろきなどいふことにて侍べし、一首の中に、物のよせいある詞を二所にをく事あろし、たとへば車とあるに、めぐる計にてあるべきを、うしや、とこなど樣の緣の詞をあまたをく事せぬ事也、糸といはんとて、あふ、みだるゝ、よるなど、あまた所に置事共也、餘の事、是になずらへて辨べし、先年亡父〇藤原定家父俊成に、愁と云、又うれはしきすぢきはなど云詞は、いかにか候べきやと尋侍しかば、歌によまんために尋ぬるか、さらにあるべからずといましめられき、かゝる詞も、をよそはことによるべきにや、獨ねの手枕とよめるを、或人のつぶやき侍しかば、先人の腹立て、いはれなき難かな、手

ば、必さるべきなり、聲韻をおかせる歌のきゝにくからぬは、

淋しさをうき世にかへて忍ばずば獨きくべき松の風かは、此歌なるべし、平頭の病も、かしらの字の二字同つゞかんは又わろし、必それをばさるべき也、一字などはくるしからじとゆるされしかども、なからんにはおとるべきにや、

〔八雲御抄一正義〕此外古人禁來事

一戀しさはおなじ心にあらずとも今夜の月を君見ざらめや、秋風に聲をほに上てくる舟はあまのとわたる雁にぞありける、あきかせのあ、あまのとのあなり、第一始字第四始字同なり、號平頭病、云々、

一淚河いかなる水かながるらんなど我戀をけつ人のなき、每句上同字あるも也、二字は常事、三字を禁なり、

一八千世へん宿に匂へる八重櫻八十うぢ人もちらでこそみめ、とよめるは、高陽院歌合歌なれど、是はわざとよめる也、見さふらひみかさと申せみやぎのゝなどいふ躰也、住吉歌合に此病俊成難之、

一終七字が八ある也、號孟林、俊成禁之、古今非沙汰之限、亭子院歌合、左勝躬恒、ちりにし梅の花にぞ有ける、其外不可勝計、○中略

一同心病は爲難、同事の二所に有也、同句也其外亂思、蝴蝶、搖鳩、花橘、老楓、後悔等病は、唯わろくこそあれ共、不爲難、中飽も不爲難也、又岸樹、風燭、浪船、落花已上四病頭尾、胸尾、腰尾、翳子、遊風、全不爲病、聲韻上下句終字同也牛頭上下句上字同也每句同字三四などあるは、難不爲病非、最上一首同字多をも成病、但今古流例也、牛頭病は、天德歌合中務詠之、非强難、さて爲持、遍身病事、康資母幼少聞侍しかば、輔親云同字三はいかゞせん、四あるは公所には不可出之、然而能宣寬和歌合詠、春のくる道の

みちよへてなるてふもゝのことしよりはなさくはるにあひにけるかな、これもとしと世と
をやまひと、ていしのゐんのうたあはせにさだめられたり、もじやまひといふは、こゝろはかは
りたれども、おなじもじあるをいふなり、

みやまにはまつの雪だにきえなくにみやこはのべのわかなつみけり、此みやこと み山なり、
み山にといへるはじめのいつもじのみやは、まことのおくやまといひ、みやこはのべにといへ
るみやは、はなのみやこといへる、もじはおなじけれど、心はかはる也、

いまこんといひしばかりにながつきのありあけの月をまちいでつるかな、此月と月なり、なが
つきのとよめる月は、つきなみの月也、ありあけの月とよめる月は、そらにいづる月をいへば、心
はかはれど、なほおなじもじなり、

なにはづにさくやこのはなふゆごもりいまははるべとさくやこのはな〇中略 なにはづとい
ふは、なんばのみやをいひ、このはなといへるは、むめのはなをいふなりといへど、なほもじやま
ひはさりどころみえず、

あさか山かげさへみゆるやまのゐのあさくは人をおもふものかは、これ又もじのやまひな
り、あさかやまといふは、はじめのいつもじは所のななり、にごりていふべきなり、中のあさくは
人をといへるは、あさしといふ事なれば、心はかはるといへど、もじのやまひはさりがたくぞみ
ゆゑ、このふたつはうたのちゝは、ゝとして、てならふ人のはじめとして、おさなき人のてならひ
そむるうた也と、ふるき物にかけり、このちゝは、ゝのうたのやまひのあればすゑのよのじそむ
のうたのやまひあらんに、とがなからむか、又ふるきうたの中に、さり所なきやまひあるうたも
あまたみゆる、いかなることにかあらん、

〔愚秘抄〕平頭聲韻の病の事はいかにと申侍しかば、平頭の病はさらずとも侍りなん、聲韻の病を

あふまでとせめて命の惜ければ戀こそ人の命なりけれ、是は長元八年三十講の歌合歌也、けれ命の詞二あれども沙汰なくて勝にけり、同詞の病なれども、歌がらよくなりぬれば、闕とがめざるにや、人の有さまをも、此等にて心得べし、

〔袋草紙遺編〕古今歌合難專二古跡一可レ難

延喜十三年亭子院歌合勅判

二番　櫻

左

さかざらんものならなくに櫻花おもかげにのみまだき見ゆらん

右

山ざくら咲ぬる時はつねよりも峯の白雲立まさりけり

左らんと云事ふたつあり、右は山峯といふ事またありとて持になりぬ、賀陽院歌合に、以二此例一山與レ峯に准據て、峯與レ山疑レ病、又俊頼基俊同引二此例一以二山峯一稱レ病、但此評定少有二不審一、彼判詞能可二了見一歟、就レ中以二山峯一爲レ病ば、河を讀て淵瀨とは不レ可レ詠歟、如何、

〔俊頼口傳〕歌のやまひをさる事、ふるきすいなうにみえたることさくなるは、其數あまたあり、それらをさりてよまば、おぼろげの人のよみうべきにもあらず、たゞ世のするの人のたもちうることのかぎりをまるし申べし、ふるきうたにも、それらのやまひをさりてよめどもみえず、いまにもさるべしとみゆるは、同心のやまひ、文字やまひなり、同心のやまひといへるは、もじはかはりたれども、心ばへのおなじきなり、中略

もがりぶねいまぞなぎさにようするなるみぎはのたづのこゑさわぐなり、是又なぎさとみぎはとは也、みぎはをなぎさともいへば、もじはかはりたれど、おなじこゝろのやまひとする也、

〔悦目抄〕一病をさるべき事

この外、連句のやまひとて、同じ假名のみならびたるをいふなり、たとへば、春の野の、夏の野の、秋の野のとよまする字なり、是をきらふなり、又ぬ、す、ふの字とて嫌、たとへば、いはぬ、せぬ、あらず、きかずなどいふ、あらぬ心のぬの字と、ずの字とは二所にばをくべからず、是も句をへだてずしてはきらはれず、又てにをはの字とて、二所を嫌なり、たとへば、ありてとあらむと、句をへだてずしてかゝりとはつゞくべからず、あればなどもあるべからず、又さるにとあらんに、けるになど句をへだてゝ、有べからず、又六文字の病とて、句をへだてゝ、同文字を嫌也、是もたゞの詞はゆるさる、たゞの詞といふはかへす詞也、

さ月まつ花橘の香をかげば昔の人の袖の香ぞする、此香は、同じ香なれども、此香をかげば、其香のするなどあひしらひのあるを、おなじ句は、ゆるさるゝ也、

只とりもつかぬおなじ文字を、文字の病とて嫌なり、又同じ文字なれども、心別々なるはきらはず、又同じ文字なれども、句をへだてぬをば、いくらもかさね、よをび句とて嫌はず、同文字の心別なるをきらはぬ證歌云、

今こむといひし計に長月の有明の月を待いでつるかな、長月も有明の月も、同じ月なれども、長月は月なみの月なり、有明はまさしく眼前の月也、各別なれば、是躰の文字はきらはず、

〔奥義抄上ノ上〕詞病事

又歌に詞の病といふ事あり、但古髄腦には見えず、近代いできたることと歟、たとへば、けれらんなどいふ類なり、まことに耳にたちて聞ゆ、さるべき事也、但病雖不載古式、延喜十三年歌合稱瑕、

〔十訓抄一〕さかざらん物とはなしに櫻花おもかげにのみまだき立らん、是は延喜十三年亭子院歌合に、らんの字二ありとて病に定らる、堀川左大臣、〇源俊房

をば本と云、終の七々の句をば末と云、本句にいへることを末の句にのぶるを病とす、一者、句をへだつと云は、たとへば第一の句にいへることを第三句にのべ、もしは第二の句にいへることを第四の句にのぶるをり、中に一句をへだて、いへるを爲病云々、今案、古髓腦のごときは、歌の中にふたゝびおなじことを用るを同心の病としるして、句をへだつるをもむき見えず、これ今の世にいできたることなるべし、隨て四條大納言の新撰髓腦のごときは新撰云、雖有病無所避之時可詠、證歌注之、み山にはあられふるらしと山なるまさきのかづら色づきにけり、是をやまひとしるす、山と山と也、しかれば本の三句の中に同事あるもやまひときこえぬ、又云、みさぶらひみかさとまうせみやぎのゝこのした露は雨にまされり、一字なれども心おなじきをばやまひとす、證歌にこれをいだせり、みさぶらひみかさの、みの字は御の字なるゆへ也、これにてならびの句にもおなじことあるは、やまひとみえたり、たとへば隔句と云義あるにても、かの句この句をへだつるにはあらぬにや、又詞はおなじけれども、心ことなるはやまひとせず、同髓腦云、みやまには松の雪だにきえなくにみやこは野邊のわかなつみけり、みやまとみやこと別の事なるゆへに病とせず、一句一字もおなじからねども、心おなじきをばなほやまひとす、同髓腦云、もがりぶねいまぞなぎさにきよすなるみぎはのたづのこゑさはぐなり、みぎはとなぎさとはおなじところなるゆへにやまひとす、又ふた句のすゑにおなじ字あるはさるべきなり、又句のすゑならねども、ことばのすゑにあるも、猶みゝにとゞまりてきこゆ、ちりぬればのちはあくたになる花をおもひしらずもまどふてふかな、第一句のはての字と、第二の句の三字と同、はとはと也、久かたのあまのかはらのわたしもりきみわたりなばかぢかくしてよ、第一句第二句のはての字同じ、のとの也、かくはいへども、すぐれたるところあるには、すべて病者はかくのごとくのとがあるべからず、此歌どもみなよき歌なりといへり、

のしま、よすゑなみかなともに無義也、如此の類はさるべきなり、

二亂思、ことば優ならずして、つねにそへよめる也、或云、和形迹病、古郊野遊覽歌云、ゆく水のなか田のつともしらなくにをのがさと〳〵なこそふりけれ

三爛蹀句のはじめは好で末疎也、或云和平頭病、古木嶋歌云、春がすみたなびくやまのまつがえにほにはあらずてしらくもぞたつ

四渚鴻、偏に題にひかれてことばをいたはしくせざる也、或云、和上尾病、用龍歌云、くれのつゆわかみおいゆきこけのはふえだにぞふれるうれしげもなく

五花橘、詞質にして直に其本名を用る也、或云和翻語病、古亂歌云、あなうたなたけどもくち木もえなくにたとへはにむやわがこひらくに

六老楓、篇終一章上四下三用之、或云、和語病、喜撰式云、一歌の中にこめおもひたることなく、いひもらしつる也、古答贈花歌云、てる月ははれまなくのみにほふいろのひとゆきもなくきえぬるがうき

七中飽、一篇の中に、或卅五六字ある也、或云、和結腰病、古題秋花歌云、ときは秋ぞはなは春なりてふうへもなみかきえたりいろをうつりにささん

八後悔、泥本の詠、音韻かなはず、或云和解鐙病、喜撰式云、心のほかに思ひをめぐらさずして、まだきよみて後悔するなり、岩がうへにねさすまつがえとのみこそおもふこゝろあるものを、已上出喜撰式幷孫姫式、

〔奥義抄上ノ上〕避病事

古式之趣如此、但近代用る所の歌は、卅一字同心の病ばかり也、同心の病と云は、一歌の中にふたたび同事を用る也、但句を隔て用るを爲病云々、隔句と云に二義あり、一者、歌は始の五七五の句

也、

一渚鴻は、第三句の終の一字、終の七字の終の一字同也、

　程へつゝやへ山吹は開けなん戀しきをりの形見にもみん、此なむのむもじと、みむのむもじ同じき也、

一花橘は、名物の題をかくす事也、たとへば、菊を題に得て菊といはんこと、こはくやあらんと思て、きくからになど讀て、菊としらせんとおもふ也、月を題にえて、心のつきてなどよみて、月としらせんと思ふやうなる事成べし、

一老楓は、題をよみはやさぬ事也、たとへば紅葉を題にえては、小倉の山のしたもかくれぬよしをいひはめ、花を題にえては、吉野山にもあまるばかりのよしをもてなすべきに、たゞ一枝さけるよしなど讀けるを云也、

一中絶は、五もじを故なく六字になし、七もじを八文字になすをいふ也、

一後悔は、心も詞も同じ事ながら、さいひたりせば、いますこしよくもやさしくもありなんと、後に悔たる也、四病八病如此、

〔奥義抄上ノ上〕和歌八病

一同心、一歌の中にふたゝび同事を用也、或云、和聚聯病、みづたかきたかたのまちにまかすとてみづなきいゐにほと〳〵にゐぬ、もじことさらにかさねよむはとがなし、左衛門督源氏歌云、うたばうてひかばひかなんこよひさへあなことはりやねではかへらじ、文字同といへども、義ことなるはさまたげなし、中原氏初雁歌云、秋なれどわさ田にかりまところなみかりかねこそになきわたるかも、鴈と雁と義こと也、文字ことなりといへども、義同は尤よろしからず、古木嶋歌云、あひみるめなきこのしまにけふよりてあまとも見えずよするなみかな、なきこ

第四落花者、毎句交於同文詠誦、上中下文散亂也、如此云、のちのたのしきしあしたの、の良の同聲也、

第四病者、若雖不去、又有何過、然而詠誦聲不順由也、誠是狂綺何、冷寒不去病、若言不清美、如可去之中、疊句若連句者非例、疊一句者、如云おもひなき思ひににたる思をぞ思ひのうちにおもひ出つる、連句者、如云はるの野の夏のの、秋のの、冬のの、此等句也、

〔悅目抄〕一病をさるべき事

四病者　岸樹初一二一同　風燭同句二四同　浪船五言第四五七言六七同　落花毎句同

一初一二一同とは、君が代のきかまほしきなど云き文字也、きみが代のきと、きかまほしききと同じ事也、

一二四同とは、きみがみのなど云みの字おなじき也、

一五言第四五、七言六七とは、君が代の久しきみよの、是也、

一毎句同は、句ごとにおなじかなあるべし、これら也、

一八病者、同心、亂思、爛蝶上、渚鴻、花橘、老楓、中絶上、後悔、是等なり、

一同心は、詞かはりて、心おなじき也、

あまを舟今ぞなぎさにこぎよする汀のたづの聲さはぐ也、なぎさと汀と、おなじ心なり、

一亂思者、第一の初の一字、第四句の初の一字同也、

戀しさは同じ心にあらずとも今宵の月を君見ざらめや、こひしさのこと、こよひのこと、おなじきなり、

一爛蝶は、初の五文字の終の字、第五句の終の一字同也、

櫻ちる木下風はさむからで空にしられぬ雪ぞふりける、ちるのると、けるのるとおなじき

歌病

〔拾芥抄上末和歌家〕八病喜撰式

同心病一首中、再用二同事一也、　亂思病調不レ優、而常久讀レ之、

欄蝶病本句好、末句陳也、　渚鴻病價雖レ引レ聲、不レ分レ調也、

花橘病謂質而直、用二其本名一也、　老楓病謂終一章、上四下三用也、

中絕病一篇中、有二三十五六字一也、　後悔病還本也、詠音韻不レ諧、

四病喜撰式

岸樹病第一句第二句始用二同字一也、　風燭病每句第二字與二第四五字一同也

浪船病五言四五字、七言六七字同也、　落花病每句同句交也

七病濱成式

一頭尾病發句終與二二句終一同也　二胸尾病發句終第二句三六同也

三腰尾病他句終與二本韻一同也、第三句終爲二本韻一也、　四靨子病五句中本韻與同字在レ之

五遊風病一句中字終字同也　六聲韻病二韻其同字也

七遍身病二韻中、本韻二字以上除有レ之、

〔倭歌作式〕夫聞、和歌自二神御世一傳、而未レ定二章句一、聖人文殊現二於聖德御世一、擇レ字定二三十一一、從レ此以降、貴賤共學流布良弘レ之、雖レ爾未レ足レ換二遠跡一、余撰〇喜智拙才暗、弘レ之何安耶、抑五七五七々、一文之中須レ有二四病一、

一者岸樹、二者風燭、三者浪船、四者落花也、〇中略

第一岸樹者、第一句初字第二句初字同聲也、如レ此云、てる日さへてらす月さへて與レて同聲也、

第二風燭者、每句第二字第四同聲也、如レ此云、かのさのはさこのとりさる、の與レの同聲也、

第三浪船者、五言之第四五字與二七言之第六七字一同聲也、如レ此云、くさのの、わかれにしの、の、與レの、同聲也、

くちをし、古き歌は本歌にもとゞり、詞をもまねぶこと常なれど、近き世のうたを隱しとるはぬす人のしわざ也、○中略いかに名高き人の歌集にもあれ、二百年の此方なるは見ぬがよき也、見れば心の底にもとゞまり、とゞりはづしてはぬすみしやうなる歌もいでくべきなり、かまへて／＼ふるき歌ふるき集のみを目ならし口ならすべし、

〔奥義抄上ノ下〕盜二古歌一證歌餘盜歌在二一字抄一、仍不レ注レ之、

古今　篁卿

はなのいろは雪にまじりて見えずともかをだに匂へ人のしるべく

同　良岑宗貞

花のいろはかすみにこめて見せずともかをだにぬすめはるの山かせ

萬葉　人丸

むすぶ手のいしまをせばみおく山のいはがきしみづあかずもある哉

古今　貫之

むすぶ手のしづくにごる山の井のあかでも人にわかれぬる哉○下略

〔袋草紙三〕中院右府入道○源雅定許ニ參、此清談之次、日、故將作○藤原顯季常ニ被レ申云、於レ物肝心ヲ可レ見也、後撰ニハ、ナキナゾト人ニハイヒテアリヌベシ心ノトハヾイカヾ答ン、又、エニカケルトリトモ人ヲミテシガナオナジトコロヲツチニトフベク、是等彼集肝心也云々、又云歌讀ハ萬葉ヨク取マデ也、是ヲ心得テヨク盜ヲ歌讀トスト云々、

〔袋草紙三〕公實卿歌云

ふもとをばうぢの川霧たちこめて雲ゐにみゆる朝日山かな、自歎云、是はカハギリノフモトヲコメテタチヌレバトイフ歌ヲ盜也、歌は如レ此可レ盜也云々、誠以有レ興云々、

〔八雲御抄六用意〕第一ちかき人の歌の詞をぬすみとる事

此事歌人のきはめていたむところ也、ふるき事を准じあたらしき詞を思ひえていひいでたることを、かれがうらやましきまゝに、やすく〳〵とわろくとりなしていひつれば、もとの歌の詞もみゝなれ、いまの歌も無下にきたなく、後代にはいづれかさきなりけん勘知ざらんには、たゞたれもよみける事にてあらん、きはめたる大事也、さればとて春がすみたつたの山、ひさかたの月のかつらのなどいふやうなる詞は、二句つゞきたりとも、はゞかるべからず、二文字三文字なりとも、あたらしきことをとるがあしきなり、萬葉以下ふるき事を慕て、二三句もわざとかへてよめるたぐひはあれど、それは別の事也、雅經がなく音もよはのとよみたりしを、家隆が霧のぬきよは嵐とよみたるに似たりと、定家なんじ申き、一文字二文字といふとも、耳にたつやうなる事をとるがあしきなり、凡雅經はよき歌人にてありしを後京極攝政の人の歌をとるとはいはれけるときゝしを、さしもやとおもひしに、建曆の詩歌合の時、有家がすゑのまつやまず事とへとよみたりしを、評定の時、定家家隆などしきりにかんじ申しを、同年七月に五首の會の有しに、あしびきのやまず心にかゝりてもと、やがてよみたりしは、いかなることにか、雅經さしも有家がうらやましくおもふべきほどの、うたよみにてもなきにだにかゝり、まして上下のひとわれもわれもとをとらずとる、是第一のとが也、たゞしおひばれぬるものゝ、をろ〳〵きゝたる歌などを、わがあたらしくよみいだしたると思ひてよむ事おはし、隆信朝臣などつねに此事あり、これは難にてはあらねども、物わすれせんものは、ことに歌をよみては人にもみせ、よく〳〵さたすべき事也、

〔作歌故實一〕近世の人の歌をとる

近き世の人の歌集をもてはやし、その心をもその詞をも、わがものの顔にとりなせるは、いと〳〵

古歌をとられたる也、

〔了俊辨要抄〕一古歌古事に乘てよむ歌のこと、たとへば、其歌には、さやうによみたれども、われはさもおもはず、かやうにより、おもふなどやうによみたるを、古歌に乘てとは云也、詩などをも、其詩の心詞をも、心に乘て作にや、故郷有ㇾ母秋風涙、旅館無ㇾ人暮雨魂、と云詩の心をとりてよまんには、ふるさとにおやなきたびの夕ぐれも悲しかりける秋の空哉、如ㇾ斯とりても可ㇾ詠也、これは愚老の歌なり、たとへに申なり、

〔東野州聞書〕一九月(寶徳元年)の比於二殿中一等思二兩人一と云題をあそばさる、(中略)雅親卿、

思ひ佗かたみにとへば何方も身の憂のよかれとぞなる、常光院申は、これには合點すべかりしかども、詞葉集の歌を心にもちてよまれたり、此集時分の作者を本歌に取べからず、後拾遺作者、堀川院百首の作者までとあり、これさへ人の口にあらんを本歌にとるべしとあれば、これはあまりにさがりたる事なれば、歌がらは子細なくみえ侍れども、合點不ㇾ申とかたり侍し、

〔長明無名抄〕古歌をとること、又やうあり、古き歌の中に、おかしき詞の歌に立いれて、かざりとなりぬべきをとりて、つゞくべきなり、たとへば、

夏か秋かとへどしら玉岩根よりはなれて落る瀧川の水、これらの躰也、しかるを、古歌をぬすむを、ひとつの故實と許りしりて、よきあしき詞をも見わかず、みだりにとりて、あやしげにつゞけたる、口をしきこと也、いかにもあらはにとるべし、ほのめかしたるはいとわろし、又ふる歌にとりて、ことなる秀句をばとるべからず、なにとなくかくろへたる詞の、おかしくとりなしつべきを見はからふ也、ある人、そらにしられぬ雪ぞ降けるといふをとりて、月の歌に水にしられぬこほり也けりとよめりしを、是ぞまことのぬすみよ、さる程なるなましんみやうの、絹ぬすみて、小袖になしてきたるやうになんおぼゆるとぞ人申せしか、

さの、わたりの雪の夕暮も此類也

一たゞ詞一をとりたる歌、さきの忘がたみの本歌にて、

俊成卿

新古
うき身をば我だにいとふいとへたゞそをだにおなじ心とおもはむ

〔徹書記物語上〕一定家と家隆と本歌のとりやうおもぶり、いさゝかかはりたるなり、定家は、本歌の心をとりてよむ事はなき也、家隆は本歌とおなじ心なる歌のまゝ見え侍る也、

〔續世繼五故郷の花の色〕山となでらの尋範僧正と申ぞ、ひとりのこり給て、略○中和歌こそよくよみ給なめれときこえ侍しか、

やどもやど花もむかしにゝほへども ぬしなき色はさびしかりけり、とよみ給ふ、ことばもいひなれ、すがたもよみすまされ侍を、院の大臣○源能有の河原院にてよみたまへるうた、

うちつけにさびしくもあるか紅葉ばのぬしなきやどは色なかりけり、といふ御歌の心なるものから、よみかへられて、いとやさしくきこえ侍、又範永が月のひかりもさびしかりけりといふ歌の心なれども、それにもかはりて侍り、

〔落書露顯〕一古歌にすがりてよめる歌の、ことにおぼゆる歌、

龍田山あらしや峯によはるらん渡らぬ水もにしき絶けり

是は、わたらばにしき中や絶なんの古歌にすがりたるにや、

駒とめて袖うち拂ふかげもなしさのゝ渡の雪の夕暮、是もさのゝわたりに家もあらなくにといふ古歌によりて、かげもなしとよまれたり、

一古歌をとりたるおもしろき歌

きえなくに又や深山を埋むらん若なつむ野も淡雪ぞふる、是は松の雪だに消なくにといふ

〔愚問賢註〕本歌をとる事、萬葉の歌を古今にもとりて侍れども、むかしはまれに見ゆ、正治建仁の比よりさかりになれり、そのとりやうさま〴〵なり、

一つねにとるやうは、本歌のことばをあらぬものにとりなして、上下にをけり、

醍醐太政大臣〇藤原忠平

新古 ちゝ花のわすれがたみのみねの雲そをだにのこせ春の山風

本歌

あかでこそおもはん中ははなれなめそをだに後のわすれがたみに

一本歌の心をとりて、風情をかへたるうた、

家隆卿

後拾 小夜ふくるまゝに汀やこほるらむ遠ざかり行志賀のうら浪、といへるを本歌にて、

志賀のうらや遠ざかり行浪間より氷ていづる有明の月

一本歌に贈答したる躰

能因

心あらん人に見せばやつの國の難波わたりの春のけしきを、是を本歌にて、

爲家卿

かすみ行難波の春の明ぼのに心あるやと身をおもふかな

一本歌の心になりかへりて、しかも本歌をへつらはずして、あたらしき心をよめる躰、

定家卿

新古 おほ空は梅のにほひに霞つゝくもりもはてぬ春の夜の月

本歌は

大江千里

新古 てりもせずくもりもはてぬ春の夜のおぼろ月夜にしく物ぞなき

讀つゝ、とよめり、又ことばばかりをとりたる歌も常の事なり、此事は先年頓阿問答愚問賢註にこまかにしるし侍しやらん、

〔耳底記 一〕同月○慶長三年九月十一日

一問、本歌をとりてよみたる歌を、又本歌にとるべきか、答、とるべし、次云、堀川院の百首まで、本歌にとるなり、そのうちでも、よき人のを本歌にとるなり、これが習なり、

〔徹書記物語 下〕一本歌にとる事、師子には源氏のことはいふに及ばず、ふるき物語もとる也、住吉、正三位、竹取、伊勢物語をば、みな歌をもことばをもとる也、堀河院百首の作者の外のも、その時の人のうたをば、みなとるべき也、西行は鳥羽院の北面にて有しかば、堀河院の御時代は澤山に有べき也、依て西行の歌をば本歌にとるべき也、

〔袋草紙 三〕人ノイト不知古歌ナドハ可讀事歟、無見知入撰集ナドハ吞物ニ成、後拾遺ニ永胤ガ、イヅカタヘユクトモ月ノミエヌカナタナビククモノソラニナケレバ、トヨメル歌ハ貫之歌也、

あまのはらたなびく雲のみへぬよは行月影そのどけかりける、又同集に良暹ガ、春ノミヤ人ウチムレテトヨメルモ、一條院御時殿上人共月見中ニ或人送歌云、

うらやまし雲の上人うちむれておのがものとや月をみるらん、金葉集ニ顯仲卿ノ鳥トヽモニソチハナカレケルト云句モ、一條攝政集歌也、又今右府入道ノ心ヲサヘモワクシツルカナト云歌モ、中比ノ人歌也、入或打聞、

〔徹書記物語 上〕一本歌をとるに、○中略萬葉の歌などをばたゞ詞一二をかへて、我ものにしたるうたもあるなり、後法性寺攝政殿の歌やらん、萬葉のうたに、

さゞ波やくにつみかみのうらさびてふるき都のあれまくおしもとあるを、ふるき都までは同じくて、に月ひとりすむとよみて、我歌にせられたるなり、

おきつ風吹にけらしなすみよしの松のしづえをあらふしらなみ、とされり、かくのごとくこれるを上手とは申なり、わざとめかしくみゝにたちて、是をとりたるばかりをせんにて、わが心も詞もなき、返す〲も此道の魔也、尤外道也、

〔近代秀歌〕京極中納言定家卿

ふるきをこひねがふにとりて、むかしの歌のこと葉を、あらためよみかへたるを、すなはち本歌とすと申す也、彼本歌をおもふに、たとへば、五七五の七五の字をさながら置て、七々の字をおなじくつゞけつれば、あたらしき歌に聞なされぬ所ぞ侍る、五七の句は、やうによりてさるべきにや侍らん、たとへばいそのかみふるき都の、ほとゝぎす鳴やさ月、久方のあまのかく山、玉ぼこの道ゆき人など申事は、幾度も是をよまでは、歌出くべからず、年のうちにはるはきにけり、袖ひぢてむすびし水、月やあらぬ春や昔、さくら散木の下風などよむべからずとぞをしへ侍し、次に人の世にかたをならぶるともがら、たとへば、世になくとも、きのふけふといふばかりに、いできたる歌は、一句もその人のよみたりしとみえんことを、かならずさらまほしく思ひ給へ侍る也、

〔今來風躰抄〕一本歌をとる事、昔は稀なり、後鳥羽院の比ほひより、殊人ごとに本歌をとり侍るにや、そのとり様さま〲なり、本歌の詞をとりて、ふせいをあらぬものにしなして、本歌のことばをば、上下の句におきかへたる常の事なり、これをよしとす、本歌のことば、あかでこそおもはん中ははなれなめといふ歌をとりて、ちる花のわすれがたみのみねの雲とよめる、又本心をとりて、あかぬさまにとりなすうたもあり、とほざかりゆくしがのうらなみといふうたをとりて、しがのうらやとほざかりゆく波間よりとよめり、又本歌に贈答したる躰あり、心ある人に見せばやといふ歌をとりて、心あれなど身をおもふかなとよめり、又本歌の心にかへりて、しかも本歌をへつらはでよむ躰あり、てりもせずくもりもはてぬと云歌をとりて、おほぞらは梅の匂ひに

情をとる事は尤みぐるし、心をとりて物をかふと云はたとへば古今の歌に、

　月夜よし夜よしと人につげやらばこてふににたりまたずしもあらず

とよめるは、萬葉に、

　わがやどの梅咲たりとつげやらばこてふににたりちりぬともよし、といへるをとれり、是は心も詞もかへずして、梅を月にかへたるばかり也、かゝるたぐひは是に限らず、詞をとりて心をかへたるは又多し、萬葉集の歌などをば、本歌とるやうとしもなくて、少かへてよめるもおほし、

　人ごとは夏のゝ草のしげくともいもとわれとし立さはりなば、とよめるをとりて、このは夏野の草のしげくとも、とよめり、又、

　足引のやまたち花の色に出てわがこ、ひなんをやめんかたなし、といふを、山たちばなの色にいづなどとれり、めかり鹽やきいとまなみつげのをぐしもとりてだにみず、といへるをなだの鹽やきいとまなみとはとれり、又、

　すまのあまのしほやき衣おさをあらみまどほにしあればいまだきなれず、是をしほやくあまのふぢ衣とは、さながら歌をとるとしもなくとれり、又しづくにごる山の井のといへるは、人丸が、

　むすぶ手のいしまをせばみおく山の岩かき清水あかずもあるかな、といふ歌をとれり、又三輪山をしかもかくすか、行水にかずかく、みなせ川あかでゆく水、又こゝに出ていはぬなといへる、萬葉のふるき詞をとれり、古歌に衣だに中に有しといへるを、後撰の歌に、つらからぬ中に有こそうしといへなどとれり、此たぐひ數しらず、上古はかくのごとし、中比は歌とる事まれ也ちかき世にも又おほし、ちかくも經信卿、

　すみよしのまつを秋風吹からに聲打そふるおきつしらなみ、といふをとりて、

用古歌句

〔井蛙抄六〕雜談

六條内府〇源有房被語云、歌よみにはみなつねに好詞あり、後久我相國は、なにやといふことを第一句にても、第三句にても、このみよまれけり、後鳥羽院勅定に、例の通光かやとおほせ事ありけり、

〔悅目抄〕一ふるき歌の第一二句をとりて、今の歌の第三四の句におき、又ふるき第三四の句を今の第一二句におく事、先達のをしへ久しくなれり、かくて上下をちがふる事も、またたびかさなれば、例の事かとみる、また花の歌を本として、もみぢの歌にあらため、雪の歌を取て、衣のうたによみなどしたるを見れば、題目はあらねども、心詞すべて本にかはる所なし、只花の歌を花に、月の歌を月に、歌をはたらかさずして、しかもその心をかへて、その心をめづらしくよまんと思べし、又ふるき五文字を七文字になし、たとへば五言詩を七言につくるが如し、七字をも五字につづめ、若は七字を二句にかけても、よみつべからん詞を、かならず古歌には、一句にこそはあれといふことなく、みだりてもよみ侍べきにや、かゝらでは、いかにとして、ちがふる所あるべしともみえず、大方本歌にすがるといふは、その心ざしを只天にひかれ地にかゝれるものゝごとし、

〔八雲御抄六用意〕第四に古歌をとる事

凡ふるき歌をとる事、〇中略二句などはいかゞせん、三句とる事尤不可然、凡古歌詞いたくとるは、先達の難ずる事なり、

〔八雲御抄一正義〕一詠古歌わざと本歌としたるは、少々はゆるす、近代過法事多歟、忠隆が二句古歌なるは、非強難とて勝畢、二句ながらつゞきたるも、やうによるべし、

〔悅目抄〕一古歌をとる事、第一の大事也、上手のみゆる事也、しかあれども、いと上手ならぬ人も古歌よくとる人も有、上手の中にも古歌えとらぬも有、此中に二の樣あり、一には、詞を取て心をかへ、一には、心をかへて、心ながらとりて物をかへたるも有、詞をとりて風情をかへたるはよし、風

〔玉勝間四〕歌は詞をえらぶべき事

童蒙抄に、水のおもにてる月なみをかぞふればこよひぞ秋のもなかなりけるもなかとよめるを、時の人和歌の詞とおぼえずと難じけるを、歌がらのよければ、えらびにいれりとあり、

〔東野州聞書〕一宗尊親王、いかゞあらぬと云五文字をあそばされけるを、爲家卿、あまりに珍く候て、不可然之由申て、たゞ歌の五もじは、なだらかに有度由申されけるとかや、

〔蔵恩記上〕有時、殿下(九條稙通)へ歌はいかやうにしてよみ習ひ申べきぞと申上ければ、先連歌をすてよ、おなじ道ながら、初心のときはさはりとなるなり、連歌は前句につく事を詮にするによりて、やさしからぬことばもとり出てつかふを、見なれ聞馴るまゝ、いやしき詞ともおぼえず、それを歌に用るにより、殊外のさはりとなる也、歌よみは詞の吟味肝要なり、色々のよみ方の口傳ありといへども、はじめよりおしへても、こゝろゆかぬものなればかひなし、たゞあくたもくたをかきながせ、あとにはかならず水すむものなりと仰られき、

〔野守鏡上〕一詞をはなれて詞をはなれざる事

藤原保昌歌をうらやみて、早朝におきてぞみつる梅花を夜陰大風不審〳〵とよみたりける、和泉式部きゝて、歌詞にはかくこそよめとて、

朝まだきおきてぞ見つる梅花よのまの風のうしろめたさに、とやわらげたりける、同じ心とも覺えず面白く聞ゆるをもても知るべし、其詞たがへば其心うする物也、

〔今物語〕或人歌よみ集て、三位大進と聞えし人の許に行て見せあはせけるに、侍るといふ事を詠みたりけるを、歌のこと葉にあらずと云ければ、古き歌にまさしく侍といひけり、よもあらじものをといふに、いで引出て見せ奉らんとて、古今を披きて、山がつの垣ほにはへるあをつゞらといふ歌を見せける、いとおかしかりけり、

によみては、いやしきがあるぞかし、又同じ言も、文と歌とにて、いひざまつゞけざまのかはるべきもおほし、志かるを近世人は、すべてこれらのわきまへなく、歌にはよむまじき詞を好みよみて、それをかへりてめづらしくおかしきことに思ふめり、大かた近き世、すべて戀の歌の、殊につたなくいやしげなるも、おほくは此ゆゑ也、或は物語の詞つゞきを、やがてそのまゝによみなどして、歌のやうにもあらぬがおほきを、きく人はたえわきまへで、めづらか也、とめではやしあふめるは、かへすがへすもかたはらいたし、(中略)

てふ　ちふ　とふ

といふといふことを、歌には、さまによりててふ共いひ、萬葉などには、ちふともとふ共多くあり、皆といふをつゞめ、又はいをはぶけるなどにて、いづれも歌詞也、志かるを近きころ、古學の輩、例のゑひてふるめかさむとては、文にも、といふといふべき所をば、おしなべて皆てふ又ちふとかくは、いと聞ぐるしきわざなるを、よきことゝ思ひてや、中古のふりの文にさへ、然かく人おほき、そは殊に聞ぐるし、抑これらは歌の詞にこそあれ、文には古へより例なきことなれば、古體にもすべて書べき詞にあらず、中古のふりにはさら也、(中略)

歌と文との詞の差別

たとへば、花にたをるといふは歌詞也、文にはたゞをるといふべし、車を小車といふは歌詞也、文にはたゞ車といふべし、さよふけてといふは歌詞也、文には夜ふけてといふべし、(中略)かやうのたぐひいと多し、今が思ひ出るまゝに、たゞ二つ三つをあげつ、

〔長明無名抄〕一おなじたびの百首(藤原兼實ノ、人々ニ百首ノ歌ヲ詠セシメシヲ云フ)に、伊豆守仲綱の歌に、ならはしがほなどよみたりしをば、大武入道(藤原重家)きゝて、がやうの詞よまん人をば、百千の秀歌よみたりとも、いかゞ歌よみとはいはん、無下にうたてきことかなとこそ申されけれ、

べし、さて又宇津保物語に、俊蔭、卷夕ぐれにいなびかりのすゑを見て、

いなづまの影をもよそに見るもの、をなにゝたとへんわがおもふ人

つるいとあはれにうち鳴てわたる、此君これをきゝて、ましてかなしさまさりて、

たづが音にいとゞもおつるなみだかな同じ河べの人を見しかば、とあるを見るべし、文の詞にはいなびかりつるといひ、歌の詞にはいなづまたづといへり、いたくこゝろせしことゝゑられたり、かく詞によしあしあれども、ことばのつゞきたるさまによりては、あしき詞もよくなる事あり、たとへばつるといふよりは、多豆といふかたよけれども、ゑらつるをしらたづといひては、かへりてわろし、さるからに庭訓抄に、すべて詞にあしきもなく、よろしきもあるべからず、つゞけがらにて、歌詞の勝劣侍るべしともいはれしぞかし、これを思ひて、上のくだりにいひさまつゞくべきやうもさやうにと、ふかく心すべしとはいへるなり、たゞし定家卿の説は、つゞけがらをのみむねとしたまへれば、かたよりてわろしよき詞とあしき詞とはもとよりある事なりえらぶべし、

〔玉勝〕文の詞を歌によむ事

同じき雅言の中にも、文章に用ひて、歌にはよむまじきも多し、たとへば、ふみをやるなどいふことは、雅言ながらも歌にはよまぬ詞なり、すべてふみのことをば、古へのよき歌共には、水ぐき、玉づさ、跡などのみよみて、ふみといふことは、或はまだふみも見ず天の橋だてなどやうに、橋を踏ゆく事などによせてこそよみたれ、たゞにふみとは、をさ〳〵よまざりき、又答へすることをいらへといふは、文章には常のことなれども、古へのよき歌にはおさ〳〵見えず、歌に多くよむは、近き世の事也、大かた此たぐひいと多かるを、今はえしもあげず、みなもらしつ、なずらへてわきまふべし、物語の語をとりてよむにも、此こゝろえあるべき事にて、文章にてはめでたき詞も歌

〇中略大かた古歌の言なれども、つゞけがら一文字のおき所のかはりめによりて、耳にたゝんはわろく、たゞ詞なりとも、きゝよくばくるしかるまじきにや、〇中略

一前に申つる歌詞と申ぬべき事、思ひ出る間、重注候、

といへども、いふ事をてへとよみ、ことわりといふべきをむべともよみ、心なくといふべきをけゝらなくとよみ、はしたにといふをはしにとよみ、しらずといふをいさにとよみ、べしといふをべらとよみ、うちきりたるをうちきらしとよみ、雪のふれるをゆきのふれゝばとよみ、朝とくと云を朝まだきとよみ、うちつれてをうちむれてといひ、たやすきをたはやすきとよみ、ぬるゝをそぼちつゝとよみ、きえぬべきをけぬべきとよみ、いもがもとへ行をいもがり行といひ、こゝろからを心づからといひ、かつ〳〵をがてといひ、人のきくを人のきかくにといひ、人の目みせぬを人もすさめぬと云、はづかしきをやさしみといひ、きのふをきそとよみ、うつつごゝろをうつし心とよみ、春かけてを春まけとよみ、手もやすめぬを手もすまにといふ、すべて如斯の言數をしらねども、此類此等を歌詞とも申べきにや、さならでたゞ詞と云べきさ、かひ、更にわきまへがたく存候まゝ、今案をかまへ出て尋申候、

〔三のしるべ中略〕歌のしるべ

歌の詞は、みやびてうつくしくをかしきをえらびとり、いひさまつゞくべきやうもさやうにと、ふかく心してものする事ぞ、柿本大人山部大人などは、さるこゝろせられしと見ゆれど、そのころは、なべてはそのわきまへもなくわろかりき、今の京こなたの歌よみは、かのふたりの大人にならひて、いたくこゝろするならひとなれり、

そは、古今集の歌の萬葉集の歌とはことにして、詞みやびてうつくしきを見てもさとりぬべく、又かの集の序に、柿本大人山部大人をいたくほめて、しんじたるよしにいへるにてもしる

御抄をよむに思ふべき事六ありとて、一心をさきとすべきことゝ侍ば、詞は後かとおぼゆるほどに、一詞をさきとすべきことゝ侍るは、又心はつぎなるかと覺ゆ、所詮前後あるべからざる事也、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〇藤原爲世云、初心なる時は、常に戀の歌よむべし、それがこゝろもいでき、詞をもいひなるゝ也、

〔定家卿消息〕歌の大事は、詞の用捨にて侍るべし、詞につきて強弱大小候べし、それを能々見したためて、強き詞をば一向に是をつゞけ、弱き詞をば又一向に是を連ね、かくのごとく案じかへし〳〵、ふとみほそみもなく、なびらかに聞にくからぬやうによみなすが、極て重事にて侍也、申さば、すべて詞にあしきもなく宜しきも有べからず、たゞ續けがらにて歌詞の勝劣侍べし、幽玄の詞に鬼拉の詞などを連ねたらむは、いと見苦しからんにこそ、されば心を本として、詞を取捨せよと亡父卿〇俊成も申おき侍し、或人花實の事を歌にたて申て侍るにとりて、古の歌はみな實を存して花を忘れ、近代の歌は花をのみ心にかけて、實にはめもかけぬからと申ためり、尤さと覺え侍る、〇中略但心詞の二を共に兼たらむはいふに及ばず、心のかけたらんよりは、詞の拙きこそ侍らめ、

〔今川了俊和歌所江不審條々〕謹和歌所の人々御中に申、抑詠歌に歌言たゞ言といふかはりめは、いか成を可申ぞや、先達の被仰ごとくは、言はふるきを可用云々、然者古集歌已來の代集、再三卅六人以下の家の集等に詠ずることばを則歌詞といふ、それに未詠をたゞ詞といふべきにや、されども上代にも不讀詞を隨分の歌仙達よまれためり、就中始たる詞なりとも、さりぬべき一說ありぬべくは必可讀と、をしへられたる事も侍れば、末代なりとも、などか一々不讀と云侍らん、

にたしかなるたぐひ侍べし、詞慥にて心のかすかならんよりは、詞おぼめきて心の慥ならんはまさるべきにや、ことば心ともにおぼめきたるを、上手の一きれよむ姿と申べし、心詞たしかなるを左右に及ばぬ體と申なり、心詞たしかにて、しかも能案じたりける歌かなと見ゆるこそ、實の本意とはおぼえ侍れ、

〔近代秀歌〕やまと歌の道淺きに似て深く、やすきに似てかたし、○中略ことばはふるきをしたひ、心はあたらしきをもとめ、及ばぬ高き姿を願ひて、寛平以往の歌に習はゞ、をのづからよろしきこともなどか侍ざらん、

〔愚秘抄〕抑諸家の口傳に、歌は、詞はふるきをしたひ、心はあたらしきを賞せよと敎へて侍り、多分好士ごとに如此心得たるにや、當家の最秘の口傳には、詞はあたらしく心はふるかるべしと也、大に心得難事にや、金吾○基俊の說とて、暮々と亡父卿○俊成申されしは、いへば、詞も心も總てふるからぬは一もあるべからず、其故は月よ花よとて、四季の氣色よりはじめて、昔より今にいたるまで、人毎によめる歌の數々、いづれの心かよみのこされ侍るべき、とざまかうざまによみかへて、われ新く珍らかなる風情心よみたりと思へども、皆々能々かへりみよ、おもてのすこしかはりたる樣なれども、皆まはりて一心なるべし、さればいかに案ずとも新しき心は出來べからざるにや、いかなるゑせ歌までも、其心一つはもちて侍らざらんには、あたらしくもならぬ心を、さのみさぐりえんと、詞を次にすることなかれ、詞もいはゞ皆よみのこせることなけれども、とかくとりかへてつゞけなせば、新く聞ゆべしげには卅一字まろながら出くる同歌のあることは、努々なき事也、されば詞はしばらく新きに似て侍るなり、此口傳の下にて能々了簡せよ、○中略とぞ、

〔愚問賢註〕歌は心をさきとすべきか、詞をさきとすべきか、古來先達さま〴〵に申て侍めり、八雲

侍し、

〔奧義抄上ノ上〕秀歌體

新撰髓腦云、凡歌は、心ふかくすがたきよげに、おかしきところあるを、すぐれたりと云べし、ことおほくそへてさりとてやうをみだるはいとわろき事也、ひとすぢにすくよかによむべし、すがたこゝろあひかなひてよまむことかたくば、まづ心をとるべし、すがたと云は、うちぎゝ、清げにゆゑありて、歌ときこえもしはめづらしくそへなどしたる也、猶ふるき人、おほく歌まくらをおきてすゑに思ふ心をあらはす中ごろの人はさしもあらねど、はじめにいひあらはしつるは、猶わろき事になんある、おほよそことばいやしく、あまりおいらかなることばなどを、よくはからひて、すぐれたることにあらずばよむべからず、かもらし、べら、などふるきことつねによむまじ、又ふるくよめることばをふしにしたるはいとわろし、ひともじにてもめづらしきことをよみ出べしさりとてよみもならはさぬ事などをいへるもわろし、又内外典のふみ、ふるき詩歌、もしは物がたりなどの心をもとゝしてよめる事あり、古歌の心、ものがたりなどはふるきことのみな人のしりぬべきならずばよむべからず、われは思ひえたりとおもへども、人の心得ぬ事はかひなくなんある、又むかしのさまをのみこのみて、今の人ごとに、このみよむは、わがひとりよしと心には思ふらめども、なべての人さもおもはねば、あぢきなくなむあるべき、いにしへのよきうた、

よのなかをなにゝたとへんあさぼらけこぎゆくふねのあとのしらなみ

あまのはらふりさけ見ればかすがなるみかさの山にいでし月かも

〔愚秘抄〕歌に二の大途あり、心あらはにして詞おぼめき、詞たしかにて心たしかならぬ、この二の體なるべし、此兩體にはづれたらん歌は、よかるべからず、又ことば心ともにおぼめき、心詞とも

しらぬ人の故也隔句と申は、上の句の内、下の句の内計の事にて侍なり、上下の句にわたしてよめるを、隔句と申はあるべからざること成べし、經信卿の歌☆、夕されば門田のいなば音信てとよめる歌は、上句に音信てと置て、第五句に秋風ぞふくとはてたり、これは隔句にあらずと申人侍り、隔句と申は、詞のつゞけやうにしたがひて、あらぬ詞を中にへだて丶、さてしかもつゞくやうにいひなすべし、上の句に、月や花やなど置て、下の句に影にほひなどよむは、凡の物のありさまをいひたてんとて、上下の句にわかちあて丶よめるなるべし、對句の歌と申て、隔句に准じがたしと侍り、

〔長明無名抄〕一俊惠物語の次にとひて云、遍昭僧正歌に、

たらちねはか丶れとてしもむば玉の我黑髮を撫ずや有けん

此歌の中に、いづれの詞か殊にすぐれたると、おぼえん、ま丶にのたまへといふ、予○長明云、か丶れとてしもといひて、むば玉のとやすめたる程こそ、殊にめでたく侍れといふ、かくなか〳〵早く歌は、さかひにいられにけり、歌よみはかやうの事にあるぞ、夫にとりて、月といはんとて久かたとおき、山といはんとて、あし引といふ、常のことなり、されどはじめの五文字にて、させる興なし、こしの句よくつゞけて、言葉のやすめにおきたるは、いみじく歌のしなもいでき、ふるまへるけすらひともなる也、ふるき人、是をば半臂句とぞいひ侍ける、はんひは、させる用なきものなれど、しやうぞくの中にかざりとなる物なり、歌の三十一字いくほどもなきうちに、思ふ事いひきはめんには、むなしき詞をば、一文字なりともますべくもあらねど、此半臂の句は、必しなとなりて、すがたをかざるもの也、姿に花麗きはまりぬれば、又をのづから餘情となる、是を心うるをさかひに入といふべし、よく〳〵この歌をあんじて見給へ、はんひの句も、ぜんはつぎのことぞ、眼はたゞとてしもといふ四文字なり、かくいはずば半臂のせんなからましとこそみえたれとなん

〔よるのつる〕歌をあんずるにはじめの五文字より次第によみくだされ候事は申に及ばず、かうがふべからず、さては歌よむ心地とて、つねにうけ給り候しは、先下の七々の句をよくあんじてのちに、はじめの五文字をすゑにかなふやうに、よく〱おもひさだむべしとて候き、上の句より次第によむほどに、末よわになる事の候へば、そのようじんとおぼえ候、

〔愚秘抄〕歌にかならずきるゝ所一處あるべし、二所にてきらす事、よにわろき歌の基なり、○中略第五句にてきらせる歌を、先よろしき姿とすべきにや、いかにも親句の歌は、第五句にてきるゝなり、これ神妙の體なり、親句の歌にも、中句にてきらせる歌もをのづから侍べし、されども多分中にてきらすは疎句の歌なるべし、又をのづから第五句にてきらせる疎句も侍べきにや、親句の歌には秀歌なし、あれどもまれの事なり、親句の歌は、律の歌なるがゆへに、めづらしきさまいできたらず、疎句は呂の歌なるがゆへに、思ふさまに句つゞきをよむによりて、秀句いでくるなるべし、第四句にてきらせる歌はまれなり、初五文字にてきらす歌は、ふるまい歌に多分侍る、第三句にてきらす歌はなどやらんあひとをにきこゆるなるべし、いづれと申とも、第二句にてきらせる歌は、幽玄のすがたなるなり、但いづれの句にてもあれ、めづらしく能つゞけがらだにもよければくるしからず、一偏をまもるべからず、

〔愚秘抄〕歌に隔句とて侍り、其こと、秋風の峯の松原吹しほり、雲の行およばぬ空などやうのたぐひ也、これをつゞけていひくださば、秋風の吹しほる峯の松原、雲のゆく空はおよばぬなどぞ侍べき、かやうにいひくださんとすべからず、よみつゞけたるがわろくて、隔句によみてよろしき也、先隔句の歌は、けだかくきこゆべし思ふ所ありて、上手びたる詞づかひなり、是はよろしく歌の出らん姿にしたがひて詞の不同を存すべし、但又或人の云、初五文字に秋風とをきて、第二三句には別のことをいひつゞけて、さて第四五の句に、吹などよめるをも隔句と申ためり、それは

と定め、さては草まくら旅の空にぞおもひしるわが故郷はすみよかりけりといふを、これにつげりとしてほめたりきといへり、此物語をきゝて、おのれがはやくほめたりしもかひありておぼえしなり、たけたかき歌の味ひはしる人すくなし、景樹死しては此味ひをしる人たれならむしらずかし、景樹が歌に、高調なるいと多かれど、おほかたの人はそれにはめもつかで、たゞめづらしくいひなしたる彼人のわろきくせある歌をのみめではやすめり、まことに耳あきたる人はすくなきものなりけり、いかだおろす清瀧川のたぎつ瀬にちりてながるゝ山吹の花、此歌まことに高調、其けしき眼前にうかびて、たやすくよみがたき也、是をおほかたの人は、いづこかよきとて心もとゞめぬは、まことに其餘情ふかきをえしらぬなりけり、おなじ人、山吹の花ぞ一むらながれけるいかだのさをや岸にふれけん、かへりて此方をよしといふ人多きは、其心のくだれるを思ふべし、

〔悦目抄〕一歌をかならず上の句よりよまむと、おもふべからず、上よりよまるゝ歌もあり、中よりよまるゝ歌もあり、すゑよりよまるゝ歌もあるを、よまれぬ所よりよまんとすれば、終日終夜案ずれども出こぬもの也、緣の字にても、詞にても、まふけたらむ物をあてゝみんに、しかるべくあらば、それをたねとして讀ものなり、秘事也、又歌をよまん時は、心を一所におかずして、十方にはしらかして、山野河海にやさしき風情をもとむべし、心をたねとする故に、たね自然に出くる也、大きなる本懷なり、

〔定家卿消息〕歌の五文字は、よく思惟して後におくべきにて候、されば故禪門(俊成)も、歌ごとに五文字をば後につけ候しに候、披講の時この沙汰いできて、されば何の心に、歌ごとに初句のそばにかゝるらむなど、人々不審し侍し返答に、五文字をば後によみかき候程に注のやうに候と申て侍りしに、滿座一ふしある事聞えたりと思氣にて、色めきてこそ候しか、

を、拙々高論をいふ人かな、されど彼名たゝる撰者達の名におふ拾遺〇註に選びいれ給ひけん歌なればいかゞはさるテヅゝナル事有べきと、空に聞過し、其後今をさる事十五年計以前、先生拜顔に、かの御物語承りて後、さまゞ古人の集どもを見つゝ、中にも貫之集を日々見居りて、聲をつよめ一首のひゞきをさとりしらんと、となへゞてあるうちに、あまぐものよその物とはしりながらめづらしきかな雁の初聲て、資足云、此歌夫木抄に出し、初句雁の聲とありとあるを、ふと思ふやう、是はおのれよまんには、初雁の聲とぞよむべき、いかなればかりのはつこゑとはよみ給ひけん、コレニハ深き意味ある事ならんと、其夜曉方迄打もねず、かりの初聲ゞ、又は初雁の聲ゞと、となへとなへてありしに、耳もとにて大鐘にてもつきならされたらんが如く、げにこはめづらしきかな雁の初聲ならでは、息こみぬけて、更に一首のひゞき不調也、と夜のあけたらんこゝちにさとり得たる事ありき、其時今十年以前彼五元上人先生之御說とて咄サレシ事をフト思ひ出、いかがとゝなへ心見るに、ナルホド拾遺集のふれる白雪は、庭しろたへにふれるしら雪のにふれしの處にて、息こみハヅレ、殊に不調ナルコトヲあきらかにさとりぬ、はや其時より先生は世にぬけ出、此道にとりては、御修業別なる事と、人々にも物語候事に御座候、

〔槐園隨筆上〕歌のことゞもひとつふたつ

むかし永章が家の正月の會はじめに、心靜汲春酒といふ題にて、光輔、すがのねのながき春日にくむ酒はゑへる心ものどけかりけりとよめりしを、おのれ〇中島資足いたくめでゝ、まことにたかきしらべなり、及ぶべからずと、光輔にあふごとにうらやみほめたりしを、光輔きゝていふやう、此歌はあまり何事もなく、がやすき歌なりとて、たれもこゝろとゞむる人もなきを、そこのかくほめらるゝは、いみじき見つけものし出たる也といへりき、さて年へて後、光輔京へのぼりし時、よめる歌どもを景樹におほく見せたりしに、あるが中にも此歌をぬきいでゝ、光輔が歌の第一

をしるといはゞ、今の世に兒童の謠ふはやり小歌、うすつき木びきの歌をきくに、みな五言と七言也、其中にあまるとたらぬとをば、節の長短をもてのべしゞめて、五言七言の調にかなふるに、うたふ所をきけば、みな五七の調也、是自然の妙にして、神代も今も異なる事なし、然るに古今序の小註に、下照姫の歌を、文字の數も定まらず、歌のやうにもあらぬといへるは、このことわりをしらずして、たゞ日本紀にかける所を見て後の世の心からいへる也、神代の歌も、みな程よくとゝのひてあや有也、五七の調にもれざるべし、かの下照姫の歌は、殊に其詞程よくとゝのひて、うるはしくきこえたり、もし其文字の數定まらざれば、うたふに其詞とゞこほりみだれて、耳にさはりて聞よからぬ也、今のはやり小歌のたぐひも又しか也、これ人のよくしる所也、上代の歌は、其よめる時に卽うたふ故に、うたひて詞とゝのへば、三言にもあれ、四言六言八言にもあれ、みな五言七言の詞にさへうたへば、字のたらぬとあまるとはかゝはらざりし也、それもあまりてもよき所、たらでもよき所、あまりてはあしき所、たらではあしき所あるべし、みなうたふ時にしるる事也、

〔榿園隨筆上〕海野游翁より、香川景樹におくりし消息ぶみ、

此ごろ、海野氏より香川氏におくれりしせをそこぶみの寫とて、人の見せたるを見れば、初學の人の歌見しるべきためには、いとよきこともあなれば、又こゝにうつしいでつ、〇中略先生〇景樹ヲ云フ江戸御出府前ニ而、いまだ拜顏せざりし時の事故、今を去る事二十六七年にも相成可ㇾ申歟、彼御門人の五元上人江戸より上京ありて立かへりし時、たしか先生五十賀にのぼられし時歟と覺候、其時御說の噺とて承候うちに、拾遺集貫之御歌、夜ならば月とぞ見ましわがやどの庭しろたへにふれるしら雪、といふ歌結句を、家集にフリシケルユキとあるぞよき、ふれるしら雪にては不調也と、廣足云、此歌は後撰集冬にはやく出て、よみ人しらずにて、結句ふりつもる雪とあり、此方は家集に近し、〇中略御物語ありしよし、上人咄れ候

るをぞ、歌のかみのしなにはおくべき、

〔新學異見〕にひまなびに云、いにしへの歌は調をもはらとせり、うたふ物なれば也、景樹按らく、いにしへの歌の調も情もとゝのへるは、他の義あるにあらず、ひとへの誠實より出ればなり、誠實より爲れる歌は、やがて天地の調にして、空ふく風の物にすぎて其聲をなすが如く、あたる物として其調を得ざる事なし、これを雲と水とに喩ふ、雲の在や、騰て浪にまがひ、垂りて花をあざむき、澱きて淵となり、屯りて峯をなす、水のゆくや、亂れて文を織り、湛へて藍をそめ凝りて鏡をかけ、迸りて珠をなすが如き、百に千に變態を盡すといへども、みな意ありて然するには非ず、たゞ風によりて漂ひ、地に就て下れるのみ、彼言の葉も斯の如し、短きは短歌となり、長きは長歌となり、見る物、聞く物のまに／＼、其狀貌あらはれざる事あたはず、是やがて情の物にふるゝ形容也、さる中におのづから調なりて、巧めるが如く飾れるが如く、其奇妙たとふべき物なきに至るは、天地のなかに斯誠より眞精き物なく、斯誠より純美き物なければ也、されば古の歌は、おのづから調をなせりといふべし、意を用ひて調へなしたる物とおもへるは、大錯へる事なり、

〔石上私淑言上〕問云、詞のほどよくとゝのひてあやあるとは、いかなるをいふぞ、答云、うたふに詞のかず程よくてとゞこほらず、おもしろく聞ゆる也、あや有とは、詞のよくとゝのひそろひてみだれぬ事也、大方五言七言にとゝのひたるが、古今雅俗にわたりて程よき也、さればむかしの歌も今のはやり小歌も、みな五言七言也、是自然の妙也、上代の歌は文字の數も定まらずといへるは誤也、神代の歌といへども、五言と七言とにもるゝ事なし、其中に、あるひは五言を四言又は三言によみ、七言を六言八言によめる事もおほけれど、それもみなうたふ時は、たらざるをば、節を永くしてこれを足し、あまれるをば、節をつゞめてみじかくうたひて、みな五言七言の調にかなへてうたへるものなれば、三言四言六言八言も、うたふ所はみな五言と七言の調也、何をもて是

てはむすぼゝる、みだるゝなどいうやうなる類なり、

〔歌がたり〕うたはしらべこそもとなれ、いかにこまやかにいひ出たりとも、しらべくだけたらむはいやしげなるべし、またよくいにしへににたりとも、しらべあしからむはめづべきことかは、このしらべのよしあしは、たやすくしりやすきがごとくにして、いとわきまへがたきものなり、しらべのとゝのひたるまことのさまをよくしらむと思はゞ、古今集をよくあぢはふべし、古今集はしらべをむねとえらべるものなり、古今集にふかくなれて、そのあぢはひをこゝろえてのち、あだし集どもをみば、そのけぢめ明らかにしらるべし、三代集といへば、おなじさまのものなりと、大かたのひとは思ふめれど、後撰拾遺のふたつは、しらべわろき歌もまじりて、古今とおなじなみにいふべき事ならず、また萬葉集はもとえらべるものならねば、わろき歌なむおほかめる、それが中にすぐれたるうたにいたりては、しらべ高きことにるものなし、萬葉のうたは、大かたは本のすがたはよくて、末のしらべくだけたるうたおほし、萬葉集をまなばむには、よくこのわかちをなしてみるべきなり、今の世のいにしへこのめるひとの、萬葉ぶりなりとてよむを見るに、ことばとしらべとのえらびをばなさで、たゞいにしへのわろきうたのさまなるうたをつくりいでゝ、われいにしへぶりのうたよみえたりなどほこりかにいひのゝしるは、かたはらいたきわざなり、

〔三のしるべ中〕歌のしるべ

ついでにしらべの事をいはん、この頃はこれを歌のむねなりとやうにいひて、をしふる人もありとぞ、さやうにはあらねど、げに歌はしらべもなほざりにおもふまじき事なり、たとへば歌の情あはれに詞のをかしきは、女の心うつくしくかほよきなり、しらべのわろきは、さる女のけはひのいやしげなるが如し、こゝろばへもかほもにくからぬに、あてなるさまぐしたらんやうな

〔悅目抄〕夫歌はよむ事のかたきにはあらず、よくよむ事のかたきなり、一切のげいは、よき師匠にあふてまなぶにむなしからずといへり、その心の上たる事をならひて、必中たることをうといへり、然に此歌の道におきては、人のをしへによらず、こゝろの發する所也、たゞ心のいたるといたらざるがいたす也、心をば傳る事あるべからず、されば父堪能なりといへども、子かならずしもその心をつがず、師匠風情をえたれども、弟子其風躰をうつす事なく、そのこと葉ありといふとも、其心さらにあらはれがたし、心にはよきやうをもわろきやうをもしれる輩も、人にをしふるにちからなし、されば詞を心うる事は、讀よりは大事也、其ふかき心をしらずして、ふるき心をよまむ事はかたかるべしといへり、歌を心うる事第一の秘事也、これを心えんと思はゞ、たゞよき歌をうちあんじて、その歌をわがよまむずる心地に、我心のうちにもたせて天をもはしらかし、山野河海をも思めぐらせば心得られ侍る物也、すべて歌のことごとくにかなふ事なし、堪能の人もたびごとに秀逸にあらず、さしもなき歌人もよき歌はよむなり、但それはよめども歌の躰さらに上手の物に同じからずかはりたる也、古歌をよみ心うる事此道の至極也、此道に長せん人はあきらかに見るべし、歌はいかなる人も心うる事なれば、我心によしと思ふ事はあれどもたゞそれはしらざるにおなじ、歌をよまんとおもはゞ此道をふかくすべし、たゞせんずるところは、萬葉集よりはじめて、三代集を見こゝろえて、ふるき詞によりて其心を作べし、いはゞよき詞もなくわろき詞もなし、たゞつゞけがらに善惡は有也、萬葉の詞なればとて、あしからんをよむべからず、古今によめばとて、ちるぞめでたき、わびしらに、べらなどいへる詞よむべきにあらずといへり、

〔耳底記　一〕同月〈○慶長三年八月〉八日

一歌をよむに、かけあひといふものあり、たとへば露といはんとては草葉といひ、糸といはんと

其同詞詠之、已爲流例歟、但取古歌詠新歌事、五句之中及三句者、頗過分無珍氣、二句之上三四字免之、猶案之、以同事詠古歌詞、頗無念歟、以花詠花、以月詠月、以四季歌詠戀雜歌、以戀雜歌詠四季歌、如此之時、無取古歌之難歟、

足引農山郭公　三芳野農芳野之山　久方之月之桂　時鳥鳴屋五月　玉鉾之道行人

如此之事、雖何度不憚之、

年內爾春者來耳毛里　月也安良奴春屋昔　櫻散木農下風　保農々々登明石乃浦

如此之類、雖二句更不可詠之、

常観念古歌之景氣可染心、殊可見習者、古今伊勢物語、後撰、拾遺、三十六人集之中、殊上手之歌可懸心、人丸、貫之、忠岑、伊勢、小町等之類也、雖非和歌之先達、時節之景氣、世間之盛衰、爲知物由、白氏文集第一第二之帙、常可握翫、深通和歌之心、和歌無師匠、唯以舊歌爲師、染心於古風、習詞於先達者、誰人不詠之哉、

〔愚秘抄〕歌を讀に大切のことあり、初心の時は、淺より深に案じ入べし、巳達の時は、深より淺に案じ出べき也、これこそ年來の練磨のゑるしに、わづかにさぐり得て侍り、初心の時、そのふかき心を案ずまじき故は、いまだつねの物、あさき歌をだにもよみすへずして、たかく勝たる姿を案ずれば、心精みなどもよはきがゆへに、あらぬかたへ案じなりて、正路をうしなふ也、故に其分域にゑたがひて、次第梯橙して、淺より深にまなび入べし、一切のわざは、練磨にゑたがひて其心はつき侍る事也、巳達の人の、深より淺に案じ出べきといふ事は、つねの風情心をばよみすてたるが故に、先めづらしきことやあると、よく／＼もとめ案ずべき也、つねのことを讀すへたるを地盤にもちたるが故に、いかにたかくすぐれたるかたを案ずれども、正路をうしなはず、たかきかたをよみ得たれば本意なり、又よみえぬ時は、もとの口なれば、すてたりし方へ次第に落もてくるに、さらにわづらひなし、是等の趣をわきまへさゝるが、ゆゝしき大事にて侍也、

きを月の久かたといひ、たらちおのち、といふべきを、ち、のたらちおといひ、足引の山を山の足引と云也、是等はたゞ一事に心得らるべき事なれば、くはしくしるさず、

一緣の字をとほのけずと云は、露とあらば、やがてをくともか、るとも、又はらふともつゞくべきに、なん〳〵としておくとつけつれば、緣も道のき、詞もへだゝりて、あしく聞ゆる也、又ちかづけんにかなはず、ちかづけられぬをばゆるす、たま〳〵も近づけつべきを、近づけざるをわろしとす、

一うへ下を心得よといふは、上下に付て二あり、一には秀句、二にはき、しれといふ秀句の上下と云は、たとへば、あづさ弓春は櫻のなどいふに付て、梓弓に付て春の詞はあらはれたれば上也、櫻といふに付て、すゑともおもはせたり、是はかくれたればすゑたとす、是を心得てよむを上下かき合てよむとは云也、又き、ゑれの上下といふは、更をいはむとてかしこと云是也、たとへば、我身の焦る、事をばはぢて、紅葉、船などにおほせて云事也、紅葉ばのこがれて物のかなしきはなど云に付て、おもてにたつる紅葉はうへ、かくしたるこがれはすゑた也、是をかねたるをよき歌とす、かねたる歌は有がたかるべし、此歌ぞ是を兼たる歌なるべき、

雪ふれば木每に花ぞ咲にけるいづれを梅と分てをらまし

此歌ぞ上下かけあふて侍とて、師說も古人のほめけるとかたられし、誠にありがたき歌也、上下かけあふたる事、末世の人讀いでん事はかたかるべし、たとへば、むめは每木とかけり、木每にと讀る也、いづれ梅とわきておらましとつゞけ侍り、めでたき事也、

〔詠歌大概抄〕詠歌大概

情以新爲先、求人未詠之心詠之、詞以舊可用、詞不可出三代集先達之所用、新古今古人之歌同可用之、風體可效堪能先達之秀歌、不論古今遠近、見宜歌可效之、近代之人所詠出之心詞、雖一句謹而可除棄之、七八十年以來之人歌所詠出之詞、努々不可取用之、於古人之歌者、多以

にても、一にて事たる事あるがごとし、これにて萬心得つべし、何事もおくにすゑすべし、

一たすけ字を存せよといふは、きとみとはともとなり、谷ふかきとあらんに、こはくも聞え、となりもさしあふべくば、谷ふかみとかふべし、みときとは同じひゞきのかな也、又いでし月かはなどいふべきを、こはくも聞え、となりもさしあはゞ、いでし月かもなどかふべし、はともとは一假名也、はたらかせてたすくる也、かるがゆゑに、たすけ字とは名付る也、みちぬらしをみちぬらむとかへ讀なり、

一やすめの字といふを心得よといふは、し文字なり、たとへば、

　郭公鳴や五月のみじかよも獨しぬればあかしかねつゝ

とあるを、ねたれば、下すしき假名なるが、よりあひていきだはしく聞ゆれば、一人しぬればとはやすめたる也、われとし、人とし、松とし、みとし、きゝとしなどやうのし文字なり、極てやさしき字也、

一かなをあまさずと云は、物を三十一字にいひはてゝ、いま一字をかなたらずして、なん〳〵として也、してよなどせんなき假名を具する也、此歌のごとし、證歌云、

　花の色をあかずみる共鶯のねぐらの枝に手なゝふれそも

此手なゝがわろきなるべし

一心をあまさずといふは、たとへば題なる事を、まくばらずして、さきにいひはてゝ、句をたさんとて、いたづらなる私曲の事を讀具するを云也、是はやすく心得らるゝ事也、さきのてなゝふれその心也、只手なふれそといふべきを、一字たらぬによりてなゝの字入也、ふれゝばなど申たるは、同じ事ながら、いみじく聞ゆる成べし、

一詞の上下をせざれといふは、先にいふべき事を後にいふ是也、たとへば、久かたの月といふべ

ればとてとらへたる所もなきには正體なし、おもてなだらかに讀なして、下におかしきふし有べし、僧俗の歌は、むねこしすそを讀えんの字えんの詞をすへ、かなをいたはり、かなをえり、異名を心得、助字を存し、やすめ字を心得、假名をあまさず、心をあまさず、詞の上下をせず、えんの字をとをのけて、上下を心得て、一としてかけぬを秀歌とし、かけぬるをわろしとす、○中略たとへば緣の字えんの詞といふは、

惜ともかなふましらの鹿なればそるをえこそは留めざりけれ

此緣の字を、むねこしすそにすゑたるをよき歌とす、これらぞたくみの歌の本なる、

一又緣の字をこしにすゑずして、かた〳〵にすゑたるをば、すそよわき歌とす、又腰ばかりにすゑて、むねすそにすゑざるをば、一ふし歌とてこのみ讀人も有也、又發句後句にめいくたいくをすべし、こしにつのる歌もあり、これらはおのづから淺き深きことばあれども、皆歌の體也、えんの詞も如此まつらひつれば、たゞごと歌と名こそかはれども、さきのたくみの歌に、おとりまさりあるべからず、此外はこしをれとて、歌には似たる物ながら、歌をやつすすて物也、

一かなをいたはるといふは、下すしき假名を、句のすゑにおかじといたはる也、げすしきかなをすゑじとは、ぬ、た、れ、そ、是なり、句の末とは發句後句のをはりのかななり、又いたはらむとせんに、句の亂ぬべく、歌の損じつべきをゆるす、たま〳〵も引なほしつべきを、さておきつるをおろかなりとす、此心はおくに注す處也、歌を以てくはしく申侍也、

一假名をえるといふは、乃文字なり、れもじは、やはらかなる中のやはらかなる假名也、二をとらば、のもじをとるべし、

一異名を心得よとは、たとへば郭公とあらんに、となりもさしあふべくは、までのたをさともぐしたれども、くるしからず、たとへば名となのりとをつゞけていふ事もあり、なのりにても名

歌にても新歌にても、聲長くうたふ事也、然るに後世にいたりて、余牟といふに此字を用ひて、歌を製作する事とするは、字義かなはず、たゞし歌は于多布といふが根本の稱呼なれば、詠字かきて于多布と訓せば、あらたに製作するにも用ふべし、余牟といふに此字はあたらず、されど中古以來おしなべて此字を余牟といふに用る事になれり、いにしへはたゞ聲を長くしてうたふ事にのみもちひたり、古事記に云、此歌者國主等獻大贄之時、恒至于今詠之歌者也、日本紀崇神天皇紀に、乃重詠先歌などゝ、有、萬葉第十六に、あさか山の歌を載たる所に、詠此歌とあるは、あらたによめる歌なれども、それを朗うたひたるといふ事を、詠とかける也、歌はもとうたふ物なれば、新に製作するをも詠とかくは、うたふ義にてかく也、それを余牟と訓する事は、ふるくはみえず、又萬葉第七第十に、詠天詠月詠鳥詠霞などいふ事おほし、是はうたひたるといふにはあらず、詩に詠物とて、草木禽獸其外何にても、詠某といふ事あるにならひてかける物也、

〔兼載雜談〕一作より稽古すべし、才覺より稽古すべからず、作にいたりぬれば何事の才かくをもよくするなり、才覺よりいたりぬれば、めづらしき事出來がたし、定家家隆俊成慈鎭などはうたよみなり、其餘は歌作りなり、古詞をつらねて、三十一字にしたる計にて、作も餘情もなければ、うたも作りたる迄にて我力なし、

〔耳底記二〕同月〇慶長四年二月十五日、於伏見、

一定家云、家隆は歌よみ、我は歌つくりと云々、

〔悅目抄〕一安倍淸行が式曰、凡和歌者、先花後實、不詠古語并卑陋之所名奇物異名、但花之中求花、珠之中採珠云々、不審名所などよむ事は、よく〳〵これを可思惟也、

〔悅目抄〕一歌は人によりて讀かゆべし、兒と女との歌は、あまりにつよくこはきははしたなし、さ

もと右にいへる如く、定りてある詞をたゞことばにつぶ〳〵とまねびいふ事也、されば古き歌をも、後にうたはずして、たゞよみにつぶ〳〵とまねびいふをば、余牟といへるなるべし、古事記に、此二歌者讀歌也といへる事有、これはすべて歌を載て次に、あるひは夷振也、宮人振也、字岐歌。也など、あるは、みな後世に遺りて奏につきて、なづけたる目也、讀歌也とあるは、此歌は他の歌のやうにうたはずして、後世迄たゞよみによむ歌なる故に、かく稱せしなるべし、されば始てあらたに製作したる歌をも、うたはずして、たゞよみによみ聞せたる事もおほくありけらし、それがならひになりて、おのづから製作することをも、余牟といふやうになりけるなるべし、予多布といひては、古歌を吟詠にまがふ事もあり、又かならずしもうたはぬ事も多かれば、すべて歌にもたゞよみによむにも、みな製作するをば余牟といふ事にはなれるなるべし、今一つの義は、歌は心にあはれと思ふ事共をいひつらぬること、物をかぞふると同じ意にて、余牟とはいふ也、○中略古事記に作御歌といひ、日本紀にも作歌などかき、また三代實錄などにも作とかき、萬葉にもみな作とかけり、これらはみなもろこしに作詩といふにならひてかける也、大方漢文にかける物には、みな作とある也、萬葉も、同書はみな漢文なれば、しか書る也、古言に歌を都久留といふ事は聞つかねば、右の作字もみな余牟と訓すべき事也、神代紀に爲歌之、神武天皇紀に爲御謠之など、爲をかけるをも、みな美字多余美と訓じたるになぞらへて、作字も余牟といふべし、都久留といふ事は、やゝ後の書也、顯宗天皇紀に、詞人に予多都久留比登と訓じたるは、作歌といふ字をみて、それによりて後の人のまたる訓なるべし、古言にあらじ、是は予多毘登とか予多余美比登とか訓ずべし、○中略詠字は、聲を長くしてうたふ事也、まへにひける尙書の舜典に、歌永言とある永字、與咏詠に通じて、歌字と同じ意也、この故に說文に詠歌也、また歌詠也と、たがひに註せり、されば此字を奈我牟流とも予多布ともよませて、お

古事類苑

文學部八

歌二

〔二條太皇大后宮大貳集〕人の歌よみてと申しに
歌めせど心たくみのはかなさはをのゝ音してえこそつくらね

〔空穗物語吹上〕歌つくりなどしつゝ、よみあげて、きんにあはせて、もろごえにずんじたまふ、

〔松の落葉四〕歌をつくるといふ事
宇津保物語の吹上の卷に、歌つくりなどしつゝ、よみあげてきんにあはせて、もろごえにずんじたまふといへるは、いとたゞしきいひざまなりとぞおもふ、そのゆゑは、よむといふは、はじめよりまさごはよみつくすともと、古歌にいへるごとく、つくりたる歌のみそひともじを、ひともじづゝよみあぐるよしにて、よむとはいふことなれば、歌はつくるといふぞ正しき、日本書紀顯宗天皇の卷にも、詞人のもじを、うたつくるひと、むかし人のくにつけたるは、げにさることぞかし、ゑかにはあれども、つくりてはよみあぐるものゆゑに、中ごろよりは歌をばつくるこゝろをよむといひて、詩又は文をつくるといひわくなるもわろからねば、さてありぬべきことなれど、こと　りはつくるといふかた正しければ、人のさかきたらんを、あしとことがむべきことにはさらにあらずなん、こゝろえおくべし、

〔石上私淑言上〕歌を始て製作するを余牟といふに、二の義有べし、一つには、まづ余牟といふは、

古事類苑

文學部八

歌二

なり、たゞ終の一句よりかへるもあり、初一句へかへるもありて、一定ならぬが中に、かへりづめの如くにしてかへらず、上を補ひて、終一句を添へたるがあるは別格なり、たとへば萬葉集卷六、我屋戸之、梅咲有跡、告遣者、來云似有、散去十方吉などこれなり、おもひまがふまじきなり、後世にては、すべて歌の格いとせばくなりにたり、廣からでは、不自在なる事ならずや、されどねがひてするわざにはあらず、皆歌がらによりてやむ事をえぬ事なりとしるべし、かへりづめも、しさかへすにはあらず、事の急なるをばさきにいひ、緩きをば後にいふが、おのづからかへるすがたとはなるなり、事の緩急、先後すべからぬ事、歌にも文にも、その例おほきをおもふべし、

〔玉勝間十〕定家中納言の歌

定家中納言の歌に、さえくらすみやこは雪もまじらねど山端しろき夕暮の雨とある、本は雪といひて雨也、末は雨といひて雪也、かゝること、からの歌にもあり、鶴林玉露といふ書に、杜少陵詩云、風含翠篠娟々淨、雨裛紅蕖冉々香、上句風中有雨、下句雨中有風、謂之互體、

歌、

こひわたる人にみせばや松の葉もまたもみぢするあまのはしだて、又有兩題之時、唯詠一首、多先蹤、高倉一宮歌合後實、以二首題、上達部之中同詠之、而宇治殿下〇藤原賴通令詠一首、

有明の月だにあれやほとゝぎすたゞひところのゆくかたもみむ、又故左京、三月盡歌、戀歌兩首被講之時、證觀法印詠三月盡許、

春のくるゝみちにきむかへほとゝぎすかたらふ聲にたちやとまると、凡如此事不可勝計、但是詠秀歌之時、若有人望之人所爲也、件歌二首皆以秀歌也、

〔徹書記物語上〕一詞一句をのこす歌あり、業平の月やあらぬの歌は、心得ねばおもしろくもなき歌なり、是はこぞの春のころ、二條后にあひし事を思ひ出て、西對へ行てよみたるなり、月がもとの月にあらぬか、春がもとの春にてあらぬか、我身ひとつはもとの身にして、こよひ逢つる人こそなけれといひたるなり、されば業平の歌は、そのこゝろあまりて詞たらず、しぼめる花の色なくて、にほひ殘れるがごとしといふ本にも、此歌を出したるは、このこゝろなり、こよひあひつる人こそなけれといふ一句を殘してよみたるなり、さてこそおもしろく侍れ、寂蓮が、

うらみわびまだし今はの身なれどもおもひ馴にし夕ぐれの空、空にてははてぬ歌なり、夕暮の空をばさてもいかにせんの一句をのこしたるなり、

〔北邊隨筆初篇二〕よみづめの一格

古今集に、あふみよりあさたちくればうねの野にたづぞ鳴くなる明けぬこの夜はといふ歌、よみづめをかうやうによめる格、萬葉集に例多し、和泉式部集に、われならぬ人もさぞみん長月の有明の月にしあはれは、とあるも同じ格なり、これは畢竟かへりづめの一格なり、かへりづめ、は後撰集に、みぬ人のかたみがてらはをらざりき身になづらへる花にしあらねばなどの類

石及此碑、古昔在興福寺、後移置藥師寺、然第十五首詠藥師佛、則似舊在於此、方外友西教寺潮音曰、第十五首使用客閼舊閼之事、見涅槃經、亦喩釋迦之教勝於餘教、非謂藥師佛也、愚按、第九首第十四首、並云舍加乃美阿止、非謂藥師佛明矣、雖是寺安藥師佛、然又有釋迦佛跡石、亦何害、拾遺集云、山階寺者、恐傳聞之誤、以爲移置者、以碑見在藥師寺、不與拾遺集合、臆度爲之說、不足據也、潮音近日考證記文、注釋和歌、並精審可據、以有專書、此不贅、

〔消閑雜記上〕一首十體の口決

ほの〳〵とあかしの浦の朝霧にしまがくれ行く舟をしぞ思ふ

「ほの〳〵と舟をしぞおもふ朝霧にあかしの浦のしまがくれ行く朝霧にあかしのうらの舟をしぞ思ふ「ほの〳〵と舟をしぞおもふ嶋がくれ行く「ほの〳〵と島がくれ行く朝霧に舟をしぞ思ふ明石のうらの「朝ぎりに島がくれ行くほの〳〵と明石の浦の舟をしぞおもふ「朝霧にあかしのうらのほの〳〵としまがくれ行く舟をしぞおもふ「あさ霧に舟をしぞおもふほの〳〵とあかしの浦の島がくれ行く「朝ぎりに舟をしぞおもふほの〳〵としまがくれ行くあかしの浦の「あさ霧にあかしの浦のほの〳〵と舟をしぞおもふしまがくれ行く、誠に一首のすがたなびらかなるゆゑ、いかやうによめども、口のうちさはらず、ふしぎの事なり、さればこそ四條大納言公任卿、此歌を三年までこゝろえず、やうやうのちにこゝろえて、九品の上品にこのうたを出だせり、

一首五體のうたは、月やあらぬはるやむかしの歌なり、是等の姿を思へば、口にさなへてなだらかならぬは、下品とおもふべし、

〔袋草紙一〕一和歌會註事

兩題、有詠一首事、或所海士橋立、紅葉兼二首題講、範永朝臣遲參シテ、臨講之時、以二首題詠一首和

阿岐波岐婆、佐岐天知留羅之、可須賀能爾那具那留志賀能、己惠乎可奈之美、

藤原宇合卿奉贈新田部親王歌云

美奈曾己倍、之都具之良他麻、奈賀由倍爾、己々佰都具之天、和可於母婆那具爾、

〔八雲御抄　正義一〕異體

たとへば、やう／＼の雜體をよむ也、定たる名もなけれ共、人々の思ふまゝに、今もいにしへも詠也、無同字歌とて、

世のうきめ見えぬ山ぢへいらむにはおもふ人こそほだしなりけれ、などいふ體の事、是ならずも多、題につきても、又字につきても、おほし、萬葉に、

ねづみのいへよねつきふるひ木をきりてひきゝりいだすよつといふやこれ、といふは、なぞなぞなどの樣なり、あな戀しといふ心なり、又三年三日我戀公などいふていの事多し、

〔古京遺文〕佛足石歌碑

㊟佛跡　一十七首

(美)阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、都知佐閇由須禮、知々波々賀多米爾、毛呂比止乃多米爾、

彌蘇知阿麻利、布多都乃加多知、夜蘇久佐等、曾太禮留比止乃、布美志阿止々己呂、麻禮爾毛阿留可毛、○中略

右歌碑、建在佛足石之後、所鐫歌廿一首、其十七首、咏贊佛蹟、四首呵責生死、碑嘗罹火災、以故四邊有剝脫者、中亦有磨泐不存者、其剝脫而後、人取舊文補剟者、今圈以別之、其磨泐者、今從野呂氏摹本填入、亦匡以存之、第二首拾遺和歌集載之云、光明皇后自書于山階寺佛蹟、皇后崇奉佛教、其吟咏想當如此、按、○狩谷望之 義楚六帖載西域記云、佛在摩竭陀國波吒離城石上、印留跡記、玄奘法師親禮聖跡、自印將來、今在坊州玉華山、鐫碑記讚、皇后蓋倣此也、契冲律師曰、山階寺卽興福寺、或云、佛跡

阿豆佐由美、比岐都能佶奈留奈能利曾母、波那波佐倶麻天、以母爾阿波奴可母、

阿豆佐由美是古事、比岐都是譬喩奈能利曾是爲結句、

七頭新履古　新意陳發句、古事陳三句、是妙佳也、

長田王戀婦歌云

阿岐夜麻能、母美知婆曾牟留、旨良都由能、以知旨留岐麻天、以母爾阿波奴可母、

阿岐夜麻發句新句新意、母美知婆二句物色之良都由三句古事、伊知之留岐四句譬喩、伊母爾阿波奴可母五句結句、與母一對、凡作事之體、背之皆爲沓體、

八頭古履古　以履并腹古事、故云頭古履古、此體或有相對、或無相對、

詠春歌云

阿乎爾與之、奈良夜麻可比與、旨呂他倍爾、己能他那比倶波、者留可須美可母、

阿乎爾與之志呂他倍、是爲相並、

九古事意　凡此體非一、例無所定、四句中交錯、

詠龍田山歌云

何勢不氣馬、倶母能岐奴可佐、他都他夜麻、以等爾保波勢留、阿佐可保能波那、

倶母能岐奴可佐是二句、他都他夜麻三句、二句岐奴可佐寄喩、三句顯山名、故云三古事意、

十新意體　此體非古事、非直語、或有相對、無相對、故云新意、

孫王戀燒戀歌云

豐濡者人流礙乃草有哉、美良久少、戀良久乃太寸、

離古適直、故云新意、美羅具須久奈倶己不良久能於保岐是相對也、此體相似古直、少又難別、可消息也、無對、

四列尾　殖栗豐島詠夜歌云

阿可都岐波止利母奈倶那利天羅天羅能可彌毛止與美奴阿介婆天奴己能與

終句有八字故云列尾

五有頭無尾　八坂入姫答活目天皇歌云

己能那之乎宇倍天於保佐馬可志己氣无

無腰以下故云有頭無尾第三句爲腰以上爲頭以下爲尾

六直語　活目天皇贈八坂入姫歌云

美麻之須留乎可爾賀介須留己能奈之乎宇倍天於保之天可介爾與氣无母

俗人言語無異故云直語

歌人右六歌體句莫犯若犯之爲查體

七雜韻　角沙彌紀濱歌云

白那彌之濱松之木乃手酬草幾世左右二箇年薄經濫

韻字不合第三句終字初韻第五句終字終韻故云雜韻左與无非同韻

雅體別有十種

一聚蝶　毎句上用同事也

淨御原御製曰

美與之能乎與之止與久美天與之止伊比之與之能與久美與與支止與久美與

毎句吉有凶無假令葉如聚蝶一處故云聚蝶○中略

六頭古腰新　古事陳發句新意陳三句是爲雅體

當麻大夫陪駕伊勢思婦歌云

雜歌

のものこれをうらやましくおもひて、にせんとすれば、無心所著の、なにともなきほれたることをよみ出す也、これは何をあそばしさふらふぞと人の間へば、我もしらずと云て、たはことをよむ也、よく〳〵つゝしむべし、

〔萬葉集十六 有由緣雜歌〕無心所著歌二首

吾妹兒之、額爾生流、雙六乃、事負乃牛之、倉上之瘡、

吾兄子之、犢鼻爾爲流、都夫禮石之、吉野乃山爾、氷魚曾懸有、

右歌者、舍人親王令侍座曰、或有作無所由之歌人者、賜以錢帛、于時大舍人安倍朝臣子祖父乃作斯歌獻上、登時以所募物錢二千文給之也、

〔歌經標式〕和歌三種體

一者求韻　二者査體　三者雅體 中略○

査體別有七種

一雜會　賓人久米廣足歌云

何須賀夜麻、美禰己久不禰能、夜久之天良、淡路能島能、何羅須岐能倍羅、

牛馬犬鼠等一處如相會、無有雅意、故云雜會、

二猿尾　道合師歌云

壞他保己爾、曾比天能保禮留、那壞能己止、曾比天能保禮留、壞他保己、

終七字五字有也、故云猿尾、

三無頭有尾　神日本磐余彥天皇擊鳥師歌云

阿美之保比太利、毛母那比都、比止壞伊倍止母、他无可比母勢須、

無初五字、故云無頭有尾、

ふとなり、

〔翁草三十九〕一中御門院勅製謎の御歌

秋風のはらへば露の跡もなし萩の上葉も亂てぞ散る、是を月と解也、心は上の句、露のあと無れば、つ文字也、下の句、萩の上のはを散せば、き文字殘る、故に月と成、誠に幽玄成御謎也、

〔おほうみのはし〕本源自性院入道關白殿に、近衛信尋公、法名應山、光悅が鯉を奉るとて、

をりあらば申させ給へふたつもじうしの角文字奉るなり

御かへし

いをのなのそれにはあらでふたつもじ牛の角もじひまあらばちと

〔奥義抄上ノ上〕無心所著歌　雜會歌躰也　無所存也

〔徹書記物語下〕無心所著の歌は、一句々々別々の事をいひたる也、萬葉に、

我戀は障子の引手嶺の松火打ぶくろにうぐひすの聲、

〔消閑雜記上〕白鹿和尚、如何是布袋師、便放下布袋、又問、如何是布袋下事師負之而去、傳燈錄、白鹿和尚布袋の況界を問ふ、布袋そのまゝ袋をなげすつ、又とふ、その布袋下の事をとへば、師そのまゝ負ひてさりしなり、たゞ今日無事底のはたらきなり、すべて人の心はものに著せず、とゞこほりなきやうにもてなすべきことなり、これ無事の上の有事なり、よく工夫すべきこと也、

我戀は障子のひつて嶺の松火打袋に鶯のこゑ、此うたの意は、戀慕の一念あれども目前の障子の鐶鉤とうちみて、やがて嶺の松ときゝ過ぎ、火打袋のこち〳〵をいかにや〳〵とおもふうちに、そのまゝ鶯のこゑなりけりとうつりし念頭、一點もとゞこほらず、當下一念の今日底なり、

〔徹書記物語上〕一得たるもの、歌は、なに事を云出したるも、一ふし興ありておもしろき也、初心

謎歌

祖道臣命、帥大來目部、奉承密策、能以諷歌倒語、掃蕩妖氣、

〔古事記中神武〕天皇崩後、其庶兄當藝志美美命、娶其嫡后伊須氣余理比賣之時、將殺其三弟而謀之間、其御祖伊須氣余理比賣患苦、而以歌令知其御子等、歌曰、佐韋賀波用、久毛多知和多理、宇泥備夜麻、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須、又歌曰、宇泥備夜麻、比流波久毛登韋、由布佐禮婆、加是布加牟登曾、許能波佐夜牙流、

〔歌經標式〕雜體(言謎語謎歌也)立式者、歌云、
禰須美能伊倍、與禰豆岐不留、比木乎岐利天、比岐岐利以他須、與都止伊不加曾禮、
鼠家穴名也、與禰豆岐不留比粉也、木乎岐利天比岐岐利以他須火名也、與豆是四字也、師云、穴戀心也、故云雜體、如此歌名爲甲第也、

〔大和物語上〕野大貳(○小野好古)すみともがさはぎの時、うての使にさゝれて、少將にてくだりける、おほやけにもつかうまつり、四位にもなるべきとしにあたりければ、むつきのかゝいたまはりのこと、いとゆかしうおぼえけれど、京よりくだる人もおさ〳〵聞えず、ある人にとへば四位になりたりともいふ、ある人はさもあらずといふ、さだかなることいかできかんとおもふほどに、京のたよりあるに、近江守公忠のきみの文をなむもてきたる、いとゆかしううれしうてあけてみれば、よろづのことゞもかきもていきて、月日などかきて、おくのかたにかくなむ、
玉匣二とせあはぬ君がみをあけながらやはあらんと思ひし、これを見て、かぎりなくかなしくてなんなきける、四位にならぬよし、文のことばにはなくて、たゞかくなむありける、

〔徒然草上〕延政門院(○後嵯峨皇女悦子)いときなくおはしましける時、院へまゐる人に御ことづてとて申させ給ひける御うた、
ふたつもじ牛の角もじすぐなもじゆがみもじとぞ君はおぼゆる、こいしく思ひまゐらせ給

なにはづにさくやこのはな冬ごもり今ははるべとさくやこの花、といへるなるべし、○中略みつにはなずらへうた、

君にけさあしたの霜のおきていなば戀しきごとにきえやわたらん、といへるなるべし、これは物にもなずらへて、それがやうになんあるとやうにいふなり、このうたよくかなへりとも見えず、たらちねのおやのかふこのまゆごもりいぶせくもあるかいもにあはずて、かやうなるや、これにはかなふべからん、よつにはたとへうた、

我戀はよむともつきじありそ海の濱のまさごはよみつくすとも、といへるなるべし、これは、よろづの草木鳥けだ物につけて、心をみするなり、この歌は、かくれたる所なんなき、されどはじめのそへ歌とおなじやうなれば、すこしさまをかへたるなるべし、須磨のあまのしほやくけぶり風をいたみ思はぬかたにたなびきにけり、此歌などやかなふべからん、

〔玉勝間十四〕たとへ歌

たとへ歌なずらへ歌、そへ歌、みなおなじことなるを、古今集の序に三つにわけたるは、おひてから國の六義といふ事にあてむとての志ひごとなり、すべて六義といふこと歌にあることなし、いみじきひがことなり、

又たとへ歌のやう

たとへ歌、古今集よりこなたのは、その歌を見れば、たとへたる意あらはに志らるゝやうによみたるものなり、然るに萬葉集なるは、その事にあたりて、そのよみたる人は、たとへたる心を志るべけれど、後にその歌を見たるのみにては、たとへたる意は、こまかには志れがたきが多し、されば今その歌をとくに、大かたにはおしはからるれども、たしかにはいひがたき歌おほし、其心してとくべきなり、又萬葉のたとへ歌は、そのたとへたる草木鳥虫のうへの詞と、たゞに戀のうへをいへる詞とを、あひまじへてよめる多し、是又こゝろえおくべし、

〔日本書紀三神武〕辛酉年正月庚辰朔、天皇卽帝位於橿原宮、○中略初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠

譬喩歌

〔續世繼五 飾大刀〕宇治の左のおとゞ、頼長ときこえ給し、○中略おほやけわたくしにつけて、なにごともいみじくきびしき人におはせし、みちにあふ人、きびしくはぢがましきことおほくきこえき、公事おこなひ給ふにつけて、おそくまゐる人、さはり申人などをば、いへやきこぼちなどせられけり、ならに濟圓僧都ときこえし名僧の、公請にさはり申ければ、京の宿房こぼちけるに、山に忠胤僧都ときこえしと、たはふれがたきにて、みめろむじて、もろともに、われこそおになどいひつゝうたよみかはしけるに、忠胤これをきゝて、濟圓がり、いひつかはしける、

まことにや君がつかやをこぼつなるよにはまされるこゝめ一○こゝめ、一本作心有けり

返し

やぶられてたちしのぶべき方ぞなき君をぞ頼むかくれみのかせ、とぞきこえ侍ける、

〔古今著聞集十六 興言利口〕同御時、○後鳥羽南都の僧六人に風流棚をめされたりけるに、めん〳〵にしたたて、まいらすとて、棚ごとに歌をよみて付たりけり、えいらんありて、此かへしたれかすべき、案覺よろしかりなんとてめされにけるすなはちまゐりたるに、此歌のかへしつかふまつるべし、たゞし六首を二首にてかへすべしと仰くだされければ、たうざにつかうまつりける、

なら坂のさかしき道をいかにしてこしをれどものこえてきつらん院しきりに御入興有けるとなん、

〔八雲御抄一正義〕諸歌

一譬喩

たとへ歌といへり、但たとへともなきも有歟、寄衣喩思、寄弓喩思などいへり、唯寄物歌也、

〔古今和歌集序〕そも〳〵歌のさまむつなり、からのうたにもかくぞあるべき、そのむくさのひとつにはそへうた、おほさゝきの御門○仁徳をそへたてまつれるうた、

返し　　　　赤染衛門

さもあらばあれやまと心しかしこくばほそぢにつけてあえすばかりぞ

〔新拾遺和歌集雜十九〕誹諧〇中略

法性寺入道前關白〇藤原忠通家に、男女房物語して侍ける程に、たき物をつゝみていだされたりければ、あらそひとりて見るに、あらぬ物にて侍ける、又の日まいりたりけるに、昨日のたき物のあらそひこそおかしくと女房申ける返事によめる、　　清輔朝臣

玉だれのみすのうちより出しかば空たき物と誰もしりにき

〔宇治拾遺物語三〕今はむかし、ざうろく〇藤原輔相といふ歌よみありけり、げすのいへに入てひともなかりけるをりを見つけて入にけり、なべにあるものをすくひけるほどに、家あるじの女、水をくみておほぢのかたよりきてみれば、かくすくひくへば、いかにかく人もなきところにいりてかくはする、物をばまゐるぞ、あなうたてや、藤六にこそいましけれ、さらば歌よみ給へといひければ、

むかしよりあみだほとけのちかひにてにゆるものをばすくふとぞしる

〔續古事談五諸道〕待賢門院〇鳥羽后藤原璋子法金剛院ツクリテ、始テ御幸アリケルニ、人々コヽカシコニ興ジケリ、立石ハ徳大寺法印セラレタリ、林賢トイフ法師、瀧ノ石タテヽ、ソノカタハラニ、フダニカキテタテタリケル、

衣ニテナヅレドツキヌ石ノ上ニ万代ヲヘヨタキノシラ絲、人々見テ、或ハ興ジ、或ハ無益ナリナド云アヘルホドニ、二條ノ帥長實和セラレタリケル、

シレ物ノヨシナシ事ヲスル法師ツヒニ人ヤニキルトコソキケ、人々ワラヒノヽシリテヤミニケリ、

〔萬葉集十六有由緣雜歌〕獻新田部親王歌一首
勝間田之、池者我知、蓮無、然言君之鬚無如之、
右或有人聞之曰、新田部親王出遊于堵裏、御見勝間田之池、感緒御心之中、還自彼池、不忍憐愛、於時語婦人曰、今日遊行見勝間田池、水影濤々、蓮花灼々、可憐斷腸、不可得言、爾乃婦人作此戲歌、專輙吟詠也、
〔袋草紙三〕如此ハ、彼親王○新田部親王無鬚之由ヲ人以存也、而故澄觀法師云、如歌ハ彼親王以外大鬚也、是ハ汝ヲ無鬚人ト如云也、勝間田ニハ無蓮、巳虛言也ト讀也云々、甚深義之由、人々所感歎也、
〔古今和歌集十九誹諧〕題しらず　よみ人しらず
梅の花見にこそきつれ鶯のひとく／＼といとひしもをる
素性法師
やまぶきの花色衣ぬしやたれとへどこたへず口なしにして
〔後拾遺和歌集二十誹諧〕題しらず　讀人不知
笛のねの春おもしろく聞ゆるは花ちりたりとふけばなりけり
三條太政大臣○藤原兼通のもとに侍ける人のむすめを忍びてかたらひ侍けり、女のおやはらだちて、むすめをいとあさましうつみしけるなどいひ侍けるに、三月三日かの北のかたの、三日のよのもちひくへとていだしけるによめる、　藤原實方朝臣
みかのよのもちひはくはじわづらはしきけばよどのにはゝこつむなり
めのとせんとてまうできたりける女の、ちのほそく侍ければよみ侍りける、　大江匡衡朝臣
はかなくもおもひけるかなちもなくてはかせのいへのめのとせんとは

〔後頼口傳〕誹諧歌といへるものあり、これよく志れる物なし、又髄腦にもみえたることなし、古今につい てたづぬれば、ざれごとうたといふなり、よく物いふ人のざれたはぶるゝがごとし、〇中略宇治殿の四條大納言にとはせ給けるに、これはたづねおはすまじき事也、公任あひとあひし先達どもに、隨分にたづねさぶらひしに、さだかに申人なかりき、志かればすなはち後撰拾遺せうにえらべることなしと申されければ、さらばすぢなき事なりと申てやみにきとぞ、帥大納言におほせられける、それにみちとし中納言の、後拾遺抄といへる集をえらびて、誹諧歌を撰べり、若おしはかりごとにや、これによりてこと〳〵もおしはかるに、はか〴〵しき事やなからんとこそ申されしか、

〔桐火桶〕古今の誹諧は、相傳の人またくなし、公任の卿に御堂殿〇藤原道長問給しかども、終に秘し申して、知ずと答申されけるとかや、古今の大事此事なり、人毎に、たゞ誹諧とは狂歌をいふと心得たる許にて侍る程に、小智のさまたげにて、至極を志らぬなるべし、凡狂歌げにはべれども、心えかはるふし侍るべし、誹諧と申躰は利口なり、ものをあざむきたる心なるべし、心なきものに心をつけ、ものいはぬ物にものをいはせ、利口にしたるすがたなるべし、可秘事なり、

〔八雲御抄正義一〕是はいかなるをいふにかあらん、まさしき樣志る人なし、公任卿なども不知之、而通俊なにと心えたるに有けん、入於後拾遺、經信卿云、入誹諧歌にてこと事のわろさも被知云々、誠如公任經信不知ほどのことなれば、末代人非可定、又千載集にもあり、大かたはさよめるべきやらんなどは推せらるれ共、其樣知事なし、後拾遺、千載集に入たる歌は、物狂の事なれば、さやうの歌をいふにやあらむ、但是を知がほに定には非ず、歌躰可見古今也、或說曰、誹諧有樣々、一俳諧　二誹諧　三俳諧　四滑稽　五諧隱　六謎字　七空戲　八部謗　九狂言　此等子細、未辨之、

尤不審也、

〔古今和歌集打聽十九雜體〕俳諧歌

はいかいの字、俳は雜戲也、諧は和也、合也と云て、をかしきたはれ言をいへり、〔中略〕史記に、滑稽は俳諧也と云注はあれど、其傳の本文には見えず、唐の杜甫が詩に、俳諧體といふ事も見えたれば、から國には、はやくよりある言也、されど今の歌のさまには、必かなへる事にもあらぬやう也、今の本に誹諧と有は、うつしあやまれる也、草の手にて俳と誹とのまぎれたるをおもはで、後にさま〴〵いふは、いたづらごとなる也といへり、

〔梅園日記五〕誹諧

寐覺のすさびに、〇中略按ずるに、古今集その外の書に、誹諧とありて、俳と書ることなし、からくにの書にも、誹諧と書たるあり、隋書に、侯白字君素、好學有捷才、爲儒林郎、通倪不持威儀、好爲誹諧雜說と見えたり、世說新語補の注にも、誹諧とあり、草の手に誤り書るなりといへるはなかなかにたがへり、俳と古音にては通せしならんと、南畝子〇太田覃申されき、以上ねさめのすさびと云り、同じ南畝の俳諧歌集の序に、按、史漢有俳諧字、宋袁淑有排諧集、隋書侯白傳、稱好誹諧、然則俳排誹字皆可以通とあり、按ずるに、もと俳諧と書べきを、下の諧字の言偏、上の俳字にうつりて、誹となりたるなり、是に類したる證は顏筆乘に、俗於聯字有因上誤下者、有因下誤上者、駆偸誤以偸从馬作騟、〇中略俳諧の誹諧となりたるも是等の類なり、正字にはあらねども、古今集以來の歌書なるは、久しく書來りつれば、誹諧と書んぞ故實にはかなふべき、但し俳言俳文などいはん時は、誹字を用べからず、

〔奧義抄下ノ下〕誹諧の字は、わざごと、よむ也、是によりてみな人偏に戲言と思へり、かならずしも不然歟、今案に、滑稽のともがらは非道して、しかも成道者也、又誹諧は非王道して、しかも述妙義たる歌也、故にこれを准滑稽、その趣弁說利口あるもの、如言語、火をも水にいひなすなり、或は狂言にして妙義をあらはす、此中又心にこめ詞にあらはれたるべし、

〔袋草紙四〕第四靜慮歌ハ、或人惠亮和尙歌云々、而如堀川右大臣集ハ、山ナル僧、

さくら花第四靜慮にさかせばや風災なくてちらじとおもへば、返事大臣、

さくらばな第四靜慮にさけりとも眼識なくていかゞ緣せむ略○中

此歌等ノ心ハ色界ニハ、凡有十八天也、其中ノ上ノ九天ヲ第四靜慮トハ云ナリ、彼所ハ壞劫之時モ風災ノ不到也、臣不寄所之故如此詠ズ、眼識ナクハトヨムハ、彼所ニハ無五識也、五識トハ眼識、耳識、鼻識、舌識、身識也、物ヲ見聞ト思フ時ハ初靜慮ノ識ヲ借ル也、

〔徹書記物語下〕一ゆふ日かげの殘れる山陰に、日ぐらしの鳴つるほど、おもしろきものはなきなり、日ぐらしの鳴ゆふかげのやまとなでしこさいひたるやうに轉する事、大事のものなり、日ぐらしの鳴ゆふかげとあれば、末には雲とも日かげともこそいふべきに、大和なでしこと轉じたる事、ちとつかぬやうなれども、おもしろく轉じたるなり、定家、

蘭省の花のにしきの傍にいほりかなしき秋のむら雨、かく轉じたるなり、是は蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草菴中の詩のこゝろなり、蘭省錦帳ハ御所などの事也、

戲咲歌

〔奧義抄上ノ上〕戲咲歌　如字

はつをものつくりたる田をはむからすまなふたはれてはたほこにをり、略○中已上出萬葉集、

〔萬葉集十六有由緣雜歌〕嗤咲瘦人歌二首

石麻呂爾吾物申、夏瘦爾吉跡云物曾、武奈伎取食、　賣世反也

瘦々母生有者將在乎、波多也波多、武奈伎乎漁取跡、河爾流勿、

右有吉田連老、字曰石麻呂、所謂仁敎之子也、其老爲人身體甚疲、雖多喫飮形似飢饉、因此大伴宿禰家持、聊作斯歌以爲戲咲也、

俳諧歌

〔奧義抄上ノ上〕誹諧歌　滑稽也、略○中誹音非也、無俳音、可用俳字云々、雖然古今拾遺等皆以用誹字、

檀越也、然勿言、氐戸等我課役徵者、汝毛半甘、

高宮王詠數種物歌二首

婆羅門乃、作有流小田乎、喫烏、瞼腫而、幡幢爾居、

〔新古今和歌集二十釋教〕比叡山中堂建立の時　　傳敎大師

阿耨多羅三藐三菩提の佛たち我立杣に冥加あらせたまへ

〔大鏡上八〕天暦○村上の御時に、清涼殿の御前の梅の木の枯たりしかば、もとめさせ給ひしに、なにがしのぬしのくらうどにていますかりしとき、うけたまはりて、わかきものどもはえ見しらじ、きんぢもとめよとの給ひしかば、ひと京まかりありきしかども、侍らざりしに、西の京のそこ〳〵なる家に、色こくさきたる木の、やうだいうつくしきが侍りしを、ほりとりしかば、いへあるじの、木にこれゆひつけ候て、もてまいれといはせたうびしかば、あるやうこそはとて、もてまいりて候しを、なにぞとて御覽じければ、女の手にてかきて侍りける、

勅なればいともかしこしうぐひすのやどはととはゞいかゞこたへん、とありけるに、あやしくおぼしめされて、なにもの丶家ぞとたづねさせ給ひければ、つらゆきのぬしのみむすめのすむ所なりけり、遺恨のわざをもしたりけるかなとて、あまへおはしましける、

○按ズルニ、拾遺和歌集ニハ、内より、人の家に侍ける紅梅をほらせ給けるに、うぐひすのすくひて侍ければ、家のあるじの女、まづかくそうせさせ侍ける、○中略かくそうせさせければ、ほらずなりにけりトアリ、

〔後拾遺和歌集二十[illegible]〕左大臣の家に、けうそく[illegible]○[illegible]心ざしをくるとて、くはへける、　　僧都仁敎

[illegible]をさへてまさへ両よに花のさかりを心ゑづかに

結句の七もじばかりにて、戀の意になれり、めづらしき序歌なれば、ついでにいだしつ、

〔萬葉集一雜歌〕太上天皇〈統〇持〉幸于難波宮時歌

大伴乃、美津能濱爾有、忘貝家爾有妹乎、忘而念哉、

右一首身人部王

〔萬葉集十一〕〔寄物陳思〕

念友、念毛金津、足檜之、山鳥尾之、永此夜乎、

或本歌曰、足日木乃、山鳥之尾乃、四垂尾乃、長永夜乎、一鴨將宿、

〔古今和歌集十一戀〕題しらず　よみ人しらず

郭公鳴やさ月のあやめ草あやめもしらぬ戀もするかな

〔俊頼口傳〕うたはかなの物なれば、かゝれざらんこと、ことばのこわからんをばよむまじけれど、ふるきうたにあまたきこゆ、行基菩薩のうたに、

りやうせんのさかのみまへにちぎりてしむんによくちせずあひみつるかな、ばらもんそうしやうの返し、

かびらゑにともにちぎりしかひありてもんずのみかほあひみつるかな、〇中略又たかをかのしんわう、こうぼうだいしによせ給うた、

いふならくならくのそこにいりぬればせつりもすだもかはらざりけり、御返し大師、

かくばかりたるまのしれるきみなればたゝきやまてはいたるなりけり

〔萬葉集十六有由縁雜歌〕戲嗤僧歌一首

法師等之、鬚乃剃杭、馬繫痛勿引曾、僧半甘、〇〇

法師報歌一首

いでわがこまははやくゆきませまつち山まつらんいもをはやゆきてみん

此等のたぐひおほかれども略していはず、これらみなよき歌にもちゐて、人にしられたり、

〔愚問賢註〕用なくて字をあます事、よろしからず候、中飽病とたてゝ候、但信明朝臣、在明の月の月影にもみち吹おろす山おろしの風、三十四字、家隆卿、かぎりあればあけなんとするかねのおとになほながき夜の月ぞのこれる、三十三字などは、一字も用なきにあらず、殊勝候か、

字不足歌

〔宗長手記〕宗碩法師[月村齋]歌よみて文にあり、中の七文字ふたもじたらず、

都には三十もじ餘一もじの二文字たらぬ歌も有けり、と申のぼせ侍り、

無同字歌

〔古今和歌集[雜十八]〕おなじもじなき歌　もののべのよしな

世のうきめ見えぬやまぢへいらむにはおもふひとこそほだしなりけれ

〔月明集[下]〕おなじもじかさならぬ

おのづからしりてあふげりすへくにはちとせたえせぬきみまさむとも

無濁音歌

〔玉勝間[一]〕濁る音なき歌

古今集に、同じもじなき歌といふあり、そのたぐひにていはゞ、にごるこゑなき歌もまゝあるもの也、音羽山おとにきゝつゝ、相坂の關のこなたに年をふるかな、こむ世にもはやなりなゝむめのまへにつれなき人を昔と思はむなど也、なほ有べし、

序歌

〔寄居歌談[二]〕萬葉集に、ものゝふのさつやたばさみ立むかひ射るまとかたは見るにさやけし、とあるは、圓方はみるにさやけしのみに、歌のこゝろありて、上の十九字は、まとゝいふことをいはんがために、つくりかまへたる詞なり、これを序歌といふなり、これのみならず、萬葉古今のうちにいとおほし、江戸の仲田顯忠がこひのうたに、

すみだ川洲にゐる鳥のしほみてばせんかたもなくたつうきな哉

き故に、歌には六八言にはよみがたし、西行法師の、風になびくふじの烟の空にきえて云々と讀みし初句の耳だつ事は更なり、三句も衣は耳だてり、二條院讃岐の、わたつうみの沖つ汐あひにかづくあまのいきもつきあへず物をこそ思へ、定家卿の、忘れぬらんうらめしとおもひおもふとても、待つべきにあらずいはんともいはじ、これらは句毎にあまりて、三十六言の歌なれど耳たゝず、聞きぐるしからず、定りたる格は犯されぬもの也、但定家卿の初句はわろし、

〔土佐日記〕十八日、〇承平五年正月 なほ同じ所にあり、〇中略 船もいださでいたづらなれば、あるひとのよめる、〇中略 此歌どもを、人のなにかといふを、或人の又きゝふけりて讀る、その歌よめる文字、みそもじあまり七もじ、人皆えあらで笑ふやうなり、歌ぬしいと氣色あしくてゑまず、まねべども得まねばず、書けりともえ讀あへがたかるべし、けふだにいひ難し、ましてのちにはいかならん、

〔耳底記別錄〕九　字餘之事

三十一字にあまる事、作例おほしといへども、ことさらよしなき時はあますべからざるか、忠仁公、

年ふればよはひは老ぬしかはあれど花をしみれば物おもひもなし、といへるは、おもしろければ左右におよばず、よしなきときに、たけを高くみせんがため、このみてあます人あり、いかにぞや、是を中飽病といましめたり、

〔後賴口傳〕歌は卅一字あるを、卅三四字あらば、あしくきこゆれども、よくつゞけぬれば、あしともきこえず、

ほの〴〵とあり明の月の月かげにもみぢふきおゝす山おろしのかぜ

しぬるいのちいきもやするとこゝろみにたまの緒ばかりあはんといはなん

さきの歌は卅四字ある也、次の歌は卅三字あるなり、はじめの五文字、七文字あるうた、

千載 春はたゞ花の匂ひもさもあらばあれたゞ身にしむは曙の空　季通

同 思ふをも忘るゝ人はさもあらばあれうきを忍ばぬ心ともがな　源有房

花鳥の匂も聲もさもあらばあれゆらの御崎の春の日ぐらし　藤定家

〔玉霰〕もじあまりの句

五もじの句を六もじによみ、七もじの句を八もじによむことは、其句のなからに、あ、い、う、おの内のもじある時にかぎれるなり、たとへば、身にしあ。れば須磨のあ。まの、花のい。ろは、きくやい。かに、いせのう。みや、しがのう。らや、風のお。とは、いはでお。もふなどの如し、七もじの句も、なずらへて知るべし、大方古今集よりこなた、此格にはづれたる歌は、をさ〳〵なきを、新古今集のころにいたりて、西行慈圓などこれを犯して、みだりにもじのあまれる句をおほくよまれしより、近き世になりては殊に多し、右の格にはづれたるは、いと聞ぐるしき物也、そも〳〵古き歌には、五もじの句を七もじに、さもあ。らばあ。れとよめるさへこれかれあれど、わろからぬは、あまれる二もじ、お。もじなる故ぞかし、又古今集に、日ぐらしの鳴つるなべに日はくれぬ句とお。もふは山の陰にぞ有ける、これらは、ともじ下なる句につく故に、四の句もじあまりにて、三の句は然らず、すべて云々と思ふとつゞく所には此例多し、かやうなるは、と。もじは次の句へつくこと也、大かたもじあまりは、右の如く、あ、い、う、おの四つの内のもじの、なからにある句にあらずは、よむまじき也、

〔傍廂後篇〕三十六言の歌

師宣長翁の常にもいはれ、物にも記されたる、三十一言の歌、一言あまりても耳だち聞きぐるしきを、阿、以、宇、哀の中にて、一言にても、交りたるは、聞きぐるしからずとなり、そは喉音の輕きなれば、いづれの音にも、韻は必、阿、伊、宇、衣、哀の五言に限りたれど、そが中に衣は、いさゝかおも

字有餘歌

後十八 世中はいかにやいかに風の音を聞にもいまはものやかなしき

拾八 よのなかをかくいひ〳〵のはて〳〵はいかにやいかにならんとすらん ○中略

又相對へて重ねたるもあり

後二十 故郷に君はいづらとまちとはゞいづれの空のかすみといはまし

〔今來風躰抄〕一三十一字よりあます事は秀逸の時はさいなし、さなくては無用の事なり、

〔歌林良材集上〕第一 出詠歌諸躰

一 卅六字歌 卅一字に五字あまる也

八雲御抄 ありそ海の浪まかき分てかづくあまのいきもつきあへず物をこそ思へ 二條院讃岐

二 卅五字歌 卅一字に四字あまる也

伊勢物語 我ばかり物思ふ人は又もあらじとおもへば水の下にも有けり

三 卅四字歌 卅一字に三字あまる也

古今 わたつみの奥つ鹽あひにうかぶあはの消ぬ物からよる方もなし 讀人不知

後撰 冬の池のかもの上毛におく霜の消て物思ふ比にもあるかな 讀人不知

新古今 ほの〳〵と有明の月の月影に紅葉吹おろす山おろしの風 信明

二字以下あまる歌は、その數を不知、故に載に不及、

四 第一句有七字歌 ○中略

万葉 いてあがこまははやく行ませまつち山待らんいもをはや行てみん

新古 さもあらばあれ暮行春も雲の上に散事知らぬ花し匂はゞ 源經信

拾遺愚草 さもあらばあれなのみながらの橋柱くちずば今の人も忍ばじ 定家

五 第三句有七字歌

疊句歌

〔奥義抄上ノ上〕疊句歌、同事をかさねよむなり、こゝろこそこゝろをはかるこゝろなれこゝろのあたはこゝろなりけり。

〔槻園隨筆上〕おなじ詞の重なれる歌

おなじ詞の重なれることを、いにしへはさらにいとふことなかりしを、今の世のなま／＼の歌よみは、かならずきらひてのぞかんとのみすめるは、いともかたくなに、あぢきなきわざなりけり、そは手づゝにつたなくよみなしたらむうたこそあらめ、かならず重ねずてはいひくだしがたからんは、さらにいとふべくもあらず、さりとて又初學の人のみだりにものしたらんは、しらべなまりぬべし、よくいにしへのを味ひこゝろみて、耳たゝぬやうによみなすべし、ことさらにたゝみて強く重れたるは、今もきらふことなし、又多く重ねてあやまちたるはいふもさら也、さるは万葉の歌には、つねのことにていとおほかれば、擧るにおよばず、中昔よりこなたに、これかれ見えたるをいさゝかこゝにあぐべし、

さつきまつ花たちばなの香をかげばむかしの人の袖の香ぞする

うき世とはおもふものからあまのとのあくるはつらきものにぞ有ける

かずならぬ身とはおもはじかぞふれば物おもふかずの有けるものを

など、なほいとおほかり、ことさらに重ねたるはもとよりいとおほし、〇中略

おもへどもおもはずとのみいふなればいなやおもはじおもふかひなし

夢のうちは夢もうつゝも夢なればさめなば夢もうつゝとをしれ

ものをも詞をも、二つゝ重ねてあやにしたるは、

秋も秋こよひもこよひ月も月所も所見る君もきみ

年月はあはぬ恨とおもひしにうらみてあはずいつ歳にけむ

〔詞の玉の緒四〕何を重ぬる格

卒因和歌韻

始識逢君情所鍾、向來相約對閻窻、帝都門外莫言遠、千里同風一樹松、

〔嬉遊笑覧三詩歌〕假字の詩といふものあり、延寶八年田舍句合、蝶子農夫野人を左右に別ち、詩の體五十句をつゞるといへども、詩とも聞えず、かなの詩は、五音相通のかなを韻とす、去來が鼠の賦その體なり、風俗文選に、李由が序に、和文には文字のかずさだまらず、韻字とてもなし、ことかるを去來が鼠賦に、五音相通のかなをもて韻とす、これ和文に韻をふめるの一格なり、本朝文鑑支考茶詩に、梅はたま〳〵詩に忘れけむ、茶は何とてか歌によまれぬ、雨にさびしき俳諧を聞て、豆煎る宿に音をのみぞなく、咏蠅に、蠅はなど蝶に似たる、風雅にもにくまれて、疱顔はなぶるとも、兀頭にとまらざれ、香を尋ぬ酒のあたり、花にあそぶ食のうへ、秋風のたよりあらば、晝寢せぬ國へゆけ、此等の類也、紀逸が雜話抄に、近きころ、假名の詩といふ事を人々いひ出侍るを、戯れに惠比須大黑を、かるさんはいて鯛をうろ〳〵、袋かついで、米は〳〵と、遊むでゆかぬ、うきよ忘れとや、七福神も、異見をいひ顏、傾城を、風に柳の身をまかせうち、世をうき草のうきを思ふに、笑ふてかなしき日をくらしかね、泣てうれしき夜を惜むらし、

〔本朝文鑑一詩類〕擬古二詩　四季花鳥五言　桃花仙

花

君見よや春と秋と。　花さけば葉おつとよ。

葉はおちばはくべきに　花になやむ我こゝろ。

鳥

夏あつく冬さむし。　鳥に似たる我おもひ。

世は何かうの花の　ゆきてかへる古巣あり。

拘聲韻、和其意以爲酬答也、蓋神代淳朴遺風乎、文明六稔元旦、沒古賢公有試毫和歌、落句押春之一字、幕下諸公次其韻以擊節、豈非和歌次韻權輿乎、所恨者、和漢朗詠集無玆策也、需余以唐律賡之卒綴一章以應其命云爾、

昇平奇策豈無人、與座偏歸公一身、沒引有時天下士、井華氷解早知春、

〔甲陽軍鑑一〕晴信公卅一歲にて發心有て信玄と號する事

快川和尙仰こされけるは、雨釉の欄淅にて、此花のもとに一所かまへ待奉るあひだ、御立より候へかしと、かさねがさね使僧なり、信玄公きこしめし、花と承はるに、まいらぬは野なりとて、惠林寺へ立より、さて國師と一禮被成、それに料紙硯御座候、土屋平八郎をめして、硯をよせすみをすり候へと被仰付、其後筆と料紙をとつて、則あそばしける、

さそはずばくやしからましさくら花さねこんころはゆきのふるてら　源信玄

智勝國師、此歌をとりて御覽じありて、ほめ給ひ、いたゞき、其後短寮衆御覽じあり、ほめて、各僧達拜見あり、盡則座にて和韻なさるゝ、ことなる儀故、各の和韻を書き申さず候、國師の御和韻ばかり、かくの分かと承はり及候なり、

太守愛櫻蘇玉堂、惠林亦是鶴林寺　快川大通　智勝國師

〔九州道の記玄宥法印〕六月〇天正十五年十日あまりのほどに、香椎の浦見にまかりて、〇中略歸るさには、船をば遙なるひかたのさきへまはして、たゝら濱にかちにて行て、

いにしへはこゝにゐもしの跡とめて今もふみみるたゝら濱かな

對馬の守護宗對州より、此歌一首をくられて、歌發句所望あり、すでにはや出船のよし使のいへば、當座に書つけてやりける、

敷嶋の道すなはなる御代に逢て惠み久しき箱崎の松

〔本朝文鑑 一 賦類〕字訓歌　　秋之坊

寒ければ山より下を飛雁に物うちになふ人ぞこひしき。

狂云此歌ハ、炭字ヲ讀テ、歌書ニハ謎語ナド云ヘレド、今ハ韻字ヲ用ルヨリ、本朝文粹ノ題ニ效イテ、字訓ノ二字ヲ用ユ、去レバ炭字ヲ造ランニ、山ニ從フ厂ハ、字書ノ常ナガラ、火字ヲ、人ノ物荷ヒタルトハ、字訓ノ作ノ奇絶ナラン、尤モ寒ケレバ炭コヒシト讀テ、金城ノ万子ヘ乞ヘリトゾ、

〔拾遺愚草 中〕韻歌　百廿八首和歌 建久七年九月十八日、内大臣家、他人不詠、

春

いつしかと出る朝日をみかさ山けふよりはるのみねのまつ風。

かすみぬる昨日ぞ年はくれ竹の一夜ばかりの明ぼのゝ空。〇中略

夏

春の草の又夏草にかはるまで今と契し日こそ遲けれ

みるごとに猶めづらしきかざしかな神代かけたるけふの葵に〇下略

〔華白集 十〕玄東が母のいたみの言葉をみてかける詞

玄東といひしおのこ、いにしとし母をなんうしなへりとて、ありし一卷、なみだの袖にしつゝもてこし、〇中略しみ〴〵とあはれにめもうるひわたりぬ、うなゐ松などあるは、おもほえずきくこゝち、糸竹のしらべにはことなれど、なほぞありけるや、彼韻ばかりを、

よそにきくあはれもたえぬ塚の上のまつにかなしむこゝろあひの風。

それながらあだにきえにしのべの霜ことしもはやく木々の下風。

〔默雲詩稿 四 雜〕故人唱酬、有次韻、有依韻、有用韻之法、然則和章之作、其模不一也、本朝和歌、不調平仄、不

まの歌韵字を不用して、韵によりて名を分る事いかゞ、答云、今歌韵字を不用といへども、章句なをさだまれり、むかしに准據して名を分にとがなし、いはんや韵といひ句といふ無異歟、

〔愚秘抄〕ちからなく對韻などを置て讀時こそ、韻の字をすへをかでは、かなふまじき事なれば、申に及ばず、さらぬ歌には、珍敷事心得てよむ事、努々あるべからず、

〔愚秘抄〕詩歌贈答の事、もし人の詩をつくりて、序など書てをくりたらん時は、假名序かきて、四韻の詩ならば、歌四首よむべし、詩の韻字を歌の韻に置てよめる例侍り、めづらかなる事也、詩ばかりにて序なからん時は歌に眞名序を書てそへ送る也、絕句の詩ならば、又其韻を歌にをきて二首よむべし、眞名序にたへざらん人は、やまと序にても可書也、

〔古來風躰抄〕このちかきころもうけ給はれば、長歌にも短歌反歌にも、韻の字のなど申なる、いとみぐるしき事なり、詩の病など申事になずらへて、式をつくり病をたてなどするほどに、韻の字のなど申事は、たゞ歌にとりてはかみの五七五のおはりの句、しもの七々の句の終りのもじなどを、韻の字を同じもじを置るは、はゞかるべしなどいふばかりなり、まことに歌には、なにしにか韻はまことにはあるべき、詩には切韻といふもの有て、その韻に入ぬれば、その韻のもじどもをつくればこそ、まことに韻といふことは申ことなれ、歌にはたゞ句の終りの字、下の句の終りの字のなにとなんあるなどこそ申を、詩の韻になずらへて、はてのもじの事いはんとて、韵の字のなどうち申ばかりにこそあるを、誠しく程なき三十一字の歌のうちなどに、むねの句には五七の七の句のおはり、なかの五字の終、七々の句ごとの終りなどを、韵の字のなど申らん事ども、いと〳〵みぐるしく侍るなり、漢家の學問などもせぬものなどの、物しりがほせんとて、かたのごとく文のはし〳〵など老の後にならひて、毛詩にいへるは史記にいへるはなど申らん事、いと見ぐるしく侍り、歌はたゞかまへて心すがたよくよまむとこそすべき事に侍れ、

母(五句)與旨惠夜旨、伊蘇婆那倶等母、(六句)於岐都那美、岐與倶已岐利已、(七句)阿麻能都利不禰、(八句)

得者可謂阿麻不禰能等母與、六句相韻、義亦不相違、右長歌以阿麻倶母能爲一句、何氣佐倍美由留爲一韻、以直語而成句、都無古事、故今以用古事顯於新意、長谷水先以顯雲喩稱於能顯、水親故以能顯爲實、所顯爲喩、爲古事實爲新意、故以阿麻倶母能何氣佐倍美由留等十二字爲一句、餘亦准之、努是四句韻字、改韻故、與五句尾字連韻、而避於四句韻字、欲改韻者、餘亦准之、禰是韻字、毛是二句韻字、禰與毛不韻、爲失、亦四句云、海部釣不爲、而是句云、榜入來泉郎釣船、是爲要尾不合、

〔奥義抄下ノ下〕問云、三十一字の歌を長歌と名づけ、五七の歌を短歌と名づくる如何、答云、歌は本躰は韻字を用べき也、三十一字歌は第三句の終字を爲初韵、第五句の終字を爲終韵、韵を取事長ゆへ、これを長歌と名付、五七歌は、第二句の終字を爲一韵、第四句の終字を爲二韵、如此轉々韵取事短ゆゑ、これを短歌と名づく、いはゆる喜撰式、および新撰髓腦、古今集には如此存、問云、しかなり、たゞし歌に、韵字を用るは古事也、万葉よりこのかたは見えず、しかるを上古の濱成式、をよび万葉集には、三十一字の歌を短歌と名づけ、五七歌を長歌と名づく、中古の喜撰式ならびに新撰髓腦、古今等には五七歌を短歌と名るいかゞ、答云、濱成式云、古長の求韻如此、二句爲一韵、新長の求韵如此なし、古の二句を爲今一句、古の四句を爲今二句、終字すなはち爲一韵云々、如此者、以往は韵をみじかくとり、濱成がこゝろは韵をながくされるをもむき顯然なり、仍かの式をよび万葉集には三十一字を短歌と名付、五七歌を長歌と名づくる也、問云、しかなり、たゞし濱成が時よりこのかたは、以往の説をそむきて韵をながくとる、しかるを喜撰以後の式さらに往昔に復して、韵を短とりて、長歌をあらためて短歌と名る條いかゞ、答云、このうたがひあるべからず、自漢魏迄文躰三變、和歌何万代同躰ならんや、凡諸事變異、其此一事者歟、問云、於長短者しかなり、たゞしい

二短歌　以第三句尾字爲一韻以第五句尾字爲二韻

韻字有二種

一能韻　夜麻　他麻　志麻　婆麻　等之類也

二細韻　之利　爾利　等之類也（中略）

四短歌　以五句爲一韻第三終字爲一韻第五句終字爲終韻

査火々出見天皇贈海龍女歌云

於岐都等利可母都久旨麻爾和我伊禰旨伊母婆和須禮自與能己止己止耳

志與爾同韻字也

五長歌　二句終字爲一韻如此展轉相望

弔天稚査會者歌云

阿女那留夜　於等他那馬陀能　一韻

有那加勢留　他麻能美須麻呂　二韻

美須麻呂能　阿那他麻婆夜美　三韻

他爾不他和他留　阿知須岐能可味　四韻

二句能字是一韻四句呂字是二韻能與呂一對韻六句美字是當三韻八句味字是四韻美與味是一對韻也四句呂字六句尾字當韻今欲韻故以五句能字連韻於四句呂字以顯改韻之節若歌者欲以改韻者亦復得其韻同字韻不須禁制雖然不多得用但絕句者其禁甚之古長求韻如是新長求韻無如此古二句爲今一句古四句爲今二句二句尾字即是爲一韻字如是展轉相求

夫者如柿本若子詠長谷四韻歌曰阿麻俱母能可氣佐倍美由留（一句）己母利俱能波都勢能可波好

（二句）字羅弗美可不□能與利己好（三句）伊勢弗美可阿麻母都利勢好（四句）與伊思夜伊字羅婆弗俱等

〔日本風土記五文詞〕琴譜○中略

又廻文詞

乃革氣搖那多多字○多一恐衍和那捏木里那寄乃寄柰寄乃寄那里不捏那和多那搖氣革乃

此譜倒順讀之、字語意理相同、故曰廻文、

釋音　乃革氣搖長夜那助語多々和那人十捏木里那困倦寄乃寄柰寄醒乃寄那里波上行不捏船

和多那喘搖氣革乃好

切意　十人共舟、夜長困倦、浪裡舟行、各皆醒看、

〔歌經標式〕臣濱成言、原夫歌者、所以感鬼神之幽情、慰天人之戀心者也、所以異於風俗之言語、長於遊樂之精神者也、故龍女歸海、天孫贈於戀婦之歌、味耕昇天、會者作稱歎之詠、並盡雅妙、音韻自始也、近代歌人、雖表歌句、未知音韻、令他悅懌、猶無知病、准之上古、既無春花之美、傳之末葉、不是秋實之味、無味不美、何能感慰天人之際者乎、故建新例、別抄韻曲、合爲一卷、名曰歌式、蓋亦詠之者無罪、聞之者足以知音、伏惟聖朝福應六天、奉樂無窮、仐此四瑞、御賞難極、臣含恩遇、奉侍聖明、欲以攝壤道治之情、而有加於賞樂焉、若蒙收採、幸傳當代者、可久可大之功、並天地之貞觀、日用日新之明、持金鏡以長懸、臣濱成誠惶誠恐、頓首謹言、

寶龜三年五月七日

參議兼刑部省卿守從四位上勳四等臣藤原朝臣濱成謹上○中略

和歌三種體

一者求韻、二者查體　三者雅體

求韻歌別有二種

一長歌以第二句尾字爲初韻、以第四句尾字爲二韻、如此展轉相望、

廻文歌

あはれあきの草につゆおきつきいてはゆきてあはましまちもするがに　枝直

草名十

あさましやあふひもまらにこもりゐてうさしさひしとなきやあかさん　同

木名十

くりかへしかきつくすこもも、ひとのみやこかむべきえやはしのばむ　同

鳥名十

うの花のさきのさかりにほと、きすとひきつるひはめつらしきかも　古道

〔奥義抄上ノ上〕廻文歌　さかさまによむに同歌也　詠草花古歌云

むらくさにくさのなはもしそなはらばなぞしもはなのさくにさくらむ

〔悦目抄〕一廻文とは、かしらよりも、末もよりも同じ樣によまるゝ也、是は小輪尼が歌なり、

むらくさにくさのなはもしそなはらばなぞしもはなの咲に咲らん

をしめどもつゐにいつもと行春はくゆともつゐにいつもとめじを

是はくつかぶりともいふべし、此歌の躰大事なり、よむ人もあれども、はかぐしきもなし、あさ夕によむべき事にあらず、口傳にあり、

〔藤原隆信朝臣集上〕廻文歌

しらなみのたかきをとすらなかはまはかならずとをきかたのみならし

しげるはもかざしていはまやみくだくみやまはいでじさかもはるけし

ながきよののもはるかにてそまくらくまそでにかるはもののよきかな

はらあけるふねなるたなはいをさるさをいはなたるなねぶるけあらば

しなたまもをかしなまひもまてしばしてまもひまなしかをもまたなし

製にて、忽御惱去しとかや、されば癧を煩ふもの、此御製を書付て其發る日、枕もとにはり置ば、立ッ處に癒落る也と、或公卿の語られし、

〔遊京漫錄上〕きさらぎ七日〇文政三年のあした、かど出す、こたびは、藤原爲相卿の宿次百首にならひて、うまやごとに、所の名をかくして歌よまばやとていでたつ、すなはち品川をかくし題にて、

梅の花咲きし。な。か。はにかど出しつ都のさくら盛見むとて

〔仿廂前篇〕庚申狂歌

千蔭大人の別莊にて、庚申祭の夜、季鷹大人を招かれて、千蔭翁のよめる歌、

食物も女も好ける季鷹の得ざる物こそ酒にしありけれ

とあるに、季鷹翁のかへしに、

耳はいと千蔭に見ゆれど蘆若の江去舟とや遠ざかるらん

とよまれたり、元眞集に、

難波潟こげど小舟は蘆若の江去程こそ久しかりけれ

とあるをとられしなり

〔視聽草九集十〕幽齋公十木の御詠

かならずとちぎりしきみがきまさねばまいてまつよのすぎゆくはうし

〔泊洦筆話二〕一縣居翁〇賀茂眞淵は古意をもと、して、古書を腹にあぢはへて、歌をもよまれしなれば、まひて後の世の歌よみのやうに、隱題など好みては、よまれざりしが、或時のうたに、

擬萬葉集歌體剩隱魚名十歌

ぬ。き。す。た。ひ。は。き。あ。か。つ。を。は。え。しもみ。すま。ひ。こ。ち。いふ。か。かしこ。ひ。と。たち。〇下略

〔草野集雜十二〕國名十

あかり障子をあけて入らんとせられけるを、阿佛房障子のきりおさへて、あかり障子をかくし題にて一首あそばし候へあけ候はんと被申ければ、とりあへず、

いにしへのいぬきがかひしすゞめの子立あがりしやうしと見るらん、とよまれければ、あけてわらひて入られけり、たはぶれながら、きにくき心にや有けん、源承法眼の說とてかたりき、

〔花園院御記〕正中二年十月十日丁亥、([illegible])今日親王所飼犬、遣關白許、(此犬母在關白許之故也)返進之時、賦玉付歌、(平首稱之)被詠云、

たび人のあさたつそでもきほるなりきりほしわぶるのちのさゝはら、自永福門院御方給之云、是折句歟沓冠歟、將又隱題歟、未讀題、試可讀之云々、卽遙案今夜當亥子夜なりきりほし歟之由申之了、卽親王含切餅一裹薄樣被遣之、不被遣返歌也、女院不被御覽出之處、予讀出、尤高名也、

〔北條五代記〕六北條氏康和歌の事

聞しは昔、北條氏康公近習に仕へし高山伊與守といふ老士かたりけるは、氏康(○中略)或夕つかた高樓にのぼりすゞみ給ひける時に、其近邊へ狐來て鳴つるを、御前に候する人々あやしみければ、其兎角いふ人なし、(○中略)氏康きこしめし夏狐鳴事珍事なり、皆々歌を案じ出來次第に一首仕るべしと仰有ければ各々案ずる體見えけれ共詠人なし、やがて氏康公、

夏はきつねになく蟬のから衣おのれ〳〵が身の上にきよ、とよみ給ひしに、夜明て見れば、其狐の鳴つる所に死て有けり、皆人奇妙不思議也と感じあへり、

〔嵐のきがらみ〕下後水尾帝、笙、笛、篳篥、琴、琵琶といふことをかくしてよませ給ふ御製、

うしやうし花にほふ江にかせかよひ散きて人のことゞひはせず

〔蒼草〕一靈元院仙洞にあらせ給ひし時、衆を惱ませ給、

まぐさかる野べのわらはや道遠く我が住里に歸り行覽、隠し題に詠せ給へり、此御

申あなおほけなることないひそ、さまにもにず、いま〳〵しといひければ、などかかならずさまににることかとて、

めぐりくるはる〳〵ごとにさくらばないくたびちりき人にとはゞや、といひたりける、さまにもにず、おもひかけずぞ、

〔續世繼三 虫の音〕此みかど○中略、近衞、又からはぎなどいふことを、かくしだいにて、

つらからばきしべの松のなみをいたみねにあらはれてなかんとぞおもふ、など多くきゝ侍しかども、おぼえ侍らず、

〔續世繼六 旅寢の床〕大納言宗通の民部卿と申しこそ、大宮どの○藤原後家の御子には、むねとときめき給しか、○中略歌もをかしくよみ給けるにこそ、行尊僧正のよゐして、とこ○站備わすれ侍りけるをつかはすとてよみ給こそ、いとむかしの心ちして、

草枕さこそかりねのとこならめけさしもおきてかへるべしやは、かへしはおとりたりけるにや、えきゝ侍らざりき、

〔平治物語三〕長田義朝ヲ討チ六波羅ニ馳參事、附大路渡被掛獄門事、

翌日正月七日○平治二年尾張國住人長田四郎忠宗、子息先生景宗上洛シ、前左馬頭義朝、幷鎌田兵衞政家ガ頸ヲ持參シテ、不次ノ賞ヲ可蒙由望申ケリ、○中略同九日、○中略檢非違使八人行向テ、西洞院ヲ上リニ渡シ、左ノ獄門ノ樗ノ木ニゾ掛タリケル、何ナル者カシタリケン、左馬頭元ハ下野守タリシカバ、一首ノ歌ヲ書付タリ、

下野ハ紀伊守ニコソ成ニケレヨシトモ見エヌアゲヅカサ哉

〔井蛙抄六〕雜談

或人物語云、中院禪門○藤原爲家と阿佛房とゐられたる所へ、爲氏まかりて、えんにてこはづくりて、

一題ヲダニモ、一首ニ隱シテハユヽシキ大事ナルニ、アマタノ題ヲ程ナク仕リタル事、實ニ雖有シト感ジ申ケリ、君モイミジク仕リタリト叡感有ケリ、

〔今物語〕宇治の左のおとゞ(藤原賴長)の御前に、銀をきり火桶につませられて、賴政卿のいまだ若かりける時召ありて、きり火をけとわが名をかくし題にて歌つかふまつりて、是をたまはれと仰事有ければ、取もあへず、宇治川の瀬々の白浪おちたぎりひをけさいかによりまさるらんとよみたりけり、めでさせたまひけるとなん、

〔長明無名抄〕一法性寺殿(藤原忠通)に會有けるとき、俊賴朝臣參りたりけり、兼昌かう師にて歌よみあぐるに、さしよりのうたに名をかゝざりければかうし見あはせてうちしはぶきて、御名はいかにとしのびやかにいひけるを、たゞよみ給へといはれければ、よみけるに、

卯花のみな白髮ともみゆるかな賤が垣ねもとしよりにけり、とかきたりけるを、兼昌したなきして頻にうなづきつゝめで感じたりけり、殿きかせ給ひて、めして御覽じていみじうけうせさせ給ひけり、かの三首の題を歌一つによみたりけん心ばせにはやゝまさりてこそ侍れ、

〔宇治拾遺物語三〕いまはむかし、木こりの、山守によきをとられて、わびし心うしとおもひて、つら杖うちつきてをりける、山守見て、さるべきことを申せ、とらせんといひければ、

あしきだになきはわりなきよの中によきをとられてわれいかにせん、とよみければ、やまもり返しせんとおもひて、こゝ〳〵とうめきけれど、えせざりけり、さてよきかへしとらせてければ、うれしと思けりとぞ、人はたゞ歌をかまへてよむべしと見えたり、

〔宇治拾遺物語十二〕今はむかし、かくし題をいみじく興せさせ給ける御門の、ひちりきをよませられけるに、人々わろくよみたりけるに、木こる童のあかつき山へ行とていひける、この比ひちりきをよませ給なるを、人のえよみ給はざんなる、童こそよみたれといひければ、ぐして行童部

かのえさえ舟まてしばしこととはんおきのしら波まだたゝぬまに〔中略〕

四十九日　　すけみ

秋かせのよもの山よりをのがしゝふくにちりぬるもみぢかなしな

〔千載和歌集雜十八〕物名

百首歌奉りける時の隱題の歌、きりぎりす、　待賢門院堀川

秋はきりきりすぎぬれば雪ふりてはるゝまもなきみやまべのさと

〔新拾遺和歌集雜二十〕物名

くり　しゐ　もちゐ　左近中將具氏

くり返しいのる心をしゐてなを神はもちゐよ杜のしめ繩

くつ　したうず　まり　よみ人しらず

ゆくつきもかげ更にけりかぢ枕したうつなみのよるのとまりは

しやう　ふえ　ひちりき　こと　びは

うしやうし花にほふえだに風かよひちりきて人のことゝひはせず

二條院御時、ひだりまきのふぢ、ふちきりひをけをこめて、河によせて歌奉るべきよし仰ありければ、みづからの名をそへてよみ侍ける、　從三位賴政

水ひだりまきのふち〳〵おちたぎりひをけさいかによりまさるらん

〔源平盛衰記十六〕三位入道歌等附昇殿事

大方此賴政ハ、歌ニ於テハ、手廣者ニゾ被思召レケリ、鳥羽院御時ニ宇治河、藤鞭、桐火桶、賴政ト、四題ヲ下サセ給フ、一首ニ隱シテ進ゼヨト勅定アリケルニ、

宇治川ノセヾノ淵々落タギリヒヲケサイカニ寄マサルラン、ト申タリケレバ、時ノ人我々ハ

で、油氣をうつして、墨の浮たる中へそこさし入れば、浮たる墨は開き散るを、外の箸にてゆるやかにかきまわせば、墨めぐりて、けぶりのうづまく形になるを、紙を水の上に敷けば、墨紙にて移る也、それを板に張付てほす也、竹にて小き弓を作りて、つるの方にて、浮たる墨をゆるもよし、或は墨の中へ松やにと、たばこのしぼり汁を入たるもよし、べにあいなども、松やにの粉を交て、浮たる墨の間々へ入たるもよし、金泥などは、紙かはきて後、間々所々を色どる也、

〔狂歌詠方初心式〕墨流會之事

　古今集物名にすんながしといふ是なり、

神像の前の文臺に、硯蓋に探題の短冊入れ置上座より神前へ進み、短冊取て題を見、文臺の下なる硯を出し、一尺計身を退て安座して、探題を卽座に詠事なり、詠得て後短冊に認め、直に神前に備へ退出す、あまり遲吟なるは尾籠也、又早く詠んとて題意を失ふは、未練の事なれば、常常心掛て達者を詠習ふべし、又他の遲吟なるを嘲り笑ふべからず、尤宗匠の添削なしに短冊を認るゆへ、殊の外大事なり、常人も組題の詠やすき題を組置べき事なり、

〔袋草紙四〕賤夫歌

まぐれするいなりのやまのもみぢば、あをかりしよりおもひそめてき、是ハ泉式部稻荷へマイリケルニ、シグレノシケレバ、ミチニアヘリケル牛飼童ノ、アヲ、ヌギテキセタリケルヲカブキテ、ウレシキコトナリト云テヤミニケル、後ニコノ童式部ガモトニキタリケレバ、ナニゴトニナドタヅテケルニヨメル歌也、無便心ノアリケルトナム、但閑巷物語雜信仰事也、(又見古今著聞集)

〔拾遺和歌集七物名〕紅梅　讀人不知

うぐひすのすつくる枝をおりつればこうばいかでかうまんとすらん(中略)

かのえさる　すけみ

〔古今和歌集 離別八〕ひたちへまかりける時に、ふぢはらのきみとしによみてつかはしける、

あさにけに見べききみとしたのまねばおもひたちぬる草枕也　寵

〔古今和歌集打聽 離別八〕是にきみとしの名と、常陸國の名をもよみ入たると誰もいへり、然ば物名俳諧等の部に入べきを、彼から衣きつゝ馴にしの歌を旅の部に入しかば、是もさる意して、別を宗としてこゝには入し也、

頭註　後撰に在原のとしはるがみまかりけるを聞て、伊勢、かけてだに我身のうへとおもひきやこんとし春の花をみじとは、是もとしはるをかくしてよめり、此ころのはやりこと也とみゆ、

〔古今和歌集 物名十〕うぐひす　藤原としゆきの朝臣

心から花のしづくにそぼちつゝうぐひすとのみ鳥の鳴らん 中略

さゝまつ、びは、ばせをば、　きのめのと

いさゝめに時まつまにぞひはへぬる心ばせをば人にみえつゝ 中略

すみながし　しげはる

春がすみながしかよひぢなかりせば秋くる雁はかへらざらまし

〔安齋隨筆 前編五〕墨流　水の上に硯墨を點し浮めて、ユリメグラして、其墨を紙に移して文をなすを墨流しと云、是上古よりある事也、中略 墨流のしやうは、油けのなきたらひか、箱にても何でも水を入るべし、油けあれば、墨ちゞみてのびず、硯に墨をすりて、松やにの粉を入てすり交る也、又は青松葉をつきたゞらかして、少し水を加へて、其汁をしぼり入るもよし、筆に其墨をふくめて、水面に筆のさきをひたせば、墨は水面に丸くひろごり浮ぶを、箸の先にて髮をな

故郷のたびねの夢にみえつるは恨やすらん又ことゝはねば、とありけるにみな人なきて、えよますなりにけり、その名をなん寛蓮大とくといひて、後までさぶらひける、

〔大和物語下〕亭子のみかど、とりかひのゐんにおはしましにけり、れいのごと御遊びあり、此わたりにうかれめども、あまたまゐりてさぶらふ中に、聲もおもしろく、よしあるものは侍りやと問はせ給に、うかれめばらの申やう、大江のたまぶちがむすめといふものなん、めづらしうまいりて侍と申ければ、見させ給ふに、さまかたちもきよげなりければ、あはれがり給て、うへにめしあげ給、そも〳〵まことかなどとはせ給ふに、とりかひといふだいを、人々によませ給ひにけり、仰給ふやう、玉淵はいとらうありて、歌などよくよみき、このとりかひといふ題を、よくつかうまつりたらんにしたがひて、まことの子とはおもほさんとおほせ給ひけり、うけ給はりてすなはち、

淺みどり。かひある春にあひぬれば霞ならねどたちのぼりけり、とよむときに、みかどのゝしりあはれがり給て、御しほたれ給ふ、人々もよくゑひたるほどにて、ゑひなきいとになくす、帝御うちぎひとかさねはかま給ふ、ありとある上達部、みこだち、四位五位、これにものぬぎてとらせざらんものは、座よりたちねとのたまひければ、かたはしより上下みなかづけたれば、かづきあまりて、ふたまばかりつみてぞおきたりける、

〇按ズルニ、古今著聞集ニハ、ふかみどりかひある春にあふときはトアリ、

〔公忠朝臣集〕延喜御時、〇闕殿上の人々、おのが名を皆そへてよみけるに、

から衣ぬぎすてがたみ我やきんたゞ目のまへにかけて社みめ

〔素性法師集〕天暦上〇闕村の御狩せさせ給ひて、河内の國にやすませたまふに、まかり歸りなんと申しゝを惜ませたまひて、そせいがあざなを、よしより四二頁とつけさせ給ふに、

旅に出てせし言の葉にいひしかどよしより思へ心くだけの

是古式に不載事也、但古今、幷拾遺集物名部と云はこれにや、近代の人是を稱隱題也、件歌は爲題物の名を、歌のおもてにをきて、他の心をのぶる也、古今に云、桔梗花、

あきちかうのはなりにけりしらつゆのをけるくさばもいろかはりゆく、かなにかきにくきものをば、本字につきてかくよむべし、

〔八雲御抄 一正義〕物名　是はかくし題也、物の名をかくしてよむ歌なり、

くきも葉もみなみどりなるふかせりはあらふねのみやしろくみゆらん、藤六〇藤原輔相が多詠が中に、是は尤得躰、あら舟の御社とかくせり、此外は五文字上下はむげにやすし、六字七字もすこしやすくも聞えず、是は九字のよくかくれたるなり、三四字をかくしてよくよみたるは多けれども、あまたの字はすぐなる事かたし、登蓮がかさぎのいはや、七文字ぞちかくなにとも聞えぬ、是程はよくかくしたる也、蕨を藁火とかくしたるなどは、聲こそかはりたれども同物名也、これなどはかくしたるといふべきに非ず、かつらの宮を、月のかつらとかくしたるも、いたくかくしたりともみえず、總而古今拾遺などにも、少々かくれぬも有也、古今などにはかくすものをやがて題にて、おほくは其心をよめり、うぐひすとのみ鳥のなくらんといふ躰也、

〔枕草子 三〕歌の題は

みやこ、くず、みくり、こま、あられ、さゝ、つぼすみれ、ひかげ、こも、たかせ、をし、あさぢ、しば、あをつゞら、なし、なつめ、あさがほ、

〔枕草子春曙抄 三〕歌の題は、よのつねの題のみならず、隱題によむべき物どもと見ゆ、

〔大和物語 上〕亭子のみかど、〇中略、字多、おりゐ給ひて、又の年の秋御ぐしおろしたまひて、ところ〴〵山ぶみし給ひて、おこなひ給けり、〇中略、いづみの國にいたり給て、ひねといふ所におはします夜あり、〇中略、さてひねといふことを歌によめと仰ごとありければ、このよしとし大とく、

〔風のしがらみ中〕延寶五年七月五日准后薨去のとき、法皇〔○後水尾〕悼和歌六首を給ふ、南無阿彌陀佛の六字を句の上に置給ふ、

〔風のしがらみ中〕其時〔○櫻町天皇崩御ノ時〕冷泉爲村卿

心經を尊前に奉るとて、其包み紙に、はんにやしんぎやうしうろくくわんといふ事を句の上に置て、書付奉る十六首の和歌、〔○中略〕

又冠六字奉稱尊號歌　爲村上

南げきあまりたゞこのたびのくりごとにとなふる御名は　南無阿彌陀佛

無らさきのくものおましにうつりますふるべたゞしき　南無阿彌陀佛

阿りあけのつきもかゞやくにしの空あまねくてらす　南無阿彌陀佛

彌ゆきしてやすくたのしむくにぞとはきみこそふらめ　南無阿彌陀佛

陀のみこしめぐみおもへば須彌のやまたかくぞあふぐ　南無阿彌陀佛

佛してねがひおきてねがふもわが君たおしふにほわらで　南無阿彌陀佛

〔橘花漫筆四〕家父全延、幼若の比より芝山家御門人となり、和歌をたしみ、御卒去の後、故黄門二代の御門人となりぬ、寶暦の末、京東山智恩院にて圓光大師五百五十回忌の勅會行はれしに、宗門歸依深かりし餘、報恩謝德の爲とて、慈鎭和尚の御歌を句の上に置、三十一首の歌を詠みて集とし、大師前へ奉納せしを、宮これを見そなはし、恐多くも天聽に達せさせ給ふ、奇特の事なり、俗姓をしるしてよなど聞えさせ給ひ、宮より僧正に傳給ふ、〔四十八世[illegible]譽[illegible]心大僧正、武州忍の人なり、〕長く本山の什物たるべきよし仰有て、僧正より人信院といへるをして、什物の篋に書加へらるゝのよし、六役の僧衆連署の印證を給はりぬ、

〔奧義抄上ノ上〕隱題歌

秋地儀

す。ぎがてに詠てけりな春日野のおどろの露の秋の盛を〇中略

宣胤卿記永正三年二月廿二日の條に、今度於神前詠歌、

春。日。山神は四所五度ぞけふの祭に我はつかへし

春。日。山神はしるらしおそくさす藤の口枝の春をまつとは

春日大明神の五字を句の首におきし

春。日山日。ごとにいのる大。麻を明。に見よ神。し守らば

〔宗長手記〕長田四郎太郎親重、此年月病して、〇中略此月〇大永五年八月の十七日の夜、〇中略死するとなり、〇中略彼とぶらひのため六字の名號を句のかみにすへて、終に六字をさながらおきて、志をいふ所しかり、

な。ごりなく露の命のかけごころわかるゝはては南無阿彌陀佛

む。べもこそ思ひ入せばともかくもかなはぬはての南無阿彌陀佛〇下略

〔宗長手記〕中御門一位〇藤原宣胤此十一月〇大永五年十七日御逝去注進下著、〇中略御辭世の歌五句を、句のかしらにおきて、三十一首の題内府淨空に申請て、月忌の始一續申催しはべり、

〔玄與日記〕慶長二年正月廿五日、小野へ參詣也、法樂に十首の歌よみ候也、近衛樣も被遊候、かしら字を置く也、家門息災安堵、此字也、

夜梅　玄與

か。せならでおどろかれけり春夜の夢路に通ふ梅の匂ひに

花近簾

も。ゝ鳥の聲さへちかしみすのとの花の盛の明ぼの、そら

め。もはるに雪まも青くなりにけり今こそのべのわかなつみてめ。
つ。くば山さける櫻の匂ひをばいりてをらねどよそながらみつ。
ち。くさにもほころぶ花の錦哉いづら青柳ぬひしいとすぢ。
ほ。のぼ〳〵と明石の濱を見渡せば春の波わけいづる舟のほ。
し。づくさへ梅の花笠しるきかな雨にぬれじときてやかくれし。
そ。らさむみむすびし氷打とけて今やゆくらん春のたのみぞ。
ら。にもかれ菊も枯にし冬ののゝもえにける哉を山田のはら。(下略)

〔作歌故實 二〕冠置字の歌

歌の頭に定たる文字を置てよむは、もと沓冠の歌の冠のみなり。(中略)頓阿高野日記に、いろはを冠におきて四十八首をつくり出し、影前にそなふ、

い。まはとて佛の道をもとめねばたま〳〵人になるかひもなし
ろ。もかいも我らはさらで法の道たゞふなぬしをたのみてぞゆく(中略)

姉小路權中納言基綱卿春日社參記に、南無かすがの大明神といふことを、一もじづゝ五文字のかみに置て、十三首の法樂をなんよみ侍りぬる。(中略)

秋天象

な。がめつゝ更ればいとゞすみ増る心や月の光なるらん

秋天象

む。ら雲のゆきゝをはやみしぐれきて野分に成ぬ秋のくれがた

秋地儀

か。ぎりなくあふぐ心の色と見よみかさの山の秋の千しほを

るりの色にさける槿露をきてはかなき程ぞ思ひしらるゝ

れいの又空だのめする人ゆへに心つくしてまたれこそすれ

ろかいたて湊もしらぬ夕闇に船こぎ出す夜半の月じろ

是させる事もなけれども、くつかぶりしるすつゐでに注す、この躰より外によまるまじき物也、たゞくつかぶりはやすくよきも侍れども、このくつかぶりには、らりるれろが大事におほくはよまれぬなり、

〔古今和歌集物名十〕はをはじめ、るをはてにて、ながめをかけて、時の歌よめと人のいひければよめる、

僧正聖寶

はなのなかめにあくやとてわけゆけば心ぞともにちりぬべらなる

〔作歌故實二〕沓冠置字の歌中略

遍昭家集にも、こと書おなじやうにて入たるは、僧正聖寶を、僧正遍昭とふとおもひあやまりて、後の人、集にとり載けんも知べからず、

〔新勅撰和歌集雑二十〕春の始に、定家にあひて侍けるついでに、僧正聖寶、はをはじめ、るをはてに、ながめをかけて春のうたよみて侍るよしをかたり侍りければ、その心よまんと申てよみ侍ける、

大僧正親嚴

はつねの日つめるわかなかめづらしと野べの小松にならべてぞ見る

〔源順集〕あめつちの歌四十八首、もと藤原有忠朝臣藤六〇藤原輔相なんよめる返しなり、かれはかみの限に、その文字をすゑたり、これはしもにもすゑ、時をもわかちてよめる也、

春

あらさじと打かへすらしを山田の苗代水にぬれてつくるあ

あふさかもはてては往來のせきもあらず、たづねてとひこきなばかへさじ、是はあはせたき物すこしといへる也、凡此文字の置やう、是は普通の樣也、この外も又よめるやう、

をの、はぎ見し秋ににずなりぞますへしだにあやなしるしけしきは

これはをみなへしをかふりにして、はなすゝきを沓にして、さかさまによませたり、

はかなしな小野のをやまだつくりかねてをだにもきみはてはふれずや

これは花をたづねて見ばやと云事をいふ、是はさき／＼の字のすへやうにはあらず、如此樣々なり、

〔濱眞砂四〕世の中靜かならざりし頃、兼好の元より頓阿法師の方へ、よねたまへ、錢もほしといふ事を、沓冠におきて、兼好、

よもかゝしねざめのかりほたまくらもまそでも秋にへだてなきかぜ

返し、　よねはなし、錢すこしといふ事を、頓阿、

よねはなしねたくわがせこはてはこずなほざりにだにしばしとひませ

〔新拾遺和歌集雜二十〕折句歌

春の暮に、友だちのもとへ、などや久しくとはぬと云事を、折句のくつかぶりにをきて、

よみ人しらず

なをちれとやまかせかよひさそふらしくもはのこれどはなぞとまらぬ

〔悅目抄〕一又初の一字と、終の一字とを、くつかぶりに讀事あり、それもたゞの歌はやすけれども、らりるれろの五文字が大事也、俳諧より外はよまれぬ物なり、

ら　らちの内にくらぶる駒のかちまけはのれるおのこのふちのうちから

り　りんごふの花をたむくるぎぼうしの經よむ聲はたうとかりけり

いみじく玄たてゝまいり給へりけるはしも、なこそのせきもあらまほしくぞおぼされける、おほんおぼえもひごろにおとりにけりとぞきこえはべりし、

〔十訓抄八〕此御息所、〇廣幡御心おきて賢くおはしける故に、彼帝〇村上の御とき、梨壺の五人に仰せて、萬葉集をやわらげられしも、この御すゝめとぞ、順筆をとれりける、

〔藤原隆信朝臣集上〕沓冠

同御時、〇後法性寺殿(藤原兼實)右大臣ときこえ給ひし御とき まいれと仰られし日を、わすれてや有らむとて、たまはせ侍し、　いひしひをたがふなよ

いかにまたひとりあかすか玄のぶてふひとはつらしなおもひこりねよ

御かへし　あすのひをたがへめや

あかでたゞすぐるわかなかのべておもへひるこそあらめおもひこりめや

〔拾玉集四〕沓冠きみをひさしくまもれ

きにけらしみてしもみまくおもふやまひじりのあとこそすみけれ

〔作歌故實二〕折句幷沓冠折句〇中略

按に此歌、おの字とをの字の假字混じて用たるは誤也、

〔徹書記物語下〕一おもふどもよも玄らじ、といふことを、

折ふしよもずなく秋も冬枯しとをきはし原紅葉だになし、は沓冠の折句の歌也、ちやとよまれし也、いかによまんとすれどもよまれぬ時もある也、らりるれろのあるは、ことによまれぬもの也、

〔八雲御抄一正義〕折句沓冠

是は、毎句上下に文字を入たるなり、

沓冠折句歌

〔辨内侍日記上〕臨時の祭の御馬御覽のよ、〇寛元五年大宮大納言まゐらせ給て、御所にをかれたる風流に、九十くもといふ心したるたなをみたまひて、〇中略いざ折句に歌よまむと聞えさすれば、程なくものに書て、御丁のもとに差置たれば、いとこそはやけれ、かへるはなにかちさたやうのやうに、か、ることはきことこそなけれとて、大納言殿、

くる、よは志の、は草のうは葉までくだくる露のもる志ぐれかな

少將内侍

くもの上や志るきみ垣のうちにのみくる、よすがらもるや殿守

辨内侍

くれ竹の志もおく夜半のうは風にくもらぬ月のもるをみる哉

〔奥義抄上ノ上〕和歌六體〇中略

六沓冠折句歌十字ある事を、句の上下におくなり、

此歌在村上御集、廣幡御息所許也、而載喜撰式、尤不審、若以古歌歟、　仁和〇光孝御製

あふさかもはてはゆきゝのせきもゐずたづねてとひこきなばかへさじ、あはせたきものすこしとをけり、

〔榮花物語一月の宴〕廣幡のみやすどころ〇計子ぞあやしう、こゝろことにこゝろばせあるさまに、みかど上〇村おぼしめいたりける、内よりかくなん、

あふさかもはてはゆきゝのせきもゐずたづねてとひこきなばかへさじ、といふうたをおなじやうにか、せ給て、おほんかた〴〵にたてまつらせ給ひける、この御返事をかた〴〵さまざまに申させ給ひけるに、廣幡のみやすどころは、たきものをぞまゐらせ給たりける、されば、こそなほこゝろことにみゆれとおぼしめしけり、いとさきこそなくとも、いづれのおほんかたとかや、

いふところにいたれりけるに、その川のほとりに、かきつばたいとおもしろくさけりけるをみて、木の陰におりゐて、かきつばたといふいつもじを、くのかしらにすゑて、旅の心をよまんとてよめる、

在原業平朝臣

から衣きつゝなれにしつましあればはるばるきぬるたびをしぞ思ふ〇又見二伊勢物語一

〔躬恒集〕朱雀院女郎花合の歌、をみなへしといふ五文字を、句のかしらにおきてよめる、

をゝぬきてみるよしもがなながらへてへぬやと秋のしら露の玉

をりつればみて秋の日はなぐさめつへてこの花をしらせずもがな

〔古今和歌集十物名〕朱集院のをみなへし合せの時に、をみなへしといふいつもじを、くのかしらにおきてよめる、

つらゆき

をぐら山みね立ならしなく鹿のへにけむ秋をしる人ぞなき

〔古今著聞集和歌五〕弘徽殿女御歌合に、花かうしとらまゆみといへる文字ぐさりを歌の句のかみにすへて、折句の歌によませられける、めづらしかりける事なり、おほかたの題には四季戀をこそ、もちゐられ侍れ、

〔新拾遺和歌集雜二十〕折句歌

藤原仲實朝臣のもとに、うしをかりにつかはしける時、萩のえだにつけて、

俊頼朝臣

うらむとはしらでやしかのしきりにははぎのはひえをしがらみにする

返し

藤原仲實朝臣

うらめしとしかをないひそはぎがえもかるもにしつゝすぐすとぞみる〇下略

〔明月記〕建仁二年九月十三日、巳時許參上、〇中略有二折句一、むしやうさ十三夜詠出了、又讀二上之一、

折句歌

もうたにあらず、まして俳諧は歌にあらずとなむおぼえしより、はふつたのおのがむき／＼にいひの、しり、みつ栗のなか／＼に、これがまさりたりとほころへり、そはかの俳諧とおぼえたればこそ、すでにいふごとく、心をなほくし、おもむきをたゞしくせば、まさにこれみやぶりの片歌なり、綾たり点かいふむねをおもひ得て、年比わがともがら、にあらぬまでも、此大八しまの中にすまむ人、歌の道によらざらむやと、朝霧のおもひまどひしひと／＼には、哉ふりかしましきまでいひをしへける、こゝに上つ代の片歌、中つ世の片うた、つぎてわがともがらのよみつるをも、其つゞけと、のひたりと見ゆるは、其志りへに四つの時題をわけ、季のこゝろばへなきらくはへて、いさゝか左にかい志るしぬ、そが中に、十九言なるはせどう歌の片歌なり、十七言なるは、みじか歌の片うたなり、其さまは、いと古きによりてよめるもあり、又中つ代のさまによりてよめるもあり、見む人みてわいだめたまへよ、

〔奥義抄上ノ上〕和歌六體略○中

五折句歌（句のくえ五字あることを、毎句のかみにをくなり、）

〔悦目抄〕一折句の謌といふものあり、五文字あるもの、名を、五句のうへにすへてよめるなり、小町が人に琴をかりにやるとてよめる歌、

こ。とのはもと。きはなるをとた。のまなんま。つはみよかしへ。てはちるやとかへし

こ。とのは、と。こなつかしみは。なをるさなべての人に志。らすなよゆめ

是は琴たまへといふもじを、句のうへにをきたる也、へんじに琴はなしと句のうへにをきてかへしたるなり、

〔古今和歌集羈旅九〕あづまのかたへ、友とする人ひとりふたりいざなひていきけり、三河國八橋と

三句にては、中の如くなればなり、次に高津宮(仁徳)段に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥とある歌も、大御歌の問に、答奉れるなり、其謂なる書紀なるも、此は問、或は答などなり、書紀仁徳卷大御歌に、瀰儺曾虚赴、於瀰能烏苔咩烏、多例揶始儺播務、とあるは、御問にて、此御答は、五句の歌なり、さて皇極紀の謠歌三首が中に、一首は三句なる、其も一首はなれたるには非ず、三首つらねて其意を終たるなるべし、又齊明紀に、三首つゞきたる大御歌の第三なるも、三句なる、是も上なる御歌に餘意を、歌ひ足し給へるさまなり、されば三句なるは、もとより片なるが如くなりしなり、かくて後、万葉よりこなたには、三句の歌は見えず、いはゆる連歌も、本末を合せて一首とはなす物なり、故一首離れたるが三句なるは、いと〳〵稀なるに因て、殊に片歌とは名けたるなるべし、

〔文苑玉露上〕片歌かしの下葉の序　　吳綾足

それ片歌は、かし原の宮に天の下しらすすめらみこと、○神武 大和の高さし野に出まして、なゝゆくをとめを見そなはしける時、かつ〳〵もいやさきだてるとうたはしたまふ、これぞ片歌のはじめなりける、つぎて伊須岐與理比賣の命、また大久米の命も、ともにこの片歌をうたひ給ひて、とひこたへはしたまひぬ、しかしてより高しらす御代のつぎ〳〵、又きさき、皇子たち、まうち君たちのよみたまへるもおほかり、そが中に、倭建尊、伊勢の能褒野にて、はしけやしとよませたまひけるなむ、ことのきてあはれなるべしや、さてのち萬葉集、伊勢物語、拾遺、金葉などの書にも、片歌の末をつぎてよめる歌どもは、くさ〳〵えらみ給へるなり、思ふに、今の世に連歌てふものゝあるにつきて、俳諧ぶりといふもの出來ぬるを、これもかれもよむなる、其體はひなびにひなびて、ことのつゞけとゝのはねど、言の數いつゝ七言なれば、やがて三十一言の片歌といはむはうべならむか、しかはあれど、この俳諧ぶりをよむ人ら、俳諧てふもじは史記といふから書にあれば、其もとを滑稽てふものにとるとて、ゆめ吾御國のをしへによらず、ひたぶるに歌の道にきそひそむかむとす、これたゞ俳諧のつみなりけり、そも〳〵いにしへをおもふに、うつせみの世にあるとある上中下の人、何事につけても歌をなむよみたまひし、其歌は、長歌、みじか歌、旋頭歌、片歌、此四の歌なり、しかるにかの俳諧ぶりをよむ人ら、たゞみじか歌のみを歌とおぼえて、連歌

片歌

たつならばあさこびこえてゆふべこましを。

もこをこ同韻字なり

〔詞林釆要抄十〕濱成式云、旋頭は雙本也、雙本こは本にならぶこ可訓也、

〔和歌深秘抄〕一重て旋頭歌の事申入候、〇中略濱成の式には、此歌を雙本こ名づく、〇中略本にならぶこいふは、彼も是もみなむかしに歸るなり、胸にも腰にも終にも、七字五字をもそふるなり、

〔古事記中神武〕於是七媛女、遊行於高佐士野、佐士二字以音伊須氣余理比賣在其中、爾大久米命、見其伊須氣余理比賣而、以歌白於天皇曰、夜麻登能、多加佐士怒袁、那々由久、袁登賣杼母、多禮袁志摩加牟、爾伊須氣余理比賣者、立其媛女等之前、乃天皇見其媛女等而、御心知伊須氣余理比賣立於最前、以歌答曰、加都賀都母、伊夜佐岐陀氐流、延袁斯麻加牟、爾大久米命、以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目而、思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐祁流斗米、爾大久米命答歌曰、袁登賣爾、多陀爾阿波牟登、和加佐祁流斗米、故其孃子、白之仕奉也、

〔古事記中景行〕倭建命〇中略自其幸行、而到能煩野之時、思國以歌曰、〇中略波斯祁夜斯、和岐弊能迦多用、久毛韋多知久母、此者片歌也、

〔古事記傳二十八〕片歌こ名けたる由は、三句にしてなべての五句六句の歌の半にして、片なるが如くなればなり、五句の歌も、上三句を本とし、下二句を末とすれば、三句は中なり、又六句の歌にては、三句はもとより中なり、其中に、後に旋頭歌と云體は、その句五七七、五七七なれば、片歌は正しく其中なり、建武年中行事、豊明節會條に、しろ歌と云ことあり、略解に、神樂之歌有二本末一是也と云り、然ればしろ歌と云は、片歌に對へる目にて、本末と具へたるを云なり、抑かく名けたるはやゝ後のことなるべけれど、上代よりして此體の五七七の三句をば半なる物にしたりとおぼしくて、白檮原朝〇神武の御世よりして此體なるは、何れも物を問かけたる、答へたるなどにして、此記書紀なるかぎり、末まで皆然なり、白檮原宮段に、加都賀都伊夜佐岐陀氐流、延袁斯麻加牟とある大御歌、三句の歌の始なる、こに大久米命の、歌以て問[illegible]るに、[illegible]答なり、さて此段なる、[illegible]云々、[illegible]も、問答にして、其[illegible]旋頭歌とあるも、

雙本歌

古今集眞名序に、混本といふ歌の體をあげられたるは、思ふにこれは本に混ずといふなれば、旋頭歌の亦の名なるべし、別に此體あるにはあらじ、然るを古今の序には、別の一體と心得ていへるか、又は長歌短歌といふ四字の對にせむために、旋頭を旋頭混本とかけるか、いづれにまれ別に此體はあるまじくなん、後の書どもに、その歌とて載たるひとつふたつあれど、そはかの古今集の序によりて、ことさらに造りまうけたるものにて、いふにたらぬ歌なり、その外に古より混本體といふ歌はある事なし、

〔古風三體考〕旋頭歌

旋頭歌混本歌は同物異名なり、旋頭とは尾句を頭句に旋らして等しきより出たる名なり、混本とは末句を本句に混へて等しきよりいでたる名なり、然かるを後世古今集眞名序に、長歌短歌旋頭混本とか、れしによりて、旋頭の外に別に混本といふ體ありとおもひたがへしにや、○中略眞名序に旋頭混本とあるは、長歌短歌の四字の對句なり、玉勝間に、混本歌といへるは、本に混ずといふなれば、旋頭歌の別名なり、古今眞名序に、旋頭混本とあるは、別の一體と心得ていへるか、また長歌短歌の對にせん爲に、四字にか、れたるかといはれたる、此まだの說の如くなるべし、混本の名、古より詳ならざりしこ、さは、朝野群載に、大江匡房卿の倭歌序の文をのせたるにも、混本昔製未知其情と見えたるにて知るべし、○中略か、れば旋頭混本は、片歌を二首連ねたるものなること決なくなんありける、片歌をつらねて旋頭歌とせしこと、體は異なれど、短歌をのべて長歌にせしに義同じ、

〔奧義抄上ノ上〕雅體別有十種○中略

三雙本以六句為一絶、第三句終字為初韻、第六句終字為終韻、

大神高市萬呂卿歌云

さらくものたなびくやまは見れどあかぬかも。

混本歌

俊成卿頓阿上人など、この義を忘られずしてよまれしこそくちをしきことなりけれ、奥儀抄旋頭歌五句の外一句を加ふ、胸腰終また七字五字心にまかすとあり、胸は短歌の第二句にて、二句に七言を加へたるは、正調の旋頭なり、腰は短歌の第三句にて、三句に五言を加へたるは、本文にあげたる俊成卿隆信朝臣の歌これなり、また終は結句のことにて、結句に七言を加へたるは、頓阿のうたこれなり、これらみな名義にかなはざる變調の旋頭也、

〔奥義抄上ノ上〕和歌六躰

四混本歌つれの歌の一句なき也、七字五字心にまかす、

〔拾芥抄和歌體上末〕混本歌　五七五七、一句不足、

〔悦目抄〕一混本歌といふ物あり、例の三十一字の歌の中に、今一句をよまざる也、證歌云、

朝顔の夕かせまたずちりやすき花の名ぞかし

是は、すゑの七文字をよまざる也、

岩のうへにねざす松が枝とのみ思ふ心は有物を

これは、中の七もじの、ともじあまりひともじありて、はての七文字の句のなきなり、是もひとつのすがたなり、かやうにもよむべきなり、

〔八雲御抄正義一〕混本歌

善惡などあるべき程のものとも見えず、唯古今序に、一のすがたといへるばかりなり、

〔奥義抄下ノ下〕問云、混本歌を喜撰歌孫姫等の式に後悔病歌と稱事、歌其名いかゞ、答云、音韵不叶がゆへ後悔病と稱又わづかに三四句の中に心ざしつきて、もじは一句もしは二句をすてゝ詠之、往昔の躰ににたるゆへ、是を混本歌と名づく、本にひたゝくとよむなり、これ又昔にかへる義也、意趣旋頭歌におなじ、かるがゆへに或書には以旋頭歌混本歌と稱、

〔萬葉集長歌短歌說〕混本旋頭歌之異名也

〔玉勝間十四〕混本

七にすれば、句調はあへれど、旋頭歌の趣意にあらず、そは旋頭の義なれば、上句五七七にていひ切りて、また下の句五七七にていひきりて、上へかへらぬ事、萬葉古今など悉く然りよくも見給はずして、旋頭歌は尋常の歌に、一句多くして、六句によむ事とのみおもほし給ひつらん、

〔古風三體考〕旋頭歌

また短歌にては、後世第三句以上を本句といひ、第四句以下を末句といひて、第三句の五言にてもきりて作むがあるを、それにやならひけん、旋頭も本句の五七七を五七五に變へて作るあり、こはゆゝしきひがことなり、短歌の第三句五言にて切るゝはさてもゆるさるゝを、旋頭のかたはまさしく名義にそむくにあらずや、年山紀聞に、萬葉古今集など、ふるくは五七七五七七とよめるを、續千載集に俊成卿、みどり子とおもひし人もおいぬとてそむく世をみるかなしさは夢かうつゝか、返し隆信朝臣、ありてなき夢もうつゝもたれにかくとはれましきみが見る世にそむかざりせば、五七五五七七とよめるは、この外になし、續草案集に、六地藏に法樂し侍りし六句のうた、月はいりまだ日はいでぬ中そらのやみをてらすはあかつきごとのちかいなりけりとあり、みな旋頭の名義を失ひたる歌どもなり、このあやまちのはじめは、拾遺集に、ますかゞみそこなるかげにむかひ居てみる時にこそしらぬ翁にあふここちすれ、八代集抄に、躬恒集の歌也と見えたり、このうたの、むかひ居てを句讀(コミキリ)として、見る時にこそを、末句のはじめとせしより、五七五の本句は起れるなるべし、然れども詞林采葉抄に、披見万葉集一部始終、旋頭歌六十五首在之、毎首二句讀之、然而拾遺集中略この歌も見る時にとつゞくれば、一句そふに似たり、二句によむべきならば、みるとよみきらんにあながちに古歌の體に不可背、此外の三首の旋頭歌は、みな二句によまるゝなりとあり、これによれば、むかひ居て見ると、見るの字を本に屬て、時にこその五言を、末の初句とすべく、かくすればあかぬこともなき古體の旋頭なるを、

題しらず　　讀人しらず

うちわたすをちかた人に物まうすわれそのそこにしろくさけるはなにの花ぞも

返し

春されば野べにまづさくみれどあかぬ花まひなしにたゞなのるべき花の名なれや

題しらず

初瀬川古川のべにふたもとある杉年をへて又もあひ見ん二もとある杉

〔拾遺和歌集雜九〕旋頭歌

ます鏡そこなるかげにむかひゐて見る時にこそしらぬ翁にあふ心ちすれ

〔續千載和歌集雜七躰〕旋頭歌

藤原隆信朝臣出家して侍ける比、もろともに年の老ぬることをわびて、昔今の事など申て、せめての心ざしに、歌に一句をそふるよし申つかはして侍ける、

皇太后宮大夫俊成

みどり子とおもひし人もおいぬとてそむく世をみるかなしさは夢かうつゝか

返し

ありてなき夢もうつゝもたれにかくとはれましきみが見る世にそむかざりせば

〔柳庵隨筆〕後世の旋頭歌

萬葉集は更なり、古今集も古格正しきを、續千載集に俊成卿、みどり子と思ひし人も老ぬとて、そむく世をみる、かなしさは夢かうつゝか、此一首のことゝろ定かならぬうへに、五七、五七、五七五七にて、旋頭歌のしらべにあらず、この歌のかへしに隆信、ありてなき夢も現も、いかでかく、とはれましきみがみる世に、そむかざりせば、これ五七、五七、七七にてたがへり、されどこ句めの五を

二つ宛有は見え侍らず、よまむ事もかたかるべしといへり、證歌云、

ますかゞみ底なる影にむかひゐてみる時にこそしらぬ翁にあふ心ちすれ

中に、七文字をくわへたるなり、

かの岡に草かるおのこしかなかりそねありつゝも君がきまさむ御まくさにせむ

是は五文字を中にくはへたり

うちわたすをちかた人に物申すわれそのそこにしろくさけるはなにの花ぞも

是は、はての七文字をよみつゞけたる也、さまざまにをほけれども、さのみさてかゝず侍り、

〔日本書紀十四雄略〕十三年九月、木工猪名部眞根、略○中付物部使刑於野、爰有同伴巧者、歎惜眞根而作歌曰、婀拕羅斯枳、偉儺謎能陀倶彌柯該志須彌儺皤旨我那稽摩、拕例柯柯該武預、婀拕羅須彌儺皤、

〔萬葉集六雜歌〕十年戊寅元興寺之僧自嘆歌一首

白玉者、人爾不所知、不知友縱、雖不知、吾之知有者、不知友任意、

〔萬葉集十春雜歌〕旋頭歌

春日在、三笠乃山爾、月母出奴可母、佐紀山爾、開有櫻之、花乃可見、

〔萬葉集十三雜歌〕旋頭歌

三芳野、瀧動々、落白浪、留西、妹見卷、欲白浪、

〔萬葉集八秋雜歌〕山上臣憶良詠秋野花二首略○中

芽之花、乎花葛花、瞿麥之花、姫部志、又藤袴、朝貌之花、其二

〔萬葉集十一〕旋頭歌

新室、壁草苅邇、御座給根、草如、依逢未通女者、公　隨、

〔古今和歌集十九雜體〕旋頭歌

旋頭歌

抄云、雖有兩說、彼心長歌をひくか、崇德院御時短歌と被出、人皆詠長歌云々、俊頼曰、長歌をも同事をいひながせるをば稱長歌、やう〳〵によめるをば稱短歌云々、是も雖決定子細聊所詮兩說なり、

〔風のしがらみ中〕享保十二年、京極黃門定家卿の眞跡の一帖、題は長歌短歌古今相違之事とある書を、有德院將軍吉宗〇德川より冷泉黃門爲久卿へ賜りし時長歌、〇歌略

〔奥義抄上ノ上〕和歌六躰

三旋頭歌是は五句の外一句をくはふ、頭を終、又七字五字心にまかす、

〔拾芥抄上和歌部家〕旋頭歌　五七五七七七、一句餘之云々、

〔奥義抄下ノ下〕問云、六句歌を旋頭歌と名、如何、答云、旋頭は上にかへるとよむ也、昔にかへる義也かるがゆへに、濱成式には、此歌を雙本と名づく、これ本にならふといへば、むかしに返義におなじ、古今序にはこの歌を稱換頭、是又上にかへるといへば、さきの義に同じ、問云、昔返義いかゞ、答云、神代は歌の章句不定、すさのをの尊の八雲の詠よりはじめて三十一字歌出來、そののちひとへに此躰を學ぶ、然るを三十一字のうちに心ざしつきたるとき、六句の詠まゝ出來、所詮往昔の歌躰にゝたるによりて、昔にかへる心にて、その〳〵如此名づくといへども、意趣はひとつ也、

〔八雲御抄正義一〕旋頭歌

おほかた旋頭歌などをば、いたくやさしくはつくるまじき物也、されば耳遠き事をもとむべきにてはなけれど、すこし思ふべき也、朝夕などにつくりすへて、いたく是をせんとすべからず、

〔悅目抄〕一旋頭歌といふ物あり、例の卅一字の中に、いま一句をくわへてよめる也、五文字をも七文字をも、只心にまかせたり、くはふる所は、歌人の心にまかせたり、文かはあれども、五文字の句

歌とかゝずたゞ作歌一首とも二首ともいへるはみな長歌にて侍なり、さればながきをも長歌とはかゝざれども、卅一字をみな短歌反歌とかきつれば、ながきはうたがひなく長歌とみえぬ、卅一字の歌を長歌とかけゝ所はひとところもなきなり、それをばいかゞおして、卅一字をばことの葉のとくうつりわたるなりといへるも、さまでとくうつらぬ所々もふるき歌どもには侍めり、是は詠ずるにながくは詠ぜられず、みじかくいひきり〳〵詠ずるなり、又卅一字の歌は、誦するにながく詠ぜらるゝなり、よりて詠のこゝろにつきて短歌といひ、ながうたとも申成べし、いかにも歌は詠のこゝろによるべきものなるがゆゑなり、然ども萬葉集には、まさしく見えりければ、卅一字を短歌といへり、しかれば又長をば長歌といふべしと見えたるなり、されば古今集に短歌部とはたてながら、こと葉にはそへてたてまつる長歌とかきたれば、ふたつの說にして事をきかましとおもへるにや、よろづのことに兩說あるつねの事なり、しかれども萬葉集の事をいひながら、ひとへに卅一字の反歌短歌をなが歌といふらん、ずいなうは、萬葉集をくはしくみざるに似たり、又拾遺集にはとかくことはず、長歌部とかきて、人丸がよしのゝ宮にたてまつれる長歌とかけり、源順よしのぶとが贈答せる歌も、又東三條の入道おとゞの圓融院の御時たてまつられたる長歌などみな侍めり、よりて猶是にはながきをば長歌、みじかきをば短歌、反歌とこゝろし侍なり、

○按ズルニ、清輔奧義抄ノ說ハ、歌用韻字ノ條ニ引ケリ、

〔八雲御抄一正義〕短歌（或稱二長歌一、兩說子細多之、後成古言抄に巨細いへり、何も有レ謂、只所詮長歌短歌皆なが歌の名なり、○中略）抑稱二長歌短歌一事、有二兩說一、濱成幷孫姬式には、以レ之稱二長歌一、喜撰式、幷新撰髓腦には、以レ之稱二短歌一、普通歌三十一字、或又謂二長歌一、萬葉又以二三十一字一謂二短歌一歟、又萬葉中字句を二添たる歌も有、但非二普通事一、所レ謂鶯のかいこの中の郭公、とはじめたる歌也、俊頼云、短歌の旋頭歌といへり、俊成古來風躰

ことにかゝりたることばをいひながすなり、このみじか歌には、うたのうちにいふべき心をば、すゑまでいひながせども、ことばをかへつゝいはるゝにまたがひてわたりありく也、たとへばおきつなみあれのみまさる宮のうちにと思ひよりなば、すゑまでその海のことばにつけてはつべき也、是はこと葉にひかされてなみだの色のくれなゐはといひて、又花すゝきにかゝりて、そらをまねかせて、すゑにはつがりのなきわたりつゝといひて、はつれば、歌のひとつがうちにあまたの物をいひつくせるによりて、みじか歌とはいふなりとぞ、中ごろの人申ける、

〔古今集序注上〕今注云、濱成式、喜撰式、萬葉集者、以長句歌名長歌、以三十一字名短歌也、古今集者、以長句歌名短歌并詞、并貫之集者、以長句歌名長歌也、但喜撰式中、有眞僞兩本、其僞本中、以長句、歌名短歌、三十一字名長歌、或付件僞本、以長句名長歌、三十一字名短歌、其本不定歟、

〔古來風躰抄〕長歌短歌といふ事、もとよりあらそひ有事なり、しかれども是には萬葉集に付て長歌をば略すと申侍なり、此事は古今集よりうたがひの侍也、その故は、雜躰の卷に短歌部とかきて、まさしきその歌のことばの所には、貫之がふる歌たてまつるとき、そへてたてまつれるなが歌と書、みつねたゞみねが歌の所にも、おなじくそへてたてまつりける長歌とかきて侍也、それを崇德院に百首の歌、人々にめしゝ時、おの〳〵が述懷の歌は、みな短歌によみてたてまつれと仰られて侍しかば、各短歌とかきてながうたをたてまつり侍にき、また俊頼朝臣の口傳にも、たしかには申きらざるべし、それを清輔朝臣と申しもの、奧義とかいひて、髓腦とてかきて侍るなるものには、ひとへにながきを短歌とさだめかきて侍とかや、大形はかやうの事、萬葉集をぞ證據とはすべき所に、萬葉にはすべて卅一字の歌をば短歌反歌などかきて、いかにも長歌とはかゝず侍なり、たとへば柿本朝臣人丸が作歌一首、并短歌二首とも、三首とも申たるは、みな短歌といへるかずには卅一字のうたにて、ながきをばたゞむねとの事にて長ともかゝず、まして短

〔俊頼口傳〕短歌といへる物あり、それはいつもじなゝもじとつゞけて、わがいはまほしき事のあるかぎりは、いくらともさだめずいひつゞけて、はてになゝもじをれいの歌のやうにふたつゞづくるなり、

〔悦目抄〕一長歌とは、みな人すゞろに何あまりて長を申、其は古人の申けるとて、師匠成し人は、短歌と申されき、三十一字の歌をば長歌といはれき、問、いかなれば卅一字のみじかきを長歌とし、そゞろにながきをば短歌となづくるや、答云、三十一字の歌は初の五もじよりいひ出せる心ざしをきらずして、終の七々にいたるまでいひとほせる物なり、短けれども、心ざしをきらずしてあるがゆへに、初よりきれざる物をばながしとす、されば長歌とすといへり、すゞろに長けれども、短歌とよばるゝ事は、初の五文字よりいひ出せる事をばうち捨て、ゑんにひかれ詞にひかれてきれ行物也、千尋の縄なれども、すたにきられぬればみじかしとす、ゆへに短歌とすといへり、ゆめ〳〵ことぎにつくべからず、此歌の事は子細有事なり、三代の御門の御時かはれる事の有也、事おほければ不註、此短歌は混本歌をつゞけたるなり、いづれの五文字より讀ども、五もじよりよめば、混本歌に成てよまるゝ也、又この歌よむやうは、五七五と、物の云たきほどよみゆきて、さてとおもふ時、始の五七五とかきあふやうに七々とどめたり、すなはちこれを三十一字に作りなす也、されば又卅一字の歌をはてに作なすゆへに、是も長歌といはんと思ふ時は、そこも申事有、同じ心なるべし、可秘、

〔俊頼口傳〕うけ給はりしは、ながうたといへるは、ながくくさりつゞけてよみながせるにつきて、ながうたとはいふなり、ことばのみじかきゆゑに、みじかうたとはいふなり、詞みじかしといふはれいの卅一字の歌は、花とも月ともだいにゑたがひてよむに、そのものをいひはつるなり、たとへばあさかやまかげさへみゆる山のゐのとも、だにいひつれば、あさくは人をなどなほ水の

長歌短歌之別

陸爾幡夢戻耐母佐禰耐摸茂阿黨播怒介茂誉播麿都智耐理誉、

〔古事記中神武〕伊須氣余理比賣參入宮內之時、天皇御歌曰、阿斯波良能、志祁去岐袁夜邇、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯、

〔古今和歌集十九雜體〕短歌

ふるうたたてまつりし時のもくろくの、そのなが。う。た。　つらゆき〇歌略

ふるうたにくはへてたてまつれるなが。う。た。　壬生忠岑〇歌略

多のなが。う。た。　凡河内恒躬〇歌略

〔安齋隨筆前編十四〕長歌短歌

古今集の部立の標題には短歌と記して、其歌の事書には、ながうたとあり、眞字には短歌と書き、即其短歌の事を假名にては、ながうたと記せる事不審也、是に付て樣々辯說あり、貫之は右のごとくなる事をば必書くべからず、貫之は眞字にても長歌と書しなるべし、然るに後人かの辯說を好む人、短歌と書改めて、其辯說を實にせんとての所爲なるべし、藤原濱成歌經標式、喜撰の和歌作式等には、幾句も長く連たるを長歌と記せり、又濱成式に三十一字の歌を短歌と記せり、共に是正直なる名稱にて、秘事も口傳もなし、又古今集俳諧歌の俳の字も、誹の字に記たり、是も貫之は如此書べからず、後人の書誤り也、貫之奏覽の本に漫なる事書ざるべし、定家卿の貞應本、嘉祿本とてあり、度々古今を寫し改られたり、今專（〇定家嘉以下二一本無）定家の本を尊信する事に成れり、右は書改の書誤等は、定家の所爲ならんか、定家を尊崇する餘りに、其誤を改ずして、却て樣さまに辯說を作て秘傳奥義とするなるべし、如此の事、予は信服せず、

〔萠留別志五〕一長歌短歌といふは、いにしへにうたをうたひたるさまの、ながきとみじかきとにていひへるなり、句の數にはかゝはらぬなるべし、

短歌

るは卷十七には長歌をさして賦といひ、短歌を一絶二絶などいひ、又同卷に大伴家持卿の池主に贈りたる文の後に、七言絶句一首と短歌二首とをのせて、式擬亂とさへいへり、されば反歌は反辭をまねびうつされたること論なき也、○中略されば其讀も、字音にてハンカとよむべきにこそ、

〔萬葉集一雜歌〕天皇○舒明遊二獵內野一之時、中皇命使二間人連老獻一歌、
八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊緣立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獵爾、今立須良思、暮獵爾、今他田渚良之、御執、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈里、

反歌

玉剋春、內乃大野爾、馬數而、朝布麻須等六、其草深野、

〔萬葉集代匠記首雜歌〕長歌に副たる短歌を反歌と云は、反は反覆の義なり、經の長行に偈頌の副ひ、賦等に亂の副たる類なり、長歌の意を約めて再たび云意なり、

〔萬葉集略解一雜歌〕反歌　これは長歌の意を約めても、あるは長歌に殘れる事をも、短歌に打返しよむ故に、かへしうたといふ、長歌に短歌を添るは、古事記にも此集にも、いと上つ代には見えずして、こゝにあるは此志ばし前つころよりやはじまりつらむ、

〔古今集序注上〕公任卿注云、○中略短歌三十一字也、亦稱二反歌一、

〔新撰髓腦〕歌のさま三十一字、總じて五句あり、上の三句をば本とす、下の二句を末といふ、

〔悅目抄〕むねこしすそといふは、初の五七のひゞきはむね、五七五と七々の間はこし、七々のあひはすそ也、此三所に緣の字にても、詞にてもすへべし、

〔拾芥抄上末和歌〕和歌體　五七五七七、合二五句一成二卅一字一謂二之一首一、五七五謂二之上句一、七七謂二之下句一、合二二句一而成、歌云々

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略豐吾田津姬、恨二皇孫一○瓊々杵尊不二與共言一、皇孫憂之、乃爲レ歌之曰、憶企都茂播、

心ヲツヾメテ、カサチテヨム也、此兩義共ニ有其謂、但此等（鳥羽○案當）ノ詠ニハ、元長歌如何、但今案ニ、ムカシ長歌ニ相翻シタレバ、三十一字ヲ相反ノ歌トイフカ、今ノ長歌ノ後ノ反歌モ、其義同歟、然者長歌ニ相副モ不相副モ同事也、仍書今反歌之作也、是非返歌也、

〔歌がたり〕反歌は、長歌にいへる事をうちかへしいへるあり、また長歌にもらしたる事を、反歌にはじめていへるもあり、一首の長うたに二首三首反歌有もあり、また反歌なくて長歌のみなるもあり、くはしくは萬葉集にさま〴〵載たるをみて知べし、さてこを反歌といふは、長うたにひとたびうたひつらね、またふたゝび短歌もて打かへしてうたふよりおほせたる名なりけりさるをふるき髓腦どもに、短歌の事を反歌ともいふ也と、おもへる說のあるは誤なりこはかならず長うたにそへたる時にのみいふ名也けり、この事は、はやく仙覺律師のときせるものに、後の世におもひあやまれることを論じいへり、

〔槻齋雜攷二〕萬葉集の反歌の攷

反歌は、長歌につきたるをりの短歌をいふ稱なりといへる說（仙覺、及契沖、眞淵、）をよしとすべし、○中略荀子にこれを反辭といひ、小歌ともいへり、楚辭なる離騷もまた賦なれば、其括りを述たるものありて、これを亂といへり、此土の長歌の反歌、これにならへるなり反辭とは、其事を反覆叙說する故なりとぞ、小歌とは賦の如くながゝらざるが故ならん、荀子卷十八（賦篇）に、天下不治、請陳佹詩云々、與愚以疑、願聞反辭とある楊倞注に、反辭、反覆叙說之辭、猶楚詞亂曰といひ、又其小歌曰云々とある注に、此下一章卽其反辭、故謂之小歌、總論前意也といへり、亂は、楚辭離騷の亂曰の王逸注に、亂理也、所以發理詞指、總撮其要也とあり、其上に述べたる詞指をよく言通し調ぶるを亂といふ由なり、又洪興祖の補注に、國語云、其輯之亂、輯成也、凡作篇章、旣成撰其大要、以爲亂辭也、離騷有亂、亂者總理一賦之終也といへり、本邦の反歌は全くこれに擬したるなり、さ

反歌

あらじかし、後の世のひとは、古今集の長うたのみをみて、これを長歌のすがたなりとおもひあやまれるやうなり、

〔明月記〕元久二年四月廿日、巳時參上、小時家長持參長歌、大僧正（慈圓）詠進給云々、此歌可和進之由有仰事、長歌曾未詠之、卒爾勿論歟、但出御以後退出、卽終篇、如文不加點、如形清書、又持參付家長、内々經御覽、可直者可直進之由申之、還來云、神妙也者、如此事早速還似不澀、爲道雖不當、依沈思不得風情、依早速頗可表堪能之由所相勵也、不被返下、以之爲悅、又退出、

〔八雲御抄一正義〕反歌常卅一字、かへし歌といふ、是短歌之歌也、雖不限一首、或兩首も可詠之、万葉は一首二首或三首也、然而常は一首也、短歌意趣也、非他事、詞は替も多、心は其末也、

〔奥義抄下ノ下〕問云、短歌にくはへたる卅一字歌は反歌歟、其讀いかゞ、答云、○藤原清輔反字の訓、或はかへす、或はならふ、或はそむくとよめり、或人云、文選に反離騷と云ものあり、屈原が離騷を後人學之所作也、反字はならふとよむ、かるがゆへ反離騷と號す、玄かれば反歌とよむべしと云々、又人云、反離騷は屈原離騷を返こゝろ也、ならふ義にあはずと云々、是を案に、すべてこの反歌をそふる事は、短歌は不能詠吟ゆへ、短歌のおほよそをつゞめて卅一字に詠なり、玄かれば返も故あり、ならふもゆゑあり、又かの短歌をすてゝ、さらに同こゝろを詠ば、そむく義もあしからず、いはむや返反の音詠によりて不可改、こゝろにある歟、故人が家々の說也、ともにひがことにあらずと云々、古今序、逮素盞烏尊到出雲國、始有三十一字之詠、今反歌之作也、八雲歌也如此は凡三十一字歌を反歌と可稱歟、

〔古今集序注上〕反歌者、公任卿注云、短歌三十一字也、又稱二反歌一也、奥義抄云、長歌ノ反歌ハ、或カヘス、或ナラフ、或ソムク、文選反離騷ノ心也、童蒙抄云、反字ハカヘサフト讀ベシ、詩ノ序アルガゴトシ、長歌ノ

き、此集にも多の長歌、目錄の長歌とて、長き歌を上たるにぞいちじるかりける、然ばこゝに短歌と書るは、誤なる事明らけし、仍て思ふに、いにしへの人の草の書の、なだらかなるには、長をば長とやうに書たらんを、短とやうに見あやまりて、短歌と寫なせしにやあらんを、事の故をも按ず、かついにしへの人の書風をも思ひいたらず、ことわりに改んの勤なきのみかは、あまさへあらぬひが言も、もて付る也けり、仍てこれは論なう長歌に書改るものぞ、然に千載集には、此誤をつたへて長歌を短歌と書れしを、其子の定家卿は、万葉集を委しく考へて、長きを長歌とし、短きを短歌とし給へり、されど草の書より寫あやまれることまではおぼしわたらせ給はねば、たゞ撰者のあやまりのやうに心得給へりけり、

〔玉勝間 一〕古今集の長歌の事

古今集の長歌はじめにのせたるは、いと〳〵つたなし、其歌に、なにしかも人をうらみむといへること、上下にあひあづからざることも也、此二句をのぞきてよけん、又一うたのうちに思ふといふ詞九つ有て、いと耳かしがましき中に、けなばけぬべく思へどもといへることさへ、二所に重なりてあるはいかにぞや、思へどもといふ句は、猶今一つあり、又思ひは深しといへる句、又とぢめの二句などは、ちからなく聞えてたゞよはし、次に貫之の歌、目錄ならんからに、事のつゞきざま、むげにことわりなし、忠岑は一ふし有て聞ゆ、躬恒、なにのふしもなし、伊勢は中によろし、そも〳〵かくあげつらふは、いとおふけなけれど、なをえあらでなん、

〔歌がたり〕古今集に、歌奉れる時の目錄の長歌に、四季戀雜のことをいひつらねたるは、ことわりさることなるを、後の世の人、みだりにそれにならひて、なにざまのうたにも、春は秋は、戀のとて、四季の事をいひのべたる歌のおほきは、いかなる故ならむ、古今集のは、目錄の歌なればよしあり、さるたぐひにもあらぬ事に、四季のものをいひならべむは、そかしきふしにも

にといはふ世の人の、おもひするがの、ふじのねの、もゆる思ひも、あかずして、わかる、なみだ、ふぢごろも、をれる心も、やちくさの、ことのはごとに、すべらきの、おほせかしこみ、まき〳〵の中につくすと、いせのうみの浦のしほがひ、ひろひあつめ、とれりとすれど、たまのをの、みじかき心、思ひあへず、猶あらたまの、としをへて、大宮にのみ、久かたの、ひるよるわかず、つかふとて、かへりみもせぬ、わがやどの、しのぶ草おふる、いたまあらみ、ふる春雨の、もりやしぬらん、

〔餘材抄十九〕短歌

今短歌と云、長歌也、こゝに短歌と標すといへ共下にふる歌奉りし時のもくろくのその長歌、古歌にくはへて奉れる長歌、多の長歌といへり、此事難儀成によりて、古來の先達異義まちまちなり、○中略今ことがきごとに長歌とのみいへるに付て按ずるに、もとは長歌とのみ標しけむを、後のひとの短歌とは改けるにや、前後にいへる如く、此集に後に人の書改めたらんと思しき多かれば、是をもうたがふなり、所詮萬葉に付て長短をば決すべし、

〔古今和歌集打聽十九雜體〕長歌

ながうたとよむべし、今の本には短歌と書るは誤也、其あやまれるまゝに說は、三十一字の歌はみじかけれど、詞つゞきて意長し、句の數も定めずいひつゞけたるは、云出せる事をも捨て、詞に從ひ切ゆくなれば、千尋の繩も切々に成て、みじかしとするによて、短歌と云といへるは、いにしへの万葉集をも見ぬ人の强言也、此集のはまづおきて、万葉の長歌をいはん、かのよみざまは、始の詞を又擧て轉じ下したる體有、又たゞ云流したる有、又序を長くいひて、末に意をいへる有、其外種々の體有ども、皆始終いさゝかのたがひなく、意の通らぬは無し、其うへそれの歌一首並短歌二首と書る、長歌は一首、三十一言の歌は二首也、其外たゞに三十一言の歌を、短歌といひたる所も有て分明也、凡長きを長歌、みじかきを短歌といはんに、何の辨をか待べ

佛聖乃本、獻利、布奈大御世乎、萬代祈利、佛毛、神毛、中上擧、事之詞波、此國乃本詞爾、逐倚天、一本宮一此句、唐乃、詞遠不假須、書記須、博士不雇須、此國乃、云傳布良久一本作久〇日本乃、倭之國波、言玉乃、富國度一本宮作讃國度、古語爾、流來禮留、神語爾、傳來禮留、傳來事任爾、本世乃、事尋禮者、歌語爾、詠反天、神事爾、用來利、皇事爾、用來利、本世爾、依遂氏、佛爾毛、神爾毛、申上〇此下恐有脫字擧陳氏、禱志誠波、丁寧度、聞志食、嬰兒乃、啼語仁、折壽乃、本末不知、亂絲乃、亂天有禮度、九重能、御垣之下爾、常世爾、毛連天、狹壯鹿乃、膝折反志、候聞曾言須、何爾以開牟、答牟、汗流志、競恐爾、何爾以開牟、答牟者、夫倭歌之體、比興爲先、感動人情、最在茲矣、季世陵遲、斯道已墜、今至僧中、頗存古語、可謂禮失則求之於野、故採而載之、

〔歌がたり〕興福寺の僧が長うたは、萬葉集の歌にくらぶればいたくおとりぬれど、猶いにしへのさまは殘りたり、こは奈良人などのうたをみてまねびしものなればなり、古今集のころながうたは、いにしへをば學ばずして、そのころの人のこゝろにまかせたれば、おもむきもいにしへとはかはりて、古におよばざる事はた遠し、しかはあれど古今集の比にはすぐれたる歌人おほかりければ、ひとびと長歌をきそひよむ事ならましかば、古とはおもむきかはるとも、またおのづからに、たくみなるひとつのすがたをもよみいでむ人も有ぬべかりしを、そのころ長歌をむねとする人の絶てなかりしは、惜しき業也けり、

〔古今和歌集十九雜體〕短歌

ふるうたたてまつりし時の、もくろくのそのながうた　　つらゆき

ちはやぶる、神のみよより、くれ竹の、世々にもたえず、あまびこの、をとはの山の、はるがすみ、おもひみだれて、さみだれの、空もとゞろに、さよふけて、山ほとゝぎす、なくごとに、たれもねざめて、からにしき、たつたの山の、もみぢばを、見てのみしのぶ、神無月、しぐれぐ〵て、冬の夜の、庭もはだれに、ふる雪の、猶きえかへり、としごとに、時につけつゝ、あはれてふ、ことをいひつゝ、君をのみ、ちよ

瓠葛天能梯建踐歩美天降利坐志大八州天津〇天津二字據一本補日嗣能高御座萬世鎭布五八能春爾有利氣
我國之聖乃皇波尊毛御坐加日宮能聖之御子能天下爾御坐天御世御世爾相承襲氐毎皇爾現
人神止成給御坐波四方之國隣皇波百嗣爾繼云毛何加等久有牟其所以爾神佐倍順比佛敬給
布畬々爾今我帝波往古爾毛〇古據一本補不御坐志將來毛何申牟釋迦之法弘米給氐出家之人法乃旅道
罪有度赦賜部咎有止宥米賜部无暫使御惠乃異廣久御坐波出家之人法族波御世遠恒爾惜度年
月遠堰加留天不過氐鎭許止誓願比禱申勢然度世之理度歎之春爾有利何氐帝之御世萬
代爾重飾氐奉令榮度析之枝乃由求波佛倍願成志聖而已驗波伊萬世其所以爾帝遠鎭爾驗
万陀羅尼乃御法卌卷乎寫志繕倍護成須聖之御像卌軀奉造氐卌之師乃悟開介天〇天字恐衍行布人
遠調誠乎致志四萬爾八千卷添氐誓願奉讀利悕祈鎭申利行留此之所爲乃〇乃字恐衍能乎何天閔志
陳倍聞止江乎茜刺須終日夏加鳥玉乃狹夜通左右時自經天思付爾〇付一本作仗滿乃堰毛賀雨天世
中乃伊須賀志慮遠添飾利申志氐〇氐一本作曾上留鏡中〇中下恐脫一句大海乃白浪開氐常世島國成建天到住
美聞見人波萬世能壽遠延津故事爾云語來留澄江能淵爾釣志皇之民浦島子加天女之釣〇一本
作誂比來氐紫雲之引氐〇之引一本作泛引片時爾將氐飛往天是曾此乃常世之國度語良比七日經夏志加无限久命
有志此島爾許有介夏三吉野爾有志熊志禰天女來通氐其後波蒙譴天毛禮衣著氐飛度云是〇是恐誤
毛亦此之島根乃人曾許有岐那云禮五種乃寶雲波大悲者乃千種乃御子乃人乃世遠萬代延留一
種乎別爾莊天萬代爾皇乎鎭倍利磯上乃緣乃松波百種乃葛〇葛一本作萬別爾藤花開榮氐萬世爾皇乎
鎭倍利鶯波枝爾遊天飛舞氐囀歌比萬世爾皇乎鎭倍利澤鶴命乎長美濱爾出氐歡舞天滿潮乃無
斷時久萬代爾皇遠鎭倍利薰修法之力乎廣美大悲者之護乎厚美萬代爾大御世成波如八十里城爾
芥子拾布〇布下恐有誤字天人波擧手氐不拾成奴如八百里磐根本爾〇爾一本作乎禮衣袖垂飛志波拂人不拂成天
皇乃護之法乃藥乎擎持來候布如是鎭倍留事者毎事雖劣毎物非數度旅人爾宿春日留山階乃

萬葉集一の卷に、藤原宮之役民作歌とある長歌は役民作歌とあるによりて、たれもたゞその民のよめると心得ためれど、歌のさまをもて思ふに、然にはあらず、こはかの七夕の歌を、彦星棚機つめになりてよめると同じことにて、かの民の心に擬へて、すぐれたる歌人のよめる也、その作者は誰ともなけれど、歌のさまのいと〳〵めでたく巧の深きやう、人麿主の口つきにぞ有ける、さてかの主の長歌は、いづれも巧ふかき故に、詞のつゞきのまぎらはしく聞ゆるが多きを、此歌は殊にまぎらはしきつゞきおほくして、物まなり人たちも皆解誤れるを、今よく考ふれば、語のつゞきもいと明らかにしてまぎるゝことなく、いともめでたくすぐれたる歌也、

〔八雲御抄一正義〕短歌（中略）短歌本、舒明天皇登香具山望國之時御製、（中略）檢稅使大伴卿登筑波山時作（中略）已上二首萬葉の中にはことばつゞきよき也されど耳遠きこと少々あり古今以後至于今おほかれども、皆樣をかへて雖多、伊勢及躬恒多長歌は本也、

ちはやぶる　神無月とや　今朝よりは　曇りもあへず　はつしぐれ　紅葉とともに

ふるさとの　吉野の山の（中略）

此歌は短歌本、詞調姿艷事、甚以雖相兼兩方歌也、尤可爲本、此外伊勢長歌又殊勝物也、其後相兼兩方は不見、俊賴述懷歌も是等には不及歟、貫之忠岑は誠可指南、然而依不兼兩方不入之、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年三月庚辰、興福寺大法師等爲奉賀天皇寶算滿于四十、奉寫聖像卌軀、寫金剛壽命陀羅尼經卌卷、卽轉讀四萬八千卷、更作天人下（中略）捧持子天女擎持不闘壽御藥俱來祇候及浦島子暫昇雲漢而得長生吉野仙女暫通上天而來且去等像、副之長歌奉獻、其長歌詞曰、日本乃、野馬臺能國遠、賀美侶伎能、宿那毘古那加、葦菅遠、殖生國固、造介牟…

渡起　每年　春　有　今年之春　每物　滋榮　天地乃　神毛悅　而山　千世…

梅開宗　咲　開　改　氏　八下　奇事　天照國乃　日宮之御子…

〔玉勝間十三〕長歌は今はたやすくはよまぬこと、いふ事

道遙院大臣○藤原實隆の、きぬかづきの日記の跋に、事のついでに申出侍る、長歌といふ物、このころとなりて、たはやすくよまぬ事のやうになれるは、いかなる故の侍るならむ、いとおぼつかなき事也と見ゆ、

〔古事記上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐迦泥氏、登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志氏、久波志賣遠、阿理登伎許志氏、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比邇、阿理加用婆勢、多知賀遠母、伊麻陀登加受氏、淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆、遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多々勢禮婆、比許豆良比、和何多々勢禮婆、阿遠夜麻邇、奴延波那伎、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、爾波都登理、迦祁波那久、宇禮多久母、那久那留登理加、許能登理母、宇知夜米許世泥、伊斯多布夜、阿麻波勢豆加比、許登能加多理其登母、許遠婆、

〔萬葉集一雜歌〕藤原宮之役民作歌

八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、○持統荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等、神長柄、所念奈戸二、天地毛、緣而有許曾、磐走、淡海乃國之、衣手能、田上山之、眞木佐苦、檜乃嬬手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮、其乎取登、散和久御民毛、家忘、身毛多奈不知、鴨自物、水爾浮居而、吾作、日之御門爾、不知國、依巨勢道從、我國者、常世爾成牟、圖負留、神龜毛、新代登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、泝須良牟、伊蘇波久見者、神隨爾有之、

右日本紀曰、朱鳥七年癸巳秋八月、幸藤原宮地、八年甲午春正月、幸藤原宮、冬十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮、

〔玉勝間十三〕萬葉集なる藤原宮之役民作歌

〔歌がたり〕長歌はたゞ萬葉集にのみすぐれたるがおほし、そは藤原奈良のころしもみさかりにて、よろづたらひとゝのひ、今の都となりては、はやくこの體はすたれにたればなり、古事記日本紀などに長歌おほくみゆれど、そはあまりにふるきさまにて、すなほにとりつくろはぬところは、おのづからにてめでたけれど、猶あかぬ處おほしとやいはむ、藤原奈良のころのひとのよめるは、事をひろくのべ、いきほひ有て、こまやかに詞をかざりたること、これより前にもたぐひなく、また是より後にもなぞへなし、古今集よりこなたのは、いたくつたなき物なり、そは世にすたりにたるまゝにて、こゝにちからをもちひける人なかりし故なり、いまながうたよまむには、かならず萬葉をよく學ぶべし、長歌は万葉の歌をおきて、べちにならふべきすがたはあらず、○中略今の京となりての長うたは、古にはいたくおとりぬれど、宇多醍醐の御時より、花山一條の御時までのひとのは、なほめでたき歌もたま〳〵はありて、またひとつのすがたともいふべし、をりにふれてそのさまをまなばむもあしからず、女房などの長歌よまむには、今の世にては、萬葉ぶりまねばむは、にげなきやうにも成ぬべし、女房などは花山一條の御時より上なるひと〴〵の歌にならふべき事なり、堀河の御時より後のはいたくつたなし、をとこも女も、まねびならふべきものともおぼえずなむ、

〔愚問賢註〕上古は多長歌を詠ず、これ人の物を感ずる事ふかく、其心切なるによりて、三十一字に事つくさゞれば、長歌を詠ず、中古にも東三條殿拾遺長歌、俊頼朝臣千載長歌、かぎりなき心、まことに常の歌にをさまりがたし、今世に長歌のまれなるは、人の歎寄のおろかなるゆゑなり、

〔詠歌大概秘決直談抄〕上古には長歌のみにて、今の歌すくなし、それは人の志あつく、なさけ深して、今の世の歌にては云たらぬ故に、心のかぎり思ひをのべあらはさんために、長歌のみを詠じ來たり、今長歌のすたれたるは、人のなさけの淺く成ゆへなるべし、

例のごとし、次に變對と云は、五言の句と七言の句とを對し活かして、下へつゞけたるをいふ、此格文詞には常おほかれど、うたには一句對のみ見えて、二句以上なるは見えず、うたふものは詞の偏背になるをきらふゆゑなり、次に招應といふは、彼事を招き出むとして先此事をいひ、此事より即て彼事に相應しゆく所のあるを云、次に喚響と云は、響の聲に應ずるがごとく、そこゝの句に、其事どものひゞきあひたるを云、次に首尾といふは、初めいひ出たる言どもの、いたづらにならざるやうにとぢめたるを云、〇中略次に調段と云は、上つ代の歌は、一篇の上を二段にも三段にもうたへる事ある、其句どもの段をはじめとして、又或は物の非一をいひつゞくとて、そのをち〳〵に句段をなせるたぐひをいふ、次に譬喩、次に序辭、これらはいつもの事なれば、釋にもおよばず、以上はじめの疊句より以下十三種を以て、先其大むねをさとさんとす、〇下略

〔文苑玉露上〕萬葉五十首長歌解序　眞淵

續麻なす長歌てふ歌は、都賀の木の彌繼々の大御代につけて、秋の花いろ〳〵のすがたなんありけるを、青によしならの宮の御時にいたりては、植の子のひとつすがたさなむなれりける、志かあるを、承和の御時の史にはいにしへのすがた、宮人の家には傳はらざるとこそ志るされたれ、其後延喜の御時に撰ませ給へる〇古今和歌集中にある長歌は、かのならの宮のふりを、後の詞もてつがねたるなりけり、これより下つかたは、いよゝ此一筋によりてなむいへれば、其上つ世の手ぶりも、くさ〳〵のすがたも、志れる人あらずなりにたり、〇中略それが中に、飛鳥の名におふ岡本の宮、そら數ふ凡津の宮などの歌は、心なほく言葉めでたければ、春秋のおのづから、おもしろくもかなしくもおぼゆるが如く、清見原の宮藤原の宮なざなるは、野山の花紅葉に、風露のけしきをそへたらむがごとし、奈良の宮にいたりては、其花紅葉はおなじ物から、枝あせ色うすらかになれるがごとし、

さかしめをありときかして
くはしめをありときこして

又
もとべにはいくみ竹おひ
すゑべにはたしみ竹おひ

又
しゝまつとわがいませば
さゐまつとわがたゝせば

又
むしぶすまにこやが下に
たくぶすまさやぐが下に

又
たままきのあぐらにたゝし
しづまきのあぐらにたゝし

などの類、左右もはら同ことにして、實は一句づゝにて事たりたるを、次の句どもは、只重ねてしらべをたすけたる也。○中略　次に聯疊といふは、疊句をもて章段なしたるを云。たゞ疊句のおはきを云にはあらず。次に隔疊といふは句を隔てゝかさねたるをいふ。次に變疊と云は、或は半句と一句とを重ね、或は一句と一句半とをかさねて、上を合せ下を活かしつゞけたる類をいふ。次に今對句といふは、前の詩句の條にいふごとく、他物をとりあはせて一對にいへるを云。されど上つ代の歌には、ことさらに儲出て對をとらむとするやうのわざは、をさ〳〵あらざれば、たゞまれまれ、事をかへ、物を轉じて云へるがあるのみなり。そも實は皆疊句の例なりけれど、世にさる類ひを對句とおぼえて、いひ習ひ來つれば、其中にいさゝか似たるを、姑く對句とは名付、その似たりといふは、

ゆく水のかへらぬ如く
ふく風のめに見ぬ如く

又
うながせるひれもてるがに
てにまけるたまもゆらゝに

又
あを浪にのぞみは絶ぬ
しら雲になみだは盡ぬ

又
春の日は山しみがほし
秋の夜は河しさやけし

これらのさまなるを云なり。次に隔對といふは、率句を隔て、對せるを云。上の疊句と隔疊との

めをこゝろむるに、すべて七五七五とよむかた、たよりよくて、しらべもよろしきやうにおぼゆるにつきて思ふに、古今集のころよりして、はやくさありけむゆゑに、そのかみみづからよみ出る歌も、おのづから然つゞきたるなるべし、さて中ごろの今やうといふ物、そののちのもの、ちかき世の俗たるうたのたぐひ、すべて後の物は、皆はじめの句より七五也、そも〳〵万葉のころまでは、五七とつゞくかた、しらべよろしかりけむを、古今集のころよりして七五となりて、今もそれよろしく、おぼゆるは、いにしへと後の世との、おのづからのしらべのかはりなるべし、今世に万葉風をよむ人おほくて、何事も、後の世をばわろしといふものゝ、そのよめる長歌を見れば、そのことばおほくは七五々々とつゞけるは、此けぢめをえしらずして、なほ後の世のおのづからのしらべをえまぬかれざる也、古今集のなが歌は、はじめなる二首は、五七とも七五ともまじりてつゞけるを、後の三首は、おほかた七五とさだまれり、

〔長歌撰格上〕橘守部撰述

上つ代の長歌は、當昔の雅樂の大の曲調に隨て、直に歌ふべくしらべなしつれば、やがて其うたを、歌舞の時にもの、ねに合せてうたふとも、よくその樂曲の音調に協ひて、殊更にぬきさしなどはせずて、そのまゝに諷ひて合しなり、○中略故今上つ代の歌どもの句格を、物の圖の、ごとくに書つらねて、其つゞけざまをさとすなり、然かさとさんとするには、そのつゞけざまにもくさぐさのわざありて、名目なくてはことわりがたかれば、假に其名どもをまうけて記しつ、○中略さてその名目に、疊句と云は、同語を重ねてしらべたるをいふ、また同じ事を少しづゝ詞をかへていへることも常多し、そは殊に雅びて聞ゆ、世に是を對句とおぼえたる人もあれど、こゝの歌なるは、猶皆疊句の例にして、對句にはあらず、漢國の詩文辭に、ことさらに物二つを取合せて、必しも反對していへる類とは同じからず、其例をかつ〳〵いはゞ、こゝの歌によめるさまは、

ろの人、このことみあらはしたることなどかきて侍とかや、かやうにこそつたへきくことにて侍を、まぢかくかゝることにて侍らんこそ、いとやさしく侍なれ、右京權大夫賴政と云て歌よめる人の、さることありとき〻て、わざとたづね來て、その島のこに、むすびつけられ侍けるうた、

　鶯のこになりにける時島いづれのねにかなかんとすらん、萬葉集には、ち〻にてもなかず、は〻ににてもなかずと侍なれば、うぐひすとはなかずや有けんなど、いとやさしくこそ申めりしか、

○按ズルニ、奧義抄ニ短歌トセルハ、何レモ長歌ノコトナリ、下ニ引ケル八雲御抄亦然リ、

〔八雲御抄正一義〕短歌（成明、長歌明證子細多之、俊成古來抄に巨細いへり、何も在ノ説、只所詮長歌短歌皆ながら歌の名なり、）初四句はたゞの歌の樣にて、七文字にてはつる所を五文字にて、それより後は七文字五文字を、いくらも心にまかせて作也、はつる所は又七々にてはつ、たゞ首尾は歌にて、中に七五句が多有なり、長短はたゞ心にまかす、但それも法に過てながきも見ざめすれば、よく〱心えて作べし、五七、五七、々々、々々、七々、病などたゞす事はなけれど、同事の多はわろし、萬葉短歌は、態と同事をいひつがへたる樣なるも多、近代はさやうの事はよくも聞えず、たとへば、あさかはわたり、ふなきとき、夕川わたり、この河のといへる體也、此樣かず不知多なり、

〔玉勝間入〕長歌の詞のつゞき五七なると七五なるとの事

今の人の、ふるき長歌をよみあぐるをきくに、おほく七五七五とよみつゞくめれど、萬葉の長歌の、句のはこびを見るに、其詞みな、五七五七とつゞきて、七五とつゞきたるところは、いと〱まれ也、されば今これを誦むにも、詞のまゝに五七五七とこそよむべきなれ、然るに古今集よりこなたの長歌は、はじめの句は五七なれども、つぎ〱はおほく七五七五とつゞきたり、今此けぢ

あまそきの　そのきしかけご　たのめれば〇中略

亂句體　無本式今書入之、

うぐひすの　かひこのなかの　ほとゝぎす　ひとりむまれて　ゑやがちゝににて　なかず

ゑやが　はゝににてなかず　うのはなの　さけるのべより　こびかへり　きなきとよまし

たちばなの　はなをいちらし　ひねもすに　なけばきゝよじ　まひはせむ　とほくなゆ

きそ　わがやどの　はなたちばなに　すみわたれとり

〔袋草紙　三〕俊頼朝臣抄物云

うぐひすのかひこのなかに、〇中略此歌句違亂、若是長歌ノ旋頭歌歟云々、予〇藤原清輔見數本ニ、全其句不違亂、如何、件歌在彼集第九卷、家持歌也、鶯之、生卵乃中、霍公獨所生而、己父爾似者不鳴己母似而者不鳴、宇能花開有野邊從、飛翻來鳴令響、橘之花乎屋〇屋一本作居令散、終日雖喧聞言、幣者將爲、避莫去、吾屋戶之、花橘爾、住度鳥、如此讀バ、全不違亂、彼人々和漢之才非同日之論、定有存歟、非顯短唯爲不審書置之、後人可評定歟、

〔續世繼　十數島の打聞〕菩提樹院といふ寺に、ある僧房のいけのはちすに、鳥の子をうみたりけるをとりて、籠にいれてかひけるほどに、うぐひすのこより入て、ものくゝめなどしければ、うぐひすのこなりけりとちりにければ、子はおほきにて、おやにもにざりければ、あやしくおもひけるほどに、子のやう〳〵おとなしくなりて、ほとゝぎすとなきければ、むかしより云つたへたるふるきこと、まことなりと思ひて、ある人よめる、

親のおやぞいまはゆかしき郭公はや鶯のこは子也けり、とよめりける、萬葉集の長歌に、うぐひすのかひこのなかのほとゝぎすなどいひて、このことに侍なるを、いとけうあることにも侍なるかな、藏人實兼ときこえし人の匡房の中納言のものがたりにかける文にも、なかご

長歌

一先正風體を本とすべきなり、正風體をよみすゆれば、後にはいかやうにもなるなり、

〔耳底記二〕同月(慶長四年二月)十五日(於伏見、中略)まづ遠白體、幽玄體、長高體を能々ならひすへて、或は拉鬼體なりとも、強力體なりとも、いづれもよむべし、

〔耳底記三〕慶長六年六月十日(於吉田、中略)一問、無心體とは如何樣なるを申候哉、　答、有心體にちがひたるをいふ也、いひおほせず、こゝろもなき體なり、

〔古今集序注上〕公任卿注云、長歌(注云、即是長歌也、俗以長歌稱短歌謬也、)

〔萬葉集十三挽歌〕或云、此短歌者、防人妻所作也、然則應知長歌亦同作焉、

〔古風三體考〕長歌

これらよりさきに長歌はいと多かれど、古人の直き心に、思ひ長きは長歌によみ、思ひみじかきは短歌によみて折にふれつゝ欲するまゝに、長くも短かくもつらねしゆゑ、いづれをも皆歌とのみいひて、殊更に長歌とも短歌ともいはざりしなるべし、○中略又古今集には長歌を短歌とかゝれたり、こはいみじきあやまりなり、

〔奧義抄上ノ上〕和歌六體○中略

二短歌　五七、五七、　多少心にまかす

人丸高市親王に奉短歌

かけまくも　かしこけれども　いはまくも　ゆゝしけれども○中略

五七五々體　望病著於女謌詠之無常歌

はじめあれば　さだめてをはり　あることは　うつせみの　よのことはりと　おもへども

あるなり、物哀體をよまんとて、あはれなるかなといひて、あはれがらせうとよまば、さらにものあはれ體にあらず、何となく體がものあはれなるが物哀體也、俊成歌ぞ物哀體にて侍る、玄めをきて今はとおもふといひ、小笹原風まつ露のなどいへる歌はなにとなくものあはれなる體也、

〔落書露顯〕凡詠歌は、十體侍れども誠に上品の歌とおぼえ侍るは、心のふかくまはりたる歌と、有心體の歌ざまと、見様の體の歌と、此三體にて侍べきかと存なり、

〔徹書記物語上〕一暮山雪

わたりかね雲ぞ夕を猶たどるあとなき雪の峯のかけはし(○中略)かやうに行雲廻雪の體とて、雲の風にふかれ行たる體、花に霞のなびきたる體は、何となく面白く艶なるものなり、飄白として何ともいはれぬ所のあるが、無上の歌にて侍るなり、

〔徹書記物語上〕一幽玄體の事、正しくその位にのりゐて、納得すべきことにや、人のおほく幽玄なる事よといふをきけば、たゞ餘情の體にて、さらに幽玄にはあらず、あるはことのあはれなる體などを幽玄と申なり、心得べし、貫之も物つよきをばよみ侍しが、幽玄拔群のほどをばよまずと定家かきたまへり、ものあはれなる體をば歌人のたしなみよむなり、

〔徹書記物語下〕一落花

さけばちる夜の間の花の夢の中にやがてまぎれぬ峯の白雲、幽玄體の歌也、幽玄といふ物は、心に有てことばにいはれぬもの也、月に薄雲のおほひたる也、山の紅葉に秋の霧のかゝれる風情を幽玄の姿とする也、

〔徹書記物語上〕われらは古歌を見る時も、此歌のこゝろは何と玄たる心ぞ、これは幽玄體のうたか、長高體とや申べきなど、あてがふなり、

〔耳底記一〕同(○慶長三年十二月)廿五日、

　風ふけば興津白浪たつたやま夜半にや君がひとり越らん

是おぼろけの歌ならんに、貫之が新撰髓腦に、歌の本とすべしと信をとるべしや、大かた歌をよむべきありさまは髓腦にもるゝ事なき也、あまたの體、さま〴〵にしるせり、其中にたけたかく遠じろきを第一とすべし、能々心得分べき也、

〔愚秘抄〕俊頼朝臣も、歌の無上體と申は、十體の中いづれの姿とも見えざらん歌の、しかも數體をよみ入て侍るやうにきこえん歌をぞ申べきと書殘して侍る、此歌はとて、

　日くるればあふ人もなしまさ木ちる峯の嵐の音ばかりして

と自讃の歌を出して侍り、されども此歌は、主の思へりけるほどはなくこそ侍らめ、數體を存せる歌とまでは申がたし、

〔徹書記物語下〕一浦松

　沖津風いさごをあぐる濱の名にそなれてふるき松の聲哉、といふ歌をよみ侍しとき、家隆卿歌に、

　濱松の梢の風に年ふりて月にさびたる鶴のひとこゑの歌のおもかげ、こゝろにうかび侍し也、此歌の體をいはゞ、いはほに苔むして、星霜何千年とも見えぬ體をみるこゝちして侍る、仙境をみる心地する歌なり、ふとくたくましき歌の體也、但幽玄體にはなき歌也、

〔耳底記一〕同月〇慶長三年八月八日

一問、歌の大きなるとはいかやうなるを申べしや、　答、葛城やたかまの櫻さきにけり立田のおくにかゝるしら雲、此歌大きなる歌の手本也、

〔徹書記物語下〕一宗尊親王は、四季の歌にもやゝもすれば、述懷を詠たまひしを難に申ける也、物哀の體は歌人の滿足する處なり、此體は好みてよまば、さうあらんずれども、生得の口つきにて

らぬ姿にて候、たゞすなほに優しき姿を、まづ自在にあそばししたゝめて後は、長高様、見様、面白様、有一節様、濃様などやうの體は、いとやすき事にて候、鬼拉の體こそ、たやすく學びおほせがたう候なれ、夫も練磨の後はなどか讀れ侍らざらむ、初心の時よみ難き姿にて侍るなるべし、（中略）さても此有心體は、九體にわたり侍べし、其故は、幽玄にも心あるべし、長高にも又侍るべし、殘りの體にも又かくのごとし、げに〳〵何れの體にも、實は心なき歌はわろきにて候、今此十體の中に有心體とていだし侍るは、餘體の歌心あるにては候はず、一向有心體をのみさきとして、よめるばかりを撰び出して侍るなり、いづれの體にても、たゞ有心の體を存べきにて候、（中略）返々申おき候しにも、先にしるし申にし十體をば、人の趣をみてさづくべきにて候、器量も器ならぬもうけたる其體侍るべし、或は幽玄の體をうけたらむ人に鬼拉の様をよめとをしへ、又長高様をえたる輩に濃體をよめと敎へむ事は、何かよかるべき、たゞ佛のとき給へるあまたの御法も、衆生機に與へ給へるとかや、それに少しもたがふべからず、我好むやううけたる姿なればとて、此體をよめとえざらむ人にをしへ候はんこと、返々道の魔障にて候べし、その人のよめらむ歌を能々みしたゝめて後に、風體を授くべきにて候、何れの體をよまんにも、なほ正しき事は、わたりて心にかくべきにこそ、さればとて又其一體に入ふして、餘體を捨よとには候はず、得たる體を地盤として、正位によみすへて、さて餘の體をよまむは苦しく候まじ、たゞ正路を忘てあらぬかたに赴くをつゝしむべき事とぞ覺え侍る、

〔悦目抄〕心あれども、詞かざらざれば、歌をもてめでたしとも聞えず、詞かざりたれども、させるふしなければ、よしともおぼえず、めでたきふしあれども、幽なる心詞具せねば又わろし、けだかく遠しろきは、ひとつの事にすべし、是をぐしたる歌は、末代にはおぼろげの人よむべからず、この歌をぞ、貫之が前に申つるごとくの事は具したる歌とて、歌の本とすべしとぞ申つたへたる歌、

所存は、我とこそ立申侍べきなれど、げにも此道は有心體をもて至極とすべきこと、ふかく思ひ侍るゆへに、此旨をかたく執し侍也、彼十體によする所の十八體の中に、四體をば別に申侍りぬ、今殘所の十四體をば、十體の歌を能く見分て心得べきにや、幽玄體も一途ならず、幽玄の歌とてあつめたる中に、行雲廻雪のすがた有べし、幽玄は總名也、行雲廻雪は別體なるべし、いはゆる行雲廻雪は、艶女の譬名なり、それに取ても、やさしくけだかくして、薄雲の月を帶たらん心ちせん歌を行雲と申べし、又やさしく氣色ばみて、たゞならぬが、ゑかもこまやかに、飛雪のいたくつよからぬ風にまよひちる心ちせん歌を廻雪とは申侍べきにや、

〔愚秘抄〕凡歌の體に四十八體ありといへども悉それをわきまへゑる人かたかるべし、猶四十八をひらけば、六十四篇までに相分たり、中々に道のさはりと成べしとて、先人〇藤原俊成も書とゞめられずこそ侍るめれ、但景曲體寫古體ぞ、猶可存體とて申をかれし景曲體をば見樣體に准じて心得寫古體をば存直體によせて心得侍るべしとなり、それに取ても、景曲體は、見樣體の歌の、ゑかも面白く興ある姿を、底に結構したらん姿にて侍るべきにや、寫古體は、存直體の歌の中に、ことばづかひふるめきはてゝ、近來の歌とも更に見えぬが、心たしかに、さるから物の哀うかびそへたるたぐひを申べし、所詮古風を見べき姿にて侍るにや、此寫古體をば、初心のほどかつてよまぬ風體なり、稽古の後自然に此體よまるべき也、

〔愚秘抄〕皮肉骨の三を、十體によせあはせて心得侍らば、拉鬼體、有心體、事可然體、麗體、これは骨にあてなぞらふべし、濃體、有一節體、面白體、此三は肉にかたどるべし、長高體、見樣體、幽玄體の三をば、皮の體にのぞめ侍べし、

〔定家卿消息〕もとの姿と申は、勸申候し十體の中の幽玄樣、事可然樣、麗樣、有心體、これらの四にて候べし、此體どもの中にも、古めかしき歌どもはまゝみえ候へども、それは古體ながらも苦しか

四は更によせがたくこそ、相傳に云、此四體をば、皆わたして可心得也云々、十體に皆わたしてといふは、いづれの體とも一體と得ざらん歌の、しかも萬の姿を存せんを、この四體の歌とは申すべきにや、或人云、松體、竹體澄海體は、是和歌の本意也、只いつ聞もきゝざめもせず、うるはしくただしきが、さるから興あるすがたを此體とすべしといへり、それに取ても、なをこゝろあるべきにや、松體は、其心たくみにして、さるからそゝろける所なく、つよきを申侍べし、竹體はすこしさえたる所そへるが、すこしけしきばみて、しかも松體のごとくに、いつ聞もおなじ様ならんたぐひを申べきにや、澄海體は、心をくれなるやうにて、たゞありのまゝのことを平懐によみなしたるが、さるから物にも混せぬかたありて、めづらしげなきが、ことばのあらはにいひしりて、さすがにけだかゝらん歌をや申侍べき、〇中略至極體をば、先達もさだめかねて侍るげにもたやすからじとぞ覺侍る、諸道の至極はさるべきにや、我得たり、さとりしれりなどすき〴〵しう申さんたぐひは、いまだ其人にあらざるべし、去文治のとし、仙洞にて、此道の好士等數輩召集て、此體を御沙汰ありしに、亡父卿〇俊成申て云、至極體とは、有心體を申侍べし、但有心の體にもあまたのすがた侍り、たゞしくまめなる心をふくみて、ことばまたおぼめかず、すなをにつゞけなして、しかも面白くみえて、かたへにもぬけ侍らんたぐひを申べきにやとなん申上侍りき、其後元久の年、又禁裏にて好士等召集て、此事御沙汰ありしに、寂蓮は幽玄體を和歌の至極とすべしと申き、顯昭は、麗體を取申き、有家、雅經、家隆卿等も、幽玄體を至極と一同に申侍しに、通具朝臣はいづれを至極と申侍るべきやらん、本意と存ずる姿、十體の中にもあまた侍り、用捨に失心つかうまつれり、有心體、幽玄體、麗體此三體ともにすてがたし、かけてはあるべからざる事にやと申侍き、攝政殿〇藤原良經しきりに亡父卿の申されし趣を、實にかくなんありぬべき事とぞ、愚意にも覺給るなど申されき、されば叡慮もその御氣色にて侍りし、又愚存も父が事によるべからず、思得侍らん

〔愚見抄〕抑歌のすがたにあまたの風姿あり、十體とてふるくは家々にたてをきて侍にや、中略十體と申は幽玄體、長高體、有心體、事可然體、麗體、濃體、有一節體、面白體、見様體、拉鬼體是なり、よろしくそれはふるく申をきて侍れば、見知せば此外の體のみ可存知事あまた侍り、いはゆる寫古體景色體、哀體、存直體、行雲體、廻雪體、理世體、撫民體と申ことあり、

身に寒く秋のさ夜風吹なべにふりにし人の夢にみえつゝ、これこそ寫古體と申べき、物さびしき心うるはしき歌ざま也、亡父卿（○藤原定家父俊成）のことにうらやまれし歌なり、存直體と申は、たゞ十體の中の麗體にて侍るべきにや、されば其いさゝか心えをくべし麗體ながらも平懐にて侍るかたなく、ありのまゝならん歌を存直體とは申べし、行雲廻雪體と申は、幽玄の歌にとりての姿也、幽玄の歌の中に、わきて行雲廻雪といはるゝすがた侍り、心幽玄詞幽玄とて兩種あるべし、今の體は詞幽玄にて侍るべきにや、○中略景曲の體と申さんは、四時につけていづれまでも其時の興を讀そへたらん歌ぞ、景曲體には叶べき、理世撫民體と申は、有心體の種類にて侍り、異朝堯舜、我國延喜天暦のかしこき御めぐみになぞらふる姿成べし、此體は一國の尊主、万人の秀頂也、有心體の□は、和歌の本意至極とすべき體也、かるがゆゑになぞらへ名付る成べし、有心體ながらも、理世撫民體といはるべきさまあり、これ歌の灌頂なるによりて、くはしくはのせず、又かきのせんとするにさらに其詞なし、まなびゆかば身づからさとりゑるべきにこそ、

〔愚秘抄〕抑歌の體一樣にあらず、○中略先十體とて、ふるくもさだめをきて侍り、かの十體を本基として、諸風姿あまたまじはるべきにや、いはゆる十八體なり、その體といふは、遠白、遠境、物哀、强力、存直、一興、拔群、花麗、行雲、廻雪、理世、撫民、至極、松體、竹體、高山、澄海、不明、これらのすがたなるべし、○中略十八體をもとの十體によせあはせて、心詞の位品をたて侍るべし、もしあふべきやらん、幽玄（行雲、廻雪）長高（高山、遠白）有心（物哀、不明、理世、撫民）體（存直、花麗）事可然（景曲、寫古）面白（一興）拉鬼（强力）□□至極體、松體、竹體、澄海體、此

〔古今和歌集序〕爰及人代、此風大起、長歌短歌旋頭混本之類、雜體非一、源流漸繁、

〔悦目抄〕一歌にあまたの體あり

長歌　短歌　旋頭　混本　廻文　隱題　折句　疊句　俳諧等也

〔奥義抄上ノ上〕和歌六體

一長歌　二短歌　三旋頭歌　四混本歌　五折句歌　六沓冠折句歌　已上出喜撰式○節略

〔簾中抄下和歌〕六體　歌のやうはむつなり

長歌　五七五七五七、七々、

おほくもすくなくも、人の心にしたがふ、あるひはこれを短歌といふ、

短歌　五七五七々、

三十一字なり、反歌といふ、あるひはこれを長歌といふ、

旋頭歌　三十一字の外に、いま一句をそへたるなり、

混本歌　三十一字の中に、一句なきなり、

折句　句のかみごとに、もじをさだめてよむなり、

沓冠　句ごとのかみしもに、もじをさだむるなり、

〔玉海〕安元元年閏九月廿九日丁丑、今日密々有和歌、季經朝臣以下、常伺候男共六七許輩、又有當座、其後有連歌、又有折句隱題旋頭混本等歌、各入興及天曙分散、閏九月盡遊逅事也、仍密々講之、

〔庭訓往來〕和歌者、雖仰人丸赤人之古風、未究長歌短歌旋頭混本折句沓冠之風情、輪廻傍題、打越落題之體、

〔奥義抄上ノ上〕秀歌體○中略

凡歌のさまは、忠岑が和歌の十體、もしは四條大納言○藤原公任の九品、道濟が十體などに見えたり、

めり好忠俊頼朝臣、西行上人俊成卿以來新古今ころより、古體の歌はさのみ不見也、末代に成て不及上人歟共申べきを、後鳥羽院土御門院順德院御代に、後京極○藤原良經慈鎭和尚、定家、家隆、有家、雅經、小侍從、宮內卿、式子內親王俊成女、丹後、爲家、光俊、信實秀能、長明、寂蓮等の歌ざまは、高代をも不恥と申めり、

〔筆のすさび四〕歌道評論

江戸の友人長流、契沖以下の古體をよむ人の歌をあつめて一書をなす、或人見て、眞淵巳後の人、中古の歌をそしる者多し、內々は何某公の歌の中にても、きこえぬありなど、いひてそしるもあり、今其そしられし人々の歌をかくあつめ見ば、此集と孰れかまさらん、もし今の集まさらずば、そしりし人々、心に慚ざらめやといひし此言はわれ人き、て自警むべき事なり、近頃の歌といふものは拘ること多くして、おもふ事もいひがたかりしを、長流以下の人々打やぶりしは、萬葉の道の大功なり、

〔作歌故實一〕古學道統

古學とも萬葉家ともいふ學のすぢは、契沖法師、荷田宿禰東麻呂を祖とすれども、もとは顯昭、仙覺、成俊などが眼をひらきしを、後に難波の下河邊長流江戸の戸田茂睡などこれに志をよせ、契沖法師大に其道をおこせるなり、荷田宿禰は契沖に學ばれしにはあらねども、年おくれたれば、契沖の書などを見て目をひらかれけんも知べからず、賀茂翁眞淵は宿禰の門人なれども、もはら契沖が說を押ひろめられぬ、賀茂翁の門人いとおほかる中に、本居宣長傑出て天下をなびかし、橘千蔭師翁[illegible]ありて江戸に鳴たれば、古學は賀茂翁の道となりて、實に中興の祖師といふべし、余小○山田常典はむら田翁春海より道をうけたれば賀茂翁の孫弟子なるをもておもておこしとし不才をも忘れてひとりゑみす、今試に道統の系圖をつくりて後學にしらしめんとす、○下略

文字のかずもさだまらず、思ふさまにくちにまかせていひけり、かの出雲やへがきのうたよりこそは、五句、みそもじあまり一もじにさだめられにけれど、万葉の比までは、ねんごろなる心ざしをのぶるばかりにて、あながちに、姿言葉をえらばざりけるにやと見えたり、中比古今の時、花實ともにそなはりて、其さままち／＼にわかれたり、後撰には、よろしき歌古今に、とりつくされてのち、いくほどもへざりければ、歌えがたくして、姿をばえらばず、心をさきとせり、拾遺のころよりぞ、其躰ことの外にものちかくなりて、ことわりくまなく顯れ、姿すなほなるをよろしとす、そののち後拾遺の時、今すこしやはらぎて、むかしの風を忘れたり、やゝその時のふるき人などは是をうけざりけるにや、後拾遺すがたと名づけて、口おしきことにしけるとぞ、ある先達語り侍し、金葉は、又わざとおかしからんとして、輕々なる歌多かり、詞花、千載、大略後拾遺の風なるべし歌の昔より傳はりきたれるやうかくのごとし、かゝれば拾遺より後、そのさま一つにして、久しくなりにけるゆへに、風情やう／＼つき、詞よゝにふりて、此道時にしたがひておとろへゆく、○中略こゝに今の世の人の歌のさまの、世々によみふるされにける事をしりて、さらに古風にかへりて、幽玄躰をまなぶことのいできたるなり、これによりて、中古のながれを習ふともがら、めをおどろかしてそしりあざける、しかれども、誠には心ざし一つなれば、上手と秀歌とは、いづかたもそむかず、いはゆる清輔、頼政、俊惠、登蓮などがよみくちをば、今の世の人もすてがたくす、今様姿の歌の中にも、よくよみつるをば、謗家もそしることなし、えせ歌どもにいたりては又いづれもよろしからず、中ごろのさしもなき歌を、今のよの歌にならべてみれば、けさうしたる人の中に、あさがほにてまじはれるにことならず、今の世のいともよみおほせぬ歌は、あるひはすべて心えず、或はにくいげはなはだし、されば一方に偏執すまじき事にこそ、

〔了俊辨要抄〕上代は號古風、三代のかゝりを學びしか共、堀河院百首人々以來、さま／＼の體をよ

たるあり、そは詞えんに、あてにみやびて、いひしらずおもしろきさまをまなぶ事なればその
よめる歌、けしうはあらぬもまじれり、やゝくだりては、雪玉集の歌のめづらしきふしを詞た
ゞみにいひて、しめやかならず、情のあさきをよしと思ひてまなびたるふりあり三百年のむ
かしよりこなた、しもざまの歌よみのなべてこゝろざすはこれなり、此ふりまでは、わろきな
がらにみやびて、いやしくはあらぬに、此ころは玉葉風雅の二集の、ことやうなる歌のふりを、
みづからもよみ人にもをしふるあり、こはむかしよりいやしみて、歌によまざりしものをさ
へ情をさへとり出ていふからに、事のこゝろしらぬ人は、めづらしくおもしろくおもひては
めはやしよみあへり、これなんさるかたなく、くちをしききはなりける、

〔歌がたり〕縣居の翁〇賀茂眞淵の常にいはれけるは、藤原奈良のみかどのころのうたは、ますらを
ぶりなり、今のみやことなりてのは、をみなぶりなりといはれき、こはいにしへよりひとのお
もひもよらぬ事を、このおきなのはじめて考へいでたることにて、よくあたれることなり、事
のこゝろをよくたどらぬひとは、いとことざまなることを、ひとの耳おどろかしにいひ出た
るならむともおもふべけれど、さにはあらず、ふかく考へていはれたる事にて、まことにさる
けぢめあることなり、

〔長明無名抄〕一ある人問云、此ごろの人の歌のさま、二面にわかれたり、中ごろの人の歌の躰を執
する人は、今の世の歌をばすゞろごとのやうに思ひて、やゝ達磨宗などいふ異名をつけて、そし
りあざける、又この比やうをこのむ人は、中比の躰をば、俗にちかし、見所なしときらふ、やゝ宗論
のたぐひにて、ことぎるべくもあらず、末學のため、是非にまどひぬべし、いかゞ心うべきといふ、
ある人答云、是は此よの歌仙のおほきなる爭ひなれば、たやすくいかゞさだめん、〇中略大かた此
事を水火のごとくおもへるが、心えずおぼえ侍なり、すべてうたざまよゝにことなり、むかしは

るさまは見ゆれ、今こゝろざしよまんには、いかでかさやうのことあるべき、

万葉集は古風、古今集は中ごろの風なれども、それはなべてのふりのことなるにこそあれ、柿本大人山部大人の歌は、さやうにはあらず、万葉集のよみ人なれども、此大人だちの歌、古今集のうちにいるとも同じふりにて、ことにすぐれてよき歌なるべし、さるは古今集はさきにもいへるごとく、此大人だちの歌のさまなる歌をえらびあつめたる集なればなり、その後俊成卿なども、此心をおもひてよみたまへるゆゑに、おなじさまなり、さればよき歌に、古風近世風といふはさらになし、ことやうなるわろき歌にこそ、さるふりはあれ、阿佛房なども、べちに古風といふ歌のふりはなしとおもへるよしなり、此人のかける口傳にいへらく、いにしへの歌のやさしく、いかなる世にもふりがたくおもしろくやさしきこゝろ詞をこそ、今の世にも上手とおぼゆる人々は、好みよみあばれさぶらふめれば、むかし今かはるべきにもあらずとい へり、此古風といふ事、定家卿はじめていひ出たまひて、今の世の歌よみの、いみじげにいひて人まどはす事なれば、なほくはしくいひてん、柿本大人山部大人の歌は、奈良の京のなれども、此歌のさまをば、今の京となりて後の歌よみの、世々にまたひまなびたるものゆゑに、その歌どもと大かたは同じさまに見えて、古風といふべくもあらねば、ことさらに古風とてよむは、万葉集の中にて、あだし人のことやうなるわろき歌のさまをまなびうつす事なり、かの大人だちのは、いにしへ今にとほりてよき歌のさまなれば、いかでか古風といひわくべき、又師なりし故鈴屋翁の古風とてよまれしは、古學するに、さる歌よめば、その世の事のふかく心にしみて、よくおもひえらるればとて、ことさらにをり〳〵いたく詞のふるめきたる歌をもよまれし、これはがくもんの一術といふものにして、歌よむこゝろえにはあらず、さて近世風といふには、きざみ〳〵あり、まづ俊成卿ならぬ新古今集のよみ人の歌のふりにと、おもひのぼり

れず、又京にも江戸にも、名たゝる歌よみの近き世にありつる、其ともがら、大かたは古今集なる歌のふりをまねびたれば、その歌うちぎゝによろしげには聞ゆれど、柿本大人山部大人の歌のさまにならはんとこゝろざゝず、事の心をえざるからに、よめる歌いへることをしきかな〔中略〕今より後、あはれこのこゝろざしをつぎて、上のくだりの心をいやさきにとき、いやひろめにひろめて、下ざまには久しくすたれたるまことの歌のさまをおこして、天のしたの歌のふりを、いにしへの正しきにかへす人々もがな、わがかくれがの竹のいほにおく夕露の、あすは消なん老の身に、これぞおもひおくひとふしなりける、

〔歌がたり〕世に近體古體といひてわかちよむひとあるは、うたはたゞひとのくちまねするそらごと、おもひて、こゝろのまことをいふものともおもひたらずやあるらむ〔中略〕ひと〴〵おなじからぬこそまことの歌なれ、さるを我むねとたてたるかたはなくて、ひとうたは古體に、ひとうたは近體によまむ事は、たはれたるわざならずや、ときによりことにふれて、いにしへのさまにも、後の世のさまにも、おのづからわかるゝ事も有ぬべけれど、そもまたひと〴〵のたてたるすがたは、かくれぬものなるをや、〔中略〕近體古體としひてわかたむとするは、萬葉のすがたなるうたは、かならず萬葉のこゝろことばをもちひ、後の世のすがたならむには、かならずのちの世のこゝろ詞のみを用べしと、かたくなにおもひて、そのけぢめをたゞしくなすを、たけき事におもへるならめど、たゞかりそめにせものつくるごとくなさむは、なにのかたき事かあらむ、そはいたくうきたることとなり、

〔三のしるべ中〕歌のしるべ

よき歌はたゞ一ふりなるを、いにしへぶりちかき世ぶりと、ふたつにいひわけて、あるは古風をしんじてよみ、あるは近世風おもしろしとてよむなど、みなひがことぞ、むかしの歌集にこそ、さ

ふたりの歌あはれなる情を、うつくしき詞してしめやかにいへるものにて、かくてはかのふたりの大人の歌のこゝろにあらずや、いほとせ千とせをふるあひだには、歌のすがた詞のふりは、いさゝかづゝはかはれども、まことの歌のさまをしりて、事のこゝろをえたらんには、同じ事ぞ、○中略かく頓阿法師まではまことの歌のこゝろをおもひて正しかりしに、愚問賢注といふ書に、頓阿法師の事をかきたまへるやう、爰に頓公すでに七十有餘の遐算をたもちて、能三十一字の奥玄をわきまへたり、久しく柿本の言葉をしたひて、ふかく山部の至道をたづぬとかきたまへり、その代よりかく柿本山部の道によりたる人とはいひつる事なり、

三百年こなたは、むげに歌のさまいにしへにたがへり、さるはそのはじめに逍遙院實隆公と聞えし人ありて、歌のさま事の心をばおぼしわきまへずして、たくみにのみぞよみたまへる、

飛鳥のつばさしをれてかへらずばくるゝもしらじ春雨のそら

ふるまゝにいろそめまさるふかみどり松のしぐれや春雨の空

此ふた歌を見てしるべし、はしは頓阿法師のにて、草菴集に見えたり、あはれなる情を、詞をかしくしめやかにいひて、春雨はあはれげにさやうなりと感じおもはる、歌のさまをしりてよめるゆゑならずや、おくは實隆公のにて、雪玉集にあり、めづらしくたくみにはあれども、情淺くしてしめやかならず、まことの歌の心にはあらざるなり、さてのち此公の歌のふりを、しもざまの人はみなまなびて、長孝といひし名高き歌よみも、さきのやうなる歌をよしとおもひてよみつる事なれば、天のしたの歌のふり、いにしへにあらずなれり、くちをしともくちをしく、かなしともかなしき事なりけり、近き世には契冲法師、岡部翁、わが鈴屋大人などいふ、いみじきもの知り人ありて、つぎ〳〵にふることをばときあきらめられつれど、歌のさまをばみなくはしうはしら

かるを、後成卿千載集を撰みしより以後、金葉の風をかへて、歌の道中興せり、新古今は、まさしく定家卿撰者の仁たり、然れ共五人の撰者まち〳〵なる故、定家卿の本意あらはれず、然間勅宜を申うけて、新勅撰集をゑらべり、新古今には花が過たりとて、新勅撰には實をもと〻せり、其のち爲家卿又勅をうけて、續後撰をえらびをかる、此集正風體にして、花實相應、初心の學者のため尤肝要たるよし先達稱之、此三代の撰集を、家の三代集と習也、此後又和歌陵夷せるを、後普光園攝政〇二條良基頓阿と志を同して、風體を申改られて、再和歌のみちおこれり、是頓阿が力なり、〔さゝめごと上〕先人かたり侍る、水無瀨どの〇後鳥羽の御世にぞ、いにしへにもおさ〳〵こえたる歌の仙、數をつくしていまそかりける、さま〴〵の風をしたひ塵をつぎて、道のおくをきわめ、世に時めき給ひしこと、ひとへにこの御時と見え侍り、しかはあれど、ほどなくときうつりことさり、こと葉の露もうつろひ、心の花も匂すくなくなりゆき侍るとなん、それよりこのかたは、ひたすらあさはかになり侍しを、源の金吾〇今川了俊と申人冷泉黄門〇爲秀につき給て、年久しく此道をまなびて、いにしへのことをもしり、和歌の道をもおこし給へるとなり、かのひじりに、かしこき和尚〇正徹むまれあひ給て、いときなきよりさしたかきまで、こと葉の林のおくを尋ね、心の泉の底をつくして、水よりいでたる氷のごとく、あさきよりふかきにうつり給へり、かのひかりややぶしわかざりけむ又そのかみの心こと葉をも、世に、ひろくしれることになり侍るとなむ、〔三のしるべ中〕歌のしるべ

古今集のよみ人はさらにもいはず、後拾遺集のよみ人までも、上手は歌のさまをしれりき、さてのちあしきさまにたがひにたるを、後成卿頓阿法師などいふかしこき歌よみのをり〳〵にありて、正しきによみなほしつと、はやうより人のいふなるは、げにさることにて、此ふたりは、まことの歌のさまをしりて、柿本大人、山部大人の歌のこゝろをおもへる人なり、そはいかにといふに、

姿をいさゝかかへて、ふるきこと葉をたたへる歌、あまた出來たり、花山僧正〇遍昭在五中將、〇在原業平素性、小町が後絶たる歌のさま、纔にみえ聞え侍る也、物のこゝろさとりたらぬ人は、あたらしきこと出來て、歌の道かはりたりと申も侍べし、たゞし此心の後學末生、誠に歌とのみ思ひて、其さましらぬにや侍らん、只聞にくきをこと〻して、やすかるべきをちがへ、はなれたるをつけて、似ぬ歌をまねぶと思へる輩、あまねく成て侍るにや、此道をわきまへしらん人、是を委くさとるべし云、〇下

〔歌がたり〕後撰、拾遺のふたつは、えらびくはしからねど、古今につぎてのりとなすべき事はさらに論なし、それよりくだりて、後拾遺、金葉詞花の頃にいたりても、猶いにしへのをかしきふし殘りたる所もありて、本としてならひつべきうたもおほし新古今の頃にいたりて、うたのさまいたくことになりにたり、此ころは世にすぐれたる上手おほかりければ、ひとふしその世の手ぶり出こしなり、すべての事、上手出てその體變じ、さてそれよりおこるものなり、そはなにのみちもかゝり、こゝによく心をつくべし

〔愚秘抄〕上に今世此道をところへもてきて、跡なくなりぬべかりしを、西行と申聖、其實を存せるがゆへに、風體をよみ直して、其かたはら殘れりと申たるにや、

〔八雲御抄六用意〕第六によく〳〵思惟すべき事

いにしへいまの作者をしづかにみるに、上古はまことに中興と見えたり、中比はすこし歌の道淺薄なり、近比はむかしにもおよびてや侍けん、定家の云、歌の道はあとなきごとくなりしを、西行と申ものがよく〳〵よみなして、今にその風情ある也と云り、西行は誠に此道の權者なり、其後ちかごろまでの歌人、昔にもおよび、中ごろにもこえてや侍けん、

〔詠歌大概秘決直談抄〕凡歌の事、古今は和歌の頂上の集也、三代集までは其面影殘れりといへども、次第に陵夷して、金葉詞花にて、はたと其風損じけるを、西行がよみなほせるよし世に稱之、云

〔三代實錄光孝四十八〕仁和元年十月壬子朔、皇帝御紫宸殿、賜宴侍臣、〇中略日暮冬和琴、作和歌、群臣具醉、極歡而罷、

〔三代實錄光孝四十九〕仁和二年十月二日丁未、天皇御紫宸殿、賜宴侍臣、〇中略酣暢之後、勅命參議右衞門督藤原朝臣諸葛、彈和琴、王公並作歌、天皇自歌、宴樂畢景、

〔古今和歌集序〕陛下〇中略御宇于今九載、〇中略思繼既絕之風、欲興久廢之道、爰詔大內記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河內躬恒、右衞門府生壬生忠岑等、各獻家集幷古來舊歌、〇中略適遇和歌之中興、以樂吾道之再昌、嗟乎人丸既沒、和歌不在斯哉、

〔歌がたり〕今の京の始、うたの事すたれたる故は、嵯峨の御門唐歌をふかく好み給へりしかば、その比のひと、たゞ唐歌のみむねと學びければ、それより百年あまりはさるならはしのみにて、やまと歌は、こゝろをよする人も絕てなかりしなり、それより後、たえてふたゝびおこれるは、業平朝臣のころよりや、はじまりて、宇多醍醐の御時に、ふたゝび世にさかりにもてはやす事とは成にけり、

〔近代秀歌〕むかし貫之歌、心たくみに、たけ及びがたく、こと葉つよくすがたおもしろきさまをこのみて、餘情妖艷の體をよます、それより此方、其流れをくむともがら、ひとへに此姿におもむく、但世くだり人の心をとりて、たけも及ず、こと葉もいやしくなりゆく、いはんや近き世の人、思ひ得たる風情を、三十一字にいひつゞけん事を先として、更に姿こと葉のおもむきをしらず、これにより末の世の歌はたとへば田夫の花のかげをさり、商人の鮮衣をぬげるが如し、しかれども大納言經信卿、俊頼朝臣、左京大夫顯輔卿、淸輔朝臣、近くは亡父卿、〇俊成則此みちを習侍ける基俊と申ける人、此ともがら、末の世のいやしきすがたをはなれて、つねにふるき歌をこひねがへり、此人々の思ひ入て、すがた勝れたる歌は、高き世にも及てや侍らん、今の世となりて、此いやしき

第六いまの世

よきうたは、おとつ世のすがたをねがはれたりとみゆ、むねとある人々は、まゝちか昔のすがたをよみにせらるゝやうなるも、みないかにぞやおのづからいまなり、くはしくはおのれ○富士谷御杖もこのうちにはらまれたれば、あしよしいひがたし、（中略）但此うち元和以後、又一だび體をなせるにやとにはおぼゆれど、そのみいにむもたやすき様なれば、おしなべて一きはさだむ、

〔歌がたり〕或人新古今のころのうたをこのみて、ことだてすらく、三代集よりあなたのは、めでたけれど、事ひろからでたらはずなむあるかれこゝをもて、おのれは新古今のほどをなむうたのみさかりとはさだむる、○中略ものはやうやくにすゝみて、中ごろさかりになるもあえたらひ也といへるも、いとあたらぬ事なり、新古今のころは、今よりは遠きむかしなれど、うたのうへにていはゞ、中ごろとはいひがたかるべし、うたは神代よりおこりて、そのみさかりになれるは藤原奈良のころなり、それよりくだりて三代集のころをこそ、みさかりの時にくらべて、中ごろとはいふべけれ古人のうたのことまさるせるものに、古今集のころを中興のさきと多くいひ、また古今の假名序にうたの事をいひて、弥昌さしかけるなおもふべしさて後拾遺のころよりしては、はやすゑにつくかたなれば、まして新古今のころは、いと末ともする也といふべし、このうた延喜天暦のころなどよりおこりたるものならば、新古今のころを中ごろともいひつべけれど、その延喜天暦も、歌の上にては、やゝくだりたるほどのときなるをや、すべて或人のいへるは、忘れ人の夢がたりするたぐひとやいふべからむ、

〔玉勝間十二〕光孝天皇の御世より歌の道又おこれる事

そも／＼嵯峨天皇、もはらから詩をのみ好ませ給ひしより、かゝる御宴のをりなども、只詩をのみ作られて、歌のことは、絶て聞えざりしに、光孝天皇の御世より、又かく歌を好ませ給ひて、詩のかたは、おとろへそめにたりき、

もさきに似ず、のちに似ず、ひとりだちたるをおもへば、此きは壬生二品(〇藤原家隆)京極黄門(〇藤原定家)のころにもさしいれつべくやすらかなるを、後鳥羽のみかどのこのませ給けん御すがたよりぞ、またことに見えける、心詞すがたいひゑらずめづらかなりといふうちにもなほ思ひがけずめづらかなるふし〴〵ありて、よくさかひに入たちなんとおぼゆるうたは、おろかにおもひたどられぬまでよみふせられたり、さて千載集をくはしくみれば、たま〳〵いたくすぐしたる歌の、思ひがけずまじりたるをおもへばまことに時のうつりかはりゆきてぞ、みなせの神の御心ともなりけむ、よみ人あまりに口きゝたるまゝに、世々のすがたをもまねびよみ、又は姿をつくりてよみあはせなどせられければ、五かた(五體下に出)なども、此きはよりあらはにみるべきやうになりぬ、〇中略集には千載、新古今、新勅撰などあり、くさ〳〵のふみかぞへあへず、〇中略

第五おとつよ

文保以前は、はじめなり、只ちかむかしのうたのうるはしくよみすゑておもひがけぬふしすくなきなり、よくなほりたれど、さすがにいきほひはうせぬ、伏見院御時よりして、ゑばらくけしきあるすがたをとりたてゝよませ給ひければ、此御時玉葉はいできたり、されどほどなくやみぬるを、萩原(〇花園院)の御時に、又風雅をえらばせ給たるが、かのすがたに似たり、これもいくほどもなくてやみにき、そのさま心をめづらかにして、すがたことばをいたはらず、もじあまりがちにて、見ることをゑにかきたらんやうによみ、思ふことをば、たゞことにいひつゞけたるやうによむなり、元應以後はみなかなり、いとまたくうるはしくなりて、あかぬところなし、永享以後は末なり、やう〳〵うるはしさおとりて、ゑひてもてつけたるふしもいできたり、〇中略集には續後撰、續古今、續拾遺、新後撰、玉葉、續千載、續後拾遺、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新續古今、新葉等なり、〇中略

ずゝきほにいだすべくもとかきたるも此あひだの事をや思ひけん、そののちより醍醐村上の御時までをみなかとす、上より下までよみ人もおほく、ことがらおのづからうるはしくとゝのほりて、ほのかに今ののりをそなへ、あらはにいにしへのふりたるをあらためられたり、それより末、このむ人、よむ人、いやましにおほくなりゆき、ことのはさらに志げかりけれど、みなかよりいはゞ、すこしつくりたるすがたも見えそめて、おのづからなかごろの姿をはらみたれば、このほどを末つかたといふべし、集には古今、後撰、拾遺、菅家萬葉、六帖等、つねに人のもてなやみぐさなり、又いせものがたり、大和物語などもとむるに、ことたりぬべし。○中略

第三なかごろ　中ごろ十二代を、今の世の歌の心のおやといふべし、

一きはのうちに、はじめ六代をもとゝいひ、後六代を末といふ、もと六代なかむかしのなごりありて、心ふかく詞ゆたかにして、まことによき歌おほかりける時なり、中むかしとこりくらべてみれば、花と錦のやうにて、かれはまことしく、これはめでたさすぐれたるが、おのづから世かはりてみゆ、のち六代ことに物あきらかに、はれやかなるすがたに成はてゝ、心もことばもとゞこほりなく、ことわりもすがたも、もとむるに心たらひて、いづみのわくやうに、たゞいできにいできけん頃なれば、のちの人のうちみて、あなおそろし、いかなる口つきにてかうおもふまゝにも、よみいだしけんとみゆるなり、もと末をあはせておもふに、すべてあまりに心つよく、詞あきらかなるが、中むかしにとほくもてきて、此ひときはとはなれり、ふみには後拾遺、金葉、詞花、續詞花、堀川二度百首あり、猶家集どもおほくつたはれり、集歌合なども、此きはよりぞおほくなりぬる、

○中略

第四ちかむかし　近昔十代、今の世の歌の詞のおやなるべし、

一きはもゝとせにもたらで、よみひろげかきあつめられけんものも、かぎりなくおほく、すがた

かみつ世　開闢より光仁天皇の御世までを、おしなべてかみつ世とす、
中むかし　この後より花山院の御世まで、二百五年がほどをいふ、
なかごろ　こののちより後白河院の御世まで百七十二年のほどをいふ、
近むかし　この後より四條院の御世まで、八十四年がほどをいふ、
おとつ世　こののちより後花園院の御世まで、二百二十二年をいふ、
いまの世　それより後を、すべて今の世とす、○中略

六運辨
第一かみつ世（かみつ世のうた、今のよの歌の道のおやなり、）

神代より光仁御時まで、年代あまたかはり、歌またおほくつたはれり、こまかにみれば、そのうちあまた、びすがたかはれり、されど今六きはをいふには、今もてあそぶ歌の道中むかしをおやとしてさだむる事なれば、かみつ世をば、かみつよとして、しばらくさしおくゆゑに、此あひだおほくの時あまたすがたわかる、よしは、いふにおよばず、萬葉をまなばん折には、かみつ世にのみめをつけて、此うちさま〴〵かはれるきはをみ知るべし、今はえうにあらず、ふみには古事記、日本紀の歌、萬葉等あり、又風土記舊古記にもちりぼひていづ、猶なかむかしより後のふみどもにも、まじりていづるうたすくなからず、今又心えやすからんがために、きはごとに歌ひつをいだして、すがたかはりゆくさまをしらしむ、○中略

第二なかむかし（中むかし十六代、今の世の歌のおやといふべし、）

あがりての世、はるかなる昔は、何事につけてもてる日ともねがはしく、たかき山ともあふがまほしき中に、此きはぞ今も耳とほからず、よゝの歌よみだちも、この時を本として口をもひらかれければ、かへす〴〵も目をつくべきは此きはなり、そが中にも、水の尾○清和の御時までをはじめつかたといふべし、此時までは、詞の道ふかくもてあそばせ給けんともみえず、つらゆきが、花

〔古事記 上〕玆大神【素戔嗚尊】初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、

〔古今集序注 上〕ナニハヅニサクヤコノハナフユゴモリイマハ春ベトサクヤコノ花

公任卿注云、大鷦鷯天皇【仁德】於難波津宮未即位、與太子【菟道稚郎子】相讓爲三年、時王仁所詠、木花者梅花也、衆木之前先華、故號、

〔萬葉集 十六 有由緣雜歌〕安積香山、影副所見山井之、淺心乎、吾念莫國、

右歌傳云、葛城王遣于陸奧國之時、國司祇承緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飮饌、不肯宴樂、於是有前采女、風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝、而詠其歌、爾乃王意解悅、樂飮終日、

〔石上私淑言 上〕後世の名目をもて、しひて其始を一々にわけていはゞ、卅一字の歌は八雲の御詠なり、長歌の始は、古事記にある八千矛神と沼河比賣とよみかはし給へる歌也、旋頭歌混本歌は、神代には見えず、神武天皇の御時に至りても、三句の歌、四句の歌は見えたれども、まさしく旋頭混本といふ歌はなし、其後三句四句の歌もあれど、猶すこしたがへり、まさしく旋頭歌の五七七五七七にとゝのへるは、雄略天皇紀の歌に、あたらしき、ゐなべのたくみ、かけしすみなは、しがなけば、たれかかけむよ、あたらすみなは、是也、混本歌は、古事記仁德天皇の御歌に、めどりのわがおほきみのおろすはた、たがたねろかも、是也、たゞしこれらも、おのづからかくとゝのひたる物にて、たくみて此格をよめるにはあらず、一字二字たらぬ歌、又は五言七言のおき所のたがへるなどは、此まへにもあれば、たゞしく是を始といふべきにはあらねど、たまたまとゝのひて、後の體に同じ歌の始て見えたるをあぐる也、たゞ上古の歌は三句よりして、句數はいくらと定まりたる事なければ、長歌短歌といふわきまへなき事ぞ、

〔歌袋 一〕六運

あめつちのひらけはじまりけるときよりいできにけり。あまのうきはしのしたにて、め神を神となりたまへることをいへるうたなり、しかあれども、世につたはることは、ひさかたのあめにしては、したてるひめにはじまり、あらかねのつちにしては、すさのをのみことよりぞおこりける、ちはやぶる神代には、うたのもじもさだまらず、すなほにして、ことのこゝろわきがたかりけらし、人の世となりて、すさのをのみことよりぞ、みそもじあまりひともじはよみける、○中略なにはづの歌は、みかどのおほんはじめなり、○註略あさか山のことのは、うねめのたはぶれよりよみて、○註略このふた歌は、うたの父母のやうにてぞ、てならふ人のはじめにもしける、

〔三のまるべ中〕歌のまるべ

いにしへよき歌はおほきを、此ふた歌は、いみじきいさをのありけるゆゑに、世の人たふとびまたひて手ならふ人のはじめにもしけるなり、これにておもふべし、ことさあらんをりに、あはれと人のめで、きゝいれんやうによむぞ、歌のこゝろなるを、○下略

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略時天稚彦之妻子、從天降來、將柩上去、而於天作喪屋殯哭之、先是天稚彦與味耜高彦根神友善、故味耜高彦根神登天弔喪大臨焉、時此神形貌、自與天稚彦恰然相似、故天稚彦妻子等見而喜之曰、吾君猶在、則攀持衣帶、不可排離、時味耜高彦根神忿曰、朋友喪亡、故吾即來弔、如何誤死人於我耶、乃拔十握劍、斫仆喪屋、其屋墮而成山、此則美濃國喪山是也、世人惡以死者誤己、此其緣也、時味耜高彦根神、光儀花艶、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之曰、或云、味耜高彦根神之妹下照媛、欲令衆人知映丘谷者、是味耜高彦根神、故歌之曰、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汙奈餓勢屢、多磨廼彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜、彌多爾輔柁和柁邏須、阿泥素企多伽避顧禰、又歌之曰、阿磨佐箇屢、避奈菟謎廼、以和多邏素西渡、以嗣簸箴播、箴柁輔智、箴播、箴柁輔智爾、阿彌播利和柁嗣、妹慮豫嗣爾、豫嗣豫利據禰、以嗣簸箴播、箴柁輔智、此兩首歌辭、今號夷曲、

起原

らせて、百姓流離を治めたまはむために、宮外にまつらせたまひしなれば、此御代にしもはじめて此御をしへある事をば、人みな忘りぬるが故に、志貴島の道とはいふなりけり、さればもとこれ神道をさしていふ名なれど、○中略後世にては、たゞ歌道の名のごとくなれるもことわり、わが御敎の要とするは、言語なれば也、もと歌道は神道にそなはれるものなる事、神武帝の御紀に、以諷歌倒語掃蕩妖氣、倒語之用、始起乎玆、とあるをおもふべし、その別をいはゞ、倒語は人に近きあはひの用なり、諷歌は人に遠きあはひの用なり、(近けれど遠きになし、遠けれど近きになして用ふるものなり、これは時に臨ふことなり、)この故に諷歌倒語ともに、おしこめて志貴島の道とはいふべき事なり、

〔安齋隨筆前編十二〕歌をよむ事を、シキ島の道と云は心得がたし、道とは、人倫の敎へ、天下を治る術を道と云ふ也、歌をよみたればとて、人倫の敎とはならず、天下の治るべき事にもあらず、されば歌をシキ島の道と云は誤也、歌よむ事をシキ島の道と云事、上古の書國史などにはみへず、後代に至て、歌よむ事を貴くせんとてシキ島の道と云出せしなるべし、日本の道何ぞ歌をよむ事にあらんや、

〔玉勝間五〕歌の道さくら花

しき嶋の道又歌の道といふこと、後の世には常なれど、古今集序を見るに、かの御世や歌のこころをしろしめしたりけむ云々、こゝにいにしへのことをも歌のこゝろをもしれる人云々、人まろなくなりにたれど、歌のことゝどまれるかなとあるは、後の世の文なりせば、かならず歌の道とぞいはましを、かく歌のこゝろ、歌のことなどいひて、道とはいはず、眞字序には、斯道とも吾道ともあるを、かな序にはすべて歌に道といへることと見えず、○中略古今集をよむとて、ふと心づけるまゝに、おどろかしおくなり、

〔古今和歌集序〕やまとうたは、人の心をたねとして、よろづのことの葉とぞなれりける、○中略此歌、

〔風雅和歌集雜十七〕建保三年、内裏にめされける名所百首歌の中に辰市、　前中納言定家

敷島の道に我名はたつの市やいさまだしらぬやまとことのは

〔徹書記物語下〕一慈鎭和尚の御弟子、奈良の一乘院にておはしましける、○中略明るあした、十六日八月慈鎭和尚の御方へ、狀を送られしやうは、○中略此室にめしつかひし奴原、去夜の月に、御身上を沙汰仕、向後は此道を御さしをきも候へかしと存候由委細數調狀を進せられしかば、慈鎭和尚、○中略御返事には、悅入承候とて、一首の歌をおくに書たまへり、

みな人にひとつのくせは有ぞとよこれをばゆるせ敷島の道と一筆あそばしてまいらせられしかば、一乘院の門主、沙汰のかぎりとてやみたまひぬ、

〔世事百談三〕敷島の道○中略

しき島といふは、大和國の地名にて、欽明天皇のそこに都し給ふところなれば、しき島をもて、大和の枕詞とはしたるなり、萬葉集人麿が歌に見えたり、かゝれば後拾遺集に、敷島の大和歌といふことあり、またそれより轉じては和歌のことを、やがてしきしまの道ともいへるなり、これは枕詞をもてすぐにそのことにいへる例なり、おしてるを難波のことゝして、難波の宮をおしてるの宮ともいひ、あし引を山のことゝして、あし引の嵐などいふ類なり、

〔北邊隨筆初篇一〕志貴嶋の道

志貴嶋の道といふ事、古よりたしかにことわられたるものをみず、もと磯城は崇神天皇の大宮處の名にて、其御紀に、三年秋九月、遷都於磯城、是謂瑞籬宮とみえたる是なり、かれ思ふに、同紀に、六年百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、○中略故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、○中略崇神天皇の御時、倭の笠縫邑にはじめてまつらせたまひしは、わが御をしへを宮外にひろくせさせ給ひしをいふなり、難以德治之がゆゑに、この御敎をば天下にし

ろにもせで、酒をのみ飮つゝ、やまと歌にかゝれりけるとある、これらなるべし、是は詩などをも作るべきをりふしなる故に、わきてかくもいふべし、又源氏物語などにも、詩をもつくりて混ずる時には、からのもやまとのもなどゝいへり、常にはたゞうたとのみ有なり、しかるに古今序の首に、やまとうたはとかきいだされたるは、すこしいはれぬ事なり、是はもはら歌の事をのみいふ書にて、異にその根本をかきあらはす所なれば、たゞ于多とのみあらまほしき所なり、

〔千載和歌集序〕やまとみこと歌は、ちはやぶる神代よりはじまりて、ならの葉のなにおふ宮にひろまれり、

〔年山紀聞三〕千載集の序

此やまとみことの歌といふ詞、新後拾遺の序にもあり、みことは御言歟、山にみ山、雪にみゆきなどいへるみは異なり、萬葉に異草をみくさと點せる是也、萬葉第十六に妹が御袖とよめり、至尊ならでも、本朝に御の字すこしよくいふ所には用ひたれば、やまとみことも、やまとこと葉といふ意にや、

〔いざよひの日記〕やまとうたのみちは、たゞまことすくなく、あだなるすさみばかりとおもふ人もやあらん、

〔いざよひの日記〕世々の跡ある、玉づさも、さて朽はてば、あしはらの道もすたれて、いかならん、

〔十六夜日記殘月抄三〕あしはらの道　和歌の道の事にて、しきしまの道ともいふにおなじ、

〔書言字考節用集言辭九〕敷島道（シキシマノミチ）和歌者本朝風俗也、故云爾、

〔伊勢大輔集〕かたじけなく、美しうおほせられたりしかば、たちかへり、

夜をつがむことはさらなりしきしまの道をさへ社君は知りけれ

ことなり、さりながらいづれも目にたつはわろし、たゞ人にかはらず志たるがよきなり、

〔光臺一覽五〕雜事追加

二條家には和歌と被書事多分なり、冷泉家には倭歌と被書よしなり、

〔萬葉集十七〕忽辱芳音、翰苑凌雲、兼垂倭詩、詞林舒錦、以吟以詠、能蠲戀緒、〇下略

〔傍廂前篇〕和詩

和詩といふ名目は一にて、其義三あり、〇中略三は詩をから歌といひ、歌を和詩といへり、これ作者にかゝはらず、歌と詩とをもて、唐和とわけたるなり、

〇按ズルニ、萬葉集ノ文ハ、大伴池主ヨリ大伴家持ニ答フル書ナリ

〔古今和歌集序〕やまとうたは、人の心をたねとして、よろづのことの葉とぞなれりける、

〔土佐日記〕廿六日、〇承平四年十二月なほかみのたちにてあるに、あるじ、のゝしりて、をのこ等までに、物かづけたり、からうた聲あげていひけり、やまとうた、あるじも、まらうども、こと人もいひあへりけり、

〔空穗物語藤原の君〕よばひぶみのやまと歌なきは、人あなづらしむるものなり、わかひとつ、つくりてとの給、

〔源氏物語四十七總角〕つくりける文どもの、おもしろき所々うちずし、やまとうたも、ことにつけておほかれど、〇下略

〔石上私淑言下〕夜麻登于多といふは古語にあらず、倭歌といふ文字につきていひ出せる言也、すべて詞に、もとよりの古言と、文字につきて出來たる詞と有なり、〇中略おしなべて倭歌といふによりて、其文字のまゝにやまとうたとよぶ事もあまねくなりて、自然の古言のやうにおもふ人も有なり、〇中略夜麻登于多といふ事の始て物に見えたるは、伊勢物語に、かりは、ねむご

まさ、何事にも對へていふ事おほければ、後の義まさるべし、いづれにもあれ同じやうなることながらすこしは其心ばへ異なる故に、二義をあぐる也、さて倭歌といふ事の始て物にみえたるは、萬葉集第五に、書殿餞酒日倭歌四首、(天平二年のことなり)又第二十に、先太上天皇(○元正)詔陪從王臣曰、夫諸王卿等宜賦和歌而奏、云々(○萬葉集略解ニ、太上天皇ノ歌ニ和シ奉ルヲ云フトアリ、)これ也、さて後には、日本後紀よりして代々の國史、そのほかも漢文にかける物には多くいへり、これはさもあるべし、假字文にはかりそめにもかくまじき名目なれども、いひなれて後には、物語文などにもまゝ見えたり、さて漢文にても、歌の事をのみいふ書には、たゞ歌とかくべきこと也、この故に萬葉集は、詞書はみな漢文なれども、たゞ歌とのみかけり、倭歌とかけるは、右にひく二つのみなり、かれも第五卷なるは、その時に詩などをも作りけむゆゑに、わけてかける事も有べし、第廿卷なるは、詔命の詞なれば、是又詩にまぎるゝ事有ぬべき故也、その外倭歌とかけることなし、又ところ〴〵に和歌とあるは、後の集に返しといへる物にて、答歌也、詩の和韻といふ事にならひてかける和字にて、やまと歌の義にあらず、又今の印本の外題に、萬葉和歌集とかけるは、事を忘らぬものゝ、みだりにかける事なれば、いふにたらず、和歌集といふ題號は古今より始まる事也、さて延喜の勅撰集を古今和歌集となづけ、眞字序に夫和歌者とかき出し、紀氏(○貫之)の新撰の序にも和歌といへるたぐひ、歌の事のみいふ書に和歌といふはすこしいはれぬ事なれ共、ふとおし出していふ時には、必和歌といふがなべてのならひになりて、後々はいよ〳〵さのみかきあふめり、

〔徹書記物語上〕一和歌の字をも、中比は二條家には歌の字を書、冷泉家には謌の字をかくと申侍りしも、別てさやうにかならずかくべきにもあらず、をのづから御子左家(○二條)には歌の字をかき、冷泉家には謌の字をかきたまひしを、かやうに申けるなり、人篇の倭の字、和とおなじ

る也、

〔類聚名義抄九欠〕倭歌ヤマトウタ

〔萬葉集五雜歌〕書殿餞酒日倭歌四首

〔萬葉集略解五雜歌〕すべて歌をば、和歌といふ如く書る事、此集になし、和歌と有は、皆こたへ歌也、こゝは送別の詩有し故に、それに對して倭歌とことわれるなるべし、前にも詩にならべて、日本挽歌と書る事あり、

〔古今和歌集打聽一〕和歌とは、此頃にては歌をやまとうたといふ故に、かく書り、萬葉集に和歌とかけるは、こたへ歌の事也、たま／＼漢詩に對へて日本歌と書たるもあれど、其も漢籍に泥める書ざま也、から國は代々天子立代りて、國號も異なれば、周詩、漢詩、唐詩などいへど、其さへ其世にはいはず、世代りていふことなり、しかれば御國にては更にやまとうたといふべからず、是は今の京になりて、稱へあやまれるなり、

〔榮花物語一月の宴〕此みかど〇村上堯の子の堯ならむやうに、大かた御心ばへを、しう、けだかく、かしこうおはしますものから、御ざへもかぎりなし、和歌のかたにも、いみじうしませ給へり、

〔拾遺和歌集五賀〕康保三年、内裏にて子日せさせ給けるに、殿上のをのこども、和歌つかうまつりけるに、

藤原のよかた〇歌略

〔石上私淑言下〕倭歌といふ名目、ふるくはいはぬ事にて、古事記日本紀にはみえず、たゞ歌とのみある也、倭歌といふことは、もろこしの書籍をもはら學ぶ世になりて、詩をも作り、又かの國にも歌といふ事もあれば、かれこれまぎらはしきによりて、此方のをば倭歌とはよぶ也、それにとりて二つの義有べし、一つには、もろこしにて國々の歌を、齊歌楚歌などわかちていふ義にならひて倭歌とかくか、二つには、すべてもろこしの歌詩に對していふか、大方和漢からや

〔瓦礫雜考一〕哥字切字

歌字に哥字をかくは、省文にあらず、王阮亭が香祖筆記に、願鄉初云、沈約宋書凡歌字皆作哥字、予昔廣陵于一士大夫家見趙松雪家書、凡哥字皆作歌字、蓋古通用也とあり、

〔倭訓栞前編四〕うた　歌をいふ、うたふ義、うたふて心をやるなり、

〔石上私淑言上〕于多といふ言の義をいふべき也、于多は于多布の體なり、于多布は于多の用也、〇中略いづれが本ともたしかには定めがたけれど、右の意にしたがはゞ、于多といふが本にて、それに言をくはへて于多布とも、于多比天とも、于多波牟とも、宇多倍とも、用の言にいふにや、〇中略さて于多といひ、于多布といふ言の意は、一説にうつたふる也、心のうちに思ふ事を告訴る意也といふ、今按ずるに、常にはうつたふといへども、刑部省を和名抄に宇多倍多々須都加佐とあれば、于多布留が本語にて、于都多布といふは俗語也、されば于多布と于多布留と同じ意もあるべければ、かれも一説には備ふべし、此外いふべきこといまだ考へず、〇中略于多に歌字かくゆゑは、まづ于多と詩と、こゝろばへ本同じ物也、此事後にいふべしされば于多は此方の詩也、〇中略詩はもろこしの于多也、この故に古今序には加羅能于多といひ、土佐日記には加羅于多といひ、源氏物語桐壺巻には毛呂許斯能于多といへり、しかれば于多には詩字を書べき事なるに、是をおきて歌字をかく事はいかにといふに、尚書舜典に、詩言志、歌永言とあるは、詩と歌と二つあるにあらず、歌とは即詩を長くうたふ事也、故禮樂記に、詩言其志也、歌咏其聲也といひ、また歌之爲言也、長言之也といひ、說文には詠也と註し、漢書藝文志にも、誦其聲謂之哥と有て、もと歌字は用にのみいひて、うたふ事也、歌といふ物はなかりし也、されどもそのうたふ言をさして則歌ともいひて、體にもいふ事にて、文選にも載せて歌といふ物も有也、たゞしそれも體の別にあるにはあらず、詩と同じ事也、さて後世にいたりても、歌字は體にも用にももちふ

名稱

題ヲ設クルコト行ハレテ、題意ニ違フモノヲ傍題、落題トシテ、之ヲ斥クルニ至ル、是ニ於テ歌ハ一ノ學術トナリ、作歌ノ法ヲ設クモノ漸ク多ク、或ハ詩ニ倣ヒテ四病八病等ノ説ヲ立テ、或ハ制詞禁忌等ノ法ヲ設クルニ至ル、而シテ歌ニ韻學ヲ用ヰル事ハ、中世ニ其説アレドモ、後世ニハ其實ナシ、

抑、歌ハ、素戔嗚尊ノ八雲ノ詠ニ起リ後世ニ至リテ益、盛ナリ、然レドモ其間自ラ變遷興廢ナキコト能ハズ、故ニ我國開闢以後ノ歌ノ變遷ヲ論ジテ、六運ノ辨ヲ作レルモノアリ、蓋シ神代ニ在リテハ、文字ノ數モ一定セズシテ、種々ノ體アリシガ、奈良ノ朝ノ頃ニ至リテハ、長歌短歌ノ二種トナレリ、然ルニ長歌ハ早ク衰ヘテ、平安ノ朝以後ハ、短歌獨リ其盛ヲ極メ、歌人モ亦踵ヲ接シテ輩出シ、或ハ練習ノ爲メニ、時日ヲ限リテ百首千首ヲ詠ズルアリ、或ハ身ヲ犧牲ニシテ、秀歌ヲ詠ゼンコトヲ神ニ祈ルアリ、又儕、相會シテ、其詠歌ヲ論難批評シ互ニ其研究ニ資セリ、近世ニ至リ、歌道傳授ト稱シテ、其秘事口訣ヲ後進ノ徒ニ傳授スルコト起ル、而シテ其統ヲ繼グニハ、父子ノ傳統アリ、師弟ノ傳統アリ、師弟ノ傳統ハ能因ニ始マル、父子ノ傳統ニハ、藤原經信、藤原顯季等ノ統アリシガ、共ニ久シカラズ、獨リ藤原俊成ノ統ノミ後世ニ傳ハリテ、爲家ノ時ニ至リ、爲氏、爲兼、爲相ノ三流ニ分レ、爲氏ノ統ヲ二條家ト云ヒ、爲相ノ統ヲ冷泉家ト稱シテ、三流互ニ相爭ヒシガ、二條家及ビ爲兼ノ統ハ早ク絶エテ冷泉家ノ一流トナリ更ニ又上冷泉、下冷泉ノ兩家ニ分ルヽニ至レリ、其他飛鳥井、烏丸、中院、三條西等ノ諸家アリ、何レモ歌道ノ宗匠ニシテ、互ニ門戸ヲ張リテ子弟ヲ教授ス、然ルニ德川氏ノ時ニ至リ、僧契沖、賀茂眞淵ノ如キアリテ、萬葉等ノ古書ニ據リテ説ヲ立テ、痛ク二條家ノ法ヲ斥ケタリ、是ニ於テ作歌ニ古體今體ノ別アリ、

〔類聚名義抄〕九上歌（謌、謳、正、多用上字、古何反、俗音哥、ウタ、ウタフ、ウタフ、ウタフ、和音去、）

古事類苑

文學部七

歌一

歌ハ心ニ感ズルコトアリテ、言ニ發シテ咏歎スルヲ云フ、卽チ支那ニ所謂詩ナリ、之ヲ和歌ト云ヒ、或ハ和詩ト云フハ、特ニ支那ノ詩ニ對スル稱ナリ、歌ニ長歌アリ、短歌アリ、短歌ハ五言七言ノ句ヲ相錯ヘ、五句三十一字ヲ以テ一篇ヲ成スモノナリ、長歌モ多クハ五言七言相交ヘ、或ハ四言六言ヲモ雜ヘテ、句ニ定數ナシ、中世以後、或ハ誤リテ長歌ヲ短歌ト云ヒ、短歌ヲ長歌ト云ヘリ、長歌ノ終リニ、別ニ短歌ヲ添フルコトアリ、是ヲ反歌ト云フ、又片歌アリ、旋頭歌アリ、片歌ハ五七七ノ三句ヲ以テ一首ヲ成シ、旋頭歌ハ、片歌ヲ兩首相雙ベテ一首ヲ成ス、然ルニ中世以後ハ、五七五七七七ノ六句ヲ次第シタルヲ旋頭歌トセリ、又混本歌ト云フアリ、雙本歌ト云フアリ、雙本歌ハ旋頭歌ノ一名ナリ、混本歌モ、モト旋頭歌ト同種ナリシガ、中世以後ハ、短歌ノ末ノ一句ヲ闕クモノヲ云ヘリ、以上ハ皆歌ノ體ナリ、其他折句ト云フアリ、毎句ノ首ニ、字ヲ定メテ置クナリ、首尾共ニ置クハ、之ヲ沓冠折句ト云フ、隱題ト云フアリ、句中ニ、陰ニ物名、人名等ヲ插ムナリ、廻文ト云フアリ、篇首ヨリ順讀スルモ、篇尾ヨリ逆讀スルモ、其言全ク相同ジキナリ、而シテ此等ハ、其體何レモ短歌ニ屬セリ、

歌ハモト專ラ口ニ唱ヘシヲ以テ、風調ノ佳ナルヲ貴ビシガ、後ニハ口ニ唱フルコト自ラ稀ニナリテ、意思ノ巧妙ナルヲ主トセリ、又古ハ、時ニ臨ミテ懷ヲ述ブルモノナリシガ、後世ハ、

古事類苑

文學部七

歌一

文字を御尋ありければ、承明門院に小宰相の局とて、家隆卿のむすめのさふらひけるが申けるは、むかし大二條殿のりみち小式部の内侍の許へ、月といふもじをかきてつかはしたりければ、さるすきもの和泉式部がむすめ也ければ、母にや申あはせたりけん、やすく心えて、月の下にをといふ文字ばかりを書て參らせたりける、其心なるべし、月といふ文字は、よさりに侍侍るべし、いで給へと心えけり、又人のめし侍る御いらへに、男はよと申、女はをと申なり、されば小式部内侍も、上東門院にさふらひけるが、まかりいで・まいりたりければ、いよ〳〵心まさりしてめで思食ける、これも一定まいり侍りなんと申ければ、御心地よげにおぼしめして、衣たまたせ給けり、

〔古圖類從 調度〕文書


伴大納言
ホツヘニツケタリ
異疾草紙
至徳元年本融通念佛
石山縁起
女文糸花ニツケタリ
文書アマタクヽリタル所
石山
首ニカケタル文書
仝上
網ニ入タル文書
春日ゲンキ
後三年

〔法然上人行狀畫圖 四十一〕僧正又重たる狀〇西林院僧正承圓ヨリ明法印ニ贈ル書狀ナリ云、一紙の趣、ふかく肝に銘じ候、一代の聖教をのせらるといふとも、これにすぐべからず候歟、愚意の所存、秋毫も違せず候間、信仰無極候、抑彼〇後鳥羽院へ進上の書札、細少を爲先候、文字も今すこしちいさきやうに御書寫ありて給べく候、御自筆上覽のために宜かるべき間申候也、

〔梅園日記 一〕細書爲敬

乘穗錄二編云、通鑑綱目宋高宗紀に、馬進以大書牒索戰、張俊以細書狀報之、進以俊爲怯と、是にて考れば、細字に書を敬とするなり、按するに、これよき考なり、周必大が玉堂雜紀に、安南國王表章字如蠅頭、幾不可辨、玉音每嘉其恭順とあるにて、いよ〱あきらかなり、また明の王佐が約艾集に、禮部胡尙書淡齋云、太宗命予使外夷、行論曰、人言東宮所行多失當、南京可多留數日、試觀如何密奏來、奏疏書字須大、晩至我卽欲覽云々、淸の余金が熙朝新語に、鄱陽張大有爲漕運總督、奏言寫字手顫、請奏摺代書、上諭云、忙時令人代書亦可、若密摺仍須親寫、卽字畫粗大、略帶行草、亦屬無妨、辭達而已、敬不在此、我朝待大臣之寬容、殷略如此などあるを見れば、明淸に至りても、なほ此定なり、さて史記匈奴傳に、漢遺單于書、牘以尺一寸、辭曰云々、中行說令單于遺漢、書以尺二寸牘、及印封皆令廣大長、倨傲其辭曰云々と見えたれば、書札細小を敬とし、粗大なるを不敬とするは、漢土にても久しき事也、

〔鴨門中將物語〕いづれの年の春とかや、〇中略主人御書を給はりて、かの所にもて行に、〇中略女うち涙ぐみて、御文ひろげて見るに、此くれに必らずとある文字のまたに、をさいふもじをたゞ一つすみぐろに書て、もとの樣にして御使に參らせけり、御文もとのやうにてたがはぬを御覽じて、むなしく歸たるよとほいなくおぼしめすに、結びめのまざけなければ、あけて御覽ずるに、このを文字ありとて御案あれども、御心もめぐらせ給はず、さるべき女房たちを少々めして、このを

又一枚ヲ巻、不可封也、封ジタル消息ニハ、上所ヲ不可書、但奥ニ人ノ名ヲ書ハ、心ニ可任、古ハ封文ニ位署書タル事粗有之、立文ハ、上下ヲ可結也、又無難、急事ナラバ、上許可結、

〔宗五大艸紙〕書札之事

一消息三枚ならば、一枚づゝ可巻候、二枚めは紙の裏の方に書なり、三枚めは、紙の面に可書、何枚もこれを以て分別あるべし消息のうらに書留たらば、一行折て可巻、面にとゞめたらば、おくよりまくべし、

〔消息耳底秘抄〕一折紙事

折紙ヲ消息ノ中ニ籠事、或ハ二ニ折之、或ハ四ニ折之、兩様ノ説有之、然而二ニ折之説非秘之、四ニ折様、先面ヲ中ニシテ二ニ折テ、次ニワナヽル方ヲ左ニナシテ四ニ折也、而彼口ノ餘アル方ヲ奥ニ成テ巻初也、二ニ折様ハ、面ヲ中ニシラ二ニ折也、又云、四ニ折テ立ザマニ巻之、普通ノ義カ、若二ニ折テ巻時ハ、折紙ノ上ヲバ、奥ヘ可成也、端ヘモ可成也、

〔消息耳底秘抄〕一巻籠折紙於禮紙時事

消息ノ禮紙ニ折紙ヲ巻籠時ハ、文字ノ上ヲ、上ヨリ巻籠ナリ、證文ヲ巻籠時、紙捻ヲ以テ上下ヲ可結、

〔消息耳底秘抄〕一消息禮

或人曰、文書様ヲ必人ノ知ベキ事也、中文ニハ、端ノ廣サ笏置許ト云、奥ノ位署ハ、名ノ下、書餘スベカラズ、

〔和簡禮經上〕消息ノ端ヲ狹ク不可置之、笏二打置之云々、笏之廣サ一寸八分、畢竟三寸六分也、

〔消息耳底秘抄〕一進敬人書事

敬人ノ許ヘ進書ハ、眞行ニ書也、又書ノ裏ニ判ヲスル事アルハ、極テ敬事也、

禮紙

頃、烏の子の書狀令除略候付而、此趣を陽明信輔公、及三條實隆卿江得實慮候之所、有御僉議御演說、其席ニ伊勢之國司北畠殿御座候而則國司之遊付被下候所の扣半侍より六位の輩まで者、杉原紙を二ツ折て長サ五寸なり、五位之面々五寸五分、四位は五寸七分、三位は六寸貳分、此外二位は各別也、

右弘安之例也、今以古例之法可然之旨被仰候、

〔貴嶺問答〕

消息書樣不知給、粗注給哉、若有御承引者、所羨可足者歟、不具謹言、

消息事、不知子細候、但少々承置事注進之、

抑字事

行上不書之、於半書他事之時所書也、

折奥卷事

事多至于奥、又引返書裏之時不折之、事少之時、奥一寸許、折之卷之、

書裏方事

謹言許、若月日許、若上所許、不可書表、爲小字可書滿面方、極無其所者、不書上所常事也、

候字事

此字多者、劣事云々、

裏紙事

故中御門內大臣被示曰、御教書請文外、不用裏紙事也、

〔消息耳底秘抄〕一至極貴所樣進消息樣

禮紙二枚ヲカサチテ卷テ、其上ニ又一枚ヲ卷テ封ベシ、封ノ所ニ、某ノ二字ヲ小ク可書也、其上ニ

きかいが嶋の流人、少將成經、やすより法師、ましやめんとばかりかゝれて、しゆんくわんといふ文字はなしらいしにぞ有らんとて、らいしを見るにもみえず、おくよりはしへよみ、はしよりおくへよみけれども、二人とばかりかゝれて三人とはかゝれず、

〔拾玉集五〕禮紙に紅梅の檀紙をしたれば、かくいひつかはす、

幕下〈賴〇源朝〉

おりならでつゝみこめける梅の花心のいろを見するなるべし

返し

色も香もつゝむ袖よりもれ出る梅にはあらで蓮花なるらむ

料紙

〔書札作法抄〕一文ヲ書、上下ノ紙ノ程ハ、上下トオナジ程ニ殘ス也、昔ハ上ハ高ク置テ、下ヲバ上ヨリモ少書ツメシ也、尤見苦歟、上一寸アマリ、下同前、是ハ引合杉原ナドノ紙也、武家ニハ、杉原ナラデハ文ヲバカヽヌ事也、引合檀紙ナドニテハ、努々不可書、但女性ノ本ヘノ文ニハ、又引合檀紙ニテ書テ、杉原ニテハ書ベカラズ、女性モ又杉原ニテ文書事ハナシ、

〔和簡禮經上〕料紙事

內封之時ハ、鳥子又杉原モ用申候、

堅文之時ハ、杉原一重也、

腰文折紙、又杉原也、

〔蔭凉記〕應永卅三年正月廿六日辛酉、今日花頂僧正〈定助〉被談間事、〇中略

一常消息不可用檀紙、可用白麻事、

如住院、入道右府ハ、サゾアリカシ、

〔和翰集要三〕一料紙之定法之事

古來より武家は至近代迄、鳥の子紙を二ツ切にして貴賤ともに書狀を認來候處、從天正文祿之

經博士師光朝臣所談也、

〔貞丈雜記 九書札〕一押紙掛紙の事、古書に押紙と有は、紙を切て何にても書て、本書に糊にて張付ておくを云、掛紙とは、常の狀にても文書にても、卷たる上を別の紙にて包むをいふ、包紙也、表卷とも云也、

〔今川了俊書札禮〕書札之事　立文に仕候時は禮紙候べく候、略○中四紙の禮、五紙の禮は異說也、三紙四紙の禮と申候て、立文の上卷を仕候事も候けると申候、是は人の方より返事せられ、或は此紙にて書給候へと云心樣の式體にて候、公家の物知て候人にも尋申候しが、そは四紙五紙の禮と申候事、慥知人なく候と被仰候也、あまねくは立文の禮紙一紙にて候、

〔書札禮〕消息用立紙、爲遠所用之、貴人許用之、然者可有禮紙、仍位所上所可有之、就禮紙五紙ノ禮ト云コトアリ、敬儀也、近代無之卷樣、二枚卷禮紙一枚卷、又表卷二枚也、又三枚禮アリ、二枚ト一枚ト可卷、當時如此法希、大略一枚也、皆同紙也、五紙三紙、至極敬時禮云々、

〔消息耳底秘抄〕一禮紙事

又禮紙ヲ封タル時、文書多クシテ不被封之時ニハ、紙ヲ達ニ細ク切テ可封也、秘事也、

一禮紙端書事

禮紙ノ端書ハ、追言上、追上啓ト書ハ、主父師匠所知ノ領主ニ、此ヲ可書、其外ハ追申、追啓、如此書也、

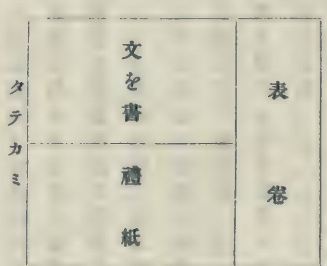
禮紙ノ書止ニ、恐惶謹言不書也、

〔右筆用心抄〕消息事三紙之內、一紙ニ書、一紙禮紙、一紙者立封也、四紙者常事也、五紙內、二紙引重書、二枚者禮紙、一枚裏之宛、今一枚者立封也、六紙之內二枚重書、二枚禮紙、一枚裏之宛、二枚立封也、七紙內、二枚者重書、三枚禮紙、如常、今二枚者引重立封也、於凡人者不可略、自殿下﨟禮ニ大內時之事也、

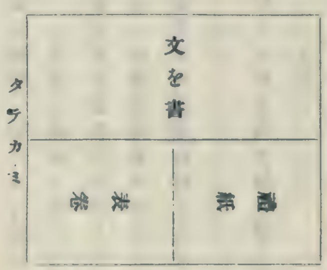
〔平家物語 三〕あしずりの事

紙を三ツに積り、一ツ分切放し、殘二ツ分を横に疊み、一ツ分切放し、殘り二ツ分に文言を書く也、一ツ分禮紙にして卷き、右の竪紙にて表卷する也、杉原の時は、一枚横に三ツに積り、一ツ分切放して二ツに切り、禮紙表卷に用ひ、二ツ分へ狀を書く也、上下を捻る事、紙よりにて結ぶ事、究所以下上中下、常の竪文に同じ、紙の切樣、左の繪圖の如し、一枚紙を三ツに切て用るゆゑ、一紙三紙の禮紙といふなり、

鳥の子の時は如此きる也



杉原の時は如此切る也



〔貴嶺問答〕懸紙事

同人〇中御門内大臣宗能曰、隨事不可驗禮紙、於中間所無紙時、以彼紙爲令書返事也、

用五枚事

用裹紙、加懸紙、以二枚爲立紙、已上五枚也、極畏之體、此程之消息者、封内結立紙之上下、故法性寺殿、二條院御書、令獻御返事給之體如此、其御名所被書曰、藤原、御名也前關白時也、又知足院入道殿、被奉花園左府云、畏承畢、御返事自是可奉者、卽以馬助淸則被獻返事、付使獻返事、爲無便事歟之由、故明

禮紙

は禮紙をも其たけに切合て卷也、小文の時は、禮紙ひろさをば半分計につゝむ也、（小文の上卷は、紙一枚をたてに半分に切て、其中分を上卷に用ひ、又中分をば、それを小文のたけに合せて禮紙にする也、）

〔伊呂波字類抄〕禮紙（ライシ書札禮紙）

〔書札禮〕禮紙ヲバ點紙ト云

〔貞丈雜記〕一書狀に、らいしと云は、文字を書殘したる白き所をらいしと云ふ人あり、あやまり也、らいしとは、禮紙と書て、狀の上を白紙にて卷く事也、扨其上を、上卷（ウハマキ）とて別の紙にて包て、宛所（アテドコロ）を書く也、是ひねり文の事也、腰文にもらいし有也、書札雜々聞書に云、禮紙にて在之ば、立文は杉原一枚に書て、其上一枚禮紙、扨上卷横に卷て上下をひねり候也、又こし文の禮紙は、三ッ一ッほど切て卷て、扨上卷たるべく候云々、（三ッ一ッ分禮紙、三ッ二ッ分其卷、）

一禮紙に七紙禮五紙禮三紙禮と云ふ有、

七紙禮と云は紙三枚重て狀を書き、禮紙二枚、表卷二枚也、極眞の禮也、又桃花蘂葉に云晴禮（ハレノレイ）以二枚（書狀如常）書之、以二枚爲禮紙、其文又加禮紙一枚、以二枚爲立紙、初度などは如此嚴重可然云々、いづれも都合七枚也、

五紙禮と云は、狀一重に書、（二枚也）禮紙一枚に卷て、表卷一重、（二枚也）都合紙五枚を用也、是は極眞にあらず、其次なり、眞の禮なり、

三紙禮と云は狀一枚に書て、禮紙一枚に卷て表卷も一枚を横に折て卷く也、都合三枚也、是は通例なり、

一四紙禮と云は、狀一重（二枚也）禮紙一枚、表卷一枚也といふ說あり、この名目古書に見えず、用べからず、

一小文（コブミ）の禮紙と云事、一紙三紙の禮とも云、鳥の子、又は杉原を三ッに切り調也、鳥の子の時は、堅

小文

云、こしぶみのらいしは、三ツ一ツほど切て巻て、扨上巻たるべく候云々、腰文は常の文通也、宛所も判有無官名等位によるべし、○略■

〔消息耳底秘抄〕一腰文上所封樣事

腰文ノ裏ニ至テ書畢時ハ、上所ヲ不ㇾ可ㇾ書也、其故ハ、上所ヲ書バ、一紙ノ中ニ、名字並テ二所アルガ平等ナル故也、我名許ニテ有、腰文封事中封スルハ尋常ノ說也、又中ヨリ少上テ封事モアリ、但僧ナンドノ文ハ少上テ可ㇾ封也、又立文ナレドモ、事々シトテ腰文ニテ上﨟ヘ進事アリ、其體ハ普通ノ封ノ如シテ、封目ニ人ノ名ヲ書也、

〔宗五大艸紙〕書札之事

一腰文封ずる事、墨を二引て點を打也、封と云字をさうに書たる體也、假令ば如ㇾ此〆、物など包での封には一引べし、一引て點をうつは、さげたる心也、〆かくのごとし、又公家方には、封めに我實名を一字あそばす也、

〔消息耳底秘抄〕一腰文事

封書ニハ進上ナシ、彼代ニ上ノ字ヲ用、謹上、等同ノ人ニ可ㇾ書ㇾ之、彼代ニハ狀ト云字ヲ可ㇾ書、又少下ザマノ人ニモ、謹上ト書事、常事也、進上謹上ハ、立文ニ書也、式ニハ封書ハ端狹ク不ㇾ可ㇾ書也、無禮之事也、等同ノ人ニハ、恐々謹言ト書、常事也、所從ノ許ヘハ、狀如ㇾ件ト可ㇾ書也、主父師領所ナドニハ、名ノリノ下ニ、上ノ字ヲ書、常ノ事也、

〔貞丈雜記九書札〕一小文(コブミ)と云は、半切紙の狀也、書札條々に云、うすやう杉原などを半切にして書くを小文と申候、是は立文を略したる物にて候、又云、小文は、半切鳥の子、又杉原也、其まゝおし折事は(上包ノ上下ヲ折ル事也、其儘トハヒチラザル也、)少慮外也、御內書には、御小文はおし被ㇾ折候、書札秘傳抄に云進上謹上書には、白紙一枚にて上を巻て、其上を立文にする也、此白紙を禮紙と申也、小文なども如ㇾ此、其時

結文

べし、月日付に寸法なし、大かたは上所(恐惶の事也)と紙之左之はしと見合、中央にしてよし、〇略 ■

〔近小笠禮一〕結文之事

結文を結たる物なり、尤略儀にして能禮也、然ども書中之書合、其外結文之法に同じ、結様心持有之、可受口傳、〇略 ■ 結文のうらにも封じ目をする人有、未考、但裏には封じ目なきを可とす、理の當然也、

〔枕草子二〕人のもとに、わざときよげにかきたて、やりつる文の返事見ん、今はきぬらんかしと、あやしくをそきさまつほどに、ありつる文のむすびたるもたてぶみも、いときたなげにもちなしふくため、うへにひきたりつるすみさへ、きえたるをおこせたりけり、

〔枕草子十一〕つねに文おこする人の、〇中略 いとまろきみちのくにがみ、まろき色紙のむすべたる、〇中略 あけたれば、いとほそくまきて、むすびたるまきめは、こま〲とくぼみたるに、すみのいとくろううすく、くだりせばに、うらうへかきみだりたるを、うちかへし久しう見ることそ、何事ならんと、よそにて見やりたるもおかしけれ、

〔玉海〕建久二年四月十日丁亥、親國持來御書於宮御方、(謂堅立文也) 御返事薄樣結文、其上又八一重裹之、

腰文

〔貞丈雜記九書札〕一腰文(コシブミ)と云は、今切封(キリフウ)じと云物也、狀の上包の端を細くたちて、上の方はたち殘して、その細き所にて狀を卷て、あまりを挾み置也、但腰文も立文也、書札錄々に云、腰文ひものとめやう、上より下へおしかひ候迄にて候、又それを下へ引とをして、又上よりおしかひ候は、女房文に用候事にて候なり、書札雜々聞書に云、ひもの事、ひきくとめ候は下(シモ)ざまめたる樣にみえ候、中はざよりも上に留候て可、然候封候事總別は如此可引事、本儀にて候也、然共當時ハ此分也、いづくにても封候所にて墨を可付候也、又長く墨を引候事は尾籠也、御内書は一段長く御引候也、又

て、まむすびにして切なり、上下同じ此表卷に名書をするなり、是を式の立文と云、今世の捻文は、禮紙、も表卷もなくて、直に狀の頭計を捻るなり、

〔消息耳底秘抄〕一捻文ニ墨ヲ不引事

入道殿仰云、我家ニハ捻紙ニ墨ヲ不引也、擬立文也、封ジタル文ニハ引也云々、

〔貞丈雜記九書札〕一ひねりぶみのひねりやう、書札禮節に云、たて文は、上短く下長くひねるべし、女房文は、上長く下みじかく捻るべし、よりにてゆふ事、紙よりにてゆふ事也、不可有之、又判形なし、とめやうは、あなかしこなど丶あるべし云々、判形なしといふ已下は、女の方へつかはす狀の事を云、玉章秘傳抄に云、普通の立ぶみ、上短下長捻る也、女房へ遣す立文をば、上長下短し、是故實也此事無左右人よらざるを、知足院殿〇藤原忠實より美福門院〇鳥羽后藤原得子へ進らせらる丶御文、上長く下短く、捻目墨をひかる丶云々、〇中略

一捻文の上下を紙よりにて結ぶ事、有口傳よし貞順の記に見たり、此口傳は、紙よりを一まはり廻して、まむすびにする也、結ぶ時、上の結びは、紙よりの端を我右の方なるを、左の方の端にかけて結ぶ也、小袖の上がえを上にするが如し、下の方の結びは我左の方の紙よりのはしを、右の端にかけて結ぶ也、左まへにかくる也、是上は陽、下は陰の心也、まむすびにして紙よりの端を切るに、上の方のをば二刀に切り、下の方のは引揃へて一刀に切る也、二刀は我が前へ向けて切り、下の一刀は、さきへ向けて切る也、是又陰陽の儀也、上二刀、下一刀、以上三刀也、

〔近小牘禮一〕捻文之法

捻は五紙之姿を略して近代始たるもの也、發端之禮紙三寸六分、又二寸八分、畢竟は雙方之名をうら表に書て、本行のさはりに不成程明て書出べし、天地之禮紙は、天一寸、又九分、地五分、天は禮紙ほどひねりて、文字之頭、捻か丶らざる程にすべし、右は大用之極なり、紙の大小により、書合之かつかう有べし、月日付は、本行一字下りにして、判形は、判之下と本行の下之なみと同じ通たる

捻文

〔源氏物語四十九寄生〕いかさまにしてかは、人め見ぐるしからで、思ふ心のゆくべきなど、心もあくがれて、ながめふし給へり、まだいとふかきあしたに御ふみあり、例のうはべはいとけざやかなるたてぶみにて、

いたづらにわけつるみちの露しげみむかしおぼゆる秋の空かな、御けしきの心うさは、ことはりしらぬつらさのみなん、きこえさせんかたなくとあり、

〔枕草子九〕人の家につき〴〵しき物

物へいく道に、きよげなるをのこの、たて文のほそやかなるもちて、いそぎゆくこそいづちならんとおぼゆれ、

〔古今著聞集五和歌〕永萬元年九月十四日、五更におよびて、頭亮の書札とて、かみやがみにたてぶみたる文を、頭中將家通朝臣のもとへもて來りけり、ひらきて見れば、紅の薄葉に歌を書たり、

名にたかきすぎぬるよはにてりまさるこよひの月を君はみじとや　筑前内侍伊與内侍などのしはざにや、其使返事をとらでにげかへらんとしけるを、侍どもさとりて門をさしていださず、やがて紅のうすやうにかへしを書てたまはせける、

いかでかはふせやにとてもくまもなきこよひの月をながめざるべきかくなんかきて、もとのごとくかみやがみにたてぶみて使にかへしたびて、月をも御覽せで御よるなれば、此御ふみまゐらするにおよばず、○下略

〔四季草狀下〕書札禮之事

一書札の禮、今世は古式用られざる事多し、古今大に相違したり、捻文も、古式は紙一重に狀を書て、卷て其上を白紙一枚にて卷く、是を禮紙と云、其禮紙の上を、白紙を横にして包む、是を表卷と云、此表卷の上下狀より餘りたる分をひねるなり、[illegible]餘りたる所を、紙捻を後より前へ廻し

〔消息耳底秘抄〕一紙數事
立文ハ二枚ヲ以書之、但子細多カラン時ハ、三四枚ヲ卷續テ可書也、禮紙アルベシ、
一立文上下結事
上下ヲ結事ハ必不然、中ニ物ヲ籠、密事ナド書バ結也、御敎書ヲ必又結也、
〔海人藻芥〕假名文ノ事、立文ハ二枚也、略儀ニハ折一枚、立文ノ上、燒ル所ヨリ引墨也、腰文封ジ目ヨリ下ニ表書ヲ書也、
〔消息耳底秘抄〕一女房消息事
女房ノ許ヘノ文ハ、二枚ニ書テ、二枚ニテ可立文也、
〔和簡禮經 上〕女房ヘ之文ハ、可爲竪紙二枚、但一枚ヲ二ツニ折テ用ルハ略義也、禮紙アルベカラズ、
〔消息耳底秘抄〕一女房許ヘノ消息事
禮紙アルベカラズ、懸紙二枚ニテ用之、我名ヲ書時、上字ハ異名、下字ハ假名ニ可書也、檀紙ヲ可用、闕ヲ雖不越、封目ヲ可結也、又假名文ノ終ノ書止ヲバ、大旨穴賢々々ト書也、又假名消息卷事ハ、三分一許ヲ折返テ卷也、又或說云、艶書ナンドヲバ、上下ヘ一寸許ヅヽ折返シテ引結テ、上ノ封ニハ、行ノ字ヲ草ニ書也、是ハ互ニ逢テ後ノ文體也、未合人ノ許ヘハ、上許ヲ一寸許折返テトヨリ、下ハ片結ニスル也云々、
〔源氏物語 二十一乙女〕前齋院は、つれ〴〵とながめ給ふ、御前なるかづらの下風なつかしきにつけても、若き人々は思ひ出ることゞもあるを、大殿より、みそぎの日は、いかにのどかにおぼさるらんと、とぶらひきこえさせ給へり、けふは、
かけきやは川瀨の波もたちかへり君がみそぎのふぢのやつれを、紫の紙、たてぶみすくよかに、藤の花につけ給へり、

裏書

〔貞丈雜記書札九〕一裏書の事、古書に裏書といふ事有、古書は鳥子紙の卷物に書く、依て表の本文にもれたる事、或は勘物(カンガヘモノ)などをば、卷物の裏の方に書くをいふなり、

〔蜻蛉日記中ノ下〕たいふ、一日の御かへりいかでたまはらん、またかんたうありなんを、もてまゐらんといへば、なにかはとてかく、すなはちきこえさすべく思うたまへしを、いかなるにかあらん、まうでがたくのみおもひてはんべるめるたよりになん、まかでんことは、いつとも思ふ給へわかれねば、きこえさせんかたなくとかきて、なにごとにかありけん、御はしがきは、いかなることにかありけんと思ふ給へいでんに、ものしかむべければ、さらにきこえさせず、あなかしこなどかきていだしたてたれば、〇下略

竪文

〔運歩色葉集伊〕再書(イヤガキ)　彌書

〔貞丈雜記書札九〕一式(シキ)の立文(タテブミ)と云は、ひねりぶみ(とも云也)先書狀を書て、其上を別の白紙にて卷く、これを禮紙と云、扨禮紙の上を又白紙にて包て、包紙の上下を、其狀より餘る分をすぢかひに左へをり、また右へ折て、扨うらの方へ折る也、禮紙は謹上書の時は、(上書には謹上なり)狀と別の紙を用ゆ、進上書の時は、(上書には進上なり)友紙を用ゆる也、友紙とは狀と同じ紙也、又謹上進上と書く程ならば、封(フウ)〆をかゝず、謹上とも進上ともかゝぬ狀には封〆をメ如此書也、〇圖略宛所書樣、色々書札の書にあり、今時のひねり文は、頭ばかり捻る、又禮紙表卷もなし、古の法とは大なる違也、

〔消息耳底秘抄〕一立紙事
打任テハ一紙ニ書之、禮紙可有之、三紙五紙ノ禮可隨事、多書時ハ二枚ニ書也、禮紙如常、敬人ノ許ヘハ、禮紙シテ後可封也、女房ノ許ヘ遣ス立文ヲバ、上ヲ長ク捻也、以之爲故實也、又雜事解ナンドヲ取付時ハ、被解狀ノ懸紙ヲバ不可取之歟、

真書

〔源氏物語橋姫四十五〕みちのくにがみ五六まいに、つぶ〳〵とあやしき鳥のあとのやうにかきて、○中略またはしに、めづらしくきゝはべる、二葉のほども、うしろめたう思ひたまふるかたはなけれど、

いのちあらばそれともみまし人しれず岩ねにとめし松のおひすゑ、かきさしたるやうに、いとみだりがはしくて、侍従の君にと、うへ。にはかきつけたり、

〔源氏物語夢浮橋五十四〕ふみとりいれてみれば、入道の姫君の御かたに、山よりとて名かき給へり、

〔消息文例上〕うはがきの事

此僧都の文のうはがきに、山よりとかき、蜻蛉日記に、うはぶみに、西山よりといひたるを、いかがおぼしけん、又ある御かへりに、とばのおほさとよりとあるをといひ、伊勢物語のむさしなる男の文のうはがきに、むさしあぶみとかきておこせたるなどを思ひわたすに、○註略所へだてゝは、いづくよりと其所をかならずかきてやることゝぞおもはるゝ、

〔近小牘禮一〕ゟと云字之事　狀之うらになにも不書して只ゟと云字計書事、其謂心得がたし、もし所付有ば可書か、又ゟと云は、よりと云かなのやつしなり、

〔續世繼七武藏野の草〕やまもゝの大納言顯雅とて、○中略ものなどかき給ふこともおはせざりけるにや、行尊僧正のもとにやり給へりけるふみのうはがきには、きゝざう、ばうごうゐん○註平等院とかき給はぬあまりにやありけん、ことのはもえきこえ給はざりけり、

〔四方の硯花〕或翁曰、○中略書牘のうらに無事とかくは、寛永の頃よりはじまる、

〔源平盛衰記十一〕有王俊寛問答事

裏書端書、滋ク薄ク、ミダシ書ニゾシタリケル、

艶書

トカク、或ハ前ニアル稱謂ノ如クナリ、我名ヲバ書ヌ也委クハ朱氏戯籍、又ハ書束式ト云書ニナ見ルベシ、先ヅ一ト通ヲノスルナリ凶事ニハ紅紙ヲ用ヒズ、藍紙ヲ用ユ、印モ靑印ヲ用ルコト也、雙魚ナドニモ式アレドモ宜カラズ、

〔枕草子入〕こゝろもとなき物
遠き所より思ふ人の文をえて、かたくふんじたるそくひなど、はなちあくる、心もとなし、

〔枕草子十一〕つねに文おこする人の、〇中略うへにひきわたしけるすみの、ふと氷りにければ、すそうすになりたるをあけたれば、〇下略

〔園太曆〕貞和二年閏九月十日、日野大納言入來謁之、御百首披講、今夕必定云々、〇中略不參人作法、各各不同云々、

靑蓮院二品親王（封目引、墨）　三條前內大臣（封字）
小倉前大納言（同）　鎌倉前大納言（書名字、墨片）
已上加禮紙幷封、以檀紙二枚裹之、結中居柳筥、（實敎卿、爲氏事歟、結付歟於柳筥歟、）
聖護院法親王（封字）　日野大納言（實字）
新大納言（封目書封字、件紙下へ、忠餘、件餘所ニ書墨字、）　左兵衞督（同之、封下書直字、）
已上加禮紙幷封、以二枚裹之、閉上下、不結中居柳筥、
近衞前關白（其體同前、內府但不墨、不居柳筥、被續消息中、）
九條二位（封目書、墨）
禮紙封如例、以二枚裹之、上下如消息、捻之結、頭居柳筥、三位歌、同居加件一柳筥、（其體同前）

〔伊勢物語上〕昔むさしなる男、京なる女のもとに、きこゆればはづかし、きこえねばくるしとかきて、うはがきに、むさしあぶみとのみ書て、おこせてのちおともせずなりにければ、〇下略

ニハ、行ノ字ヲ草ニ書ナリ、是ハ互ニ逢テノ後ノ文體ナリ、麒麟抄云、女房ノ文ニハ、立文ノ紙ヲ長クスルトイヘドモ、當時必左モセザリケリ、惣目ニハリ、此程ニ上ヨリ下へ長、引也など有に據るに、4字古說なり、又按ずるに、4字は、もと拜字の草書より訛れるなるべし、其證は淸の胡鳴玉が訂譌雜錄云、今人書翰用又行二字、不詳所出、且不解所謂、予偶檢一帖云、十月十七日、州民王操之頓首頓首、舊京先墓毀、動聞問傷惻痛不可言、未得陳慰、白牋不備、操之再拜、拜字草書、與行字無異因悟又行之行、乃是拜字、又拜卽再拜、初非別作一行意、これ唐土にても、拜を行に訛たるなり、

附識す、胡氏の說によれば、明の張丑が眞跡日錄、及び日錄二集に載たる米芾が書、また李日華が六研齋二筆に載たる、趙孟頫が劄記等に再行とあるも再拜の草書を誤讀せしなるべし、胡氏の拜字草書、與行字無異とあるによりて、今草字彙を閱するに、拜字の草書にりと擧て、注に大令とあるは、王獻之が書にありしをいへるなり、

〔鹽尻一〕一世俗の文書封に、五大力菩薩と書て遠國に遣す事、いかなる故ありてやと、曰按するに、釋家に五大力を以道祖神に習合する事あり、南都般若寺より出る五大力菩薩符章に習ひ起りて、書狀の封に書くと云々、

〔尺牘彙材三〕書柬箋式

上ノ袋ヲ封筒ト云、中濶サ四寸四分、長九寸八分、兩袖ノ右ノ方ハ、濶二寸二分、左ノ方二寸四分、長サ何レモ九寸八分、中ニテ合テ糊ニテ付ケ、下ノ折返五分半、ノリニテ付ケ、上ノ折返シモ五分半ニシテ、書東ヲ入、糊ヲツケ、紅唐紙長サ八寸五分、濶サ一寸九分ニシテ、上ノ折返シヘ四分ホドカケテ、上下ヘノリヲツケテ張ルナリ、中ニテ合セタル上ヘ張ル也、右ノ方ノ折返ヘカケテ封ノ字ヲ小クカク、其下ヘ呈ノ字、上ノ字等ヲカキ、封ノ字ノ上ヘ封ノ印ヲ押ス、紅紙ヘ某號某姓大兄書

隨分に古きならはし也、封の文字など書は、ことさらびて中々にわろし、

〔近小笠禮一〕〆之事、長きは慮外也、六七分を上蠢とす、〆長ければ宛所下りて惡し符封の字は、

遠方か又密事に可ㇾ書か、

〔茅窻漫錄下〕封字

今人書狀を封するに〆𠂭等を引は、封字の傍をとりて封すといふ意なり、

〔鹽尻三十三〕一近世書札の終に、〇中略封の〆も、下字也といふ故實者もあり、但し〆は、もと封の字の略也と、久保家の書札の記にあるは、妥らかなるにや、

貲按〆の字は夕の字の略にて、狀の封じめに書するは、夕べは夜になるゆへ明ぬといふ事也、勘定の〆はトの字にて、しむるといふ事也と或人申されし、

〔梅園日記四〕文書封字

嘉良喜隨筆云、女中の夕、これは封の字の草也、〆これはト(しめ)といふ字にて男の文にあり、三禮口決云、夕、此本字は封の字なり、笠澤筆塵云、或曰、女の文の封に夕と書は、行の字を草書に斜に書たるなり、斜行は急に行意なり、後に略して〆とかく、ト(しめ)といふ字にあらず、行の字を書たる轉なり、逹讐錄云、狀の封目に〆といふ字を書候事はいかゞ、答に、行といふ字をかくことのよし、詞花懸露に見ゆ、又宗五が記には、二つ引て點を打なり、封といふ字を草に書たる體なり、假令ば如ㇾ此夕、物など包ての封には一引べし、一つ引て點打は、さげたるこゝろなり、〆かくの如しと云々、宗五が說、封の字の草書といひたり、行といふ字と大きに相違す、しかしながら此ことは前に歷々御沙汰ありて、行といふ字可ㇾ然のよし承たる事候故、愚老などは行の字と心得候、宗五は武家の事なれば、又別に子細も候べし、愼言按するに、はやく此事をいへるは、消息耳底秘抄云、女房ノ許ヘ消息ノ事、或說云、艶書ナンドヲバ、上下一寸許ブ、折返シテ引結テ、上ノ封

〔書札作法抄〕一内封ノ事、昔ハ自由ノ儀ニ心得テ、左右ナク外人ナドノ許ヘハ不レ書、當世ハ、我ヨリアガリザマナル人ノ許ヘモ皆用テ、又サガリ樣成人ノモトヘハ不レ及レ申、在家出家同前ノ書札、訛シタルニハ似タレドモ、餘ニコト〲シクバ、又オカシキ方モアレバ尤ヨロシ、今ハ武家ノ大名達モ常ニ用テ、所詮内封ハ、大名小名ニモヨルベカラズ、タヾ内外ナキ時ノ事ナリ、隔心アラン人ノ許ヘハ不レ可レ然、

〔書札袖珍寶開書〕一式正之事　式正之狀ハ、内封之儀也、昔は平人も内封に認しと也、當時〇慶長年間は、將軍家より禁裏公家へ之狀を内封に認め給ふなれば、常之平人之上には不レ入事と也、公家衆は、當時も内封に認め給也、

〔貞丈雜記九書札〕一内封狀(ナイフウジヤウ)とは、腰文の事也、時により隱密の事を申遣ス時には、常の腰文の如く狀を切て紐にせず、別紙を細く裁て紐にして、狀の中程を卷き、糊にて付、裏にて封ずる也、以上腰文に似たり其上に禮紙を卷き、又表卷する事、常の竪文の如くして、上下をひねり、紙よりにて結ぶ如レ常、

〔消息耳底秘抄〕一封上書名字事
至テ敬ノ時、封ジタル上書ニ名字、二字ナガラ書ベケレドモ、一字ヲ書也、是故實也、一字ヲ書ニハ、初ノ字ヲ可レ書也、但遣人ニ隨テ、聊可レ有二故實一也、

〔消息耳底秘抄〕一消息引レ墨事
問云、立文ノ中ヲ封ズルニ、墨ハ引カ不レ引歟如何、答云、可レ引也、ウルハシクハ封ヲ可レ書也、敬時ハ名ヲ書ナリ、又問云、封文ノ封目、上ニアタラン時ハ、墨ヲバ引歟、又只其御房ト人ノ名許ヲ書歟、答云、墨ヲ可レ引也云々、

〔消息案文〕文のふむじめに、今の人〻とかく、此文字の事、種々の論あれども、唯紙の合せめに、しるしに墨を引ヶるのみの事也、北山抄に、封じ目に墨引事見え、枕の草紙にも、上に引たる墨とありて、

者、極下可書也、敬儀也、若等輩下劣ニハ、高無其難也、

〔消息耳底秘抄〕一封事

立文ハ、上ヲ短、下長ニ可封、封目ハ、順逆共以無憚、別紙ヲ切テ封時ハ、必逆ニ可封之、又端ニ家々ノ流アリ、勧修寺ニハ取ヒシギテ捻ナリ、日野ノ家ニハ、ヲロ／＼トシテ燃也、或説云、上ヲバ取ヒシギ、下ヲバ捻ス、是ハ上ヨリ露ヲ入ジノ心ナリ、下捻メスハ、上ヨリ入、露ヲ出サン料也、

〔消息耳底秘抄〕一消息禮

封目ハ堅惡シ、逆ニ卷、順ニ卷コトハ、二ノ說也、封目ニ引擧ヲバ、殊心ヲ留べシ、片ユガミタルハ拙コト也、男ノ文ハ、一筋ツヨク引ツムべシ、末細ク、ヨハゲニ引タルハ口惜コト也、又立文ノ頭ユヘル紙端ヲバ、能々細クシテ結べシ、太キハ拙コト也、又立紙ノウハ紙ヲ、返事ニ名所ヲ切テ用ハ答ナキコト也、

〔消息耳底秘抄〕一文頸結事

別ノ文ヲ書副テ、卷具時ハ、是ヲ可結也、又關ヲ出時可結也、又極タル恐惶ニ可結之、又極タル恐惶ニハ、禮紙二枚引重テ可卷之也

〔消息耳底秘抄〕一至極貴所樣進消息樣

立文ノ中ニ、又文ヲ加タランニハ必可封也、封タル人ノ返事ニ、合點スルコト不可許、縱雖立文無內外之所ハ、有何事哉、謹々上ハ、等同ノ人、少思增タルランニ可書也、

〔貞丈雜記九書札〕一謹上書には封じめを書す、(宗五大雙紙に見たり)進上書は、猶以封じめは不書事也、進上謹上を不書時は封じめ書也、御內書には、封じめ長く被書也、下輩へ遣すには如此也、

〔消息耳底秘抄〕一內封事

內封ハ、相書ニ取テノコト也、若文重キコトニ封也、

封緘

さきにもいへるごとく、ありてえうなき事はみなはぶきてのせたるものなればなり、此人道のは、月日のことえうあるゆゑにはぶかずてのせたるものぞ、されど近きわたりにて、つねにかきかはすうちとけ文などには、月日をかゝぬこともありしなるべし、

〔消息耳底秘抄〕一消息封樣事

談記云、左へ廻ハ本體也、右へ廻モ無失、二返廻テ二返カラミテ切之、貴人僧正、主君、許へハ、切放テ封之、常ニハ切懸テ封之、立文内ヲモ、敬人ノ許へハ封之、或密事時、封之、○中略景賢記云、我ヨリ上﨟へ進ルニハ、切放テ封ズル也、大ナルニハ凡人ニモ切放封也、下ノ紙ノ差出タルヲ切也、サナキニハ只切懸テ、中ヨリ少出寄テ、右へ卷テ、上ノ平ノ際ニテ封ズルコトモアリ、二返シテ下へサゲテ、一分許出テ切之、墨ヲバ兩方ノ平ニ懸テ、スヂカヘテ引也、

〔孝經樓漫筆四〕手紙　切封

今手紙を封ずるは石田三成に始り、剪封は小野木縫殿介に始る、

〔消息耳底秘抄〕一禮節事

消息ヲバ封ズルニ、畏所へハ別紙ヲ切テ逆ニ可封、主君ノ許へ進ニハ、封所自ノ實名ヲ小ク可書也、其後禮紙卷之、次立封テ、ウルハシク名可書也、又密事ナドヲバ不書ハ強テ不可書、墨ヲ引テモ有ナム、

〔右筆用心抄〕封消息事、有順逆之二說、例證云、古普賢寺殿○藤原基通被進聖護院御消息、令封逆給也、順也、或說云、逆返事順封之、順返事逆封之、所詮人之好也、又半切懸封者、略儀也、本式者、自上至下切放其端、今守封也、

〔右筆用心抄〕一紙面成表立封事、日野勸修寺等之流也、但見場吉故也、普通以裏成表封也、

一封文封目、長不可指出、自封目上不可過二分、女房等者、長短無其沙汰云々、又書我名字事、於敬時

か、廿六日をはつかむゆかとやうにもかく也、

〔和簡禮經 上〕女中方へ之狀に、日付判形不可有之、但證文ハ各別之事也、

〔消息耳底秘抄〕一爲證文消息事

可爲證文消息ニハ、年號月日ヲ書テ加判之、

〔大和物語 上〕野大貳〇小野好古すみこもがさはぎの時、うての使にさゝれて、少將にてくだりける、おほやけにもつかうまつり、四位にもなるべきとしにあたりければ、むつきのかゝゐたまはりの事、いとゆかしう覺えけれど、京よりくだる人もおさ〳〵聞えず、ある人にとへど、四位になりたりともいふ、ある人はさもあらずといふ、さだかなる事いかできかんと思ふほどに、京のたよりあるに、近江守公忠のきみの文をなんもてきたる、いとゆかしうれしうて、あけてみれば、よろづの事どもかきもていきて、月日など書て、をくのかたにかくなん、〇下略

〔源氏物語 三十四若菜〕ふみかきて、〇明石入道御方〇明石上に奉れたまへり、〇中略このひとつの思ひ、ちかき世にかなひ侍ぬれば、はるかににしの方、十万億の國へだてたる九品のうへものぞみはうたがひなく成侍ぬれば、今はたゞむかふるはちすを待侍る程、その夕まで、水草きよきやまの末にてつとめ侍らんとてなん、まかりいりぬる、

ひかりいでん曉ちかく成にけり今ぞみしよのゆめがたりする

とて月日かきたり

〔消息文例 上〕文のおくに月日をかく事

大和物語の近江守公忠の文のおくに、月日かきたる事見え、若菜上卷の明石入道の文のおくにも月日かきたりとあるをみれば、むかしのみやび文にもすべてかきけることにぞありけん、源氏の物語などは、せうそこ文のいとおほかる中に、月日かけるは、たゞひとつなれど、そは

日附

官人御中

〔貞丈雜記九書札〕一書狀に、人の名を片苗氏(カタミヤウジ)に書くをうやまふ禮とする事、古はなき事也、近代のはやりごと也、古は貴人の名には、一向苗氏をば不書、其次少うやまふ人は、苗氏をば二字共に書て、一體の文言脇付等にてうやまふ禮はある也、書札の法に、人の名を切て、たとへば一行めの下に細と書、二行めの上に川と書き、細川と云苗氏を二ッに切て書く類を忌む也、然るに今は上書に、わざ〳〵人の苗氏を切て一字を書く、事古法にも背き、その上無禮なる事也、又下輩へ遣す時は、我苗氏を片苗氏に書く事有、かやうの事も、今は世上一統法式の如くなりたれば改めがたし、是非なく當世に隨て書べし、古法は如此にあらずといふことは知り置べし、

一書狀の宛所(アテドコロ)に貴人の名を書には、文字を小く墨薄に書くをうやまひとする、是古法也、武雜書札篇に云、宛所墨薄く、文字細は賞翫也、(條々聞書も同前)又云、苗氏を略して、官計書て人々御中と書事一段の賞翫也、(中略)か樣のあて所も、墨うすに小字に書べし云々、古法如此、然るに今は貴人の名を大きく、我名をば小く書を、うやまふ儀とするは甚あやまりなれども、今世上一統に法のごとく成たれば改がたし、是非もなし、古法貴人の名を小く、人々御中を大く書事、貴人の御内の人々の所へ遣す心なる故、如此書也、墨うすくかく事も、貴人の御名は、墨こくあり〳〵とかゝずともかくれ無(ナキ)こゝろ也、又たしかにあざ〳〵と書くは、憚ある心なり、

〔消息案文〕文の終に、月日を書事心得あり、月日を書て用なき折のは不書もあり、又大方にかきてよろしきは、一月を三ッに分ちて、上旬を朔日比、中旬をもちばかり、下旬をつごもりがたとやうに書也、たとへばむつきの朔日ごろ、彌生の晦日がたなどかけり、又其月日のさだかに用あるは、さだかに書也、それも十日迄は、常に書に同じく、又廿日、晦日も異る事なけれど、其外はたとへば、きさらぎの十日餘りひと日、卯月の廿日餘りふつかとやうに書也、或は又十五日をとをかいつ

一今の人の、被官などのあて所に書は、人々御中より上也、下輩へ遣す狀には、打付書にする也、

〔貞丈雜記書札九〕一打付書(ウチツケガキ)とは、狀のうわ書に脇付をせざる也、

一脇付(ワキツケ)とは、參人々御中など、書をいふなり、

〔大館常興書札抄〕一あて所に名字官まで書て、御宿所とも、進覽候とも、人々御中とも、進候共書事、つねの儀也、又名字ばかり書て、かやうにも書也、又官許書ても、如此なにとなり共書也、時によるべし、さのみさうにては(○此下恐有脫字)名字と官との間は、武家方に至りては、官ばかり書は賞翫のやうなり、公家がたは、稱號とて名字ばかりを可書也、官を書事は猥雜なり、

〔宗五大艸紙〕書札之事

一宛所の次第、○中略家人の名一、人々御中二、小路名三、御宿所四、進覽之候五、高々と進之候と書て、かたに名を書事六、ひきく進之候と文字を草に書て、名をひきく書たる七、進之候共不書して、ひたと名許書て、我名乘許書事八、是をうちつけ書と云、

〔貞丈雜記書札九〕一書札の書に、小路名(コウヂナ)(少路名とも同じ)と云事有、弘安禮節に、居所とあるも同じ事也、宛所に貴人の名を書くに、其官名をかゝずして、其人の住給ふ所の名を書く事也、たとへば一條殿は、一條に住み給ふ故、一條殿と書く類を云也、公家ならずとも、武家にても其人の住む所の名をかくは、其人の官名を書るよりも、一段うやまひたる儀也、勿論小路名書くほどなれば、人人御中と大字に書也、小路名をば人々御中の肩に小字に書也、

〔朝野群載公文二十七〕前伯耆守公文事

右無指訴者、不待次第、可被成上之狀如件、

康和五年十二月廿六日　　滋賀茂在判

宛所

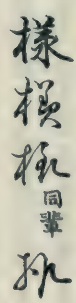
既是久、爲官司禮制、則學者亦守焉、而不レ可レ誤焉也、

〔宗五大艸紙〕書札之事

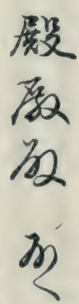
一殿文字、其品あり、殿賞翫 殿同等 殿同輩 殿下様へ是を書なり 殿此殿を書たるは、かなに、どのと書たるよりは、少賞翫也、又かなにてどのと書たるは、かゝざるほどの事也と云々、

〔近小𥟖禮一〕様之事

様之四等



殿之四等



又はんどのと云事も有ども、おしたてたる事には殿書たるべし、右様之四等に配すべし、

〔消息耳底秘抄〕一書居所事

直ニ名ヲ不レ書程ノ人ニハ、人々御中、若ハ祗候ノ人ノ名ヲ書様有也、又居所ヲ書コトハ、内者ニ取テ也、同輩ノ人ニモ所ノ名ヲ書コトモアリ、又祗候ノ人ノ名ハ、專主君師匠上﨟ニ用レ之、

〔大館常興書札抄〕一書札のあて所の書様の事

進レ之候とも何共不レ書して、名字官許何がし殿と書をば、打付書といふなり、是は一の下手なり、

一參と一字書事は、女房文にはあり、かなぶみには一字もかくべし、進レ之候より上なり、

一進レ之と云は、うちつけ書より上也、

一御宿所は、進レ之よりは上なり、

一進覽候、進獻候などは、御宿所より上なり、

一人々御中は進覽候などよりは上なり、

ル也、武家ノ書狀ニ、ナニ殿トカイテ、御宿所トカクハイヤガキナレドモ、シ習ハシタル事ナレバ是非ニ及バズ、當時ナラバ右大將殿樣ナドカクベキ歟、舊ハ物ヲ分別シテカケリ、此卷ノ內ニ樣ト云字ハ一處モナシ、樣ト云賤キ者ノ口ヨリ云習ハセリ、人ヲ敬テ樣ト云事ナシ、モシ敬字ナラバ、天子ニ付ベキカ、天子樣ト云事ナシ、私樣トモ云ベシ、尊敬ノ字ニハアラザルベシ、

〔玉勝間七〕人をあがめて樣といふ事

人をたふとみて樣といふこと、四百四五十年ばかりもあなたのふみどもより始まりて、をりをり見えたり、上樣、前朝樣、禁裏樣、御所樣、公方樣、宮御方樣、德大寺樣、女中樣など見え、書狀のあて名にも、御つぼねなどもあり、又鹿苑院殿樣、室町殿樣など、殿樣と重ねていへる事も見えたり、

〔安齋隨筆後編八〕一樣ノ字ノ事　後花園院永享四年九月、足利將軍義敎公、鎌倉管領持氏を攻ん爲に事よせて、富士見にとて駿河國迄下向せらる、此時飛鳥井雅世卿隨身して富士紀行を書れし、其發の文に、公方樣富士御覽と云々、是古記の中に、人を尊んで樣といふ所見なり、

〔秋齋閒語三〕樣の字之事、近代の樣に申說あり、然れ共大外記康富の記曰、寶德二年八月廿二日、是日室町殿有御受衣、中略禁裏樣今日同有御受衣事云々、此時分より樣の字用ひ來るにや、

〔隨意錄二〕方俗尊稱人、上之曰某樣、次之曰某殿、樣本音象、木名也、又餘亮切、唐宋以後俗言、如官樣、新樣、舍人樣、元和樣、樣猶曰法、一無有尊稱意義矣、而方言訓樣曰佐麻、以佐麻爲尊稱、則本民間俚言、非雅言也、雅言則上下通稱佐美、又殿字配姓名、以曰某殿、亦於義不通、古之所無、堂之高大者爲殿、而秦漢以後、唯王侯之堂稱殿、故稱王侯曰殿下、大夫士則不得稱殿也、而方言訓殿曰登能、登能者、我方古言、稱帝王之堂之言也、而配之姓名、以曰某殿、則爲貴賤通稱、單曰殿、則爲君主之稱、且稱殿樣之類、皆無謂意也、又樣及殿字、楷行草數品分、書之以爲尊卑等級、亦俗習可笑也、然如斯之俗、

問云、謹上ハ等同ノ人ノ許、謹々上ハ今少立上テ可敬人也、進上ハ如法ノ可敬人也、

〔朝野群載二十七 諸國公文〕衞士首付

請左衞士五十九人事〇中略

右能登國年料所請如件〇中略

天承四年五月　日　　少志紀

謹上　二寮濟事殿

〔安齋隨筆前編十二〕一奉上　書札の上所に謹上進上と書は常に人多所知也、奉上と書事もあり、雲州消息に奉上雅樂頭殿とあり、弘安禮節には進上謹上のみありて、奉上なし、〇中略弘安の頃は、奉上を用ひざりしか、進上は上輩に用ひ、謹上は等輩に用之、彼雲州消息の文は、左大辨より雅樂頭へ贈る狀なり、左右の大辨は、相當從四位上也、雅樂頭は、相當從五位上也然れば奉上は謹上と同程也、謹上は等輩に用ると雖ども、少下輩へも通じ用る事あり、

〔大館常興書札抄〕一謹上と書事、まへにも申ごとく、上中下へわたりての書やうなり、いかにも之んに書は、上手へ遣分也、ちと草に書は、同輩への分也、いかにもさうに書は、下手へ遣分也、

〔書札袖珍寶聞書一〕謹上書之事、近代迄書之候處に、織田信長公の御時代より以來斷絕す、雖然信長公の治世之間も、謹上に殿と書者も自然有之、然處至于當時、〇豐臣氏謹上殿を人々略、上下樣を書事、世間の諂、不及是非候天正之末より、猶以弘安之禮儀は斷絕す、乍去今以式正之書狀には、人により、ところにより、謹上に殿、可然上輩へは、進上に殿、又中體へは謹上に殿、下輩へは以上に殿勿論也、

〔式目抄二〕右大將家トハ賴朝ノ御事、家ハ公卿ノ美稱也、總ジテハ家ト云モ、殿ト云モ同心也、御殿ト云時ハ家ノ心也、ナニ寺、ナニ院、ナニ房トカクモ、殿トカクモ同ジ、去程ニナニ院殿トハカヽザ

候、

〔近小簡禮〕上所之事　古ニ上所之名目替り、昔は進上謹上之事を云、當時は恐惶之事とす、

〔貞丈雜記九書札〕一上所と云は、狀の宛所の人の名字の上に、或は謹々上、或は謹上、或は進上と書く事也、進上伊勢守殿などの類なり、進上は上也、謹々上は中也、謹上は其次也、進上は上輩に書く、謹々上は等輩よりも少敬ふ也、謹上は等輩に書く也、下輩には上所無之、貴人へは、其家人之方へ披露狀にする故、貴人江奉るに、貴人の名に上所書く事なし、

〔貴嶺問答〕上所事

進上字、中古職事奉大臣狀如此書云々、然而近代者不奉之、或子息或家司許送之、獻大納言之時、多書進上字、或書謹々上奉字、上卿送大外記大內記之狀如斯、

凡如此事、古今事異、隨時宜歟、上所思煩之時、或不書之、一事云々、

〔消息耳底秘抄〕一謹上進上

謹上ハ等同ノ人ニ可用之、進上恐惶ト書程ノ人ニ可用之、返事ニハ都テ上所ヲ不可書、只我姓名許ヲ可書也、〇中略

一進貴人文事

進上ト書ハ、直ニ進儀也、恐アルコトカ、謹上何殿ト奏者ノ名ヲ書也、進上ト書ケバ、直ニ爭御文ヲ可進ト御咎メアルコト也、奥ニハ以此旨可有洩御披露候也ト書ナリ、〇中略

一進上字事

進上ト書コトハ、主師父等ノ三人ニ可書之、名所若ハ候ズル人ノ名ヲ表書ニスル樣アリ、恐惶謹言ト可書也、高人ニ進事ハ、紙撚ヲ以テ上下ノ頸ヲ結ベシ、〇中略

一消息上所差別事

謹言名字也、傍家甚被難之、於攝籙人者、其身雖納言、遺名家之狀謹言判也、（名家猶依本爲攝家家僕之間、當時雖不家禮、猶存其儀云々、）如此之禮儀、於今如無可悲々々、攝家猶如此、況於凡人哉、但不可爲例云々、

〔看聞日記〕永享二年九月六日、抑親王攝政書札之禮、不審之間、勸修寺中納言ニ問之、弘安禮、親王大臣禮節無之、後伏見院御記、親王大臣等同之禮也、但親王は猶思あがる由有所見、如何之由尋之、返事先例所見不分明、弘安禮ニ准后へバ、恐々謹言にて候べき歟、何樣此上は候まじき歟之由存候云々、先年九條關白賜狀、其返事恐々謹言と書、後日菊亭故左府に相尋、恐々謹言如何と存候、宍賢などにてや候べきと被申き、親王關白爲等同之禮者、恐々謹言可然歟、　廿四日、前宰相出京、歸參語世事、室町殿一條殿（左府）に被尋申、親王大臣書札禮事、左府注進、行豐朝臣淸書事、室町殿被仰云々、淸書之案、前宰相持參、

御內書御禮事

一准后　誠恐謹言　御名字
　居所

一親王　誠恐謹言　誠恐惶謹言
　居所　御名字

於伏見宮（貞成○親王）者、依禁裏（後○花園）御實父、若可有一段之御書禮歟、且大通院宮（榮○仁親王）御時、鹿苑院殿（義滿○足利）有一段御書禮、然者誠恐謹言、人々御中、可宜乎、

一攝政關白（同親王、猶可被用恐惶歟）

一大臣　恐惶謹言　御名字
　居所

但攝家之外、恐々謹言、

大中納言、僧中之禮、同被書進云々、伏見宮事、別而一段之禮被加芳言爲悅也、勸修寺にも同有御尋云々、鹿苑院殿御書禮事、不審申間、彼御書撰遣畢、

〔和簡禮經〕上所事　弘安禮節には、進上謹上之事と相見候、於武家は、恐惶恐々之事と相心得申

奉ニ大臣一　言上如件、某恐惶謹言、

參議　奉ニ大臣一　某恐惶謹言　或子息或家司
　　　進上

親王執柄不載之

藏人頭　奉ニ大臣一　以ニ此旨一可令ニ洩申一給、仍言上如件、某頓首謹言、
　　　　家司名　官姓某狀

被獻執柄狀禮

非參議從三位左兵衛督

書止　某頓首謹言

或右幕下將軍之時、被遣攝家(月輪、于時右大臣、將軍ハ從二位、)狀禮、以此旨可令洩申給之旨有所見、但弘安、公卿以上禮、無此詞、被定下儀、今度被加否、可在賢慮矣、

〔愚管記〕永和四年七月十八日戊子、昨今以書狀申承准后、非殊事、予恐惶謹言ト書之、准后巳後可有差異之由頻被執之、此段强雖不甘心、且優元老存其禮、准后返報本意之由被載之、書禮自他料形也、如常准后書狀奧ニ穴賢ト被書之、立紙自他引墨、

〔看聞日記〕應永廿七年三月三日、抑九條返事、以長資朝臣爲使、石橋事不可有子細、可勘召之由申之、禮節恐々謹言名字書之、面々談合、意見區々也、可爲恐惶歟云々、親王大臣同輩之禮也、然而無官竹園關白ニ恐惶謹言可然歟云々、雖有其謂、只恐々謹言と書之、後難如何、有識人ニ可尋事也、　五日、抑關白書札禮事、前左府ニ尋之處、恐々謹言事過歟、只穴賢御名字なと可然歟之由、恐惶なと、まして不可然云々、竹園末々の御事なとこそ候へ、此所なとは不可依無官之由被申、意見尤甘心、恐々謹言楚忽ニ書了、凡親王大臣書札、穴賢名字可然歟、爲向後記之、

〔薩戒記〕應永卅二年六月二日庚子、或人曰、當時日野勸修寺之輩、稱一位之後、偏存大臣之禮、甚不可然、故万里小路一位(仲房)准大臣以前所申行也、頗奇恠之輩多之云々、而當時關白被遣一位之狀、恐々

謹上　修理權大夫入道殿

一鎌倉右幕下〈于時二品〉遣月輪禪閤〈于時右大臣〉狀文治元年十二月

言上

事由

右言上、日來次第候者、

定子細事畏候歟、〈以下略之也〉

以此旨可令洩申右

大臣殿給狀、謹言上如

件、

文治元年十二月六日　　賴朝在判

謹上　右中辨殿〈光長也〉

此外當職之時、書札等子細同前也、

鎌倉大納言入道〈于時大納言藤原賴經〉遣福光園禪閤〈賴經兄良實〉狀等正文、少々被遣之候、抑兄弟同不能准據事歟、

〔園太曆〕貞和三年九月廿日、秉燭之間、自左兵衛督許近使之、二階堂安藝守成藤也、有可獻狀於前關白〈近衛〉事、其禮談之、去年九月、舍兄大納言有相尋事之時、愚意分注遣了、今度又尋之、廻商量可申旨示之、以弘安禮、中納言以下、藏人頭以上、被定之趣因准、計一義注之、明日可遣旨示之、然而今日商量分讀之、

弘安禮

中納言〈奉親王、奉執柄〉　某恐惶謹言〈同親王〉　家司名

某恐惶謹言

進上　某少將殿

執柄

誠恐謹言

進上　二條殿　人々御中

右幕下舊規、尤雖可被摸、就別貴命、諸家所爲、皆愚意所存者也、雖被指南歟、弘安禮親王執柄雖無分別、或口傳云、親王與大臣相當位也、然而關白者、人臣也、親王者、王胤也、不可混云々、且近來雖大臣、進執柄狀、或猶用誠恐詞有例、況納言之間、存禮之條、何事之有乎、但如庄園事下知狀之體可然乎之旨先々申之、宜在賢慮矣、

此事可被尋之由承之、有潤色之樣、可被返答之旨云々、比被命之、且爲才學所候歟如此候以此趣雖問答所詮只々可然輩相通禮、聊過分之體可計之旨、使者存之歟、依隨被命了、此條又於予身不及斟酌事歟、

書札事

一平相國(清盛)于時宮(安藝)外國　遣月輪禪閤(藤原兼實)于時右大臣　狀　治承三年十二月

二位中將殿、令任權中納言

幷右大將給候之由、所承及候也、而聞書令書落候了云云、以此旨可令申給、恐々謹言、

十一月四日　靜海

て、おくに此おのこは、みづからまゐらんとするを、ひるはかたちわろしとて、まゐらぬなりといみじくをかしげにかき給ひたり、

〔玉海〕元暦元年八月一日丁巳未剋、頭中將通資朝臣送書於大將許云、明日（二日）可有還幸里內、可供奉者、（院御氣色云々、昨日御教書也、）右足有恙、不能騎馬云々、仍申其由畢、抑件人、去年送札、上所云、謹上右大將殿云々、依忘禮節返遣畢、而今書進上字畢、已伏理歟、

〔吾妻鏡〕三十九寶治二年後十二月廿八日辛未、今日足利左馬頭入道正義（○義氏初名）與結城上野入道日阿、相論書札禮事、被宥仰兩方被閣之、此事去比就雜人事、自足利遣結城狀云、結城上野入道、足利政所云云、日阿得此狀、投返事云、足利左馬頭入道被御返事、結城政所云云、僕卿（○馬頭唐名）禪門甚憤之、訴申子細云、吾是右大將家（○源賴朝）御氏族也、日阿仕彼時、于今現存者也、相互未及子孫、忽忘往事、現奇恠、爭無誡沙汰哉云云、仍被下彼狀於日阿之時、日阿稱不能費紙筆、而獻覽一通文書、是則右大將家御時、注爲宗之家子侍交名、被載御判之御書也、彼禪門（○正義）嚴閣總州（○足利義兼）與日阿（○于時結城七郎）可爲同等禮之由分明歟、右京兆（○于時江間小四郎）爲家子專一也、相州披覽之、召留件正文於箱底、染御自筆書案文被授日阿、剩被副送同御自筆消息狀、

〔園太曆〕貞和二年九月廿四日、入夜自武家有使、二階堂安藝守成藤也、以光熙尋之、可進狀於土御門入道親王幷關白等事有之、書札可爲何樣哉者、右幕下（○源賴朝）之時、彼本所ナド定被辨歟、被尋用有何事哉之旨報之處、彼時强不悉、今度准據、只可計承之旨、先日所被申也、同別只可注給之、加思案、明日可注遣之旨示了、　廿五日、抑成藤以使者示光熙、昨日所申入書札可被申出、可參申之處、所勞云々者、注進折紙一枚了、

親王家執柄狀禮

親王家、

書札法式　三卷　書札法式大臣之禮也中ニアリ　一卷
書札袖珍寶　七冊　綸旨御內書　一卷
假名遣近道　一　百寮和歌　一
勅書　一　御下文　一
日本郡名　一　書法三百八十ヶ條同拔書一　一
雲上系圖　一　將軍家略譜　一
百官四分　一　鷹鶻卷　一
御料物　一　弘安禮節　一
諸禮問答　一　家書拔萃　一
右職雜記并文字散文字検札二字札下案　一　塵右抄　五總本十卷之中ノ端書也
久保氏編集
書札心得　二　當用書札　十
書式日用集　三　和翰集要　八
諸家符案
足立彌大兵衛墓治門人大曾根左兵衛友之編
釋用聞書　二十九卷

〔枕草子七〕頭辨〇藤原行成の御もとよりさてとものつかさ、ゑなどやうなる物をしろきしきしにつつみて、梅の花のいみじく咲たるにつけてもてきたる、ゑにやあらんと急ぎ取いれて見れば、へいたんといふ物を二つならべてつゝみたる成けり、そへたるたて文に、けもんのやうにかきて、進上へいたん一つゝ、み例によりて進上如件、少納言殿にとて月日かきて、みまなのなりゆきと

曾我兵庫頭平助乘入道松軒

右從三師之口授、號座右抄書數十卷、爲一子相傳、仕義晴公、義輝公、義昭卿、文祿四年七月六日卒、

尙祐 又左衛門助乘嫡子、天正十八奉仕神君、公方家古實言上、寛永三二十卒、 ― 古祐

橘正之 ― 正永

宮道親熙

寛文二三十五、於神田御殿右筆ニ被召抱、天和二四十、久保正永書札法式相續被仰付、元祿十四正十七沒、

親英 ― 親和 ― 親雄 ― 尹祥

親央 與三郎ト號ス 親雄四男

傳來如斯、然處有故天明五年六月、親央與尹祥及絕交、從右以前安永二年、曾我助箴朝臣爲門弟、其譯者、座右抄十卷者、一子相傳故不許之、因茲從助箴朝臣令相傳、〇中略

寛文延寶天和貞享之間、曾我流を以、家をたてし輩すくなからす、然間世の習、彼流とて僞て一家をなせし師又多し、其正傳の家にてさへ信じがたき書おほく有、所謂翰墨集拔職集等のごとし、尹祥是を糺むと思ひ、其家々を尋求て漸成就す、幸なる哉、立花鑑虎朝臣へ久保正永の自書してまいらせし數卷、近頃とぢもきれ混亂せしまゝ、尹祥に次第を糺すべきよしにて一覽の時、山脇繼俊など、延寶年中に正永より傳授の書、彼是考合せて、書目左に書之、此外見聞する所の書、正傳にあらず、とるにたらざる者也、

曾我流正傳書籍目六

書札略法　三卷　古狀折方　廿通

〔貞丈雜記九書札〕一今世はやる書札の法は曾我流也、太閤秀吉公の家臣曾我又左衛門が流義也、久保五兵衛と云人、其流をうけつぎて世にひろまりし也、京都將軍時代の古法と大に違たる事多し、されば今は世の中の法となれり、古法は古法、新法は新法と覺え置て、世の中に背く事なかれ、世の風俗を變じ改めて、古法を天下の人に守らしむる事は、天子將軍にあらずしては叶がたし、我等ごときの力に不及、

〔書札法式序〕夫書禮者、古今其法在而、上下之品ヲ定トイヘドモ、建武年中、等持院贈左大臣公、〇足利尊氏一天草創之頃ヨリ、武家ノ權威逞シク、樂ヲ極メ驕ヲ思フ族、不論嫡庶混亂ストイヘドモ、世上落居セザリシ故、其法ヲ糺シ給ハズ、寶篋院殿〇足利義詮早世シタマヒ、鹿苑院殿〇足利義滿幼君ニテ征夷將軍ニ備リ給フ、〇中略此頃上古ノ風流、家々ニ出テ雖有故實、其品傾覆、其綱傷シテ、略儀區々也、因茲今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫助長秀、伊勢武藏守滿忠ニ仰テ、〇中略公卿大夫ノ書禮ヲ定シカアレドモ代々ニ替リ歲々ニ變ジテ、當世ニ至テ古法不定而巳多シ、天正ノ頃、大膳大夫長時、切磋琢磨ノ功ヲ以、書札之禮儀ヲ改メ給ヒ、御家流ニ秘シ給フトイヘドモ、當時ニクラブル時ハ、十ニシテ其半モ用ヒガタシ、如何トナレバ、三職四職供奉之衆、家々滅テ殘名身ノ數多カラズ、殿樣脇付等、文字錯亂シテ一事古法ニ不叶、故此書札上中下ノ文字文章ハ、長時、貞慶、家々之秘書ヲカタドリ、菊亭右府公〇[illegible]之草案ヲ考、爲後士鑒給フト云々、穴賢莫及外見矣、

〔書札法式〕將軍家書札傳來

室町殿御代文明年中

大館伊豫守源尙氏入道常興
二階堂山城守藤原政行入道行二
伊勢下總守平貞賴入道宗五

極草ニ書コトハナカリシ也、公家ニモ當流ノ人々ハ、皆消息モタヾ鋪、行ノ物ニ墨黑ニ書レタリ、今モ武家ノ大名ノ書札ハ、昔ノゴトク、墨黑ニ字ノ勢モチヒサク、只一紙ニ書也、內封ヲバ二紙ニカキ、ウルハシキ立文ヲバ一紙ニ書也、注進狀ナドノ書事ノ多キエハ紙ヲツギテ書ナリ、只當世ノ消息假字ト申ハ、チトスミウスク、文字ギハウツクシク、筆サハヤカニタヾシク、打ミタルモ尋常ナルヲ本トス、當世樣ト心得テイマダイタラヌ筆ニテ、文字モ極メテワロクヨミニクカランハ、昔ヤウノ墨黑ニ行ノ物ニ書タルニ、雲泥オトリナルベシ、古ノ消息ニハ、イカナル達者モ、武家樣ニハ、左右ナク草ニ書コトハナカリシ也、マシテ初心ノ人ノ、消息假字ナドヲ堪能ノ人ノ草ニカケバトテ、軈テソノマヽニ書レン事、努々アルベカラズ、草ノ物ト申ハ、所詮堪能ノ上ノワザ也、末學、末練ノ人ハ思モヨラザルベシ、○中略

一昔ト當時トノ書札ノカハリメノ有ト申ハ、消息ナドニハ殊更色代ヲ書ツメシ也、今ハ左樣ニハカヽデ、少遁ル所ヲ本ニシテ書也、サレバワロク心得ナシツレバ尾籠ニナリ、ヨク了簡シツレバ慇懃ニナル、○中略 昔ハ公家、武家、京鎌倉、禪家、聖道家ナドヽテ、皆少ヅヽ立分アリシナリ、當座ハ大略サマデ消息ノモヤウ差別ナキ也、先ニ申ツルヤウニ、昔ハ武家ノ消息ニハ、法性寺殿當家ノ二流ヲ大略本ニセラレシカバ、消息モサヤウニゾアリシガ、今ハ此二流稽古ノ人ハ更ニ見ズ、又禪家ナドニモ、消息ハ皆當世ノ風勢ノ日本ヤウヲカヽルヽ也、誠偏執ナキ事也、

〔貞丈雜記 一禮法〕一近代、古と大に違ひたる物は書札の禮也書やうも文言も、卷樣封樣に至る迄も甚違たり、古法少も用られず、近代の人の風俗、大名などは甚おごりて無禮過ぎ、小名などは甚へつらひてうやまひ過たり、書法を知らず、禮節みだり也、今の世の風俗に成りかたまりたれば、改むべきにあらず、か樣の禮は公儀より改給はざれば改らぬ事也、私に是非をいふべからず、又書札の禮のみにも限らず、今私に沙汰しがたし、

書スル所ヘ、其二其三ト記ス、又長五寸五分、濶サ二寸五分ニモスルナリ、

〔海人藻芥〕凡書札ハ、後マデ殘ル物ナレバ、思入テ書ベキ也、禮節ト文章ト相應スルヤウニ、能々思惟シテ書ベキ也、手跡ノ善惡者、昔ハ更々沙汰ニ及バズ、只狀ノ書樣、文章ノクダリ樣、文章ヲ請取、手爾葉ナドノ事ヲ習沙汰セシナリ、手跡ノ善惡ナドノ沙汰ハ、元亨年中ノ比ヨリ粗アリケルニヤ、其昔ノ傳奏ノ仁、殿上ノ職事等ノ手跡モ、アナガチ善キハ稀ナルヲヤ、殊更名家ノ人々ハ、年少ヨリ假令中沙汰公事、朝夕繁務ノ間、手ヲ習事ナカルベシ、サレバ古ノ傳奏幷奉行之職事ノ書タル綸旨御教書以下、アナガチ能書ト覺シキ手跡モ不見、中比ヨリ以來、能書共多ミユル、定家卿ト云フ名人ノ手跡、以外ノ惡筆也、然ドモ明月記ト云フ名譽ノ記錄六合、皆自筆也、相構ナサリヌベキ人ハ、僧俗トモニ如何ニ惡筆ナリトモ、自筆ニ書テ、文章ヲ惡シカラヌ樣ニ書連ベキ也、用他筆者書ハ、ヲヽイナル無念ナル事ナルベシ、

〔貞丈雜記書札九〕一書札に三ぇん相應といふ事あり、三ぇんは三異也、文書を異にすると、文書いかにしうやまふ事文字を異にすると、文字をつさず正しく書也宛所を異にすると、あて所の書樣うやまふ事也此三色の揃たるを三ぇん相應こいふ、揃はざれば相應にあらざる也、行草も此心を用ひて相應にするなり、

〔書札作法抄〕一關東先代北條〇鎌倉ノ時ハ、武家ノ書札ハ、各別ニ分明ニ見エタリ、建武曆應以來、武家〇足利御在洛ノ後ハ、公家武家僧家ノ書札、皆同ジヤウニ書事オホシ、其故ハ、武家ノ消息ハ、嚴重ニ文字正敷、字ノ勢モ定リ、手跡ノヤウモ狼藉ニハ書ベカラズ、當家樣幷法性寺殿ヤウヲ本ニ出ナレシカバ、其外ノヤウハ、タヽマシキ物ニミエシ也、今ハナヤウニ消息ヲモ假字ヲモ書ヲバ、皆ヤウトテ樣ヲ、但諷誦、願文、色紙形、勸進帳以下ノ物ノ尤可然ハ、イカニモ家ヤウヲモ可然カト見エタリ、中略

一當時ノ消息ハ、[illegible]消ク極草ニ武家樣ニモ書也、昔ハ公家幷京都分ノ[illegible]道家ナラデハ、風ウスク

正月三日

書たれ

同との

打付書

等輩

月日より一字も二字もあぐる宛所も有、心得べし、

〔尺牘彙材三〕書東箋式

書生通用ノ式、一枚六折ニ手本ノ如ニオル、初ヲバ外へ折返シ、直ニ表紙ノ如クニナル也、又其端ヲ六分ウラへ折返ス也末ノ方ハ六分外へ折カケニスル也、長九寸、濶サ二寸七分、一折ニ四行ヅツ書也開タル所八行ヅヽニナル、故ニ書牘ノ事ヲ八行ト云也、開タル角ヨリ書ク、表紙ノ如キ、上ニ副啓ト書ク、先ヅ一ト通ノ式ナリ、或ハ界ヲ紅藍摺ニモスル、副啓二字バカリモ摺也、絵様ナドアルハ書生等ノ事ニテ、人ヲ敬スルニハ非ズ、同輩ナドニ用ルハ可ナリ、書翰ノ辭書、終リ一二行オキテ、

右呈或ハ返書ナレバ復ト書ナリ

姓號大兄几右或ハ兄几下

姓名頓首拜名ハ小書ニカク、名ノ上ヘ印テ一ツ押スナリ、印ハ名ノ印ナリ、

上等ナレバ　某先生、或ハ姓君ト書ス、同輩ニテモ、字カ號ヲ書シ、其下ヘ姓兄ト書ス、名ヲ書ハ失禮也下輩ナレバ某生トカク、師ナレバ老先生トカク、上等ヘハ閣下、臺下、左右ト書ス、大方ナリ、書東短クバ、何ホドニテモ白紙ニテ餘スナリ、書東長キトキハ、幾枚ニテモ用ユルナリ、初ノ副啓ト

に、さのみながく〳〵しき文言はなかりしなり、ながくいひたきことはふみもちて行使の者に申ふくめてつかはしたる也、もし長き事は、二へんはかへしてかくこともあるべし三べんより巳上、七へん九へんなどかへしては、一二三の差るしなくてはよめかね用事もたらず、よみたがへなどして、事の心わかりがたし、されば三べん巳上、くりかへしちらしかくことはなきことなり、ちかき頃は、もの事にむづかしきことをかまへ出して、秘傳口決などいひて、人におくゆかしがらせ、人にほこることもがら、世に多くなれり、

〔近小槇禮〕墨繼之事　濃薄斑々に書事は、誰も知る所なり、但發作之一行は濃第二行は薄可ㇾ書所なれども、高位之事を書時は、第二行目も筆を點すべし、第三行目は、又こく可ㇾ書所なれども、第二行目にて筆點じたる時は、三行目はうすく書べし、又私、拙者、我等、又は同姓、某など、かゝ様の儀を書時は、筆を不ㇾ可ㇾ點、此外すみ次には有ㇾ別習、上所にて墨を次事は敬人へ之體なり、

〔和翰集要三〕一書狀三方三六之曲尺合事

右三方三六之曲尺合の事とは、假令書狀を書時は、料紙のはしより發端之一筆啓上の文字の中墨迄之曲尺合三寸六分也、又上所之恐惶謹言より月日付迄のかねあひ三寸六分也、又月日付より名字官の宛所迄三寸六分、此三所之曲尺三方三六の曲尺合といふ也、但紙の廣狹により寛寸八分宛中墨より中墨迄寸を取也、此曲尺合、大刀目錄之時之書樣も右之通なり、

〔宗五大雙紙〕書札之事

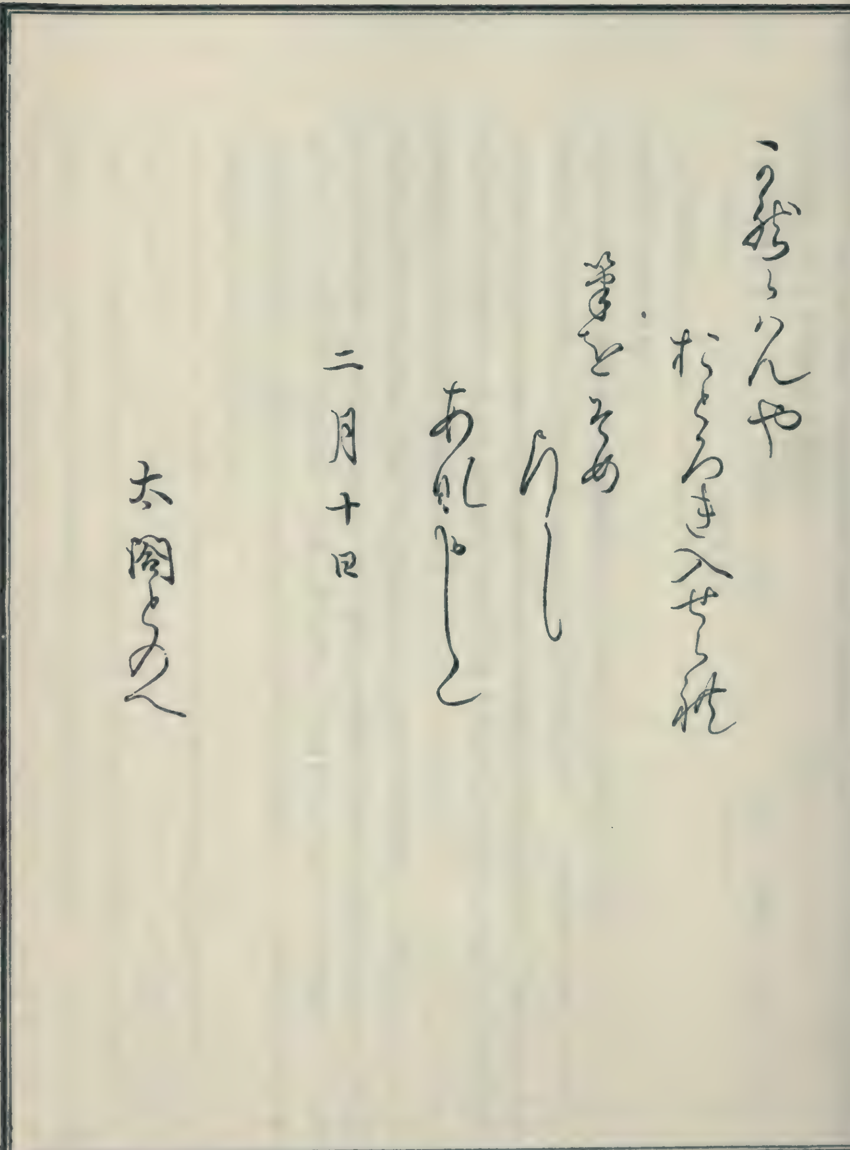
一名の書所、上中下の事、月日はかはるべし、

十月九日
誰がし殿 是は賞翫

十月九日
誰がし殿 是は等輩

十月九日
誰がし殿 是はさげたる也

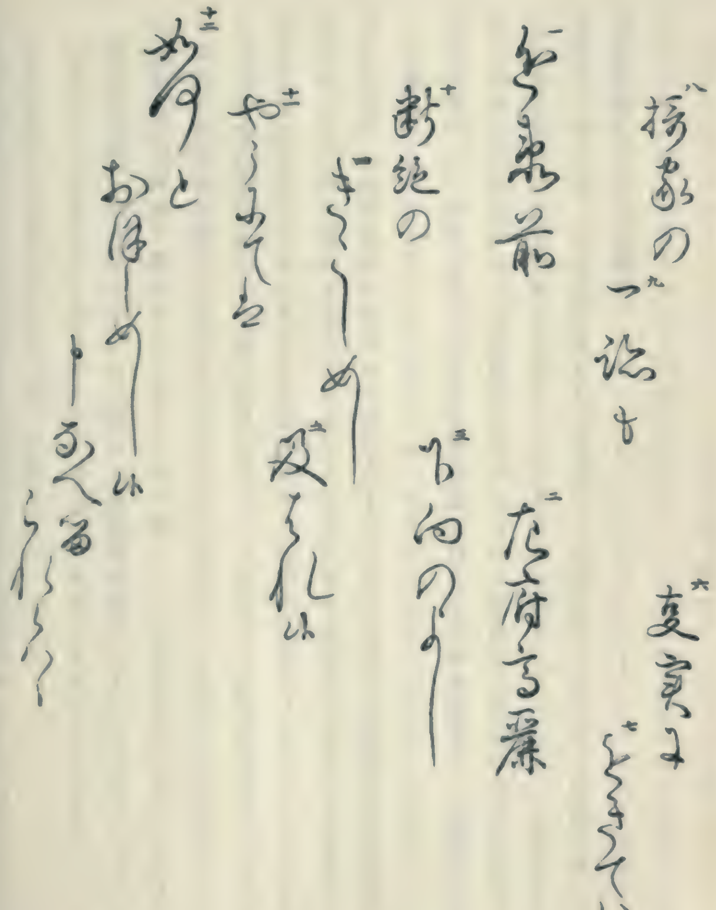
〔近小槇禮〕月日付と宛所之高下之事



二月十日

太閤

〔太閤記十四〕



なり、阿那恐といふあれば、古事記の自注に、甚切なる時の詞とあれば、誠恐などいはむがごとし、字を假りて穴賢と書たるに付て俗説あり、用べからず、

○按ズルニ、女文ニ、めでたくかしくト留ムルハ、古風ニ非ラザルコト、貞丈ノ説ノ如シ、サレド德川氏以來ノ事ナリトイヘルハ誤レリ、太閤記ヲ按ズルニ、天正年間、既ニ之ヲ用キタレバナリ、抑、織田氏戰亂ヲ戡定スルニ當リ、大勢一變シタレバ、書禮モ亦一新シテ、女文ノ留樣モ、亦織田氏ノ頃ヨリ一變セシモノナルベシ、

〔今川了俊書札禮〕散しがきの事　女房の文の外はあるべからず候、公家樣の上らうの家より、下のものへ内者等にかゝれ候事も候也、夫は以外無禮にて候散し書は、けさやう文より事おこり候と云々、其三二一三二一と文字をくばりてかき候なり、尋常の女房の文を散してかくには、三二一とまでは不書候、〇中略又おほく書ちらす時は、うらへ返ても書也、それは只ひた散しに書候て行也、

〔貞丈雜記九書札〕一女房のちらし書は、立石樣、藤花樣を以て書也、貞順記に云、伊勢六郎左衞門の記藤花樣とは、上を揃へて下不同、たとへば藤花の咲みだれたる樣成べし、立石樣とは、上不同に書て、下を揃へて書也、山水の立石の如し、是皆ちらしがき也、又小筋書とて、二行揃へて書くもあり云々、〇註略又或書に雁行樣と云もあり、是は行の頭を段々下りに、雁のつらなり飛形の如くする也、

〔安齋夜話一〕一女の文散書　女のふみちらしがきは、うたをちらして書より出たることなり、うたのちらしやうに法もなし、さればふみのちらしやうとて定たる法もなし、たゞ文字のふときと、ほそきとにて見わかるやうにかく事なり、近き頃は三べんかへし五へんかへし七へん返しなどゝて、其手本を書、朱にてよみ樣の次第の表るしに、一二三の入字を付たるあり、是近世こしらへいだしたる物にて、ごるにたらざる物なり、故實にあらず、むかしは男もをんなもふみかく

四
五
六
七


〔女房筆法〕女房文かきやう

をとこのかたより、女房衆へまゐらせ候文、いづれの御方へも、まゐる、申給へとかく事、うやまふ事なり、もんごんは、あひはからひ、こは〳〵しからぬやうにしたゝむべく候、女房ことばをかくべからず、ものをしらぬ人は、女房ことばをかき候、をかしき事に而候、

〔貞丈雜記九書札〕一目出度かしくと、女の文留樣の事、京都將軍の頃までの古書古案等に見えず、とめは、あなかしこと書なり、條々聞書に云、女房文のとめやう、とめ所は、御心得候て申給へとも、又御心得候て申入られ候べし共候て、あなかしこと留べし、又武雜書札鈔に云、留所は、御心得候て申給へとも、又御心得候て申入られ候べく候とも候て、あなかしこともとめ侍べし、又室町殿日記云、色紙三十六枚、繪樣はれうかた御いそがせ有べく候、いさゝかゆだんあるまじく候、かしくと云々、古書に女の文のとめは、あなかしこととめし也、めで度かしくと留る事、世の風俗になりしは御書代〈○德川氏〉の事とおもはるゝ也、かへつて男の狀には、目出候之狀如件などあり、〈男の文に目出とあるは、喜悅と云意なるべし、〉

〔南留別志三〕一女の文にかくかしくは恐惶なり、惶根尊あり、

一めでたくは愛すべきなり、かたじけなくは、かたんするげもなきなり、

〔年山紀聞一〕かしく

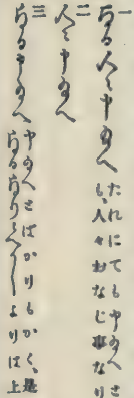
女の文にかしくとかく事、古くよりなり、日本紀に、恐懼の字をかしこしと點したるに同じ意

よき人の御前に、女房いとあまたさぶらふに、心にくき所へつかはすべきおほせがきなどを、誰も鳥の跡などのやうにはなどかはあらん、されど下などにあるをわざとめして、御硯おろしてかゝせさせ給、うらやまし、

〔嬉遊笑覽三
書畫〕遊學往來ニ、仰書ハ硯入水、向御前、摺墨染筆後、可申案內、ウチムカヒ文トハ、後宮名目ニ云、ウチムカヒブミト申侍ルハ、上ノオホセゴトニテモ、サラヌ主君ノ申サダセラレ侍ルニモ、其御前ニツメサブラヒテ、案ジブミナドモモノセデ、ツカフマツル文ナリ、是又仰書也、案ジブミトハ、下ガキヲモセヌコトナルベシ、ウチマカセテノ筆人ハ、サヤウノハレワザハ用捨アルベキコト也、

〔安齋隨筆前編四〕一書狀書樣　筆法才葉集安元三年、宰相入道數長口傳筆道之書、云、書狀の消息を書樣の事、中略筆を墨にたぶ〳〵とくゝませて置て、紙を卷べし、然して筆を取て、筆さきを見て、紙を中に持て書べし、さて面の紙書はてぬれば、面の紙を取てそばに置て、又下の紙に書べし、皆書き畢りて重ぬべし、是即ち紙の面を以て物書かん爲也、取のけて書也、重る紙は、面は一方へ成るが故也、此法は、親王師匠の御前にて、仰がきなどする時のしつけ也、是則紙をつがずに書時の事なり、○按ズルニ、宣旨書、仰書ハ、共ニ其主ノ命ヲ承ケテ代筆スルモノニテ、仰書ハ祐筆之ヲ書シ、宣旨書ハ、古ヘ宮中ニ仕フル女子ノ名ニ某宮ノ宣旨ナド云ヘルアリ、卽チ其職ニ居リシモノナルベシ、

〔大館常興書札抄〕一かなぶみの次第の事



一　たれにてもやうへさ書も、人々おなじ事なり、

二

三　やうへさばかりもかく、是はよりは上也、

すきしやと聞えたり、みちのくに紙に、いたうふるめきたれど、かきざまよしばみたり、げにもすきたるかなとめざましう見給、御つかひに、なべてならぬたまもなどかづけたり、またの日のせんじがきは、見玄らずなんとて、

いぶせくもこゝろにものをなやむかなやよやいかにとふ人もなみ、いひかたみを、このたびはいといたうなよびたるうすやうに、いとうつくしげにかき給へり、

〔源氏物語夕霧三十九〕みやす所、物のけにいたうわづらひ給て、小野といふわたりに、山ざともたまへるにわたり給へり、〇中略此君はいとかしこう、さりげなく聞えなれ給にたゞめり、すほうなどせさせ給ときゝて、僧のふせ玄やうえなどやうのこまかなる物をさへ奉れ給、なやみ給へば聞え給はず、なべてのせんじがきは、ものしとおぼしぬべく、こと〴〵しき御さまなりと人々きこゆれば、宮ぞ御かへりきこえ給、御手はいとおかしげにて、たゞひとくだりなど、おほどかなるかきざま、ことばもなつかしき所かきそへ給へるを、いよ〳〵見まほしうめとまりて、しげうきこえかよひ給、

〔源氏物語寄生四十九〕女房して御文とりいれさせ給ふ、〇中略宮おなじくは、へだてなきさまにもてなしはてゝ、むとおぼして、ひきあけ給へるに、まゝ母の宮の御てなめりとみゆれば、いますこしこゝろやすくて打おき給へり、せんじがきにてもうしろめだのわざや、さかしらはかたはらいたさに、そゝのかし侍れど、いとなやましげにてなん、

をみなへし玄をれぞまさるあさ露のいかにおきける名殘なるらん、あてやかにをかしうかき給へり、

〔徒然草三〕源氏などの物語に、宣旨がきとあるは、今いふ仰せ書にて、代筆などのことなり、

〔枕草子八〕うらやましきもの

〔空穗物語國譲上〕あかきしきしにかきて、とこなつにつけたる御文もてまゐりたり、たんしやうの宮、いづくのぞととり給、藤つぼの御かたの、宮の御かたにまゐらせたまふときこゆれば、われこそ八のみやとて見給へば、日ごろなやませ給とこそうけたまはりつれ、いかにしてまゐりたむと思ひ給ふれど、こゝにも又いとゞくるしく侍るを、思ふたまへつるほどに、いとゞはくわたらせ給にければ、なゝせのたびにてなむとてや、

もろともに朝ゆふわかずみそぎせしはやくのせゞにおもひてらるゝ、わすれがたくのみこそとて、はじがきにこれはなめげなれど、こゝにある人のちいさきものくひはじめけるを、わか宮のいぬ宮にとてたてまつれ給けるときこえ給へり、(略)(中)だんじやうの宮、此御かへりは、きこえさせよとか、さらばいらへきこえんといらへ給、人のなきにそらごたへをし給つゝ、さらばときこえ給へば、一宮あな見ぐるしや、御使のみるに、たまへ其御ふみとの給へば猶きこえとり給、御心地くるしとの給はすなどの給へば、大將いとゞおかしとおぼして、打ほゝゑみ給へば、いでせんじがき奉らむ、見給へとてかき給ふ、みづからきこえさせんとすれど、猶まだ筆もとられ侍らねばなん、日ごろはいかなるにかあらむ、うちはへなやましくなむ、けさは心にもあらぬありきをぞ、御文はあさゆふとか、

みそぎせしせゞの瀧つせ思ひいでばわがころもてもわすれざらなむ

〔源氏物語明石十三〕むすめは、さらにきかず、いとはづかしげなる御ふみのさまに、さしいでん手つきもはづかしうつゝましう、人の御ほど、わが身のほど、思ふにこよなくて、こゝちあしとてよりふしぬ、いひわびて入道ぞかく、いともかしこきは、ゐなかびて侍るたもとに、つゝみあまりぬるにや、さらに見給ひも及び侍らぬかしこさになん、さるは、

ながむらんおなじ雲ゐをながむるは思ひもおなじ思ひなるらん、となん見給ふる、いとすき

む心なり、拜ミ書くは、此狀を參らするミ云事也、

一出家などへ遣す狀の脇に、玉床下又床下など、書く事は、此狀を先の人の床の下へ遣す心也、(中略)榻下、玉榻下など、いふ榻の字も、床の字ミ同じ心也、書をよむ時、のぼりて居る臺也、机下案下など、云も、机案二字、共につくえミ云字也、此狀をつくえのもとへ遣す心也、(中略)足下ミ云は、先の人のあしもとへ此狀をおく心也、

〔大館常興書札抄〕一書札のあて所の書樣の事(中略)

一御返事ミ書は、一下手への事なり、五

一御返報は、御返事より上なり、四

一御報は、御返報より上なり、三

一貴報は、御報より上なり、二

一尊報尊答などは貴報より上なり、一

總而は何も〳〵同事ミは申ながら、まづ如此もちい來る趣也、仍一二をかたに付る也、

一御狀ミ書は、下手への御返事の詞なり、

一芳札珍札などは、御狀の上也、

一貴札は、芳札などの上なり、

一御札は貴札同前、

一尊札は、貴札の上なり、

一御書ミ書は、尊札の上なり、

一御懇札とも御懇書共之事は、ねんごろなる文の御返事などに、如此書事もませんなり、是は貴札尊札にわたりたる程の書葉なり、

披露狀は貴人江直札は憚なる故其家人江狀を付て披露を賴む狀を云此等之趣、宜預御披露候又は可然樣御取成所仰候など、書て、其宛所は其家人の名を書也、披露狀の宛名の上には、進上とも謹上とも不書事也、古き案文にも、謹上などゝ書たるもあれ共、それは書法を知らぬ書樣なり　又此宛名のそばに、人々御中などゝ脇付せぬなり、　宛狀と云は書札法式拔萃に云充狀の事、披露狀も直に獻ずる心有て、猶其憚を存せば、文體披露狀の如くにして、或人々御中、或御宿所などゝ、申次の位により脇付あるべく候、是を充狀と云、又內狀とも號し候、披露狀より猶うやまふ體也、○中略　付狀と云は書札條々に云、つけ狀とは、文言は直札、あて所、內衆へ對せられ候云々、貴人江直札の文書にて、あて所は內衆の名をかく也、披露狀より敬うすし、

〔和簡禮經上〕一恐惶謹言ニ人々御中恐々謹言ニ御宿所

右共以位相當也、然處ニ、

恐惶謹言ニ御宿所恐々謹言ニ人々御中

踏違テ位相違也、是ヲ片敬ト申候、畢竟此兩條、等輩ヨリ賞翫之儀候、

一進上ト書テ人々御中　謹上ト書テ御宿所

是モ相當之處ニ

進上ニ御宿所　謹上ニ人々御中

是又踏違テ片敬也

〔貞丈雜記九書札〕一脇付に、進之候、進覽などゝ書く事、謹上進上と書ぬ狀の時の事也、進上謹上と書く時脇付に進之候、進覽などゝかけば、重言になる故不書之也、進上誰殿、謹上誰殿と書時は、脇付は御宿所とかく也、

一狀の脇に人々御中と書事は、先の亭主の召つかはるゝ人々の中へ、此狀を遣して披露をたの

脇付　人々御中

右披露狀之次之賞翫也

第三

上所　恐々謹言

脇付　進覽之候　進獻之

第四

上所　恐々謹言

脇付　御宿所　於陣中ハ、御陣所一同也、

右等輩ニ用之

第五

上所　恐々かしく

脇付　進之候

第六

上所　ほそ

脇付なく、何がし殿、（打付書）

第七

、――――候也

、――――どのへ

此書樣家來其外凡下へ之趣也此時ハ名乘もなく、判形計たるべし、

〔貞丈雜記九書札〕一披露狀宛狀（宛狀とも書なり）付狀と云、各差別あり、左の如し、

ニモ書ドモ、ソレハ少行草ガヽリテ書也、其外奉行人ハ、頭人上衆ニモ進上恐惶ト書、皆是公方ノ潤色也、佛家ニモ、凡僧ハ僧綱以上ニハ同前、然ドモ俗家ニハ、畏申、畏承ト書、出家ハ、タヾアマリニ事々シカラヌ樣、其體許ヲ書ベキナリ、又四ケ大寺ノ聖道ト、關東ノ聖道ノ振舞、書札各別スル事少是アリ、所詮關東ノ聖道ハ、ミナ武家ノ禮儀也、京都分、大略公家ヲ本トス、又禪家律家ノ書札色色也、

〔書札作法抄〕一誠恐誠惶頓首某言上ナド書事、皆公家ノ書札也、武家ヤウニテハ不レ可レ書、將亦恐惶敬白、恐々敬白ト云、敬白ノ字、在家ヨリ出家ノ方ヘ書也、又出家ト出家トハ申不レ及、出家ノ人ノ方ヨリ、在家ノ人ヲウヤマヘバトテ、敬白ト書事尤僻事也、能々覺悟スベキ也、

〔和簡禮經上〕書留之詞上所充所脇付、次第輕重事、

第一

書留　此等之趣宜レ預ニ御披露一候、此外有ニ轉頓一、

上所　恐惶謹言

充所　家司名

　右披露狀也

第二

書留　可レ得ニ御意一候

上所　誠惶謹言

充所　名字官殿三

　官計書事二

　唐名ヲ書事一

ト可書、或ハ執達如件ナド可書也、但此ハ奉書ノ時也、率、請文、狀、上等ノ字、疏ニ可書也、注ニ不可書、

〔隨意錄 二〕方俗書簡、如書恐惶爲重、書恐々爲輕、皆其一世俗格、彼方亦有焉、宋人書問、自尊與卑曰不具、以卑上尊曰不備、朋友相問曰不宣、如斯之類、備具二字、何尊卑之有、然其俗格、不可以不守也、

〔梅園日記 四〕不備、不宣、不具、不一、

今書牘の結尾に、不備、不宣、不具不一など書り、その始めを記す、淸波別志云、五代劉岳書儀、以不宣不備分輕重、今之尺牘尤謹於此、文選楊修答臨淄王書末云、反答造次不能宣備、仍幷言之蓋著裁剣不克周悉意、二字其果有輕重耶、三四十年前、書辭修敬、以頓首再拜爲重、今非上覆則有簡慢之嫌、要知拜重於覆、訂僞雜錄云、野客叢書云、漫錄謂、文選楊修答臨淄王牋末曰造次不能宣備、書尾用不宣語起此、僕觀漢高祖初定天下、諸侯王上疏云々、末云、大王功德著於後世、不宜昧死再拜、此正不宣語之所從出也、案此則東軒筆錄謂、宋人書問、自尊與卑曰不具、以卑上尊曰不備、朋友交馳曰不宣、強爲分別、其說非是、金壺字考二集云、天香樓偶得車若水脚氣集云、王右軍帖、多于後結寫不具、猶言不備也、有時寫不備、其不具草書似不一一、蔡君謨帖、並寫不一一、亦不失理、據此則知、今人于書柬後、毎書不一、其原始于右軍也、又陳琳爲曹洪、與魏文帝書、辭多不可一一、粗舉大綱以當談笑、注一二、委曲也、王羲之十七帖、足下所云、皆盡事勢、吾無間然、諸問想足下別具、不復乙乙、蔡帖之不一一、或本乎此、

〔消息耳底秘抄〕一奉上狀等字事

我名ノ下ニ奉字ヲ書ハ、仰書ニ取テノ事也、直ニ進ズル時ハ、某恐惶頓首ト書也、

名ノ下ニ、上或狀ナンド書事ヲ、近來多傍ニ書事ハ僻事也、名ノ下ニ可書也、但請文ト云ハ、注ニテアルベキ也、

〔書札作法抄〕一畏言上恐惶謹言、進上ナド書事ハ、主君師匠親父ニ書也、但主君ノ兄弟伯父小師等

儀なり、然而依人、如弘安禮恐惶謹言と書之人あり、其時は不及返事、以使者可返答之由、故殿〈一條經嗣〉被仰也、又攝關時、猶如弘安禮書之人あり、沙汰之外事也、應永二年時分、葉室中納言宗顯卿進故殿書狀、如弘安禮某恐惶謹言と書之、鹿苑院殿〈足利義滿〉令聞及給、被仰緩怠之由、可被召籠之趣被仰之、委細見故殿御記、其時分名家大納言以下、一人も以書狀申入たる人無之、及末代者歟、彌以可有過分義也、計時宜、無巨難之樣可被進退也、應永三年十一月比、德大寺入道相國進狀云、恐惶謹言、常實上、故殿御報、恐々謹言判と令書給、彼禪門宿老たるによりて、別而以芳心如此之書樣、是等者臨時處分也、向後も如此事者無難也、依人隨時可進退也、

弘安禮、僧正者准參議也、然而南都兩門跡、山門、寺門之三門跡等者、其門下各有清華僧正、頗如君臣之禮、然而雖爲同僧正、爭無其差異哉、依是中園相國之所存、攝家僧正可准大臣、清華僧正可准大納言云々、其も一旦之會釋許也、非公儀之上者、一同難用也、仍自俗家書札等、可有臨時之處分也、次又近代有准后僧正、古來准后禮節とては無之、然而故攝政所存、於准后者可有一段禮之由被申置之、近仍近代武將所存等、大略此分也、但准后も可依其人也、北畠大納言親房卿も、於南朝爲准后云々、近日妙法院准后者、種姓爲德大寺、然而爲普廣院贈相國〈足利義教〉之猶子、花族歟、弘安制符に存家々勝劣、宜令斟酌云々、自他各可有所存事也、愚老庭訓分、以次可書置之、

攝關時遣准后僧正、〈恐々謹言名〉　遣攝家准后僧正、〈恐惶謹言〉僧正〈謹言判、但依人可書恐々謹言判、〉　遣清華以下僧正、〈謹言判〉

大臣時遣准后僧正、〈猶可用同輩禮、爲宿德之人者恐惶謹言も可然、〉　遣攝家僧正、〈恐々謹言名〉　遣清花以下僧正、〈謹言判〉

大納言時遣准后僧正、〈恐惶謹言名〉　遣攝家僧正、〈恐々謹言名〉　遣清花以下僧正、〈恐々謹言判〉　遣諸僧正、〈謹言判〉

〔消息耳底秘抄〕一禮節事

師主ノ許ヘ進消息ニハ、以此旨可令披露給、恐惶謹言ト可書ナリ、謹言上ト書、進上ト書之、祗候人ノ許ヘアテヽ書也、假令進上侍從阿舍梨御房ナド書也、同輩人許ヘ恐々謹言ト書也、其上只恐々

一六位下北面　　　　　進上、某誠恐謹言、
　遣四位上北面、
　遣五位上北面、　　　進上、恐惶謹言、
同官不可有等差、互可守禮節、兼復諸大夫之中、昇月卿列雲客之輩、幷關別朝奨立身之類、各存家之勝劣、宜令斟酌者也、

一僧中禮事
　僧正　　　　　　　　可准參議、
　法印　法務　僧都　　可准四位殿上人、
　法眼　律師　　　　　可准同五位、
　凡僧　　　　　　　　可准同六位、
　諸寺三綱及八幡社官、僧綱、法橋、上人位、　可准地下四位諸大夫、
　凡僧　　　　　　　　可准同五位諸大夫、但如日歟、殿上五位、不可書上所、
　威儀師　　　　　　　可准五位下北面、
　從儀師　　　　　　　可准同六位、
　　弘安八年十二月　日

〔桃花蘂葉〕私書札禮節事
當家所爲攝家事者、自他不憚、如弘安禮書之、淸花輩同官同位之時、通書狀無子細、名字等爲同輩之禮故也、又淸花丞相攝家納言之時者不遣狀、大臣は判、納言は名字たる故也、所用事者以使者可往來也、或爲知音人可令傳達也、家禮名家者以奉書仰之、或女房狀、雖言判なとかく程の時分にあらすは書狀は一向斟酌可然也、攝家丞相之時、名家大納言以下狀、宛家司可得御意之由書之、多分之

遣五位雲客　謹上、執達如件、恐々謹言、

遣地下五位諸大夫　謹上、執達如件、（一作恐々謹言）

遣五位外記史　（院宮攝關家奉書之時、不可書上所）

遣五位下北面　無上所　執達如件

遣六位下北面　狀如件

一地下五位諸大夫

奉大納言　居所、某頓首誠恐謹言、

奉中納言　居所、某誠恐謹言、

奉參議散二位三位　進上、某恐惶謹言、官

奉藏人頭　進上、某恐惶謹言、（一某字无官字有）

遣四位雲客　謹々上、言上如件、恐惶謹言、

遣五位雲客　謹上、恐惶謹言、

遣地下四位諸大夫　謹上、執啓如件、恐惶謹言、

遣五位外記史　（院宮攝關家奉書之時、不可書上所、）

遣五位下北面　無上所、執達如件、

遣六位下北面　狀如件、謹言、

一醫陰兩道禮事　可准五位外記史

一五位下北面

遣四位上北面　謹上誠恐謹言、

遣五位上北面　謹上、恐惶謹言、

奉參議散二位三位　謹上、執啓如件、某恐惶謹言、一某字无

遣藏人頭　謹上、執啓如件、恐々謹言、或恐惶謹言

遣五位雲客　謹上、執達如件、恐々謹言、

遣地下諸大夫　四位無上所、執達如件、恐々謹言、名字　五位聞執達如件、謹言、名字

遣五位外記史　無上所、　執達如件、謹言、　判

一五位殿上人

奉大臣　以此旨可令洩申給、仍言上如件、某頓首誠恐謹言、　家司名　官姓某

奉大納言　進上、言上如件、某誠恐謹言、

奉中納言　進上、言上如件、某恐惶謹言、

奉參議散二位三位　謹々上、上啓如件、恐惶謹言、

遣藏人頭　謹々上、或謹上、上啓如件、恐惶謹言、

遣四位雲客　謹上、執啓如件、恐々謹言、

遣地下諸大夫　四位謹上、執達如件、恐々謹言、名字、　五位、無上所、執達如件、謹言、名字、

遣五位外記史　無上所、　狀如件、謹言、　判

一地下四位諸大夫

奉大納言　居所某誠恐謹言、

奉中納言　居所、某恐惶謹言、

奉參議散二位三位　進上、某謹言、一有恐惶字　官

遣藏人頭　謹々上、恐惶謹言、一恐惶字无　官

遣四位雲客　謹上、執啓如件、恐惶謹言、一作恐々

奉大納言　　謹上　上啓如件、恐惶謹言、(一作誠恐)

奉中納言　　謹上　執啓如件、恐惶謹言、

遣藏人頭　　謹上　執達如件、恐惶謹言、

遣四位雲客　　同藏人頭

遣五位雲客　　無上所　狀如件　(一有名字)

遣地下諸大夫　　四位――狀如件　名字
五位――狀如件　判

遣五位外記史　　可被――之狀如件　判

一藏人頭

奉大臣　　以此旨可令洩申給、仍言上如件、某頓首謹言、家司名、官姓名、

奉大納言　　進上　上啓如件、誠恐謹言、(一作言上)

奉中納言　　謹上　上啓如件、恐惶謹言、

奉參議散二位三位　　謹上　執啓如件、恐惶謹言、

遣四位雲客　　謹上　執達如件、恐々謹言、

遣五位雲客　　謹上　謹言、

遣地下諸大夫　　四位――狀如件　名字
五位――狀如件　判

遣官外記　　可被――之狀如件　判

一四位殿上人

奉大臣　　以此旨可令洩申給、仍言上如件、某頓首誠恐謹言、　進上　家司名　官姓某

奉大納言　　進上　言上如件、某恐惶謹言、

奉中納言　　謹々上　言上如件、某恐惶謹言、

遣中納言　謹上　恐々謹言、

遣參議散二位三位　謹上謹言、

遣藏人頭　無上所　狀如件　名字

遣四位雲客　藏人頭同之

遣五位雲客　狀如件　判

遣地下諸大夫　四位五位同五位雲客

遣五位外記史　可被――之狀如件　判

一中納言

奉親王　某恐惶謹言　家司名

奉執柄　同親王

奉大臣　言上如件、某恐惶謹言、（一有謹上字）

遣大納言　謹上　執啓如件、恐惶謹言

遣參議散二位三位　謹上　恐々謹言、（一無恐字）

遣藏人頭　無上所　執達如件

遣四位雲客　同藏人頭

遣五位雲客　狀如件　判

遣地下諸大夫　四位五位同五位雲客

遣五位外記史　可被――之狀如件　判

一參議散二位三位

奉大臣　進上　某恐惶謹言（殿下息、殿家司名、）

抵之ニ準據セリ、武家ノ禮ハ、鎌倉幕府以後、自ラ其制アリシガ、足利氏ニ至リ、今川、小笠原、伊勢ノ三氏ニ命ジテ、諸般ノ禮式ヲ定メシメシ時、此禮ヲモ制定セリ、而シテ多クハ弘安禮節ニ據リシモノナリ、其後天下大ニ亂レ、公家衰微シ、諸侯覇ヲ爭フニ及ビテ、公武共ニ其禮殆ド泯滅ニ歸セリ、德川氏ニ至リテハ、務メテ繁ヲ去リ簡ニ從ヘリ、蓋シ足利氏ノ制ノ繁縟ナリシ弊ニ鑒ミシモノナラン、

書札ニ於テ最モ意ヲ用キシハ、書留、上所、充所、封緘等ニシテ、何レモ官位、家格等ニ由リテ、一定ノ制アリ、又書簡ノ體裁ニ、捻文、腰文、小文等ノ別アリ、捻文ハ正式ニシテ、其他ハ略式ナリ、

〔弘安禮節〕書札禮之事

一大臣

奉親王	恐惶謹言　居所
奉執柄	同親王
遣大中納言	謹上、謹言、官判（一有謹上字）
遣參議散二位三位	無上所　狀如件
遣藏人頭	可被――之狀如件
遣雲客	可被――之狀如件（或二合）
遣大外記大夫史	奉書

一大納言

奉親王	誠恐謹言、人々御中（或恐惶謹言、或家司名、）
奉執柄	同親王
奉大臣	上啓如件恐惶謹言、

等ノ奧書ニアレバトテ、マナビ書ベカラズ、可書處ニテ書バ、尤面白キ也、書マジキ所ニテカケバ、ヲカシキ物ニ成也、其外總ジテ文字遣モ、タヾサシモナキ處ニテ、耳ニタチ目ニタツ樣ニ不可書、〇中略當時ノ書札ト云ハ、イカ程モ詞スクナクテ、理ノ早ク聞ユルヲ能ト申也、イカニ理ヲ書入タレドモ、詞多キ書札ヲバ、下手ノ書タルト申也、又昔ノ申狀、目安、又沙汰カタノ狀ニハ、其事ノ理ヲ次第ニ書モテ來テ、奧ニ肝要ノ聞ユルヤウニ書シヲ、當時ハ始ニ肝要ノ理ヲ書テ、其事ノイハレヲバ、奧ニタヾ一ハシコトハ詞スクナニ書也、

〔筆のすさび〕四 一書札文字死活　書札の文字にも死活あり、たとへば一筆啓上仕候より、御無事御堅固云々、私宅無恙、時候御自愛猶期後音云々は、何事もなきにも書くもかゝざるも志れぬ程の事なり、其間に、此間の寒氣は、弊鄉は海濱に氷を見、或は半月一月の早なるに、よそには夕立すれども、こゝにはふらずなどいふは、おなじ寒暄を叙るにも、其地の氣色もおもひやられて、書狀の文字も活するなり、月日の末に、此書認たる時は、雨志きりにふり、時鳥二聲三聲おとづれぬなどかきたるは、いよいよ其時其人のすがたもおもはるゝ樣にておもしろし、長さ三尋あまりある書札にても死たるあり、三行四行の書にても活きたるあり、これらは書札にかぎらず、詩歌連俳にては心づくべきことなるべし、

〔梅園日記〕五 焚書簡

今の人、他人に見せじと思ふ書簡には、火中の語を書加ふる事あり、これふるきならはしなり、山密往來云、定參差僻言非一候哉、高覽之後速可被投火中者也、耕雲口傳云、他見は禁制なれども、此人へ、一日見せて後は、すみやかに丙丁童子にさづけらるべし、按に丙丁童子は火なり、野馬臺讖註七則にあり、

書札禮

書札ノ禮ニ公家武家ノ別アリ、公家ノ禮ハ、弘安八年ニ制定セル弘安禮節ニ詳ニシテ、後世大

られけり、小殿は、高倉判官章久が本へ行ていひけるは、○中略扨も一期事なくて有べき身にても候はず、つゐには定てからめ出されてはぢをさらし、かなしき目をこそ見候はんずれ年來の罪をも報はんが爲に、頭をのべて參候といへば、章久あはれに覺て、○中略德大寺殿に祗候の源判官康仲こそ、當時ことに高名を立んとする人なれ、かしこに行て此子細をいはゞ、定て悦思はんずらんといへば、左候はゞ御文を給はり候へ、源判官殿へ參候はんといへば、それはやすき事也とて、文書とらせければ、則持て康仲がもとへ行て、章久がもとにていひつるがごとくにいひて、若万が一命をいけて召もつかはれ候はゞ、別の奉公には、餘黨其數おほく候を、一々にからめさせ參らせんといへば、康仲與有事に思ひて、受取てつかひけり、

〔宗五大艸紙〕書札之事

一首に不置文字の事、ゑよりうゐをゐへしも、又尾に不居字の事ほとゐわか系きにならそれゐ是等なり、必不居にはあらず、あしく書ぬれば見にくき間、是等を嫌ふなり、あながち堅しもなんじきらはず、歌の五もじには書まじきにや、七文字のかしらなんどには不可嫌、

〔書札作法抄〕一書札ヲ能書ト申ハ、何トシテモ重言ノナキ也、イカナル物書モ能書モ、重言ダニモ書バ、ワロク見ユル也、又重言アラセジトカケバ、道理モ聞エヌ様ニナルコトアリ、所詮先公事文ヲバ、詞慥ニフツ〳〵ト道理ノサハヤカニ聞ユルヤウニ書ベシ、只ノ狀ヲバ、少風情ニヨリテ、理ヲバ云ノベテ、コト葉ヲカザルベシ、是第一ノ口傳也、公事ノ文ニハ、相構々々、左右ナク草ノ字書ベカラズ、凡草ニ文ヲ書事ハ、日來ハ無禮ノ其一ニセシコト也但當世公事文ニテモナキヲ、サノミ折ツメタル行ノ物ニ書タルモ、アマリコト〳〵シク見エテ、ヲカシキ也、但又我ト物ヲカク人ト、人ノ執筆ハ、又各別スルコトナレバ、一篇ニ批判スベカラズ、○中略

一ヨノ常ノ消息ナドニ、萬物ノ異名ヲコノミ書事、尤イハレナシ、殊更月ナドノ異名、往來幷文書

よみに、なかばすぎてかきすくめたる、あなうたて、このひさのたをやかならましかばと見ゆかし、

〔左經記〕長元元年二月十六日辛巳、在故大納言御許、貞信公御消息文十五卷、并忠仁公、昭宣公、時平、大閤等、御消息等撰出、奉關白殿、〇藤原賴通是依有召也、

〔古事談〕二臣節不書消息之人、昇卿相事、始自後忠卿云々、此事伊通讓二條院遺誡之中有之云々

〔續世繼〕五使令かのみかど、〇崇德院位おりさせたまひしかば、皇太后宮にあがらせ給へりき、〇藤原聖子、藤原忠通女、このゑのみかどの御時も、母后〇美福門院にて、内に猶おはしましき、中宮と申しき、このゑのみかどの春宮におはしまししに、ふたみやの女房だち、つねにきこえかはして、おかしきことゞもはべりけるに、ふみのつかひいかなるものに侍けるにか、わろしとて、はじめはくら人を東宮よりやられたりければ、返事又少將ためみちしておくりたりけり、其かへりごと、春宮より公通の少將もちておはしたりけり、かやうにするほどに、左のおとゞ〇源有仁中宮の女房のふみもちてわたり給たるに、春宮の女房なげきになりて、みやづかさなどゝいかゞせんするとさまぐゝものなげきにしあへるに、傅の殿〇藤原長實字治殿のおはしましたるは、この宮人におはしませば、ことづけにてこそあれなどいへども、からくしまけてわぶるほどに、關白〇藤原忠通ぞのわれつかひせんとて、ふみかゝせて中宮の御方にわたらせ給へるに、女房みなかくれて、心えてさしいでねば、とかくしてうちかけてかへらせ給ひぬ、中宮には又これにまさる使は院こそおはしまさめとて、かかることこそさぶらへとて、うちの御つかひにやありけん、こうの中將とて、敎長のきみ、鳥羽の院の六條におはしましゝに申されければ、いかにもはべるべきに、女房のとりつきてせため侍れば、えなん志侍るまじきと申させ給ひなどしてありときゝ侍し、

〔古今著聞集〕十一畫圖大殿小殿とて、きこえある强盜の棟梁ありけり、大殿は後鳥羽院の御時からめ

ありて、ゆきなり次第に書ても讀し故、それを書やうにしておけといふ意なり、

季吟十會集寛文十年刻　永従

つらねぬる歌の趣向は深かれや　素雲

とく〳〵にあらましの文

當時の寛文をさす書體を見せん料、太き損しに太たり、候べく候にあらましの文といひしをもて、此諺寛文前よりありしを知るべし、寶暦頃の輕口話に、候べく候べく候を人にすぐれて多く書女ありしが、あまりに筆まかせに書たる候べく候べく候の讀まじさ思ひ、其側に候べく候を又書て、再度思ふは、二ツ書しを若あやしむ事もやと、又傍に此候べく候は書損の候べく候にて御座候べく候、脇の候べく候が、本の候べく候に御座候べく候と書たりとぞ、此話をもて、昔は候べく候を多く書たるを思ふべし、今も童の手習ふ昔ぶりの文にはあれども、通用の文には稀なり、諺もやう〳〵絶るなるべし、

〔枕草子九〕めづらしといふべき事にはあらねど、文こそ猶めでたき物なれ、はるかなるせかいにある人の、いみじくおぼつかなくいかならんとおもふに、文をみれば只今さしむかひたるやうにおぼゆるいみじき事なりかし、我思ふ事を書やりつれば、あしこまでも行つかざるらめど、こころゆく心ちこそすれ、文といふ事なからましかば、いかにいぶせくくれふたがる心ちせまし、よろづの事思ひ〳〵て、其人のもとへとて、こま〳〵とかきてをきつれば、おぼつかなさをもなぐさむこゝちするに、まして返事見つれば、命をのぶべかめる、げにことはりにや、

〔源氏物語二帚木〕などかは女といはんからに、世にあることのおほやけわたくしにつけて、むげに知らずいたらずしもあらん、わざとならひまなばねども、すこしもかどあらん人の耳にも目にもとまることゝ太ねんに多かるべし、さるまゝには、まんなをはしりかきて、さるまじきどちの女

〔貞丈雜記九書札〕一今世當時の世俗の狀の文言に、我が自身の事に御の字を付る事多し、御無沙汰、御無音、御疎遠、御迷惑、御笑止などの類ひ、皆我事也、又奉存といふは、貴人の身の上をおもひ奉る事なるに、明日は花見に參上可仕奉存候など、云は、花に對して奉るの詞も參上の詞も入らざる事也、今世上一統に如此正しからざる詞を以て通用すれば、改がたし、〈中略〉一我返書の事を、御報、貴報など、脇に書事、我が事に御の字、貴の字付るはいかゞなれども、昔より如此用來れる事なれば、改るに不及也、

〔白石子筆語上〕一御の字、いとまるし、候の字、らとまるし、候事奉仰候、乍憚此段は甘心におよびがたく候歟、其子細は、尺牘書素のごときは、此例漢にも有之候、たとへば頓首をおゝとまるし、再拜をさりとまるし候類にてこれは爵のごとき事にて、上の一字候へば、下は省略し候ても、それとはまれ候事に候、字母となし候ものに至ては此例に准じがたく候、似たる事にて似ぬ事にもや候はんずらむ、奉仰候事を、御ことばをかへし候事、いかゞしく候へども、切瑳琢磨とか申候は、これらの所に候故、〈美〉愚管を呈し候、御次手に御心に懸り候はぬほどに御申も可被下候歟、

〔北邊隨筆〈初篇〉二〕文の詞

文をかくに心うべき事あり、まかる、たうべ、はべるなどの詞也、これら撰集の詞書に、つねかゝれたるは、撰集は、もと奏覽の爲にかける詞なればなり、されば物語よみなどにも、人にものいひこたふる時、または消息などにこそはべる、まかるなどはかゝれたれ、よくおもひわくべき事なり、いふがひなききはこそあらめ、よにその名まられたる人すら、このあやまりはみゆめり、

〔用捨箱中〕候べく候

昔は行なり次第にしておけといふ事を、候べく候にやつておけといふ者多かりしが、近年は稀になり、適いふ者も、其緣故は知らざるもあるめり、是は昔の女の文には候べく候といふ事多く

詞は雅言ながらも、雅文のつかひやうにたがひては猶俗をはなれざること、右のたぐひいと多し、又いふことのおもむきも、今の俗文にかくまゝにては、たとひ其詞をばことごとく雅言に直しても、猶俗意なることも多ければ其趣も古のをよく考へてかくべし、今の人の文には、さるたぐひのひがこといと多きぞかし、

〔消息案文後編上〕俗文に御の字を用る事、他の上は勿論ながら、又自らの上にも用る事あり、人より我に答るをも御返事といひ、我より人に答るをも御返事と云る類、其外御見舞、御飲、御嬉敷など、いと〳〵多し、理もていへばいかゞなるやうなれば、なま〳〵のさかしら人どもは、文盲なる事のやうにわらひなどするは、なか〳〵にひが事なり、これは人を敬ふ餘りに、其たふとみ詞の廻りたる物にて、昔の消息にも此類多き事なり、うつぼ物語にみづからのふみの事を、此わたりの御ふみといひ、源氏物語にも、みせうそこといひ、住吉物語に、みづから行ことを、いそぎおんみづからといひ、又御嬉しさよなど云る類、全く俗の用ひかたにおなじ、心をとゞめて見るべし、

○按ズルニ、本書ニイハユル住吉物語ノ文ハ、和文書簡條ニ其全文ヲ載タリ、

〔源氏物語三十四若菜上〕彼あかし○明石入道にも、○中略ふみかきて御かた○明石上に奉れ給へり、○中略かな文み給へるは、めのいとまいりて、念佛もけだいするやうに、やくなうてなん、御せうそこも奉らぬを、つてにうけ給はれば、若君は春宮に參り給て、をとこ宮生れ給へるにしをなん、ふかくよろこび申侍、

〔落窪物語三〕つとめて衛門の督の殿よりとて御ふみあり

きのふ越前守してきこえし御消息は、申されけんや、御いとまあらば、けふかならずたちよらせ給へ、聞えさすべきことあり、

ときこえ給へり

文字の吟味もなく書きならはし來る也、

〔南畝莠言上〕世俗書狀の文に、恐悅といへる言あり、貴人に對して悅を申事に用ゆ、此字恐惶恐々などの恐の字とはちがひて、おそれてよろこぶといへる熟字いかゞとおもひしに、中山内大臣殿〈愛親公〉の貴嶺問答をみれば、恐悅相半といへる事あり、これにて字義のあやまれるをしるべし、一たびはおそれ、一たびはよろこぶ義なり、

〔貞丈雜記九書札〕一書狀に何々候と書事、候の字は少うやまふ詞也、然る間下々へ申遣文書などには、候と云字は用ざる事也、たとへば可相心得候といふ事を、可相心得者也など、書也、

〔鹽尻三十三〕一近世書札の終に以上と書く、此二字の意詳ならず、或人の曰、これ其本ト贈り物の目錄の終に以上と書す、以て上るといふ事也とかや、されば中世下し文の終に以下と書し、是官長より令する文書なれば下すと書り、贈り物は先きを尊て、以て上ると書す、夫より書札にも以上の字を筆せしと云々、

〔玉あられ〕せうそこ文の詞

今の人、消息文を雅てかくとては、いよゝたひらかにおはしますやなどかく、いよゝのつかひざま俗なり、雅文には、かやうの所にいよゝといへることなし、又物をおくりたるなどを謝することを、ゐやを申すなどかくも俗意也、これは俗語に、禮をいふ、禮にゆくなどいふを、古言に直していへるなれど、〈ゐやは古言にて、禮字を書也〉俗語にこそさはいへ、雅言には、謝することをゐやといへることなし、謝するをば雅言にはよろこびといへり、〈俗に禮をいふといふをば、よろこびをいふといひ、禮にゆくをばよろこびにゆくといへり〉又物えさせなどしたるを謝して、かたじけなし、有がたしなどいふも俗也、雅言には、それをばうれしといへり、雅言のかたじけなしは俗におそれおはい、もつたいないなどいふ意、有がたしとは、有ことのかたくして、まれなるをいへり、これら皆古き物語などに多きこと也、見て知べし、すべて其

後ト云儀也、　倩デ、案ズルト云儀ナリ、未生以前ヨリ于今到マ　強サノミ〳〵ト云儀ナリ　所謂其子細ハ是ト云儀ナリ　加之此事コソ有ツルニ、又ケ様ノ事ト云儀也、　都唐土、天竺、我朝三國ヘ聞ルト云儀ナリ、カツテト云心、　遙此事スベキ前、是ヨリ先トヨム也、　云々ケ様ニ定タルト云儀ナリ　者此事治定ナリト云心ナリ　敢一朝ノ間是迄ト云儀ナリ　右前ニカキタルコト是ナリト云心　再二度テサシタル心　随此事ハ中終、又是テト云儀也、　仍此事ニ付中子細ト云コヽロ　将又猶申事是也ト云心　剰結句還テト云心、殊更ト同意ニ用、　専是テ本トスルト云心ナリ　甚コノム如ト云心ナリ、物キハドキ心モ有、　恣我心ニ任　尤勝タルト云心ナリ　併合テミレバト云儀也、トニモカウニモト云儀、　就中前ノ事終、又是ト云心、取分同意ノ中ニモト云儀ナリ、

〔消息往來〕凡消息者、通₂音信₁贈答安否、近所遠國長途、不ᴸ限₂何事₁人間萬用達之基本也、先書狀手紙之案文、取扱文字、一筆、一翰、一書啓上啓達、令ᴸ啓、以₂手紙₁得₂御意₁申入、尊書尊翰貴書貴簡貴墨、貴札、御狀、芳墨、御剪紙、御紙面、御紙上、拜見、拜誦、拜讀、披見、致、令、仕候、〇中略上々樣、御前樣、益彌御機嫌能、被ᴸ遊御座、被ᴸ爲ᴸ成、被ᴸ爲ᴸ入、尊公樣貴君樣、御自分、御手前、貴樣、其許、貴殿、其方、各樣、御揃愈御安泰勇健、壯健安全、安事、堅勝、堅固、無事、息災、無₂御障₁無₂御替₁無₂御別條₁御喜、御凌、御厭、恐悅、目出度、珍重御儀、大悅、大慶、奉₂恐賀₁祝著滿足、過分之至、欣然、欣喜、至極也、〇下略

〔南留別志三〕一書狀に不ᴸ斜といふ詞、何に本づけるにか、いぶかし、法帖にいなやといへる事を、不耶とかけるをよみ兼ねて、義をあやまれるにや、狛の近家が見せたる幽蘭譜は隋朝の書にて、書跡も千年ばかりのものと思はる、其内に斜臥中指といへる、斜の字を耶にかけり、邪と斜と通ひて、又邪と耶と通へるを、音の異なるをもわきまへず、皆通はしたるなるべし、

〔貞丈雜記九書札〕一古き書札の案文に、草花贈給候、祝著申候など、云文言あり、祝著と云詞、古の狀に多し、祝の字は執の字の用達也、祝も執も、シウとよむ、同音の字なる故用たる也、古は文字の吟味もなく用たる事いくらも有、執著とは、物に執念を驟て、ふかく愛する心也、祝著は執著の事也、古書には、花飾と書べきを過職とかき、物騷と書べきを物忩と書き、無₂物體₁と書べきを無₂勿體₁とかき、非興と書べきを比興とかき、案内と書べきを安内と書、嗚呼と書べきを尾籠とかく類ひ、皆

まはらせつるかな、いつしかも花は根に、ふる巣に鳥は、とり〴〵にけふにとぢむる霞のけしきよ、明日は名殘もなからむかしと、所々にのみ詠られ侍るなり、その御あたりは、いかさまにくらし給へるや、三枝のさきくおはして、野がひの駒のいさましう、すがのねのながき日比は、みやびたる御まじらひをやし給ひけむ、今日はた、行春ををしみがてらに、山のさくらをたづね人もやしたまふらむと、うら山しうも、戀しうもおもふ給へ侍るものから、ひるのねにあえてし身は心にもまかせやらず、常のなやみの物しさに、まちし櫻のうつろひゆくもしらずて、爲おこたりがちになむ、さるはさいつごろ、もの、たよりに、よもぎふのしげみがもとをとぶらひ侍りしが、さしも人めはかれはて、、かうしをだにあげ給はず、たゞたれこめて、常とはに來ぬ人をのみまつのかせをし、琴のねにかよはせて、世にふるながめし給ふこそ、こゝろぐるしかりけれ何くれとむかし今をうちかたらひ侍るほどに、あやしきことをあつらへ給へりしぞ、いかゞはせんにむねつぶれぬ、ゆくりなくまかで、、御まのあたりに聞えさせつ、見せ奉らむは、我さへにはづかしう、面を置んかたもしらねば、とかうおもひわづらひてなむ、今日までひきこめ侍りけれど、いかにぞや、春もくれなば、紅のふかき志をも、いたづらになしつるつみのがれがたう侍ればよにつつみてまゐらすぞや、あいなしとはおぼすとも、あはれとだに、一ことの御返しのみをこそはから衣かへす〴〵も、みづからまいりてきこえさせぬなめげさは、ことのさまにおしはかりてゆるし給ひね、かしこ、

やよひはつる日

〔書札法式中〕置字之事

粗（[illegible]）　皆（[illegible]）　抑（[illegible]）　殆（[illegible]）　蓋（[illegible]）

[illegible]　宜（[illegible]）　太（[illegible]）　豈（[illegible]）　須（[illegible]）　旁（[illegible]）

は予にきかせず、病中なれば也彼が服類を三兩餘にㇷたるが流れるといふて櫛の齒を引くが如く、ㇷやがせびるコレハ先今以てだましておし付おく所が三月に近寄去年三月ㇷたる雛が流れるといふて來る、是を流しては娘が啼から、此あたりの苦勞いふばかりなしそこで例の火事羽織とふだん著用の羽織を入れて、一兩二朱餘にて受出したれど、節句の日に、子供に著替さす事かなはず、今年、初てふだんの儘にて節句をさせ候外へ出るなと云ひたれば、おとなしくおり候二人の子供が心の内のふびんさ、野弟心内御察可ㇾ被ㇾ下候處へ和名抄の寫しが出來たと云て、其料をよこせといふやら、此彼貳朱壹歩貳歩の小がりは櫛の齒を引が如し、例の島ちりの小袖一つの所、うるしぬりの如くなりて、入湯にも行れぬ仕合、羽織がないから內會も出來ず、此節の有樣、億万中の一を申上候もかくの如くに候也、夫故屋代へも塙へも、本をかりに行事は出來ず候也、此中にて古史傳の著述は怠りなく相勤め申候、御憐可ㇾ被ㇾ下候、扨て古人も貧を語るは求むる事あるに似たりとか申候事にて、他人には申がたき事ながら、心有て君には申候、夫は其中にて、よく學をすると兄にホメラレンと云弟の情にて、中々以て、一兩や二兩や三兩や四兩の、めくされ金の合力をのぞむかのやうに思召被ㇾ下まじく、そこらのいやしき心は露計りも無ㇾ之事、神と君とはいとよくしろしめさん、然らば此事を訴る心の實はいかゞと云に、迚も此分では取續がたく、中々にやしきの八口が邪魔になり候故暇を取て浪々となり候はゞ、却てよき術も出來べくと存じ候也、是は首くゝらうと思ふはいかにと相談する類にて、しかせよと宣はぬ君なる事はしり乍ら、餘りのしれたさに、かくは思ひつき候事也、何れ大行は細瑾をかへり見難き場も御座候事、御汲分可ㇾ被ㇾ下候、ア丶○下略

〔かりの行かひ〕消息合しける時千蔭うしのもとへ衣箱にそへておくりけるふみ

羽倉蒼生子

みちのくのをだえの橋の行かひもたえて、浦より遠の舟ならなくに、さもうとき月日をへだて

七月十三日　　　　新井筑後守
　　　　　　　　　　　　君美

佐久間洞岩様
　　御報

〔平田先生書翰寫〕

新年御安泰御加年、御同様目出度奉存候、猶期後便之時候、恐惶謹言、

正月五日 實は二月廿日也　　　平田元瑞篤胤 書判

伴州五郎様
　　中略○

一こゝに小弟身上の事申候、果しもなき中事ながら、絶窮の様子、前後をつゞめて此節のくるしみ先ヅ暮には當もなきに、春になつてとあたり前に借金方を畫く斷り、どうやらして年はとり候處たてゝ八人扶持ばかりをこね廻し候事故何さして參るべきや、其所へ旦那方角火消故、其火事場の出番を被申付、是も無人故也と目付が頻同様に申候故引込もならずと受候處、火事羽織なし、夫のみならず、醫者は醫者だが、藥箱の上おひなしといふ私の事、そこで大騒ぎして苦しむ所へ駿河より異柱の料壹兩來ル、處がいまだ年始に出ず、外は打やつて置ても、本でもかりる處へは行ねばならぬから、夫を以てまづ人のヿたるのしめをかり出して着て、唯一日に年始を勤め翌日元の穴へ納めて、それで火事羽織藥箱の外匣をかひ、先ほつと息をつくと、去年門人の若者が、異柱の蔵板をヿたる十兩の尻が來て板を先へ引取れんとする、これに當惑どうしても先がきかぬから、同心を頼み、押ぶちに待せて、六月まで安心にはなり候へ共、是にも壹兩計、尤も人にかりて利を出したり、先よいと思ふと、先年大傾の砌にヿたる本ども、元利ともにて十兩ばかりの物段々斷申置候へ共、十四五ヶ月になる故、流れると云て、どう人を入てもばらくと云ても聞ず、そこで質物をまづ利分半金のかたに入れてをさめたり、すると去年春、下女が深切で、元

〔白石手翰 一〕五月廿九日之御一封、六月十五日之御一封、幷橘二袋尉至、誠に千里之御芳情、不知所謝候、先以御平善に御入之由傳承、幸甚之至候、貴方於今雨濕寒冷之氣難退候由、委曲御紙上拜見候此方にても、前月五六日頃までは、雨後寒冷の事にて、常々綿衣を襲候はずしては難堪候處に、六日より俄に大暑にうつり、特甚敷事にて候、其後は火雲炎蒸、雨などはふり候はんとも見えず候へば、野蔬等之類、大方枯候て、常年のごとく瓜茄なども見えず候歟、これにより病者も多く相聞、彼是と存じ候、老人常には强健に候、大方は千古の人となり候も有之、衰老之上には、一しほ感慨に不堪候雖然老拙事は、まづこれ迄は殘喘、林居泉石の間に、餘生を娛み罷在候、天狗居所に僅に十四五町を隔候へば、此地にては遠きと申ほどの事には無之候へ共、天狗は、今とても權勢の門に、朝夕めされ、いさゝかも隙なく候、老拙當時は人間之事を謝し、心靜に日を送り候へば、其趣おのづから天壤の隔となり候へば、去年今年、いまだ對面候事も無之候ほどの事に候、老健に候はゞ、東西之事、一段之事とは可申候、次に某新作之事、又文章等も候や、御覽なされたく候よし承候、昔それらの事に好みも候ひしを、三十年來、心いそがしき事にのみ打かゝり、廢業の事にて、好み候ひし事故に、心にかゝり候はぬにもなく候處に、幸に當時閑散の事、年頃の遺憾をもはらし候はんと、久しく塵に埋れ候蠹編などとり出し、愚者の一得候ひし事なども、子孫のために書きもしるし候を、此時の樂と存じ寄候故に、三五年來は常にあとさきとなき事ども編集に、閑中の忙を添出し文章詩賦の事などに、心の暇なく打過候、況や當時の身にて、年も桑楡之末景に傾き候に、名譽の望みも候やうに候はんも恥がましく覺候へば、或は事にふれ申し、すて候事候をも、ふつと人間に出候事もなく候、しかれどもはる〳〵蒙仰候事に候、いかにも〳〵兒輩ども申付まゝ、某も書し候て御目にかけ候はん事、やすき御事に候、但し炎熱之間、墨も涸き眼も昏み候へば、稍涼風起候節、自是可申承候、餘附後鴻之信候、頓首再拜、

一風雅此比盛に思召候よし、尤さこそさ被存候、凡俗の人さへもてあそび候ものを、隨分御精御出し可被成候、及屑老、右之段御傳可被下候、一傳仕度候、何角取重候間、先々早筆申殘し候、以上、

二月十九日　　　　芭蕉

正秀雅丈

昌房探子兩士へ、御心得可被下候、去歲中、御心に被懸御懇情之段々は、世上がましく候へば、不申盡候、心底には難忘候、以上、

〔本朝名家手簡一集上〕風斗點ぬけ候故、見苦候罕歟、因是右のごとく改候而入刊候半さ存候、

一隨筆之事、得其意存候、

一譯筌〇譯文筌蹄世間流布の本は惡敷候、香洲申付候、は、此方より善本を校合之事、香洲もやがて登り可申候、

一鳥山子集之事、御尤に候、足下御頼之由、我等にて序認可申候、乍去全集見不申候へば、序成兼申候、足下之序、代作之義、易き事に御座候へ共、文に格調有之ものに候へば、有識人一見時、露出馬脚来也、いかやうにも御認候て、御越候はゞ直し進可申候、

一新釀之節、御忙々敷由、依是存出し申候、此地之酒は、酒家密加灰、恐傷人不少而已、何とぞ御作り之内に、無灰明にて調申度候、病夫二三年、頗諳酒中之趣候、されども有灰明、所傷不少と恐怖仕候、何れの酒家へ申候ても、姦詐は商家之常情、極難信之、足下ごとき讀書之人に非んば、其語難信候、吳服街の御家來へ被仰付、無灰明參候樣に仕度候、此間近所にて一樽調候、十月末頃は吃盡可申候、右之時分、吳服街へ可申遣候、成可申事に候はゞ、右之通御申付可被下候、以上、

八月廿一日　　　　茂卿

若水詩伯〇入江若水、攝津人、富家離源、

芳墨致₂薰誦₁候、先以頃日當御地御參著之由、御平安御座候而、珍重不₂淺致存₁候、如₂來諭₁手前義不₂存寄₁首尾○天和二年順庵爲₂幕府儒官₁老拙之義慙愧之至に存候、先々無₂異儀₁相勤申候間、可₂安₂賢意₁候、久々不₂接₂芝眉₁、瞻戀無₂他候、貴邸○恐侯邸日は御門出入嚴密に御座候由、近頃殘念に存候、乍₂去其內何トゾ得₂御意₁申首尾ニモ可₂有₁御座₁候、上京候義未定に御座候、何樣其通ニモ可₂有₁御座₁候歟、折節來客、急務取込申候間、早々申殘候、尙自₂是可₂申承₁候、已上、

十二月十三日　木下順庵

貝原久兵衞樣

〔芙蓉文集上〕正秀答文　ばせを

御芳翰、辱染々拜見致候、御老母樣、御內、御むすめ子、御無事のよし、めで度奉₂存候、拙者持病㬢氣にしたがひ、少づゝ快氣候間、可₂安₂御心₁候、

一乙州、江戶立候に付、跡々の事、御情に可₂被₁入旨、別方よりも申こし、鐵のたてをつきならべ候、拙者も安堵よろこび難₂盡候、

一歌仙さて〳〵感吟申候、かほどまで獨はたらき、大切の風雅驚入申候、則付墨致候、乍₂去爰元も人にとり付候て、此返事の內も、同名か茅屋ほこりの中へ大勢入込候而、御趣も批判もしみしみならず候、疎なる所々、御免可₂被₁成下₁候、

一同名方へ、御手に被₂懸₁候清茶一袋、さかな一種被₂遺、每々忝御厚志難₂盡候、茶拙者賞翫致候、

一粟津草庵之事、先は御深切の至忝奉₂存候、兎角拙者、浮雲無住の境界大望故、如₂此漂泊いたし候間、其心に叶ひ候樣に御取持奉₂賴候、必もこれにつながれ、心をうつし過ざるやうの事ならば、いかやうとも御指圖可₂忝候、しばらく足のとゞまる所は、蜘蛛のあみの風の間と存候へば、足駄藏も藏ならず候、さすがの御人々、申もくどく候へば打まかせ候、

八月○慶長五年二日　幽斎玄旨

東條紀伊守殿

上田勘右衛門殿

三好助兵衛殿

御返報○又見古今消息集

〔本朝名家手簡五集上〕彌一○林道春弟永喜無事候や、同前に申度候、又少目をかりたく候事候まゝ、閑暇候はゞ、面話を期しいり候由申たく候又此二連、彼地產に候、輕些如何に候へども、千里鵝毛に候哉、同又二連彌一へ被相達可被下候、以上、

閑歲之賀、珍重万幸、拙子者一兩日のぼり申候、こゝの外くたびれ無正體候、爲多は至南紀芳齋肖悅存候、おそくさゝき候故、不能同章、失本意候、万々以面可申伸候、先早々如此候、不宣、

正月九日　妙壽子○惺窩　華押

羅浮山○林道春

〔本朝名家手簡五集上〕尙々此事之出來までも、さしたる儀にては御座候まじく候へ共、かねて御心得にもごばかり之寸志に申上候、以上、

態申達候、仍自然御用にも御座候はんかと存候て、犬追物之覺書少シ書ぬき申候、御覽候はんならば御目にかけ可申候や、御內見候はゞ、御沙汰候まじく候、勿論拙者も進じ候上は、必申まじく候、御仰次第と存候、恐惶謹言、

廿七日　道春花押

〔本朝名家手簡三集上〕尙々御懇書、却而痛入、懸汗に候、乍去年來工夫仕候義を御座候へば、得御意中度事に存候、以上、

追崩、西國悉當年中可ㇾ屬二幕下一事在二手裏一、此旨宜ㇾ預二御披露一候、恐々謹言、

天正十年五月十五日　羽柴筑前守

秀吉

菅屋九右衛門殿

〔史徴墨寶二編〕二日之御札、今日拜見申候、唯今中納言樣〇羽柴秀次至二岩瀨一被ㇾ成二御著一候、明日二本松迄可ㇾ被ㇾ成二御座一候、早御煩體淺彈少〇淺野彈正少弼長吉被ㇾ申候、可二御心安一候、彈少我等體も、從二明後日一可ㇾ參候間、懸二御目一候而、萬々可ㇾ得二御意一候、今度者早速被二仰付一候事御手柄候、猶面上之節可二申達一候、恐々謹言、

八月五日〇天正十九年　羽柴忠三郎

氏鄉　華押

羽柴伊達侍從殿御返報

返々御煩之儀、時分柄候間、無二御油斷一御養生專用存候、隨而御不自由之旨、尤無二餘儀一存候、隨分中納言樣へ可二申上一候、可二御心安一候、以上、

〔古簡雜纂五〕細川幽齋、丹後田邊籠城之時、大坂五奉行より書狀參候時、幽齋之返狀、

去廿七日之御折紙、今月二日相屆令二披見一候、世上之事、餘不慮とも不ㇾ存候、今更申も事舊候へ共、信長御代、太閤樣御時、似合之致二忠節一、至二近年一御懇之事に候、奉ㇾ對二秀賴樣一、以ㇾ何可ㇾ致二疎略一候哉、此度越中、關東出陣之段、內府世間之爲二御後見一候條、是又奉公と存候處、案外不ㇾ及二是非一候、一兩日以前、從二八條殿一御使節、德善院案內相副下候、則古今相傳之箱、證明狀、歌一首、いにしへも今もかはらぬ世中に心のたねをのこすことの葉、此短冊幷源氏抄箱一、廿一代集、禁裏樣へ進上候、此外知音衆へ、草紙箱一二上候、存殘事無ㇾ之令二滿足一候、唯今手前之儀候間、菟角難ㇾ申候、連々被ㇾ掛二御目一候に御殘多候、御奉行衆へも、此通被二仰上一候而可ㇾ給候、此外不ㇾ申候、恐々謹言、

〔園太曆〕貞和二年十一月五日、抑右大辨送狀書札事、讀之雖非式禮、內外之時有此事歟、强非慶如作法歟之旨報了、

明後日、舊訴沙汰可候哉、聊存知大切候、

何條御事候哉、此間必令參拜可散恐欝候也、抑大臣賜參議之狀、如弘安禮者不能左右候、而又不載月日幷判形、不書表書、只加封許書垂書賜事候哉、若是古儀候哉、或公如此被書送候管見不審候間令啓候、與弘安禮勝劣何樣可候哉、縱雖爲古風、慶如之儀候者、當時一國守弘安通法候上者、存公義返獻不可失道理候歟、但又非慶如之謂者、執一隅之狀、至愚候歟、然者可受用候哉、委細被示下候者、可投入候、他事期參拜言上候、藤長頓首誠恐謹言、

十一月五日　藤長狀

丹波守殿

〔和漢文藻四將狀〕馬符文

態申入候、近日西國可令下向候、揃子好物共、色々可被調置候、聊無御油斷賴入候、恐惶謹言、

荒木山城守

天正三年八月日

阿彌陀殿　參

〔太閤記三〕備中國冠城落去幷高松之城水攻之事

尋に高松の城とて名城あり、○中略秀吉は、遂合戰可追崩事、掌中に在と覺て、信長公へ其旨趣以飛脚被申上、其狀曰、

態捧書檄奉伸愚意候、備中高松之城地之利全、武勇智謀の士數多籠居之儀、旁以致水攻、既當城可爲旬日之內外體見及申候、雖然爲毛利右馬頭輝元後卷、率數萬騎令對陣、可相救於高松之城行候、兩陣之間不可過于十町候、御勢於御合力、以其勢爲高松之城闕、指向某勢而以遂合戰御時

彼兩人、其身未出來、晦跡逐電、旁分手令尋求候之間、國々莊々、門々戶々、山々寺々、定狼藉之事等候歟、召取候之後、何不相鎮候哉、但於今者、諸國莊園、平均可尋沙汰地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤候、土民或含梟惡之意、値遇謀反之輩候哉、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、然者雖伊豫國候、不論莊公、可成敗地頭之輩候也、但其後先例有限、正稅以下國役、本家雜事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誡、無其妨任法可致沙汰候也、兼可令御心得此旨給候、兼又當時可被仰下候事、愚意之所及、乍恐注折紙、謹以進上之、一通院奏料、令付帥中納言卿候了、今度天下之草創也、尤可被究行淵源候、殊可令申沙汰給也、天之所令奉與也、全不可及御案候、以此旨可令洩申右大臣殿給之狀、謹言上如件、

文治元年十二月六日　　賴朝在判

謹上　右中辨殿

禮紙狀云

逐言上

同意謀叛人行家義經之輩、先可被解官追却、交名注折紙、謹以進覽之、一通院奏料、令付帥中納言卿候也、民部卿成範卿者、同意彼輩候之由雖承及候、依爲御緣人、輙不申左右候、定御計候歟、恐惶謹言、

折紙狀云

可有御沙汰事〇中略

一國々事

伊豫　　右大臣御沙汰〇中略

賴朝欲申給、其故者、云國司、云國人、同意行家義經謀叛、仍爲令尋沙汰其黨類、欲令知行國務也、

〇下略

偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜令達高聞、被廻秘計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之餘慶於家門、永傳榮花於子孫、仍開年來之愁眉、得一期之安寧、不書盡愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義經恐惶謹言、

元暦二年五月　日　　左衛門少尉源義經

進上　因幡前司殿

〔玉海〕文治元年十二月廿七日丙子、午剋右中辨光長朝臣、持來頼朝卿書札幷折紙等、如夢如幻、依爲珍事、爲後鑒續加之、

頼朝書狀

言上

事由

右言上日來之次第候者、定子細事長候歟、但平家奉背君、旁事結遺恨、偏企濫吹候、世以無隱候、今始不能言上候、而頼朝爲伊豆流人、雖不蒙指御定、忽廻籌策、可追討御敵之由、令結構候之間、御運令然之上、勲功不空、始終令討平候天、伏敵於誅、奉世於君、日來之本意相叶、公私依悦思給候、先不待平家追討之左右、爲停近國十一箇國武士之狼藉、差上二人使者久經國平候天、猶私下知依有恐、一々觸院宣、可成敗之由仰含候了、仍彼國狼藉、大略令沙汰鎭候之後、依別仰重又件使者男、被下遣鎭西四國候、已賜院宣令進發候了、如此之間、種直隆直、種遠秀遠之所領者、依爲沒官之所、任先例可致沙汰人職之由、雖令存候、且先乍申事由、尙猶于今不成敗候、何況自餘之所不及成敗候、如近國沙汰、任院宣可鎭旁狼藉之由、雖令存知候之處、不審次第出來候天、以義經補九國之地頭、以行家被補四國之地頭候之條、前後之間事與心相違、彼輩各相語其柄、巧非分之謀、令下向候之剋、無指寄攻之敵、天運雖通、乘船解纜之時、入海浮浪、郎從眷屬、卽時令滅亡之條、誠非人力之所及、已是神明之御計也、而

止候之許也、子細勤狀、給使者候畢、以此旨可令申沙汰給候、恐々謹言、

三月四日　　　　　　　　　　　　　　　　頼朝

謹上　藤中納言殿

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年五月廿四日戊午、源廷尉〈義經〉如思平朝敵訖、剰相具前内府〇平宗盛參上、其賞兼不疑之處、日來依有不儀之聞、忽蒙御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛徒渉日之間、愁欝之餘、付因幡前司廣元、奉一通歎狀、廣元雖披覽之、敢無分明仰、追可有左右之由云云、

彼書云

左衛門少尉源義經、乍恐申上候意趣者、被撰御代官其一、爲勅宣之御使、傾朝敵、顯累代弓箭之藝、雪會稽恥辱、可被抽賞之處、思外依虎口讒言、被默止莫太之勳功、義經無犯而蒙咎、有功雖無誤蒙御勘氣之間、空沈紅涙、倩案事意、良藥苦口、忠言逆耳、先言也、因玆不被糺讒者實否、不被入鎌倉中之間、不能述素意、徒送數日、當于此時、永不奉拜恩顔、骨肉同胞之義、既似空、宿運之極處歟、將又感先世之業因歟、悲哉此條、故亡父尊靈不再誕給者、誰人申披愚意之悲歎、何輩垂哀憐哉、事新申狀、雖似述懷、義經受身體髮膚於父母、不經幾時節、故頭殿御他界之間、成孤被抱母之懷中、赴大和國宇多郡龍門之牧以來、一日片時、不住安堵之思、雖存無甲斐之命、京都之經廻難治之間、令流行諸國、隱身於在々所々、爲栖邊土遠國、被服仕土民百姓等、然而幸慶忽純熟、而爲平家一族追討、令上洛之手合、誅戮木曾義仲之後、爲責傾平氏、或時峨々巖石策駿馬、不顧爲敵亡命、或時漫々大海、凌風波之難、不痛沈身於海底、懸體於鯨鯢之腮、加之爲甲冑於枕、爲弓箭於業、本意併奉休亡魂憤、欲遂年來宿望之外無他事、剰義經補任五位尉之條、當家之面目、希代之重職、何事加之哉、雖然今愁深歎切、自非佛神御助之外者、爭達愁訴、因玆以諸神諸社牛王寶印之裏、不插野心之旨奉請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無御宥免、我國神國也、神不可稟非禮、所憑非于他、

書、雖然翻此逆緣者、爭互截生死之紲、不成一蓮之實哉、然則偏卜閑居之地形、懇可奉新御菩提、直實所中、眞僞定後聞無其隱候歟、以此趣可有洩御披露候、恐惶謹言、

二月十三日　直實狀

進上　平左衛門尉殿トゾ書タリケル○中略

敦盛幷遺物等給候畢、此事自出花洛之古鄕、漂西海之波上以降、兼所存也、今非可驚、故望戰場之上者、何有再歸之思哉、盛者必衰者、無常之理也、老少前後者、穢土之習也、然而爲親爲子、先世之契不淺、釋尊愛羅睺之存、樂天悲一子之別、應身權化、猶以如此、況凡夫爭不歎哉、而去七日、自討立于戰場之朝、迄于後旅船之暮、其面影未放身、來燕之肆幽、歸雁之翅空、死生無告者、而迷行方存亡、聞者信而知由緖、仰天伏地訴之、碎心焦肝祈之、偏仰神明之納受、併待佛陀之感應之處、於七日之內、今見此之貌、佛神之効驗、有誠而不虛、內哀傷徹骨、外感淚濕袖、生而不劣再來、蘇而相同重見、抑非貴邊芳恩者、爭今得相見哉、一門風塵猶捨退、況於軍徒怨敵人乎、訪和漢兩國之儀、顧古今數代之法、未聞其例、此恩深厚、須彌頗下、蒼海還淺、進酬自過去遠遠、退報未來永永者歟、萬端雖多難盡筆紙、謹言、

二月十四日　左衛門尉平公朝

熊谷次郎殿　御返事トゾ被書タル

〔吾妻鏡四〕元暦二年○文治元年三月四日丁亥、爲鎭畿內近國狼唳、以典膳大夫久經、近藤七國平、爲御使被差遣已訖、而猶在洛武士、現狼藉之由、依令聞及給、爲散叡疑之恐、被言上其子細云云、

武士之上洛候事者、爲令追討朝敵候也、朝敵不候者、武士又不可令上洛、武士又不令上洛者、不可致狼藉候歟、而敵人隔海之間、于今不遂追討、鄰國之武士、國々庄々無支度解事、其聞多候、仍追討以後、可令沙汰之由、雖存思給候、近國者爲令糺定、使者二人所令上洛候也、其以前不覺者候、只守院宣、相副御使、爲興行計候、不然者令進退候者、定假自由之沙汰候歟、惡賴朝威、武士濫妨事、令停

謹上　丹波守御館参

〔源平盛衰記十四〕小松大臣情事

小松大臣〇平重盛中宮〇高倉后平徳子ノ御方ヘ被申ベキ事有テ被参タリケルガ、仁壽殿ニ候ハレテ、帥典侍殿ト申女房ト暫シ對面有ケルニ、良アリテ帥典侍殿ノ左ノ袴ノスソヨリ、大ナル蛇ハイ出テ、重盛ノ右ノ膝ノ下ヘハイ入ケリ、大臣コレヲ見給、我サハヒデ立ナラバ、中宮モ御騒有ベキ、帥典侍殿モ驚給ベシ、此事旁悪カリナント推シヅメ給テ、左ノ手ニテ蛇ノ頭ヲヲサヘ、右ノ手ニテ尾ヲ押ヘテ、六位參レト召ケレバ、伊豆守〇源仲綱其時ハ未藏人所ニ候ケルガ、指出タリケルニ、是ハ何ト被仰タレバ、見候トテツトヨリ、布衣ノ袖ヲ打覆テ罷出テ、〇中略郎等省ニ賜タレバ、不恐蛇ノ頭ヲ取テ大路ニ出テ打振テ捨タレバ、蛇即死ケリ、翌日ニ、小松殿自筆ニテ御文アリ、昨日ノ御振舞還城樂ト奉見候キ、雖異體候一匹一振令送進候トゾ有ケル、黒キ馬ノ七寸ニ餘テ太逞ニ、白覆輪ノ鞍置テ、厚房ノ鞦ヲ懸タリ、大刀ハ長伏輪也ケルヲ、錦ノ袋ニ入ラレタリ、優ニヤサシク見エケル、仲綱御返事ニハ、御劒御馬謹拜領、御芳志之至、殊畏入候、抑去夜誠還城樂ノ心地仕候キ、仲綱頓首謹言ト書タリケリ、還城樂トハ、蛇ヲ取舞ナレバ、角問答有ケルコソ、

〔源平盛衰記三十八〕熊谷送敦盛頸幷返狀事

直實謹言上、不慮奉參會此君之間、插呉王得匂踐、秦皇遇燕丹之嘉直、欲決勝負之刻、依拜容儀、俄忘怨敵之思、忽抛武威之勇、剩加守護、奉共奉之處、大勢襲來之間、始雖辭源氏參平家、彼多勢也、此無勢也、樊噲之威還縮、養由之藝速約、爰直實適稟生於弓馬家、幸眩武勇於日域、廻謀落城、靡旗虜敵、雖天下無雙之得名、如蟷螂合力而覆車、螻蟻一心而穿岸、慗挽弓放箭、空被奪愍命於同軍之戟廛、覃于愛名於傍輩之後代、自他背身之本望、非家之面目、然間奉仰此君御素意之處、早賜御命可訪菩提之由依被仰下、乍抑落涙、不謀而賜御頸畢、恨哉此君與直實、奉結縁於惡世、悲哉宿運久萌、乇今成怨酬之

一經師闕所尾張只人預欲奉仕申、
一右請暇退幸者、若奈良京可入坐事等在、道大可召、
想心雖萬端、不能書具載、伏乞部下消息迤曲投一封、死罪頓首謹言、

四月廿日　　　　　　　　　　下愚楽家主上

道守執下

〔集古浪華帖三〕道風（二〇原書合）謹言、彼位祿符若被賜貴署歟、亦今日參法性寺たまふらん、位祿符いかで早催賜ん、依此不遣使者也、諸自以聞、忩々不具、謹言、

八月十五日　　　　　　　　　　内藏權頭斤道風（二〇原書合）狀

謹上　右中辨殿參

〔集古浪華帖二〕道風（二〇原書合）謹言、適官符出來、仍以十日拂曉可罷下、彼御馬給及深所望也、辱達細事、悚恐自察、諸忩々不具、謹狀、

九月六日　　　　　　　　　　右衞門佐斤道風（二〇原書合）狀

謹謹上　左京亮殿參

〔集古浪華帖三〕闕申文、去月内可辨申者、依先後相違、不能加奉、還可爲僻怠之過也、足賜□（〇原書花押）之幸也々々、抑下官之養、殘日且一兩日許也、于今未補級一事之際、從殿邊傳承、猶有不許之氣、頗似譏說歟、就中大饗未畢、早以退出、其後無心參親、然則人內之間不令必供奉女事乎、縱有觸穢、縱有身病、非可稱故障之事、今臨此節、可見人心者也云々、是尤勘責之甚也、以前之案偏恥專輙、是則宜旨內侍共可好美麗之故也、至今唯歎事之闕怠、責之及身許也、運之至矣、可察餘恩、云何云何、成有不許之氣、或爲亡闕之長歟、以無從且謹言正耳□（〇原書花押）謹狀、

四月二日　　　　　　　　　　伊與權守佐理（二〇原書合）

仕也、過如何已、大丈夫不仕則已、仕當得英主、展其所素負之才、行其所嘗學之道、經其國家濟其民人、是古之人所以樂於仕也、若其所以樂於不仕、則无知己之主也、无展才之地也、乃決焉起、廣游天下名山大澤、周交天下豪傑奇偉之士、舒其懷抱、以傳其道於千載、是已、而是非以事今日之所宜樂也、何哉、君侯之英明、海內所共知、七道之士、負才抱器者、无不思爲之用、而足下何幸世臣侯家、侯知足下之才之駿逸、欲駕而用之、是足下竭其節骨、以報其誼之時也、焉可與彼才不知、策不用、而抑欝不能決起者比哉、且夫士之學也、何必呫嗶云、固將有用之也、特无用之之地耳、足下今得用之之地、而不用、乃學云學云、僕竊爲足下不取也、不知足下以僕所言爲然耶、爲不耶、卑陋之心、有不能已者、故敢陳其愚、唯足下熟思之、

〔實隆公記〕長享三年七月十六日壬申、抑今日師富朝臣談、
故三條入道左府〇藤原實量每度眞名假名交消息、直遣故師鄉入道、

〔續修東大寺正倉院文書四十八〕

下民和氣伊夜麻呂、誠恐誠惶死罪謹頓首、

請油少々

右夜之間依可檢物在、請如件、今注狀、誠恐誠惶死罪謹頓首、

二月廿日

〔續修東大寺正倉院文書四十八〕

謹啓　消息事

一法花經者、以當月廿三日始可奉、

一先日宣注文選慇勤欲書申人侍、紙食料筆墨等備欲所請、

一顯无邊經宜渡人々有暇間、可令奉寫諸衆人等申、

不可徇其情、夫克己之方、猶孤軍之拚過大敵、只有盡力向前而已、是先正之所論、其利乎躬行、可試爲若此功夫、賢友平生之學力、須於此乎爲用、不然則爲徒學而已、不可重過而得罪於名敎也、

〔紹述先生文集十一（書）〕奉答光祿藤公書

辱賜盛翰薫誦數四、恭審台候勝常、慰沃之劇、日者所奉瀆先集高序、遠逕椽筆下賜、再三拜讀、感何堪言、不唯文綵燗然眩耀耳目、而泝道源披聖閫、以廟廊之貴下韋帶之士、尊賢樂道之盛心、豈唯先人之開顏于九京哉、亦足以激勵世風、振起士風、遠對之篇端、冀附驥尾以垂不朽、不日躬叩以謝鴻私、盛价告歸、且迫暮怱々奉謝、疾書不謹、萬祈崇照、不備、（丙申之秋　享保元年）○

〔尺牘彙材五〕太宰純

答徂徠先生

蒙諭、一小侯欲引見僕、不識其誰薦之、而何所取也、唯是樗散、加以寒貧陋劣、恐不能饜其心、雖然夫子言之、敢不如敎、今日幸無賤幹、就當謝登面丈、統容面謝、純頓首、

與徂徠先生

昨肆業高堂之上、一唱三嘆、洋々盈耳、歸家夢寐尙爾、想之恍若遊帝所觀鈞天廣樂、其樂只且、謝价奉謝、紅魚一尾、聊表微忱、敢以共夕膳云乎、萬惟炳亮、

〔山陽文稿下〕與廣瀨以寧書

安藝書生賴襄再拜、奉書白河敎授廣瀨以寧足下、嚮於山陽始得接見、隨從於山澤林麓之間、高談偉論、猶在耳不能忘、嚮來進業之效、意當加益時、僕今春來游本府、留學于昌平黌、從柴野尾藤二博士、得悉足下近事、二博士爲我語足下之至自西也、君侯促歸國幹學職、足下願留學、而二博士亦爲請之、君侯曰、生諸國西、與山林游士交、我恐其至不可用、譬之馬、群於野馬、必生野心、我故羈而縶之、博士莫對而退、足下歸國之後、厭其事務、鬱々不樂也、僕聞之乃不自揣、將有爲足下言、古之人不必仕也、不必不

〔鶴峯文集書三十八〕答黒川道祐

朶雲入手、縷々細陳、昨之昨回簡、想不及腹藁、任筆說下、然文路不滯、事義通解、乃知其不廢筆硯、自後勉旃、何爲自晝哉春常痘瘡、醫生僉曰、輕易也、三竹往見曰、順證也、然起張貫膿之苦如來書、余日往問之在傍、則不忍見彼顏色之變、退則無忘於心、其母與春信、共看彼病、不離其傍、且娘子之未痘者、留在本宅、則往來之間、余心一進一退、首鼠兩端、骨肉之愛、人々皆然、卿其察之、過二三日、而見彼收靨、則余心其解矣、前日所示守屋一圖請借之、且聞世子之所求、欲應之則有所憚、欲辭之則背懇款、暫待他日、唯恨卿之饒舌耳、他後不可妄示秘物也、呵々、前書燈下草々之語、與奚奴之至遠、其時、有所訐焉、是前宵所口授侍史、而翌朝僕有障而遲滯者也、手書押印之事、雖可任來旨、然此等文字、尋常說話、何必及淨書哉、況於押印哉、若所請頻繁、則自今懶通尺牘、呵々、一昨回章謂、吉備空海造倭字、以愚我國民、其罪不輕、雖似快辯、頗爲過言乎、此事待面細論之、卽今欲赴別墅、與僕既促、草々、癸卯二月四日

〔自娛集六〕送鶴原氏書

令息奄忽早夭、豈翅父子交友、恩愛之哀情切至而已哉、抑使人傳學之難而已、蓋死生亦大矣、況父子之情、居其變乎、然聚散修短、皆是命分之所定、有數而存焉、古來如此、非獨今也、賢友哀痛之過、非尋常之比、夫哀毀過禮、雖於失怙恃、猶不可也、況於哭幼兒乎、子夏之過哀至失明、曾子罪之至矣、是先賢之大過、不可效其尤、且天地之氣、淸者常寡、濁者常多矣、故稟其淸者薄而夭、稟其濁者厚而壽矣、是以昏愚者多壽、聰慧者多夭、自然之理爾、頃聞亡息聰慧異常兒、是稟氣之淸而寡者、宜乎薄弱而夭短也、譬如狂花之不實而早萎、是命數之所前定、亦自然之理也、非所宜過悲歎、希以理自寬而已、賢友固是希世之英才、最可自愛重、何徒爲過禮之追慟、無益之痛哭、而至自傷其性乎、君子之居喪、頭有創則沐、身有瘍則浴、有疾則飮酒食肉、居親喪之禮、猶若是、恐傷其性也、況於子之死喪、豈可過哀逾禮、以其死傷其性乎、然而是皆賢友之素所講明、不須予之告戒、特不能以義惻情、而至于此而已矣、願克己節其哀、

之情、諮折白、

〔羅山文集二書〕寄田玄之

日者倉猝面話、久仰高風、於是乎建識荆之願也、不亦悅乎、因見深衣、其制度則如禮記之所記也、昔司馬温公、依禮記作深衣、每出用皮篋貯之、隨其後、入獨樂園則衣之、故朱子爲贊曰、深衣大帶、如今先生、乃衣深衣而講儒學、則所謂若非玉色程明道、便是深衣司馬公者、於先生見之矣、○中略　今也當于先生之儒服之服也、儒學之講也、則佛火猶未熸、而世人亦不加嘶者蓋有之矣、是豈非有功于儒門者乎、如是而後先生益固、則始之怪蜀日、驚越雪者、終而翕然隨以定也不遠矣、先生圖之、窺便而漫呈一書、不識先生謂何耶、楮面有限、餘期再會、維時季春、氣候不齊、爲道爲學、萬々自愛、不宣、

慶長九年季春朔日　林信勝

按、先生弱冠聲名籍甚、聞惺窩翁爲一時儒宗、欲見之、然未得紹价、偶逢田玄之、彼既出入惺窩之門、先生寄此書於玄之、欲使惺窩見之、故書式禮備、既達而惺窩代玄之有答書、載在彼集、

〔羅山文集十一書〕乙巳上巳啓惺窩先生

林忠頓首再拜謹啓上、長安之水、三月三日、天氣惟新、山陰之亭、一觴一詠、暢情以樂、魚躍于桃花浪、鶯歌于柳條風、時已如茲、物亦何異、其惟惺惺窩斂夫閣下、君子歟君子、吾師乎吾師、蓋語無極太極之微、非陸小學大學之節、道外無文、文外無道、出入孟韓、同中有異、異中有同、左右朱陸、隱居求志、豈唯避亂去危、救壽濟人、便是開來繼往、或發諸儒之未發者、其識量也、或思群賢之所思者、其體製也、不入楊不入墨、不入老、不入佛、不攻異端、以傳舜、以傳禹、以傳湯、以傳文、以明我道、於戯盛矣、惟其快哉、僕生年廿三、身長五尺、見于汝之先庭座下、滯乎沂之曾點服成、卓爾下風、祝以上巳、不宣、暮春初三、林忠頓首再拜謹啓上、惺惺窩斂夫閣下、

惺窩曰、上巳之賀啓、奇麗拭目又曰、上巳啓、吟誦豈目前、其所嘉效四六、唐歟宋歟、抑亦元歟云々、

〔本朝文粹七〕送以言　　藤原行成

行成言、面謁相隔、思如三秋、炎氣已過、惟君子起居晏然、幸甚幸甚、君子雖有明德、疫疾難免、近曾有風聞之事、然而所障相仍、無便參向、爵歎交深、心事倚違、其後數日、與豫州太守語、具聞平復之告、歡悦之甚、不異早苗之得雨、近曾聊有欲披陳肝膽無由、心緒多端、文跡有誤、君子察之、不宣、頓首謹言、

七月一日　　尚書右大丞藤原行成

答　　江以言

牛馬走以言、再拜頓首白、辱賜書、慰誨勤勤、慨懼之至、若奪氣稀〇稀恐稱誤魂之爲者、以言滯病之後、積羸未復、無拜光塵、使係仰之意深矣、今降存問、已蒙兼福、今明相扶、將奉令命、且陳悃愊、請遣還於執事者、到垂聽覽、頓首死罪謹言、

長保三年七月一日　　禮部侍郎以言白

〔寒松稾一〕奉鹿苑西笑和尚書

禪珠頓首欽啓、鹿苑函丈老師大和尚猊床下、恭惟尊候動止萬福、往載庚辰鶉尾、於武之江城、初奉拜慈顏、于時呈卑句抒微志、辱遠賜和篇於杏壇陋巷、副以襪子二緉、既而回珍駕於洛涘、故不獲謝厚意、爾來闕音耗、以千山萬水之遙也、全非素意之所蘊、于泰仰之志、未嘗草次離之矣、伏望尊照、于時聞洛雁之邊聲、不勝抃躍、託一封於其翼、以奉祝春首之佛法、獻之以溪藤一束、聊表其信而已、慙悚々々、卽日餘寒勤花、伏以爲大法自嗇寶重、誠惶誠恐、頓首敬白、

〔惺窩文集三手簡〕寄朝鮮姜沆

邇日杳不聞音耗、茴鼎奈何、殘暑漸如強弩之末勢之不穿魯縞、快哉々々、天運循環若斯、人事亦有窮而無通乎、以是自寬、余久不抵此地、蓋或邵先生不出之四、或嵇中散不堪之七、因循而至今、頬垂照亮、卽時有閑暇、則迂清旆否、頗慰積發之懷、何如何如、令兄婦翁、起居清勝否、遂一僉傳卑忱、而以抒索居

松浦玉潭、仙媛贈答、類杏壇各言之作、疑衡皐税駕之篇、耽讀吟諷、戚謝歡怡、宜懸主之誠、誠逾犬馬、仰德之心、心同葵藿、而碧海分地、白雲隔天、徒積傾延、何慰勞緒、孟秋膺節、伏願萬祜日新、今因相撲部領使、謹付片紙、宜謹啓不次〇略歟

天平二年七月十日

〔集古浪華帖二〕風信雲書、自天翔臨、披之閲之、如揭雲霧、兼恵止觀妙門、頂戴供養、不知攸厝、已冷、伏惟法體何如、空海推常、擬隨命蹄攀彼嶺、限以少願、不能東西、今思與我金蘭及室山、集會一處、量商佛法大事因縁、共建法幢、報佛恩德、望不憚煩勞、蹔降赴此院、此所望々々、怱々不具、釋空海狀上、

九月十一日

東嶺金蘭法前

謹空

〔本朝文粹七書〕奉菅右相府書　善相公

清行頓首謹言、交淺語深者妄也、居今語來者誣也、妄誣之責、誠所甘心、伏冀尊閤特降寛容、某昔遊學之次、偸習術數、天道革命之運、君臣剋賊之期、緯候之家、創論於前、開元之經、詳說於下、推其年紀、猶如指掌、斯乃尊閤所照、愚儒何言、但離朱之明、不能覩睫上之塵、仲尼之智、不能知篋中之物、聊以管穴、伏添螢爝、伏見明年辛酉、運當變革、二月建卯、將動干戈、遭凶衝禍、雖未知誰、是引弩射市、亦當中薄命、天數幽微、縱難推察、人間云爲、誠足知亮、伏惟尊閤、挺自翰林、超昇槐位、朝之寵榮、道之光花、吉備公外無復與美、伏冀知其止足、察其榮分、擅風情於煙霞、藏山智於丘壑、後生仰視、不亦美乎、努力努力、勿忽鄙言、某頓首謹言、

昌泰三年十月十一日　文章博士三善朝臣清行

謹謹上　菅右相府　殿下政所

すゑたかのあがたぬしは、はやくよりあひしれりけるきはにはあれど、年比いさうさくのみ過來にけり、さるをこのひとゝせあまりこなた、いにしへの書のうへなど、かたみにいひかたらひつゝ、日ごとにゆきかひて、ことにうるはしうなむむつばひたりしを、今はその家君もさしおいたまひ、かつ御社の神わざも、專らこのぬしの仕まつるべきにて、こたび都にかへりのぼり給ふなるに、これかれ別をしみて、うまのはなむけをなむしけれぱ、そのむしろにつらなりて、人々さともによみて送ける、

かつゆきてかつかへりこぬ宿なればいつとちぎりて君をまたまし

けふわかれ明日は雲井のよそにても雁のたよりにおとづれはせよ

岩がねのこゞしき道をおほろかにおもひなすぎそあしがらの山

伊せの海のおきつ汐さゐあらき日はあつたのわたり舟出すな君

皇神のいがきがもとに行かよひつかへならさむみあれの、原

村田春海

〔萬葉集雜歌五〕跪承芳音、嘉懽交深、乃知龍門之恩、復厚蓬身之上、戀望殊念、常心百倍、謹和白雲之什、以奏野鄙之歌、房前謹狀、

許等騰波奴紀爾茂安理等毛和何世古我多那禮乃美巨騰都地爾意加米移母、

十一月八日附還使大監〇大伴宿禰百代

謹通　尊門　記室

〔萬葉集雜歌五〕宜〇目錄云吉田連宜啓伏奉四月六日賜書、跪開封函、拜讀芳藻、心神開朗、似懷泰初之月、鄙懷除祛、若披樂廣之天、至若羇旅邊城、懷古舊而傷志、年矢不停、憶平生而落涙、但達人安排、君子無悶、伏冀朝宜懷翟之化、暮存放龜之術、架張趙於百代、追松喬於千齡耳、兼奉垂示、松〇松當作梅花芳席、群英摛藻、

うれしさはほりかねの井を思ふにもくむ手にあまる水くきのあと、ならしそめては、ならしばのしば／＼に、今よりはとたのもしくなむ、あなかしこ、む月の六日の日、

〔かりの行かひ〕季鷹縣主の加茂に歸給はむとて千蔭ぬしへおくり給ひしふみのこたへ

うけたまはりぬ、よべは例のつどひにまち奉つるかひありて、とはせたまへりしこそ、雲間の月よりもげにおぼえ侍りしか、さるはかむな月ばかり、この東路立はなれたまひて、みやこへかへりのぼりたまはむとよ、かのわたりには、うまやぢのいまや／＼とまちこひ給はむ人々のおはすめれば、しばしとだにもさゝめあへ侍らぬものから、さしのはたとせ、むつだまあへる御中らひにして、かたみにうからやからにひとしくちぎらひまゐらせつるを、かくわかれまゐらせむとは、かけてもおもひ給へざりし、わりなかれど、御名ごりをしさはいはむかたなくなむ、ちかき比、みやしろの御すり、とゝのほれりしをり、うちよりみてぐらのみ使まゐらせ給ふにあしぎぬいれて奉らせたまひにたるを、かぞ君のまをしおろさせたまへりしとて、ちさとのをちをおくらせたまひしを、ひめ置たまひつれど、こたび殘しおきたまはむとて、千蔭へたまはせるなむ、其ものゝ、たとき事は、かしこしとも、ゆゝしとも、さらにいふべくも侍らず、立別たまひなむ後のわすれがたみとして、いきのをにたからとこそなし侍るべけれど、よろこばひにたへずなむ見せばやないはこす浪となむきこえたまへるにもいかで、

やましろやなに流れたるいは浪のはやくも行てこととひてまし、なほ御まのあたりにこそかしこまりはきこえまつらめ家とじもおなじさまにまをさまほしとなむ、あなかしこ、

はつきのとをかむゆか　千蔭

季鷹君へこたへ奉る

おなじをり春海ぬしよりおくり給へりしふみ

し藤田某といふもの、つてに、をり〱は御ありさまもうけ給はり、又ちかきとし安田ぬしのもの語に聞侍りしにつけても、いとゞゆかしく、もとよりまなびの道にはなめげなれど、はらからと心にのみはむつまじく頼もしくおもひ聞えさするを、千里へだゝる雲ゐのほどにて、いせの海べの友なし千鳥、故大人のなごりうちそへて、浪のたちゐに東の空のみなつかしくなむ思ひ給へわたり侍る、ちかきとしごろは、志づかにこもりおはしますとか、宣長は、かひなきよはひ六十にあまり侍れど、いまだ家のなりをも、えゆづりあへ侍らで、よなか曉といはず、はしりありき侍るに、ものまなぶいとまもすくなく、こしいたくくるしく侍るに、いとなむうらやましくおもひ給へらるゝ、まことや、大人の萬葉考、かきつぎ給はむとや、そはよろづよりもめでたくたふとき御事、同じ心にいと〱うれしくなむ思ひ給ふる、卷のついでのこと、宣長がおもひ侍るも、のたまはすると、もはら同じことになむ侍る、そも〱大人の御志わざをとかくもどき侍るは、いともかしこくは侍れど、さりとていかにぞやおぼゆるふしを、さて過さむは、中々にかの教のこゝろにもたがひてぞ侍らまし、よろづはつぎ〱にあきらかになりゆかむこそ、學びの道のほいには侍らめおのがこゝろみにかたはしかきそめ侍りつる、玉の小琴といふ物見給へるよし、もとよりいたりすくなき志わざは、御らんじどころも侍るまじきはさるものにて、人の心はいにしへのもろこし人もいひけるやうに、おもてのごとくさま〲になむ侍るめれば御心と同じき事はありがたかるべく思ひ給へらるゝを、もゝが一ツも、さもとおぼさるゝふしのまじり侍らむは、思ひ給へかけぬ身のよろこびになむ、さるを名におふなぎさの眞玉としものたまひかけたる、御言の葉の露の光は、いとまばゆくはづかしくなむ、御かへりことすなはち聞えさすべく侍りつるを、年のくれとて、何くれのいそぎにかきまぎれて、いまになり侍りぬるおこたりは、をりからにおもほしなだらめてよ、かへす〲、

ごかうがへられしは、いとことわりある事ながら、はやくそのついでになりぬと見え侍を、わたくしにあらたむべきならずおぼえ侍れば、その本のまゝにて、つばらなる事は考にゆづりて、あらあらかいあつめ見侍つれど、なほたど〳〵しき事のみぞおほかる、さるたづきありて、玉の小琴ちふ書もとめつゝ見侍るに、驚きゝ志らむきはには侍らぬものから、まことにおよびがてなる志らべになむおぼえ侍る、そが中には千蔭がをぢなき心に、とあらむかゝらんとおもひめぐらしゝと、またくひとしきこともまれ〳〵侍りて、よろこばひにたえずなん侍る、されば君のみ名をあらはし書つべくおぼえ侍るなり、おなじ門に遊べる友がきも、殘りすくなくなりにて侍れば、ことに今よりは玉づさの便かゝさゞらんを、むさし野の草のゆかりもおもほして、あの松原つばらに、聞えおこさせたまひねかし、

名におへるなぎさの眞玉ひろふともやつるゝ袖につゝみあへめや、日にけにさえまさり侍るを、よく志のぎ給ひてよ、うちつけなるなめげさは、さるかたに見ゆるしたまへ、あなかしこ、志はす五日、

〔鈴屋集七文詞〕加藤千蔭が始めて書おこせたるにこたへたる

まづさよ、たひらかに物し給ひて、めでたき御よはひ重ねあげ給へらむ、年のはじめのよろこび、なほ八千世にとことぶき申す、こゝにも事なくてなむ、こぞの冬は、ふりはへさせ給へる御ふみよ、まだきに春や立かへりぬると、思ひ給へかけぬ鶯のはつ聲よりけに、めづらしくうれしくなむうけ給はりぬる、いでやあがたゐの友とては、一とせかとりの魚彥ぬしの、とふらはれしと、むらたの春海主とこそは、一たびのたいめも志侍りつれ、これらの人々をはなちては、たゞ昔にのみ聞わたり侍る中に、君の御名はしもことにふじの高根の鳴澤となむよにひゞくなるを、今までは其事となくて聞えさするわざも侍らざりき、さるははやく御父君のみもとにまゐり通ひ

き御催にておはしまさんと申上しかば御氣色なり、さらば其あらましをはやく政所へ告侍りて、あまたの日數を樂しましめんとて、尼孝藏主をもつて仰られしは、三月（〇文祿三年）十五日、醍醐の花見を催され候はん、政所殿も見物あるべきよし申候へと宣ふにより、則孝藏主まいり侍りて、かくと申上しかば、一入めづらしき事なるべしと、御うれしさのあまりに御ふみを以仰上らる、

一筆申上まいらせ候、此春だいごの春にあひ候へとの御おとづれ、こよなう御うれしく存まいらせ候、誠にうつしゑの花にのみ、としぐ＼山家の花をながめ春をくらし侍りつる、あさからぬ御さた共いとめでたく存じまいらせ候、局々もめしつれ候へのよし、積りぬる爵々を、だいごの山の春風にちらしすてん事、おさ／＼しき恩風にてこそ候へ、くはしくは、孝藏主申上候はんまゝ、筆をとめまいらせ候、めでたくかしく

正月十五日　　北政所内　小少將

參る　人々申給へ

〔文苑玉露下〕本居ぬしのもとにはじめておくりける　千蔭

雲井のよそにへだち侍る物から、御名は鳴神の音にきゝわたり侍りつ、おのれ千かげ、はやく加茂のうしに名づきおくりつれど、いとわかゝりし時の心おこたりに、おろそかにものしつゝ、なにはの事もわいだめ侍らざりしほどに、おほやけ事にのみかゝづらひて、いとまなくなむ成にて侍れば、心のほかにうとくなりもてゆきて、つひにとひあきらむる事なくて、大人身まかられつれば、今はたやちたびくゆとも、かひなくなむ、此四とせさきに、千蔭やまひによりて、つかへをゑぞき侍りしより、おふけなく、うしの心ざしをつぎてむとおもひおこしつゝ、萬葉考をくりかへし見侍るに、うしこゝらのとし月、つとめ給へりし眞心は、おぼろげならぬものから、よはひの末にいたりては、いかにぞや、ゑひごとにやとおぼしき事どもゝまじらひ侍りて、卷のついでな

られおはしまし候、某の父母は何れの地、某妻子は三之丸之次に番を付られ有しなり、又誰々は討死、それは降人の衆なりと、籠城之者をよびつゝ云しを聞て、かなしむ者は多く、悦者は降人と成し親族のみぞかし、即文共をさゝけ申候、御返事あらば明日これへ出あひ候はん間、給り候へと云すて歸りにけり、十郎殿女中の文に、

一筆申まいらせ候、そこほど日夜の御きづかひ、かろからぬ事にこそと存參らせ候、左候へば、このちの事、おびたゞしき上勢むかひ來て、あやうく見え、いかなるうき目にもあひなんやと、いよ〳〵かしく存候處に、ことしより共さいかくにて、本丸二之丸をあひわたし、みづからなどは、三之丸にをしこめられある事候、まづ〳〵御心やすくおぼされ候へ、され共いまだやすからぬ御事候は、そもじ様、いそぎ秀よし將ぐんへ御みかたなされ候へ、左もあらぬほどならば、こと〳〵しきせめにあはせ候て、そののちはおもきつみに御きづめ侍らんとの事なりければ、こよなういたみ入存參らせ候、もしあはれにもおぼされ候はゞ、義理とやらんのすぢさへたがふ事なくおはしまさば、よきにはからひ給うて、こゝもとの父母さいしなど御たすけなされよろしく候はんや、くはしくは爲はら申上候はんまゝ、筆をとゞめまいらせ候、めでたくかしく

六月廿五日　　　　　　　　岩付三之丸　小少將

參る

十郎様にて
人々中給へ

〔太閤記十六〕醍醐之花見

夫惟白髮は貴賤を不分、月は雲を不除、花は風を不厭、死は時を期せぬ習目前なり、いざ此春は北政所に醍醐の花を見せしめ、環堵の室を出やらぬ女共にも、いみじき春に合せ、胸の霞をはらし、一榮一樂に世を忘れさせんと思ひ寄しなり、いかゞ有べきと德善院玄以に被仰談し時、尤宜し

え候き、この變史書にものせ候、白虹貫日、太白合昴などいふもん候しへんよりもかろからず候にや、政始もいまだしく候やらんとふしんに候へども、重變にて候、正月もすぎ候ぬ、たゞいま仙洞へも申入候、かやうのへん、隨分最前申入候事にて候、微忠のよし存候、御心えのため申入候よし、御ひろうあるべく候、あなかしく、

ありとし

御つぼねなり

〔後花園院御消息〕ふとしたるやうに候へども、萬御心え候はんずることゞも、人などしては、さのみ申され候はむやうに候ほどに、大概心中のとをり記しつけ候、能々御覽せられ候事にて候べく候、まづ／＼御進退などは、如何にも玄づかに重々と候はんずるにて候、御こは色なにとやらむ、きふ／＼と聞え候、やはらかにのどやかに仰付られ候べきにて候、○中略かまへて我々申候事など、いるがせにせられ候まじく候、ふしみ殿○貞常親王などの御事も、久しく御同宿の事にて候、自他御等閑候まじき事にて候、玄せんかの申され候事など、ないがしろにはせられ候まじく候、猶猶御心え候べき事ども多候へども、さのみは筆にもつくしがたく候程に、あら／＼心にうかみ候事ども、玄るしつけ候、此一卷かむようと思召候て、かまへてさい／＼に御覽せられ候事にて候べく候、

あはれ玄れ今はよはひも老の鶴の雲井にたえず子をおもふこゝろ

〔太閤記十二〕岩付之落城之事

武州岩付之城主北條十郎氏直舍弟は、本丸をば伊達與兵衛尉、三之丸をば妖尾下總守、片岡源太左衛門尉に預けをき、其身は卒三千餘騎小田原へこもりにけり、○中略岩付落城之由、葛原三右衛門尉と云者來て、北條十郎に親(マヂカ)く寄て、岩付之城、去廿五日○天正十八年六月落城し、御上は三之丸におしこめ

こまかに申候ぞ、まづたゞ人は心にて候なり、いかにみめかたちうつくしく、能よにならびなくきこえ候へども、心さだまらず、うつゝさしも候はねば、いたづらごとにて候ぞ、御心に心をそへて、いかにあらまほしくおぼしめし候御事にて候とも、おのづからよにもれ聞えて、人のもどきそしりぬべからんことをば、ふるまはせおはしまし候まじく候ぞ、〇中略うき事もいみじき事も、たゞうたゝねの夢にて候へば、それをおぼしめしとりて、何事もはかなき世には、御心をくるしめ候はで、佛の道をいとなませおはしまし候べく候、おもひ出のまゝ、ふとよろづの事申つゞけ候ぬる、をこがましき事どもおほく候はん、御覽せさせおはしまして、やがて火に入させおはしまし候べく候、あなかしこ、

雲ゐはるかにへだつかたより

きの内侍どのへ

□按ズルニ、紀内侍ハ、いざよひの日記ニ據ルニ、阿佛尼ノ女ナリ、

〔園太曆〕貞和三年二月三日、抑今日前陰陽頭有俊朝臣送狀、變異事申之、

こさしこの御所水よう御たうねん星にてわたらせおはしまし候、こゝにきねんし申候、御所さま、なに事どもかきこえさせおはしまし候らん、こさしいまだまいり候はぬ、おそれ入候へども、かた〳〵別行の事どもにて候程に、いづかたへも出理におよび候はず、御いのりは返々なはざりなく候、今年御重厄にてわたらせおはしまし候、隨分きねんし申候、去月十九日、辰星歲星二星合候し、年始政始已前、故實を存候て、奏聞にもおよび候はず、この御所さま申入す候つる、廿日、二星會候ける占文ごて、大藏卿をもちて、つごもりの日尋下され候き、ありこしききだち候て、十九日の夜よりうかゞいおよび候しかども政始よりさき料簡つかまつり候、たれか申入候けるやらん、當時司天儒人候はでむねんに候、さては去夜戌時、太白犯昴星一尺一すばかりにみ

後、能解其義、是諸天人、世間之眼等云々、法華經ヲ持ツ人ハ、一切世間ノ天人ノ眼也ト說レテ候、日本國ノ人ノ日蓮ヲ・アタミ候ハ、一切世間天人ノ眼ヲクジル人也、サレバ天モイカリ、日々ニ天變アリ、地モイカリ、月々ニ地夭カサナル、天ノ帝釋ハ、野干ヲ敬テ法ヲ習シカバ、今ノ敎主釋尊ト成給、雪山童子ハ、鬼ヲ師トセシカバ、今ノ三界ノ主トナル、大聖上人ハ、形ヲ賤ミテ法ヲ捨ザリケリ、今日蓮オロカナリトモ野干ト鬼ト・ニ劣ルベカラズ、當世ノ人イミジクトモ、帝釋雪山童子ニ勝ルベカラズ、日蓮ガ身ノ賤キニツイテ、巧言ヲ捨テヽ候故ニ、國既ニ亡ビントスルカナシサヨ、又日蓮ヲ不便ト申ヌル弟子ドモヲバ、タスケガタラン事コソナゲカシクハ覺エ候へ、イカナル事モ出來候ハヾ、是へ御渡リアルベシ、奉見山中ニテウヱ死ニ候ハン、又乙御前コソオトナシクナリテ候ラメ、イカニサカシク候ラン、又々申ベシ、

建治元乙亥八月四日　日蓮在御判

〔乳母のふみ〕なにはのことのよしあしも、おぼしめしわき候はんまでは、うきをもしのびすぐして、御身をさらでとおもひ候しに、おのがさま〴〵になりぬべく候ことの、さやは契しとおぼえ候て、おきふしなげかれ候に、このふみにいさめし物をと見え候こそ、あまりにいとほしく思ひまゐらせ候へ、げにさぞおぼしめし候らんと御心ぐるしく、ちかきほどの思ひだになく、みやこどりにこととふたよりもまれに、かへるなみをうらやみて、くもでに思ふ事たえぬ、八はしの名うらめしく、わたりもやられ候まじき心のうち、又おぼし召なげきさぶらはんずることなど思ひつゞけ候へば、よろづものうくこそなり候へ、大かたは三十にあまり候ほどのよはいにこそ、うるはしくものはおもひしられ候なれ、はたとせがうちなどは、いかにもおもひさだまらぬことにて候なるに、ましていかにと御心ぐるしく候へども、いくとせつもりたらん人よりも思召わきぬべく、よろづにおとなしく見まゐらせ候ほどに、御覽じとゞめらるゝふし〴〵もやとて、

〔高祖遺書三〕乙御前御消息（錄內十四）

女人ハ夫ヲ魂トス、夫無レバ女人魂ナシ、此世ニ夫アル女人スラ、世中渡リガタフミエテ候ニ、男モナクシテ世ヲ渡ラセ給カ、男アル女人ニモスグレテ、世中カヒ〴〵シクオハスル上、神ニモ心ヲ入レ、佛ヲモアガメサセ給ヘバ、人ニ勝テオハスル女人也、鎌倉ニ候シ時ハ、念佛者等ハサテヲキ候ヌ、法華經ヲ信ズル人々ハ、志アルモナキモ知候ハザリシカトモ、御勘氣ヲ蒙リ、佐渡ノ島マデ流サレシカバ、問ヒ訪フ人モナカリシニ、女人ノ御身トシテ、カタ〴〵御志アリシ上、我ト來リ給シ事、ウツヽナラザル不思議也、其上今ノマウデ、又申バカリナシ、定テ神モ守ラセ給ヒ、十羅刹モ御アハレミマシマスラン、○中略 日蓮ガ頭ニハ、大覺世尊カハラセ給ヌ、昔ト今ト一同也、各ハ日蓮ガ檀那也、爭カ佛ニナラセ給ハザルベキ、何ナル男ヲセサセ給トモ、法華經ノカタキトナラバ、隨ヒ給ベカラズ、彌ヨ强盛ノ御信心アルベシ、氷ハ水ヨリ出タレドモ、水ヨリモスサマジ、青キ事ハ藍ヨリ出タレドモ、カサヌレバ藍ヨリモ色マサリ、同ジ法華經ニテハヲハスレドモ、志ヲ重ヌレバ、他人ヨリモ色增リ、利生モアルベキ也、○中略 今日本國ノ人々ハ、法華經ノカタキトナリテ、身ヲ亡シヌル也、カウ申セバ、日蓮ガ自讃也ト心エヌ人ハ申也、サニハアラズ、是ヲ云ハズハ法華經ノ行者ニハアラズ、又云フ事後ニアヘバコソ人モ信ズレ、カウタヾカキヲキナバコソ、未來ノ人ハ智アリトハシリ候ハンズレ、又身輕法重、死身弘法ト申ヘテ候バ、身ハ輕ケレバ人打ハリ惡ムトモ、法ハ重ケレバ必弘マルベシ、法華經弘マルナラバ死カバネ還テ重カルベシ、カバネ重クナルナラバ、此カバネハ利生アルベシ、利生アルナラバ、今ノ八幡大菩薩トイハヽルヽヤウニイハウベシ、爾時ハ日蓮ヲ供養セル男女ハ、武內若宮ナンドノヤウニアガメラルベシトオボシメセ、抑一人ノ盲目ヲアケテ候ハン、功德申バカリナシ、況ヤ日本國ノ一切衆生ノ眼ヲアケタ候ハン功德ヲヤ、何況一閻浮提四天下ノ人ノ眼ノシキタルヲアケタ候ハンヲヤ、法華經第四云、佛滅度

申げに候也、若左様におはしまさば、いかでかおやの御跡を續て、帝王を守まいらせ、國土の固とはならせ給べき、それを押直させ給ての上の御祈にて可レ有候、夫をなをさせおはしまさずは、いかに祈まいらせ候とも、志るしありがたく候、〇中略重々御文給はり候事忝候へば、恐々申候也、恐々謹言、

正月廿一日〇廿一本作十三日　　文覺

鎌倉殿〇源頼家

御返事

〇按ズルニ、本書道珍本ノ奥書ニ、左衛門督殿〇源頼家、于時左近衛中將正治元年十二月之比、被レ進二御歎書於文覺一云々、同二年正月此御返事被レ申候云々トアリ、

〔定家卿消息〕毎月の御百首、能々拜見せしめ候ぬ、凡このたびの御歌、まことにありがたう見申候へば、年來をろかなる心に、かたじけなき仰のいなみがたさばかりをかへりみ候とて、わづかに先人申をき候し、庭訓のかたはしを申候き、定て後の世のわらはれ草も、志げうぞ候らむなれども、さすがに其跡やらむと、御歌もことの外に、よみつのらせおはしまして候へば、返々本意におぼえさせ給て候、抑歌は、たゞ日來志るし申候しごとく、万葉よりこのかたの勅撰を、志づかに御覽せられて、かはりゆき候ける姿どもを御心得候へ、〇中略今にはかに勸申さだめて、髣髴きはまりなうぞ候らんと、あさましきまで思給候ながら、ひとへに愚訓をのみまぼると、そのおほせかたじけなく候まゝに、左道の事ども志るし付候、相構々不レ可レ及二外見一候、大體愚老が年來の修理の道、たゞこの條々の外は、また〳〵他の用意なく候、隨分心底をのこさず書つけ侍り、必この道の眼目とおぼしめして御覽せられ候べく候、あなかしこ〳〵、〇中略

或同本奥書ニ〇中略此庭訓者、京極入道中納言〇定家、令レ贈二故衣笠内府〇藤原家良一許一云々、

有べきとおもふなり、坂東にも、其後別事もなし、少も騷事候はず、委は此雜色に仰含候ぬ、恐々、

千葉介、ことに軍にも高名してけり、大事にせられ候べし、

正月六日

蒲殿

〔謡抄〕文覺上人消息

かさねての仰、委承候ぬ、御返事は先に申て候へども、猶同じ事を申候也、返々も故大將殿(頼朝)の仰をうけたまはるとおぼえ候て、悲哀にこそ覺候へ、御祈の事は、故大將殿、東大寺修造の事、申行せ給て候き、又高雄の興隆も、偏に御力にて候しかば、其功德にて、後世も定て貴からせ給候ぬらんと存候、文覺も御力に依て、佛の恩德を報て、衆生を利益する事にて候へば、御恩の至無申計悦存候、仍仰なき先より、安穩におはしませと念願する事にて候、但德を行、善を好む人にとりて、祈はかなふ事にて候、不義に振舞家には、いかなる祈も不叶候也、(中略)佛神は、偏に德と信とを納受して、物により財を悦ばせ給はぬことゝ、可知食にて候也、かやうの事の謂を御意得候て、武家を治、帝王の御守と成、諸人の依怙とならせ給候はゞ、聊もわろく腹くろく思まいらせん者をば、日本國三世の敵にて候はんずれば、其身自然に可滅候、如此委樣をも申ひらかずして、衆仰を悦として、御氣色をよからんとのみおもひて、佛神の御心をばかへりみおそれず、たのもしげに申なして、御祈申候はん事は、田地の費と成、庫倉の物のみうせて、御爲も一切其益有まじく候、却て御あたにて候也、文覺も罪業を受べく候、さる御損をば、いかゞとらせまいらせ候べき、(中略)京中の者申合候なるは、いたく狩を好て、人の歎を知らせ不給、世の費をもかへりみさせ給はぬ、すべていさむる事をきゝ入させ給はず、彌御前あしくなる故に、人皆口をとぢて、只目出度おはしますとのみ申をきゝて、すべて御身のとがをば、一つもきかせ給はず、しらせ給はぬことゝ、やきて惜

にてはあれども、平家は常に傾城うかゞふ事にてあれば、もしをのづから道にて押さられなどしたらん事は、聞耳も見苦しき事にてあらんずれば、つかはさぬ也、又内藤六が、周防のせいを以、志をさまたげ候、以外事也、當時は國の者の心を破らぬ樣なる事こそ吉事にてあらむずれ、又八嶋ニ御坐大やけ〇安德并に二位殿女房だちなど、少もあやまりあしざまなる事なくて、向へとり申させたまふべし、かくとだにも披露せられば、二位殿などは、大やけをぐしまゐらせて、向さまにおはする事もあるらん、大方は帝王の御事、いまに始ぬ事なれ共、木曾は、やまの宮、鳥羽の四宮討奉せて、冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮討奉て、加樣にうせんとする事なり、されば能々したゝめて、敵をもらさずして閑に可被沙汰也、内府〇平宗盛は極て臆病におはせる人なれば、自害などはよもせられじ生どりに取て、京へぐして上ルべし、さて世のすゑにも言傳てあらば、いま少吉事なり、返々此大やけの御事、おぼつかなきことなり、いかにも〳〵して、事なきやうにさださせ給べし、大勢どもにも、此由をよく〳〵仰含られ候べし、穴賢々々、さては侍共に、構テ々心々ならずして有べきよし、能々被仰べし、構々て筑紫の者どもにもにくまれぬやうにふるまわせ給べし、坂東の勢をば先手として、筑紫のものどもをもて八嶋をば責させて、無念やうに閑に沙汰候べし、敵よはくなりたると人の申さんに付て、敵あなづらせ給ふ事返々有べからず、構々敵をもらさぬ支度をして、能々したゝめて事を切せ給べし、猶々返々、大やけの御事、ことなきやうに沙汰せさせ給べきなり、二月十日のころには、一定舟をば、上ンずるなり、佐々木三郎〇盛綱筑紫へは下リさがりたるによて下しき、備前兒嶋をば責落レたるなり、構々ていかにも物騷しからずして、閑に軍しおほすべし、侍どもの事、是によりかれによりなどして、さゝやきなどして、人に見うとまれ給べからず、又路々の間、兵粮なくなりたるなど、京より方々にうたへ申せども、さほどの大勢の軍粮料にて上らざりしかば、手かはさなくて

無トモ承ザルラン、母御前ニモ弟ニモ後レテ憑方ナシ、誰ニ預ケ何ニセヨト思侍ニカ、扶シテ御上候ヘ、戀シ共戀シ、床シ共床シ、三年ノ思歎、水莖ニ難盡侍レバ留候ヌ、穴賢々々、ト哀書端ニ滋ク薄ク、ミダシ書ニゾシタリケル、

〔豫章記〕右大將家賴朝御書云

西國には、それより外にしたしき人も候はず候、此春申ごとく、偏に賴人申まいらせ候、あはむのかもんのくはん玄やには、定而物語候つらん、心やすく候、こなた樣は、みなおもふやうにしたゝめて候、ちかきほどにおもひたつべく候、又心やすく候はん、したしき人ひとり給候へ、くわしくのむね申度事候也、そなたの一もんだちは、何どか申候らん、おぼつかなく候、抑色々の物給候、返返御心指よろこび入候、恐々謹言、

治承三十月三日　　　　賴朝御判

河野四郎〈〇通信〉殿

〔吾妻鏡四〕元曆二年〈〇文治元年〉正月六日庚寅、爲追討平家、在西海之東士等、無船粮絶、而失合戰術之由、有其聞之間、日來有沙汰、用意船可送兵粮米之旨、所被仰付東國也、以其趣欲被仰遣西海之處、參河守範賴、〈去年九月二日出京赴西海〉去年十一月十四日飛脚今日參着、兵粮闕乏之間、軍士等不一揆、各戀本國、過半者欲逃歸云云、其外鎭西條々被申之、又被所望乘馬云云、就此申狀、聊雖散御不審、猶被下遣雜色定遠信方宗光等、但定遠信方者在京都可相具之旨被仰含于宗光、宗光帶委細御書、是於鎭西可有沙汰條々也、其狀云、

十一月十四日御文、正月六日到來、今日從是脚力を立とし候つる程に、此脚力到來、仰遣たるむね委承候畢、筑紫の事、などか從はざらんとこそおもふ事にて候へ、物騷しからずして、能々國に沙汰し給べし、構へて〳〵國の者共に、にくまれずしておはすべし、馬の事、誠にさるべき事

ヨ、平ラカニ參著タラバ、進セヨトテ御文アリ、御詞ニハ、替ヌル世ノ恨ニ、筆ノ立所モ覺侍ラズ、泣泣申候ヘバ、文字モサダカナラズ、御覽ジ惡コソ渡ラセ給ハンズラメ、御返事ヲモ待見進ヤバ、イカ計カハト申セトコソ仰候シカ、昔ナラバ角直ニ承ベシヤト、哀ニ思進ラセテ、落涙ヲ押ヘツヽ、奈良ヲ出テ罷下シ程ニ、門司赤間ノ關ヨリ始テ、硫黃嶋ヘ渡ルト申者ヲバ、怪文ナドヤ持タルト求捜ト承シカバ、御文ヲバ本結ノ中ニ結ビ籠テ、難有シテ持テ參タリトテ、取出シテ奉之、僧都ハ、悲サノ中ニモ嬉ク珍ク思テ、涙ヲ押拭々々披見給ヘバ、其後便ナキ孤子ト成果テ、御向後ヲモ承ル便モナシ、身ノ有樣ヲモ知ラレ進セズ、イブセサノミ積レドモ、世中カキクラシテ晴心地ナク侍リ、サテモ三人同咎トテ、一ツ嶋ニ移サレケルニ、二人ハ被免ニ、ナドヤ御身一人殘留給ラント、人シレヌ歎、唯思召ヤラセ給ヘ、人々嶋ヘ被流給テ後、其ユカリノ者ヲバ尋求テ、手足ヲ損シテ責問ベシナド聞エ侍シカバ、召仕シ者共モ、遠國々ヘ落失テ、舊里ニ一人モ留ラザレバ、都ニハ草ノユカリモ枯ハテヽ、立紛ベキ方モナク、哀絲惜ト事問人モナシ、君達モ可被召捕ナド聞エシカバ、母御前弟我身三人引具シテ、幽ナル便ニ付テ、鞍馬ノ奧トカヤニ迷人、日數モ見エヌ山里ニ、住モ習ハヌ柴ノ庵ニ忍居テ候シ程ニ、朝夕ハ御事ヲノミ歎給シニ打副、稚身々ノ向後イカニセント、隙ナキ御物思ノ積ニヤ、病ト成セ給タリシカバ、弟ト二人、トカク勞リ慰進セシカ共、不叶シテ空見成進セヌ、生テノ別、死ノ別レ、爲方ナケレバ、二人歎暮シ泣明シ侍シ程ニ、又弟モ疱瘡トカヤ申勞ヲシテ、今年ノ五月ニ身罷侍リ、同道ニト歎シカ共、ハカナキ露ノ命ト云ナガラ消モヤラデ、強面今マデハ草ノ庵ニ殘留テ侍レバ、憂事モ悲事モ可思召知、拙果報ノ程コソ宿世ノ身ノツトメ辱ク思侍レ、故母御前、御勞ノ時、我死ナバ誰ヲカ便ト憑御坐ベキ、奈良ノ里ニ姨母ト云人御坐ス、尋行キ打歎カバ、去共憐給ハンズラント仰候シヲ承置テ、當時ハ奈良ノ姨母御前ノ御許ニ侍リ、疎ナルベキ事ニハアラネドモ、幽ナル住居、推量給ヘ、サテモ此三年マデ、イカニ御心強ク、有トモ

レバ、尋テ假借シケル程ニ、女コト請シテケレバ、男、女ノ家ニ行テ會ニケリ、男、女ノ家ノ有樣ヲ見ルニ、可有カシク吉ク造タル家ニ住付テ糸賑シ氣也、〇中略然テ其ノ得サセタル藏ノ鎰ヲ以テ云ケルマヽニ、其藏ヲ開テ見ケレバ、万ノ財、棟ト等シク積テナム有ケル、思シキニ隨テゾ取リ仕ヒケル、亦近江ニ知ケル所ヲモ、偏ニ我ガ領ニシテゾ樂クテ過ケル程ニ、生夕暮ニ糸清氣ナル紙ニ申文ノ樣ナル物ヲ人持來テ差置テ去ヌルヲ、何文ナラムト思テ取テ披テ見レバ、假名交リニ此ク書タリ、怪キ樣ヲ見エ奉テ後、思シ食シ不疎マズシテ藏ノ物ヲモ召シ仕ハセ給ヒ、近江ノ所ヲモ不憚ズ領セサセ給フ喜ビ、申スモ愚ニ候フ、死候ナバ御護トゾ罷リ可成キ、已レハ近江ノ國ニ然々ト申シ候ヒシ者ニ候フ、其レガ不思ザル外ニ人ニ被謀テ、惡シキ氣色見エムトテ、被雇テ罷リ候ヒシニ、盜人仕ケルヲモ不知給ヘズ、只敵討ゾト思テ罷テ候ヒシ程ニ被捕テ候ヒシガ、構テ遁テ命許ヲ存シテ候ヘドモ、然ル恥ヲ見候ヒニシカバ、然カ有シ者ゾトモ人ニ被知レ不候テ、早ウ死キト人ニハ聞セテ、此ク隱レテ候ツ也、其レニ世ニ候ヒシ時ニ、要ニ候ヒシカバ、京ニ此ク家ヲモ造リ置テ、藏共ニ財ヲモ貯ヘ置テ候ヒシカバ、此ノ人ヲモ此ニ居エテ候ヒツルニ、此樣ニ御マサム人ニ奉ラムトテ、于今持テ候ヒツル也、近江ノ所モ、已ガ先祖ノ領ニ候ヘバ、可妨キ人モ不候ズ、其レニ此ク思ヒノ如ク御マセバ、喜クナム、ト細々ト書タルヲ見テゾ、然ハ然カ有ケル者トモ知ケル、其ノ後ハ藏ノ物ヲモ取リ仕ヒ、近江ノ所ヲモ知テ樂シクテゾ有ケル、然ルニテモ少シ慷愧キ妻也カシ、後ニハ人知ニケルニヤ有ラム、此ナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔源平盛衰記十一〕有王俊寛問答事

有王申ケルハ、姫御前ハ、奈良ノ姨御前ノ御許ニ御渡ト承テ、參テ此嶋ヘ思立候、御言傳ヤト申入テ候シカバ、端近出サセ給ヒ、不斜御悅有テ、良レ女ノ身程、無甲斐事ハアラジ、我身モ父ノ戀シサハ、已ニヤ劣ルベキ、可願方ナシ、可思立道ナラネバ力ナシ、サテモ多人ノ中ニ、一人思立ラン嬉サ

年ごろは、杉のしるしもなきやうにて、たづね聞えさすべきかたなくなんおもふ給ふるに、いともいともうれしくてなん、人はよもとは、こゝろうくもおしはからせたまひけるかな、

打すて、別れし人をそことだにしらでまどひし戀はまされり

と聞え給へり

〔今昔物語二十六〕觀硯聖人在俗時値盜人語第十八

今昔、兒共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、其ガ若クシテ在俗也ケル時、祖ノ家ニ有ケルニ、夜壺屋ニ盜人入ヌト人告ケレバ、○中略其時ニ觀硯密ニ盜人ニ、起上テ我ガ脇ニ変テ出ヨ、糸惜ケレバ逃サムト思フゾト云ケレバ、盜人和ラ起上リテ、觀硯ガ脇ニ付テ出ヅ、○中略其後觀硯年來ヲ經テ、東國ノ受領ニ付テ行ヌ、而ル間要事有テ京ニ上ルニ、關山ノ邊ニシテ盜人ニ合ヌ、○中略主人ノ男ノ云ク、今二三日モ可御坐レドモ、京ニ疾ク御マサマ欲カラム、然レバ今日返ラセ給ヒテ、心モ得サセ不給ハ、靜心モ御サジト、○中略觀硯ヲバ本ノ馬ニ乘セテ、人五六人許付テゾ返シ遣ケル、○中略長子觀硯ヲ見テ喜ブ事无限、門ノ脇ニ置タリツル皮子ヲ二乍ラ取入テ開テ見レバ、一ツニハ文ノ綾十疋、美八丈十疋、疊綿百兩入タリ、今一ニハ白キ六丈ノ細布十段、紺ノ布十段入タリ、底ニ立文有リ、披テ見レバ、糸惡キ手ヲ以テ、假名ニ此ク書タリ、一トセノ壺屋ノ事ヲ思シ出ヨ、其事ノ于今難忘ケレバ、其畏(カシコマリ)ヲ可申方ノ不候ツル、此上(カク)ラセ給ツ由ヲ承テ迎ヘ奉ル也、其喜サハ、何レノ世ニカ忘レ申サム、其夜徒ニ成ナマシカバ、今マデ此テ侍ラマシヤハト思給ウレバ、无限ナント書タリ、其時ニゾ觀硯被心得テ肝落居ケル、

〔今昔物語二十九〕隱世人聟成□□□語第四

今昔、□ノ□□ト云フ人有ケリ、父母ニモ送レテ、世ヲ何カニセムト思ヒ煩テ、妻モ无カリケレバ、便有ラム妻ヲモガナト尋ケル程ニ、祖モ无クテ身一ツ便々シクテ過ス女ナム有ルト人ノ告ケ

にこそ、姫君のおひ出させ給し時は、宮もはかなくならせ給ひながらも、いとおとなしくならせ給ひて、其後又侍從がは〻なりし人もかくれにしかば、たれも〳〵志る人もなくて、そのかたの戀しさに、あなゆかしさこそよをそむき給はめ、うらめしくもかきたえ給ふ物かな、わすれ草のしるべとかや、さても〳〵人づてならで申あはすべき事なん侍る、よろづをすて〻、夜をひるに參り給へ、あなかしこ〳〵、なべてなるらん事にはなどかきてやりける、すみよしに行て、しかときこゆ、あま君いそぎあけて、なく〳〵見て、御返事に、まことに世をそむきて、住吉のわたりに侍ながらも、あさゆふそのむかしの人の御事のみ心にか〻りてあかしくらす中に、二葉にみえさせ給ひしをふりすて參りしかば、いかに〳〵おひ出させ給ふらんとゆかしく、おこなひのさまたげとならせおはしませば、忘草もなのみして、かた時もわすれ奉る事はなけれども、はかなき世中のくせにてよな、いま〳〵とおもひてすぐしつる程に、わかき御こ〻ちどもにおぼし出て、かやうにおほせられたる事の御うれしさよ、さても〳〵おほせのま〻に急ぎ、御身づから、あなかしこ〳〵とかきてまゐらせたりければ、ひめ君、侍從、すこしはる〻心ちして、人志れず出たゝん事を侍從にいひあはせ給ふうちに、（下略）

〔落窪物語三〕衞門のかうの殿より、（中略）四の君のもとに御ふみあり、

としごろ、いとおぼつかなく思たまへつ〻、かくなんときこえまほしながら、つ〻ましき事おほくて、わすれやしたまひたらん、

　忘れにしときはの山の岩つゝじいはねど我に戀ぞまさらじ

と、おもひ給ふるにこそいと心うけれ、うへにも御かた〳〵にも、今はたいめんにと思ひたまふれば、うれしくなんときこえたまへ。

とあり、（中略）四の君の御返し、

れはしさはさしをかれて、

はるかにもおもひやるかなしらざりしうらよりをちに浦づたひして、夢の中なる心ちのみして、さめはてぬほど、いかにひがことおほからんと、そこはかとなくかきみだり給へるしもぞ、いとみまほしきそばめなるを、いとこよなき御心ざしの程と人々みたてまつる、

〔源氏物語早蕨四十八〕あざりのもとより、年あらたまりては、なにごとかおはしますらん、御いのりは、たゆみなくつかうまつり侍り、今はひと所の御ことをなん、やすからずねんじきこえさするなど聞えて、わらびつく〴〵し、おかしきこにいれて、これはわらはべのくやうにて侍る、はつほ成とて奉れり、手はいとあしうて、歌はわざとがましくひきはなちてぞかきたる、

君にとてあまたの春をつみしかばつねをわすれぬはつわらびなり、御前によみ申さしめ給へとあり、

〔源氏物語寄生四十九〕心ひとつに思ひあまりてはづかしけれど、中納言殿に御ふみ奉れ給、○中略一日の御事は、あざりのつたへたりしに、くはしうきゝ侍にき、かゝる御こゝろの名殘なからましかば、いかにいとほしくとおもひ給へらるゝにも、おろかならずのみなん、さりぬべくはみづからもときこえ給へり、みちのくにがみに、ひきもつくろはず、まめだちてかき給へるしも、いとをかしげなり、○中略御返はうけ給はりぬ、一日はひじりだちたるさまにて、ことさらにしのび侍しも、さおもひ給ふるやう侍るころほひにてなん、なごりの給はせたるこそ、すこしあさくなりにたるやうにと、うらめしう思給へらるれ、よろづはいまさふらひてなん、あなかしこ、○下略

〔住吉物語〕侍從も、いかにともおぼえずなどいひつゝ、とかくあんずるほどに、こはゝ宮のめのとなる女の、宮におくれまゐらせて、後に尼に成て、住吉になん侍けるを思ひ出て、○中略侍從が母のもとにありける女の、よくしりたるをよびてやりけるふみに、さても久しきなどはをろかなる

和文書簡

中書一候、御賢息様へ宜敷御傳言希候

學瑞章、適書與居康勝、過荷注存、高情豈楮寵出望外、謹此裁答、餘期面解、令郎喜事日新、祈致意、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〈○文治元年〉二月廿九日癸未、加藤五郎入道參營中、被レ置二一封狀於御前一、〈○中略〉武衞御二覽件狀一、御感涙覽景廉之狀、〈和字〉

六波羅、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜四年〈○貞永元年〉九月十一日、武州〈○北條泰時〉以五十箇條式條、相副和字御書、被レ送二遣于

〔竹取物語〕ふみをかきおきてまからむ、こひしからんをり〳〵、とり出て見給へとて、打なきてかく、ことばゝ、この國にむまれぬるとならば、なげかせ奉らぬほどまで侍らで、すぎ別ぬることそかへすがへすほいなくこそおぼえ侍れ、ぬぎおく衣をかたみと見たまへ、月の出たらむ夜は見おこせ給へ、見すて奉りて、まかるそらよりも、おちぬべきこゝちするとかきおく、

〔空穂物語嵯峨の院〕御返いとめづらしう給はせ給つるは、かしこまりてうけ給はりぬ、いともいとうれしき御よろこびは、まづそうせんとおもひ給へしかども、月ごろおほせごとも侍らざりしかば、いかなる御けしきにかと思ひ給へつゝ、みてなん、やまびことかや、のたまはせたるも、いざや、

あら雲もいるかはりぬとき、しかば山びこもいかゞこたへうからぬ、おほろけにやまいり侍らんことは、このみや、けふあすまいり給べかんめり、おなじくはとてなん、ときこえ給て、〈○下略〉

〔源氏物語十明石〕二條院上〈○紫〉のあはれなりしほどの御かへりは、かきもやり給はず、うちおき〳〵おしのごひつゝきこえ給、御氣色なほことなり、〈○源氏〉かへす〳〵いみじきめの限をみつくしはてつるありさまなれば、いまはとよを思ひはなるゝ心のみまさり侍れど、かゞみをみてもとの給ひし面かげのはなるゝよなきを、かくおぼつかなながらやと、こゝらかなしきさま〳〵いう

馬のはなむけさて、おくりたまはりし時の御おもかげは、身にそへてはなち聞えさせずながら、日をかさねて、いとゞおぼつかなさのまさり侍るを、平らかにやおはしますらん、旅はうきものの、をかしきものとのたまへりしをなん、やう〳〵思ひ知り侍りける、椎の葉にをものもりて、くさまくらせし昔とは、こよなうやう替りたる今のよのうまやぢども、みつばよつばにむね〳〵しうたてなべたる家どもより、今めかしき女どもを、とにたてゝよばしむるに、袖をひかれて宿れば、やがてまらうどゐにすゑて、らいし知りざら、つばけ、ひらけやうのものまで、きら〳〵しうてうじ出て、あるじまうけし、ふすまさへけしうはあらぬに、家人よりけに、なれ〳〵しうむつれそぼるゝ一よづまも侍り、御かたまゐり御あしまゐらんといふめしひなどもさぶらひてなん、よろづあかぬことなう見たまへらるゝ物の、故郷のことは、かた時もわすれ侍らず、たゞそなたより吹風のむつまじくて、をかしき海山などを見たまへては、諸ともに見ぬことゝなげかれ、ましてかなしき日などを見たまへては、涙もほろ〳〵とこぼれ侍るぞかし、人はみなわがやわがやに歸りゆくたそかれ時ぞ旅はかなしき、あはれとおもひおこせたまへや、さこそ侍れど、今日までは足のけもおこらず、かうはる〳〵とき侍りぬることと聞えさせまほしさに、此はしり書、たよりにつけてなん、あなかしこ、

〔尺牘彙材布施三涯〕尺牘布置、雅俗自異、今列數首、使初學者知雅趣、而附記國字書、以辨其異矣、（中略）

別後最早一年餘相成候、相思之情不少候、近來拜面所願候、幸便候間、御安否承知仕候、草々申伸候、

違儀範者已歳餘、干旄之想何解、何日天假良緣、更接高誼、遙詢動履亨嘉、甚慰鄙懷、虔修寸箋、不盡縷縷、

朶雲拜誦、愈御平安之由、珍重存候、御尋問御懸芳之事ニ可存候、先草々及貴答候、心事期面上可

〔かりの行かひ〕月なみのふみ

むつき

内の女房のもとにずりやうのめよりおくるふみ

つきせぬ御ことぶきも、とくこそ聞えさせ侍るべきを、しばしおほやけごとしげからんほどをすごしてと、けふまでになりにたり、いでやれいのいはひことばゝ、鶴かめもなほあかねば、中々にてなん、おき侍りぬ、年のあらたまりては、いとゞうちわたりなまめかしう、かみよのまゝのおきてたがはで、おごそかならんこそおしはかりたてまつるもかたじけなけれ、さるはあまたの女房だち、上のも、御かた〴〵のも、此ごろはいとゞ萬に花折てさうぞきつゝ、かけまくもかしこきおまへどもに、さしつどひたまふらんうち〳〵の御ありさま、いかに見るかひあらむと、御せちゑ、男踏歌など、世にのゝしるにつけても、かぎりなうゆかしう、おとにのみきくもゝしきを、例ゆふにたちならし給ふらん、御身のすくせこそうらやまれけれ、ひとりおをうまみむとて、いざなふ人侍りしかど、とし比ひなのすまひにうもれ侍りにければ、ゆくりなくさし出んことのかゞやかしさに、くちをしうおもひとまりにしかば、いかで此ほど過したまひて、のどやかなるをりあらんに、かならずまかでたまへかし、ゆかしき御ものがたりも聞侍らばやさてこそ春のこゝちもせめ、いなかだちたるまがきのうめの、やゝけしきだち侍るも、おなじくはちらぬさきにと、たよりのかせにもつたへまほしう、うぐひすは、ものかは、まちきこえはべるかし。○中

これは、あるやむごとなき姫君の、御手本の料に書てまゐらせよと仰らるゝに、おのれいとしもことしげくて、とみにもえ書べからぬを、紀伊の殿のおまへに侍るよの子は、おのがかゝることをきこえおきつれば、かゝせてたてまつるなり。　眞淵

〔雅言用文章下〕故郷に贈る文

右京大夫殿參人々御中

〔新撰類聚往來上〕鳳曆開端、龍蹲易次、三正之嘉慶、雖而今事舊候、旁以珍重々々、殊向貴面、攸祝千祥萬悅之至、更不可有際限也、抑進觴擧栢葉之銘、祝壽獻椒花之頌、猷榊凝仙醞之香、難帖退屋舍之妖、是皆千門九陌、展慶賀之誠也、如有脚陽春、百花自之春、千草各向陽〇中略委曲具難盡紙面、恐々謹言、

大簇廿五日　紀某

謹上　勘解由次官殿

〔貞德文集上〕當年之御試筆之物、乍不及申、殊勝存候、辿之儀、歲暮年內立春、子日若菜御詠可注給候、御恥ヶ鋪候得共、愚詠備高覽候、可預御慈斤候、發句書付候、是又御指南所仰候、五山十刹之僧衆、御詩聯句、當春之分寫置候、御用候者可進候、恐々不備、

正月十六日　滋井式部少輔秀勝

速水左近將監殿

〔初學文章〕以面得御意度事候、御內に御座候者、以參可申候、雨中御徒然候哉、一會張行申度候、隣單之若衆達、今夕一折興行可申とて來臨候間、御隙入候共可有御出候、日外之連衆計にて、隔心成方は無之候、頓而々々待入候、

〔四民往來〕御書御請文章

當五日之　御書、謹而奉拜見候、

殿樣益御機嫌能被爲遊御越年、元朝二日御本丸御還、御家門方幷御家中之諸士、御嘉辰之御　目見被爲請、　御盃又者御流頂戴之、御　城下寺社之總御禮式、首尾克相濟、萬端御作法無殘所、御嘉例御規式無故障被遂行、御愉悅不斜之旨、恐悅至極奉存候、定以私式迄御直書被成下、難有仕合奉存候、恐惶謹言、

福祿增崇、及萬民康泰、四海安寧、所構大法會、修大法燈也、○中略　將又爲御結緣、可有光臨候、恐々謹言、

十二月三日

謹上　西山方丈

〔尺素往來〕新春吉兆、逐日發見、自他一同、富貴万福、幸甚々々、如然祝言最前、向于貴方申籠候之間於今者雖事舊候、猶不可有盡期候也、抑元日小朝拜、大閤御出仕、殿下幷相國三公大樹以下、見任公卿、三十餘人烈立、近來之壯觀此事候、總三節會、內辨左相府、外辨右內兩府以下數輩、御酒勅使、宣命使等、參議納言各勤仕之、其作法殊勝、就中大相國者、聖上之外祖、武將之嚴親、匪啻被襃准三后之宣旨、依免例烈、每度不被立于外辨之參烈、直令昇殿、必被著奧座第一之兀子、定是可謂一代之元老、無雙之重臣者歟、將又朝覲行幸者、二日依雨延引、昨日被遂大儀候、隨而將軍家麾下、大理兼帶御供奉事、貞信公之例歟、尤稀事候云々、奉行散狀、一紙令進覽候、○中略　心事併期來信候也、恐惶謹言、

正月　日

〔大館常興書札抄〕一擴家江之書狀之事直札にてはあるべからず

來五日和歌御會之事、可令參上之段、被仰下之趣示給候、畏存候、必可令參候、此等之次第、宜預御披露候、恐々謹言、

月日　　　　名乘判

大膳大夫殿是は近衛殿祗候之諸大夫也

〔大館常興書札抄〕一武家方三職江之書札之事

先日以奉行被仰出候間之事、急度被加御下知候者、可然被思召之段、得其意可令申由上意候、此等之趣、宜得御意候、恐惶謹言、

月日　　　　名乘判

謹上　源左衞門尉殿

〔庭訓往來抄上〕庭訓往來序
中比天台山ニ獨ノ學匠在リ、名ヲ玄惠法印ト云、生國ハ羽州ノ人也、久ク比叡山ニ學特シケリ、或時禁中ヘ被召、年來之學問ニ奇特有ル事ヲ御所望有之剋、庭中ニテ一卷ノ書札ヲ染筆ス、見給バ十二月ヲ兼而、潛ニ法度ヲ顯ス也、御門此文ヲ叡覽在テ、則チ庭訓往來ト名付給ヒシ也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞丈云、古抄云、玄惠法印の作る所也、一時隨筆に(閑四雜中所載)云、世にいへる庭訓往來は、北畠玄惠法印の作也、叡山の住侶にして、上綱にあげらる、元弘四年正月廿一日、依勅書之、一說に叡山に武家の御ちごあり、玄惠常にむつまじくかたらひしが、手本のためにまいらせしとも聞えし、　貞丈按、庭訓の二字は、論語に孔子の鯉魚に訓へ玉し故事より出たる事なれば、師弟を父子になぞらへて、庭訓とは名づけしなるべし、兒に書てあたへられしと云を正說とすべきか、勅によりて庭上にて卽座に書れしと云は妄說なるべし、勅命を下されて撰せらるゝ程の書にもあらず、勅命によりて撰ばれし書には、庭訓といふ題號不相應也、(中略)貞丈按、庭訓往來は、菅家の十二月往來、後京極殿(○藤原良經)の新十二月往來、藤原明衡の明衡往來の體を摸して作れる者也、又後成恩寺殿(○一條兼良)の尺素往來は、庭訓往來を摸して書きたまひしなるべし、凡往來は、皆幼童の書を學ぶ者の爲に設たる者也、是を以て文字を書習ひ、讀習ひ、文言を綴り習ひ、萬物の名稱を開習ふ事、其德少からず、今世に至ては、學者の古實を稽ふる一助とも成れる也、未鍊の學者は、俗本なりとて輕しめ賤しめ、見るに足らざる者とするは、小智の所爲也、

〔異制庭訓往來〕窮陰已衰、復陽忽來、群蟄望春光於水壤之間、萬卉行陽和於雪谷之底也、草木昆虫之類、尙待春光之恩、橫目竪鼻之倫、盍被天眷之惠哉、然者上爲鳳扆龍樓之聖算無疆、下爲三公百官之

り、

〔新十二月往來〕

更衣裝束數十具、夜前被進院廳候畢、而只今可被渡皇后宮之旨被仰下候、尋常長櫃廿合、相具使者、可令進給之旨、大貳殿所仰候也、仍而執達如件、

四月一日　後京極攝政良經公

謹上　中外記大夫殿

山城介

被仰下候長櫃廿合令進上候、兼不蒙仰候之間、不尋常少々相交候段、恐思給候、可然之樣可令披露給候也、恐惶謹言、

四月一日　散位中原明文

〔庭訓往來〕春始御悅向貴方先祝申候畢、富貴萬福、猶以幸甚々々、抑歲初朝拜者以朔日元三之次可急申之處、被驅催人々子日遊之間、乍思延引似谷鶯忘檐花、苑小蝶遊日影願背本意候畢、將又楊弓雀小弓勝負、笠懸小串之會、草鹿圓物之遊、三々九手夾、八的等曲節近日打續經營之、尋常射手、騎挽達者、少々有御誘引、思食立給者本望也、心事雖多、爲期參會之次、委不能腐毫、恐々謹言、

正月五日　左衞門尉藤原知貞

謹上　石見守殿

改年吉慶、被任御意候之條、先以目出度覺候、自他嘉幸、千萬々々、御芳札披見之處、青陽遊宴殊珍重候、堅凍早解、薄氷忽披、即可促拜仕之處、自他故障不慮之至也、百千達者究竟上手、一兩輩可令同道也、但的矢蟇目等無沙汰憚入候、一種一瓶者衆中課役、賭引手物者亭主奔走歟、內々可被得御意、萬事物忩之間、不及一二、併期面謁之時候、恐々謹言、

正月六日　石見守中原

右大辨殿

嚴札之旨、謹承候了、二世以下四世以上、謂之女王、五世者、自入命婦宮人之例、近年彼顯子之外、無女王、乃祿事停止歟、但可尋先例事也、命婦者、謂婦人帶五位以上曰內命婦也、五位以上妻曰外命婦也、件梅枝、爲伯小大夫妻云々、仍自稱歟、此事等見職員令、可引御覽之狀如件、

正月十日　　右大辨

〔貫嶺問答〕此書者、祖父內相府〇藤原忠親之筆削也、正本兼季卿傳之、予〇忠定先年以件正本書寫而不慮有汚損事、重尋彼本之處、或人被取失畢云々、仍以他本自花山被尋送之書留之處、其本云字云點、甚以猥藉、不能指南、爲之如何云々、

嘉祿元年十月十七日燭下比校了

〔十二月往來〕七月七日之美景者、一季一度之佳期也、屢企終夜乞巧之思、可爲延年會過之媒也、可然者、若令枉花軒給哉如何、謹言、

七月六日　　勘解由次官

宮內權少輔殿

欝望之際、恩章恐悅候、良辰誠難被空過候歟、和漢六義之興、縱雖非己之詞、盃飯兩方之養、不可假人之口、早豫參燕席之末、可申行猥藉之會耳、恐々謹言、

七月六日　　宮內權少輔

〔群書一覽二往來〕十二月往來　一卷

正月より十二月に至る往反の書翰也、作者つまびらかならず、刊本一名菅丞相往來とす、正保四年刊行す、

〇按ズルニ、菅丞相往來ハ、御製作十二月往來トモ稱スレドモ、上ノ十二月往來トハ自ラ別ナ

〔雲州消息中末〕奉上　占形一枚

右一日陰陽助占云、始終雖吉、其卦不宜、漏剋博士覆推云、能加祈禱可成就歟、被改日時可被推也云云、諸事自可聞也、且以狀、

月　日　　東市正

陰陽安先生殿

只今依御祭之間事、從內大臣殿有召、仍令參勤之間、不取敢紙筆、退出之後可卜申之狀、如件、

乃剋　　安部

〔群書一覽往來二〕明衡往來　三卷　藤原明衡

一名明衡消息、又雲州往來と號す、正月より十二月までの消息、又上啓案內の事、請假札事、請恩章事、三日會事等、春の文より多の文に至り、又正月元日言上の文より十二月上旬の文に至る、人の名は前丹波守橘、散位高階朝臣、大學助藤原などゝ見えたり、其中仲春の文の所に、勘解由次官藤原明衡とみづからの名をあらはせり、此書を雲州往來と號する事は、明衡著述の本朝文粹の林道春の序に云、按明衡、姓藤原、其履歷者、勘解由次官、兼出雲大守也、世所稱雲州往來三卷、亦其所作、而便于通俗也云々、

〔本朝文粹〕新刊本朝文粹序

按明衡、姓藤原、其履歷者、勘解由次官、兼出雲大守也、世所稱雲州往來三卷、亦其所作、而便于通俗也、

〔貴嶺問答〕面謁相隔、伊鬱尤多、抑一昨日參內、新藏人云、去年十二月、顯子女王卒去、仍王祿不被行、又日女房梅枝、未叙爵而自辭命婦、理可然哉、者此事雖非至要、爲散蒙、言上如件、

正月十日　　左中將

文範

〔かりの行かひ序〕歌のすがたの、ちはや振神代よりつがの木のいや繼々にかはれるなして、文のさまも、かた糸のより〳〵にうつれりけらし、そが中にも、いたくくだりての世には、からぶみのこは〴〵しき詞など多くまじへつゝ、書めれば、あがすべら御國の上つ代のふみのすがたは、名殘もなくなん成にたる、せうそこ文もおなじき物から、中比よりこなたには、いたくも見えきこえずなむある、さるをちかき世に、あしがちる難波の契冲あざり、水鳥のかもの眞淵の翁など、つぎつぎにあら小田のあらすきかへし、かへしにたれば、我も人も、千とせの後にうまれて、千年の古をあふぐは、樂しからざらんや、〇中略

享和元年四月廿日あまり二日　加茂季鷹志るす

〔消息文例上〕せをそこ文例のはし書

今の世のうたよみは、おしなべて歌よむことも文かくこともいとつたなくして、言葉づかひひがひがしく、心ばらひあやしくさごびなど、すべていにしへにたがへるふしのみ多かるうちに、ふみかくことは、殊につたなくして、さらにいにしへのみやびぶみのさまをばえしらぬ中にも、消息ぶみなどはしも、むげにたゞ〳〵しきさまにて、みないとをさなき口つきなるを、おのがしゝは心をやりつゝ、さすがにえんだちけしきばめること、うちませたるなど、中々にいとしななく、こちたくかたはらいたきわざになむ有ける、

〔雲州消息上末〕息男某可奉仕臨時祭舞人之由云々、件男幼少之上、本性愚頑無守一藝、就中歌舞事、已以無骨法、雖然無止公事、難構故障、明日可招舞師侍、白地枉駕乎、下官本拙此道、如此之事、見知之人、尤要樞也、仍所執中也、殊有允容耳、謹言、

十一月　日　左大辨

奉上　雅樂頭殿

所あり、是等を合せ考ても、法師の手になれる物といふことを悟るべし、

上にいへる如く、法師の手になれる物ながら、其元を考るに、古き宣命がきと、漢文がきとを、何の辨へもなく、せうそこぶみの心ばへにつゞり習ひたるものと見えたり、何貫、何與、候得者などの類は宣命の書法の交れる物なり、其中に候邊者と書べきを、候得者とのみ書習へるは、假字をさへ誤れる物なり、また可ㇾ得ㇾ貴ㇾ意、無ㇾ御座などの類は、漢文の書法の交れるなり、扨其御座の文字は、せうそこ詞のおはしますといふにあてたる物なり、次に引る頼朝將軍の文を見ても知べし、然るを字音に言習へるより、其心も移りて本をうしなへるものなり、又せうそこ詞に思ひ給へさふらへども、といふ事を、東鑑などに、難ㇾ存思給候と書たり、それより移りて今の俗文に難ㇾ存候得共とかくは、いはれなく崩れたる物なり、

消息文をめゝしき物のやうに思へる人の爲に、昔の武將たちのせうそこぶみをひとつふたつ引出て證すべし、東鑑に、源二位頼朝將軍の許より、藩の冠者範頼が西國在陣のもとへおくれるせうそこ、○本文見ニ和文書簡條、故略文又同書和田合戰の條に、北條氏の軍兵催促の觸狀に、　きんへんのものに、此由をふれてめしぐすべき也、わだのさゑもん、つちやのひやうゑ、よこ山の者ども、むほんをおこして、君をいたてまつるといへども、べちの事なき也、かたきのちり〴〵に成たるを、いそぎうちとりて參らすべし、五月三日、大膳大夫相模守とあり、こは今の世おほやけの御觸といふ物の如くなるを、其頃は軍事の公文といへども、斯かくみやびたりしを見るべし、されば斯やうなるを雄々しからぬやうに思ふは、いみじきひがことなるをさとるべし、

〔南留別志 三〕一賴朝のふみは、多くはかなぶみなり、今の時のふみのやうなる事は、室町頃よりはじまる、其前は皆庭訓などのやうなる詞なるゆゑ、文盲なる人は、えかゝで、かなぶみを用ひたるべし、

もむきも、みやび文とはいとこと〴〵なるものになんありける、

〔雅言用文章凡例〕消息文の姿、おのづから今の女文に似たる所ありまゐらすをまゐらせ候、かしこをかしくといへる類なり、されば下手の書たるせうそこぶみは、女の手紙にひとしき物多し、よて消息ぶみといふ物は、女文章なりと心得る人もあるはひが事なり、昔は男女ともに盡くせうそこ文なりしを、男の方はいたく變じて、終に今の俗文となり、女の方は昔のふりの今も聊かのこれるものなりと知べし、

女の文章に似たる故に、消息ぶみをめゝしき物のやうに思ひ、且昔も其めゝしきを嫌ひて、男子は殊更に姿をかへたる物のやうにさへおもふは、いよ〳〵ひが事なり、亂世つゞきて、高きも低きも男子たるものは唯いくさの事にのみかゝづらひて、一ひらの手紙といへども、文章の事は皆法師の手にのみなれりしかば、漢文とも何とも分らぬ物を書習ひて、終に今の世の如くにはなれるものなり、その世といへども、片田舍などにては、聊の事も文事とだにいへば、檀那寺の住持にたのみ聞ゆる習はしなり、是にても昔の亂世の有さま思ひはかるべし、されば今の手紙の文字づかひを、いと〳〵文盲なる物のやうに、儒者などは笑ふことなれども、それは中々にひが事にて、常に廣く書習へる文字どもにも、其出所あるもの多し、さて今事の序に一つ二つ引出て談ずべし、自今以後といふこと、法華經信解品に、自今以後、如所生子と見え、また相續といふ事譬喩品に、衆苦次第、相續不絕と見え、其外提婆品に、大智德勇健云々、また譬喩品に、晝夜受苦、無有休息云々、また同品に、隨意所樂、可以遊戲云々、また信解品に、羅列寶物、出內取與云々、又同品に爲諸童子之所打擲云々など見えたり、自今以後、相續、勇健、休息、隨意、寶物、打擲などの文字どもは、弘くつかひ馴たる日用の文言どもなるを、總て經文より出たるが多きを見るべし、また陳の宣帝大建元年、北周所造觀音像背銘に、家內大小康和云々といふことなども見えて、家內の文字も則出

ど何くれとむつかしくてたよりわろければ、やう／＼世の中の人、かな文のかたをしげくぞものしたりけん、そのかな文の詞づかひも、世々をふるまゝにたゞしからずなりて、五百とせあまりあなたのほどより、今やうの文とおなじき事もおほかりけり。家隆卿ノ文、例事ゞきぶらふらん、此度中の歌にやみふして無餘、候、眞實に、今はむげの事にまかりなり候云々、たゞし此歌一切に門口より外へ出べからず、そのゆゑは、ぬしおぼえず候あひだ、かた／＼はゞかり存候なり、御邊ばかりとして、たゞひとり見候が、おつる涙もすこしひまやさて、まゐらせ候云々、此文に一切、候間、存候などある、みないまやうのふみにおなじ。しかはあれども、なほかながきなりしかば、さすがにまれ／＼には、みやびやかなることばづかひもまじりて、おかしきふしもありけるを、此近き世には、よろづの事からめきたるをのみよしとし、みな人いやしきからさへづりをしも、こゝの詞よりみやびなりとひがごゝろえして、字音の語をおほくまじへ、かながきをばめしく見だてなくおもひて、こと／＼くおとこ文字にかく事とぞなれりける。されば今やうのせうそこ文は、漢文とはこと／＼にて、みやび言のかな文のわろくなれるなりけり。さるからにいまだしき輩のものすなる、みやび言のせうそこ文は、此後の世のわろきくせのはなれぬぞおほかる。そをおどろかさまほしければ、雅文にはさしもようなけれど、其みだりなるよしをこれかれといはん。中むかしの詞をよこなまりたるあり。中籠候の儀は、がり字にて、おこせさ云詞をよこなまりたるたぐひをいふ。詞はむかしながらにて、つかふこゝろのあらずなれる。御、目出度、此國、動などたぐひをいふ。○中略のことばもつかひざまも、昔のまゝなるごとくにて、猶たがひたる。中、御、[illegible]などのたぐひをいふ。○中略あるはみやび言ながら、いひやうのさびたるとつかひざまのから文やうなるとあり。たとへば、はたし又し、みのび言ながら、がまれて簡又といふはるとど、且又の且いみやび言なれど、そのうへにと云詞につかふは、漢文やうなり、されどから文ならば、且とのみいふべきに、みやび文には又といふべき所なるがらに、それをもすてゝして、且又といへるにてまさび言となれるたぐひなり。あるは字音の語のつかひざまも、むかしのとはことなる。術なしと云語を、むかしの文には、ひとじきにく云意にものしたるを、今やうの文には、せんすべなきこといふにつかふたぐひをいふ。あるはみやび言にもあらず、漢文のさまにもあらず、ひたぶるのさとび言なるあり。言、何事のたぐひをいふ。かくことばのみだりなるにあはせて、いふことのお

何にて候などあれば、おなじ事なるべし、

〔消息文例上〕物語なる文

今昔物語に見えたる、ぬす人の消息文のことばづかひのおほかたよろしきを思ふに、○註略おほよそ八百とせのむかしまでは、おしなべて人の詞づかひよかりしなりまして源氏の物語なるは、紫式部といふかしこき文かきの、いみじくこゝろしてかけるものにしあれば、今かたとしてまねばんにたくものあらじかし、そが中にも常夏の卷なる近江君の文はことばさわがしく、夢、浮橋卷なる僧都の文は、こは〴〵しき詞おほくまじりたるなどはその人のさまにたがひて、ことさらにたかかきなせるものぞ、○中略さて又こゝろえおくべきは、ものがたりなるせうそこ文は、おほかたそこにえうなきことばゝはぶきてかけるものなり、冷標卷に、源氏君文うみ松や時ぞともなき陰にゐてなにのあやめもいかにわくらん、こゝろのあくがるゝまでなん、なほかくてはえ過すまじきを、思ひたちたまひねさりともうしろめたき事は、よもとかいたまへりとありて、あまたことばをへだて、ゝ御文もろともに見て、こゝろのうちに云々思ひつゞけけれど、めのとのことはいかになどとぶらはせたまへるも、かたじけなくといへれば、此御文の詞をのせたる所にはみえねども、めのとの事もかきてありしなれば猶こと〴〵もあるべきを、そこにえうなき事はかゝざるなり、これらにても思ふべし、はぶかずてみながらのせたるは、寄生卷に、中ノ君にこたへたる薫ノ君ノ文うけたまはりぬ、○本文見二初文書簡條一故略よろづは今さぶらひてなん、あなかしこ、とあるたぐひなり、かくはじめをはりさだかにかけるはいと〴〵まれなり、

今やうの文

せうそこといふもの、中むかしより、みやび言のかな文と、からさまのまな文とふたつありける、そのよしははじめにくはしくいへり、さてまな文は、もとこゝの詞ならねば、もじのおきやうな

なるも、本朝文粹に、かず〳〵見えたれど、みやびごとなるいにしへのは、あつめたる書のなければ、おちこまりしも、世々をへてちりうせたるにやあらん、をさ〳〵世にみえず、扶桑拾葉集に、定家中納言、家隆二位、西行法師、越部禪尼などのあれど、そはふるからぬがうへに、いにしへのみやび言のさまを、まねびうつされたるにはあらで、たゞその世のことばづかひのまゝに、かゝれたるものにして、さふらふ、まゐらせなど云詞のつかひざま、いとみだりがはしく、おほかた今の世のさとび文のふりにて、わろき事ぞおほかりける、此人々のころは、歌よむ事はみないとかしこかりけれど、文の詞づかひは、いにしへにたがひたる事おほかれば例とはしがたし、たゞふるきもの語書の中に、せうそこのよし見えたる所のことばづかひを、見習ふべきことにぞありける、さるははじめをはり、つぶさにしるしたるはまれなれど、これかれと見わたさば、たらはぬ事あらじかし、

(國文世々の跡)假名書牘之條

假名の書簡は、女のみのやうにおぼえたる人多し、もろこしには、書といふものふるくみえたり、又明人の尺牘一體也、かゝれば此國の人も、此國の詞もてつゞる雅文有べし、こゝに古き文章の例をたづぬれども、世に傳ふるものなし、万葉集中、大伴納言(家持)越中守なりし時、同姓越前掾池主に書かはされしも眞名文なり、紀土州ぬし(貫之)凡河内ぬし(躬恒)の文なども聞えねば、よる處なきにゝたり、志かはあれど、住吉ものがたりに文三篇あり、(此すみよしの物語はふるけれど、今世におこなはるゝは、昔の物なかりて、後人の作れるとおぼしくて、小一條院の御歌いれりと讀人いへり、げに[illegible]しいさふるめかしくはあられど、またちかき世にものせるともみえぬものから、こゝにあげて例とす、)源氏物語に、もと末は書きたるさまにて、文の詞、わづかづゝ書出せり、此後堀河院艷書合の文あり、又西行上人、京極黄門(定家卿)壬生二位(家隆卿)の文巳下、扶桑拾葉といふものにあつめられしを見侍るに、皆其世の俗文とおぼしき也、圓光大師(源空)の法文をしめし給へる文ども、ものにみえ侍るも、

〔居家必用十五〕狀詞

狀演義曰、狀貌也、以貌寫情於紙墨也、

〔增補下學集下一態藝〕手札(シユサツ)

〔書言字考節用集七器財〕手札(サツ)書翰也

〔倭訓栞中編十五〕てがみ　手簡を云、書紙の義也、

〔貞丈雜記九書札〕一今時手紙とて、半切紙に書く狀は、古の小文(コブミ)より出たる事也、〈○中略〉手紙と云は、手簡と書て、しゆかんと云べきを、てかんとよみて、又あやまりて、てがみと云違たるなるべし、

手紙といふ事は、舊記には無事也、手簡といふは書狀の事也、

〔雅言用文章序〕ことさへぐからくにのもじといふもの、なこそかりてしるしたれ、ことばゝ、ことだまのさきはふおほみくにのかみよのまゝのものなれば、かきかはすふみも、いにしへはいかにうるはしくたへにめでたかりけむ、なかつよのせうそこぶみは、そのなごりなりともえしらずて、いまのよにみやびを、うたよみなどいへる、たよわきをのこ、いわきなきをみなわらはなどのみもてあそぶものとおもひ、もじごゑおほくまじれるふみぞ、ますらをのなすべきたけきわざとこゝろえたる、ひとども、このをぢのこのあげつらひをみて、はじめてめさむるこゝちして、しかこゝろえたるには、なかなかにあやまりなりけり、まどひなりけり、

〔消息文例上〕むかしのせうそこ文のさだ

あがりたる世のせうそこ文は、みなひたふるのから文にぞかきたりけん、さ思ふゆゑは、ひらがなといふもののなかりし世には、祝詞宣命をはなちては、みやび言にものしたる文のすべて見えねばなり、さてのち、よろづの文をこゝのことばにもかきあへる世になりては、かな文のせうそこもかきつとは、昔物語などを見てしらる、されどから文にものしたるは寛弘の頃よりあなた

秋風に初雁がねぞきこゆなるたがたまづさをかけてきつらん

〔倭訓栞前編六加下〕かりのつかひ　蘇武が故事也、かりの玉づさも同じ、夢溪詩話にも、宋咸淳癸酉、元國使郝經被留眞州、南北隔絕十五年、有以生雁餽者、經作詩、以帛書繫雁足、通鄕と見えたり、又雁の飛つらなるを文字に見たて、雁書といへり、韻林寺殿七百首に、

かけてこそくさは聞しか玉づさを書つらねたる秋のかりがね、詩にも水底模書雁度時などいへり、文安百首に、

古へのその玉づさはかけずしてあしをふくめる雁の使か、尸子に、雁銜蘆而捍網と見えたり、陸奧國外が濱に、秋雁の銜み來りたる木を落し置て、春になり其木を銜みて歸るといへり、土人其殘れる木を集めて風呂を燒き、是を雁ぶろと名くとぞ、草庵集に、

なほざりの玉章をだに待も見ず雲ゐのかりの三たび來るまで、是も蘇武が故事によりて、文集の三年不得書といふ句をよめる也、

〔土佐日記〕廿五日、〇承平四年十二月かみ〇土佐のたちより、よびにふみもてきたれり

〔枕草子〕〔八〕こゝろもとなきもの

遠き所より、思ふ人の文を得て、〇下略

〔倭訓栞中編二十二不〕ふみのたより　書信をいふなり

〔伊呂波字類抄本僉字〕書札　書狀　書信

〔增補下學集下一態藝〕書狀　書札

〔書言字考節用集七器財〕書狀　書札

〔倭訓栞前編十一志〕しやう　狀は、ありさまなるを、書札を狀といふは居家必用に其義見ゆ、もと官へ訴ふる文をいふに起なるべし、

手跡の事をも水くきといふこと、なれるなり、

〔いざよひの日記〕このおとゞひふたりのかへりごと、いとあはれにて見れば、あねぎみ、

たまづさをみるになみだのかゝるかないそこすかせはきくこゝちして

〔十六夜日記殘月抄三〕たまづさ　万〇萬葉集二に、玉梓之使乃言者云々、此外おほし、使にかうぶらせたる枕詞也同十に、玉梓公之使とあるは詞をへだて、つゞけたり、同七に、玉梓能妹者珠氈云々、こは妹とつゞけたり、同三に玉梓乃人曾言鶴云々、こはやがて使のことにいへり、代匠記二に、玉梓之は、文持來る使の枕詞也、玉はほむる辭にて、玉あづさの略語也、又使の事ばかりをも玉づさとよめり、玉づさを玉章といへるは漢字によりて後人のしわざ也、さてあづさといふは、梓弓の梓にして、弓の事也、第十三に、さし柳ねばる梓をとよめるは、はるといふをうけてあづさ弓をよめり、日本紀私記には、矢は遣の略語のよしみえたり、然れば弓は絃をかけて矢をはなちやるが、使は中に立て雙方に文を通はし、弓の矢をやるがごとくといへる也云々、万葉類林、五に、たまづさの使とは使は玉づさを及ばすなれば、かくつゞけたり、人とつゞくるも使也、妹とは玉づさはいづれにもわたりていへど、殊に男女の間にかよはすをせんと歌にもよめば、玉づさをかよはす妹といふにや、君が使とは、男女にわたりてよむべし云々、〇中略師說〇高田與淸に玉梓は玉豆志の通音也、字鏡艸部に、薏苡子、玉豆志、苡玉豆志などみえ、古語拾遺には古語以薏苡曰都須とあり、本草和名、和名抄などには、都之太末とよめり、今の世にもズズダマといふ物にて、その實一むらに附てなるがゆゑに、玉豆志の附合とつゞけたり、妹も相したしむ心もてつゞけし也、さてやがて使の事にも、又使は文もて行かよふものなれば、文の事にも轉じていへりといはれたり、此說しかるべし、

〔古今和歌集四秋〕是貞のみこの家の歌合のうた　とものり

へて、玉梓とはいふ成べしといへり、又玉はたまふの義、古へ此葉をもて文字を書しなるべし、

〔萬葉集二挽歌〕柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

天飛也、輕路者、吾妹兒之里爾思有者、懃、欲見騰、○中略度日乃、晩去之如、照月乃、雲隱如、奥津藻之、名延之妹者、黄葉乃、過伊去等、玉梓之使乃言者、○下略

〔囲珠庵雜記〕ふみを、玉づさといふは異名なり、萬葉には、使を玉梓といへり、たゞあづさといふべきを、まにあのひゞきあれば略せるなり、あづさは萬葉十三に、弓をあづさとよめり、弓は矢をはなちやる具なれば、思ふ心を文していひやるをたとへて、ほむることばをくはへて、玉梓とはいふなり、使をいふも此心に同じ、又万葉集に、玉梓の妹とよめるは、今の心にあらず、

〔萬葉考二〕玉津佐てふ事は意得ず、強ておもふに、玉はほむることば、津は助の辭、佐は章の字音にや、何ぞといはゞ、文章もて遠く傳る事は、本より皇朝の上つ代には聞えず、たゞから文字を借にし世より後に出來しことなり、然ればこゝの古言はなかるべき理りなり、且すべて他の國の物をこゝに用る事も多かれど、そをば專ら字音のまゝにむかしよりいへるなり、人まろの歌に、からの事をいへるはなかれど、既にまかいひなれし時なれば、またがひていへるならん、

〔玉勝間一〕水莖の圖

せうそこ書をみづくきといふは、玉づさといふと同じくて、これもみづ〳〵しき木といふこと也、そはまづ上古には、人の許へ使をやるには、梓木に玉をつけたるを持せて、使のしるしとせし也、玉梓の使とつねにいふは此事也、それよりうつりて、せうそこ文をも同じく玉梓といひ、又かの玉つけたる梓をさして、みづ〳〵しき木といふ意にて、みづくきといへるより、これもうつりて、書をも然いへる也、かくて又うつりては、かならずしも人の許へやる書ならでも、

〔晉書列傳五十四〕陸機

初機有駿犬、名曰黄耳、甚愛之、既而羇寓京師、久無家問、笑語犬曰、我家絶無書信、汝能齎書取消息不、犬搖尾作聲、機乃爲書、以竹筩盛之而繫其頸、犬尋路南走、遂至其家、得報還洛、

〔源氏物語二帚木〕まだ文章の生に侍し時、かしこき女のためしをなんみ給へし、○中略いときよげにせうそこ文にも、かむなといふ物をかきませず、むべ／＼しくいひまはし侍に、○下略

〔源氏物語二帚木〕まことにはかはるべきこともおもひ給へずながら、日ごろふるまでせうそこもつかはさず、

〔後撰和歌集一春〕あひしりて侍ける人のいへにまかれりけるに、梅の木侍けり、この花さきなんとき、かならずせうそこせんといひけるを、おとなく侍ければ、

朱雀院の兵部卿のみこ

うめの花いまはさかりになりぬらんたのめし人のおとづれもせぬ

〔拾遺和歌集八雜〕參議玄上がめの月のあかき夜、かどのまへをわたるとて、せうそこいひいれて侍ければ、

伊勢

雲ゐにてあひかたらはぬ月だにもわがやどすぎて行時はなし

〔伊呂波字類抄多疊字〕玉章(ギヨクシヤウ)

〔增補下學集下一態藝〕玉章

〔運歩色葉集多〕玉章(タマヅサ)

〔饅頭屋本節用集多財寶〕玉札(タマヅサ)　玉章(タマヅサ)

〔倭訓栞前編十四多〕たまづさ　書簡をいふ、玉梓の義、萬葉集に見えたり、又玉梓の使とも見ゆ、弓をあづさとのみよみ、矢はやるの訓なれば、思ふ心を文していひやるをたとへて、ほむる詞をくは

足利氏ノ末ニ至リテハ、文運漸ク衰ヘタレドモ、猶僧徒ノ往復、外國人トノ贈答等ニハ漢文ノ尺牘體ヲ用キタルモノアリ、德川氏興ルニ及テ、漢學復タ隆盛ヲ極メ、又和學ノ物興スルアリテ、盛ニ假名文ヲ學習セシカバ、書簡文モ又自ラ漢文ト假名文トノ二體ヲ成シテ、彼ノ常行書簡文ト並ビ行ハレ、各好ム所ニ隨テ之ヲ用キタリ。

名稱

〔書言字考節用集器財七〕書翰

〔書言故事大全十一〕書翰書問以通情意、故托諸書翰以傳之、

〔伊呂波字類抄畳字〕尺牘　尺素

〔書言字考節用集器財七〕尺牘一名書翰　尺素古樂府出

〔書言故事大全十一〕書翰

尺素書翰、曰尺素、鯉素、魚書、古樂府、客從遠方來、遺我雙鯉魚、呼童烹鯉魚、中有尺素書、長跪讀素書、書中意何如、上有加餐飯、下有長相憶、

〔伊呂波字類抄畳字〕消息

〔饅頭屋本節用集雜用〕消息

〔書言字考節用集器財七〕消息書翰一名、主事也、音問、問之消息、謂消息安否、消耗也、息生息也、又見問且晤語、

〔倭訓栞前編十三〕せうそこ　異字伊勢物語に、消息と塡り、案内をもいひ、又專ら書札の事とするは、消息は音信也と注し、白氏文集に、先令和風報消息と見えたり、せうそくともいへり、又往來とも注せるをもて、明衡往來、尺素往來など題名せし成べし、

〔貞丈雜記九書札〕一消息とは、書札の事也、人の安否いかゞと按じ、又用事をも先の人にいはずして心の内やすからぬを、書狀をつかはして、人の安否をも聞、又用事をも達して、心中の物思を消し息る心なり、或書などには、せうそこともいふ也、

文學部六

書簡文 書札禮圖

上古ノ人ノ往復セル書簡文ハ、其體今知ルベカラズ、奈良ノ朝以後、漢文盛ニ行ハルヽニ至リテハ、朝紳以下、多ク漢士ノ尺牘體ヲ用ヰテ音信ヲ通ゼシコト、萬葉集、本朝文粹等ノ書ニ載セタルヲ見テ知ルベシ、而シテ漢文ヲ能クセザルモノハ、漢文ト邦語トヲ雜ヘタル混淆文ヲ用ヰシガ、此體自ラ盛ニ行ハレテ、終ニハ後世日用常行ノ書簡文ノ體トナレリ、藤原明衡ハ、後朱雀後冷泉ノ朝ノ頃ノ人ニテ、其著作セル雲州消息一名明衡往來ハ、當時書簡ノ法式トセシモノナレド、其體ハ後世ノ常行文ニ近クシテ、罷ル令ム給フノ類ノ邦語ヲ多ク混ヘタリ、其レヨリ以後ハ、後世ノ假名文ト混合シテ、終ニ庭訓往來ノ如ク、候ノ字ヲ多ク用ヰル文トハナレルナリ、

假名ノ製作アリテヨリ、婦女子ハ專ラ之ニ依リテ消息ヲ通ジ、男子モ亦往々之ヲ用ヰシコト、物語草子ノ類ニ多ク見ユ、彼ノ今昔物語ニ載セタル盜人ノ文、源平盛衰記ニ見エタル俊寛ノ女ノ文ノ如キモ亦此類ナリ、

鎌倉幕府ノ頃ニ至リテモ、公事ノ書簡ニハ、大抵漢文ニ邦語ヲ雜ヘテ書シ、其他ノ書狀ハ、多ク假名文ヲ用ヰタリ、然レドモ假名文ハ原ト婦女ノ專ラ用ヰシモノナリシヲ以テ、今日ニ至ルマデ、女子ノ文ニハ其遺風ヲ存シ、自ラ男子ト其體ヲ異ニセリ、

古事類苑

文學部六

書簡文 書札禮附

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、○中略長子廣世起家補文章生、

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年五月七日丙申、令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂讀日本紀、喚明經紀傳生三四人爲都講、

〔永左記〕永保元年十二月十七日、今度文章生不給官是希代事歟、

右圖籍注、文章博士職田、
山背國二町
久世郡一町〈元位田〉同郡一町〈元位田〉
右今改、置文章博士職田、
近江國一町〈野洲郡〉
右圖籍注、文章博士職田、〈○中略〉
以前被右大臣宣偁、奉勅、今聞、所行職田、彼此相貿無有定處、或以博士田給助敎、或以助敎田給直講、正名之理、不可如此、然五經者、是九流之源也、崇本之道、當殊其品、宜給明經博士五町、助敎四町、直講四町、〈○中略〉自餘諸博士、依前例給之、仍擇取中品以上、色別定給、勿令相貿、自今以後、永爲恆例、
延曆十年二月十八日
〔延喜式二十二民部〕凡文章博士、職田五町、

文章得業生　文章生

〔拾芥抄中本官位唐名〕文章得業生〈秀才、進士、〉
〔享祿本類聚三代格四〕勅大學寮
文章博士一人　生廿人
以前一事已上同助博士、
神龜五年十月廿一日
〔令集解三職員〕大學寮
釋云、天平二年三月廿七日奏、〈○中略〉文章生廿人、〈取雜任及白丁聰慧、不須限年多少也、〉得業生十人、〈明經生四人、文章生二人、中略〉擬取生内〈[illegible]〉

第一等、○中略後世紀傳ノ家多ト云ドモ、菅家ノミ秀才ト云テ、高辻、五條、東坊城、桑原、清岡、唐橋等ノ家々、代々ノ公家ニテモ、始テ出任スル時ハ、地下ニ比シ、北野ノ神前ニヲイテ、文章ノ試有、而後秀才立ト成リ、昇殿ヲユルサルヽ、却而彼家々ノ規模トス、日野家、南家抔モ、紀傳道ノ博士ノ家ナレドモ、後世ハ專其職菅家ニ歸ス、

〔續日本紀八元正〕養老五年正月甲戌、詔曰、○中略因賜文章從五位上山田史御方、從五位下紀朝臣淸人、下毛野朝臣虫麻呂、正六位下樂浪河內、各絁十五匹、絲十五絇、布三十端、鍬二十口、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、○中略十年、○承和遷文章博士、於大學講范曄後漢書、解釋流通無所滯礙、諸生質疑者、皆洮汰累惑、

〔菅家文草九〕請被補文章博士一員闕共濟雜務狀

右謹檢、大學諸道博士明經之學、所習惟大、故官無暫曠、五人全備、算明法書音等生徒雖少、常補二員、文章則學業非小於明經、博士猶同於書算、非唯乏少、又闕一員、某天性之暗、一人難堪、方今碩學成列、既有其人、伏望被補件闕、共濟雜務、臣某誠惶誠恐謹言、

元慶八年二月廿五日戊申從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣

〔台記〕康治二年八月廿四日、大內記藤令明、余師也俄疾病、○中略傳聞已剋客來、令明攝衣服逢之、俄病入臥內云々、紀傳儒教光成佐等外、其才無及令明者、惜哉々々、生年七十、

〔類聚三代格十五〕太政官符

應定博士職田事

合博士廿人、應給職田七十三町、內五十二町、外廿一丁、○中略

文章博士職田四町

河內國一町若江郡

紀傳儒者、古來多有登用之人、大業之儒任大臣、菅氏及粟田大臣在衡公等是也、至今日野南家儒升納言、日野俊光卿始任大納言、畢、菅家相續、又任參議者也、

〔諸家家業記〕儒門　紀傳道

高辻　東坊城　五條　唐橋　桑原新家　清岡同

紀傳道ハ、史記、漢書、文選之類を第一こし、詩賦文章を表こし、經書を裏こ被致候、儒門ニ而ハ紀傳道ヲ第一ニ致す事ニ候、古ハ菅江之二家、幷日野南家之人々之内ニ而被任候事候所、後世ニては、菅原一族之家業こ相成候、件家々、何茂菅原姓ニ候、出進次第、元服之時正六位上に叙し、文章得業生被補、其節秀才こ稱し候、暫時間、位次六位藏人之次ニ被列候得共、却而是を規模こいたす事ニ候、無程於北野社獻策之作法有之、叙爵して後ニ、侍從、少納言、大内記、式部少輔、文章博士、大學頭に追々轉任、兼官等有之、其後、參議を歷、大中納言ニ昇進有之候、三位之時より、先途ニ至迄、式部大輔を兼任有之候、是家格ニ候、大學頭、大内記、文章博士等、必件家之内ニ而被任候事ニ而、式部大輔も文章博士之兼任ニ定り居候、且東宮有之節、東宮學士も、菅家之内ニ而被任候例ニ候、舊家、新家共家柄ニ寄、昇進之次第、少々宛遲速有之ながら、大抵六家共同樣之振被仰候由、

〔故實拾要十一〕紀傳道

菅　高辻

同　五條

同　東坊城

右元服ノ時、補六位文章生、叙從五位下、任侍從、從五位上、正五位下、任叙大内記少納言、文章博士從四位上下、正四位下時、歷八省大少輔參議、至二三位大納言爲先途、

〔職原抄辨講十七〕凡四道之儒者〇中略

〔拾芥抄　中本官位唐名〕文章博士〈二人、翰林主人、文章學士、門下書、昭文館士、今號翰林主人、翰林學士、四門博士、國子博士、國子大學〉

〔享祿本類聚三代格　四〕勅　大學寮

文章博士一人〈○中略〉

以前一事、已上同助博士、

神龜五年十〈○令集解作七〉月廿一日

〔類聚三代格　五〕太政官符

定文章博士官位事

右依去天平二年三月廿七日格、置件官員、定正七位下官、今被右大臣宣偁、奉勅、案唐令、國子博士正五品上官、其文章博士宜改易前格、定從五位下官、

弘仁十二年二月十七日〈○又見類聚國史〉

〔享祿本類聚三代格　四〕太政官符

應加置文章博士一員事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣、奉勅、宜停紀傳博士一員、其紀傳得業及生亦從停止、

承和元年三月八日

〔官職秘抄　下〕文章博士〈令外官〉大業中有名譽任之、參議兼任例、〈相當〉叙三位後猶不避之例、〈清公、文時、〉兼大辨例、〈始自長谷雄、〉二度拜任之例、〈匡衡、在衡、〉

〔職原抄　上〕大學寮

文章博士二人、〈○中略〉註紀傳道儒士之撰也、異朝殊重之、居此職者、必轉于參議也、又詔勅等悉學士所書也、本朝同雖主文章、於詔勅者内記之所掌也、〈○中略〉

桑啓期之歌、三樂、（記）未到、富榮之門、（平）皇甫謐之叙、百王、（平）對暗法王之道、（他）他平々他、如此平他々平、

以之可准知、

返讀字　須、宜、盍、當、令、將、教、遣、俾、使、未、縱等也、

同訓兩音字云　平他同訓云

〔徒然草上〕有度事は、（略）〇（中）作文、和歌、管絃の道、

〔自娛集四〕勸作文論

古傳曰、東方有君子不死之國、其俗仁、仁者壽、古人指我邦而當之、蓋東方發生之始、其氣溫和、故本邦之風土和順、其俗仁而壽、勝于中華、且其人有義有勇、廉潔守節、超越乎諸夷、稱之曰君子不死之國、亦不宜乎、然而國俗翅嫻乎武事、而攄乎文藝、故古來文學不足、唯此一事不及中夏、爲可憾而已矣、是本邦學者之所以可激勵而企及也、大凡作文之用有二焉、在記其事與達其意而已、（略）〇（中）國俗古來雖讀書之人頗多、然而往々不學作文之法、故其所作爲之文字、上下顛倒、處置粗謬、迭字不法、古文製詞、好用俗語、是故所作不成文理者多矣、且好華飾而意益晦、求奇巧而語益梏、其作辭也浮靡、其設意也淺俗、雖古昔名家之士、其所作多艶麗纖弱之詞、而有婦女之風態、不純正雅健、而無丈夫之氣骨、恐不可爲儒者之友也、其不關世教者、未足責而已矣、是中夏人之所可爲譏笑、而吾曹之所當自耻也、唯近世先輩宿儒之所作、有與彼能駢異者、可嘉賞焉、蓋國俗之讀書也、常雜音訓、加國字、隨倭語之讀法、而上下顛越而通意、是因本邦古來之舊習而然也、故文理不接續、助字不連讀、不若中夏之人讀書而直下、語勢不絕、助字不遺也、是以吾輩雖自幼讀書、不諳助語所在、不曉處字法、且平生未嘗用心於文法、是故釋而不精、習而不察矣、今及白首、不曉文法、所以粗謬而自耻也、苟有與我同病人、願無因循守舊則可也、

道義之正、而後止矣、若乃臨題構思之際、有古人成說、纍然乎胸中、不可易焉者、則宜規模其意、更出機軸、使舊論益章明焉、不得勦爲己說、勦說雷同、君子所鄙、新奇靡麗、俗士趨焉、吾儕豈忍爲之耶、要相成相養、勿違輔仁之意、請以爲約、

〔日本敎育史資料六舊眞島藩〕學校

文會式　每月一次限日、敎授掌之、命記序論賛書文等題、各量生徒力授體、若未習文體者、先敎復文、次譯文、譯文之法、寫取本朝奇人傳文武將感狀記等之易翻者一章、令修辭之、此作文下手之權輿也、如復文者、督學或助敎、讀古語五十字若百字、使生徒各諳寫之、以覈誤脫焉、此令議語助顚倒之法也、不習復文譯文、則安得知文體、蓋蠟等也作文有法、務知其法、而後宜執筆也、不然不免其體雜糅、故作文先取其體易屬記序等題而作、則其修辭亦佳、各作文既成淨書、請正督學以分甲乙、各退察其改竄、此亦長進之一助云、

〔續本朝往生傳〕一條天皇者圓融院之子也、○（中略）時之得人也、於斯爲盛、○（中略）文士則匡衡以言、齊名、宜義、積善、爲憲、爲時、孝道、相如、道濟、○（中略）皆是天下之一物也、

〔作文大體〕句終焉矣字置事

爲避聲足字置之、或用贈句也、焉字平聲也、矣字他聲、所謂、

一二年來能事畢矣　是爲足員、又爲送句也、

忘風起性海焉（平）漸動流輕之浪（他）

罪塵積心地矣（他）屢成惑障之山（平、以焉矣去聲、）

雜序賦願文等有二病

一長短病、二上尾病、長短病者、片方句長、片方句短也、上尾病者、少異詩病、謂詩必他平他平去也、

雜筆、壯句、緊句、長句、上下句、終不用同聲也、隔句、他平々他一句、平他々平一句也、故云隔句也、

感慨將不能自已也、然當時春服之遊、稱有煙華花木、而今日文會之宴、特寓浮屠寺院、以催雅趣之興者、於學孔子者、竊有愧焉、嗚呼可歎哉、於是更自奮以爲、夫異端害正毀俗、舉世成俗者、不惟今日也、何必用至于此山、獨傷懷苦心、而況此會以文命之、則其所談所述、莫非聖賢講學之遺意、則其實自無可爲耻者、而太平萬歲、邪說之闢、正道之復、地不改換、而爲其非者又將在乎此矣、然則今日之集、其所關係亦豈偶然耶、因記以爲他日感懷之云、節日書

〔作文志彀〕文章ヲ作ラント思ハヾ、善交ノ友二三人若ハ四五人ト結社シ、月ニ四五回ノ會日ヲ期シテ、各譯文ヲ携來テ覆文スベシ、譯文トハ、古人ノ文ヲ國字ニテ譯シタルナリ、覆文トハ、譯文ヲ原文ニ覆スヲ云フ、

會ニ集ル人ゴトニ、孟子、莊子、左傳、國語、史記、漢書等ノ古書ニテ、文辭美ク、句法險キ章ヲ撰抜シテ、是ヲ譯シ、助字ノ所ヲ虚テ圏ヲ處キ、疑字ノ所ヲ虚テ、方ヲ處キ、各二三章ヅヽ携來リ、吾譯シタルヲ人ニ覆サセ、人ノ譯セルヲ吾覆シ、覆文ト原文ト照セ看テ、覆文ノ原文ニ齟齬スル所アラバ、心ヲ小テ其故ヲ精索シ、通ゼザル所ハ、人々相商議シ、其ニテモ通ゼズンバ、先生ニ問ヒ、隨分ト倦厭セズ、月ヲ累テ、之ヲ爲べシ、大概四五月モ覆文ニ努力スレバ、倒錯誤用モ頗知レルモノユヘ、其時敍事ノ文ニテモ、議論ノ文ニテモ、倒錯誤用ナキヤウニ作リ、朋友ニ見テ、其異見ヲ問、其上ニ先生ニ見テ、批削ヲ乞べシ、

〔靜寄軒文集序三〕作文會引

肥藩古賀淳風、要余二洲尾藤與千秋、爲作文之會、月一集、其儕二三同志、又有來會者、於是將定會約、余曰、吾輩平素志在明古之道、奚以辭藻爲玩物喪志、因其成也、今也乃爲斯會、不宜若詞章之徒、然當必有所稱述焉、而期於不負素志、抑世之言正學者、文字類皆出于一途、讀之無所啓發、徒使人思睡、今日一洗斯陋、皆直陳其所見以發其所志、文成會立、或有辭義未安者、則互相詰難、以不失我塊聊、必歸于

かふがごとく、德をもて天下を治るといへる、その德はいか樣にして、身に得るものならむとい
ふ趣をこそ志るすべけれど仰られしとぞ、又江戸にても、この輩に試文を作らしめ、駿府へ進見
せしめらる、そは君子德風也、小人德草也、草加之風必偃をもて、策文の題とし、是法住法位、世間相
常住をもて頌文の題とせられしと、

〔鵞峯文集五十一〕忍岡塾中規式○中略

一文科者、其所作儘佳者及十篇、則可進一等、若有冠群作者、則一篇可當三篇、

〔古學先生文集六〕私試制義會式

制義昉于宋盛于明、乃科場之所重也、國家舊罷貢擧、故士子多不修文詞、雖知講道學經者、然不深於斯、則孤陋寡聞、不能直達經指源委、必也不穿鑿、則失之膚淺、孔門有言語科、良有以夫、今私爲諸生每月一次、出題試之、題先用語孟、次第當及本經、倣汝南許氏、定每月朔日爲會日、倘有事展限、更用無事之日、會日、諸生各懷墨卷、置案上、卷中不書姓名、紙不擇和唐、皆以高九寸爲準、糊和紙爲囊進呈衆中推通文法者數輩爲參評、參評乃就案上、信手抽取、每卷先錄其所得次第於其上、而與衆論議、定而後用朱筆、略爲竄定、畢呈之會長、會長再看詳、刪定用靑筆、如値佳境、或圈或批、從其所宜、略議其工拙、或口授作文之法、不校甲乙、不分次第、恐起爭端也、雖以試名之、實課也、試罷參評、以其文附各人、諸生各受歸、而書寫爲冊、送于會長、會長再勘照參評所得次第、輯爲一冊、凡寫本長六寸五分、橫五寸、定以十行二十格爲式、元祿六年甲戌秋九月

時命經義、直述主意、不務華藻、或從舊說、或用己見、各任其便云、長胤謹識

〔絅齋先生文集二〕辛巳元祿十四年三月望日東山會筆記

東山勝地佳境、冠于風景宴遊者、大率以圓山爲稱焉、余率諸生會于此地、有年矣、倚欄眺望、林峯市廛、鴨川桂流、櫻花鳥聲、一不易其舊、而情新目駭、年々復然、是造物之大賜、而夫子舞雩千載之景致、想像

擅封閉、何劫更開、

〔鄰氏文集 三〕大唐明州開元寺鐘銘一首幷序

乙酉歲二月癸丑朔十五日丁卯、日本國沙門賢眞、敬造銅鐘一口、初賢眞泛海入唐、經過勝地、明州治南得開元寺、可以繫意馬、可以降心猿、自就一遊、留連數月、有雲樹、有烟花、有樓臺、有幡蓋、禪器之類、亦多備焉、但獨闕者、揵椎而已、擧寺僧徒、相共恨之、亓中長老語賢眞云、嘗聞、本國好術功德、片究衆冶之工、以合雙樂之製、從彼扶桑之域、入我伽藍之門、遍滿國土、不得不隨喜、第二天衆、不得不驚聽、爾時賢眞唯然許之、歸鄉之後便鑄此鐘、送達彼寺、遂本意也、直指鹿苑、遠駕鯨波、物出一方、聲分兩處、寸心丹實之信、取寄十枝、萬里滄瀛之科、變道一箭、念之至也、感之通也、推前生以言之、引後事以銘之、小僧昔有誓願於彼寺、彼寺今有因緣於小僧、亦已明矣、若不然者、得如是乎、凡寺院不有鐘、鐘院不有銘、無鐘何以驚衆、無銘何以示人、況乃天非常天、地非常地、今日爲之谷、明日爲之陵、庶使大小衆生、自黑四靈、千歲捨祇、一擧刻久、有前進士京華封者、爲之銘曰、晁氏三思、鴻鐘四名、赤銅煉黃、朱火冶成、發將吐氣、聚乳含精、和霜秋曉、影月夜更、禪林共振、濟穎迸鳴、十方中響、三大下聲、鬼神魂聳、天龍耳驚、梵音旁達、永離苦生、

〔東照宮御實紀附錄 二十二〕詞藝の末までもすてさせ玉はず、その業を勵まし玉はんの叡慮なりしかば、慶長十九年三月の頃、五山の僧徒參向せしとき、かれら常に文學を嗜よしなれば、文章を試みらるべしとの御事にて、林道春等これを沙汰し、論語の内より、爲政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之といへる題を賜はりしかば、やがてこの文章を作り出て、御覽に備ふ、其日又席上にて、寶樹多華菓、衆生所遊樂を頌文の題として、つゞり出し、文ども御覽せし時、いづれも今まさに天下靜謐して、北辰の其所にあるが如く動きなき御代は萬々年もかぎりあるべからずなどいへる趣なりしを、御覽じ玉ひ、これは十分ならざる書かたなり、北辰の動かずして萬民これにむ

之海會、入金剛界、禮遍智之麻集、百千阿羅尼貫之一心、萬億曼茶羅布之一身、若行若坐、道場卽變、在眠在覺、觀智不離、是以與朝日而驚長眠、將春雷以拔久蟄、我師之禪智妙用在此乎、示榮貴導榮貴、現有疾待有疾、應病投藥、悲迷指南、常告門徒曰、人之貴者不過國王、法之最者不如密藏、策牛羊而趣道、久而始到、駕神通以跋涉、不勞而至、諸乘與密藏、豈得同日而論乎、佛法心髓要妙斯在乎、無畏三藏脫躧王位、金剛親教浮盃來傳、豈徒然哉、從金剛薩埵稽首扣寂、師師相傳于今七葉矣、非冒地之難得、過此法之不易也、是故建胎藏之大壇、開灌頂之甘露、所期若天若鬼、覩尊儀而洗垢、或男或女、嘗法味而蘊珠、一尊一契、證道之徑路、一字一句、入佛之父母者也、汝等勉之勉之、我師之勸誘妙趣在茲也、夫一明一晤天之常也、乍現乍沒聖之權也、常理寡尤、權道多益、遂乃以永貞元年歲在乙酉極寒月滿、住世六十、僧夏四十、結法印而攝念、示人間以薪盡矣、嗚呼哀哉、天返歲星、人失惠日、筏歸彼岸、溺子一何悲哉、醫王匿迹、狂兒憑誰解毒、嗟呼痛哉、簡日於建寅之十七、卜塋于城邙之九泉、斷腸埋玉、爛肝燒芝、泉扉永閉、愬天不及、茶蓼嗚咽、吞火不滅、天雲黲々現悲色、松風飋々含哀聲、庭際叢竹葉如故、隴頭松檟根新移、烏光激廻、恨情切、蟾影幹轉、攀擗新、嗟呼痛哉、奈苦何、弟子空海、顧桑梓則東海之東、想行李則難中之難、波濤萬々、雲山幾千也、來非我力、歸非我志、招我以鉤、引我以索、泛舶之朝、數示異相、歸帆之夕、縷說宿緣、和尚掩色之夜、於境界中告弟子曰、汝未知吾與汝宿契之深乎、多生之中、相共誓願、弘演密藏、彼此代爲師資、非只一兩度也、是故勸汝遠涉、授我深法、受法云畢、吾願足矣、汝西土接我足、吾也東生入汝之室、莫久遲留、吾在前去也、竊顧此言、進退非我能、去留隨我師、孔宣雖泥怪異之說、而妙幢說金鼓之夢、所以舉一隅示同門者也、詞徹骨髓、誨切心肝、一喜一悲、胸裂腸斷、欲罷不能、豈敢韞默、雖憑我師之德廣、還恐斯言之墜地、歎彼山海之易變、懸之日月之不朽、乃作銘曰、生也無邊、行願莫極、麗天臨水、分影萬億、爰有挺生、人形佛識、毘尼密藏、吞幷餘力、脩多與論、牢籠胸臆、四分秉法、三密加持、國師三代、萬類依之、下雨止雨、不日卽時、所化緣盡、怡焉歸眞、慧炬已滅、法雷何春、梁木摧矣、痛哉苦哉、松

日本國學法弟子苾芻空海撰文并書

俗之所貴者也五常、道之所重者也三明、惟忠惟孝、彫聲金版、其德如天、盍藏石室乎、嘗試論之、不滅者也法、不墜者也人、其法誰覺、其人何在乎、爰有神都青龍寺東塔院大阿闍梨法諱惠果和尙者也、大師拍掌法城之行崩、誕迹照應之馬氏、天縱精粹、地治神靈、種惟鳳卵、苗而龍駒、高翔擇木、窮廉之網、不能羅之、師步占居、禪林之花實是卜食、遂乃就故諱大照禪師、師之事之、其大德也、則大興善寺大廣智不空三藏之入室也、昔髫齔之日、隨師見三藏、三藏一目、驚異不已、竊告之曰、我之法敎、汝其興之也、旣而視之如父、撫之如母、指其妙賾、敎其密藏、大佛頂、大隨求、經耳持心、普賢行文殊讚、聞聲上口、年登救蟻、靈驗處多、于時代宗皇帝聞之、有勅迎入、命之曰、朕有疑滯、請爲決之、大師則依法呼召、解紛如流、皇帝歎之曰、龍子雖少、能解下雨、斯言不虛、左右書紳、入瓶小師、于今見矣、從爾已還、驥騄迎送、四事不缺、年滿進具、孜々照雪、三藏敎海、波濤脣吻、五部觀鏡、照曜靈臺、洪鍾之響、隨機卷舒、空谷之應、逐器行藏、始則四分秉法、後則三密灌頂、彌天辯錄、不能交刃、炙輠智象、誰敢極底、是故三朝尊之、以爲國師、四衆禮之、以受灌頂、若乃旱魃焦葉、召那伽以滂沱、商羊決堤、驅迦羅以杲々矣、其感不移晷、其驗同在掌、皇帝皇后、崇其增益、瓊枝玉葉、伏其降魔、斯乃大師慈力之所致也、縱使財帛接軫、田園比頃、有受無貯、不屑資生、或建大曼荼羅、或修僧伽藍處、濟貧以財、導愚以法、以不積財爲心、以不恡法爲性、故得若尊若卑、虛往實歸、自近自遠、尋光集會矣、訶陵辨弘、經五天而接足、新羅惠日、涉三韓而頂戴、劍南則惟上、河北則義圓、欽風振錫、渇法負笈、若復印可紹接者、義明供奉其人也、不幸求車、滿公當之也、沐一子之顧、蒙三密之敎、則智璨玫壹之徒、操敏堅通之儔、並皆入三昧耶、學瑜伽、持三秘密達毘鉢、或作一人師、或爲四衆依、法燈滿界、流派遍域、斯蓋大師之法施也、從辭親就師、落飾入道、浮囊不借他、油鉢常自持、松竹堅其心、氷霜瑩其志、四儀不虧而戒、三業不護而善、大師之尸羅於此盡美矣、經寒經暑不告其苦、遇飢遇疾不退其業、四上持念四魔請降、十方結護十軍面縛、能忍能勤我師之所不讓也、遊法界宮、觀胎藏

類文金石叢之外國

とせられけるに、匡衡を招て、辭表を奉らんと思間、時英齊名以言等に誂へしむといへ共、猶心に不叶、貴殿ばかりに書ひらかれんと思といはれければ、匡衡なまじゐにうけ取て、家に歸て、愁嘆の氣色あり、時に赤染衛門、何事ぞと尋に、かゝる事なり、彼輩は才學優長也、然をそれに増りて書のべむ事極て有がたしと答へければ、赤染打案じて、彼人ゆゝしく嬌飾ある人也、我身の先祖やんごとなきものにて有ながら、沈淪の旨をかゝざる歟、早く此旨を書べしと云、匡衡かの輩の草を見るに、實に其趣なし、尤可然とて、打立に云、臣は五代の太政大臣の嫡男也、曩祖忠仁公より以來と云より次第にかぞへあげて、我身の沈める由を書て、持て行所に、感歎して悦べる氣色也、仍是を用ひられけり、

〔本朝文粹 五表〕爲四條大納言請罷中納言左衛門督狀　江匡衡

右臣公任、伏以納言者國之喉舌也、蹇々敷陳、金吾者、王之爪牙也、孜々宿衛、一日不可退居、一夜豈空巡警乎、臣幸出於累代上台之家、謬至過分顯赫之任、才拙而零落、槐葉難期前蹤、病重而栖遲、柳枝可生左臂、加之皇太后、去年春以還、霧露屢侵、口腊乖和、蒙猶子之恩、兼爲長秋之監、嘗藥之事、無人相讓、玉條非無充侍之文、竹帛又遺弘仁之例、暫繼彼仙院之塵、偏宿此后闈之月、臣子之道、行志一也、非敢掛冠而効二疏、亦欲知足而免三懼、伏請皇鑒、曲廻餘輝、聽罷文武之兩官、將慰刀火於一途、不堪中悃之至、臣陳乞以聞、死罪頓首、謹言、

〔補菴京華集〕古磵字說

古磵訶者、祖溪淩公記室代、余所作也、古代人作文者、如韓退之之代張籍、蒲室之代佛智代趙魏公、實無異論、然公才之美而余愚之甚、是尸祝越樽俎以代庖人者、○中略 後世有博雅君子、見此集者、必曰京華無文章、古磵說一篇而已、

〔性靈集 二〕大唐神都青龍寺故三朝國師灌頂阿闍梨惠果和尙之碑

聞類先師除慶、準例秦澤、積恩累豐積有年歲、伏惟皇帝陛下仁過兩儀、道隆貫三、願彼福田、捨此封戸、四衆萬民無不感悅、況於如寶、不知手足、謹詣闕奉表陳謝以聞、沙門如寶、誠惶誠恐謹言、

按ズルニ、如寶ハ唐僧鑑眞ノ弟子ニシテ、師ニ隨ヒテ歸化セシモノナリ、

〔都氏文集三〕爲眞雅闍梨讓僧正第一表

沙門眞雅言、量力審分、烟竹之籍垂規、兎戒途儀、霜蓬之喩可取、眞雅心同吠犬、身類驚猴、狂花徒發於非時、甘菓何期於登熟、謬膺殊常之寵、猥叨非據之榮、道乖濟時、智不周務、未嘗引一滴以添大海、撮微塵以裨須彌、曉夕思惟身心慙愧、所以自執降退、歲月已深、在今遠宿素之懷、豈追陳虛飾之讓、但眞雅昔在陛下誕育之始、聊申左右擁護之誠、自謂且綏殘喘之期、助致太平之化、是故遲疑猶豫、未敢自辭、方今草木之齒七十有餘、樹老葉危、望秋風而將落、鐘鳴漏盡、恨夜行之不休、況亦積以羸痾、漸覺加劇、常恐深山忽破、不復見金輪之威儀、逝水急流、無由奉玉扆之光飾、亦自惡焉、眞雅生已背德、死不忘恩、唯冀陛下憐一老僧、賜其骸骨、若得解彼法任、臥月眠雲以終餘年、滴此塵勞、飲石泉以養衰疾、足矣、伏待矜允、必降天慈、詞盡精誠、悲纏涕泣、臨表哽噎、不能自堪、無任懇款之至、謹奉表陳情以聞謹言、貞觀十六年七月十一日、

〔本朝文粹五〕爲尚侍源朝臣全姬請罷職表　菅贈太相國

妾全姬謹言、妾先陳悃誠、請解所職、重年遠隔、單書難通、一二年來愈增厚顏、今妾位崇三品、齡迫七旬、將假脂粉以從事、紫闈非扶杖之庭、欲倣綺羅以勵公、丹悃懇懸車之義、妾不敢緣退、白日惟明、妾亦無飾詞、蒼天在上、伏願殊垂降鑒、聽妾誠請、避高班於賢路、養殘氣於幽閑、妾全姬誠惶誠恐頓首頓首、死罪死罪、謹言、

元慶四年月日

〔十訓抄八〕四條大納言公任〇寬弘二年の比月比恨のありて出仕もし給はず、大納言辭退し申さん

深、獻刑厝帝、誠是明知艱難之亡身、然猶忘命德化之遠及者也、伏惟、大唐聖朝霜露攸均、皇王宜家、明王繼武、聖帝重興、掩頓九野、牢籠八紘、是以我日本國、常見風雨和順、定知中國有聖、刳巨檜於蒼嶺、摘皇華於丹墀、執蓬萊琛、獻崑丘玉、起昔迄今、相續不絕、故今我國主、顧先祖之貽謀、慕今帝之德化、謹差太政官右大辨正三品兼行越前國大守藤原朝臣賀能等充使、奉獻國信別貢等物、賀能等忘身銜命、冒死入海、既辭本涯、比及中途、暴雨穿帆、戕風折柁、高波沃漢、短舟裔裔、飄風朝扇、摧肝耽羅之狼心、北氣夕發、失膽留求之虎性、頻蹙猛風、待葬鼈口、攢眉驚汰、占宅鯨腹、隨波昇沈、任風南北、但見天水之碧色、豈視山谷之白霧、掣掣波上、二月有餘、水盡人疲、海長陸遠、飛虛脫翼、泳水殺鰭、何足爲喩哉、僅八月初日、乍見雲峯、欣悅罔極、過赤子之得母、越旱苗之遇霖、賀能等、萬冒死波、再見生日、是則聖德之所致也、非我力之所能也、又大唐之遇日本也、雖云八狄雲會膝歩高臺、七戎霧合稽顙魏闕、而於我國使也、殊私曲成、待以上客、面對龍顏、自承鸞綸、佳問榮寵已過望外、與夫瑣々諸蕃、豈同日可論乎、又竹符銅契、本備姧詐、世淳人質、文契何用、是故我國淳樸已降、常事好隣、所獻信物、不用印書、所遣使人無有姧僞、相襲其風、于今無盡、加以使乎之人必擇腹心、任以腹心、何更用契、載籍所傳、東方有國、其人懇直、禮義之鄉、君子之國、蓋爲此歟、然今州使責以文書、疑彼腹心、檢括船上、計數公私、斯乃理合法令、事得道理、官吏之道實是可然、雖然遠人乍到、觸途多憂、海中之愁、猶委胸臆、德酒之味、未飽心腹、率然禁制、手足無厝、又建中以往、入朝使船、直著楊蘇、無漂蕩之苦、州縣諸司、慰勞慇懃、左右任使、不檢船物、今則事與昔異、遇將望疎、底下愚人、竊懷驚恨、伏願垂柔遠之惠、顧好隣之義、縱其習俗、不怪常風、然則涓々百蠻、與流水而朝宗舜海、喁々萬服、將葵藿以引領堯日、順風之人、甘心逼湊、逐腥之蟻、悅意駢羅、今不任常習之小願、奉啓不宣謹言、

〔性靈集 四〕沙門空海誠惶誠恐謹進爲大德如寶奉謝恩賜招提封戶表一首

沙門如寶言、伏蒙恩施招提寺封戶五十烟、如寶隨師遠投聖朝、六十年于今矣、雖云德行無取、才能不

絕異、又必作讀、順文讀下、復逆讀而上、始爲句、所以文義塞通、而爲其文、終不能精暢也、

〔先哲叢談 四〕大高坂季明、字淸介、號芝山、又號一峯、又號黃軒、土佐人、（中略）明林珍、何倩、顧長卿、來在長崎、芝山每致詩文乞是正、彼各極口褒賞、至爲韓柳歐蘇無過於是、芝山自以爲然、江邨北海曰、林何顧三人、孟浪護言、固不足論、而季明信之自夸耶、遂缺精細工夫、余酷愛季明慷慨有氣節、因深惜爲三人所誤、非過論、

〔たはれぐさ 下〕此國にて、文作るといへる名ある人、經義をときてかける書物を、から人に見せけるに、これを見さふらへば、經義をもさとり、又は文作るの法をもゑり、まことにわれ人の及ぶべきにもあらず、たふとき書物なりといひて、あさゆふよろこびてよみけるが、をりをりいへるは、此所には文字あまり、此所には文字たらずしてよみがたし、これは顚倒して、何讀をなせしゆゑなるべし、玉に瑕といふべきをしむべき事なりとかたりき、又正德信使の時、四六の啓札を、から人におくりし人ありしに、此人は、いかゞものまなびして、かくまで妙なる文をばかきだるやとよろこびあへりき、これらは、もろこしごゑまなびたるにはあらねど、そい才高く、しかも學いたりて、こと國の人をも感せしむるなり、

〔作文率 三〕余嘗テ、竄正四先生文ト題セル一小冊ヲ看タリ、來舶ノ淸人沈玉田ナル者、物茂卿、太宰純、室直淸、伊藤長胤四人ノ文章、各一篇ヲ改正セルナリ、其竄改スルモノ、甚ダ異ナルコト無シ、或ハ卻テ原文ヨリ拙劣ナルアリ、淸朝ノ人名聲世ニ聞ユルモノト雖ドモ、學問多クハ疎濶ニシテ、文章モ亦多クハ拙陋ナリ、況ヤ來舶ノ商賈ヲヤ、素ヨリ齒牙ニ掛ルニ足ザレドモ、今彼小冊子ニ有ル所ノ竄改ノ句ヲ、盡ク此ニ載テ、其可否ヲ揀バシム、

〔性靈集 五〕爲大使與福州觀察使書一首　代作

賀能啓、高山澹默、禽獸不告勞而投歸、深水不言、魚龍不憚倦而逐赴、故能西羌梯險、貢垂衣君、南裔航

〔文會雜記一下〕子綽又云、李〇中略于文古ニアノ格ナシ、但韓非ニヨリタル處多シト思ハル、此事ハ弇州モ左云ヘリト也、

〔正學指掌〕詩文

近世文子多ク明文ヲ好ミテ、其體ニ倣フ、余オモヘリ、唐宋大家ノ文ヲ熟讀セバ、明文ナクトモ可ナルベシ、明文多クハ故意ニ奇ヲ求メテ、自然ノ色ヲ失ナヘリ、余少ヨリ文ヲ好ミテ、多ク諸家ノ文ヲ看シニ、明三百年ノ文、ソノ體ハマチ〳〵ナレドモ、極テ佳ナル作者ハ少ナシ、劉誠意、方正學、王新建、歸震川等選レタリトイフベシ、李獻吉、李于鱗、王元美、汪伯玉等ガ流ハ、別體ナリ、徐文長、袁中郎等ハ、筆ノ自由ナルマヽニ、大雅ノ調ヲ傷リタル多シ、但文長ハ古質典重ナル者モ少カラズ、袁中郎、陶周望等ガ作レル傳ヲ讀メバ、其人ハ狂人ナリ、サレドモ其文ハ狂ナラズ、後人ノ及ビ難キ者ナリ、

〔古文典刑上〕古文典刑凡例

一今之所謂文者、非記則序、故其選文專取韓柳以後、而時有及於古、今斷々然獨取周秦兩漢者、蓋諸選於八家概爲周備、不必贅也、旦八家之文、人文視之、周秦之文、人經視之、而史子視之而已、余有此選、欲使人亦文視之以得其法也、且韓柳定體、而後人沿之、沿而不泝、所以不及其如江如海者也、譬若學書學米而不學褚、終不成米、學蘇而不學顏、終不成蘇、余欲使人悟韓柳用筆之所本也、夫古帖愈摸愈差、唯存形體、古文不啻典刑猶有、并其光彩精神、無毫髮缺損、其可不俛首臨摹、〇中略

藝國　賴襄子成氏識

〔羅山集四〕賦日東曲十首〇中略

其十

中土圖書盡購刊、一時文物故班々、秖因讀者多顚倒、莫使遺文在不刪、（其國但購得諸書、悉官刊之、字與此間同、但讀之者語言）

文アルベキヤト、予綽ニ語ラレシト也、

〔先哲叢談後篇四〕中江岷山

名一貫、字平八、又以通稱、號岷山、晩年薙髮稱快安、伊賀人、○中略

岷山每作文章、皆多然則二字、書生目之曰然則先生、岷山自許其語曰、通貫首尾篇幅精整、若斯而後快暢、

〔濟北集十九〕通衡之四

文之嚴也莫踰于春秋矣、不熟春秋而曰文者非也、春秋書隕者曰石五、書飛者曰六鷁下、字之妙常人罕及焉、夫飛者不辨何物、而其數先見焉、熟視知鷁、故六在鷁上、隕者不審不辨何物、其數亦不委、幾許下地而後數定、故五在石下、故左氏習之曰、庭實旅百、烏乎聖人於文也、何其精到此乎、然詩書者此等之文寡矣、易春秋者甚多矣、學者不可苟讀矣、

〔羅山文集附錄年譜二〕寬永十六年己卯

常謂人曰、古來評文章者有云、韓文百篇百樣、柳文百篇一樣、我於韓柳不可企及、然百篇百樣者聊慕之、

〔後編鳩巢文集六〕答堀正修第三書

九月二十五日、室直淸頓首再拜、習齋堀君足下、僕前書所論、有未得足下之意者、故復辱貴問論至再至三未已、甚哉足下之不見棄也、僕雖不肖、敢不感激、但恨僕之愚蠢、以問論之詳悉、猶有不免於疑者、旣曰辱足下之知、而有疑不敢請焉、非僕平生之心也、古今以韓柳歐蘇爲文章之傑、而近世又以南豐臨川配之、號稱八大家、今足下於八家中所許爲大家者、韓歐爲最、而曾次之、三蘇則予奪相半、柳以曲學詭道、王以執拗亂經、皆不取、其他取於唐陸宣公、宋范文正公、司馬溫公、及程朱之文、以爲大家之體、此皆曠世未聞之高論、非足下卓然之識乎、

城ト云題アルヲ以テ知ルベシ、徠翁云謂二字ノ別ヲ審ニシ玉ハズト見ユ、謂ノ字ニスレバ、謂レ是昔時美人所居トナラデハ讀ヌナリ、昔時美人所居ノ六字ガ、全ク此竹林ノ一名ト聞ユルナリ、

〔拙堂文話五〕徂徠之徒、治二十三家一、彼摘二古書之辭一、而用二之於其文一、故不レ得レ不レ博、我則異二於此一、學二其法一而不レ用二其辭一、故不二必博一也、

〔文會雜記一下〕一日本ニ韓柳流ノ文章ナシ、コレハ徂來不二勃興一已前ハ文章ナキ故、徂來已後ハ皆王李ヲ學ビタルユヘノコトナルベキ歟、野村新左衞門ハ、彦根ノ人、名公臺、字子賤、春臺ノ門人ニナルベキトテ、東都ニ來リシニ、春臺死ナレタリ、此子賤ノ文少シ韓柳カヽリ也、又仁齋先生ハ、ヨク歐陽永叔ニ似タルカ、大學辨、私擬策問ナドハ、ヨク出來タルハ宋文ナリ、仁齋ノ大學辨、柳子厚封建論ハ、甚無理ナル文ナレドモ、文ノ一體ノ理屈ハヨク書トリタルモノニテ、面白キコトナリト、君修〇松崎語レリ、

〔文會雜記三上〕一君修〇松崎云、本朝文粹ヲ見レバ、六朝ノ四六ノ體、中々ヤワラカナル書手アリ、ソノ後文運クラヤミハ論ニ及バズ、國初已來モ、叙事議論ノ體ハ悉ナシ、徠翁已來、叙事議論ノ體ハキト分リテ、叙事ノ體モ備リ、仁齋ノ叙事至極ノ下手、東涯モ其通ナリ、湖亭渉筆ニテ見レバ、叙事モ書レタルトハ見レドモ、如何アルベキト也、

〔文會雜記一下〕榊慶右衞門トテ譯者、少文モ成タリ、此人ノ一言尤ナル事アリ、文章ヲ見ルニ、先題ヲ見テ、吾ナレバイカ樣ニ書ベキト云フコトヲ腹稿シテ、サテ見カヽリテヨシ、又首段ハイカ樣ニ書出スヤ、次ハ如何、其次ハ如何ト、皆腹稿シテ見テ、サテ文章ヲ見テ、サテ古人ト予機軸ノ合ヤ否ヲ知ベシ、コレ文章ヲ見ルノ法也ト云タリキ、甚ダ尤也ト子綽語レリ、又袁中郎ナドガ如ク書ハ、何ホドモ書ルベシ、又徠翁ノ才ハ天縱也、文ノ面目アマリ卓見ニ過タル樣也、天狗ノ說ヲ東涯見ラレテ、扨モ々々天狗ノスガタヲ有ノ儘ニ書アラハシタリ、妙ナルモノ也、徂徠ナラデ、カヽル

西濮先秦之境、如先生之所作、則庶幾斯文之不亡也、

文政五年壬午孟春　　備前　仁科幹撰

〔先哲叢談後篇七〕山中天水

名恕之、字恕之、初名宜、字宜卿、號天水、又號鈴山、通稱猶平、伊勢人、○中略
享保中、自物茂園修古文辭者、唱李王之業、表章摸擬、佪佪勦贋剽竊之詩文、擧世倣之、以斷前敘後佶屈艱澀之文與萬口一轍浮靡虛誇之詩、爲善、無一人知時習之陋弊者、及北山奧、左祖袁石公、以平散明暢之文、清新流麗之詩、排擊修辭之業、一掃蹈襲之氣、而方其初、雖間有知厭陋弊者、信其說者不過數輩、天水夙疑李王之業、厭薄時習、其所見與北山符合、喜和其說、稱反正之業、以攻駁時習、爲己任、古文辭家爲之漸衰矣、

〔作詩志彀附錄〕世ノ學者、徂徠先生ノ經義ニ於テハ、稍排擊スル者アリト雖、文章ニ於テハ、日本開闢以來ノ一人ナリトシ、間然スル者ナシ、虛名ヲ縱ニスルコト今ニ數十年ナリ、然ルニ余獨リ徠翁ヲ斥テ、文章ニ通ゼズト云フ、初メテ聞者愕然タラザル無シ、甚キ者ハ余ヲ以テ妄リニ大言スト謂リ、是レ文章ニ明ラカナラザル故ナリ、文章サヘ明ナラバ、自ラ余ガ言ノ妄ナラザルヲ知ルベシ、余レ徠翁及ビ其徒ニ於ル、毫末モ宿感アルニ非ズ、何ゾ好事ニ其謬誤ヲ訐クコトヲ事トセン、然レドモ余ニシテ言ズンバ、斯文ツイニ長夜ノ如クナラン、苟モ余言ニ因テ、後學ノ士、剽襲ノ非ヲ知リ、意ヲ斯文ニ用ヒ、昇平ノ盛ニ應ズル者起ルコトヲ得バ、余縱ヒ罪ヲ徠家ノ諸先生ニ得ルトモ、辭セザル所ナリ、○中略
期與諸名勝同遊天桂精舍、是倒錯ナリ、期與ノ與ハ我ニ對シテ居ル字ナリ、我ト人ト同遊ヲ期シタルコトナレバ、期ノ字同遊ノ上ニ居ネバナラヌ也、○中略
城西竹林中謂、是昔時美人所居、謂ノ字誤用ナリ、云ノ字ニ換ベシ、徠文長集ニ、淸涼寺云、是梁武帝

トアリ、是大ナル僻コトナリ、凡ソ文章ハ、其勢ニ因テ、百字ノ文ヲ暢テ千字ニモ書ベシ、又其機ニ因テ、千字ノ文ヲ節シテ百字ニモ爲ベシ、必シモ無理ニチヾメテ書ニ限リタルコトニハ非ズ、强テ簡古ニセントテ、此ノ字ヲ減ジ、彼ノ句ヲ省バ、斷前歇後、隱語ノヤウナル文章ガ出來ナリ、

〔鵬齋先生文鈔序〕魏晉以來、文章之廢久矣、至唐韓柳氏出、而拯其弊、宋歐陽修輩亦宗古文、於是八代五季之弊蕩然而盡矣、至明作者猶不乏、而李獻吉獨出新奇、首唱所謂修辭者、于鱗元美輩附其後塵、局守其腐株、聱牙戟口、立辭艱澀、詰屈其體、怪僻其字、鉤章棘句、句彫章刻、剽掠相矜、摹擬相高、以謂陞左氏司馬之堂奧、而不自知爲妄庸巨子、剽竊之識曷免焉、然則乞火寄汲、固不如燧鑿、剗錦裂繡、亦何如綈緒、學者宜察焉、物茂卿本邦文學巨擘也、惜爲李王所眩、使後來耳食徒競逐其弊、近世有悟其非者、攻擊排擯、痛加針砭、然而未克矯其弊、蓋力不足也、如今世操觚家、愈卑愈陋、其才與學亦愈劣、或竊取莊列緖餘、造語至不可解爲絕妙、或經傳史子、下逮小說、無問類不類、勦剽近似、而雜擧之、或輕假其情狀、諧謔其口舌、如俳優立此應彼然、此無他、於學無所聞、於德無所蓄也、蓋言之無用、譬諸玉卮無當、言之無實、譬諸畫餠羽飾、無益飢寒、學者宜悟焉、予嘗周遊天下、徧探師友有專文壇者、則必攘袂登門、叩而問之、如有所解悟者然、觀其所作爲、則如乞火寄汲然、如剗錦裂繡然、如無當卮然、如畫餠羽飾然、然則曷足崇焉、其以古文自命者、修辭爲體、淺易爲質、其氣固已萎然矣、又何能渾浩如江河、而有排戞之力哉、甚者至牛鬼蛇神揮霍自恣、居之不疑、翻謂能出一家之風格、噫弊也亦甚矣、及至東武、初謁鵬齋龜先生、望洋神氣竭矣、叩其經學、則卓說覩古、其詩則控乾撼坤、雄宕驚人、其文章則古奧典雅、如商彝周鼎羅列於前、觀者不能詳其名也、宏健浩深、如高山大川、雄峙奔洶數百里外、重疊之形、屈曲之勢、使人目愕魄褫、不能具說其狀也、自非大才力以成一家者、其誰能臻此、豈希風左氏、與氣司馬、以肆如此之文字歟、乃可以與古人馳騁也、可以一洗近世修辭家之陋習也、亦可以爲後來文學者之法也、但惜於擧世聾聵中、而獨以黃鐘大呂鏗鎗于其間、蓋無有聞者矣、嗚呼世之學者、先入韓歐之門、而後闖

藤東野在徠門、才識迥出於等輩、非終身守李王者矣、惜乎不幸短折、不見其變也、

徂徠、材大學博、與王弇州東西屹對、並爲曠世偉人、恨二人所由皆不正、其作使後人厭惡、余常謂、學在識而不在才、若使二人識見醇正、雖古人亦斂襟避之矣、

弇州徂徠之學、博於滄溟、固不待言矣、二人之才大於滄溟、又有江與海之別也、而二人心醉滄溟、誤其一生、理之不可解者也、徂徠自言、倚天之寵靈、奉于鱗氏之教、余謂、使徂徠不奉于鱗、本邦文章誰出其右者、豈非其不幸哉、

徂徠與鳩巢同世而出、盛氣不相下、猶弇州與歸震川睥睨相軋、弇州後心折震川、收功於桑楡、是勝徂徠處、○中略

攻王李者、前後三輩、初爲震川、中爲袁中郎兄弟、終爲艾千子、中郎儇薄、千子虛驕、未能服其徒之心、唯震川之言近正、故使元美心服、

儒者天下畫奉李王古文辭、大坂中井履軒作文斥之、

〔文會雜記一上〕一徂徠ノ學則ノ第一則ハ、徂徠ノ著書付テ額ニシテハリツケテ有リ、春臺ナドノ相見ノ時ハヤ如此ナリ、ソレヲ段々ニ字ヲ直サレタリ、後ノ數則ハ、一同ニ出來タルト也、春臺モ、學則ノ第一則ハ眞ノ古文ナルベシト云レタルトナリ、又君修云、日本ニテ、眞ノ古文ト云ハ、學則ノ第一、又ハ南郭集ノ中ニ少シアルベシ、三稿ニ見ヘタル長門侯ノ關東川サラヘノ碑ナドノ類、眞ノ古文ナルベシ、南郭ノ文モ、不李不王、別ニ古文ノ一體面白ク書ナセリ、○中略文ハ眞ノ古文ト云モノ、南郭集ニ少々アルベシ、近比ニナリテ、熊耳鶴殿主膳ノ文、眞ノ古文辭ト云ベシト、君修ノ話ナリ、南郭モ、士寧子綽ノ二子ハ、于鱗流ノ古文ナリト云レキ、

〔作文率四〕近來、徂徠氏、李王ノ古文辭ナルモノヲ唱シヨリ、作文ニ尙古ト云コトヲ主トス、周南ガ作文初問ニ、千字ニ作ル文ヲバ百字ニツヾメ、百字ニ作ル文ヲバ十字ニツヾムルヤウニスベシ

〔史記抄六呂后本紀〕日本ニモ紀氏ガアルゾ、紀貫之トテ歌人ナリ、新撰○新恐誤古今序ヲカイタガ、歌人ノ名ヲ擧テ、其歌ヲ物ニ喩ヘテ評シ評シタゾ、面白キ文章ナリ、天社任子淵、豫章後山詩集解ヲシタル叙ゾ、番易許尹ガ書タガ、其體ガチツトモチガワヌゾ、許尹ハ紹興乙亥冬十二月ニカイタゾ、古今集ノ序ハ、聖曆乙丑春三月トアルガ、許多紹興ヨリハ百餘年先ヂヤトアルゾ、サル時ハ、昔ノ日本ノ儒者文章ガ、唐宋ニモヲトラヌゾ、セメテ後ナラバ似セテカイタデモアラウズガ、先ヂヤホドニ、宋朝ノ文ガ暗ニ日本ノ文章ト合タハ名譽ナリ、總シテ日本ニ文粹トテアルガ、皆ヨキ文ナリ、ナニトテ今ハムゲニ零落シツラウゾ、古今ノ序モ、貫之ハカキハセイデ、紀淑望トテ別人ガ書ト云說アリ、未詳ゾ、

〔拙堂文話序〕西土文章日衰、宋不及唐、明不及宋、淸不及明、本邦文章日隆、元祿勝元和、享保勝元祿、天明寬政勝享保、此後更進、東海生昌黎廬陵未可知也、此亦予與有終議論符同者之一也、斯書之行、足以翼文教用以爲彀率爲梯航、彼韓歐之才、待百年而生者、或近出於十數年之內、不可知、○中略

文政庚寅良月下浣　紫溟古賀煜撰幷書

〔拙堂文話一〕貝原益軒、伊藤仁齋、並元祿以上人、當時文章之道未開、然其集中往々有可觀者、不可不謂豪傑之士、

仁齋之文、多不成語、然有氣魄光燄、使讀者不倦、東厓之文少疵、然氣燄不及、讀之思臥、古人謂文以氣爲主、信然、

余常謂、物徂徠有才而墮於邪徑、太宰春臺道途頗正而才氣不副、俱爲可惜、

服南郭縣周南、在徂徠門之徒、學殖不淺、其言有根柢、至平金華以下、學問寡陋、剽竊李王集中語用之、可厭棄也、譬之富人之衣、雖錯而紐之、其質本是綾羅錦繡爛然有可觀者、貧者本服布褐、加之藍縷百結、則使人不欲觀矣、

能爲何李李王也、亦猶何李李王之不能爲李杜雄傾也、非才與學之罪、以氣運也、但何李學之而爲何李、李王學之而爲李王、各盡其所長、而爲何李李王、則後之學者、亦學何李李王所學、而各盡其所長、規矩格調、不出初盛範圍、則庶乎不失風雅之致、乃無害乎爲唐也、故曰、唐可學、而氣運不可學、以其自然也、要之、亦猶沈宋李杜之同在唐代、各擅其所長、而別風於初盛、宜優劣在才學、而不在氣運、氣運果不可學矣、雖沈宋李杜何李李王之才與學、亦未如之何已、我天朝諸君子之所以與沈宋李杜比肩、而使何李李王雖若于後者、在氣運而不在才學、則何必生優劣於其間、假令天朝諸君子生於室町氏之代、亦不過爲五山僧而已、何何李李王之望、○中略

明和八年癸卯春三月　　上毛　宇世璠謹撰

〔江談抄五詩事〕匡衡以言齊名文體各異事

予又問云、匡衡以言齊名三人文體各異、而共得其佳境、被答云、齊名偏持古集、於其心腹、敢無新意、文句句、皆採摭古詞、故其體有風騷之體、至其意不得之日、亦不驚目、無新意之故也、予中云、齊名作非詩、雜筆モ猶採古集潤色之、誠而有驗、千載佳句、詩云、江都記詩松母、洛城歎樂仙車公、齊名採此句被序云、海漸之政類王祥、而綏康、洛城之遊憶車公、而豈忘、此其有驗也、又被命云、以言文體與之相違、所作之詩、任意恣詞、都無彫策、其體實新、其興彌多、至于不得之日者、非後學之可法、則一代之尤物也、扞敢赤驪溝之句、不可及者也、源起周年後蒙霜之句是也、以言於弟子、習其體、增其風心者也、

〔江談抄六長句事〕菅家御序秀勝事

帥於序者、毎讀無不腸斷、桑栢梁兮嫋廳事、圓華林兮穰扶木之句、幷秋水何處見序、風月圓天、閑忙異他之句、幷花時天似醉序、思魏文而翫風流之句、催粧序、内則綺羅脂粉、又風月學花之句等、染心肝者也、又被談云、菅家御作見自餘時輩是鴻儒之句天晉相公ハ清行候モノヲ、伊加仁加久波被仰仁加樣天ト云々、僕又云、宮人口夜殿上舉燈者例也之句、神也又妙歟、

拙堂先生、諱正謙、字有終、拙堂其號、又號鐵研、通稱德藏、致仕稱拙翁、○中略文則少壯既得莊馬韓歐之神髓、詩則中歲始用力、及晚升杜蘇之堂、賴襄、古賀煜、野田逸、安積信、篠崎弼等、既推服其文、梁緯、廣瀨謙、鷹羽龍年、藤森大雅等、又稱贊其詩、要之詩猶有敵手、至於文詢爲獨步、

〔自娯集 二〕本邦文論○中略

夫文詞者、權輿乎中夏之上世、而源流久遠、故學之者、須本乎中夏、而必則古昔、不可傚我邦之舊習而拘泥、吾儕、才拙識暗、不能鑒別於文詞之巧拙、然而本邦之文字、比之中夏之製作、則其美惡雅俗、得失邪正、不待識者而可辨別矣、先輩固不可輕議、然尙論古文之得失、是亦格物窮理之一事、故僭率之誅所不避也、姑寫所見、以俟識者之是正而已矣、

〔山陽先生遺稾 序九〕拙堂文話序

余嘗謂、國朝文運兩開、每開輙有成敗之、事樂平安之盛、文在公卿、而敗於唐初駢體、駢體不振、至今江門之致治、文在士庶、而敗於明淸間俗流之文、非剽襲則鄙俚、雖有名儒大家、或所習不專、專者乃不免浸染焉、是無他、不詳其源流與體裁、驟喜於新艶、擇而取其每下者、是以瞶瞶如此、拙堂此著、有見於此歟、拙堂喜作文、年力方壯、敘事論事、皆能行其胸臆、而合於古格法、吾嘗評之、謂淸雄奔放作我輩語者、

〔皇朝正聲 叙〕文章關氣運、初余以爲文人誇詡之言、及讀懷風經國等集、而知其信而有徵矣、夫唐後而傚唐者、莫若明人、弘治嘉隆諸子、才高學優、而一則曰盛唐、二則曰盛唐、摸擬剽竄、殆乎不遺餘力、似則似矣、其奈自然之致何、非才與學之罪、以氣運也、我天朝、當李唐之時、聘使接踵、乃親與開元天寶之諸名士、周旋一堂之上、則風氣之所自、親炙之所益、當時諸君子、雖才不必何李、學不必李王、其所選著、盛唐不啻、文章果關氣運矣、余因謂、不唯年有四時、古今亦有四時、譬諸秋天雖暖、不可同乎春日之暖、故舊漢文唐詩宋詞元曲、語其不可再爲也、或曰、然則唐果不可學乎、曰何不可學也、何李學之而爲何李、李王學之而爲李王、櫨李橘柚、味雖相反、其所以可於口者一也、假令李杜維頎生何李李王之後、其不

文政五年壬午孟春　　備前　仁科幹撰

〔日本教育史資料十九　儒員小傳〕皇考故儒員佐藤府君行狀

先子、諱坦、字大道、佐藤氏、號惟一齋、一號日樓、又老吾軒、號其塾曰百之寮、曰鳳自寮、○中略先子講說六經、理義深奧、辨說詳備、足動聽者之心、○中略嘗曰、○中略講書與作文不同、作文只要歸習語、做漢語、講書則歸漢語以做習語、於教授爲第一緊要事、不可視爲容易、先子作文、以八家爲法、尤貴韓歐、於明則學王文成、每欲作一文、必先或坐或臥、以養精神、畜氣力、豫立其趣向、波瀾頓挫、首尾照應、設諸胸中、黙盡者立意匠、工者定繩墨、而後始起筆、於是千言立成、燦然句々字々取法於古人、極其精密、改而又改、殆經十日而後脫稿、常曰、人好用實字、摩其文、吾則用虛字、飾其言、平生所熟讀之書冊、朱綠紛然、標出句法字法、是足知其精錬也、如詩則先子所不任、然其精錬不異作文、嘗曰、文能達意、詩能言志、如此而已、綺語麗辭、比之佞口、吾曹所不屑焉、

文久紀元歲在辛酉夏五月　　男俔謹狀

〔艮齋文略序〕余少時觀安積思順於愛日樓、思順時年十七、自二本松負笈而來、同社有舉母藩士竹鄉伯實、與思順齒相若、業亦相頡頏、余竊以爲後進之秀矣、後並入家君之門、乃相邀講習討論、又喜其臭味之有契焉、既而伯實就仕、思順亦卜居授徒、不得頻々相觀如昔、○中略伯實慷慨負氣、以奇節稱、思順從事鉛槧、日月長進、今則蔚爲名士、使伯實尙在、則相與角逐文場、吾未知其孰後孰先也、回思疇昔會晤之雅、悅然如夢、忽々星霜過十有餘年矣、○中略乃者貴官杉原希往與大塚庚作脩謀、授思順文略、謁余序、余謂、思順年方強、氣尙銳、其學殖辭藻駸々乎不知其所詣、則與論之公、俟諸他日可也、因姑舉往事、并志吾愧、思順名信、艮齋其號也、

天保辛卯南至前一日、培齋林皝序於般柳書屋、

〔拙堂文集一〕拙堂先生小傳

文政己卯夏五月　　不肖燾謹撰

〔拙堂文話一〕先師精里先生與或論文曰、大抵世儒不能自立脚跟、常依傍西人之新樣、而畫葫蘆、其取舍毀譽皆出雷同、初不由己、鄉也物茂卿輩、以嘉隆七子爲標的、詩則青雲白雪文則滄上套語、陳々相因、固可厭惡、然猶有氣格體製之近似、欲精其業者、非多讀書則不能也、近歲盡變其窠臼、變而爲宋元、爲袁徐、爲鍾譚、爲李漁袁枚之徒、鍾譚之寡陋僻謬在當時既爲儒林嗤、今取其每下者、奉以爲大宗師、發其餘竅者、猶將承之、則張打油胡釘鉸之所耻而弗爲、淺俗鄙褻之極、文雅掃地矣、特以其主張神情天籟、不師古人、故世之空疎者便之、隨而和者如水就下、不才如某、僅未至淪胥而溺耳、先生此論可盡今世文弊也、

〔續近世叢語五品藻〕尾藤二洲、名肇字志尹、一號約山、伊豫川上人、中略二洲爲人恬淡簡易、文愛歸震川、詩愛陶柳、皆高朗簡遠、及老又喜白傳、古賀精里以爲不可、論難往復、柴栗山爲調停之、終不合也、

〔續近世叢語五品藻〕太田錦城曰、葛因是才學文章、一時英雋、超越時輩、但其文不辭雅俗、是其學所短、

〔續近世叢語八簡傲〕葛因是作學庸老莊註解、不襲舊套、務發新意、又詳說文脉、嘗酒間傲然謂其徒曰、我觀經子也、別有慧眼、漢孔安國以後、宇宙之大、其有幾人哉、

○按ズルニ、葛西質休文、因是ト號ス、因是文稾上下二卷、收メテ天香樓叢書ニ在リ、

〔鵬齋先生文鈔序〕及至東武、初謁鵬齋龜先生、望洋神氣竭矣、叩其經學、則卓說絕古、其詩則控乾掀坤、雄宕驚人、其文章則古奧典雅、如商彝周鼎、羅列於前、觀者不詳其名也、宏健浩深、如高山大川、雄峙奔洶、數百里外、重疊之形、屈曲之勢、使人目愕魄褫、不能具說其狀也、自非大才力以成一家者、其誰能臻此、豈希風左氏、斟氣司馬、以肆如此之文字歟、乃可以與古人馳騁也、可以一洗近世修辭家之陋習也、亦可以爲後來學文者之法也、但惜於擧世聾瞶中、而獨以黃鐘大呂鏗鎗于其間、蓋無有聞者矣、嗚呼世之學者、先入韓歐之門、而後闚西漢先秦之境、如先生之所作、則庶幾斯文之不亡也、

士新奉李王、善古文辭、然與徂徠南郭輩所作殊其趣、初得大潮禪師指授、其後田文瑟書曰、僕始學文、嘗就潮公而正焉、於今思之、其刪潤皆當、非若世儒不辨體、不論格、點金作鐵、變夏爲夷者、大潮亦嘗稱士新文爲得元美髓、夫大潮文既名海內、而近時又大典以能文聞一時、此二釋、勿論泰斗於緇林、求之操觚者流、亦不易得也、而一則傳士新、一則受士新、

〔先哲叢談續篇 三〕栗山潛鋒

名成、一名成信、字伯成、號潛鋒、通稱源助、平安人、仕于水府、〇中略書公使潛鋒、及篁溪、酒泉、竹軒、澹泊、撰義公行實、四人相議草創、討論精覈、編成上之、潤色皆潛鋒之筆也、澹泊長於潛鋒十五歲、畏友視之、嘆賞曰、行實之文、不能增損一字矣、

〔事實文編 三十六〕栗山先生墓表　廣瀨蒙齋

先生、諱邦彥、字彥輔、其先出自葛原親王、〇中略列侯執弟子禮數十人、先生文章筆札、亦世稱曰宗師云、

〔精里三集文稾 五〕先君子遺文三集、校讎卒業、將上木、季曄馳書求跋於燾、燾及事先君子於鄕、乃自髫髮熟聞王父母君及先孺人之言、先君子少壯時、以武顯、既而慨然有志於聖賢之學、藩風右武、文教未洽、乃有學焉、亦往々治蘐園諸子之業、至於唱宋學者、則側目而視、先君子、〇中略及仕幕朝、其持論亦猶在藩時也、顧獨以餘事攻詩文、而其所造詣、自不可掩、故以文辭稱先君子者、固非知之者也、而獨以經學許之者、亦非先君子之志也、燾嘗侍坐先君子、聞其論文曰、秦漢尙矣、學者當宗韓蘇諸家、其他一筆勾之可也、然其富贍該博、朱明以下、至本邦外國之文、往々窮覽靡遺、曰、文章不盡他技、而后不可不博覽也、至其精審的確、則剖縷錙銖、而無泛濫之失矣、其論詩、則宗盛唐、而雜以宋明、痛斥近時纖尖之習曰、此非詩也俳也、至其奇險橫出追琢深至、使人目瞪口呿、其作詩文、不中意則屢作屢改、不遺餘力、日者季曄之編遺集、以其嘗自抄出者收之初集二集、至於斯編、則未必盡中意、而其間異曲同工、要有不在二集之下者、是季曄之所以急上木、而圖不朽、不可以已也、〇中略

著述之撰甚富、其文若詩、前後所録、不下千餘篇、雖中間遺散軼、或燬于災、今尙歸然存乎遺篋中者數十百篇矣、○中略 昔者物子始唱古文辭乎元寶之際、蓋於文取法於李滄溟氏、其於樂府古今詩、徵諸漢魏及開天嘉隆之盛、其所薫陶、宏器輩出、各以文名相尙、當此時、先生生於奧南、弱冠徒東都、乃因秋子帥一逮物子之門、而未及執弟子禮、既而去游京畿、上名山、探石室、遂歷山陽、浮於赤馬、西窮九州、講業瓊浦之都、竊閱華夏之風致、久之開洋玄、瀰超紫海、航蹈南而留滯浪華、以歸、游歷之久、物子墓木已拱矣、不復得與其社盟、故學無常師、而其業大成、最名能文辭、以傾都人士矣、自蘐社之嫺古文辭不乏、而其克肖滄溟氏、毋嫺於先生者、蓋其學之精嚴、日就月將、自然有得而取之左右、逢其源、此殆出其天性、不待先覺薫陶、遂至於其文名漸盛、以傾海內、爲一代文宗、可謂與夫左氏司馬及李王輩、百世而比肩以至者、○中略

天明辛丑則陽之吉

門人南豐聚撰

〔先哲叢談 七〕餘承裕、字子綽、大內氏、小字忠大夫、號熊耳、陸奧人、仕唐津侯、○中略

熊耳慕徂徠之學、尤工修古文辭、時人以爲當今之于鱗、南郭屢稱曰、熊耳於文章刻意于滄溟、故殆肖之、方今秉筆擬李者甚衆、而皆不能及也、

熊耳、於南郭雖不取贄、每承其誨督、文章尤得南郭刪潤而長進、故其集中於南郭必推尊之、以先生稱之、

〔續近世叢語 一 德行〕南冥 ○龜井 少有氣聽因 ○南冥父 欲使繼己志、是時肥前蓮池有浮屠大潮、善詩文、嘗與徂徠爲文字交、能通其學、聽因乃使南冥從學、南冥時年十四、既而東游京師、就吉益東洞學、纔居五六日、疑其說偏僻、一再詰問東洞、以年少易之、不肯商量、南冥心惡之、遂辭去、如大阪、從永富獨嘯菴學、兼攻儒術、以才學稱、

〔先哲叢談 七〕宇鼎、字士新、小字三平、號明霞軒、本姓宇野、裁爲宇氏、平安人、○中略

術推先生、

〔文會雜記一上〕一春臺ノ文ハ、トカク王充ガ論衡又ハ潛夫論ナド云ヤウナル澁手一ナイニテ、理ヲ云トリタルニテ、西京ノ奏議上書ナドヤウナル文ヲヨシト云レタリ、ソレ故文ヲ書ニ、深ク沈思セラル、コトナシ、多クハ、夜六ツ比ヨリ、四ツ比マデノ内、一篇ヲ書テ、サノミ直サレタルコトナシソンシユヘ、擊節ノ立ツヤウナル面白コトハナシ、只アリノマヽニ云ノベタルマデノコト也、常ニ、西京ノ文ヲ至極ヨシト云レタル故、後漢文ノ如クナラレタルカト、君修〔松崎〕云リ、又春臺ハ古文辭家ニハ、套語ヲ多ク用ルト云ハルレドモ、李ガ文ニハ套語サノミ多カラズ、

〔先哲叢談六〕服元喬、字子遷、小字小右衛門、號南郭、又號芙蕖館、姓服部、修爲服氏、平安人、〔中略〕南郭集自初編至四編、凡四十卷、刊行于世、而詩文共以四編、爲造佳致、備大典曰、南郭文第四編爲妙手、初篇可議者多、二編三編未爲至、江村北海論詩曰、南郭能守地步不求勝於一句一章、而全功於一卷一集、今閱其集初編、瑕纇頗多、二編十存二三、三編四編最粹然矣、乃知此老剪裁老在精到、然醍醐嗜好各有所喜、東藍田答小栗元卿書云、不佞壯歲從諸老先生、論芙蕖館之文、誠於本邦無比則無比、然其初編則未至混化之地、是以斧斤取材、雙蹤痕蹟多見、若夫二編三編、一切圓機混化亡蹤、至或得意之篇、則李王以下不敢曲也、四編則衰矣、

〔先哲叢談續篇十〕山象山

名世璠、字叔瑟、號象山、通稱東造、片山氏、自修爲山、上野人、〔中略〕士事〔江戸人、鵜氏〕服南郭之門人、最長時習之修辭、而名於藝園、於芙蕖館中、稱第一流人、叢桂鵜東、皆尊崇之、士事自處太峻、侍才簡傲、雄視一時、少所許可、獨遇象山甚厚、象山亦信服之、研精修辭說、然非其所好、尊志經義、曰、通萬言、精力絕人、士事嘗曰、山生非終身僕々爾株守吾說之器識、其言果然、

〔熊耳先生文集序〕維安永丙申之四月、熊耳餘先生以疾終于家、壽八十云、蓋宏才碩學加以壽終命也、

文辭者、當先讀四家雋、欲能通四家雋者、當先讀此書、六篇雖少、然而玩味文章之精、評解盡焉、其他可例推而知之、蓋先生之意也、余向校四家雋、因遂校此書、而傳于同志矣、又先生所著有文罫文變、既而燬于火矣、後一門人求二書、先生詩答之曰縱及相如猶未死、封禪事向世間留、故二書廢棄而不存、後進無得而見焉、而先生沒後、人或以文變示余、蓋前進方其書出寫而藏之、而後身故、家人傳之也、閱之姑取明文、規摹其意、數變法至八篇、併原文凡九篇、敎所以運之法也、觀其文辭、先生初年所著、雖廢棄既久、自運縱橫、不出于他人之手明矣、余亦寫而藏之、文罫遂湮沒而不傳矣、人以其名之存也、抱憾者多矣、狻兒乘之、抄蘐園隨筆末所附文戒、題以文罫、紿世矣、愚者信而珍藏、因辨于此焉、文變亦有僞刻、謬誤不爲不多、懼世以爲眞、故取藏書、更加校正、以小册不可別行、附于此云、

明和改元之秋八月南總宇惠謹序

〔事實文編二十五〕鄴山故記室荻生先生墓誌銘　　太宰春臺

先生諱茂卿、姓物部、荻生其氏也、略○中　先生少學于其家、後讀古文辭家書、忽悟文章之道、乃盡棄其學而治文、文辭及成、益知其舊所爲之文非是、因歎曰、豈惟我若是哉、滔々者天下皆是也、豈惟今日哉、千古以來皆是也、遂不復屬目於東漢以後書云、晚節郊居養病、英才自遠方來者從遊如雲、號曰徂徠先生、先生嘗言、道者文章而已矣、六經亦唯是物、舍是而他求、後儒所以不知道也、

〔事實文編二十六〕春臺太宰先生傳　　安中城主板倉勝明

先生、諱純、字德夫、號春臺、又紫芝園、信濃人、略○中　徂徠亦賞其篤志、已而應生實侯（桑川重令）聘居五年、謝病去、時年三十六、自此終身不復仕、退修六藝古文、弟子稍益進、徂徠晚年以敎育人材爲務、不設師道、門人皆以文相尙、而先生獨以方正自持、禦侮自任、寧獲罪於其黨、而不忍使惡言入耳、乃直言無避、徂徠意遂不能平、先生亦多不滿意、嘗曰、徠翁之志在進取、故其取人也以才、二三門生亦習聞其說、不屑德行、是以門下多跅跎之士、及其成材也、特不過文人而已、及徂徠歿、其門分而爲二、詩文推服部南郭、經

牘往來若面晤之日、見教爲幸、不意賜以殷勤之書籍、以謙恭之禮、欲誘使而進諸古人相與之道、又條次所疑、一々開論使愚者一見無疑、於以見兄之篤於友道有不易及者、率揚來意不知叵謝、

〔間合早學問上〕古文辭

今の學者、かりそめにも古文辭といふことをいかめしくとなふ、古文辭とは、いかなることゝ、思ひしに、漢の世より以前の書を手本にして、文章作ることなりとぞ、毛詩、尚書、周禮、禮記、左傳國語などの内の語を切ぬき、つゞり合せて、文章となすをいふとかや、明の李于鱗、王元美などいふ人、もつはら古文辭をとなへたり、此方にては荻生總右エ門といふ學者、はじめて古文辭をとなへてより、今の學者の口ずさみとはなりたり、

〔古文矩〕合刻古文矩文變序

余遊於蘐園、見其多書焉、先輩謂余曰、鬻者藏書家有破產者、欲盡賣其書、有人來告徂徠先生、先生聞之大喜、所有衣服器用玩好瑣褻除不可缺外、不遺一物、輒以斥賣、所不足乞貸諸其所知、盡獲其書矣、中有李于鱗王元美二家集、艱澀不可讀、先生奇之、研究歷年、始識有古文辭、遂以是謂門人云、後先生選韓柳李王文命曰四家雋、尤好于鱗文、嘗取其可爲法則者六篇、詳爲之評解、以注于傍、命曰古文矩章段篇法、轉提伏結、照應管到、變化鼓舞、凡文之可評者、莫不標著矣、于鱗之爲才、窮日之力、而得之者悉能酬之、若作于鱗於九原、則必將曰、四海而一人焉萬里而比肩焉、今而在焉、何不在此而在異域邪、學者如此看破、而後可謂能讀書而足以催作者之意矣、于鱗剗意修古文辭、實明三百年一人、然明季以來、詬謗而棄擲之者、比々皆然、先生獨褒揚洗之冤、可謂卓識矣、鬻者藏書家不破產、先生能得之與不、未可知也、其盡家財而得之、亦豈素意於二家哉、先生嘗曰、藉天寵靈、得讀二家書、然則使藏書家失業邪天也、使先生傾室得之邪天也、抑天將興斯文於東方、而屬之先生也矣、然後海内風靡、斐然成章者往々而起、亦是時運之所使然邪、昭代之文明、於古爲尤、然則此書不可以廢也、今吾黨之士、欲學古

本集百二十卷、名鵞峯文集、讀之有益、猶羅山集、近時學人、求詞藻而不考事實者、以爲不足見、

〔文會雜記一上〕一白石ハ、詩バカリノヤウニ人ハ云ドモ、文章モヨシ、蝦夷志、書ニクキコトヲ、殊ノ外ニヨク書トリタルモノ也ト、南郭云レケル、

〔拙齋小集四〕後序

我西山公○德川光圀夙好學、有志於斯文、以明遺老朱舜水爲師、招四方髦彥、擬紀傳之體、爲一家之言、老成宿儒、則有野懋齋、佐十竹、村篁溪、後進則有安澹泊、栗潛鋒、宅觀瀾之徒、府下之文鳴於天下、其後耆宿凋謝、越南谿田錦江之輩、或以詩、或以文、皆鳴於一時、然僅々無幾、府下之文衰矣、及先君文公○治保好學克繼西山公之志、於是有原翠軒先生、以雄俊之才、爲一國之木鐸、高坦室、藤幽谷、川綠野之徒、並世而出、加之以先子○青山延于府下之文又盛、而無媿貞享元祿之際也、其後諸子相繼而沒、先子巋然獨在、於是先子之名益聞於四方、○中略

弘化二年歲次乙巳暮秋月男延壽謹撰幷書

〔後編鳩巢文集六〕答三宅緝明書

直淸頓首回書三宅尊兄案下、僕前年在賀時、或人以兄題楠正成碑之文與僕、僕竦然改容謂曰、三宅君何人、此非世俗之文也、其人爲僕言、君少學於京、與山崎氏之徒遊、其在同學中、最爲魁然傑出者、僕於是知、兄之學有淵源、其見於文辭者、不偶然也、去年辱同徵召、得與兄數々相見于此、其會談之間、嘗有粗及道學之論者、又得其文數篇讀之、雖未能究其學之底蘊、然遠詣博識所資之深、自有不可揜者、非世之沾々者所企及也、因自嗟新遷于此、生理艱難、又爲俗事所驅、未得從容與之議論上下、以飽足其心、是爲可恨耳、僕平生讀書、稍有所得、及所著文頗多、甚欲就識者正之、前日天游兄來訪、言及文辭事、此人能通西土之音、號稱文章家、乃出僕之稿視之、天游兄就其中一兩篇、以西音讀一過、曰善、但文辭傷緊、欠一閑字耳、僕卽言下敬服、其後爲人作淸操堂記、方就、會兄使人來、因附呈求正、以爲兄因尺

日本國在東海之東、自後漢始入中國、由是得覩墳典之全、聞周孔之道、而用夏變夷、是以其國雖舊、而俗則新矣、若唐之粟田授經於四門助教趙玄默、仲滿之慕花不肯去、宋之奝然能爲文善隸書者、要皆與華人相後先也、是豈可得而少之哉、我朝太祖高皇帝、法天爲治、聖子神孫、繼體守成、而薄海內外、無不被其教化、故凡越裳、肅愼、獫狁、高麗諸蠻國、遣使入貢、白雉楛矢之類者、肩摩踵接、無虛歲也、今天子改元弘治之八年、日本國復譯而來朝、舟次吾鄞江上、一日有客、持其國南禪寺僧桂菴島隱集凡若干萬言、詣予、不解華語、索紙筆以告予曰、桂菴吾國緇流中之翹楚也、精內典通儒書、旁及莊列、無一之不究心矣、成化四年觀光上國、得從華之大夫士遊、益增其所未能、歸避亂居豐筑肥之三州、凡其吟詠性情、應酬于求之作皆在、於是終居薩州之鹿兒島、故名島隱集、敢丐大人先生一言以序之、僕蒙不拒、其爲榮幸曷可言哉、予嘗見其紀夢過舊之作、能曲盡離索之意、則固心敬之矣、及觀是集、則誠不在於華之作者、及其國粟田奝然之下也、可嘉也已、乃不辭而爲序以歸之、

弘治九年歲在丙辰七月既望

賜進士第奉政大夫修正庶尹兵部武選淸吏司郎中致仕奉詔進階朝列大夫四明洪常子經序

〔羅山文集附錄行狀三〕明曆乙未之信使趙珩同簡于先生曰、竊因使行聞盛誼素矣、兪瑒曰、日域之文章、以羅山爲第一、皆是不爲溢美、不爲虛譽也、噫夫本朝之古、問學之人、世々不乏、匪啻流俗競唱、皆丞相也、迨乎近世、雖有藤長親探海之學、藤兼良廣覽之務、雖然合併而試察之、其所觸手之牙籤軸々、彼各未及此之甚多也耶、先生之瑣瑣屑屑、豈翅鄴侯三萬軸而已哉、抑又皆信孔孟之道、通彼之所不足也、闡揚程朱之旨、通彼之所未得也、近來世敬聖賢人知宋儒者、先生寔是嚆矢也、先鞭也、然則可謂高立獨步于扶桑國裏往古來今之際也、

〔先哲叢談一〕林恕、一名春勝、字子和、改字之道稱春齋、號鵞峯、私謚文穆、羅山第三子、平安人、襲父職、爲治部卿法印、〇中略

〔拙堂文話 一〕室町氏之時無文章、然余觀僧義堂空華集、頗有可誦者、尤喜其深耕説、曰、空華叟郊居無事出游、泛觀田野桑柘之間、有大麥同畝而異熟者、質諸老農、曰、惰農爲也、問其所以、曰、凡地耕而淺者、所種之物必早熟而不茂、深而耕者、所種之物、必晚成而肥碩、是以善學稼者、患乎耕之淺、不患成之晚也、而彼惰者、用力弗專、所以耕有深淺、而熟有早晚也、嗟呼、今吾徒也、耕道不深、而患名之晚者、豈無愧於老農之言也耶、余竊有感於中、遂書以告同學端介然、端介然深耕者之徒也、文字非無瑕疵、然説理核實、意在筆先、今世文章家能無愧乎、

〔絶海錄 下〕書蕉堅藁後

余聞蹙室以文章振世、其所傳皆以文字禪廣第一義、至於廣智一變山林蔬筍之氣、而爲館閣、其學之者逮遍寰宇、及全室則遭遇明時、其道愈顯、眞敎門之木鐸也、今觀蕉堅藁、迺知絶海得益於全室爲多、其遊於中州也、覩山川之壯麗、人物之繁盛、登高俯深、感今懷古、及與碩師唱和、一寓於詩、雖吾中州之士、老於文學者、不是過也、且無日東語言氣習、而深得全室之所傳也、信矣其疏語絶類蒲室之體製、其文縝密簡淨、尤得一家之所傳、誠爲海東之魁、想無出其右者、況其自叙曰、時逢山水幽勝之處、披衣散策、而陶冶於猨鳥雲樹之趣、悠然如遊乎物化之元、此皆樂道之至言、豈可與詩人留連光景、玩物喪志比擬哉、〔略〕也嘗與全室往來乎錢塘金陵之都會、相知頗久、若宿契然、今觀絶海之著作、則舊遊風景俱在目前、其徒等聞上人又爲之請、輙贅語於卷末云、

大明永樂元年癸未臘月　　天竺如蘭

〔梅花無盡藏 四〕衆善蒲菴老師、曾入樂浪而道化、參得文字禪、錬風鍛月之手段、無愧端嘉之諸老也、昨唱滅於鵜灣、卽秋抄而楓之二月也、頗與佛滅度相類者乎、漱王主盟賦賓偈見慟矣、漆桶萬里、亦攀厥巖押、代賀茶之詞云、〔略〕〇詩

〔島隱漁唱 上〕島隱集序

召爲侍讀、

〔本朝續文粹六奏狀〕從四位上行式部大輔藤原朝臣某誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、依當職幷儒學奉公勞、被敍一階狀 ○中略

一敍光勞

元永三年正月敍從四位上 叙勞十二年

保安三年十二月任式部大輔 官勞十一年

右某謹檢案內、古來爲式部大輔之者、或叅議三位以上、或正上正下四位、多所拜任也、爲從上四位之者、大輔滋野良幹朝臣、權大輔菅原文時朝臣、大江擧周朝臣、一翔大輔勞、一翔臨時之恩、共浴鴻慈、所增階級也、此外兩三之儒、雖爲從上之位、年限未至之輩、未濟公文人也、爰某官勞敍勞、過于良幹各二年也、兩年綴壁堅前蹤、今春何不浴新化乎、抑紀傳道者、卓礫於諸道、式部省者、冠絕於八省、其中功劾勝他之者、某一人也、某齡在幼日、憶繼儒風、專慕移孝爲忠之義、深勵嗜學立身之心、夙興晏寢、從徒夜籠章、冒暑凌寒、手不釋書卷、尋函丈之禮、則殆入儒璜之室、翔射策之業、亦早泝李膺之門、所歷者、大著作郎、吏部少卿、翰林學士、國子祭酒、松竹之節無撓、所草者詔誥敕令、表奏牋記、書簡符檄、策辭引序、陶甄之品不同、況聖體誕生之時、叅洛殿而讀孝經、親王宣旨之日、授書林而擇御諱、伏檢先例、勤此兩事之者、其君若踐祚、其臣必預賞者矣、彼介子推龍蛇之詞、在今自耻、東方朔虎鼠之論、引古猶迷、又天治二年、聽仙院殿上籍以來、須超位階之輩十餘人也、大治三年、當式部新敍還之後、不來專城之愁、四箇年也、前途步窮、餘年徘徊于郎署之路、殘涯齡暮、類景遲薄于崦嵫之峯、壞夜壑不知何日、浴朝恩可期幾春、用捨之間、只在此時而已、望請天恩、因准先例、依當職幷儒學奉公勞、被敍一階、遍浴惠澤於一淸之黃河、欲戴聖日於七旬之白首、某誠惶誠恐謹言、

大治六年正月四日　從四位上行式部大輔藤原朝臣

山下鬼、瘦馬、羅中、玉等之義、（詩不覺可尋記）山下鬼者嵬字是嵬也、羅中者貴妃以羅巾自縊、花玉者環、是貴妃少名也、所見書忘却、可尋云々、是江都督所被談也、

〔古事談一王道后宮〕堀川院御時、可有野行幸之由、申白川院給ケレバ、御返事云、我時者、土御門右府（○源師房）ナド申人侍シカバ、扈從ヲモシ、和歌序ナドヲモ書テ、于今在人口、瑤池周穆之昔、策駿馬而無所休、汾河漢武之秋、携佳人以不能忘ナドハ誰書候ベキト、天皇又無介申給ノ旨、左府（○源俊房）可爲注堀川（○可爲注堀川五字傍書攙入）コソハトヒトリゴタセ給ケリ、右相公此序被見合於國成（師匠也）之時、申云非和歌序體似詩序云々、右相被命云、我不可書詩、仍吾才學此時欲書云々、

〔古事談六亭宅諸道〕俊憲卿書内宴序（四岳草嫩、馬嘶周年之風、上林花鮮、鳳囀漢日之露、）之時、持來通憲入道之許、令見合ケレバ、一覽之後、刻限已至、早淸書ト云ケレバ、猶一兩返讀ナドシテ、有沈思之氣、起後入道云、コヽガ、法師ニハ、マサリタルゾトテ、涕泣云々、件序入道モ書儲、懷中ニ持タリケレド、尙劣タリケレバ、不取出云々、

〔十訓抄十一〕法性寺關白（○忠通）御時、東北院領池田庄解を、朝隆卿執筆のとき取申されけり、其狀之中に、

非曾經殿下之御威、兼又成梁上之奸濫と書たるを御覽じて、此解狀は田舍もの丶草にあらず、學生儒者などの書たるにこそ、尋よと仰られければ、庄官等に被召尋に、暫は秘藏して申さぬを、殿下御定なりとて問ければ、江外記康貞と申者に緣にふれて誂て候と申けり、依之康貞を文殿に召くはへられにけり、此等文章に付たる面目也、

〔台記〕康治三年（○天養元年）四月廿日辛丑、式部大輔敦光朝臣依重惱出家、雖非鴻才、雜筆冠絕當世矣、天亡斯文歟、敦光申請、以其子大内記長光、被聽新院昇殿、依爲御師讀也、

〔元亨釋書十七願雜〕吏部侍郎藤敦光者、世稱大儒、平生製作詩文、盈二十篋笥、佳句多在人口、天仁帝（○鳥羽）

〔中右記〕天永二年十一月五日戊刻、大藏卿大江匡房卿薨、年七十一、匡房者、故成衡朝臣男、後冷泉院御時給學問料、後三條院爲辨廷尉佐五位藏人、次任美作守、後加權左中辨、堀川院御時、任參議中納言、又再任太宰帥、辭中納言、任大藏卿、遂昇正二位、但後爲帥之間、不赴任過五ヶ年也、爲三代侍讀、才智過人、文章勝他、誠是天下明鏡也、但心性委曲、頗有不直事、或人云、中時許出家、次燒老後之間日記了、入夜薨云々、朝之簡要文之燈燭也、良臣去國、可歎可恐歟、

〔江談抄六長句事〕江都督安樂寺序間事

又問、江都督(匡房大江)於西府安樂寺、令作內宴序之時、御殿戶鳴之由風聞、件事實否未決如何、被答云、件事都督被談云、(中略)後日曲水宴序、被講之時、御殿戶有聲滿座、府官僚下、不遺一人、皆以聞之、僕又聞之、件聲何許哉、被答云、如雷無事疑、又書件序之時、夢中有人、告云、此序中有失誤、可直、夜夢忽驚、反覆見件序、有柳中之景已暮、花前之飲欲止之句、柳中秋事也、非春時、則覺悟直云々、

〔江談抄六長句事〕仁和寺五大堂願文事

又被命(匡房大江)云、院仁和寺五大堂之御願文、是則老耄之身、所思得之句、須臾忘却、仍思得之時、且以所遺覽也云々、其願文云、自伏羲四十萬年、訪之漢朝、未有、自神武七十二代、閱之我朝、未聞、是則率擧後三條院之句也云々、伏羲四十萬年、莊子文也云々、次及近代願文事、江都督曰、故中宮御願文云、惠賓秋簪、咲瓊芝於西晉之風、此句尤爲珍、瓊芝者楊皇后字歟、答云然、楊駿之女、又問云、同願文云、闔野之石、斜谷之鈴、此義如何、答云、闔野之石者、漢帝戀李夫人、刻闔野之石被形石、答云、我有害不可、令近云々、斜谷之鈴者、玄宗幸蜀之時、聽斜谷鈴聲、思貴妃、夜雨聽猿腸斷聲、猿字可改鈴字、件事皆所被見也云々、僕問然者文集僻事歟、又傳寫之誤歟、詳不答所見書可尋記忘却畢、又問云、昭陽殿賦花之序、芳塵凝兮不攙、此句所銘肝嚢也、被答云、實以神妙之句也、況吟有自不堪之氣、又被命云、故女御殿願文云、昭陽殿美人執香煙兮再見去、都館之夜風、其意如何、被答云、有仙人題詩於件館云々、件詩中有

ケリ、サテ返牒イカヾイフベキトイフサダメニハ、此事エ申トヲサズトイフベシトテ、匡房卿其狀ヲカキケルニ、申トヲサヌヨシヲカキオホセズシテ、二タビマデカヘサレニケリ、第三度ニ雙魚難達鳳池之月、扁鵲何入雞林之雲ト云秀句カキタリケルタビ、メデノヽシリテツカハサレニケリ、後ニ彼國ノ商人來ケルガ、此句ヲ紳ニ書シテコソキタリケレ、ヒトゴトニカクカキテモタルトナンイヒケル、

〔本朝續文粹十一記〕暮年記　江大府卿（○匡房）

予四歲始讀書、八歲通史漢、十一歲賦詩、世謂之神童、源大相國（○雅實）風月之主、社稷之臣也、試賜雪裏看松貞之題、此日時棟朝臣在座、筆不停滯、文不加點、相府深賞歎之、幸賜汲引之恩、宇治前大相國（○賴通）又爲被賦詩、恭有徵辟、雖豫參不賦之、依當相府之忌月（十二月）此日相予曰、履地踰人必至大位、故肥前守長國朝臣予先祖李部大卿之門人也、長於文章、時在任國、見予詩草、送書賀之、十六作秋日閑居賦、故大學頭明衡朝臣、深以許焉、常曰、其鋒森然、定少敵者、後作落葉埋泉石詩、感曰、已到佳境、予後日見之、未盡其美、然而感先達名儒如此、故文章博士定義朝臣謂予師右大辨定親朝臣曰、定義始不許江茂才文、近日制作可謂日新、故都督源亞相（○經信）久好鑽仰、兼知文章、見予文章、必加褒美、馬嘶吳坂之風、龜弄廬江之浪、予昇進之間、必加吹噓之力、前肥後守時綱朝臣、深得詩心、見予前大相國表、幷源右相府室源二位願文曰、殆近江吏部之文章、故伊賀守孝言朝臣、播部頭佐國、提携於文、浮沈於道、蓋後進之領袖也、見予圓德院願文、幷前大相國關白第三表、深感歎、故式部大輔實綱朝臣、雖不深文章、猶非無感激、見予高麗送牒、而心伏、右中辨有信朝臣、頗得詩心、見予文章、泣而感之、爰頃年以來、如此之人、皆以物故、識文之人無一人存焉、司馬遷有謂、曰爲誰爲之、令誰聞之、蓋聞匠石輟斧於郢人、伯牙絕絃於鍾子、何況風騷之道、識者鮮焉、巧心拙目、古人所傷、寬治以後、文章不敢深思、避唯翰墨之責而已、若夫心動於內、言形於外、獨吟偶詠、聊成卷軸、仍記由緒、貽於來葉、

ることかなとて、國盛といひしをめして、越前になしたびたる、かへし奉るよしのよみ書て奉れとて、爲時を越前になさせ給へりしにぞ、みかどの御心ゆかせ給て、こもうど・ふみつくりかはさせんと、おぼしめしつる御氣色有けることにあはせて、こしにくだりて、唐人と文作りかはされける、

去國三年孤館月　歸程萬里片　風　晝鼓雷奔天不雨　綵旗雲聳地生風

などぞきこえ侍し

〔續古事談二臣節〕古へ野干ヲ神ノ體トナシタル社ノホトリニテ、キツネヲ射タルモノアリケリ、コノモノトガアリナシノ事、陣ノ定ニ及テ、諸卿サマ〴〵ニ申ケル中ニ、帥大納言經信卿申テ云ク、白龍之魚勢懸預諸之密網ト計リウチ云テキラレタリケリ、イミジキ神ナリトモ、キツネノスガタニテハシリ出タラムヲ射タラムハ、ナニノトガカアラムト云心ナリ、此事ハ、龍ノ魚ノスガタニナリテ、浪ニタハブレテ、ウカビイデタリケルホドニ、預諸ト云モノヽ、アミヲヒキケルニカカリテ、カナシキメヲミテ、大海ニカヘリテ、龍王ニウタヘケレバ、龍王コトハリテ云ク、ナニシニカ魚ノスガタトハナリケル、サレバコソアミニハカヽレ、今ヨリノチ、サル事ヲスマジキナリト云ケリ、今カク云ハ此事也、又或人申テ云ク、射タリト云トモ、其野干マサシク死タルヲミズ、トガヲモカラズト申、此日ノ定文ハ、宰相中將隆綱ゾカキケル、此人ノカタチヲカクニ、雖聞飲羽之聲、未見首丘之實トイフ秀句ハイデクルナリ、後三條院ハ、コノ定文ヲ御覽ジテ餘リニ感ゼサセ給テ、隆綱ガ宰相中將ヲ過分ニ思ケルハユヽシキ僻事也ケリ、

〔續古事談二臣節〕昔高麗國王、惡瘡ヲヤミテ、日本ノ名醫雅忠ヲ給ハラント申タリケリ、此事陣ノサダメニ及テ、サマ〴〵ニ沙汰アリケルニ、帥大納言經信申云、高麗ノ王惡瘡ヤミテシナム、日本ノタメニナニクルシト云ハレタリケル一言ニ事サダマリテ、ツカハスベカラズト云事ニナリニ

〔十訓抄十一〕東三條關白前太政大臣〇兼家九月十三夜の月にさそはれて、東北院の念佛に參給たりけるに、夜打更て、世中もしづかなるほどに、齊信民部卿をめして、こよひたゞにはいかゞやまん、朗詠ありなんやと被仰ければ、いさ畏て、暫わづらふ氣色なるを、人々耳をそばだてゝ、いかなる句をか詠せんずらんと待ほどに、極樂の尊を念ずる事、一夜と打出したりける、類なくめでたかりけり、此句書たる齊名、やがて御供に候けり、我句をしもさばかりの人の朗詠せられたりける、いかばかりの心の中すゞしかりけん、此句は勸學會の時、攝念山林を賦する序なり、

念極樂之尊一夜、山月正圓、先勾曲之會三朝、洞花欲落、

○按ズルニ、本文ニ東三條關白前太政大臣トアルハ時世合ハズ、續世繼ニ、藤賴通ノ事トセルヲ以テ正トナスベシ、

〔十訓抄十〕橘正通が身の沈める事を恨て、異國へ思たちたる折節、具平親王家の作文序書たりけるに、これをかぎりとや思けん、

齡亞顏駟、過三世而猶沈、恨同伯鸞、歌五噫而將去とぞかける、源爲憲其座に候けるが、此句をあやしみて、正通思心有て仕つれりと申ければ、さすが心細くや思けん、涙をながしけり、さてまかり出るまゝに、高麗へぞ行ける、世を思ひきらんには、かくこそ心きよからめといみじく哀也、彼こにて宰相になされにけりと、後に聞へけり、

〔續世繼九からうた〕むかしの御つぼね〇紫式部の親にておはせし越後守〇爲時のあがためしに、淡路になりていとからくおほして、女房につけてそうし給けるふみに、苦學の寒夜に、紅涙襟をうるほし、除目の春朝、蒼天まなこにありとかき給へりけるを、一條のみかど御覽じて、夜のおとゞにいらせ給て、ひきかつぎてふさせ給けるを、御堂〇藤原道長參せ給て、いかにかくはと問せ給ければ、女房の爲時がたてまつりて侍つる文を御覽じて、御殿籠らせ給へるよし申ければ、いとふびんな

皆精巧、前朝貢獻屢往來、士人往々工詞藻、

〔古事談六 亭宅諸道〕文時之弟子、分二座ニ座列之時、文章座ニハ保胤爲一座、才學座ニハ稱文爲一座、與六藤秀才最貞企參上致諍論云々、文時被問由緒、最貞云、切韻文字ノ本文無不知之云々、文時ハ又六書全經專堪之者也、仍皆以稱文爲一座云々、

〔古今著聞集四 文學〕後江相公〈朝綱〉の澄明にをくれて、後世を訪れける願文に、

悲之亦悲、莫悲於老後子、恨之更恨、莫恨於少先親、とかけるこそ前後相違の恨、げにさこそはとさりがたくあはれにおぼゆれ、

〔江談抄六 長句事〕匡衡願文中秀句事

又被命云、以言問匡衡云、貴下願文中、秀句何句哉、匡衡則詠古鏡在室、拂秋水而拭淚之句、以言再三以詠、不隣感否云々、

〔江談抄六 長句事〕昔忉利天之安居九十日、剋赤栴檀而摸尊容、今跋提河之滅度二十年、瑩紫磨金而禮兩足、匡衡

此句、仁康上人入唐之時、爲母於六波羅蜜寺供養佛經之願文也、講筵參會貴賤濟々焉、講畢、集會人皆悉令散之間、保胤入道猶留、到俗客座、叩匡衡背云、弼殿筆ヲリケリ云々、于時匡衡彈正弼也、在此講席之故也、又入道陳云、依知是不出文場也、見此句作背心有筆緣、且爲菩提之妨云々、

〔古今著聞集四 文學〕安樂寺作文序を相規が書けるに、王子晉之昇仙、後人立祠於緱嶺之月、羊大傅之早世、行客墮淚於峴山之雲、この句ことにすぐれたりけるを、後に月のあかゝりけるに、安樂寺にて直衣の人詠じたるは、天神御感のあまりあらはれ給ひけるにや、

〔十訓抄三〕源順が河原院の賦に書たる事、いと哀に覺ゆ、

強呉滅兮有荊棘、姑蘇臺之露瀼々、暴秦衰兮無虎狼、咸陽宮之烟片々、

無極、其中天神御作春之暮月々之三朝之句、殊以褒美、不堪感懷、遂乞取納育王山寶處云々、

〔江談抄 五 詩事〕父子無相傳文章事

問云、古今父子相傳文章者希歟、帥答云、良香子在中、菅家御子淳茂、文時子、輔昭、村上御子六條宮、〇具平親王 此外無之云々、

〔古今著聞集 四 文學〕天暦御時橘直幹が、民部大輔を望み申ける申文章をば、自ら書て小野道風に清書せさせけり、みかど叡覽ありければ、

依人而異事、雖似偏頗、代天而授官、誠懸運命などの述懷の詞を書すぐせるによりて、御氣色あしかりけり、人これを恐れ思ふ所に、其後內裏燒亡有て、俄に中院へ御幸せさせ給ひけるに、代々の御わたりの御倚子、時簡、玄象、鈴鹿以下もて參りたるを御覽じて、直幹が申文は取出たりやと御尋有ける、時の人々いみじき事にぞ申ける、

〔古今著聞集 四 文學〕いづれの年にか、天下に疫病はやりたりけるに、或人の夢に、文時三品の家のまへを、おそろしげなる鬼神ども、みな拜してとをりけるを、あれは何といふことにて、かくはかしこまるぞと問ければ、隴山雲暗李將軍之在家とつくりたる人の家をば、いかでかたゞ無禮にて過べきとこたへけり、鬼神は心たしかにて、かく禮義もふかきによりて、文をもうやまふにこそ、一道に長たる人は、むかしも今も、かやうのふしぎおほく侍り、〇又見十訓抄

〔江談抄 六 長句事〕前途程遠、馳思於雁山之暮雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉淚、(於鴻臚館餞北客詩序、後江相公、〇大江朝綱)

此句渤海之人流淚叩胸、後經數年問此朝人曰、江朝綱至三公位乎、答云未也、渤海人云、知日本國非用賢才之國云々、

〔歐陽文忠公全集 四十三 古詩〕日本刀歌

傳聞其國居大島、土壤沃饒風俗好、其先徐福詐秦民、採藥淹留丱童老、百工五種與之居、至今器玩

名人

文粹、未有文學文海、元有文類、明則以文名者、有衡、有苑、有範、有則、有選、有徵、有纂、有歸、賈蓮奇賞等書、前後繼作、其事亦夥矣、延及本朝、在昔文獻之盛、作者如林、有文粹、有續、有朝野群載、具列諸體、郁郁乎其文哉、中罹亂離、斯文不絕如綫、蒐輯之舉、寥乎罔聞、

〔續日本紀九元正〕養老六年四月庚寅、詔曰、周防國前守從五位上山田史御方監臨犯盜、理合除免、先經恩降、赦罪已訖、然依法備贓、家無尺布、朕念御方負笈遠方、遊學蕃國、歸朝之後、傳授生徒、而文館學士頗解屬文、誠以不矜若人、蓋墮斯道歟、宜特加恩寵、勿使徵贓也、

〔懷風藻〕葛野王二首

王子者、淡海帝之孫、大友太子之長子也、母淨御原帝之長女十市內親王、器範宏邈、風鑒秀遠、材稱棟幹、地兼帝戚、少而好學、博涉經史、頗愛屬文、兼能書畫、

〔江談抄六長句事〕田村麻呂卿傳事

又云、田村麻呂卿傳者、弘仁御製也、其一句云、張將軍之武略、當案轡前驅、蕭相國之奇謀、宜執鞭後乘、云々、神之神妙也、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年三月十三日己巳、渤海國副使周元伯、頗閑文章、詔越前權少掾從七位下島田朝臣忠臣、假爲加賀權大掾、向彼與元伯唱和、以忠臣能屬文也、

〔江談抄五詩事〕隱君子事

亦云、良香〔都氏〕者、文章之道、可謂受之天云々、

〔菅家御傳記〕贈正一位菅原太政大臣諱道眞、參議從三位行刑部卿是善〔古人四男、因[illegible]生、[illegible]文章博士、贈[illegible]三位、清公[illegible]男、[illegible]〕第三男、母大伴氏也、少而好學、博涉經史、及壯工文、兼詠和歌、師事文章生田口達音、門弟之中已爲貫首、

〔古事談三僧行〕東大寺聖人舜乘坊入唐之時、教長手跡之朗詠ヲ持渡、唐人育王山長老以下見之感歎

本朝文粹　十四卷明衡撰

續文粹　十四卷季綱撰

朝野群載　三十卷記二作文書札等體一、三善爲康撰、

〔江談抄六長句事〕唐人感二兎裘賦一事

一物集ハ渡唐書也、唐人見二兎裘賦一云、此賦ハ此國ニモ往代人ノ作タリセバ、文選ニハ入ナマシト云々、尤神妙事歟、

〔江談抄五詩事〕扶桑集被レ撰年紀事

又云、扶桑集長德年中所レ撰也云々、時歷二九代一歟、今上之時也、

扶桑集順作多事

又云、扶桑集中、順作尤多、時人難云々、問、順序多自二紀家序一、如何、帥答云、花光浮二水上一序、順序也、專不レ可レ入也、而齊名以二其爲一レ祖師、多入之由、時人難云々、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年八月六日丙子、參內、奉二文集抄、扶桑集十葉子一、是御手習料也、

〔雲州消息中本〕

扶桑集同可二一見一侍、可レ令レ預二給使者一也、不宜謹言、

月日　直講淸原

春宮學士殿〇中略

扶桑集隨レ命奉レ借、扶桑集紕繆已多、是書寫之人誤也、〇中略

即時　春宮學士橘

〔紹述先生文集四序〕熙朝文苑叙

文之有レ選也尙矣、當陽氏之善文、有レ名而不レ傳、自二昭明之選一、而英華正宗之編、博收二衆作一沾二丐後人一、唐有二

絶倫、或苞蓄神奇、或滔摸舊製、伏惟皇帝陛下、敎化簡樸、文明鬱興、以爲傳聞不如新見、論古未若徵今、爰詔正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世、令臣等鳩訪斯文也、詞有精麁、濫吹須辨、文非一骨、備善維難、若無琳琅盈光、琬琰圓色、則取虬龍片甲、騏驎一毛、既而太上聖皇、推玉璽而脫屣、皇帝叡主、受昭華而德隆、共勉積學之添、明同要博文之助、道懸性並、天才俱聰、雅操飛文、似雨龍之分燭、興寄賦藻、疑雙岐之齊蹄、緊健之詞、體物殊錢、清拔之氣、緣情增高、寶翰染毫、無謝負於八體、錦翠開匣、不優劣於六書、堯之克讓文思、舜之濬哲好問、先聖後聖、其揆一焉、又先皇昇遐之際、叡藻猶遺、當代重輪之光、精華彌盛、臣閲史籍之卷、未有如此之時、但至如製令、不敢評論、特降綸言、爾俾商確、尺表測景、日月不以缺其輝、寸管候時、陰陽無以錯其節、遂使龍蛇同穴、鼈魚共淵、荊山之光、和以砆之質、斷自慶雲四年、迄于天長四載、作者百七十八人、賦十七首、詩九百十七首、序五十一首、對策三十八首、分爲兩帙、編成廿卷、名曰經國集、冀映日月而長懸、爭鬼神而將奧、先入秀麗者、即不刊之書也、彼所遺脫、今用兼收、人以備分、文以類聚、然年代遙近、人文存亡、搜而未盡、闕而俟後、謹與參議從四位上行式部大輔臣南淵朝臣弘貞、從四位上行大學頭兼文章博士播磨權守臣菅原清公、從四位下行東宮學士臣安野宿禰文繼、正五位下守中務大輔臣安部朝臣吉人等、詳擧類收、無所隱秘、臣等學非能鑒、智異聚沙、朱愚之上、運以嚴命、辭而不獲、敢以參議僭次姓名、列之如左、謹上、

天長四年五月十四日

〔日本紀略淳和〕天長四年五月庚辰、詔中納言良岑朝臣安世、東宮學士從五位下滋野朝臣貞主等、撰近代詩人所作之詩、勒成廿卷、名曰經國集、

○按ズルニ、本書載スル所詩ノミニ止ラズ、賦序對策ヲモ收メタリ、故ニ此ニ置ク、

又按ズルニ、詩篇ノ下ニ擧ゲタル詩集ノ内ニモ、亦文章ヲ交ヘ載スルモノアリ、

〔本朝書籍目錄〕類聚

拱璧、悲哉、今閲其書、玉石並收、魚目之混珠、是則亡論已、大氐學文章、識體爲先、殆如漁父騷也、而謂之辭、北山移文、移也、弔古戰場文、弔文也、而概謂之文、讀孟嘗君傳、讀也、而列之傳、原人原道論也、而別立原、夫體且不識、尙何問選賈人作之、浮屠倡之、儼然列諸庠序、課程童蒙、以塗其耳目、甚則摘其註中謬誤者、巧爲之故隱之帳中、以求重其精、昇平百年、駸々鄕化、而世尙乏能文之士者、是其故未必不職由焉、近年、一二大師、頗覺其非、是則有代以謝氏軌範者、是固名儒所纂錄、然其書本以便擧業、擧業主論策、故其選主議論、而不及敍事也、夫文章之道、闕一不可矣、且擧子單身經涉數百千里、勢不得多齎書而取足一二部、故其載史漢諸雋篇者、亦便旅途耳、它如正宗必讀諸集、或倣節及左國莊列者、皆爲是故也、今在此方、擧業非所須、游學非所尙、而左國史漢豈可誘此而不寓目全書乎、故凡此諸集、皆脇無用矣、按六經十三家、萬世不朽之言、文章本業外此而無有焉、文章之體具于文選、然六朝之靡、韓柳以理勝之、別開門戶、宋元之弊、李王以辭勝之、復古之業始備、雖復歷千載、唯此四家爲作文之規矩準繩也、故特拔雋其集中、以授句讀、範蒙學、塗轍一定、聰明以生、繇是而往六經十三家、庶可得而學焉、是余選錄之意也、

〔經國集序〕經國集序　　東宮學士從五位下臣滋野朝臣貞主上

臣聞天肇書契、奎主文章、古有採詩之官、王者以知得失、故文章者、所以宣上下之象、明人倫之敍、窮理盡性、以究萬物之宜者也、且文質彬々、然後君子、譬猶衣裳之有綺縠、翔鳥之有羽儀、楚漢以來、詞人踵武、洛汭江左、其流尤隆、楊雄法言之愚、破道而有罪、魏文典論之智、經國而無窮、是知文之時義大矣哉、雖齊梁之時、風骨已喪、周隋之日、規矩不存、而沿濁更淸、襲故還新、必所擬之不異、乃暗合乎曩篇、夫貧賤則懾於飢寒、富貴則流於逸樂、遂營目口之務、而遺千載之功、是以古之作者、寄身於翰墨、見意於篇篇、不託飛馳之勢、而聲名自傳於後世、在君上則天文之壯觀也、在臣下則王佐之良媒也、才何世而不奇、世何才而不用、方今梁園臨安之操、贍筆精英、搢紳俊民之才、諷託驚〇（驚恐誤）拔、或強識稽古、或射策

徂徠先生選韓退之、柳子厚、李于鱗、王元美四大家文、評之、且句之乙之、圈備識、附國字、詳備精密、以便蒙學也、豈翅範蒙學而已哉、先生嘗與人論文曰、六經辭也、法具在焉、西漢以上以此、其還也降至六朝、辭弊而法病、唐韓柳二公、倡古文、一取法於古、其紕辭者爲六朝之習也、然非文章之道本然、故二公有時乎修辭焉、宋有歐蘇、其文以理勝、不必法、又不事修辭、故不取也、明李王二公、倡古文辭、亦取法於古、其謂之古文辭者、尙辭也、主敍事、不喜議論、亦爲宋弊也、此其大較也、吾東方之文章、中古以來、藤明衡文粹等所載、都紀菅江橘慶藤野諸家、驅翰振藻、連世有人、表奏書啓、序記讚銘衆體、稱才效伎、各法起趣、荆玉隨珠、家々握之、誠可謂盛矣、靡然當此之時、吾遣使李唐、博士從行、咸學於彼土而歸、文辭亦承其風、專事排偶、特工於四六騈、已不能超乘而上焉、保平之際、京師大亂、皇綱解紐、自時厥後、彊弱迭興、武斷以治、文雅道息、凡數百年矣、迨於國家始興、學術大行、豪傑疊出、累朝不乏人、著作日多、亦非不盛也、然文章之道未融、宋元之弊、塗人耳目、皆不能特起拔出者、亦且百年矣、至徂徠先生興、倡古文辭、舊染盡去、古粲日新、才子雲從、海內風靡、其所施敎、六經十三家之外、唯四家而已、故於四家、選其尤者、以示法則、操觚之士、由是以進、不迷岐路、不蹈荆棘、各極其才之所至、而與古人爲徒、豈不愉快乎、然則斯編之出也、足以一洗東方舊來之陋習也、豈翅爲文章而已哉、先生之言曰、讀李王二家書、始識有古文辭、於是取六經而讀之、稍々得物與名合矣、物與名合、而後訓詁始明、六經可得而言焉、〇（中略）

寶曆辛巳季夏之日雲藩文學宇惠謹撰

（徂徠集十九）四家雋例六則

斯集爲蒙學設也、斯方、數百年來、敎童子句讀、六經竣、輒授以眞寶、遂賈人所鋟鏤、豈足以備屬文範諸鼓倚哉、蓋室町氏之世、闇智不文、儒者失其官、而浮屠膺鑒衡之選、一時推諸吳門之市、乃眩其名、而實以爲藝苑琳瑯、携歸享之千金者、遂被於流俗、爲學者矜式、近世儒宗巨擘、亦皆循繇、其徒來歸、童習白紛、漫不之省、對曰眞寶眞寶、或爲之疏鈔、英學學者、何其陋也、雖有俊民、習其燊變所受、終身事之、如天球

〔臥雲日件錄〕享德三年十二月廿六日、喜隱瑞雲來訪、話次曰、雙桂和尙住眞如時、爲沅甫講坡詩、偶六月七日、次祇園會之日、沅甫不來、某將空飯、侍于左右者曰、今日又將爲淳古那講韓文、且留聽之可也、始自第十一卷讀原道等諸篇、略讀過耳、不及細講、因曰、此文非日本切用、云々、蓋欲令人不勤無用之學、

〔空華日工集〕嘉慶二年二月十一日、達于湯山館所、十二日以下在溫泉、而校定貞和集、昔貞和年中、余年二十三、在天龍、捃摭古尊宿偈頌、因編號貞和集、延文年間、其藁既燬矣、今欲重編而未暇、故號湯治乞暇於官府、本意非湯、端爲是集也、

〔閑散餘錄〕上吾國ノ學問、惺窩先生ノ頃ヨリ、四五十年前ニ至ルマデハ、古文前後集ヲ專用ヒタルコトナリ、故ニ古文ニ標註國字ノ解等多シ、那波道圓ノ說ニ、ソノ頃ハ滕王閣ノ序ノ落霞ハ、鳥ノ名ナリトイフコトヲ、秘授口傳トナシタルヨシ、遺稿ノ內ニ見ヘタリトナン、古文ヲ學ブハ、文章軌範ヲ學ブニ如ザルコト、ヤヽ眼アル人ハ知レタルコトナルヲ、ソノ頃ノ人々ハ、イカニ心得タルヤラン、要スルニ時運ノ然ラシムルナラン、

〔草山集〕天古文眞寶諺解大成叙
古文眞寶之行乎本朝也久矣、叢林之間、競爲講說、其作鈔解、匪特叢林、近代儒林亦有之矣、但其講解之際、或典據不明、事跡有闕、或失則太繁、得則太簡、而未有歸於至當者也、比屬洛下石齋隱士乃取羅山諺解而補其闕漏、折衷諸說、以集大成、典據分明、繁簡得宜、名曰古文眞寶諺解大成、

〔言緒卿記〕慶長十七年八月十日壬申、禁裏に御講釋アリ、月溪古文眞寶ノ講尺被申候、御參衆ノ衆、式部卿宮、近衞准后殿下、近衞內府、曼珠院宮、白河左衞門督、三條宰相中將、庭田宰相中將、四辻宰相中將、阿野中將、中院少將、基久朝臣、永慶朝臣、冬隆朝臣、光慶朝臣、兼賢、嗣良、顯成、爲賴、安倍泰重等也、

〔四家雋〕一刻四家雋序

三史文選師說漸絕、詞華翰藻、人以不重之句、菅宣義見之云、文道宗匠、足下一人歟、宣義ガ無ラム之時可被書之句也ト云、匡衡答云、足下逢令生レバ、巨伯、漸トハ書ト云々、

〔實隆公記〕永正四年十月六日丙子、文選講尺、佐首座來臨、予依故障不逢、

○按ズルニ、白氏文集亦中世大ニ行ハレタリ、事ハ詩篇ニ詳ナリ、

〔太平記一〕無禮講事附玄慧文談事

爰ニ美濃國住人土岐伯耆十郎頼貞、多治見四郎次郎國長ト云者アリ、共ニ清和源氏ノ後胤トシテ、武勇ノ聞エアリケレバ、資朝卿、樣々ノ縁ヲ尋テ昵ビ近カレ、朋友ノ交已ニ淺カラザリケレドモ、是程ノ一大事ヲ無左右知サン事、如何カ有ベカラント思ハレケレバ、猶モ能々其心ヲ窺見ン爲ニ、無禮講ト云事ヲゾ始ラレケル、〈○中略〉其間ニハ、只東夷ヲ可滅企ノ外ハ他事ナシ、其事ト無ク、常ニ會交セバ、人ノ思咎ムル事モヤ有ントテ、事ヲ文談ニ寄ンガ爲ニ、其比才覺無雙ノ聞エアリケル玄慧法印ト云文者ヲ請ジテ、昌黎文集ノ談義ヲゾ行セケル、彼法印、謀叛ノ企トハ夢ニモ不知、會合ノ日毎ニ席ニ臨テ、玄ヲ談ジ理ヲ折、彼文集ノ中ニ、昌黎赴潮州ト云長篇有リ、此處ニ至テ、談義ヲ聞人々、是皆不吉ノ書ナリケリ、呉子孫子六韜三略ナンド社可然當用ノ文ナレトテ、昌黎文集ノ談義ヲ止テケリ、

〔臥雲日件錄〕享德二年十月廿五日、東福景南來訪、話次及多岩中岩之事、南曰、心華曾謂、聞多岩講蒲室集、就中、有曾不解之語、側耳聽之、岩曰、此乃元人氏族也、實餘人所不及也云々、又問曾在心華席下聽講何書耶、南曰、杜詩柳文蒲室集、又略講大惠書云々、

〔蒲室集〕保壽尼寺檀越善應戒尼大友、慨持施財、命工刊行此版、伏願人々皆滴瑩目个个開悟靈心、息有報資、怨親融接、延文己亥春、雲居比丘妙德識、

○按ズルニ、蒲室集ハ、元ノ釋大訢笑隱ノ文集ナリ、

言、則多識之博、作文之進、可以期焉、（庚戌七月二十八日）

〔鵞峯文集（七十八哀悼）〕西風涙露中

先考（羅山）〇使侍史寫文選舊點四五部、其中善本余傳之、罹丁酉之災、其副本各一部靖及汝傳之、熟讀之、如李杜蘇黃等集、家本數部、余及靖與汝各分得之、余講經無暇、公務屢致故不能熟覽之、靖大概諳誦之、汝亦能記臆之、先考有韓柳古本舊點兩部、余及靖各得一部、汝別得新本蔣註、與舊本參校之、全部加朱句畢、其餘六朝百名家、及唐宋詩集文集、靖悉一覽之、汝亦一覽之、且見唐文粹宋文鑑元文類等、汝於詩文之學、可謂勤噫、

〔文德實錄三〕仁壽元年四月丁卯、帝喚散位從四位下春澄宿禰善繩於北殿講文選、丹後權守從五位上豐階公安人爲都講、

〔三代實錄（四十五光孝）〕元慶八年四月四日甲午、是日天皇始讀文選、右大辨從四位上兼行勘解由長官橘朝臣廣相侍讀、以從五位上行勘解由次官兼伊勢權介惟良宿禰高尙爲都講、太政大臣左右大臣並侍焉、

〔菅家文草六〕北堂文選竟宴、各詠史句、得乘月弄潺湲、（仁壽年中、文選竟宴、先君詠句、得招隱俱在山、古調多叙所懷、予今習先君體、詩言志、來者諒之、）

文選三十卷、古詩一五言、五言何秀句、乘月弄潺湲、半百行年老、尙書庶務繁、雖思樂風月、不放到丘園、非唯無所樂、悠々有所煩、水空觸眼逝、月暗過頭奔、總爲貪名利、亦依憂子孫、此時玩斯集、如避世喧喧、

〔本朝世紀〕天慶四年八月五日壬辰又今日三品成明親王、於承香殿有文選竟宴事、博士從四位下文章博士兼大學頭大江朝臣維時、尙復大內記正六位上橘直幹也、大納言藤原實賴卿、中納言同師輔卿、參議左近衞權中將同敦忠朝臣、幷殿上侍臣十人許候件座、及酒數巡、賦詩一篇、大內記直幹作其都序、公卿博士尙復侍臣等賜祿各有差、

〔江談抄（六長句事）〕三史文選師說漸絕事

號文選學」と見たり、吾邦も、中葉、文選を六經に並觀て、專門の業となせしなり、勸學院の書生あつまりける時、今日の會、才の高下を以て、席の次第をせんといひしに、藤原隆頼、文選三十卷、四聲切韻暗誦の者あらば、座を讓るべきとて、一の座に進みける事、著聞集に見ゆ、

○按ズルニ、本文李邕ハ當ニ李善ニ作ルベシ、唐書卷二百二李邕ノ傳ニ、李邕字泰和、揚州江都人、父善有雅行、(中略)爲文選注、(中略)居汴鄭間、講授諸生、四遠至、傳其業、號文選學、邕少知名、始善注文選、釋事而忘意、書成以問邕、邕不敢對、善詰之、邕意欲有所更、善曰、試爲我補益之、邕附事見義、善以其不可奪、故兩書並行トアリ、

〔羅山文集五十四題跋〕五臣註文選跋

文選有李善註本、有五臣註本、有六臣註本、其六臣註本中、又有就善本而加五臣者、有就五臣而添善註者、今此者就五臣而添善註者也、此本、近歲米澤黄門景勝陪臣直江山城守某開板于要法寺、余請秋元但馬守泰朝、而後泰朝告景勝而得之以寄余、余先是倩友人及傭書者、爲之朱墨點、往々傍點之中舛謬多矣、後再借唐本加改正、猶非無疎略、特註中文字魚魯陶陰不少矣、它日之暇、又宜校讎焉、古云、文選爛、秀才半、讀之者能熟爛、則下筆不能自休、豈翅武仲而已哉、然則此本亦是吾家之敝帚享千金耶、壬戌仲秋十又九日、

〔鵞峯文集百四〕題姪寇所藏文選後

先考家藏文選點本、傳嫡而至寇、既爲三世家珍、自去歳之春、毎月約五日、使寇誦於余側、聞其句讀、一席限一卷、吾伊不啞、卷舒無滯、至今秋、全部六十卷、估畢悉成、夫文以類分、選而取粹、古來以此爲最、且李善援用之詳、五臣註解之通、太便於博贍也、學者習熟記臆、則多識云、作文云、一部亦足矣、故本朝昔江諸家博士成業、揚名、藉此書之力者、不爲不多、近歳少年輩、偶學詩文者、狹而三體眞寶、廣而錦繡集而已、至如文選、則束閣而不讀焉、先考嘗爲之嘆息、此余所以使汝習誦、首尾通徹也、寔乎寔乎、不忽余

文話

二書、非謂全無益於初學之士、抑亦末也、余故誨初學之士、必以用心於字句章篇四法焉、此所謂立其大者、小者從之之意也、又如服子遷文筌小言、蓋一時以塞兒輩之責者、亦助語辭之類焉爾、要不足取也、如縣次公作文初問、則雖書以國字、反加於文筌小言一等矣、初學之士、不可不讀也、又如余所嘗著白雲館文罫、雖亦末、及所謂四法乎、在善讀焉者、則四法亦在其中矣、學者如欲知之、則就其人而請其指示焉可也、如物氏文變、則亦英雄欺人者耳、何也、物氏實能變奧衍閎深、如昌黎之原道原毀及獲麟解者、以示其運用之妙、則吾無得而間然耳、如楊偉贈陳名道序、則宋文之最下者、縱變至百篇、豈足以示其運用之妙哉、至於其周禮樂至九變而極云爾、則牽強傅會、欺人之甚者、蓋毋論已、學者又當熟讀謝氏文章軌範及物氏四家雋、猶無所得焉、則又當讀凌以棟史記評林、亡論其前脩諸說、蒐羅無遺、卽文章虛實主客、提掇照應等處、往々註于其旁、此大有益於學者、又如文章辨體、文體明辨、雖卷帙浩繁哉、唯辨其體製耳、豈足以見頓挫波瀾抑揚起伏之妙哉、則讀之可、不讀亦可、又如謝氏檀弓批點、則畧稍及句法章法、要奧妙之文、非初學所可得而議也、而禮記則學者所當朝習夕誦、又何假彼批爲、要余所謂用心於四法者、則所謂單刀直入之法、及其自得之也、則必有取之左右逢其原者矣、學者其勿忽諸可也、

〔橘窻茶話 中〕林道榮喜讀圓機活法、自少至老、一生不廢、彼乃一時文人、老長於詩、自六朝詞篇、至唐宋諸大家詩集、莫不偏索而熟習焉、然少有間隙、則必手之不廢、此則大有深意、在日本人、則當學之以爲法、如楊升菴論草訣百韻歌與詩學大成、別是一意、後進小子、不知其源委、恐有難成材器之患、故絮切至此、

〔常山樓筆餘 三〕吾邦、聘唐の使有しより、凡百制度、多くは唐朝に遵ひたまひけり、學術の趣も又しかぞ有なる、唐書儒林傳に、曹憲といひし人、始以梁昭明太子文選授諸生こと見へて、同郡魏模、公孫羅、江夏、李善、相繼で傳授しける故、其學大に興るよし見へ、又文藝傳に、李邕文選之學を傳へて、

精觕之、其或有精於彼之脫未精耶、語曰、身在廬山中、不識廬山面、昔者物子以言於筌蹄矣、吾於斯書亦云、

〔北禪遺草 八〕續文變序

言語之路廣矣、縱橫先後、緊切寬衍、何所不言、唯是君子之擇言也、文人之考辭也、有所言、有所不言、所謂同一意一事、而結撰迥殊者、豈徒才自然而已哉、嘗讀物徂徠文變、取明楊士奇贈陳有道序、變其規畫、凡八篇、併原文、爲九、以訓初學、詞彩煥發、未免侏離、蓋是早歲作云、余倣之、取昌黎雜說一篇、錯綜互換、別爲九條、要爲初學潤其燥吻、而暢其蹇思、使繹其枝葉、以衍其所言、原其楨幹、以豎其所不言、而昌黎之文、所法於千古、亦可思矣、豈無所裨益哉、

〔文語粹金 序〕近世詩家、彼有金粉、我有碎金、後生咸以爲便、文章家未有此等書、初學皆枵腹儉腹、每操觚苦難措詞、自畫而止、余嘗欲倣詩家所爲而救之、未暇也、乃授意於鈴木又甫、就子史及古人集中、綴其成語雅馴者、立門部、受之以供使用、又各附全文于首、亡論和漢、收其易曉者、以爲標式、名曰文語粹金、語雖碎紛、皆粹金也、子弟輩棟採之、襯式摸造、亦足濟其所不足矣、書成藏之篋中久矣、頃有請鋟剞者、乃書其由於簡端、出以付之、

天保癸巳嘉平月　　拙研學人識

〔助辭新譯 一〕一齋助辭新譯序

頃者又其所帳秘讀書法數種出示言於予、曰是區々文字上之義、何關大道、然皆出於家說之緒餘、而門生各嘗筆受之者也、予覩之喟歎曰、學之博也、說之密也、先儒之未發、頗使人發蒙啟覺焉、中收助辭解一編、是學者之爲裨益不亦偉矣乎、比諸古今諸儒作字說者、則豈翅嘒々小星之於太陽哉、（中略）

源恒齋于龍岡之棲霞書屋

〔文章緒論〕盧允武助語辭唯義論助語、而未及字法、陳叔通文則唯義論字法句法、而未及章法篇法、此

リ、一字ノコトニテ、大ニ意義ヲ失フコト多シ、縦ヨク失ザルモ、疎漫ニシテ的切ナラズ、長崎ノ通事某病人ノ事ヲ、唐人ニ言トテ、譬如燈將滅而忽明トイフ、唐人、ソノ意ハ會スレドモ、詞ノ不調ヲ笑シトナリ、コレ乍明トイフベシ、忽明トハイフベカラズ、或人ノ語ニ、某日當迎足下某宅相與寘事、コレ邀ノ字ニ非レバ通ゼズ、杜詩ニ、高閣邀賓許馬迎、是ニテモ看ルベシ、又或人ノ語ニ、京上之會期已在近トイフ、已ノ字、スベテ往ヲ以テイフ辭ニテ、來ヲ以テイフ辭ニ非ズ、又一先生石燈籠ノコトヲ記トテ、渾石坐燈籠一座ト書リ、渾石トイヘバ、上屋ヨリ下趺マデ、一全石ニテ爲タルニ紛ハシ、坐灯籠尤モ語意ヲ害ス、下ニ又一座トイフ、座坐同音ニテ、義モ相近シ、又ソノ形狀、座トハイフベカラズ、但石燈一株トイブラヨク通ズ、古詩ニモ沈香亭畔千株石トアリ、是ノ類アゲテ數フベカラズ、世人尋常ノ倭訓ニ惑テ、不覺字義ニ違フコト太多シ、然モ尋常ノ倭書ニ、惟字ヲ用テ、倭意ヲ述ルユヘ、愈本義ヲ失フコトヲ覺エズ、御息災、目出度奉存等ハ、古來ノ通用論ズルニ及バズ、改テ新奇ニ言ントスル者ハ、一設ト謬ヲ生ズ、奉祝奉賀等ノ類コレナリ、祝ハ祝禱ノ義ニシテ、將來ヘカヽル、賀ノ字、貝ニ屬シテ事物ニカヽル、並ニ目出度ノ義トハ別ナリ、又奉ノ字、下文ヨリカヘリテ、タテマツルト云義ハ、カツテナシ、何レモ此ニヨリテ推知ベシ、物件ノ名目モ、謬リ稱スルコト舉テ數フベカラズ、故ニ文章ヲ學ブモノハ、一字ヲ下スニモ、改テ工夫ヲ著ザレバ不覺疎漏ニ落ルナリ、

〔小雲棲稿七〕文語解序 ○中略

道之在方策、流入東海、孰不琅琅然讀誦、及背而問之語失字、字失位、語之所不逮、轍逸其字、況於自結撰乎、皆曠心之官故也、夫廻逆之讀、讀兼解者也、古之以是訓之、亦可謂巧矣、人弗能思焉耳、易不言乎、書不盡言、言不盡意、然則意之精於言與書久矣、而我固有之、無東西焉、無今古焉、道之在方策、流入東海、耳之則非、目之則是、吾用我精精之、亦何不可得、夫有目之不思、不若無目能思之愈也、故能吾用我

文也難、何者中國之於文字、順文語下、而其義自通、吾邦之於文字、有音有釋、有口訣、順逆上下、而其義始通、故習作文之法、亦隨而異矣、非稽古文、正字句、比事而辜之、安能得法脈井然、而糸々入篋乎、文有好尚、有體製、有章法句法、有助字虛字、有用字別字、乃至成語熟字名物、不可不盡講究、如本邦之訓、訓簡而用博、訓簡則覷以爲同、用博則不能無錯、先子（○仁齋）嘗著文訣等書、初學晚進、因以有資焉、夙年爲辨同訓草二巨冊、未完、晚草操觚字訣、亦不成書、吁惜哉、於是就先子之遺稿、饌倂名以纂著此書、傾其志補其闕、收諸家解、

時寶曆十三年癸未之冬十一月十三日　伊藤善韶撰

〔虛字解 上〕虛字解叙

吾淇園先生恒言、邦人小子、未達字義、讀書致誤也不少矣、蓋先生壯歲嘗譯左馬助字、以發文海之奇珍、其書已刊布四方、而當時又已有虛字詮譯之籍、尚未完成、既而先生以方有事六經之業、不復暇爲者殆二十年、頃有一友、請甚力、先生不得已、爲之補完、則歷二旬而成矣、令嗣君獻君、命倣田君寬及余共校之、且督梓事、（○中略）

天明癸卯孟春　浪華　淡輪脩拜撰

〔實字解 天〕實字解叙（○中略）

淇園先生嘗著虛字解、今已行於世、而先生近又爲後生著實字解、其志蓋亦將以設夫虛之所由生焉（○中略）

寬政三年辛亥春三月　大舍人大允　永井光謹識

〔初學文軌 首〕初學文軌附言

向ニ吾、初學ノ爲ニ、文談一卷ヲ著ス、今マタ此編ノ次ニ、學文ノ大意ヲ說キ、其明暢達ヲ顧ミズシテ、初學ニ指示ス、實ニ一時ノ存ピナルノミ、凡倭人ノ華文ヲ學ブモノハ、先字義ヲ詳ニスルニヤ

問之、云是不關吾學也、嗚呼、非言無以達其意、非文無以述其言、讀書而不能爲文、奚以異乎有其口而不能言者也、故孔子曰、言以足志、文以足言、言之無文、行之不遠、惟吾邦學者、大抵無能爲文、蓋天下之學、必得其門而後入、昔人有讀伯夷傳一年、便大悟作文之法者、豈非學之要不在於多而貪焉、而在於少而熟耶、而世之編文者、連篇累牘、動至數百千篇、雖家有而人誦之、然若崑山之玉、不勝其多、鄧林之材、反厭其繁、記前則遺後、涉此則漏彼、泛然終莫得其肯綮者、是無門也、故詮次韓柳以後、近儒者之文、者三十四篇、名曰文式、欲使學者先曉其分數、而後廣及乎守禦之具、苟部曲既整、則雖多多益辨可也、詎止十萬而已哉、

初年甚信程朱、最尊[illegible]學、右諸文、可見其概矣、長胤謹識、

〔新刊用字格〕刊用字格叙

禮曰、五方之民、言語不通、嗜欲不同、達其志、通其欲、東方曰寄、南方曰象、西方曰狄鞮、北方曰譯、夫圓顱方趾、肖天地之貌者、無不有秉彝之心、則舟車所通、固不可限以內外也、然聲音之道、唯漢土爲得其正、蓋其體用先後之別、虛實主客之辨、詞約而義該、途同而歸殊、故通四方之言、而不惑、垂千載之後、而不朽、此其所以可尙也、吾邦學士、習華語以屬綴、其來也遠矣哉、然拘于方言、或不能無顚倒錯置之失、家君欲矯之、嘗譯古文以課諸生、俾諳字法、予因就經史子集、摭用字上下之別、可以楷則者、類聚群分、解以國語、凡得三百餘條、名曰訓蒙用字格、附之諸季、以爲修辭之筌蹄、若夫格之所未及載、則引伸觸類、存乎讀者之領解焉耳、

時元祿癸未歲陽月　伊藤長胤叙

〔操觚字訣〕操觚字訣序

文取於心而注於手、遂辭而已矣、傳聖學以察人倫、明數千歲之上、以貽乎數千歲之後、非文而何、其用廣矣大哉、若以嬈苗抽白爲工則靡矣、是乃非文之罪、不能用文之過也、夫中國之作文也易、吾邦之作

一遍ごとに專はら一事をもとめしかば、數過を待ずして事々精熟なるとぞ、歷邵庵是をもて人に敎て、讀書の良法としけり、今此法にまたがひて、五經、左傳、遷固が史をも、文章の爲とよまんには、義理事實に貪着せず、たゞ文章の一節を主としてよむべし、志慮分る丶所ありて專一ならねば、意を精まうすることをえがたし、それにつきて、翁日ごろ四法を定め侍る、その一に字例、文字を用ゐる例なり、略〇中文字も一字あれば一字の能あり、焉矣乎哉等の助字に至まで、同異まりやすきもあれど、少しのたがひにて、疑似することもあれば、とかく古人の用ひし例をひろく尋へ、彼是をかよはして見ることまくはなし、其二に語類、字かさなりて成語をなす、其類一ならず、政治に係る語あり、兵戰にかゝる語あり、人の性行に係る語あり、事の措置に係る語あり、古訓の語あり、比喩の語あり、其外あげていふべかず、必しもその語をすぐに取にはあらねども、古の成語を多く記して、其中より轉化し出せば、おのづから雅にして俗ならず、直にして迂ならず、其三には、鋪叙語を鋪て、章段をなすをいふなり、群分類聚の所あり、交互錯綜の所あり、意を設るの廣く、言を布の體はしきを見るべし、其四には、體裁鋪叙によりて首尾をなすをいふなり、起端あり、承接あり、轉折あり、收結あり、文勢の抑揚頓挫、條貫の滯らざるを見るべし、右の四法をもてよめば、汎然とよむにあらず、加之歲月の功をつまば、おのづから自得する所あらん、筆を下し文作るに、用字に誤らず、造語にいやしからず、鋪叙偏り體裁正しく、言をたて、道を論ずるの助けとすることにたらんかし、

〔古學先生文集〕文式序

作文、有儒者之文、有文人之文、儒者之文者、孟荀董劉韓李歐曾之類是已、至於文人之文、認事瑣細輕淨華、不足以登樽俎之間、昔吾朱文公、嘗校韓子之書、又深好南豐後山之文、豈不以其體製之正、理意之到、而謹嚴縝密、無一字之散緩乎、然則文之爲文、可見而已、然世稱好理學者、或棄去文字而不理、

乞正、乃削二十字、更益五字、金華不喜而去、至翌日、質諸南郭、南郭不得決焉、又質諸徂徠、徂徠視鳩巢所竄改者曰、如此而後成文、於是其徒始重鳩巢、

〔文鏡秘府論序〕貧道幼就表舅〇阿刀大足、頗學藻麗、長入西秦、粗聽餘論、雖然志篤禪默、不屑此事、爰有一多後生、扣閑寂於文囿、撞詞花乎詩圃、音響難默、披卷函杖、即閱諸家格式等、勘彼同異、卷軸雖多、要樞則少、名異義同、繁穢尤甚、余癖難療、即事刀筆、削其重複、存其單號、總有一十五種類、謂聲譜、調聲、八種韻、四聲論、十七勢、十四例、六義、十體、八階、六志、二十九種對文、三十種病累、十種疾論、大意論、對屬等是也、配卷軸於六合、懸不朽於兩曜、名曰文鏡秘府論、庶緇素好事之人、山野文會之士、不尋千里、蛇珠自得、不煩旁搜、彫龍可期、

〔作文大體〕作文大體幷序

夫學問之道、作文爲先、若只誦經書、不習詩賦、則所謂書厨子而如無益矣、辨四聲詳其義、嘲風月味其理、莫不起自此焉、備絕句聯平聲、總廿八韻、號曰倭注切韻、

于時天慶二年仲春五日也

〔駿臺雜話〕五寸鐵人をころす

後數日ありて、諸客來會せしが、翁に、前日文章のために讀べき書御示敎ありて承りて候、それにつき、請益たき事の候、右御差圖の書は、我等ども、日ごろ讀候て、常に取あつかひ申物にて候、今改て、文章のために讀候には、よみやうの心得もあるべく候や、承たく候といへば、翁それは尤なる心つきにて候、大凡、書は多讀をよしといたし候得ども、たとひ千卷萬卷の書讀候ても、その書に意を精しうせず、たゞうはべにてひと通りに讀過しては、何の益をか得べく候、寸鐵人を殺すとて、一寸の鐵にても、よく鍛へば人を殺すにたり、長道具たりといへども、なまりては用にたへざるがごとし、むかし東坡自から西漢書をよみしことをいふに、治道人物地里、官制、兵戰、貨財の類、

菅浮華靡麗、綿貫補、歉也、私心已好之、每讀難、未必能修辭擒章、然輒患易卒業、又怪、是書僅自天文永祿終、元和寬永間、竊以爲所登載、大抵武林之舊事、則知兵家講武之餘論、發揮黄蒙者不少矣、(中略)於是試鈔舊史遺聞、漸爲篇、(中略)卽删定、無慮十卷、且題中古字、以續前書、余不能修是書以作文、然亦修此詞以充作文者之采摘、庶幾乎爲童蒙講武之一端、又欲補栗山先生教文之緒餘云、

天保十四年秋九月　栗原信充撰幷書

〔撫章文話 七〕凡譯國字之文、須照原文、增之不可、漏亦不可、柴栗山紀那須與市事曰、既而阿波讚岐叛平氏而待源氏者、所在山洞、往々十騎二十騎、相將而來歸、判官兵及三百餘、當日日向將不可決勝源平交收兵而退、海上艶裝一小舟、望岸搖來、距岸七八段、轉而橫舳而止、源軍疑而視焉、舟中出宮娃、年可十八九、綠衣紅袴、開純紅扇畫旭暉者、插竿樹之船頭、向岸而招、(中略)文頗近小說體、然照平家物語、不漏一辭、筆々飛動、寫得如畫、在原文之上矣、

〔修辭通〕初學爲文、從其材高卑、須爲復文數十首、所謂復文、抄取經史中一節數十字、至百餘字、其宜和誥讀者代以國字漢音讀者仍用漢字、一直寫下、從本邦語脈、國字數字聯綴成一漢字者、從吾成語、仍每字間施小垂針、一字成一漢字者、單寫異隊、而字代用國字、天字、則字用列波二字、爲矣二字難譯則其處施小圈、從上下文勢、以安字、若塞澀難讀者、字傍別註小國字、以助之、使無與正文相混淆、漢字二字以上相連成正文者、亦字間施垂針、務在易辨識、每一章後注其若干字、以便復成漢文、時推考既成、以授初學、其國字盡代塡漢字、且使各復本位、以成漢文、與原文比較、正謬誤、以習用字、除和誥倒裝之習、此際、徂徠譯文筌蹄、亦可助啓發、但才氣高者不必事此、直學爲文亦可也、伊藤氏復文、漢音皆代用國字、本邦所傳漢音混淆難辨、則老師宿儒尚難之、豈可以强初學乎、

〔先哲叢談 五〕室直清字師禮、又字汝玉、小字新助、號鳩巢、又號滄浪、備中人、仕大府、(中略)鳩巢與蘐園之徒互相輕、金華一日來見鳩巢、出其得意文一篇示之、且求删正、鳩巢一過瞬眸、金華圖

ハ、小說稗話ノ類ニシテ、譯文ノ體ト相去コト遠シ、予ガ文集中ニ、譯文ヲ載タルコト多シ、數體[illegible]

種アリ、今贅セズ、

〔作文率　二〕倭人ノ文章ヲ學ブハ、先ヅ倭語ヲ夏人ノ語ニ譯テ、文章ニ施誤リ無キヤウニスルガ肝

一ナリ、倭人ノ語ハ、悉皆訓ニテ、夏人ノ語ハ、悉皆音ナレバ、第一ニ語路ガ相違シテ居ルユヘ、如何

ニシテモ、夏語ニナラヌ倭語アリ、是レヲバ意譯トテ、意ヲ引合セテ譯スルナリ、又倭國ニノミア

ツテ、夏國ニ無キ物アリ、是亦譯スベキ樣ナシ、又夏國ニ無キ事ノ倭國ニノミ有ル事アリ、是亦譯

ノ施スベキ無シ、是ヲバ義譯トテ、其義ニ付テ、直ニ文字ニツヾルナリ、然レドモ長崎譯家ノスル

所トハ、絕テ同ジカラズ、譯家ハ、彼邦ノ語ヲ我邦ノ語ニ譯スルナリ、其譯スル所ノモノ、彼邦ノ官

符招示ノ語、又ハ市井院劇ノ語ヲ、倭文ニ綴ルニ過ズ、倭人ノスベキコトヲ、倭人ガスルコトナレバ

易シ、卽チ蒙古人ヤ韃靼人ガ、中華ノ書ヲ其國語ニ譯スルト同ジコトナリ、文章家ハ、我邦ノ語ヲ

彼邦ノ語ニ譯スルナレバ、倭人ガ夏人ノスルコトヲナスユヘニ難シ、譬バ魏晉六朝ノ人ガ、西方

ノ梵語ヲ、中華ノ語ニ翻譯スルニ似タリ、中華ノ人ニテモ、他方ノ語ヲ譯スルニハ、誤リナキコト

能ハズ、故ニ梵典ニ、新譯古譯ノ是非アリ、又ソレノミナラズ、今ノ人ニシテ、古人ノ文ヲ屬シ、此邦

官符市井等ノ語ヲ、彼邦官符市井ノ語トスルコトナレバ、譯家ノスル所ト、文章家ノスル所トハ、

譬バ裏表ノ樣ナルモノナリ、今日、文章ノ專務ハ、此邦ノ語ヲ自由自在ニ、彼邦ノ人ノ語ニ譯シテ、

謬誤ナキ樣ニ學ブヲ、第一義トスルナリ、

〔續武將感狀記　一〕中古正說碎玉話序

余少時得與聞栗山先生敎文於諸生之說云、諸生欲學作文、則姑須要撮淡菴碎玉話以修辭也、畢則

復換詞塡字、以再以三、至數十次、而後其屬辭自然流暢平坦、可以傳也、余當時雖不甚解作文之理、但

喜碎玉話如祖威叔德踘蹈蹈舞、忽憶金壇授律將軍、又滿堂花醉、一劍霜寒、直瞻膽氣堂々壯士、而不

リ、ソノ處ニヨリ長ヒトナリトモチヨウドヂヤトナリトモ云ハ義類ナリ、通ジテ語脈ノ違フト云コト、日本ノ内ニテモアルコトナリ、江戸ナドニテ、カフスルナト云詞ヲ、上總ナドニテハ、ナゼカフスルト云ナリ、江戸ノ詞デ見レバ、カフスルナト云ハ、彼ヲ制スル詞、ナゼカフスルト云ハ、今ヲ咎ムル詞ニテ、違フコトナレドモ、風土ノ異ニテ、上總デハサヤウニ云ナリ、是ヲ以見レバ、萬里ノ海ヲ隔テタル唐土ユヘ、語脈ノ異アルベキコトナリ、

〔藝園鉏莠上〕文率第二卷ニ云、徂徠ノ譯文筌蹄題言中ニ言トコロノ謬ハ、余北山文率正誤ヲ著撰シテ、コレヲ論ゼルコトナレバ、姑ク置ク、題言ノ文ニ載ル福島正則ガ事ヲ記スル譯率一則、アマリニ拙陋ニシテ、筆ノ取遣手ヅヽニ思ハルヽ、故、今徂徠氏ノ古譯ト、余ガ新譯ト并擧テ、初學ノ徒ニ作文運用ノ率ヲ知シム、具眼ノ者ハ、能觀テ準率ノ在トコロヲ辨ゼントナリ、其事實ノ本語ト二譯ト、文ヲ變ツニモ切ナ、長々ト書レタリ、先最初ニ本語ヲ書出シテ、福島左衛門大夫正則は、諸將の中に、すぐれて物狂はしき大將なりき、獵を好まれけるに徂福島正則國初功臣中最兒猛者生平好獵北福島正則、以佐命功得封、列侯中最狂暴少忤意殺人如戲、常好田獵、　熟右ノ二譯ヲ按ズルニ、徂徠ノ譯、兒猛ノ二字佳カラズト雖、他ハ皆本語ニ正當セリ、北山ノ譯、狂暴ノ二字徂徠ニ勝レリト雖、本語ニナキ事ヲ、許多ニ云ヒロメテ、此紀事ニ入用ナキ贅語ヲ加ヘタレバ、先以譯文ノ法ヲ失ヒタリ、他ノ語ヲ譯スルト、自紀事ヲ作ルトハ、大ニ相違アル事ナリ、佐命功、此事ニ關ラヌコトナリ、列侯中以下、文理殊ニ好カラズ、前人ノ文ヲ改テ、却テ前作ニ若ズ、此ヨリ以下、兩譯互ニ優劣アリ、一々ハ論ゼズ、大率徂徠ハ語ヲ失ス、北山ハ譯文ノ法ヲ失ス、故ニ縱ヒ文辭ヲ以勝レリトモ、文率トス可ラズ、（中略）

凡ソ譯文ノ法、第一本語ノ意ニ違ハザルヲ宗トス、文字ヲ變ジ、句語ヲ易ヘ、文勢ヲ異ニシテモ、本事ニ違ハザルヤウニ譯スベシ、是ヲ變體ト謂、而ルヲ事實ニ違ヒテ、僞造誣飾シ、人ニ面白ガラス

〔刊謬正俗附錄〕譯文法式

今人雖稍知弄筆、而枙于國習、字多錯置、語或妄塡、家君有憂乎此、嘗倡導士子、定譯文式、刻日演習、譯歐陽文及范唐鑑、然或勤或惰、不能卒業、因恐其法之或墜也、錄如左、凡吾邦之學者、不可不知焉、冀司膠庠者之或見採用也、

其式有三

原文　先將唐宋以來諸名家文辭理精鬯者、一二百字至五六百字、長者節之、短者全之、定爲原文、凡貴融粹、不取佶屈、譯人臨時旋定、

譯文　仍就原文、以國字換寫、（凡原字平易易知、不勞思索者、直借本字、不必一々換寫、）有助辭、隨數加圈子、（國讀多不讀助字、故如矣也焉耳等字者加圈、如之乎於而等、嵌在句中者不必加圈、）該量原字若干、注其數于左、每月三次或六次、隨時定、

復文　復者就譯文、以漢字復寫、照數銷注訖、以原本一一查對、朱書于旁、驗其中否、

其科有四

錯置（顚倒）　復者就譯文、隨國言復寫、不熟字法者、或與華語倒置、謂之錯置、如「不復」作「復不」、「不誰欺」作「欺誰」、是也、

妄塡（誤字）　復者不諳成語、練字義、或以訓同音似、誤塡寫他字、謂之妄塡、如「臨」作「望」、「易」作「容」是也、或原文奇僻難復者、聽復者空其字、以朱追補、或音義並同者、雖非原字不入數、如「於」作「于」、「邇」作「爾」是也、

剩添（衍字）　本文無助字處、隨國言口訣、漫添入他字者、謂之剩添、如「明明德」作「明於明德」是也、

漏逸（脫字）　原文有助語者、失不塡入、謂之漏逸、如「止於至善」作「止至善」是也、

〔訓譯示蒙（一）〕一譯文ニ、直翻、義翻ノ二ツアリ、直翻ハ、一々メノコ算用ニ、唐ノ文字ニ、日本ノ詞ヲ付ルナリ、義翻トハ、倭漢風土ノ異アルユヘ、語脉モソレニツレテカワルコトアリ、故ニ直翻ニナラヌ處ヲバ、一句ノ義ヲ以テ譯スルヲ義翻ト云ナリ、タトヘバ不短ヲミヂカフナヒト云ハ直翻ナ

ダ助字ニ及バズ、ツイデ訓譯示蒙出ヅ、モツハラ助字ヲ說辨ス、是ハ名ヲ徂徠ニ託シタルモノトイフ、其他史記左傳ノ助字法、文語解、彼ノ是ノト指導ノ書ドモアレバ、初學ハソレラノ書ヲモ講明シテ、助字及ビ虛接ノ字ノ大概ヲ會得スベシ、ナヲ其上ハ、古書名家ノ之ヲ熟讀シ、心ヲトメテ其例格ヲ記スベシ、クレ〳〵モ助字ハ手ニトリニクキモノナリ、

〔二大家文則〕山陽先醒答村瀨子琴質問

問作文之法、

答、文宗先秦、猶詩宗盛唐、唯盛唐是守、而不博觀中晚宋、吾知其不能不爲李杜奴隸也、文亦然、先秦古書、屈指可盡讀、充其腹以培其根本、旁觀韓蘇知其體裁、下筆自入格矣、韓柳歐蘇還者非一、不必抉擇、要在博覽、逢可喜者、抄出爲一本、置之坐右、朝朗夕誦取其會心、不必暗誦、暗誦則愈妙、如是者久久文思自然湧出、如元明清諸家說及隨筆、臥而讀之、助其才思亦可也、

〔修辭通〕初學受句讀旣通、略能解其義、輙當學屬文、欲學屬文、宜先讀西刻無和詁書、言語位置、各國雖別和詁倣註、雖古人發蒙之巧也、讀者多注神、和詁倒飛之際、語脈位置、一無所解、臨文茫然不能措手、西刻書、雖倒詮釋、必須自爲始通、積習之久、皆瞭然目下、然後擧用之、雖委曲難措語者、必皆隨手而集、故作文之與讀西刻書互相助發、以俟文章成就、數年之後、廣取書史讀之、必有破竹之勢、諸子百家之說、可不待師而明、

〔初學文軌上〕初學文軌序說略○中

一初學於文、第一在以華變倭、以華變倭甚不容易、苟非沈浸華言之間、一自渾化、則弗能也、皆謂是人學倉語、置身莊岳之間、左之右之、莫非倉人、然又擇其宜於慣習者、朝夕規押自然與之化矣、吾因要初學者用斯編爲莊岳焉、略○中

淡海竺常

ル如ク、往時、仁齋先生、文章ノ業ニ於テ、其功少ナカラズト、芳洲モ云オケリ、然レドモ徂徠ノ文戒ニ、語孟字義中ノ俗習顛倒等ヲ摘擧テ、受業ノ徒ヘ示セリ、其後文華イヨ〳〵開ケ、文章ノ法モ、人人ヤヽ合點シタルヤウナレドモ、吾邦ノ人ニテ、其失ノ全クナカラントイフ事ハ、タトヘ徂徠及誰彼トイフ名世ノ大家トイヘドモ、恐ラクハイヒ難カラン、タヾ至テ稀ナリトイハヾ、吾邦ノ文ニ於テ、最上タランノミ、カクイフ余（〇江村北海）ハ、モトヨリ其道ニ暗ケレバ、作ルトコロノ文ハ、顛倒措置ダラケナリ、近年余ガ詩鈔ノ二編三編ヲ刻スル時、文鈔ヲモ板ニツケヨトスヽムル徒アレドモ、セメテハ余ガ眼ニモ見ユルホドノ甚シキ誤謬ヲ、今一應刪正シテ出サント思フニ、筆硯ノ業イトマナク、今ニ至リテ果サズ、サレバ余ハ是ヲ甚ダ難事ト思フナリ、顛倒ハタヾ文字ノ事ノミニ非ズ、意義ノ顛倒ト云フ事アリ、心ヲツケザレバ、最モ知レガタシ、サラバ其失ナキヤウノ心得ハ、イカヾセントイハヾ、タヾ古書及ビ前ニ論列スル所ノ、漢土ニテ文ニ名高キ先賢ノ文ヲ熟讀シ、小心翼々、疑ハシキ所ハミダリニ筆ヲ下サズ、必左券アリテ語ヲナサバ、庶クハ其失少ナカランノミ、又初學ノ徒ハ、東涯先生ノ用字格、助語考證ナドノ類ヲ委ク吟味シテ、其例ヲオボユルヤウニスベシ、最證據モナキ自己ノ意ヲ以テ、ミダリニ書事ハスマジキナリ、又文章ニ用ル焉哉矣乎等ノ助語ノ字ヲ俗ニオキ字ト云、此文字ノワケ位置ヲ辨ズベシ、是亦至テ難事ナリ、是モ唐音ニ達シ、行文ノ語勢ヲ合點スレバ、了然タリトイフ人アレドモ左ニモアラジ、誰モ知ルトホリ、唐ノ柳子厚ヘ、行文ノ助字ノ事ヲ尋子シ人アリシニ、其返答ニ、我トテモ、トクトハ知ラズ、タヾ書來ル例ヲ以テ書事ナリト云ヘリ、時代ヲイヘバ千年ノ昔ナリ、人ヲイヘバ漢土ニテモ韓柳トヨバルヽ文人ナリ、其人スラトクト知ラズトアリシ事ヲ、吾邦近時ノ人、ヨク合點シタリ顔ナルハオボツカナシ、漢土ニテモ、サダカナラヌ事故、助語ノコトヲ記セル初學ノ筌蹄少ナカラズ、吾邦近時ハ殊ニ多シ、上ニ云ル用字格、助語考證、徂徠ノ譯文筌蹄ハ、虛字ノ倭讀ノ同ジキヲ辨析ス、イマ

累、且其辭或不切今之事情、是以其意雖達、比之自其口出者、如童子將命、雖有工者、則如優師之聲音怒哀樂各得其情、而辭之與實、雖肖其所倣、比之眞者、不待明者而見其眞贋、此無他、言不出其口、辭不類其情也、汪伯玉、李于鱗、皆善古文辭者也、今觀其爲文也、猶且不免贋僞、況他人哉、

〔作文初問〕文ヲ作ント思ハヽ、先題ニ對シテ、主意ヲ立ベシ、是一篇ノ文字ノ種子ナリ、主意已ニ出來タラバ、首ハ何ト言起シ、中ニテ何ト言ヒロゲ、尾ニテ何ト言收ムベシト、首中尾ノ分段ヲ布置スベシ、是ニテ一篇ノ體立ナリ、分段已ニ定ラバ、筆ヲ把テ、心ニ任セテサラ／＼ト書立ベシ、此場ニテ苦思澀滯スレバ、一篇ノ氣脈貫通セズ、章段支離シテ、體ヲ成ヌナリ、其上ニテ只管修辭潤色シ、務テ卑俚ヲ洗滌シ、典雅ノ辭ヲ擇ビ、繁冗ナル處ヲ點檢シテ、文ヲ簡古ニ約テ見ルベシ、十字二十字ノ句ヲ、五字七字ニモ約シ、五百字七百字ノ篇ヲ、二百三百ニモ約スベシ、古文ハ辭簡潔ニシテ、義理深長ナルヲ貴ブ、中華ノ文モ、宋元ノ文ハ冗長ナレバ、試ニ古文辭ヲ以約テ見ヨ、如何程モツメラルベシ、

〔授業編(六)〕作文第七則

文章ニ顚倒錯置ト云事アリ、是作文ノ失ニシテ其ナカランヤウニトイフ事、極メテ難事ナリ、タトヘ行文ノ語意巧ナリトモ、右ノ失アレバ大方ニ示シ難シ、至テ初學ノ徒、セメテ文章ノ顚倒ナキホドニナドヽ、常ニイヘドモ、ソレハ一向不案内ノ言ニテ、顚倒ナキヤウニト云事、イカデ容易ナルベキ、漢土ノ人ハイフマデモナシ、唐音ヲダニ學ベバ、其失ハナシトイフ人アレドモ、是モ古ニハアラデ、唐土ノ人ノ文ニモ、マレニハ顚倒モアルヨシ、吾邦ノ人、アラマシ唐音ヲ覺タルト云ホドノ事ニテ、顚倒錯置ヲ全クマヌカレント云事ハ、余ハ信ゼズ、サラバトテ、唐音、詩文ニ益ナシトイフ人ハ、是世俗ノ卑諺ニ負オシミト云物ニテ、唐音ニヨク達セバ、吾邦ノ人ナリトモ、十ニ七八ノ益アルベシ、ソノ委シキ事ハ、雨芳洲ノ橘窻茶話、タハレ草ヲ見テ知ルベシ、既ニ上ニモイヘ

學文必與於背誦、背誦又自四書五經始、唐營子弟、以通使之職、故、先學習表牋奏啓等文、其文既熟、而序記論說次之、而始可以充貢使、作往復文也、其業又如斯而足矣、其中或有嗜文章者、或古文、或時文、唐宋八家、李王袁鍾、各在其人、未必皆然、

〔作文率四〕作文ニ三多ノ訣ト云コトアリ、多作、多讀、多思ナリ、既ニ筆ヲ下シテ多ク作ル中ニ、自然ト文章ノ容易ナラザル處モ、又古人ノ及ビ難キ處モ知ルヽナリ、是ヨリ怠ラズ多ク作テ、良友ノ批判ヲ受、明師ノ教ヲ請バ、恥ヲ取ラヌホドニ至ルベシ、然レドモ多ク書ヲ讀ザレバ、事物器財鳥獸草木ノ名義ニ昧ク、筆端自ラ澀リ、記セント欲スル所、記スルコトヲ得ズ、心アマリテ辭足ラズ、往々倭習ニ堪ズ、去レバトテ萬卷ノ書ヲ讀破スレドモ、作文ニ拙キモノアリ、是多ク思ザルニ依リ、思トハ、心ヲ考覈ニ留ルコトヲ云フ、譬バ道春春齋二先生ノ如キ、博識浩覽ニ於テハ、常人ノ及ベキ所ニ非ズ、然レドモ其文章拙陋、和習見ニ堪ガタキ者ハ、多ク思ザレバナリ、多ク思フ中ヨリ、作ル所ノ文章ノ謬用モ分リ、古人ノ文章ノ妙處モ知ルヽナリ、

〔文論〕第四篇

夫文有四法、一曰篇法、二曰章法、三曰句法、四曰字法、作文者積字成句、積句成章、積章成篇、四者皆有法焉、一失其法、則不成文矣、自先秦古文、以至韓柳二家、森然法度、歷歷可考矣、近世古文辭家作、務擇古辭、於是輯古人成語、而綴之以爲己辭、其辭有唐虞、有三代、有秦有漢、自六經傳記、旁及諸子百家、苟可以達己意者、莫不取用、今觀其文、非不工也、惟其字與句俱有法、而其章與篇或失法、此其故何也、字句皆出於古人、而綴之在今人故也、夫積句成章、章有短長、必須一意貫之、無間語無剩字、首尾若出己口、斯之謂章法、積章成篇、其要在過接、尤當謹之、雖多轉折、而條理不紊、一意貫之、無有間斷、譬如人之一身雖有關節曲折、而血脈不亂、一氣貫之、無有壅塞、斯之謂篇法、古人之文皆然、今爲古文辭者、一字一句、必取諸古、則其字與句、無非宛然古人之辭、然其所輯非出一家、則其所成章、未必無楚夏異調之

學文章

助字　所以

七字長句　請龜毛以爲儐客(仄)
要兎角而作主人(平)

八字長句　遂盧亡士張入道旨(仄)
屈假名兒示出世趣(平)

雙句　俱隙楯較(仄)　並簾蛭公(平)

淺句　勒成三卷、名曰三教指歸、

〔文章緒論〕傳曰、賢者識其大者、不賢者識其小者、富哉言也、豈唯於聖人之道而已哉、於文章之道亦然、初學之士、動輙好用心於助語、其志非不美、然亦非識其大者之術、學者如欲識其大者、則當用心於字法、句法、章法、篇法、苟用心於此四法、則不惟用助語、不勉而中、不思而得、遂將至於具體矣、何瑣瑣乎問焉哉乎也焉、爲初學之士、又欲除方俗顚倒之病、余嘗爲立剝皮之法、以調發士、(明剝皮論、自有剝皮之法、其余剝皮之法、名曰剝實、)(讀矣、讀者以爲雷同、)但要非口講指畫、則不能悉也、故此不觀縷、亦唯用心於字句章篇四法、則不惟無方俗顚倒之病、遂將至於作家矣、又何喋々乎、問上下位置爲、如不用心於四法、則縱令下助語一々得其宜、絶無方俗顚倒之病、亦平平文字耳、豈足以爲文章哉、且夫助語猶俗語的了嚦嚦乎、今夫學語小兒、始則僅得喚爺孃、及其至四五歲、凡百人事、皆能言之、的了嚦嚦及其它助聲、任口言來、自然皆得其宜、豈一々講究其意義而後言之哉、唯日夜聞父母之言、學傍人之語、而自然得然耳、初學之士亦然、始則僅得用之乎者也、及其學之之久、凡百人事、皆能紀之、之乎者也、及其它助語、任筆用來、自然皆得其宜、豈一々講究其意義而後用之哉、亦唯讀書之熟、作文之多、自然得然耳、固陋村學究、不知其然、動輙欲講究其意義而後爲文章、可謂惑之甚者也已、

〔琉球雜話〕學文

發句　爰

雜釋　有一沙門、呈余虛空藏聞持法、其經說、若人依法誦此眞言一百萬遍、卽得一切敎法文義諳記、

傍字　於焉

六字長句　信大聖之誠言平　望飛燄於鑽燧他

七字長句　躋攀阿國大瀧嶽他　勤念土州室戶崎平

漫句　谷不惜響　明星來影

傍字　遂乃

八字長句　朝市榮花念念厭平之　巖藪煙霞日夕飢平之

雜隔句　看輕肥流水他　則電幻之歎忽起他　見支離懸鶉平　則因果之哀不休平

漫句　觸目勸我　誰能係風

傍字　爰

漫句　有一多親識

六字長句　縛我以五常索平　斷我以乖忠孝他

傍字　余思

漫句　物情不一、飛沈異性、

傍字　是故

雜釋　聖者驅人敎網三種、所謂釋李孔也、雖淺深有隔、並皆聖說、若入一羅何乖忠孝、復有一表甥、性則很戾、鷹犬酒色、晝夜爲樂、博戲遊俠、以爲常事、顧其習性、陶染所致也、彼此兩事、每日起予、

終而由是隨而使知等類也、

隔句有六種體、謂輕重疎密平雜也、輕重爲最、疎密爲次、平雜又爲次、六體同調平他聲也、

漫句（不對合、不調平他聲、或四五字、或十餘字也、或施頭、或施尾、或代送句、不可調平他聲、）

我聖之有國（一句）甚哉言之出口（一句）

此地之爲體也（一句）夫春之爲氣也

送句（無用一二三、無對、）

者也、而已、者歟、如是、云爾、如何、如此、如件、以何、畢之、者乎、如斯、焉、矣、耳、乎、哉、也、

此等類皆名送句（或一字二字三字、毛對也、或云、詩有對、雖發句有對、）

〔三〕教指歸上　三教指歸卷上（題）并序（序題與正題并合）

發句　文之起　必有由

五字長句　天朗則垂象（也）

人感則含筆（平）（以上入聲代平聲也）

傍字　是故

緊句　鱗卦聃篇（平）周詩楚賦（也）

壯句　動乎中（平）書于紙（也）

傍字　雖云

緊句　凡聖殊貫（也）古今異時（平）

漫句　人之寫憤何不言志、

傍字　余

傍例　年志學、就外氏阿二千石文學劉、伏膺鑽仰、二九遊聽槐市、拉雪螢於[illegible][illegible]、[illegible]縄[illegible]之不[illegible]

長句（從五字至九字、或十餘字有對、可調平他聲也、或施頭、或施腰、賦或猶施腰見タリ、）

五字

石以表其貞 平　變以彰其異 他　已上一句

三秋之佳期 平　九日之慶節 他　已上一句

六字

感上仁於孝道 他　合中瑞於祥徑 平　已上一句

金商七月之候 他　銀漢二星之期 平　已上一句

七字

因依而上下相遇 他　修分而貞剛夫全 平　已上一句〇中略

十一字

排月窓以仰天人師於其際 他

卷風幌以屈龍象衆於其前 平　一句

十四字

紫宸殿之皇居七廻晝賢聖之障子 他

大嘗會之寶祚兩度驗晝圖之屏風 平　一句

抑古賢何必以此句定長句哉、皇居之字、寶祚之字、爲上句之終字、若又、七廻字、兩度字、雖爲上句之終、已是去聲、頗可謂雜隔句、縱雖不得去聲輕重疎密平雜隔句、尙未必去聲、何況今爲足去聲、須謂雜隔句之異名、仍所定非無不審矣、

傍句 相似發句

粤、云、爰、既以、已以、已而、于時、加之、就中、何況、爰以、是則、是以、以知、然而、然後、其後、可知、誠知、當知、仍、不如、

句法

〔文體明辯四十二〕說

按字書說解也、述也、解釋義理而以己意述之也、說之名起於說卦、漢許愼作說文、亦祖其名以命篇、而魏晉以來、作者絕少、獨曹植集中有二首、而文選不載、故其體闕焉、要之傳於經義而更出己見、縱橫抑揚、以詳贍爲上而已、與論無大異也、今取名家數篇以備一體、此外又有名說字說、其名雖同而所施則異、故別爲一類、不復附於此云、

〔作文大體〕雜筆大體

發句、壯句、緊句、長句、傍句、隔句、此內有六隔句、謂輕句、重句、疎句、密句、平句、雜句、已上外二句在之 漫句、送句焉、

已上十三句、雜筆之大概也、賦是雜云古詩體也、其玉章皆納此中、更無別大體、頗以愚意不可推量、必可問先達、定有口傳歟、

雜序、願文、奏狀、解狀、勅詔、勅答、表白、已下雜筆悉納此體

發句 雖無又有雖中無知傍句

夫、夫以、夫惟 同上 竊以、伏以、倩以、以夫 非同 予 同 又、況又、方今、如予、蓋聞、惟夫、原夫、觀夫等 同 云 同 愛 同

是 同 予聞、臣聞、于時、便知、誠知、何況、然則、曰、是加之、然後、遂、乃、嗚呼、嗟、隨而、意者、汝當知、所以者何、異口同

昔、事、如此類皆得名發句、或一字、二字、或三字、四字、只歎云々、

壯句、三字有對、發句之次用之、但賦及序表必用之、隨 形可謂平他、二句也、一句、上三下三壯句云、

萬國會 他 百工休 一平 句

夜苦長 平 晝嫌短 一他 句

緊句 四字有對、或雖韻、或雖聲、賦多用 雖韻可謂平他二句、爲一句、

四海交會 他 六府孔修 一平 句

夢斷漢續 他 老來厭斜 一平 句

人有賢愚、物有美惡、人以賢才爲賢、物以美體爲美、是故人中有人、人之有賢才者名高、物中有物、物之有美體者價貴廝拒謂無賢愚於人無美惡於物乎、若然則曲阜尼丘比培塿而無別、紫蘭紅蕙渾蕭艾而不分、求之竺論、何其謬乎、觀夫草之有薰蕕、猶人之有賢愚、薰也蕕也生一圃之中、共有枝葉、賢也愚也居二儀之間、共有頭足、人或不辨、謂無異同、彼一賢一愚、而世不以爲異、此或香或臭、而人猶以爲同、遂使賢愚一貫、曾無等差、香臭一氣時有混亂、當此之時、能視者視之、而別人之賢愚、能聞者聞之、而辨草之香臭、否則白藏九月、鷙隼加振擊之威、玄英三冬、嚴霜致殺伐之暴、徒蘊酷烈之氣、與凡蕕而盡耳、但至歲窮陰律、音入陽爻、群木榮於林、百卉秀於野、本臭者亦自臭、初香者亦自香、此爲稟性不同、含氣有素、遂則臭者生於道路、牛羊之足踐、其萌芽、香者薦於宗廟、鬼神之口嘗其氣味、今之君子、若能杜絕鵾鳩之啄、令久其芬芳、鋤除萑莠之根、無雜其穢惡、不同器而藏、當異處而種、美種香、惡種臭、可得而明焉、

〔文體明辯三十八〕論一

按、字書云、論者議也、劉勰云、論者倫也、彌綸群言、而研一理者也、論之立名始於論語、若六韜二論、乃後人之追題耳、其爲體則辯正然否、窮有數、追無形、迹堅求通、鉤深取極、乃百慮之筌蹄、萬事之權衡也、至其條流、實有四品、陳政則與議說合契、釋經則與傳註參體、辯史則與贊評齊行、銓文則與序引共紀、此論之大體也、按勰之說如此、而蕭統文選則分爲三、設論居首、史論次之、論文次之、較諸勰說、差爲未盡、唯設論則勰所未及、而乃取答客難、答賓戲、解嘲三首以實之、夫文有答有解、已各自爲一體、統不明言其體、而概謂之論、豈不誤哉、然詳勰之說、似亦有未盡者、愚謂、析理亦與議說合契、諷（人諷）寓（寓己意）則與箴解同科、設辭則與問對一致、必此八者、庶幾盡之、故今兼二子之說、廣未盡之例、列爲八品、一曰理論、二曰政論、三曰經論、四曰史論、（有評議述贊二體）五曰文論、六曰諷論、七曰寓論、八曰設論、而各錄之于其下、使學者有所取法焉、其題或曰某論、或曰論某、則各隨作者命之無異義也、

富士山者在駿河國，峯如削成，直聳屬天，其高不可測，歷覽史籍所記，未有高於此山者也，其聳峯鬱起，見在天際，臨瞰海中，觀其靈基所盤連，亘數千里間，行旅之人，經歷數日，乃過其下，去之顧望，猶在山下，蓋神仙之所遊萃也，承和年中，從山峯落來珠玉，玉有小孔，蓋是仙簾之貫珠也，又貞觀十七年十一月五日，吏民仍舊致祭，日加午天甚美晴，仰觀山峯，有白衣美女二人，雙舞山巔上，去巔一尺餘，土人共見，古老傳云，山名富士，取郡名也，山有神，名淺間大神，此山高極雲表，不知幾丈，頂上有平地，廣一許里，其頂中央窪下，體如炊甑，甑底有神池，池中有大石，石體驚奇，宛如蹲虎，亦其甑中常有氣蒸出，其色純青，窺其甑底，如湯沸騰，其在遠望者，常見煙火，亦其頂上匝池生竹，青紺柔愞，宿雪春夏不消，山腰以下生小松，腹以上無復生木，白沙成山，其攀登者止腹下，不得達上，以白沙流下也，相傳，昔有役居士，得登其頂，後攀登者，皆點額於腹下，有大泉，出自腹下，遂成大河，其流寒暑水旱，無有盈縮，山東脚下有小山，土俗謂之新山，本平地也，延曆廿一年三月，雲霧晦冥，十日而後成山，蓋神造也，

〔文體明辯 四十九〕記一

按，金石例云，記者紀事之文也，禹貢顧命乃記之祖，而記之名則昉於戴記學記諸篇，厥後楊雄作蜀記，而文選不列其類，劉勰不著其說，則知漢魏以前作者尚少，其盛自唐始也，其文以敍事爲主，後人不知其體，顧以議論雜之，故陳師道云，韓退之作記，記其事耳，今之記乃論也，蓋亦有感於此矣，然觀燕喜亭記，已涉議論，而歐蘇以下，議論寖多，則記體之變，豈一朝一夕之故哉，故今采錄諸記，而以三品別之，如碑文之例，欲使學者得有所考而去取焉，庶乎不失其本意矣，又有託物以寓意者，(如王績醉鄉記是也、)有首之以序，而以韻語爲記者，(如韓愈汴州東西水門記是也、)有篇末系以詩歌者，(如范仲淹桐廬嚴先生祠堂記之類是也、)皆爲別體，今並列于三品之末，仍分三體，庶得以盡其變云，至其題，或曰某記，或曰記某，([illegible])則惟作者之所命焉，此外又有墓碣記墳記塔記，則皆附于墓誌之條，茲不復列，

〔本朝文粹 十二〕辨薰蕕論 ([illegible]) 都良香

六文章、洪兄而得所謂洪乃古之北禪也、其名偶同、其實過之、近代學者不古、剟截古蜀錦補綴梅花衲、以欲衒賣於人之耳目、而天吳顚倒不可甚見、老人謂何以此簾后暈、則此文之幸也、仍賦八句四韻塡之於軸之空處、以塞其責云、

〔文章歐冶〕四六附說

㈠法

四六之興、其來尙矣、自典謨誓命已加潤色、以便宣讀、四六其語、諧協其聲、偶儷其辭、凡以取便一時、使讀者無聱牙之患、聽者無詰曲之疑耳、故爲四六之本、一曰約事、二曰分章、三曰明意、四曰屬辭、務欲辭簡意明而已、此唐人四六故規、而蘇子瞻氏之所取則也、後世益以文華加之工緻、又欲新奇、於是以用事親切爲精妙、屬對巧的爲奇崛、此宋人四六之新規、而王介甫氏之所取法也、變而爲法凡二、一曰剪截、二曰融化、能者得之、則兼古通今、信奇法也、不能者用之、則貪用事而晦其意、務屬對而澀其辭、四六之本意失之遠矣、又何以文爲哉、

〔日知錄十六〕試文格式

經義之文、流俗謂之八股、蓋始於成化以後、股者對偶之名也、天順以前、經義之文、不過敷演傳註、或對或散、初無定式、其單句題亦甚少、成化二十三年會試、樂天者保天下、文起講先提三句、卽講樂天、四股、中間過接四句、復講保天下、四股、復收四句、再作大結、弘治九年會試、責難於君謂之恭、文起講先提三句、卽講責難於君、四股、中間過接二句、復講謂之恭、四股、復收二句、再作大結、每四股之中、一反一正、一虛一實、一淺一深、（亦有聯屬二句、四句爲對、排比十數對成篇、而不止於八股者）其兩扇立格、（謂題本兩對、文亦兩大對）則每扇之中各有四股、其次第之法亦復如之、故今人相傳謂之八股、若長題則不拘此、嘉靖以後文體日變、而間之儒生、皆不知八股之何謂矣、

〔本朝文粹十二〕富士山記　都良香

座左銘幷序　前中書王

東漢崔子玉作座右銘、大唐白樂天述其不盡者、作續座右銘、本朝愚叟元謙光、拾其遺云、座左銘云

賢

以忠事其君、以孝事其親、信以交朋友、慈以撫子孫、貧而莫下志、富而莫驕人、久要勿忘、舊一言勿忘恩、況益入從耳、不如無所聞、禍胎出自口、須緘其於唇、利者狠之府、名者實之賓、浮生難上壽、榮華夢中春、爭奈齡空過、可惜過良辰、不擊缶而謌、何以慰吾身、

〔菅家文草 七〕右大臣劍銘 元慶六年九月作

曉霜三尺　秋水一條　利器惟服　飛揚在腰

〔桂林遺芳抄〕歎狀闕機事

文章以四六可積螢雪之功由也、如舊草可計會、強紙一枚書歎狀、

〔翰林葫蘆集 三〕四六後序 有詩

蓋禪四六之盛行于世也、始于蒲室、蒲室出乎皇元之間、一手定其體格、整其句法、而自編其集、雅頌各得其所也、繼于蒲室者曰季潭、曰用章、皆有家法、而季潭閑闊關鍵可觀矣、吾朝蕉堅〔絶海〕道人、入大明、從之以遊者洎乎十年、故歸其所蘊、以歸、於是乎、海東禪林四六具體、而後登其門者、雙桂、太白、曇仲爲之頭角、其體格也有蒼老而敷腴者、其句法也有勁正而婉娩者、各以其所長並馳乎一時、又繼而起者爾三人、續翠、聽雨、與北禪也、或其妙如讀詩焉、或其奇出于蒼語焉、皆可以法之、此一段佳話、村菴爲予語之、村菴夙從雙桂以受其教者、雙桂一代龍門、一得識荊者華袞、莫以若焉、嘗使北禪製疏也曰、被下大手筆千萬所望、又曰疏語拭目展翫此僧生前面目手澤尚在、其崇重如此矣、北禪之嗣文聰老人、篤學强識、棠陰行中推以爲保家主、與予往來無虛月、頃寄此軸、求予之題其尾、予曰乃翁盛作之美、詳乎天章之序、老人之不墜箕裘者、見乎栖芳之跋、予復奚淆告哉、然而有一說、請試言之、古人曰、攢花簇錦、四

掩門柳而老絮相兼、乍助書帷之夜光、縹帙自照、忽入粧樓而朝舞、粉匣盡盈、況亦搖颺於和暖之中、紛飛於烟雲之表、黏人皆催二毛之年、拂窓未辨孤月之曉、宴花鈎而珠簾映、寞畫梁以玉塵繞、參差落水、暗伴負氷之鱗、聚散遍林、欲閉宿巣之鳥、既而地毛肥、土膏施、農畝普液、泉脈遠被、豈止宿墻陰而夕寒、忽能混郊外之濟氣、適在遲日之可樂、還知豐年之致瑞、

〔本朝文粹一賦〕纖月賦（以望在天西為韻、依次用之、二百字以上為篇、）　菅三品文時

瞻彼新月、有微其狀、攬之不盈手、皎皎之光未舒、仰之則在眸、纖纖之質可望、若乃風吟中秋、月沈西海、伴星楡兮、片影因茲而見、隨曆英兮、孤姿於是乎在、觀其以陰為位、成象於天、彼合璧之有始、諒椎輪于向前、德也不孤、暗知珠玷之未實、物也有漸、豫驗金魄於將圓、及夫影倒秋江之浦、光傾暮山之巔、遊魚疑沈鈎於碧浪、旅鴈驚虛弓於紫烟、矧夫高秋易感、良夜未眠、窺仙娥之容輝、倘秘綽約、訝靜女之眉態、空迷嬋娟、士有一出董帷之內、再拜庾樓之西、慮就盈之所基、慎終如始、悟忌滿之可法、見賢思齊、猶佐攀桂枝於遲暮、獨遑遑而悽悽、

〔菅家文草七賦〕昧旦求衣賦一首（以秋夜思政何道濟民為韻、依次用之、限三百字已上成篇幷序、）

閼茂之歲後九月十二日、天子召見文章士十有二人於殿上、有勅曰、賦者古詩之流、詩蓋志之所之、各獻一篇、具言汝志、誌云賦云、一文一字、不可風雲其興、不可河漢其詞、昧旦求衣、欲陳人主思政之道、寒霜晚菊、欲叙人臣履貞之情、臣等謹奉勅旨、避席議曰、穆穆焉、煌煌焉、濟濟焉、鏘鏘焉、古之所謂謀于芻蕘、訪于臺隷之義也、臣道眞南郡罷官、北闕通籍、忝隨大夫登高之後、敢上小子狂簡之章、其詞曰、（寒霜詩在別卷、）

〔拾芥抄上本文筆〕銘（中略）謂之文有韻、

〔本朝文粹十二銘〕累代寶琴銘（于時寬平八年之冬也）　紀納言

承和樂器、鳴琴已傳、華軫鳳足、依舊不後、今之所制、唯袋與絃、藏之府庫、還於百年、

余龜山之下、聊卜幽居、欲辭官休身、終老於此、遽草堂之漸成、爲執政者枉被陷矣、君昏臣諛、無處于愬、命矣天也、後代俗士、必罪吾以不遂其宿志、然昔隱公欲營菟裘之地而老、爲公子翬被害、春秋之義貶成其志、以爲賢君、後來君子、若有知吾者、無隱之焉、因擬賈生鵩鳥賦、作菟裘賦、以自廣、其詞曰、

赤奮若歲、清和之月、陟彼西山、言採其蕨、吟鵩賦而夕惕、賦菟裘而朝發、昔隱公之逢害也、誠在天之稟昏、今我之不肖也、何遭世之傾越、天其何言乎、四時行百物成、問之不言、請對以情、惟天高而地廣、上無始下無極、萬物云生、或消或息、風雨陶冶、寒暑廻薄、千變萬化、有何常則、禍福相須、憂喜不定、榮枯同枝、歌哭同徑、下學人事、上達天命、不憂不喜、其唯上聖歟、伯夷得仁而餓、彼無奈其盜跖以壽而終、是亦若爲、箕子囚繫、比干傷夷、天之與善、其信未知、故柳下三黜而不悔、子仲長往而無歸、況今趙高指鹿之日、梁冀跋扈之時、（後漢書注曰、跋扈猶强梁也、或書云、扈者鳥字也、）虎而冠兮、匪常理之可知、鳥也鏡兮、事非倫之所責、夫剛截者嫌於柔、不嫌剛而摧折、梁棟者取於直、不取撓而傾危、往哲擧措、無有磷緇、不歎其觸、雖孤漁父之論、不容何病、可祖顏子之詞、亦夫世有治亂、時有否泰、命有通塞、迹有顯晦、扶桑豈無影乎、浮雲掩而乍昏、叢蘭豈不芳乎、秋風吹而先敗、彼尼父之一望也、歎龜山之蔽魯、靈均之五顧也、跪沅湘而傷楚、欲問明渊於先賢、以鑑幽致於萬古、唐風雖移、猶依係於舊、漢德縱厭、安踴決於新、殊恨王風之不競、直道之已否、聞遙蛙而長歎、悲屈蠖之不伸、俟河清日、浮雲幾春、凡人在世也、殆花上之露、如空中之雲、去留無常、生滅不定、聚散相紛、物穆亂錯、何可勝云、不語靡言、便是淨名翁之病、知者默也、事非玄元氏之文、爽焉之老、委倚伏於秋草、夢蝶之翁、任是非於春叢、冥々之理、無適無莫、如々之義、非有非空、嗟乎文王早沒、吾何之恨、已矣已矣、命之衰也、吾將入龜緖之巖限、歸菟裘而去來、（龜緖、謂龜山也、[illegible]）

〔本朝文粹一〕春雪賦（以雪尺爲韻）　紀納言（長谷雄）

雪之逢春、深不過尺、一時於山澗、同色於沙礫、凝地而纔沒馬蹄、滿庭以漸封鳥跡、或逐風不返、如振鮮鶴之毛、亦嘗晴猶殘、疑綴衆狐之腋、觀夫皎然影亂、飄爾質輕、懸天有色、墜地無聲、埋園叢而稚牙自沒、

不定シカレドモ必對句ト字數トヲ合スルナリ、ソノ内ニ隔句對アリ、三句對アリ、二句對ヲ散聯ト云、隔句對ヲ偶聯ト云、句ノ末ニ平仄ヲ互ニトル、韻語ト云ハ、韻字ヲフミタル文ナリ、賦贊銘頌ノ類ノ如キ是ナリ、時文ト云ハ、及第ノ文章ナリ、又制藝ト云、制義ト云、程文、程墨トモ云、近世明清ノ時文ノ本トハ、宋ノ時王荆公ヨリハジマル、宋已前及第ニトルハ、皆詞賦ヲ以テ試ム、ソノ無益ナルヲ以テ、經書ノ文句ヲ題ニシテ、天下ノ學士ヲ試ム、是ヲ經義ト云、宋ノ時ノ經義亡ビテ傳ラズ、只張才叔ガ答經義二篇、宋文鑑ニコレヲノセリ、元ノ時ノ經義モ、亦傳ラズ、明ノ世、清ノ世ノ經義多クアリ、ソレモ文法時々ニ變ズレドモ、大較、首ニ二句破題ト云テ、末ニ必ズ矣也焉等ノ字ヲオキ、ソノ次ニ承題ト云一クサリアリ、ソノ次ニ長キ對八段アリ、畢竟四聯ナリ、是ヲ八股ト云、又八比トモ云、オハリニ結語アリ、ソノ内ニ少々變體アリ、

〔異制庭訓往來〕詔、誥、敕、令、表、奏、牋、記、書、誓、符、檄之品、弔祭悲哀之作、箴、辭、引、序、碑、碣、誌、狀等、是作家良匠量其材、制其形也、已上漢朝作文之體也、本朝作文之體者、別有編旨、院宣、御牒、朝狀、申狀、諷誦、願文等也、某天性魯鈍、緇素叵辨也、如是之作體、爭得至其藩籬、譬如跛弱而登大山、棹短而探巨海也、只絕句四韻之詩計、如形鍛錬仕度令存候、諸家文集等、少々可借預候、

〔拾芥抄上本文筆〕賦（中略）謂之文有韻

〔文體明辯三〕賦一上

按詩有六義、其二曰賦、所謂賦者敷陳其事而直言之也、（中略）故今分爲四體、一曰古賦、二曰俳賦、三曰文賦、四曰律賦、各取數首、以列于篇、將使文士學其如古者、戒其不如古者、而後古賦可復見於今也、

〔本朝文粹一賦〕幽隱

兎裘賦幷序　前中書王兼明

文體

殊恩、祈於矜濟、不任懇款之至、謹詣春宮路左、奉啓陳乞以聞、

〔二中歷十二書體〕文筆

文　詩賦銘頌　箴讃弔誄

筆　詔策移檄　章奏書啓

今案、有韻爲文、非韻爲筆、又文以兩句、筆以四句成、

〔作文志彀〕散文中ニ韻文アリ、韻文中散文アリ、然レドモ散文自ラ散文ノ語アリ、韻文自ラ韻文ノ語アリ、散文ノ語ヲ以テ韻文ニ用ルハ猶可ナリ、若シ韻文ノ語ヲ采テ散文ニ用ルトキハ、語脈屬セズ、文理乖モノナリ、世ノ文人是ヲ知ズ、多ク此禁ヲ侵シテ、識者ノ爲ニ取ラレズ、然モ又文辭スデニ老テ、乾坤ヲ罔羅スルノ手段ニ至テハ、此定則ニ拘ザル所アリ、（押韻セザルヲ散文ト云、押韻ノ文ヲ韻文ト云、）

〔丹鉛總錄十五〕文用韻

文心雕龍聲律篇云、異音相從謂之和、同聲相應謂之韻、韻氣一定、故餘聲易遣、和體抑揚、故遺響難契、宋詞元曲、皆於仄韻用和音以叶平韻、蓋以平聲爲一類、而上去入三聲附之、如東董是和、東中是韻也、

〔操觚字訣一〕文章四體ノ辨

文ニ、散文、四六、韻語、時文ノ別アリ、散文ト云ハ、字數不定、平仄韻章モトヨリカマヒナシ、又古文ト云、古ハ四六ノ體ナシ、六朝已來コレアリ、ソレユヘニ後世ニテモ、散文ニ書ケバ、古ノ法ナルユヘニ、コレヲ古文ト云、秦漢ノ文ハ皆古文ニテ散文ナリ、六朝以來四六ノ體盛ニ行レ、古文廢絶セリ、唐ノ韓文公、當時ノ弊ヲタメテ、上代ノ體ヲ又カキアラハセリ、文起八代之衰ト云ハ、是義ヲ稱美シタルモノナリ、四六又駢儷ト云、南北已來、文ヲ對々ニ書テ、句數字數ヲ同ジヤウニマクバリ作ル、最初ヲ四字六字ニ作ルユヘニ、四六ト云、中ニナリテ、色々變化シテ、或三七、或五八、或六八、字數

德跨周王、握乾符而摠六合、得天統而包八荒、乘二氣之正、齊五行之序、設神理以奬俗、敷英風以弘國、重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明覩先代、於是天皇詔之、朕聞諸家之所齎帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時不改其失、未經幾年其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、卽勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、日浮重暉、雲散非烟、連柯並穗之瑞、史不絕書、列烽重譯之貢、府無空月、可謂名高文命、德冠天乙矣、於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之內、全以訓錄、卽辭理叵見、以注明、意況易解、更非注、亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世〇推古、故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇〇神武以下、品陀〇應神御世以前爲中卷、大雀皇帝〇仁德以下、小治田大宮以前爲下卷、幷錄三卷、謹以獻上、臣安萬侶誠惶誠恐頓首頓首、

和銅五年正月二十八日　　　　正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜元年八月丙申、先是去九月七日、右大臣從二位兼中衞大將勳二等吉備朝臣眞備上啓、乞骸骨曰、側聞力不任而强者則廢、心不逮而極者必惛、眞備自觀、信足爲驗、去天平寶字八年、眞備生年數滿七十、其年正月、進致事表於太宰府訖、未奏之間、卽有官符、補造東大寺長官、因此入京、以病歸家、息仕進之心、忽有兵動、急召入內、參謀軍務、事畢校功、因此微勞、累登貴職、不聽辭讓、已過數年、卽今老病纏身、療治難損、天官劇務、不可暫空、何可抱疾殘體久辱端揆、兼帶微職、闕佐萬機、自顧微躬、靦顏已甚、慚天愧地、無處容身、伏乞致事、以避賢路、上希聖朝養老之德、下遂庸愚知足之心、特望

ニ、或ハ多少ノ修正ヲ加ヘシモノナラン、今ハ疑似ニ涉レルヲ以テ取ラズ、宋書夷蠻傳ニ、順帝昇明二年〇雄略十二年二ノ我國ノ上表ヲ載セタリ、其謬傳ニ係レルコト明ナレバ、又取ラズ、厩戸皇子ニハ、法華經義疏ノ撰アリ、享祿本類聚三代格卷二、天長二年二月八日ノ官符、及ビ今昔物語等ノ諸書ニ見エタリ、今其書ヲ檢スルニ、首ニ云ク、此是大委國上宮王私集非海彼本ト、東城傳燈目錄ニ、此書目ヲ載セテ、法華經疏四卷上宮王撰、以雲法疏爲本、發略述經文、トアリ、雲法ハ雲法師ノ誤ニテ、梁ノ楊都光宅寺ノ法雲ノ事ナルベシ、傳ハ續高僧傳ニ見エタリ、類聚三代格卷四、仁壽元年五月廿一日ノ官符ニ法華經一部トアル下ニ、依雲□師疏令讀トアルモ此人ニテ、諸宗章疏錄ニ、法華經疏六卷光宅寺雲法師述注トアルモ此書ナリ、サレバ厩戸皇子ノ疏ハ、法雲ノ疏ヲ撮抄シタルモノナルベケレバ、是モ同ジク取ラズ、

〔古事記上〕古事記上卷幷序

臣安萬侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、故太素杳冥、因本敎而識孕土產島之時、元始綿邈、賴先聖而察生神立人之世、寔知懸鏡吐珠、而百王相續、喫劍切蛇、以萬神蕃息歟、議安河而平天下、論小濱而淸國土、是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇、經歷于秋津島、化熊出爪、天劍獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野、列儛攘賊、聞歌伏仇、卽覺夢而敬神祇、所以稱賢后〇崇神、望烟而撫黎元、於今傳聖帝〇仁德、定境開邦、制于近淡海〇成務、正姓撰氏、勒于遠飛鳥〇允恭、雖步驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頹、照今以補典敎於欲絕、曁飛鳥淸原大宮御大八洲天皇〇天武御世、潛龍體元、洊雷應期、聞夢歌而想纂業、投夜水而知承基、然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎步於東國、皇輿忽駕、凌渡山川、六師雷震、三軍電逝、杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、未移浹辰、氣沴自淸、乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旌戢戈、儛詠停於都邑、歲次大梁、月踵夾鍾、淸原大宮、昇卽天位、道軼軒后、

過其下、可優遊、豈悟洪濤齊庭、意與才拙、實慚七步、後之君子無嗤咲也、

〔日本書紀二十二推古〕十二年四月戊辰、皇太子親肇作憲法十七條、一曰、以和爲貴、无忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、二曰、篤敬三寶、三寶者佛法僧也則四生之終歸、萬國之極宗、何世誰○誰一本作何人、非貴是法、人鮮尤惡、能敎從之、其不歸三寶、何以直枉、三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必愼、不謹自敗、○下略

〔聖德太子傳曆〕推古天皇十二年夏四月、太子肇製憲法十七條、手書奏之、

〔日本書紀二十二推古〕十六年四月、小野臣妹子至自大唐、唐國號妹子臣曰蘇因高、卽大唐使人裴世淸下客十二人、從妹子臣至於筑紫、○中略八月、使主裴世淸親持書、兩度再拜、言上使旨而立之、其書曰、皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至、具懷、○中略九月、唐客裴世淸罷歸、則復以小野妹子臣爲大使、吉士雄成爲小使、福利爲通事、副于唐客而遣之、爰天皇聘唐帝、其辭曰、東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世淸等至、久憶方解、季秋薄冷、尊何如、想淸悆、此卽如常、今遣大禮蘇因高、大禮乎那利等往、謹白不具、

〔聖德太子傳曆〕推古天皇十六年九月、隋使還國、○中略天皇召太子已下議答書之辭、太子執筆書之曰、東天皇敬問西皇帝云々、謹白不具、

〔隋書八十一東夷〕倭國

大業三年、○推古十五年其王多利思比孤遣使朝貢、○中略其國書曰、日出處天子致書日沒處天子無恙云云、帝○煬帝覽之不悅、

○按ズルニ、是ヨリ先キ、欽明天皇九年ニ、百濟王ニ賜フ詔アリ、日本書紀ニ見エタリ、編史ノ時

シ我國ノ文ハ、初ヨリ六朝ノ文ヲ尙ビシニ、是ニ至テ韓柳以下ノ文ヲ貴ビ、文體又大ニ變ゼリ、然レドモ未ダ和習ヲ免ルヽ能ハザリシニ、荻生徂徠ノ起ルニ及ビ、此弊ヲ一洗セント欲シ、明ノ李攀龍、王世貞等ノ文ニ依リ、古文辭ヲ修メ、一世ヲ風靡セリ、是ニ於テ和習大ニ去リ、一時ノ師法スル所トナル、然レドモ古文ニ摸倣スルヲ務メ、詭辭ニ陷リシヲ以テ、大ニ後人ノ譏スル所トナリシガ、寬政年間ニ、柴野栗山、古賀精里、尾藤二洲ノ輩出デヽ、之ヲ矯正シ、唐宋八家ヲ以テ渠矱ト爲シ、文體大ニ整ヘリ、而シテ德川時代ノ文集ハ、指屈スルニ暇アラザルニ至ル、

古昔ハ、公文私撰、皆漢文ヲ用ヰシカバ、最モ之ヲ重ンジ、神龜五年ニハ始テ文章博士一人ヲ置キ、承和元年ニハ增シテ二人ト爲シ、弘仁十二年ニハ、舊ト正七位下ノ相當官タリシヲ、昇セテ從五位下ト爲シ、爾後漸次ニ之ヲ重クシテ、遂ニ四道博士ノ首位ヲ占メ、大納言以上ニ昇リ、或ハ大臣ノ顯職ニ昇リシモノアルニ至レリ、尙ホ文章博士ノ事ハ、試驗史學等ノ篇ニ參看スベキコト多ク、又凡ソ漢文ハ詩ト恒ニ相關係スルガ故ニ、詩家ノ名人幷ニ評詩等ノ條トハ、殊ニ參照スベキコトアリ、

〔釋日本紀 十四 述義〕伊豫國風土記曰、〇中略 天皇等於湯〇温泉郡道後温泉幸行降坐五度也、〇中略 以上宮聖德皇爲一度、及侍高麗慧慈僧、葛城臣等也、于時立湯岡側碑文記云、

法興六年十月、歲在丙辰、〇推古天皇四年 我法王大王、惠總法師、及葛城臣、逍遙夷與村、正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首、

惟夫日月照於上而不私、神井出於下無不給、萬機所以妙應、百姓所以潜扇、若乃照給無偏私、何異于壽國、隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎升于落花池而化弱、窺望山岳之巖崿、反冀子平之能往、椿樹相廕而穹窿、實相五百之張蓋、臨朝啼鳥而戯哢、何曉亂音之聒耳、丹花卷葉映照、玉菓彌葩以垂井、

古事類苑

文學部五

漢文 文章博士文章生〔併入〕

我國人ノ漢文ノ、今日ニ存セルモノハ、推古天皇ノ朝ニ成レル伊豫國道後ノ碑文、及ビ十七條ノ憲法ヨリ舊キハナシ、傳ヘテ厩戸皇子ノ撰ナリト云フ、時ニ應神天皇ノ世ニ始テ支那ノ文字ヲ傳ヘテヨリ、此ニ至テ三百有餘年ナリ、然レドモ其文未ダ瑕疵ヲ免レズ、是ヨリ後、屢〻支那ニ往來シ、又支那人ノ歸化スルモノ多クシテ、文章漸ク進ミ、文武天皇ノ世ニハ、律令ノ撰アリ、元正天皇ノ世ニハ、日本書紀撰修ノ擧アリ、其文頗ル觀ルベシ、嵯峨淳和ノ朝ノ比ヨリ、鉅匠輩出シ、駸々トシテ妙境ニ詣リシカバ、別集ニ在リテハ、僧空海、都良香、菅原道眞ノ集ノ如キ、總集ニ在リテハ、經國集ノ如キ、其今日ニ見存セリ、此後延喜ノ比ニ至リテハ、稍退歩ノ狀ヲ呈シ、漸ク古ニ及バズ、然レドモ正續本朝文粹、及ビ朝野群載等ノ書ニ載スル所巧妙ノ作尙ホ多シ、其後喪亂相尋ギ、武家天下ノ柄ヲ握ルニ及ビテハ、其文概シテ觀ルニ足ラズ、幸ニ禪僧ノ徒ノ、宋元ニ往來シテ、其學ヲ傳ヘタルアリテ、文運又振ヒ、文體一變セリ、足利氏ノ時ニ、義堂、絕海アリ、尤絕妙ト稱セラル、當時ハ實ニ禪僧ノ外ニハ、殆ド漢文ヲ成スモノナクシテ、禪僧ノ文集多キコト、前古ニ凌駕セリ、然レドモ干戈騷擾ノ世ト爲リテハ、復前世ニ及バズ、

德川氏ニ至リ、林道春父子、博學高才ヲ以テ文章一世ヲ風靡シ、漸ク四六ノ風習ヲ脫セリ、蓋

古事類苑

文學部五

漢文 文章博士文章生〔併入〕

博雅淹通ニシテ、和歌及和文ニ堪能ナリキ、其和文ヲカケルヤ、法則ヲ唐宋八家ニカリ、詞ヲコヽニトリテ、一家ノ體ヲナセリ、時人及ブモノナシ、紀氏以來ノ能文ト稱セリ、

〔松屋叢話一〕松屋叢話のはし詞

ことさへぐから人も、いさかたきわざとぞいふなる文かく道はしも、いにしへ今にひとりにしごりの屋の翁〇村田春海になむひらけそめける、そはこゝの詞もて、かしこの文のさまにすがたをわかち、こゝろゆきたらひつゝ、さゝこほるふしなくなん、つゞり出られたりし、此翁のもとに、さしごろものまなびせられし高田與清ぬし、師のむねをうけつぎて、筆さしぬらすまゝに、めでたく文書出らるゝも、いと〳〵くすしくたふときわざなりや、略下〕

〔松屋文後集序〕こゝろをたねとすることの葉の道まなばん人は、文かくみやびをもよくわきまふべきわざなるを、いかなればにか、今の世にかつ〴〵ことの葉の花はをりえても、いにしへの詞のはやしのこまやかなる色に心をそめて、文かゝんとするどもがらのおほからぬは、いとあかずくちをしきことなりかし、志かあるにわが藤井の大人〇高尙は、わかむらさきのわかくおはせし時より、その屋の名におふ松のとき葉にふりにし世々の書どもを、ならのひろ葉のひろく見、ふかく思ひつゝ、杉むらのすき〴〵にときあかし、かきあるしたまふついでに、かのことの葉の花はさるものにて、文かくみやびにも、いみじうこゝろを入て、つみとりたまへることの葉のにほひよ、あがれる世の名高きわたりにもおとるまじう、くだりての世には、なずらふべききはなむおぼえざりける、略〇中かくいふは、柿庭のあるじ大橋長廣

〔古學小傳二〕藤井高尙

藤井高尙ハ、號ヲ松ノ舍ト云、正五位下長門守ニ叙ス、備中國吉備津宮ノ祠官ナリ、鈴門ノ巨擘ニシテ、殊ニ物語等ヲ研究シ、專ラ文詞ノ書ヲ著ハシテ教示ス、從ヒ學ブノ徒頗ル多シ、

此道に人なくして、みさかりに振へる時なかりしかば、おのづから世俗もおさしめつる也、たとへ漢國の書籍なりとも、中國にて刊行せんには、中國の文章もて、序、跋、凡例などをも書べきがことわりなるに、轉倒錯置の心もとなき漢文をくはふるは、いと〳〵うるさきがうへに、異國につたはりもしたらんにはいよ〳〵耻がましきわざなるべければ、中々に中國文を示したらんこそ、やごとなきおもておこしにはあらめ、あな、日月地におちずば、中國にも韓、柳、歐、蘇がざえをくだしたまへかし、余が邁信烈にまねびて、香を燒つゝ、天つ神に祈れるは、たゞこのことにこそ、

〔筆のすさび 四〕一 歌道評論

近頃の歌といふものは、拘はること多くして、おもふ事もいひがたかりしを、長流以下の人々、打ちやぶりしは、言葉の道の大功なり、これより女文字の文もよくする人出づ、京に蒿蹊、江戸に春海など、其の選と見えたり、蒿蹊、春海、みな男文字をもよくよむ人なり、

〔琴後集 序〕余獨讀藤式部源氏傳、知左氏莊周司馬遷之文、可以和言爲之、源氏傳以上、何其無聞也、源氏傳以後、何其無繼之者也、和文既有左氏莊周司馬遷之文、安得無唐宋八家之文哉、求之於古而不得、求之於今、而得之於平春海先生、先生有琴後集如干卷、其歌則不復論、余獨論其文、曰、記廿一首、序十八首、題跋十二首、書牘廿三首、雜文三首、墓碑二首、祭文一首、外集卅八首、編文具此諸體、非唐宋八家別集之制乎、升降前却、不失分寸、文其步驟也、抑揚開闔、操縱起伏、文其變化也、整齊而錯落、勃窣而婉曲、文其辭氣也、前提後襯、回抱接初、留筍待後、奇峯突起、橫雲斷山、文其形勢也、截然有界、段落之文也、綿然相屬、遇接之文也、承上起下、轉捩之文也、作文具此數法、非唐宋八家之筆乎、先生非獨其於文爾、其於論道、○中略 有超於世所謂和學者流、宜乎、先生之文、卓異儁傑、有唐宋八家之風矣、

日本百二十世天皇文化七年秋九月　　陸奥葛質序

〔古學小傳 二〕平春海

づきならねば、今にまさる事多かり、かゝれば今より後文かき習はん人は、專ら中古以前に從ふべし、中古體に擬はんにも、物語ぶり消息文などこそはさてもあらめ、おもたゞしき詞にいたりては、上ッ代に習はん外はあらじ、

〔雲萍雜志三〕世に文事もなく、藝術をもさまで習ひ得ざる者の書たることゝは、感にたえてなみだを催すほどのことはなきものぞかし、薄命の人の書たるものには、すべて感涙にたえ難きことゞ多かり、鴨の長明が、方丈記、吉田の兼好がつれ〳〵草、みなひとたびは零落して、世のありさまを悟りて、身を顧みたる人々なれば、綴りたるものども、あり難くめでたし、書よみたるばかりにて、は、よろづふかきに通せず、

〔松屋叢話二〕近頃契冲法師が文は、やゝ目とまるものから、なほ後のてぶりのつひえをまぬがれず、賀茂眞淵のは、力山をぬくばかりに、打見るまゝに眼ひらかるれど、古きに過て、ことばおだやかならず、はた體のおきてかなはざるも見ゆ、この外かしこにことばをおこし、こゝに筆をくだすものあまたなりと雖ども、まさしきすぢを思ひあきらめしは、たえてぞなかりける、わが〇小山田清興師村田春海、ひとり此むねを得て、詞を古へにとり、心を今にもうけ、體をからくに、かりて、錦をおり繡をさへよそほひて、文かく道のはしだておこされしは、今むかしにたぐひなき功也けり、かくて今の學者たちも、おほかた師の文體にまなびぬれど、なほ一篇の文章を、源氏物語の抄書せしさまにものせしがあり、また序、跋、記、志、論、說、辨、解、傳、書、碑文、弔文、これかれの文體を、別だになく書ひがめしもありて、師の高きいさをほさ〳〵地になんおちぬべらなる、此時にしもざえすぐれたるをのこ出來て、かしこの韓、柳、歐、蘇の跡をおひ、師のこゝろざしをもおしひろめて、何くれの文章ども、儒者の手を假ずして書つべきまでに事おこしたらんには、いといとこゝちよかんめり、抑も儒釋の徒に漢文綴ものはあまたなるに、學者に文章こふもの、すくなかるは、

にいできたる、又は同じころなるものがたりさうしやうのものは、みなひとふしありて、見るにかひあり、おくれていできたるは、大かたは源氏物語の文のさまにならひてかけるものにて、めづらしきふしなし、濱松中納言、松浦宮などいふたぐひのものがたりども、文はめでたけれどさやうにぞありける、

〔花月草紙六〕いせものがたりは梅のごとく、源氏ものがたりは櫻のごとく、さごろもは山吹のごとし、つれ〴〵ぐさはくす玉につくれるはなのごとしと、ひとはいひけり、

〔文章撰格上〕上代の文詞は、常に口づから云まゝに記して、口語の外におのづからの文あるは、言に花を咲せて、心の雅藻を示せるが故なりけり、中古となりては、此雅藻を失ひて、やう〳〵衰へたれど、土佐日記竹取、伊勢、宇都保等の古物語は、さすがに口語のまゝに記すわざを忘れざりければ、言の花こそあせゝたれ言の並び、句つゞきの上にとりては、古き格多く遺れり、されば同じ紀氏の筆にても却て古今集、大井河行幸歌序文などになりては、彼土佐日記の筆法に劣れる事多かり、そはうるはしかれどものせる方はさる事なれど、なまじひに、あらたまりて、口語の運びを忘られたる故にぞありける、又近昔となりては、雅び言を失ひて、いさゝ、げなる事記すにも、字音をとりこみ、俗び言をかきまじへて、見るにたへずなりにたり、そも〳〵年極ればつひに春にぞ立ちかへる、如此くだちにくだち來しいやはてに、吾古學おこりそめて、やう〳〵古語の明かに成來にけるまに〳〵、歌も文も、千歳の古へに泝りぬるなん、大きなるいさをと云べき、去かはあれど、いまだ古への文の句つゞきに心づけりし人あらざりければ、その書るさま、專ら筆のわざとなり來つる後世のならはしにひかれきつるぞ、あかぬわざなる、こを今中古の文にくらぶるに、いたづらに言をかざりて、うるはしきには似たれど、其つゞけなし俗文のはこびにさへ落て、いとはるかにくだりたり、近昔なる宇治大納言物語、兼好徒然草といへども、いまだ俗文のつ

たにとりて上手のかけるは、目覺る心地するものなり、あしきは、なつかしからぬ詞づかひに、しひて拍子をさへあらせむとしたるが見ぐるしき也、

〔松屋叢話一〕文章はもと西蕃文にまねびてつくり出たるものなるに、いとあがれる世の宣命祝詞などは、その體もとゝのひ、辭もめでたく、意もゆきとほりて、奇くも妙也けり、序の體は、古今集の序をおやといふべきに、いとめでたかるが中にも、心ゆかぬふし〴〵の見えたるは後うつしひがめしにや、その外に大堰川行幸和歌序、庚申夜率和歌序、九月十三夜蘭武衛亭和歌序など、ひとつふたつこそあれ、くだれる今にいたるまでにあとたえたるは、たゞ此道になんありける、

〔三のしるべ下〕文のしるべ

物語ふみさうし日記どものさだめ

今の京となりて、文のすぐれてよきは、伊勢のものがたり源氏物語なり、いせは詞すくなく、いといとふかきこゝろを、いはでこめたるかきざま、いひしらずおもしろし、げんじは、ふかきこゝろをしたにはこめながら、うはべはものゝくま〴〵まで、のこりなくかきつくせるさま、いはんかたなくめでたしともめでたし、此ふた物語をおきては、大和物語をかしきふしありて、すぐれたり、さては狹衣物語おもしろし、土佐日記、蜻蛉日記、清少納言枕冊子、榮花物語などとり〴〵にをかしく、これらはさごろものつくり主にまさるべき文かきのしわざなれど、そのかみありつることどもかきしるしたるものゆゑに、そらごとをつくれるものがたりのやうに、おもしろからざるなりたとへば、同じ人のかける文も、紫式部日記は、源氏物語にはいたくおとされるがごとし、又竹取物語、宇津保物語は、いとふるきものがたりにて、文つたなし、たゞしうつぼは巻のかずおほく、ひろくいろ〳〵の事どもかきてあれば、かならずよむべき書なりかし、すみよしおちくぼのふた物語は、あはれなるすぢをかきて、文もさるかたにをかし、すべて源氏物がたりよりさき

れど、源納言經信卿の難後拾遺は、全篇中古體也、同京兆（俊頼朝臣）しるされし序ども又中古體なるに、一雙の歌人といはれし藤金吾（基俊卿）の抄物どもは、皆近體也、かゝれば人によるものか、されど此頃より後は、中古體まれに近體のみ多く見ゆ、撰集の序なども、古きは發語など多たちいれて優に見ゆるを、後になりもてゆくまゝに、ゑらべつゞまりて、辭いまめきたり、およそ中古體は雅に、近體は俗にちかし、さしもきこゆる歌人も、其文章の近體なるをみれば、其人の筆にはあらじやとおぼゆるもの多し、（○註略）後になりて愚問賢註序（關白基公）眞跋（頓阿法師）などは、たゞ眞名の文章に假名をまじへられしなれば論せず、兼好法師つれ〴〵草は、其頃の文章にならびなきにや、別に一家の體をなせり、又三部假名抄といひて、（歸命本願抄父子相迎西要抄）念佛者のもてなすもの、向阿上人といふ僧の作なり、歌よみなりけるよしにて、近體ながら中古のおもかげ見ゆる處々もあり、筆づかひ長じたるものなり、（○註略）逍遙院殿（○三條實隆）姉小路基綱卿などの文章は、近體のよきかぎみなり、（○註略）一條禪閤（兼良）も書たまへるもの多し、皆近體なり、（○註略）此頃より後は、文章といふべきもの、地をはらひて見えず、凡近體をまなぶには、眞名がちなるをいたまず、俗なるをさくべし、近世木下長嘯子、（○勝俊、中略、）文章は中古體をゑたはれしが、或は富麗にも、或は枯瘦にも、心のゆくまゝにて、中にはされたる物もあり、才ある人なれば、俗なる病はすくなし、たゞ花に過て實にともしとやいはむ、又藤惺窩先生は、さしも漢學の人なれども、其假名文は中古のおもかげ見ゆ、すべて文字をまじへず、からの事をも柔に書なされたるは、めづらしといふべし、（○註略）又北村法師、（○季吟）契沖阿闍梨など、其こゝろざしはことなれども、ひとしく和學に名あり、其故にや文章も又よろしとみゆ、（○註略）荷田氏春滿、（あづままろ）文章力ありて優なるものなり、（○中略）又此門人賀茂の眞淵なる人、文章いと上手にてふる〳〵しく、其さま一家也、文章好む人はもとめて見るべし、百年以來俳諧文章といへる一種出來る、こは彼者流の文章にして、和文の列にはあらねど、其か

ろもなど、すがたはおのがさま〳〵なれど、詞みなめでたし、枕草子は別に隨筆なるものから、物語にたぐふべしや、詞のさま又めでたし、榮花は名にも似ず、花おくれて、いさ實樸なるものも也、赤染衞門のつくれりといへど、其内紫日記を其まゝにて書うつしたる所あり、かつ時代もや〻後におよびたれば、然らじといへる人はことわりなり、日記は土佐日記冠なるべし、後にいたりてさま〳〵あれど、とりたて〻をかしといふべきものすくなし、序は、古今序、大井川行幸序、ともに紀土州書たまへれば、またたぐひなきものにて、此後宴會序、撰集序、皆是に倣へりと見ゆ、右日記、序、物語の類、おのがさま〳〵やうかはれりといへど、意詞づかひ大やう同じければ、かれこれをとりまじへて、中古體の師といふべし、歌の詞書、三代集、三十六人集など、いづれも中古體なり、見習べし、〇中略

補考

大鏡、増鏡、水鏡、今鏡などは、榮花物語の流ながら、やう〳〵今めきたる所みゆめり、されど記事の例とはすべし、宇治拾遺は古風なるものにて、是は大和物語の一變とおぼゆ、今昔物語は此もとなれども、おのれ〇實方作いまだ古本を見ず、印行の本へ井澤長秀が手を經て所々改めしよしなれば、其時文章をもけちかくしなせしにや、拾遺よりも、や〻詞今めきたり、續古事談、古今著聞集、十訓抄なども、此類のものにて近體なり、されども古風なる詞も有、是等も物書たすけには取用うべきものか、又平家物語は、もとよりうたひものに作るにや、詞づかひ一種とおぼしきが、是もよせことばども見ゆ、保元平治物語、源平盛衰記は、軍書のうちにてよきものとはいふべし、文章にはとりがたし、〇中略

近體

近體といふべきもの、ふるくは大中臣輔親家集序、文字の音がちにつくられたり、同じ頃はひな

事出きて、男女の書しはあれど多くは女ぶみにして、且時の言とから文とを交へたれば何れにもつかぬぞあゑ、そが中にいせの物語こそ、男の書るふみにして、玄かも古へによりて、言すくなくて心こもれゝば、いとめでたきおち〳〵多し、そが次々なるばやゝ下りにけり、いと後に光源氏の物語書たる様は、いにしへぶりははなれて、後につく女ぶみ也、されどもかしこき女の手にて、えもいはずふるまひしこそぞさはなる、それゆ後には女はもとより也、ますらをすらかれにならひて文かくは、似つかはしからぬわざ也、（〇中略）賀茂眞淵いふ

〔國文世々の跡〕古體

いにしへの國文體をみるべきものは、祝詞宣命のみか、（〇註略）辭をとるは國史なるべし、其内舊事本紀は、推古帝三十年撰ぶとあれば、三史の上成べし、玄かれども國語稀に國訓の自註もなくて、神人の名の外は、古言を見るに由なし、（〇中略）又續日本紀已後は、宣命の外國語跡をはらひてみえず、其宣命すら、末にいたりては國語によみがたき處々あるをや、かゝれば古言の徵とするに足ゑものは、古事記、日本紀のみ歟、古事記漢文體なれど、神人の名、神人の語をはじめ、文辭のうち以音と註ある處々、皆假字にて國語なり、（〇中略）日本紀は全漢文にて、經傳子史の類の語をも、其まゝに取もちゐて、文華とせられしほどの事也、然れども神人の名、託宣、歌唱の類は、猶古事記にびとしく、あまさへ發語を用ゐられし處々あり、（發語とは、後世にいふ枕詞也、今日本私記にふたがひて發語と稱す、〇中略）古文は常に發語もてみやびをなせる事、右にいへゑごとし、語のたらぬを補ふのみにあらず、延喜のころほひにいたりても、紀土州（〇貫之）の文章など是をもちゐたまふゆゑゆうに見ゆ、上古體を倣んには、ましてこれを用うべし、（〇中略）

中古體

中古體といふもの體ひろし、物語の類には、伊勢源氏はさら也、うつぼ、竹とり、大和、おちくぼ、さご

評文

といとめでたし、かちなることといふもさらなり、

〔狂文寶合記〕猿の餌袋の記　　蓬萊山人歸

春過て夏木の芽さへとうにたち、萬崙に近き六口万象亭のあるじ、雜貴にあらぬ柳ばしの邊りにて、くさ〳〵のたから合をなん催しぬると聞て、風雅の好人等、海底のこがね、深山の玉までを、そこはかとなく尋もとめて、もろ〳〵の寶を持しきたりぬ、予もあやしく此道にこゝろを通はして、華筵につらならむと携しは、みな樣おなじみの、蜀の國の盧生が、五十年の榮花の夢を、一ッ口にあらわへし、猿といふ獸の餌袋にして、家に傳ふる事久し、〇中略吝いおやぢが金の番をするにひとしく秘め置しを、けふ珍會の數にも入らむ事を願ひて、堪忍袋の緒を引きり、おふくろの呵もかまはず、此餌袋を御覽に入るゝと爾云、

〔奴師勞之〕市谷左内坂の名主島田左内、酒をたしなみ面白き男なりき、狂名を酒の上熟睡といふ、安永二年寶合といふ戲をなして、狂文を書しことありき、牛込原町惠光寺に談義のありし時、此寺院をかりて寶合をなせし時、長持に寶物といふ札をはりて惠光寺にはこびしかば、皆人まことの寶物と思ひて、うや〳〵敷物せしに、あらぬ物どもなれば、あやしみてかへりしものもありき、此寶合の記一卷、市谷左内坂富田屋新兵衛(曾會堂ともいふ、狂名文屋安雅)、板行にして世に傳ふ、今は此本すくなし、其のち天明三年、萬象亭竹杖爲輕、兩國橋の邊、河内屋にて、寶合をなせし本三卷あり、

〔三部抄假名鈔言釋序〕いとも上つ代の文の、今も傳れるをよむに、まこともみやびも、飛鳥藤原の宮人などは、其上つ代にまかず、又其二宮の此の文には、奈良の宮人は及ことなし、かく劣り來れど、奈良の宮までは猶古へぶりにしてめでたかりき、今の都と成にてはこの山背の國がらにして、ますらをもたをやめの手ぶりにうつりて、文も歌もまかならひたり、かくて後物語ぶみてふ

につけんも、中々にこと〳〵しきをこのむとがもやあらむとて、まづふみ合とは名づけおきたるになん。○中略

文のまさりおとりは、文ぬしのかけるまゝをもてのたまへるにて、なほし給へるのちのさだめにはあらず、さるからに文ぬしのかけるまゝを一わたりしるして、直したまへる詞をば、わざとかたへにしるしたるなり。○中略

此ふみ合、師のもとへいだせしをりは、わざと名をばしるさゞりきさるはしきりてまくる人のあらんに、心ぐるしとおもふふしのまじりては、正しからぬさだめもやあらんとての、師のこゝろしらひに、したがひたるなりけり、かゝれば判したまひての後に、かく名はあらはししるしつ、

文政四年三月十五日　片岡德

正月

はじめて鶯の聲をきく○中略

左　渡邊重豐

よものけしきもまだねびとゝのふらねば、はるをよろこぶうぐひすのはつこゑ、かたはにさへづるもをかしう、ひとりほゝゑまれつゝ

右　勝　藤原保世

よに遠き山住なれば、年のけぢめもしらざりしに、かきねにのこる雪のたえまに、わかやかにあをみたる草のみゆるは、春きにけりと、柴の戸をたちいでゝみれば、いつしか霞わたりて、四方の梢そこはかとなう打けぶりて、こゝろもとなき中にも、うめのけしきばみほゝゑみたるに、をりしも鶯のみなれがほに、木づたひつゝなく聲に、おのづから心ものびやかになん、

左の文、みじかきによくいひかなへてはあれど、がもじのつたなさよ、くちをし、右のふみはい

文合

も、儒者の塾生、反て忍冬湯と訓るは、讀易く解難きの類なるべし、女湯の湯舟に蒋を陳せば、湯波の男滑川めきて探すとも、御壹人前拾文の孔方は、靑砥も惜むべからず、子供衆八文、御供付十六羅漢、偏袒右肩の湯上りに、浴衣容のかほよはあるとも、當時の師直さらに女湯を覗かず、男湯孤ならず、女湯必ず隣にあり、亭主の賓頭盧尊者は、面を撫る糠袋を貸すいとま、拍子木で留桶をきつかけ、斜に女湯を見やりて齊藥の流るゝをしらねど、男女風呂を同じうせず、夫婦別あるをしれるや、女房の光明皇后女湯の番頭にかはる、消炭の火鉢に糠の油を探り、貸手巾の雫はしぼれど、却て極老人、あしき病人をいれざるは、阿閦佛の化益はあらずも、千手觀音の上達はあるべき歟、洗粉の袋はぷん／＼と匂ひて、下男の鼻をうがち、風呂の壁はどん／＼と扑きて、湯汲の睡を寤さしむ、或はぎやあ／＼と喑き、或はがや／＼と騷ぎ、あついといへばぬるひといひ、うめろといへばうめるなと喧く、どよめきわたる風呂の中、しんめりとして枕丹前をうたへば、六法で掻こむ裸體あり、ノリ地になりて角力の段を語れば、土俵入の身で出るあり。（中略）あたまを押へて嚔くあれば、尻をたゝいて語るもあり、片足あげて諷ふもあれば、踏はだかりてどなるもあり、居たり立たりする中に、寐てゝてんつるの口三絃は、湯舟の隅に屈居る癇なし猿の戯れ口、神祇釋教戀無常、みないりごみの浮世風呂。（下略）

（月なみふみ合よ）とりすべていふことども

此書は、文合とうるはしく名づけいふべきものにはあらず、たゞ五人の友（○[illegible]）と、いにし文政二年といふとしの月ごとのまとゐのをり／＼に、題をいだしてものしたるを、左と右とかたをわき文をつがひて、まさりおとりを、師なる松の屋藤井大人（○高尚）の判をこひて、文のよしあしを定んとつとめたるにぞ、さるからにつねに文をひき直したまふやうに、あしきをよきに直し給ふ所ありて、正しき文合のさまにはあらざるなり、されどこれが名よ、ことさら

生友とするは茶の水也、老子の曰く、上善は水の如し、水よく萬物を利してあらそはず、是聖人無心の境地を水にたとふか、ゝる善者と友なれば、なんぞ奇寶良器の仲間に入事を願はんや、朝に水を入れ夕べに破るゝ共可也、汝がごとく自ほこるものは功なし、これ其有を有して化せざるものなりといへば、升一ゑやうの誤を悔てすみへ屈めば、壺おかしくおもふて、

升の口廣きといへど今更につぼ〳〵口に云まけにける

〔力婦傳〕都鳥は吾妻の隅田川に名高く、すみだ川諸白は淺草の名物、眞先の狐は稻荷の社をはなれて、汐入神明の地内に、お出〳〵と呼ばる、元柳橋に柳ありて、柳橋に柳の無きたぐひ、何共其意得ぬ事に存ずると、苦に病んだ所が大の無娜也、柳の糸のかゝる事は、打遣りておくべき事とて、諸事柳の名にしおふ兩國の納涼も、大橋の新地にけをとされ、千ふね百ふね皆三ッ叉を臨て走れば、岡涼みの千萬人は、各石垣にそふて進む、銀燈萬樹のはなの穴も、ふすぶる計の灯の光、陸は安藝の宮島の本店かと疑ひ、川は天滿祭のふり賣かと怪しむ、硝子細工は、逆につるさね共美しく、汲たての氷水、ぬるけれ共涼し、鰹の雉子燒、夜の鶴市、子を思ふ親仁も口に涎を流す、憐むべし、お跡眞闇にして、間部河岸鍋より黑く、元矢の倉素より暗し、此時に當て、さんげ〳〵は、岡に居て唱ふとも、見咎むる者有るべからず、境葺屋の兩町も、今年は五月雨と共に垂こめて、曾我祭の沙汰もなく、土用休に引續けて、いと寂寞たるさま也、

〔浮世風呂前編上〕五日の風靜なれば、早仕舞の牌を出さず、十日の雨穩なれば、傘の櫛をも出さず、月並の休日靜謐にして、賢も愚なるも、貴賤おの〳〵恩澤に浴する人心、今日煠湯を沐て五塵の垢を落し、明日貰湯に入て六欲の皮を磨き、いつも初湯の心地せらるゝは、げにも朝湯の入加減、嗚呼結構とやいはん、噫嘻ありがたいかな、這首にだぶ〳〵といふ俳あれば、彼首にぶう〳〵をいふ俗あり、タロクとさぐる男あれば、湯う屋と引く女あり、藥店の小二は現金湯と洒落て讀ご

へ假初の事をも喧嘩に取結び、無念無性の棒さんばい、不敵な所を道德と心得、行違ひの人に向つて、いか成か是男など〻、無理問答を仕かけ、手に合ふ者の胸づくし引取らへて、邪正一如と有無も云はせず、ぎやつと云はせ、つよい自慢にあばれあるかれしが、まだしも邪婬戒を犯されし沙汰のないは、鬼神に横道なしと、皆人聞ぬ顔して濟しぬ、

〔滑稽雌黄（三）〕壺辨　眞友

一升の京升、一升入の壺に對していはく、汝と我は共に一升を貯といへ共、吾子は唯一升を守つて、その外を知らず、甚だ窮屈卑賤にして貧乏の器物也、このゆへに壺はつぼむの訓にして、大度榮耀の名にあたらず、又つぼは耳聾の中略にして、六十にして耳順ふの德に背く、或は連日の霖雨に、壺かづいたと、頭痛病の語に吐も、病を患ふ譬なり、それ我はいる〻所一升といへ共、數萬石の名も我より起れり、このゆへに升はます〳〵の訓にして、賣買利潤の榮を祝し、賓の中へも加はりたり、蓋し升の底をた〻かぬは、其石數度量なきの義に取れり、壺がいはく、さて〳〵汝は不依怙事を云出したり、たとへ賓の中へ入ればとて、我うらやむ事にあらず、壺にても升にても、其に人用に應ずれば、嘗を虛器として捨る人もなし、たゞ升の功に誇といへ共、汝ははなはだ不正也、いかんとなれば、一升の法度有ゆへ、その實に順ふて、自然と人の心もあしく成、或は二重底を製、僞升の罪に人をおとし、凸升のゆくは仁德に似たれ共、買手の爲にも益あらず、凹升は智に似たれ共、買手の爲には損のみ也、是故に爭の端を起し、升で天窓を破碎は、商人の罪に非、升目のいたす所也、莊子の曰、斗を剖、衡を折て民あらそはずと、いにしへより壺に入底をして、人を僞たるためしなし、我れいま一升を貯へ、其外をもとめざるは、無慾にして心なきもの也、內に誠あれば、かならず外にあらはる〻、このゆへに世間外をかざらざる譬へに、一升入る壺は一升といふも、みな我が德を尊んで也、何んぞ榮利をまたひ、賓の中に入り、其名に誇ることをなさんや、我が平

ぢつごきやう一巻

山たかきがゆへに貴からず　僧あるを以て貴しとす

僧こえたるがゆへに貴からず　はぢあるを以て貴しとす

おりのべは一たんのたから　身めつすれば則ともにやぶる

はぢは是ばん代のきず　命おわれどもうする事なし

倉の内のたからはくつる事有　身の中のはぢはくつる事なし

よくは是一生のはぢ　はぢなきを以愚人とす

四大日々におとろへて　三たうや、にくらし

かるがゆへに書を讀ともがらなく　學文さらにあとをめつす

ねぶりをのぞひて夜罰を好　うへを忍て城くわくをかまふ

四示のふねにのらずば　海ぞくのみちをえがたし

師にあふといへどもおそれず　弟子にあふといへどもはぢず

師君には孝なし　木石にことならず

父母つねに向はいす　なをしちく生に同じ

身はおりのべにかへつ　妻子に得させ相ほどこす

これがく文のはじめ也　命おわる迄忘失する事なかれ○下略

〔略縁起出家形氣〕一]第一寄力瘤禪法

爰に丹波但馬の境近き遠坂村とかやの禪寺の住持雲道は、生れ付健なるまゝ、身にも應せぬ腕立を好み、南無おみたうふをやつこにして、茶わん酒のきほひには、山野にかけりて獵をたのしみ、庄屋殿の二番ばへをそゝのかして、坊主あたまに鉢巻しめ、鐵炮打かたげての殺生好み、其う

艶文

文操に其意を序す、二集は我朝の規模にして、和漢にはぢざるは此時なるべし、

享保癸卯三月日　　　　蓮二房

〔和漢文操〕一眞名序

和漢文操者、先師〈〇渡邊支考〉之遺書而將令知眞名有和漢之通用事與也、此故先撰大和詞而通五十餘員之助語、調二百廿箇之文句、然則眞名之爲假名也、諧楚辭文選之言端、却調源氏狹衣之出葉歷、見之、時者漢字也共、聞之、時者倭文也來、昔者如軍書牒狀、今者如庭訓往來、其外寺社之緣起迚、座、謠云、不由于烟而、例無和調之點了則無可讀道理之法竟矣、是以大和詞者、譯文立五條之法、而或者用古今之兩樣居、或者隨正譌之故實歷假令雖一字一點不容和調之私爲也、近頃有我朝之學者達而助字考之用字格之殊、如譯文筌蹄者、博知漢土之書物、而隨其書而盡其事共、臨此文而不汲彼理、則乍有乎意之運、全無和調之便焉、左則一一附假名、而詔有某字于某意則爰乎可讀無點之文耶、嘗則如些兮之詞、和調左兮共思些共、而不立我國之用猶乎者、漢字者有何益焉耶、爾有則從我朝之神書帝詔、云院宣云如文官之促國法、如武士之傳家調、公儀之制札者增而不言、佛家之[illegible]庵、神社之願狀慶、學之而擴之、則何歟者埓之不明焉、有猶度壓魚之唐樣者、言則詔我朝之耻矣、此故從寶永之御代試製平假名之詩而今也、爲交眞名詩于假名詞用假名詩于眞名、論焉、蹤夫以我朝之詩歌足歟、諸越人也矣、況如消輔之奧儀抄、和歌有求韻之沙汰、則我家爾麼有求韻之併諧、其外聚日本之俗語、而風里巷之謠雅、　朝廷之歌了共、不害逸詩經之六義者、誠謂和漢之文操者矣、所仰者、敷島之流不斷、永傳千島之跡、而不讃三神之冥慮矣、止繼時享保癸卯之秋、遂二等箴師之遺命、而叙黃山之文星觀者也、

〔長門本平家物語〕八山門心がはり〈〇頭闕政ニ背キ、平家ニ附スルヲ云フ、〉ましければ、南都大衆座主經一巻、實語敎一卷を作て、こんぽん中堂に送りおきよくまんさんちやく如說罪、〈中略〉

つゐの益なく、下手の談議のとまりかねては、軒の柳もねむり親なり、たゞ女の髪こそめでたくてあらましを、手ながき人は一門にも遠ざけられ、鼻の下ののび過たるは、大事の相談にもらされて、其夜の温飩のながきをえらず、されば必ながきはみじかきが上にも立がたし、物はたゞ秋の夜のながくてよからむは長く、難波潟みじかき蘆の長からずしてよきはみじかくてあらなん、さるを聖人も右の袂の自由を物ずけり、世に式法をこまかにさだめてかね合極るものもあれど、そのむつかしき境は人の製作なり、天地もと窮屈ならず、長短は自然にそなへて、寸分の詮議はなし、擂粉木は兩手に握るを程とし、杪子さい槌はかた手にたれり、下ざまの物ながら、天理のまゝなるぞたうとけれ、我友田氏、過し頃かりそめの旅のつとに煙管を贈れり、その短きこと掌にかくすべし、我この秋西郊にあそぶ事ありて、調寶はなはだ長きにまされり、是をくはへて手をからず、久くして歯を勞せず、ゆく〳〵野山に雲を吹、あく時は袖におさむ、張子が馬を懐にするがごとし、こゝにおいて感あり、つゐに長短の解をつくりて、是をむくふの詞にかふ、其辭の長過たるは、また才のみじかき故ならし、

〔和漢文操 一〕假名序　渡吾仲

俳諧の文章は、先翁○芭蕉も東花○渡邊支考を木鐸として、武陵の遺稿をつたへ給へば、先には本朝文鑑をあらはし、此時は和漢文操をえらみて、第一には我朝の眞名文をさだめ、第二には我朝の眞名詩を作れり、或は大和聯句といひ、或は連俳互照といひ、其外は俳諧の求韻より、萬葉の叶韻にいたるまで、大和詞の助語辭をもて、和漢に通ぜずといふ物なし、誠に此集のおほいなる文苑、英花は倭國の耳にいらず、本朝文粹は唐人の口をまねむとす、いづれも今日の用にたゝず、今や文操のむねとする所は、目に見る時は眞名なれど、耳に聞時は假名にして、○中略女子も童部も合點する此俳諧の丹青をまなびて、假名眞名の二様はしるべき也、むかしは文鑑に此事を跋し、今は

なへる物と、新文の筆格をたつべき物と、すべては七十餘篇をえらみ、我輩の餘力あらばと、かくは遺誡申されし也、爰におゐて、蓮二が臂を机右の運にかゝげ、白狂が眼を燈下の註にあらつて、本朝文鑑の四字を題するより、○中略寶永の辛卯に一簣の志をはこびて、享保の丁酉に萬牛の功をとぐる者也、

惟干惟支孟秋日

〔芭蕉翁文集〕煤掃之說

明ぼの空より物のはた／＼と聞るは、疊を扣く音なるべし、けふは師走の十三日、煤掃のことぶきなりけり、げにや雲井の儀式、九重の町の作法は、嘉例あることにして、只なみ／＼の人の煤はく體こそいと面白けれ、門さしこめて奧のひとまを屏風にかこひなし、火鉢に茶釜をかけて、鍋が帷子の上張、爪さき見へたる足袋もいとさむく、冬の日影のはやく晝になりゆき、庭の隅調度どもとりちらしたる中に、持佛のうしろむきたるこそ目には立なれ、宗盡の棟の破れ、簀の子の下を覗き廻るは、何を拾ふにやとあやし、味噌と呼る大男の袋かぶり、猿著たるもめづらかに、米櫃のサン打つけ、爼板たらけ、行燈張かへて、たつくり、鮭、あさ漬のかをり花やかに、かみしもの膳するならべたるに、程なく暮て高鼾とはなりぬ、

煤掃や暮行宿の高いびき

〔鶉衣前編〕長短解

大はよく小をかね、短は長にまかるゝためし、世にそのたぐひ多かり、たゞ君を賀し人を祝くにぞ、よはひを長濱の鶴にたぐへ、あるは龜の尾山の尾を引て五百八十七曲と祝ひものするにはあくかたあらじかし、その餘はひたぶるに十八さゝげのゆたけきにならへば、獨活の大木の譏をのがれず、蟷螂の足はみじかきを愛し、兎が返辭はながきにのどけし、出る杭かしらうたれて

十、文は一百十有餘篇、皆々俳諧文章なり、これをよみこれを學て、此門に入べしとて、弟子五老井許子六撰み集て、寶永二乙酉歳自序して、風俗文選とは云爾、

〔本朝文鑑 一〕選本朝文鑑序　蓮二房

昔より詩歌連俳の四ありて、詩歌にも文章あれば、連俳にも文章あり、文章はその四をひろむるもの也、〈○中略〉されど連歌には文章の筆格をたてず、をのづから和歌の家にせいせられて、源氏狹衣のぬめりをつとふ、連歌はいまだ文格あらずともいはむか、今や俳諧の文法は、はじめて芭蕉の筆頭より出て、詩歌連俳の姿をわかち、風賦雅頌の體をそなふ、さるは和漢の文法に姿情のふたつをしれゝばなり、是より其門に文學の名をならべて、その藩を窺ひその室に入ゑ、いづれか先翁〈○芭蕉〉の一脈を傳へざる人ならん、江東に菊阿佛〈○森川許六〉は作意を專にして、百篇すべて俳諧ならずといふ事なく、關西に東華坊〈○渡邊支考〉は法格を明にして、一章さらに龜鑑ならずといふ物なし、況や本朝に假名の詩をつくり、辭の類をあらためて、五七の語路に明ならんをや、しからば百世の學者とても、文章の鑑を前に置て、文法句格をまなぶにはしかざらん、我師〈○支考〉や、爰にその趣意を傳へて、八代の衰をおこせりともいふべし、むかしも俳諧の文章は有ながら、蜂のさしあひ蟻の腰折など、浮言閑語の拍子にかゝりて、王侯の前には翫がたからん、それを古今の差別とはしるべし、〈○中略〉我師は五ヶ條の法を遺して、文章の家の式目とはなせり、先は第一に文章の虛實をしるべし、敎書詔狀の理論にはあらず、第二には文章の起結をしるべし、一篇の斷續たしかならねば埒なし、第三には二句の長短をしるべし、句讀の法にかなはざれば讀がたし、第四には假名と眞名との配をしるべし、倭文は手爾遠波の事なれば也、さて第五には俳諧の筆格をたてゝ、歌人連歌の跡をおはざるべし、しからば俳諧には此一格ありて、後の人をして今の人をしたはしめば、生ては先翁〈○芭蕉〉の光をかゝげ、死ては我家の名を傳へざらんやと、古人の句法にか

俳文

人に奉公する衆など、取わけ氣を急ものじやないぞ、たゞあい〳〵と素直に、御主人任せにしてさへ居れば、仕廻ひは天地合身が修る、夫を皆が氣を急て、中途で暇取り、女房を作、跡へも先へも往がたし、一生うろたへ、難義の仕通し、其外心中、身なげ、首くゝり、分散、欠落、行方しれず、物狂ひも狐つきも、皆おれが〳〵との、御手傳なされた御かげじや、

〔西籍慨論 一〕さて御國へ外國の參來れる始めは、神武天皇より御十代崇神天皇の御代の七年に、三輪の大物主神の、天皇に外國の歸伏まゐるべき由を御さとしなされて、此御代に、意富加羅國といふ國より、蘇那曷叱智といふ者を使さして、貢物を奉つたでム、是は新羅國の西南にある國でム、後には三韓のうちになつてしまふたでム、扨此御さとしなされたる大物主神と申すは、即大國主神の幸魂奇魂の神に坐て、神代に此神、外國を御造り堅めなされて、御國へ御歸りなされ、其時より大和の三輪に鎭坐すことでム、此神の外國人の參來る事を御さとしなされたるを見て、大國主神の、外國諸々を御くにへよりて仕へまつらしめんとなさる、ことを知るがよろしいでム、

〔風俗文選 一〕自序　　五老井許六選

文は貫道の器也、孔子も、餘力あらばこれを學べといへり、吾朝往昔のむかしより、大和詞の文章、庫にみち車にみてむ、されど世におこなはる、言葉、おほくは女官の筆にして、源氏狹衣のたぐひ、男女の中をつくし、實は歌よますべき道びきなるべし、共に歌連歌の文法にして、俳諧文章の格式一言もなし、先師芭蕉翁始て一格をたて、、氣韻生動をあらはせり、たとひ鄙言漢字をまじへたりとも、心は吉野たつ田の花紅葉をうらやみ、和歌の浦に志をよせて、難波津の細きよしあしをたどりぬるべし、縱横自在を盡したりとも、ひとつの趣意をたつる所なくては、畫豪の丸い物づくしに落て、果は松坂を仕舞となせる、甚無下の事なるべし、今こゝにあらはす文章、體は二

た珠數玉の結目を、ゑりの眞中へ當るやうにくりこしめされへ、胸の通りに玉があれば、鐵炮がためられないもんだ、又常に角に向てはじくやうに、早くはなしめさるなと、つくとたましゐをひつちめて、あだ玉をはじき捨ないやうにはなしめされふ。○下略

〔大學講義 乾〕所以敎人之法、今藝ヲ敎ユルニモ、ケ條ト云モノ有ルゾ、此大學ハ、人ニ人タルノ道ヲ敎タ法式ヲカイタ書也、スレバイコフケツコウナ書ゾ、スルニ只今デハ、聞モノモ夫レ程ニモ思ハズ、夫レヲ講釋スルモノモ、夫レ程ニモ思ハヌゾ、今時チヨツト學ヲシタト云モノモ、ヤウヤク大學ノハシクレヲ讀ミマシテナドヽ云ヤウニナツタゾ、朱子ノ章句デハツキリト明ラカナ、其後元明ノ者ガ、ヒタト色々ノ末書ヲ拵エテ、結句正意ヲ取リ失フタゾ、夫レ故論孟ナドヲ讀ムナドヽ云ハ、イコフ高上ナコトニ覺エテ、大學ヲバ、幼少小兒ノ讀ムモノト計リ覺エテ居ルゾ、或問ニ、論孟ヨリハケツカウナト云テ有ル、スレバ此書ヲ捨テヽ成ラヌゾ、此マデガ一書ノ大綱也、

〔古今和歌集遠鏡 一〕難波津ノ歌ト云ハ、仁德天皇ノ難波津ニ御座ナサレテ、皇子ト申シタ時ニ、東宮宇治ノ若郎子ト、御タガヒニユヅリアフテ、御位ニ御ツキナサレイデ、三年ニナツタニヨツテ、王仁ト云タ人ガ、マチカネテシンキニ思フテ、仁德天皇ヘヨンデ上タ歌ヂヤ、其歌ニコノ花トヨンダハ、梅ノ花ヲ云タデアラフ、○中略アサカ山ノ歌ハ、奧州ノ采女ノタハムレカラヨンダ歌デ、○中略コレハ葛城王ト云ヲ、御用デ奧州ヘツカハサレタ時ニ、國ノ守ナドガ御馳走シタケレドモ、アシラヒガ麁末ナトテ、葛城王ガキツウフケウニ思ハレタ時ニ、其國ノ采女デアツタ女ガ、盃ヲ持テ出テヨンダ歌ヂヤ、トコロガ此歌デ、サ葛城王ノキゲンガナホツタワイ、

〔道二翁道話 初篇下〕在鄕の子供が子守歌に、利功ぶるのは短氣と損氣あほが身を持世を過すと謡ふてゐる、何と面白ひ事じやござりませぬか、阿法とは阿字の法に隨ふてゐるのじや、おれがおれがのかしこは入らぬ、あなた任せにしてゐると、自然と身に幸福を得るといふ事じや、又主

からふな、藤六は、大名やい、してそれがしが、ゑぼしが、はげてあつたが、なにとした物であらふぞ、下六こゝろへまして、此中ぬりにやつて御ざりまする、大名一段ういやつちや、いそいでとつてまいれ、下六畏て御ざりまする、大名いそげ、ゑい、下六はあ、大名もどつたか、下六いやまだ御前をさりもしませぬ、大名ゆだんのさせまひといふ事ちや、下六はあ、大名いそげ、やい藤六、ゑぼしはまづたりにやつたが、してゑぼしがみなど、いふ物は、ゆひつけぬ者は、ゑいはぬといふが、なにとした物であらふぞ、藤六その事で御ざりまする、もし殿様御しゆつしなど、御ざらふ時に、おやくにたたふとぞんじ、それがしゑぼしがみのゆいやうをぞんじておりまする、大名なにぢやしつたといふか、一段ういやつぢや、いかふひまのいる物ぢやげなほどに、いそいできてゆへ、藤六畏て御ざる、大名さあ〱ゆへ、藤六はつ、大名やい、そこなやつ、それがしをば、ちやうちやくをしおるか、藤六いやそのお事で御ざりまする、此筒の中に、びなん石が、御ざりまする所で、おまへのおつむりへつけねばいはれませぬ、大名ふん、しらなんだ、さあ〱きてぬれ、藤六はつ大名やい、まづはなせ、いたいわれ、藤六はあ、いやちとむすぼれて御ざりまする、略○下

〔おあん物語〕子どもあつまりて、おあん様むかし物がたりなされませといへば、おれが親父は山田去暦というて、石田治部少輔殿に奉公し、あふみのひこ根に居られたが、そののち治部どの御謀反の時、美濃の國おほ垣のしろへこもりて、我々みな〱一所に、御城にゐておしやつたが、不思議な事がおしやつた、よな〱九ッ時分に、たれともなく、男女三十人ほどのこゑにて、田中兵部どののう、田中兵部殿のうとおめきて、そのあとにて、わつというてなく聲が、よな〱しておしやつた、おどましや〱、おそろしうおじやつた、略○下

〔雜兵物語上〕鐵炮足輕小頭　　朝日出右衛門

杖をつゝはる役だから、推量をもかへり見ず申事をきゝめされよ、云迄も御座ないが、首に引掛

子ありけるが、此子を、としみつのころ、いづくともしらずうしなへり、其後趙奉伯といふもの、家に子あり、これをみれば、まさしき我子なり、たがひに此子をあらそふて、兩方をの〳〵きしようこ有、いづれも此事ことわる事あたはず、りそうこれをきゝ給ひて、ふたりのちゝとその子とを、をの〳〵別にをきて、ある時此子にわかにしにたるといふ事をぞつげさせけり、じゆんたいこれをきひて、かなしみにたえず、なきこがれたり、てうほうはくは、これをきひて、たゞなげきたることばばかりにて、心中にかなしむとも見えず、つゐに此子をとりてじゆんたいにかへし、てうほうはくは、とがにおちにけり、

〔棠陰比事上〕李崇還泰黄霸叱姒

後魏李崇、爲楊州刺史、縣民荀泰者、有子、三歲失之、後見在趙奉伯家、各言己子、並有鄰證、群縣不能斷、崇乃令二父與兒各別禁數日、忽遣獄吏謂曰、兒已暴卒、可出奔喪、泰聞之悲不自勝、奉伯嗟嘆而已、殊無痛意、遂以兒還泰、奉伯服罪、出北史本傳

〔史記抄九吳太伯世家〕日本ノ王ヤ御所ノ親キ比丘尼ノ座敷ニハ、上郎比丘尼トテ、公卿ノ親類ナンドノ家高キ比丘尼ガ、其主人比丘尼ノ傍ニ、ナニモセイデヲル處ヘ、給仕スル比丘尼ガ、膳ヲモツテイケバ、上郎比丘尼メガ、卒徒引ナヲシテ置ゾ、サウデ後ニナラデハ不食ゾ、物ノ見タウモナイ、腹ノ立タル事ナリ、其樣ナ處ヘハ、イカヌガ秘事ヂヤゾ、

〔狂言記二〕一ゑぼしたり

大名かくれもない大名、たうろくれゐか、藤六おまへに、大名下六は、藤六兩人これにつめてたりますゑ、大名ねんなふはやかつた、なんぢら、よび出す別義でない、明日は正月元日、出仕にあがらふとおもふが、なにとあらふぞ、藤六まことに國元に御ざりましてなりとも、御禮にあがらつしやれませいでかなはぬ事で御ざりまするに、あがらつしやれたらば、よう御ざりませう、大名よ

ち歸りけるを、いかにといふ人ありければ、

もろともに月見んとこそ思ひつれかならず人にあはむものかは、とばかりいひて、つひにかへりぬ、心のすきたるほどは、これにて思ひしるべし、戴安道は剡縣といふ所に住けり、此人のさしごろの友なり、おなじさまに心をすましたる人にてなん侍ける、

〔晉書八十列傳〕徽之字子猷、性卓犖不羈、○中略嘗居山陰、夜雪初霽、月色清朗、四望皓然、獨酌酒詠左思招隱詩、忽憶戴逵、逵時在剡、便夜乘小船詣之、經宿方至、造門不前而反、人問其故、徽之曰、本乘興而來、興盡而反、何必見安道邪、

〔長恨歌圖抄五〕むかし唐の玄宗と申けるみかどの御時、よの中めでたくおさまりて、ふく風もえだをならさず、ふる雨も時をたがへず、みな人天下おだしきにほこりて、花をおしみ月をもてあそぶよりほかのいとなみなし、みかども色にめでかにのみふけり給へる御心のみひまなさにやよろづをば右大臣と聞ゆる人にまかせて、やうやくみづからの御まつりごとをこたらせたまひにけり、是よりさきに元皇后武淑妃などきこえ給ひし后、よにならびなく御心ざしふかゝりき、其はかなくならせ給ひて後は、あまたの中に、御心にかなひたる人おはせざりけり、是より高力士におほせて、みやこの外まで尋ねもとめさせ給ふに、楊家のむすめをえたまひてけり、

〔長恨歌傳〕　前進士陳鴻撰

開元中泰階平、四海無事、玄宗在位歲久、倦于旰食宵衣、政無小大、始委右丞相、稍深居游宴、以聲色自娛、先是元獻皇后武淑妃皆有寵、相次卽世、宮中雖有良家女千萬數、無可悅目者、○中略詔高力士、潛搜外宮、得弘農楊玄琰女于壽邸、

〔棠陰比事物語一〕李崇還泰

後魏のりそうといひし人、楊州といふ所にありし時、さるあがたのたみに、苟泰といふものあり、

へゾ出ニケル、サテコソ梶原ガ生田ノ森ノ二度ノ蒐トハイハレケレ、詩歌管絃ハ公家仙洞ノ翫物、東夷爭カ礒城島難波津ノ言葉ヲ可存ナレ共、梶原ハ心ノ剛モ人ニ勝レ、數寄タル道モ優也ケリ、咲亂タル梅ガ枝ヲ、胡簶ニ副テゾ指タリケル、蒐レバ花ハ散ケレドモ、匂ハ袖ニゾ殘ケル、

吹風ヲ何イトヒケン梅花散クル時ゾ香ハマサリケル、ト云古キ言マデモ思出ケレバ、平家ノ公達ハ花簶トテ優也、ヤサシ〳〵ト口々ニゾ感ジ給ケル、

〔榮花物語三十鶴の林〕萬壽四年十二月四日うせさせ給て○藤原道長ついたち七日の夜御葬送、○中略山座主御導師つかまつり給ふ、○中略此娑婆世界は、ねがひすむべき所にもあらず、りんわうのくらゐひさしからず、天上のたのしみも五衰はやくきたり、ないし有頂も、輪回期なし、いはんや世の人をや、こゝ、願とたがひ、苦と樂とともなり、かるが故に經にいはく、いづるいきはいるいきをまたず、入いきはいづるいきをまたず、たゞ眼の前にたのしびさり、かなしびきたるのみならず、又命終にのぞむで、罪にしたがひてくにおつ、尊靈かの西方世界にむまれ給なば、樂をうけ給はん時極もなく、人天けふして、あひ見る事をえ給、又かぎりなきたのしびをえ給べし、

〔往生要集上末〕今此娑婆世界、無可耽玩、輪王之位、七寶不久、天上之樂、五衰早來、乃至有頂、輪廻無期、況餘世人乎、事與願違、樂與苦俱、○中略故經言、出息不待入息、入息不待出息、非唯眼前樂去哀來、亦臨命終、隨罪墮苦、彼西方世界、受樂無窮、人天交接、兩得相見、

〔唐物語〕むかし王子猷、山陰といふ所に住けり、世中のわたらひにほだされずして、たゞ春の花秋の月にのみ心をすましつゝ、おほくのとし月をおくりけり、ことにふれてなさけふかき人なりければ、かきくもりふる雪はじめてはれ、月の光きよくすさまじき夜、ひとりおきゐて、なぐさめがたくやおぼえけん、たかせ船に棹さしつゝ、心にまかせて戴安道を尋ね行に、道のほどはるかにて、夜もあけ月もかたぶきぬるを、ほいならずや思ひけん、かくともいはで、かどのもとよりた

はみなきう主せん皇のまつりごとにもしたがはず、たのしみをきはめ、いさめをも思ひ入ず、天下のみだれん事をもさとらずして、民間のうれふるところをしらざりしかば、久しからずしてぼうじにしものどもなり、ちかく本朝をうかゞふに、承平の將門、天慶のすみとも、かう和のぎしん平治のしんらい、これらはおごれる事もたけきこゝろも、みなとり〴〵なりしかども、まぢかくは六波羅の入道前の太政大臣平の朝臣清盛公と申し人のありさま、つたへうけたまはるこそ、こゝろもことばもおよばれね。〇下略

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

梶原、〇中略源太ハ如何ニト問バ、御方ヲ離テ敵ノ中ニ取籠ラレ給ヌト云、穴心憂ヤ、サテハ討レヌルニヤ、景時生テ何カセン、景季ガ敵ニ組テ死ナントテ、二百餘騎ヲ相具シテ、平家ノ大勢蒐散シテ内ニ入、聲ヲ揚テ相模國住人鎌倉權五郎平景政ガ末葉梶原平三景時ゾ、彼景政ハ八幡殿ノ一ノ郎等、奥州ノ合戰ノ時、右ノ目射ラレナガラ、其矢ヲ拔ズシテ、當ノ矢ヲ射返シテ敵ヲ討、名ヲ後代ニ留シ末葉ナレバ、一人當千ノ兵ゾ、子息景季ガ向後寒クテ返入リ、我ト思ハン大將モ侍モ、組ヤ組ヤト名乘懸テ、轡ヲ並ベテ責入ケレバ、名ニヤ實ニ恐ケン、左右ヘサトゾ引退、源太尋ヨトテ責入見レバ、景季未討、初ハ菊池ノ者共ト射合ケルガ、後ニハ大刀ヲ拔合セテ名乘ケリ、和君ハ誰、菊池三郎高望、和君ハ誰ゾ、梶原源太景季ト、名對面シテ切合タリ、源太ハ甲ヲ被打落大童ニテ、三十餘騎ニ被取籠テ切合ケルガ、菊池三郎ニ押並テ引組テ馬ノ際ニ落重テ、菊池ガ頸ヲ取、大刀ノ切鋒ニ指貫テ馬ニ乘出ケルガ、父ノ梶原ニ行合タリ、平三景時源太ヲ後ニ成テ、矢面ニスヽミ懸戰ツヽ、其間ニ源太ニ鎧キセ、暫休メテ寄ツ返ツ戰ケリ、城戸口ニ眞鍋四郎、五郎ト名乘テ出合タリケルガ、四郎ハ梶原ニ討レヌ、五郎ハ手負テ引退ク、平家ノ兵共モ、入替々々戰ケレ共、景時ハ源太ガ死ナヌ嬉サニ、猛ク勇テ竪サマ横サマ戰ケリ、暫シ息ヲモ續ケレバ、父子相具シテ引テ城戸

行無雙ナルヲ以テ天下ヲ保テリ、政道正直ナルヲ舜ノ德ト云、然ニ正ク大犯ヲ致セル者ヲ、父トテ助ケバ政道ヲケガサン、天下ハ是一人ノ天下ニアラズ、若政道ヲ紊クシテ刑ヲ行ハヾ、又忽ニ孝行ノ道ニ背カン、明王ハ孝ヲ以テ天下ヲ治ム、然バ只父ヲ罷テ位ヲ捨テザラマシトゾ判セル、況ヤ義朝ノ身ニ於テヲヤ、誠ニ助ケント思ハンニ、ナドカ其道ナカルベキ、恩給ニ申替ルトモ、縱我身ヲ捨ルトモ、爭カ是ヲ救ハザラン、他人ニ仰付ラレンニハ無力次第也、誠ニ義ニ背ケル故ニヤ、無雙ノ大忠ナリシカ共、異ナル勸賞モナク、結句無幾程シテ、身ヲ亡シケルコソ淺猿ケレ、

〔平治物語二〕待賢門軍附信頼落事

爰ニ鎌田ガ下人八町次郎トテ、大力ノ剛者早走リノ手キヽアリ、馬ニテコソ具スベケレドモ、中中徒立ヨカルベシ、高名セヨト云ケレバ、一年モ腹卷ニ小具足差堅メテ、眞前ニ進タリケルガ、敵ノ馬武者ノ遙ニ先立テ落ケルヲ、八町ガ内ニテ押攻テ首ヲ取タリケレバ、夫ヨリシテ八町次郎トゾ云ケル、サレバ又此者、三河守〇平賴盛ノ聞ユル早馳ノ名馬ニ、兩鐙ヲ合セテ被懸ケルニ、少シモ不劣追付テ、甲ノ手返(テヘン)ニ熊手ヲ打カケン打カケント續テ走ケレバ、賴盛モ甲ヲ打カタブケ打傾ケ、アヒシラハレケレバ、五六度ハ懸ハヅシケルガ、終ニ手返ニ打懸テ、エイヤト引ケバ、三河守既ニ引落サレヌベウ被見ケルガ、帶タル大刀ヲ引拔テシトヽ切、熊手ノ柄ヲ手本二尺計置テ、ヅント切テ被落ケレバ、八町次郎ノケニ倒テコロビケリ、京童部是ヲ見テ、アハレ大刀ヤ、ア切レタリ、三河殿モ能切タリ、八町次郎モ能懸タリトゾ感ジケル、賴盛ハ甲ニ熊手ヲ切懸ナガラ、取モ不捨、見モ不返、三條ヲ東ヘ高倉ヲ下ニ、五條ヲ東ヘ六波羅迄カラメカシテ被落ケルハ、中々優ニゾ見ヘタリケル、名譽ノ拔丸ナレバ、能ク切レケルハ理也、

〔平家物語一〕祇園精舍之事

さをくゐてうをこぶらふに、志んのてうかう、かんのわうまう、梁のしうい、たうのろく山、これら

ぞかし、

〔三部假名鈔言釋序〕東の京なる清淨華院の今の上人○敬阿、中略、此抄は、兼好法師が書たるつれづれ草よりも、文のことばまさりぬといふ人あり、そをもことわるべしと聞え給へり、おのれ寛○[illegible]いはくかのつれづれ草は、おちおち別なる事を心にまかせて書やれゝば、何かかたからん、さるにしも物の心をよく得ぬにや、いかにぞやもおぼゆるこさの有めり、ことばは古きふみを得てかゝん人は、筆さしぬらしても書でんとぞいふなる、此抄はしも、八ちまたに思ひわかれし事を五百に千にことわりて、むねと有ひと道にいざなはん筋を心しらびおきて、其道ゆきぶりの言も、十餘の卷々に通しわたして書れしかば、世に書にくきものになんある、然るを下には深きゆゑよしをふみて、うへを賤しからすみやび言の、しかもなほ人の耳うとかるまじく書なされしを見ゑに、かのつれづれぐさのおのがむきむきの事書るは、言を並べていふべくもあらざりけり、

〔保元物語〔二〕〕爲義最後事

義朝ニ父ヲ斬ラセラレシ事、非前代未聞儀哉、且ハ朝家ノ御誤リ、且ハ其身ノ不覺也、雖背勅命ニ依是ヲ誅セバ、忠トヤセン信トヤセン、若忠也トイハヾ、忠臣ハ孝子ノ門ニ求トイヘリ、若又信トイハヾ、信ヲバ義ニ近クセヨトイヘリ、義ヲ背テ何ゾ忠信ニ從ハン、去バ本文ニ曰、君ハ至テ尊ケレ共至テ不親、母ハ至テ親ケレ共至テ不尊、父ノミ尊親ノ儀ヲ兼タリト、知ヌ、母ヨリモ尊ク君ヨリモシタシキハ只父也、如何是ヲ殺サンヤ、孝ヲバ父ニトリ、忠ヲバ君ニトル、若シ忠ヲ面ニシテ父ヲ殺サンハ、不孝ノ大逆不義ノ至極也、去バ百行ノ中ニハ、孝行ヲ以テ先トスト云、又三千ノ刑ハ不孝ヨリ大ナルハナシト云ヘリ、其上大賢ノ孟、嘗ヲ聞テ曰、虞舜ノ天子タリシ時、其父瞽瞍人ヲ殺害スル事アランニ、時ノ大理ナレバ、皐陶是ヲ捕ヘテ罪ヲ奏セン時舜ハ如何シ給フベキ、孝

〔十訓抄序〕抑かやうの手すさびのおこりを思ふに、口業の因はなれざれば、賢良の諫にたがひ、佛敎にそむけるに似たりといへ共、聞に諸法實相の理を案ずるに、かの狂言綺語の戯、かへりて讃佛乘の緣也、況又おごれるをきらひ、直しきをすゝむる旨、をのづから法門の意に相叶はざらんや、旁何の憚かあらん、依之建長四とせの冬神無月の半の比、をのづから暇のあき心閑なる折節にあたりつゝ、草の庵を東山のふもとにしめて、蓮の臺を西土の雲に望む翁、念佛のひまに是をしるし終ことしかりとなむいへり、

〔古今著聞集文學四〕伏犧氏の天下に王として、はじめて書契を作て、繩をむすびし政にかへ給ひしより文籍なれり、孔丘の仁義禮智信をひろめしより此道さかり也、書曰、玉不琢不成器、人不學不知道、又云、弘風導俗莫尚於文、敷敎訓民莫善於學、文學の用たる蓋かくのごとし、應神天皇十五年に、百濟國より博士經典を相具して來り、しかうして後經史我國ニまなびつたえたり、抑詩は志のゆく所也、心にあるを志とす、言にあらはすを詩とすといへり、天武天皇第三御子大津皇子、始て詩賦をつくり給ふ、それよりこのかた、春風秋月の悉郁也、皆吟誦の心をもよほし、詞花言葉の聯翩也、悉錦繡の色を裁するもの也、

〔歸命本願抄上〕夫八万隨情の敎門は、みな苦海をわたる法船なりといへども、六八超世の本願のみ、ひとりよく常沒をすくふ敎綱たり、是すなはち本師彌陀五劫思惟の善巧、末世の衆生九品往生の方便なるものをや、しかあれば、四重八重のともがら、こと〳〵く報佛化佛の來迎にあづかり、一稱一念のたぐひ、おなじく無漏無生の寶國にいたる、このゆへに光明大師震旦にあらはれて、このおもむきをすゝめ、黑谷の上人我朝にいでゝ、このむねをひろめ給ひしよりこのかた、敎をうかゞひ行をもとむるもの、四遠にみち、穢をいとひ淨をねがふやから、一天にあまねくして、世のならはし人のことわざになりにしかば、大かたことはりまでは、我も人もみゝなれたる事

引寵之、而猶和順君、迷晤夜、凌深雨、到君之所、亦出石橋戰場給之時、獨殘留伊豆山、不知君存亡、日夜消魂、論其愁者、如今靜之心、忘豫州多年之好、不戀慕者、非貞女之姿、寄形外之風情、謝動中之露膽、尤可謂幽玄、狂可賞翫給云云、于時休御憤云云、小時押出於御衣卯華重於簾中、被纒頭之云云、

〔江談抄 一 攝關家事〕藤氏獻策始事

藤氏獻策始ハ佐世也、昭宣公ノ家司ニテ、彼家起ニ天神モ被引添テ令坐給ケレバ、時ノ儒者等皆悉不用ケレバ、昭宣公被歎息テ、切々被請云々、予問曰、以何故不請哉、答云、其事有理、紀家良香等云、藤ニ麻幾多天良禮那波、我等ガ流ハ不成立ジ、不然藤氏ハ無止流ナレバ、可昇進也ト云々、雖然遂以獻策、問頭儒良香也、獻策之日ハ、昭宣公敷荒薦下庭、令申請天道給云々、

〔古事談 一 王道后宮〕此御出家花山○之發心ハ、弘徽殿女御恒徽公女偏愛之間忽薨逝、仍御戀歎之處、町尻殿得便宜、書世間無常法文妻子珍寶及王位臨命終時不隨者等ノ文也等奉見、被勸申御出家事、師共出家可御共申之由被契申云々、而令剃御首給之後申云、オトヾニ、カハラヌスガタ今一度ミエテ可請暇之由申テ、逃電云々、其時我ヲハカルナリケリトテ涕泣給云々、亦令出御在所給之時、弘徽殿手跡取忘ニケリ、還入タトヲント被仰ケレバ、道兼申云、璽劍已渡春宮御方略○一云々、イマハカナヒ候ハジト申ケリ、又巳欲令出給之時、有明ノ月夕マナキ影ヲ、ナスガ見所ニ思食テ立ヤスラハセ給ノ間、村雲ノ月ノ面ヲ隱タリケレバ、我願巳滿ト被仰テ、貞觀殿ノ高妻戸ヨリ令離下給テ、自北陣土御門ヲ東へ令渡給云々、

〔新勅撰和歌集 序〕定家、はま松の年つもり、かは竹のよゝにつかうまつりて、七十の齢にすぎ、ふたしなの位をきはめて、下のことをきゝて上にいれ、上のことをうけて下にのぶるつかさを賜はれる時にあひて、たらちねの跡をつたへ、ふるき歌ののこりをひろふべきおほせごとをうけたまはるによりて○中略貞永元年十月二日これを奏す、名づけて新勅撰和歌集といふことはかり、

所被仰之趣、極以多々、爲相府御氣色不宜、其次被仰云、右大將(○藤原實資)我方人(歟)云々、召可然之人云合雜事、亦有何事哉者、　廿六日癸亥、匠作示送云、明日立后(○藤原娍子、時女御)事、左相府不可被行、仍今日差藏人、可被仰遣右相府(○藤原顯光)者、　廿七日甲子、内豎來云、先式部仰云、大臣三人(○道長、顯光、公季、)有障不參、巳剋以前可參入者、不知何事、所推量者、若今日立后事歟、憚左相府所不被參歟、天無二日、土無二主、仍不懼巨害耳、予(○實資)令申云、從去夜聊有所勞、相扶可參入、巳剋以前難參入也、　五月一日戊辰、參内、(○中略)右衞門督云、昨今候御前、被仰云、立后事、右大將應召參入行事、一所悅思、一伊止保之久奈武思、有可憚恐、諸卿不參、猶參執行、可傳仰此由者、奏以恐申之由、亦談云、左大臣等、爲極奇恠也、諸卿同心失朝威、歎思不少、依如此事、命暫欲保、頗有所(○所一本作聽)思食歟者、申剋退出、

〔吾妻鏡六〕文治二年四月八日乙卯、二品(○源賴朝)并御臺所(○賴朝妻政子)御參鶴岡宮、以次被召出靜女於廻廊、是依可令施舞曲也、此事去比被仰處、申病痾由不參、於身不屑者、雖不能左右、爲豫州(○源義經)妾、忽出揭焉砌之條、頗耻辱之由、日來内々雖澀申之、彼既天下名仁也、適參向歸洛在近、不見其藝者無念由、御臺所頻以令勸申給之間、被召之、偏可備大菩薩冥感之旨被仰云云、近日只有別緒之愁、更無舞曲之業由、臨座猶固辭、然而貴命及再三之間、憖廻白雪之袖、發黃竹之歌、左衞門尉祐經鼓、是生數代勇士之家、雖繼楯戟之基、歷一臈上日之職、自携歌吹曲之故、候此役歟、畠山二郎重忠爲銅拍子、靜先吟出歌云、

　吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾコヒシキ

次歌別物曲之後、又吟和歌云、

　シヅヤシヅシヅノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨシモガナ、誠是社壇之壯觀、梁塵殆可動、上下皆催興感、二品仰云、於八幡宮寶前施藝之時、尤可祝關東萬歲之處、不憚所聞食、慕反逆義經歌別曲、奇恠云云、御臺所被報申云、君爲流人坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿(○時政)怖時宜、潛被

知其歎、然以其廿二日、將門歸於本鄕、爰良正幷因緣伴類、下兵耻於他堺、上敵名於自然、憖動寂雲之心、暗追疾風之影、（[illegible]）然而依於會稽之深、倘發敵對之心、仍勸不足之由、舉於大兄之介、其狀云、雷電起響、是由風雨之助、鴻鶴凌雲、只資羽翔之用也、羨被合力、鎮將門之亂惡、然則國內之騷自停、上下之動必鎮者、

〔新猿樂記〕　右京大夫明衡

予廿餘年以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、就中呪師侏儒舞、田樂傀儡子、唐術、品玉、輪鼓、八玉、獨相撲、獨雙六、無骨有骨延動、大領之腰支、（[illegible]）漉舍人之足仕、氷上專當之取袴、山背大御之指扇、琵琶法師之物語、千秋萬歲之酒禱、飽腹鼓之胸骨、蟷蜋舞之頸筋、福廣聖之袈裟求、妙高尼之襁褓乞、形勾當之面現、早職事之皮笛、目舞之翁體、巫遊之氣裝貌、京童之虛左禮、東人之初京上、況拍子男共之氣色事、大德之形勢、都猿樂之態、嗚呼之詞、莫不斷腸解頤者也、抑上下不聞、論以可辨矣、百太高振神妙之思、獨步古今之間、仁南常出猿樂之庭、必被衆人之寵、定緣者嗚呼之神也、先見其形、斷一識之膓、形能者猿樂之仙也、未出其詞、解萬人之頤、縣井戶先生雖得其體骨、詞甚鄙而時々致言失、世尊寺之堂達雖受其天性、詞剩多而人々爲欠啄、坂上菊正初冷而終增興言、還橋德高先歡而未無秀句、大原菊武此道已不覺也、己獨榮而敢無人間愛敬、小野福丸其體甚以非人也、偏乞咢而不可衆中、一列、近代驚耳目者、纔四五人而已、以絃或道俗男女、貴賤上下、被物如雨如雲、仍百之九裸而歸、萬之八犬而去、其明朝天陰雨降、結髮爲簀、剃髮爲寶、或塗（[illegible]）修僧羅、或被（[illegible]）鶴脛、或鐵鬢龍臥深泥、或著窪落人堀川、見之嘲咲之人、敢不可勝計也、就中西京有右衛門尉者、一家相具來集、所謂妻三人、娘十六人、男八九人云々、各々善惡相頒、一々所能不同云々、

〔小右記〕寛弘九年（[illegible]）四月十六日癸丑、入夜資平來云、右衛門督（[illegible]）云、昨參內候御前、（[illegible]）被仰雜事、次云、左大臣（[illegible]）爲我無禮尤甚、此一兩日暇食不例、猶有邪思、必被大責歟、太不安事也者、

調無一欠所、此馬前肢勾中、後肢搔敢、突尾編木、噉白沫、懸牽手、倚舍人、聽驍風情只肆騄騏駻之半漢也、

〔日本靈異記上〕捉雷緣第一

小子部栖輕者、泊瀬朝倉宮廿三年治天下雄略天皇（謂大泊瀬稚武天皇）之隨身、肺脯侍者矣、（中略）當於時而空雷鳴、即天皇勅栖輕而詔、汝鳴雷奉請之耶、答曰、將請、天皇詔曰、爾汝奉請、栖輕奉勅從宮罷出、緋縵着額、擎赤幡桙、乘馬從阿部山田之道與豐浦寺之路走往、至于輕諸越之衢、叫請言、天鳴雷神天皇奉請呼云々、然而自此還馬走言、雖雷神而何所不聞天皇之請耶、走罷時、豐浦寺與飯岡間、鳴雷落在、栖輕見之、即呼神司人、入轝籠而持、向於大宮、奏天皇言、雷神奉請時、雷放光明炫、天皇見之恐偉、進幣帛、令還落處、其落處今呼雷岡、（在古京小治田宮者）然後時栖輕卒也、天皇勅留七日七夜、詠彼忠信、雷落同處作彼墓、收立碑文柱言、取雷栖輕之墓也、此雷惡怨而鳴落、踊踐於碑文柱、彼之拆間、雷檮所捕、天皇聞之、放雷不死、慌七日七夜留在、天皇勅使樹碑文柱、標言、生之死之捕雷栖輕之墓、謂古京時名爲雷岡、語本是也、

肺脯（上音口肝也、下音布、謂伊也、○中略）縵　緋　擎　樹（立也）　炫（去）　偉　幣帛　踊　檮　慌

〔將門記〕故上總介高望王之妾子平良正、亦將門次之伯父也、而介良兼朝臣與良正兄弟之上、作兩彼常陸前掾源護之因緣也、護常嘆息子扶隆繁等爲將門被害之由、然而介良兼居於上總國、未執此事、良正獨追慕因緣、如車舞廻於常陸地、爰良正偏就外緣愁、卒忘內親之道、仍企干戈之計、誅將門之身、于時良正之因緣、見其威猛之勵、雖未知勝負之由、兼莞爾熙怡而已、（字書曰、莞開者、偁言部波宇也、上音官反、下音志反、熙怡者、偁言與呂古布也、上音伎、下音伊反、）任理負楯、依實立出、將門傳聞此言、以承平五年十月廿一日、忽向彼國新治郡川曲村、則良將揚聲、如案討合、弃命各合戰、然而將門有運既勝、良正無運遂負也、射取者六十四人、逃隱者不

ありけるを、背によしならの宮の御時にいたりては、櫃の子のひさつすがたさなむなれりける、

〔古京遺文〕觀世音菩薩造像記

歲次丙寅年正月生十八日記、高屋夫人爲分韓歸夫人名阿麻古顚、〇顚疑誤　恐南无頂禮作奏也、

右金銅二臂如意輪觀音像、藏在大和國法隆寺綱封庫、記在其座下、按丙寅推古天皇十四年也、正月生十八日、謂正月月始見之後第十八日也、〇中略　凡金石文之傳于今日者、不有先於是者、

〔古京遺文〕藥師佛造像記

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子而誓願賜、我大御病大平欲坐、故將造寺藥師像作仕奉詔、然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王、大命受賜而、歲次丁卯年仕奉、

右藥師佛像、在法隆寺金堂、天平廿年法隆寺資財帳載之、記在光餤背、池邊大宮治天下天皇、後謚曰用明天皇、丙午其元年、小治田大宮治天下大王天皇、後謚曰推古天皇、丁卯其十五年也、太子及東宮聖王、並謂厩戶皇子、仕奉猶言奉造、河內國西林寺記載天平五年緣起云、天忍羽廣庭天皇己卯年九月七日、始大山上首文首阿志高時、率諸親屬等仕奉此寺幷阿彌陀丈六佛像、僧松持釋云、仕奉者、造佛立寺之詞也、卽是、

〔大塔物語〕去程小笠原信濃守長秀者、撰定吉日良辰、打入于善光寺、長秀其日出立、寵次之行粧、魏々蕩々綺羅耀天、最勢擬隣、先一番鎧韓櫃、幷長枝以下百合計昇續、其次毛々馬共五十疋計牽連、次重藤節卷梭白木塗籠籐之弓、糟尾、鵰尾、切生、中黑、鷹羽、鶴本白、鵐焦羽作矢、箙負者百人、次以金銀爲鍾卷、朱柄、鎧持百人、次白糸赤縅鎧、洗革小櫻威等之色々、斷丸、白柄、長刀持百人、其次、眞黑鵰毛馬、餘長八寸、俺太逞、置金覆輪三枝皮、鞍、螺鈿、小房之鞦、芝打長緘鐙、那波鐙、白銜轡、含貫、次舍人五人牽之、凡此馬、相好者、兩眼張鈴、兩耳莛竹、頸者如龍、後者築山、股者似琵琶、逆立、股爪地掬、勝馬三長三短悉、

おほん心にぞかなへるとみことのりして、（下略）

〔三のしるべ下〕文のしるべ

まくら詞をまじへてかく文

なが〴〵しき事をくはしくかく文には、まくら詞をまじへてはかきえがたし、さるからにいにしへの祝詞詔詞、又はものがたりさうしの文にはをさ〳〵見えず、出雲國造神賀詞に、八百丹杵築宮爾靜坐支、又白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐と見え、源氏物語夕顏卷には、しろたへの衣うつ砧のおともとかきたれど、こはいと〳〵まれなる事なり、ひとわたりおもふ事どもいはんとするには、まくら詞をまじへ、あるは序歌といふうたのやうに、詞をあやなしてもかくべきなり、貫之ぬしのかゝれたる大井川行幸の歌のはしがき古今和歌集のはしがきなどさやうなり、見ならふべし、古事記中卷に、泊青雲之白肩津と見え、日本書紀神代卷には、眞髮觸奇稻田媛と見え、仲哀天皇卷には、神の御言に是謂𣑥衾新羅國とあり、又神功皇后卷には、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉とあるも、神の御言なるに、かくまくら詞をかず〳〵ものしてのたまへば、詞をあやなしていふはもとよりのみくにぶりになんありける、さるいにしへの例をおもひてぞ、貫之主もかきはじめられけんかし、

〔若宮社歌合〕顯昭法師

たづかゆみあだらぬばかりに、ゝなむしろたび〳〵かへし聞ゆれど、よこぶえのあながちに、たまくたちのせめにおそれて、さのみやはつのさふるいはになるべきとおもひかへせば、（下略）

〔文苑玉露上〕萬葉五十首長歌解序　眞淵

績麻なす長歌てふ歌は、都賀の木の彌繼々の大御代につけて、秋の花のいろ〳〵のすがたなむ

をぬかれて、老の悔を殘せり、あやまりて盡鼠とあなづられ、溜鼠と笑はれ、更に吹鼠とくるしみて、人の爲にぞ悅ばれぬる、我さへかなしきを、燒鼠となりて狐狸の命とらむこそ、あさましく罪ふかけれ、つく〴〵汝が尊きを思へ、日よみの初に呼れて、位司いやしからず、百敷のかしこきも、甲子をむかへて、年の號あらため給ふぞかし、あら玉の春立かへれば、子の日の御賀あり、子祭といへるは、いづれの長者の傳へなる、からの日本の歌にもよめり、海原やもしほの陰に友なふなまこは、海鼠とかゝれ、秋風の尾花が末に妻こふ鶉は、田鼠の化したる也、烏羽玉の闇き夜は、いかづちともなれり、象といへる獸すら、かつ恐懼ぬる、麝香鼠は筑紫に住なれて、こと國に行ず、かつき妻のわかやかなるは嫁入の給臆事にぞ、とこの乙子を七郎とは申す、新左衞門とつけるは、さかやきすりての後なるべし、大ねら小ねら、將廿日鼠と名のり、月々十二の子をうむ、誰が家にかとりつくし得む、もし白子出て福の神にや愛せられむ、汝が隱里いづくの邊りぞや、武藏野の鼠穴にや、出羽の境の鼠が關なるか、信濃の奥の鼠宿なるか、目出度身をもて、かり初の世をむさぶる、などか歸らん事をおもはざる、窮鼠かへりて猫を嚙の志ありとも、三井の賴豪が千疋のいきほひすら、本意を遂る事は難きこへざりけり、

〔風俗文選序〕漢文は、文字の數を定め、韻をふみて、其格まぎれがたかるべし、〇中略　和文には、文字の數さだまらず、韻字とてもなし、右かるを去來が鼠賦に、五音相通のかなをもて韻とす、是和文に韻をふめる一格なり、〇中略　江東僧律師李由、字買年、於四梅廬序、

〔古今著聞集十四〕亭子院〇宇多の御時、昌泰元年九月十一日、大井川に行幸ありて、紀貫之和歌の假字序かけり、

あはれ我君の御代、〇中略　夕月夜小倉の山のほとり、ゆく水の大井の河邊にみゆきし給へば、久かたの空には、たなびける雲もなくみゆきをまち、ながるゝ水は、そこににごれるちりなくて、

定めなく、おん身を鬱悒くおもひ給へば、大約此度の起行も、出し遣るもの、還るを樂はず、出てゆく人、留るをよしとせず、かゝれば一たびこゝを去て、いづれの日にか還り給はん、今宵限りの別れにこそ、わらはが親は四はしらあり、そはおん身もしり給はん、しかれども現在の、二親これを告給はず、仄かに傳へ聞侍れば、實の親は煉馬の家臣、胞兄弟もありとばかり聞えて、その姓名は定かならず、されば、とて養育の恩義を今さらに、化には思ひ侍らねど、產の恩も亦高がり、いかで實の親のうへ、しらまくすれど女子の甲斐なさ、人に告べき事ならねば、身ひとつに物を思ふなる、目睡ぬ夜の明がたの夢にもがなと願言に、祈らぬ神はあらずかし、斯思ひつゝ年月を送るはいとも苦しきに、〇下略

〔風俗文選三 賦〕鼠賦并引　去來

此賦、以五音相通假名字為韻、〇中略

二月鼠の穴を塞ぐ、つくづく汝がいたづらをおもへ家に居て人をおそるゝは、足のうらに疵持けらし、油をのむ事、世の酒にひとしければ、いつしか沈醉を見ず、粟を盡し器をそこなふは、殊更にいはじ、大嚢をかむ牙にふるれば、病を生ず、耻しき文をちらして、男女の中をもさまたげ、あやしき巣をつくりて、源平の亂をきく、何をへつらひて、佞人のためしに引出られ、いかにすゝめてか、書を焚代の宰相となしぬる、神佛のたふときも尿糞に汚したてまつる、草の根をはむ月の鼠は、俊成卿のうらみなりけり、つくづく汝が安危きを思へ、それ人の貧しきや、萬木籠をまき、吹矢を儲、黐をぬりて、往來もたやすからず、けはしき城をたのむとも、鼬を防ぐ手段はあらじ、杳なる空をながめては、鳶のつかまむ愁わするべからず、桁走り、障子のぼり、早業得たりがほなるも、おもはず升にかゝりて、いかばかりの思ひをすらん、虚死仕て、仕合に東坡が嚢を遁たりとも、生捕れてなまなか張湯が文をうけなむ、或は鈴を頸にさげて兒童の戲となり、あるひは筆の用に髭

けるを悦び、いかゞして取繕けんや、御助言し給へと投かけたり、佗叟聞ながら外の嘲して、酒のみ物云て笑ひ遊び、円左衛門ひたすらにすゝめてたのめるにて、叟何やかや雑談しながら、夢のゆめこそはかなけれど、成ともやり給へと云しに、近松大に悦び、やがて作り入しと也、まことに詞情の盡たらんに、いと佳く轉じたる文體、すら〳〵として、行跡のいかやうにも取つゞけやすきは彼決前生後の文法なり、

〔菅原傳授手習鑑〕（同）コリヤ〳〵　女房、小太郎が死骸あの乗物へ移し入れ、野邊の送り餝なまん、アイと返事の其中に、戸浪が心得抱てくる、死骸をあじろの乗物へ、乗せて夫婦が上着を取ば、哀れや内より覺悟の用意、下に白無垢麻上下、心を察して（同）源藏夫婦、（同）野邊の送りに親の身で子を送る法はなし、我々夫婦がかはらんと立寄れば、松王丸、イヤ〳〵　是は我子に有ず、菅秀才の亡骸を御供申す、いづれもは門火々々と、門火を頼み頼まるゝ、御臺若君諸共に、しやくり上げたる御涙冥途の旅へ寺入の、師匠は彌陀佛、釋迦牟尼佛、六道能化の弟子になり、さいの川原で砂手本、いろは書く子をあへなくも、ちりぬる命是非もなや、あすの夜たれか添乳せん、らむ憂目見る親心、剣と死出のやまけこえ、あさき夢見し心地して、跡は門火にゑひもせず、京は故郷と立別れ、鳥邊野さして連歸る、

〔南總里見八犬傳（三輯卷三）〕第廿五回（情を含て濱路憂苦を訴ふ　奸を告て額藏主家に還る）信乃は思はず嘆息し、人木石にあらざれば、有繫に情をしりつゝも、嫌忌の中に身を措故に、口を開きて告るによしなし、おん身が誠はわれしれり、わが胸中をばおん身しるらん、許我は僅に十六里、三四日には往還すなるに、かへり來る日を俟給へと、諭せば濱路は目を拭ひ、左のたまふは僞りなり、一たびこゝを去り給はゞ、いかでかかへり來給ふべき、籠鳥の雲井を戀ふは、その友をおもへばなり、丈夫の故郷を去るは、その緣をおもへばならん、さてもわが彼二かたは、愛敬憎惡

びくらん、又待宵に、更行鐘の聲きけば、あかぬ別の鳥は物かはと詠せしも、戀路の便りの音信の聲と聞物を、又は老らくの、寢覺ほどふる古へを、今思ひねの夢だにも、なみだ心の淋しさに、此鐘のつく〲と、思ひを盡す曉を、いつの時にかくらべまし、女、月落鳥啼て、前霜天に滿て冷じく、江村の漁火もほのかに、半夜の鐘の響は、客の船にや通ふらん、蓬窓雨したゝりて、馴し鹽路の楫枕、うきねぞかはる此海は、浪風も靜にて、秋の夜すがら、月すむ三井寺の、鐘ぞさやけき、

〔曾根崎心中下〕此世の名殘夜も名殘、死にゝ行く身を譬ふれば、仇しが原の道の霜、一足づゝに消えて行く、夢の夢こそ哀なれ、あれ數ふれば曉の、七つの時が六つ鳴りて、殘る一つが今生の、鐘の響の聞きをさめ、寂滅爲樂と響くなり、鐘ばかりかは草も木も、空も名殘と見上ぐれば、くも心なき水の音、北斗は冴えて影うつる、星の妹脊のあまの河梅田の橋を鵲の、橋と契りていつまでも、我とそなたは女夫星、必ずさうと縋り寄り、二人が中に降る涙、川のみかさも增るべし、

〔俗耳鼓吹〕近松戲文評 情農子著

曾根崎心中 德兵衞 おはつ 上卷、德兵衞椽の下に忍び居、おはつ足にて喉をば、つる所妙なり、可斷腸、

下卷 此よのなごりよもなごり、しにゝ行身をたとふれば、あだしが原の道の霜、一あしづゝにきへて行く、夢のゆめこそあはれなれ、あれかぞふれば曉の、七つのときが六つなりて、のこる一つがこんじやうの、かねのひゞきのきゝおさめ、寂滅爲樂とひゞく也、

徂來先生云、近松が妙處、此中にあり、外は是にて推はかるべしと、宇佐美惠助 名は惠、字は子迪 の話也、

摩訶十夜に云

一曾根崎心中の道行の中に、何々として何々と、死に行身の道の霜、一足づゝに消て行と云所迄作りしが、言葉盡て心たらず、いかに〱と案じぼけたる、其頃伊勢の凉菟翁に來合れ

ツモレバ、七月二十六日ノ暮程ニ、鎌倉ニコソ著給ケレ、

〔謠曲〕八島

シテ智者はまどはず、地勇者は恐れずの、やたけ心の梓弓、敵には取傳へじと、おしむは名のためおしまぬは、一命なれば、身を捨て社後記にも、佳名をとゞむべき筆のあとなるべけれ、シテ又修羅道のときの聲、地矢さけびの音しんどうせり、シテけふのしゆらの敵はたそ、なに能登守教經とや、荒物々しや手なみはしりぬ、思ひぞ出るだんの浦の、地其ふな軍今ははや〳〵、閻浮にかへるいきしにの、海山一同に震動して、舟よりは時の聲、シテ陸には波のたて、地月にしらむは、シテ劍の光り、地うしほにうつるは、シテかぶとの星の影、地水やそらそらゆくもまた雲のなみの、うちあひさしちがふる船軍のかけひき、うきしづむとせし程に、春の夜の浪より明て、かたきとみえしは、むれ居るかもめ、ときの聲と聞えしは、浦風なりけり、高まつの浦かせなりけり、たか松のあさ嵐とぞなりにける、

〔謠曲〕三井寺

煩惱の夢を覺すや法の聲も靜に先初夜の鐘をつく時は、女諸行無常とひゞくなり、地後夜の鐘をつく時は、女是生滅法と響なり、地晨朝のひゞきは、女生滅滅已、地入逢は、女寂滅地爲樂と響て、菩提の道の鐘の聲月も數そひて百八煩惱の眠りの、驚く夢の世の迷ひも、はやつきたりや後夜の鐘に、我も五障の雲晴て眞如の月の影を詠めおりて明さん夫長樂の鐘の聲は、花の外につきぬ、女又龍池の柳の色は、地雨の中にふかし、女其外靈にもよゝの人言葉のはやしのかねてきく、地名も高砂の尾上の鐘、曉かけて秋の霜、曇るか月もこちりくの、初瀬も遠し難波寺、女名所多き鐘の音、地盡ぬや法の聲ならん、ツレ山寺の春の夕暮きてみれば入逢の鐘に花ぞ散ける實おしめ共、など夢の春と暮ぬらん其外曉の妹背を惜むきぬ〳〵の、恨をそふる行へにも枕の鐘やひ

鹽ニ、引人モ無キ捨小船、沈ミハテヌル身ニシアレバ、誰カ哀ト夕暮ノ、晩鐘鳴バ今ハトテ、池田ノ宿ニ著給フ、元暦元年ノ比カトヨ、重衡ノ中將ノ東夷ノ爲ニ囚レテ、此宿ニ付給シニ、東路ノ丹生ノ小屋ノイブセキニ古郷イカニ戀シカルラン、ト長者ノ女ガ讀タリシ、其古ノ哀マデモ、思殘サヌ泪也、旅館ノ燈ノ幽ニシテ、鷄鳴曉ヲ催セバ、疋馬風ニ嘶テ、天龍河ヲ打渡リ、小夜ノ中山越行バ、白雲路ヲ埋來テ、ソコトモ知ヌ夕暮ニ、家郷ノ天ヲ望テモ、昔西行法師ガ命也ケリト詠ツヽ、二度越シ跡マデモ、浦山敷ゾ思ハレケル、隙行駒ノ足ハヤミ、日已亭午ニ昇レバ、餉進ル程トテ、輿ヲ庭前ニ舁止ム、轅ヲ叩テ警固ノ武士ヲ近付ケ、宿ノ名ヲ問給フニ、菊川ト申也ト答ヘケレバ、承久ノ合戰ノ時、院宣書タリシ咎ニ依テ、光親卿關東ヘ召下サレシガ、此宿ニテ誅セラレシ時、

昔南陽縣菊水　汲下流而延齡　今東海道菊河　宿西岸而終命

ト書タリシ、遠キ昔ノ筆ノ跡、今ハ我身ノ上ニナリ、哀ヤイトヾ增リケン、一首ノ歌ヲ詠テ、宿ノ柱ニゾ書レケル、

古モカヽルタメシヲ菊川ノ同ジ流レニ身ヲヤ沈メン

大井河ヲ過給ヘバ、都ニアリシ名ヲ聞テ、龜山殿ノ行幸ノ、嵐ノ山ノ花盛リ、龍頭鷁首ノ舟ニ乘リ詩歌管絃ノ宴ニ侍シ事モ、今ハ二度見ヌ夜ノ夢ト成ヌト思ツヾケ給フ、嶋田藤枝ニ懸リテ、岡邊ノ眞葛裏枯テ、物ガナシキ夕暮ニ、宇津ノ山邊ヲ越行バ、蔦楓イト茂リテ道モナシ、昔業平ノ中將ノ住所ヲ求トテ、東ノ方ニ下ルトテ、夢ニモ人ニ逢ヌナリケリト讀タリシモ、カクヤト思知ラレタリ、淸見潟ヲ過給ヘバ、都ニ歸ル夢ヲサヘ、通サヌ波ノ關守ニ、イトヾ泪ヲ催サレ、向ハイヅコ三穗ガ崎、奧津神原打過テ、富士ノ高峯ヲ見給ヘバ、雪ノ中ヨリ立煙、上ナキ思ニ比ベツヽ、明ル霞ニ松見ヘテ、浮嶋ガ原ヲ過行バ、鹽干ヤ淺キ船浮テ、ヲリ立田子ノ自モ、浮世ヲ遶ル車返シ、竹ノ下道行ナヤム、足柄山ノ巓ヨリ、大礒小礒直下テ、袖ニモ波ハコユルギノ、急トシモハナケレドモ、日數

このかたのをさづれは、まさをにゆへるませがきや、わづかにこささふ物さては、みねに木づたふさるのこゑ、ゑづがつま木のをののをさ、是らがをさづれならでは、まさきのかづら、あをつゞら、くる人まれなるところなり、

〔源平盛衰記三十三〕平氏九月十三夜歌讀事

九月十三夜ニ成ヌ、今夜ハ名ヲ得タル月也、秋モ末ニ成行バ、稲葉ヲ照ス電ノ、有カ無カモ定ナク、荻ノ上風身ニシミテ、荻ノ下露袖濡ス、海士ノ蓬屋ニ立煙、雲井ニ昇面影、蘆間ヲ分ナ漕船ノ、波路遙ニ幽也、十市ノ里ニ擣砧、旅寝ノ夢ヲ覺シケリ、ヨハリ行蟲音、吹シホル風ノ音、何事ニ付テモ、叢ニスム蟲ノ風情シテ、我カラ音ヲゾナカレケル、更行秋ノ哀サハ、何國モト云ナガラ、旅ノ空コソ悲ケレ、冷行月ニアクガレテ、各心ヲ澄シツヽ、歌ヲヨミ連歌セラレケルニモ、都ノ戀シサアナガチ也、

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向事

落花ノ雪ニ蹈迷フ、片野ノ春ノ櫻ガリ、紅葉ノ錦ヲ衣テ歸ル、嵐ノ山ノ秋ノ暮、一夜ヲ明ス程ダニモ、旅宿トナレバ懶ニ、恩愛ノ契リ淺カラヌ、我故郷ノ妻子ヲバ、行末モ知ズ思置キ、年久モ住馴シ、九重ノ帝都ヲバ、今ヲ限ト顧テ、思ハヌ旅ニ出給フ、心ノ中ゾ哀ナル、憂ヲバ留ヌ相坂ノ、關ノ清水ニ袖濡テ、末ハ山路ヲ打出ノ濱、沖ヲ遙ニ見渡セバ、塩ナラヌ海ニコガレ行、身ヲ浮舟ノ浮沈ミ、駒モ轟ト蹈鳴ス、勢多ノ長橋打渡リ、行向人ニ近江路ヤ、世ヲウネノ野ニ鳴鶴モ、子ヲ思カト哀也、時雨モイタク森山ノ、木下露ニ袖ヌレテ、風ニ露散ル篠原ヤ、篠分ル道ヲ過行バ、鏡ノ山ハ有トテモ、泪ニ曇テ見ヘ分ズ、物ヲ思ヘバ夜間ニモ、老蘇ノ森ノ下草ニ、駒ヲ止テ顧ル、故郷ヲ雲ヤ隔ツラン、番馬、醒井、柏原、不破ノ關屋ハ荒果テ、猶モル物ハ秋ノ雨ノ、イツカ我身ノ尾張ナル、熱田ノ八劒伏拜ミ、塩干ニ今ヤ鳴海潟、傾ク月ニ道見ヘテ、明ヌ暮ヌト行道ノ、末ハイヅクト遠江、濱名ノ橋ノ夕

には、徳大寺、花山院、つちみかどいげ、公卿六人、殿上人八人北めんせう〳〵候ひけり、くらまでをりの御かゝなりければ、かの清原のふかやぶがふだらく寺、をののくわうだいこうぐうの舊跡ゑいらん有て、それより御こしにぞめされける、とを山にかゝるしら雲は、ちりにし花のかたみなり、あをばにみゆるこずゑには、春のなごりぞをしまるゝ、卯月廿日あまりの事なれば、夏草のしげみがすゑをわけいらせ給ふに、はじめたる御かうなれば、御覽じなれたるかたもなく、人せきたえたるほども、おぼしめしられてあはれなり、西の山のふもとに一字の御堂あり、すなはちしやつくわうゐんこれなり、ふるうつくりなせるせんすいこだち、よしあるさまの所なり、いらかやぶれてはきりふだんのかうをたき、とぼそおちては月しやうぢうのともしびをかゝぐとも、かやうの所をや申べき、庭のわかくさしげりあひ、あをやぎいとをみだりつゝ、いけのうき草なみにたゞよひ、にしきをさらすかとあやまたる、中じまの松にかゝれる藤なみの、うらむらさきにさける色、あを葉まじりのおそざくら、はつ花よりもめづらしく、きしの山吹さきみだれ、八重たつ雲のたえまより、山ほとゝぎすの一こゑも、きみのみゆきをまちがほなり、法皇これをゑいらん有て、かうぞあそばされける、

　池水にみぎはの櫻ちりしきて波の花こそ盛なりけれ、ふりにける岩のたえまより、おちくる水のをとさへ、ゆへいよしあるところなり、りよくらのかき、すいたいの山、ゑにかくとも、筆もをよびがたし、さて女院の御あんじつをゑいらんあるに、のきにはつたあさがほはひかゝり、しのぶまじりのわすれ草、ひようたんしば〳〵むなしくさがんゑんがちまたにしげし、れいせうふかくとざせり、雨げんけんがとぼそをうるほすともいつつべし、すぎのふきめもまばらにて、しぐれも霜もをく露も、もる月かげにあらそひて、たまるべしともみえざりけり、うしろは山、まへはのべ、いざさ、をざゝに風さはぎ、世にたへぬ身のならひとて、うきふししげきたけばしら、みや

疊句文

記つくれる事あり、それつくるとて、文の苑に入り、筆の林をわけて、山といへば、白雲のかゝらぬ山なく、杣といへば、まさきのつなはへぬ杣なくして、引きたれる木は、高砂の松、卷向の檜原、泊瀬の川べのふたもとの杉、しのだの杜の千枝の楠、およびなき月のかつら、ほしの檜にいたるまで、心をすみ繩にかけ、おもひを斧にめぐらさずといふ事なくして、ちびきの石、かたききしるしをすゑ、まきばしらふとしきことわりをたてゝ、ことすでになりにしかば、しらつちをけづるたくみにあらずして鼻をそこなはず石をあてとせしひだ人にあらずして、斧をかゝざる事をおもふに、心ひとつによろこぼひて、すくふつばめの巢たちぬべく、あさるすゞめのをどりぬべし、家をつくるには、かならずあまりの木あり、かしこをあかくして、こゝに山をなし、かしこをかぶろにして、こゝに林をなす故に、しかるにあればたゞなをやはくたすべきとて、さらにみつばよつばなる殿つくる事あるになずらへて、かくは名づけたるなり、またいはく、友とせしもとの下河邊の何がしが、菅家萬葉集紀氏六帖、これらにある此集の歌のたがへるを、かたはらにかきつけおけるを、すてじとおもふより、又ものゝはしにしるしおけることゞもをもすてじと思ふよりことはおこりて、玉だすきこなたかなたをかけたれば、そのあまりの木は、いつとなくかの歌の源よりながれて、このこと葉の海におつるなめり、

密乘桑門釋契沖

〔平家物語十二〕小原御幸

かゝりし程に、法皇〇後白河は、文治二年の春のころ、けんれい門院の小原のかんきよの御すまゐ、御らんぜまほしうおぼしめされけれ共、きさらぎやよひの程は、あらしはげしうよかんもいまだつきず、みねのしらゆきたえやらで、谷のつらゝもうちとけず、かくて春すぎ夏立て、きたまつりも過しかば、法皇夜をこめておはらのおくへ御かうなる、忍びの御かうなりけれ共、ぐぶの人々

るとしもなけれども、境界なければ何につけてかやぶらん、もし跡のしら浪に身をよするあしたには、岡のやに行かふ船をながめて、滿沙彌が風情をぬすみ、もし桂の風ばちをならす夕には、潯陽の江をおもひやりて、源都督のながれをならふ、

〔徒然草上〕まどへるものはこれをおそれず、名利におぼれて、先途の近きことをかへりみねばなり、愚なる人は又これをかなしむ、常住ならんことを思ひて、變化の理をしらねばなり、○中略世にしたがへば、心の外の塵にうばはれて、まどひやすく、人にまじはれば、詞よそのきゝにしたがひて、さながら心にあらず、○下略

〔新續古今和歌集序〕あめなりつちさだまりて、人のことわざはじめてをこり、いにしへゆき今きたりて國のあそびたえざる中に、○中略左のおほいまうちぎみ源のあそん、○征夷大將軍足利義教えびすをたいらぐるいくさのきみのつかさをかねて、梓弓やなぎのいとなみ、しげきはかりことをとばりのうちにめぐらし、あたを千里の外にしりぞくるみちまで、すべをこなはれしかば、たつた山のしら波こゑしづかにして、夜半の關の戶ざす事をわすれ、春日野のとぶひかげたえて、雪間のわかなつむにさまたげなし、かるがゆへに、四方の海山はこれ我家なり、しきしまの道ひろき時をしらしめむとおもひ、千々の春秋はこれわが世なり、あしはらのことの葉ながくつたはらんことをねがふ、これによりて延喜に芸閣の風かうばしく、天曆に梨壺のかげさかへしむかしをしたふのみならず、元久に鳥羽のあとかさなり、文永に龜山のよはひひさしきためしをおぼしめして、權中納言藤原朝臣雅世におほせて、和歌のうらのなみのよるべには、おほうち山の松のかげをしめつゝ、とみのを河のすみにごれるをわかち、みしま江のあしよしをえらびとゝのへしむ、○下略

〔餘材抄序〕これをしも餘材抄と名づくることは、さきにゆゑありて、おもひかけず萬葉集の代匠

ことのみいでくれば、色ごのみのいへに、うもれ木の人しれぬこと、なりて、まめなるところには、花すゝきほにいだすべき事にもあらずなりにたり、そのはじめを思へば、かゝるべくなんあらぬ、いにしへのよゝのみかど、春の花のあした秋の月の夜ごとに、さぶらふ人々をめして、ことにつけつゝ、うたをたてまつらしめたまふ、あるは花をそふとて、たよりなき所にまどひ、あるは月をおもふとて、しるべなきやみにたどれる心々をみたまひて、さかしおろかなりとしろしめしけん、しかあるのみにあらず、さゞれ石にたとへ、つくは山にかけて、君をねがひ、よろこび身にすぎ、たのしみ心にあまり、ふじの烟によそへて人をこひ、松虫のねに友をしのび、高砂住の江の松も、あひおいのやうにおぼえ、男山のむかしを思ひ出て、をみなへしの一時をくねるにも、うたをいひてぞなぐさめける、又春のあしたに、花のちるを見、秋の夕ぐれに、木のはの落るをきゝ、あるはとしごとにかゞみのかげに見ゆる雪と浪とをなげき、草の露水のあわを見て、わが身をおどろき、あるはきのふはさかえおごりて、時をうしなひ世にわび、したしかりしもうとくなり、あるは松山の浪をかけ、野中の水をくみ、秋はぎのしたばをながめ、あかつきのしぎのはねがきをかぞへ、あるはくれ竹のうきふしを人にいひ、よしのがはをひきて世中をうらみきつるに、今はふじの山も烟たゝずなり、ながらのはしもつくるなりときく人は、歌にのみぞ心をなぐさめける、○下略

〔平家物語一〕祇園精舍之事

祇園精舍のかねのこゑ、諸行むしやうのひゞきあり、しやらさうじゆの花の色、盛者必衰のことわりをあらはす、おごれるもの久しからず、只春の夜の夢のごとし、たけき人もつゐにはほろびぬ、偏に風のまへのちりにおなじ、

〔方丈記〕ことさらに無言をせざれども、ひとり居れば口業をおさめつべし、かならず禁戒をまも

對偶文

たゞ務て新奇を競て、俗耳を悅ばしめ、時好に投ずるなるべし、いと口惜き事なり、古人のいはゆる阿世曲學とは是等をいふなるべし、よし人はさもあらばあれ、縦風俗は昔にあらずなりぬとも、わが身ひとつはもとのごとく、仁義の道を守りつゝ、前脩の模範を失はじと思ふこそ、責て儒となりししるしともいふべけれ、しかるにあら玉の春の初とて、人は皆己が志身の福を萬代といはふ中に、我はたゞ五常の道に心をよせて、いつもかはらず、目出たき物は此道なりとて、かくなん筆をこゝろむるならし、

　此春もかはらでゆかむ七十にあまる五つの道をたづねて

〔古今和歌集序〕やまとうたは、人の心をたねとして、よろづのことの葉とぞなれりける、世中にある人、ことわざしげきものなれば、心に思ふ事を、見るもの、きく物につけて、いひいだせるなり、花になくうぐひす、水にすむかはづの聲をきけば、いきとしいけるもの、いづれか歌をよまざりける、ちからをもいれずしてあめつちをうごかし、めにみえぬおに神をもあはれとおもはせ、をとこ女のなかをもやはらげ、たけきもの、ふの心をもなぐさむるは歌なり、この歌、あめつちのひらけはじまりけるときよりいできにけり、○略 註 しかあれども、世につたはることは、ひさかたのあめにしては、したてるひめにはじまり、○略 註 あらがねのつちにしては、すさのをのみことよりぞおこりける、ちはやぶる神代には、うたのもじもさだまらず、すなほにして、ことのこゝろわきがたかりけらし、人の世となりて、すさのをのみことよりぞみそもじあまりひともじはよみける、○略 註 かくてぞ、花をめで鳥をうらやみ、かすみをあはれび、つゆをかなしぶ心ことばおほく、さまざまになりにける、とほき所も、いでたつあしもとよりはじまりて、年月をわたり、たかき山も、ふもとのちりひぢよりなりて、あま雲たなびくまで、おひのぼれるごとくに、このうたもかくのごとくなるべし、○中略 今の世中いろにつき、人の心花になりにけるより、あだなるうた、はかなき

ど、終に言葉をかへず、御臺所御わび事ありしかば、さらば向後の事を愼むべきよし仰て、御ゆるしあり、將軍家、御臺所に向はせ玉ひ、彼が今の心にて生立たらんには、竹千代殿の爲には、雙なき忠臣にて侍らんものぞと、殊の外悦ばせたまひしとなり、

〔駿臺雜話 五〕壬子試筆の詞

日月迭に移て、白駒の隙過やすく、衰病日に侵して、黄金の術成がたし、されば犬馬のよはひ、是までなるべしとも思はざりしが、いつしか老の波より來て、ことしは七十あまり五つの春にもなりぬ、あまさへ、ちかきころより身に痿疾を得て、手足もあがらず、起居もなやめるまゝ、昔の養生を學ぶとにはあらねども、此三とせ春の園を窺ふ事もかなはねば、閒の中ながら、梢につたふ鶯の音に殘りの夢をさまし、枕にかほる梅が香に過しむかしをしのぶばかりになんありける、しかはあれど、幸にわかかりし時より學びの窓に年を經る甲斐ありて、程朱の道にしたがひて、鄒魯の風をたづね、韓歐が文をこのみて、邯鄲の歩を學ぶにぞ、老の寐覺も慰ぬべし、さても多くの年月を經て、世のうつりかはる有様を考ふるに、盛衰榮枯互に行かふをば、夢ともいはん、現とやいはん、誠に富貴は浮べる雲のごとく、禍福は糾る繩のごとしといへるは、なにかたがふ事あるべき、中にたゞ吾聖人の建給へる三綱五常の道のみ、天地と並び傳へ、古今のへだてなく、是ばかりはかはることあるべからず、人として仰ぎ崇ぶべきは此道ぞかし、然れども儒教世に行はれざりしより、人々義理にうとく、利欲にさとくなる程に、五常の道すたれて、風俗日に下りゆくこそ、なげかしけれ、もとよりいやしき身にて、一代の風教を維持せんとすとも、わが力をよぶべきにあらねば、ひとへに蚍蜉の樹を撼かし、精衞が海を塡むに似たるべし、さはいへど、世を憂民を新にするも、吾儒分内の事なれば、是を度外に置べきにもあらず、いかなれば世に老師宿儒と稱する人の、好て異說を肆にし、又は他道を雜へて、仁義五常の沙汰をばよそにすることそうけえね

く財を用ろ人は、財祿の多少によらず、其家に得たる所の財祿の分量にて事足りぬ、家の困窮するとせざるは、家祿の多少によらず、又時の風俗の奢れると儉なるにもよらず、又わが幸不幸にもよらず、只わが一心の儉なると、怠り奢れるによれり、以約失之者寡矣と聖人ののたまへる事信ずべし、是家をたもつ法なり、

〔藩翰譜二 松平長澤〕或時若君、大殿の御寢殿の屋の軒端に、雀の巣をくひ子を生みたりしを、こなたより御覽じて、欲しがらせ玉ひ、長四郞とりて參らせよとあり、長四郞年十一歲のときなれば、いかにも叶ふまじきよし辭しければ、君は、驚きて飛去ることもありなん、巣くひし所よく見置て、日暮てこなたの屋の軒の端さして登り、彼處に忍び行て取べし、おとなは身重く足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよと、候ふ人々の敎へしかば、力なく、日暮てこなたの屋よりして、つたひつたひ行く、旣に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに踏損じて、御坪の內へどうと落つ、將軍家御刀取て障子引あけ玉へば、御臺所燈火とつて出させ玉ひ、御覽ずるに、長四郞にて在けり、將軍家不思議に思召て、汝は何しに爰には來りぬるぞと御尋ありしに、今日の晝、この御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを遙かに見て、餘り欲しさに參りて候と申、將軍家いや〱おのれが心にはあらじ、誰がをしへけるぞと、いろ〱に御推問あれども、幾度も初め申しゝ言葉にかはらず、おのれ事の由ありの儘に申さず、爭ひぬるこそ年比にも似ぬ不敵なれと仰られて、大きなる袋の中におしいれて、口を御手づから封じ玉ひ、柱にかけさせ玉ひ、事の由ありのまゝに申さゞらん程は、いつ迄も斯て候へと仰けれども、尙爭ひ申す事初の如し、夜旣に明て、常の御座に出させ玉ふ、御臺所は夙く心得させ給ひて、彼が幼なき心にて、身のかなしさをかへり見ず、竹千代君の仰なりと申さゞる事を深く感じたまひて、女房達に仰せて、朝かれい召して、是たうべよとて給りて、又御手づから元の如くにぬはせ給て、置させ玉ふ、晝の程、將軍家入らせ玉ひ、又推問ありしか

り名所といひながら愚眼にたぐひなきは、身にとりてはこらしき心地ぞする、岩上にやすみて、歎劉吟詠す、

さえ〳〵しあらしを谷に吹とめて夏とも志らぬさ夜の中山、日斬かたぶき、富士は丑寅に見ゆ、あしたか山は、山の東につゞく、甲斐が根はいかならむ、えみつけざりけり、心行かぎりながめて、かちより行ぞ、名殘すくなからぬにや、猶此さまをいふに、谷ふところゆほびかにして、むかひには遠山をのづから重りて、さながら雲にまがひたるは、たゞ滄海のやうになん、

〔擧白集〕筑前中納言秀秋卿餞別

とりにふたつの羽あり、車にふたつの輪有、かるがゆへに能飛、よくわしることをなす、人に兄あり弟あり、一としてかくべからず、外そのあなどりをふせぐものなり、しかるを今我一別の長途のうれへ有、羽のおれ輪のかけたるがごとくにして、ちまたにまよふこゝろたへず、雲路にむせぶおもひふかし、昔杜少陵が弟を送るの詩に、鳳凰晴として飛けず、汝去て幾時かきたらん、兄弟離形容くるしむ、此こゝろまことに一契をあはすゑに似り、こゝに感じて羈旅千里のおもひをのべて、とりのつばさを得、車の輪だちのめぐりあへらむことの、すみやかなるをまつといふべきにこそ、

〔家道訓〕用財

仕る者は、君より給はる祿あり、農工商は、父より得たる田地あり、家財あり、其財祿の多少によらず、其分内にて儉約を行ひ、家人を養ひ家をたもつべし、是君父よりうけたるのみならず、天より給はる所の定分の財祿なれば、大身小身貧富共に、其家の財祿を用ゐて事足りぬべし、是天命を安んじて、外を願はざる也、やむ事を得ば、外の財を借用すべからず、若家祿の分限に過てつひやせば、必財不足して、外に借用るにいたる、是財を用ゐるに法なくして、天命をやすんせざる也、よ

道なり、つゐにはなどか皇化に順はざるべき、先まことの德政をおこなはれ、朝威をたれかれを勉するばかりの道ありて、其うへの事とぞおぼえ侍る、且は世の治亂のすがたをも能かゞみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を始めらろゝか、天の命にまかせ、人の望みにしたがはせ給ふべかりし事にや、つゐにしては、繼體の道も正路にかへり、御子孫の世に一統の聖運をひらかれぬれば、御本意のいまだ逢せぬにはあらざれど、一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ、

〔あづまの道の記藤原光廣〕廿四日、濱松をたつ、夜明はなれぬ、よべは濱松の風波に、おなじたびねの夢も、いとゞ短かし、それより行て、あむまといふ所より富士を見る、うしとらとおぼゆ、池田よりてんりうをわたるころ、都より憲臺狀をそへられしかば、舟長あまた出て馳走す、是は昔は天下の渡りといひしとみえたり、わたり水有しなり、荷は馬にてこすなり、北より南へながるゝ、すへは海なり、水上は信濃すはの池といへり、天龍寺といふ有と云、それも天ちうじにや、たづぬべし、見付までは、濱松より三里と云、富士山は、雲かゝりてみえず、みかたが原といふ原有、昔甲斐の信玄、度々合戰有し所となり、みかたが原過て、一里ばかりすぎて、北に久能城まぢかく見ゆ、袋井を通り懸川を見る、城は東北にあたりて、新樹の梢を凌げり、堀の面十二三間もあらん、門は西にむかへり、天守有る方三町ばかり也、城中を出て、ゆく〳〵ことのまゝといふ社や有とこへば、しれる人なし、日坂にかゝるとて、道の右にあたりて、森の中に社壇有、八幡なりと云、もし是をいふにや、社のうしろにも道見えたり、川なども有、さ夜の中山にかゝる程、何となく心安かなり、昔始て見し時より、面白く心ぼそき所と思ひて、心とまりけるに、いざよひの記とやらんにも、嶺つゞきこと山にも似ず、心ぼそく哀なりとかけり、又長明は、左深谷右も深谷、一峯ながき道は堤の上に似たり、南谷梢を眼下にみるといへり、これらの人たちも、かく心をとゞめし所なれば、もとよ

ぎはや、

〔神皇正統記 仲恭〕廢帝、諱は懷成、順德の太子、（〇中略）承久三年春の頃より、上皇（〇後鳥羽）おぼしめし立事ありければ、假に讓國し給ふ、順德御身をかろめて、合戰のことをも、ひとつ御心にせさせ給はん御はかりごとにや、新主（〇仲恭）に讓位ありしかど、卽位登壇までもなくて、軍やぶれしかば、外舅攝政道家、の大臣の九條の第へのがれさせ給ふ、（〇中略）扨も其世の亂を思ふに、まことに世の末にまよふ心もありぬべく、又下の上をしのぐはしともなりぬべし、其いはれよくわきまへらるべき事に侍り、賴朝勳功は、むかしよりたぐひなき程なれど、ひとへに天下をたなごゝろにせしかば、君としてやすからずおぼしめしけるも理なり、いはんやその跡たえて、後室の尼公（〇北條政子）陪臣の義時が世になりぬれば、彼あとをけづりて、御心のまゝにせらるべしと云も、一往のいひなきにあらず、しかれど白河鳥羽の御代のころより政道の古きすがたやう〳〵おとろへ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣世をみだる、天下の民ほと〳〵塗炭におちにき、賴朝一臂をふるひて其亂をたいらげたり、王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九重の塵もおさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、東より西より其德を伏せしかば、實朝なくなりてもそむく者ありとはきこえず、是にまさるほどの德政なくして、いかでたやすくくつがへさるべき、たとひ又うしなはれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天よもくみし給はじ、次に王者のいくさと云は、とがを討じ、きずなきをばほろばさず、賴朝高官にのぼり、守護の職を給ふ、是みな法皇の勅裁也、わたくしにぬすめりとはさだめがたし、後室其跡をはからひ、義時久しくかれが權をとりて、人望にそむかざりしかば、下にはいまだきずありといふべからず、一往のいはればかりにて、追討せられんは、上の御とがとや申べき、謀叛おこしたる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし、かゝれば時のいたらず、天のゆるさぬ事はうたがひなし、但下の上を犯するは、きはめたる非

きやうを、こまやかにをしへさとしたるさまは、あめ地のうちに又たぐひなかりけり、よきすぢとあしきすぢとは、たれも大かたは思ひわくなれど、その中におもさかろさのある心しらひの人のしりえがたきさかひを、のこるくまなく、あきらかにいひさとしをしへたる書にぞありける、高尙まだいとわかゝりしほどより、身のおこなひのこゝろえにとて、をり〳〵此ふみをよむたびに、そのをしへを、げにさることぞと思ひしんじて、いかで〳〵さやうにせばやとこゝろざして、年へにければ、つたなくてなしえぬものから、わが身のためとなりぬる事のおほかるは、たれも同じ事ぞと、人のためをも思ひて、よそのくにの書なれど、みつのしるべにもとり出て、これをよめとはいひつるになん、

〔泊洦文藻三〕水鷄をきく詞　　文化十年五月竹庵會

まことや郭公は、都にては岩倉片岡など、尋ねさまよひて、めづらしき一聲を家づとゝし、日めもすに尋ねわびて、むなしく歸るもあるならひを、此大江門にては、市のちまたをたえず鳴わたり、かた山づけるあたりにては、木に鳴聲も常にきゝならすめり、くひなは、わざと飼たらんはおきて、おのづからなる聲きくことは、大江門にても、市のちまたはさらにもいはず、かた山づけるあたりにさへ、水際はなれしすみかにては、聲しる人まれらになん有ける、こゝにおのがすみ馴たる上野の岡のふもと、しのわづの池には、いづくよりにかあらん、年ごとに一羽かならず此水際をとめ來て、まこもがくれに聲たつるを、今年は、郭公例よりはおそくて、五月來てこそやうやうきゝそめつれ、さればくひなもいかゞあらましと、わがものがほにまたれたるを、はちすのうき葉見えそめて、さみだれしきる曉より、やう〳〵ほのきこゆるに、五月もなかば過て、きのふけふのほどゝなりては、たゞあしたもゆふべも、ひるまの程も、くもる日もてる日も、雨のふる日はいふもさらなり、いと門ちかくなんたゝくなる、あはれうれしのすみかや、あはれおもしろのみ

心の色香をそへて、よものこのめも、はるの夜のさかづきめぐる月日のかぎりなく、千世にやちよに榮えいませと、おいたるわかき、もろ聲にうちあげつゝ、あぐるも志らであそぶまどゐのたのしさを、かたはしかきつゞくるも、ゑひのまぎれは、いかにひがことおほからむ、

〔琴後集記十〕清水濱臣が泊洦舍の記

上野の岡のふもとに池あり、この池の西なる方を童がまちとぞいひける、こゝにあしはらかりそけて、ついたてたるふせやあり、そはたゞに其池にのぞみたれば、名をさゞなみのやとなんいふなる、そも〱霞たなびく春のあしたは、むかつをの梢をうつして、花の鏡にむかひ、雁鳴わたる秋のゆふべは、雲間の影をうかべて、月のみふねをとゞめ、あるははちす、はなさく夏の日、あるはみ雪ふる冬の夜、をりにつけ時にしたがひて、見るめのあはれなんつきざりける、あるじはふかくみやびこのめる人にて、四の時のあはれをすぐさず、こをいにしへざまのことの葉にのばへておもひをやり、またもろこしぶりのしらべにならひて、心をしもなぐさめけり、かれたまあへるひと〱花にあくがれ、月にたざるも、つねにこのふせやをなん問ひ來にける、一日あるじのいひけらく、世を經てたえざるものは鳥の跡なり、いで此屋のたのしみをも、人々とあひむつばへるこゝろをも、ながくうみの子のつぎ〱につたへて、わが名代とせんことのゆゑよし志るしてよとあれば、すなはち筆さしぬらして、いさゝかものゝはしにかきつく、

　寛政といふ年のなゝとせ神無月

〔松の落葉二〕論語

からぶみの、もゝふみ千書あるが中に、ひとりぬけ出て、いはんかたなくをかしくめでたきは此論語といふ書なりとこそ思はるれ、さるはかしこき心のいたらぬくまなき、孔子の身のおこなひと、弟子にをしへていはれたる言とを志るしたる書なればなり、人の身のおこなひのあるべ

していにしへをなんかたらひける、時にある人のいへらく、わがみかどに、隅田川てふ川こそ多けれ、うちよする駿河なる、大鳥の出羽なる、このむさしなるは、いにしへの言の葉の集には、しもつふさのあはひさかゝれ、後の道行ぶりの日記には、さがみの境なりとぞしるしける、いでや月まつほどのなぐさめに、人々此事定めたまはんなりといへば、あるがなかにひとりあげつらふことは、それいにしへの集は、後の人の筆を加へたるあり、後の日記は、野らに問てしるすことあれば、よるべきものゝなづむべからざるをや、そも〳〵あしをぎをや分つらん、都鳥にやこと問ひけむ、あしをぎは、人草しげからんさがにして、鳥の名は都とならんしるしにぞありけらし、しかあれば、かゝる都のうちに流るゝ川をしも、絶せぬ御世のためしにも引ふりにし名どころのよすがにもいふべきなりけりと、ことをはれば、まちとりて、物の音をわなゝかし、すみのぼる月にうそぶきいでたる、いづれのところかはしかむ、いつの時にかはわすれまし、すなはち舟こぞりて、かしこければ今よひのありさまのべつくすべし、たゞわれひとり酔ふかゝれば何の心をかいはん

わたつみのゆふ汐のぼる隅田川月のそらまで舟もゆかなむ

〔鈴屋文集上〕山路孝正が父の七十賀の圓居の詞

安永二年のきさらぎの七日の夜、山路氏の家に人々つどへて、歌よみの圓居をなむ物せられける、さるはなにとなく鳥をあはれみ、霞をめづるをりからのすさみわざにしもあらず、父ぬしの、今年なゝそぢのよはひたらひ給へる、たゞなほやは有べきとて、ゆくさきいのる心ばへを、みづからもよみ、人にもよませて、ことぶきせむとにぞ有ける、そも〳〵松がえのときはの言の葉も、世にふるめかしく千ひろの竹のためし、はためづらしきふしもなかめればとて、時につけたる木草の中に、のこるよはひの遠山櫻、風しづかなる花のさかりによそへたる、淺からぬあるじの

ことなし、なにをせうこにてかうはの給ぞ、わぬしがとりて、このわらはにおほするなりといふ、○下略

〔方丈記〕行川のながれは絶ずして、しかも本の水にあらず、よどみにうかぶうたかたは、かつきえかつむすびて、ひさしくとゞまることなし、世中にある人とすみかと、またかくのごとし、玉しきの都のうちに、むねをならべいらかをあらそへる、たかきいやしき人のすまゐは、代々を經てつきせぬものなれど、これをまことかとたづぬれば、むかしありし家はまれなり、あるは去年やけて今年は作り、あるは大家ほろびて小家となる、住む人もこれにおなじ、○下略

〔徒然草上〕をりふしのうつりかはりこそ物ごとに哀なれ、ものゝあはれは秋こそまされ、と人ごとにいふめれど、それもさる物にて、今一きは心もうきたつ物は、春のけしきにこそあめれ、鳥の聲なども、ことの外にはるめきて、のどやかなる日かげに、かきねの草もえいづる比より、やゝ春ふかく霞わたりて、花もやう〳〵けしきたつほどこそあれ、をりしも雨風うちつゞきて、心あはたゞしくちり過ぬ、青葉になりゆくまで、よろづにたゞ心をのみぞなやます、○下略

〔加茂翁家集四雜文〕隅田川に舟を泛て月をもてあそぶ序

いつはあれど、照月の秋のさかり、いづこはあれど、行水の隅田川に、夕波のふた圓かけたる月見むとて、からやまとの文人、糸竹にしもたへたるをつらねて、うかぶることあり、舟は汐のまにまに棹ならずしてのぼり、岸は舟のまに〳〵居ながらにしてぞうつる、岸はるかに晴て、百のうてなにすだれを卷き、風靜に吹て、ちゞの舟の帷をうごかせり、あるはくが、或は舟、或はたかき、あるはいやしき、吳の舞妓高麗のわざをそぎ、色は波に匂ひ、聲は空になんすみにける、これやこの蘆荻を分けつるくににや有らん、都鳥にこと問ひける川にぞあるらし、時のゆければ、かゝる都にしもなりにけることを、あるはめによろこび、心におどろき、あるは醉なきして今をはめ、歌しのび

がいとちひさくみゆる、いとをかし、日いりはて丶、風のおと、虫のねなどいとあはれなり、冬は雪のふりたるはいふべきにもあらず、霜などのいとしろく、又さらでもいとさむき、火などいそぎおこして、すみもてわたるもいとつきづきし、ひるになりて、ぬるくゆるびもてゆけば、すびつ火をけの火も、しろきはいがちになりぬるはわろし、

〔今昔物語二十五〕藤原保昌朝臣値盗人袴垂語第七

今昔、世に袴垂ト云極キ盗人ノ大將軍有ケリ、心太ク力強ク、足早手聞キ、思量賢ク、世ニ並ビ无キ者ニナム有ケル、萬人ノ物ヲバ隙ヲ伺テ奪ヒ取ルヲ以テ役トセリ、其レガ十月許ニ、衣ノ要有ケレバ、衣少シ儲ケト思テ、可然キ所々ヲ伺ヒ行ケルニ、夜半許ニ人皆寝靜マリ畢テ、月ノオボロ也ケルニ、大路ニスヾロニ衣ノ數著タリケル主ノ、指貫ナメリト見ユル袴ノ稜挾テ、衣ノ狩衣メキテナヨヽカナルヲ著テ、只獨リ笛ヲ吹テ行キモ不遣ラ練リ行ク人有ケリ、袴垂是ヲ見テ、哀レ此コソ我レニ衣得サセニ出來ル人ナメリト思ケレバ、喜テ走リ懸テ打臥セテ衣ヲ剝ムト思フニ、怪シク此ノ人ノ物恐シク思ケレバ、副テ二三町許ヲ行クニ、此ノ人、我ニ人コソ付ニタレト思タル氣色モ无クテ、彌ヨ靜ニ笛ヲ吹テ行ケバ、袴垂試ムト思テ、足音ヲ高クシテ走リ寄タルニ、少モ騒タル氣色モ无クテ、笛ヲ吹乍ラ見返タル氣色、可取懸クモ不思リケレバ走リ去ヌ、〇下略

〔宇治拾遺物語一〕これもいまはむかし、越後國より鮭を馬におほせて、廿駄ばかり粟田口より京へおひ入けり、それにあはたぐちの鍛冶が居たるほどに、いたゞきはげたる大童子のまみしろくれて物むつかしうおもらかにもみえぬが、この鮭の馬の中に走入にけり、道はせばくて馬なにかとひしめきけるあひだ、この大童子走そひて鮭を二つひきぬきてふところへ引入てんげり、さてさりげなくて走さきだちけるを、此鮭にぐしたる男見てけり、走先立て童のたてくびをとりて引とゞめていふやう、わせんじやうはいかでこの鮭をぬすむぞといひければ、大童子、さる

づらはしきにやとねたう、さま〴〵に覺しなやめり、なさけなうおしたゝむもことのさまにたがへり、心くらべにまけんこそ、人わるけれなど、みだれうらみ給ふさまげにもの思ひしらん人にこそみせまほしけれ、ちかき木丁のひもに、さうの琴のひきならされたるも、けはひしどけなくうちとけながら、かきまさぐりける程みえてをかしければ、このきゝならしたることをさへやなど、よろづにの給ふ、

むつごとをかたりあはせんひともがなうき世の夢もなかばさむやと

明ぬよにやがてまどへる心にはいづれを夢とわきてかたらん、ほのかなるけはひ、いせのみやす所にいとよう覺えたり、

〔花鳥餘情ト明石〕此月いれたるま木の戸口は源氏第一の詞と、定家卿は申侍とかや、

〔蜻蛉日記上ノ上〕かくありしときすぎて世中にいともののはかなく、とにもかくにもつかで、世にふる人ありけり、かたちとても人にも似ず、心たましひもあるにもあらで、かうもののやうにもあらであるもことわりとおもひつゝ、たゞふしおきあかしくらすまゝに、世中におほかるふるものがたりのはしなどを見れば、世におほかるそらごとだにあり、人にもあらぬ身のうへまでうき日記して、めづらしきさまにもありなん、天が下の人の品たかき女と、とはんためしにもせよかしとおぼゆるも、すぎしとしつきごろのこともおぼつかなかりければさてもありぬべきことなんおほかりける、

〔枕草子一〕春はあけぼの、やう〳〵しろくなりゆく、山ぎはすこしあかりて、むらさきだちたる雲のほそくたなびきたる、夏はよる、月のころはさらなり、やみもなほほたるとびちがひたる、雨などのふるさへをかし、秋は夕ぐれ、夕日はなやかにさして、山ぎはいとちかくなりたるに、烏のねどころへゆくとて、みつよつふたつなどとびゆくさへあはれなり、まいて雁などのつらねたる

る舟、ふたつはそこなはれぬ、おほくの人しづみぬるなかに、としかげが舟は、波斯國にはなたれぬ、その國のなぎさにうちよせられて、たよりなくかなしきに、なみだをながして、七歳よりとしかげがつかうまつる本尊あらはれ給へと、觀音の本誓をねんじたてまつるに、とりけだものだにみえぬなぎさに、くらおきたるあをきむま出きて、をどりありきていなゝく、としかげなゝたびふしをがむに、馬はしりよるとおもふほどに、ふとくびにのせて、とびにとびて、きよくすゞしき林のせむだんのかげに、とらのかはをしきて、三人の人ならびゐて琴をひきあそぶところにおろしおきて、むまはきえうせぬ、としかげはやしのもとにたてり、

〔大和物語 上〕泉の大將〇源定國 故左のおほいどの〇藤原時平 にまうでたまへりけり、ほかにて酒などまゐりゑひて、夜いたくふけてゆくりもなくものし給へり、おとゞおどろき給て、いづくにものし給へるたよりにかあらんなど聞え給て、みかうしあけさわぐに、みぶのたゞみね御ともにあり、みはしのもとに松ともしながら、ひざまづきて御せうそこ申す、

かさゝぎのわたせるはしのしものうへをよはにふみわけことさらにこそ、となんのたまふと申す、あるじのおとゞいとあはれに、をかしとおぼして、その夜ひとよおほみきまゐりあそび給うて、大將に物かづけ、たゞみねもろくたまはりなどしけり、

〔源氏物語 十三 明石〕三昧堂ちかくて、かねの聲松の風にひゞきあひて、物がなしう、いはにおひたるまつのねざしも心ばへあるさまなり、前栽どもにむしの聲をつくしたり、こゝかしこの有樣など御らんず、むすめすませたるかたは、心ことにみがきて、月いれたるま木の戸ぐち、けしきばかりおしあけたり、うちやすらひなにかとの給ふにも、かうまでは見え奉らじとふかう思ふに、ものなげかしうて、うちとけぬ心ざまを、こよなうも人めいたるかな、さしもあるまじききはの人だに、かばかりいひよりぬれば、心づようしもあらずならひたりしを、いとかくやつれたるに、あな

りなりけり、みこおほとのごもらで、あかし給ひけり、かくしつゝまゐりつかうまつりけるを、思ひのほかに御ぐしおろさせ給ひて、小野といふ所にすみ給ひけり、む月にをがみたてまつらんとて、まうでたるに、ひえの山のふもとなれば、雪いとたかし、しひてみむろにまうでゝをがみ奉るに、つれ〳〵といと物がなしうておはしましければ、やゝ久しく侍らひて、いにしへの事など思ひ出て、聞えさせけり、さてもさぶらひてしがなとおもへども、おほやけごともあれば、えさぶらはで、暮にかへるとてよめる、

忘れては夢かとぞ思ふおもひきや雪ふみ分けて君をみんとは、とよみてなん、なく〳〵かへりにける、

〔竹取物語〕今はむかし、竹とりの翁といふものありけり、野山にまじりて、竹をとりつゝ、よろづのことにつかひけり、名をばさぬきのみやつことなむいひける、其竹の中にもとひかる竹なむ一すぢありけり、あやしがりてよりて見るに、つゝの中ひかりたり、それを見れば、三寸ばかりなる人いとうつくしうてゐたり、翁いふよう、我朝ごと夕ごとにみる竹の中におはするにてしりぬ、子になりたまふべき人なめりとて、手にうち入て家へもて來ぬ、めの女にあづけてやしなはす、うつくしきことかぎりなし、いとをさなければこに入てやしなふ、

〔空穗物語俊蔭〕としかげ十六歳になる年、もろこしに舟いだしたてらる、こたみはことにざえかしこき人をえらびて、大使副使とめすに、としかげめされぬ、ちゝはゝかなしむことさらにたとふべきかたなし、一生にひとりある子なり、かたち身のざえ人にすぐれたり、あしたにみてゆふべのおそなはるほどだに、紅の涙をおとすに、はるかなるほどにあひみんことのかたきみちにいでたつ、ちゝはゝとしかげかなしと思ひやるべし、三人のひとひたひをつどへて、なみだをおとして、いでたちて、つひに舟にのりぬ、もろこしにいたらむとするほどに、あたの風吹て、みつあ

〔東大寺正倉院文書四十四〕謹解　申請海上郡大領司仕奉事
中宮〇聖武母后藤原宮子娘、舍人左京七條人、從八位下海上國造他田日奉部直神護我、下總國海上郡大領司尓仕奉止申故波、神護我祖父小乙下忍、難波朝廷少領司尓仕奉支、父追廣肆宮麻呂、飛鳥朝廷少領司尓仕奉支、又外正八位上給氏、藤原朝廷尓大領司尓仕奉支、兄外從六位下勳十二等國足、奈良朝廷大領司尓仕奉支、神護我仕奉狀、故兵部卿從三位藤原卿〇麻呂位分資人、始養老二年至神龜五年十一年、中宮舍人、始天平元年至今廿年、合卅一歳、是以祖父父兄良我仕奉祁留次尓在故尓、海上郡大領司尓仕奉止申、

〔伊勢集上〕いづれの御時にかありけん、おほ宮す所ときこえける御つぼねに、やまとにおや有ける人〇伊勢さぶらひけり、おやいとかなしうして、をとこなどもおはせざりけるを、御息所の御せうと、年頃いひわたり給けれど、志ばしはさらにきかざりけるを、いかゞ有けん思ひつきにけり、〇下略

〔土佐日記〕をとこもすなる、日記といふものを、をむなもしてみんとてするなり、それのとしの志はすのはつかあまりひとひのいぬのときにかどです、そのよしいさゝかものにかきつく、ある人、あがたのよとせいつとせはてゝ、れいのことゞも、みなしをへて、げゆなどとりて、すむたちよりいでゝ、ふねにのるべきところへわたる、かれこれ、志る志らぬおくりす、としごろよく具しつる人々なん、わかれがたくおもひて、その日志きりにとかくしつゝのゝ志るうちに夜ふけぬ、

〔伊勢物語下〕昔みなせにかよひ給ふこれたかのみこ、れいのかりしありき給ひにけり、御ともに、うまのかみなりけるおきなつかうまつれり、日比へて宮にかへり給ひにけり、御おくりしてとくいなんとおもふに、おほみき給ひ、ろく給はせんとて、つかはさゞりければ、こゝろもとなくて、

枕とて草引むすぶこともせじ秋のよとだにたのまれなくに、とよみければ、やよひのつごも

念乃不安乎醉美、忠心乃精誠乎致須、其志旦夕爾緩怠留古登無久、其謀猶豫毛停滯留古登無志、才智衆爾勝利、英雄世爾顯流、可久正直奈留良臣波、皇朝乃輔佐奈利度、有禮志多能母志思保之門、大坐坐間爾、此國乎離而、彼國爾罷退奴、歲時積往麻麻爾、憂傷彌添比、日月累行麻麻爾、悲歎愈益爾猶毛明淨奴情乎敍成給比、功勞乃事乎褒賞給布、故是以權大納言乃官從二位乃位爾昇賜比贈賜布天皇我勅命乎遠聞食止宣、

文久二年九月十六日

〔古事記上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍〇註略而、水戶神之孫櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、〇中略鑽海布之柄作燧臼、以海蓴之柄作燧杵而鑽出火云、是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟〇註略之八拳垂摩弖燒擧〇註略地下者、於底津石根燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之大口之尾翼鱸〇註略佐和佐和邇〇註略控依騰而、打竹之登遠々登遠々邇〇註略獻天之眞魚咋也、

〔出雲風土記意宇郡〕所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘、餘〇餘恐衍一字有耶見者、國之餘有詔而、童女胸〇胸一本作胷下同鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三自之綱打挂而、霜黑葛闇〻耶〻爾〇闇一作聞下同河船之毛〻曾〻呂〻爾、國〻來〻引來縫國者、自去豆乃打〇打一作折下同絕而、八穗米〇米一作爾支豆支乃御埼也、此而堅立加志者、石見國與出雲國之堺有名佐比賣山是也、亦持引綱者、薗之長濱是也、亦北門佐伎之國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三自之綱打挂而、霜黑葛闇〻耶〻爾、河船之毛〻曾〻呂〻爾、國〻來〻引來縫國者、自多久乃打絕而、狹田之國是也、〇中略今者國引訖詔而、意宇社爾御杖衝立而、意惠登詔、故云意宇、

然焼盡多利、因茲日夜無間久憂禮比念保之御坐須、然間爾備中權史生大宅鷹取告言世良久、大納言伴宿禰乃所爲奈利、叟或諸人等又並口天無疑留久倍告言己止在、然止毛件事波世爾毛不在止思保之食天毛那日月乎延引都部、早爾罪那倍不賜御坐都留、而今勅使等鞠問志天奏須良久、初問伴宿禰爾毎事固爭天不承伏、從者生江恒山、伴清繩等乎拷訊留爾、伴宿禰身自波不爲志天、息子右衛門佐中庸等加爲奈利介利、雖然清繩恒山等加所申口狀乎以天中庸加申辭爾參驗須留爾、伴宿禰乃初所爭言乃殺人留事既知巧詐、即中庸波父之教命乎受天所爲止云事無疑、仍與明法博士等勘定留爾、大逆之罪共難可避、須同久斬刑爾當處止奏聞世利、然禮止毛別爾依有所思奈毛、斬罪乎一等減天遠流罪爾治賜布、又同謀從者豐城等三人并其兄弟子孫等從遠流倍賜波久止宣天皇我大命乎衆聞食止宣、

〔正親町天皇宣命京都大德寺塔頭總見院所藏〕天皇我詔旨良萬止故右大臣正二位平朝臣信長爾詔倍止勅命乎衆聞食止宣、策一人扶翼之功、敷萬邦鎭撫之德須、允惟朝乃重臣、中興乃良士奈利止、慮志爾、不量爾天運相極氐、性命空逝奴、昨者旌旗乎輝東海志、今者晏駕乎馳西雲須、爰贈崇號氐照冥路古止者、先王之令典歷代之恒規多利、故是以重而太政大臣從一位爾上給比治賜布天皇我勅命乎遠聞食止宣、

天正十年十月九日

〔東山天皇宣命攝津國多田神社所藏〕天皇我詔旨良萬止故鎭守府將軍源朝臣爾詔倍止勅命乎聞食止宣布、兵威乎闔外爾振比、底綏四方、功立氐百行成、身既沒志氐名存勢利、其靈乎崇氐、攝津國多田乃舊廟乎改給比、吉日良辰乎擇定氐、權現爾崇給比治賜布、此狀乎平介久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸給比氐、海內靜謐爾、國家平安爾、護恤賜倍止恐美恐美毛申賜者久止申、

元祿九年三月廿八日

〔烈公行實〕天皇我詔旨良万止故權中納言從三位源齊昭朝臣爾詔倍止勅命乎聞食止宣布、素與利文事乎修免、常爾武威乎振比、身乎殆危爾寄勢、力乎治道爾盡志、神州乃將汚乎催禮、百姓乃欲患乎悔美、叙

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、時年五十八、奈良朝贈太政大臣房前之第二子也、(中略)及薨天皇甚痛惜之、詔遣正三位中納言兼中務卿文室眞人大市、正三位員外中納言兼宮內卿右京大夫石川朝臣豐成、弔賻之、曰、藤原左大臣爾詔大命乎宣、大命坐詔久、大臣明日者參出來仕止待比賜間爾、休息安麻利弖參出事波無之弖、天皇朝乎置而罷退止聞看而於母富佐久、於與豆禮加母多波許止乎加母云、信之加毛有者仕奉之太政官之政波、誰任之加母罷伊麻須、孰授加母罷伊麻須、恨加母悲加母、朕大臣誰爾加母吾語比佐氣牟、孰爾加母我問比佐氣止、悔彌惜彌痛彌酸彌大御泣哭之坐止詔大命乎宣、加久耳加母惜加母、自今日者大臣之奏之政者不聞看夜成牟、自明日者大臣之仕奉儀者不看行夜成牟、日月累往麻爾麻爾悲事乃未之彌可起加母、歲時積往麻爾麻爾佐夫之岐事乃未之彌可益加母、朕大臣春秋麗色乎波誰俱加母見行弄賜牟、山川淨所者孰俱加母見行阿加良閉賜止、歎賜比憂賜比大坐坐止詔大命乎宣、美麻之大臣乃萬政總以無怠緩事無曲傾事久、王臣等乎母彼此別無昔乎奏比、公民之上乎母廣厚慈而奏事此耳不在、天皇朝乎暫之間母罷出而休息安布事無、食國之政乎平善可在狀、天下公民之息安麻流事乎、旦夕夜日不云思議奏比仕奉者、款美明美意太比之美多能母志美思保之川川大坐坐間爾、忽朝乎離而罷麻之奴、言牟須部母無爲牟須部母不知爾、悔備賜比和備賜比、大坐坐止詔大命乎宣、又事別詔久、仕奉志事廣美厚美彌麻之大臣之家內子等乎母、波布理不賜失不賜、慈賜波牟起賜波牟溫賜波牟人目賜波牟、美麻之大臣乃罷道母宇之呂輕久、心母意太比爾念而、平久幸久罷止富良須倍之止詔大命乎宣、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豐城、伴秋實、伴淸繩等五人、坐燒應天門當斬、詔降死一等、並處之遠流、(中略)公卿就太政官曹司廳會文武官宣制、其詞曰、天皇我大命良麻止宣、去閏三月十日之夕爾、應天門并左右樓等不慮之外爾忽

命乎衆聞食宣、挂畏我皇天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜氐仕奉止負賜閉、頂留受賜理恐理、進毛不知退毛不知爾、恐美坐止宣、天皇御命乎衆聞食勅、故是以御命坐勅久、朕者拙劣雖在親王等乎始而王等臣等諸天皇朝庭立賜留食國乃政乎戴持而明浄心以誤落言無助仕奉留依氐、天下者平久安久治賜比惠賜布物爾有毛止奈神隨所念坐止勅天皇御命乎衆聞食宣、

〔東大寺正倉院文書四十四〕中務卿宣命

天皇我大命等宣布大命乎衆聞食止倍宣、此乃天平勝寶九歲三月廿日、天乃賜倍大奈瑞乎頂留受賜波貴美恐美、親王等王等臣等百官人等天下公民等、皆爾受所賜貴刀夫倍支物爾雖在、今間供奉政乃趣異志麻爾在爾、他支事交波倍、恐美供奉政畢氐後爾趣波宣牟、加久太爾宣賜波倍汝等伊布加志美意保保志念牟加止奈母所念止宣大命乎諸聞食宣、

三月廿五日中務卿宣命

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年十月丁丑、詔曰、諸奉侍上中下乃人等乃念久、良末國乃鎭止方皇太子乎置定之心毛安久於多比仁在止、常人乃念云所仁在、然今乃間、此太子乎定不賜在故方、人乃能止家武念天定毛、必能之毛不在、天乃不授所乎得天在人方、受天毛全久坐物仁毛不在、後仁壞、故是以天乃念方人乃授仁依毛不得力乎以天競倍物毛不在、猶天乃由流之天授倍人方在止見天念天、定不賜仁叙己我此天津日嗣位乎、朕一利貪天後乃繼乎不定止方不在、今之紀乃間方念見定仁、天乃授賜牟方所阿禮、漸漸現奈武念毛天奈定不賜勅、御命乎諸聞食止勅、復勅久、人人己比岐比岐此人乎立天、我功成止念天君位乎謀、竊仁心乎通天人乎伊佐奈比須須牟、己莫、己之可在不成事乎謀止曾、先祖乃門毛滅繼毛絶、自今以後方明仁貞岐心乎以天、可仁可久仁止念佐末久事奈天、教賜乃末仁奉侍止勅、御命乎諸聞食止勅、

には書がたければ也、か、れば宣命といふものは、聞人の心に染めて感くべく作れる物なれば、その文詞の作りざまはさらにもいはず、これを讀擧る事をさへに、古へはいと重く嚴にせられて、其法正しく、くさぐさならひごとも有しことなり、三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野親王薨、親王者桓武天皇之第十二皇子也云々、幼辨慧、性寛裕云々、親王能用奏壽宣命之道、音儀詞語、足爲模範、當時王公罕識其儀、勅參議藤原朝臣基經、大江朝臣音人等、就親王六條亭、受習其音詞曲折焉、故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣、授此義於親王、親王襲持不失、師法焉と見えたるにて、いとたやすからざりしほどをしるべし、ふるき書籍目錄に宣命譜といふ物出たり、今は傳はらぬ書なれば、いかさまなるものにかしられねど、譜と名づけたるをもて思ふに、その讀揚ざま、音聲の巨細、長短、昂低、曲節などをしるべしたる物にこそありけめ、そもそもかくまでやむごとなきわざにしあれば、今此紀なるをよむにも、そのこゝろばへ有べし、訓を附ることゝ、いといと大事也、一もじといへども、なほざりにすべきにあらず、よくよく古語の例格を尋ね考へ、語のしらべをうるはしく晦すべきわざなり、

〔續日本紀十七〕天平勝寶元年七月甲午、皇太子〇孝謙受禪即位於大極殿、詔曰、現神止御宇倭根子天皇可御命止宣御命乎衆聞食宣、高天原神積坐皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世御世聞看來食國天日嗣高御座乃業止奈母隨神所念行佐久止勅天皇我御命乎衆聞食勅、平城乃宮爾御宇之天皇乃詔之久、挂畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃不改自常典等初賜比定賜部留法隨、斯天日嗣高御座乃業者、御命爾坐世伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅夫御命乎、畏自物受賜理坐天、食國天下乎惠賜比治賜布間爾、萬機密久多久、御身不敢賜有禮婆、隨法天日嗣高御座乃業者、朕子王爾授賜止勅天皇御命乎、親王等王臣等百官人等天下乃公民衆聞食宣、又天皇御命止己乃勅

へども、まれには漢文言のまじり、又詞のみにもあらず、意さへに漢なることもおほかることそなほいとあかぬわざなりけれ、かく皇國言の詔詞にしも、漢意をまじへらるゝことも、推古天皇、孝德天皇、天智天皇などの御世々々よりぞ始まりけむ、又聖武天皇、高野天皇の御世のには、佛事のいとこちたくおほかるは、殊にうるさく、ふさはしからぬわざなりかし、おほかたかくのみからごゝろ佛ごとの多くまじりて、詞はた漢ざまなるも、まれ〳〵にはまじらぬにしもあらざれども、猶大かたの文詞のいとめでたく、古く雅たることはしも、後の世の人のかけても及ばざるさまにぞありける、

續紀のつぎ〳〵、後紀よりこなたの史どもなる宣命詞を、つぎ〳〵に見もてゆくに、御世々々を經るまに〳〵、古言はやう〳〵に少くなりつゝ、たゞ漢意漢詞のみいよ〳〵ます〳〵おほく、語のつゞきさまなど、はたからぶみぶりがちになれる、其中にたゞふるき例のある事をいへる所々のみは、その古き文によれる故に、なほ宣命めきて聞ゆれども、さきに例なき事を、新につゞれるふしは、たゞ文字の書ざまのみいにしへの宣命書にて、すべてたゞ漢文ぶりにて、むげに見どころなく、いと拙き物にぞなりきにける、（中略）

いにしへは片假字平假字といふ物なかりしかば、物をしるすに、皇國語のまゝにはものしがたければ、から國のしるしざまにならひて、萬の事みな漢文もてしるしけるを、歌のみは、いはゆる萬葉假字をもてしるし、又祝詞宣命も古語のまゝに書て、一もじもたがへず、てにをはの假字をさへに細書に添たる、是を世に宣命書といへり、そも〳〵これらのみは、漢文にはしるさで、然語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も神に申し、宣命も百官天下公民に宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしめて感くべく、其詞に文をなして、美麗く作れるものにして、一もじも讀たがへては有べからざるが故に、尋常の事のごとく、漢文ざま

しにて、宣とは命を受傳へて告聞するをいふ也、神祇令に、中臣宣祝詞とありて、義解に宣布也、言以告神祇詞宣聞百官とあるごとく、宣命の宣もその意也、雜體紀に宣勅使とあるも、勅を宣る使也、其外つねにいふ宣旨宣下などもみな宣字は告聞する人に係れり、さればかの續紀に見えたる宣命も其義にて、古語のにまれ、漢文のにまれ、勅命をうけ給はりて宣聞する事をさしていへる目にこそあれ、その文をさしていふ名にはあらざりしを、後世には、直に其文をさして宣命といひ、さるから宣字をも、詔勅のことゝぞ心得ためる。（中略）

上代の詔勅はみな此宣命といふさまの文にぞ有けむを、古事記にも書紀にもしるされたることなければ、持統天皇よりあなたの御世御世のは、一つだに世につたはらずなりぬ、書紀に多く載せられたる詔ども、上代のはみな、撰者の心もて新に造りて、かざりに添られたる漢文のなれば、意も詞も古へにあらざること論なし、推古天皇の御卷などよりこなたのは、實の當時時の文にも有べけれど、それはたみな漢文のみなれば、いにしへまなびのためには、さらにやうなきを、あはれ古への皇國言のは、いかに麗美く雅たるたふとき文なりけむ、いともいとゆかしきを、書紀撰ばれたりし時、いと上代のこそ世にのこらざることもありけめ、やゝ近き御世御世のは、多く傳はりてぞ在べきを、みな弃て載せられず、ことごとくに消亡て、世にのこらずなりぬるは、いともいとあたらしく、くちをしくうれたきわざになむ有ける、宣長書紀を讀ごとに、かの上代のからざまの造詔の、こちたくうるさきにつけても、古語のまことの詔詞の、いとしぬばしき歎きぞたへがたかりける、然るを續紀にはこれをすてずして、御世々々のをこゝら載せられたるは、いともいともめでたくたふときこと申すもさら也、おほかた奈良朝よりあなたの、古言の文詞の世につたはれるは、延喜式にのれるもろもろのふるき祝詞と、此續紀の詔詞とのみこそ有けれ、これらをはなちてはあることなし、然るにこの續紀の詔詞とい

〔太秦牛祭畫卷〕謹請再拜謹啓須、維南贍部州大日本國應永九年無射十二乃天朝日乃豐登里夕日乃豐降坐須中仁、銀仁花榮金仁實結、天門開支開天、地戸和合留之多今夜當寺乃當僧四番大衆等、誠乎二花乃嶺與里毛高之、志乎五葉乃底與里毛深之天、恒例不闕乃勤止之摩吒羅神乎敬祭之奉留事安里、○辻々乃道祖神、家々乃大黑天神乃袋持仁至留迄驚之言而白久、中略○又波堂塔乃檜皮喫貫大島小島女、聖敎破留大鼠小鼠女、田乃畔穿土豹、如此異類異形不道無慚乃奴原仁於波、天長久遠久根乃國底乃國迄拂退久戸支者也、

右九月十二日、太秦廣隆寺牛祭祭文也、惠心院源心僧都、應永九年九月日書、

○按ズルニ、是ハ源信ノ作ナルヲ、毎年年號ヲ改メテ用キタルモノナリト云フ、

又按ズルニ朝野群載ニ、大江匡房ノ歌合祭文アリ、歌合ノ篇ニ載セタリ、就テ看ルベシ、

〔續日本紀三十文武〕慶雲四年四月壬午、詔曰、天皇詔旨勅久、汝藤原朝臣比等乃○不仕奉狀者、今乃未不在、掛母畏支天皇御世御世仕奉而、今母又朕卿止爲而以明淨心而、朕乎助奉仕奉事乃重支勢支事乎所念坐御意坐留依而、多利麻比氐夜夜彌賜閉婆、忌忍事爾似事乎志奈母、常勞彌重彌所念坐止宣、又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃汝父藤原大臣鎌足乃○仕奉閉流狀婆、建內宿禰命乃仕奉流事止同事止敍勅而治賜慈賜閉利、是以令文所載多流乎跡止爲而、隨令長遠久始今而次々被賜將往物止、食封五千戸賜久止勅命聞宣、

〔續紀歷朝詔詞解一〕まづとりすべていふ事ども

世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は、此外なかりしを、萬の事漢ざまにならひ給ふ御世々々となりては、詔勅も漢文のを用ひらるゝこと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を詔書勅書とはいひて、もとよりの皇國言のをば、分て宣命とぞいひならへる、○中略さて宣命といふ目は、此續紀の十の巻に始めて見えて、そは命を宣よ

淨支明支直支心平以天、生能極美伊佐々計母人乃爲仁惡伎業者爲奴人仁在計流麻賀津比豐云神乃麻賀事天、是乃年乃年己呂阿都迦比僞美賜留、計禮宇加良等奈忌戸坐木綿取持天、天地乃神祇爾乞禱奉之良禮可比奈久靈刻伊乃知多延奴禮婆白妙乃麻衣著而棺前爾鹿自物膝折伏禮氐拜仕奉、播持御食人哭女等能葬之和邪平備天、板倉山仁興立之而磐隱座靈者黃泉路遠久往坐止、又時時仁天翔歸來坐氐、生子等乎守利惠比幸倍賜倍止白須、辭別天黃泉神仁申久、豫母都志許賣乎於古世天、此梶君之靈乎、武加倍志免賜天、千引乃石乃塞利奈久安仁加通登、文化乃二年登云年能四月乃九日乃日乃夕日之降仁、高倘恐美恐美毛申須、

〔每朝神拜詞記〕拜家之神棚詞

此乃神牀爾神籬立氐、招奉里令坐奉氐、日爾異爾稱辭竟奉流、伊勢兩宮大神等乎始奉里、天御神八百萬國御神、八百萬能神等、大八島之國々島々所々之大小社々爾鎭座坐須、千五百萬乃神等、其從給布百千萬之神等、枝宮枝社之神等、曾富登神乃御前爾慎美敬比、過犯須事能有良婆、見直志聞直志坐氐、各々掌分坐須御功德乃隨爾惠賜比、幸倍給比氐、神習志道耳功績乎令立給倍止、畏美畏美拜美奉留、

〔拾芥抄上本〕宮咩祭文

維永承某年歲次某其月壬午、年ガ中ニ月ヲ擇ビ、月ガ中ニ日ヲ擇ビ、日ガ中ニ時ヲ擇テ、掛畏キ宮咩五柱笠間ノ廣前ニ、從四位上行官姓名恐美恐見モ申給ク、綱ハ乍編、縄ハ乍結、進ル物ハ高坏ガ彌高々ニ、飯ノ於毛利加ニ、清酒ノ早ニ、堅酒ノ堅ニ、橘ノ忽ニ、餅ノ持テ來ニ、鯛ノ平ニ、鰯ノ彌益々ニ、鰡ノ好ミ好ニ、鮑ノ片思ヒ、鯖ノ撞寄テ、宵ノ庭佐良須、嚴ク聞食シ受納給テ、壽長ク身全シテ天地不祥、内外ノ惡事、未萌以前ニ、遠ハ遠ク拂ヒ退ケ給テ、官爵如意ニ叶シメ給テ、萬世ニ子孫繁昌ノ門ト有シメ、夜守リ日守ニ、常磐堅磐ニ守リ幸ヘ給ヘト恐恐申ス、○又見二執政所抄一

嘉吉二年十月日

〔鈴屋文集上〕二御靈祭告刀詞

掛麻久母畏伎崇道盡敬皇帝命乃大御靈、事樂大朝乃民部卿、太朝臣命乃御靈、二柱乃御靈乃大前爾、姓名等恐美恐美母申給波久、申須、皇帝命波日本書紀乎撰比給比、朝臣命波古事記乎記志給比天地乃判志時與理、神乃御代乃御々代々乃七御代乃御々代々、五御代乃御々代々、天皇命乃遠御代乃御々代々乃天津日嗣乃御次手乎始氏世間爾有登有有志雜々之故事乎、漏流事無久落流事無久、委曲爾撰比給比、記志給氏、天地之共彌遠長爾大皇朝廷乃大御寶登、遺志給比傳閉給布廣伎厚伎大御惠爾依氏、千年五百年乃後乃世爾、遠遲奈久掛伎某等我友賀良爾至麻氏、遙伎神代乃有流形乎宇迦々比尋氏、明貴伎御世乃意乎、百伍我一母悟知事得志氏有流恩賴乎、二乃御書讀奉流度每爾、頂爾捧持氏、畏美宇禮斯美母思給布、故是以今年乃某月乃某日乎、生日乃足日登撰定氏、某之宅乃奧乃小床乎、伊豆乃磐境登播比清米氏、奧山乃小柴之枝乎打折持來氏、伊豆乃眞坂樹登二所爾刺分波夜志齋比奉氏、和幣取置伎忌瓮居並倍、海山乃多米都物乎負奈負奈机代登貢奉氏、恐美恐美母申佐久、二柱命乃御靈等、今如是刺立奉齋流神籬爾、唯暫時之間、天翔依來坐氏、漏落牟事乎波、神直毘大直毘爾見直志聞直志坐氏、貢奉流禮物乎、神隨平久安良部久所聞看氏、今母去前母、某等之學乃業乎彌助爾助給比、彌榮爾榮給氏、八十禍津日乃禍事有良世受、夜乃守日乃守爾守幸閉給閉某等諸共爾牡鹿成膝折伏世、鵜自物頸根衝拔氏、恐美恐美母申給登波久申、

〔松屋文集下〕叔母のひときの前にてまをし、詞

言久母綾仁悲伎若、黄泉國仁行人乃別仁母奈在流、頃者黄泉神乃召賜奈留之多散乃使來武、冝伊加佐麻爾所思毛世加虛蟬乃惜此世乎、露霜乃置天罷坐流堀家可治君乃靈仁白須事阿利、宇麻良爾所聞看世、此君夜父母乃加久斯麻爾在止念氏、於母夫致仁冝禮志廣、家法乎過事無久、失事無久、貞久

ろをおもひ合せても、さとりぬべきことぞかし、今の世のならひはわろくぞありける、もろこしのいにしへ人も、さやうにこゝろえたりげにて、春秋左氏傳といふから書に、神にものたてまつりて申す詞をあげて、奉盛以告曰、絜粢豐盛、奉酒醴以告曰、嘉栗旨酒、とよるせるを見れば、こはこゝのいにしへの心にかなへるを、左丘明の絜粢豐盛とは、謂其三時不害而民和年豐といひ、嘉栗旨酒とは、謂其上下皆有嘉德而無違心といへるは、さかしらごゝろのひがことなるべし、或よくて年ゆたけし、かみしもの人嘉德ありなどゝ、神に申はこらんは、むらいのことぞかし、さやうにてはあらじ、たてまつるもののおほくてよきよしにいへるにて、祝詞のおもむきに同じ、

〔康富記〕嘉吉二年十月十九日丙午

天皇我詔旨度掛畏支某乃大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜者久申久、以薄德氏廣洪基乎臨民古度雖疎毛敬神古度期深志、故爾萬機安全乃計古度偏爾大神乃如在乃力爾任和、又不測志御備乃事在利、若不信神事乃違例爾依加、又邪魔怨族乃成祟爾依加、縱不詳乃可至雖有毛已爾冥鑒乃可助乃非無須、早久懇祈乃懇情乎照志氏玉體乃平痊乎得給止者幸所念行須氏、故是以吉日良辰乎擇定氏、官位姓名等乎差使氏、禮代乃大幣乎令捧持氏奉出給布、掛畏支大神此狀乎平久安久聞食氏、時日乎不過志氏違爾除愈乎令得給比氏、寶算延長爾景福無疆留氏、口泰平乃衛護乎垂給比氏、千秋萬歳乃遐齡乎受給比氏、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾夜守日守爾護奉幸奉給倍止恐美恐美毛申賜者久止申、

辭別氏申賜者久申久、今月二日戊時爾太白犯斗止、科觀臺乃所奏呂、占文不輕利、神明乃冥鑒乎非施者、爭加星宿乃大變乎拂者幸、妖不勝德須、善心除殃氏、遙追宋景退舍之蹤比、須享殷宗延祚之慶焉闕無志久、寶曆萬安爾護恤奉給倍止恐美恐美毛申賜者久申、

下津石根爾踏凝立振立流事波、耳能彌高爾天下乎所知食牟事志太米、白鵠乃生御調能玩物登、倭文能大御心毛多親爾、彼方古川原、此方能古川原爾生立若水沼間能彌若叡爾御若叡坐須須伎振遠止美乃水乃彌乎知爾御表知坐麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己登久、明御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行牟事能志太米止、御禱神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自利登、恐彌恐毛天津次能神賀吉詞白賜久登奏、

〔延喜式十一太政官〕凡出雲國造、國司依例銓擬言上、即於太政官補任、如任諸國郡司儀、○中略還國一年齋、畢國司率國造入朝、奏神壽詞、

〔延喜式八祝詞〕鎭火祭

依此氏稱辭竟奉者、皇御孫能朝廷爾御心一速比給波志止爲氏進物波、明妙照妙和妙荒妙五色物乎備奉氏、青海原爾住物者、鰭廣物鰭狹物、奥津海菜邊津海菜爾至留氏、御酒者甁邊高知、甁腹滿雙氏、和稻荒稻爾至萬氏如横山置高成氏、天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉止久申、

〔松の落葉四〕神にたてまつるものを祝詞によきやうに申す事

今の世には、たかき人にものたてまつるに、さゝぐる人のみづからは、其もののすくなくあしきやうにおとして申すならひなるに、いにしへの祝詞には、くさ／＼の物神にたてまつることを、横山のごとく置たらはしと、おほかるさまにいひ、みそは明妙照妙和妙などゝほめいへるは、心えぬことにたれも／＼おもふめれど、ゆゑあることぞかし、神をたふとみかしづくこころざしふかゝらんには、よきものをあまたたてまつるべき事なれば其こゝろざしをいひあらはすにぞありける、光孝天皇の御歌に、君がため春の野にいでゝ若菜つむわが衣手に雪はふりつゝ、とよみたまへるも、みづからつませたまふやうにのたまへるは、めのとをふかくおもほしめす、みこゝろざしをいひあらはしたまへるなれば、かしこけれど、此御歌のみこゝ

〔延喜式 祝詞 八〕出雲國造神賀詞〈出雲國造者、穗日命之後也、〉

八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾、出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久、掛麻久毛畏岐明御神止、大八島國所知食須天皇命乃手長能大御世止、齋止〈若後齋時者加後字、〉爲氐、出雲國乃青垣山内爾、下津石根爾宮柱太敷立氐、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、國作坐志大穴持命二柱神乎始天、百八十六社爾坐皇神等乎、某甲我弱肩爾太襷取掛天、伊都幣能緒結天乃美賀秘冠利天、伊豆能眞屋爾麁草乎伊豆能席登苅敷天、伊都閇黑益之、天能𤭖和爾齋許母利氐、志都宮爾忌靜米仕奉氐、朝日能豐榮登爾、伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏。

高天能神王高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氐、天翔國翔氐天下乎見廻氐返事申給久、豐葦原乃水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天荒國在利、然毛鎭平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氐、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令事避支。乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨乃神奈備爾坐、事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波天皇命能手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉登仰賜志次乃隨爾、供齋〈若後齋時者加後字、〉仕奉天、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利臣能禮自利登、御祷乃神寶獻良久登奏。白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毗坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎、御横刀廣爾誅堅米、白御馬能前足爪後足爪踏立事波、大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅米、

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣、天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男、手襁挂伴男、靫負伴男、劒佩伴男、伴男能八十伴男乎始氏、官官爾仕奉留人等乃過犯家牟雜雜罪乎、今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣、

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神等乎神集集賜比、神議議賜氏、我皇御孫之命波豐葦原乃水穗之國乎安國止平久知所食止事依志奉伎、如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志賜比、神掃掃賜比氏、語問志磐根樹立草之垣葉毛語止氏、天之磐座放、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏、天降依志奉支、〇中略如此出波天津宮事以氏大中臣天津金木乎本打切末打斷氏千座置座爾置足波志氏、天津菅曾乎本苅斷末苅切氏八針爾取辟氏、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此久乃良波天津神波天磐門乎押披氏、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、國津神波高山之末短山之末爾上座氏、高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武、如此所聞食氏波皇御孫之命乃朝廷乎始氏、天下四方國爾波罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎舳解放艫解放氏大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久、遺罪波不在止祓給比清給事乎、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀨爾坐須瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神、持歌吞氏牟、如此久歌吞氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐須速佐須良比咩登云神持佐須良比失氏牟、如此久失氏波、天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氏、天下四方爾波自今日始氏罪止云布罪波不在止、高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏、今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣、

〔令義解二神祇〕凡六月十二月晦日大祓〇註略者、〇中略百官男女聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除、

上古文

りかゝるを近き世の歌よみのこれかれさかけるを見れば、さらにそのこゝろをえずして、ものの
のことわりなどをわれたけくいひ、名どころの考をなが〳〵といへることどももおほきは、いさ
こちなくぞ見ゆる、かな文の日記のふりにたがへばなり、歌よむ人のこゝろえにとて、いさゝか
いふになん、

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰、中臣壽詞、
現御神止大八島國所知食須、大倭根子天皇我御前仁、天神乃壽詞遠、稱辭定奉良久止申須、〇中略中臣乃
遠都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前仁奉仕氐、天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氐、神漏岐神漏美
命乃前仁受給理申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁天都水遠加氐奉牟止申世止事教
給志仁依氐、天忍雲根神天乃浮雲仁乘氐、天乃二上仁上坐氐、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛
遠事依奉氐、此玉櫛遠刺立氐、自夕日至朝日照氐、天都詔戸乃太詔刀言遠以氐告禮、如此告波、麻知
波弱韮仁由都五百篁生出牟、自其下天乃八井出牟、此遠持氐天都水止所聞食止事依奉支、下略〇

〔令義解二神祇〕凡踐祚之日、略〇註中臣奏天神之壽詞、

〔續紀歷朝詔詞解一〕まづさりすべていふ事ども
すべて何事をいふにも、その詞の文によりて、人も神もこよなく感け給ふことなれば、祝詞宣
命のたぐひは、殊に言詞の文を主とすべきわざ也、神代紀、天石屋戸段に、天兒屋命云々而廣厚
稱辭祈啓焉、于時、日神聞之、曰頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之、
ともあるをもて、神も殊に言詞のうるはしきを感給ふことをさとるべし、近き世のものしり人共
のごとく、たゞ空理をのみ說て、言詞をなほざりに思ひすつるは、例の漢意にして、古の意にあ
らず、

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之

文に字音の語をいとひてなか〳〵にあやまる事

中頃の文よ、詞のみやびたるやう、たくみなるさまは、いたく心したるものと見ゆれど、大かたはその世のものいひのさまにかければ、字音の語も、いひなれたるをものしたるにて、なだらかに聞えてわろからず、そは義式輿師弟子などやうの語いと多し、此ごろの世は、いにしへまなびさかりになりて、字音の語のいやしきすぢをば、みな人わきまへ忘れる心より、これをいたくいとひて、みやび詞にかへてかけり、そはよき事のやうなれども、さやうにては、きゝなれぬ例なき事になりて、なか〳〵にわろきぞおほかる、たとへばねがふといふ詞を、體の語になしては願(グワン)と字音にいへり、源氏物語手習巻に、ふるき願(グワン)ありて、はつせにまうでけりといひ、浮舟巻に大願(ダイグワン)をぞたてけるといへるにてしるべし、土佐日記の今の本に、いづみの國までたひらかにとねがひたつとあるは、うつす人のかなにかきなしたるひがことなるべし、中ごろの例にたがへり、此ころの人の文には、此たぐひおほきぞかし、

〔松の落葉四〕かな文の旅路の日記

かなぶみのたび路の日記は、貫之主の土佐日、記なんはじめなりける、さるからにその日記に、をのこのすなる日記といふもの、女もして見んとてすなりとかゝれき、男のにきといふは、記錄のまな文にて、其をり〳〵ありとありつる事を、うるはしく正しくかける文になん、それを女手してかゝんとて、女のしわざのやうにはいはれけるなり、さるは國の守の身におはぬすさみなればぞ、此日記の注釋ども、みなこのこゝろをときえず、かな文の日記は女のしわざなれば、そのこころざすやう記錄の文とはうらうへのたがひにて、旅の情をかきあらはすをむねにて、あはれを人に見えんとては、ものはかなげなることをもいふことになん、すなはち土佐日記ぞさやうなる、さるは歌をかきまじふれば、ことさらにつくりてこそか、ね、歌物語のさまにかよへばな

したれば、ひとは聞取がたくて、や、と打かたぶ　に、云々の事よとことわりたるなど、いと便なし、をこがましき事ながら、これ人情にて、おのづからしかるにや、源氏物語箒木の卷ひるくひの女の詞に、月比ふじやうおもきにたへかねて、ごくねちのざうやくをふくして、いとくさきにより、えたいめむ給はらぬ、又乙女の卷はかせの詞に、を、しかいもとあるじ、はなはだひさうに侍たうぶ、かくばかりのしるしとある何かしらをしらずしてや、おほやけにはつかうまつり給へる、はなはだをこなりなどいひしことゆゑ、此物語よむ人、誰かは蒜くひの女はたをやかならず、博士はこちなくふしつけしとおもはざる、さてまのあたりの學生らの片ことまじりの字音ことばは、いかゞさだむる事ならん中には今日大興士砂眼人などいふがわびしきといふ人もあるべし、これはから言のみにもあらず、古學といひて、古事記萬葉集のさたするともがらは、消息文にも詞にも、古言めかしきことのみ書きて、かいからさへづりよりも、聞つかずみぐるし、さるは契沖眞淵本居先生などの考を、見なれ聞なれていふめれど、その考共も、あたらざるも多かれば、あいなきたのみ所なり、すべて世の事と詞と打あひたる物にしあれば、今時の雜事を古言にいひとらん事、難きわざ也、されば俗語も入まじりて、賴政の卿の射たりけむ怪鳥のごとく、かしらは猿、尾はくちなはにて、みぐるしきわざならずや、學問を打出て、とくみえむとのすさみにこそ、よしなし〳〵、

〔玉あられ〕時代のふりのたがひ

今の人の文は、時代のわきまへなくして中昔のふりなる文に、奈良以前の詞も、をり〳〵まじり、又ふるきふりなる文に、むげに近き世の詞もまじりなどして、この鳴擬ぬえに似たりとかいひて、むかし有けむ、けだもののこゝちするぞ多かる、

〔二のしるべ　下〕文のしるべ

やすくして、俗人の耳には、物々しく、物しりめきて聞ゆるを、たけき事に思ふめる、いと心ぎたなきわざならずや、昔のよき文には、たとひまれ〱に、もろこしぶみなる事をかけるも、ことばつきはこゝのふりにこそ物したれ、かしこのふりのまゝには、かけることなし、又字音の詞もあれども、それはたつかひざまつゞけざまは、こゝのふりなるをや、

〔三のしるべ下〕文のしるべ

文を漢語のふりにかくはいたくあしきゆゑよし

からさへづりの語はきゝぐるしく見ぐるしければ、さらにこのむまじきことなれど、ゆゑありては朗詠集の詩はさらになつかし、この經子史集の語などをも文にかくことあり、それと見えしらるゝやうにかきたらんぞよき、源氏物語の桐壺卷に、大液の芙蓉未央の柳もといひ、賢木卷に、白虹日をつらぬけり、太子おぢたりといとゆるらかにうちずしたるをといへるたぐひなり、これらはわろからず、なにのゆゑもなく、みやび詞に漢語のまじれるは、いたくわろし、たゞし中ごろの世にいひなれて、物語ぶみにあまた見えて例となりたるは、なだらかにきこえてわろからず、そのたぐひにはあらで、定家卿の顯注密勘のおく書に、一紙にかきのぶべしともおもひより侍らぬに云々、此みちの勸學博覽、これよりのちたれかいでき侍らんなど、かき給ひたる文のたぐひをいふ、これらはいと〱こちなくぞ見ゆる、六百年こなたの文には、かゝるひがことおほし、又こゝの詞を漢語のふりにいへるあり、いとわろし、そはから書よみの詞を文にかくをいふなり、たとへば漢文に日夜とあるによりて、ひるよるといふは、からぶみよみなり、こゝの詞にはよるひるといふべし、此たぐひあまたある事なり、

〔年年随筆二〕から書わづかによみそむるより、やがてそのすぢにまつはれて、よろづにからさへづりのいでくるこそみぐるしきわざなれ、〇中略さしむかひたる詞にも、わりなく字音にいひな

種類

ぐひおほし、

〔二の志るべ下〕文の志るべ

奈良のみやこよりあなたのいにしへは、漢文にのみものはかき志るすならひにて、たゞ祝詞と詔詞とぞ、歌ならぬみやび詞してかけるものとは見えたる、これをなんこゝの文のおやとはいふべき、今のみやことなりて、ひらがなといふものいできてよりぞ、たよりよきまゝに、何やくれやと、こゝの文にもかく事なる、ひらがなの文は、祝詞詔詞とはかきざまも詞のやうもこと〳〵にして、いにしへをまなびうつせるものとは見えず、されば文章はいにしへのふり中頃のふりと、ふたくさにわかれたり、

〔安齋隨筆前編五〕一和書　中古以來、諸家の記錄類は、異字にて書たれども、字の置樣にも拘わらず、轉倒に置て書き、或は他の字の音訓を借りて、此字の代に用ひたる事も多ければ、假字の書も同じ樣也、推量を以て義の通ずるやうに讀むべし、それを儒者などは、唐の書をよむ如く讀て、義解しがたしなど、云は、和書のよみやうによまざるゆへなり、

〔槐記〕五月（享保九年）廿一日、文章モ上代三百年前ノ書ハ、令ヤ延喜式ヤ江家次第等、轉倒ハ勿論、漢朝ノ文ニ耻ルコトナシ、定家時代ヨリシテ、日本流ノ文章ガ一流出來テ、文字ノ轉倒等コヽロヘ難キコトアリ、

〔玉あられ〕漢文ぶりの文

近世人の文に、ことさらに漢文のふりを好みて、多くかきまじふるは、殊にうるさきわざ也、そはもと雅文をえざるからの志わざにて、つたなさをまぎらかさんとてぞ、そもまことの漢文は、もじの顚倒、助字のおきやうなど、何くれとむつかしくこころせきを、假字書にては、さやうのすぢにも力いらず、たゞ假字書にしたる漢國の軍書やうの物を見ても、かゝる、わざなれば、いとた

も、同じ古文辭なれば、續日本紀なる詔詞をもそへて、かくてもことひろからねば、萬葉集の古言をもまじふべしされど歌と文とは、おなじ詞もいひざまことなるふしあれば、歌詞を文詞のふりにかへてつかふべき事ぞ、これらは、うひまなびの人どもの、ようせずばあやまりぬ、べき事にしあれば、いにしへぶりの文は、かく事かたしとぞいふにはありける、さて祝詞といふものは中○略申ことを神のめで、よくきゝいれたまはんやうにと、いたくこゝろして、詞うるはしくかくべき事ぞ、むかし人もさこゝろえて、大祓祝詞にも、高御産巣日神、天照大御神二柱の御事を、神漏岐神漏美と申えしは、詞にあやなさんとて、おほらかにいへるにて、ものをかき志るす文とはいたくことなるさまなり、さて祝詞ならぬ古文辭をものするには、詔詞を見ならふべし、これも詞にあやなして、人にのりきかせたまふものにしあれば、たゞの文とはことなれども、さいひてのみあらんには、いにしへにさらによるべきかたなく、これは神に申詞とは、こゝろしたるやうかろくて、こまやかにかける文のさまなれば、祝詞よりは此かたによるべくおぼゆればなり、くはふるに萬葉集の古言をものせんやうは、さきにいへるにおなじ、上のくだりにいへるやうにして、中ごろのふりなる文よりかきならひはじめ、いにしへぶりの文をものしなば、大かたにはかきうべく、さてのちは、みづからのこゝろに思ひはからふべき事になん、

〔駿臺雜話四〕鶺鴒のふみ

ある人鶺鴒を畜て、それを囮にして鳥を捕へけるに、同じく殺生する友達のもとより、みゝづくをかりに越けるが、其ふみに、みゝづくを略してづくとかきて、其末に、づくとはみゝづくの事にて候、みゝづくとかき候へば、文字かず多く、こと長に成候故に、づくとかき候と、なが〳〵とことはりけり、それならば始めよりみゝづくとかけかしと、片腹いたくし、文字をつゞめんとて、多くの文字をそへ、詞を短くせんとて、かへりてながくなる事をしらず、翁○室鳩巣世間の事をみるに、此た

げんじは卷數おほくして、一わたりもたやすくよみわたしがたく、こまやかなる文のこゝろもえやすからねば、清少納言の枕册子ぞ、卷の數もよきほどにして、きざみ〳〵ありてよみやすく、文はためでたければ、たよりよきものにはありける、まづはじめのほどは、これによりてまなぶべく、(中略)かきならはんには、題を出してものすべし、そは古例なき事なれども、歌にもいにしへは題といふものなかりしを、中頃よりよみならふたよりにせし事なれば、文にもものしたらん、なでふ事かあるべき、うひまなびの人は、かくべきやうを、いかさまにかとおもひまどふべければ、おのが松屋文集、さきなると後なると、あはせては五卷ある、その中には、題にてかける文も數數あれば、それによらんもひとつのたよりなるべし、さるはいと〳〵つたなきえせ文なれども、いふことのすぢは、わかれてみだれず、詞づかひてにをはなども、心してものしたれば、見ならふとも、わろきくせつく事はあらじ、さやうにしてかきならひたらんのちに、なにくれの文か、ゝんに、序は貫之主の大井川行幸和歌の序、古今和歌集の序、旅路の日記は、おなじぬしの土佐日記などを例とすべし、これらをはなちては、いにしへには例とすべき文のをさ〳〵見えぬぞくちをしき、扶桑拾葉集といふものに、くさ〴〵の文あれども、ふるきものならずむげにわろくて、例とはえがたし、今の世は、み國のみやびごとさかりになりて、おのがちとにもこれかれきて、例もなきなにの詞くれの文かきてとこふ事おほかるを、つら〳〵思ひめぐらすに、こゝにまれからにまれ、はじめてものせし人は、みな例なき事を、みづからのこゝろに、かうこそとおもひさだめて、かきはじめける事なれば、いまもえかゝせんぞ、すなはちいにしへの例なると思ひて、いなむことなく、何やくれやとかきけり、此のちも、文かきえたらん人は、さすべしかし、(中略)

中頃の文かきえてのち、いにしへぶりの文をかきならふべし、それをかゝんには、祝詞は延喜式なるを本として、そのさまにならひてものすべく、されど數少くことたらねば、さまことなれど

文はなにのためにかくものぞ、人にむかひていふことばはこまやかなるも、いひつぐたびにたがひあやまりもし、年經てはうせゆくを、文の詞は、百千の人につたへても、いさゝかもたがふふしなく、事をさへ心をさへ、萬世にもつたふべければ、そのためにかくものになん、さればいふことのすぢ〳〵さだかにわかれて、人のよくこゝろうべきやうにかきえんぞまことの文のさまにはあるべき、いかばかり詞めでたくとも、いふ事のすぢみだれて、見ん人のこゝろえがてにせんは、文のこゝろにあらず、ひがことなるべし、これなん文まなびの大むねなりける、

〔長頭丸隨筆〕わが國に生れては、かな文をつたなからず書べきなり文章ならでは何事も後世に殘す事かたし、紹巴はいさとき人なり、ある日吾〇松永貞德と物語りしけるに、今の世に撰集ありとも、序をかく人はあらじ、われは歌書の序の書やうを稱名院殿〇三條公條に傳へ置しと語られし、すべて和文の序は、古今集新古今集の序を手本にすべし、艸子類は源氏はゝき木の卷をよく會得すべし、旅の日記は十六夜記にしくはなし、其外ふるくは伊勢物語、ちかくはつれ〳〵ぐさ、常にそらんじたまふべし、和文の書ならひは、此頃もて遊ぶ白猿もの語りをまなぶべし、此白さる物語は、いつ頃の人の筆ともしらねども、東山殿の世の前のものなるべしと、中院入道殿おほせられし、いかにもやはらかにかきたり、是をよく心にまなびなば、和文は心やすくかくべしと御申ありき、

〔三の志るべ下〕文の志るべ

此ふたふりの文かきならふべきやうをいはんとす、いにしへぶりのはいと〳〵かたければ、まづ中頃のふりなるをならふべし、そのがくもんは、伊勢源氏のものがたりを見るに志くものぞなき、さるはこと葉いひ志らずをかしく、かきざまはたこと物語さうしのなみならず、〇中略志かにはあれども、いせは詞すくなく、いと〳〵たくみにして、うひ文かきならふ人はまなびがたく、

ニ、女流ノ作者多カリシモノナラン、然レドモ假名ノ用漸ク盛ナルニ及ビテハ、男子モ亦之ヲ用ヰシコトハ、歌集ノ序、歌會ノ序等ヲ見テモ知ルベク、方丈記、徒然草ノ類、及ビ徳川時代ニ於ル國學者ノ手ニ成リシモノモ皆是類ナリ、又近古ニ至リ、漢語ヲ雜ヘテ巧ニ之ニ摸擬セルモノアリ、神皇正統記ノ類ヲ始メ、徳川時代ニ於ル漢學者ノ手ニ成リシモノハ即チ是ナリ、

和漢混淆文ニハ三種アリ、一ハ假名ノ製作ナカリシ時、漢文ト邦語トヲ相混ヘテ作レル一種ノ文體ニシテ、奈良ノ朝ノ墓誌碑銘等ニ多シ、一ハ全ク漢文ヲ摸倣セシモノニテ、靈異記、將門記、新猿樂記ノ類、及ビ小右記、玉海等ノ搢紳ノ記錄、吾妻鏡等ノ武家ノ日記類是ナリ、一ハ漢文ニ混フルニ假名ヲ以テシ、或ハ假名文ニ混フルニ多クノ漢語ヲ以テシタルモノニテ、江談抄、古事談等ノ類ハ前者ニ屬シ、保元物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等ノ文ハ、何レモ後者ニ屬スベキナリ、

之ヲ要スルニ、我邦ニ在リテハ、上古ニ文字ナカリシ爲メ、漢字ヲ假用セシカバ、文章モ自ラ其影響ヲ蒙リテ、一定ノ發達ヲ遂グルコト能ハズ、其後往往混淆錯雜シテ、遂ニハ和ニモアラズ漢ニモアラザル種々ノ文體ヲモ生ズルニ至リ、之ヲ區別スルコト甚タ難シト雖モ、之ヲ大別スレバ、奈良ノ朝以前ノ上古文ト、平安ノ朝以後ノ中古文ト、和漢混淆文トノ三種ニ出デズ、而シテ此等ノ文ニハ、各其特色アリテ、或ハ對偶ノ語ヲ用ヰテ、典雅ヲ貴クルアリ、或ハ句ヲ整ヘテ口誦ニ諧ハシムルアリ、句頭ニ枕詞ヲ置クアリ、句尾ニ助字ヲ附ムアリ、其他言語ヲ直チニ寫セル俗文アリ、風致ヲ貴ブ俳文アリ、滑稽ニシテ人ノ頤ヲ解カシムル戲文アリ、殊ニ上古文及ビ中古文ヲ作ルニハ法アリ、而シテ練習ノ爲ニ文ヲ鬪ハスルヲ文合ト爲ス、

〔二〕のまるべ、〕文のまるべ

古事類苑

文學部四

和文

我邦ノ文章ハ、漢字渡來ノ前ニ起リテ、其最古キヲ祝詞宣命ト爲ス、祝詞ハ神ニ告ル言ニシテ、天照大神ガ天石屋ニ隱レ給ヒシ時ニ、天兒屋根命ノ稱辭ヲ聞シメシテ、其言ノ美麗ナルニ感ジ給ヒシモ、此祝詞ナリシナラン、而シテ今ニ於テ上古ノ祝詞ヲ見ルコトヲ得ルハ、幸ニ延喜式等ノ書ニ之ヲ載セタルニ藉レリ、宣命ハ國語ノ詔勅ニシテ、神武天皇以後、毎ニ此體ヲ用キ給ヒシモノナルベシ、然ルニ修史ノ時ニ之ヲ漢文ニ譯セシヲ以テ、今ハ皆見ルベカラズ、纔ニ文武天皇以後ノ文ヲ續日本紀以下ノ史ニ見ルノミ、以上二種ノ文ハ、後世マデ其體ヲ失ハザリシカドモ、漸ク漢文ノ習氣ヲ帶ビテ、足利幕府ノ頃ニハ殆ド廢絶セシガ、德川氏ニ至リ、國學ノ隆興ニ隨ヒテ、巧ニ之ヲ摸倣シタリ、而シテ其文ニ漢字ノミヲ用キ、助詞ヲ夾注スルコトハ、古今畫一ナリ、

中古ニ假名ノ製作アリテ、言語ヲ寫スニ最便ナリシカバ、之ニ依リテ自由ニ純粹ノ國文ヲ作ルコトヲ得タリ、卽チ紀貫之ノ土佐日記ノ類ヲ始トシテ、竹取物語、空穗物語等ノ如ク架空ノ談ヲ爲セルモノ、伊勢物語、枕草子等ノ如ク、當時ノ事實ヲ記セルモノ等續々世ニ顯ハル、殊ニ紫式部ノ源氏物語ハ、五十四帖ニ亘レル大著作ニシテ、文章ノ織巧艶麗ナル、文法ノ整頓セル、他ニ其比ヲ見ズ、蓋シ假名文ハ、專ラ女子ノ用キル所ナリシカバ、自ラ物語日記等

古事類苑

文學部四

和文

物語ぶみども、大かた雅言のあかしさすべきかぎりつみいでえりいで、いゝいろ、いはさうるはしくついで、はたいろにいろ〳〵のいろあるたぐひなど、うひ學びの人々、いかにまどはしきものにすらんと思ひはかりて、これはまか〳〵のこゝろぞなど、わき〳〵しくいはれたるまるべきことども、みないはれたることにて、いかに〳〵とたれもたどらんふし〳〵、大かたまるしもらされたることなく、たどりふかく物せられたる、そのいたつきのほど、いたつかはしくなむ、（中略）

かくいふは本居大平、

〔俚言集覽（書）〕凡例

一俚言郷語、自づから善謡あり、此方古人の口より出て、移徙流轉するあり、亦西土載籍に原いて、里巷の常言となるあり、今聞まゝに編輯する故に、取次これを載す、一々出處を據援せず、

一此集、鄙俗を先として、雅馴を後とし、晩今を主として、上古を賓とせり、鄙俗は人々の知るところ、晩今は耳目の及ぶ所なればなり

〇按ズルニ、俚言集覽ハ村田了阿ノ著ナリ、

〔物類稱呼（二）〕物類稱呼諸國方言序

二條のおとゞ（益〇頁）の筑波集に、草の名も所によりてかはるなりといふ句に、救濟法師なにはの蘆もいせの濱荻と附しにもとづきて、諸國の方言の、物ひとつにして名の數々なるたぐひを採り選びて、五の卷とはなりけらし、（中略）

安永乙未孟春日　江都日本橋室坊　越谷吾山識

〔群書一覽 二 字書〕東雅 寫本　二十卷十本　源君美

天文　歲時　地輿　神祇　人倫　宮室　器用　飮食　穀蔬　果蓏　草卉　樹竹　禽鳥　畜獸　鱗介　蟲豸等の類をわかちて、その名の釋すべきを釋す、義すでに闕て解すべからざるものと、釋をまたずして、義をのづから明らかなるものとは、收め載ることを心とせず、凡辨證、本朝の正史實紀をもて本とし、その餘は先達の訓釋に據の語を相まして、その出所を分注す、〇下略

〔和爾雅 一〕和爾雅凡例

一俗間誤訓字頗多、有下如甲爲兜鍪、胄爲鎧者上、嘗見東鑑末誤其訓、蓋自後誤傳乎、其佗誤訓字亦不少、源順之博物、猶以鎧爲衛、則兒輩於字學也、豈可忽哉、今擧誤訓字於各門下、略辨折之、且再表出諸卷末、以敎童蒙知其謬誤、然此特擧其泰甚者辨之爾、覩者勿以爲贅乎此、〇中略

元祿戊辰緦秋日　筑前福岡後學貝原好古識

〔倭訓栞 前編 一〕栞播旨書

此神風之伊勢國二落瀧津音高久天下四方爾所聞谷川老翁、彼之狹長田之五十鈴乃河水淸流乎掬上留、菅根之根藻一伏三向凝呂爾不飽飮味日手、言靈之幸倍助留大御國能奇伎事和理乎、甘美爾覺有心以、石上振乃神杉古伎乎始女、今世之賤伎斯豆賀利鎌邇狹渡眞柴之枝乃片葉左右手、許知碁知能山之大峽小峽乃繁木我本乎、晝別鶴宿而而不至限無九、於世有年有言之葉乃斯乎理乎奈毛物世羅禮祈流、〇中略

同國人本居宣長

〔雅言集覽 一〕雅言集覽序

石川雅望といふ人のこのみやび言あつめ、まめされたる卷のはじめを見れば、古事記、日本紀の御典をはじめ、萬えふ、古今、六でふ、夫木の代々の歌卷、うつぼ、竹とり、ぐゑんじ、榮花と、くさ〴〵の

〔〕按ズルニ、永祥ノ名ハ、又康富記嘉吉三年四月三日ノ條ニ見エテ、事行飯尾肥前入道永祥トアリ、

〔運歩色葉集〕（鈔）勝定院殿（良虎院殿御日實、四十三歳也、干（中略）應永卅五年戊申正月十八日）天文十七（百二十一年也、）

〔〕按ズルニ、右ニ引ク所ノ古寫本ノ運歩色葉集ニハ、著者ノ自序ヲ附セリ、其文末ニ天文十七年著雍涒灘菊月吉辰トアリ、之ヲ前文勝定院殿條下ノ分註ニ對照スルトキハ、其著者ノ年代ヲ明知スルヲ得ベシ、

〔運歩色葉集〕（跋）雖爲惡筆、當用之間書寫、丁亥之自中夏寫始、至初秋、全部三卷成就、後見之方者、題目一返之御廻向、賴入之處無他事、

天正十五年丁亥林鐘十一日申之刻寫畢ヌ　實相坊日詠（花押）

〔群書一覽（二字書）〕節用集（寫本）　二卷　林宗二

節用の二字は、論語學而篇より出たり、日用の字をいろはに分ち、その〳〵天地門、時候門、人倫門、人名門、官名門、支體門、財寶門、食服門、草木門、畜類門、光彩門、言語門、數量門等の十三門を立て、異字を以てこれをしるし、また、注釋をくはふ、終に京の横小路九陌の名、壹貳參肆より、百千萬億にいたるまでの數、幷に十干、十二支、十二律、點畫小異の字等をしるす、〇（中略）

節用集印刻慶長版本　一卷

明應の寫本をいささか増損して、卷末に實名の頭字を附したる異書の本也、後人のしわざと見えたれども古本也、

〔易林本節用集〕有客携斯寒曰、此節用集十字、九皆贋也、正諸於鵜會嶋郁翁、所刻命工剞劂、梓成、如（恐衍）并肇何辨字畫之誤哉、惟取定家卿假名遣、分書伊爲越於江惠之六隔段以返之云、時慶長二（丁酉）易林誌、

予〇桂作頁川ガ藏スル所ノ物、至テ殊勝ナル抄本ナリ、卷末ニ、

嘉慶二年十一月廿三日、於笠取之服薬所、爲後見如形書寫畢、

執筆　釋迦院實守花押

ト誌セリ、四百年以上ノ物ナリ、

〔下學集上〕下學集序

夫文字者、貫道之器也、無器而能達此道、豈夫然乎、學詩以言、學禮以立者、魯人之庭訓也、良有以哉、爰有了角童蒙、聞愚之斯言而吁嗟曰、吾儕等聆文性雖略字心盲、吾之器毀矣、豈得達斯道乎、彼之實語童子爲教、琵琶之爲引、長恨之爲歌、庭訓雜筆爲往來也、至若絲竹曰樂府、詩歌曰朗詠者、卷夥文繁、寔非聾盲之所可記焉、況彼之詩以言、禮以立、管于天、蠡于海者乎、請其圖之、而爲予之千金贈言、愚語之曰、夫山成於覆簣、江起於濫觴、勿患性之愚魯、唯思學而不休、爾且學一書、昏習隻字、縱雖鉅萬之卷、諸則可破費、功只在勉旃而已、乃造字書以授之、目曰下學集也、下學者、語曰、下學而上達云、爾思之、夫下學地理、而上達天道、豈不在斯書乎、故卷則上下、象天地兩儀、門則十八、取九天九地之二九矣、實該括四方、交羅四隅、神風所及、王化所播、聞而錄焉、見而誌焉、〇中略童子歛衽拱手而出矣、

時文安元稔閼逢困敦閏朱明林鐘下澣　東麓破衲序

〔撮壤集上〕撮壤集序

飯尾氏之族有善永祥者、志于稽古、類聚事物之名數、以教幼子姪、名曰撮壤集、其志可嘉矣、永祥隸名帥府、世以聽訟爲任、方今國家多故之日、文書如山、士庶塡門、御此煩冗、向日不足、何遑〇遑一本作皇及斯文乎、然修小學之道、爲格口之地、則誠意正心、修身齊家、治國平天下、而致時君於唐虞、還民風於三代必矣、是不得聽而自無訟者也、予序諸卷首如此、永祥以是併告子姪勉焉、寧不爲天下之幸哉、

享德甲戌十有一月己未書于桃花坊蘭雪齋

〔塵添壒囊抄七〕賭弓事

三寶字鈔ニ、賭ノ字ヲアルジトヨメリ、

（按ズルニ、類聚名義抄十卷、之ヲ佛法僧ノ三ニ分チタレバ、今此ニ三寶字鈔ト云ヘルナランナホ塵袋引ク所ニハ三寶名義トシ、蓮成寺本ニハ三寶名義類聚抄ト題シ、又高山寺藏書目錄ニハ三寶類字集トアリ、）

〔頑鼠漫筆六〕伊呂波字類鈔

色葉字類鈔（十卷本、色葉を伊呂波とかけり、）は、もと世俗字類抄とて、上下二卷に編たてし書なり、こは天養久安のほどなりけむを、猶年を經て增加しつゝ、養和に至りて三卷となり、標題も色葉と更れり、其後またさらに增補したる、今あるところの十卷本なり、（此增補の時代下にいふべし〇中略）さて三卷の字類鈔は、谷村川〇顯の所藏のほかには、いまだ類本も聞えざれば、其題跋をこゝに載べし、

色葉字類抄序

叙曰、漢家以音悟義、本朝就訓詳言、而文字且千、訓解非一、今揚色葉之一字、爲詞條之初言、凡四十七篇、分爲兩卷、篇中勒部、爲令見者不勞眸也、字下付訓、爲令愚者可指掌也、但外人不見、見而可咲、以授家童、欲無市閲、於脱漏字、後人補之云爾、（原本乎古止點を付したれば、今例訓に改む、）

右兩卷とあるは、いまだ三卷に分ざるさきのを、其まゝにて改めざりしなり、又十卷本は、初行なる就字を脱し、詳を辭に誤れり、卷中はたこの類多し、又跋云、

自天養比至于治承卅餘年、補綴无隙、部類如舊、更加星點、此誤雖多、愚昧難直、學者毎見可改之、抑撿貫士（有成）入道、詞字少々加朱點、爲要文不迷也、件人久學杏檀之風、忽入桑門之月、稽古有勤、其說不信哉、仍爲後見之不審、粗所注付也、内膳典膳橘忠兼撰、

〔桂林漫錄上〕平他字類鈔

名、既是要用、石名之磁石、礬石、香名之沈香、淺香、法師具之香爐錫杖、畫師具之燕脂、胡粉等是也、或復有俗人知其訛謬不能改易者、鮏訛爲鮭、榻讀如杉、鍛冶之音誤涉鍜治、蝙蝠之名僞用蝛蛦等是也、若此之類、注加今案、聊明故老之説、略述閭巷之談、摠而謂之、欲近於俗便於事、臨忽忘如指掌、不欲異名別號、義深旨廣、有煩于披見焉、上擧天地、中次人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部、部中分門、四十部二百六十八門、名曰倭名類聚抄、古人有言、街談巷説、猶有可採、僕雖誠淺學、而所注緝皆出自前經舊史倭漢之書、但刊謬補闕、非才分所及、内慙公主之照覽、外愧賢知之盧胡耳、序終

〔類聚名義抄十帖奥書〕書本云仁治二年辛丑九月六日、於賀茂庵室交點畢、凡此書者、以作者自筆草本書寫之間、文字前後或重々定有紕繆歟、尋清書之證本追必可交合之、

釋子慈念生年卅六歳云

本云建長參年八月六日、亥剋於洛陽城鷹司之邊一筆書寫之畢、願以此結縁世々開惠眼、生々得總持必證大菩提矣、

執筆沙彌顯慶春秋廿三歳

親智院

類聚名義抄十一卷、洛東一古寺所秘襲建長古本也、偶得見懇請手自摸寫之、今合爲十冊比校定、

文化七年二月　伴信友

〔西念寺本類聚名義抄〕卷首曰

此書全部十一冊者、菅原是善卿丞相（道眞）之父作、而我朝之古書也、最大切應所持、全篇松之文蔚少年之寫本、予傳寫之、

跋曰

右十一冊之内、七八九十之四冊、歡喜菴御老師高田家中某令書寫之者也、

右十一冊之内、一二三四五六十一之七冊、西念寺現住慧察、諸方之學友之乞受、力傳寫之者也、

校合　慧察

シ故新撰トハ題セシナラント云ヘド、昌住ガ自序ニ其事ヲ記サズ、〇下略

〇按ズルニ、新撰字鏡ニ廣略ノ二本ヲ傳フ、廣本ハ十二卷ニシテ、略本ハ一卷ナリ、廣本ハ未ダ刊行セザルニ由リ、世多ク略本ヲ用キル、

〔倭名類聚抄 一〕倭名類聚抄序

竊以、延長第四公主、〇醍醐皇女勤子内親王柔德早樹、淑姿如花、呑湖陽於胸陂、籠山陰於氣岸、年纔七歲、初謁先帝、〇醍醐先帝以其姿色言笑每事都雅、特鍾愛焉、即賜御府筝、手敎授其譜、公主天然聰高、學不再問、一二年間、能究妙曲、十三絃上更奏新聲、自醍醐山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦筝之塵、時々戲開者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙、殆〇殆、原无、據一本補之、上屏風、以筆廻驚之能、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物之名、其敎曰、我聞、思拾芥者、好探義實、期折桂者、競採文花、至于倭名、棄而不屑、是故聖一百帙文館詞林、三十卷白氏事類、而徒備風月之興、難決世俗之疑、適可決其疑者、辨色立成、楊氏漢語鈔、大醫博士深根〇根原作江、據一本及日本紀略改、輔仁奉勅撰集新鈔倭名本草、山州員外刺史田公望日本紀私記等也、然猶養老所傳楊說纔十部、延喜所撰藥種只一端、田氏私記一部三卷、古語多載、和名希存、辨色立成十有八章、與楊家說名異實同、編錄之間、頗有長短、其餘漢語鈔、不知何人撰、世謂之甲書、或呼爲業書、甲則開口裒揚之名、業是服膺誦習之義、俗說兩端、未詳其一矣、又其所撰錄名、〇錄名、原无、據一本補、音義不見、浮僞相交、海蛸爲蛸、河魚爲鮎、祭樹爲榊、澡器爲楾等是也、汝集彼數家之善說、令我臨文無所疑焉、僕之先人幸忝公主之外戚、故僕得見其草隸之神妙、僕之老母亦陪公主之下風、故僕得蒙其松容之敎命、固辭不許、遂用修撰、或漢語鈔之文、或流俗人之說、先擧本文正說、各附出於其注、若本文未詳、則直擧辨色立成、楊氏漢語鈔、日本紀私紀、或擧類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稍負之號、野草之中女郞花、海苔之衣於期菜等是也、至如於期菜者、所謂六書法、其五曰假借、本無其字、依聲託事者乎、内典梵語、亦復如是、非無所據、故以取之、或復有以其祭用于俗者、雖非倭

音訓、是數疏字書之文也、或有ㇾ著平上去入字、或有ㇾ專不ㇾ着等之字、大概此趣者以數字書及私記等文、集混雜造者也、

〔玉勝間十四〕新撰字鏡

新撰字鏡は、かつて世にしられぬふみなりしに、めづらしく近きころ出て、古學するともはあまねく用ふるを、あつめたる人のつたなかりけむほど、序の文のいと拙きにてしるく、すべてしるせるやう、いとも〳〵心得ぬ書也、そはまづ其字ども、多くは世にめなれず、いとあやしくて、から書はさらにもいはず、こゝのいにしへ今のふみどもにも、かつて見えぬぞ多かる、序の中に、皇國の諸書私記の字、漢國の數疏、字書の文を取れるよしいへるは、いかなる書どもより取出たるにか、いとも〳〵心得ぬこと也、又字と注と訓と、おの〳〵異事にて、おほくはあひかなはず、すべていとつたなき書にぞ有ける、然はあれども、後世の僞書にはあらず、序に見えたる如く、寬平昌泰のころの物とは見えたり、されば拙きながらに、時代の上りたれば、おのづから訓はみな古言にて、和名抄よりまさりてめづらしきこと多く、すべて彼抄をたすくべき書にて、物まなびせむ人の、かならず常に見べき書にぞ有ける、但し右の件のごとくなれば、字又注は信がたきこと多し、たゞ訓のかぎりをとるべき也、又假字づかひ正しくして、皆古書と合へり、美麗を宇流和之と書る、一ッたがへるは、いかなることにか、又他の書にはもれて、世にしられぬ假字の、此書に出たるもすくなからず、そは殊にめでたし、

〔桂林漫錄上〕新撰字鏡

古書目錄ニ、字鏡ト記セル物是ナランカ、日本ニテ字書ト云物ハ、此書ト平他字類鈔トノミナル可シ、字鏡ハ東都ノ平春海ナル者、昔年京師ノ書僧ヨリ不意購得タリ、是ゾ此書ノ再ビ世ニ出タル始ニテ、今日机上ニ字鏡有ハ、實ニ春海ガ賜ナリ、楫取魚彥ナル者、此書ハ古ノ字鏡ニ次テ作リ

ろのあやまりありて、詞のつゞきもおのづからながくしあれば、短歌とはいさゝかたがひありて、おのれよくよみえたりとおもへる人しも、やゝとりはづしては、その定格をあやまつたぐひなきにしもあらねば、おのれ（○小國重年）いまいにしへよりの長うたの定格とおもへるを、ひとつひとつに引わたして、これの格、くれの格とてかきあらはせるは、その定格をつぶさにさとさんとてなりけり、

○

〔本朝書籍目錄〕字類

倭名類聚抄　二十卷（源順撰）

和名　十卷（○中略）

世俗字類抄　四卷

假名玉篇　三卷

字鏡抄　一卷

○按ズルニ、右ノ外作詩ノ爲ニセシモノニ、切韻ノ書數部アリ、皆音韻ノ條下ニ出セリ、

〔新撰字鏡〕新撰字鏡序

如今愚僧（○昌住、中略、）篇部□閲之中、徒然晩日、因爲俾易覺於管見、頗所鳩募諸字音訓、粗攸撰錄群文、漢倭文々辨部、字々搜篇、以寛平四年夏中草案已竟、號曰新撰字鏡、勒成一部、頗察泰然、分爲三軸、自爾以後、筆幹不捨、倘隨見得拾集無輟、因以昌泰年中、聞得玉篇及切韻、捃加私記脱漏之字、更增花麗、亦復小學篇之字、及本草文組難、非字之數内、等閑撰入也、調聲之美、勘附改張、乃成十二卷也、片數壹佰陸拾（未在倭田部、不入數、）文數貳萬肆佰捌拾餘字、（又小學篇字四百餘字不入數、）從此之外、二合字（幷重點字等、不載於數、）如是二章之内字者、依煩不明音反、（音反者皆見片部耳、）亦於字之中、或有東倭音訓、是諸書私記之字也、或有西漢

がごとく人やこひしきねのみなくらむ、とよめるは鳥のなくを主とし、わがねになくを、却て客とせるなり、これも言靈のたすけは、きく人これ必客は主ならむとおもひとるべしとの詞つくり也。〇中略すべてかくのごとくなれば、律師のいさめむとおぼす所は、あらはにいさめ給ふな、すすめむとおぼす所は、たゞちにすゝめ給ふなど申しゝかば、おもひかけざりし事よとて、はじめはうしろめたげなりしも、のちには信せられて、脚結なども、あげつらへるまゝにしたがはれき、死活の事は、古事記神書に、於是阿遲志貴高日子根神大怒曰、我者愛友、故弔來耳、何吾比穢死人云而云々と見えたるこれなり、この文義、くはしくは神書にゆづりていはず、たゞ直言のつく所は神靈のたすけたまはぬ所なりとしらば、おもひなかばに過ぬべきなり、

〔長歌詞珠衣一〕ちかき代、古學の道みさかりにおこりて、古事記日本紀の御歌、また萬葉集御代御代のふるき歌書を見て、古風の歌をよむともがら多くなりにたり、それがなかにしも、長歌の古風はもよ、岡部の大人加茂眞淵縣主の敎へたまひしよりよみならひて、假字づかひも、專ら古の書によりてぞ書ことゝはなりにたれど、てにをはのことは、こまかにあきらめつくす人もなくてあめれば、長歌短歌ともにみだれて、とゝのひあしきが多かめるを、古風をこのみてよむともがらは、たゞ詞のふるくみゝとほきをえり出して、人の耳をおどろかし、あるは四言三言六言八言などやうのみだれ句をこのみて、歌のしらべのおだやかならぬなどを、古風とおもひほこりて、てにをはのさだまりあることは露しらずして、おのが心々にまかせてよむこととしなりぬれば、ほうひがめる歌なむおほかりけるを、吾本居の大人平朝臣宣長てにをはのことわりをあきらめたまひ、言葉の玉の緒てふ書物をあらはしたまひてより、ふたゝび世にあきらけく、この書物をとり見るともがらは、くさ／＼のしげきてにをはも、さけがたきふしもなく、長歌短歌古風も近風も、ともによくとゝのへることゝはなりにけり、しかはあれども、長歌はそのつゞくるさまいろい

るべし、文政中おのれ（戊申雜筆）二翁のあとによそりてなほひろく天の下の言語文字のさだまりをさひもさめ、もろ〳〵のさきごさを取すべて、詞鏡語學新書の二書をあらはし、言葉の品を九つに分ち、助辭の格を九つに分ち、これを九品、九格させり、またそのかゝりになる助辭をも第一はも、第二ぞのやか、第三こそささだめ、徒さ何さをけづり、變格さいふを立す、言語の品格やゝくはしきに似たり、まかれども、これなほ盡せるにあらざれば、なほ詳にかうがへたゞす人あるべくこそ、是につけても、本居翁の其著書の末ごさに、おひつぎの考さいふを添へられたる、いさいと尊きわざ也けり。

死活

〔北邊隨筆初篇四〕詞の死活

洛東西光寺慈雲、律師、淨土門に見解ありて、著述せられし冊子を携來て、詞の當否をさはれける事ありき、おのれ淨土門のこさはまらねば、その意趣をさひつゝ、詞をあげつらひけるに、ざもすれば、その詞律師の本意にそむきたりき、あまりにさる事たびかさなりゆくに、律師いたくあやしまれければ、わが御國言は、から言にはたがひて、わがいはまほしさおもふ理を、人の察して思ひまるらんやうにのみいふならひなれば、そのてぶりおのづから詞ごさにそなはりて、直言せむさすれば必落ゐがたし、さればわがいはむさ思ふすぢより外に、詞をもさむれば悉く所を得る物なる事、神武帝の御時より此心得は定まりしなり、これを倒語さいふ（第一卷に引ける神武紀の御製例語これなり）まかれども此事よにかくれて千有餘年、いまはたゞわが御國言をば、直言にのみ用ふる事さなりにたり、もさより詞は變化自在の物なるが故に、もちひなばいかにも用ひらるべけれど、直言はその詞死せり、倒語はその詞活たり、活さは言をつかさどり給ふ神の靈をいかせば也、死さはその言靈をころせばなり、かの神武紀の妖氣さいふも、たすくべき神靈の道を塞ぐより、おのづから妖氣にあたるべきをいふなりさまるべし、たさはば古今集に、あふ坂のゆふつけ鳥もわ

第一能主格トハ、カヽリニナル助辭はもぞのやかこそナドノ定格ナリ、コレニ各其結辭アリ、コノ結辭ヲモテヒガメナドスルヲ助辭ヲ誤マルトハイフナリ能主ハ猶君ノゴトク、結辭ハ猶民ノゴトシ、

第二所生格トハ體言ト體言トノ間ニアルのがナド云助辭ノ格ナリ、

第三所與格トハ、にとへナド云助辭ノ格ナリ、

第四所役格トハ、をト云フ助辭ノ格ナリ、

第五所奪格トハ、よりからゆゑナド云助辭ノ格ナリ、所格ハ猶臣ノ如シ、

第六呼召格トハ、よややよいでナド云助辭ノ格ナリ、是ハ客位ノ助辭ナリ、以上六ツハ體言ノ助辭格ナリ、

第七現在格トハ、めりらんべきらしナドヽ現在用言ヲ受ル助辭格也、

第八過去格トハ、てけりけんつしつヽきなばぬゑかなん等ニテ、全過用言ヲ受ケ、ばどどもナドニテ、未過用言ヲ受ル助辭格ナリ、

第九未來格トハ、ずでじぬんましばなんナドニテ、未來用言ヲ受ル助辭格ナリ、以上三ツハ用言ノ助辭ナリ、

〔海西漫錄 三〕磋磨詞鏡

詞鏡のおひつぎの考を磋磨詞鏡といふ、今そのはしがきをこゝに抄す、

明和中富士谷翁、插頭脚結二抄をあらはして、かざしには上に戴く辭を註し、あゆひには下に履む助辭を註して、下にふむ助辭の類をば、五屬、十九家、六倫、十二身、八隊とわかてり、安永中本居翁、てにをは紐鏡、詞の玉の緒二篇をあらはして、はも徒の結び、ぞのや何の結び、こその結びなどを立て、これを三條の大綱といへり、ゑかれどもなほ變格などいふ事あるは翁の本意にはあらざ

此雪、其白き、これ、それ、なに、だれ、いく、みなナドノ、ミナ事物ニ代ヘテイフ辭ニシテ、スベテ六等ニワカレタリ。

第四連體言トハ、降る雪、照る月、行く人、鳴く虫ナドノ如ク、用言ヨリ體言ニ續ク辭ナリ、コレニ現在過去未來ノ三等アリ、

第五活用言トハ、行く、ゆき、ゆけ、ゆかん、鳴く、なき、なけ、なかんナド、活ラク辭ナリ、此中ニ譬ヘバ、今虫鳴ノ意ニ虫ヲなかすトイヘバ動他トナリ、虫ガ人ニなかせらるトイヘバ被動トナリ、タヾ虫がなくトイヘバ自動トナルナリ。此三等ニマタ各現在過去未來アルコトナリ、又活用言ニ九法トイフコトアリ、スベテ用言ノ活ラクニ九法アリテ、萬事萬物ノ活用ミナコレニ従フコトナリ譬ヘバ行く、ゆけば、ゆくとも、ゆくべし、ゆけ、ゆかん、ゆくか、ゆくなり、ゆかず、又ハ降る、ふれば、ふれども、ふるべし、ふれ、ふらん、ふるか、ふるなり、ふらずナドノ如シとも、ども、トハ既然未然ノ差別アレドモ、九法ニテハ一法ニ屬スルナリ、

第六形容言トハ、雪が白くふる、虫が悲しく鳴くナドイフトキノ白く悲しくノ如ク、スベテ用言ノ活ラクサマヲアラカジメ形容スル辭ナリ、シク〳〵泣ク、キヤラ〳〵笑フナドイフ辭コレニ同ジ、此ニ十八等アリ。

第七接續言トハ、譬ヘバ汝が顔色ハ。甚だ白し。ト切レタル語ヲ、直ニ下文ニ接ケテ、然れども雪にくらぶればいさゝか紅なりナドイフトキノ然れどもノ類是ナリ、コレニスベテ十二等アリ、

第八指示言トハ、雪の中、雪の上ナドイフガ如ク、上下内外遠近前後　ド　指シシメス辭ナリ、

第九感動言トハ、あなかしこノあな悲しなノなノ如ク、スベテ喜怒哀樂ニフケテ心意ニ感動シテ發スル聲ナリ、俗語ニテイヘバ、アヽ、アラヤアヤレオヤエ、ウ、、又ハシイシフ或ハ笑フ聲泣ク聲ノ類、スベテ十七等アリ。

ま戊申學者をして謬亂の弊なからしめんとおもふがゆゑに、語法を講ず、それ諸子百家の書、ひとつとして語言にあらざるものなし、まかゑに語言に於て、この格式あるときは、書を讀まん人、辭を脩めん人、などかこれをまなばざらん、

〔語學新書上〕凡例

凡テ言語ノ品格、九品九格ニ分ル、人倫ノ品格モ能ク推ストキハ、必ズ九品九格ナルベシトナン、九ハ數ノ極ミナレバナリ、

凡ヲ九品トハ、第一實體言、第二虛體言、第三代名言、第四連體言、第五活用言、第六形容言、第七接續言、第八指示言、第九感動言ナリ、九格トハ、第一能主格、第二所生格、第三所與格、第四所役格、第五所奪格、第六呼召格、第七現在格、第八過去格、第九未來格ナリ、

第一實體言トハ、國都山川霜雪人畜ナドノ如ク、實物アル體言ヲ云ナリ、其中ニ白さ長さナドイフ辭ハ、其分量ヲイフ體言ニテ、是スナハチ實體言ノ類ナリ、又コレニ統稱各稱ノ二等アリ、譬ヘバ山人ノ類ハ統稱、富士、山人まろノ類ハ各稱ナルガ如シ、

第二虛體言トハ、深き、淺き、長き、短き、白き、黑き、多き、寡き、マタ有る、無きナドノ如ク、實物ナキ體言ヲイフ、其中ニ譬ヘバ白き雪トイヘバ副上トナリ、雪白しトイヘバ副下トナリ、又助辭ナドヲツケテイフトキハ、比較トイヒテクラベ辭ニナルナリ、其比較ノ中ニモ又三ツノ差別アリテ、白きは雪なり、白きぞ雪なる、白きこそ雪なれ、又雪は白し、雪ぞ白き、雪こそ白けれナドヤウニイヘバ、稱階トナル、ホムル意アルクラベ辭ナリ、又雪よりも白しナドヤウニイヘバ比階トナル、此ト彼トクラベイフ辭ナリ、又いと白し、いとゞ白し、最も白し、極て白しナドヤウニイヘバ最階トナルナリ、

第三代名言トハ、自ラヲサシテ吾ト云ヒ、他ヲサシテ汝ト云ヒ、又彼トイフ類、或ハ汝が、妻、我がの、

わ
ら一 ずんば
り二 ふる
り二
る三 時
れ四 どば

〔活語活法活理抄 四〕語格はすべて、離合、合離よりおこるものになんある、天をはなれて地にあひ、地をはなれて人にあひ、人をはなれて人にあふ、人の中にわれあり、われにあひ、われをはなれて、人ごとにあひたもつ世の中なれば、人のものいひ、すべて離合合離の理にもる、はあらぬものになん、

邪をはなれて正にあふをよしとす

そこなふことをいふことばはすべて人爲を一二三四にていひ、天然を三四にていふものになん、

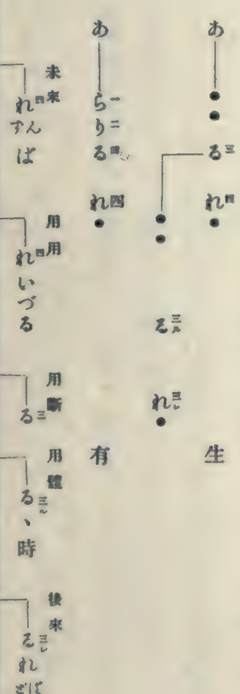
〔語學新書 上〕語學新書序說

此書もと詞の品定と名づけて、九品に九卷、九格に九卷、附錄に二卷、すべて二十卷なりしを、さては受業のもの謄寫もたやすからねば、同盟あひはかりて、つひに師（戊申○鶴峯）にこひて、本書のおけきを節して、二卷となしつるを、名をもあらためて語學新書とはせられたるなり、

師いはく、天地の間一切の事物、こと〳〵に二靈の創業し給ふ所なり、中にも言語の道の至靈至妙なる神世の古訓もこれによりて傳はり、聖人の名數もこれによりて流れたり、天下古來語法をいふもの、わが皇國に希爾乎波あり、漢に韻法熟字法あり、梵に八轉聲十羅聲あり、蘭に十品四格あり、みなこれ韻學の究理に出て、言語文字の品格をさすみちなり、戊申語、名を正して諸家を折中し論定して、九品九格とす、世間に曇りなき貴賤男女、もらず〳〵この則に順がひ、平生の語言、よく呼びよく應へ、差ふ所あることなし、たま〳〵其格を失ふものはたゞ初學偏僻の間にあるのみ、たゞし平言は天工に出づ故に差錯なし、偏僻の如きは人爲に出づ故に謬亂ある也、い

はこゝとかしことにわかれたるを、一つ處にいだし、又一つ處に出たるを、あるはこゝとかしことにわかちて出せるたぐひはいと多し、願ふ意のてにをははすべて願辭の部にいだし、仰する意のてにをははすべて仰する辭の部に出し、又いひかけの例に、玉の緒には一つ處に出されたるを、おもむきかはるは、二處にわかちて出せるたぐひなり、又未。然。言。より受るてにをはは、續用言より受るてにをはは、續用言より受る、辭とて、其言より受るてにをはとて、その條に出し、續。用。言。より受るてにをはは、續用言より受る辭とて、其部に出し切。止。言。續。體。言。より受るもしかり、其わかてるさまは、もはらかみつぶりに依れり、其外く。し。き。の。活。外。活。などわかてるも、みな同じ、猶此たぐひ多かれども、其處々にことわらんもわづらはしければ、ことわらずてもあるべき處は、みなことわらず、又てにをはに、其名をあぐべき格の、たまく玉の緒にもれて聞えざるは、さらにその名をつけたるもあれど、それもことわらずてあるべきかぎりはことわらず、そは初學のほどの人々の爲には、本書と是とわけていはんもいたづら也、又よくしれる人々は、さらでもしりて有べければなり、

〔活語活法活理抄〕すべてことばのはたらきに、五等の差別あり、未來用用用斷用體後來これなり、未來後來に成不成あり、未來のあらん、後來のあればは成なり、未來のあらず、後來のあれどは不成なり、いまこれらの差別をあれ生ありの有ふたつのことばにつきて、委しくいひさとさんとす、



詞どもを混雜して、わいだめなく解たれば、初學の輩には甚見安からざるが上に、理も通ざるなり、さればおのれが敎るやうは、き。つ。ぬ。ず。たりけりなりめりん。ましらむなむけむらしの十四辭を廣く一切の結辭と敎へ、若ぞ。や。か。の。の辭ども上より懸たる時には、忽變じてゝつるぬるぬ。たる、けるなるめるん。ましらむなむけむらしとなり、若こ。その辭懸たる時には忽變じてゝ、かつれぬれね。たれけれなれめれめ。ましからめなめけめらしとなる、是を辭の三變とをしへて、いとこゝろやすく事足なり、其内一變の辭あり、二變の辭あり、又無變の辭有事をおのづから明かならしむ詞の結は別に離て、切詞と續詞とのわかちとともに、圖をもてさとせり、さてまた古言梯の內、榮さかゆ、植うゝの類詞の活にて、おのづから心得らるゝ假字どもあり、それらは活をだに餘すれば、別に心を用るにおよばず、唯物の名の類、死物の假字は、一々に暗記するよりほかなし、其數々を暗記せむ事、たはやすからぬわざなれば、識者と云ども誤者あり、さるをおのれ新に考たるやうは、譬ば朝寢藍の類、い。ゐ。のまぎらはしき物百ありて、其内八十ゐ。ならば、二十のい。の方をよく記憶して、其餘は皆にゐと知なり、總て此則もて人を道引こゝろむるに、そのたやすき事いふばかりなし、されば此書は、其學上どもに、まのあたり敎ゑまゝを書記おけゐなれば、ひたすら見安得安からむ事を主として、專俗文俗意もて物せり、其心を得て見ゑべきなり、すべて今の世は、ものゝくはしきにすぎて、かへりていりほがになり、初學をして倦しむる書籍のみおほし」。

略

〔玉の緖末分備上〕凡例

この書に出せるてにをは詞のはたらきざまなどは、玉の緖のみにもあらず、詞の八ちまた、詞のかよひぢなどの中にても、たよりならん處、むねとすべき處はあらまし出せる中に、てにをはのくさ／＼は、大かたみな玉の緖に出たる名目にして、さらに其名を設たるはすくなき中に、ある

考に至て、始て此道ひらけそめたりといふべし、但し辭と云事のはじめて物に見えたるは、榻鴫曉筆、又ト部兼倶の日本神代抄などにやあるらむ、又辭といふ名義を、始めて明かに解たるは、縣居翁の三部假名抄言釋なるべし、それに次て本居宣長がてにをは紐鏡、同詞の玉の緒、活用抄、其子春庭が詞の八衢等をあらはしてよりぞ、詞の活用も辭の結びも、こと〴〵く細やかに顯れて、まどふふしなくなれりけるは、いとも嬉しき御代の光ならずや、かく三が三ながらに、其筋々こそひらけたりとはいへども、上の件の書どもをよく〳〵見合せ考へざれば、一渡には心得がたく、且其書どもゝ、世にいまだ無事を考へ出たる物の始めの事にしあれば、書ざまあらく、筋入まがひて、初學のためには見安からず、將考へ漏せる事も、云殘せる事も、などか少しづつはなからざらむ、おのれ伊勢の國に在し程は、思ふむねありて、其流をこそ汲ざりしかども、春庭は親き友人にて、八衢の足ざる事どもなどをも、彼是と論らひて、得たる事も助けたる事も、互になむ有ける、其後篇をつぎ出すべく語らふ程に、ゆくりなく此武藏の國に移にければ、其後の事を知ず、程なく彼人は身まかりぬと聞ば、得志をはたさずや有けむ、爰にはわたくしを交へず、人々にも論らはせて、初學を敎へ導引つゝ、年あまた試たれば、さる聾の耳に入やすく、悟安からむ事なども、自に玄なれたるけにや有らむ、人々の進事いとすみやかなり、さばかり得安き道となれるよしは、先彼八衢には、四段の活、一段の活、中二段の活、下二段の活、變格の五種に受る辭の數三十を出せるのみなるを、おのれが人に敎るは然らず、最初に五十聯音の圖を出して、是を縱にも横にも誦習しめ、次に辭の數四百餘の中より、活詞に用ある辭ども五十三を撰出て、五部に類をわかち、是をも暗に誦習しめ、次に四段の活、四段再の活、一段の活、上二段の活、下二段の活、三段の活、三行の活、二行の活、一行の活と、其數九種をつぎ〳〵に敎るなり、さてまた玉の緒紐鏡の類には、はも徒、ぞのや何、こその三種を、上よりの懸として、下の結はなりけりの類の辭と、見聞などすべての

いでにいさゝかいひおくになん、

文政三年の夏　　松齋大中臣藤井宿禰高尚

〔山口栞〕下形狀言につきてのすべての佐陀（中略）さてかの八ちまたに、又次には、たゞしゝきしく又しきくと活く語云々といへる其二種の活き言もげにかの四種の活に次ぎておほし、此二種（と有りといふ詞の類ひ、形狀言となは言語四種論には）ありかたことばといへるげにいはれたるなどぞ思はるゝ、

〔言靈のしるべ上〕總論

上る世には詞の活、辭の結假字遣の三の物、いと〳〵正く嚴なりし事は僧昌住が新撰字鏡、源順朝臣の和名抄を見ても其古おもひやらるゝを、中頃より西蕃のいやしき音の交ると、世々の亂とにつれて漸おさろへ、ことに應仁の大亂の後は、萬の道々地に落て、詞の活假字遣などいふ事は謙知者もなくすたれはてゝ、たま〳〵其筋の事かける書ども、假字遣の方には僧行阿が假名文字遣、荒木田盛徵が類字假名遣、貝原篤信が和字解、辭の方には平間長雅が春樹顯秘抄、てには大槪抄の類、おほかたをさなく、いまだしき物のみなりし事は、則其書どもに、てにはの義は出假葉なり、草木の葉出るを見て、其草其木を知が如しといひ、又いゐひえゑへをおの類の字ども、見分がたき事ありと云ながら、自所存に任て書試たる物のよし云るなどもてすべてしどけなく愚しかりける事を知べし、さて後契冲阿闍梨が和字正濫抄、同正濫要略、橘成員が和字通例書、同假名字例、桑門文雄が和字大觀抄の類の書ども、つぎ〳〵出來て後終に楫取魚彥が古言梯にて假名の事は再び古にかへり世に明かになれりけるを、近頃成人の增補せるは、いよ〳〵細になれりといふべし、又詞の事は、栂井一室が網引綱に、てにをはの名は、をこと點の四隅より出たるよしを考、同蜂のすがきに、詞の活のすぢなども、いさゝか其端を考たれども鈴屋翁の語意

る詞の道しるべをば、八年の前にか、平井重民の助を得て、改め置し本をとう出て、更に校へ正し、又書直させて、題は一名の活語指南といへるかたにさだめて、上野國へおくることになりぬるに付て、○中略さらに書あらためぬるは天保十二年五月なるを、かたはらより、去年夏高倉學寮にして、語辭のことの辨說ありしついでに、くに〳〵の學人に寫さしめられしひとひらの圖示を、今少しこまやかげにいたづきましてを此とぢめにあらはしおかれなんといふ友有、やがてそれ諾ひ、さらに筆執る。其辨說は、何人かいつけて、研辭林香記と標せる一冊あなり、

〔山口栞上〕山口のしをりのはし書

みやびことゞ葉のはたらくやうをわきまへずして、歌よみ文かくは、しらぬ山路をゆく人のふみまよふに、いとこそ似たれば、言のは山にわけいる人の、山口の道のしをりにかきあらはしたる此書とぞ、その人は若狹の國小濱の里に、義門法師ときこゆる人、十とせばかり過にし年、みやこにてはじめてあひしより、此年ごろおのれを師のやうに思ひたのむ人になん、子のおとなぶるにたちかはり、親のしれゆくごとくに、此人は其つかへまつる道をゆくいとまに、み國のいにしへの書をよみもし、かなのよろづのさうしのがくもんをさへ心にいれ、ことにこの詞のはたらきのすぢをば、よく思ひえてなん、おのれは年おいて、心もくづをれほけ〳〵しうなりまさりて、今はかへりてかたらひ人にして、わづかなることしをれ文かきても、此人のさだめをきかぬこなたは、いかゞあらんとぞおもはるゝ、さる人のものせる此しをりよ、あるやうなからんやは、そもそも詞のはたらきといふものに、かならずさあるべきすぢのおのづからのさだまりにしあれば、いにしへ人は、心せざれどあやまらざりし事も、たがひてはひがことなるも、かなづかひといふものにおなじきを、此かたには心よする人のまれなるを、かなしみてものしたるしをりになんあすしらぬ老の心にも、此書のなりぬるをうれしうおもだゝしう思ふよしを、はしがきのつ

ノ後ナルテニヲハ、カ、カモ、カナ、ガ、ガナ、ノ、ガモ、ガナ、ナ、ゾ、ヨ、チモ、ハモ、ヤ、ハヤ、ヤ、ハ、バヤ、カシ、ヲ、レ、ズ（不ノ字ノ意ナリ、然ズニ有リ、ナツヘテ働ク事ハ、下ニイフベシ、）活語ニツケルテニヲハ、形狀ノ詞ニ二ツ、（シ、リ）作用ノ詞ニ十二、（ツ、ヲ、ア、ス、フ、ム、ヌ、フ、リ、ツ、ヌ、フ、ズ、ジ、）上ニスデニ云フ、

〔玉緒繰分（波文章）〕凡そ詞玉緒は、もと歌よまん人のために、まづ歌のみに就て示せるがむねとある所なるを、其てにをはよ、文章にても、こは異ることはなきぞと示すは、（第二段）さてのごとくせるもの故に、文章部とて、末にわけて示せることゞげに謂れたる事にて、さてなんいと〳〵分り易く、明め易きわざなることは、さらに言加ふべきこともあらざるなり、しかれども今は其玉の緒のをしへによりて、てにをははすべて歌にても文にてもかはることはあらぬものと謂れらんうへは、互ひに通はして、歌なるを文の例ともし、文なるを歌の證しともしつべきなり、詞には、ことの便りのまにまにあり、又文に限るもあれど、これはそれとは異なり、さるからに此繰分には、歌にかぎるもに、むかしの文詞どもをも、をり〳〵歌を引證するなみに雜へ用ゐては、とかく云ひつるぞかし、さて此くりわけを見んには、詞の玉の緒七卷、紐鏡、並にわが略圖をば暫しも離つまじきは云もさらなり、幾卷幾ひら右左とまでして、ことに文をば多くは省きて擧たれば、玉の緒をもたずしてこれに對はゞ、其處此處徒に打かたぶかれつゝ、終にはいかに共知られぬ事どもぞあべき、猶よく意得んとならば、更に又詞八衢、詞通路、言語四種論、さてはわが略圖を註解せる活語指南、是らをも合せ考へずは、何くれ名目めけることなどのとみに知られがたきあるべし、されど其らはとまれ、詞の玉緒と、略圖一ひらとは、必持て有べきなり、

此艸を起しゝは、かぞふればはや十年にもあまりにたるよな、中書と云べく物したりしを、詞の道まなぶべの中書とともに、かの稻掛家（此書の序書せし御方）へもて參りしも、いつしか七とせにぞなりにたる、その頃のをば寫し居る人も、そこゝにあめるを、さて去年の秋なりき、いはゆ

テ當レリ、辭ハ辭氣トモイヒテ、心ノ聲ナリ、サレドモ唐ノ語辭ハ、イトヽ粗キ物ニテ、我御國ノテニヲハノ精ク詳ニシテ、條理ノ細ヤカニ分レ、規格ノヨク定レルニハ似ルベクモアラズ、御國ノ詞ノ万國ニスグレタル所ハ、マタクコノテニヲハノメデタキニ因レリ、委シクハ我師ノ詞玉緒ヲ見テ知ルベシ、前ノ三種ノ詞ト、此テニヲハトヲ對ヘミルニ、三種ノ詞ハサス所アリ、テニヲハハサス所ナシ、三種ハ詞ニシテ、テニヲハハ聲ナリ、三種ハ物事ヲサシアラハシテ詞トナリ、テニヲハハ其詞ニ、ツケル心ノ聲ナリ、詞ハ玉ノ如ク、テニヲハハ緒ノ如シ、詞ハ器物ノ如ク、テニヲハハ其ヲ使ヒ動カス手ノゴトシ、サレバ體ノ詞ニ、テニヲハヲシテ貫連子、使ヒ動シテ万ツノ詞トナル、詞ハテニヲハナラデハ働カズ、テニヲハハ詞ナラデハツク所ナシ、サレド又獨立テ詞ヲ離レタルテニヲハアリ、コレ一ツ、詞ニ先ダツテニヲハ、コレ二ツ、詞ノ中間ニアルテニヲハ、コレ三ツ、詞ノ跡ヲ承テトムルテニヲハ是レ四ツ、活語ノ終リニツキタルテニヲハ、コレ五ツ、附クニハアラデ跡ヲ承ケ、又中間ニモアリテ、切レモ續キモシテ働クテニヲハヲソヘテ六ツナリ、下ニ各聊ヅヽ擧ルヲ見ルベシ、獨立タルテニヲハ、ア、ヽ（嘆ク聲 笑フ聲）又アハレアハヤアヤアナアナヤ、（トモニ驚キ聲）（タ聲ヤヤヨ、トモニ呼ブ聲ナリ、又ナゲキノヤヘ、實ノ終リニツタヤウナレド、キレタル詞ヲロブ ドリテ受タレバ、必ツキタル詞ト云ニモアラズ、上ノアハヤアナヤノヤニ同ジ。聲）イナ（否ム聲）ヲヽ（答ル聲）ウ（ウベナフ聲）幾何誰（此三ツ共ニ不定ナル物事ヲウタガフ聲ナリ、ナホアニテヘラソヘテ活用イトオホレ、）是ヲ本ヨリ三種ノ詞ノ類ニアラズ、又詞ニツラナルテニヲハノ類ニモアラ子ドモ、人ノ心ノ聲ニアラハルヽニテ、テニヲハノ本體ナリ、サテカク獨立タルテニヲハナル故ニ、轉ジテハ體ノ詞トモナリ、又種々テニヲハヲ添テ、活語トモナルナリ、（證ヘ前ニ出）詞ニ先ダツテニヲハハ、ハタ又イデアニナドカソモソモマタナホ、此内ソモヽヽノソ、マタノマ、ハタナホハ、本ハ詞ナルガ、變ジテテニヲハノヤウニナレルナリ、詞ノ中間ノテニヲハ、ノ之ツ天ツ風沖ツ波ノ類ニヲハバモカモ（ヒトリカモ子ンノカモナリ、又タヤカトモ云、）ゾナモナン（オナシ花チシミレヤ疑ヒノコソイ古語ニアリ、ロノタダヒナレドモ、ト云、トオモドモノ ジシバノタグヒヤナナリ ロヘトマル事アリ、イヘトマラズ、トフノトナリ、ドドナリ）詞

シブケレ ヘルケレ タシ ウレ メテ ヌシ ォシ メカシ フル ォォ メメ カカ シジ ナドノシモ其類ニテ、高シ卑シ善シ惡シ悲シ樂シノタグヒノシ、皆同意ナリ、リハ有ナリ、アハアリ〳〵。アザヤカ、アラハル、アキラカノア、ニタ、物ニワブク時ハ省カレ消ユルナリ、居ハキアリナリ、聞ケリ、見タリム、聞アリ、見テアリナリ、往リ、遣レリハ、ユキアリ、カヘリアリナリ、カクリモジヲ終ニツクル時ハ、本作用ノ詞ナルモ、皆其形状ニナルナリ、サレバコノシリノ二モジニテトマル詞ハ、スベテ皆物事ノ形状ナリ、第三ノ類ナルハク、明、グ鍋ノトックス 剣ユ跳ス ヅ 宮フ跨フ ヅ 枷イ吹ジ ヌ 往ヌ流ヌ フ 違フ買フ ブ 浮ブ學ブ ム 編ム咬ム ユ 肥ユ消ユ ル 居ル去ル ウ 得ウ居ウ ノ十二ナリ、クハメクコアダメタノ類ヒ、フハナフ伴ナフ商ナフノ類ヒ、スハ爲ナリ、合ナリ、ブハブルノ意ナランカ、フブムハ相通フ事アリ、此十二モジノテニヲハノ意ニハ、種々別チアルベケレドモ、一ニイヘバ皆爲ト同類ニテ、此類ニテトマル詞ハ皆作用ナリ、人ニテモ物ニテモ何ニテモ、動キ働キ移リ變ルワザヲイフニテ、是ヲコノハ用ノ詞トシテ、體ノ詞ト反對スベキニ、カノ形状ノ詞ヲモ、一ツニ用ノ詞トイヒ來ルハ、少シイカガニテ、形状ハ體ニ近キ所アリ、其證ハ善シ惡シノト云ヒ、有リノマヽト云フタグヒ、ノモジニ續クサマ、體ノ詞ノ格ニ同ジ、又作用ノ詞ノ終ヲ、第二ノ類ニ轉ジテ、名目トスル事アリ、御行、御執、使人、戀情ノ類也、是第二ノ類ニハ、定リタル形ノ意ヲモチテ、形状ノ詞ノ體ニ近キハ、コノ故ニテモアラン歟、サレドモ體ノ詞ニハ働ク事ナキニ、此二ツ共ニ終ノテニヲハ働キ働ク故ニ、一ツニシテ是ヲ働ク詞、又活語、又活用ノ詞ナドイハンハサル事ナリ、形状ノ詞ノ終リ、シトリトハ同類ナガラ、一ツニハ云ガタカラン歟ト問フニ、答ヘケラク、アリトナシトハ反對ノ詞也、又善シ惡シト云モ、善カリアシカリト云モ異ナル意ナシ、又漢籍讀ニ、何々然タリト云事ハ、何々然トアリニテ、即何々シト云ニ同ジ、是等ニテ二モジノ意ハ異ナリナガラ、同ジ趣ナル事ヲ知ルベシ。○中略

テニヲハノ事

テニヲハハ、モロコシニテハ語聲、又語辭、又助辭、又嘆辭、又發語辭、又語ノ餘聲ナド云類ヒニ、總べ

ナレテ、上レル世ノ高キ姿ヲ尊ミ、タヾ眞心ヨリヨミ出ルヲムネトシテ、ソノオモムキヲ得タルノミナラズ、詞ノハタラキ、手ニヲハノトヽノヒマデ、クハシク學ビ極メラレテ、天言活用圖、五十音口訣ナドアラハセリ、マタ鈴屋翁ノ學風ヲ慕ハレ、皇國ノ書ヨムコトヲモ好ミタレド、後ニハタヾ歌ヨムコトノミ專ラトセリ、

〔言語四種論〕言語ニ四種ノ別アル事

詞ニ四種ノ別チトハ、一ツハ万ヅノ名目ニテ、體ノ詞、又動カヌ詞ト云、一ツハテニヲハ、一ツハ形狀ノ詞、一ツハ作用ノ詞、此二ツヲ合セテ、世ニハ用ノ詞ト云、又働ク詞トモ、活用ノ詞トモ活語トモ云、終リニ附クモジ、斷續キニ因テカハル故ナリ、カクテ此四種ノ別チノ委シキ子細、又其一クサゴトニ、各聊ヅヽノ別チアル事ハ、次々ニ論ラフヲ見ルベシ、

凡テ言ニ體用ノ別アリ、體トハ動カヌ言ヲ云、用トハ活クヲ云フ、其體語ニ、本ヨリ體語ナルト、用ノ體ニナレルトアリ、イト上代ニハ、用語多クテ、體語スクナカリシヲ、世々ニ人ノ言語ノ多クナリ行クマヽニ、用語ノ別イト多キナリ、

體ノ詞ノ事

體ノ詞ヲ二ツニ別クレバ、形アル物ト、形ナキ物トノ違ヒアレドモ、總テ物ニテモ、事ニテモ、形狀ニテモ、理ニテモ、何ニテモ一方ニ定メテ指シ呼ブ名目ノ詞ハ皆是ナリ、〇中略

形狀ノ詞作事ノ詞ノ事

用ノ詞、ハタラク詞、活語ナド古來一ツニ言來レルヲバ、今形狀、作用ト分チテ二種ノ詞トセルハ、終リニ附キテハタラクテニヲハノ、本語ニツキテキレ居ワリタルモジノ第二ノイノ韻ナルト、第三ノウノ韻ナルトノ差別ナリ、第二ノ韻ナルハ、シリノ二ツナリ、シハキラ〳〵シ、ズガ〳〵シナドノシニテ、其意シラル、卽俗ニ何々シイト云シイノコヽロニテ、其有様ヲ形容イヘル詞ナリ、ケシ

もがらは、いこたゞ〳〵しく、常にあやまることおほければ、其定りををしへさとさむとて、くはしくかき出るせるなり、

さて自他の詞六つにわかれたれば、今六段に次第して、その詞をほどこし、一目に見わたし、こゝろえやすからむために、圖をつくりてさとしたるなり。○中略

おのづから然る みづから然する		四カ おどろく
物を然する	下ア うる	四サ おどろかす
他に然する		
他に然さする	下サ えさする	
おのづから然せらるゝ、	下ラ えらるゝ、	下ラ おどろかるゝ、
他に然せらるゝ、	下ラ えらるゝ、	下ラ おどろかさるゝ、

〔古學小傳 二〕足代弘訓

廿一歳ヨリ、本居春庭ニ語學ヲ學ビ、詞八衢ノ蘊奥ヲ窺フ、春庭常ニ、我ハ盲人ナリ、語學ハ足代ニ學ベト云レシトゾ、

〔古學小傳 三〕海野幸典

海野幸典ハ、姓ハ滋野、稱ヲ源兵衛ト云幕府ノ士人ナリ、〔高田五十鈴、本名ニ因幡國ノ住人滋野小太郎作次、後、利脇少輔トナル、幸典ハコレガ末孫ト見ユ、〕若カリシ比ヨリ、ミヤビ心淺カラズ、アケクレ歌ヨムコトヲ好ミ、小澤蘆庵ノ風ヲシタヒ、其門人簡波黙軒ノモトニ名簿ヲオクリテ、何クレノコトヤモ問ヒ質シケリ、後ノ世ノフリヲハ

ほり次々にいふべし、此やちまたなどは、ざつと一とほりに見ては、わかりがたく辨へがたし、物語或は記錄、或は註釋物などは、書面文義だに聞ゆれば、事はよくわかり志らるゝを、かやうの書などは、書面文義は聞えても、其意わかりがたし、一言いへる事も、すべてへかゝり、それをもて始終に押渡し心うる事なれば、一言といへどもなほざりに見過さず、深く心をとゞめて考へわきまへて、其事どもを、我物と手に入やうにせざれば、いくたび見ても益なし、そも／＼この書をあらはしたるさまをいはむに、古書古歌の言葉どもを、こと／＼くのこらずわきまへて後作れるものにはあらず、こは其さだまりたる、其肝要の所をとらへえたるにつきて、その例をもておしさだむるに、千万の詞、いと正しくおごそかにして、一つもたがふことなし、たとへば日蝕月蝕のさまを知たるも天にのぼりて其さまを見明らめたるには非ず、日月の年々めぐる事の正しくていさゝかもたがふ事のなき所を志りえて、おし定めたるが如し日月のめぐり、詞の活の、おのづからいと正しく、すこしもたがはざればなり、これを思ふにも、皇國の詞といふ物は、まことにまことに、あやしくくすしくたへなる事志られて、いとも／＼たふとし、○下略

〔詞通路上〕詞の自他の事

歌よむにも、ふみかくにも事を志るすにも、よろづの事をわかち、其さまをくはしく志らするなれば、もはら此自他の言葉の活をむねとこゝろうべきわざなり、○中略世の人、自他の詞は、たゞ煙などのたつといふは、おのづからたつことをいひ、たつるといふは、人のたつる事をいひ、また花のちるといふは、おのづからちることゝ、ちらすといふは、かせなどのちらすことなどとのみ、なほざりに思ひて、くはしく考へ志るべき事ともおもひたらず、又この事をさかくあげつらへる書もなければ、おのづから心をつくるともがらもなく、おのれ歌よくよみものよくこゝろえたりとおもふ人も、おのづから取はづしては、あやまる事なきにしもあらず、ましてうひまなびのと

にいへるがごとし、此活詞もおほからず、
下二段の活とは、くくる、くれけ、す、する、すれ、せと第三の音と四の音との二段にて、うく、うくる、うくれ、うけ、見す、見する、見すれ、見せなどはたらくをいへり、くる、くれずる、すれのるれは、これも上にいへるにおなじ、此活の詞は、又いとおほし、
又此四種の活の同じたぐひにて、いさゝか活さまの異なるあり、そをかりに變格と名つけて、その詞ある行の圖に出せり、そのよしは其所々にいふべし、

〔詞通路上〕詞のかよひ路序

詞の玉緒、詞の八衢は、うひまなびのほどにあくまでもくりかへしよみあきらめさせまほしくなむ、こゝにある人のいへらく、ちかきころ學の道さかりにて、そこかしこよりきそひあらはす何くれの書ども、とりどりにめづらかなる事おほかれど、はやく鈴屋翁の著しおかれたるは、まめやかに敎へさとして、すべて物學ぶ人のために、その功こよなくこそおぼゆれそれにつきて、後鈴屋翁（〇本居春庭）の八衢のしるべこそまめやかなる敎なれ、わがどもがらの机ちかくはなちがたき書なりといへりきこたび此あらはせる詞の通路はた家の敎ゝちじるく、きめ／＼しき書なり、此道に深く入たち、くま／＼あきらかにいたれるちからならでは、かくはえあらさすまじくなむ、

文政十一年戊子秋　　　　本居大平

〇按ズルニ、本書ニハ、詞の自他の事、詞の兼用の事、詞てにをはのかゝる所の事等ノ目アリテ、詳ニ之ヲ說ケリ、

〔詞通路下〕我（〇本居春庭）先にあらはせる詞のやちまたを、たれも／＼多くむつかしくわかりがたき物に思へるよし、かれ今其わかりがたく思ふめる所々を心得辨へまめむが爲に、これかれ一と

翁の心なりつると、今ぞおもひあはされぬる、

〔詞八衢上〕活はすべて、いとおほく、さま〴〵なる中に、四種の活、（この事下にいふべし）もともそのたぐひさまざまひろく、いとおほくして、これにならぶはたらき他にはなし、次にはたゞしゝき、しゝく、又しきくとはたらく詞のみなり、その餘の活は、これにくらぶればいとせばく、詞もすくなし、さてしきしく、しきくとはたらくは、詞もいとおほけれど、こはたゞ加行のみの活にて、其餘の行にかくはたらくたぐひの詞なければ、猶せばきを、四種のはたらきは、あかさたなはまやらわの行におしわたりて、こと〴〵くその活あるうへに、行毎に又四種三種、あるひは二種などづゝの活も有て、いとさま〴〵ひろきにしたがひて、その詞もいとおほし、かゝれば先この四種のはたらきをさとさむとて、くだり〳〵の圖などあらはし、次々にそのよしくはしく書しるしつ、その餘の種々の活は、別にあらはすべし、

四種の活といふは、四段の活、一段の活、中二段の活、下二段の活、此四つなり、活のさまは次にいふべし、さてこれらの名、もとよりあるにあらざれども、事をわかちいはむに、名目なくてはたよりあしければ、今かりにつけたるなり、下すべてこの名をもていへり、

四段の活とは、か、き、く、け、さ、し、す、せとやうに、第一の音より、四の音まで、次々四段に、あか、あき、あく、あけ、おさ、おし、おす、おせなどはたらくをいふ也、此活詞かぎりなくいとおほし、

一段の活とは、い、いる、いれ（射）、き、きる、きれ（著）など、第二の音一段のみにてはたらくをいふ、いる、いれ、きる、きれのるれは、言をそへて活をなせるにて、某行の音にはかゝはらざる也、さて此活すべて一音にて、い、きといふより外なければ、この活詞いとすくなし、

中二段の活とは、き、く、くる、くれ、ち、つ、つる、つれと、第二の音、三の音二段にて、おき、おく、おくる、おくれ、とち、とづ、とづる、とづれなどはたらくをいふなり、くる、くれ、つる、つれのるれは、一段の所

こそ といへば、けれ と結ぶたぐひは、たれもよくわきまへしれゝども、は(も徒同じ) といへば、し と結び、ぞ(のや何同じ) といへば、る と結ぶと、又 は(も徒同じ) といへば、る とむすび、ぞ(のや何同じ) といへば、し と結ぶと、詞によりて、かくかへさまにもなるなどは、後の世の人はまゝ誤ることあり、(是は紐鏡のはじめ五段の内、上二段は右のくだりしにて結び、中のくだりきにて結ぶ様なるを、下三段はうちかへして右のくだりき、中のくだりしにて結ぶ、此所かくのごとく、しときとたがひにかはる故に、初學の人は、まどひやすし、よくわきまふべし、)又 は(も徒同じ) といへば、ぬ つ る と結び、ぞ(のや何同じ) といへば、ぬる つる るゝ と結ぶ言あり、此たぐひのけぢめなどをば、後の世の人はをさ〳〵わきまへしらぬにや、皆ひとつにまがへ誤ることつねにおほし、(此類例は、次々に委しくいふがごとし、)すべてこれらのけぢめも、かの大綱の三條のすぢ〳〵をたづねてわきまへしるべし、

〔動辭本義一覽上〕玉の緒に擧たるケ條のあらましをいはゞ、次のぞを三十五種に分ち、のを二十六七種に分ち、や都などにいたりては、六十七八種に分てるが如き也、是を委しといはゞ委しきやうにもあれど、其中には全、同じ事なるも多かるに、殊更に分ち出て何の格くれの格と、しひてものせりしこそ、返々も煩はしくはたうるさけれ、さるは初學の輩は、其ケ條をおぼゆるにだに難しとおもひくづほれて、却ててにをはに倦つかれ、終に歌をやめんとさへおもひなりぬるたぐひもこれかれ聞ゆ、又然かケ條を分つほどにしては、むげに言の意をとかず、適加へそへたる言どもゝ、只むつかしくのみいひなして、わざと人に難きものかなと思はしめん下がまへさへぞ見えたりける、猶さても彼大人にして、いかなる事にてかくはものせるにかと、いぶかしみ思ふに、此書を出せるほどは、京に蘆庵蒿蹊、江戸に千蔭、春海の主達、何れも其比まではかゝる方にはうとくものせられながら、ともすれば本居翁をそしれるくせのありつれば、翁も又かたへにさる人々をおどろかさばやとて、わざとかまへて然かしたゝかにはものせられたるにぞありけん、即同じ比ものせりし玉霰と云書に、おどろかさばやさめぬねぶりをとよめりしぞ、元より彼

に、さることとのみ心得をる人おほかゝめり、まことにいとよく似てはあれども、しか思ふは猶てにをはをよくしらぬものになん有ける、そのゆゑは、かのからぶみの助字といふなる物は、その本と末とをあひてらして、かなへあはするさだまりはなきものなるを、てにをはは、たしかに此さだまりのあと有て、いさゝかもたがひぬれば、言の葉とゝのはず、歌も何もすべていたづらごとになんなるめるを、いまだしきともがらは、さる物にて、近き世には歌よくよむと思ひて、いたくこれに心する人だに、とりはづしては、ほゝゆがめもてそこなふたぐひ、よにおほきぞかし、さるをかの助字といふ物と、もはら同じごとくのみ思ひとりたらんには、此本末をばかなへんものともおもひたどらで、たゞおのが心にのみまかせつゝ、物すべかゝめれば、いよ〳〵いみじきひがことのみ引出なんものをや、

〔詞の玉の緒一〕てにをはのとゝのへは、その本末をかなへあはせて、いにしへのさだまりをあやまたぬをなんむねとはすめれば、おのれさきに、紐鏡といふものを作り出て、三條の大綱を張わたして、此さだまりのかぎりをあらはしたりき、そはやがて此書の目錄のやうにて、てにをはの大むねにしあれば、此ふみを考へんには、つねにかのひも鏡をかたはらにひろげおきて、あひてらし見べきなり、この三條の大づなをだにとり得てば、むすぼゝれたらんちゞのてにをはも、すぢすぢおのづからさはらかにとけわかれて、つゆのみだれもなからむかし、

紐鏡の三條の大綱とは、右はも徒（たゞ徒とは、はもぞのや何こそなどいふ辭のなきを、今かりにかくいふ也、）の結び一條、中ぞのや何（いかに、いく、たれの類、みな同じ、）の結び一條、左こその結び一條、此三條にして、これなんてにをはの大旨なりける、結びとは、言のとぢめをいふ、さるは一首のとぢめのみにもあらず、いづれの句にまれ、語の切る所は、皆そのとぢめにて、上におけるてにをはの結びなり、さてかの三條に分てあげたる段々の辭のさだまりのなかに、上をは（も徒同じ）といへば、けりとむすび、ぞ（のや何同じ）といへば、けるとむすび、

こなせるをば、はしらといひ、よすみにさゝやかにあはせたるをば、はこといひて、もとなにの木ともたづねしりがたきもあるがごとし。○中略

吉川彥富　同識
井上義胤

安永二年六月

〔かざし抄上〕一私云、わが友だちの中に、師○富士谷成章説をうけしるして、十二部の抄とせり、かざし、よそひ、あゆひ、古歌三具、和文三具、名目抄裏書奥書等也、しるしはてたるもあり、うけはてぬもあり、今つぎ〳〵に世にもあらはしてん。○中略

又かざし、よそひ、あゆひ、物名の例、左に註するをみてしるべし、

挿頭かざし　装よそひ　脚結あゆひ

（挿）かくしつゝ（挿）とにもかくにも（装）ながらへて（脚）君（名）が（脚）やちよ（名）に（脚）あふ（装）よし（脚）もがな

（挿）いつ（脚）とても（名）月（装）み（脚）ぬ（名）秋（脚）は（装）なき（脚）ものを（挿）わきて（挿）こ（名）よひ（脚）の（装）めづらしき（脚）哉

吉川彥富
山口高端　同識

明和四年丁亥仲春

〔北邊隨筆初篇二〕助字のたぐひ

すべて助字、やすめ字、發語などいふ事は、先達の注書どもにみゆる、常のことなり、しかれどもたすくるも、助くべきゆゑありてこそたすけめ、やすむるも、やすむべき故ありてこそやすめめ、發すも、おこすべきゆゑありてこそおこさめ、或はたすけ、あるはたすけず、あるはやすめ、あるはやすめず、あるはおこし、或はおこさずやはあるべき、さるべき故をもとかずして、たゞ助字、やすめ字、發語などいひてやみなんは、くちをしきわざならずや、

〔詞の玉の緒一〕近き代に或人、てにをはは漢文の助字の如しといへり、此言あたれるやうなる故

卷をゑるせしは、またくわたつみのふかき心をのべ侍るにはあらで、唯山の井の淺きことのみを書集て、初學の人に便りするものから、それをだに辨へがたきことのあるにや、とかく問よる人のなきにしもあらず、或は遠き國より文して尋ね來るを、今は六十にちかき身の、こと〴〵くいらへするも物うくて、蓬の窻の明くれに、古ぶみのゑみうちはらふすさみながらに、かの抄物に殘れる事どもを書つくついでに、虛字の事をもかき加へて、又甲乙の卷とし、蜘のすがきと名付侍る、大かた老の心のゑどけなく、手引の糸のみだれかはしきふし〴〵のおほかめるを、みむ人罪ゆるして、難波がたかたみにうらなくも、よしあしを、且はけづりかつは補ひ玉はゞ、和歌のうら波立かへり、かひあるわが身の幸ならんかしとゑかいふ、安永九庚子年八月、桝井一室著、

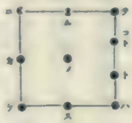
〔淇園文集 後編 三〕北邊倭文遺稿序

亡弟成章、號北邊、才氣絕人、廣涉經史、兼精邦故、工倭歌、〇中略 成章在日、爲其弟子、口授倭歌、所用辭類之釋義作三具抄、一曰插頭、插頭者頭飾也、以明助辭施于語頭者、故以爲名、二曰脚結、脚結者脚飾也、以明助辭施于語脚者、故以爲名、此二抄皆已梓行、三曰粧、粧者身飾也、以凡百動用諸名辭義、此於前二物、猶如有其身、故以爲名、而此未能成稿而歿、二書已行、而人惜其一之未備焉、〇中略 天明丁未〇七年季秋、

〔あゆひ抄 一〕おほむね上

師 〇富士谷成章 曰、名をもて物をことわり、裝をもて事をさだめ、插頭、脚結をもてことばをたすく、この四のくらゐは、はじめひとつのことたまなり、あふよりてさだまれゝもあり、とよりてかよひなれるもあり、いはゞおなじき木といへど、おほきなゑをば家につくりふねにつくり、ちひさきをばつくゑにつくり、はしにつくるは、むかしよりよろしきにゑたがふ也、又まゆみを弓ならぬものにもけづり、桐をばことならぬ物にもきゑは、たよりにゑたがふなり、さてまろくいかめしく

木其草とするがごとしといへり、これ至好士のいひ出せる僻事也、信用するにたらず、或説に、てにをはの四字は、大底物を断ていふ肝要の文字成が故に、此四字を以て名つくるなるべし、助字に焉哉乎也をいふがごとし、今案するに、我朝の先儒、ヲコト點とて、文字の傍に、平上去入の點のごとく附る事有し、近來絶て是を用ることはなけれど、今猶其點のやうを傳へたり、左にしるす、



此點の四隅を見るに、テニヲハの四字なり、是より和歌にもてにをはといふ名は起れる歟、しかるに古代は、てにはなどを沙汰する事をきかず、唯詞にまかせていひ出るまゝに自然とてにはは有べきものなればなり也、八雲御抄の用意部に、少々書しるさせ給へり、又定家卿のてにはには大概抄といふ書に、宗祇、肖柏の奥書を加へて、世に秘藏の書とて持傳へたる人有、此書は定家卿の述作の目録にもみえず、僞書たる事顯然たり、又春樹顯秘抄とて、世に行はるゝ一卷有、いかめしき奥書等もあれど、是又僞にいかなる者の作せるともみえず、其書は詞とてにはを混雜して抄出す、尤信じがたし、其外諸注どもあまた有といへども、何れをいづれとて用べきにもあらず、彼てには大概抄に、屋の字有十品、一也、二疑、下略加の字有二品之別、一疑、二哉等をいへり、是第一の不審也、てにはは詞に隨て樣々になるべき事也、一首の體一句の勢によりて、意味分別あるべきを、あらかじめ品目を立ていはん事、古人の教とはみえず、但三光院殿幽齋より、哉に三樣有事などをの給ひしにや、それよりこのかた、數品の名目を出せる書多し、各後世いひ出たる說也、唯てにはの大意を知らんには八雲の用意部を見るべし、しかれども是に事盡べくもあらねば、今初學のために種々の樣をしるして二卷とす、必後の君子の補あらむことをこひねがふのみ、名付ててには網引綱といふ事しかり、

櫻井道敏著

〔鍼のすがき甲〕此十とせあまり過にし秋に〇明和七年九月、てには網引綱印行、てにをはの大綱をわけて、網引綱二

〔通略延約辨〕通略延約辨附言

上つ代は、ことばに今古の別ちなかりしにより、古言をとく學業とてはなかりしを、時代の移りゆくにしたがひ、音便によこなまり、外國の言語をまじへなどして、つひに今古のわかちいできたるにより、おのづから古言をとく學業はおこれるなり、弘仁、延喜のころ博士に命せて日本書紀をとかしめ給ひ、天暦のみかど、〇村上順等に萬葉集よましめ給へるなどをぞ、この學業のはじめとはいふべき、さてのち顯昭法橋、仙覺律師など、五十音圖にかけて古言をときけり、近き世にいたりて、契冲法師、岡部眞淵、北邊成章、本居宣長、本居春庭、この人々ぞ、よく古言をばときける、契冲法師は世の中のかなづかひを改め、岡部眞淵は通略延約といふ四の科をたて、北邊成章はよく虚辭等の意をとき、本居宣長はてにをはの格をたゞし、本居春庭は活語を四種にわけたり、この五人の功、今古に比類なく、まことに貴とし、世の人今にして古言をしり、これをときこれをつかふは、この五人のかげになんよりける、

〔古史本辭經 一〕發題叙言第一

古語に、言靈の幸はふ國、言靈の祐くる國と稱へ以來し事の如く、高天原に神留坐す、天皇祖大神たちの、天津神語をし、彌繼々に云繼ぎ語り繼ひし故に、宇都志世人の音韻言語の道、また負に万國に優りて正しく美たく足ひ調へる御國になも有ける、〇中略 かくて其古語の活機に、初體用令助の惟神なる妙に奇しき定格ありて、佗國の言語の嘗ても及びなき道理を明し、かつ其意の説のいと早く神習ふ御世より有こし事由をも、世に著く進諭されしは、我が古學びの祖父加茂縣主、岡部眞淵、縣居大人その始にて、今し物學ぶ徒の、誰も此定格を知る如く成ぬるは、至是宇斯の賜物の然る恩賴にぞ依れりける、

〔てには網引綱 上〕近代てにはの諸注に、てにはは出似葉と書り、たとへば草木葉を出すを見て、其

ふは、上古詞の道備て、卽話歌說語のわかちをなし、然して歌に五七の法の立し事をさとし、卽歌は吾皇國の敎の一なれば、誰人もよみ玉ふべきものなる事をさとすなり。〇中略

江戶四谷鮫ヶ橋產靈舍に於て筆を取

中村主計孝道（華押）

天保五年甲午秋九月

〔國〕語言靈辨明〔一〕夫詞は一聲を本とす、二聲、三聲、五聲、七聲合せて名となり、詞となれば也、故に一聲の靈を辨へざれば、名詞の義を解こと難し、其靈に變化あり、人に喜怒哀樂の情あるに似たり、されば一筋にかゝる靈也とのみ心得ては、又說うべからず、靈の化をよく辨ふべし、亦名より名に轉、詞より詞に轉り、名より詞に轉、詞より名にうつれるありて、其本は靈によれりといへども、うつ。れるものは靈に合がたし、夫は一度化せし詞のまゝ名のまゝにうつせば也、又名に同じ名ありて義異なるあり、詞に同じ詞ありて義異なるあり、夫もみな活用せしものにて、何れを本、いづれを末と尋さぐりて、其本末をさとる時は、活用さやかにさとられて、迷ふ筋なきもの也、此書に擧たるは、詞と事の名のみ也（事の名と云は、形なきものゝ名也、所謂おもひ、なげき、寒し、辛し、うすし之類、）物名は生名（生名と云は、生して付たる名、）一聲を擧、生名は聲の靈をさとるべきものなれば也、たまたまものの名をあげたるは次にあぐる詞の說ののきこえやすからむが爲なり、假名はいにしへのまゝにかく、たまたま古へにも書あやまれるものは、其理を論じて、實假字は古へのまゝにかく、又詞に內言あり、外言あり、內言と云は、身の用より起る詞、外言と云は、物よりおこる詞也、持、齎、取、連等は內言也、高、低、深、淺等は外言也、この自他を引わけて、しばらく內言外言となづけし也、また詞に五轉詞あり、（ら、り、る、れ、之類、）二轉（定る、あれ、之類、）之詞あり、その五轉二轉之詞、すべて自轉、差別、結、他轉、他々轉、再差別、有其けぢめ結と云もの今の世には只延言とのみこゝろ得て、委しくいへる書をみず、こは殊更に用ある事也、其例も理りも、次に委しく擧、そをみて心得べし、そを國詞轉用例と題す、

ど今此光の端を親出て、是皇國の道の明玉なる事を知ながら、唯に止べき事にあらねば、みづから雄々敷心をふりおこしさらば國の爲に是を殘し置む、己おろかなるはいかゞはせむ、若君長此道を得給ふ事あらば、其時再び皇國の道を照らす光輝の玉となりなむものと思ひ究しより、かく志有人々へ傳へ弘る事とはなしぬ、

又問、此道を學ぶに次第ありや、

答て曰、上古の事は玄らざれども、今僕が傳ふるには、その次第を立つる也、是は事の次第立ざる時は、さとすにさとしがたく、又學ぶに學びがたければ也、されば先始に言靈を教ふ、是は教の元にして、是を傳へざれば、萬の事をさとすによしなし故に是を始にさとしつる也、

次に眞須鏡を敎ふ、こは人の聲の鏡にて、三音五韻の分有て、卽詞の道をさとす鏡なり、

次に詞の道を教ふ、こは我皇國の詞には、大道小路の分有て、すべて九條に分て、其働き有事をさとすなり、

次に紲詞を教ふ、こはさへすらだにゆゑを始、らむらくらしのけぢめ、紲に至る迄、皆言靈にて、其故由をさとし、言語を紲に、各其定り有事をさとす也、

次に枕詞のおこりを教ふ、こは上古歌よみせし人歌のさまにより其法有て用し事にて、今猶是を用ふ、之又法有事をさとすなり、

次に外結びを教ふこは今世にいふてにをはなり、すべて二十聲有て、各一聲毎に言靈備り、卽名詞を結ぶに唯一聲にて、自他體用の分をなす事をさとすなり、

次に三種の起元を教ふ、こは言靈のおこり、眞須鏡のおこり、歌のおこりの三種なり、此言靈の起元をいふは、卽七十五聲に備りたる靈のおこり始りし事をさとすなり、又眞須鏡の起元といふは、五韻三音のわかる源をさとし、音韻相結びて全七十五聲を顯事をさとす也、又歌の起元と云

〔言靈或問〕或人問、汝が傳ふる言靈の敎はいか成敎成や、

答て曰、此言靈の敎は、上古皇國の言語の道をひらき玉ひし法則にして是卽吾皇國のもとつ御敎也、

又問言語をひらき玉ひし法則とはいかなるものぞ、

答て曰、卽僕が常に傳ふる處の言靈と眞須鏡と是なり、

又問其言靈といへるものはいかなるものぞ、

答て曰、是人の聲の靈なり、夫人は各七十五聲出て、其聲每に義理備る、其義を誠けて言靈といふ、かく一聲每に靈有をもて、是を二聲三聲或は四聲五聲と組つらぬる時は、千萬の名となり詞となりて、世の物事いひ盡さずといふ事なく、又さとし盡さずといふ事なし、しかして又其言語の働を敎しものは是眞須鏡なり、○中略

又問其言靈の敎は、汝が發明なるや、又は傳り得たりし事なるや、

答て曰、此言靈の道は、僕壯年時京都にて、日向國の老人より傳りし也、されど其次第前後亂て、始終全からざりしかば、是明玉なりと云へども、更に其用をなさず、爰に於て一度寢食を忘れ、琢磨して漸爰に及べり、然して又發明の事も少からずといへども、其敎の條理に於ては、私の臆見を加へず、其次第を立て、是をさとしつるなり、然に近世國學と唱ふる所を觀れば、大凡其人々の臆見に出て、或は儒道を謗、又は佛道を罔し、動て聖賢を罵よしなき筆戰に紙墨をつひやすのみにて、かく吾皇國に尊き敎有を辨へさとす事を宗となさゞれば、さらに世の人の爲となる事を見ず、然るに今此傳を秘置て、若世に是を知る人無きに至りなば、終に吾皇國の敎の大本を失ふにいたらむ事のいとなげかはしければ、今此敎を世に殘し置にはしかじと、其志は立るといへども、賤身は柔弱にして殊に愚なれば、正に皇國の道なるを、關く皇國に輝すの力及ばず、しかはあれ

す也、今の世に難澀する者を助ると云も、いひもてゆけば、を足らすことゝなれども、又いさゝか意ばへの違ふ事に云、事にても知るべし、かゝるに文字ちふものもてこと足らす世に成ては、万づの物の名さへ文字音に呼て、遂には本の名は亡失ひて、たまたまつたはりあることも、其語の義は知るべなく、只文字にのみ泥みて、万づの言事、人の息なる五十連音にありと云ことを得知らず、然かるに太平の御代續きて、吾大皇國の古へを忍ふ人出て、漸く古事學び盛りに成ては、又言靈と云ことを、こゝかしこに云ひ出て說人あり、その說言を聞くに、かの言靈の幸行足らすは、語の延反しの活用をのみ云ひ、言靈の備の義を說人もなく、語義などいと猥りなることを解けり、己壯かりし頃より、此五十連音の義を欲りて、明け暮に心の憩ふ暇なくねぎ求めけるに、言靈は天地の命にして、己が吹生す息の五十連音に備りあるを思得たり、是ぞ敷島の道なりける、後世、歌を敷島の道と云は、己が心のまに〳〵隱れたる所なくうたひ出し、又異國の言ばなどいさゝかも混じへず、眞心なうたひて、おのづから倭心にかなふゆゑ、敷島の道とはいふなりけり、故敷島の道は天皇の道にして、言靈を以て天の下を統所知食にぞ有ける、さて外つ國々は、天皇の都に遠放りて、地がら卑して、其地に生れ出る人は、天然音疊りて、言靈の備へ錯亂、息も心も濁れり、皇國は外つ國等と暫く境を隔て、日の出る方に在て、地おのづから淸く、人の心も遠々敷正敷からに、音あざやかに、言靈の息の備へ正しく、天皇を惶こみ、國々の造、己が私の心なし、そは上を上下を下と次ること、五十連音の座居の正しきが如し、言靈の亂は國の亂れなること、加那布具志兄之卷に云り、此意を三十年餘りの年月、心のまに〳〵書つめたるを、去年の春彌生の中頃、京師の東岡崎の里に在し時、夜半のあらし殘りなく掻集めもて行ける曉、こはあなと驚しかど甲斐なし、言靈の義ばかりは、己が心に止りあれど、世の人古へ書の證文を引擧ざれば、信がてならむと、年月證とすべきことどもを、古へ書より摘出てものしけるを、今將撰み拾集むこと歲晚はべれば齡なし、然れども今の世に、此義を思ひ得し人絕て聞えざれば、此まゝに止なむも口惜しく、猶思ひかへしつゝ、筆とる也、

〔言靈眞澄鏡 一〕緒言

文化十三年といふ年日向國のものなりといひて、老翁、京都へ出たるものあり、京都にて、野山元盛と云人へ、上古に言靈といふ敎ありとて傳へられたり、こは七十五聲一聲々々の靈あるを傳へ、名、言、結の三種に分ちたるものなり、同所の中村孝道大人、此傳を受け、かゝる敎をひきこめおかむはをしきことなりとて、人々に傳へ給ひしものを、近江國望月幸智大人、傳を受け、又諸國をめぐり傳へられけり、天保のはじめ、我翁此傳を聞、いと簡易にして尊き處あるを賞し、いとまのひまに考證れたる事ども多かりけり、翁此言靈の敎は、音聲の敎にして、口傳のものなれば、著しては其尊き處を失ひ、あかぬ事なりとて、著されたるものは、皆に他の事をのみ論へて、言靈の傳を委しくされたるものなし、近年諸家の著多しと雖も、言葉の說は、皆本居大人の言葉の八衢の說にして、少しも言靈の說を見ず、かく古き傳の知る人まれにして、おほろかになりぬるは、皆に口傳なりといひて、その傳を世に公けにせざりしなり、いと〳〵をしきわざなり、今年我翁の說の覺たるを思ひ出、又我考も書つらねて、壹部の書をなしたれば、今度版にいれ、偏く世に傳へむとす、ゆく末諸家の考も出來れば、神代より言傳へて、葦原の水穗の國は、神ながら言擧せぬ國、言靈の幸ふ國、祐る國といへる國の名にはづる事もあらばやと、いさゝかにぶき筆もて、かくものしたるなり、號て言靈眞澄鏡といふ、

五十日舍

敢雄

〔言美靈正義 二〕此國を大夜麻登とし、（夜麻登と云も、敷島といふも、天皇の都を云ことにて、こゝのよし伊豆能加美敷島の卷にいふ、）天の御影、日之御影と隱坐てより、月日の共大御代々言靈の幸もて治め給ひき、萬葉集に、神代より云傳けらく、虛見津、大倭國は、皇祖の、嚴國、言靈の、幸波布國云々、亦言靈の多須久留國云々など（のスタヽこは、事なきら）

〔大鏡一〕むらかみか朱雀院か、むまれおはしましたる御いかのもちゐ、殿上にいださせ給へるに、これひらの中將、和歌つかうまつれるさて、おぼゆめり、

ひさとせにこよひかぞふる今よりはもゝとせまでの月かげを見て、〇を見て、玉葉和歌集作にも見ん　とよむぞかし、御かへしみかどのゑおはしましけんかたじけなさよ、

いはひつることゝたまならばもゝとせののちもつきせぬ月をこそ見め、御ゑふなど見給ふるに、いとなまめかしう、かくさへおはしましける、

〔語意考〕ひとつ

これの日いづる國は、いつら（五十聯）のこゑのまに〱こ（言）とをなして、よろづの事をくちづからいひ傳へるくに也、それの日さかる（もろこしをいふ）國は、萬づの事に、かたを書てゑるしとする國なり、〇中略　これの日出る國はしも、人の心なほかれば、事少く言もゑたがひてすくなし、事も言も少なかれば、惑ふことなく忘るゝ時なし、故天つちのおのづからなるいつらの音（コヱ）のみにしてたれり、なぞも人の作れるかたを待て、ものをなさめや、ゑかあるを此いつらの音をつらねいふは、日の入國にならへりといふ人有こそうこなれ、〇中略　そも〱此國の上つ代より用來りて定め有ことばの分ちは、横の音にこそあれ、其一つは、ことはじむるこゑ、二つは、ことうごかぬこゑ、三つは、こと動くこゑ、四つは、ことおほするこゑ、五つは、ことたすくるこゑ也、こを分ちゑる時こそ、こゝの言は明らかなれ、ゑかあれば、是ぞ此ことばの國の天地の神祖の敎へ給ひしことにして、他國にはあらぬ言のためしなることを知べし、かゝれば此いつらの音をあつめなせしも、うつしき人草ならふ中つ代のわざならず、いともたふとき神ならふ代に、天御孫命の御代の千五百代にもかはらぬことばの國のもとをゑめさへ賜ひしものになもある、故いにしへより言靈（コトタマ）の幸（サキ）はふ國となふなり、

言靈

文政十一年春　本居大平

〔萬葉集五雜歌〕山上憶良頓首謹上　好去好來歌一首反歌二首

神代欲理云傳介良久、虛見通倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、○下略

〔萬葉考柿本朝臣人麻呂歌集之歌〕事靈言靈は、いふ言に、即神の御靈ましてたすくるよし也、

〔萬葉集略解五上〕言靈の云々の二句は、即此歌にも神靈ありて、つゝがなく歸りたまはんの意を以ていへり、

〔萬葉集古義五下雜〕言靈は、言の神靈を云て、いひ出る言のはに、自然微妙靈德あるをいふ、○中略佐吉播布は、凡て物の幸事を古言に佐吉さいふを、その幸事の出來るやうの時に、幸播布幸播比などいふなり、後にさいはひさいふ類にて、音便にくづれしなり、播布は活用すさきにいふ言にて、饒波布などいふ波布さ同じ、こゝは言靈の德によりて、萬の幸事のある國ぞさいふなり、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌類〕寄物陳思

事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依、

〔萬葉集十三〕柿本朝臣人麿歌集歌曰

志貴島、倭國者、事靈之所佐國叙、眞福在與具

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年三月庚辰、興福寺大法師等、爲奉賀天皇寶算滿于四十、奉造聖像冊軀、○中略副之長歌奉獻、其長歌詞曰、○中略旅人爾、宿春日奈留、山階乃、佛聖爾乃奉獻布流、大御世乎、萬代祈利、佛爾毛神爾毛申上流、事之詞波、此國乃、本詞爾、逐倚天、唐乃詞遠不假良須、書紀須、博士不雇須、此國乃云傳布良久、日本乃倭之國波、言玉乃富國度曾、古語爾流來禮留、神語爾傳來禮留、傳來事任万爾、本世乃事尋禮者、歌語爾詠反志、神事爾用來利、本乃世爾、依遁氐、佛爾毛神爾毛奉陳氐、禱志誠波、丁寧爾、聞志食止申佐久、○略

りて、又多陀用幣琉、踏登杼呂許志、赤加賀智伊須受なにと記し分られたるを見れば、此あげつらひは、うべなはずといひつかはし、かど、秋のたよりには、此書うるはしくかきと、のへて、これにわが翁のはしぶみそへて、世にあまねくほどこし示すべく、書うり人にあとらへたまへど、かにもかくにももだしやむまじくいひさだめたるに、えしもとゞめあへずてなもありけるそれのひがこと、もしとがめ論らふ人あらば、大平がつみものがろへがたくて、くるしくこそあれ、かくて今思ひいづれば二十年あまりあなた、荒木田久老神主の、ことのついでに、古言は濁音なし、かれ清濁辨といふをあらはさむとすとかたられけることもありけり、されどその後はその事世にきこえずなりにければ、かゝることは思ひもよらずなもありけるを、こゝに又此ごろ周防國佐波郡三田尻の木村豊平といふ人考へいで、、五十鈴之河水と名づけて、同じ論らひ、古事記、日本紀の神名にも歌にも、いぶかしきことのみ多し、そは傳の一巻にそのゆゑよしつばらかにさとしおき給ひて、今さらともかくもいふべき事ならず、おのれわが翁の教子となりぬるは、文政二年の冬にて、はつかにまた十年ばかりのうひ學びの力もていひたらむこと、たれかうべなふべきとおもへど、又たゞにしもやむべきことならねばとて、見せにおこせたるが中に、古事記に大宜都比賣とも、大氣津比賣とも、また品陀天皇とも、本多能比能美古ともかゝれ、延喜式の祝詞には、狹久那多利、また佐久那太理ともあり、また神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、また伊射奈伎乃日眞名古ともあり、神名帳に、神伊佐奈伎ともあるたぐひ、古書どもの中より引出むには、猶あるべしといへるを思へば、祝詞は神の御前に申す詞にして、重みすべき語なれば、上古の傳へのまゝにしるされて、おほろかにかゝれたる物にはあるまじければ、これらのあげつらひ、たゞにいひけつべくもあらねば、後の人のさだめゆかしくて、此はしぶみにも、かくおどろかしおくになもありける、

言のはじめを濁るも、まれ〳〵にはあるは蒲、石榴、楚、斑、紅粉などのごとし、これらふるき物にも見えたる詞也、後世にこそ濁りていへ、古へはみな清ていへりし也、此外にも猶有べし、皆同じこと也、蒲は蒲生などいふ時は、今も清り、ざくろは石榴の字の音なるべし、されど六帖の題にもあり、芭蕉なども、古今集の物名にはせをばとあるは、上のはもじ、古へは清てぞいひけむ、楚は末枝也、末をすわゑといふは、聲をこわづくりなどいふと同じ、斑は神代紀にも斑駒と見えたり、是をむちごまとも訓るは、古へはふを清ることをしらずして、鞭をも俗にぶちといふにならひて、これをもむちなるべしと心得たるおしあて也、紅粉は和名抄に經粉と見えたり、上の件の外に、げにといふ言は、現の字の音にて後のこと也、場はふるくも大庭馬場などは見えたれど、たゞ場といへることは見えず、こはもとにはにて、大庭はおほにはにて、馬場はうまにはなるを、音便にばとはいひなせる也、又可如などのたぐひは、上に言有てつゞく言なれば、こと〳〵也、

〔古言本音考〕古言本音考序

陸奥信夫郡瀬上の石金音主は、文化十年二月、大平が教子となりて、古まなびにいりたち、東路遠く年に三度あるは四度なも、文かよはして、物とひいそしむことたえずて、去年の春の間に、古言は本音のまゝによむなもよろしかるべきといひおこせたるを、うべなひやりしかば、夏のたよりには、古言本音考とうはがきして、古書には言語に濁音はあらじと思ひ定めたるよしいひおこせたる、やがて此書になもありける、まづ本音のまゝによむべかりけりと答へつかはしゝは、たとへば近江を畔淵相坂を畔總香、檝を膽樋、鰻を膽前帆、上津國を鵜初國、凡河内を淤節加淵とさまによむべしとこそいへるなれ、そは古事記中卷明宮のくだりに、百濟の照古王を、傳三十三卷二十一葉に、音便にまかせて、ゑ・よ・おこをおとはよむべからず、世も和も二つの字も正しく讀べきなりとあるによれるなり、古事記にはすべて、阿理多多斯、比登母登須須岐、佐久久斯侶とあ

はをさ〳〵見えず、たがへるがまれにあるは、すべてのいと正しきをもて思へば、後に寫し誤れるにこそあらめ、さてそのすみ、にごり、今の世にいふとはことなるも多きを、人皆通はし書たりと思ひ、あるは混ひたる也と思ひ、あるは濁る音には、清音の字をも書る例也など思ひをるは、くはしからざること也、さらにさる事にはあらず、古と今と、いふ言の清濁のかはれる也、然いふ故はたとへば山の枕詞のあしひきのごとき、今はなべてひもじを濁りてよみならへれども、此假字古事記にも、書紀にもいで、萬葉にはことに多く見えたる、みな清音のかなをのみ用ひて、濁音を用ひたることなし、一つ二つにては、なほ混ひつるかの疑ひもあらむを、いとあまた見えたる、皆同じきをもて、いにしへは清つることをしるべし、其外の言にも、此たぐひいとおほし、古書を考へこゝろみて、皆なずらへ知べし、然るに古書をよみ、古言を唱ふるに、古書のかなにはしたがはずして、今のならひになづみて、濁るべきを清、濁るまじきをにごりなど、わたくしに定めてよむは、いとみだりなるわざ也、古書をよまむには、古書のかなの清濁にこそしたがふべきわざなれ、そも〳〵おのれ、此清濁の古今とかはれることに心づきて、いかで今のならひにかゝはらず、古書のかなにしたがはゞやと、はやくより思ふことにて、すでに古事記傳のはじめの卷にもいひつれども、いとまなくてもろ〳〵のことばの清濁を、あまねくかむがへわたすことあたはずして、いとくちをしく思ひわたれば、友だちにも此事つねにかたりけるに、おのがをしへの子に遠江國ふちの郡細田村の人石塚龍麻呂なん、この事に心おこして、古書どもをあまねくくはしくかむがへわたして、此ちかきほど古言清濁考といふふみをあらはしたりける、此考によりて見れば、おのれさきにあらはしたりつる神代正語などにも、なほまれ〳〵にはかむがへ及ばざりしこともある也、いにしへまなびせむともがらは此清濁考かならず見べき書ぞかし、

〔玉勝間十〕はじめを濁る詞

は、清音の文字をもかね用ふる例なるによりて、しばらく後の唱によりて、文字のまゝには定めざるなり、これ先達のこゝに心をくはしくよせずしてしかるにはあらず、古書の文字の用ざま、きは〳〵と定がたければ也、其きはやかに定めがたきは、もと濁るべき詞を必濁音の文字のみにて書るものにあらざれば也、鈴の屋の説は、あまりに事をくはしうせんとして、古の清濁の後の世と異なる事あるを、たしかにしらるべきあるをみて、すべての詞を其例にならはんと思ひ入たる心の、一たびなづみ、二度なづみ、つひにおもひまどへる也、濁るべき詞に、清音の文字を用たる事、甚いちじるき證ある事にて、あまりにめにちかき事なるを、この翁、考もらされしは、いといといぶかしきわざになん、さて其にごる詞に、清音の文字を用たる證例といふは万葉集中に、かくぞしかぞなに〳〵ぞなにしけるなどある、その詞皆曾文字を用たり、これ曾はまさしき清音の文字なるにはあらずや、かゝる類のぞの詞、叙序などいふ文字を用たる所も多かれど、夫は猶少きかたにて、曾文字を用たるはいく百千とも數へも盡しがたし、さて曾は清音なる事もとより論なければ、已曾、許曾など用たる事も、いくそばくといふ事をしらず、これまたく濁る詞には、清音の字をもかね用る、いちじるきにはあらずや、てにをはの詞のみかくなりといふことわりもあるまじければ、いづれの詞にても、にごる詞に清音の文字を用たる事有こと疑なしか、ゝれば先達の定めいはれたる說うごくまじうこそおぼゆれ。（下略）

〔玉勝間 四〕古言清濁考の事

いにしへことばの清濁を考るに、今の世にいふとは異なるぞおほかる、そは何によりてしるぞといふに、古事記、書紀、萬葉は、かなづかひいと正しくして清濁をも分て書たれば、これらの書によりてしるべし、此三どもの書の中にも、古事記は殊にたゞしく、次に萬葉、次に書紀也、書紀は清濁混ひたるもおほければ、なべてはよくわかれたり、萬葉は混ひすくなし、古事記はまがひたる

世の人の口に唱へなれたるとは異なるを、人の其異なる事をしらで、古言を今の世の唱へにかなへんとて、清音の文字をば濁る詞にもかり用たるものなりとおもへるは、いみじき誤也といはれたり、其說古事記傳玉かつまなどに委しうみえたり、かの清濁考は、師說によりたりと見ゆれば、全く鈴の屋の考なるべし、およそ古言の學びは鈴の屋ばかりくはしき人、世々になければ、さばかりの人の考へ定めたる事なれば、かならず深き故有事とはおもはるれども、猶うけがたう思ふよしあり、これは春海などの學びおろそかなる身にて、たやすくいふべきならねど、今試にいはん、先清濁の事をいふに、續日本紀以下の古書をば、正しからずとて、すべてとらず、たゞ古事記、日本紀、万葉を據とし、それが中にも、古事記をことに正しとし万葉はこれにつぎたりとし、日本紀はみだりなるかた多しといひて、さてその三の書のうへにも、おなじ詞に清濁の文字を交へ用ひたるをば、一かたを正しとして、一かたをば正しからずとせり、又日本紀、万葉もたゞしからずといひて、つひに古事記をさへに正しからずといへる事もあり、これはいかなるゆゑに、しかいふぞとおもふに、おのが濁音の文字あるべき所也とおもひ定たる詞に、清音の文字を用ひたるをみて、さはいふ也、そは先達の說の如く、にごるべき詞には、清音の文字をかね用る事とする時は、疑ひなき事なるを、あらたに說をたて、文字の清濁は、かならず其文字の清濁のまゝに唱ふべしと思へるにそむけば、此疑はある也、されど古書の文字のつかひざまを、皆正しからずとして、おのが說をのみたてんとするは、しひたるわざにはあらずや、もとより古書に、たゞしく清濁をわかち書たりとみゆる所もありて、それにまさしく後の世の清濁とは異也とみゆる事も、まれ〳〵に無にはあらず、こはすでに契冲、縣居なども、こゝに心づきて、この詞は後世のと清濁異也などいはれたるもあり、それは必濁音の文字を用てまぎれなき類也、さて清音の文字のみにて書るが、其文字のまゝに唱ふる時は、後世の清濁と異なる事あるは、そのなほにごる詞に

〔和字正濫鈔五〕濁らるゝもじは、かきくけこ、さしすせそ、たちつてと、はひふへほ、此廿字なり、和語に初より濁る言なし斑駒日本紀錢、此類すこしあれど、後にいたりての事なるべし、はひふへほ、此五字は、音便によりて清濁の間の音あり、いはゆる天牟、葛伯、玄賓、八臂、貧富、匹夫、輪扁、雪片、損本、七寶此類なり、皆上に雪等のつがなの入聲と、天等のはね字とにつゞく時かくのごとし、唐音を聞に、音便をまたずして、初よりかやうの音あり、おぼつかなき事なり、和語には音便どもにあることなし、○中略
予日は、日の字濁りていふべきことわりなけれど、濁るは故實なり、清ていはゞ予の日は常にもあり、聞よくもあらねばなるべし、

〔筆のすさび下〕古言清濁の論は、古言家の專ら議する事にて、近來遠州人龍麻呂の清濁考にあらまし擧たれども、吾儕○略はうけず、宇治神主の發明には、清濁の差別なく、古言はすべて清言のみなりと、千古未發の一見識なり、則二三子へ口授ありしを筆記せし古言唯清傳といへる書に詳に記せり、既に以て近世までも、源平盛衰記に、三位中將重衡卿、鎌倉へ囚となり、既に生害にのぞみし時、皇居急を吹れたりとあり、こは往生急といふ事に倣ふを以てなり、又つれづれ草に、府生殿のお馬が足々といふぞ尊きと書きたり、足とは阿字なり、眞言の阿字を尊む意なり、往生と濁音に唱へ慣へれど、皇は正しく清音なり、阿字と濁音に唱へ慣へれど、足の濁は清音なり、これらにても見つべし、この時代までも、古言の餘習は存して、上古は濁音にかたよる事はなきなり、

〔琴後集十三〕詞の清濁は古言清濁考に從ひて改むべきやと人のとへるにこたふる書
古書の假字の清濁の事は、圓珠庵縣居などは、清むべき詞に濁る音の文字を用ふる事はなく濁るべき詞には、清むべき音の文字をもかり用ひたる例也といはれたり、しかるを鈴の屋は、ひとり思ひおこして、古言はかならず其用ひたる文字の清濁のまゝに唱ふべし、古言の清濁は、今の

音廢ヲ常トセズ、コノ常呼ハ通音ナリ、又別ニ常呼ナレドモ通音ニアラサルナリ、卽便習ナリ、假ヘバ黎ハ憐題切、音與離同トアリ、黎民ヲ反切ノカタニテレイミントヨミ、黎ト同音ノ犂牛之子ハリギウトヨミ、梨ヲモリトヨム、署鼠同音ニテ、署ハシヨトヨミ、鼠ハソトヨム、是一字兩常呼アル故ニ、通音トイハズシテ、便習音トス、又懷淮並ニ平乖切ナルヲ、述懷ハジユツクワイト呼、江淮ハカウワイト呼ブモ同ジ、又コノ二字呉音ヱナルヲ、懷素ハ僧ノ名ナレドモクワイソト呼ビ、淮南子ハ佛書ナラヌニヱナンジト呼、ミナ便習ナリ、

〔兼載雜談〕一假名の清濁まがふ事おほし、別に注之、

春かすみ　朝かすみ　花とり　色とり　下きえて　夕まとひ　あさは山

夕は山　關戶　山櫻戶〇略下

〔海錄三〕經文に、文字の四方に、。。、。。などいへるものを付したるは、濁音のしるしなり、濁音に二樣あり、本濁といひ、新濁といへり、竪に。。かくつけたるは新濁とて、上の字連聲にて、もと淸音の字濁りてよむときにつくる也、橫に。。かくつけたるは、本濁とて、もとより濁音の字のしるしなり、又右の濁點を文字の四方につくることは、四聲によりてなるべし、

〔音圖口義〕倭清倭濁　字音ノ淸濁ニ倭淸倭濁ト立タルコトハ、韻鏡ニ云トコロノ淸濁ト、此方ニ常ニイヘル淸濁トハ別ナリ、此方ニ濁トイフハ、點チ付ベキ字ノ音チイフ、清ハ點ノ打レヌ音チイフ、此ハ文雄師モ常ニイヒシコトナリ、然ルヲ淸濁ノ文字ハ一樣ニテ、韻學家モ音韻ヲ學バザル人モ、同ジ淸濁ノ文字ナレバ、字音ヲ同呼ニスルモノ多キ故ニ、已ムコトヲ得ズ倭淸倭濁トイフ名目ヲ立タル也、韻鏡ニ濁音トアル字ハ、漢音ハ何レノ音モ倭淸也、呉音ハ倭濁也、又韻鏡ニ淸濁音トアルハ、漢呉並ニ倭淸倭濁混ズル也、此淸濁音ノ內、マミムメモ、ナニヌ子ノ、ヤイユエヨ、ラリルレロハ、五十母中ニ點ノ打レヌ音ナリ、カヤウニ倭淸倭濁ハ、韻鏡ノ濁音ト淸濁音ト混雜スル故ニ、彼ト此ト漢ト呉トノ別ヲ立テ、倭淸倭濁トイフ也、

ごごく後の音便也ここ、ろうべし、さてその音便のんの下は、本語は淸音なるをも濁らる、音なれば、皆かならず濁る例也、たとへばねもころといふ言を、後にはねんごろといふがごとし、んの下のこもじ、本語は淸音なるを、上のもをんといふにひかれて濁る、みな此格なり、然るを世の人、その音便のときの濁に口なれて、正しくよむときも、ねもころとこをにごるはひがごと也、此例多し、心得おくべし、

〔漢呉音圖說〕因循轉用

漢呉兩音トモニ、原音次音ハ圖ノ如クナレドモ、漢音中原ノ舊トテモ、都鄙一同ニ漢ノ雅音ノミナルベカラズ、呉ノ音トテモ、貴賤一般ニ呉ノ鄕音ノミナルベカラズ、（中略）此方ニ傳來シテハ、マタ此方ノ語聲音便ニヨリテ輾轉スル故ニ、種々ニ變ズルコトアリ、因テ全ク彼漢呉音ノ眞ニハアラザルナリ然レドモ此方ノ音ハ、反テ轉ズルコト鮮ク、マヅハ昔傳ヘタルトキノマヽナリ、（中略）

凡字音ハ、事物書籍ノ上ニテ自然ニ轉用スルモノナリ、一二ヲイハヾ、通天通用ハ呉ノ尾呼、通夜通鑑ハ呉ノ促呼、空海空論ハ呉ノ尾呼、公事公卿ハ呉ノ促呼、檳榔無窮ハ漢ノ次音ノ轉、夢中年貢ハ呉ノ次音、カヤウニ皆音便ニヨリテ呼キタレルナリ、若通天ヲツテン、空海ヲクカイ、公卿ヲクウキヤウ、夢中ヲムウヂウト呼テハ聞グルシク、雅馴ナラザレバ、故ニ讀ナシ、又ハ自然ニモ呼タルナルベシ、然ルヲソノ解說ヲシラズシテ、正音ナリトテ、古ヘヨリ呼來リシ事物ノ字音ヲ改メ、書籍ノ常讀ヲ變ジテ風竹ヲヒユウチユク、鳳皇ヲヒユウクワウ、目錄ヲビヨクリヨク、學庸ヲギヤクイヨウナド讀ヲ韻學ナリト心得テ、人ノ聽ヲ驚カスハ、ヒガコト也、

已上經ニ出ストコロノ字ハ、第一第二第三轉ノ字ナリ、

通音ト便習トノ分辨

通音ハ常呼音ヲイフ、假ヘバ昴宿（芳未切音圖）ヲヒスキトイフ、ハイスキトイハズ芳未切ヲ常トシテ、

し。にてきれしきにてつゞきしけれにてど。へつゞけいふ現在もあり
けんは過去らんは現在なん未來きれ字ともなりつゞきともなる
ど。へ續くときはけめらめなめといふこそのむすびもこれとしるべし
ず。はきる、ぬ。は續くなりねといへばど。へつゞけいふことばなりけり
ぬつはきれぬるつるつゞきぬれつれはどとつゞけいふことば也けり
一のなんはねがひのなんぞ二のなんは未來のなんとわけておくべし
四段にてけせてへめねれど。へつゞくこそのむすびもこれとしるべし
四段にてくすつふむるはきれつゞきふたつをかぬることばなりけり
二三三四三にてはきれ三へ又る。をそふるときつゞくなりけり
二三三四ど。へつゞくとき三の下へれ。もじをいれていふとしるべし
くはしくはたまのを（〇本居宣長著）やちまた（〇本居春庭著）玉あられ（〇本居宣長著）わが（〇大國隆正）あらはせる書なはを
みよ

〔玉勝間〕一音便の事
古語の中にも、いとまれ〳〵に音便あれども、後の世のとはみな異なり、後世の音便は、奈良の末
つかたより、かつ〳〵みえそめて、よゝをふるまゝに、やう〳〵におほくなれり、そは漢字三音考
の末にいへるごとく、おのづから定まり有て、もろ〳〵の音便五くさをいでず、抑此音便は、みな
正しき言にあらず、くづれたるものなれば、古書などをよむには、一つもまじふべきにあらざる
を、後世の物しり人、その本語をわきまへずして、よのつねにいひなれたる音便のまゝによむは、
なほざりなること也、すべて後世には、音便の言いと〳〵多くして、まどひやすし、本語をよく考
へて正しくよむべき也、中にもんといふ音のことに多き、これもと古言の正しき音にあらず、こ

〔海西漫録 三〕助辭略論

寛永假字遣近道に、一手。に。葉。の。歌。ぞ。る。こそれ。思きや。と。ば。はり。やら。ん。是ぞ五つのとまり成ける、此心は先ぞるとは、上下の句の内ぞとさまれる下の句のとめをるとむる也、たとへば花ぞむかしの香に匂ひける。空にしられぬ雪ぞふりける。こそれとは、名こそながれてなをきこえけれ。おもひきやとは、思ひきやしぎのはねがきかきつめても、夜もおなじ丸ねせんとは。はり、わかきのむめは花咲にけり。みだれて花ははころびにけり。やらん、なりやしぬらん。霜やおくらん。凡如此、餘は准て知べしとあり、寶暦四年板和歌童翫抄に、右のぞるこそれの歌を引て此一首むかしより傳へ來る所にして、誰の作といふ事もしらず、極めて省略にして委細ならず、今是にちなんで五首をよみそへ、兒女子の暗誦にそなふ、壁書となして記憶せよとことわりて、五首の歌をよみそへたり、然れども是等はいまだ精しからざる也、ちかごろ吾徒森雄尹（雄誠、中予○戊申）が語學新書によりて助辭頌を作り、鈴屋翁の字音假字用格によりて假字頌を作る、みな歌にてさとせるもの也、

〔歌學入門〕てにをはのむすび

今○中略てにをはの結びを、歌によみて示すべし、

はもかろしぞとうたがひはや、おもしこそはすぐれて重きてにをは（以下略）○此下有詠、略之、

かろきをばかろきにて又むすぶゆゑはものとまりはみなきれ字なり

ぞ。うたがひや、おもきゆゑつねつゞくことばをきりて結ぶなりけり

つねはとへつゞくことばをつゞかせすこその結びにするものとしれ

過去のき。はきる、ことばぞし。はつゞくしかとしいへばとへ續くなり

現在のし。はきる、なりき。はつゞくけれとしいへばと。へつゞくなり

明和二年乙酉十月十三日、和歌天仁遠波、

職仁親王ヨリ相傳

〔甲子夜話九十八〕屋代弘賢が假名遣ノ心得ヲ小記シテ、槿字林〇ニ示セシトテ、槿又予(松浦清、號靜山)ニ示ス、乃左ニ擧グ、

コレ近年和學者流、トカク古學ト云コト專ラ盛ニ成テ、中古ノ假名遣ヲ用ユル者少キヤウニ成リシ弊アリ何ゴトモ、古今ノ沿革ハ有ル者ヲ、今ノ世ニテ、直ニ上古ニ返サントスルハ、當ラヌコトニゾ、假名ハ中古ノ法ヲ用フベキコト也ト、蕉軒學士モ云ヘリ、

かなづかひ

或問、かなづかひに古今の差別あるはいかなる故にや、

答古代のかなづかひは、漢字の四聲正しく、皇國の言語正しかりしかば、前に法を設るに及ばすして、言語の輕重にあはせて、漢字の輕重を用ひたれば、いづくにて書ても違ふことなし、故にかなづかひといふ名目はたゝざりしなり、然るに世をふるにしたがひ、漢字の音みだれ、和語の輕重もみだれしかば、人毎にかなの格まち〳〵になり、あまりに差別なしとて、定家卿の拾遺愚草清書の時に、いさゝかその格を定られし者あり、これ今かなといふはじまりなり、其法はいろは四十七字、いとよむ字三、をとよむ字三あるを、文字の方に、おはおもく、をはかろく、ほはなをかろしと譜牒をつけ、男はおもく、女はかろしといふ義をたてゝ、おとこをんなと書く、大はおもく、小はかろしとて、おほ原、を野と書く、ほははひふへほの相通の外、字音に顔岩などはぬる字は、訓にかほ、いはほと書やうに差別せられしもの也、いもえも此例なり、是やむことをえざるに出といへども、法なきにはまされり、〇中略

弘賢

などといふしは、皆々過去のしなるべし、現在のしは、皆々きと聲に通ふべし、是は現在なり、

遠し　近し　長し　短し　戀し　嬉し　等の類也

道一冊、大藏卿二位法印玄旨よりの傳也、雖然種々申さるゝ間、出謂葉のこらず相傳申候、一子ならでは御ゆるしあるまじく候、假令雖千金、歌道無執心之輩、不可許之、

元和八壬戌年八月　　亞槐烏丸光廣在判

右條々者、此道之楷梯、深秘之大事、於歌道末代之明鏡也、假令雖運千金志、少輩者不可相傳之、若背此旨、和歌三神并聖廟之可蒙御罰也、仍如件

中院代々相傳、中絶無之者也、

〔倪日抄〕一やすめの字といふを心得よといふは、しの文字なり、たとへば、

郭公鳴や五月のみじか夜もひとりしぬればあかしかねつゝ

とあるを、ねたればと下すしき假名なるがよりあひて、いきたはしく聞ゆれば、ひとりしぬればとはやすめたる也、われとし、人とし、松とし、みとし、きゝとしなどやうのし文字なり極てやさしき字也、

〔有栖川家系〕靈元帝第九皇子職仁親王○中略

元文五年五月十二日、天仁遠波自烏丸前大納言光榮卿、御傳授、○中略

寶曆三年九月四日、貞建親王、音仁親王、柳原大納言光綱卿ニ、天仁遠波御相傳、○中略

同年○十年五月三日、飛鳥井大納言雅香卿、武者小路三位實岳卿ニ天仁遠波御相傳、○中略

同二年○明和九月四日、主上○後桜町ニ天仁遠波御相傳、

〔桂宮系譜〕桂宮○中略

家仁親王○中略

我とし　人とし

天津　國津　おきつ

右等也、詞やさしく聞ゆるもの也、

助字ともいふなるべし

第九つゝの事

謳簡乍宛都捨充○中略

第十入魂事

たゞ猶さへだになどいとゞ

人住ぬ不破の關屋の板びさし荒にし後はたゞ秋のかぜ○中略

第十一清濁云意之事

みかの原わきて流るゝ泉川いづみきとてか戀しかるらむ○中略

第十二品々の事

てにをは此四文字を止に置事

我心なぐさめ兼つ更科やおば捨山にてる月を見て

春霞かすみていにし鴈がねの今ぞ啼なる秋霧のうへに

心あらん人に見せばや津國の難波渡りの春のけしきを

花筐めならふ人のあまたあれば忘られぬらん數ならぬ身は

右いづれも上の句へ打かへして聞心あり、かならず上の句に切る處有べし、○中略

過去のし

染し　見し　散し

ねがひの哉

あふげどもこたへぬ空の淺みどりむなしくはてぬ行末もがな

てに葉の哉

東路の不破の關屋の鈴むしをむまやにふると思ひけるかな

かへる哉

君が代にあふ坂山の石淸水こがくれたりと思ひけるかな

肝心の哉　中の哉とも云

忘れては打なげかるゝ夕べ哉我のみしりて過る月日を

吹ながしの哉

櫻さく遠山鳥のしだり尾のながながし日もあかぬ色哉

第六比とまりの事

三嶋江の鴻のうきすの亂れ蘆の末葉にかゝる五月雨のころ○中略

第七見ゆと云事

うくすつぬふむゆる

右等にておさへて見ゆと止なり。

證歌

箱根路を我こえくれば伊豆の海やおきの小嶋に波のよる見ゆ

花のさく見ゆ　月のすむ見ゆ

第八休字事

時鳥鳴やさ月のみじか夜もひとりしぬれば明しかねつゝ

むらんなど、疑んにはかならず是等の詞にてか、えずは不叶○中略

第二ぞと云事

くすつぬふむるきし

都をば霞と共に立しかど秋風ぞふく志ら川の關○中略

第三こその事

けてせてねへめれ志か志に

鹽たる、いせをの海人の袖だにもほすなるひまは有とこそきけ○中略

第四やの字事

ロ\あひのや　雪や氷　月や花

よ\びいだすや　葛城や　小初瀬や

う\たがふや　花や咲らん　露や置らん

疑\すつるや　袖ぬらせとや　物思へとや

願\ひすつるや　心ならばや　人とならばや

は\かるや

覺束なうるまの嶋の人なれや我ことのはを志らず顔なる○中略

第五かの字の事

哉と云事とかとばかり云事、

證歌

夕月夜さすや庵の柴の戸に淋しくもあるかひぐらしの聲

哉と云事深き習ひ有用ひ方心得有べし、

天文元年十二月十九日　眞存判

永祿九閏八月十一日　蒲生田兵庫允道徹判

天正十年十二月朔日　財部入道以貫判

慶長十九年菊月十九日　宗佐判

元和八壬戌二月十八日　如見判

右てには大概抄之抄者、歌道の大傳受、一子たりといへども、神文にあらずんば、つたへざるの書なり、其方ことゝ、八雲の道しんこう淺からず、其上此書すねん大もうのあいだ、これを傳受畢、ぞうもんにもこれをしらさすことなかれ、予下知にあらずは、一しといへども、みだりにつとふべからず、神文を忘るゝ事なかれ、

寛永十年癸酉二月十八日　貞德判

長好丈

○按ズルニ、本書ハ世ニ定家假名遣ト云ヘルモノニテ、春樹顯秘抄トハ異ナルモノナリ、

(一條家秘傳天爾波大事)春樹顯秘抄

凡和歌は、詞をもて色見えぬ心のほどを述侍る事なれば、手爾葉を肝要とす、されば至たる相傳にして、いまだ心の外に顯さすといへ共密に是を記す成べし、手爾葉とは出葉と書り、草木の葉なくば、何の草何木と云事しりがたし、葉に出すを見て、其草其木と知るがごとし、和調のてにはを以て、其義その理をしるがごとし、

第一はねてにはの事　法印玄旨

かかはかもなになごなぞいづちいついづくいかにいづれいかなるいかでかいく度たれやけ

爲家―爲世―頓阿―經賢―堯尋大僧都―堯孝常光院

―常縁東下野守―宗祇種玉庵―肖柏夢庵

てには大がいしやう

一此書は、定家卿の作、爲家卿しやくねんのとき、そらんじおぼえしめんため、まなにてつくりて、にちやとなへさせ給ふの書なり、もんじわづかに六百四十三、一紙のうちに、てにはの一みちふるひ出せり、もつともげんみやうの筆也、

一てにはのもんじ多しといへども、てにをはの四字はこうれうのごとし、かるがゆへに題號とす、

一大がいの大は、大小に通じて大づな、大かうの心なり、つなめすこしき、かつそのうちにあるべし、てにはは、もろこしのをきじなり、

もろこしのをきじとは、焉、矣、耳、而已、於、于、也、哉、これらの類なり、○中略

てにはにて、おもふはかろく、おもひけるは重く、おもひける哉はいよ〳〵重しよはなぞらふべし、○中略

右てには大概抄聞書の一冊、もうとういぎなし、もつとももんぐはいに出すべからざるの書なり、

文明十五癸卯年正月十八日　　宗祇判

てには大概抄、宗祇法師のくけつ、もつて一冊の書とす、抄の抄のこらず師のようしやをうけつたへんもの、ふかく信じふがく秘すべし、

文明十五癸卯正月廿七日　　夢庵肖柏

永正二年二月十九日　　夢庵判

龍本寺殿

浮惠

源政直

元龜元年庚午菊月廿五日

第四の巻　やの字の事　十四个條の口傳

およそ此やの字まだたてやうあるべきとぞ

一口合のや　雪やこほりの類也

一よびいだすや　かつらぎや　小初瀬や、此類也、

一うたがひのや　花やさくらん、雪や降らん、

一ねがひすつるや　心ならばや、人とならばや、

一うたがひすつるや　袖ぬらせとや

一ねがひのや　是は句のうちに有べし、ねがひすつるに同じ

一はかるや

多川の上は氷れる我なれや下に通ひて戀渡るらん〔中略〕

一本奥書

種々申さる丶、開出葉のこらず相傳申候、かならず一子ならでは御ゆるしあるまじく候、假雖下

全歌道無執心之族不可許之、可秘々々、

元和八壬戌年八月十三日　亞槐烏丸光廣在判

〇按ズルニ、本書ハ世ニ姉小路假名遣ト云フモノナリ、全部十三巻合セテ一冊アリ、

〔手爾葉大概抄之抄〕手爾葉大概抄傳

となり、
二ぢでう（治定）してはねる事　おもはん見ん、ねん、せん、けん、なん、此類也
三をさへつめてはぬる事　是はかなのかゝへかはれり、さへだには心得あり、ぞ　を　に
も　て　これらのかなにてはねべしたとへばうたに、
かすが山みねの木の間も月なれば右左にぞ神はまもらん
道とをし入野の原のつぼすみれ春のかたみにつみてかへらん
四のべてはぬる事　口傳
五うたがひの事
六もろうたがひの事
七こゝを見てかしこをうたがひ、かしこをもてこれをうたがふはねじ、是はおの〳〵一ふりに
て侍り、
八らし
九あらぬ
十ぬらしといふ事
十一ましといふてにをは
十二べきといふてにをは
右五个條、いづれも寛のかゝへなるべし、
十三かゝへのかなをわやくしたる寛とまりつめはねといひて深き心得也、　口傳
右千々のこがねをあたふるとも、一子ならではゆるすべからず、如件、
姉小路代々——

〔萬葉集一奥書〕抑先度愚本假名者、古次兩點有異說、○中略 雖有古次兩點、而爲心詞參差句者以紺靑點之、所謂不勸古語之點并手爾乎波之字相違等、皆以紺靑令點直之也、○中略

文永三年八月十八日　　　　權律師仙覺

〔徹書記物語上〕かなはざるまでも定家の風骨をうらやみまなぶべしと存侍る也○中略 但其風體を學ぶとも、てにをは詞をにせ侍るは、かたはらいたき事也、いかにも其風骨心づかひをまなぶべき也、

〔よるのつる〕歌は只心をたしかにあんじしづめて、こと葉をやさしくとりなしてよめとこそ候へしを、口にまかせて人まねうちして、うきたる言の葉ばかりにて、思とけば、こゝろは正體なく、てに葉もあはず、もと末もかけあはぬ事のみ、此比はおほく見え候にや、

〔秘傳天爾波書〕秘傳天爾波抄

およそやまとうたは、言葉をもて色見えぬ心のほどをのべ侍る事なれば、手にをはをもてかんやうとす、されば、いたりたるさうでんにして、いまだ心の外にあらずといへども、ひそかにこれをしるすなるべし、

第一卷十三个條口傳可秘

一はねてにをはの事　覺とうたがはんには、か、かは、かも、なに、など、いつ、いづく、いかに、いかなる、いかで、幾度、誰、いづれ、是らの詞のいらずして、はねられ侍らぬにぞ、たとへばうたに、

年をへて花のかゞみとなる水はちりかゝるをや曇と云覽

大空は戀しき人のかたみかは物おもふごとにながめらるらし

山かくす春のかすみぞうらめしきいづれみやこのさかひ成らん

かくのごとく五句のうち、のべてもつめてもよむべし、但又かつらぎやなどいへるは、別のこ

氏町平波音便

其書、猶不能無遺漏訛語、我藩〇伊勢國津寺田長興患之、博徴而精覈之、勿論國史式令、至中世物語艸紙及博士訓點、莫不考索尋究焉、勒爲一書、名曰手東杖、蓋謙辭也、學者臨文執此、驅使之、乃必文順字從、各趨其職、無錯繆之患、則此杖謂之文中瓊矛、亦何不可也

〔玉勝間六〕かなづかひ

假名づかひは、近き世明らかになりて、古學するかぎりの人は心すめれば、をさ〳〵あやまることなきを、宣長が弟子共のつねに歌かきつらねて見するを見るに、誤のみ多かるは又いかにぞや、抑てにをはのと、のへなどは、うひまなびの力及ばぬふしある物なれば、あやまるもつみゆるさる、を、かなづかひは、今は正濫抄もしは古言梯などをだに見ば、むげに物志らぬわらはべも、いとよくわきまふべきわざなるを、猶とりはづして書ひがむるは、かへす〴〵いかにぞや、これはた心とゞめず、又ひたぶるにまなびおやにすがりて、たがへらむは直さるべしと思ひおこたりて、おのが力いれざるからのわざにしあれば、かつはにく、さへぞおぼゆる、志か人にのみすがりたらんには、つひにかなづかひをばしるよなくてぞやみぬべかりける、さればいゐえゑおを、又はひふへほ、わゐうゑを、又しちすつの濁音など、いさ、かもうたがはしくおぼえむ假字は、わづらはしくとも、それしるせるふみをか、むたびごとにひらき見て、たしかにうかべずばやむべきにあらず、何わざもおのがちからをいれずては、しうることかたかゝべきわざぞ、人の子のとしたくるまで、おやのてはなる、ことしらざらむは、いと〳〵いふかひなからじやは、に聞えてわろし、

〔愚秘抄〕歌のすゑの句をば、て。に。を。は。にて云はつべきなり、物の名にてはてたるは、よにふつ、か

〔悦目抄〕又て。に。を。はの字とて、二所を嫌也、たとへばありてとあらむと句をへだてずしてか、りとはつゞくべからず、あればなどもあるべからず、

ごまぎらはしくして、讀を誤ること常多きに、此記は吳音をのみ取て、一も漢音を取らず、唯をサナ
レ°に用ゐし、漢音のア°イ°レ°イ°にはあらず、吳音のヰ°イ°ラ°イ°なり、そは豊をエ°に、賣米を・・用ると
同じ格なり、書紀にも此格の假字あり、聞諾をタ°に、紺をセ°に、眼目をヘ°に用ひたる是なり、さて用字
は、吳音にはユ°ツにして、ヰ°ウ°は漢音なるに、ヰ°の假字に用ひたるは、此字古へは吳音も又一字をば唯
ヰ°ウ°とせるにや、書紀にも万葉にも、ヰ°の假字にのみ用ひて、ユ°に用ひたる例なし、
一音に用ひて、二音三音に通はし用ひたることなし、並をヤともよみ用ひたぐひは、みなひがことなり、又入聲字を
用ひたることをさ〳〵無し、たゞオに意字を用ひたるは入聲なり、〇下略

〔倭字古今通例全書 一〕假名の法は、平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ、中國にては經傳皆韻にして、沈約、神珙、唐元和睢陽寗公、南陽釋處忠等、四聲字法を事とす、經傳の叶韻といへども、今の法則とゑがたきものありなんぞ、倭記になづまんや、只理の正道にゑたがひて可也、近年かな遣の書あまた出たり、或雜淆し、或古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにしなせり、微とするにたれりとおもふらめ、一向かなを不知ゆへなり、假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失、たなごゝろを見るがごとくならん、

〔古言梯標註〕附ていふ　魚彦

言の上中下に、い、お、え、ゑ、を、わなどのたがひ、又言の下に云波を和のごとく、比を伊、爲の如く、倍を延、惠の如く、保を乎、於の如く唱へ、或は治、自、頭、受などの分ちまで、古の書てふ書に、すべて違ふ事なく、正しくなん有ける、〇中略 此度考されし言は、すべて千八百八十三言、悉故よしを擧たり、又古書に假字の見えざるも、彼是通はして知らるゝは、そのよしを記しつ、さてもなほ古に考るよしを得ざる一つ二つはもらせるもあり、

〔楢堂文集 六〕假名遣下束枝跋

皇國之學、以言語爲主、以文字爲奴、主貴而奴賤固矣、然言語必待文字行世、猶主人必待奴隸辦事、其亦可忽哉、〇中略 是以國學者流、必先研覈假字、自小倉黄門定家〇傳原假名遣、至楫取魚彦古言梯、世多有

事、此書の中に見えたるがごとし、

于時寶永己丑年〇六正月於六波羅密寺邊一校畢　　洛東隱士似閑〇今井

〔古事記傳一〕假字の事

假字用格のこと、大かた天暦のころより以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延惠於袁の音、又下に連れる波比布閉本と、阿伊宇延於和韋宇惠袁とのたぐひみだれ誤りたること一もなし、其はみな恒に口にいふ語の音に、差別ありけるから、物に書にも、おのづからその假字の差別は有けるなり、然るを語の音には、古へも差別はなかりしを、たゞ假字のうへにて書分たるのみなりと思ふは、いみじきひがことなり、もし語の音に差別なくば、何によりてかは假字を書分ることのあらむ、そのかみ此書と彼書と假字のたがへることなくして、みなおのづからに同じきを以ても、語音にもとより差別ありしことを知べし、かくて中昔より、やうやくに右の音ども、おの〳〵亂れて、一になれるから、物に書にもその別なくなりて、一音に二ともの假字ありて、其は無用なる如くになむなれりけるを、其後にも京極中納言定家卿、歌書の假字づかひを定めらる、これより世にかなづかひといふこと始りき、然れども當時既く人の語音別らず、又古書にも依らずて、心もて定められつる故に、その假字づかひは、古へのさだまりとはいたく異なり、然るに其後の歌人の思へらくは、古へは假字の差別なかりしを、たゞ彼卿の始めて定め給へると思ふめり、又近き世に至りては、たゞ音の輕重を以て辨ふべしといふ説などもあれど、みな古へを知らぬ妄言なり、こゝに難波に契沖といひし僧ぞ、古書をよく考へて、古への假字づかひの正しかりしことをば、始めて見得たりし、凡て古學の道は、此僧よりぞかつ〳〵も開け初ける、いとも〳〵有りがたき功になむ有りける、かくて其正しき書どもの中に、此記〇古事記と書紀と萬葉集とは殊に正しきを、其中にも、此記は又殊に正しきなり、いでそのさまを委曲に云むには、まづ續紀より以來の書どもの假字は清濁分れず、濁音の所に、清音ノ假字を用ひたるのみならず、清音に濁音ノ字をもまじへ用ひたり、又音と訓とを雜へ用ひたるを、此記書紀萬葉は清濁を分てり、略〇註 其中に、萬葉の假字は音訓まじはれるを、但し萬葉の書法は、まさしき假字の例には云がたき事あり、なほ種々あやしき書ざま多ければなり、此記と書紀とは音のみを取て、訓を用ひたるは一もなし、これぞ正しき假字なりける、訓を取ことは、木止三女井の類なり、此記と書紀には、かゝるたぐひの假字あることなし、書紀允恭ノ卷ノ歌に、迹牟ノ二字あるは、共に寫し誤れるものなり、又音ノ字を多く用ひたる、是も音を誤れるなり、こはタイの音の字なるを、トに用ひたる例は、迺をノに、迺をドに、耐をドに用ひたると同じ、此格他ノ書にも多し、なほ書紀の假字、今ノ本、字を誤り讀を誤れる多し、委くは別に論ひてむ、然るに書紀は、漢音吳音をまじへ用ひ、又一字を三音四音にも通はし用ひたる故に、い

となし、いゐ、わゑ、これになずらふべし、かくのごとく三聲は本のまゝあり、入聲は和語にすべてなし、以呂波といふ物出來て後、四十七字をもて和語はいふにおよばず、音をも無窮にかくに、さはる事なし、音をかくは、假名は同じくて、字のかたにて平上去入を分つなり、かなたの四聲の字をかり、こなたの和訓の字をあはせて、無窮に轉變して用るなり、まさしく假名のまぎるゝは、五十音の中にあいうわを、やいゆわよ、わゐうゑた、此三行のうちを出す、いろはには、此中に、いわうの三音をはぶかれて、殘る十二字のうち、いゐ、わゑ、をおの三對六字これ用ゐわくべき字なり、その外は、はひふへほの中、下にありてわいうわたと聞ゆる音便、またあふり障泥あふひ葵等のふの、をのやうに聞え、うまれ生うもれ埋等のうのむにまぎるゝなど、すこし心をつくれば、知やすきなり。

字を反すに、二字にて反す、上を切字、下を韻字といふ下の韻字にて、平上去入は定まれど、和語にて云時は、それは用なし、上の字にて、いゐ等をわかつなり汪切、ア切、エ切、伊切、烏切、於切などあるは、皆あいうわをの字なり、羊切、以切、夷切、倉切、庾切、亦切、余切、與切、欲切、戈切、餘切、これらはやいゆえよの字なり、王切、爲切、韋切、于切、雲切、禹切、羽切、これらはわゐうゑたの字なり、これをもて古書の假名にしたがはゞ、みづから假名の心を得べし、

〔和字正濫要略坤〕元祿十一戊寅五月初八日　　　　契冲述作

寶永四年五月上旬一校畢

此書は密乘沙門契冲所述作也、往昔著和字正濫抄五卷、いはゆる古書を引證して歌道の便とす、しかるに武江の住橘成員といへる人、和字通例書八卷をあらはして新古の假字をまじへ、正濫を誹謗せる事甚し、さるによりて、師古書により書べき旨を、此書に具にのべ給ひ、正濫にも誣書し給へりき、すべて古人のさだめおきける假字をたがへて、みだりに俗にしたがふべからざる

〔和字正濫鈔序〕嘗于我埜山、準竺墳字母、有四十七言、裁以呂波歌、世人溥學、至今則之、以有限字、述無窮心、可謂千古絕妙、百世依憑、實我國字母也、取梵文、配和語、其要有十四音、謂安以宇江遠爲韻、加左太奈波末也良和爲聲體、阿雖在韻、兼聲、諸音本源、九聲四韻相交生三十六音、總五十音、以括天下聲韻、考萬葉集等、振古省伊于要三音、爾乃諸書與以呂波唯聚散之異而已、猶有音相似易濫者、中葉以來、學識俱降、且不致意、遂則匪翅混以爲於等、迄于四位（位音爲）寄、椎（日本紀等志比）逢（阿比比）寄、藍（阿爲）木居（古爲）寄戀、古比縱令有斧正之手、與據不明、訛謬尚繁、余（契沖）介之懷久矣、因繙羣編足可證、粗辯檮杌、以便流俗、未檢的據者、姑闕不強勸、爲五卷、名曰和字正濫鈔焉、元祿癸酉（六年）二月二十有一日序、

〔和字正濫要略乾〕昔明魏法師といふ人は、かなもじづかひをやぶりて、いゐをた、ゐゑの類、みなひとつにかくべしと申されけるよし、或物語にいへり、新勅撰に、同じもじなき歌、

逢ことよ今はかぎりのたびなれや行するゑ玄らでむねぞもえける

ゐゑを混ぜば、此歌おなじもじある歌となるべし、又古今にはよのうきめ見えぬ山ぢへいらんにはといふを、同じもじなき歌とす、ゐとへと音便おなじかきたがへたらば、かたはなる事も出來べし、億計王弘計王は兄弟にておはします、億計王は兄なれども、後に位につかせ給ひて、仁賢天皇と申す、弘計王は顯宗天皇なり、古事記には、意祁王袁祁王とかゝれたり、億意はともに假名た、弘袁はともにをなり、億は大の義、弘は小なるべし、計は何の義といふ事いまだ知らず、もしをたを混ぜば、此御中、いづれ御兄、いづれ御弟とわかつことあたはざるべし、（中略）おほつといふ時は平聲、おほ山といふ時は上聲おほ野といふ時は去聲なり、さりとておの字をかへてをと書ことなし、をる（居）といふは平聲の輕なり、但常に輕といふは當りて、重くいへば却て重なり、和名、菊の下に、俗云本音之重、これつよく押ていふ故なり、これは入聲、入聲にも輕あれば、平聲に引て准ず、をば（伯母）といふは上聲、をとめ（小女）といふは去聲、これ又聲によりてをとたと書きかふるこ

いかでことくはへ侍らん、たゞ世の常に人のとり用ふる法に、古の法と今の法との二つなん侍りける、古とは、この百年あまりのむかし、難波の沙門契冲といひ侍るが、はじめて考へいでたる事にて、古書に正しき證あるをとりて、其例を定め侍るになん、又今とは、なべて世に歌人などの用ひ來れる法にて、それは行阿が假字づかひといひ侍るになん、（中略）むかし南朝の明魏法師は、（顕昭長観）世に用ふる假字づかひといふ事を破りて、わが國の詞をかしこの四聲にならひてさたせん事はことわりなしとて、其誤なるよしを仙源抄の跋にくはしくしるして、假字づかひはいかにも心まゝに書べきものなりといはれたり、こはいとみだりなる論にて、古の假字の定りある事にわきまへなかりし故とは見え侍れど、四聲による事を破られしは、よしなきにしも侍らざらんか、さはいへど行阿が假字づかひといふものも、すでにいく百とせか世につかひなれたるわざなれば、今にありては一の法にこそ侍るなれ、（中略）

古の假字づかひを考いでたるは權少僧都成俊よりはじまれり

古の假字づかひの事は契冲より世に廣り侍れど、其本を考へ侍れば、はやく文和の比、權少僧都成俊といへる法師の、はじめて考へいへる事にて、契冲は其說に本づきたる事にぞ侍りける、其成俊が万葉集の跋に、抑於和字音義、從京極黄門（定家）（中略）之以降、蒋八雲之跡之輩、高卑倒其趣者歟、（中略）然者用書此和音者所可令集（撰集）之字語相違也、又書字惠（ウヱ）者殖也、書字邊（ウヘ）者上也、此外此類巨有之、恐繁而注別紙とあり、されば古の假字づかひの事に心づきたるは、此成俊こそ始なれ、この人いかなりし人にか有けん、くはしきことはしられ侍らず、其別紙に注すといへるものは、かならず古の假字を集めかけるものに侍るべし、もののはじめをなすはいとかたき業なるを、其名のかくれて人の知り侍らぬこそをしけれ、（中略）

享和元年八月廿八日　　平春海上

〔北邊隨筆初篇三〕假名遣

東野州常緣が宗祇法師におくれる消息の中に、拾遺、後撰、愚老書寫之本、先年御所望之樣に候間、是は奇特之事にて候、證本を寫し留、校合度々の時に、をおすつのかなまで、本のごとく直し、秘藏仕候箱の內を御覽候へ、歌一首書つけ、常緣が一世可隨身由存置候へども、貴老へ與奪候、古今集傳受候時、門弟隨一と定申之上、其以來彌御執心無比類事候、當道よにのこさるべきは、貴老ならではと存候間、常緣が形見と御覽あるべく候云々これは東野州拾唾のはじめにみえたり、このをおの假名のたがひは、さもあるべし、すつのかなまでとあるは、濁音のもじの事なるべし、たとひ濁りたるすつなりとも證本をまたずして、誤はあきらかなるべきを、かくかゝれたる事、あやまりとはしるきも、證本をえざればみだりに私すべからずとおもはれけるにこそと思へば、いともいとも殊勝なることゝろざし也、されど契冲法師和字正濫抄をつくりてのちこそあれ、假名の事いまだひらけざりし世のさまおもひやらるゝ事なり、

〔鵞峯文集九十四跋〕新增假名遣跋

昔吉備公作倭字、協之以五音而分開合、所謂阿伊宇江於是也、其後釋勤操、空海等、爲之曲調、定爲四十七字、所謂以呂波仁保邊止是也、無貴賤、無賢愚、無男女、無長幼、無不由焉、甚便于世用也、然其中以與井、波與和、遠與於、宇與不、江與邊之類、其音響相似、而其所用有異、故俗士惑之、所誤甚多、京極黃門○藤原定家作假名遣一卷、以定其式、玩倭語者、以是爲捷徑、方今勢州神官荒木田盛徵、注意于倭語有年矣、本于黃門之式、演之增之、分類爲二冊、殆二百葉、所援證者、萬葉古今以下若干部、可謂詳矣、(中略)庚子仲秋

〔假字大意抄〕世に用ふる假字づかひに二つの法あり

假字づかひの法といふ事は、やむごとなきあたりには、はやくより家々に傳へ給へる法ありて、ふかき故ある事とかやうけ給はり侍れど、それは下ざまの人のうかゞひしり侍らぬ事なれば、

にもあらず、いづれの篇に付てさだめたるにか、おぼつかなし、然れ共にはかに此つたへをあらたむべきにあらず、又ひとへに是を信せば音儀に叶べからざるによりて、此一帖には、文字つがひをさたせず、かつは先達の所爲をさみするに似たりといへども、音に通せむものは、をのづからこの心をわきまへ忘れとなり、

○按ズルニ、仙源抄ハ、長慶天皇ノ御撰ニシテ、弘和年中ニ成リシモノナリ、

〔能書方假名遣〕假名遣

い（端ノイ 重ノ輕）　ゐ（中ノイ 重ノ重）　ひ（奥ノイ 輕ノ輕）　ほ（端ノヲ カロシ）　を（中ノヲ 重ノ輕）　お（奥ノヲ 重ノ重）

へ（端ノエ カロシ）　ゑ（中ノエ 重ノ輕）　え（奥ノエ 重ノ重）　は（カロシ）　わ（オモシ）

うふむ相通也

ちぢ　しじ　つづ　すず〇中略

潤本體書方

右之趣にて、一切の假字の埒あき候事にて候、殊によりて、正字の忘れざるは、定家のかなとて摺本あり、凡是に忘るせり、此傳受なくては、いづれのかな物もがてん參るまじく候、わづかに四十七文字のみ、本朝の器にして、學ばずんば有べからず、至らずんば有べからず、名人の歌など書たるは、かなのあやまりなきなり、手のよき人のかなのあしきは、胸中のほどをしはかられて、あさましきもの也、いおをたわゑの書分は輕重の第一也、慣むべし〳〵、子孫の外へかならずつたへられまじく候、

寬永三年正月日　基輔〇判 [illegible]

○按ズルニ、右ノ外ニ行能卿假名遣一ト云フモノアリ、略、同一ノモノナリ、

侍べし、中頃定家卿さだめたるとかいひて、彼家說をうくるともがら志たがひ用るやうあり、おほよそ漢字には、四聲をわかちて、同文字も音に志たがひて心もかはれば、予細にをよばず、和字は文字一に心なし、文字あつまりて心をあらはすものなり、されぱふるくより、聲のさたなし、或は別の聲を同音に用たるあり、（をは遠上聲、又は去聲也、找は越入聲、いは以上聲、保は伊平聲也、）或は訓を音にたとへたるあり、（とは止トヾムル也、えは江也、又には丹也、）この類、是にかぎらず、万葉を見てひろく心得べし、まづいろは四十七字の内同音有は、いゐ、をお、えゑ也、此外にはひふへほを、わゐうえをとよむは、詞の字の訓に付てつかふ文字也、志ばらくいろはを常によむやうにて、聲をさぐらば、おもじは去聲なるべし、定家が、おもじつかふべき事をかくに、山のおくとかけり、誠に去聲とおぼゆるを、おく山とうち返していへば、去聲にはよまれず、上聲に轉ずる也、又おしむ、おもひ、おほかた、おぎのは、おどろ〳〵などかけり、これはみな去聲にあらず、此内おしむは、おしからめといふおりは去聲になる、思も、おもひ〳〵と云おりは、初のおもじは去聲、後のは去聲によまれぬ也、又え文字も去聲なるべきに、ふえ、たえ、えだなどかけり、すべていづれの文字にも、平上去の三聲はよまるべき也、たとへばかもじとえもじとをあはせよむにかみ（神也、）かえ（上也、）かみ（紙也、）又一字にては、は（木葉也）は（歯破也、）志かのみならず、同心にて同字をよむに、上下にひかれて聲かはる事あり、天竺悉曇の法に連聲といふことあり、又内典の經など讀にも、聲明の音便によりて、聲をよみかふることのあるも、皆此類成べし、かみ、かみ（神也）といふに、はじめのかもじは去聲によまる、又一字にとりても序破急といふおりは、はの字平聲によまれ、破をひく、はをふくなどいふおりは、去聲になるたぐひのごとし、これにて志りぬ、和字にもじづかひのかねてさだめをきがたき事を、定家かきたる物にも、緒の音を、尾の音おなどさだめたれば、音につきてさたすべきかと聞えたり、志かれどもその定たる所四聲にかなはず、又一字に儀なければ、そのもじ其訓にかなふべしといひがたし、音にもあらず、儀

〔野槌上五〕こふたつもじいうしのつのもじしすぐなもじくゆがみもじ かなつかひには、こひしくと書といへど、此時はそのさたいまだおこなはれざるにや、たとひ沙汰ありとても、幼少の姫宮よませ給ふことなれば、すこしもくるしからず、明魏法師は、すでにかなもじつかひをやぶりて、い、ゐ、を、た、わ、ゑの類、皆ひとつに書べしといへり、

〔右文故事九〕御代々文事表一
慶長十九年七月十八日、冷泉爲滿、爲家卿自筆假名遣左牧右牧ノ書キ樣ノ書物持參、御覽ニ備フ、

〔萬葉集二十奥書〕萬葉集余過目以後書寫之、而有可奉呈松壇志、已久矣、爰逢元弘建武間、陵谷轉變亂、而不能容於身寓居、忽離寺門、游歷溟津也、影孤他鄕之月、濯足世波之瀏、自然以來、徒蹈蔵霜、閱光景也、今雖歸舊隱、未入寺門、信州於姑捨山之麓、結草爲廬、養餘生耳、云有佳客、携此集來問余、余晤語云僕有志願、積年不果之、而歷涼燠、行年已向七旬也、老眼有不堪筆之愁、卷而懷之、客聞之、乃感余誠心、而此集全部廿卷、書寫之而投于余、余手舞之足蹈之曰、宿望已成之、便拭老眼、手自加和字之筆跡於數音者也、抑於和字音義、從京極黄門〇藤原定家之以降、尋八雲之跡之輩、高卑伺其趣者歟、仍天下大底守彼式、而異之族一人而無之、依之人々似背萬葉古今等之字義者也、僕又專彼式而用來年久今時又不背之、將來又以可然者也、但特地於萬葉集、至于書加和字於漢字右、而聊引散愚性之僻案、偏任當集之音義所令點之也、是且非自由、且非無所詮、其故者、依當世之音義書、用其和字之、則違萬葉集儀理之事在之、所謂當集者遠近之遠字之假名者、登保登書之、草木枝條之撓乎者、登乎登書之、當世遠近之遠字、和音者登乎登書之、然者用書此和音者所可令集之字語相違也、又書字裏者殖也、書字邊者上也、此外此類雖有之、恐繁而註別紙、略之爾、

文和二年癸巳中秋八月二十五日　　權少僧都成俊記之

〔仙源抄奥書〕抑文字つかひの事、此物語を沙汰せんにつきては、心うべきことなれば、ついでに申

上にかゝざるこ、下にかゝざるお、また上下をきらはず書事も有、上下をわかたずかくべきに与、下にかゝざるほ、上下をわかたずかくべきほ、上にかゝざるゑ、上下をわかたずかくべきへ、上にかゝざると、上下をわかずかくべきと、下にかゝざるか、上下をわかずかくべきよ下にかゝざるた、上下をわかずかくべき者ゐ、下にかゝざるふ、上下をわかずかくべきそ、下にかゝざるつ、上下をわかずかくべき津川、下にかゝざるな、上下をわかず書べきあれ、上にかゝざるん、下にかゝざるむ、上にかくけ、上下をわかずかくべききゝ、下にかゝざるお、上下をわかぬふ、上にかゝざるく、上下をわかぬて、下にかゝざるゐ、上下をわかぬあ、下にかゝぬは、上下をわかぬさ、上にかゝぬえ、下にかゝぬみ、上下をわかぬゑし、上にかゝざるを、上下をわかぬも。

〔年山紀聞五〕かなつかひ

契冲師がいはく、俊成卿の歌に、

たのまずはしかまのかちの色をみよあゐそめてこそふかくなるなれ

万葉には以(イ)と爲(ヰ)と於(オ)これらをさへかよはせる事なし、まして以爲(イヰ)と比など更にか。はさず、

後世はいにしへにかはれり、

今按、逢(アヒ)と藍(アヰ)とかよはしてよまれたるをそしりたり、げに尤もなる事なり、かやうに中比の先達不吟味なりしゆゑに假名つかひみだれて、わけもなくなれり、四聲をわきまへぬ人の詩を作れるがごとし、此外中古の歌に、かやうの不吟味あまた見えたり、

〔徒然草上〕延政門院、〇後嵯峨皇女悅子いときなくおはしましける時、院へまいる人に、御ことづてとて申させ給ひける御歌、

ふたつもじ牛のつのもじすぐなもじゆがみもじとぞ君はおぼゆる、こいしくおもひまいらせ給と也、

さらば主從が所存の分、書出して可遣由仰られける間、大概如此注進之處、申所悉其理相叶へり、さて則合點せられ畢、然ば文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也、加之阿○阿行思案するに、權者の製作として、眞名の極草の字を、伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきに、いゐひ、をおえゑへ、同讀の有にてまりぬ、各別の要用につかふべき謂を、然て先達の猶書漏されたることどもある間、是非の料をひらかんがために、追て勘るのみにもあらず、更にまた、ほ、わは、むうふの字等をあたらしくまるしそへき、其故は、ほはをによまれ、わははにかよふ、むはうにまぎる、ふは又うに同じきによりて、此等を書分て段々さす、殘所の詞等有といへども、是にて可准據歟、阿子孫等、此勘勤を守て可神秘云々、

〔勢州軍記 上〕勢州諸家第一

其○息北畠大納言敎具卿、傳神道文武、欲執天下之權、普廣院義敎公知之、爲有國司、神三郡一國可有領知之由給御敎書、此卿亦達文字、定家卿之補假名遣加奧書、

〔難波江 四〕定家の假字遣は、いつの比よりさかりなるぞと人の問に、

權少僧都成俊といふ僧のかける万葉集の跋に、天下大底守彼式、而異之族一人而無之、とあるによれば、此ごろははやくよの中ゆすりて、この假字用ひたるにこそ、文和二年の跋なれば、彼卿かくれ給ひて、八九十年ばかりにやなりにけん、彼式とあるは、上下の文を推して考ふれば、京極黄門をさす也、

〔倭目抄〕一物をかなにかくべきやう

上に書い下に書ひ、口合に書ゐ、上に書わ、下に書は、上に書た、下に書そ、上に書う、下に書ふ、上に書ね、下に書へ、口合に書ゑ、これらはそのがまやうによらば、いづこにもあれ、くるしからず、

一大方かきたがへてあしかるべきかなの事

匂ふに似たり、○下略

〔言靈のしるべ中篇上〕はの部

○はは、いさゝか歎く心をおびて、物にまれ事にまれ、有が中より撰分るやうの心持る辭也、古今に、故鄕と成にしならの都にも色は○かはらじ花は○咲けり、○中略是等にて大分其心を味ふべし、○中略

は○も○はもは、は○に歎く心のも○の添たる也、されどいひなれては、一の辭の如く成て物を強くいひ入て歎く心をもちたり、○中略

は○や○はやは、は○に歎く心のや○の添たるにて、其心大方はもにおなじ、

〔助辭本義一覽上〕上指辭部

は　　下卷三轉上段指辭紐右行

はの音には、刃齒葉羽端などの如く、物を切分ち離つ意の一統あり、（一統とは總ての音に、一音毎に言の統つゞいある、その一統をいふ、此事の考へは、五十音圖說に詳く擧ぐ、）はの音して云詞の上に、離、放、棄、拂、祓、撥、掀、擺、散等の類多かるも、此故なり、さるからに、此はの辭を、たとへば二ある物を、是はよろしと云て、一取分る時は、殘る一は卽てわろきやうに聞え、又今日は寒しと分ちていへば、則昨日までは暖かなりしやうには聞ゆるなり、是を以て推すに歌に春はきにけりと云も、冬に分ちていふ辭秋はきにけりと云も、夏に分ちて云辭なり、

〔假名文字遣〕をお、えゑへ、ひいゐ、ほ、わは、むうふ、

京極中納言（定家卿）家集拾遺愚草の清書を、祖父河内前司（于時大炊介）親行に誂申されける時、親行申て云、をお、えゑへ、いゐひ等の文字の聲かよひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事在之、然間此次をもて、後學のために、定をかるべき由黃門に申處に、我もしか日來より思よりし事也、

けて、用る意をばなほざりにする故に、書をも解し誤り、みづからの歌文も、言の意用ひざまたがひて、あらぬひがこと多きぞかし、

〔國語言靈辨明二〕阿之部　（あは顯出之靈、顯之義、顯之詞、五韻之首、喉韻末音也、）

靈は韻味也匂也、あ之聲は顯出之味あり匂あり、是をたとへていはゞ、夜まさに明なむとするけしきにて、光輝雲に匂ふに似たり、夜明れば萬物形さやかにあらはる、よて顯はすの詞となる、義と成り詞と成て、變化出來る、其變化をうまく心得ざれば詞の訓義を解ことかたし、物名に生名あり、詞に一聲言あり、聲の靈義のよくきらるゝものなれば、先擧て靈義を諭し置て後訓義を說なり、聲の靈をよく辨ふべし、先吾吾をあと云は、世に顯出たる物と云義也、かく一度事の名と成りて後は、我と云義になし果て、吾子の詞も出こし也、是あ之聲の一の化也、嗚呼咸嘆之意、人心に餘りて言に顯れ出る也、あゝうれし、あゝかなし之類、咸嘆之意をあらはすの詞也、天天をあめと云は、顯起そめしもののはじめ、萬物顯起初る根元也と云名義也、めは起初之靈也、神代記に、天先成而地後定とある此義也、天は形なき物の顯出し初め、地は形あるものの顯出しはじめ也此天のめを略てあとのみ云、あふぎ、あがめ等之あ、皆天をさす也、是あ之聲のひとつの變化也、足あは顯はす也、人の形體を顯はすものは足也、末は〆領之靈形を顯はす所を〆領たるの名義也、此末を略てあとのみいへり、步、脚帶等のあ是也、上吾より足迄四轉、此後是は吾也、是は咸也、是は天也、是は足也とのみ云、惑ふ事なかれ、

〔靈之宿一〕清音靈之辨

あ

あは顯れ出る也、靈顯るゝ之義、顯すの詞、五音の源喉音末言なり、未來の靈は音味なり、匂ひ也あの聲は顯出の味有、匂ひあり、これを譬へていはゞ、夜まさに明なんとするけしきにて、光輝雲に

〔古語拾遺〕是以天照大神育吾勝尊、特甚鍾愛常懷腋下、稱曰腋子、（今俗號雅子謂和可古、是其轉語也、○中略）掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職號曰蟹守、（今俗謂之掃守者、彼飼之轉也、）

〔日本釋名上〕日本釋名凡例

一右にしるせし轉語の內、音を轉じて和訓とする類、文のこゑを轉じてふみと訓じて和語となせり、ふみはふんの轉語なり、錢の音を轉じてせにと訓ず、蟬をせみと訓じ、頓をとみと訓ず、紫苑は藥の名也しをにと訓ず、龍膽を轉じてりんだうと訓ず、椎の音を轉じてしゐと訓ず、蘭らにと訓ず、芭蕉の音ば、せうなるを、順和名にかなを書かへて、ばせをばと訓ず、古今集の歌にもばせをばとよめり、鸚鵡をあふむとかなを書かへて和訓とす、此類其ゆへをしらざる人は、古人のかなあやまれりと思ふべけれどさにはあらず、牽牛子を轉じてけにごしと訓ず、木瓜ばくくわをぼけと訓ず、音の轉也、蘇方をすはうと訓ず、土器をつきと訓ず、相撲をすまふと訓ず、朴をほゝと訓ず馬の音を和語にせんため、むの字を上につけてむまと云むはまの字の發音なり、國は郡の字の音を轉じてくにと訓ず、此類皆音を轉じて訓とせしなり、

〔うひ山ぶみ〕語釋は緊要にあらず　語釋とは、もろ〳〵の言の然云本の意を考へて釋をいふ、たとへば、天といふはいかなること、地といふはいかなること、釋くたぐひ也、こは學者のたれもまづしらまほしがることなれども、これにさのみ深く心をもちふべきにはあらず、こは大かたよき考へは出來がたきものにてまづはいかなることともしりがたきわざなるが、しひてしらでも事かくことなく、しりてもさのみ益なし、されば諸の言は、その然云本の意を考んよりは、古人の用ひたる所をよく考へて、云々の言は云々の意に用ひたりといふことをよく明らめ知るを要とすべし言の用ひたる意をしらでは、其所の文意聞えがたく又みづから物を書にも、言の用ひやうたがふこと也然るを今の世古學の輩、ひたすら然云本の意をしらんことをのみ心が

義語を略したるは卽略語也、　六に、反語はかな返し也、はたをりを服部とし、かるがゆへをかれとし、かれをけとし、ひらを葉とし、とをつあはうみをとをたふみとし、あはうみをあふみとし、きゑをけとし見へをめとし、やすくきゆるを雪とするの類多し、　七に子語は母字より生ずる詞を云、一言母となれば、其母字より生ずるを云、日の字を母字としてひる、晝、光を生じ、月を母字として晦、朔を生じ、火を母字として炎、焰、埃を生じ、水を母字として源、淸、汀、港を生ずる類を子語と云、　八に音語也、音語に三様あり、一に、字の音を其まゝ用ひて和語とせしは、菊、桔梗、繪馬、石榴など也、二に唐名を其まゝ和語に用たるあり、杏子、石灰、菠薐などの類也、三には梵語を用たる有、ほとゝぎす、尼、猿斑などの類也、和語千萬おほしといへども、此八の外に出ず、もろこしの文字をつくりしに、六書とて六の品あるがごとし、○中略

一母語を用て子語をとくべし、子語を以て母語をとくべからず、火は天の日をかりてひと云なるを、日は地の火と同じければひと云ととき、日とは物日にあたればひるゆへに、日となづくととき、くもるゆへ雲と云の類、是子語を以て母語をとく也、あやまり也、○中略

一古語をとくには、やすくすなをにとけば、古人の言をつくりし意にかなふ、むつかしくうがちてとけば、古人の意にかなはず、又ふかく遠きをいむ、古人のことばをつくりしは、やすくすなをなる心よりいでたり、妻をとくにむつまじと云上下を略せりとゝくは、やすらかにしてよし、夫婦枕をならべつゝきまとはるゆへ妻と云說、むつかしくしてすなをならず、うがてりと云べし、春日をかすみかゝやくととくはすなをにきこゆ、是正說なるべし、一說に、かはあかし、すはすはうの色なりなど云說あし、又雲のくは内へまくりいる詞、もはむかふ義などとけるは、皆ひが事なるべし、みだりに道理をふかくつけて、むつかしくとくべからず、古人のことばをつくりし本意にあはず、

郭公ノホト丶キ、今ノ俗ホゾンカケタカ、又テツペンカケタカナド云ヲバ、古人ハホツトツホトトキト歟、ホツトツトキトキト歟キケル也、万葉集ニ、安可登吉賣名能里奈久奈流、保登等藝須、千載集ニ、閑路時鳥ト云題ニテ中納言師時、關路ノ逢坂ノ山ホトヽギス名乘也關守神ヤ空ニ聞ラン 鶯ノウクヒ、今俗ホオホケキヨト云ヲバ、ウ丶ウクヒトモキケバ聞ユル也、ストイヒ、シト云ハ、鳥ニモ虫ニモ多シ、然ルヲ古歌ニ、ウタヒストノミ鳥ノナタワンイトロメルハ、其名ニ因テ、スモジヲモ共ニナク聲ニキヽナシタルナリ、 鶯ノ聲ヲヒトク古今集俳諧歌 キヾシノキヾ今ケンケント云ヲ、古キイキイト聞タル也、 雉ノ羽ウツ音ヲホロ丶、今バタ〱トイフ是ナリ 鴉ノカラ 鴉ノ聲ヲコロク万葉集 覺賀鳥ノカクガ書紀、カクガ鳥ハミサゴ也、今魚鷹ト云、 コホロギキリ〱スノ古名ナリ、鳴聲ナルベシ、

〔日本釈名上〕日本釈名凡例

一和語をとく事は、謎をとくが如し、其法訣をしるべし、是をとくに、凡八の要訣あり、一に、自語は天地男女父母などの類、上古の時自然に云出せる語也、其故はかりがたし、みだりに義理をつけてとくべからず、二に、轉語は五音相通によりて名づけし語也、上を轉じて君とし、高を轉じて竹とし、黑を轉じて烏とし、盗を轉じて鼠とし、染を轉じて墨とするの類也、又轉語にして略語をかねたるも多し且音を轉じて和訓とせし類あり、後にしるす、三に、略語はことばを略するを言、ひゆるを氷とし、しばしくらきをしぐれとし、かすみかゞやくを春日としたちなびくをたなびくとし、文出を筆とし、墨研を硯とし、宮所を都とし、かへる手をかへでとし、いさぎよきをさぎとし、かへりを鴈とし、前垣を籬とし、きこえを聲とするの類也、上略、中略下略有、又略語にして轉語をかねたるも多し、四に、借語は他の名とことばをかり、其まゝ用ひて名づけたる也、日をかりて火とし、天をかりて雨とし地をかりて土とし、上をかりて神とし、髪とし、疾をかりて年とし、蔓をかりて弦とし、潮をかりて鹽とし、炭をかりて墨とするの類也五に、義語は義理を以て名づけたるなり、諸越を唐とし氣生を勢とし、明時を曉とし、口無を梔子とするの類、又是を合語とも云、二語を合せたる故也、又義語にして轉語をかねたるもあり、

ことをきけば、世に見える聞える など いふたぐひを、見ゆる聞ゆる など ぞいふなる、こは今の世にはたえて聞えぬ雅びたることばづかひなるを、其國にてはなべてかくいふにやとことひければ、ひたぶるの賤山がつは、皆見ゆるきこゆるさゆるたゆるなどやうにいふをすこしことばをもつくろふほどの者は、多くは見える聞えるとやうにいふ也とぞ語りける、そは中々今のよの俗きいひざまなるを、なべて國々の人のいふから、そをよきことと心得たるなめり、いづれの國にても、ゐづ山がつのいふ言はよこなまりながらも、おほくむかしの言をいひつたへたるを、人ゐげくにぎはゝしき里などは、他國人も入まじり、都の人なども、ことにふれてきかよひなどするほどに、おのづからこゝかしこの詞をきゝならひては、おのれもことえりして、なまさかしき今やうにうつりやすくて、昔ざまにとほく、中々にいやしくなんなりもてゆくめる、まことや、聞じひごの國の又の人のいへる、かの國にて、ひきがへるといふ物を、たんがくといふなるは古のたにぐゝの訛りなるべくおぼゆとかたりしは、まことに然なるべし、此たぐひのこと、國々になほ聞ることおほかるを、いまはふと思ひ出たることをいふ也、なほおもひいでむまゝに、又もいふべし、

〔雅語音聲考〕言語ハ音聲也、音聲ニ形アリ、姿アリ、コヽロアリ、サレバ言語ニハ、音聲ヲ以テ物事ヲ象リウツス事多シ、下ニシモジトモジノ附詞ハ本ヨリニテ（キラく、スヤシ、フ）入、サトカナルノタグヒ、サラス詞ニモ、亦多ク是アル事ヲ、人多クハ心ツカズ、今其大概ヲ顯ハサントシテ、ソノ類ヲ四ニ分ツ、一ニハ鳥ケモノノ聲ヲウツス、二ニハ人ノ聲ヲウツス、三ニハ万物ノ聲ヲウツス、四ニハ萬ノ形有以意シソザヲ寫ス是也、下ニ次々ニ擧ルヲ見ルベシ、（或人云、近頃江戸人ノ作レル韓書ニ、此類數ニ見タリ、予（鈴木朗）云、ソレハ予江戸ニアリシ時、石川雅望此語木ヲ見テ寫シ置タルヲ、轉寫シテ見タル名ノヤウナリ、彼ガ說ヲ取リ先ナルニハアラズ。）

鳥獸蟲ノ聲ヲウツセル言

ども、もんじといはずしてもじといへば、字の音共聞えず、御國言めきてぞきこゆる、此外にも、ほうし、せに、ふみなどのたぐひ、字の音をなほして、やがて御國言に用ひたる例多かり、されば古き物語ぶみなどにも、詞をことばといひてわろき所をば、もじといへることおほし、のもじをもじなどいふ類也、これらをも近く古學の輩の、の語をの語などいふなるは、中々にからめきてぞ聞ゆる、源氏物語などには、別(ワッレ)といふことをすら、わかれといふもじといひ、葵卷には、今はさるもじいませ給へなどあるも、さゑ詞といふこと也、かく詞といひてもよきをだに、もじといへることあれば、まして五もじ七もじのもじをもじなどのたぐひはさら也、

〔倭訓栞前編凡例一〕我邦の語に、會意あり、轉注あり、假借あり、二合なるあり、三合なるあり、發語の辭あり、助語の辭あり、又雅語あり、俗語あり、雅語に讀書詞あり、詠歌詞あり、俗語に官府詞あり、叢林詞あり、雅俗ともに熟語あり、緣語あり、倭語に似て漢語あり、韓語あり、梵語あり、蠻語あり、これら悉く類をもて聚めぬ、

〔南留別志一〕一古の詞は多く田舍に殘れり、都會の地には、時代のはやり詞といふ物、ひた物に出來て、ふるきはみなかはりゆくに、田舍人はかたくなにて、むかしをあらためぬなり、此比は田舍人も都に來りて、時の詞を習ひつゝゆきて、田舍の詞もよきにかはりたりといふは、あしきにかはりたるなるべし、

〔玉勝間七〕ゐなかにいにしへの雅言ののこれる事

すべてゐなかには、いにしへの言ののこれること多し、殊にとほき國人のいふ言の中には、おもしろきことゞもぞまじれる、おのれとしごろ心をつけて、遠き國人のとぶらひきたるには、必その國の詞をとひきゝもし、その人のいふ言をも、心とゞめてきゝもするを、なほ國々の詞共をあまねく聞あつめなばいかにおもしろきことおほからん、ちかきころ肥後國人のきたるが、いふ

なることゝゑるし、然るを此文鏡などになずらへて、いさゝかも似たるがあれば、皆其字音をとれりと心得るはひがごと也、又梵語朝鮮語など、似たるがあれば、それをもかれを取れる物と思ふめり、まづ梵語をとりて、こゝの言にしたるはあることなし、たま〳〵似たるがあるは、おのづからのこと也、千萬の言の中には、おのづから似たるも同じきもなどかなからん、又今の朝鮮の言と同じきは、寺、郡などのたぐひは、まことに韓語をとれる也、いにしへ三韓は、もはら皇朝にゑたがひゐて、常に參り通ひしかば、おのづからかの國の語のうつれるも有べく、又本こゝに無かりし物の、かの國より渡りまうで來つるなどは、かの國の名をやがて用ひたるも有べく、又いにしへ皇國の語を韓人のならひて、かの國の言にもなれるが、今の世まで朝鮮にのこれるも有べきを、かへりてそれをも、ひたぶるに皆かしこより出たらんと思ふは、又ひがこと也、さて又いにしへ、母をおもといへること有、これをも漢國にて阿母といふより出たりと、儒者などは例のいへど然らず、本よりの古言也、萬葉の東歌にはあもともよめれど、それも漢國阿母によれるにはあらず、○中略大かた後の世の語に、字音の言の多きは、おほくは佛書の言なる、こはむかし僧どもの常にいふを聞なれて、うつれる物なり、

〔橘窻茶話下〕國音无平聲、何故、曰、大抵國語長而慢、呼漢字、有時乎平、有時乎上、有時乎去、否則不成話、所以不定也、入聲則全無、又有因情而變者、大抵喜而言則平、哀而言則去、怒而言則上、國語長而慢、其狀如何、國語サウデゴザリマス長而慢、

〔玉勝間一〕言をもじといふ事

歌のみそぢひともじを、近きころ古學するともがらは、字といふことをきらひて、卅一言といひ、五もじ七もじなどをも、五言七言とのみいふなれ共、古今集の序にも、みそもじあまりひともじと有て、いにしへよりかくいへり、すべてもじといふは、文字の字の音にて、御國言にはあらざれ

名稱、及後世漢字之聲音、與當時之俗語名稱相雜而爲言、歷世以來彌變矣、其鄙俚者、因任民俗之所稱也、今擧世所稱之俗語、併和語與漢字、連音與訓而連續而爲一物之名者亦多矣、其著于筆翰者亦拙俗、其謬妄鄙俚、比之和歌和文、何啻薰蕕之異邪、此本邦言語名稱之眞妄雅俗、風移俗易、今古不同、而其風俗所以不及上世也、嗚呼吾邦上古之言語名稱、質雅而不俗、後世變替、不可奈何如此、可惜哉、

〔漢字三音考〕皇國ノ正音

皇大御國ハ、天地ノ間ニアラユル萬國ヲ御照シ坐マス天照大御神ノ御生坐ル本ツ御國ニシテ、卽其御後ノ皇統天地ト共ニ動キナク、無窮ニ傳ハリ坐テ、千萬御代マデ天下ヲ統御ス御國ナレバ、懸マクモ可畏天皇ノ尊ク坐マスコト天地ノ間ニ二ツナクシテ、萬國ノ大君ニ坐マセバ、異國國ノ王等ハ、悉ク臣ト稱シテ吾御國ニ服事ルベキ理リ著明シ、然ルヲ禍津日神ノ心ニヨリテ、此理蔽ハレテ未顯ハレズ、世人ノ心皆外國籍ニ眩惑セラレテ、是ヲ悟ルコトアタハズ、イトモ悲シキワザナリケリ、サテ如此尊ク萬國ニ上タル御國ナルガ故ニ、方位モ萬國ノ初ニ居テ、人身ノ元首ノ如ク、萬ノ物モ事モ、皆勝レテ美キ中ニ、殊ニ人ノ聲音言語ノ正シク美キコト、亦夐ニ萬國ニ優テ、其音清朗トキヨクアザヤカニシテ、譬ヘバイトヨク晴タル天ヲ、日中ニ仰ギ瞻ルガ如ク、イサヽカモ曇リナク、又單直ニシテ迂曲レルコト無クシテ、眞ニ天地間ノ純粹正雅ノ音也、サテ其古言ノ正音ハ、タヾ四十七ニシテ、ヤノ行ノイエト、ワノ行ノウトヲ加フレバ、都テ五十ナリ、

〔玉勝間四〕御國の言と外ッ國の言とおのづから似たるも同じきもある事

皇國の古言と、漢字の音とおのづから同じきもまゝあるなり、けと氣、やと耶、さかと尺、うまと馬、しにと死、はぐと剝、すと洲などのごとし、猶有べし、又蟬はせみ〳〵となけば、其聲によれる本よりの名か、字音をとれるか、これらはわきまへがたし、此たぐひもなほ有べし、文錢蘭などは字音

ものなし、されば古より今に至るまで、海外の人のこゝに來りぬる、我國の人其語を譯するによらずしては、彼情を通ずる事をよくせず、たゞ我方域の内におゐて、相言所の多からずして足れる也、さかはあれど、聲成文謂之音、音發爲言、言之成文爲詞とも見へたり、凡言詞の間、聲音の相成所にあらずといふものなし、我國古今の言に相通せむは、音韻の學によらずして、また他に求むべしともおもはれず、○略 註 我國古今の言、其聲音の轉せし殊に多かり、其變を考さんには、悉く擧べからず、其大略のごときは、五方の音同じからざるによりて轉せしとみえしあり、五音の文相雜れるによりて轉せしと見えしあり、凡五方の音、輕あり重あり、清有濁あり、清濁輕重相半せし有、其詞の緩なる急なるによりて、其呼事に緩なるあり、急なるあり、其清るは上り、濁れるは下り、輕きは浮み、重きは沈む、緩なるが變せしは呼事開き、急なるが變せしは呼事合ふ、また唇舌牙齒喉の音のごときは、かれをばよくいひ得ぬれど、これをよくいひ得ざるあり、その呼得ざる音のごときは、轉じて他音にゆかざるを得ず、是等の類は、其方俗によりて、其音の轉ずる也、或は二合の音、或は三合の音の如きは、彼是の音相合ふによりて、轉じて他音となれる有、凡これらの類は、並にこれ其聲音の自ら轉せし也、また此音を轉じて彼音となり、彼詞を轉じて此詞となりしがごとき少なからず、これらの事編めていひがたかり、たゞこゝには其大略を擧し也、日本紀に見えし下照姫の歌に、アメナルヤといふべきを、アヨナルヤといひ、タナ機ルといふべきを、ウナカセルといひしが如き、其方言によりしなるべし。○下略

〔自娛集二〕倭語說

本邦古昔、與中華三韓未通信使、此時唯有自上古所傳誦品物之方言與言辭之俗語、而無漢字之相雜、迨與三韓中華相通、而後假用異音爲倭音、而相雜之變、爲我邦之俗語品物之名稱、爾來本邦上古之言語漸而亡矣、今也民間其存者幾希、只上古之祝詞、及日本紀萬葉集等所載和歌之詞所存者是而已、然如上世品物之名稱、今猶存者多矣、如順和名抄所載是也、其變而稱假名者亦不鮮矣、其言語

て、我國の俗諺となりしもすくなからず、近世に及びては、西南洋の蕃語も、俗間に行はれしあり、梵語の此國の俗語となりし事は下にみえたり、譯語の、此間の俗諺となりし事は、詳に達磨抄にみえたり、蕃語の今も世に行はれぬるは、たとへば琉璃をビイドロといひ、毛布をトロメンといひ、玫瑰花をロウザといひ、石竹をアンジヤベルといひ、燈架をカンテラといひ、鐵紐をボタンといひ、身に近き衣をジバンといふの類多かり、それが中、琉璃を毘頭梨といひ、毳布を兜羅綿などいふ事は、佛經にもみえ來れり、されば我國太古の初より、今世に至る迄五方雅俗の言、風と共に移り、俗と共に易れるのみにあらず、海外諸國の方言のごときも、また相混じぬとみえたり、凡は人の言におけるそのいふ所として、其義あらずといふものなし、また其義を取れる所のごときも、世の俗尚のある所に隨ひて、其趣亦同じからず、今の言葉の義をとれる例を推て、古の詞を解しなん、實に其義の合べしとはおもはれず、上古おのづから上古の俗あり、中古自ら中古の俗あり、近古おのづから近古の俗あり、且今よりして後世を遐にして、おの〳〵その世の俗ありて、すべて其尚ぶ所同じからず、されば古今の言に相通じなん、まづ其世を論ずべき事也とはいふ也、○註略 我むかし海外の人の愛に到れるに過て、其言を聞き其義を問し事どもありけり、我東方の言ほど、聲音のすくなきはなく、西方の言ほど、聲音多きはなし、中土またそれに次ぐ、東南の音は揚れり、東北の方音は濁れり、西方の音も亦これに同じ、其事たとへば、鶯の啼聲を聞に、初春には聲なを澁りぬる、春半たつほど、やゝ滑になりて、春暮ぬべき比ほひには、百千宛轉の音あるが如し、東方の音は新鶯也、中土の音は喬木に遷れる鶯也、西方の音は流鶯也、それが中、西方諸國のごときは、方俗音韻の學を相尚びて、其文字の如きは尚ぶ所にあらず、僅に三十餘字を結びて、天下の音を盡しぬれば、其聲音もまたなを多からざる事を得べからず、中土のごときは、其尚ぶ所文字にありて、音韻の學のごときは、西方の長じぬるに及ばず、我東方のごときは、其尚ぶ所言詞の間にありて、文字音韻等の學は、相尚べき所にもあらず、されど天地の間、本自方音あり、我東方の聲音のすくなき、其聲音のなきにあらず、則これは天地發聲の音にして、天下の音を合て其中にあらずといふ

總說

マリシガ、義門ハ更ニ形容詞ノ活用ヲ詳ニシ、且動詞形容詞ノ活用ニ、將然已然等ノ名ヲ立テヽ、學者ヲシテ瞭リ易カラシメタリ、是ヨリ後、此學ニハ著名ノ人多ク、著名ノ書多クシテ、益、明ナルニ至リシガ、西洋ノ書ニ據リテ文法ヲ立テシハ、鶴峯戊申ヲ以テ嚆矢トス、

又一種古語ニ言靈ノ幸フナド云ヘル事アルニ由リテ、氏爾袁波ノ活用スルヲ神靈ノ所爲ト爲シテ、別ニ其說ヲ唱フルモノアリキ、而シテ此一派ノモノハ、殊ニ言語ノ起源ヲ穿鑿スルコトニ力メシモノ多カリキ、

字書ハ、字解語釋ノ書ニシテ、今存スル所ノモノニハ、新撰字鏡、倭名類聚抄等最モ古シ、其他倭名抄序、文記スル所ニ因レバ、田氏私記等ノ類倘ホ多カリシガ如シ、後世ニ至リ、新井白石ノ東雅、谷川士清ノ和訓栞、石川雅望ノ雅言集覽等稍著ハルヽモノナリ、

〔東雅〕總論

我國古今の書に相通じなんには、先其世を論ずべき事也、舊事紀、古事記、日本紀等の書にみえし太古の語言のごときも、其書撰述の代の人のいふ所をもて志るされしとみえし事どもあれど、神名、人名、また歌詞のごときは、古よりいひ嗣しまゝなるものとぞ見えたる、古を去事やゝ遠くして、海外の人の行かふ事ありしより此かた、それらの語言相まじはれりと見えし事もありて、韓地の諸國、本朝に服屬せし後に及びては、彼土の人等、此に來れるのみにもあらず、彼國に置れし官府を知て、其政を掌ざれる本朝の人々も多かりしほど、これかれの方言相離らざる事を得べからず、六經の學の相傳はれるより後、百濟の博士等、おの〳〵其學を以て來りつかふまつる、代々に絕ず、秦漢隸楷の書體を取用ひ、我國の古文廢せしに至ては、古語のごときも、或は其言廢れ、或は其義隱れて、我東方の語大きに變せし事の始とこそみえたれ、夫より後、佛氏の書また傳はれる梵語のごときも、其敎と共に此に行はれ、其後また譯數の來れる後、宋元代々の方言をも

文學部三

國語學

假名ハ、聲音ヲ寫スモノニシテ、古昔ハ聲音ニ相混ズルコトナカリシカバ、假名ヲ用キルコトモ一致ニ出デタリ、其後、聲音ニ相混ズルモノアレド、假名ハ故ノ如クナルニ由リ、其用法ヲ誤ルモノ常ニ多クシテ、人々其適從スル所ヲ知ラズ、是ニ於テ假名遣起ル、假名遣ハ假名ノ用法ナリ、然レドモ當時定メシ所ハ、當時ノ人ノ聲音ノ輕重ヲ考ヘタルマデニテ、之ヲ古書ニ徵セザリシカバ、仍ホ其誤用ヲ免レズ、德川幕府ノ時、僧契沖始テ萬葉集等ノ書ニ就テ考證シタレバ、其說的確ニシテ、後世永ク之ヲ遵用ス、

氐爾袁波、又氐爾波ト云フ、卽チ助詞ノ汎稱ニシテ、兼テ活用言ノ語尾ヲ指シ、掛結等ノ法ヲ論ズルモノナリ、此法ハ中世ヨリ論及セシモノアリシカド、未ダ詳ナラザリシガ、本居宣長ガ詞の玉の緖ヲ著スニ至リテ、殆ド餘蘊ナキガ如シ、然レドモ氐爾袁波ハ、語格ノ一端タルニ過ギズ、

語格ハ、言語ノ種類ヲ分チテ其法ヲ立テタルモノニシテ、之ヲ發明セシハ本居春庭ノ詞八衢ナリ、是ヨリ先キ之ヲ論ゼシモノナキニハアラザレド、未ダ精確ナラザリシガ、是ニ於テ大體始テ定マル、春庭又詞通路アリテ、言ニ自他ノ別アルコトヲ言ヘリ、春庭ノ後ニ僧義門アリ、專ラ語學ニ苦心シ、山口栞、活語指南等ノ許多ノ書ヲ著セリ、春庭ハ動詞ノ活用ニノミ止

古事類苑

文學部三

國語學 字書併入

語假借用字之義、經緯畫境、悉得其節目、引援典博、辨論確核、實而不陋、借而有徵、眞通韵學者也、平維章東海讀書讃、州名郡訓、武藏安房信濃但馬因幡讃岐類、爲漢音變、而不知其出五韓假借、貫濯字調、糸太之非、而又不知假借用之、因是書而究之、則思過半矣、

丙申〇天保七年　孟春之月　　匠里依田利用撰

〔言繼卿記〕天文十三年六月廿三日庚寅、高辻被申候韻鏡之灌頂之一紙遣之、則夕方被返了、

もおし考ふる時は、大かたは其意明らかなるもの也、さるたぐひは、五十つらの音もていふべきものにあらず、たゞつゞめていへるものべ、のべていへるをつゞめたるたぐひのみは、これによりて考べし、そはかならず詞の例を考さだめおきてなすべき也、

〔文會雜記一上〕一春臺ハ、殊ノ外ニ字彙ヲ嗜好アリテ、何ニテモ字彙ニテ正サレタリ、ヒタト字彙ヲ出シテ、音ヲタヾサレタリ、韻學ハ殊ニ精シカリシト也、

〔先哲叢談續編六〕關口黃山

黃山自少壯留志音韻、五方之音無所不通曉、我邦自中葉以上、與三韓往來、韻學音訓得之於彼者不少、加旃保元以降、文敎不振、漢吳相混、至近世則有閩音、有梵音、有夷蠻音、有習俗音、有訛傳音、往々雜出、不可分別、今欲通曉之、宜先論其世而考其所由出之前後、然後參伍錯綜、庶幾乎其不差、黃山有所見于此、將著皇和音韻國訓方言、捜索其所起、宏輯衆書、博采群說、無復遺蘊、鉛槧有年、易稿既再、不果而沒、人皆惜之、亡友關濱南（名克明、字□□、鳳岡孫、）爲余云、黃山音訓、與新井白石東音譜、東雅、暗合者多、我土著述小學訓詁類之傑出者也、

〔古學小傳下〕黑河春村

黑河春村ハ、號ヲ薄齋、通稱ヲ次郎左衞門ト云、後主水ト呼ベリ、江戶淺草ノ人ナリ、○中略翁ノ學ハ、凡ヨソハ鈴屋翁ニヨラレシガ、神代ノコトナド、彼此トコチタク言ハ、却テナメゲナリトテイハレズ、惟音韻ノコトハ、（鬮ノ業若干巻アリ、外ニモ鬮ノコトヲカカレシモノ數部アリ、最得意ナレバナリ、）漢字三音考ノアマリニ粗略ナルヲヲシマレ、音韻考證ト云書ヲアラハサル、又萬葉略解ノ遺漏ノ多キヲナゲカレ、萬葉墨水抄ト云書ヲアラハサレシガ、未成ニテヲハラレタリ、

〔備字例〕備字例序

石川君達、備中笠岡人也、來游余門、一日手其兄關士常所著備字例一卷示之、余披閱之、其於聲音國

るゝものと思へるは、まどへる也、さてこの五十音もてとくべきは、例をおし類を考て、古言の意、大かたにしられたる時、猶その言の本のつまびらかなるわかちをしらむとするに、此五十音もてしらるゝ事あり、

〔琴後集十三書牘〕大村蜂住にこたふる書

およそ古言をときあかすに、五十連のこゑをもてしるべきとなす事は、早くは顕昭法師もすでにいへり、ちかき世におよびて、難波の契冲阿闍梨、やましろの荷田のはふり、我賀茂の翁など、皆こをもてふることをとくよすがとぞなしたる、しかはあれど、このいつらの音はしも、こを用ふるに道あり、その道をよくおもひわかずは、あらぬかたにぞふみまどひぬべき、されば賀茂の翁も、こをもて古言をみだることなかれとは、常にもの學ぶ人にいさめいはれし也、先古言を知らんには、古書を廣くよみて、その詞の例いかにともとめ、又おなじたぐひなるをあつめみて、其理りをおもふべし、例多くたぐひあまたなるは、おのづからにその意はしらるべし、またくだれる世の書をも廣くよみて古の詞のうつろひこしをも考へしり、又こをいにしへにかへして思はゞ、相てらしてしらるゝ事おほかるべし、また今の世のいやしきことわざにも、猶いにしへの殘れる事おほく、或は田舍人のいひならひたる言にも、古言の傳はれる事はあなり、かゝるたぐひまでをもよくおもひわかちて、古言をとくのたすけとなすべきなり、これを古を學ぶの正しき筋とす、さて例とたぐひを考へ得て、かつ〳〵その心はみゆれど、猶をぐらきかたある詞あり、そは五十つらの音をもて考へとくべし、たとへば、たれをつゞむれば、てとなるをもて、手折では、といふは、手折たればなるをしり、ふぐしは物をほるくしなれば、ほるくしをつゞめたる名なるをしる類也、しかれども、まなびおろそけなる人の、古の書のこゝろもしらで、みだりに此いつらの音をのみたのみて、なべての詞をもとかんとせば、いとたがひぬべし、すべて詞は、例とたぐひをし

〔通略延約辨〕總論

世の古言をとくもの、眞淵翁の謬說にしたがひ、古言をおのが私情にまかせて、通はし略き、延べ、約めてときなすは、まことになげくべきわざなり、世の大人たち、古言をとくといひて、古言の意をうしなふこと五あり、その一には沿革の理にうとく、二には正訛をわきまへず、三には台語の法をしらず、四には活語にくはしからず、五には通略延約をもてみだりに名義をとくこれなり、このいつゝのあやまり、みなそのもとは、通略延約をあしく心得るにおこれり、これにより、今そのいつゝのあやまりをたゞし、眞の通略延約の用法をしらしめんとす、

〔五十音辨誤〕古言のこゝろをとくに、五十音によりていふ事は、はやくより有し事にて、顯昭法師、仙覺律師などもおほくこれによりて古言を注せし事あり、近き世にいたりて、難波の契冲阿闍梨、稻荷山の荷田宿禰、吾師縣居の翁など、皆この五十音をもて古言をときたよりとぞなしたる、されどこれを用ふるに道あり、その道を知らで、みだりにこをたのむ時は、かへりて誤ことおほきもの也、さるを我師のをしへをよろこぶ人、師の心をよくもしらで、みだりにこの五十音のみにて、古言はとかるゝものとしもこゝろ得、そを師のをしへの心なりと思へる人あるは、いとたがへり、およそ古言をとくには、古書を廣くかよはして、その例をおし類を考て、其言の心を知るを正しき筋とす、さて言にもとなるあり、うつろへるあり、ふるきあり、後なるあり、また言は異にても類ひ同じきあり、言おなじくてこゝろことなるあり、すべてくさ〴〵のわかちあれど、みな例と類とによりてしらるべきものなり、例もなく類もなく、たゞ古書の一所にのみいでゝ、おぼつかなきことばあり、そは心のしるべきやうなし、さる類はとかであるべきなり、百ちゞの世を經たるいにしへの事なれば、ときがたきことなくてやはあらん、たゞしらるべきをしるを正しき筋とはするなり、その知らるべきとしるべからぬとのわかちをなさで、あながちにとき知ら

五音相通

ういの如く、ゑはうえのごとく、をはうおのごとくに呼て、いえおとはひとしからず、よく分れたり、こは何をもて然るぞと問しかば、はじめの和にならへば也とぞいへりける、かの國のつねの音も、このけぢめありとぞ、此事おのが字音かなづかひにいへると全くあへりとて、いみじくよろこびおこせたりき、なほそのをりの物がたりども何くれといひおこせたりし中に、おかしき事どももあれど、こゝにはもらしつ、

〔袖中抄十〕よこほりこせる（けゝれなくさやのなか山）けゝれなくとは、心なくと云詞也、けゝれはこゝろと同五音也、國々の風俗といふも、同音にも同ひゞきにもかよへる事おほし、されば風俗といふも、同五音と云とはたがはず、又敦長卿云、けゝれなくは、かくれなくと云也、かけこくきの五音かよへるゆへにと云々、今案、此尺いかゞときこゆ、かけこくきの五音にては、けゝはこゝなり、れはろなり、或はけゝらこもかけり、ゝかるにかみのけをばかといひ、次のけをばくといひて、れをばもとのまゝならん事あやし、若思ひたがへられたるにや、

〔さゝめごと上〕先達かたり侍り、まことにいかなるひがめにも、はるかにこそかはり侍れ、むかしの人の句をみるに、前句に心をくだきて、五音相通、五音連聲まで、こゝろを通じ侍り、中つころよりは、ひとへに前句の心をば忘れて、たゞわがことの葉にのみ花もみぢをこきまぜ、つきなき所にも月花雪をならべおけり、前句にこゝろのかよはざれば、たゞむなしき人のいつくしくさうぞきてならびゐたるがごとくなり、

〔和字正濫鈔五〕愛宕（おたぎ　おたご）此あとおとかよふ様、人に尋ぬべし、たわゝをとをゝといひ、わなゝくをそのゝくといふ、此わとをと通ふ様もおなじ　ワヲ╳わお　かくのごとくすみちがへにかよへり、犬（ゐぬ　いぬ）息（いき　おき）居（をる　ゐる）是らもたづぬべし、

〔古言衣延辨〕楫取魚彥が撰べる古言梯といふ書は、いにしへの假字の、今の世の人の詞にまぎらはしき限を集め擧て、歌よみ文かくに便よきものなり、然るに五十連音の阿行の𛀀（𛀀は阿行のえの片假字也、片假字に阿行のえなき故、假に此形を設けぬ、委しくは下にいへり、）と、夜行の延を同音として、一つらに載たるは、なほいまだしきわざなりけり、およそいにしへの假字の用ざまは、近き世に難波の契冲法師、はじめて見出して、和字正濫鈔といふを作れりしより、つぎ〳〵に物まなれる人多く出て、其すぢの事ども、いや委しく考へ定めたれば、今は大かた殘れるくまもあらず成にたるを、此阿行の衣と、夜行の延の異なるを見出せる人のなきこそあやしけれ、おのれかねてより其差別あらん事をおもひて、富士谷御杖ぬしにもかたりけるに、考なしとぞいへりける、たゞし御杖ぬしの隨筆（○北邊隨筆）に、天地のうたにえもじ二ッあることをいひて、阿行夜行のえ也といへれど、猶其差別をえわかざるになんありける、されぱおのれ猶年月心をとゞめて、これかれ見るに、古事記書紀は更にもいはず、およそ延喜天曆の頃よりさきつかたの書どもには、皆此阿行夜行のわかち有て、聊も誤る事なかりしを、（○註略）其後漸に亂れ來て、今は絕てまる人もなくぞ成にたる、近き世にさばかり名高かりし加茂眞淵ぬし、本居宣長ぬし、富士谷成章ぬしなどすら、此差別を辨へず、古書を解る中などにも、まゝ誤れる事こそ見えたれ、されば今其紛れ來し詞どもをば、古事記書紀等正しき書どもにより、古言梯のついでに隨てこれを辨へ、（○中略）物かく人を驚かしむるになむ、（○中略）

文政の十まりふたとせといふ年のきさらぎのなぬかの日　たひらのてる實

〔玉勝間二〕五十連音をおらんだびとに唱へさせたる事

小篠大記御野（ミヌ）といふ人は、石見國濱田の殿のまゆまやにて、おのが弟子なり、天明八年秋のころ、肥前國の長崎に物して、於蘭陀人（ヲランダヒト）のまうで來てあるに逢て、音韻の事どもを論じ、皇國の五十音の事をかたりて、そを其人にとなへさせて聞しに、和のくだりの音をば、みな上にうを帶て、ゐは

(ワヂ)ノ音ナルイノ紛レナキ曰ノ字ニハ㋾ソ音アリテオ|ノ音ハナク字ニハ（ハ字、古書ニ用ヒルナリ㋾ノ假シ、）ヲウノ音ナルコトノサダカナル奥ノ字ニハ、㋔ノ音アリテ㋾ノ音ハナキニテモ知ルベキヲヤ。略○中カノ用格（字音假字用格ニ云、下ニ委シ知スベシ、）ニモイカニゾヤオボユル說ドモ、マジリタラヌニハアラテド。略○註スベテハ證セル文理モト確實ニシテ、ウキタルコトニハ非ルヲヤ。我（靈○門師）今カノ弊ヲ潤刪シテ、遠クハ覺師（悉曇大師ヲ云、下ニ委ナ同ク、）ノ阿伊宇衣於ヲ讃スル賞トシ、近クハ即ソノ用格者（本居宣長先生）ノ本意ヲ遠シテ、以テ蒙ヲ啓ンガ爲ニ、正ク於乎二音ノ輕重ヲ論定セントスルニ、二科アリ、（例言イハユル篇トハ、コル）證レ（開音合音ノコト也、第一ノ下ニ其義ヲ示スベシ、）曰ク、初ニ證據ヲ擧テ後ニ疑難ヲ釋ス、初ニ擧證據トハ是ニ二十箇ノ證アリ、此義マヅカノ用格ヲ見ルニ、ソノ證據セルモノ三類ニシテ八證アリ、三類トハ一ニハ古書、二ニハ字音、三ニハ悉曇ナリ、其古書ニ徵セルモノ六ツアリ、一ツニハ古言ノ通音（用格ニ息ヲ於ヒ下ニ、後ト）ヘル是ナリ、（モ通ハシ第イ）二ツニハ地名ニアテシ字音ノ轉例、三ツニハ一音ノ地名ニ二字ヲ用ル定例、略○註四ツニハ言語ノアヒ違ナレル中間ニアリテ省カル、音ノ格例、（八左行第七）五ツニハ字餘リ歌ノ句調（九丁右行、但コヘ全分ニハ用ヒ難キ覆也、）六ツニハ諸ヒ物ノ餘韻ノ發調也、（八左類書ニ、又神樂云ト云ルコレ其○中略）右六ツヲ一類ト云ベシ、サテ（用格九丁左ニ）次ニ字音ニツキテ云々コレヲ又一類トスベシ（但コレニ付テハ、ナカナカ疑サレ引證スベクモコトモ）アル、ソハモトヨリ韻鏡ノ第十一轉開ナルコトヲ深究セザリシカラナリ、第十一轉ハ開トセル韻鏡本コレマコトニ正キナリケレ、下ニ評ニスベシ、サテ又（用格九左）五十連音圖ハモト悉曇字母ニヨリテ云々、コレヲ亦又一類ト云ベシ、略○中カ、レバあいえハ開轉ニ在テ其音輕ク、わゐゑハ合音ニテ重シ、略○註然ルニおニ用ヒタル字ドモハミナ開音圖ニアリ、をニ用ヒタルハ悉ク合音圖ニアレバ、コレおハ輕クシテあ行ニ屬シ、をハ重クシテわ行ニ屬スル音ナルコト、マタ何ヲカ疑ハンヤ、

○按ズルニ、於乎輕重義二卷ハ僧義門ノ著ニシテ、奥書ニ、文政十年乙亥四月廿一日起筆、閏六月五日脫稿トアリ、又首ニ、安政五年ニ成レル黒川春村ノ序文アリ、

みかきたるにて、はじめてこれをさだむ、後の人よくみさだめよ、（御杖云、此おなの置所たがへる事も、また他家に同說ありとぞ、）

（人の說なげ、亡父かく書べきやうなし、翁かのもじあまりの說なども、たゞものいはしに、かきつけ置て、今まで世にもとめさざりしかば、亡父が說さはしれるひとのなきなりけり、）木居を戀によせ、藍を逢によせたるは、もとより誤なれど、さすがに中古のひとの誤にて、いにしへのおもかげありてよせたる、こゐあゐみなゐなり、ゐはかろく唇をうへの歯にあてゝいふ、ひの輕音もいにしへは今のやうにまたくいとは聞えずして、唇を歯にあてゝ重くいひたるべければ、ゐをひにかよはせたるは、今の人のみだりがはしきにはいたくたがひて、玄かるべき事なり、さればよ・の先達もちひられたり、これならずとも、ゐをひにはおしてもちふるも、心にくかるべしといへり、

御杖因云、これらの說によりて、げに假名づかひは、音をもてこそさだむべかりけれ、とさとりて、おのれわかゝりしより、經緯に心をいれておもひよれる事もあれど、こゝにはもらしつ、

〔於乎輕重義上〕在昔慈覺大師ノ悉曇ヲ治ムトシテ、カノ通ノ麼多ノ字ニ對註セル漢字ソノ短呼ノ五ツヲ、阿伊宇衣於トシルシ置カレシハ、山陰ノ字記、其餘諸經釋ナル對譯ノ字ドモヲ檢シ、註〇略 皇朝ノ古事記、日本紀等、スベテ古ヘノ假字ヅカヒニ從ヒモテトミユレバ、略〇註 イハユル五十音ノ初メノ行リハあいうえおナルコトイト明カナルニ、略〇註 イツノ代誰カ錯リハ置ソメケン、凡二百年來ノモノニハ、おオヲ和行ヘウツシテ、阿行ニハをヲヲノミオキナラヘリケルヲ、五十年バカリノアナタ、安永中ニ開板セシ字音假字用格トイヘル書ニ、此二音ノ所屬ヲ辨ジテ、おハ輕クシテ阿行ニ屬シ、をハ重クシテ和行ニ屬スト考定シタル其義審詳ニシテ、人多クコレニ從フモ宜ナリ、但シソノナレルハ、マヅ契沖阿闍梨ノ和字正濫五四十二ヶニ、あたごおたぎトモニ愛ノ字ヲ用フル、或ハたわゝとをゝ、トわをノ通音タルナドヲイブカリオケルゾ、コノ考ノ基ナルベキト有人ノイヘル、ゲニ然ルベシ、大氏おハ阿行ニアルベク、をヲハ和行ナルベキコトワリハ、

ふが如くに、こひは子火と聞えて、こゐとはいはず、あふも安婦ときこえて、おうとはきこえざるべし、これらのまどひなかりけるゆゑに、いにしへはいふがひなきわらはべ、もじかゝぬ女などの、口にまかせてよみたる歌も、かんなのたがひたる事はなかりき、今はいうそくの人だに、かんなづかひをまねびきはめざれば、たがふ事のおほきは、口にならはずして、書にならふが故なり、枕草紙に、えぬたきといふ人の名あり、かゝる名の今のよにありて名のりたらば、えはいづれのえぞと、とひ聞く後ならでは、かんなにも、女もじにはかゝるまじきを、その比はやすらかに、口にきこえたれば、疑なかりし也、今の世の人の名に、治右衛門あり、次右衛門あり、京人はたゞおなじやうによぶ故に、またしからぬ人は、消息などにもさだめかねて、次郎の次をつきたる人に治郎の治をかき、治右衛門に次右衛門とかきたがへてやれども、その人もこと人がなともあやしまず、みづから次治などさだめてかきたるを、みまりたる人はじめて疑なくなる事、わづらはしくも、荒涼にもおぼゆるを、筑紫人はよく口にわきて、治はちもじの濁れる、次はしもじの濁れる也とよく聞ゆるは、げに筑紫はみかどのもとつ御國なるしるしなるべし、和名抄に、諸國の郡名鄕名などをかけるに、かんなづかひたがひたるあり、これはその國々の詞だみて、いひうしなへるをみせたるなり、今の人も、都の詞、ひなの詞かはれる故に、いふ所みな和名抄の鄕名のたぐひになれり、かんなづかひは京極黄門〇藤原定家のさだめさせたまひて後、その沙汰まち〳〵にして、おぼつかなかりしを、ちかき世契沖がよくいひわきまへたるにより、はじめてことさだまれゝど、いにしへより理につきてもじを定められし事とのみ心えられけるにや、口角にわかつべき事とはいへる人なし、千慮の一失といふべし、またあ韻のお、わ韻のををおきたがひ來れるを、わきまへたる人なし、今紀伊甚輔のたぐひをもて、鸚鵡をおもひ、又もじあまり反切のよしをおもひ、かつ催馬樂の譜などにも、をこそとの列のもじを引聲するに、乎々とはかゝずして、於々との

きたり、いろはの歌四十七のうちに、今はよつうせて四十四のみぞある、かくのごとく音のうせゆくにしたがひて、かんなづかひといふ事いできにけり、かんな、女もじなどは、いふかひなき女わらはべまでも、心えやすくもちひやすからんが爲に設たるを、今はかんなかく事だに、ならひあることのやうになりたるは、口にいふ所みだりがはしくなりて、かんなもじさだめたる世とたがひたれば也、世うつりてゆかば、四十四のうち、又ぞうせなむ、かくうせゆく事、ともじにはあらず、あ經、や經、わ經、（五十韻をば、亡父經緯といへり、）このみつの十五音のうち也、今はあ經はみな殘り、や經にはいえうせて三音あり、わ經にはわのみのこりて、ゐうゑを皆うせたり、いろはの歌の時、や經のいうせて、あ經のい、わ經のゐふたつになり、わ經のううせて、あ經のうひとつになり、や經のえうせて、あ經のえ、わ經のゑふたつになり、あはせて三もじうしなはれたるも、世すでにくだりたれば也、今はまたいろは歌のゐゑをともにうせたるがゆゑに、かんなづかひといふ事いでき、さてのちは、口舌にわかちたる物也といふ事をもしらぬやうになりて、かんなをつかふ時に、さだむるもじのやうにおもへるがゆゑに、明魏は、さる歌くちの人におはしけれども、かんなづかひは、いるまじきよしいはれたるは、なげくべき事なり、たとへば今いくよろづよをへて、やわあの三音、もじはかはれども、こゑはうせてあとなり、をよの二字も、こゑうせたらん時も、明魏にしたがはゞ、いにしへをしたひ、ことをさだめむ人、なにゝよりてか言のこゝろをもわきまへまし、ことの源をきはめずして、流にしたがひて末におもむく人は、明魏がひがことをいひ出すべし、よくしらずばあるべからず、此三つをうしなへるのみならず、こゑの輕重をうしなへる事多きによりて、いよいよ假名づかひの事しげくなれり、輕重とは、はひふへほのわゐうゑをにまがふ事なり、（御抄云、はひふへほをわゐうゑをの如くいふは、いはゆる清濁音也、）これらさへいにしへは、さだかに口舌にわかちたるを、となへうしなひて後は、かんなにてさだむることゝはなりにたり、いにしへ神樂催馬樂などをうた

知ナリ。相模、郡名愛甲、阿由加波、近江、郡名愛智ハ衣知トアル、コレラ愛字ヲあえおトあ行、音ニ通用セリ。又上野、郡名邑樂、於波良岐、因幡、郡名邑美、於不美、石見、郡名邑知、於保知、遠江、郡名邑代ハ伊比之呂トアル、コレラニ邑字ヲいトおトニ用タルモ、あ行ノ通音也。又凡テ一音ノ地名ハ、其韻ノ音ノ字ヲ加ヘテ、必二字ニ書ク。例、木國ヲ紀伊トカクガ如シ。（伊ハきノ韻也）遠江、郷名渭伊、出雲、郷名斐伊、（和名抄今本ハ伊ナシ、甲斐ト誤レリ、風土記ニハ伊ニ作ル、）筑前、郷名毘伊、肥前、郡名基肄、（基肄ハ木伊、）肥後、郷名肥伊、備中、郡名都宇、（近江國ニモ此名アリ、）同國郷名弟翳、薩摩、郡名頴娃、和泉、郷名呼唹、（平、神名式ニ呼唹ニ作、）參河、郡名寶飫、（今本寶飯ニ誤レリ、）日向、郷名覩唹、大隅、郡名贈唹、コレラ皆同ジ。然ルニ呼唹、寶飫、覩唹、贈唹ナドニ、をノ假字ヲ加ヘズシテ、皆おニ用ル飫唹等ノ假字ヲ加ヘタル、（奧、沖、大隅ノ贈唹ニ壯ヒテ、サカリ、ヲ、サガヘキニ唹ヲ書ルハ、筑前國ノ方言カト云ルハイカヾ、和泉ノ呼唹ナドニハ心ノメ）凡テ韻ハあいうえおニ限レルコトナレバ、是又あ行ハおナル明證ナリ。略○註サテ又あいうおノ四音ハ、語ノ中ニ在トキハ、省ク例多シ。略○註をハ省ク例ナシ。コレ又おハあ行ニテあいうト一例、をハわ行ニテ其例ニ非ル故ナリ。又歌ニ五モジ七モジノ句ヲ、一モジ餘シテ六モジ八モジニヨムコトアル、是必中ニ右ノあいうおノ音ノアル句ニ限レルコト也。（えノ音ノ例ナキハ、イカナル理ニカアラム、）古今集ヨリ金葉詞花集ナドマデハ、此格ニハヅレタル歌ハ見エズ、自然ノコトナル故ナリ。中○略（未考）然レバオノヅカラニ如此格ノアルモ、おハあ行ナル一ツノ證也。次ニ字音ニツキテイハヾ、諸ノ古書（天暦以往）ニ、おトをトノ假字ニ用タル字ドモヲ考ルニ、おヲあ行、をヲわ行トスルトキハ、悉ク韻書ノ旨ニ符合ス。下ニ一々擧タル字ノ下ヲ檢テ悟ルベシ。若舊慣ノ如ク、をヲあ行、おヲわ行トスルトキハ、悉ク輕重錯亂シテ、一字モ音韻ニカナフ者アルコトナシ。

〔北邊隨筆（初篇三）〕音の存亡

又云（○富士谷成章、脚結抄、）あがりての世には、人のこゑ五十ありけらし、そののちふたつはやう〳〵うせてあめつちの歌のころは四十八になりぬ、それがまたひとつうせたる世にいろはの歌はいで

なほ違へる故に、第五段の合拗音みな誤れり、但し此は彼文治元年に記せる管絃音義に、始めて錯置せるより以來六百年ばかり、世間なべて誤り來れる事にし有れば、文雄をのみ難むべきにも非ず、〇中略先師鈴屋宇斯に至りて、始めて其所置の錯りを悟り、字音假字用格を著はし、おを所屬の辨を作きて、其用格の秘蘊を開示し、天下の音韻言語の道を學ぶ者の眼目をぞ開き賜ひ在ケり、ける、此は實に安永四年といふ歳なりけり、

〔字音假字用格〕喉音三行辨、

五十連音圖中ニいゐ、えゑ、おをノ所屬ヲ錯リテ、或ハゐヲ・や行、又ハあ行ニ屬シ、或ハゑヲあ行、や行ニ屬スル類多シ、惑フコト勿レ、若一字モ此所屬ヲ錯ルトキハ、三行ノ辨ミナ明ラカナラズ、先ツ初ニ是ヲ正シオクベシ、サテおハあ行、をハわ行也、此事ハ別ニ下ニ委キ辨アリ、〇中略

おを所屬辨

おハ輕クシテあ行ニ屬シ、をハ重クシテわ行ニ屬ス、然ルヲ古來錯リテ、をヲあ行ニ屬テ輕トシ、おヲわ行ニ屬シテ重トス、諸說一同ニシテ、數百年來イマダ其非ヲ曉レル人ナシ、故ニ古言ヲ解ク ニモ、此おをニツキテハ、此彼快カラザルコトアリ、又字音ノ假字ヲ辨ルニハ、イヨ〳〵舊本ノ如クニテハ、諸字ノ假字、一ツモ韻書ト合フ者無ク、諸說コヽニ至テ皆窮セリ、是ニ因テ予年來此假字ニ心ヲ盡シテ、近キコロ始テ所屬ノ錯レルコトヲサトリ、右ノ如ク是ヲ改テ驗ルニ、古言及ヒ字音ノ疑ハシキ者、悉ク渙然トシテ氷釋セリ、マヅ古言ヲ以テイハヾ、息ヲ於伎トモ通ハシ云、コレおハいト同クあ行ノ音ナル故也、又居ヲ乎流トモイヒ、多和夜女ヲ多乎夜女トモイヒ、多和々ヲ登乎乎トモイヒ、新撰字鏡ニ、恬字ヲ和奈々久、又乎乃々久ト註セル、コレラ皆をハわ行ナル故ノ通音也、右ノ音ドモノ於乎ノ假字ハ、ミナ古書ニ出タレバ論ナシ、然ルニ是等ヲタヾあ行トわ行ト通ズトノミ意得居ルハ、ソノ解ヲ得ズシテ強タル者也、サテ又山城國郡名愛宕於多岐阿多古ニモ愛宕ノ字ヲ用フ尾張國郡名愛智阿伊知本ハ阿由

しも甚く信じて、其義解を作り、かつ是より思ひ立れし事と見えて、古の假字づかひを破りて彼いゐをおゑえは同音にて、差別なしと謂ふ臆說をぞ述られける。〇註略 さて右反切義解の尾に、〇中略 右一卷捜求舊庫反故中、而手鈔以歸庵、借見開秘密之奥藏、示權實之正軌、而有益于後學、功不少矣云々、元和庚申歳阿闍梨良正とあり、庚申は乃元和六年と云ふ歳にて、寬永の末年と〇明應時代より二百年には足らず、此頃なほ今有る悉曇の横位に因れる音圖の無りし事、この密宗阿闍梨のこを珍重せる趣にて知べし。〇註略 然るに其後いつの程に何人の所爲なるか、右音圖の横位をば、悉曇によりて、アカサタナハマヤラワの次第に作り改めたり、其圖の物に見えたるは、寬永五年に彫たる小板の韻鏡の首に出せるぞ初なる、其音圖つぎに記すが如し、此は悉曇の竪横次第は知たれど、オヲ、エヱ、イヰの差別を知ざる人の所爲なること、アヤワ三行に同じイエを用ひて、ヰ字なき故に二段の合拗音の假字違ひ、エ字なき故に、四段の開拗音假字違へり、是より前享祿元年に始めて板に彫たる韻鏡には、此音圖有事なし、享祿元年より寬永五年までは、百一年なれば、是間なる人の所爲と見えたり。〇中略 かくて契沖師の正濫抄を著せるは、元祿六年といふ歳なるが、其音圖の横行は安加左太奈波末也良和にて、阿行を阿以宇江遠と著し、加行以下は、悉曇半滿の法を用ひて、也行を也、央（い、也切）以、與（ゆ、也切）字、與（え、也切）江、遺（よ、也切）遠、和行を和、契（ゐ、和切）以、黎（う、和切）字、塑（ゑ、和切）江、蟹（を、和切）遠とやうに書て、右の圖、梵文に準へて作れりと云り、〇中略 此もなほおをの所屬を錯れる事に心著ざりけり、其は近く悉曇字記にも、（ア）阿（イ）伊（ウ）甌（エ）藹（オ）奧と有るを、何にして誤りけむ、訝しき事なり。〇中略 延享元年と云年に、彼沙門文雄が校本の冊光と名けし韻鏡さへに、尙未喉音三行の所屬、その闕合をだに得知らで、甚濫なる事どもぞ多かる。〇中略 文雄が韻學は、も字斯〇寶曆の議論に啓發せる事も有りしが、或は彼正濫抄も世に知る、時也しかば、其圖にも因れりと見えて、寶曆四年に著せる和字大觀抄には、其誤を粗正し改めてぞ有ける、其音圖かくの如し、然れどヲオの所屬

也伊由衣輿　同

良利留例呂　半濁

和爲宇惠於　清音

ニは　ニう　ニう　ニゐ　ニた

ヒじ　ヒに　ヒは　ヒふ　ヒす

ヱめ　ヱゆ　ヱへ　ヱす　ヱへ

の　ね　ゐ　ゐ

初轉用命助

〔古史本辭經〔一〕〕五十音古圖記第二

さて彼の荷田の家に傳はれる圖は、其古説の添たる上は、當昔の古圖にて、伊以韋宇于、延曳惠於、袁十音の位置も正し在けむを、破失せて、其あと少か存しは、最惜き事なるが、今懇懃に按ふに、略本和名抄の始に出されたる音圖決めて其古圖の類なるべく所思るなり、〇略甘然るは其和名抄の卷首に出たる音圖の次第、左の如くにて、悉曇また韻鏡の類にも都に合ざる横位なるを、其自序に、或漢語抄之文、或流俗人之説、先擧本文正説、各附出於其注、若本文未詳、則直擧辨色立成、楊氏漢語抄、新抄本草、日本紀私記、或擧類聚國史、万葉集、三代式等所用之假字云々とて、其餘の漢語抄をも廣く採たる由なると合せ考ふるに、當時漢語抄と稱せる古書あまた有りて、其は古事記の序に、本辭また勅語の舊辭など有る類の書にて、皇國言に漢字を填たる辭書なること、古史徵の開題記に論へる如、なれば、然る書等に舊く此圖の添ひて有しを、其隨にまづ卷首には出され在けむ、

〔古史本辭經〔四〕〕古言學由來第十

吉備大臣の音圖〇五十音と云もの、斯の如き妄誕の物なるを、明魏のいかに思ひ惑はれ在けむ、此を

〔伊豆母廼美多麻〈初篇序〉〕あなうれたし、大日本の國には、元より字てふものなくして、漢土より傳へしより、其字をもてなに事も足らはせしなどおもふ人多かるは、くらきよりくらきに入ごときごとにして、あげつらふにたらず、志かるにこたび伊豆母之美多麻てふ書を見るに、出雲大神大己貴命の傳へ給ひし五十連音の圖あなもじ三種の國字を得、そがをしへにもとづきて、言靈の幸はふま丶にかきさむる字の用格の古事を極めたる、いともたふときふみにぞありける實にもこのさきごとは、丹靈翁〈○川北丹靈〉があつき志によりてなれりし草案を、芬木うし〈○芬木元達〉がまめなる心をもてかうがへ定めて、一たびかみつ世に埋れしことをおもひ、千とせの後、又埋れむ事をおそれ、かく櫻木にのせて、世にひろむるも、こさみたまの恩頼になも、かくばかりふるの中道たどたどしく、外國々のことのはぐさの茂る世に、この言靈の林の、神世も今も千萬の後も、かはらず、春霞かすみとともに繁りかをらむことのうれしさに、見るところを一言書そふるのみ、

文久二とせの霜月　　松平源信幹誌

〔語意考〕よつ

五十聯〈古○伊○嘉○門○さ○眞○識○乃○〉

阿	伊	宇	延	衣	本音
加	幾	久	計	己	清濁二音
佐	志	須	世	曾	同
多	知	門	天	登	同
奈	仁	奴	禰	乃	清音
波	比	不	反	保	清濁二音
麻	美	武	米	毛	清音

〔釋日本紀 五述義〕市杵島姬命是居于瀛者也、神名帳曰、安藝國佐伯郡伊都伎島神社、(名神大)先師說云、案之、千與都者タチツテトノ同五音也、日。本。紀。之。例。同。音。之。字。通。用。然則宗像神三座之內市杵島姬命者安藝伊都岐島同體分身也、

〔假字の本末 下〕片假字

さて音圖の阿行に於を屬たる、又竪行の音の位置、又横行の次第などの、中昔の書に見えて、今さ差へるを、予(伴信友)が見あたりたるを擧べし、まづ阿行に於を屬たるは、源順朝臣集に、あ。い。う。え。を。を一音づゝ、初と終の句の上におきてよめる歌五首あり、また天文丙午寫本の和名抄に、一本卷首云とて、五十音を書入たるにも、阿伊烏衣於、また和爲有惠遠と書き、(こは順朝臣の草本などに記されたるにか、又後人の書入たるにか、詳ならず、)又管絃音義(文治元年の作)にも、阿伊宇衣於と書き、釋日本紀にも、阿伊宇江於之五音相通といへり、(於は必阿行に屬べき由、既に鈴屋翁の字音假字用格に論定られたるがごとくにてうごきなし、但し件の體件ある事なれば、いまだ心づかれずして、然考定られたるが、おのづから古法に符合たるにて、いとめでたし、○中略)また竪行の音の位置の異なるは、顯昭法橋の古今集注(文治年中書)、袖中抄等に、五音相通の事を、カ。ケ。コ。ク。キ。の五音、ラ。レ。ロ。ル。リ。の五音と云へる詞あり、(但しカ。ケ。コ。ク。キ。と云へるかたは、藤原敎長卿の說の、言としてもいへり、敎長卿は、補任を案るに、久壽三年四十八歲と見えたれば、顯昭の僧さかりに、老人にてぞおはしけむ、さて此定にて讀ときは、阿行ア。エ。オ。ウ。イ。なり、此餘も推て知るべし、さて古より傳れる樂家の譜に、ア。行タ。行ハ。行ラ。行の音を用ひて、イ。エ。ア。オ。ウ。チ。テ。タ。ト。ツ、ヒ。ヘ。ハ。ホ。フ、リ。レ。ラ。ロ。ル。と定めて、物音の低昂に配たるは、五音の輕重に隨ひて、樂家の私に立たるにか、又五十連音みな其定に立たりしにもやあらむ、但し上に擧たる管絃音義なるとには乖へり、)

〔北邊隨筆 初篇 一〕經緯

經緯(五十韻をいふ、亡父(富士谷成章)つれにかくいはせたるなり、)の本は悉曇家には阿字也、おのれおもふに、五十のこゑみな口をひらきて後きこゆ、口を閉ながらこゑあるは、ンなり、此ンのこゑさながら口をひらけば、はじめてなり出るこゑは字なり、こゝをもてみれば、他域の言は然らず、わが大御國にしては五十のこゑの本は、字なる事疑なし、

十字、且又横十字、隨脣舌牙齒喉、用宮商角徵羽變宮變徵七聲哉、蓋世俗傳稱之云、吉備大臣倭片假字反切、有其口決矣、然後弘仁天長年中、弘法大師釋空海、造四十七字伊呂波、（四十五字增補圖於二字）以便于女童、其體則草書、此伊勢物語、古今和歌集所用女假字四十七等是也、予學和歌樂音律、其餘力觀吉備大臣倭片假字反切、則闕無音義、竊注己意、亦著全書、以解片字、名曰倭片假字反切義解、聊述由緒、冠假字首云爾、○中略

假字反切口訣

上父字行竪、下母字行横、其隅生子字、

例　伊（イ）上父　和（ワ）下母　反阿（ア）隅子

・亦　也（ヤ）上父　字（ウ）下母　反勇（ユ）隅子

横行歸父字、竪行歸母字、其歸生子字、

例　阿（ア）上父　和（ワ）下母　反阿（ア）歸子

亦　也（ヤ）上父　勇（ユ）下母　反勇（ユ）歸子○中略

倭片假字畫解（□内五字序、所謂國音五字是也、改乎伊作於圖、為空海所為）

阿伊宇江乎　アイウエヲ
和　ワ[ヰ][ウ][ヱ][ヲ]
勇寫與　ヤ[イ]ユエヨ
奈仁奴禰乃　ナニヌネノ
太知川天止　タチツテト
眞利流禮呂　ラリルレロ
中比不遣保　ハヒフヘホ
末美牟名毛　マミムメモ
加　カキクケコ
サシスセソ

○按ズルニ、五十音ノ事、管絃音義ニアリ、本篇音韻論ノ下ニ引ケリ、

〔袖中抄二〕はたすゝき

はたすゝきおばなさかふくくろきもてつくれるやどはよろづ代までに

顯昭云、はたすゝきとは、花すゝき歟、たさなと同ひゞき也、さねかづらをさなかづらと云、はなかづらをはねかづらと云がごさし、それはなさねと同五音也、

和行ヲ也行ノ次ニ置キ、羅行ヲ最終ニ列セリ、又阿行和行ノオ°ヲ°ヲ共ニヲ°ニ作ルハ其故ヲ知ラズ、或ハ傳寫ノ誤ニテモアルベシ、

〔反音〕文字反

夫一字ニ借名之付事、三氣也、(取中)而以二字氣合一字成音、名文字反、所謂麼莫下反、初字借名之中ニ反字之下氣叶氣口五音之中成一字初氣一分後字、氣多分、多分者合成一字、以下氣音叶上氣用充也、必出氣、不取昌エイ之氣、叶入氣取也、五音之中ニ氣口口取合レテ反之、自餘如此、又反有多稱、蓋可求尋哉、又反文字、四聲并輕淸等云者、平上去入者依下字、輕重淸濁依上字、善々可思云々、

五音云者

°ア°イ°ウ°エ°オ　°カ°キ°ク°ケ°コ　°タ°チ°ツ°テ°ト　°サ°シ°ス°セ°ソ　°ハ°ヒ°フ°ヘ°ホ　°ナ°ニ°ヌ°子°ノ

ヤイユエヨ　°ワ°キ°ウ°エ°ヲ　°ラ°リ°ル°レ°ロ　°マ°ミ°ム°メ°モ

注云、初言句者響聲、次五句名五音、後四句者名對含聲、

アカタサハナヤワラマ

〔天文本倭名類聚抄　一〕字切（切與反同、同音取下字、又一行之中、切取下切字、爲正字、輕重淸濁依上字、平上去入依下字、）

羅利留禮呂　麽彌牟咩毛　阿伊烏衣於　可枳久計古　左之須世楚　多知津天都

那爾奴禰乃　波比不倍保　和爲有惠遠　夜以由江輿

〔釋日本紀　二十三和歌〕以（得也、伊江阿伊宇江於之五音相通而釋之、）

〔倭片假字反切義解〕倭片假字反切義解（加序）

到於天平勝寶年中、右丞相吉備眞備公、取所通用于我邦假字四十五字、省偏旁點畫作片假字、抑四十字音響反阿伊宇江乎五字、此乃天地自然之倭語焉、是故竪列五字、橫列十字、加入同音五字、爲五

五十音圖

クノ如ク好字ヲ擇ビ、必二字書ニツキテハ、字音ヲ借テ書名ハ、尋常ノ假字ノ例ニテハ、二字ニ約メガタク、字ノ本音ノマヽニテハ、其名ニ叶ヘ難キガ多キ故ニ、字音ヲサマ〲ニ轉ジ用ヒナ、尋常ノ假字ノ例トハ異ナルガ多キコト、相模ノ相、信濃ノ信ナドノ如シ、カヽルタグヒ、皆是物々シキ字ヲ擇ビテ必二字ニ約メムタメニ、止事ヲ得ズ如此サマニ音ヲ轉用シタル物ナリ、然ルニ後、世人、此義ヲタドラズシテ、國郡鄕ノ名ドモノ、其字音ニアタラザルコトヲ疑フ者多シ、殊ニ漢學者ナドハ、タヾ漢籍ヲ見馴タル心ニテ、字ヲ本ト心得ルカラ、其音ニ當ラザル地名ヲバ、後ニ訛レルモノトシテ、タトヘバ相模ハモトサウモ、信濃ハシンノウナリシヲ、サガミ、シナノトハ後ニ訛レル也トヤウニサヘ思フメリ、是イミジキヒガコト也、サガミ、シナノハ本ヨリノ名ナルニ、相模信濃ナドノ字ハ、後ニ塡タルモノニテ、末ナルコトヲ辨ヘザルモノ也、是ニヨリテ吾今カヽル惑ヲサトサムタメニ地名ノ唱ヘノ其字ノ本音ニ合ハザルモノヲ、類ヲ分テ聚擧テ、轉用ノ例ヲ示スナリ、

〔和字大觀鈔上〕五十字文

片假字のはじめ五音の差別によりて、五十字文を作れり、五音とは喉牙齒舌脣の次第なり、是日。本。音。韻。の。圖。なり、亦假。名。反。の。圖。とも云、吉備公の作なりと云、又或說に、百濟の尼法明對馬の國に來り此圖を作り國人に傳ふ、故に對馬以呂波と云よしいへり、おぼつかなし

〔二中歷十二〕反音　五音（手以二アタナカマヤラハヤ一爲レ韻、心以二アカサタナハマヤラワ一爲レ聲、）

アイウエヲ　カキクケコ　サシスセソ　タチツテト　ラリ□□　ナニヌネノ　ヤイユエヨ

ワヰウヱオ　ハヒフヘホ　マミムメ□

○按ズルニ、阿娑縛抄第九十三卷ニ收ムル所ノ悉曇反音抄ニ五音ト題シ、悉曇ト相對照シテ五十音圖ヲ出セルアリ、其圖數今ノ五十音圖ト同ジケレドモ、縱行和行其位置ヲ異ニシテ、

〔和字大觀鈔下〕拗音の假字

古より字音に直音假字と拗音かなと、使ひわけたる事あり姫欺飢機などには、きの假字をもちひ、嬀規危龜軌癸媿逵喟歸鬼貴魏などには拗音にて、きのかなにくゐと書く、源氏、根元月旦にぐゑむじ、こんぐゑむ、ぐゑつたんなど書き、法花經をほくゑきやうとし、變化をへんぐゑとかける類なり、是開合の差別なり、開音の字に、直音がなを用ひ合音の字に、拗音假字を用ゆるなり、拗音假字を一音につゞめよべば、皆口を合せて呼ぶなり、是古への時、音韻を正せるならひなり、今の世は、開合をわかつ事を忘らざれば、かなづかひのわかちだも忘れるひとまれなり、

〔文會雜記二上〕一南郭云、讀書ニ和音ノ聲ノ違タルアリ、タトヘバイツタル彼晨風ハ在鬱北林ナド云詩ノ句、風ノ字ヲ叶音ユヘヒント今人ニヨマスル以テノ外アシキコト也ソレハ中華ノ說法ノ聲ナラバ格別ノコトナリ、日本ノヨミニテ風ト云字ヲヒント覺ヘテ、外ノ所ニテヒントヨマレズアルヲシラズハ如何ナリ、叶音ハ日本ニテハ本音ノ通リヲヨミテ置ヌルガヨキ也、

〔地名字音轉用例〕凡ソ諸國名又郡鄕ナドノ名ドモ、古ハ文字ニカヽハラズ、正字ニマレ、借字ニマレ、アルベキマヽニ、身刺、三野、科野、道奧、稻羽、針間、津嶋ナドヤウニ書キ、或ハ上毛野、下毛野、多遲麻ナド、字ノ數ニモカヽハラズ、三字ナドニモ書タリシヲ、ヤヽ後ニナリテ、字ヲ擇ブコト始マリ、又必ズ二字ニ定メテ書コトヽハナレルナリ、續紀和銅六年五月詔ニ、畿內七道諸國郡鄕名、著好字ト見エ、延喜民部式ニ、凡諸國部內郡里等名、並用二字、必取嘉名ナド見エタルガ如シ、(嘉名ト云モ字ノコトナリ)但シ和銅六年ヨリ前ヨリモ、既ク字ヲ擇バレシコトモ有シトハ見エタルヲ、彼時ニ至テ、ナホタシカニ定メラレタルナルベシ、出雲風土記ニ、鄕名ドモ、神龜三年改字トシルセル多ケレバ、和銅ノ後ニモ、ナホツギ〳〵改メラレシモ有シナルベシ、又必二字ニ定メラレタルモ、延喜式ヨリ始マレルコトニハ非ズ、既ク奈良朝ノホドヨリ、多クハ二字ニ書リト見エタリ、サテ國郡鄕ノ名、カ

假字のさだは、吾古學には無益の論なり、そをいかほどくはしく論ふとも、吾國の漢與唐の三音は、吾國のみの定にて、彼本邦の音聲とはことに似べくもあらずなん、

〔和字大觀鈔下〕音のかな

音の假字は、紛るゝ事おほし、しやう、しよう、せう、せふ、きやう、きよう、けう、けふ、よう、やう、よふ、やふ、あう、わう、をう、はう、ほう、りやう、りよう、れうなどわかちがたく、人々あやまる事すくなからず、是をわかつは韻鏡よりよきはなし、東多紅蒸の韻は、平上去三聲ともに、ひよう、ちよう、きよう、しよう、りよう、にようなどのかななり、その故は韻鏡の入聲に、ひよく逼、ちよく陟、きよく棘、しよく識、りよく力、などある所は、平上去ひよう、ちよう等のかななり、能々入聲を見あはすべし、蕭肴豪陽庚青の韻は、入聲ひやく耳、ちやく着、きやく脚、しやく灼、りやく略、にやく弱、などの類なれば、平上去の假字、ひやう、ちやう、きやう、しやう、りやう、にやうなるなり、和書に蕭の韻のかなに、へう、てう、けう、せう、れう、ねうを用ひ來れる事あり、此所入聲なきが故にあやまれり、しかれ共人。蕭。借音と云事あり、正しき說に考へてしるべし、ひやう、ちやうの類を正しとするなり、へうてうの類はもと誤りなれども、物がたり歌書などには習ひ來れるごとく書くを故實とす、もし漢字の書にかなを付る時は、ひやう、ちやうなどの類を用ゆべし又入聲の緝、合葉、帖乏の類は、不の字を書くべし、然れども和書のむかしは、其えらびなく、法師をほうしと書き、萬葉集をまんえうしうと書けり、是を傳へて故實とす、歌書の類には、故實を守りて書べし、其外は入聲の引くかなは不の字をもちゆ、是を不。入聲と云、また鴦は惡の字の平聲なればあうなり、王往は鑊の平上なればわうなり、翁は屋の平聲なる故におうと書く、一々入聲を尋ねて、かなを定むべし、逢は縛の平聲はうなり、芳は薄の平聲はうなり、蒙は木の平ぼう、閧は毫の平ぼうなり、餘は准らへて知るべし又開口音にいをえんを用ひ、合口音にゐおゑむを用ゆべし、みだりにする事なかれ、

ルベシ、

〔音韻假字用例附説上〕安永の始に鈴屋翁、字音假字用格を著はされたる、其心づきいひ出らずめでたく、古の書どもを徴として記されたれば、今は大かた字音の假字を書かむとするには、かならず規矩とすべきこととなりぬ、然かれども其多かる中には、猶考がへもらされたるも、あるひは、思ひひがめられためるも、さはいへどすくなからず、さるが中にも、殊に甚しき僻ことなるは、撥る韻の假字どもを、すべてむとのみ定められたるなり、猶その他にも、誤れりとおぼしきをちをち、今彼書（字音假字用格）を抜いでゝ、つばらかにことわらむとす、又故義門法師が、此書の餘論を書かれたる中にも、いかにぞやかたぶかるゝふしなきにしもあらねば、是はた聊抜いでゝ辨へむとす、

〔神語考上〕彼の韻鏡を始て板に彫れるは、趙宋十主高宗の紹興三十一年（張氏廿八歳の時也）吾大皇國は皇孫命より八十三代二條天皇御宇、應保元年に當れり、さて古事記を撰錄したるは、四十七代元明天皇御宇、和銅五年にて、此天皇より二條天皇までは、三十六代後のことなり、されば和銅五年より應保元年までは、四百五十年を經て後、始て成れる韻鏡なり、吾國に假字を用ふることは、廿一代應神天皇の御宇より、かつ〴〵用ひ初ぬるものなるべし、彼韻鏡の渡りし時は、今明かには知がたけれども、紹興よりやゝ後のことには極れり、さればこゝに假字を用ひそめし時よりかしこの韻書の渡來し頃までの年間の凡を推量るに、千年にも近かるべきか、これいたく年來の隔れるにはあらずや、千歳の上のものを以、千歳の下のものをはかりしは、かなへることもおほかりなめど、千年の下のことを以て、千年の上のことをおしはからば、必たがふべきこと多かるべき理ならずや、唯假字はこゝに用ふるのみのものなれば、魚彥が撰べる古言梯などの如、紀記万葉をはじめ、すべて古書に用ひし跡を尋て、そがまゝに用ひてことはたりぬべし、彼國の字音の

婆可父大倍善馱國地時須徒弟
我何義疑具求下夏吾五坐自事受是增
次可知レ乁二種借字
方ヘレ房纏レ縁、ヤレ形義ヤレ東止レ壹土レ借ソレ增ミレ羅シヨン乘自ヨレ當タレ堂重レ
容タン窮具レ中チレ重地レ香カレ恒我レ
件レ音字ニハ異也可知之、
仙セ、善是、見介、現下、返ヘ、弁倍、天テ、傳弟、根コ、言ヨ、具シ、神事、引イ、論
呂、本ヤ、半ム、文也、
件乁音ムニハ異也可知之、
雖如此字多不能書盡之以一知二者也、

〔漢字三音考〕皇國字音ノ格

此方ノ字音ニ五ツノ別アリ、單音、イノ韻、ウノ韻、ンノ韻、入聲是ナリ、サテ入聲ノ韻ニ又クキフチツノ五ツアリ、單音トハ、アイウカキク等ノ如ク單ニシテ餘響ナキ音ニシテ、支斯微魚虞模歌麻等韻ノ（コレハ平聲ノ韻ノミナラズ上聲去聲モ通スルナリ下皆コレニ效ヘ）ノ字是也、其外東冬齊佳皆灰咍尤侯幽等韻字ノ吳音ニモコレアリ、然ルニ今唐音ニハ、正シキ單音ハ一ツモナクシテ、支等ノ韻モ、ヤア、イ、ウ、キヤア、キユイナドノ類ニ呼ベリ彼國ノ音ハ、古ヨリシテ如此キサマナルモノト見エタリ、○略然ルニ如此ク必長ク引聲ハ、皇國ノ正音ニ叶ハザル故ニ、皆正シキ單音ニフヾメテ定メラレタル也、其中ニ拗音ニ呼來ル者罕ニアリ、東冬韻ノ吳音ニシユ、支斯韻ニスキフキルキ、魚韻ニキヨ、シヨ、チヨ、ニヨ、リヨ、虞韻ニチユシユ、歌麻韻ニクワシヤナドノ音アル是也、凡テ拗音ハ溷雜不正ナル故ニ、多クハ直音ニ轉ジタル中ニ、イサヽカ聞ニクカラヌヲバ、本ノマヽニテ用ヒラレタルナ

の別あり、此方の語も彼に准へて云ば、平上去の三聲あり、（入聲はなし、其由は別に委くいふべし、○中略）又四方の國々の音の異有て同言も等からず、其は京畿の字もて正しとし、それに違へるを訛とすべし、さて記中に讀音を示したるを考るに、上卷に多くして、中下卷にはいと〳〵稀なり、上卷にも神名に多し、其は常言と異にして唱を訛ること多きが故なるべし、さて其は其字訓の本聲のまゝに讀べき處には、附たることなし、たゞ言の連りて聲の變る處に附たり、豐雲上野神の如き、雲はもと平聲なるを、雲野と連く故に上聲になるを訛て本の平聲に讀むことを思て、上聲と示したるなり、餘も是に倣て知べし、然らば上聲の平聲去聲にかはる處も有べきに、平と去とは附たる處なく、只上聲のみ見えたるは、如何といふに、凡て言の連きて本聲の變る例を考るに、平去の上聲にかはるが常多くして、上聲の平去に變るはいと稀なり、故記中に聲を附る中に、平去に附べき處はおのづから無りけらし、然るに宇比地邇上神、須比智邇去神、此去聲たゞ一あるは、比地邇てふ同言の二ならびたる一の邇は上聲、一の邇は去聲にて、忽に音の異なるが故なり、

○按ズルニ、四聲ノ事國語學篇假字遣條引ク所ノ仙源抄ニモ見エタリ、參看スベシ、

〔菅家文草八〕音韻清濁

問彫龍便手、映風月於鉛松、白鳳驚神、縮山河於斧藻、蓋以音也、成文之稱、取諸鼓吹其詞、韻惟結格之名、用則玄黄其句、洎于問經汪滅曹王、安吐乖異之譏、濡翰紛綸蕭王、獨招不悟之歎、彼皆失功範紐、遂儒林之老聾、忘道浮沉、爲文苑之狂瞽者也、然則發樞機以翻鈐鍵、誰家先轉椎輪、叩五音而押四聲、何處始聞命律、霜凝火熾、陰陽非無象聲、山厚水柔、南北可有優劣、亦夫列池避漢、武皇常之尊未詳、燒章犯文、司馬氏之諱焉在、吳楚燕趙秦隴梁益之異同、喉中舌前牙齒脣吻之清濁、口談分字、莫辭蚌○（本鉾作鄉）谷之勞、毛擧指文、當縱鳥瀾之勢、

〔金光明最勝王經音義〕次可知濁音借字

不定也、

【反音】文字反



別文字ノ末ニ借名也、

切 此字者隨二處聲一者、爲二入性輕一也、濁二多聲一者、平性輕也、

指性時、一指清也、二指者濁也、

上指者輕也、下指者重也、

上聲去聲輕重者 安然之上聲字重ヲハ輕聲呼、去聲者此反セリ云々、

【和字正濫鈔 五】一 和語にも平上去の三聲あり、一字假名にていはゞ、日(ひ)、樋(ひ)、火(ひ)、毛(け)、壁(け)、食(け) 二字假名 橋(はし)、端(はし)、箸(はし)、弦(つる)、釣(つる)、鶴(つる) 此類にて心得べし、木綿(ゆふ)、龍(たつ)、奥(おく)、市(いち)、雪(ゆき) かやうなるを入聲に准らふべき歟、鴫(しぎ) 是は平聲の輕なるに、鴨(かも) 河(かは) これは上聲、鴨社(かもやしろ)の是は去聲なり、つゞきによりて、同じ言も、かく聲のかはるなり、

【古事記傳 一】古言の聲の上り下りの事、神御名などの内に、上字を小く書添たる處々あるは、漢國に定する四聲の目を假りて、讀音の上下を示したるものなり、凡て漢語の音には平上去入と四ツ

シ、呉音ハ平聲ノ字ヲバ點ジテ、上聲去聲トナシ、上去二聲ノ字ヲバ點ジテ平聲トナス、是尤謂ナキ事ナリ、呉音モ漢音モ本皆中華ノ音ナレドモ、展轉訛舛シテ、今倭音トナリタルノミニテ、四聲ハ故ノ四聲ナリ、何ゾ呉音ニ於テ、平仄處ヲ易ルコトアランヤ、奇怪ノ至ナリ、然レバ倭音ニハ四聲ナシト知ルベシ、凡今ノ學者ハ、皆倭讀ヲ習フ者ナレバ、務テ倭音ヲ牢記スベシ、先漢音ヲ學ビ、次ニ呉音ヲ學テ、皆習熟スベシ、儒書ニハ、漢音ヲ用ヒ、佛書ニハ呉音ヲ用ヒ、其餘ノ書ハ、呉漢兼用テ讀ムコト、古來ノ相傳ナレバ、是ニ從フベキコト勿論ナリ、然レドモ二音倶ニ中華ノ正音ニアラザレバ混用スㇳモ何ノ不可ナルコトカアラン、必シモ是ニ拘泥スベカラズ、

〔古事記上〕次成神名宇比地邇上神、次妹須比智邇去神、此二神名以音

〔釋日本紀十六秘訓〕泥土煑尊　沙土煑尊

私記曰、問、此二神御名煑同字也、何故有變聲之讀哉、　答是據古事記上煑字讀上聲、下煑字讀去聲、其由雖未詳、如此之神名皆以上古口傳所注置也、若是被時稱號、如此不同也、

〔袖中抄三〕さほひめ

　さほひめのいとそめかくるあを柳をふきなみだりそはるの山風

顯昭云、此歌は天德歌合柳のだい、兼盛、左方也、判詞云、右歌させることなけれ共、なんは見えず、仍以右爲勝、今云、さほ姫は、諸髓腦云、春を染る神也云々、其聲如何、さをと上聲可詠歟、さほと平聲可詠歟、　今案に、さほ姫は佐保山の神より事おこりて、さほ山の霞を詠歌等に事よせて、春を染る神と云か、ゑかればさほどのさほ山さほ川、みな棹の聲也、平聲に可詠也、〇中略或人難云、たとひさほ山によす共、こゑはかならずしもそれによるべからず、たつた姫はたつたの神也、其こゑ相違如何、　答云、こゑと義と相違、つねの事也、大原と大原野と相違せり、かも河と賀茂と相違、いなり山といなりと相違、かすが山かすがと相違、或は上にひかれ、或は下にひかれて、便によりてこゑ

ルト謂ズ、飲ハ上聲ノムト謂ズ、又ノミモノナリ、略◌下

〔和讀要領上〕倭音正誤

凡字音ハ人ノ語音ナリ、人生レテ言フ、言ヘバ聲アリ、聲成文謂之音、音アリテ後ニ字アリ、字ハ言語ノ象ニ見レタル者ナリ、人ノ語音ニ四聲アリ、七音アリ、輕重清濁アリ、開合アリ、韻アリ、四聲トハ、平上去入ナリ、人ノ語音ニ四聲アルハ、天ニ四時アルガ如シ、是自然ノフシナリ、然レドモ夷狄ニハ四聲備ラズ、唯中華ノ人ノミ、四聲全ク有リ、七音トハ、脣舌、牙、齒、喉、舌齒、齒舌ナリ、人ノ聲、此七處ヨリ出テ、七様ノ音トナル、是スナハチ羽、徵、角、商、宮、半徵半商ナリ、此七音ハ音ノ色ナリ、七音ニ各清濁アリ、清濁又分レテ四ツトナル、一ツニ清音、二ツニ次清音、三ツニ濁音、四ツニ清濁音ナリ、脣音ニ輕重ノ辨アリ、舌音ニ舌頭舌上ノ二音アリ、齒音ニ齒頭、細齒頭、正齒、細正齒ノ四音アリ、開合ハ呼法ナリ、細ニ分レバ、開口、合口、閉口、撮口、齊齒、捲舌、混呼ノ七様ノ呼法アリ、韻トイフハ音ノナリヲイヘリ、ナリトハ形ナリ、諸ノ韻書ニ載タルハ、平聲ニ上下ヲ分チテ、上平ハ一東ヨリ二十八山ニ至リ、下平ハ一先ヨリ二十九凡ニ至リ、上聲ハ一董ヨリ五十五范ニ至リ、去聲ハ一送ヨリ六十梵ニ至リ、入聲ハ一屋ヨリ三十四乏ニ至ル、四聲通計シテ二百六韻ナリ、是梁ノ沈約ガ定メシ韻法ナリ、此二百六韻ニ各七音アリ、清濁輕重アリテ、千聲萬音トナル、華音ニハ箇様ノ辨別アリテ、甚精微ナリ、倭音ニハ、四聲七音清濁開合ノ名ノミアリテ其實ナシ、字音訛舛シテ、中華ノ正音ニアラザルガ故ナリ、僧家ニハ、倭音ニ四聲ヲ分ツコトアリ、無用ノ爲ナリ、其故ハ平聲ノ支脂之微魚虞模歌戈麻凡十韻、上聲ノ紙旨止尾語麌姥哿果馬凡十韻、去聲ノ寘至志未御遇暮箇過禡凡十韻、三聲共ニ三十韻ハ、倭音ニ響ナクシテ、華音ノ入聲ノ如シ、是ヲ平上去ノ三聲ニハ、如何ニシテ呼得ベキヤ、入聲ハ、倭音ニ却テフツクチキノ響アリテ、入聲ノ體ヲ失ヘリ、是皆侏僞不正ノ音ナリ、何ノ四聲ヲカ分タンヤ、釋氏ノ敎相ヲ說ク者ノ家ニ、四聲ヲ點ズル法アリ、其法濁音ハ常ノ如

〔年年随筆 二〕字音によみつくる、スル、セルなどの類、あるひは清、あるひは濁は、平上去によれり、はもじの平上去にはあらで、よみさまの上去なり、去聲はいひ初る時つよくて、やう〳〵さかり行聲なる故、發語の勢、開口のところに盡て、よみつくるもじまでに及ばねば、語のまゝにすまる也、上聲ははじめ柔にて、漸につよく上る聲なる故、發語の勢、よみつくるもじまで殘りて、その勢にひかれて濁らるゝ也、便蒙、辨陰陽、この二ッをいひ試て、發語の輕重をしるべき也、平聲のはもとすゑおなじほどなる中に、いさゝか上聲へちかきはにごるなるべし、此事字音に限たる事にはあらず、よろづの詞みな此定也、たとへば辛苦なる事を、からくしてといへば、からの二もじ去聲なるゆゑ、發語の勢こゝに盡て、しもじは語のまゝにすまるゝを、言便にかろうじてといへば、かもじ柔軟にて、らもじ、うもじ、やう〳〵にあがりゆく故、發語の勢しもじに及びて、それにひかれて濁らるゝ也、幾度もいひ試みれば、おしへを待ずして、よくしらるゝ事ぞ、

〔近聞寓筆 一〕輕重清濁依上字、平上去入依下字、大江朝衡受之宋人、見本朝文粹、翻音法備於此、而未盡也、漢官菅改授學者云、五音清濁依上字、四聲韻響依下字、

〔和讀要領 下〕發音法

音ヲ發スト イフハ、發ハ點發(テンハツ)ナリ、點發トハ四聲ヲ點ズルヲイフ、或ハ圈發(ケンハツ)トイフ、其法字ノ四角ニ半圈ヲ加フ、平音ハ下ノ左角ニ加フ、上聲ハ上ノ左角、去聲ハ上ノ右角、入聲ハ下ノ右角ナリ、凡字ニ獨音(ドクイン)ナルアリ、多音ナルアリ、天地日月山川林麓等ノ字ノ如キハ獨音ナリ、獨音ハ點發ヲ用ヒズ、好惡知識飲食衣冠等ノ字ノ如キハ多音ナリ、多音トハ二音以上ヲイフ、或ハ三四音、或ハ五六音ナル者アリ、多音ハ發點ヲ用テ其音ヲ別ツ、是ヲ發音トイフ、字ニ多音アルハ、其中ニ本音一ツアリテ、餘ハ皆旁出トイフ者ナリ、本音ニハ點發ナシ、旁出ニハ、四聲ニ随テ、半圈ヲ點ジテ誌トス、其例ヲイハヾ、好ハ上聲ヨシト訓ズ、惡ハ入聲アシヽト訓ズ、知ハ平聲シルト訓ズ、識ハ入聲シ

か、はらぬ事は、古事記に、宇比地邇上神、次妹須比地邇去神と有て、始は上聲を注、次は去聲を注したれど、かける字をば異にせざり、又阿那邇夜志愛上袁登古袁ちふ袁登古の袁は去聲なるを、こゝには上聲に唱ふれども、字はことにせず、

〔年年隨筆二〕皇國の詞には、平上去の三あり、その上り去るさま、いたうきは〴〵しからず、から國の聲にては、同じ平聲といふほどなるべし、しかさかる事甚しからざる故、いかにいひなしても、つまる事なければ、[illegible]はなし、たゞ俗語に、人がサッサとはしる、火がクワックワッともゆるといふたぐひ、たま〳〵入聲なれど、それもいくつもかさぬる事は、息つまりていひ難し、そは餘韻なき故也、から國にては、餘韻咽喉の間にありて、息のつまる事なきゆゑ、いくつも重ねていはるれども、猶詩賦のたぐひ、しらべよく調るには多くかさねてはあしかるわざ也とぞ、

〔年年隨筆二〕から書、佛書などの古本どもに、四聲をさしたるは、みなよみさまの上り去り也、そのかみは、かりそめに書よむにも、訓詁の典雅なるはさるものにて、よみごゑの上りさかりまでととのへて、うるはし〳〵めでたかりしを、近ごろは荻生總右衛門といひし人、訓をやうなきものにおもひ、音がちによみなし、てにをはもとゝのへず、いやしげに物せしが、かく下れる時世にあひて、あまねくなれる也といふ人あり、さる事にや、ひたすら相傳といふ事をやぶり、見識といふものをさきとして、みだりに物するやうになりて、おのれが知見の隨きまゝに、かやうのすぢをも、みな迂遠なりと心えて、鄙俚きよみさまに物するゆゑ、清濁、四聲、訓詁の則など、やう〳〵うせて、その定なる書、をさ〳〵みえずなり行は、あたらしく惜しきわざ也、天台眞言の經疏の類は、印本にもおほく聲をさしたり、それにしたがひて、よむともみえざなれど、告朔の餼羊にていとうれし、皇國の書も、國史令律など、うるはしき物はさらにもいはず、歌、物語といへども、上り去りおごそかにとゝのへてよみし物也、顯昭の古今集注は、注にすら清濁四聲をさしたり、今の學者は、かかる事あるものともおもひたらず、

狭郡、盆（ボニ）文（ムニ）釋迦牟尼 牟（ムニ）牟子、播（ハニ）波羅佐布、印（イニ）印惠、古事記崇神御名、已上（韻ノ呉音ナリ）因（イナ）因幡 員（ヰナ）員辨、伊勢郡、引（イナ）引佐、遠江郷、雲（ウナ）雲梯、大和郷、雲飛、大和、信（シナ）信濃、信夫、奥郡、民（ミノ）民太、伊勢郷、敏（ミヌ）敏太神社、神名帳、近（コノ）近衛 已上（ノナニヌネノ通也）群（クヘクリ）平群、大和郡、群馬上野郡、信（シハシリ）八信井、近江、萬葉、播（ハリ）播磨 駿（スル）駿河 敦（ツル）敦賀、越前 訓（クルヘ）訓覇、伊勢、已上（イフ國ノ名ヲ、ナニヌネノ、ラリルレロ、皆舌音ナル故ニ、郡クヌヲクリト呼ブナリ、鍵（タル）而且（タリトモ）鍵（タン）且（トモ）呼ス、鍵字モ旦字モ舌内ノ入聲ユヱニ、タルタリヤトト呼ブナリ、而字モ唐音ハナ、同ジク舌内音ナレバナリ、チダルマトモ、又ダラマトモ呼ブハ、ニ、ソ字モ辞スナリ、達磨）是等舌内ノ證ナリ、然レバ舌音ナル故ニ、入聲ニツ‖トチ‖トノ韻ヲ呼ブナリ、密（ミツ ヒチ）室（シツ）秩（チツ チチ）是ナリ、因テ此轉舌内ニ屬スルナリ、

入聲ノ韻ツ‖トナリ、チ‖トナル故ハ、敏（漢ビン 呉ミン）ニヌ 珍陳（漢チン 呉チヌ）ニヌ 是平聲ノ漢音ヌ韻、ナル故ニ、同韻ニテ入聲ツトナルナリ、呉音ニ韻ノチニナルモ同韻ナレバナン、（此轉マレニ身チシミ、頓チトミ、論チロミ、呈チミ等アレドモ、是ハ横通ニテ、正韻ニハアラズ、身チシムシニ、頓チトムトニ、論チロヌロニ、文チフヌムニト呼ブハ、忌サヽハルコト（コトサラ）アリテ、故ニヨミカヘタルモ知ルベカラズ、）

（左行）侵覃已下ノ轉ノ字ノン|韻ハ、元來閉口呼ニテ、ム韻ナリ、（閉口呼ハ每轉ノ開合ノ合ヲ閉ト云ニハアラズ、終聲ニ口チ（クチ）ヲシゲム故ニムトイフチ云也、）唐音ハ即ムノ韻ナリ、故ニ古ヘノ假字ニ、紺（コム）紺口（コムタ）、倭名鈔、河内、感（コム）感口（コムク）、神名帳、濕（シム）濕（シムシ）、上總郡、古事記伊自牟、談（タム）談峯（タムノミネ）、鹽（ヤム）鹽冶（ヤムヤ）、日本紀止屋、品（ホム）品太（ホムタ）、古事記、甚（シム）伊甚、上總郡、古事記伊自牟、陰（オム）陰陽、倭名鈔於牟夜宇、已上（コノ外布藝、伊勢アムギ、滝知、大和アム、チナドアリ、三ハ今モ三郎ト呼ベリ、）談（タミ）美談、出雲、潭（タミ）玖潭、出雲、含（グミ）美含、但馬、曇（トミ）安曇、信濃、曇（エドモ）曇出雲、深（シミ）深志、深播磨、古事記志自牟、南（ナミ）印南、播磨、南（ナメ）南佐、出雲、覽（サミ）和覽、美濃、男（ナマ）男信、上野、參（サマ）伊參、上野、已上（ノマミムメモ通ナリ）然レバ脣音ナル故ニ、入聲ニフ韻ヲ呼ブナリ、閤（コフ）葉（エフ）是ナリ、

〔作文大體序〕夫學問之道、作文爲先、若只誦經書、不習詩賦、則所謂書厨子而如無益矣、卅四聲詳其義、嘲風月味其理、莫不起自此焉、備絶句聯平聲總廿八韻、號曰倭注切韻、

于時天慶二年仲春五日也

〔語意考〕ふたつ

此國、上つ代はもとよりにて、かのから國の字を借て、ものを書志るす時と成にても、其字の音に

（闕）ビキノカナ、（ナン）（シン）トモ、（ナム）（シム）トモ通ジ用ヒテ宜ルベシヤ、本宗宗○眞ノ諸書ノ中ニ、信心ノ二字ノ假名、毎モ〈〈信ニハ（シン）、心ニハ（シム）ト有テ、之ガ互ヒニ混ゼル無ク、ソノ餘スベテ、安ハ（アン）、闇ハ（アム）、因ハ（イン）、音ハ（イム）、延ハ（エン）、炎ハ（エム）、恩ハ（オン）、音ハ（オム）トアルナド、（行ニ是ノ如シ）、（カン）（カム）（サン）（サム）等、准ヘ考フベシ。斯ク同ク撥ヌル韻ノ字ゴトニ、毎モ（ン）トセルト、（ム）トセルト、其定アリト覺シキハ、其所以ヤ侍ルト問ヒシニ、諭示セラレケルヤウ、サレバヨ、凡ソ萬葉集等ノ正キ古書ドモヲミルニ、世ニイハユル撥ル韻ノ文字ドモヲ、和語ニアテ、借リ用ヒタルヤウまみしめものノ音ニ塡テタルト、なにぬねのノ音ニ用ヒタルト、キハヤカニ分レタリ、其古へなにぬねのノ音ニカレル韻ノ字ドモハ、（アン）（カン）（サン）（タン）（ナン）ナド假名附ベキ字也、又まみむめもニ用ヘル限リハ、（ハム）（アム）（ラム）トヤウニ附クル字ドモト相分レタルゾト有キ、此趣ヲ諾ヒ置サテ後書ヨム毎ニ、意ヲツケツヽ、年月ニ考ヘツレバ、頑魯ナガラニ漸ク明メラレタリ、サテ國學ニ名ダタル本居氏ノ地名字音轉用例ト云ル書ヲ看シニ、上ノ件リノ如キ意シラヒシテ著ハセルナラチド、コレゾコノ（ン）ト（ム）トノ差別ヲ、古書ドモニツイテ考ヘ定ムベキヨキカタウド書ニハ有ケル、但シサバカリノ書著セル人ナレド、意ヲコヽニ用ヒザリケレバニヤ、ソノ同作タル字音假字用格（五四丁）ニ韻む之假字ト標シテ、或說ニ開口音ノ字ニハんヲカキ、合口音ノ字ニハむヲカクベシト云ルヲ妄說也ト彈ジテ、ソノ差別アルベキ由ナシ、韻ノ假字ニハむん通用スベシト斷ゼルハ、亦妄リナリカシ。

〔漢吳音圖說〕三撥假字幷フツクチキ韻

（中行）眞諄已下ノ轉ノ字、今此方ノ音モ、唐音モン、韻ナレドモ、元來ヌ、韻ナリ、古ヘハ漢音ヲ、吳音ニニテアリシナリ、故ニ古ヘノ假字ニ、讃岐（讃岐サヌキ）、散（散吉サヌキ、大和郡名）、敏（敏馬ミヌメ、良敏美奴面）、珍（珍努チヌ、古事記、和泉、血沼、茅渟）、汶（汶賣ミヌメ、神名帳）、薰（薰衣クヌエ）……音ナリ。已上（漢音ノ韻ナキ、ヌトハ呼アヘ轉音ナリ）、丹（丹波タニハ）、難（難波ナニハ）、隱（隱名抄）、訓（乙訓オトクニ、山城郡）、苑（苑紫）、餘（ヲニ）、道（道敷、莒）

阿和也喉、左太羅奈舌、加牙、左齒音、波末二、脣輕重、

此雖專用此書、兼用梵文法、先哲示之於和歌、見易可知、然爲未熟初心解曰、此書四十三轉各喉音所屬字、安以宇江遠、和夬挐垩襲、也夬挐垩襲等音、隨韻轉韻配屬之也、故呼此三行十五字第一之字、云阿和也喉也、然此句中、兼用三内分別、可知屬加夬挐垩襲音、逐韻喉音四行中、第二第三二行、皆用此音、轉韻而屬、然喉音中、雖有此妙義、元。祿。已。往。諸。抄。之中、何不出此考乎、至下圖可知之、次左太羅奈舌者、此左夬挐垩襲等四行、皆轉舌内所出音也、今逐韻所出舌音字、唯太等奈等所屬字、故太奈等音、喉内所遍聲、轉而動舌、細論爲舌本聲、今左等聲舌端拄齒而成、故逐韻屬齒音也、〇中略 次波末二、脣輕重者、波等末等二行十字音、字々隨韻屬脣音也、脣輕重者此有二義、一云波夾挐垩襲、呼之觸脣皮、風息甚輕、故云輕音也、末夾挐垩襲重、故云脣重音也、

〔和字大觀鈔下〕んむの字

五十字文と、いろはとには、むの字のみありて、んの字なし、故にむとんと通用して、わかちある事なし、されかれ共音は少したがひありて、むは唇の音にて、唇をたゝきてすこし開らく音なり、んは唇を合せて、鼻より出る音なり、別ある故に、後人んンの字を作れり、むはんにかよへども、んの字はむにかよはず、又上にかゝず、むめ梅、むま馬、うもれぎ埋木など上にありて、んとよめども、んの字を書く事なし、上にありては、むは開なり、んは合なり、下にありては變じてんは開となり、むは合と成る、しかれば寒山先鹽などの音のかなには、開にんの字を用ひ、合にむの字を用ゆべし、いにしへつかひわけたる所もあり、おほくは混じ用ゆ、

〔奈萬之奈上〕奈萬之奈ト云ル上野國利根郡ナル郷名ニ塡タル文字、和名鈔ニ男信ト書ルニ就テ、往年ヒトトセ京ニテ、高倉學寮ニ參リ居テ、物ノ序ニアル學匠ニ問テ、此男ノ字ヲ奈那トアラン言ニモアテ、信ヲ之万ニ塡テモ用フベクヤ、サテ又是等ノ文字ニ、其音ノ假名附ムニ、スベテ其字ノヒ

十字音、盡攝十四音、（ハマヤラワ、イウムオ五韻也、カサタナ九聲也、合爲二十四、）十四音收五韻、五韻總三内所發也、謂ア是喉内、イく舌内、ウオ脣内也、尚究而論、則五韻統收ア一音也、留心思之、五韻三内十四音五十字能生所生分別、并十三直拗等且圖示之、

○按ズルニ、音韻假字用例ノ凡例ニ、片假字は明了房の秘記に從ひて、阿行の伊をイ、耶行の以をよ、阿行の宥をウ、和行の宇を于、阿行の衣をく、耶行の延をエと定むべしトアリテ、頭書ニ師（黑川春村）說ヲ擧ゲテ、明了房私記ハ僞書ナリトアリ、卽チ此書ノコトナリ、

〔和字正濫鈔　一〕あよりこなたの七音、喉舌脣と次第して、又三内の中に各次第あり、やらわの三音は、上にいふ通口聲にて、口の中に滿ていはるゝ聲なり、其中に、やは喉音ながら、舌を兼ていはる、らは舌音の至極なり、舌の端を卷て、たなよりも猶鰐をつよく彈じていはる、餘の舌音は、舌を下齒に著てもいはるゝを、是はいはれず、梵文の羅字は、火の種子なり、舌は心臟に屬す、火は升るを性とすれば、自然に相應せり、わは喉音ながら、脣音を兼て、はの字よりも猶脣の內に柔らかに觸ていはる、右の三音又喉舌脣の次第なり、

〔新增韻鏡易解大全　一〕第一五處三内分別門

夫說明五處三内、甚有深旨、或記曰、聲生起事、開口最初胸中從阿生而當喉牙舌齒脣、出此五處、金界五部諸佛說法聲、喉舌脣云時、胎藏三部也云々、以之應知五處三内及次第生起深義、大日經疏第十二云、復阿字是開口聲也、若無阿聲卽不能開口、若不開者、一切字皆無是故阿字爲一切字種子、又第十七云、然從阿生一切語言之聲、當知此聲表種々差別等云々、凡證此文爲顯根本阿字能生物直諸字門也、此義至次下段如悉々遮之、先初以五韻五十字門、分別喉舌脣三内云○中略今此三内分別雖專用悉曇法則、兼用此書往來相同及五音生起等故、殊此書生起依悉曇法、故擧根源示次第生起也、次以右字門分別喉牙舌齒脣五處云、

三內音

從テ合口ナリトオモハレショリ、樂家ノ譜ニ據テ、開合指掌圖ヲ新製セラレ、於ノ字開合兩轉ニワタルコトヲイハレタリ、此ハ凡テオノ假名ノ字音ハ開口、ヲノ假字ノ字音ハ合口ナルニ、ソノ本ノ假名タル於字合轉ナル故ニ、説窮シタルヨリノ考ヘニテ、必竟鑿説ナリ樂家ニハサルコトモアルベケレド、字音ニハ元來管ラザルコトナリ、又本居氏、昔ヨリ韻學者ノ傳來スル直拗圖ヲ更メテ、竪ニ竝シ、三會圖トイフモノヲ擬作セラレタリ、（舊來ノ直拗圖ヲ竪ニ竝近シテ讀時ハ、一圖ノ中ニ本居氏ノ三會圖ハコザリタリ、）此二圖ハ皆贅物ナリ、（二圖トハ、開合指掌圖ト三會圖トナリ、）然レドモ、アワ兩行ノ於遠ノ所屬ヲ定メラレタルハ、千古ノ卓見、爲ニ執鞭スベキモノナリ、

〔漢呉音圖説〕第十一轉從作開本

第十一轉、諸本合ニ作ル、唯漣窩本開ニ作レリ、今コレニ從フ、磨光合ニ作、曰一本作開非ナリ、本居氏コレニ從フ、愚按、開ニ作ル是ナリ、管子小問篇云、日者臣視二君之在臺上也、口開而不闔、是言莒也、（莒音擧）呂氏春秋重言篇、君呿而不唫、所言者莒也、莊子秋水篇、口呿而不能合、（呿音去）玉篇、欠欨張口也、欨或作呿、莊子、胠篋去魚切、音墟、正韻、發也開也、コレ莒呿胠三字、ミナ發開ノ音ナルヲ知ルベシ、又通雅十二、開合説ニ、傴口之開（注）以居余對都蘇模夫言之、則爲傴開、然音清細（居余ハ十一轉、都蘇模夫ハ十二轉ノ字ナリ、）是ニ由テ觀レバ、十一轉ノ字、古音ハ開口ナルコト了然タリシヲ、後世漸ニ轉訛シテ、合音ノヤウニマガヒタル間、日月燈ニハ合口呼トシ、洪武正韻ニハ模韻撮口呼ニ收メタルヲ、方密之改メテ傴口之開トセルナリ、無相師モ本居氏モ、コノ二書ノ合口呼撮口呼ニ誤マラレタルハ千慮ノ一失ナリ、（本居氏、烏於ノ共ニ合轉ニ屬シテ分チガタカリシ故ニ、於ノ字ノ爲ニ新ニ字音卽合指掌圖ヲ作リ、於ノ音ハ開合兩端ニ涉ルトイハレタリ、古音ノ開口タル是ノ如クナル確徵アル時ハ、何ゾ指掌圖ヲ新製スルコトヲセンヤ、）

〔明了房信範記〕一切音韻不過喉舌脣三內所發

問云、凡一切音韻不出三內所發、其故如何、答、此問至要、今當略述、凡一切音聲、不過五十字、（アイウエオ等）五

ヲ苦ミテ、困ミ學ブモノ鮮シ、然レドモ是難キニアラズ、我國ハ漢呉兩音ヲ傳ヘテ書籍ヲ讀ナレバ、此二音ノ國母譯ヲダニ韻圖ニ檢スルコトヲ通曉スレバ便了ナリ、ソノ爲ニ此漢呉音ノ圖ヲ作レリ九弄、十二反切等ノ門法ヲ假ラズシテ、音韻ハ正スベシ、九弄十二反切等ノムツカシキ仕方ハ、元來唐土人ハ、此方ノ國母譯ヤウノ手廻シナルモノナキ故ニ、反切トイフモノヲ作リシナリ、然ルニソノ切韻ニ訛音アル故ニ、差錯シテ歸納モ亦訛舛ス、此韻鏡ヲ作レル所以ナリ、サテ韻圖ニテ檢スルニ、猶疑惑スルコト多シ、因テ反切スル法ニ、音和、類隔、雙聲、疊韻等ノ種々ノ名目アリテ、學ブニ堪ガタシ、因テ宿學ト稱セラルヽ人ニモ、韻鏡ノ用法ヲシラヌ人多シ、今此漢呉音圖ハ、五十母ヲダニヨク悟レバ、種々ノ門法ハ勞セズシテ頓悟スベキナリ、彼方ノ反切ハ、即此方ノ國母譯ナリ、國母ハ五十音ヲイフナリ、然ルニ五十音ノ內、喉音アヤワ三行ノ伊以爲ノ三音、伊ハア行也、以ハヤ行也、爲ハワ行也、偃于ノ二音、偃ハア行也、于ハワ行也、衣曳惠ノ三音、衣ハア行也、曳ハヤ行也、惠ハワ行也、於遠ノ二音、於ハア行也、遠ハワ行也、通計十音、如今ア行ノ伊ト、ヤ行ノ以ト一併ニシテ、兩行竝ニイノ一字ヲ用ヰ、ア行ノ衣ト、ヤ行ノ曳ト一併ニシテ、兩行竝ニエノ一字ヲ用ヰ、ア行ノ於ト、ワ行ノ遠ト一併ニシテ兩行竝ニウノ一字ヲ用ウ、因テ國字ニハイウヰエヱオヲ七音ナリ、實ハ十音ナレドモ、國字ガ七字ナル故ニ七音トオモヘル也、[illegible]下ノ漢字三[illegible]音ニ[illegible]ニス、コノ音隱微ニシテ分曉シガタシ、我國ノ古ヘハ、此喉音ノ十呼ヲ自然ニ習ヒ知テ、彼漢呉音ニアテヽ、其異字ヲ假テ我國ノ言ヲ寫リシヲ假名トイヒテ用ヰシナリ、古事記、日本紀ニ歌ヲ書ル、又萬葉集等是ナリ、故ニ彼此ノ音誤ルコトナカリキ、片假名平假名イデキショリ、片假字、平假字ハ國字ナリ、只假字トバカリイフ時ハ、漢字ニテ此方ノ言ヲ寫スヲイフナリ、約易ニノミ趣キテ、今ハ彼此淆亂スルコトニナレリ、維時京都ノ韻學僧文雄、磨光韻鏡ヲ著ス、其餘ノ著作亦多シ、此學ニ勤メタルコト誠ニ苦メリ、後生ノ惠、コト殊ニ深切ナリト謂ベシ、然レドモ漢呉音ノ國母譯ハ、錯亂訛誤甚多シ、一二ヲイハヾ、爲胃位ニイノ國字ヲツケ、依衣ニエノ國字ヲツケ、於ニヲ、隱ニヲンノ國字ヲツクル類、又哀愛ノ呉音エ、褒寶ノ呉音ホウヲ遺セルナド尙多シ、本居氏字音假字用格ハ、講究詳悉、誠ニ字音ニ大功アリ、然レドモ第十一轉ノ開口ナルヲ、文雄ノ本ニ

	ア		イ		ウ		エ		ヲ		開拗合音	五音	七音	深喉開音合淺
ア	ア	イヤ ウワ	イ	イイ ウ井	ウ	イユ ウウ	エ	イエ ウエ	ヲ	イヨ ウオ	合開	喉		淺開
カ	カ	キヤ クワ	キ	キイ ク井	ク	キユ クウ	ケ	キエ クヱ	コ	キヨ クオ	合開	牙		
サ	サ	シヤ スワ	シ	シイ ス井	ス	シユ スウ	セ	シエ スエ	ソ	シヨ スオ	合開	歯		
タ	タ	チヤ ツワ	チ	チイ ツ井	ツ	チユ ツウ	テ	チエ ツエ	ト	チヨ ツオ	合開	舌		
ナ	ナ	ニヤ ヌワ	ニ	ニイ ヌ井	ヌ	ニユ ヌウ	子	ニエ ヌエ	ノ	ニヨ ヌオ	合開	舌	歯舌	
ハ	ハ	ヒヤ フワ	ヒ	ヒイ フ井	フ	ヒユ フウ	ヘ	ヒエ フエ	ホ	ヒヨ フオ	合開	輕脣		
マ	マ	ミヤ ムワ	ミ	ミイ ム井	ム	ミユ ムウ	メ	ミエ ムエ	モ	ミヨ ムオ	合開	重脣		
ヤ	ヤ	イヤ ユワ	イ	イイ ユ井	ユ	イユ ユウ	エ	イエ ユエ	ヨ	イヨ ユオ	合開	喉		淺開 深合
ラ	ラ	リヤ ルワ	リ	リイ ル井	ル	リユ ルウ	レ	リエ ルエ	ロ	リヨ ルオ	合開	舌	舌歯	
ワ	ワ	井ヤ ウワ	井	井イ ウ井	ウ	井ユ ヲウ	エ	井エ ウエ	オ	井ヨ ウオ	合　開	喉		深　合
ハ	ハ		ヒ		フ		ヘ		ホ					

〔漢與音圖說〕語曰、工欲善其事、必先利其器、書籍ヲ讀モノハ譬ヘバ工ノ如シ、書籍ノ義理ヲ曉ラントスルハ、工ノ其事ヲ善セント欲スルガ如シ、サテ書籍ヲ讀ニハ、先字音ヲ知ルベキコト也、字音ヲ善知ントスルハ、工ノ必先ソノ器ヲ利スルガ如シ故ニ字音ヲ善知ンコトヲ思ハヾ、先音韻ノ原アルヲ知ルベシ、音韻ノ原ヲ知ルハ、韻鏡ニ如クモノナシ、サレドモ音韻ノ學ハ、蒙士曉リ難キ

もさ助紐字なる事を知られぬ事と相見え、誤り多く候、其上雙聲疊韻之名目を引違へ、種々の理屈を辨せられ候へども、元來雙聲疊韻之字義をさへ辨へ志られぬ事にて、是も指南に成がたく候、箇樣に諸家の手に落候得共、九弄は、根本何之爲に作爲せられ、又何とて方圓なると云事など、論說せられ、又五箇之圓圖は、いか成旨趣ありて、圓なるといふ事會得せられし人は曾而無之候、此等に工夫を下し、發明致し候はでは、九弄鍊磨とは申がたく候、

内外轉

〔新增韻鏡易解大全　一〕第五內轉外轉差別門

此書逐韻首、或爲內轉、或爲外轉、凡有四種差別、一依音韻指掌、內轉者、取脣舌牙喉四音、更無第二等字、唯齒音方具足、外轉者、五音四等都具足、云々、二音韻日月燈、按內外之分、以第二等字論之、內轉者、二等別母無字、唯照二有字、以字少拘于照之內、是曰內轉也、外轉者、二等各母俱有字、以字多出于照之外、是曰外轉也、三或云、以開發收閉、如次配平上去入之時、纔論之、則於一平四位亦具足之、餘三仄聲亦爾、如是配屬第二等字多屬發之時、謂之外轉、第三等字少屬收之時、謂之內轉矣、四或云、內轉所屬字吟稱之有吸氣、外轉所屬字闢和似呼息云々、已上四義第三違是、倩詳察之、

開合音

〔新增韻鏡易解大全　一〕第六開合二位得心門

此書每轉或爲開、或爲合、或又爲開合、如是定位、爲欲使其轉所屬字開合能有所分辨也、依音韻日月燈、開轉所屬字、張口呼之、其聲單而明、故爲之開也、合轉所屬字、合口呼之、其聲駢而渾、故爲之合也、依此開合等、爲倭邦風俗、點假字有習、至下示一段、今以逐韻四十三轉開合等分離顯云、略〕下

〔和字大觀鈔　上〕五十字文

日本音韻開合假字反圖



名也、

〔韻鏡開奩 六〕予嘗從一老釋、膺韵鏡九弄之說、晝夜留心、反復勤勞、頃就暇日、撫採其所聞之要領、爲之和鈔、以便於童蒙切字者、其辭訣雖卑陋、而些非所出於臆度、皆自師授之口實成而已、儻或有違闕者、敬俟後哲、仍僭書卷末、以疏歲月云、

時寬永丁卯春二月甲子自等庵法橋宥朔誌

於一條室町甕屋堂新鋟焉

〔九弄辯〕九弄辨

九弄之事、御會得被成がたく候由、御尋之趣承候、元來九弄といへる者は、初學之徒、強而不學候ても苦しかるまじき事に候、然りといへども、韻學者は是を知らざれば恥辱と存じ候歟、前人これに注釋を加へ置れ候、されども分明に知れがたき事もこれあり候、今又御尋に任せ、愚按之趣書記し候、李唐之代、神珙といへる沙門、九弄反紐圖を製作せられ候、然るに後人、是を玉篇卷末に載せ候旨、張麟之が韻鏡序に見え候、今の世之本は、玉篇卷首に書載せ候、往昔は注解希なりしを、寬永年中、自等庵法橋宥朔なる者、韻鏡開奩を作り、其第六之卷に、九弄を委曲に注解せられ候、大抵は是にて相知れ候、然れども此人も、得と合點無之所々は、無理なる注解相見え候、就中華音をしらざる故に、九弄紐字に錯雜せる事を、只書寫之誤とのみ注せられ候、又五箇之圓圖も會得無之故、方圖に作りかへて釋せられて候、重道と申事、一切會得無之故、是を省きさり改て、逆反と申事を加へ置れ候は、狼藉なる事に候、其後九弄を學ぶともがら三四家の紛紜たる說、世上に行はるるといへども、九弄を釋する事、ことごとく開奩之指南に隨へるなり、近年沙門盛典之作せる九弄和解二卷、殊の外委細に注釋せられ候、是も大旨は開奩之模範を用ひ、其上自己之料簡を加へ、十紐をば十二紐有之由記され候、到反といへる事會得せられず、又九弄を作り改し所に、傍紐は

九弄

スルコトヲ禁ゼラレバ、名ニ用ル字廣ク成テ、遠キ字ヲモ求ムベキ故ニ、同名少カルベシ、然レバ名ヲ行フコトヲ命ゼラレンニハ、反切スルコトヲ必ズ禁止セラルベシ、

〔南留別志三〕一名乘を反すといふ事何者の爲はじめたる事なる、今の世には、王公大人の定れる法のやうになれるは、上をまなべばなり、詞花集の比よりと聞ゆ、異國には、齊の明帝の、ことのほかに物をいまふ性にて、人の名をかへしたる事有、それは唐音にて、ひゞきのかよへるをにくめば、さもあるべし、此國にては、和訓にてよむなれば、かゝるさまたげもなし、唯占術の一つになりて、人のまどへるなり、韻鏡といふ物は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書のやうに覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、韻鏡にのせたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞なれたる字を一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ吉凶をさだむべきやうなし、一音の字多き内には、あしき義の字も有べけれども、とにかくに書面に見えたる字の義をのみされるは易の辭などのやうに心得たるにや、此故に今の世には、とほり字の同じくて、うまれしやうの同じき人は、皆同じ名のりなり、名乘のおこなはれぬ世なればこそ、かくにてもまがひなけれ、昔のごとく、姓と名乘にて世におこなはゞ、一萬の人のあつまりたる都にては、同名の人の四百も五百もあるべきなり、

〔四季草秋草上〕名乘字を反すといふ事、上古には曾てなかりし也、〇中略然るに今世は、陰陽師又は出家などを頼みて、名乘字を反させてつくるゆゑ、かの陰陽師出家などは、えぼし親に當る也、歷歷の武士たる人、かれらがえぼし子となる事、口をしき事ならずや、

〔韻鏡開奩六〕九弄圖一張

此圖日本將來、仁明天皇御宇承和年中、慈覺大師入唐、謁中天宗叡、南天寶月、學悉曇、因相傳此九弄十紐圖、與法供安、靑山、後人達令流布於世也、八家秘錄云、九弄十紐圖一張仁云々、仁圓仁慈覺大師、

あらず、中世のはその反り字をすぐに一名の様に用ゐたる事有也、されども多くは見えず、たまさかの事なり、阿彌陀を網田と書、史を不比等と書馬養を宇合と書、旅人を淡等と書たるが如き、音訓相交へてかきたるさま反名のよりて出たる處なるべし、

〔斥非〕近時韻鏡之書、盛行于世、則有反切人名之事、其法於人之二名者、以上字爲切母、下字爲韻、從韻鏡歸成一字、因視其字美惡、美則已惡則改其名、以爲所歸之美惡、而終身之吉凶禍福係焉、此事不知起於何時、始於何人、毋論中國、雖我大東、自古迨吾國初、實所未有也、蓋自寛永間以來也、在今日則自王公以下至庶人、未有不反切其名者也、己不學其事、則必仰人、於是問諸能者、稍稍從之、諸知反音者、因言其吉凶、猶卜師也、故儒者若浮屠中、有業此以致富者焉、夫中國人多一名、固無以反切、此方人必二名、雖有一名者、則千萬人中一人耳、故可以反切、好事者因制之法、以欺愚俗也、此事若巫祝陰陽之徒爲之則固其所也、不足責也、苟爲儒而讀聖人之書、聞中夏之道者、豈宜不知其非哉、如不知其非、是至愚也、知其非而爲之、是誣人也、至愚可羞也、誣人可惡也、有一於此、不可以爲儒矣、噫世之反切人名者、亦何知韻鏡之所以爲韻鏡乎、

〔經濟錄九制度〕近世俗ニ、名ニ吉凶有ト云テ、韻鏡ニテ反切スルコトヲ貴ブ、是ニ因テ反切シテ吉ナル字ヲ擇ブ故ニ、人ノ名多ク同ジ、士庶人ハ衆多ナレバ、同名多キコト云ニ不足、諸侯ハ海内ニ三百人ニハ過ザル數ノ中ニ同名アリ、且吉凶ヲ云ニ因テ、一生ノ間ニ、幾度モ名ヲ改ル者多シ、常ニ稱スル假名ヲ改ルニハ、君上ニ請テ許ヲ得テ改ム、名ヲ改ルハ請事モナク、自由ニ幾度モ改ム、是何カ成ル惑ゾヤ、愚昧ノ至リ、義理ニ背ケルコト也、願クハ上ヨリ令ヲ出シテ、韻鏡ニテ反切スルコトト、隨意ニ名ヲ改ムルコトヲ嚴禁セラルベシ、名ヲ反切スルコトハ、異國ハ勿論ナリ、日本ニテモ、七八十年來ノコト也、是義理ヲ害シ、人ヲ愚ニスル大惡俗也、此事ヲ禁止セラレバ、天下ノ大幸ナラン、上ニ云ヘル如ク、名ヲ通行スル風起ラバ、人々自然ト同名ヲ避ントスベシ、韻鏡ニテ反切

桐松竹栢椿等及珍寶珠玉金銀錢財等、幷長久榮昌等、或吉瑞生類等字宜用之也、又撰取平聲字爲最第一、若平聲中無相應字、可撰取上聲字、若無之則可降去聲、無去聲則可採用入聲也、

第三同示考出捷徑門

如示、次上段、第一撰出歸納字、第二於歸納表踏父字之行、母字之橫意、與歸納字以所對應之字、而所相生歸納之吉瑞文字撰出定之母字也、第三押歸納字位、自其頁所餘轉、取其位字、讀合彼母字、撰出其聞及筆畫等吉可爲父字也、若就逐韻無可然字、則更可考易父字、設歸納字定平聲第三位、就歸納字位、或上聲、或去聲、或又入聲、竝皆第三位、每轉考之、押可然字可定父字也、如是反切是竝爲四同音和也、猶此位無可然字、與歸納位異於其位可得父字、如是反切或爲異位音和、又爲類隔等例也、如上反切皆依師授傳、所以頓速能成故名捷徑門也、

○按ズルニ、本文玄昉ノ名ノ事ハ、源平盛衰記大神宮行幸願附廣嗣謀叛幷玄昉僧正事ノ條ニ見エタリ、

〔槐記〕享保十二年七月八日、コノ頃唐本ノ新渡ニハ、珍シキ物モアリト申ス、日月燈ナド云モノ韻鏡者ノウレシガルモノナリト仰ラル、夫ニ付韻鏡ト申モノ習得テ、何ノ用ニ立コトニヤ、日本ニテハ音ヲ得テモ通ジガタカルベシ、イカニヤト申上グ、尤ナリ、日本ニテモ清家ニテハ、兼テ其沙汰ナシ、菅家ニテハ專ラニセラルヽコトナリ、名乘字ノカヘシマデモ、益ナキコトナリ、改元ニモサシテ用ナシ、サレドモ漢ニテ改元ノ時ニ、反切ノ文字ニサハリアリテ、改メラレシコトアリ、珍シキコトト思召テ、拔書ヲカレタリ、每度ノ義ニハアラズト仰ナリ、

〔類聚名物考姓氏八〕反名　かへし名

今人の名告に、必反字をもて吉凶をいひて、とかくいふ事有、古へはなけれども、中古よりは假たる事あれども、今いふが如くにはあらす今歸納字の事をいふは、その反たる字を名に用るには

光教切昆光英切京等也、切字注迄付候て遣了、

〔塵添壒嚢抄〕二人依名有吉凶事附玄昉僧正事益信僧正明雲僧正事

益信僧正、本覺大師ト云謚號アリケルヲ、ハクト反トゾアリシガ、果山門訴訟、四大師外アルベカラズトテハガレ給フ、仍南都ヨリ慈惠僧正、大師號、四大師餘トテハギ奉、

〔韻鏡開奩〕一人名、反切音和取爲正、類隔寄韻往來例不可用、憑切、憑韻、廣通、偏狹ナドハ又用之アリ、

〔新增韻鏡易解大全〕三第一名乘分別剋生門

夫爲倭國風俗、以名字等考剋生等、反切而知吉凶、由來已久矣、誠以至猥不撰剋生之吉凶、歸納之取捨、及筆畫之善惡、反切之是非之輩、無變毒爲藥幸、豈有轉禍爲福德乎、名必詮體、名體不離、當前之理、能考吉凶、以自々相應可爲第一也、便蒙抄、昔玄昉入唐日、唐人告曰、玄昉之名有還亡響、急可改易、玄昉不肯用、歸朝后不幾年、遇難果卒矣、唯非倭朝、異朝亦如是、然則熟字響去不善、訓釋開除不吉、撰出用之專要也、今相傳趣如一々述下、先欲知剋生、以一一字、五性分別之、如七音總括圖、以反切二字、各屬配其轉、其音竝知自自性畢、可考知剋生也、先相生有五、　木生火　火生土　土生金　金生水　水生木是也、次相剋有五、　木剋土　土剋水　水剋火　火剋金　金剋木是也、此中以剋爲凶、以生爲吉也、又此相生中細論有第一第二吉、第二吉者父字爲能生、母字爲所生是也、第二吉者、母字爲能生、父字爲所生是也、又第一吉中、猶微細論有二、先如上字金下字水、卽是金生水也、又如上字水下字木、卽是水生木也、竝云之大吉也、○中略

第二同歸納字用捨門

凡考名乘等、以十五納音可知其人性、其性與歸納性考剋生之時、以剋爲凶、以生爲吉、此吉之中有二、一歸字爲能生、其人爲所生、二其人爲能生、歸字爲所生、依其人柄用不有口傳、次就撰歸納字、皇帝鬼神麒麟鳳凰龍虎等類、依人可禁之、至尊字故無位無官人可必有恐矣、如普通可用類、櫻梅桃李柳梧

〔磨光韻鏡下〕韻鏡索隱

韻鏡流傳于本邦也已尚矣、享祿戊子、(元年)清宜賢始梓刻焉、未聞有註疏、寛永丁卯、(四年)自等庵作開奩、爾來註解數十家、大率屋下架屋、動論反切之諸例、動解張氏序例、要以新作反切爲主、遂至論吉凶禍福、甚矣、韻鏡之衰、未有一人解韻鏡也者、音韻之謬者、於乎韻鏡之流傳也尚矣、韻鏡之不流傳也亦尚矣、

〔中右記〕天仁元年八月三日庚辰、今夕可有改元也、(中略)○議了、付頭爲房朝臣以詞被奏、(年號之定例以詞讀中也)勘文同被返奏了、經數刻歸來、(金陵云々)仰云、左大臣(俊房)○源被定申二年號之中、重猶可撰申、人々多可被用正治之由、被定申、予(宗忠)○藤原申云、此年號共不必行也、正。治。へ返音詞也、頗有忌諱音也、天仁へ音又通天人也、年號或漢音、或倭音、共所被讀也、天人頗不得心、共不必行之中、被用正治如何、

〔台記〕康治元年四月廿八日辛卯、今日有改元云々、康治、案之康治反飢、若治勞音反忌、

〔園太曆〕貞和六年(元年)○觀應二月廿七日壬子、右衞門督來、今日仗議畢奏、字已下事談之、(中略)衷刻著束帶、(略)○註先參仙洞、(中略)○光明、前駈以下步行、左少將基秀朝臣連車扈從、人總門大夫下車於四足門、予又下車參入、以大夫申入、及子刻依召參東面、年號字等事申入了、今日關白(基嗣)○藤原依風氣不可出仕云云、仍仗議趣職事可參申入歟旨伺申之處、仰云、今度勘文內寬應宜之由思食之處、應字作應字、不決之上、又反。音。事先例或難、不及沙汰、指當有憚者、爭被用其字哉、然者觀應觀字在上雖無例無巨難歟、(下略)○

〔康富記〕嘉吉四年(元年)○文安正月廿四日甲戌、年號字勘文事、書樣令商量左大辨益長朝臣云々、書樣口傳分被語之、永安、長祿、萬和也、永安者大內號也、不可然、但貞觀仁壽者殿名也、被用之可爲准的乎、(中略)○長。祿。又。反。獨。字。也。又不快也、萬。和。反。摩。也。反事或不被憚之由有一流說、但中古以來不被置之定可有沙汰歟之由申之、

〔言繼卿記〕天文二年九月十七日丁巳、從廣橋字切之事被申候、注遣了、光盛(切日)光信(切幼)光親(切約)

〔萬葉集六雜歌〕石上乙麿卿配土左國之時歌三首并短歌

石上振乃尊者、○中略天離、夷部爾退、古衣、又打山從、還來奴香聞、

○按ズルニ、十二ノ卷ニモ又打ヲマツチト訓ジタリ、皆反切ナリ、七ノ卷ニ依網ヲヨサミト讀マセタルガ如キモ同ジ、

〔將門記〕于時良正之因緣、見其威猛之勵、雖未知勝負之由、兼莞爾熙怡而已、字書曰、莞爾者借言部波惡本也、上音官反、下音志反、熙怡者借言與呂古布也、上音伎、下音伊反、

○按ズルニ、異本淨土和讚、道光明朗超絕セリノ朗ノ左訓ニ、ホノカナリ反トアリ、絕ノ左訓ニ、タエタリ反トアリ、

〔江談抄四〕莫言撫養猶如子　此字反音是息郎題家南階下忽生桑樹

時人美之、妬能者自先思此句被裁之、相公聞咲之、江相公

〔運步色葉集卅〕二字　反音花反縄、夏反綱、水反卵、

〔北邊隨筆初篇三〕反切

亡父富士谷成章云おほよそ歌に、もじあまりて、いつもじが六もじになり、七もじが八もじ九もじにもなるは、つねの事也、それにはかならず反切のあるべきなり、反切とは、あいうえおの字ありて、こともじをうくるをいふなり、たとへば、

此二音ツヾマリテぬトナル也、コレチ反切ト云、下準之、

六もじ　としのうちに　反切　ぬさしぬちに

あふなあふな　反切　なあふなふな

月やあらぬ　反切　や月やらぬ

七もじ　さもあらばあれ　反切　まさまらばれ

これらはつゞまりて、五もじになる也、

故稱可該翻、ニ不能統稱、ニ法立而音聲無遁響矣、後世以切代翻、以反代翻、二義並遠、其名遂晦、又字并註等韻謂之切、見羅群疑三十六母是也、音和謂之反、因煙人然八十二字是也、切爲音聲總領、翻爲切之一門、翻先切後、翻正切權、然而翻死切活云々、○中略又切ハ反ヲ該テ、反ハ切ヲ該ルコト能ハズト云ヒ、切ハ音聲ノ總領、反ハ切ノ一門タリ等ノ論、皆悉ク非ナリ、其本反ト切ト差別ナキコト、上件辯ズル所ノ如クナルヲ知ラズシテ、妄ニ臆斷シテ反ト切トヲ分別ス、趙宦光ガ說頗ムベカラザルコト往々此ノ如シ、又嘉山開版大藏中不空羂索經第一終ニ云、眞言內反切二字、南藏並作反字、音和合、梵而北藏並改作切、因等所藏謂切正反爲、然于梵音則反通切謬、觀者勿以門法求之、凡切字並用古反法トナリ、此說モ亦唐人反ヲ反ト名ケ、韻圖ヲ用ルヲ切ト名クル明人ノ俗說ナリ、字書韻書何レモ反ト切ト名クルニ少異アレドモ、云爲ハ差別ナキヨシイヘリ、何ゾ切ヲ正トシ反ヲ謬トシ、反ハ通シ、切ハ謬ル等ノ各別ナルコトアランヤ、是反切二字ノ分辨ヲ云ノミ、其云爲ニ二途ナキニハ非ズ、宋朝以來按圖ノ新規ヲ創ル故ニ、反切ノ云爲、新古別レタルナリ、二途アリト云トモ、各反切ト稱スベシ、其一ヲ反ト名ケ、其一ヲ切ト名ケタルハ謬レリ、

〔韻學津梁〕反切綱領

類隔　浪華有椰案者、稱通韻鑑、彼云反切若依例、惟十二焉、外出數例、大違本旨、甚之特以類隔、立爲一例焉、或往來遇四例焉、其他新例悉付之已上今謂、立反切例、由何惟爲十二耶、如劉士明道反切法、尤不爲紗、遂至有造於野馬跳澗例、是則反切全不可有定數者也、雖然余仁齋○伊藤嘗齋之、一切反音、總是雙聲疊韻矣、開之則反切無數、合之則唯是二法也、故沈約曰、反音之法、乃有二種、一紐聲、二雙聲、一切反韻、唯有此法耳、若反切十二者、未聴有根據、畢是創于杜撰學者而已、又以類隔切、不立爲例者何謂也、類隔即是切韻變例、音和反對也、若要知立類隔例、間取宋朝王宗道元儒劉鑑、明人梅膺生等諸學士、大凡椰案所立、並是妄說也、

ント思ハバ、方戎ノ切、方ヒン　ヘン　風、敷弓ノ切、敷ヒン　ヘン　豐房戎ノ切、房ピン　ベン　馮、莫中ノ切莫ミン　メン　普ナリ、此格ヲ以テ、四十三轉中、何レノ面ニテモ、百二百バカリヲ呼ビ習ヘバ、則チロサキ熟シテ、其後ハ何ヲ暗ジ呼ブトモ違フコトアルマジ、譬ヘバ茶碗ノ切ナラバ、チヤ　チン　テン　タントナリ、天目ノ反ナラバ、テチン　テン　トク　トナルガ如シ、數千百ヲ呼ブトモ、自由自在ニ反スベシ、華音ヲ反スルコトモ之ニ準ジテ同ジ、唐。人。反。ノ。秘。訣。此ニ盡ヌ、又助紐字ハ、一母每ニ各二字ヅツ有リテ七十二字ナリ、是自然ノ音ニシテ文字ニ拘ハルコトナシ、我。邦。ニ。テ。ハ。國。字。ニ。テ。濟。ム。コ。ト。ナ。リ。、㋑ヲ呼ベバ　イイン　エン、㋺ハロリン　レン、㋩ハハヒン　ヘン、㋥ハニニン　チン、㋭ハホヒン　ヘン、㋬ハヘヒン　ヘン、㋣ハトチン　テン、一ハイイン　エン、二ハニニン　チン、三ハサシン　セン　ナルガ如シ、千聲萬音皆自然ニ出ル所ナリ、沈吟シテ自得スベシ、幼兒輩トイヘドモ、能ク呼ビ出ス事ニシテ、難キコトニハアラズ、又和音ハ清ト次清トヲ同ジクシ、脣輕ト脣重トヲ分タズ、舌頭舌上混ジテ呼ビ、齒頭正齒二清二濁ノ別ナシ、喉音ト牙音ト紊亂スルガ故ニ、三十六母モ三十六ナラズ助紐音モ只脣舌ニ各三ツ、牙齒ニ各二ツ、喉半舌ニ一ヅヽノ差別アリ、其餘ハ互ニ混同シ、七十二字モ僅ニ二十四字ノ別アルノミナレバ、記憶スルコト甚ダ易シ、

〔磨光韻鏡後篇 伐柯篇〕反切字義

毛晃ガ增修禮部韻ノ切ノ字ノ註ニ云、音韻展轉相協謂之反、亦作翻、兩字相摩以成聲韻謂之切、其實一也ト、字彙ハ全ク之ニ據ル、古今韻會ニ云、一音展轉相呼謂之反、亦作翻、以子呼母、以母呼子也、切謂一韻之字相摩以成聲謂之切ト正字通康熙字典トモニ此說ヲ用フ、按ズルニ、韻會ノ說不可ナリ、○中略　然ルニ明朝人ハ、脣弄ニテ反切スルヲ反ト名ケ、韻圖ヲ按スヲ切ト名ケテ、反ト切ト兩般トセリ、趙宧光ガ說文長箋註東字　切者或當用竊、二盜也、借爲取義、猶言取聲法也、法有等子、按圖取字、前此曰反者本當用翻、猶言翻覆二聲合成一聲也、翻法不和、微有阻隔、不得不等、二者權量輕重也、

則齒莽不可言也、曰然則古人何嫌類隔乎、謂或仍其鄉音、而自弗覺類隔也、且如我和音、則輕重爲類隔、歸音如一、故弗覺其非、古人鄉音蓋類此若正之杭州音、則輕重判然歸音不協、所以爲類隔也、如編字、廣音方典切則方、分蕃（フエン）、銑韻無此音、韻會更爲補典切、則補賓邊偏爲之正音、故以方典切稱類隔、以補典切稱音和也、如和音則歸音無二、故制翻切者自誤、古人之翻切有類隔者亦如此夫、

〔磨光韻鏡後篇（伐柯篇）〕字母反切

三十六字母ノ反切、諸韻書或ハ同ジカラザルコトアリ、今ノ如キハ、玉篇、廣韻、指南ニ出セル者ナリ、其助紐字ハ、韻鏡ノ舊本ニ載セタル者ニ从フ、字母ノ反切僅ニ三十六ナレドモ、之ヲ熟識シ得レバ、天下ノ反切皆口吻ニ信セテ出デズト云コトナシ、初學ノ徒反覆沈吟シテ自得スベシ、慎テ倉卒ニスルコト勿レ、

博パ旁パン切　博パ賓ビム邊ビエン幫パン（傍清音、或誤濁呼者非、旁者傍、）

普プウ郞ラン切　普プ繽ビム篇ビエン滂パン

部プウ迴ヨン切　部プ頻ビム蠙ビエン並ビン（部蒲口切、濁音清、○中略）

右字母切紐ハ、是反切古法ノ要訣ニシテ、所謂唐人反ナル者ナリ、其反切スルトキ、父字ノ下ノ韻ヲ省キ去ツベシ、然セザレバ音調ハズ、又三音各漢音ハ右、吳音左、華音ハ下ニアル所ノ圖字ニ从テ錯襍スルコト勿レ、又或ハ初學ノ徒、此反法ニ从テ、自餘ノ反切ヲ呼ブトキ、歸音當ルヤ當ラザルヤ心モトナキコトアル者ナリ、譬ヘバ德紅ノ切ヲ呼ブニ、トッナルカ、コッナルカナド不審ナルコトアルベシ、是未ダ唐人反ノ練磨熟セザルガ故ナリ、是ヲ熟練スルニハ、目當ノ定リタル者ニテ呼ビ習フベシ、前板ノ磨光韻鏡ヲ好トス、姑ク第一轉ノ面ニテ云ハヾ、方戎ノ切方ヒンヘン風、又敷弓ノ切敷ヒンヘン豐、又房戎ノ切房ヒンヘン馮、又莫中ノ切莫ビンベン瞢ノ如シ、圖本ノ圖字ヲ目當ニシテ呼ベバ、イカホド呼トイヘドモ誤ルコトナシ、以上ハ漢音ナリ、若シ吳音ヲ熟習セ

氏家訓、又唐張守節史記正義、或困學紀聞ノ内ニ載テ炳然ナリ、總ジテ反切音ト云モノハ、和邦ニ所謂文字ノ假名ツケトシルベシ、又中華ニ孫叔然以前ニモ、文字ニ假名ツケシタルコトアリ、其ハ反音トハイワズ、譬況假借ト云テ、證字音タリ、其例ハ、漢劉熙ガ釋名ニ、所謂日實也、月缺也之類ナリ、故曰、釋名、白虎通、依聲寓義ト云リ、然ニ此比況假借ノカナツケ音ハ、固聖經賢傳ノ語ニ原リ、既中庸曰、仁者人也、義者宜也ト云リ、仁字音人而、仁ノ字義ヲ云、又義ノ字音宜而、義ノ字訓ヲ云、又易言乾健也、坎陷也、離麗也、晉進也之類、カズ〱此格式アルハ、皆上代ハカナツケ音ヲ以、直ニ其字ノ義理ヲ訓タルモノ也、然ニ吾邦近代ノ儒家、聖賢ノ説ヲ講ズルトキ、此訣ヲツクサヌハ殘念ナリ、是固韻學ニウトキイワレ也、サリナガラ世上流布ノ名乘切ヲカタル韻鏡ハ、無益ノ學問ナリ、古義正統ノ韻鏡ニヨッテ學トキハ、書ヲ讀時ニ、人シラヌ意味ヲ校得ナリ、○中略 蓋予所傳授之韻學ノ主意如此、雅博君子、更可補闕、

享保丙辰秋　　　連富　河野齋通清　書

〔磨光韻鏡下〕翻切門法

古人制翻切音釋文字、今正之韻圖、則或音和、或類隔、其門法不一、按古法者爲二、曰雙聲、曰疊韻也、蓋古時未制韻圖、故論翻切亦自簡耳、後世韻學漸密、論翻切亦自分而畱矣、玉篇指南立四目、切韻指掌立十一例、切韻指南有二十門、李嘉紹橫圖云、以四例該等韻十三門、本邦諸家以十二例爲六對、互有異同、故其名同而事異者亦有之、今竊折衷諸家而爲八門、八門約之爲二、曰音和、曰類隔也、音和之屬更分五、曰雙聲、曰疊韻、曰廣通、曰偏狹、曰憑切也、五者雖不同、共不差切母、是以爲音和之屬也、類隔之屬、一曰往還也、又更有寄聲與寄韻、而涉音和類隔也、古人之制翻切也、或依鄉音、或以疎密而爲異、所以諸韻書所載一字之翻切有異同也、而今正之韻圖則不同軌、是以後人立諸例也、未有始立諸例而制翻切也、如新制翻切、則須以音和爲法、曷煩用餘例爲、若夫本邦翻切名諱、而攄類隔往來等例覓字、

反切

一愚考六條アリ、阿耶王三行、幷拗音ヲ異字ニ作ル一也、影喩第四等ヲ耶行ノ定位トナス二也、漢呉音、並原音次音アルコトヲ發ス三也、二百六韻ノ左右ニ國母上中下ノ韻ヲ記ス四也、三內ノ撥假字、古ヘハ音博士アリテ正シカリシヲ、中古已來亂レタルヲ復ス五也、於字十一韻開音ナルコトヲ徹ス六也、此六ヲ立テ、字音ノ國字ヲ定ムル也、

〔作文大體〕第八韻音

凡文字必有反音、反音必有二字、故略頌云、平上去入依下字、輕重淸濁依上字、所謂平聲之輕者東也、重者同也、入聲之輕者德也、重者得也、皆依韻音、上去字得其輕重淸濁之義也、但只平入二聲者、上聲重者涉於去聲、去聲輕者涉於上聲、通難分別之故也、亦有入聲被用平聲矣、

〔文會雜記三上〕一方以智ガ通雅、隨分聲ニテ通ズル事ナドヲバ、能クセンギセリ、中略韻鏡ハ、悉曇ノ爲ニコシラヘタルモノ也、外國ノ二合三合ノ音ニテ、字ヲ合セテ一音トス、タトヘバ觀世音ト云フトキ、三字ナレ共一字ニテ濟樣ニスル、是外國音切ノ字也、外國ハ音切ノ學盛ナル故、中國ノ聲音ヲバ、セマジキ事トシテ、韻鏡ト云モノ出來タリ、字音ヲクハシク吟味スル梅麗生ナドガ如キ人ハ、入用ノ事モアルベシ、日本人ノ韻鏡ノセンギ、誠ニヲカシキ事也、今ハ名乘字ヲカヘス爲ノ入用ニ成タルハ、俗ナル事論ニモ及バヌ事也、但二字ヲ一字ニスルナヾ、中華ニモアル事也、盧充幽婚ノ事ニ、溫休休溫ノ二字ヲカヘシテ、幽婚ニナルト云事、小說ニ見エタレバ、今ノ名乘字ヲカヘスニ似タル事モアル事ニハアル也ト、老師ノ說也、

〔韻鑑古義標註補遺〕韻鑑古義傳授之辨

或有問於予曰、韻鑑曷爲而作耶、予應之曰、大凡諸氏百家之書籍ノ中ニ、文字ノ義理ノマギラハシキ處ヲ讀タガワヌマジトテ、反切ト云モノヲ、ソレ〲ニ附置ス、其反切ノ音ノイカンヲ導ガ、韻鏡ノ所詮ナリ、蓋反切ハ、何ノ世何人ガコシラヘタルゾト尋ニ、魏秘書郞孫叔然ヲ始トス、厥說頗

吾無相上人講韻學也、意謂、階之知譯家音、則梵音其可庶幾焉耳、〇中略近來世多言華音者、乃崎陽舌人家攸傳、亦有官話有俗話、有漳州福州等不同、至其論正譌也、清濁輕重七音呼法自有契合、韻書規矩、獨杭州音稍近乎是、而支那諸音豈翅此、陸法言云、吳楚則時傷輕淺、燕趙則多傷重濁、秦隴則去聲爲入、梁益則平聲似去、然則固執一方音、以讀諸譯漢字者、吾知其爲狠疾人也、夫二千載之久、十萬里之遠、由難讀之對譯、知不同之梵音、其得正之難也甚矣、必也知其譯地審其土音、然後始知夫金根與雌雄矣、夫然後呪雨則雨、呪龍則見矣、此吾上人韻學之勤、可謂護法之功不淺鮮矣、〇中略

明和壬辰季秋　丹山小松寺文龍謹序

〔磨光韻鏡口授記〕

第一明韻學當學　第二解題字

第三正文字訛讀　第四明韻鏡傳來

第五明漢吳唐三音不同　第六明四聲

第七辨七音配五音　第八明助紐

第九明五音屬各音　第十論清濁

第十一辨吳漢二音不同　第十二辨輕重

第十三論文字之音註　第十四辨反切人名之非

第十五論內外轉　第十六論開合

第十七辨開發收閉　第十八辨上聲去聲之失

第十九明皇國傳來〇中略

京師三條了蓮寺無相文雄上人第七傳、兼聞本居先生家說、　鶴峯戊申

〔漢吳音圖上〕圖徵凡例

夫人言有自然之音韻焉、古人任其自然、罕有乖舛、蓋夷蠻戎狄、言語各殊、待譯而通、中國則受先王同律同文之治、而其言自然正、所以古人未有精覈音韻者也、自秦漢以降、中國之人遷徙無常、加以四夷雜居於中國、至於兩晉之際、天下之人殆乎華夷相半、於是中國自然之音、亂以侏離、遂致有古今音不同、此韻學之所以作也、晉孫炎始作反音、梁沈約始分四聲、立二百六韻、後有釋神珙者、不知何代人、著切韻圖、載在玉篇卷末、此數者蓋韻學之權輿也、至於韻鏡、不詳何人所作、宋季以來行於世、其制以四聲爲經、七音爲緯、先儒以爲梵僧傳之、後之考者、以爲得其實、蓋四聲之名、起於沈約、而七音之說則出於浮屠氏、以七音與四聲、縱橫布置、以定人言自然之音韻、此浮屠治悉曇者正梵音之法也、今韻鏡以悉曇家法、施諸中國字音、固非中國素所有也、然是法精微、可以正音華、可以辨華夷、韻學之書似此者後先出、而互有得失、然要其簡明者、莫若韻鏡、是以後之言音韻者、取正焉、云我日本近世之人、亦頗有好韻鏡者、自釋宥朔闕疑以下、爲之解者亦多、不知幾家、然其人皆不學華音、徒以方俗訛音言之呼三十六母、尚不能辨其五音清濁、況其餘乎、夫不解華音而治韻鏡、猶無耒耜而耕、不能一發也、故其爲說也雖詳而有遺、雖精而多譌、均之歸於不濟用而已、故欲治韻鏡者、先須學華音、學華音而習之、然後四聲可明也、七音可辨也、內外開合、凡百呼法、悉可分別也、夫然後可以講韻學也、嗟乎、今之治韻鏡者、徒知反切之法、而不知所以反切、亦安知韻鏡之所以爲韻鏡哉、此無他、不學華音故也、唯吾所善文雄師、則不然、雄師者平安人也、少游學於關東、嘗從予問文字、予時有以告之、師好華音、又好韻學、西歸之後、潛心於韻學十有餘年、自言如有得焉、乃恨先輩治韻鏡者、皆有所未盡、且不知韻鏡之用、遂有所發明、而著書數編、今茲其徒請刻其磨光韻鏡者、於是貽予書寄示其所著而問序、予嘉師之有力於韻學、故敍其大綱以贈之、如其著述之旨、與考覈之勤、則觀者知之

延享元年甲子六月辛未　　　　信陽　太宰純序

〔磨光韻鏡後篇 釋文雄〕磨光韻鏡後篇序

在梵書則別號悉曇、轉漢字則總名韻策、其具足之以盡美盡善者、是惟韻鏡書乎、學者欲必通音韻妙、應須以於此書、遠達乎鳥語、決艷清溪之死、近讀乎書籍、除截酒肴之勞、故張先生曰、此書其來也遠、其用也博矣、蓋顯此意乎、不肖之壽二十有一、天和癸亥秋、侍坐阿遮梨法印光榮師、創學梵漢字韻法、懸傳此書幽賾、雖時々習之、欲數々熟之、天性魯鈍而未嘗甘其美味焉、然去元祿庚午春、遇淡交講引、發揮其梗槩、講說玄微、皆是我師口授也、於于此同志爲善余言告曰、錄前講述於備忘助初入學矣、予報曰、淺識寡聞、豈得容易記焉乎、雖設敢記焉、誰信用之哉、固辭及再三、不得竟止、卒爾含毫勤成四卷、未令冠題目、各競寫去焉、於是有洛東隱士老翁井氏宗成、善通音律、寥徹韻學、才名自流、舉世許容焉、一日披閱此草書投、嘆告其息曰、凡此解說者、言詳悉而直示其義、品繁多而大盡其要、能有信受之者、設童蒙頑愚、使音韻妙獲易解焉、請稱題乎易解、命剞劂氏廣布遐邇矣、余又雖強辭之、爲書林所責、繡梓以行于世、以彼隱士語、以號韻鏡易解、又當其仁記之引於其端、唯戰越所恐多句々失、伏乞明哲必訂考焉云爾、元祿四稔歲次辛未菊月穀旦、武陽鴻巣密乘沙門盛典恭題、

〔新增韻鏡易解大全 一〕韻鏡易解改正重刻序

韻鏡之爲書其來尙矣、儒釋共學、顯密同依、共學則善解難字、明所詮理、同依則能詳音義、明所證道、善能明朗如鏡映物速現其像、觀手中庵摩勒果、故名之云韻鏡、所以倭邦緇素、撰之抄解、彌綸四海、流行甚多焉矣、余去元祿辛未歲本山掛錫日、編韻鏡易解一篇、與初涉譚柄、幸所受用、寵遇于世、已至正德甲午二十有四年、其間摺寫書、凡垂七千餘部、文字磨滅、所見者甚勞倦矣、書肆投翰乎不佞、覓之重刊校正、予空經犬馬年、不恥龍象呵、更爲初入者、專操觚而從事於取捨、粗以所考令冠其頭、以應彼求、重鏤板行、以廣其傳、必知有潛越罪、伏乞俟後君子訂正、庶欲使初學童子爲升高之階梯、成涉遐之舟車、其在茲焉、時正德第四龍集甲午仲夏吉旦、東武日出谷邑龍谷山兜率蘭若幻居沙門盛典伴題謹誌、

〔磨光韻鏡 上〕磨光韻鏡序

大永十年四月下旬、以彼自筆正本、予新造之本一々校合、元來古本之所誤、改正之後令新造之間、無大異違者也、愛極並宗最居士者、於韻鏡說、爲一代之名匠、以五音作一紙之口訣、授檢[illegible]院實嚴僧正、寔勝白傳二百丁者是也、彼僧正亦爲悉曇之名匠、其後大用上人追二賢之蹤、而可謂道之達人、然則此新本亦不爲本哉矣、（序點之中、以朱成合點分、則是此建本之點也、但可用捨也、）

五更舊儒和長書（中略）

此韻鏡借東坊城前亞相（和長卿）本令寫之、於序者證本之同筆下河原新宮（號上乘院宮、道尊、當朝（後奈良）弟）被染下尊翰者也、再三令校合加朱點等、何不爲證本乎、

大永八年仲夏日　中大夫倉部羽林郎藤言繼（年廿二歲）

朱印黑印花押

〔韻鏡開奩（六）〕上來已解韻鏡之義畢、於其中有秘傳者、別爲一卷口決、故今略之、自此已下、解九弄一張圖、以爲韻鏡反音潤色矣、抑神珙五音九弄反紐圖者、載于玉篇卷首、然行於當世之玉篇、於彼圖內有新刊之謬甚者、今解九弄之次、取神珙意、私改玉篇新本之誤、是就非愚見之所致、偏據信範弘安所著之秘訣、校合其正與不正而已、壹蒙若披茲覺將來之圖、對神珙所作之圖、比之推之、自當無不的中矣、

〔本邦古版目錄〕一韻鏡　一冊

韻鏡之書、行於本邦久而未有刊者、故轉寫之訛、烏而焉、焉而馬、覽者多困彼此不一、泉南宗仲論師、偶訂諸本善不善者、且從且改、因命工鏤梓、期其歸一、以便於覽者、且曰、非敢擴之天下、聊備家調而已、於戲今日家書、乃天下書也、學者思旃、

享祿戊子孟冬初一日　正三位行侍從臣淸原朝臣宣賢

〔新增韻鏡易解大全（一）〕韻鏡易解起

夫四聲七音之起矣、決悉曇源、通之於漢地、設立韻流、注之於扶桑、爰以至如輕清重濁無、[illegible]去、

一字母格者

五音集韻所編之字皆任三十六字母四聲悉如韻鏡立行位者也、故以彼韻又改正舊本之誤耳、

一字鑑鈔者

舊本就所誤之字大用上人七種反音注解之曰、暫有疑貽之字成甲乙丙丁四部少々董決之、仍應韻鏡稱字鑑矣、

一朱圈者

新本有朱圈之字、予甫就也、或雖在鏡中切韻之時不可採用、或行位猶未決之字、或雖有誤其字輙不可刪之字等交作朱圈也、以闕疑之義不可取耳、

一序說上下

以序文講演之便成上下卷、兼注鏡中之深旨訖、

朱書　又大永八年〇享祿元年　五月　日列圈字記一冊新述畢、

大永六年九月　日　　五更老衲菅和長六十七歲

證本奧書云

應安四年晚夏之比乎、自書寫校合訖、

以證本猶可令添削之於序者、以榎並居士宗縁自點本僊校點畢、後生知之而已、

四明比丘權僧正實嚴記生年卅四歲

朱書　同七月下旬、借請榎並居士添刊本僊校合、所違朱字是也、可謂證本乎、

此書同七年九月廿三日、對榎並居士諮受、披講注記大概畢、幸哉云々、

同聽眞理道明兩人也

已上正筆之奧書、一字不違寫之訖、

即加和點、自是韻鑑流行本邦也、又和刊書籍考卷十所載大意同之、又至後奈良院享祿元年、清原宣賢卿(號二環翠軒一)命胡闓氏始付梓、

〇按ズルニ、韻鏡ヲ韻鑑ト呼ブハ、韻鑑古義標註補遺ニ、此書題目原曰韻鏡、終有避趙宋翼祖簡皇帝諱敬、故改名韻鑑、是敬鏡同音、所以避鏡爲鑑也トアルニテ、其由ヲ知ルベシ、

又按ズルニ、後文反切ノ條引ク所ノ正長元年ノ記ノ趣ニ據レバ、韻鏡ノ渡來ハ鎌倉時代ヨリ遙ニ以前ニ在リシモノヽ如シ、

又按ズルニ、明了房信範ハ悉曇ノ名家ニシテ、淨嚴ノ悉曇三密鈔ニハ、所々ニ信範私鈔、信範鈔ヲ引ケリ、其著ニ韻鏡祕釋アルコトハ、開奩ニ見エテ下ニ引ケリ、又契沖ノ和字正濫鈔、行智ノ悉曇字記眞釋等ニモ其名見ユ、信範既ニ悉曇ニ明ナレバ、兼テ支那ノ韻學ニ通ジタルモノナルベシ、

〔正長元年記〕常寂(〇藤原業宣)云、改元字幷名字、上古更不及反音之沙汰、而韻鏡渡朝以來有此沙汰、正得嚴字之時、爭可用哉之由斟酌也、無形之時不及沙汰也、

〔韻鑑〕本云

註序例、下河原宮新門主(〇後柏原皇子道喜)御筆也、僕(〇菅原和長)韻鏡一部新造、仍爲被助老染、被下尊翰畢、家珍不過之矣、

抑今度新造之日、序與四十三轉分一冊爲二策、所以者何、序文講釋之時、四十三轉中所々欲遂其義、以一冊作卷舒、尤有煩、故別爲二冊也、後人亦若令講讀者、可有同懷之感者乎、

予部類檢鈔事

一大珍鈔者、

廬山十世祖大用上人、以韻鏡一部悉七種反音於毎字被註表、據之改正舊本之誤畢、

天皇實錄十卷、文章博士都朝臣良香預之、又自撰東宮切韻二十卷、銀牓翰律十卷、集韻律詩十卷、會分類集七十卷、又有家集十卷、

〔江談抄五詩事〕本朝麗藻文選少帖東宮切韻撰者事

又東宮切韻者、菅家主刑部尙書〇是善集十三家切韻、爲一家之作者、著述之日、聖廟〇是善子道眞執筆令濡綴云々、

〔古事談六亭宅諸道〕文時之弟子、分二座テ座列之時、文章座ニハ保胤爲一座、才學座ニハ稱文爲一座、與六藤秀才最貞企參上、致評論云々、文時被問由緒、最貞云、切韻文字ノ本文無不知之云々、文時ハ又六書全經專堪之者也、仍尙以稱文爲一座云々、

〔台記〕天養元年七月廿五日甲戌、今明物忌、自今日見周易釋文、一卷摺本叩讀記之文、但違本點反正義歟之所也懸黃勾、追可使人書付本經也、其聲有不審者、命生徒引勘東宮切韻知之、

〔宇槐記抄〕仁平三年五月廿六日甲寅、永範朝臣持來東宮切韻、禮部韻略、玉篇等、

〇按ズルニ、此他童蒙頌韻、三重韻等アレドモ、童蒙頌韻ハ、漢字ニ和訓ヲ施シタルモノニテ、三重韻ハ、平上去三聲ノ文字ヲ上中下層ニ列擧シテ、作詩ニ便スルニ止ルモノナレバ、音韻ニハ關係スルコト少シ、

〔磨光韻鏡下〕韻鏡索隱

韻鏡者、蓋唐晩之製乎、未詳其人、鄭樵曰、梵僧欲以其敎傳之天下、故爲此書、華僧從而定之、以三十六爲之母、張麟之曰、華僧蓋神珙也、梅膺祚亦曰、釋神珙繼以等韻、雄按、神珙惟論五音、未知七音、豈韻鏡出於珙手者乎、予有別論之、

〔韻鑑古義標註上〕韻鑑、本朝傳來舊記云、皇和人王八十九世龜山院文永之間、南都轉經院律師始得韻鏡於唐本文庫焉、然不辨知有甚益、又同時有明了房信範能達悉曇、掛錫於南京極樂院、閱此書而

古代韻書

皆別にて、アよりサまでは下顎(シタアゴ)に屬(ツ)き、タよりラまでは上顎につき次第にのぼりて、音の輕重をわかてり、故舌と息と離るゝ音は輕く、舌の息に逆らふ音は重し、猶其さまを次に圖してさとす、○下略

〔本朝書籍目錄〕字類

東宮切韻　廿三卷菅原是善撰○中略

季綱切韻　二卷

古文切韻

孝韵季綱撰

〔日本國見在書目錄〕小學家

四聲指歸一卷劉善經撰　清濁音一卷　正名要錄二卷司馬知章撰

韻詮十卷武玄之撰　韻詮十二卷　切韻五卷陸法言撰

切韻五卷王仁煦撰　切韻十卷釋弘演撰　切韻五卷麻杲撰

切韻五卷孫愐撰　切韻五卷孫伷撰　切韻五卷長孫訥言撰

切韻五卷祝尚丘撰　切韻五卷王在藝撰　切韻五卷裴務齊撰

切韻五卷陳道固撰　切韻五卷沙門清澈撰　切韻五卷盧自始撰

切韻五卷蔣魴撰　切韻五卷郭知玄撰　切韻五卷韓知十撰

唐韻正義五卷　集韻五卷　切韻圖一卷

〔日本紀略桓武〕延暦十九年十月庚辰、外從五位下伊與部家守卒、寶龜六年兼補遣唐、習五經大義幷切韻說文字體、

〔三代實錄陽成三十八〕元慶四年八月卅日辛亥、參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善薨云々、是善撰文德

シテ一所ハ平字ヲ於ニ作レリ、何レカ筆誤ナラン、又ハ平於ノ別ナカリシモノ歟、但シ天文本倭名類聚抄ノ首ニ錄セルモノ、及ビ釋日本紀、反音等ハ誤ラズ、サテ管絃音義ハ、其末文ニ于時文治元年仲冬二十三日、北山隱倫凉金草之トアルニテ、其著者幷ニ其書ノ成リシ時代ヲ知ルベシ、

〔和字正濫鈔〕一假名の樣を知らむと思はゞ、先聲の出る初の樣を知べし、もろこしの韻學は、すべて知侍らず、天竺の悉曇も、わづかに梵字をかくやうを習ひたるばかりにて、はかぐ\しき事は知侍らねど、此國は天竺には遠ながら、聲はかへりて能通じ、もろこしには見花見月など、先用をいひて後に體をいふを、こゝには花を見る月を見るとやうに、先體よりいひ、しかかくさまも天竺に似たれば、是によりてだに、おろ〳〵心得侍るやうを申べし、凡人の物いはむとする時、喉の內に風あり、天竺には此風の名を優陀那といふ、此風外の風を引て丹田に下り、臍水を擊て聲を起す時、斷齒脣頂舌咽胸の七處に觸れ、喉內舌內脣內の所轉に依て、種々の音聲ありといへども、其數五十音に過ず、唯人間のみならず、上は神佛より、下は鬼畜に至るまで、此聲を出す、又唯有情のみにあらず、風の木にふれ、水の石に觸るゝ、たぐひの非情の聲までも、これより外に出る事なし、息の字の上の自は鼻なり、鼻は息の通ずる所なり、鼻は肺臟に屬す、肺は金なり、金は風の精なれば同氣相感じて風を引時も、肺先受る故に、清涕の出るも此ゑるしなり、心に從かふは、心の動靜に隨ひて、息に緩急あり、瞋喜の相さながら息に顯はるゝ、故なるべし、密教には、此息をやがて心と說ける事あり、

〔加那布具志〕五十連音出現之圖

經行以息五段分圖　緯通以舌十行分圖〇圖略

此圖のごとく、息の發聲すること、口のうちにて五段にわかり、又舌のはたらき、十行ごと〳〵く

〔管絃音義〕盤涉調（水音律聲○中略）

欲達一切佛法者能可覺知五藏音義欲覺知五藏音義者亦可知五音所起也謂以此身肝等藏爲種五神居止之意神以脾藏爲室宅主一身以出中央土音卽是一越調也此調子音名宮詞稱阿阿者脾藏意神有人開口之時從喉正中直出詞也未付一邊之音故雖延其詞響永不變改然而隨緣亦生種種言詞謂此阿音正自牙出時生阿詞少動口脣生和詞自齒正出時生娑詞少動頷生耶詞合脣急放生婆詞少合緩放生摩詞塞舌生羅詞以舌付上齶放生多詞舌少付上齶放而自鼻內出音之時生奈詞也如此隨牙齒脣舌緣雖生種々言辭唯是阿一音隨緣生之詞故終皆悉歸正中之時阿音無非常住不變言也法華經云是法住法位世間相常住云々釋云位據理性決不可改云々乃知自阿一音生阿和娑耶婆摩羅多奈之九音者卽是自常住佛界之一音生隨緣九界之九音也肺（○肺恐肝誤）藏魂神主眼出東方雙調木音東方雙調木音之時生角音以成宇詞而此宇音雖口中音猶少以牙爲緣故似其響不變而能開口則終歸阿一音若不然時從此宇一音亦隨牙齒脣舌緣生倶宇須由不無都留奴之九音心藏神神主舌出南方黃鐘調火音之時亦生徵音以成伊詞此伊音亦雖口中音少緣齒故似其響不變而能開口亦歸阿音若不然時從此伊一音隨牙齒脣舌緣生幾爲志以比美利知仁之九音肺藏志神主鼻出西方平調金音之時生商音以成於詞此乎音亦雖出自口中猶少以脣爲緣故其響似不變而能開口亦歸阿音若不然時從此乎一音亦隨牙齒脣舌緣生古於曾與保母呂土能之九音又腎藏魄神主耳出北方盤涉調水音之時生羽音以成衣詞此衣音亦從口中雖出之猶少動舌生之故其響似不變而能開口時乃歸阿（○阿字原缺據上文補之）一音若不然時從此衣一音隨牙齒脣舌之緣卽生計惠世衣通免禮天禰之九音如是衆音其詞雖似不同皆歸口中正音畢悉居其字伊乎衣之本位其常住不變音也

○按ズルニ、前文引ク所ノ管絃音義ニ、母韻ヲ列記シテ阿伊宇乎衣トスルモノ數箇所アリ、而

古事類苑

文學部二

音韻

音韻ノ學ハ、其起源詳ナラズ、始ハ支那ノ韻書ノミヲ用キシガ後ニハ邦人ニモ亦之ヲ著作スルモノアリキ、菅原是善ノ東宮切韻ノ類是ナリ、其後反切ヲ檢シテ漢音吳音ヲ正スノミナラズ、年號人名ヲモ反切ニ由リ吉凶ヲ論ゼリ、德川氏ノ時ニ至リテハ、韻學ニ用キル所ハ、韻鏡ノ一書ノミニシテ、之ヲ講ズルモノ陸續トシテ起リ、吉凶判斷ノ用ニ供スルコト甚甚シカリシカバ、僧文雄等痛ク之ヲ排斥シ、斯書始メテ專ラ學問ノ間ニ使用セラルヽニ至レリ、而シテ文雄ノ說ハ、唐音ヲ主トシテ我邦ノ漢吳音ヲ論ズルモノナリ、原來反切ノ法ハ頗ル復雜ニシテ知リ易カラズ、且ツ實用ニ供スル事モ極メテ少カリシガ、備後福山ノ藩士太田方、漢吳音圖ヲ著シテ、從來ノ反切法ヲ棄却シ、一ニ五十音圖ニ據リテ、字音ヲ正スコトヲ主張セシヨリ、大ニ我國人ノ實用ニ適シ、古來傳ハル所ノ韻鏡ノ諸註多ク廢棄セラルヽニ至レリ、

五十音圖ハ、悉曇ノ法ニ據リテ組織セシ所ニシテ、母子音五十字ヨリ成レルモノナリ、之ヲ以テ漢字ノ音ヲ正スベク、之ヲ以テ國語ノ解ヲ得ベシ、然ルニ中世以降阿行王行ノ於乎錯置シタリシヲ、本居宣長出ヅルニ及ビ、之ヲ古書ニ徵シテ其誤ヲ正シヽハ、韻學ニ於テ其功大ナリト謂フベキナリ、尙ホ吳音、和音、漢音等ノ事ハ、外國語學篇ニ詳ナリ、

古事類苑

文學部二

音韻

（結句の下のもじは）音つらね見るに、かくのごとし、

あめ、つち、ほし、そら、やま、かは、みね、たに、くも、きり、むろ、こけ、ひと、いぬ、うへ、すゑ、ゆわ、さる、おふせよ、えのえを、なれゐて、

然るに戀部えの位にえもいはで云々、およぶる松がえさ有て、次にのこりなく云々、その次に又え。もせかぬ云々山はつくばえとありて、四十七音の外に、えもじの歌一首あまれり、相模集なる此あめつちをよめる歌にも、然る次第に見えたるがうへに、（又歌どもは、下に書てあげつらふべし、）此順集の歌の題の下に、四十八首ともあれば、全文にえもじ二ツあるに合へり、さるはいかなることにか、さらに心得がたし、志ひてたすけていはゞ、もしくはあめつちほしそらといふごとく、二音づゝ、と、のへて、四音を一句として唱へむには、四十七音にては、一音足らざれば、其句をと、のへむとして、え。音を一つ助へて唱へなれたるにもやあらむ、

○按ズルニ、右ノ文中ニモ見ユル如ク、相模集ニモあめつちノ歌アリ、但シコハ一首ノ内ノ疑del音ニあトめ、又つトちトノ如クニ配置セリ、相模ハ花山、一條天皇ノ頃ノ人ナリ、

〔筆のすさび 中〕日本ノ母字（かな）象神佛儒

廣澤知愼は、いろはの文は、無常の偈にして、いまはしと云て、則いろはもじをいれ替て君臣歌に作り替たり、且はじめの一句は、書神の夢想なりとまざへり排服するに堪たり、又世にへつわい傳といふ事ありて、本字の穿議するものあり、又はなはだ俗傳なり信ずべからず、

のこりなくおつる涕は露けきをいづらむすびし草村のしの
えもせかぬ涙の川のはて〳〵やしひて戀しき山はつくはえ
をぐら山おぼつかなくもあひみぬかなくしかばかり戀しき物を
なきたむる涙は袖にみつしほのひるまにだにもあひみてしがな
れうしにもあらぬ我こそあふことをともしの松のもえこがれぬれ
ゐてもこひふしても戀るかひもなくかげあさましくみゆる山の井
てる月ももる丶板まのあはぬよはぬれこそまされかへす衣て

〔比古婆衣。四〕安米都知誦文考

ある遠き國人の源順朝臣家集にあめつちの歌といふがあるは、もとあめつちほしそら云々と、音のかぎりをつくしと丶のへたる古文のありしこと知るく、其はめでたきことばなりときこゆる由を、くはしく考出たる説あり、そこにはいかにか見つるといひおこせたるに、(中略)今まづ件の端詞の意を按ふるに、そのかみ四十七音を物事の言にと丶のへて、あめつち云々と唱ふる文のありて、其發端の言をとりて、あめつちと稱ふがありけるを、もとその文によりて、藤原有忠朝臣と藤六と二人して、歌によまれたりけるに、順朝臣其返しに此歌をよみ給へるよしなり(この集の末に、雙六番の歌、これも有忠がよみはじめたるによみつぐとて、異體の歌十四首あり、このあめつちの歌よみ給へるに似たる趣なり、その歌のことばは下に云ふべし、さて有忠朝臣の名は、諸本假字にて書るに、本願寺本に有忠と書るに依りて考ろに、尊卑分脈閑院家の流に恒佐、天慶元年五月薨、六十、その四男に、有忠、左馬頭從四位上歌人とみえたり、また藤六は、同書に權中納言藤原長良卿には孫、弘經朝臣の三男に、輔相、无官、號二藤六一、歌人也とみえ、作者部類六位ノ部に、輔相號二藤六一とみえたり、拾遺集物名ノ部に、このぬしの歌三十七首載られたり、悉俳諧のざれたる聞じ口つきなり、○中略)かくてもとの歌には、あめつちの文を一もじづ丶、次第のま丶に歌毎の起句の上にすゑてよみたりけるを、順ぬしそれに競ひて、さらに其もじを起句の上と結句の下とにすゑて、四季と思戀の六題に分ちてよみ給へるなり、(○中略註)さて件の歌の次第のま丶に起句の上のもじを

春

あらさじと打かへすらしを山田の苗代水にぬれてつくるあ
めもはるに雪まも青く也にけり今こそのべのわかなつみてめ
つくば山さける櫻の匂ひをばいりてをらねどよそながらみつ
ちくさにもほころぶ花の錦哉いつら青柳ぬひしいとすぢ
ほの／＼と明石の濱を見渡せば春の波わけいづる舟のほ
まづくさへ梅の花笠まるきかな雨にぬれじときてやかくれし
そらさむみむすびし氷打とけて今やゆくらん春のたのみそ
らにもかれ菊も枯にし冬ののもえにける哉を山田のはら

思

ゆふされはいさゝわびしき大井川かゞり火なれや消かへりもゆ
わすれずもおもほゆる哉朝な／＼まる黒かみのねくたれのたわ
さゝがにのいをだにやすくねぬ比は夢にも君にあひ見ぬがうさ
るり草の葉におく露の玉をさへ物思ふ時は涌とぞみる
思ひをも戀をもせじのみそぎすとひとがたなでゝはらふてはお、
ふく風につけても人を思ふ哉天津空にもありやとぞおもふ
せを淵にさみだれ川の成ゆけば身をさへうみにおもひこそませ
よしの川そこの岩波いはでのみくるしや人を立ゐこふるよ

戀

えもいはで戀のみまさる我身哉いつとや岩におふる松がえ

假名手本、

シテ之ヲ頓阿ノ高野日記ニ參照シ、假字の本末ノ說ヲ考フレバ、其時代略、知ラルベシ、又按ズルニ節用集ニ、伊呂波ノ末ニ京ノ字アリテ京ノ小路ノ名ヲ列ネタリ、古寫本多ク然リ、而シテ饅頭屋本ニハコレナシ、然レドモ此ヲ以テ饅頭屋本ノ時ニハ、伊呂波ニ未ダ京ノ字ヲ加ヘズト爲スベカラズ、頓阿ノ高野日記等ヲ考ヘテ知ルベシ、但シ慈覺ガ京字ヲ加ヘシト云フハ妄說ナラン、

〔古今和歌集序〕なにはづの歌は、みかどのおほんはじめなり、○註略あさか山のことのはは、うねめのたはふれよりよみて、○註略このふた歌は、うたの父母のやうにてぞ、てならふ人のはじめにもしける、

〔源氏物語五若紫〕あながたはらいたや、いかゞきこえんとおぼしわづらふ、ゆくての御ことは、なほざりにもおもひ給へなされしを、ふりはへさせたまへるに、きこえさせんかたなくなん、まだなにはづをだにはか〴〵しうつゞけはべらざめれば、かひなくなん、

〔枕草子一〕御すゞりとりおろして、とく〳〵たゞおもひめぐらさで、なにはづにてもふとおぼえんことをとせめさせ給ふに、○下略

〔北邊隨筆初篇三〕手習

亡父○富士谷成章また云、なにはづ、あさかやまの後は、あめつちほしそらといふことを手ならふ人のはじめとしけるにや、もじの數四十八なり、順が集、また加茂保憲女集等に、あめつちの歌はみえたり、かのふた歌は、おなじもじかさなりてもあり、もれたるもじもあれば、天地の歌はそののちにぞいできたるらんとおぼし、○下略

〔源順集〕あめつちの歌四十八首、もと藤原有忠朝臣藤六なんよめるが返しなり、かれはかみのかぎりにそのもじをすゑたり、これはしもにもすゑ時をもわかちてよめる也、

ごまれる假名づかひなどのうち、三光院殿〔○三條西實枝〕のつゞらおり、定家卿の二人丸秘抄等にも、後人みだりに僻案をくはへて、附會したる說ありて、其正を失ふ、かるがゆゑに、への字の所に、人と云字を書たり、是かのつの字は一文字也、和訓ヒトツなるを上略して、つとよみ來りて、對さすといへるを聞たがへ、かたはしを窺ひえりて、人と云字を、への字の形とおもひ違ひたる展轉の誤なり。

〔閑窻自語〕伊呂波奧加京字事

よの人いろはの手本をかくに、京の字をおくにみ、ふちかごろの俗事と皆人わらふめり、此事康長が撰びし通用古紙といふ書に見ゆ、〔康長は明應大永ごろの人と見ゆ、なほかんがふべし、〕順の和名抄につぎたる才學ある秘書なり世俗の事もみだりになんずべからずと、先人〔故一位殿柳原光卿〕○つね〲仰せられしなり、又頓阿法師の高野日記にも京の字をいろはのおくにくはへて、四十八字のうたを詠せしなり、

〔假字の本末上之上〕さて假字手本の終に京字を書けるは、かの空海の眞跡といへる本には無し、上に引たる江談等の說にもきこえず、略○註 頓阿の高野日記に、いろはの四十八字といひ、歌にも京字をよみたれば、そのかみすでに世に普く京字を書添るならはしとなりたりしものなりけり、〔頓阿は、文中元年八十四歳にて卒たる人なり、さてその後のものには、上に引たるごとく、善成公の河海抄に、京字の一説を注された、また寶德年中のいろは歌の句の上に、いろはにもじを句のかしらにすゑて、こめる結句に、きやうとこめることみえたり、又新撰集の序に、僧子色葉七行四十八字之個字云々と作るも、京字を加へて云へるなり。〕

○按ズルニ源平盛衰記四十八卷アリテ、第一卷ヲ以卷〔古寫本首卷ニ作ル、活字本ハ首卷ト、一トノミアルハ缺クルナラン、〕爲シ、以下以呂波ヲ以テ次第シ、第四十七卷ヲ須卷〔普通本、活字本、並ニ同ジ、古寫本類卷ニ作ル、〕ト爲シ、第四十八卷ハ卷第四十八トノミアリ、古寫本ニハ源平盛衰記卷第四十八ノ十字ナシ、因テ意フニ此書ヲ製作セシ比ニハ、未ダ伊呂波ノ末ニ京ノ字ヲ加ヘザリシナラン、サテ此書ノ成リシハ、卷中ニ藤原賴經ノ事ヲ入道大納言ト云ヘレバ、賴經ガ出家セシ寬元三年ヨリ後ニアルコト明ナリ而

家隆卿の家にて、この連歌侍けるに、
ぬれにけり鹽くむあまのふち衣
大進將監貞慶といふ小さぶらひつけ侍ける
るきゆく風にほしてけるかな
人々とよみて、るきゆく風をわらひければ、さも候はずとよ、ゐもじのつぎはるもじにて候へば、かくつかうまつり候、なにの難か候べきとちんじたりけるに、いよ〳〵わらひけり、小侍從がもどきの句といひつべし、

〔高野日記釋頓阿〕たかの山へまゐり侍りける、○中略海象の緣ある事どものたまふ中に、大師○空海此やま○高野をきりひらかせたまひて、堂たてさせ給ふに、このみちのたくみ、文字の事をゑらねば、ゑるしあはすべきことわりもなしとて、いろはの四十八字ををしへさせ給しより、すゑの世の人のたすけにもなりぬときこえ侍りしかば、さらばと思ひて、いろはを冠において、四十八首をつゞりいだし影前にそなふ、

○按ズルニ、此四十八首ノ歌ヲ見ルニ、いろは四十七字ニ京字ヲ加ヘタリ、

〔いろは傳受〕京、此一字を置事、ふかき意あり、此表に於て、此字を界畔の字法とす、其意は先字訓について曰、京は師也、聚也といひて、もろ〳〵といふ義、あつまる意あり、悉曇家には、界畔の字法といふ事あり、梵文の法に五十字の聲あり、アイウエヲ、カキクケコの類是也、此末にランとキシャとの字を添たり、畢竟此五十字の聲の字を、二字三字とり合せかさねあげて、一字とするやうをゑめしたる也、梵家に是を合成と名づく、されば京の字も、此例を以て、キとヤとウとの字を重ねあげて、三字合成の理をあらはし、ゝは、餘のあらゆる事も推尋求めば、およそあらゆる森羅萬象も、こと〴〵く此四十八字の中を出ずして、聲を求むべしとの意ばへなり中にも當世に殘りと

言琉球番字者、皆言伊呂波也、明人以下、有伊呂波說、迂濶可笑、

〔倭片假字反切義解〕倭片假字反切義解 加序

然後弘仁天長年中、弘法大師釋空海、造四十七字伊呂波、〈[illegible]四十五字、[illegible]於二字上〉以便于女童、其體則草書、此伊勢物語、古今和歌集、所用女假字四十七等是也、〇下略

〔金光明最勝王經音義〕以伊呂路波入耳[illegible]本保へ反止都千知利理奴[illegible]流留乎[illegible]和王加可餘與多太連[illegible]曽[illegible]津つ禰年那奈良羅牟无有宇爲[illegible]能乃於□久九耶也万末計介不布己古衣延天氐阿安佐作伎[illegible]喩由女馬美[illegible]之志惠會[illegible]比皮毛[illegible]勢世須寸

〇按ズルニ、卷尾ニ承暦三己未四月十六日抄了、音訓等用借字、大底付之、仍只今無清書歟、追々引勘字書、可一定之トアリ、

〔台記〕久安六年正月十二日庚寅、今日今麻呂〈[illegible]子[illegible]〉參御前、依勅書以呂波、

〔假字の本末 上之上〕草假名

台記に、久安六年正月十二日、今日今麻呂參御前、依勅書伊呂波と見えたり、〈久安六年は、江談に見えたる天仁二年より四十二年後なり、今麻呂は、記者宇治左大臣頼長公の三男隆長公の童名なり、又古今著聞集に、二條院天皇の御位の事にやとて云、いろはの連歌ありけるに云々といひて、うしじにゝもしじみつけたる句と見えたり。〉當時すでにいろは歌を打まかせて以呂波と云ふ事となりたりしと聞えたり、〈し訛い°ろ°は°歌°と°云°へ°ろ°事°古°書°と°し°に°見°あ°た°ら°ざ°れ°ど°然°い°ふ°べ°き°こ°と°わ°り°な°り°、〉

〔古今著聞集 五 哥歌〕二條院御時、いろはの連歌ありけるに、たれとかやが句に、

うれしかるらん千秋万歳

としたりけるに、此次の句にゐもじにてつぐべきにて侍る、ゆゝしき難句にて人々あんじわづらひたりけるに、小侍従つけける、

ゐはこよひあすは子日とかぞへつゝ

子弟識中國眞字者甚鮮、惟釋敎得中國經文之傳、始通眞字、

〔運歩色葉集序〕以呂仲仁保ヘト知利奴留遠和加與太禮所津禰奈良牟宇爲乃於久也末計不今江天安左幾由女美之惠比毛世寸京、凡我朝之以呂伴之起、尋深義、全非世間淺近之法、八万法藏之肝心、十二部經之骨髓也、常住佛性妙理、醍醐甚深之秘密也、只擇色葉四十七字、是以弘法大師對護命僧正、學法相大乘奧義、以其次護命言、菩薩之行願、不如度世間非法衆生、廣濟群生之方便者、不過與大乘至極之法利乎、然者尊淺機於深法、入愚鈍於大乘、尤爲至要、卽貴賤同通書札、上下等讀文字、可作眞書、依之和涅槃經四句偈造之、卽今色葉是也、彼文云、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、此偈意也、色ハ匂ヘド散ヌルヲ者、諸行無常之句ニ當ル也、我代誰ゾ常ナラン者、是生滅法之句ノ意也、有爲ノ奧山今日越テ者、生滅々已ノ句意也、淺キ夢不見不醉者、寂滅爲樂之意也、終ニ加京之字事、表涅槃常住之域、次問ヘノ文字ノ正字云ニ何、答、天地八偈經曰、以ノ乀二字作人云々、ヘノ字是也、問四十七字其證如何、答、西域記云、梵王所製、原始垂則四十七言、文則傳來流布、悉曇摩多體之文也、御製作篇依此也、色ハ匂ド散ヌルサ花ハ色々ニ咲ケ共、程モナク散リ、盛者必衰、世間无常ニ譬ヘタリ、万ヅ皆假染宿アダナル事、夢幻ノ如シ、誰カ常ニアルベキ、故ニ我代誰ゾ常ナラン、仁王經云、形ハ無常之家、神、無常ノ主云々、神ハ形ヲ爲家、形神共ニアヽ光露ニ宿レルカ、露モ落チ、宿レル光モ失ヒ、如迷境界、有爲ノ奧山喩也、道ニ迷タル者、酒ニ醉タル者、奧山遠ナルニ入リ、可出方モ不知、登峯下谷、如自無始本覺眞如之都ヲ出デ無明之酒ニ醉ガ智惠之眼盲タシテ、難逢佛敎ヲ信ゼズ、若悟佛道歸スレバ、有爲ノ奧山今日越テ淺キ夢不見醉モセヌ也、

天文十七年著雍涒灘菊月吉辰

〔琉球錄話〕國字

其國古有國字、相傳天人所授、其體如古篆、今亦失去、今稱國字者、乃本邦伊呂波也、明淸使人記錄所

別復次云々、我者人我衆生爲體、世者爲漏、四受功、又我二我、世三世云々、常者今明無明無常義或復讓者明上二我虚妄、常者說下三世無常意云、讓一字通上下、若具言之、我讓常、世讓常云々、有爲奥山今超、根本無明、生、住、異、滅、此五云有爲也、毒樹森羅、邪林無際、智障弊無明黑暗、猛獸毒虫所集、惡賊邪鬼所依、高遠難達、堅固難崩、故云奥山也、扇前無常二空之觀羽、超此無明四相之邪山、生死晝夜已明、般若惠日始顯、故云今超、又觀無常火燒四相稠林、揮空寂金剛折無我高嶽、林嶽列々、譬喩難喩乎、遙惡四散、嚴淨遍布、不思議未曾有、故云今超也、淺夢不醉、此得果也、夢者妄執邪見也、離此故證涅槃、醉者無明癡闇也、越此故得菩提、菩提覺悟離三毒之醉、故涅槃寂靜離二取之虚妄、故不之一字通在上下、不夢不醉、故又夢醉苦滅若據此義者、離三妄之巨醉、得一眞之大覺、淺者修羅長脚、八耕不深、大鵬廣翼、九萬猶狹、迷無常之嘗初、欲愛之小河猶深、越有爲之只今、生死大海還淺也、淺者虚也、

〔和字正濫鈔　一〕興教大師(覺鑁上人)の製作を集めたる書を密嚴諸秘釋といふ、其中に以呂波略釋二篇あり、作者をいはざれども、然存せられたればこそ釋せられけめ、其外釋日本紀、日本紀纂疏等大師作といへり、行阿の權者の製作といへるも、大師をさせり、四十七字といふ事は、千載集の序にも見え、うゐのおくやまけふこえてといふ事は、顯昭法橋の古今秘注にもかゝれ、いろはといふ事は拾遺愚草にも見え、壬二集の歌にもあり、其上悉曇字母の數に叶ひたる假名をもて、たらぬ事なくあまる事なく、世間淺近の無常より出世深遠の玄理を、次第に遂る事、おぼろげの人のまわざにあらず、

〔日本風土記　三〕三教

上古絕無文字、惟刻木結繩以爲憑劑、自魏隋時、五經佛法、得自中國、隨信佛經、今畢略知文賦、尚無學校關科之設、富貴之家送子讀書、名曰搭目、啓蒙所讀者、名曰以路法、共四十八音以學寫字、名曰革古、亦寫以路法四十八字、有淸濁之分、可以通用、一應字體、皆以草書爲楷、呼音與中國大異、民間

（海上人とは空海なり）作の句中にいはゆる字母弘三乘、眞言演四句とは、空海のいろは歌製れる事を讃たるにて、是ぞこの假字製れる事の明なる證なりける、○中略演四句とは、涅槃經に、諸行無常、是生滅法、生滅滅己寂滅爲樂とある四句の意を、眞言に演たる由を讃たるなり、○中略
今按ふに、此讃歌の句調、七言に起め、五言と句を互になして、五言に結め、八句四十七言なるは、僧家に和讃とて唱ふ歌と、句調風體もはら同じ、然るは佛經に梵讃とて、天竺の歌のあるを、漢國にておのが國言をもて、其句調に叶へ作りて、其意を演たるを漢讃といへり、さてその梵讃の中に、七言五言、八句四十七言なる體のありて、其に叶へて作れる漢讃のあるをもて推し考ふるに、空海その句調の梵讃漢讃のあるに擬ひて、更に皇國言もて此讃を作りて和讃といへるを、後に其句調風體によめる歌をうちまかせて和讃と稱ふ事となりたるものなる事、對照して知るべし（この梵讃漢讃和讃の事ども、其證を擧て論へる說あれど、こゝにはつくしがたし、別て下にいふべし、）

〔密嚴諸秘釋〕以呂波略釋
有二義、句與字是、句義又四、大分爲二、初二句明修因行、後兩句明諸證果相、色匂散（生者必滅、會者定離、盛者必衰、實者必虛者、取五蘊之初、除六境之尾、於中有二義、）我世誰常（諸行無常等）色匂散（色者三意、一六塵、第一眼色所緣、二順情可愛諸境、謂色美艶、諸花麗、嚴好義故、三取五蘊首、除六境尾、諸色蘊色塵故、三取五蘊首、除六境尾、諸色蘊色塵故、匂又二義、一香塵義、二通塵、）色匂散（略二意、一付喩者、色葉此各含四相無常之義、花則衰一季中、眾亦示四運之間、匂者生住假有、散者異實無滅、二約法、色有四義、一頗作、可愛諸境皆名爲色故、衣匂色、謂顔色美艶花麗光淨盛榮力勢妙染嚴好與賞珍愛等義故、散者影不住意、明無常義故、文云、生者必滅、會者定離、生者上二字也、緣生法緣合體故、滅離者下一言也、不生住無合會故、又云、盛者必衰、實者必虛、盛者電幻之榮、實者露泡之果故、配上一言、衰者諸法之相、虛者万法常性故、屬下一字、必以然爲名、定依決定受稱、是則三世不改之言、諸佛誠實之則也、又云、人命不停過於小水、今日雖存、明日亦難保云々、又云、水流不常洒、火盛不久燃、日出須臾沒、月滿已後缺、尊榮高貴者、無常速過、是云々、又云々、二五塵一分、三色全數、三除三際三業尾、自五蘊首處、取十界省、八、四一切人法、法亘六境、人通九處、如此人法、皆是一心所見之影、非亦五眼所照之幻境、色者影像可見等義、次匂者氣香芳薫、盛榮遷染、散者無常立義共空得理、或四相義如前喩中、）我世誰常、此無常義、今且對上句、略有十果無常、所謂彼說所愛无常、此明能著無常、彼顯財利無常、此示名官無常、彼辯欲色常色、有色地、故此無色無常、我者所著心、故彼境此智、彼依此正、彼外此內、彼總此

敎法文イロハニホヘトノ讃ヲ作給以來、一切法文經史書經與不離此讃文字也、イロハノ文字ハ、色ハ匂ト云心也、不說他事、只心此一事介講、人々皆驚耳目之由所聞傳也、又古人日記（○鑑中抄作日本紀）中在此事云々、又問曰然者件弘法大師御時以往無假名歟、日本紀中假名日本紀アリト云々、答曰、此事尤不審也、雖然只付佞言介書也、イロハニオイテハ尙彼時始也、先哲ニ可尋也、

〔今昔物語十五〕源信僧都母尼往生語第卅九

今昔、横川ノ源信僧都ハ、大和國葛下ノ郡ノ人也、幼クシテ比叡ノ山ニ登テ學問シテ、止事无キ學生ニ成ニケレバ、三條ノ大后ノ宮ノ御八講ニ被召ニケリ、八講畢テ後、給ハリタリケル捧物ノ物共ヲ少シ分テ、大和國ニアル母ノ許ニ、此クナム后ノ宮ノ御八講ニ參テ給ハリタリ、始タル物ナレバ、先ヅ見セ奉ル也トテ遣タレバ、母ノ返事ニ云ク、遣セ給ヘル物共ハ、喜テ給ハリヌ、此ク止事ナキ學生ニ成リ給ヘルハ、无限ク喜ビ申ス、但シ此樣ノ御八講ニ參リナドシテ行キ給フハ、法師ニ成シ聞エシ本意ニハ非ズ、○下略

○按ズルニ、江談ニ載スル所ノ大后ハ、卽チ三條大后ナルベシ、其御八講ニ源信ガ講說セシ事、今昔物語ニ、彼ノ僧ガ三條大后ノ御八講ニ召サレテ、講師ヲ勤メシ事ト相似タレバナリ、此大后ハ、冷泉天皇ノ后ニテ、長保元年十二月ニ五十五歲ニテ崩ジ給ヘリ、淸範モ此歲閏三月ニ三十八歲ニテ死シ、源信ト慶祚トハソレヨリ後ニ亡セシ人ナレバ、此御八講ハ長保以後ノ事ニアラズト知ルベシ、

〔假字の本末上之上〕草假字

さて其空海のいろは假字作れる證は、凌雲集に載たる（此書序文の首に、從五位上左馬頭兼內藏頭兼淡路守臣小野朝臣岑守上とあり、）從五位下內膳正仲雄王の謁海上人と題る詩句に、道者良難衆、勝會不易遇、寂興思馬鳴、解仰謁龍樹、一得遺香師、歸貫□宮住、飛流馴道眼、勤袖潤慈洲、字母弘三乘、眞言演四句、云々と見えたり、

略してかきたるより、おのづからに出來れるなり、たゞ今世の抄物かきとてかける心なるべきを、昔の人のかなといふ物をつくらんとて、たくみてつくれるやうに思ふは事の心にいたらぬなるべし、

〔假字の本末 上之上〕草假名

宇津保物語菊宴卷に、神樂の召人を催すところの文に、めぐらし文して、おくに、さうがなかきつけてつかはさばすまはじとあるも、草假字の事の如くきこゆれど、さては文義きこえがたきを、一本に、さうのなかきつけてとあるは、草名を書てといへるにて、其意とほりてきこゆれば、さうがなと書る本は誤なり、いさゝか混はしければわきまへつ、さて又平假字といへる事古くはきこえぬ稱なり、

〔釋日本紀 一開題〕又問、假名字誰人所作哉、先師說云、○中略伊呂波者、弘法大師所作之由申傳歟、此者自昔傳來之和字、於伊呂波者被作成之起也、

〔天地麗氣記 一〕天照皇神持寶鏡而祝之宣、文、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡、天ツ璽所之隆當與天壤無窮矣、則授八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劒三種神財、永爲天璽地玉、天不言、地不言、自永劫至永劫不變、荷負八尺瓊之勾玉、及白銅鏡、行山川海原、插草薙劒腰、平惡事、呼天兒屋根命、所持金剛寶柱中誦色葉文、爲淨事、如元令成給伏乞矣、

〔河海抄 十二梅枝〕江談曰、天仁二年八月日、向小一條亭、言談之次問曰、假名手本何時始起哉、又何人所作哉、答曰、弘法大師御作云々、件事無所見、但大后(作大女御)○中略自筆假名法華經供養之時、被行御八講之講師、南北之英才相遞爲導師、高名清範慶祚等之輩、各振富樓那之辯才之後、源信僧都又勤此事、說云、日本國者誠雖如來之金言、唯以假名可奉書也、弘法大師傳習諸眞言梵字悉曇等密法之後、寄四

ナキコト也、然ルヲ強テ字音ノミナリトナサントスルニハ、牽強ヲマヌカレガタキコト多シ、ナヲ伊呂波ノ字體ハ、新ニ製造シタルモノニテ、弘法大師ノ作ナリト云ハ、古書ニハソノ沙汰ナキコト也、後人ノ説ニハ、江談ニ、一説、伊呂波有三段、イロハニホヘトチリヌルヲ、大安寺護命僧正作、ワカヨタレソヨリエヒモセズマデ、弘法大師作、京ハ或説云、傳教大師慈覺大師ナリト見ユ、行阿ガ行阿ハ大炊助親行ガ孫也、親行ハ定家卿同時ノ人也、假名遣ノ序ニ、權者ノ製作トシテ、眞名ノ極草ノ字ヲ、伊呂波ニ縮メナシテ云々トイヘリ、ソノ後、釋日本紀、日本紀纂疏等ニモシカイヘリ、コレハ四十七字ニツマリタル文句ノコトヲ、弘法大師ノ作ナリト云コトヲ、中比イヒ出タルヨリ、又字體ヲモ大師ノワザニ作ラレタルナリト云ヒ傳タルモノニテ、其實ハ據モナキ浮説也、今ソノ弘法ノ製作ノ字ニアラザルユヱヲクハシクイハン、文句ノコトハ下ニイフベシマヅ今モ古人ノ筆跡ノタマ〱ノコレルモノヲ見ルニ、貫之、道風、佐理、行成、公任、重之ナドノ平假字、皆今ノ伊呂波ノ字樣トハ同ジカラズ、甚古色ナルモノニテ、シカモ草書ノ本意ヲ忘レザル字體多シ、モシ今ノ伊呂波ノ字樣、弘法ノ新造ニテ、弘法ヨリシテ平假名ヲ始テ書來レルモノナラバ、必道風貫之ナドノ書モ、其字樣ニコソ從フベキコトナルヲ、更ニ似ツカハシキ所ナキハ、今ノ伊呂波ノ字樣ハ、後世ニ出タルモノニテ、古人ノ平假字ハ、草書ノ轉々シテオノヅカラニ、一體イヤウニナリタルモノナルコト明ラカナリ、世ニ弘法ノ眞蹟ノウツシナリトテ、伊呂波ノ模本數種アレド、ソレハ皆後世筆道ヲ唱フル人ノ手ニ僞造セルモノナリ、ソノ字樣、諸本トモニ、佐理卿行成卿ナドノ比ノ字樣ニハ遠クシテ、全ク今ノ俗間ニ書ナラヘル伊呂波ノ字樣ニコトナラズ、字體古色ナルコトハ更ニナクテ、筆法モ甚卑俗ナリ、

〔南留別志二〕一ウ字を可字なりといふは心得がたし、香字の半體なるべし、世の人片假名のみを半體と思へり、ひらがなにもあるべきなり、かなといふ物をつくりしはじめを尋ぬるに、眞字を

弘法大師、漢字ヲ假テ和字トナサレシヨシ、後ノ成恩寺殿ノ御説ニ見ヘタリ、（一條禪閤兼良公神代卷纂疏ニ）又今ノ假名ハ、弘法大師始テ作ラレシ所ナリトモ、（源氏河海抄ニ）又四十七字ハ、モト倭歌ノ詞也、護命法師讀初シヲ、弘法大師ツギテ讀終ラレシトモイフナリ、（塵中抄ニ見ユ、イロハニホヘトチリヌルヲ十一字、護命ノヨミシニ、是ヨリ下ハ大師ノツギシ所ナリト云、）此等ノ説ニヨル時ハ、此字體古ヘニアラザリシヲ、空海初テ漢字ヲ假テ作ラレシカバ、假字トハイヒシナルベシ、卜部兼方宿禰ノ説ヲ按ズルニ、伊呂波ハ弘法大師コレヲ作ルノヨシ申シ傳ル、コレハ昔ヨリ傳來レル所ノ和字ヲ、伊呂波ニ作成ルヽノ起リ也ト見ヘタリ、（釋日本紀）此説ニヨル時ハ、伊呂波トイフモノハ、空海ノツクレリトイフ事徴トスベキコトハナシ、タヾ俗間ニイヒツタフルノミナリ、又其字體モ空海ノ始テ作レルニハアラズ、タヾ古ニ吾國ニ行ハレシ字體ヲ用ヒテ、四十七字ノ字母トナセシコトハ、空海ニ起レルナルベシ、其字體ヲ見ルニ多クハ異朝ニイハユル草法ヲ用ヒシトコロ也、其中又片假字ノ字體ヲ、草法ヲ以テ寫シ、（へりつ類ナ）ノ方訓ヲ以テ聲韻トセシ所モアリ、（さにめ類ナリ）ノ其例ヒトシカラズ、委シキコトハ釋文ニ見ユ、

一謹按ズルニ、伊呂波トハナヲ字母トイフガ如シ、吾國ノ古ヘノ俗、父ヲ加曾（カソ）トイヒ、母ヲバ伊呂波トゾイヒケル、（日本紀井ニ順和名抄ニ〇下略）

〔謨徽字説〕四十七字和草一無取之訓讀者、

此説、此書ノ一篇ノ主意ニテ、伊呂波ノ字體ヲ新ニ製造スルコトハ、訓讀ノ字ハ交ヘ用フベカラズ、必皆字音ノミナルベシト思ハレタリト見エタリ、此ハ正キコトノヤウナレド、本伊呂波ノ字體ト云モノハ、ワザト新ニ製造セルモノニハアラズシテ、草書ヲ轉々シテカキ來レルガ、オノヅカラ一種ノ字體ノヤウニナレルモノ也、ソノハジメ草書ニテ和語ヲ記セルハ、万葉集ナドノゴトク、訓讀ノ字ニテモ音ニテモ、通ズルニマカセテ、常ニ用ヒナレタル字ヲツカヒ來レルモノナレバ、訓モ音モ相交ハリテアルハ、モトヨリサルベキコトナリ、音バカリナリトイハンハ其イハレ

ツクルコトハ、何ノ上ニモアルコト也、片假字トイフ名目ナレバトテ、一字モ全字ハアルベカラズト定メルハ、カヘリテ拘泥シタル說ナルベシ、今强テコトゴトク省文ナリトセンニハ、其本字ヲ考得ガタクシテ、却テ迂遠ニワタルコトアリ、（前文體ガ說ニ、片假名ノ中ニ、畫少キ文字ハ、全部ヲ書クニ及バズ、漢字ノマヽナルモアリ、中略トイヘドモ、コノ說ハ畧得ストオボユ、）此字體、イヅレノ時ニ始レリト云フコトハ知ガタケレド、宇津保物語ニ、片假名ニテ歌ヲカケルコト見エタリ、宇津保ハ大抵天曆ナドノ比ニ出來シモノト見ユレバ、ソレヨリ前ニ出來シモノナルベシ、コレヲ吉備公ノ作ナリト云ヒ、又弘法ノ作ナリナド云說ハ、皆後世ノ浮說ニテ、何ノ據モナキコト也、

〔文教溫故下〕文字

片假名〇中略おもふに其始は詳ならねど、もと伊呂波假名にならひて、四十餘字を一樣に作り出たるものとはおもはれず、そのよし古體の片假名の古書の訓點、及び點圖に現れるによるときは、その始は字訓を傍記せんに、眞名をもて書んは點畫多く煩はしきがまゝ、省きてかける是片假名の起原なるべし、今流布の日本書紀に、稅調（仁德紀七年九月）とあるは、ミツキの借訓なり、また吾兄（履中紀六年二月）と左假名を付たるはツガセの異假名なり、これらの類猶多し、今その一二を擧て證とす、むかしは字畫の少きは省かで其まゝも用ひたりと見えて、今昔物語に、乃字天字などは眞名をまじへ書きたり、よつておもふ古點に片假名の異體多かるは亦宜ならずや、中略古書に片假名の異體あるもの少からず、今その一二をいはゞ、日本靈異記の訓釋に用ふる所、度は波字の省、音は倍字の省、大須本將門記の訓點に、予（ヲ）、こ（之）、日、ヰ（中）、广（万）などの類なり、又二合のものあり、モ刂の如きは今已に用ふれども、トキの假名に、ほはよとかけるあり、これは古體のゝヘトを合せたるなり、今寸とかけるは時字の省文なるべし、

〔同文通考〕伊呂波

をゝに作り、ツをつに作る事、古書に見えたり、此外ンは无の字をされり、んの字も无より出たり、コはコトに用ゆ、事の字の頭なるべし、ヘはテリとよむ、せの字を取るなり、寸はトキとよむ時の字の旁なり、メはシテに用ゆ、爲の字を省けり、下はタマと讀む、玉の字を取る、〇玉の字を取る玉字再版本作ニ下の字なり、ﾄﾞはトキを合せて一點を略せり、ﾓはトモを合せたるなり、又權を才に作り、孫を子に作り、從を彳に作り、部を阝とする事あり、片字書と云、唐山にもかゝる例あり、筆畫を省略せる字ありて省文と云、發を発に作り、麗を丽に作り、義を乂に作る類甚だ多し、

〔好古日錄末〕片假名

片假名、何ノ時ヨリ今ノ字ニ定リシヤ、字體マギラハシカラズ、古體ハ、于イ伊尸ホ保禾ロ和与ヨ爽示レ礼ネ子爾レム无ろノ乃丶キ幾チテ天アミ才尸ミ民七サ左レヒ比爪ス爪ノ類、昔人用ル所往々此ノ如シ、然ニ示レ示ネ同字ヲ用ヒ又禾ワ字形モ似タリ、アイアニ混ジ、レムレヒレニ混ズ、因テ云、古昔書籍ノ訓點ノ如キ、諸家ノ點圖ニマジフルニ、此ノ如キ假名ヲ用ヒテ、各自讀法アリ、故ニ讀易キ書モ、輙クヨミガタシ、但此ヲ迂遠ナリトテ、概シテ棄ル者ハ、去告朔之餼羊也、又古ヲ慕テ、是非此ヲ用シトスルハ、生乎今之世、反古之道ト云べシ、

〔譲徴字說〕片假字

片假字ハ、此書ニ云ヘルゴトク、皆省文ノミナルベク、全文ハナカルベキゴトキヤウナレド、契冲ハ、チ千井等ノ字ヲバ全文ナリトシテ、省文多キガナカニ全文モ交リタレド、多分ノ方ニツキテ、片假字トハ名ヅケタルナルベシトイヘリ、此說ハ一理アリテ廢シガタシ、モト片假字トイフモノハ、讀書ノ傍訓ナドノ爲ニマウケタルモノニテ、筆畫ノ少キヲトリテ、書字ヲ便利ニカマヘタルモノナレバ、全文ニテモ筆畫ノ少キ字ヲバ、トリ用フベキコト也、コレハタヾカリソメノモノナレバ、サマデ正シク法ヲ立テ作レルモノニハアラザルベシ、サテ又多分ノサダニツキテ名ヲ

ねと訓ずるによりて全く用ひたるなり、ナは奈の字を取る、ヲは良の字なり、ムは牟の頭なり、ウは宇の冠なり、井は全く井の字なり、ハニチ千井ミの六字は、全字を用ひたるなり、此六字、片假字と名づくべからざれども、總じて片かなと名付るの類字なれば、是らの六字も片假字と云なり、ノは乃の字の省なり、乃はないの音なれ共、なにぬねの通音なれば、轉じての音に用ひ來れるなり、オは扵の字を省きたり、扵は於の字の俗體なり、クは久の字より來る、ヤは也の字の草書やを取れり、マは万の字なるべし、末の字なりと云說あれど信じがたし、或は下に作れるあり共に万の字なるべし、ケは介の字を省けり、昔はかいなれども、つゞめてけの音に讀來れり、フは不を取り、コは己の字なり、古にはあらじ、エは江の旁なり、テは天の字ならん、又亭の字なりとも云、アは阿の字の偏なり、サは薩の冠なりと云、キは幾の草書より來れるならん、ユは弓の字なるべし、メは女の字なり、エユメ共に訓を用ひ、ユは弓を下略せり、音訓ともに下略するもの又おほしミは三なり、又訓を用ゆ、シは之の字の草書しに作るより來ると云、或は実の字を省き取れるにやあらん、実は實の字の省文、清濁通用せるなり、エは一說に、わが國いにしへ慧の字を恵に作れり、其中をとりたるなりと云、私に按ずるに、玄の字ならん歟、玄は惠の草書なり、平假字にも惠の字を用ひたり、ヒは比の半片なり、モは毛の字なり、セは世を用ゆ、スは須の下を斷ち取れり、今按ずるに、吉備公一旦に片假字をこと〳〵く創製せるにはあらじ、それより前におろ〳〵片字を作る人ありて、其體も一樣ならざりしに、吉備公是を折衷して大成するならん、故に異體の假字、曾少しく古書の中に殘れるものなり、ワを禾に作る、和の字なり、ネを木に作る、禰の字なり、ツを爪に作る、つめを下略せり、或は云、爪はツに非ず、スの字なりと、按ずるに、さうの音をつゞむればスの音となるなり、サを七に作る、左の草書をに作るを斷ち取るなり、ミを尸に作る、民の字を省けり、ロを与に作る、与の字なり、ホを呆に作る、保の字より來れり、以上の數字古書にみえたり、又ウ

〔南留別志二〕一片假名のス。は、數の字なりと思ひしに、萬葉を見れば、爲の字の半體なり、爲。便をす。べ。とよめり、また片假名に爪。とかきたるあるなり、

〔和字大觀鈔上〕片假字の本字

吉備公の片假字を製(ツク)れる時は、いろはと云ものある事なかりしに、後世以呂波ありてよりは、後人片假名にていろはを書けり、今いろはによせて、其本字を示さば、イは伊の字の偏を取りて作れり、ロは呂の字の頭を用ゆ、ハは八の字なり、筆畫すくなき文字は、かならず偏旁を省くに及ばず、眞字のまゝなるもあるなり、半の字を省き取ると云は誤れり、ニは二の字なり、仁の字を取ると云說は迂なり、ホは保の字を割き取る、ヘは反の字の略書なりと云へり、遼の字の下を取るにはあらず、或云、和板の大智度論第二十五卷以下の音釋に、反の字をへ乁に作る所往々是あり、いにしへ反の字の省文へに作る證なりといへり、トは止の字を省けり、とまるの訓を下略せるなり、古へ眞字に訓を略して用ひたる例おほし、藍(アヰ)をゐとし、去負をにとせる類なり、チは千の字を全く用ひ、訓によりてちの音とせり、リは利の字の旁を取る、ヌは奴の字の傍なり、ルは流の字を省き取る、ヲは乎の字を省きたるなるべし乎の字を萬葉集などに、をの音に用ひたり、按するに、乎の字は胡の字と同音にて、ごの音なるを、いにしへよりをの音とせるは其由ある事なり、乎は喉音の文字なり、喉にてごと呼べば、外に聞ゆるはをの音に近し、故に古へをの音に用ひたるならん、其例又おほし、回(エ)は戸(コ)恢(クワイ)の反、懷(エ)は戸(コ)乖(クワイ)の反、共にげの音なるべきを、喉音の故にゑの音として讀來れると同じ例なり、ワは曰(ワツ)の字を省き取るならん、或は和の字なりとも云、カは加の字なり、ヨは與の字より出たり、タは多の字の半體なり、レは礼の字の旁なり、ソは曾の字の頭を用ゆ、ツは図の字を取るなるべし、図は鬪の字の省文にて、震旦の書にもみえたり、鬪は濁音なれども、和音に用ゆる方は、清濁通用するなり、地をちとし、具をくとすると同じ、子は十二支の中の子を、

〔年山紀聞六〕いろは

片假名は、それより前、吉備公の作といへども、これ又古き物に其證なし、宇治拾遺に、嵯峨天皇の御時、かたかなのチ文字十二かきて、小野篁によませられたるをおもふに、いかさまにも嵯峨の御時よりよこさし、さよみさきたりといふ物語を載られたれば、ねこのこのこねこ、ましのこのほど前かたに出きたるなるべし、吉備公は、在唐二十五年の間に、官位殿門禮樂までも習ひとりて歸り玉ひ、大内裏以下の制度を始て、朝廷の尊嚴をいやましたる程の器なれば、漢字を略して片假名作られん事、これ又違からぬ說なるべし、今のいろはの字樣を、空海師よりといふはいかが侍らん、さま〳〵の草書は、それよりはるかの前に、三韓の人、また唐人おほく渡り來り、こなたの人もあまた入唐したれば、おのづから習ひ傳へ侍らまし、賴長の御息今麻呂のか丶れたる以呂波の字樣は、おもふに古風なるべし、左にうつす俊賴のか丶れたる字樣を見ておもひやるべし、〇下略

〔和字正濫鈔〕一片假名字體

メ 女ノ三全歟、常用之、或自中歟、他國、シ之 / 㐅ミ或古本作ア、混同、未詳二本字一

エ 衣ノ草、本朝古書ヒ比モモせ等 / 江ノ省作惠、

ス 須、或作爪、爪ノ誤歟、或 / 左字ノ展ノ爪ノ全字歟、

片假名といふ中に、チ千井等の全字あるは、多分に付て名付たるなり、吉備公の作なりといへども、さる證なし、若常のいろはと共に、弘法大師の作り給へる歟、狹衣に、片假名にて歌をかけるよしあれば、その比よりもはるかのさきに出來たることなるべし、エとヱ、字も音も共に相似たる故に、人おほく混亂してわきまへず、エは縣の字、本朝の古筆に𢘓、かやうにおほくかきたる中を取れる歟とおぼしきなり、

めゝ給へる年頃推して知るべし、〇中略この今昔物語集を寫傳へて、今世にある本どもは尋常のごとく漢字片假字ともに書行ねたり、印本は草假字にさへ改たり其ほか予が見たる書どもに、宇治拾遺物語、十訓抄、著聞集、袋草紙、奥義抄、古今集注、袖中抄、萬葉集注釋、古事談、續古事談、又保元平治の物語、源平盛衰記、平家物語、太平記などの古本も、みな片假字もて書けり、なほ多かりぬべし

〔日本紀神代抄起上〕神代文字事

神代ヨリ文字アリ、今ノ文字ニハアラズ、今ノイロハ四十七字ハ、弘法大師ノ作也、片假名ハ吉備大臣ノ作タリ、神代ノ文字ハ秘スルニ依テ、コレヲ顯ハサズ、

疏云、問、我應神時、漢言東漸ス、倭字ハ則起于弘法大師空海、故上古未有文字、而天神地祇之事傳世、大可疑焉、若夫浮圖氏說以如來知見力故、覩彼久遠猶如今日、神道豈例此哉、答曰、有天地以來、萬物之情備乎音聲、是自然之理也、

〔同文通考三〕片假字(カタカナ)

片假字、一ツニハ大和假字トモイヘリ、吉備大臣ノ始テ製ラレシヨシ、卜部兼倶ノ說ニ見ヘタリ、〇神代卷抄中略其字ノ體、大略ハ梵字ノ體文ノ半體ニ倣ヒテ、漢字ノ偏旁ヲ別チ取リ、或ハ其聲、或ハ其訓ヲ假用ヒシ字ナレバ、片假字トハ名ヅケシナルベシ、又俗ニ片トイヘル詞ハ、ナヲ半體トイフガ如シ、其字又俗間ニ行ハルヽ所ト、儒家ノ人々用ヒ來レル所ト少ク異アリ、〇中略

白蛾曰、片假字ノ作者ハ、吉備公トイヒ、或ハ詳カナラズトモイフ說アレドモ、吉備公ノ手ニ成レルコト必定ナルベシ、其證ニハ、以呂波聲母傳ニ曰此書、官家芝山宰相殿ノ秘本也、孝謙天皇ノ御宇、吉備大臣入唐シテ、是フタヽビノ入唐、ハ日王化玄トイフ人ニ逢テ、日本ノ語ヲツブサニ語リ給ヘバ、王化玄ソレヲ音ニナヲシテ、アイウエオカキクケコ等ノ相通ヲタテヽ、吉備大臣ニ傳フ、安以宇ノ類ナルヲ、大臣我國ニ歸テ後、或ハ偏ヲ取リ、或ハ旁ヲ取テ、略字ニ書ナシ、是ヲカタカナト云〇下略

延喜の始の頃世ばかりにおはし、人なり、そのかみ女子すら手習の始には、まづ片假字を書き、後に草假字を書くならひなりしと知られたり、男子はさらなるべし、（此手習の次第の事は、既に上卷にくはしく論へり。會すべし、）さて其片假字を習ふには、五十音をぞ書たりけむ、（いろは歌を片假字に書べきにあらず、かなはまだ書始はざりければ、かたかんなに云ゝこいへるなおしふべし、）

〔狹衣一之上〕こゝろとき御ずいじんにて、そのわたりにすゞりもとめて奉りたるして、たゝうがみにかたかんなにて、

見もわかですぎにけるかなをしなべて軒のあやめのひましなければ

〔狹衣三之下〕御まへなる人々の、ゑなどかきちらしたる、筆ども見ゆるをとり給ひて、かみのはしに、

かつみれどあるはあるにもあらぬ身を人のひとさや思ひなすらん、手すさびのやうにかたかなにかき給ひて、ふところなるねこのくびづなにむすびつけて、（略○下）

〔宇治拾遺物語三〕いまはむかし、小野篁といふ人おはしけり、嵯峨の御門の御ときに、（略○中）御門さてなにもかきたらん物は、よみてんやとおほせられければ、なににてもよみさふらひなんと申ければ、片かなのねもじを、十二かゝせて給て、よめとおほせられければ、ねこのこの子ねこ、ゑしの子のこしゝ、とよみたりければ、御門ほゝゑませたまひて、事なくてやみにけり、（○又見二十訓抄、江談抄）

〔假字の本末下〕片假字

おのれ（伴信友○）さきに、今昔物語集の古寫本を見たるに、古ざまの紙の大なる雙紙に、物がたりを大きやかに片假字もて書記したるが、祝詞宣命など書く例のごとく、漢字を大に書きて、片假字を其下に小さく分書り、こは決く隆國卿の記されたる本のまゝに寫せるものにして、これ昔の片假字書のおほかたの例なりけむ、（中略）隆國卿は長元七年參議に任され、權大納言までに任され、承保元年仕を辭し、同四年七月薨給へり、此物語をし書さ。

文中に、咳嗽志波夫伎或嘔逆多麻比と訓注あり、そのかみ片かなの普く世に行はれざりけむ證とすべし。

〔假字の本末下〕片假字　追考

かく記しおける後に、天平寶字五年に書たる最勝王聊簡略集と題せる佛書に、片假字を用ひて點を施したるを見たり、此書吾友佐藤方定が親しき人、或古寺より得たりとて、いたく秘藏ヒメオキるをおのれに見せむとて、たゞ暫とて借もて來て見せたるなり、古代の厚紙を擬て、兩面に書て一卷とせり、いたく傷び損て卷舒に堪へぬばかりになりたるを、薄紙にて兩面より張繼ひて透して見るべくものしたり、さて其卷首に、件の題名ありて、序に我日本八島國志貴島宮、諡天國押撥廣庭天皇欽明〇御宇七年戊午十二月廿二日、自百濟國主明王、奉慶佛像經教、大臣蘇我稻目宿禰、始建佛法、起爾戊午、今至寶字五年辛丑、所經年數二百廿二年下略と書て、卷軸に天平寶字五年と細字に識せり、序に今至寶字五年辛丑云々と云へると同年なれば、すなはち此書の作者の自筆なるべし、さて此書撰文ざまには書たれど、拙きかきざまの多し、字體も拙けれど、さすがに古樣にて、手のすぢ當時の書なるべきこと疑なく覺ゆ、さて其本文、眞行の體を交へ書て、字旁にところ〳〵片假字にて訓を注し、天仁乎波を施し、また反點を附たるなど、おほかた今の世の體に異ならず、連讀の字間に〇を附たるところいあり、乎古止點を施したる處はあらず、さて其訓點反點、表面は多く朱を用ひ、裏面は本文を書ながら、天仁乎波を書たり、其は本文の字列、また墨色筆勢にて知られたり、

〔堤中納言物語〕むしめづるひめ君

いとこはく、すくよかなるかみにかき給、かなはまだかき給はざりければ、かたかんなに、ちぎりあらばよきごくらくにゆきあはんまろをにくしむわれにくし〇一本まつ虫のすがたは、ふくちのそのにとある、むまの助見給て、いとめづらかにさまことなるふみかなと思ひて下略〇

〔假字の本末下〕片假字

堤中納言物語、中略〇かたかんなに、ちぎりあらば、中略〇云々とみえたり、此作者堤中納言の卿は、

男手
女手

は本の文書は草假字にて書たるを、和字といひて、そを眞字に換て書つらねたる由をことわれるなり、仙覺律師の万葉集の跋にも、和字といへり、さて吾妻鏡元久二年の條に、將軍〔實朝〕源令好和語給云々と、あるは、歌の事なり、右の和字と記せるに合せ見べし

〔雅言集覽三十二〕をとこで（男手、漢字をいへり、）

〔倭訓栞中編三下〕をんなで　源氏に見ゆ、女書の義、今の假名也といへり、

〔空穗物語國讓中〕藤つぼの、たゞそのかきて奉られたる本をこそは、をとこでも女でもならひ給めれ、

〔源氏物語梅枝三十二〕よろづのこと、昔にはおとりざまにあさく成行世の末なれど、かんなのみなん、今の世はいときはなくなりたる、ふるきあとは、さだまれるやうにはあれど、ひろき心ゆたかならず、一すぢにかよひてなんありける、たへにをかしきことは、とよりてこそかきいづるひとびと有けれど、女でをこゝろにいれてならひしさかりに、こともなき手本おほくつどへたりしなかに、中宮のは、御息所のこゝろにいれずはしりがいたまへりし一くだりばかり、わざとならぬをえて、きはことにおぼえしはや、

片假名

〔倭片假字反切義解〕倭片假字反切義解（序）

到於天平勝寶年中、右丞相吉備眞備公、取所通用于我邦假字四十五字、省偏旁點畫作片假字、仰四十字音響反阿伊宇江乎五字、此乃天地自然之倭語焉、是故竪列五字、横列十字、加入開音五字、爲五十字、且又横十字、隨脣舌牙齒喉、用宮商角徵羽變宮變徵七聲哉、蓋世俗稱之云吉備大臣倭片假字反切、有其口決矣、

〔假字の本末下〕片假字

類聚符宣抄に、天平九年六月廿六日、赤斑瘡を病む者の治身禁食の事を示さる、太政官符の

和字

眞澄寒泉先生之嗣子也、先生以通濂洛關閩之學、爲關東覇府之侍講、眞澄以先生之嗣人、能讀其所遺書、嗚呼其博弘廣文蓋本乎此、

壬午孟陬上元之日　鵬齋老人興撰

〔假字類纂〕いでやかく治れる御代に生れ出て、何事も古まなびの道あきらけくなれる中に、ひとり此かなのみかくて有むはとて、江山堂のあるじ、〇關根太可羅より〳〵に古人のかけるあとをたづねもとめて、そのまゝすきうつして、いろはのついでもてあつめて、假字類纂と名つけぬ、こは初まなびのたすけにはいみじきものなるべしとて、かくはものしたるにこそ、

東台錦洞館のあるじ慈廣志るす

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〇文治元年二月廿九日癸未、加藤五郎入道參營中、被置一封狀於御前、不事問、落涙數行、小時申云、愚息景廉、爲三州御共下向鎭西、而去月自周防國、欲令渡豐後國給之刻、景廉沈重病、然而乘病身於一葉之船、猶爲御共之由申送之、則此狀也、〇中略武衞〇源頼朝乍拭御感涙、覽景廉之狀、和字。

〔吾妻鏡 十三〕建久四年六月十八日癸丑、故曾我十郎妾、大磯虎、雖不除髮、着黑衣袈裟、迎亡夫三七日忌辰於筥根山別當行實坊、修佛事、捧和字諷誦文、〇下略

〔吾妻鏡 二十八〕寛喜四年〇貞永元年九月十一日、武州〇北條泰時以五十箇條式條、相副和字御書、被送遣于六波羅、駿河原左衞門尉爲使者、

〔假字の本末 上之上〕さて中昔草假字を和字と云へる事きこえたり、吾妻鏡建久四年の條に、修佛事捧和字諷誦文、貞永元年の條に、武州〇北條泰時以五十箇條式條、相副和字御書、被遣六波羅などあるこれなり、又祇園の社家に藏てる古文書の中にも、正安元年感神院領の事につきて、六波羅の政所の下知狀に、訴陳の文書を眞字にて書つらねたる中に、以和字換漢字と分注せるがあり、其

云

〔古今著聞集興言利口十六〕坊門院に、年比めしつかふ蒔繪師有けり、仰らるべき事有て、急度まいれと仰られたりければ、あさましき大假名にて、御返事を申ける、

たゞいま、こもちをまきかけて候へば、まきはて候てまいり候べし、とかきたりけり、この文のことばは、あしざまによまれたり、こは何事の申やうぞとて、要所の沙汰しける女房、其文見さしてなげたりける、是によりて蒔繪師がもとへ、かさねて、いかにかやう成狼藉のことばをば申ぞ、只今の程に儘に參れと仰られければ、蒔繪師あはてふためき參たりけるに、此御返事のやう、いかなる事也とて見せられければ、すべて申すごしたる事候はず、唯今御物をまきかけて候へば、蒔はて候てまいりさふらふべしとこそ書て候へと申ければ、げにも、さにて有けり、假名はよみなしと云事、誠におかしき事也、

〔安齋隨筆前編二〕一大假字(おほかな)　大假名とは、眞字をまじへずして、假字ばかりにて書たる事をいふなるべし、こもちは御物也、蒔を讀みてよみたる也、

〔假字の本末上之上〕草假名

さてまた假字をあしく書たるさまを大假字といへり、著聞集に、下野種武が事をいへる下に、大がなのいま〳〵じげなるにて、種武が馬馳たる證人候はゞ、つかふまつらんと書たり、又蒔繪師が事をいへる條に、あさましき大がなにて御返事をぞ申けるなど見えたり、

〔假名考上〕假名考敍

岡田眞澄精國學、兼善和歌、乃因其力、以窮空海假字之所本、又質其草體字形之所出、遂辨後世所傳受之訛誤、正俗間所習用之妄謬、本字下每引前賢、以尋音調之原、別開上格摘法帖、而舉草體之變、其引證浩博、考訂詳嚴、可謂無餘蘊矣、又揭古人考正之誤、撮摘其疎謬而辨之、考正之義、其不苟者如此、

四聲を點ずる法、かくのごとし、平聲と入聲とは點なし、上聲には左に一點し、去聲には右に一點するなり、點なきは平によむべし、入聲はつまる音也、其時は、ッの字をつに作る、此故に點なくしても、入聲のわかちあるなり、平と入と點なきいはれなり、

ビン平　シン上　キイ去　ジツ入　眞四聲

唐音にて四聲を呼べば、平は平となり、上は上となり、去も入も各その聲となる、是眞の四聲なり、呉音漢音にて平去をよぶに、連聲にひかれて、轉じて他聲となり、入聲も平となり、又上去ともなるなり、

ビヤウ平　ジヤウ上　コ去　ニフ入　呉音

ヘイ平　シヤウ上　キヨ去　ジフ入　漢音

呉音の去入は平となり、漢音にては去入ともに上となる、和音は連聲によりて音を轉ずる事かくのごとし、四聲のわかちは、前にいへるがごとし、

合字四聲を用ひて、和語を書く事左のごとし、

イロ色、ハ　ニホヒ匂　ド雖、チリ散　ヌル去　ヲ、ワガ我　ヨ世　タレ誰　ゾ　ツネ常　ウイ有、ウ有　ヰ爲　ノ

オク奧　ヤマ山、ケフ今　コエ越　テ、アサキ淺　ユメ夢　ミ見　ジ不、ヱヒ醉　モ　セ爲　ズ不、

大抵かく心得て書けば、いかなるむつかしき連聲よみくせなどを書傳へんに、口傳なくとも違きにまめし、後世に傳ふべし、又はひふへほの轉じてわゐうゑおによむものは、其所々に小き圈を點じ置くなり、

〔古事談 六 亭宅 諸道〕維時中納言江〇大 始補藏人之時、主上爲令堀前栽、被書花名、納言多以假名書之、時嘲之、維時聞之云、若書實字者、誰人讀之哉云々、後日主上召維時、令書花目錄、御覽之、被仰云、可用漢字之由、維時忽書之進之、時人不知一草字、競來問之、時維時云、如此之故、先日用假名字、何被嘲哉云

る。其よ、のあとののこれるを見るに、くだりたるほどのは、おのづからあらぬふしもいで來て
いやしげにもなりもて來にしを、花山一條の御時より上つかたなるこそ、鶴島の跡の本つ心を
うしなはずして、のどかに高き心ばへ有けれ、わが友橘のをちは筆とるわざに名たかかる人に
て、よく古のかんなのさまをしも得にけり、今この古今集の序をかけるを見るに、かののどかに
高き心ばへのおぼゆるは、めづらかなりとぞいふべき、此卷を見む人、古のみやびをしらば、よく
その心を思ひうべきになん、

〔和字大觀鈔 附錄 下〕假字合字

わが國の假名の徳たる事妙にして、もろ〳〵の音を寫すに自在なれば、異國の音を譯するに、此
假字にて傳へずといふ事なし、しかあれどかなには、さだまれる四聲と二合三合等の法ある事
あらねば、假字にてかける物をよむに、その本旨を誤る事なきにあらず、たとへばしようと書き
て、四餘有の三字によむ事あらん、また諸有と讀み、私用とよむことあるべし、又證と一音に讀む
事あり、又稱揚と云が如く平聲によみ、證據といふやうなる上聲にもよみ、稱名といふ時のごと
く去聲に讀む事あり、是等のわかちを假字にて書きわくることあたはず、此故によみたがふ事
あるなり、今此わかちを成さむとおもひて、悉曇合字の法になぞらへ、韻文四聲のさだめにかた
どりて、片假字を用ひて、其式を立て侍る、音を譯してよみたがはざらしめんためなればなり、

シヨウ四餘有　シヨウ諸有　シヨウ私用

しよのごときは、二合にて、一音によむなり、うの字間音にて、うとよむ時有、上にありても下
にありてもうをウに作る、また下にありて、よう、しようなどのごとく、その音にかよひて合音
となるには、ウに作る、

[illegible]四餘　[illegible]證據　[illegible]　[illegible]稱名

はかんなにならひて、ゆくりなく同じさまにんをそへたるものなり、又南をみんなみといふもひがごと也これもひんがしにならひて、みだりにんをそへたる也、ひんがしはもとよりひむかしなれば、そのむを俗の音便にんといひ、んにひかれてその下のかを濁るも俗也、然るにみなみはみんなみといふべきよしなし、そも〳〵音便にて、んを添ていふ言も多かれど、此まんなみんなみは其例にあらで、かんなひんがしにならひたるみだりごとなりかし、

〔玉勝間十一〕假字のさだ

源氏物語梅枝卷に、よろづの事むかしにはおとりざまに淺くなりゆく世の末なれど、かんなのみなむ今の世はいときはなくなりたる、ふるきあとはさだまれるやうにはあれど、ひろきこゝろゆたかならず、一すぢに通ひてなむ有ける、たへにおかしきことは、とよりてこそ書いづる人人有けれどいへり、此かんなといへるは、いろは假字のこと也、此かなに空海ほうしの作れりといふを、萬の事はじめはうひ〳〵しきを思ふに、これも出來つるはじめのほどは、たゞ用ふるにたよりよきかたをのみことゝはして、その書ざまのよきあしきをいふことなどまでは及ばざりけんを、やう〳〵に世にひろくかきならひて、年をふるまゝに、書ざまのよさあしさをもさだすることにはなれりけむを、源氏物語つくりしころは、此假字出來てまだいとしも遠からぬほどなりければ、げにやう〳〵におかしくたへにかきいづる人のいでくべきころほひ也、

〔琴後集序十一〕橘千蔭古今集序墨帖序

かんなのいで來しはじめは、草の手のいとなだらかなるよりうつりて、つひに一つのすがたとこそなりにけれ、さるはあがりたる世には聞えざりしを、今の都となりてぞもはらとは也來にたる、其筆の跡の今の世に傳へたるは、貫之のぬし、道風の朝臣などをこそ、ふるしともふるしとはいふめれ、これより後なるは、とり〳〵におほくつたはり、そのすがたもさま〴〵になん有け

川等字明見之、若以彼可爲始歟、

〔日本書紀纂疏〕綱領

問、我應神時、漢言東漸、倭字則起于弘法大師空海、故上古未有文字、而天神地祇之事傳世、大可疑焉、

〔日本紀神代抄起上〕假名異名事

假名トハ名ヲカルト書タリ、假令ヨセツノ物ノ名ニヨリテ、文字ハ出來タレバ、漢字ヲモ梵字ヲモ、ワシナベテ假名ト云ベキ也、唐ニモ文字ヲ作ル始メ假令日ノ字ヲ作ニ、天ノ圓キ中ニ一ノ光アルヲ見テ、圓相ノ中ニ一文字ヲヒキテ日ト云字ハ作始タリ、故ニ古文ニ㊀是也、四方ニハ後ニカキ出タル故ニ、圓ク書タルヲバ古文ト云、此等ヲ云ニ、物ノ名ニ形ヲ取テ作タレバゾ、爾ヲ後世漢テ和字ヲ假名ト云フ、漢字ヲ眞名ト云ヒ來ル也、眞名トハ物ノ名ノ自然ナルヲ云、文字ニアラズ、

〔槙葉日抄二〕圖音五十母字

本邦音韻有五十母字、相傳爲吉備朝臣眞備從遣唐使留學、從王化言所定、據唐書、則吉備朝臣所歸乃趙玄默而非王化言也、略○註 豈以化言精于音韻、特受其傳乎、新舊唐書並無所見、其詳不可得而稽焉、要之非妙通于七音之學者、不能作茲譜矣、其字皆一字一音、謂之假名、名卽字也、周禮、外史掌、達書名于四方、注曰、古曰名、今曰字、今假名有眞草、眞者相傳爲吉備朝臣所製、取字偏旁以假其音、故謂之片假名、片之言偏也、草者僧空海所製、就五十母字、除重出者、塡爲國風詩、今之伊路波四十七字是也、略○註 其字全本于草書、以假其音、故謂之平假名、平之言全也、然伊路波之作、唯便兒童之記誦耳、於音韻無所取也、

〔玉勝間八〕かんな、まんな、ひんがし、みんなみ、

假字をかんなといふべし、眞字をまんなといへるはひがことなり、かなはもとかりななれば、そのりを音便にんといひて、かんなとはいふなるを、眞字はまんなといふべきことわりなし、そ

〔源氏物語二帚木〕いときよげに、せうそこ文にも、かむなといふものをかきませず、むべ〳〵しくいひまはし侍るにをのづからえまかりたえでそのものを師としてなん、わづかなるこしをれ文つくることなどならひ侍りしかば、いまに其恩はわすれ侍らねど、○下略

〔古今集序注顯昭〕假名眞名兩序事

或說貫之之草假名序、誂紀淑望、令書眞名序云々、○下略

〔萬葉集二十奥書〕先度書本云

倩案事情、天曆上○村御宇、源順等奉勅、初奉和之刻定於漢字之傍付進假名歟、仍慕往昔之本、故先度愚本、於漢字之右付假名畢、是則其德非一也、其德者、一者料紙三分之一書寫惟安、二者和漢相並見合無煩、和漢別時者短歌猶以校勘有煩、何況於長歌乎、三者若和漢秕謬無隱、四者和漢一所疾了字聲、五者末付假名歌有和之所本、雖似有其理、徒然闕行無用也、一向漢字書之時者、有德無難者歟、○中略古老傳說云、天曆御宇源順奉勅宣、令付假名於漢字之傍畢、然又法成寺入道殿下、○藤原道長爲令獻上東門院、○一條后藤原彰子仰藤原家經朝臣、被書寫萬葉集之時、假名歌別令書之畢、爾來普天移之云々、然而道風手跡本、假名歌別書之、古老之說有相違歟、後賢勘之、以前三箇不同等、令採用其善所書寫此本也、○中略

文永三年歲次丙寅八月廿三日　　權律師仙覺記之

〔釋日本紀一開題〕又問、假名之起當在何世哉、

答、神功皇后以前、文書不傳已無所見、至于應神天皇御宇、遣使新羅、○新羅恐百濟誤招來文人、僅習文字、然則自彼御時可在之、

又問、假名字誰人所作哉、

答、師說、大藏省御書中、有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫給其字、皆用假名、或其字未明、或乃

といへり、眞假名にむかへて省きて書けるを片假名といひ、草體にかけるを平假名といへり、

〔倭片假字反切義解〕倭片假字反切義解 序
風聞、大古之代、未有漢字、君臣百姓老少口々相傳、及平應神天皇御世、始渡儒經、學書契、而凡國家用文字、有眞字有假名、眞字對假字正也、假字對眞字權也、字名義卽物名也、言天下之萬物本無其名、非此字、强設其名作此字、○中略 都不過於以義爲眞字、音爲假名而已、此稱事本紀、日本書紀所用男假字數多皆是也、亦如古事記、萬葉集、兼用眞字假字、以義與音相雜筆之、○下略

〔倭名類聚抄 一〕倭名類聚抄序
若本文未詳、則直擧辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或擧類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稻負之號、野草之中女郎花、海苔之屬於期菜等是也、

〔倭名類聚抄 十八毛群〕葦鹿　本朝式云、葦鹿皮、和名阿之加

〔倭名類聚抄 十八羽族〕稻負鳥　萬葉集云稻負鳥、未詳、或說以奈於保世度里、

〔倭名類聚抄 十九草〕女郎花　新撰萬葉集云、女郎花、倭歌云、女倍芝、乎美奈閉之、今案、花如蒸粟、所出未詳、

〔倭名類聚抄 十七海菜〕於期菜　本朝式云、於期菜、

〔弘法大師年譜 七〕或記云、弘仁十年六月一日、大塔之心柱造始南峯云々、同廿八日心柱與塔上時、大師令授與大工給印明、○中略 同其夕方、此眞言令忘失、仍實惠大工奉問之處、實惠カナノツキヤウアヤシミ給ヲ、高祖御前諮奉問、○下略

〔重之集 上〕三位の大貳○佐理は、故小野宮の大殿○藤原實賴の御子也、わらはより殿上などし給へりけり、宰相をかへしたてまつられて、大貳になられて下給へるを、道風はなちてはいさかしこき手かきにおはして手本などはつくしへぞかきにつかはしける、かなの御手本かきに下させ給よけるを、○下略

〔倭訓栞前編末二十九〕まんな　眞字の義、源氏（梅枝）○に、まんなの進みたるほどに、かんなはしどけなき文字こそまじるめれ、

〔源氏物語二帚木〕さるまゝには、まんなをはしりがきて、さるまじきどちの女ぶみに、なかばすぎてかきすくめたる、あなうたて、○下略

〔古今集序注顕昭〕假名眞名兩序事

或說、貫之之草假名序、誂紀淑望令書眞名序云々、敦光朝臣申讃岐院崇德○曰實者父紀中納言長谷雄筆也、借淑望之才之歟、淵變爲瀬等之句、淑望難書歟云々、是和歌序之秀逸也、

〔源氏物語三十二梅枝〕さうしのはこどもにいるべきさうし共の、やがて本にもし給ふべきをえらせ給、○中略かの君と前齋院と、こゝにとこそはかき給はめと、ゆるしきこえたまへば、このかずにはまばゆくやと聞え給へば、いたうなすぐし給そ、にこやかなるかたのなつかしさは、ことなるものを、まんなのすゝみたるほどに、かんなはしどけなきもじこそまじるめれとて、○下略

〔枕草子四〕いかなる御文ならんとおもへど、○中略らんじやうの花の時、きんちやうのもとゝかきて、末はいかに〳〵とあるを、いかゞはすべからん、御まへのおはしまさば、御らんせさすべきを、これが末しりがほに、たどたどしきまんなにかきたらんも見ぐるしなどおもひまはすほどもなくせめまどはせば、○下略

〔文教溫故下〕文字

假名はカリナといへることにて、唐土の字音をかりて、吾邦の言語をうつすなり、その字義にかかはらで、櫻を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、名は字といふことなり、字を古しへ名といへり、（周禮曰、外史掌達書名于四方、註曰、古曰名今曰字、）さていにしへの假名は、すべて右の佐久羅由伎などの如く書けるを、萬葉集の頃には、音訓をまじへ用ふ、たとへば鬱蟬（ウツセミ）、あるは布本（フホト）とかける類、これを世に萬葉假名

理性院の省文なり、省字多くは兩字連續に過ず、志かるにかく數字に至るものたえて見ざるところなり、

佛家に古來より用ふるところの省字あり、抄書に便するなり、𦬇菩薩、𭃡佛頂、楳林泉、倆兩佛、釼金剛、夏安居、取西、此等の字見天台家阿彌陀坊抄等、皆私作字なり、佛者の書此類多し、これを抄物書といひ傳宗の時、文字を省き、筆を勞せず、又𦬇菩提サ・チャン、菩薩メノシテ、く菩提七火涅槃シャウ四四シ、、因縁、涅槃、菩提を書するに、菩薩の二字を合せしなり、弘法大師心經秘鍵に、この二字を略するは、べらす、又涅槃を七大にするは、其字を謂れるなる、これらみな僧徒の書寫に便ならん爲に作れるものなり、天文年間鈔本の沙石集に、懺悔を十小、地獄を土犬、儞體を竹竹、莊嚴を在ムに作れり、此類すべて書寫繁劇なるとき、勉て簡便に從ふのみ、

〔魏書列傳上世祖紀〕始光二年三月庚申、初造新字千餘、詔曰、在昔帝軒、創制造物、乃命倉頡、因鳥獸之跡以立文字、自茲以降、隨時改作、故篆隷草楷竝行於世、然經歷久遠、傳習多失其眞、故令文體錯謬、會義不愜、非所以示軌則於來世也、孔子曰、名不正則事不成、此之謂矣、今制定文字、世所用者、頒下遠近、永爲楷式、

〔宣和書譜 一〕賜鍊錄衣懷書

則天順聖皇后武氏諱曌、并州文水人、(中略)其出新意、持臆說、增減前人筆畫、自我作古、爲十九字、曰而天、埊地、囝日、𡴻月、〇星、𢘑君、𠡦年、𠙺正、𢘑臣、曌照、𢘍載、𤯔初、圀國、𥃝初、𥁠證、𤯔授、𤯔生、匡人、當聖、時臣下章奏與天下書契、咸用其字、然獨能行於一世、而止唐之石刻載其字者、知其在則天時也、雖然亦本於爲作字、初得晉王道十世孫方慶者、家藏其祖父二十八人書跡、模榻把玩、自此筆力益進、其行書駸々稍能有丈夫勝氣、今御府所藏行書一、

〔運步色葉集 言〕具字

牟插之轉訛也、椙(スギ)杉也、倭名鈔、杉俗用榲字、非、榲音於粉反、柱也、按榲亦訛作椙、榊(サカキ)祭神之木也、○下略

〔文教温故下〕文字

和字、ことに會意の文字多し、神木を榊(サカキ)とし、香木を桰(カツラ)に作る、(見新撰字鏡)あるひは樟(クスキ)字は倭名類聚鈔(裝束部衣服具)に載せて、衣袖を擧るの義に取る、鈯(クマデ)字は室町殿日記(江口之要害夜討條)に見ゆ、おもふに鐵を鈎曲して造る意にや、又二合の字あり、⿰日古(ヒコ)(見出雲風土記大原郡斐伊郷條)日古の二合、麿(マロ)(見多度寺資財帳、貞觀十三年小木麿大般若經跋等)三麻呂の二合、これらは二合の假名にて、もとより字義にあづからざるものなり、また白田を畠(ハタケ)に作り、(見大神宮儀式帳、延喜神名式等、伊呂波字類抄曰、畠ハタケ、白田ノ二字也、作一字誤)日下を早(クサカ)に作れる、(見日本靈異記)これらは二合の熟字ともいふべし、また字書に、文字はありながら、其字詁を異にするものは、俵は俵散の義なるを、米苞のことに用ひて、タワラと訓、(見類聚國史延暦十七年十月勅、日本靈異記)栲は山樗なり、しかるを布帛の稱としてタクと訓り、(見日本書紀仲哀紀、豐後風土記)これ等の文字、古昔より用ひ來れること已に久し、世儒概して乖謬とするものは、殊に通論にあらず、

衢(ちざり)雫(しづく)凩(こがらし)栬(もみぢ)杜(もり)俤(おもかげ)この類は、連歌の懐紙の爲に造れる文字なるよし、これを新在家文字といふとかや、又杁(はめ)圦(かます)閊(つかえ)鎹(かすがひ)等の字あり、これは作事修理方にて用ふる文字なるよし、○中略熟字の偏旁を省けること、互易増損これを用ひて害なしといへり、吾邦古しへより亦この例あり、古事記根堅洲國條に、亦來日夜者入呉公與蜂室とある、呉公は蜈蚣の省なりまた家長日記御行御遊條に、康業が奉行にて、此御比巴どもひろ御所にてすらせられきとある比巴は、琵琶の省なり、書名にも、夫木和歌抄は扶桑の省文なり、人車記は兵部卿信範卿の日記なれば、信範の左旁をとれるなり、かつて字鏡集の古鈔本を見たりしに、その奥書に酉酉玉小完とあり、これは醍醐

新字

〔日本書紀天武二十九〕十一年三月丙午，命境部連石積等，更肇俾造新字一部四十四卷，

〔釋日本紀述義十五〕新字一部

私記曰，師說，此書今在圖書寮，但其字體頗似梵字，未詳其字義所准據乎，

〔本朝書籍目錄字類〕新字　卌四卷境部連石積等撰

〔江談抄五詩事〕杣字事

又問云，杣字誠本朝作字歟如何，被命云，杣字本朝山田福吉所作也，榊字又見日本紀云々，

〔倭名類聚抄一山石〕杣　功程式云，甲賀杣田上杣，杣讀曾萬，所出未詳，但功程式者，修理算師山田福吉等，弘仁十四年所撰上也，

〔箋注倭名類聚抄一山石〕功程式无傳本，按甲賀近江國郡名，天武紀鹿深部是，田上屬近江國栗本郡，万葉集藤原宮役民歌所謂衣手田上山即是也，杣字皇國所造會意字，非漢字，然既見寶龜十一年西大寺資財帳，及延暦廿三年大神宮儀式帳，江談抄以爲山田福吉造是字者，蓋誤讀本書也，又按，曾万蓋山中殖樹木，爲採造屋材之處，万葉集大伴家持歌所云和豆香蘇麻山，大神宮儀式帳，人杣山木本祭，西大寺資財帳有杣圖，皆是也，至是處採材者曰杣人，万葉集寄木歌云，眞木柱作蘇麻人是也，今俗呼採材之人爲曾万，轉訛也，山田本，者下有是字，

〔同文通考四〕國字

本朝文字，白雉年間儒臣奉勅所撰新字四十四卷，其書獸焉，俗間所用，亦有漢人字書所不載者，蓋是國字，世儒斥以爲僞，非通論也，今定以爲國字，

鯲ヲヨカソ　鑓音鎗貌也，　働ハタラキ　活也，動也，　凩コガラシ　風寒木也，　凪ナギ　風止也，　峠トウゲ　嶺也，嶺高山之可踰而過者也，　畠ヤケクレ　月明也，　杣ソマ　木在山也，　槺ヘンアウ　匯也，說文匯，柄中有道，可以注水之器也，倭名鈔有柄，半插其內，故呼爲半插也，按近世呼注水器謂飯銅者蓋

だりに作りたるものなるべく、又それにたぐひて、えせ人の後に作りたるもありとみえなどして、さらにうけがたきものなり、又近き頃紅毛字に效ひて新に作れりとおもはる、が、何がしの神社に傳はりたりなど、うべ〳〵しくいへるもみえたるは、その作れる下の心さへにおしはかられて、いづれも論ふにもたらぬを、あるが中に字體もおほかたさだかにて、みだりに作れるものとはみえざるが三體あるは、今朝鮮にて諺文といひて用ふる國字の古體にて、吏道といふものとぞ見えたる、さるをわがともがらのうひ〳〵しきが中に、まことの神代のなりとおもひまどへるがあるに、かたはし論ひきかせたりければ、いとゞしくまどはしくなりぬ、いかで書つらねて見せてよとこへるにもよほされて、かつ〴〵辨へてみむとてするなり、それにつきては、まづその吏道諺文の事を辨へおきて、次々に論ふべし、

〔本朝書籍目錄帝紀〕肥人書　五卷　　薩人書

〔令集解十三賦役〕凡邊遠國有夷人雜類、(中略)古記云、夷人雜類、謂毛人、肥人、阿麻彌人等類、問、夷人雜類、一歟二歟、答、本一末二、假令、隼人毛人本土謂之夷人也、

○按ズルニ、本文ニ據ルニ、肥人トハ恐クハ隼人ノコトナルベシ、倘ホ官位部隼人司篇參考スベシ、

〔同文通考二〕肥人書

謹按ズルニ、冷泉大納言爲富卿ノ本朝書籍目錄ニ、肥人書五卷ト載セラレタリ、サラバ此書モト五卷ナリシニ、後纔ニ六七枚バカリ、大藏省ノ御書ノ中ニノコレルナリ、肥人書トハ肥ノ國人ノ書也、○中略

薩人書

冷泉家ノ書籍目錄ニ薩人書トイヘル物アリ、是モ肥人書ノ類ニシテ、薩摩人ノ用ヒシ書體ナルヨシイと傳ヘヌ、サレバ是モ亦我國ノ書ノ一體ナルベシ、

ある古語拾遺の文を擧て、出雲の大社に、神代より傳れる物なりとて、漆をもて文字を記せる竹簡あまた有り、其文字、尾張の熱田社にもあり、是もし信に神代より傳はれる物ならむには、神代に文字なしとは云べからずと言ひ、○略註また所謂神代字なるもの凡て五つ、或は其字讀べからざるあり、或は其體辨ふべからざるあり、或は科斗書の如きあり、或は鳥篆の如きあり、また肥人書、薩人書ありとも言はれたり、○中略

寶暦十三年のころ尾張國八事山興正寺の諦忍和尚と云へるが以呂波問辨といふ書を著して、神世に天照大神の勅語もて、大己貴命に、樂曾味擧覺務奈夜古塔茂知儘彌年業紀滝由謝尉宮妨蘇汙珍坡呴馬烏有於依爾沙利泪轉能摩數亞世會鋪列氣といふ四十七音を授賜へりしかば、大己貴命、そを受て、天八意命と共に神字を作り給へるを、後代に漢字を以て書換たり、聖德太子の時に平岡宮と泡輪宮とに納りて在し神字の記錄を借出して見給へること、古書に委く載たり、略○中本邦上古に文字ありしこと、晴天白日の如し、何の疑ひか有らむ然るに廣成宿禰の實、深く考へず、上古に文字なしと言へるは無稽なり、貝原、太宰がごとき其僻說に黨して、證據に備るは何事ぞや、一盲、衆盲を引きて火坑に入るとは此事なるべし、古人なりとて恃むべからず孔子は後世可畏といへり、大凡そ異朝を崇めて其餘を蔑するは儒生の僻なり、貝原太宰が輩日本に生れながら、其學ぶ所に僻して、我國を鄙むるは固陋の甚しきなり、舊き神社には、上古の神字今に殘りて、儼然として存在するなり、然れども深密にして通用しがたき故に世には流行せざるなり、

〔假字本末附錄〕神代字辨

世に神代字なりとて、寫し傳へたるが種々あるをみるに、多くは龜卜の灼兆にことよせて、ごとごとに作りたるものと見えたり、さるは中むかしよりこなたの唯一などいふ神道者などのみ

上古無文字

〔和字大觀鈔下〕疊字式

同字を重ねたるを疊字と云、又重文とも云、和に是ををくり字と云、又をどり字と云、片假字にはズヽサラ〳〵など書く、平假字にはずゝさら〳〵など書く、草書に重々を用ゆ、震旦にも草書に連〻綿〻など書く、楷書に連ニと書き、また綿ヒとも聯ヌとも書けり、ニとヒとは共に上の字也、上の字をかさね用ゆる意なり、ニは一二の二の字にはあらず、ヌは又の字にて、再び用ゆる意なり、日本の々の字、本據を詳にせず、疑らくは上の字の草書を誤りたるならん、草書に上をヒに作る、々とヒと相近し、

〔古語拾遺〕蓋聞上古之世、未有文字、貴賤老少口口相傳、前言往行、存而不忘、書契以來、不好談古、浮華競興、還嗤舊老、遂使人歷世而彌新、事逐代而變改、顧問故實、靡識根源、國史家牒、雖載其由、一二委曲、猶有所遺、〇下略

神代字

〔朝野群載文筆三〕筥崎宮記　帥江納言匡房〇

筥崎宮在西海道筑前國那珂郡、〇中略尋其本體、應神天皇之神靈也、我朝始書文字、代結繩之政、即創於此朝、

〔釋日本紀開題一〕又問假名字誰人所作哉

先師說云、漢字傳來我朝者、應神天皇御宇也、於和字者、其起可在神代歟、龜卜之術者、起自神代、所謂此紀一書之說、陰陽二神生蛭兒、天神以太占而卜之、乃卜定時日而降之、無文字者、豈可成卜哉、者作者事、濫觴可在神代者、幽玄而難測、

〔神字日文傳上〕まづ取すべて云べき事ども、平田篤胤著

近世の人に、神代に文字ありと論へるは、新井君美ぬしぞ始なりける、此より以前に、いはゆる神道學者だちの中にも、さか云へるが多かれど、其說いと稚く無稽の說等なれば、今論ふかぎりに非ず、そは其著されたる書等に、かの上古之世未有文字云々と

筆ノ數也、玉篇等ニ畫ヲ付ルト云ハ、只筆ノカズヲ云也、

〔塵添壒囊抄五〕一一事付ノ〻イテ事

一、是ヲ常ニ立一ト云ハ、ヨミナキ字歟、一居月反、說文ニハ衢月反、是ノミナラズ、ノ普折反、右戾也、〻甫勿反、左戾也、一一爲於十、ノ〻成人字ト云ハ、八陽經ノ說也、又イ亍ヲバ、タヽズムト讀ム、性靈集ニモ、イ亍神泉觀物候、心神悅怡不能歸ト書給ヘリ、

〔性靈集一〕秋日觀神泉苑七言

イ亍神泉觀物候、心神悅怡不能歸、

〔東見記上〕イ傳ケ傳ト云ハ、毛萇傳、鄭玄箋ト云コト也、日本公卿ノ諺也、諺ノ口談、イハ傳ノ字ノ畧、ケハ箋ノ字ノ冠也、

〔新撰字鏡〕重點部百六

切々　　森々　　悏々略〇下

〔蜻蛉日記下之下〕すけありきしはじむる日のみちに、かの文やりしさころゆきあひたりけるを、いかゞしけん、くるまのどうかゝりてわづらひけりさて、あくる日よべはさらになん知らざりける、さても、

さし月のめぐりくるまのわになりておもへばかゝるをりもありけり、さいひたりけるをさりいれて見て、その文のはしになを〱しきてして、ちらすこゝには〱と、ぢうてんがちにてかへしたりけんこそ、なをあし、

〔北邊隨筆初篇三〕重點

亡父成章又云重點は、かんなには、きぬ〱、あふな〱、如此かくべし、いにしへ、きゝ、ぬゝ、さかけるを、草書にて、きゝぬゝさかけるが、後にかくなれる也、から人も、死罪死罪を、死々罪々とかき、これを草書して、死ゝ罪ゝなどかけるも多し、

べし、禾をノギといふは、禾の訓なり、芒をノギ、穎をノゲとよめるも同義なり、稻者有芒之穀總名也急就篇といへるを併せおもふべし、刂は立刀なり、忄を立心といひ、亻を立人といふに同じ、これは吾邦の稱にあらず、晉の王羲之云、立人之法、如鳥在柱首、イイ之類是也筆勢論といへり、或は利刀書言字考などいふは、正義にあらず、酉をヒヨミノトリといへるは、ヒヨミは暦日のことなり、東雅曰、ヒヨミとは日讀なり、古語に、凡物をかぞふるを讀といひけり、暦本をコヨミなどいふも、この義なり、その暦日に用ふる酉といへる意にて、鳥字と同訓なれば混ぜざらしめんが爲なり、旅宿問答曰、サン水ニ日ヨミノ酉ヲ書キ、字訓シテ酒ト付タりと見えたれば、ふるき稱なり、○中略唐土にも偏旁の稱あり、草頭、木脚、寶蓋、立人、挑土讀書譜などの類猶少からず、

〔徒然草上〕くすしあつしげ、故法皇花園の御前にさふらひて、供御のまいりけるに、今まいり侍る供御の色々を、文字も功能も尋下されて、そらに申侍らば、本草に御覽じあはせられ侍れかし、ひとつも申あやまり侍らじと申ける、時しも六條の故内府有房まいり給ひて、有房ついでにもの習ひ侍らんとて、まづしほといふ文字は、いづれの偏にか侍らんと、とはれたりけるに、土偏に候と申たりければ、才のほどすでにあらはれにたり、今はさばかりにて候へ、ゆかしきところなしと申されけるに、どよみになりてまかり出にけり、

〔塵添壒囊抄五〕字ニ點ヲ付ト云事附ム字事幷圈事

文字ノテント云名ハ何ナル故ゾ、幷クワクトハ何ゾ、文字ニ加ルヲ點ト云事、慥ニ注セル物ヲ不見、推量ヲ以テ申サバ、梵字麽多體文ト云事アリ、麽多ハ梵語ヲ飜ジテ點ト云、卅五體文ヲ字體トシテ、十二麽多ヲ點ニ加テ、七千餘字ヲ作レリ、仍漢字ニモ字ヲ加ヲ點ト云歟、但漢字ニハ注註同チウノ字ヲ點ト云ト見タリ、チウハ知柱反、シルストヨム、此字ヲ點ト名クル也、主ノ字等ノ圓點ト云ハ是也、一切ノ字ニ點ヲ加ト云ハ、此ノ注ノ字ヲ加ル也、是ヲ點ト云ニ依テ爾云フ也、畫トハ

獸蹏迒之迹、知分理之可相別異也、初造書契、依類象形、故謂之文、象交文、像兩紋交互也、紋者文之俗字、無分切、十三部、

〔伊呂波字類抄 雜物〕字 梵字、漢字、隷字等也、

〔段注說文解字 十四下〕字 乳也、人及鳥生子曰乳、獸曰犍、引申之爲撫字、亦引申之爲文字、叙云、字者言孳乳而浸多也、从子在宀下、子亦聲、疾置切、一部、

〔運歩色葉集 〕片畫

日(ヒヘン) 月(ツキヘン) 月(ニクヅキ) 阝(コザトヘン) 王(タマヘン) 亻(ニンベン) 彳(ギヤウニンベン) 巾(キンヘン) 忄(リツシンベン) 扌(テヘン)

木(キヘン) 才 火(ヒヘン) 魚(ウヲヘン) 糸(イトヘン) 土(ツチヘン) 衣(コロモヘン) 示(シメスヘン) 禾(ノギヘン) 止(トメヘン)

氵(サンズイ) 冫(ニスイ) 金(カネヘン) 虫(ムシヘン) 口(クチヘン) 耳(ミヽヘン) 言(ゴンベン) 米(コメヘン) 女(ヲンナヘン) 弓(ユミヘン)

石(イシヘン) 舟(フネヘン) 車(クルマヘン) 角(ツノヘン) 馬(ムマヘン) 足(アシヘン) 牛(ウシヘン) 食(シヨクヘン) 山(ヤマヘン) 一

宀(ウカンムリ) 雨(アメカンムリ) 艹 竹(タケカンムリ) 辶(シンニウ) 夂 乚 門(モンガマヘ) 口(クニガマヘ) 广(マダレ)

疒(ヤマイダレ) 尸(シカバネ) 戸 木 冂 刂(リツトウ) 心(シタゴヽロ) 阝 灬(レンクワ) 穴(アナカンムリ)

〔角金記 改元部 引〕安元三年八月四日、今日有改元事、中略人々議定日、中略至于治承者、上治字三水、下承字又隨水篇、連々有水損之聞、而隨水篇也云々、召左少辨又被奏此由、此間宜定、隆季、實國、實守卿退出、兼光歸出示申云、兩字雖尤可然、仁治上、仁雖强不可憚、万治、字平治、亂其例不快、於治承者、水篇多由尤可然、然而永承之字隨水篇、今度依火災被改、多隨水篇何事有哉者、尤可然之由相議、上卿被奏、兼光歸來仰云、改安元三年、爲治承元年、大極殿火災之上、天變頻開、方々由可被詔書、依康平例作詔書者、

〔文敎溫故 下〕文字

文字の偏旁に俗稱あり、灬をレングワ、禾をノギ、刂をリツタウ、酉をヒヨミノトリ、などいへるが如し、さて灬をレングワといへるは、字書に烈火字畫とあれば、連火にはあらで烈火の音の轉訛なる

古事類苑

文學部一

文字

名稱

我國上古文字ナシ、應神天皇ノ朝ニ始テ漢字ヲ傳ヘテ之ヲ用ヰル、或ハ云フ、神代ヨリ文字アリト、天武天皇ノ時ニ、新字四十卷ヲ作ル、杣辻ノ如キハ當時ノ作ナリト云フ、是ヨリ後ニ假名起ル、假名ニハ片假名アリ、平假名アリ、片假名ハ多クハ楷書ノ偏旁ヲ取リタルモノニテ、古昔ハ其體頗ル一樣ナラザリシガ、後世ニ至リ殆ド畫一ノ體トナレリ、平假名ハ多クハ草書ノ體ノ壞レタルモノニテ、古ハ之ヲ草假名ト云フ、又伊呂波假名ト云フハ、此ヲ以テ伊呂波歌ヲ寫スガ故ナリ、サテ此假名ハ、初ヨリ片假名ノ如ク許多ノ體ハアラザレドモ、後世マデ反テ畫一ナルニ至ラズ、又眞假名アリ、上世ヨリ起リシモノニテ、眞草ヲ擇バズ、漢字ノ體ヲ成シ、其字ノ音、或ハ訓ヲ借リ用ヰルナリ、是ヲ萬葉假名ト云フハ、萬葉集ニ用ヰタル故ナリ、而シテ眞名ト云フハ、漢字ヲ總稱スルモノニテ、正用ト借用トヲ簡バズ、サテ彼ノ伊呂波歌ハ、世ニ傳ヘテ空海ノ作トス、今書籍上ニ此歌ノ事ノ見エタルハ、河海抄ニ江談ヲ引キテ、源信ノ講説ヲ擧ゲタルヨリ古キハナシ、其事ハ一條天皇ノ比ノ事ナルベシ、尙ホ音韻篇五十音圖條ニ、片假名ノ事アリ、參照スベシ、

〔伊呂波字類抄 毛疊字〕文字

〔段注説文解字 九上文〕文、錯畫也、錯當ㇾ作ㇾ逪、逪畫者、这逪之畫也、考工記曰、靑與ㇾ赤謂二之文一、逪畫之一耑也、逪畫者、文之本義、彣彰者、彣之本義、義不ㇾ同也、黃帝之史倉頡、見二鳥

古事類苑

文學部一

文字

文學部十四

俳諧下

古事類苑

文學部第一冊目錄

AE
35
K6 2
1933
V. 37

LIBRARY
MAR 23 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

神宮司廳藏版

古事類苑

文學部一

古事類苑刊行會

AE
35
.2
K6
1933
v.37

Koji ruien

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY